

岡山市地域防災計画

(風水害等対策編)

平成23年3月

岡山市防災会議

岡山市地域防災計画風水害等対策編目次

第1編 総 則

第1章 総 則

第1 計画の目的	1
第2 計画の構成及び内容	1
第3 防災施策の基本方針	2
第4 災害の想定	2
第5 用語の意義	3
第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
第1 実施責任	4
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3章 地域防災計画の作成又は修正	1 5
第4章 岡山市の概要	
第1 自然的条件	1 6
第2 社会的条件	1 7

第2編 災害予防計画

第1章 防災業務施設・設備等の整備

第1 気象等観測施設・設備等	1 9
第2 消防施設・設備等	1 9
第3 通信施設・設備等	2 0
第4 水防施設・設備等	2 0
第5 救助施設・設備等	2 1
第6 医療救護用資機材等	2 1
第7 その他施設・設備等	2 1

第2章 防災業務体制の整備

第1 職員の体制	2 2
第2 情報収集・連絡体制	2 2
第3 防災関係機関相互の連携体制	2 2

第3章 自然災害予防対策

第1節 治山対策	2 4
第2節 造林対策	2 5
第3節 砂防対策	2 6
第4節 河川防災対策	2 8
第5節 海岸防災対策	3 0
第6節 ため池等農地防災対策	3 1
第7節 都市防災対策	3 2
第8節 地盤沈下対策	3 5

第9節	文教対策	36
第10節	文化財の保護対策	38
第11節	危険地域からの移転対策	39
第12節	風害対策	40
第4章 事故災害予防対策		
第1節	道路災害予防対策	41
第2節	鉄道災害予防対策	43
第3節	海上災害予防対策	45
第4節	林野火災の防止対策	48
第5節	高層建築物・地下街等の保安対策	50
第6節	危険物等保安対策	52
第7節	高圧ガス保安対策	54
第8節	火薬類保安対策	56
第9節	有毒ガス等災害予防対策	58
第10節	放射性物質の災害予防対策	59
第11節	火災予防対策	60
第5章 防災活動の環境整備		
第1節	防災訓練	62
第2節	防災意識の普及	65
第3節	自主防災組織の確立	68
第4節	企業防災の促進	71
第6章	災害時要援護者の安全確保計画	72
第7章 防災対策の整備・推進		
第1節	防災に関する調査研究の推進	75
第3編 災害応急対策計画		
第1章 防災組織		
第1	防災会議	76
第2	防災体制	77
第2章 配備体制		
第1	配備体制	81
第2	配備要領	81
第3	配備体制・基準表	85
第3章 防災活動		
第1	防災気象情報等	87
第2	気象予報・警報等の収集・伝達	90
第3	災害情報の収集・伝達	94
第4	県等への災害情報の報告	96
第5	災害通信連絡	99
第4章	災害広報及び報道	101

第5章	り災者の救助保護	
第1節	災害救助法の適用	104
第2節	避難及び避難所の設置	107
第3節	救 助	121
第4節	食料の供給	122
第5節	飲料水の供給	125
第6節	被服・寝具等生活必需品給与又は貸与	128
第7節	医療・助産	130
第8節	死体の捜索・収容・埋葬等	136
第9節	防疫・保健衛生	139
第10節	清 掃	141
第11節	住宅の仮設・応急修理	143
第12節	障害物の除去	145
第13節	文教災害対策	147
第6章	社会秩序の維持	151
第7章	道路交通規制	152
第8章	輸 送	153
第9章	電気・ガス・電信・電話・水道の供給	158
第10章	防 災 営 農	161
第11章	水防及び消防	164
第12章	流木の防止	169
第13章	事故災害応急対策	
第1節	道路災害対策	170
第2節	鉄道災害対策	172
第3節	海上災害対策	174
第4節	航空機事故災害対策	177
第5節	大規模な火災対策	180
第6節	林野火災対策	182
第7節	危険物等災害対策	184
第8節	高圧ガス災害対策	187
第9節	火薬類災害対策	190
第10節	有害ガス等災害対策	193
第11節	地下街等におけるガス災害対策	194
第14章	集団事故災害対策	197
第15章	自衛隊の災害派遣	202
第16章	応援・雇用	206
第17章	ボランティアの受入、活動支援	209
第18章	義援金の募集・受付・配分	211
第19章	災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに援護資金等の支給・貸付	213
第20章	区の応急対策	214

第4編 災害復旧計画

第1節	被災者等の生活再建等の支援	217
第2節	公共施設災害復旧事業	218
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	219
第4節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	221

第 1 編 総 則

第1章 総 則

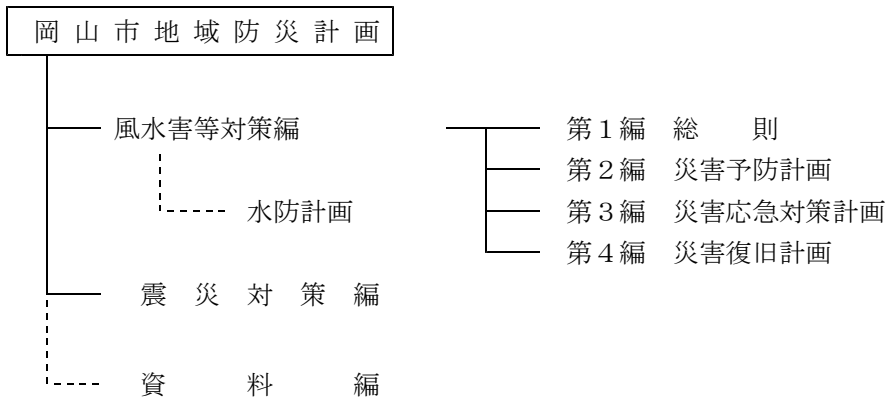
第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、岡山市防災会議が岡山市の地域に係る防災に関し、岡山市及び防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務の大綱について、さらに市民の役割を明らかにするため、総合的な運営計画を作成したもので、これを効果的に活用することによって、岡山市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に止め、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第 2 計画の構成及び内容

本計画は、「風水害等対策編」及び「震災対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、別途作成する「岡山市水防計画」（別冊）とも十分調整を図るものとし、「岡山県地域防災計画」並びに指定行政機関又は指定公共機関等の作成する「防災に関する計画」と整合を図るものとする。

また、本計画は「風水害等対策編」を「災害予防」、「災害応急対策」及び「災害復旧」の3本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。



本計画の内容は、次のとおりである。

1 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるため、本市及び防災関係機関等がとるべき措置等について定める。

2 災害応急対策計画

災害発生直後から応急復旧の終了までの間において、主として本市災害対策本部がとるべき措置等について定める。

3 災害復旧計画

民生安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧等について、本市が自ら又は防災関係機関等の協力を得て実施する措置等について定める。

第3 防災施策の基本方針

本市は、防災に関して国・県及び他の市町村と直結した基礎的地方公共団体として、防災組織の根幹を形成するものである。したがって、防災行政に関しては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、積極的かつ意欲的な施策を実施する。

災害が発生した際、総合的・統一的かつ有効な災害応急対策を実施するとともに、災害の発生を未然に防ぎよし又は災害の原因を根絶するため、長期的かつ効果的な計画の樹立と推進に努める。

このため、防災行政に関する施策の決定や計画の策定及び実施に当たっては、国・県・その他防災関係機関と緊密な連携をとり、防災施設等の整備を重点的に推進する。

第4 災害の想定

本計画は、岡山市の地域における地勢・地質・気象等の自然条件に加え、人口・資産・産業活動の集積の社会的条件並びに、過去における各種災害履歴を考慮したうえで、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震による災害については震災対策編として別冊を作成した。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害
- 3 高潮等による災害
- 4 上記1～3のほか異常気象による災害
- 5 大規模火災
- 6 危険物の爆発等による災害
- 7 交通機関による災害
- 8 その他の特殊災害

《参照》

- 岡山市の災害 (資料編)
- 防災上注意すべき自然的・社会的条件 (資料編)

第5 用語の意義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

◆ 岡山市関係

- (1) 災害対策本部 …… 岡山市災害対策本部をいう。
- (2) 区本部 …… 岡山市各区の区災害対策本部をいう。
- (3) 現地本部 …… 岡山市現地災害対策本部をいう。
- (4) 地域防災計画 …… 岡山市地域防災計画をいう。
- (5) 本部長 …… 岡山市災害対策本部長をいう。
- (6) 区本部長 …… 岡山市各区の区災害対策本部長をいう。
- (7) 現地本部長 …… 岡山市現地災害対策本部長をいう。
- (8) 防災関係機関 …… 県・市町村・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (9) 水防計画 …… 水防法第32条に基づき、水防管理団体として岡山市が定める水防計画をいう。
- (10) 水防本部 …… 岡山市水防本部をいう。

◆ 岡山県関係

- (11) 県本部 …… 岡山県災害対策本部をいう。
- (12) 県現地本部 …… 岡山県現地災害対策本部をいう。
- (13) 県備前地方本部 …… 岡山県備前地方災害対策本部をいう。
- (14) 県防災計画 …… 岡山県地域防災計画をいう。
- (15) 県本部長 …… 岡山県災害対策本部長をいう。
- (16) 県現地本部長 …… 岡山県現地災害対策本部長をいう。
- (17) 県備前地方本部長 …… 岡山県備前地方災害対策本部長をいう。
- (18) 県警察 …… 岡山県警察をいう。

第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 岡山市

岡山市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岡山県

岡山県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、勧告・指導・助言等の措置を行う。

4 自衛隊

災害派遣要請者からの要請に基づき、防災活動を実施する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

6 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市・その他防災関係機関の防災活動に協力する。

《参照》

- 緊急消防援助隊要綱・消防相互応援協定 (資料編)
- 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定 (資料編)
- 大都市災害時相互応援協定 (資料編)
- 岡山市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定 (資料編)

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 防災に関する組織の整備を行う。
- (2) 防災に関する調査・研究を行う。
- (3) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (4) 防災用施設・設備の整備及び点検を行う。
- (5) 防災に必要な物資・資機材の備蓄及び点検を行う。
- (6) 危険物施設の保安確保に必要な指導及び立入検査を行う。
- (7) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導・助言及び立入検査を行う。
- (8) 自主防災組織の育成・指導及び災害ボランティア活動の支援を行う。
- (9) 防災気象情報等の収集・情報提供・伝達を行う。
- (10) 災害に関する予報・警報等の発令及び伝達を行う。
- (11) 被害の調査及び報告並びに災害に関する広報・公聴を行う。
- (12) 水防活動・消防活動及びその他の応急措置を行う。
- (13) 市域内の防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整を行う。
- (14) 指定地方行政機関及び県に、災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- (15) 災害時における交通整理・輸送対策・警戒地域の設定、その他社会の秩序の維持を行う。
- (16) 避難勧告・避難指示の発令又は要避難者の誘導並びに避難所の開設を行う。
- (17) 災害救助法に基づく被災者の救出・救助を行う。
- (18) 災害時における被災児童・生徒等に対する文教対策等の応急措置を行う。
- (19) 公共土木施設・水道施設・下水道施設・農地及び農林水産業施設等の新設改良・防災・災害復旧及び応急措置を行う。
- (20) 災害時における清掃・防疫、その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (21) その他、岡山市防災会議に関する事務を行う。

2 市消防団

- (1) 火災予防のほか、各種災害予防を行う。
- (2) 消防活動及び水防活動を行う。
- (3) 被災者の救出・救護・避難誘導を行う。
- (4) 災害現場の応急作業を行う。

3 県

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報・警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市の実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。

- (8) 災害対策基本法・水防法・地すべり等防止法に基づく、避難のための立退きの指示を行う。
- (9) 災害時の防疫、その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示・調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 県管理の公共土木施設・農地・農林水産業施設等の新設改良・防災・災害復旧及び応急措置を行う。
- (13) 農産物・家畜・林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急輸送車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防・消防その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (16) 救助物資・化学消火剤等、必要資機材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (17) 危険物施設の保安確保に必要な指導・助言及び立入検査を行う。
- (18) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導・助言を行う。
- (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (20) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- (21) 県の管理する港湾区域・漁港区域の施設の維持管理及び港湾区域内の清掃等を行う。
- (22) 県の管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (23) 有害ガス・危険物等の発生及び漏洩(流出)による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

4 県警察

[県警察本部・岡山中央・岡山西・岡山南・岡山北・岡山東・赤磐警察署]

- (1) 災害警備計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 行方不明者の捜索及び死体の見分、検視を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

5 指定地方行政機関

[中国地方整備局(岡山河川事務所、岡山国道事務所)]

- (1) 気象・水象について観測する。
- (2) 吉井川・旭川・百間川等、直轄河川の改修工事・維持修繕・防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- (3) 旭川及び百間川・吉井川・高梁川の洪水予報河川において、浸水想定区域の指定及び見直しを行うとともに、岡山地方気象台と共同して、洪水予報を行う。
- (4) 一般国道2号・30号・53号・180号・直轄管理区間の改良工事・維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。
- (5) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく、適切な応急措置を実施する。

(宇野港湾事務所)

- (1) 港湾施設の整備と防災管理を行う。
- (2) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導を行う。
- (3) 海上の流出油等に対する防除措置を行う。
- (4) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導を行う。

[大阪管区気象台(岡山地方気象台)]

- (1) 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集・発表を行う。
- (2) 気象・地象（地震にあつては、地震動に限る）・水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
- (3) 気象庁が発表した津波警報・津波注意報・噴火警報等を関係機関に通報する。
- (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の心得などの周知・広報に努める。
- (5) 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。
- (6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を発表し、関係機関に通報する。
- (7) 災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県や市に対して気象状況やその推移、その予想の解説等を適宜行う。
- (8) 県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

- (1) 災害復旧事業の適性かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立ち会わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のため、災害つなぎ資金の貸付を希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付の措置を適切に運用する。
また、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより無償貸付等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で災害関係の融資・預金の払戻し及び中途解約・手形交換、不渡処分・休日営業、平常時間外の営業・保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国農政局]

- (1) 農地海岸保全事業・農地防災事業・農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物・農地・農業用施設等の被害状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に生鮮食料品・農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。

- (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- (5) 農地・農業施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し又は工事中の農地・農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。
- (10) 災害発生の場合において、種子初めの調達につき知事から依頼があったときは、早急に関係者と協議の上、調達の斡旋を行う。

【近畿中国森林管理局(岡山森林管理署)】

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹並びに溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- (3) 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力外部へ危害を及ぼさないよう処置する。
- (4) 応急復旧用として国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- (5) 市長・知事から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

【中国経済産業局】

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集・伝達を行う。
- (2) 電気・ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において、必要とされる災害対応物資（生活必需品・災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため、必要な指導を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

【中国運輸局(岡山運輸支局)】

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達の斡旋・特定特定航路への就航勧奨を行う。
- (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう、必要な行政指導を行う。
- (4) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- (5) 鉄道・バス及びトラックの安全運行の確保に、必要な指導監督を行う。
- (6) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋・運送の分担・迂回輸送・代替運送等の指導を行う。

- (7) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を構じる。

【大阪航空局（岡山空港出張所）】

- (1) 航空機による輸送の確保に関し、必要な措置を講じる。
- (2) 関係機関へ必要な航空情報の提供を行う。
- (3) 管理する航空保安施設等が被災した場合、直ちに応急復旧を実施する。
- (4) 航空管理者の管理する施設の応急復旧体制について必要な助言を行う。
- (5) 必要な情報を収集し、大阪航空局へ伝達する。

【第六管区海上保安本部（玉野海上保安部）】

- (1) 情報の収集・伝達及び災害原因調査を行う。
- (2) 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。
- (3) 航行警報放送する等災害の発生について船舶への周知を図るとともに、必要に応じて避難の勧告及び船舶交通の制限又は禁止を行う。
- (4) 海上における消火及び被災者・被災船舶の救助を行う。
- (5) 航路障害物に対し必要な措置をとるとともに、その所有者等に除去を命じる。
- (6) 海上火災の発生するおそれのある海域にいる者に対し、火気の使用を制限し又は禁止する。
- (7) 流出油等について、措置義務者に除去を命じる等、必要な措置をとる。

【中国総合通信局】

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための指導及び電気通信の監理を行う。
- (2) 非常通信協議会の育成指導を行う。
- (3) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理を行う。
- (4) 災害対策用移動通信機器等を貸与及び携帯電話事業者等に対し、貸与要請を行う。

【岡山労働局】

- (1) 労働基準法適用事業所を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。
特に大規模な爆発・火災等、労働災害の発生のおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のために、必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣措置を講ずるよう要請するとともに、救急薬品の配付等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対して、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安装置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な監督指導調査を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生について危害防止上留意すべき点が多いので必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事・災害復旧工事等に対する指導監督を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災した労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により、納付猶予及び換価猶予を認める。

- (8) 災害原因調査を行う。

6 自衛隊

[陸上自衛隊（第13特科隊、三軒屋駐屯地）]

自衛隊は、災害派遣要請者（知事・管区海上保安本部長・空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動は、概ね次のとおりである。

- (1) 避難の援護救助を行う。
- (2) 遭難者の捜索・救助を行う。
- (3) 水防活動を行う。
- (4) 消火活動を行う。
- (5) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (6) 診療防疫への支援を行う。
- (7) 通信支援を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 炊飯及び給水の支援を行う。
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- (11) 交通整理の支援を行う。
- (12) 危険物（火薬類）の除去を行う。
- (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

7 指定公共機関

[西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）（以下、「JR西日本」という。）]

- (1) 線路・ずい道・橋梁・停車場・盛土・電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- (2) 災害により線路が不通になった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- (3) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (4) 運転再開にあたり、抑止列車の車両検査・乗務員の手配等を円滑に行う。

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）（以下、「NTT西日本」という。）]

- (1) 災害時における情報等の正確・迅速な収集・伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材・人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保・被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等の警報を市へ連絡する。

【株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ（岡山支店）（以下、「NTTドコモ」という。）】

- (1) 災害時における情報等の正確・迅速な収集・伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材・人員の配備を行う。

【郵便事業株式会社（岡山支店）】 【郵便局株式会社（岡山中央郵便局）】

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄付金の配分を行う。

【日本銀行（岡山支店）】

- (1) 通貨の円滑な供給の確保
被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所有現金の確保について、必要な措置を講じる。
なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。
- (2) 輸送・通信手段の確保
被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送・通信手段の活用を図る。
- (3) 金融機関の業務運営の確保
関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、必要な措置を講じる。
また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。
- (4) 金融機関による非常金融措置の実施
必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。
 - ① 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
 - ② 被災者に対して、定期預金・定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
 - ③ 被災者の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。
 - ④ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置を取ること。
- (5) 各種金融措置に関する広報
上記（3）及び（4）で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。
- (6) (1) から（5）までに掲げるもののほか、必要に応じ、所要の災害応急対策を実施する。

【日本赤十字社（岡山県支部）（以下、「日赤県支部」という。）】

- (1) 必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的

に実施して、所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。

- (2) 緊急救護に適する救助物資（毛布・日用品等）を備蓄し、災害時に、被災者に対し給付する。
- (3) 血液（保存血液及び成分製剤）確保供給を行う。
- (4) 義援金の募集及び配分を行う。

【日本放送協会（岡山放送局）】

- (1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送・避難勧告等、災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

【中国電力株式会社（岡山営業所）】

- (1) 電力供給施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに、供給力の確保を図る。
- (3) 西日本電信電話株式会社との応急復旧の協力に関すること。
- (4) 都市ガス事業者との応急復旧の調整を行う。

【日本通運株式会社（岡山支店）】

- (1) 災害時における市長の車両借り上げ要請に対する、即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

【西日本高速道路株式会社】

- (1) 災害防止に関すること。
- (2) 交通規制・被災点検・応急復旧工事等に関すること。
- (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。
- (4) 災害復旧工事の施行に関すること。

8 指定地方公共機関

【各民間放送会社（山陽放送(株)・岡山放送(株)・テレビせとうち(株)・岡山エフエム放送(株)】

- (1) 日本放送協会に準ずる。

【岡山ガス株式会社】

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開を図る。
- (3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

【社団法人岡山県トラック協会】

- (1) 緊急輸送対策、非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のため、各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。

- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

- (1) 日本通運株式会社に準ずる。

[社団法人岡山県医師会（以下、「県医師会」という。）]

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動を実施する。

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[岡山市内医師会連合会（以下、「岡医連」という。）]

[岡山市医師会（以下、「市医師会」という。）]

- (1) 医療救護班の編成及び出動体制の整備並びに災害現場への派遣に関すること。
- (2) 傷病者に対する応急処置及び重傷者等の後方医療施設への転送の要否・順位の決定並びに死亡の確認に関すること。

[岡山県病院協会岡山支部]

- (1) 後方医療施設となる病院に対する連絡調整に関すること。

[岡山市内歯科医師会連合会]

- (1) 災害時の歯科治療に協力する。
- (2) 死体の身元確認に係る法歯科医の情報提供と連絡調整を行う。

[岡山市薬剤師会]

- (1) 医療品を中心とした医療救護活動に協力する。
- (2) 被災地内の衛生環境整備を支援する。
- (3) 災害時における医療救護活動に協力する。

[社団法人岡山県看護協会]

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動に協力する。

[おかやまDMAT]

- (1) 災害現場において、市・消防機関・県警察等の公共機関と連携した情報収集伝達・トリアージ・救急医療等を行う。
- (2) 災害拠点病院等における患者の治療等を支援する。
- (3) 患者搬送及び搬送中の診療を行う。

- (4) 被災地内では、対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療に従事する。

[岡山市ペストコントロール協会]

- (1) 岡山市からの要請により、防疫活動を実施する。

[報道機関（新聞・CATV・コミュニティエフエム等）]

- (1) 防災に関する報道について、迅速・正確に周知を図るための協力を行う。

[農業・経済団体（農業協同組合・森林組合・漁業協同組合・生活協同組合・商工会議所等）]

- (1) 被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡旋について協力する。

[文化・厚生・社会団体（社会福祉協議会・赤十字奉仕団・青年団・婦人会等）]

- (1) 被災者の応急救助活動及び義援金品の募金等について協力する。

[土木・建設協会]

- (1) 市からの要請により、被災者の応急救助のため必要資機材の使用及び操作員の出役に協力する。

[危険物施設の管理者]

- (1) 自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

- (1) 災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[その他重要な施設の管理者]

- (1) 自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

第3章 地域防災計画の作成又は修正

1 計画の作成又は修正

岡山市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正する。

修正に当たっては、国の防災基本計画及び県防災計画を参考とするとともに、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と、自発的協力が得られるよう努める。

2 計画の周知

本計画は、市職員及び防災関係機関に周知徹底させるとともに、計画を作成又は修正する場合は、あらかじめ知事に協議し、計画を作成又は修正した場合は、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

第4章 岡山市の概要

第1 自然的条件

1 位置及び面積

岡山市は、岡山県の南部のほぼ中央に位置し、北に吉備高原、南に瀬戸内海を擁し、6市4町と市境を接し、市域面積は789.91km²で、県土の11.1%を占めている。

方位	地名	経度・緯度	距離
東端	東区瀬戸町弓削	東経134度07分22秒	東西 35.1 km
西端	北区西山内	東経133度44分23秒	
南端	南区奥迫川	北緯 34度31分07秒	南北 47.7 km
北端	北区建部町角石谷	北緯 34度56分57秒	

2 地 勢

(1) 地形・地質

地形・地質の特性をみると、市土は北部丘陵地・平野部・児島山地の3つに大別され、北部丘陵地は東部吉備高原山地の一部で地形輪廻の各過程の地形が見られ、特に足守川以西の丘陵斜面は急傾斜で、幼年期谷が分布している。平野部は、旭川・吉井川・笹ヶ瀬川等の沖積作用によって形成され、16世紀末からは干拓事業によって急速に平野部面積が拡大され、児島山地は瀬戸内海の島しょであったものが、平野の拡大によって陸係化し半島となったものである。

(2) 水 系

市域は、一級河川の旭川水系・吉井川水系、二級河川の笹ヶ瀬川水系・倉敷川水系等からなっている。市域では、笹ヶ瀬川水系が最も大きな流域で205km²（市域の40.1%）を占め、次に旭川水系168km²（32.9%）・倉敷川水系38km²（7.4%）・吉井川水系37km²（7.2%）となっている。

3 気 象

瀬戸内式気候の典型的な地域で、夏高温で冬暖かく、年間を通じて降雨量は少なく、夏は海陸風が発達する。

(1) 気 温

全般的に温暖だが、過去の最高気温が39.3℃（1994年8月）、最低気温は-9.1℃（1981年2月）であり、8月の最高気温の平年値が32.1℃、1月の最低気温の平年値が1.0℃である。

(2) 降水量

年間降水量の平年値は1,141mmであり、季節的に見ると、梅雨期と台風期（6月185.5mm、7月160mm、9月160.2mm）などで一年の約44%の降水量がある。

一方、雪の日数は年間17.4日である。

(3) 風

中国山地と四国山地に囲まれているため、強い風はほとんど吹かない。平年値の風速は3.2m/sである。

《参照》

- 自然的条件 (資料編)

第2 社会的条件

1 人口

明治22年6月1日、市制及び町村制の施行とともに、岡山区を改め岡山市となる。

古くから中・四国の交通の要衝として繁栄し、市制施行のときは戸数9,581戸、人口47,564人であったが、順次、隣接の町村を編入し、また、公有水面の埋立てにより市域を拡大してきた。

昭和44年(1969)から昭和50年(1975)にかけて、周辺1市7町3村(西大寺市・一宮町・津高町・高松町・吉備町・妹尾町・上道町・足守町・福田村・興除村・藤田村)と合併し、人口は50万人を突破した。

その後、平成8年には中核市、平成17年3月22日に御津郡御津町・児島郡灘崎町と合併。さらに、平成19年1月22日に御津郡建部町・赤磐郡瀬戸町と合併し、面積789.91km²・東西約35km・南北約48km・人口696,172人(平成17年国勢調査確定値)を擁し、平成21年4月1日には全国18番目の政令指定都市に移行した。

2 土地利用

市域面積789.91km²のうち、森林面積が350.87km²と一番多く、全体の44.4%を占め、そのうち地域別の森林割合を見ると、北区建部町が69.5%、東区瀬戸町が56.0%を占めている。

森林を除く面積は439.04km²(55.6%)と比較的広大な平地で、人口集積などさらなる都市空間の広がりの可能性を秘めている。また、農用地面積は167.88km²と区域の21.3%を占めており、農用地にも恵まれている。

3 交通網が集中する広域交流拠点

岡山県の県庁所在地として、政治・経済・文化の中心地であり、道路・鉄道・空路などの交通網が集中する広域交流拠点となっている。

高速道路は、東西方向に山陽自動車道、南北方向に岡山自動車道が整備され、全国的な幹線道路網の一部を形成し、一般国道では東西方向に国道2号・国道180号・国道250号・国道484号が、南北方向に国道30号・国道53号・国道429号が整備されており、県道とともに本市の骨格的な道路網を形成している。

鉄道は、東西にJR山陽新幹線が敷設され、在来線では山陽本線をはじめ伯備線・瀬戸大橋線・宇野線・津山線・赤穂線・吉備線がJR岡山駅から各地域に連絡しており、中・四国の結節点として拠点的作用を担っている。

また、3,000m滑走路を擁し、輸入促進地域(FAZ)の指定を受け、国際物流拠点としての発展をめざす岡山空港や重要港湾として岡山港がある。

これら自動車交通量等の増大に伴い、地域を連絡する幹線道路ネットワーク等、道路をはじめとする

交通基盤整備が求められている。

《参照》

○ 社会的条件

(資料編)

第2編 災害予防計画

第1章 防災業務施設・設備等の整備

災害の未然防止及び抑制又は災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災業務施設・設備等の整備充実を中心として、防災システムの高度化を計画的に推進する。

第1 気象等観測施設・設備等

防災体制の的確な確立を図るために、気象・水象等の自然現象を正確かつ迅速に観測し、必要な観測施設・設備等について整備するとともに、発表された情報の内容を迅速かつ適切に収集・伝達するため、体制及び施設・設備の充実を図る。

1 岡山県総合防災情報システムの活用

総合的防災対策をより迅速・的確に実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早目の避難に役立てるため、県が収集した防災情報を提供する岡山県総合防災情報システムを有効に活用する。

2 雨量計

市内の降水量や局地的豪雨を把握するため、本庁・区役所・地域センター・支所等に自記電接雨量計を設置し、テレメーター化を含め整備充実を図る。

3 旭川ダム放流情報の収集

旭川ダムの放流情報の迅速な収集を図るため、旭川ダム統管理事務所からのファクシミリ通知を複数箇所を受信できる体制・機器を整えるとともに、各種ダム情報を収集する体制及び施設・設備の整備を図る。

第2 消防施設・設備等

- 1 消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械器具、消火栓・防火水槽等の消防水利、消防緊急通信指令施設その他の消防施設・設備等の整備改善並びに、性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した、化学消火薬剤の備蓄に努める。
- 2 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、青年層・女性層の団員への参加促進など、消防団の活性化に努める。
- 3 関係事業者は、風水害等による被害の拡大を最小限に止めるため、防災体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

第3 通信施設・設備等

災害時には、正確な情報の収集・伝達・緊急時の避難勧告・指示等の迅速かつ的確な措置が被害を最小限に止めることになり、通信施設は災害応急対策を実施する上で不可欠であるため、岡山市総合防災情報ネットワーク施設・無線通信施設及び放送施設等の整備を推進するとともに、防災構造化等の改善に努める。また、停電対策・リスクの分散・通信路の多ルート化・補完施設・設備の確保・デジタル化の促進など、防災対策をさらに推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

1 防災行政無線（移動系、同報系）・地域防災無線・衛星携帯電話等

- (1) 有線電話が途絶した場合、市の組織内及び防災関係機関との相互の通信をより確実に確保するため、有効な伝達手段である市防災行政無線及び衛星携帯電話等、通信路の多ルート化を図るとともに、アマチュア無線等の協力が得られるよう、日頃から協力体制の強化を図る。

また、被災性の高い地域においては、防災行政無線の同報系を整備することにより、緊急時の通信及び避難勧告等、情報伝達手段の整備充実を図る。

- (2) コミュニティ放送・ケーブルテレビ

放送機関のうち、市域の一部をエリアとするコミュニティFM放送局及びCATV放送局との協力関係の強化を図り、災害が発生又は発生のおそれのある場合には、気象情報・災害発生状況・通行規制状況・避難状況等各種情報を提供し、放送により住民等に対し、より詳細な情報の周知を図る。

2 医療情報

消防機関・医師会及び医療機関等を相互に結ぶ、災害・救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況・患者の転送要請・医療従事者の要請・医療品備蓄状況等を、迅速かつ的確に把握するとともに、応急派遣等を行う体制を強化する。

3 施設の点検

災害時に備え、日頃から定期的に通信施設の保守管理について、点検整備を実施するとともに、機器の操作習熟等のため、試験通信等を実施するものとする。

《参照》

- 通信施設・設備等 (資料編)

第4 水防施設・設備等

重要水防箇所及び危険箇所等について、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な水防資機材及びこれらを備蓄する水防倉庫等の整備・点検を実施する。

《参照》

- 気象等観測施設・設備等 (資料編)
- 水防倉庫及び水防資材の備蓄状況 (資料編)

第5 救助施設・設備等

- 1 人命救助に必要な救急車・救助工作車・照明車・救命ボート・ヘリコプター等の救助機械、担架・救命胴衣・天幕等の救助用資機材及びこれらを備蓄する備蓄倉庫等の整備・点検を実施する。
- 2 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。
- 3 避難所に必要となる応急給水・仮設トイレ・マット・通信機器等の施設設備の整備に努めるとともに、テレビ・ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 4 指定された避難所又はその近傍で、食料・飲料水・非常用電源・常備薬・炊き出し用具・毛布等、避難生活に必要な物資等の備蓄や調達方法の整備に努める。
- 5 必要な物資の備蓄に当たっては、市民が最低限備蓄すべきものや、市と県などの役割分担を明確にした上で、計画的な備蓄を進める。

第6 医療救護用資機材等

- 1 市・県及び医療関係機関等は、負傷者が多数にのぼる場合を想定して、応急救護用医薬品・医療資機材等の確保に努める。
- 2 市・県・医療関係機関・鉄道事業者・空港管理者等は、あらかじめ相互連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制について、計画の作成に協力する。

第7 その他施設・設備等

- 1 災害のため被災した道路・河川等の損壊の復旧等に必要な車両等の土木機械等の整備・改善及び点検を実施する。
- 2 特に、防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。

《参照》

- 輸送用車両等の保有状況等（資料編）

第2章 防災業務体制の整備

第1 職員の体制

- 1 各局区室は、それぞれの実情に応じ、招集基準の明確化・連絡手段・招集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常招集体制の整備を図る。その際、携帯電話等による参集途上での、情報収集伝達手段の確保についても検討する。
- 2 災害対策本部設置時の各部班は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・関係機関等との連携等について徹底を図る。
- 3 夜間・休日等において、職員の非常招集を迅速に行うため、各部それぞれの段階に応じた緊急連絡網を整備するとともに、各所属長等は、非常招集名簿等を携行し、所在の如何に関わらず連絡が行き渡る体制の維持に努める。

第2 情報収集・連絡体制

- 1 機動的な情報収集活動を行うため、航空機・車両など、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプター画像電送システム・監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を促進する。
- 2 衛星通信・インターネット・防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業・報道機関・住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 3 関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用及び応急対策等、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 4 災害時に有効な携帯・自動車電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。
- 5 災害時の情報通信手段の確保のため、その運用・管理・整備等に当たっては、次の点を考慮する。
 - (1) 無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保。
 - (2) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加。
 - (3) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築。

第3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、関係機関は応急活動及び復旧活動に関し、平素から連携を強化しておく。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防及び自衛隊等の

部隊の展開、宿営の拠点やヘリポート及び物資搬送設備等、救援活動の拠点確保に努める。

- 2 中・四国県庁所在都市・政令指定都市・尼崎市・県内15都市と締結している相互応援協定に基づく、広域応援体制の整備に努めるとともに、市は消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、消防力の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- 3 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県への要請の手順・連絡調整窓口・連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。
- 4 県と自衛隊に対し平素から連携体制の強化を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急・救助・応急医療・緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、県及び自衛隊に連絡しておく。

第3章 自然災害予防対策

第1節 治山対策

1 方針

山地に起因する災害から、生命、財産を保全するため、治山事業を推進する。

山地・丘陵地のうち山崩れ・がけ崩れ等の危険が予測される急傾斜地等については、現地調査を行い実状を把握するとともに、土地所有者に対する防災措置の指導及び県との連携により、保安林整備等の治山事業の推進に努めるものとする。

2 主な実施機関

市(経済局・区役所・水道局)

近畿中国森林管理局(岡山森林管理署)

県(農林水産部)

3 実施内容

(1) 山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

(2) 水源地域整備事業

水源かん養及び水土保持機能の発揮と国土保全のため、治山施設・森林の整備を行う。

(3) 山地災害危険地区等の周知

県と連携を図り、危険箇所情報の提供及び現地への標示板の設置等について、地域住民等への周知を行う。

《参照》

- 山地災害危険地区 (資料編)

第2節 造林対策

1 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や、育成複層林施業並びに、長伐期施業等を普及啓発する。

2 主な実施機関

市（経済局・区役所）

森林組合

森林所有者

3 実施内容

- (1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため、適切な間伐等の保育を普及啓発する。
- (2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林・育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

第3節 砂防対策

1 方針

土砂災害を未然に防止し被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を把握し、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備等を行うとともに、県と連携し危険箇所における災害防止策を推進する。

2 主な実施機関

市（都市整備局・消防局・区役所）

中国地方整備局

岡山地方気象台

県（土木部）

3 実施内容

(1) 土砂災害警戒情報

県と岡山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、市町村ごとに発表される。

また、県は土砂災害警戒情報を補完する情報として土砂災害危険度情報を提供し、住民の自主避難を支援する。

(2) 土砂災害危険箇所の点検

市と県は、連携して土砂災害危険箇所を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。市は、上記危険箇所について、住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及・警戒避難の啓発を図る。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害防止法の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下、「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生じる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地について基礎調査を行い、その結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下、「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について、以下の措置を講じるものとする。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資、資金の確保

(4) 警戒避難体制の整備等

岡山市防災会議は、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに下記の項目について定めるものとする。

- ① 避難・救助その他当該警戒区域における、土砂災害を防止するために、必要な警戒避難体制に関する事項。
- ② 土砂災害警戒情報の活用及び伝達。
- ③ 土砂災害発生時の情報収集及び伝達。

なお、区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、利用者の円滑な警戒避難が行なわれるよう定めるものとする。

県が警戒区域の指定を行った場合には、市は土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じるものとする。

(5) 防災工事の実施

土砂災害から生命・財産を守るため、危険箇所のうち土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる災害時要援護者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から県と連携しながら危険箇所の整備に努める。

① 砂防事業

砂防指定地は、砂防法第2条の規定により、国土交通大臣が指定する。

市は、土石流危険渓流を把握するとともに、県と連携しながら土石流等土砂の流出を防止する砂防堰堤・渓流の縦断侵食を防止する渓流保全工・護岸等の砂防設備の整備に努める。

② 地すべり対策事業

地すべり防止区域は、地すべり等防止法第3条の規定により、主務大臣が指定する。

市は、地すべり危険箇所を把握するとともに、県と連携しながら、排水施設・抑止杭等の地すべり防止施設の整備に努める。

③ 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定により、県知事が指定する。

市は、急傾斜地崩壊危険箇所を把握するとともに、県と連携しながら、保全する人家が5戸以上で土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、防止施設の整備に努める。

《参照》

- 土砂災害警戒区域と警戒避難体制 (資料編)
- 土石流危険渓流 (資料編)
- 急傾斜地崩壊危険箇所 (資料編)
- 地すべり危険地区 (資料編)
- 砂防指定地 (資料編)
- 急傾斜地崩壊危険区域 (資料編)
- 地すべり防止区域 (資料編)

第4節 河川防災対策

1 方針

市内最大流域面積を持つ笹ヶ瀬川水系及び倉敷川等は流下先が児島湖であるほか、中小河川も河口樋門等によって海水の逆流が防がれている反面、水位は上昇しやすく氾濫の危険性は高い。

このような現況に対処し、水害の未然防止と水害が発生した場合の被害の軽減を図るため、国・県・防災関係機関が一体となった、総合的かつ計画的な河川改修事業及び排水施設整備事業の推進に努めるとともに、非常時の円滑な避難体制の確保を図る。

2 主な実施機関

市（経済局・都市整備局・下水道局・消防局・区役所）

中国地方整備局（岡山河川事務所）

岡山地方気象台

県（土木部）

3 実施内容

（1）被害軽減を図るための措置

① 洪水予報

河川や増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県（備中県民局）が岡山地方気象台と共同で発表する。

② 水位情報の周知及び通知

県は水位周知河川について、洪水の発生による災害の発生を特に警戒すべき避難判断水位に達したときは、その旨を岡山県水防計画書に定める関係機関に通知する。

③ 水防警報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれに水防警報区域の指定を行った河川において、水防警報を発表する。

④ 浸水想定区域の指定、公表等

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、計画降雨（河川法施行令に規定する洪水防ぎよに関する計画の基本となる洪水の設定の前提となる降雨）により、当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深を明らかにして公表するとともに、市に通知する。

⑤ 円滑・迅速な避難の確保

岡山市防災会議は、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法・避難場所・その他の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を定め、浸水想定区域内に地下街等、その他不特定かつ多数の者が利用する地下施設又は災害時要援護者が主に利用する施設がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。

また、浸水想定区域内の地下街及び災害時要援護者利用施設の管理者は、単独で又は共同して、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、市長

に報告するとともに、これを公表する。

(2) 河川改修事業の実施

① 国・県管理河川の改修

吉井川・旭川・百間川・笹ヶ瀬川等の一・二級河川は都市の骨格であり、また治水対策上からも重要な役割を果たしている。

河積の拡大・河道の安定を図るため、国・県と連携を密にして、狭窄部の拡幅・堆積土砂の掘削・浚渫・築堤・護岸等の改修を重点的に促進する。

② 市管理河川の改修

ア 市が管理する一級河川は倉安川、大堀川、永江川である。倉安川、永江川では現在改修事業を実施しており、河積の確保等による災害の防止・軽減を推進する。

イ 治水上緊急度の高いものから、河川法の適用を受ける準用河川に指定する計画を進め、その他の河川についても逐次、検討し整備を進める。

ウ 平常時から、河川を巡回して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに応急対策を講じるとともに、その原因を究明し、洪水等に際し被害を最小限に止めるよう、堤防・護岸の修繕、浚渫等、適切な対策を講じるものとする。

(3) 総合治水対策

近年、都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい河川については、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、その流域の持つ保水・遊水機能を適正に確保するなど、総合的な治水対策を推進することにより、水害の防止又は軽減を図る。

《参照》

- 市内の河川 (資料編)
- 洪水予報の伝達を要する施設 (資料編)

第5節 海岸防災対策

1 方針

海岸線の延長は7.1kmであり、台風・高潮等による被害から海岸を防護するため、県と連携を密にし、高潮対策事業及び海岸保全施設整備事業等により、堤防補強・護岸・築堤等の整備改良を図る。

2 主な実施機関

市(経済局・都市整備局・区役所)

県(土木部・農林水産部)

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

県は、水防警報区域の指定を行った海岸において水防警報を発表する。

(2) 海岸保全対策の実施

海岸保全対策の実施においては、住民の生命と財産を守ることを第一とし、更に防災対策の面から主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、日常生活への支援や地域の孤立化等を防止するため、主要な交通網が集中している地域の施設整備を重点的に行う。

(3) 高潮対策

市は、岡山地方気象台からの高潮に関する防災気象情報が発表されたときは、被害が想定される地域に対して注意喚起を行うとともに、災害時要援護者等を対象とした避難準備情報の発令等を行い、水防警報が発表されるなど被害の発生が予想された場合、住民の円滑かつ迅速な避難を図る。

4 関連調整事項

海岸保全事業は背後地、水面等の関連により、建設海岸・港湾海岸(国土交通省所管)及び漁港海岸・農地海岸(農林水産省所管)に分かれて実施しているので、緊密な連絡調整を図るよう考慮する。

《参照》

- 海岸保全区域 (資料編)

第6節 ため池等農地防災対策

1 方針

本市は市域の13%を超える10,647ヘクタール（2005農業センサス）という、全国有数の経営耕地を誇っており、このため農業用排水路・ため池・排水機等数多くの農業用施設を抱えている。老朽化したため池・排水機等農業用施設の改修は、農用地及び農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定に資することはもとより、混住化した住宅地の治水対策も担っているため、重要である。

2 主な実施機関

市（経済局・区役所・支所）

中国四国農政局

県（農林水産部）

土地改良区

3 実施内容

（1）ため池整備

農業用ため池で、老朽化による堤防の決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体及び附帯施設の改修を行う。

（2）湛水防除

流域の開発等、立地条件の変化により排水条件が悪化し、湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水施設等の新設又は改修を行う。

（3）用排水施設整備

農業用の用排水施設が築造後における状況等によって施設の一部に損傷や機能障害を生じ、そのまま放置すれば災害を受け、施設のみならず周辺地域にも甚大な被害を与えるおそれのある施設について改修を行う。

（4）土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険が生じた箇所において、農地・農業用施設の災害を防止するために必要と認められる工事を行う。

（5）地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべりによる農地・農業用施設等の被害を防止するため、対象地域において必要となる工事を行う。

《参照》

- 整備を要するため池 （資料編）

第7節 都市防災対策

1 方針

都市への人口・資産の集中・市街地の拡大・中枢管理機能の集積等によって、多様化する都市災害に対して、国土利用計画に定める土地利用を基本として、火災・風水害・震災等の防災面に配慮した、都市計画・都市施設の整備等を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い都市の形成を図る。

2 主な実施機関

市（都市整備局・下水道局・消防局・区役所）

県（土木部）

土地区画整理組合等

3 実施内容

（1）都市計画の推進

① 市街化区域、市街化調整区域

市街化区域については、安全性・快適性・利便性等に十分配慮し、防災効果の高い「市街地再開発事業」「土地区画整理事業」その他の市街地開発事業及び公共施設の整備等により、計画的・優先的に、市街化を推進するとともに、良好な水辺等の自然環境を積極的に保護・育成する。

市街化調整区域は、都市的利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を積極的に推進する。なお、区域区分に当たっては市街地の状況及び将来動向を想定し、都市防災化について十分配慮して定める。

② 用途地域

建築物の用途・形態を集团的に規制することにより、地域の性格を明確にした土地利用を秩序づけ、良好な都市環境を確保するため積極的に運用し用途の純化・専用化を図るとともに、土地利用の状況・動向等を調査し、専用地域の拡大等、適切な指定に努める。

（2）都市防災対策の推進

① 防火地域、準防火地域

都市防災上、市街地における火災を防止するため指定するものであり、建築物を耐火構造又は防火構造とする等、必要な制限を行う。

② 建築協定の推進

建築協定は、住宅地において生活環境の維持・機能の向上を図るため、その区域の関係者の合意により行い、土地建物について位置・構造・形態等に係る一定の規約を設定した場合、その申し合わせた事項を公的なものにするため、都市環境・景観の保全及び都市災害上からも積極的に推進する。

③ 宅地造成工事規制区域

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれが著しい区域を指定しており、宅地造成等規制法に基づく必要な規制を行う。

④ 宅地開発の適正な誘導

宅地開発等については、岡山県県土保全条例（昭和48年県条例第35号）及び岡山市開発事業指導

要綱（昭和47年市告示第176号）に基づき事前指導するとともに、都市計画法等関係法令により開発指導の徹底を図る。

⑤ 土採取等の規制

土の採取・残土の処分については、災害を防止し、安全で良好な地域環境を確保するため、施行面積が1,000㎡以上のものについては、岡山市埋立行為等の規制に関する条例（平成17年3月17日市条例第90号）により必要な規制を行う。

⑥ 災害危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定した場合は、原則として、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。

(3) 都市施設の整備促進

① 土地区画整理事業

市街化区域内の未整理区域において、公共施設の整備・改善及び宅地の利用増進を進め、秩序ある新市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を実施し、計画的な市街化を図る。

② 道路、橋

道路及び橋は、市民の日常生活及び物資流通等都市生活を支える基盤であり、災害時には延焼遮断帯として、また、避難・消防・救助等、防災対策上の重要な施設である。

このため、道路整備にあたっては安全性・快適性及び災害時にその機能を十分に活用できるよう配慮し、幹線道路及び生活道路の新設・改良等を進めるとともに、沿道の環境との調和及び火災の延焼防止を図るため、道路緑化等の質的向上に努める。

③ 公園、緑地

公園・緑地は、良好な環境保全・スポーツ・レクリエーション・憩いの場として、市民がやすらぎと潤いのある日常生活を満喫する機能を有する施設であるが、災害時には住民の生命、身体を守り、応急救助活動・物資集積基地又は緩衝帯等として活用できる重要な避難地である。

このため、公園・緑地については、災害時には機能を十分に活用できるよう配慮し緑化の推進に努める。

(4) 都市排水対策

浸水に強い安全で安心な街づくりを推進するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

① 都市下水路事業

市街地周辺部における浸水防除対策として、公共下水道雨水渠への転用を前提とした都市下水路を整備する。

② 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場・下水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

市域を旭西処理区・岡東処理区・児島湖流域下水道関連処理区・吉井川処理区の4処理区に区分し、終末処理場の建設・ポンプ場の新增設・幹線管渠の築造など施設整備を促進し、異常降雨時の浸水被害を防止する。また、近年の集中豪雨に対処するため、雨水貯留・浸透施設の普及・促進に努める。

(5) 防災建築物の整備促進

① 公共建築物の不燃化、耐震化の促進

公営住宅・学校・病院等の公共建築物の不燃化・耐震化を促進する。

② 優良建築物等整備事業

民間の都市更新活動を適切に誘導し、土地利用の共同化・高度化又は協調化を進めることにより、市街地の総合的・計画的かつ効率的な整備を図るため、優良建築物等整備事業を積極的に推進する。

③ 市街地再開発事業

低層木造家屋が密集し、オープンスペースが不足している市街地中心部は都市防災対策上からも危険であるので、建築物と公共施設の一体的な整備を図り、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を積極的に推進する。

(6) ライフラインの整備

電気・ガス・水道・電話等の施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらライフラインへの依存度の増大に加え、高度情報化の進展により、各種産業・経済分野・オフィス業務及び市民生活において情報システムへの依存化が進行している。一方、降雪・降雨・火災及び事故等によっても都市機能がマヒするような、大きな災害に発展する危険性が増大することとなった。

このため、高度情報化・都市化の進展に対処するため、次の諸事業の推進に努める。

① 水道・電気・ガス・電話等の共同溝化・洞道化事業。

② 広域的な人流、物流を確保するための代替交通施設の整備。

③ オープンスペースの確保等による都市防災構造化対策事業。

④ 企業防衛のための安全投資の増大の指導。

第8節 地盤沈下対策

1 方針

防災対策等が必要となった場合は、関係機関と連携して措置を講じる。

本市域においては、地下水の汲み上げによる地盤沈下は発生していないが、動向を注視する。

2 主な実施機関

中国地方整備局

市（環境局）

第9節 文教対策

1 方針

市教育委員会等の関係機関は、幼児・児童・生徒(以下「児童生徒等」という。)及び教職員の生命、身体を安全を図り、学校その他の教育機関(以下「学校等」という。)の土地・建物・その他の工作物(以下「文教施設」という。)及び設備を災害から防護するため、必要な計画を策定しその推進を図る。

2 主な実施機関

市(教育委員会)

県(総務部、教育委員会)

国公立各学校管理者

3 実施内容

(1) 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適正な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等への任務の分担及び相互の連携等において組織の整備を図る。組織の整備に際しては、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

学校等で災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限度に止めるため、平素から教育を行う。

① 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、学校・幼稚園において、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動・学校行事等とも関連を持たせながら効果的に行うよう考慮する。

② 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係教職員に対する、防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技術の向上を図る。

③ 防災意識の普及

P T A・青少年団体・婦人団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適正な行動をとり得るよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

① 災害の種別に応じ、学校等の規模・施設設備の配置状況・児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所・経路・時期及び誘導並びにその指示・伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

② 学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

③ 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

(4) 登下校の安全確保

生徒児童等の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を、学校ごとに作成し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

① 安全な通学路の設定と安全点検の実施。

② 登下校の安全指導。

(5) 文教施設等の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの施設の新設及び増改築計画に当たっては、倉庫等小規模建物を除き、鉄筋コンクリート造・鉄骨造等により実施し、不燃堅ろう化・耐震構造化を推進する。

(6) 文教施設の点検及び修理

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(7) 設備、器具等の点検整備

避難の円滑かつ迅速な実施及び災害の拡大を防止するため、放送設備・非常ベル・消火器等防災活動に必要な設備・器具等については、必要な規模・数量を確保するとともに定期的に点検整備を行う。

(8) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い、適切に取扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第10節 文化財の保護対策

1 方針

文化財並びに文化財を収蔵又は展示している社寺その他の施設（以下「文化財等」という）の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財等の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 主な実施機関

市（教育委員会）

県（教育委員会）

3 実施内容

（1）文化財等に対する市民の愛護意識の高揚・防災思想の普及啓発

- ① 文化財建造物周辺での火の使用等を制限し、その周知のための必要な措置を講じる。
- ② 毎年1月26日の全国的な文化財防火運動「文化財防火デー」を推進するとともに、防火実地訓練等を実施し、文化財等の防災意識の高揚に努める。

（2）文化財等の所有者又は管理団体等の指導・助言

- ① 文化財建造物・記念物等の現状を調査し、危険箇所・破損部分等の状況の把握に努める。
- ② 文化財建造物等の維持管理・耐震性能向上・防災設備の設置等に関して、文化財建造物の所有者又は管理団体等に対して防災に関する指導を行う。
- ③ 文化財等の修理・耐震補強・防災設備について、必要があると認めるときは、その設置等について補助等を行う。
- ④ 美術工芸品等の収蔵保管・公開展示にあたっての防災方策及び応急措置方法等に関して、所有者等に対して指導する。

（3）消防用設備等・貯水槽・防火壁・消防道路等の施設の整備

第11節 危険地域からの移転対策

1 方針

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における、危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

2 主な実施機関

市（都市整備局）

県（土木部・危機管理課）

3 実施内容

（1） 集団移転促進事業

豪雨・洪水・高潮等により、災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の、集団的移転の促進を図る。

（2） がけ地近接危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域に存する、既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第12節 風害対策

1 方針

台風に伴う強風や突風等による被害を最小限に止めるため、風害予防対策の実施を広く市民に呼びかけるとともに、市民の生命身体を保護する。

2 主な実施機関

市（総務局・経済局・都市整備局・消防局・区役所）

3 実施内容

（1） 建築物・道路等

- ① 気象予報及び警報に注意・警戒し、建物・広告塔・看板・アンテナ等の固定・補修・除去等の予防を指導する。
 - ア 瓦・窓・扉・塀等の点検と、補修等の予防を指導する。
 - イ 飛散・落下するおそれのあるものの固定・補修・除去。
 - ウ 樹木の剪定・支柱の補強。
- ② 火災予防についての注意を喚起する。
- ③ 通行車両に対し、注意を促す。

（2） 巡回パトロールによる点検

- ① 植栽後3年未満の樹木及び倒木のおそれのあるもの。
- ② 屋外広告物及び道路占用物件。
- ③ 建築中の建造物。
- ④ 施工中の公共工事。

（3） 農林畜産業

- ① 農作物については、風害に対する抵抗品種の選定等、計画的栽培の技術的指導を行う。
- ② ビニールハウス・畜舎・集荷所等、生産流通施設の被害を最小限に止めるよう、補強等の予防措置を指導する。
- ③ 非常災害時に際しては、家畜の避難・飼料等の確保について助言指導する。

（4） 水産業

- ① 漁船は、気象予報及び警報に注意・警戒し、出港中のものは最寄りの港に避難し、状況によっては陸揚げ等必要な措置を行い、漂流・転覆・座礁等の防止を図るよう指導する。
- ② 漁具等については、気象予警報に注意し、漁具及び養殖施設の流失・破損を防ぐため、撤収・陸揚げ等の予防措置を指導する。

第4章 事故災害予防対策

第1節 道路災害予防対策

1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

2 主な実施機関

市（経済局・都市整備局・区役所）

中国地方整備局（岡山国道事務所）

岡山地方気象台

西日本高速道路(株)中国支社

本州四国連絡高速道路(株)

県（土木部・農林水産部）

県公安委員会・県警察

3 実施内容

（1）道路防災対策

- ① 実施機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。
- ② 国道・県道及び幹線市道の緊急輸送道路ネットワークの充実を含む交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等、交通施設の整備と防災構造化を推進する。
- ③ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工・落石対策工などの対策を実施する。
- ④ 道路管理者は、崩土及び落石のおそれのある地区・路肩軟弱及び路面損壊箇所・河川水衝部等、道路災害発生予測される地区を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備に努める。
- ⑤ 災害の発生するおそれのある危険地区道路に対しては、防災工事の促進を図るとともに、被害箇所には適切な応急措置を実施する。
- ⑥ 豪雨等の異常気象時における道路災害を防止するため、あらかじめ危険箇所を指定し、当該区間について基準雨量に達したとき又は道路情報連絡員等の情報により道路交通に支障を及ぼす事態が発生又は予想されるときは、直ちに道路の通行規制を実施する。

（2）トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、国土交通省岡山国道事務所・県備前県民局等と連携を図り、非常用設備の設置状況の把握・点検を行うとともに、必要な措置を講じ事故の未然防止を図る。

(3) 交通管理体制の整備

市・県・県警察は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努める。

(4) 情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(5) 広 報

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合、車両運転者の義務等について周知を図る。

(6) 防災気象情報の提供

岡山地方気象台は、交通事故の防止・軽減に資するため、防災気象情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて防災気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

4 関連調整事項

関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ道路現況の把握に努めるとともに、路線計画・構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう考慮する。

《参照》

- 道路危険箇所総点検表 (資料編)
- 異常気象時道路通行規制箇所 (資料編)
- 災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定 (資料編)

第2節 鉄道災害予防対策

1 方針

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

J R西日本及び日本貨物鉄道株式会社は、災害による線路・施設等の被害を軽減し、安全な輸送の確保を図る。

2 主な実施機関

市（企画局・都市整備局・消防局）

岡山地方気象台

J R西日本

日本貨物鉄道株式会社

岡山電気機動株式会社

県（県民生活部・土木部）

県警察

3 実施内容

（1）鉄軌道交通の安全のための啓発

関係機関は、踏切事故・置き石事故等の外部要因による事故を防止するために、ポスターの掲示・チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

（2）鉄軌道の安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

- ① 大雨による浸水又は盛土箇所崩壊等による災害を防止するための路面の盛土・法面改良等の実施。
- ② 異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施。
- ③ 防護無線その他の列車防護用具の整備。
- ④ 建築限界の確保や、保安設備の点検等の運行管理体制の充実。
- ⑤ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と、教育内容に関する教育成果の向上。
- ⑥ 乗務員及び保安要員に対する、科学的な適性検査の定期的な実施。
- ⑦ トンネル・雪履・落石履、その他の線路防護施設の点検。
- ⑧ 災害により、列車の運転に支障が生じるおそれがあるときの線路の監視。

（3）鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。

- ① 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上。
- ② 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実。
- ③ 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映。

(4) 鉄軌道交通環境の整備

① 鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。

ア 軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備。

イ 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備充実。

② 関係機関は、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の充実・統廃合の促進等の踏切道の改良に努める。

(5) 通信手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために、指令電話・列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努める。

(6) 安全施設等の整備

関係機関は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体化又は道路との立体交差化・自動制御装置の設置等、安全施設整備事業を推進する。

(7) 迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。

① 事故災害発生直後における、旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化。

② 事故災害時の応急活動に必要な、人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備。

③ 施設・車両の構造図等の資料の整備。

(8) 再発防止対策の実施

鉄軌道事業者は、県警察・消防等の協力を得て事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

(9) 防災気象情報の提供

岡山地方気象台は、鉄道気象に影響を及ぼす台風・大雨・竜巻等の激しい突風・地震・津波・火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、突風に関する短時間予測情報を提供する。

第3節 海上災害予防対策

1 方針

海域は海上交通の要衝であり、また、海上での各種災害（油等危険物等の大量流出・海上火災・船舶の遭難・海難事故等）の発生する危険性がある。これら災害を防止し、海上交通の確保と安全を図るため、港湾及び漁港等の各種施設・設備の防災構造化に努めるとともに、各種防災資機材の整備を促進する。なお、危険物などが大量流出した場合の海上災害を防止するため、市は、県・玉野海上保安部等に協力し、予防措置を実施する。

2 主な実施機関

市（経済局・都市整備局・区役所）
岡山地方気象台
中国地方整備局（宇野港湾事務所）
第六管区海上保安本部（玉野海上保安部）
県（土木部・農林水産部・危機管理課・消防保安課）
船舶所有者等
石油事業者
石油事業者団体
漁業協同組合

3 実施内容

（1）関係施設、設備の整備

① 港湾施設

中国地方整備局、県は、船舶の大型化・高速化に伴い、大型停泊地・航路の拡幅・増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。

また、県及び市は、それぞれの所管施設において、台風・高潮による災害時に被害を防止するため、防潮堤等防災施設の整備拡充を図る。

② 漁港施設

漁獲物の水揚げ時に集中する漁船の交錯・荒天時の漂流・転覆・座礁等の防止や、危険解消を図るため、多数の静穏な停泊地・係船施設を整備し、災害を未然に防止する。

③ その他船舶の収容施設

県は、ヨット・モーターボート等、海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船・漁船等との交錯を避けるため、拠点地区を設け、収容し、海上事故等を防止する。

④ 無線の整備、点検

関係機関は、無線局の整備に努めるとともに、災害時において無線局が確実に機能するよう整備点検に努める。

⑤ 航路標識の整備

航路標識事務所は、海上交通の安全の確保のため、航路標識の整備を促進する。

（2）安全運航の確保

- ① 海上保安部は、港内・狭水道等、船舶の輻輳する海域における運航管制・海上交通情報の提供等を行う。
- ② 海上保安部・県・船舶所有者等は、船舶の運航の安全のため、その通信手段を確保する。
- ③ 海上保安部は、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。
- ④ 海上保安部は、海図・水路書誌等、水路図誌の整備を行う。

(3) 関係資機材の整備

- ① 関係機関は、船舶・ヘリコプター・救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。
- ② 市及び県は、油等防除資機材の調達体制の整備充実を図るとともに、必要に応じ、資機材の整備に努める。
- ③ 関係機関は、オイルフェンス等、防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。
- ④ 船舶所有者等は、油等が大量に流出した場合に備えて、必要な資機材を整備する。
- ⑤ 石油事業者及び石油事業者団体は、油等が大量に流出した場合に備えて、油等防除資機材の整備を図る。
- ⑥ 漁業協同組合は、油流出等の災害による漁業被害を防止するために、必要な資機材を県からの貸与を受けるなどして整備を促進する。

(4) 防災訓練

海上保安部・消防機関及び警察関係等をはじめ、地方公共団体・民間救助防災組織・関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携し、油等危険物の大量流出・火災爆発事故等を想定した訓練を実施し、必要な技術等の習得に努める。

(5) 防災気象情報の提供

岡山地方気象台は、海上交通に影響を及ぼす、台風・強風・波浪・高潮・霧・津波・火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

4 関連調整事項

(1) 協力支援体制の整備

市・海上保安部・県及び関係事業者等は、危険物等の大量流出による海上災害の発生及び拡大を防止するため、関係事業所等が協力できるオイルフェンス・オイルフェンス展張船・油回収船等の流出油処理機材の保有状況等の実態を把握しておくとともに、防除活動及び避難誘導活動を行なうための体制の整備に努める。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(2) 情報収集、伝達体制の強化

油流出等海難事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、市・海上保安部・県・県警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

(3) 予防知識の普及啓発

危険物等を貯蔵し、取扱い又は船舶等により輸送する関係者に対し、漏洩の防止・不法投棄等による汚染の防止及び安全航行について注意を喚起するとともに、取締りの実施や海難防止運動等、各種災害防止運動を通じて保安意識の啓発に努める。

第4節 林野火災の防止対策

1 方針

林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等、防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 主な実施機関

市（経済局・消防局・区役所）

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

県（農林水産部・消防保安課）

森林所有者

森林組合等

3 実施内容

（1） 林野火災予防意識の啓発

① 山火事予防対策協議会の開催

市及び県は、山火事予防対策協議会等を開催し、各関係機関・団体等と協議して山火事予防運動の徹底を図る。

② 広報活動による啓発宣伝

市及び県は、林野火災の多発する時期に山火事予防運動月間等を設定し、広報紙・横断幕・立看板・ポスター・パンフレット・チラシ等、有効な手段を通じ、林野火災予防意識の啓発に努める。

（2） 警報伝達の徹底

① 火災注意報・警報が発令されたとき又は乾燥注意報等、火災気象通報の通知を受けた場合は、必要に応じ消防団に連絡するとともに、広報車による広報又は吹き流し等により、住民への周知徹底を図る。

② 市・県及び消防機関は、気象予報・警報等伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を接受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図る。

（3） 巡視、監視の強化

① 市・県及び森林保護支援員（県設置）等は、多発期及び火災注意報・警報の発令時には、関係機関が行う巡視及び監視を有機的に関連させ、間隙が生じないように計画的に実施して、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

② 火災警報が発令されているときは、森林内でのたき火・たばこ等、火の使用の制限について徹底する。

（4） 火入れ指導の徹底

① 火入れに当たっては、森林法第21条等の関係法令を遵守させるとともに、気象の状況が火災の予防上危険な状態であるときは火災警報を発令し、岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）第30条に定めるところにより、火の使用（火入れ・煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

- ② 消防署長は、岡山市火災予防条例第55条に定めるところにより、火入れに関する届出を受理したとき又は森林管理署から通知を受けたときは、関係の消防署・出張所及び消防団等に通知する。
- ③ 火入れは、火災の発生しやすい時期を避けて行うよう指導する。
- ④ 火入れを行う者に対しては、火入れ地域以外に火が入らぬよう消火設備・人員の確保・防火線の設定・消火の確認等、必要な事項について十分な指導をする。

(5) 森林の防火管理の徹底

- ① 森林所有者・森林組合等は、自主的な森林保全活動を推進するように努める。
- ② 市及び県は、森林所有（管理）者に対し、防火帯・防火道・防火用水の設置・整備及び既存の望楼・標板等の保護・管理並びに設置を指導する。

(6) 消防施設等の整備

- ① 県は、森林火災多発地域に対して、予防・消防機材及び防火管理道等の整備を図る。
- ② 市は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備拡充を図る。
- ③ 市及び県は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。
- ④ 公有林管理者は、防火標識等、火災予防施設の整備を図る。
- ⑤ 森林の実態に応じ、小型ポンプ・ジェットシューター・チェーンソー・鋸・おの・鎌等、消火資機材の備蓄に努める。

(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

- ① 県は、大規模な林野火災に対処するため、空中消火用資機材を整備するとともに、空中消火体制の確立を図る。
- ② 市及び消防機関が、県から資機材を借り受ける場合は、運用要綱に定める手続きによる。
- ③ ヘリコプターによる空中消火を積極的に活用するため、県・自衛隊等の協力による空中消火広域航空応援体制・活動拠点の整備を行い、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施に努める。

(8) 出火防止についての啓発

- ① 報道機関に対して啓発に関する資料を提供し、掲載又は放送について協力を求める。
- ② 講習会・座談会等を開催し又は各種会議を活用することにより、火の使用の制限等に関する法令の周知及び林野火災の防止についての具体的方法を指導する。
- ③ 林業労務者及び地域住民に対しては、森林内でたき火・たばこ等、火を使う場合の取扱上の注意事項を指導するとともに、火災警報発令時の火の使用の制限について周知徹底する。
- ④ 行楽地においては、バスの観光ガイドの中に、吸いがらの投げ捨て禁止等をPRしてもらうようバス協会等に協力を求める。
- ⑤ 広報車の巡回・宣伝等により啓発に努める。

第5節 高層建築物・地下街等の保安対策

1 方針

高層建築物及び不特定多数の者が出入する百貨店等、特定防火対象物の地階並びに地下街(以下「高層建築物・地下街等」という。)における災害(火災・ガス事故・浸水被害等)の発生及び拡大を未然に防止するための対策を講じる。

2 主な実施機関

市(経済局・都市整備局・消防局)

高層建築物・地下街等の所有者・管理者・占有者

ガス供給事業者

中国地方整備局(岡山河川事務所)

県(危機管理課・消防保安課・土木部)

3 実施内容

(1) 高層建築物・地下街等の実態把握

災害が発生した場合における人的・物的被害を最小限に食い止めるため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を行うことにより、諸対策樹立の基礎資料を整備する。

(2) 各機関等の対策

① 市(消防局)

ア 消防法に基づく査察を実施し、災害予防のための措置の徹底を図る。

イ ガス供給事業者との連携強化。

ガス供給事業者との連絡通報体制・出動体制及び現場における連携体制等の申合せを平常時から実施する。

ウ 消防施設等の整備充実

高層建築物・地下街等の災害に対するため、消防用施設・車両・資機材及び救急救助用車両・資機材等の整備充実に努める。

② 高層建築物・地下街等所有者等

ア 防火避難施設・消防用設備等の整備及び点検等

(ア) 法令に適合した消防用設備等の整備及び定期点検

(イ) 耐火構造・防火構造・防火区画の整備及び改修促進

(ウ) 内装等、建築材料の不燃化及び内装制限

(エ) 避難施設等(階段・通路・出入口・排煙設備・非常用照明装置及び非常用の進入口)の整備及び定期点検

イ 防火・防災管理体制の強化充実

(ア) 防火・防災管理者の適正な選任

(イ) 消防計画の整備充実

(ウ) 自衛消防組織の整備充実

(エ) 防火管理者・防災管理者・火元責任者等の防災に関する知識の向上

- (f) 共同防火・共同防災管理体制の確立
- (g) 工事中における従事者への監督強化と、防災のための計画の協議
- (h) その他防災上必要な事項

ウ 浸水対策の実施（地下街等の所有者等）

- (ア) 浸水防止施設設置の促進
- (イ) 避難誘導計画の整備充実
- (ウ) 浸水想定区域内の避難確保計画の策定

地下街等の所有者又は管理者は、地域防災計画に位置づけられる浸水想定区域内の地下施設について避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに公表を行う。

- a 防災体制・避難誘導に関すること
- b 避難確保対策施設の整備に関すること
- c 防災教育・訓練に関すること
- d 避難確保計画の公表方法等に関すること

- (エ) その他防災上必要な事項

エ 非常用通信施設の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実。

オ 利用者に対する責任

利用者に対し、平常時から非常出口・非常階段・避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画等の周知徹底を図り、所用の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

③ ガス供給事業者

ガス漏れ警報設備等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街に対しては、次の事項を行う。

- ア 燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。
- イ 燃焼器は金属可撓管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。
- ウ 管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。
- エ 導管は、1年に1回以上漏えい検査を実施し、ガス遮断装置の巡視点検をするほか、半年に1回安全使用の特別周知を行う。

④ 防災訓練等の実施

火災及びガス事故等を想定し、管理者・消防・警察等の連携のもとに、1年に1回以上防災訓練を実施する。

⑤ 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業等は、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努めるとともに、その成果による最新技術及び設備・資機材の普及を促進する。

4 関連調整事項

関係機関等は、災害時に消防・救助活動が制約される可能性のある高層建築物について、ヘリコプターの屋上緊急発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

第6節 危険物等保安対策

1 方針

危険物（石油類等）・毒物劇物等・化学薬品類等（以下「危険物等」という。）の火災等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚・取締りの強化・自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

市（経済局・都市整備局・環境局・消防局・区役所）

危険物等施設の所有者・管理者・占有者

危険物等輸送事業者

中国経済産業局

県（消防保安課・保健福祉部）

県警察

3 実施内容

危険物等施設の所有者・管理者・占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより、危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚・自主保安体制の整備を図る。

市及び県は、法令に基づく保安指導・立入検査・保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に、災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え、防災体制の充実を図る。

（1）事業者の自主保安体制の確立

- ① 法令に定める危険物等施設の保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員の、責任体制の確立を図る。
- ② 日常点検・定期自主検査等の効果的な実行を図るため、点検事項・点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。
- ③ 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物等、事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。
- ④ 漏洩・流出災害等に備えて、必要な薬剤・化学消火剤及び必要資機材の備蓄を推進する。

（2）保安意識の高揚

市及び県は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

（3）保安の強化

- ① 市及び県は、関係法令の定めるところにより、危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。
- ② 市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

(4) 事故原因の究明

市・県及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 危険物の大量流出時の対策

- ① 市及び県は、危険物が大量に流出した場合に備え、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。
- ② 市及び県は、危険物が大量に流出した場合に備え、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。
- ③ 市及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求められることができる体制を整備する。

(6) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び事業者は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

(7) 流出拡大防止設備の整備

危険物等を貯蔵又は取扱う、屋外貯蔵タンクの装置・機器等の機械的破損・腐食及び周囲に設置されている防油堤・防止堤等の設備について、危険物施設の管理者が自主点検を行うよう指導するとともに、消防法等に基づく規制を実施する。

(8) 輸送対策

- ① 容器・積載方法等、法令上の基準遵守を指導強化する。
- ② 危険物等を積載する車両の火災の予防・安全運行の励行及び密集市街地・繁華街等の通行の制限等について指導するとともに、消防署・出張所・その他関係機関による予防査察及び取締りを行う。

(9) 消火剤等の緊急輸送対策

関係事業所等における、消火剤の保有状況等の実態を把握するとともに、化学消防車・その他化学消防施設を有効利用し、緊急輸送体制の確立を図る。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日・夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第7節 高圧ガス保安対策

1 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚・保安の強化・自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

市（消防局）

高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者

高圧ガス輸送事業者

中国四国産業保安監督部

県（消防保安課）

3 実施内容

高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚・自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部・県・市は、法令に基づく保安指導・立入検査・保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え、防災体制の充実を図る。

（1）事業者の自主保安体制の確立

① 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努める。

② 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

ア 従業者に対する保安教育の実施。

イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立。

ウ 地域防災協議会の育成。

③ 事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備・放水設備・ウォーターカーテン等、防火設備を整備する。

（2）保安意識の高揚

市及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

① 高圧ガス保安法等関係法令の周知。

② 保安講習会・研修会の開催。

③ 高圧ガスの取扱指導。

④ 高圧ガス保安活動促進週間の実施。

（3）保安指導の強化

市及び県は、関係法令の定めるところにより、高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

① 高圧ガスの製造・販売・貯蔵・移動・消費・その他取扱いについて、高圧ガス取締法に基づき、

県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

- ② ボイラー・圧力容器の製造取扱いについて、労働安全衛生法に基づき、岡山労働基準監督署が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。
- ③ 製造施設又は消費場所等の、保安検査及び立入検査の強化。
- ④ 関係行政機関との緊密な連携。

(4) 事故原因の究明

市・県及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日・夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

《参照》

○ 高圧ガス大量保有事業所

(資料編)

第8節 火薬類保安対策

1 方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚・取締りの強化・自主保安体制の強化を図る。また、火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費・その他取扱いについて、火薬取締法に基づき、規制業務の実態を把握し、災害の防止に努める。

2 主な実施機関

市（消防局）

火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者

火薬類輸送事業者

中国四国産業保安監督部

県（消防保安課）

県警察

3 実施内容

火薬類施設の所有者・管理者・占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより、火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚・自主保安体制の整備を図る。

市・中国四国産業保安監督部・県は、法令に基づく保安指導・立入検査・保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に、災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え、防災体制の充実を図る。

（1）事業者の自主保安体制の確立

① 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努める。

② 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

ア 従業者に対する保安教育の実施。

イ 防災訓練等の実施。

ウ 定期自主検査の実施と責任体制の確立。

③ 事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になったときに備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、又、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。

（2）保安意識の高揚

市及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

① 火薬類取締法等関係法令の周知

② 保安講習会・研修会の開催

③ 火薬類の取扱指導

④ 危害予防習慣の実施

（3）保安指導の強化

市及び県は、関係法令の定めるところにより、火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努める

など、保安指導を強化する。

- ① 製造施設・火薬庫又は消費場所等の保安検査・立入検査の強化。
- ② 製造施設・火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進。
- ③ 関係行政機関との緊密な連携。

(4) 事故原因の究明

市・県及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日・夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

《参照》

○ 火薬類・煙火製造所

(資料編)

第9節 有害ガス等災害予防対策

1 方針

事業活動の事故等により排出された、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）により、人の健康又は生活環境に著しい被害が発生することがないように、予防措置を実施する。

2 主な実施機関

市（環境局）

ばい煙発生施設又は特定施設（以下「特定施設等」という。）の設置者

3 実施内容

（1） 保安管理体制の強化

特定施設等の設置者は、事故等の発生を未然に防止するため、有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の点検及び保安体制の整備強化に努める。

（2） 立入検査

市は、必要に応じ、有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の機能を検査するとともに、事故防止について維持・管理等の指導を行う。

（3） 常時監視及び監視体制の強化

市は、有害ガス等による大気汚染状況及び水質汚濁状況を常時監視するとともに、監視体制の強化に努める。

4 警報等の発表及び伝達

市長は、有害ガス等による大気の汚染状況及び水質の汚濁状況が、人の健康に著しい障害を与えるおそれがある場合は、注意報・警報等を発表する。

この場合、報道機関に依頼又は広報車・吹き流し等により、住民への周知徹底を図る。

5 事故時の措置

市長は、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ又は損なわれるおそれがあると認めるときは、特定施設設置者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命じる。

6 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安命令の定めるところにより、自主検査・立入り検査を徹底するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。

第10節 放射性物質の災害予防対策

1 方針

市は、防災関係機関と連携して、医療用・工業用及び発電用の放射性物質による災害の発生、及び拡大を防止し、放射性物質に係る災害が住民に対して影響が及ぶことのないよう、予防措置を実施する。

2 主な実施機関

市（消防局）

放射性物質取扱事業者

県（危機管理課）

県警察

3 実施内容

（1） 予防体制の整備

- ① 放射性物質取扱事業者は、関係法令に基づく適正な取扱・管理・運搬等を行うための保安規程の整備等、保安体制の整備に努めるものとする。
- ② 市は、関係法令に基づき、放射性物質の取扱が適正に行われているか確認を行う。

（2） 通信連絡体制の整備

- ① 放射性物質取扱事業者は、保有又は使用している放射性物質の性状・取扱上の注意事項について消防署等防災関係機関への情報提供を行うなど、平素から連絡調整を行う。
- ② 放射性物質取扱事業者は、万一の事故に備え、消防その他関係機関との通信連絡体制を確立するとともに、事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。
- ③ 市及び県は、放射性物質による事故等の連絡通報体制（夜間・休日を含む。）を整備する。

（3） その他

- ① 救急体制の整備
- ② 防災用資機材の整備

第11節 火災予防対策

1 方針

火災防止については、防火思想の普及と消防体制の充実強化が必要なため、消防署・出張所等の適正配置及び消防車両・装備の強化等、実態に即した体制確保に努めるとともに、防火対象物の査察の強化・防火思想の高揚・啓発・指導を推進する。

2 主な実施機関

市（消防局）

3 実施内容

(1) 消防力の強化

- ① 人口の集積・建物の密集度・災害の発生状況・道路交通事情等を総合的に判断し、地域の防災拠点となる消防署・出張所等を適正に配置する。
- ② 消防署・出張所等の機能を効果的に発揮させるため、消防車両等資機材の一層の増強を図るとともに、適正な維持管理を行う。
- ③ 消防・救急活動の中枢をなす消防情報通信センターの一層の機能強化を図る。
- ④ 消火栓・防火水槽等の人工水利施設の拡充を図るとともに、これら施設の定期検査を実施する。
- ⑤ 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
- ⑥ 連合防火委員会・婦人防火クラブ等、民間の自主防災組織の育成強化を図る。
- ⑦ 事業所における自衛消防体制の整備強化を図る。
- ⑧ 消防署所の敷地・建物の浸水対策を推進し、防災拠点としての機能を強化する。

(2) 火災予防査察

火災発生及び被害の拡大を防止するため、岡山市火災予防査察規程（昭和62年市消防訓令甲第1号）に基づき、査察対象物の立入検査を実施し、法令違反事項の是正を図る。

① 一般査察

査察計画を立て、査察対象物を査察する。

② 特別査察

消防長若しくは消防署長が特に必要と認めた場合、又は査察依頼があった場合に査察する。

③ 査察事項

査察は、火災予防及び火災に関連する人命の安全を主眼として、次に掲げるものの位置・構造・設備・管理等について行う。

ア 建築物その他工作物

イ 火気使用設備及び器具

ウ 消防用設備等

エ 危険物・指定可燃物

オ 消防計画及び予防規程

カ 防火管理者・防災管理者及び危険物取扱者

キ 火災予防又は消火活動に、重大な支障を生じるおそれのある物質

ク 防災物品

ケ その他火災予防上必要と認めるもの

④ 是正指導

査察の結果、不備欠陥を認めたときは、査察対象物の関係者に改善を指示する。

(3) 建築の同意

消防法第7条の規定に基づく、新築・増築・改築等の消防長又は消防署長の同意に際しては、建築物の防火に関する審査を実施して、建築物の防火に努める。

(4) 消防設備の整備促進

建築物に対する消火設備・警報設備及び避難設備等の整備促進を図り、適正な維持管理を指導する。

(5) 火災予防思想の啓発

- ① 火災予防思想の啓発を図るため、火災予防運動（春秋2回）を実施し、総合的な啓発広報を行う。
- ② 報道機関に対して啓発に関する資料を提供し、掲載又は放送について協力を求める。
- ③ 「市民のひろばおかやま」・ポスター・パンフレット・チラシ・ホームページ及び防火委員会広報紙等により、啓発に努める。
- ④ 連合防火委員会・幼年、少年消防クラブ・婦人防火クラブ等の自主防災組織を育成強化し、組織を通じて火災予防の推進を図る。
- ⑤ 講演会・講習会を開催し又は各種会議を活用し、防火思想の普及及び消防設備の使用方法等、火災防止についての具体的な方法を指導する。
- ⑥ 消防署・出張所等の見学に際しては、便宜を図るとともに消防体制及び活動の実態等の説明を通して、火災予防の重要性の普及を図る。
- ⑦ 広報車の巡回広報等により啓発に努める。

(6) 特殊建物火災予防の指導

公衆の集会所、多数の人が勤務する事業所等に対しては、建物内部の進入順路・人命救助の方法・消火方法等について、万全の対策を講ずるよう指導する。

(7) 特殊防火対象物等の消防計画の指導

百貨店・旅館・ホテル・劇場・映画館・集会場・病院・地下街等、不特定多数の者が出入りし、集合する特定防火対象物に対しては、避難誘導の方法・建物内部への進入路・消火方法等について、各防火対象物ごとの防火管理者等が、消防計画を作成するとともに、万全の策を講ずるよう指導する。

第5章 防災活動の環境整備

第1節 防災訓練

1 方針

災害の未然防止及び災害を最小限に止めるため、市をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を高め、万一の災害から自らを守るとの意識のもと、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりを推進する。このため、市・県及び防災関係機関・地域住民・水防協力団体・自主防災組織及びボランティア団体等の参加を得て、総合的かつ計画的に防災訓練又は図上訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制を強化し、予防並びに災害応急対策機能の向上を図り、合わせて住民の防災意識の高揚を図る。

2 主な実施機関

市（総務局・都市整備局・消防局）

県（危機管理課）

県警察

防災関係機関

自主防災組織・民間協力団体・地域住民

3 実施内容

訓練を行うに当たっては、被害の想定を明らかにするなど様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には参加者が集まり、訓練内容の評価を行うことにより課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行う。

(1) 基礎防災訓練の実施

市長及び委員会等の執行機関は、単独又は災害予防責任者（国の地方支分部局の長・その他地方機関の長・県知事及び県の執行機関・公共的団体・防災上重要な施設の管理者）と共同して、必要な各種訓練を実施する。

また、市と共同して防災訓練を実施する場合、災害予防責任者の属する機関の職員・従業員・使用人は、防災訓練に参加するものとする。

① 水防訓練

水防計画に基づき水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練（工法技術習得）を実施するほか、地域の特性に応じて土砂災害に対する訓練も併せて検討するものとし、市・関係団体・地域住民が一体となり、水防訓練を実施する。

また、水防作業は暴風雨の中、しかも夜間に行う場合もあることから、水防技術の習熟を目的に、次により十分訓練を行うこととする。

ア 実施事項

- (ア) 観 測
- (イ) 通 報
- (ウ) 作業工法
- (エ) 輸 送
- (オ) 樋門・陸閘等の開閉操作
- (カ) 避 難

イ 実施時期

(ア) 出水期までに実施する。

② 消防訓練

岡山市消防計画に基づき、消防機関の機能を十分に発揮し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、強風下または豪雨下における大規模な建物・林野火災及び消防活動を想定した消防訓練を実施する。

③ 避難・救助訓練

ア 災害時における避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で実施する。

イ 学校・病院・社会福祉施設・工場及びデパート等、多数の者を収容する施設に当っては、収容者等の人命保護のため、特に避難・救助に関する施設・設備を整備するとともに、定期的に避難・救助訓練を実施する。

ウ 災害時要援護者等を適切に避難誘導するため、自主防災組織・地域住民の参加や協力を得ながら、地域の実情に応じた訓練を実施し、平常時から災害時要援護者等に係る避難体制の整備に努める。特に急傾斜地崩壊危険地区等、災害警戒地区においては徹底して避難訓練を実施する。

④ 情報収集伝達訓練

市・県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集伝達の確保が図れるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

⑤ 通信訓練

市・県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

⑥ 非常招集訓練

市・県及び防災関係機関は、非常体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における関係部班の職員・消防団員等の非常招集訓練を、必要に応じて実施する。

⑦ 交通規制訓練

県警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行なわれるよう、関係機関と協議して交通規制訓練を実施する。

⑧ 危険物等特殊災害訓練

市・県及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害等を想定した訓練を実施する。

⑨ 鉄道事故災害訓練

鉄軌道事業者は、伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関・警察機関をはじめとする、地方公共団体の機関が実施する防災訓練に、積極的に参加するよう努める。

⑩ 航空機事故災害訓練

県・航空運送事業者・消防機関・警察機関をはじめとする地方公共団体及び国の機関等は、相互に連携した訓練を実施する。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化し、防災関係機関・地域住民及びボランティア団体等が参加して、総合的な訓練を実施する。

① 実施時期

防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

② 実施場所

災害が発生するおそれのある場所など、訓練効果のある場所を選んで実施する。

③ 実施の方法

市・県・指定地方行政機関・自衛隊・指定公共団体・指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民が一体となって、同一想定に基づき災害応急対策訓練を実施する。

(3) 図上防災訓練

大規模地震発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練の実施を図る。

① 被害情報収集及び伝達訓練。

② ヘリテレ映像等の情報伝達訓練。

③ 災害ボランティア対応訓練。

(4) 相互応援協定市との防災訓練の実施

災害時の相互応援協定を締結している近傍都市との合同による、防災訓練及び全国の政令都市との情報伝達訓練の実施をすることにより、災害時の協力体制の強化を図る。

第2節 防災意識の普及

1 方針

災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々の自覚に根ざした自助と身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭・地域・企業・団体等、社会の様々な主体が連携して、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、その推進に当たっては実施方針を定め、地域防災力の向上を図る。

また、被害を最小限に止めるためには、住民一人ひとりが日頃から各種災害について正しい認識を持ち、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための最低限の知識を備えておくことが必要である。

このため、各種広報媒体及び学校教育等を活用し、地域住民の防災意識の高揚を図る。

なお、防災意識の普及の際には災害時要援護者等に十分配慮し、地域において災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努める。

2 主な実施機関

市（安全・安心ネットワーク推進室・保健福祉局・消防局・教育委員会・区役所）

県（危機管理課）

防災関係機関

日赤県支部

岡山県社会福祉協議会

岡山市社会福祉協議会

自主防災組織等

3 実施内容

（1） 防災教育

① 住民に対する防災教育

ア ハザードマップ・パンフレット等の作成配布や、防災に関する研修会・映画会・パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や災害危険箇所及び災害時における心得等を周知し、地域住民の防災意識の高揚を図る。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベント等に防災コーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関及び民間団体等は、絵本や写真集・紙芝居・漫画・ゲーム等、様々な媒体を活用して魅力的な防災教育を行う。

また、インターネット上のホームページ等で、防災教育のメニューの充実に努めるとともに、障害者・高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

イ 食料・飲料水の備蓄・非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）の準備等、家庭での予防・安全対策、注意報・警報発表時にとるべき行動や避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

ウ 防災意識の普及の際には、災害時要援護者等に十分配慮し、地域において災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、災害時要援護者等については、民生委員・児童委員・愛育委員・自主防災組織等、岡山市安全・安心ネットワークを構成する各種団体の協力を得て、把握に努めることとする。

エ 被害の防止、軽減の観点から早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努めるとともに、災害の種別に応じた適切な避難場所・避難路について周知徹底する。

② 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児・児童・生徒及び学生の発達段階に応じた防災教育を実施するとともに、災害発生時等において、自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう、教育の充実に努めるものとする。

③ 職員に対する防災教育

ア 防災研修会等の実施

気象・地象・その他防災上必要な知識の向上を図るため、防災関係機関及び研究者の協力を得て防災研修会を実施するとともに、地域防災計画及び関係法令等の習得のため、研修会等を実施する。

イ 防災訓練への参加

防災業務に従事する職員のみならず、他部門及び新規採用職員等を各種防災訓練に参加させ、防災技術の習得と防災意識の高揚を図る。

ウ 見学・現地調査等の実施

防災関連施設・災害警戒箇所等の見学・現地調査を実施し、適正な判断力と行動力を養成する。

エ 防災関係機関の実施する防災訓練・講演会等への参加

防災関係機関の実施する各種防災訓練・講演会・研修会等に積極的に参加し、防災技術の習得と防災知識の向上に努める。

(2) 防災広報

- ① 住民に対してラジオ・テレビ・新聞等を通じ、また広報パンフレット等を作成配布し、防災意識の高揚を図る。
- ② ラジオ・テレビ・新聞等の報道機関に普及事項の資料を提供し、掲載又は放送についての協力を依頼する。
- ③ 適時、市広報紙に記事を掲載し、広報を行う。
- ④ ホームページに防災に関する様々な情報を掲示するなど、インターネットを活用した広報により、市民はもとより広く一般に防災知識の普及を図る。
- ⑤ 町内会・婦人会・自主防災組織等地域の団体、あるいは障害者団体や企業等各種団体の集会において防災講演等（防災出前講座）を開催したり、あるいは防災関連ビデオ等の貸出を検討し、防災知識の普及に努める。
- ⑥ 広報車の巡回広報又は有線放送により防災知識の普及に努める。

(3) ボランティア活動のための環境整備

- ① 市は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療・看護・介護・通訳

等の専門的な資格や技能を有する、専門ボランティアの把握に努めるものとする。

- ② 市は、専門ボランティアに対して防災に関する知識及び技能の向上を図るため、関係機関の協力を得て研修及び訓練等に努める。
- ③ 日赤県支部及び社会福祉協議会は、災害時に個人で参加するボランティアを指導し、効果的な活動が実施できるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。
- ④ 防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携及び災害時だけでなく平常時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて、取組みを進めることの重要性を啓発する。

(4) 防災週間等における啓発事業

防災週間及び火災予防運動期間等を中心に、防災関係機関が協力して市民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。

◆ 各種予防運動実施時期

- ・防災とボランティア週間 (1月15日～21日)
- ・防災とボランティアの日 (1月17日)
- ・春季全国火災予防運動期間 (3月1日～7日)
- ・建築物防災週間 (3月1日～7日、8月30日～9月5日)
- ・山火事予防運動月間 (3月1日～31日)
- ・水防月間 (5月1日～31日)
- ・がけ崩れ防災週間 (6月1日～7日)
- ・土砂災害防止月間 (6月1日～30日)
- ・危険物安全週間 (6月第2週)
- ・火薬類危害予防週間 (6月10日～16日)
- ・河川水難事故防止週間 (7月1日～7日)
- ・道路防災週間 (8月25日～31日)
- ・防災週間 (8月30日～9月5日)
- ・防災の日 (9月1日)
- ・救急の日 (9月9日)
- ・救急医療週間 (9月9日を含む1週間)
- ・国際防災の日 (10月の第2水曜日)
- ・高圧ガス保安活動促進週間 (10月23日～29日)
- ・秋季全国火災予防運動期間 (11月9日～15日)
- ・雪崩防災週間 (12月1日～7日)

第3節 自主防災組織の確立

1 方針

自然災害やますます多様化する事故災害に対処するため、市をはじめとする防災関連機関と地域住民による自主防災組織とが一体となり、さらには企業等も加わって総合的な防災体制を確立し、災害予防・災害応急活動を行うことが必要である。

このため、隣保共同の精神に基づく地域住民による自主防災組織の結成及び育成と、企業による自衛組織の防災活動が効果的に行われるよう、市民・企業・行政の協働による協力体制を確立する。

2 主な実施機関

- 市（安全・安心ネットワーク推進室・消防局）
- 県（危機管理課）
- 自主防災組織等
- 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者

3 実施内容

市民の一人ひとりが「自分たちの街は自分たちで守る」という強い共助精神のもとに、災害時の地域における安全安心を確保するため、市民自らが町内会・自治会を基本単位として組織し、自主的な防災活動を行う自主防災組織を「自主防災会」と称する。

今後、一層の結成を促進して結成を市域に拡大し、小学校区等を単位とする自主防災会の連合体化を図り、学区規模の実践的活動を促進する。

(1) 自主防災会の組織の活動

自主防災会の組織は、地域の実情に応じた計画を策定し、この計画に基づき、平常時・災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

なお、自主防災会の編成及び活動は、概ね次のとおりとする。

本部・班名	平常時の活動	災害時の活動
本部	1 規約の作成及び組織編成並びに連絡体制の確立 2 組織活動の総括及び運営 3 各種防災活動の企画立案 4 市他防災機関との連携確保 5 事業所、施設等と応援協定締結	1 役員招集及び役割分担確認 2 組織活動の総括及び運営 3 地域の被害・被災者の把握 4 市他防災機関との各種緊急連絡 5 事業所、施設等との相互協力
情報班	1 気象・地震の知識の普及 2 インターネットでの気象情報入手 3 地域防災マップの作成 4 巡回及び戸別広報訓練、情報収集伝達訓練も実施 5 地域の特性及び災害履歴の周知並びに被災体験の伝承	1 インターネットでの気象情報の入手及び地域への伝達 2 インターネットでの国・県・市からの災害情報・避難情報の入手及び地域への伝達 3 地域の被害状況の把握
避難誘導班	1 地域独自の一次避難地、避難所の指定及び周知 2 避難経路の安全確認 3 危険箇所の事前把握 4 避難訓練の実施	1 災害時及び避難時の避難広報及び避難誘導 2 行政からの避難情報の周知 3 避難地、避難所での秩序の維持

救出救護班	1 応急救急措置の習得 2 災害時要援護者等の把握 3 救出用資機材の整備 4 応急医薬品等の整備 5 救出・救護訓練の実施	1 災害時要援護者等の安否確認 2 負傷者の応急手当 3 災害場所からの救出活動 4 負傷者の救護所への搬送
初期消火班	1 出火防止知識及び初期消火知識の普及 2 消火栓の場所の確認、消火用水、消火器の確保及び点検 3 地域内の危険物の把握 4 初期消火訓練の実施	1 出火防止のための巡回 2 初期消火活動 3 消防機関への協力
給食給水班	1 食料、飲料水の備蓄の啓発 2 炊き出し用資機材の確保及び点検 3 食材入手方法の確認 4 炊き出し訓練の実施	1 救助物資の必要量の把握 2 救助物資の配分及び分配 3 食料、飲料水の調達 4 炊き出しの実施

※ 1 避難地・避難所の運営は本部指揮のもと、各班合同で実施する。

※ 2 市の開設した避難所に避難した場合も、避難所運営に協力する。

(2) 自主防災会組織の設置・育成

- ① 災害に対する被害防止及び軽減のためには、まず事前の備え、次に発生時の初期段階における行動が重要であることから、市は、単位町内会を中心とした地域住民による組織の設置・育成を推進する。

また、自主防災会の日頃の活動及び災害発生時の役割並びに活動内容を組織内に周知するため、各種マニュアルやパンフレット等を活用した資料の提供、市はもとより国・県の防災関係機関による出前講座の実施、地域防災マップの作成及びそれに係る検討会、D I G (ディグ) 住民型図上防災訓練、さらには地域における防災フェア等、各種行事を通じた普及啓発も合わせて図る。

- ② 災害の発生時においては、人命を最優先にした共助活動のために、組織的な防災活動が不可欠であることから、自主防災会結成時に地域の実情に応じた防災資機材を給付する。
- ③ 組織の活動が活発であるためには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠であり、こうした地域のリーダー等に対して、自主防災組織の必要性及び防災知識を普及することは、自主防災組織の活動促進のうえで重要である。

このため、市では「岡山市防災まちづくり学校」他、県主催の講習会等の受講を促進するとともに、地域性に即した内容による出前防災講演等を実施することにより、防災知識を普及し、もって組織の育成と強化を促す。

- ④ 市は、平常時は自主防災会組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図りながら、救助・救護のための資機材の充実を図る。

(3) 消防団員の協力要請

消防団は地域の消防防災活動において最も重要な組織であり、その組織力はもとより団員の一人・ひとりにおいても、災害警戒時及び発生時における初期消火・救出救助・避難誘導等において、地域の防災活動のリーダーとしての役割は大きい。

このため、市は、消防団員の積極的な協力を得て、組織の設置と育成を進める。

(4) 婦人防火クラブの育成

社会情勢の変化により共働き世帯が増えたとはいえ、地域における昼間の在宅者は女性が多く、そうした地域において災害が発生した場合には、女性による初期消火活動や応急救護措置等が重要であることから、女性に対する防火・防災知識の普及及びその組織力の強化を図る。

(5) 幼年、少年消防クラブの育成

地域の防火・防災体制を推進又は堅持するためには、将来を担う低年齢者に対し、正しい知識を教授し育成することが重要であることから、現在組織されている幼年消防クラブ及び少年消防クラブに対し、知識と体験の両面による育成指導の一層の推進を図る。

(6) 連合防火委員会の育成

地域での防火・防災体制の推進や自助・共助精神の普及啓発には町内会など、あらゆる組織を通じ浸透させる必要がある。このため町内会を単位として一層の体制強化と促進を図る。

第4節 企業防災の促進

1 方針

事業所等は、火災や災害から自らの施設及び設備あるいは情報等を保守するため、日常において防火管理者や防災管理者を定め、初期消火あるいは避難誘導等を行う自衛消防隊を組織する。

また、事業所は一時避難に活用可能な広大な敷地や、強固な建物を所有している場合もあり、地域のコミュニティを構成する団体としての社会貢献の一環として、避難場所の提供・地域の被災者の救出救助の応援・初期消火活動の応援・防災資機材及び応急救急用品の貸与あるいは提供等を行うなど、地域の自主防災組織との連携強化を促進する。

2 主な実施機関

市（消防局）

県（危機管理課・消防保安課）

事業所等の防火管理者・防災管理者

3 実施内容

- (1) 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。
- (2) 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保・二次災害の防止・事業の継続・地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備・防災訓練・事業所の耐震化・予想被害からの復旧計画の策定・各計画の点検及び見直しを実施するなど、防災活動の推進に努める。
- (3) 市及び県は、企業のトップから一般職員になるBCPに至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰・企業防災に係る取組みの積極評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。
- (4) 市及び県は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- (5) 市及び県は、企業防災への取り組みに資する情報提供の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる、事業継続計画策定支援の高度なニーズにも、的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

第6章 災害時要援護者の安全確保計画

1 方針

高齢者・障害者（本計画において、「災害時要援護者」という。）・外国人・乳幼児・妊産婦等、いわゆる災害時要援護者等について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、災害時要援護者等及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携のもとで、災害時要援護者等の速やかな支援のため、協力体制の確立を図り、多数の災害時要援護者等向けの避難先を確保する。

社会福祉施設等においては、災害時要援護者等が災害発生時においても、安全な暮らしができるよう、平素から施設・設備の点検整備・防災組織の整備・防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、災害時要援護者等に対する体制を整備するとともに、災害時要援護者等を助け合える地域社会づくりを進める。

2 実施責任者

市（総務局・安全・安心ネットワーク推進室・保健福祉局・消防局）

県（危機管理課・保健福祉部・県民生活部）

社会福祉施設等関係機関

3 実施内容

（1） 防災知識の普及

① 社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における、災害時要援護者等の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族・障害者相談員・関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。また、防災訓練にあたっては、地域住民が災害時要援護者等とともに、助け合って避難できることに配慮する。

② 社会福祉施設・災害時要援護者等を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実に努める。また、事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における、迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ次の内容のマニュアルを作成し実施する。

ア 施設職員・入所者等の任務分担・動員計画・緊急連絡体制

イ 地域住民とともに行う防災訓練

③ 災害時要援護者等は、自己の身体状況に応じた、生活方法・介護方法・医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具・補装具・特定の医療品等の入手方法等について、明確にしておくものとする。

（2） 災害時要援護者等の把握

① 災害時要援護者等の詳細情報を、日頃から把握しておくよう努める。

- ア 居住地・自宅の電話番号
- イ 家族構成
- ウ 保健福祉サービスの提供状況
- エ 外国語による情報提供の必要性
- オ 近隣の連絡先・災害時の当該地域外の連絡先・その他災害時における安否確認の方法。

なお、迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備するとともに、援護を要する高齢者の情報把握について、地域包括支援センターの活用等により行う。

- ② 災害時要援護者等は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民・近隣の福祉施設等と、つながりを保つよう努力し、県外の親族等に連絡がとれるよう努めるものとする。

また、災害時要援護者等の近隣の住民は、日頃から可能な限り、災害時要援護者等に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

(3) 避難誘導體制の整備

市は、保健福祉部局・自主防災組織・安全・安心ネットワーク構成員等との連携の下、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、整備に努めるものとする。

(4) 災害広報及び情報提供

県は、災害に関する情報を必要に応じて外国語に翻訳し、県のホームページ等を通じて広報するとともに、市へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。市は、県からの情報提供があった場合は、広報媒体等を利用して、関係機関・関係団体等に対し、迅速かつ適切な伝達を実施する。

(5) 生活の支援等

県は、県社会福祉協議会等、関係団体と連携し、市による災害時要援護者等に関する生活対策の確立を支援する。

市は、災害時において、災害時要援護者等に対する避難所における情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難支援プランを作成する。

- ① 災害時要援護者等に係る情報伝達・安否確認・避難誘導並びに必要な支援の内容の把握に関する事項。
- ② ボランティア等、生活支援のための人材確保に関する事項。
- ③ 障害の状況等に応じた、情報提供に関する事項。
- ④ 外国人の特性に応じた言語や、生活習慣への対応に関する事項。
- ⑤ 特別な食料（軟らかい食品・粉ミルク等）を必要とする者に対する、当該食料の確保・提供に関する事項。
- ⑥ 避難所・居宅へ必要な資機材（車いす・障害者用トイレ・ベビーベッド・ほ乳びん）等の設置及び配布に関する事項。
- ⑦ 避難所・居宅へ相談員の巡回による生活状況の確認、その他健康相談等に関する事項。
- ⑧ 避難所又は在宅の災害時要援護者等のうち、老人福祉施設・医療機関・児童福祉施設等へ、第二次避難を要する者について、当該施設への受入要請に関する事項。

(6) 地域社会の醸成

住民は、自治会・町内会・民生委員・地域の国際交流団体等の活動を通じて、災害時要援護者等を支援できる、地域社会の醸成に努めるとともに、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等、災害時要援護者等の生活について知識の修得に努める。

(7) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに、施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第7章 防災対策の整備・推進

第1節 防災に関する調査研究の推進

第1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象・地域的特性を有しており、火災や爆発等の事故災害は、施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報・社会情報・防災情報等、防災関連情報の収集と備蓄に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知に活かす。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

第2 重点を置くべき調査研究事項

1 危険地域の実態把握

法による災害危険区域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険区域についてもその実態を把握する。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域の把握
- (2) 水害危険区域（内水氾濫区域等、浸水想定区域）の把握
- (3) 地すべり危険区域の把握
- (4) 火災危険区域の把握
- (5) その他災害危険区域の把握

2 危険地域の被害想定

災害時において迅速・的確な災害対策が実施できるよう、各地域について関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のため施策等を推進する。

3 防災研究成果の活用

国等で実施した防災に関する研究成果等を踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

第3編 災害応急対策計画

第1章 防災組織

第1 防災会議

岡山市の地域に係る防災に関し、市及びその他の防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務について、防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法及び岡山市防災会議条例(昭和38年市条例第41号)に基づき、市の附属機関として岡山市防災会議を設置し、災害発生時における緊急措置及び災害応急対策等に関する各種計画の作成並びに実施の推進を図る。

1 組 織

(1) 会 長

市 長

(2) 委 員

- ① 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- ② 岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- ③ 岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- ④ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- ⑤ 市教育委員会教育長
- ⑥ 市消防局長及び消防団長
- ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- ⑧ 市長が特に必要と認めて任命する者

(3) 専門委員

防災に関して専門事項を調査する必要がある場合、防災会議に専門委員を置くことができる。専門委員は、関係地方行政機関の職員・岡山県の職員・市の職員・関係指定公共機関の職員・関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから市長が任命する。

2 所掌事務

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集する。
- (3) その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

《参照》

- 岡山市防災会議条例（附・防災会議委員名簿）（資料編）
- 岡山市防災会議条例施行規則（資料編）

第2 防災体制

市域内に非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、市長は、法第23条及び岡山市災害対策本部条例に基づき、岡山市災害対策本部を設置する。

なお、災害のおそれが解消し又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、これを解散する。

1 災害対策本部

(1) 設置基準

- ① 岡山市に暴風・大雨・洪水・高潮のいずれかの気象警報、又は水防警報が発表されたとき。
- ② 局地的集中豪雨が予想される時。
- ③ 岡山市内で震度4以上の地震を観測した場合。
- ④ 県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき。
- ⑤ 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき。

(2) 国・県との連絡調整

災害対策本部は、国及び県の対策本部と連絡調整を行い、国・県が実施する対策と整合を図りながら、災害応急対策を行うものとする。

(3) 設置等の公表

災害対策本部を設置又は解散したときは、住民等へ公表及び関係機関への通報を行う。

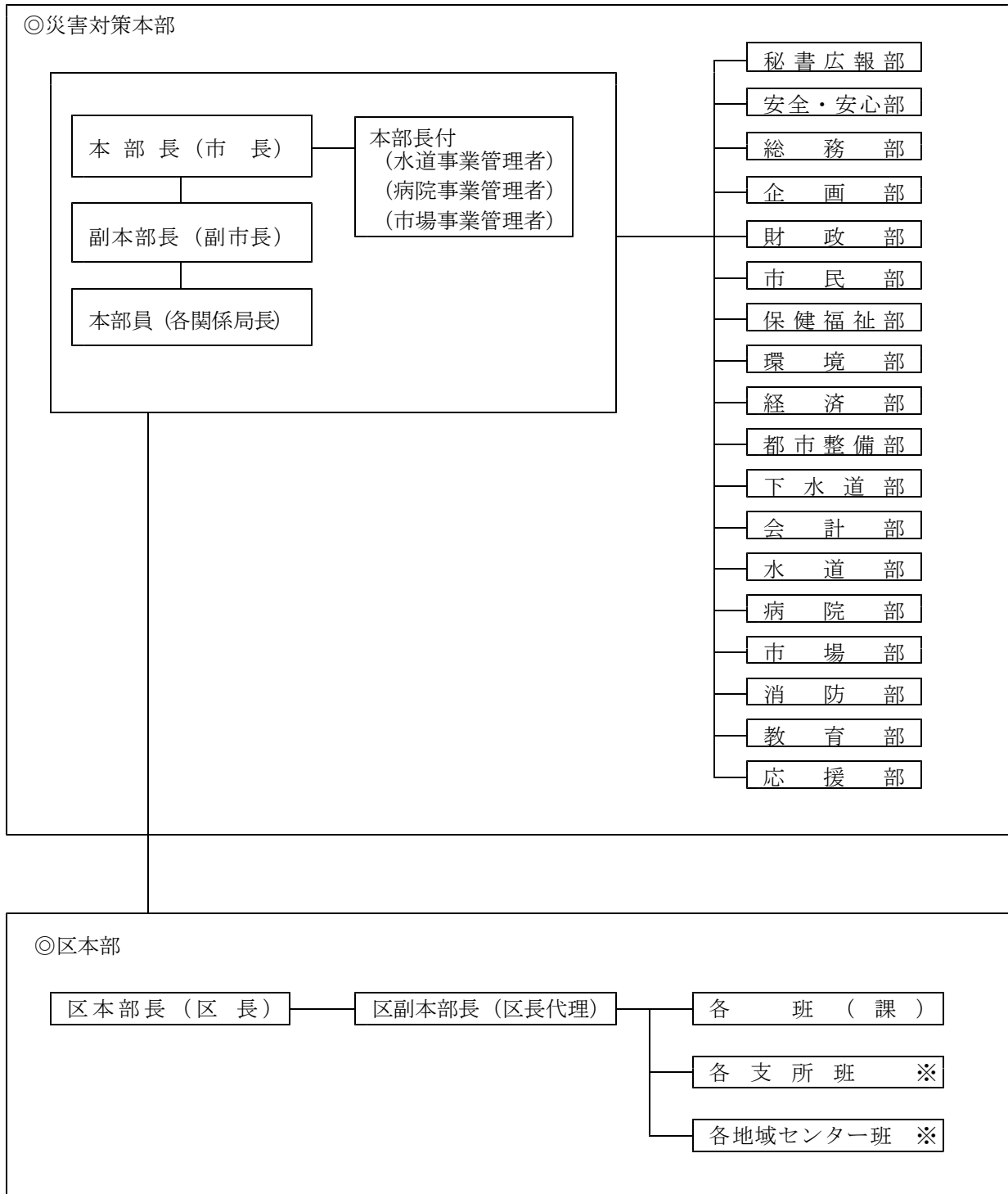
(4) 任務

- ① 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること
- ② 災害対策の連絡調整及び広報に関すること
- ③ 水防その他災害の応急対策に関すること
- ④ 災害救助その他民生の安定に関すること
- ⑤ 被災地の清掃及び防疫、その他保健衛生に関すること
- ⑥ 被災農林水産業に関すること
- ⑦ 応急教育に関すること
- ⑧ 施設及び設備の応急復旧に関すること
- ⑨ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること

(5) 災害対策本部の組織と役割

- ① 災害対策本部（本庁）と区本部（各区）の体制とする。
- ② 災害対策本部は、災害情報等の収集、国・県・関係機関との連絡調整、各区本部・各部の災害応急対策等の指揮・支援等、災害対策全般を統括する。
- ③ 区本部は、その管轄区域の被害の状況等に応じ、災害応急対策を実施するため、当該地区を所管し、かつ、地域住民に最も身近な各区役所に設置する。
- ④ 現地災害対策本部は、相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたときに設置する。

(6) 組織表



※ 区により、各支所班・各地域センター班の体制は異なる。

《参照》

○ 班の編成及び所掌事務

(資料編)

2 本部会議

本部長は、災害対策本部の運営及び災害対策の推進に関して協議するため、災害対策本部を設置したとき及びその後、必要な都度、災害対策本部において本部会議を招集する。

(1) 構成

本部会議は、本部長・副本部長・本部長付及び本部員をもって構成する。

ただし、本部長は災害の規模・種別等により必要と認めるとき、副本部長及び関係本部員のみで構成する本部会議を招集することができる。

(2) 協議事項

- ① 本部体制の配備及び解除に関すること。
- ② 重要な災害情報・被害状況の分析及びこれに伴う応急対策の基本方針に関すること。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④ 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。

3 本部室の設置と運営

(1) 設置

災害対策本部が設置されたときは、本部の総括的事務を処理するため本部室を設置する。

- ① 各部・班長は関係職員を指名して本部室に常駐させる。
- ② 本部室は、災害の規模・種別等により第3会議室・第4会議室又は7階大会議室に設置する。

(2) 幹部の常駐

本部長は、必要があると認めるときは、副本部長又は本部員を指名して本部室に常駐させる。

(3) 関係機関からの派遣

防災関係機関は、必要に応じて連絡員を本部室に派遣する。

4 非常時における職務代理者

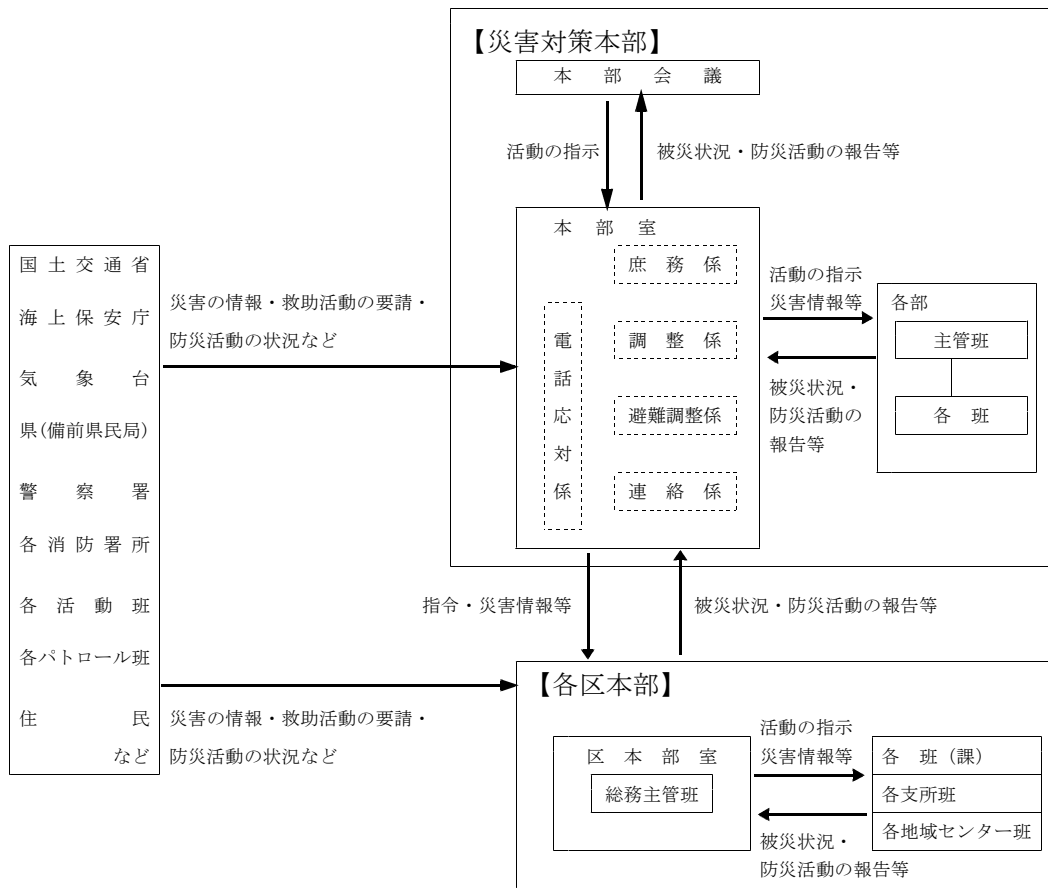
市長に事故ある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第1位 副市長（総務担当）・第2位 副市長（財務担当）・第3位 総務局長・第4位 消防局長
若しくは、平素より特定災害・特定有害物質等を担当している局長

《参照》

- 本部室事務分担 (資料編)
- 本部事務取扱要領 (資料編)

◆ 災害対策本部の情報・伝達・指示・報告の系統図



第2章 配備体制

第1 配備体制

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、気象又は事故災害等の状況に応じた配備体制により、防災活動を行うものとする。

配備体制は、監視体制（待機配備）・注意体制（1号配備）・警戒体制（2号配備）・特別警戒体制（3号配備）・非常体制（4号配備）に区分する。

（1） 配備決定

① 事前協議及び報告

消防部長及び関係部長は、気象官署及び国・県の河川管理者から、防災気象情報及び河川洪水予報等が発表され又は火災・事故等が発生し、防災活動を実施する必要がある場合、次の事項について協議し、本部長に報告するものとする。

なお、勤務時間外又は特別の事由がある場合は、消防部防災管理班長・予防班長及び関係班長が代行することができる。

ア 気象予報及び警報、観測値の実況並びにその変化の把握及び分析

イ 河川及び児島湖の水位・海面潮位の実況及び変化の把握・分析

ウ 災害発生状況の把握及び分析

エ 対応策及び配備体制

オ その他必要事項

② 配備指令

ア 本部長は、防災活動を実施するため必要と認めた場合、本計画に定める配備の種別及び基準に基づき配備指令を発令する。ただし、災害の種類・規模・態様によって必要と認める場合は、この基準と異なる配備体制を発令し、また各部・各区本部ごとに異なる配備体制を発令することができる。

イ 各部長・区本部長は、災害の種類・規模・態様によって必要と認める場合は、本部長の承認を得てこの基準と異なる配備体制をとることができる。

ウ 本部長は、災害発生のおそれなくなったとき又は災害対策本部を解散したときは、配備指令を解除する。

（2） 配備対象職員

配備につくべき職員は、本市に勤務する職員全員とする。

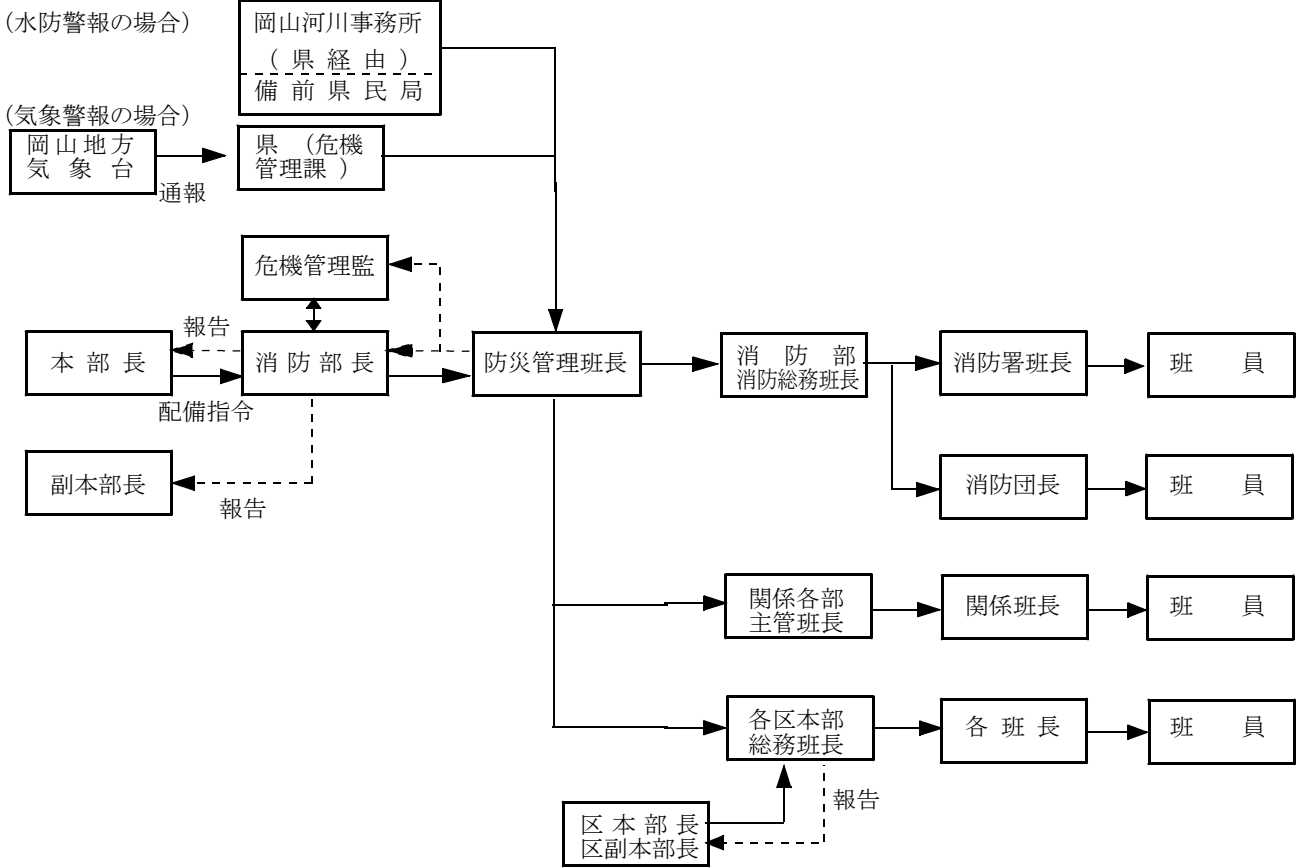
ただし、病弱者又は災害時において急病若しくは負傷し、災害応急対策の実施が困難な者は除く。

第2 配備要領

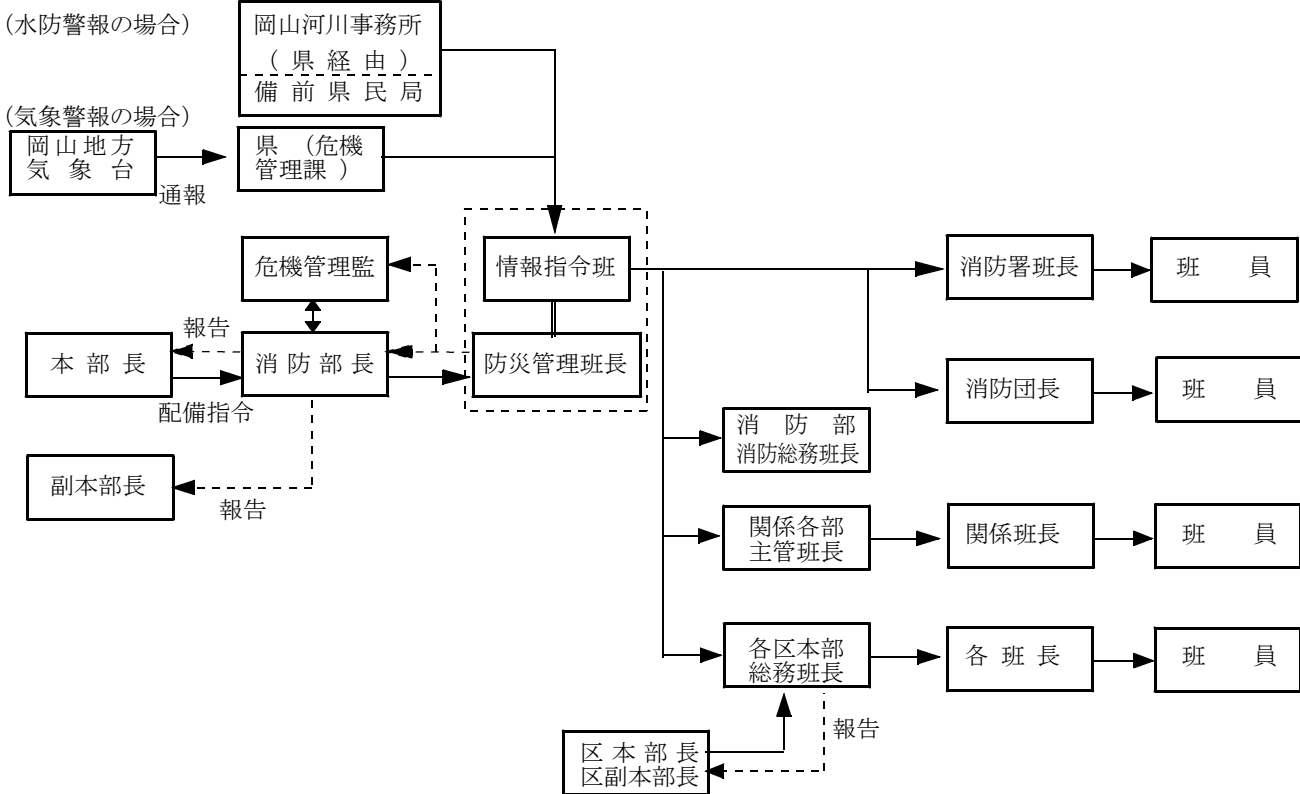
（1） 配備指令の伝達

配備指令が発令されたときは、電話等の方法により、その内容を迅速かつ正確に伝達する。

【 勤務時間内の伝達系統図 】



【 勤務時間外の伝達系統図 】



(2) 配備中の活動基準

- ① 各部・班長は、配備指令が発令されたときは、あらかじめ定めた職員及び災害応急対策を実施するうえでその都度必要とする職員を配備につけ、災害応急対策を実施する。
- ② 配備指令を受けた職員は、直ちに登庁又は指定された場所に出動し、上司の命に従い災害応急対策に従事するものとする。
- ③ 待機配備又は1号配備時は、主として気象情報・災害情報の迅速かつ的確な収集伝達等を行う。
- ④ 2号配備3号配備及び4号配備時は、災害対策本部の事務分担に従って行う。

主 な 業 務	担 当 班
気象予報・警報等の受信・伝達	防災管理班 情報指令班 予防班
災害情報の収集・伝達	区本部各班 警防班 農林水産班 土木班 下水道班 他
被害状況の把握	上記の班及び福祉事務所班
無線局の開局	消防部 水道部
警戒巡視・災害応急対策の実施	区本部各班 消防部各署班 農林水産班 土木班 下水道班

(3) 応援配備

配備に必要な要員が不足する場合は、必要な要員の応援配備を行うものとし、原則として勤務時間外における初動応援を行う「指定職員の配備」と、それ以外の場合の「応援部等の配備」によるものとする。

① 指定職員の配備

原則として、勤務時間外における初動応援を行う。

なお、区本部各班又は応援部の配備などに伴い、当該指定職員の応援配備が不要となった場合は、区本部長の命により、当該指定職員の配備を解くものとする。

ア 指定職員の指名

(7) 本部長は、区役所管内に居住し本庁に勤務する職員の中から、区本部長の指揮下に入って災害応急対策を行う職員（以下「指定職員」という。）を指名する。

(4) 指定職員の指名は、毎年度当初に（定期人事異動の後）行う。

(9) 指定職員の住所等に変更があったときは、本人の届け出により指定職員の解任又は変更を行うことができる。

イ 指定職員の任務

指定職員は、区本部長の命を受けて、区本部各班の所掌事務に従事する。

ウ 指定職員の招集

(7) 区本部長は、区役所管内の災害応急対策を実施するうえで必要と認めた場合、指定職員の全員又は必要な人員を招集することができる。

(4) 区本部長は指定職員に対し配備指令を直接伝達し、事後、その旨を所属長に連絡するものとする。

② 応援部等の配備

各区本部長・各部長は、災害応急対策を実施するに当たり、要員が不足し、応援部又は他部の応援を必要とする場合は「職員動員要請書」（様式第1号）により本部長に要請し、本部長は、応援

配備について総務部長に指示する。

ア 総務部長は、応援部の部長に必要な要員の派遣を指示し配備する。

イ 本部長が必要と認めた場合は、総務部長は応援部以外のすべての部長又は各区本部長に必要な要員の派遣を指示し配備する。

(4) 配備状況の報告

各区本部長・各部長は、配備指令に基づき職員を配備したときは、職員の配備状況を速やかに本部長に報告するものとする。

(5) 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、設置前に発令されていた配備指令は、引き続き災害対策本部における配備指令となる。また、既に配備についている職員も引き続き本部職員として本部の事務分担に従って災害応急対策に従事する。

(なお、第2章配備体制における職名は、本部設置前においては、岡山市職員職名規程(昭和59年市訓令甲第10号)の職名に読み替えるものとする。)

(6) 配備に対する職員の心構え

① 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務に、十分習熟しておかなければならない。

② 職員は、勤務時間外において災害が発生し又は発生のおそれがあると認められるときは、次の事項に留意しなければならない。

ア インターネット・テレビ・ラジオを視聴し、災害の発生等事態の推移の把握に努める。

イ 所属班長等と連絡をとり、進んでその指揮下に入るよう努める。

ウ 通信途絶時等の場合は、自らの判断により速やかに登庁するよう努める。

エ 自宅待機に努めるとともに、やむをえず外出する場合は、家族あるいは班長等に行先を告知し、常時連絡がとれるように努める。

第3 配備体制・基準表

(1) 活動内容等

種 別	内 容	配 備	配備規模
監視体制	局地的な被害が予想される場合に、速やかに1号配備に移行するため、気象情報等の収集及び配備指令の伝達を行う体制。	待機配備	(本部は未設置) 若干名
注意体制	災害が発生するおそれがある場合に、局地的又は小災害に対応できる体制。 災害情報等の収集伝達及び警戒巡視並びに災害応急対策を実施する。 なお、事態の推移に伴い、直ちに上位の体制に移行し得る体制とする。	1号配備	災害対策本部 水防本部(風水害の場合) 配備体制一覧表に定める規模 必要最小限の職員
警戒体制	災害が数地区で発生し、又は拡大の危険性がある場合に、災害応急対策の実施及び災害の拡大を防止するための体制。 災害情報、被害状況等の収集伝達及び災害応急対策並びに災害防除措置を実施する。 なお、事態の推移に伴い、直ちに上位の体制に移行し得る体制とする。	2号配備	災害対策本部 水防本部(風水害の場合) 配備体制一覧表に定める規模 対象職員の3分の1以内 (班編成による部班にあつては1～2班程度)
特別警戒体制	相当規模の災害が発生し、拡大のおそれがある場合に、災害応急対策及び救助活動実施並びに災害の拡大を防止するための体制。 気象情報・災害情報・被害状況等の収集伝達及び災害応急対策並びに災害防除措置を実施する。 なお、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行し得る体制とする。	3号配備	災害対策本部 配備体制一覧表に定める規模 対象職員の2分の1以内 (班編成による部班にあつては3班程度)
非常体制	大規模な災害又は事故に対し、緊急かつ総力をあげて災害諸対策を強力に推進する体制。	4号配備	災害対策本部 全職員

《参照》

○ 配備体制一覧表 (資料編)

(2) 災害別配備基準

体制	風水害	地震・津波	大規模火災・事故等
監視体制 待機 配備	1 岡山市に強風・大雨・洪水・高潮・雷等のいずれかの気象注意報が発表され状況判断が困難な場合で、万一に備えて情報連絡に当たる必要があるとき。	1 国が東海地震の警戒宣言を発表したとき。	
注意体制 1号 配備	① 岡山市に暴風・大雨・洪水・高潮のいずれかの気象警報が発表されたとき。 2 岡山市に水防警報が発表されたとき。 3 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。	① 岡山市内で震度4の地震を観測した場合。 2 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。	
警戒体制 2号 配備	1 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき。 2 長雨が続き、岡山市に大雨・洪水警報が発表されたとき、又は局地的集中豪雨が予想されるとき。	① 県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき。 2 瀬戸内海の近県海域に津波警報が発表されたとき。 3 地震により相当規模の被害が発生し1号配備では対処できないとき。	1 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき。
特別警戒体制 3号 配備	1 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。	① 岡山市内で震度5弱の地震を観測した場合 ② 県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき。	1 火事、爆発その他重大な事故により相当規模の被害が発生し2号配備では対処できないとき。
非常体制 4号 配備	1 台風、大雨、洪水等の異常な自然現象により、市内全域において災害が続発し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。	① 岡山市内で震度5強以上の地震を観測した場合。 2 地震・津波等により、市内全域において災害が続発し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。	1 火災、爆発その他重大な事故により甚大な被害が発生し3号配備では対処できないとき。

※ 上記の他、本部長が必要により各配備体制を指示することがある。

※ 丸数字は、自動発令とする。

※ 高潮警報のみの発表により警戒地域が沿岸部のみとなる場合、沿岸部のない区本部は初動から除く。

※ 水防計画に係る詳細は、「岡山市水防計画」を参照のこと。

第3章 防災活動

第1 防災気象情報等

気象官署は、気象・地象及び水象の観測の成果により、災害の起こるおそれがあると予想されるときは、災害の予防及び交通の安全の確保等のため、気象業務法に基づき防災関係機関及び住民に対し、伝達すべき各種注意報・警報・気象情報等防災気象情報を発表する。

(1) 気象予報・警報等の対象地域及び種別

気象官署が、気象状況の変化に伴って、防災関係機関及び住民に対し、防災対策の実施のために伝達する気象予報・警報等の対象地域並びに種別は次のとおりである。

① 予報・警報等の対象地域

ア 予報区分

気象官署が発表する予報及び警報は、全国予報区・地方予報区・府県予報区・津波予報区・一般海上予報区・地方海上予報区等を対象に行う。

イ 地域細分

予報は一次細分区域、注意報及び警報は二次細分区域単位で発表される。

地方予報区	府県予報区	一次細分区域	二次細分区域
中国地方	岡山県	北部	各市町村
		南部	各市町村

② 気象予報・警報等の種別

ア 気象警報等

重大な災害が起こるおそれがある場合、岡山地方気象台が一般に警戒を促すために発表する予報のことで、気象警報（高潮・波浪・洪水）・地面現象警報・津波警報・浸水警報がある。

また、気象警報には暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報もある。

イ 気象注意報等

災害が起こるおそれがある場合、岡山地方気象台が一般の注意を促すために発表する予報である。

ウ 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

エ 府県気象情報

岡山地方気象台が、気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

オ 土砂災害警戒情報

県と岡山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。

カ 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報的一种として発表される。

キ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

ク 大気汚染気象予報

大気汚染が発生するおそれがある場合、岡山地方気象台から大気汚染による公害の防止措置を行う県の機関に対して、大気汚染気象及び大気汚染気象予報に関する事項を通報する。

また、一般にはスモッグ気象情報を発表する。

ケ 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が県に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。

(2) 河川に対する警報

① 洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。中国地方整備局（岡山河川事務所）若しくは県（備前県民局）が岡山地方気象台と共同で下表の標題により発表する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつ、はん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。	

② 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事が、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川において、現に洪水による災害の発生を特に警戒すべき避難判断水位に達したとき、避難勧告等の目安として通知される情報。

③ 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事が、洪水又は高潮により重大な損害が生じる可能性があるとして指定した河川・湖沼及び海岸において、現に水位又は流量あるいは海面潮位が注意及び警戒を必要とする基準に達した、あるいは達すると認められるとき、国土交通大臣又は県知事が発表するもの。

(3) 消防法による警報

消防法第22条の規定に基づき、気象官署から火災気象通報の発表を受けたとき、気象状況が火災の予防上危険であると認められたとき、その状況により市域に対し、火災注意報は消防局長が、また火災警報については市長が発令し、市域に在る者に対し、火気の使用の制限をするものとする。

《参照》

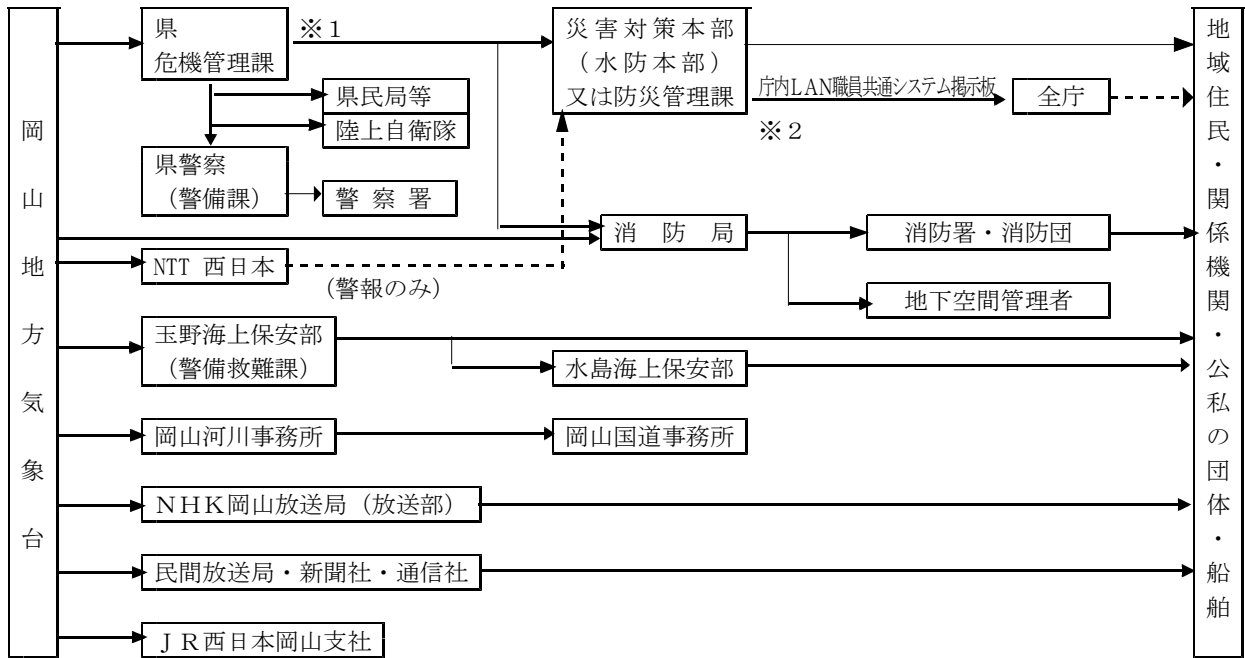
- 予報・警報等の種類と基準等 (資料編)

第2 気象予報・警報等の収集・伝達

県・その他防災関係機関から気象予警報等の通信を受信した場合、迅速かつ的確に全庁に周知し、防災体制を整えるとともに、住民等に伝達するものとする。

(1) 防災気象情報等の伝達系統

① 基本系統図



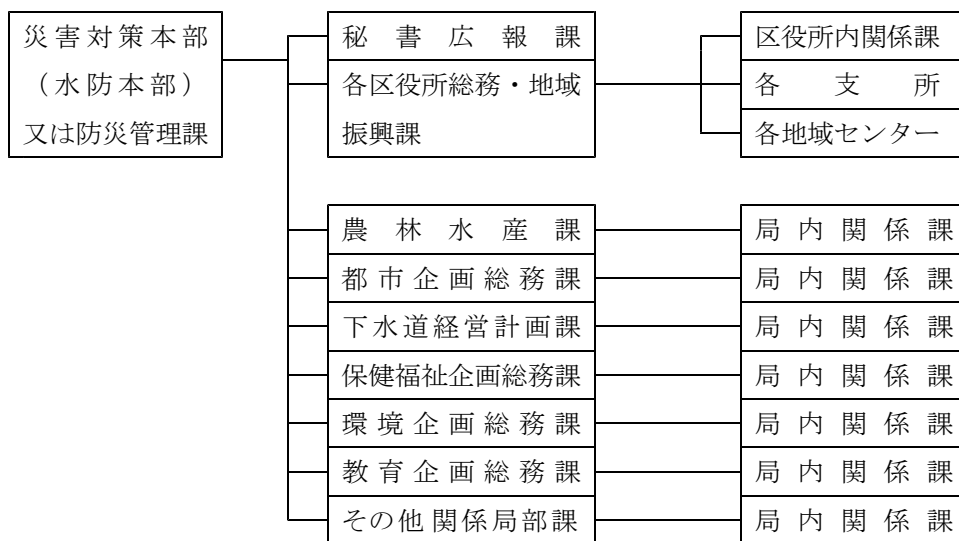
② 勤務時間外

ア 勤務時間外における岡山県からの防災気象情報の受信は情報指令課・防災管理課が行う。

(上記系統図※1)

イ 勤務時間外において情報指令課・防災管理課が防災気象情報の伝達を受けたとき、防災管理課長はその内容により関係課長等に対し、電話により伝達するものとする。

(上記系統図※2)

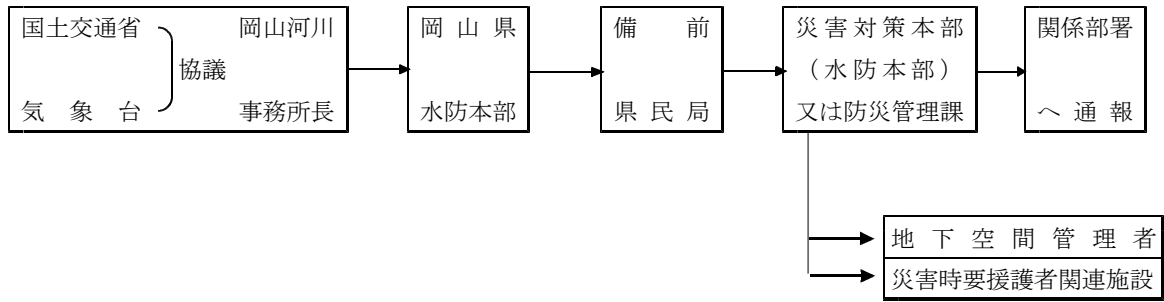


(2) 津波注意報・警報の伝達系統

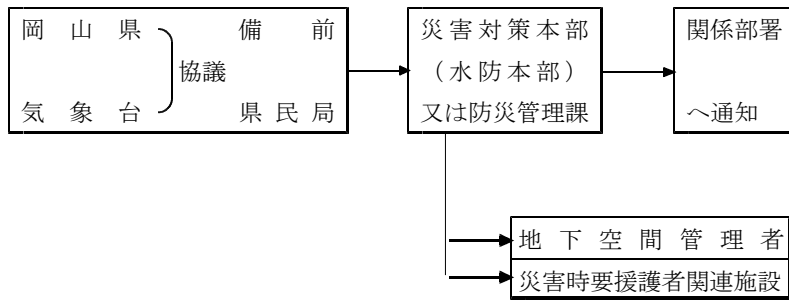
※ 「震災対策編」 第3章 第1節 第2項 2 津波注意報・津波警報の伝達による。

(3) 洪水予報通報伝達系統

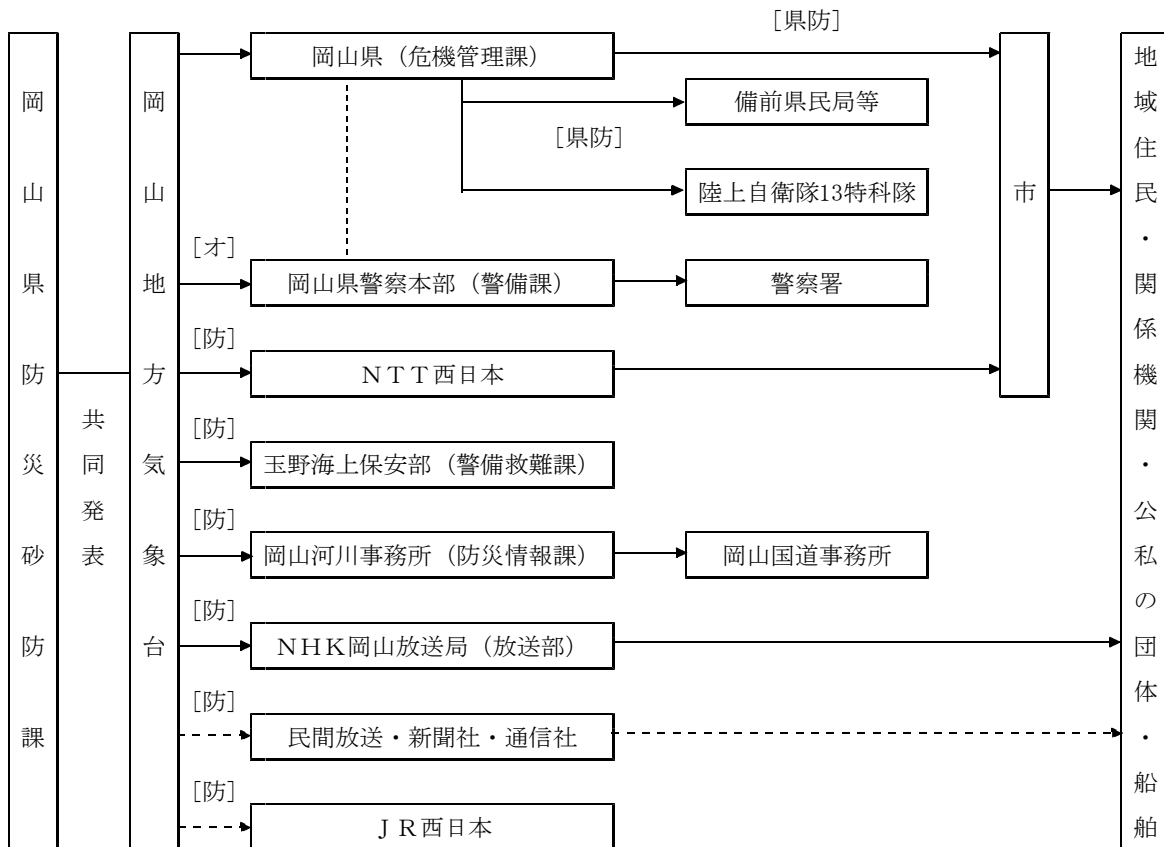
① 国直轄区間



② 県管理区間



(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統



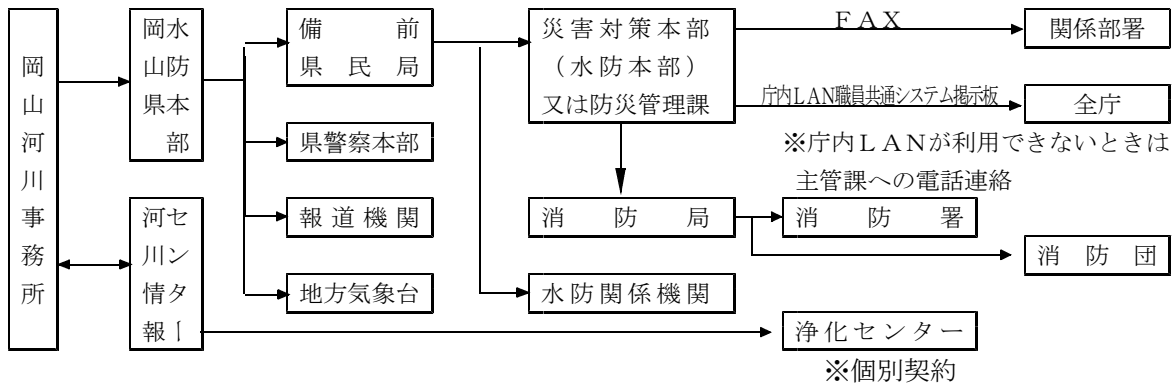
(注) 1 点線の伝達系統については、申合せ等により実施するものとする。

2 []内は、通知方法を示す。

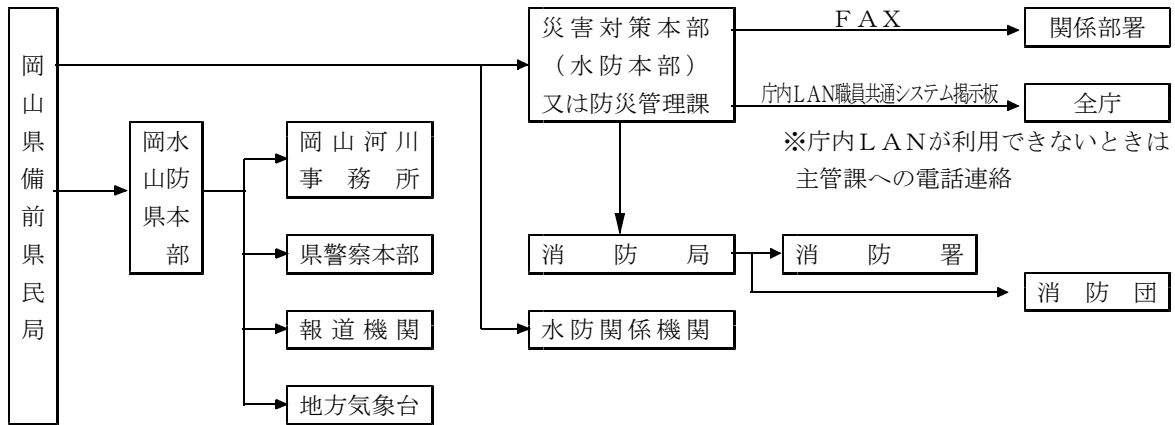
[防]：防災情報提供システム [オ]：オンライン [県防]：岡山県防災行政通信ネットワーク

(5) 水防警報・避難判断水位到達情報の伝達系統

① 国土交通大臣が水防管理団体等に発する水防警報

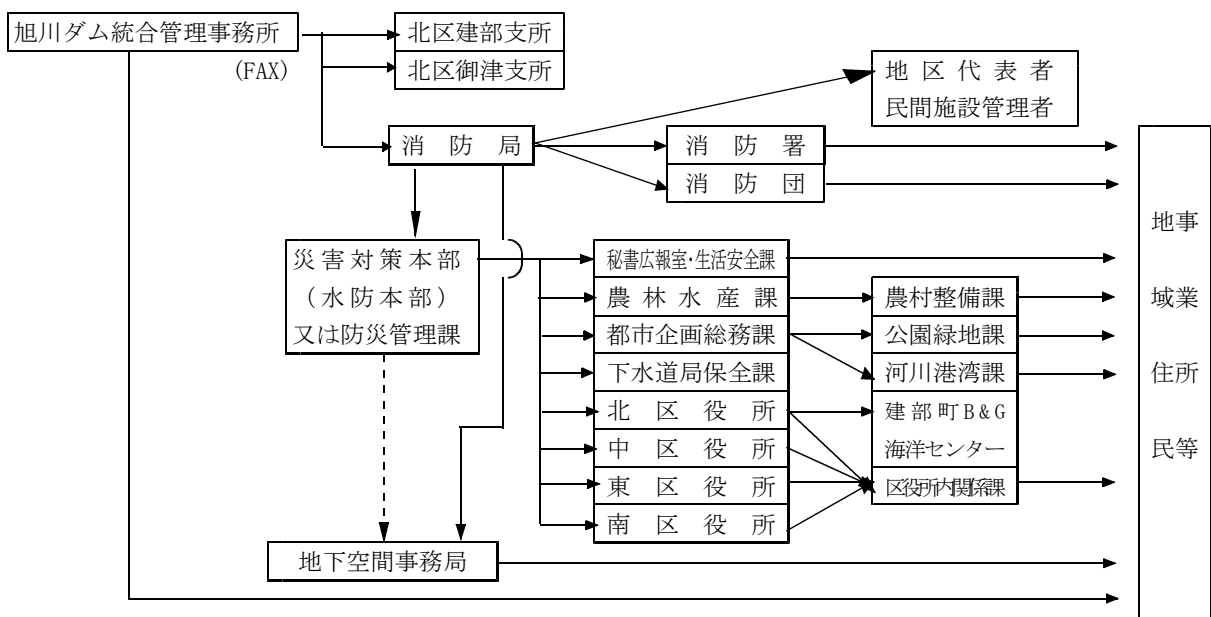


② 県知事が水防管理団体等に発する水防警報及び避難判断水位到達情報

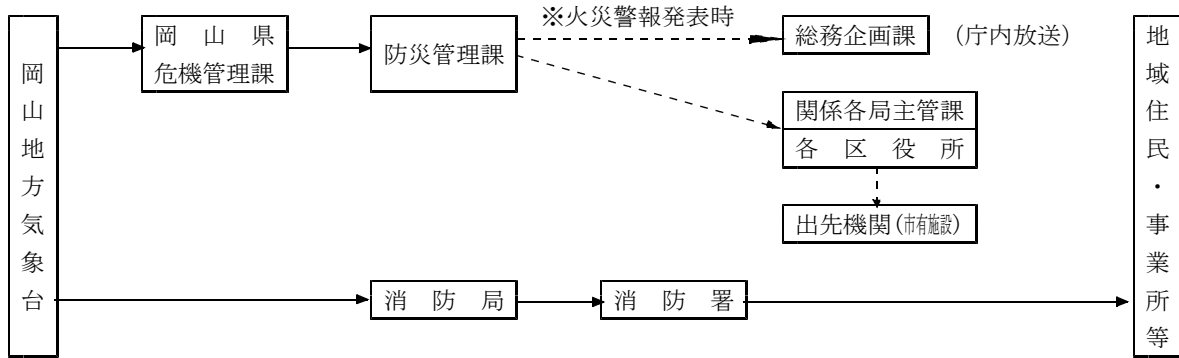


(6) 旭川ダム放流の通報（毎秒300m³以上の放流）伝達系統（※伝達の詳細は水防計画による。）

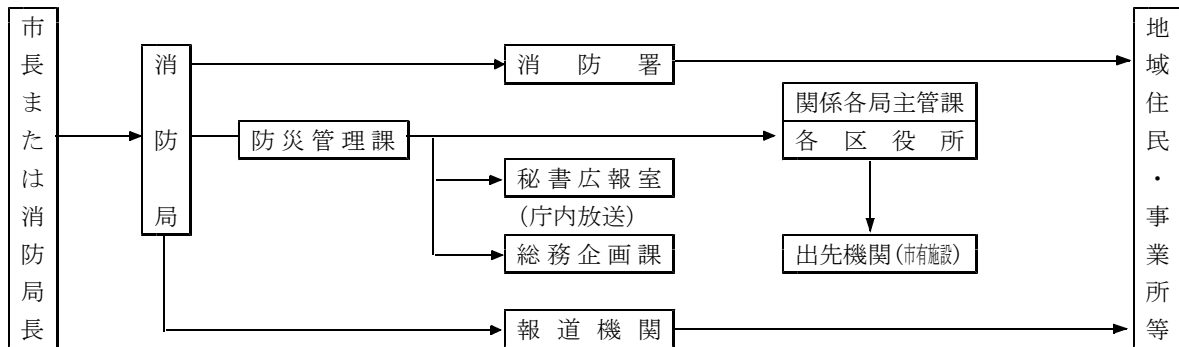
岡山市地区は毎秒300m³以上の放流からサイレン吹鳴



(7) 気象台が発表する火災気象通報の伝達系統



(8) 市長又は消防局長が発表する火災警報・注意報の伝達系統



(9) 防災気象情報等の受信

① 勤務時間内

ア 防災管理課長等は、国・県等の各機関又は消防局から各種予警報及び情報等を受信したときは、その標題及び内容を直ちに庁内LAN職員共通システム掲示板に掲示し、全庁に周知する。

警報の内容等によって直ちに災害発生が予想される情報と判断された場合には、ただちに庁内放送等により全職員に周知するとともに、各局主管課長等に対し電話やファクシミリ等で、個別に直接情報伝達を通知する。

イ 消防局は、岡山地方気象台・旭川ダム統合管理事務所から、各種予報及び警報、情報を受信したときは、消防署・消防団・関係事業所等に通報する。

② 勤務時間外及び休日

消防情報指令課は、あらかじめ定めた通報要領により、防災管理課長、あるいは、対応担当課長及び職員に通報する。

③ 情報受信後の対応

通報を受けた防災管理課長は、防災気象情報等各種情報を分析・協議して、必要に応じて関係各課に連絡又は災害対策本部等を設置する手続きをとると同時に、住民に対する伝達を必要と判断したときは、広報班他に広報活動の実施を指示する。

第3 災害情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための基礎となるもので、災害が発生するおそれがあると予想される場合、また、発生をしている場合には、速やかにこれらの情報の収集とともに伝達に努める。

(1) 気象観測値・河川水位等に関する情報の収集

① 情報の収集先

ア 気象観測値及び河川水位並びに、海面潮位に関する情報は、主に次の機関から収集できる。

- (ア) 気象庁及び岡山地方気象台
- (イ) 国土交通省
- (ウ) 岡山市防災情報ネットワークシステム
- (エ) 岡山県総合防災情報システム
(情報の収集先・市の降水量観測については資料編参照)

イ 情報収集担当職場

岡山市防災情報ネットワークシステム及び岡山県総合防災情報システムは、ともに庁内LAN端末を介して入手する。

② 市の降水量観測

ア 雨量計の設置

雨量計は、市本庁舎・地域センター等に設置する。(資料編参照)

イ 雨量計の点検

降水は勤務時間の内外にかかわらず観測をされることから、定期的に点検をし、雨量計による観測に欠測がないようにする。

ウ 降水量の報告

気象状況により、本部長から防災管理班長等を通じて、注意体制以上の体制をとるべき旨の指示がなされたときは、雨量計を設置した地域センター等にあつては観測員を定め降水量の観測を開始するものとする。

(2) 災害危険箇所等に関する情報の収集

① 職員による情報の収集

各部班は、災害応急対策を適切な時期に地域の状況に応じて実施するため、その所管に係る次の災害危険箇所又は地域の地理的条件に基づく災害特性等を勘案して、積極的に職員を動員し巡回・警戒活動を行い、情報収集に努める。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所及び急傾斜地崩壊危険区域
- イ 土石流危険溪流及び砂防指定地
- ウ 土砂災害警戒区域
- エ 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区のうち保安林・保安施設地区
- オ 重要水防箇所

なお、警戒の時期は水防警報・河川洪水予報・高潮警報の発表時等、河川水位上昇時とする。

カ 海岸危険箇所

なお、警戒の時期は県沿岸に高潮警報、あるいは三幡九幡海岸・岡山港海岸・久々井海岸に水防警報が発表される等、潮位上昇時とする。

キ ため池

ク 宅地造成工事規制区域

② 消防団による情報の収集

ア 消防団員は、常時地区内の状況を把握するよう努める。

イ 災害が発生するおそれのある場合は、地区内の上記災害危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。

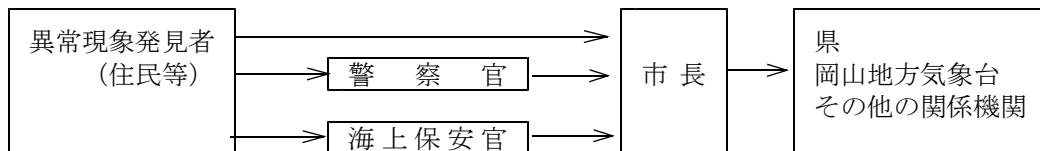
ウ 災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、その状況を調査し、直ちに災害対策本部又は警防班に連絡する。

③ 異常現象発見者の通報

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官、若しくは海上保安官に通報する。

また、住民等から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。

イ 上記通報を受けた市長は、防災管理課長に指示し、県・岡山地方気象台・その他の関係機関に通報する。



(3) 被害状況等に関する情報の収集

① 収集の方法

ア 各部班は、その所管に係る事務について、被害状況を収集する。

イ 災害発生直後の収集は、災害発生地点・災害の種別・人的被害の程度等、応急対策を実施する上での緊急性の高い情報を優先するとともに、市内の被害状況の全般的概要を把握することを目的とし、迅速性を第一とする。

ウ 収集は現地調査を原則とし、発災後の時間的経過に比例して正確性が增大するよう努める。

エ 情報の集積する警察署・中国電力(株)・岡山ガス(株)・NTT西日本等と情報連絡を密にし、被害状況の把握に努める。

オ 大規模な災害が発生し、通常の情報収集ルートでは、被害状況を把握することが困難な場合は、応援部又は他部の応援等特別の体制をとって収集する。

② 収集すべき事項

収集事項は、概ね次のとおりとする。

ア 災害発生日時・場所・地域

イ 災害の状況

ウ 人的被害・住家被害・その他各部で所管する事務の被害状況

エ 住民の動向・避難状況・救助活動の要否等

なお、被害状況の調査は、多数の要員で分担して行うため、重複調査や調査項目の脱漏等が予想されるので、適切な指示により効果的・効率的に実施するよう努める。

③ 情報の取りまとめ

- ア 各班長は、収集したそれぞれの所管事項に係る被害状況を、逐次各部主管班に連絡する。
- イ 各部主管班長は、部内各班・消防団・住民等からの情報を整理分類し、応急対策を必要とする場合は、その実施について指示するとともに、消防部防災管理班長に報告する。
- ウ 消防部防災管理班及び各部主管班は、必要に応じて、各情報ごとに関係部班及び関係機関との調整を図り、危険性等情報の分析を行い、本部長に報告する。

第4 県等への災害情報の報告

(1) 方針

① 情報収集

- ア 災害発生直後においては、概括的被害情報・ライフライン被害の範囲等・被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
- イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、消防ヘリコプターによる目視・撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、両像情報の利用による被害規模の把握を行う。

② 関係機関への連絡

- ア 発災直後において、人的被害の状況・建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県（危機管理課・備前県民局）へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。（消防庁が定める「火災・災害等速報要領」に基づく直接速報基準に該当する火災・災害等の場合、市町村は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）
- イ 災害対策基本法第53条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況を報告すべき災害として、次のものがあるが、市から県に報告できない場合も、これに準じて内閣総理大臣に報告する。
 - (ア) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (イ) 災害の状況及び社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる災害
 - (ウ) (ア)(イ)になるおそれのある災害
- ウ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により行う、消防庁への報告と一体的に行う。

回線別		区 分	
		平日(9:30~17:45) *応急対策室	左記以外 *宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	77-672-90-49013	77-672-90-49102
	F A X	77-672-90-49033	77-672-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	77-69-048-500-90-49013	77-69-048-500-90-49033
	F A X	77-69-048-500-90-49033	77-69-048-500-90-49036

- エ 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、本部長に報告するとともにその状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- オ 応急対策活動状況について、活動の状況・対策本部の設置状況・応援の必要性等を県に連絡する。

(2) 報告の種類及び報告の方法

① 災害発生通報

重大な災害が発生した場合、各班は直ちに「災害発生通報」（様式第3号-1）により報告する。

② 被害状況が判明しだい所轄警察署と相互連絡をとり、報告の正確を期し、逐次、「災害発生状況等」（様式第3号-2）により報告する。

③ 人的被害・住家被害報告

災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき又は災害状況・社会的影響等から報告する必要があると認められるとき、「人的被害・住家被害」（様式第3号-4）により備前県民局に逐次報告する。

④ 避難状況・救護所開設状況報告

避難勧告等により住民の避難が開始されたとき又は救護所を開設したときは、「避難状況・救護所開設状況」（様式第3号-5）により、逐次、備前県民局に報告する。

⑤ 公共土木施設被害報告

河川・海岸・貯水池・ため池・砂防・治山・港湾漁港施設・道路・公園・水道等の被害で、災害対策本部が設置されたとき又は災害復旧事業について、国庫補助に該当する災害が発生したとき、「公共施設被害」（様式第3号-6）により、逐次、備前県民局関係部に報告する。（市管理の公共施設は、国土交通省河川局防災課にも報告する。）

なお、この場合確定報告は、各関係機関の定める様式により行う。

⑥ 商工関係被害

商工業関係の被害が発生したときは、「商工関係被害」（様式第3号-9）により備前県民局協働推進室に報告する。

⑦ 観光関係被害

観光関係の被害が発生したときは、「観光関係被害」（様式第3号-10）により備前県民局協働推進室に報告する。

⑧ 災害概況報告

上記ア・イの速報後において、被害の全体が概ね判明したとき、「災害発生状況等（即報・確定報告）」（様式第3号-2）により、被害の概要を備前県民局協働推進室に報告する。

⑨ 災害状況決定報告

被害状況を最終的に把握し、災害応急対策活動が終了したとき、「災害発生状況等（即報・確定報告）」（様式第3号-2）により、被害の確定状況を報告する。

(3) 報告の実施

① 災害が発生した場合、各部・区本部は、前項①～⑨に定める方法・様式により、電話・県防災行政無線及びファクシミリ・県防災情報システム・Eメール等で、災害対策本部（設置前は消防局防災管理課）に報告し、災害対策本部は県本部に報告する。

② 緊急かつ重大な事項については、直接災害対策本部会議に報告する。

③ 災害の経過により、被害状況等に変更のあった場合は、逐次報告する。

④ 報告は、各部情報連絡員が行い、出先機関からは、電話又はファクシミリで行う。

(4) 報告の系路

県への報告は、災害及び報告の種類に応じ、次に示す系統により行う。

報告の種類	災害の種類	報告者	県 報 告 系 統 機 関		
			出 先 機 関	本 庁 機 関	最 終 受 信 者
災害発生通報		市長	備前県民局 地域政策部	危機管理課	関係部 防災主管課 → 関係課
災害発生報告 (即報・確定)		同上	同上	同上	同上
人的被害報告 ・住居被害		同上	備前県民局 健康福祉部	保健福祉部保健福祉課	危機管理課
避難状況・ 救護所開設状況		同上	同上	同上	同上
公共 施設 被害	河川被害	同上	備前県民局・地域事務所 建設部・地域建設課 国土交通省岡山河川事務所 (国土交通省管理一級河川)	土木部河川課	監理課 (防災砂防課) → 同上
	海岸被害	市長	備前県民局・地域事務所 農林水産事業部 建設部・地域建設課	農林水産部関係課 (耕地課・水産課) 土木部関係課 (防災砂防課・河川課・港湾課)	農政企画課 監理課 (防災砂防課) → 同上
	貯水池・ ため池被害	同上	備前県民局 農林水産事業部	農林水産部耕地課	農政企画課 → 同上
	砂防被害	同上	備前県民局・地域事務所 建設部・地域建設課	土木部防災砂防課	監理課 (防災砂防課) → 同上
	治山被害	同上	備前県民局・地域事務所 農林水産事業部地域森林課	農林水産部治山課	農政企画課 → 同上
	港湾及び 漁港施設被害	同上	備前県民局・地域事務所 建設部・地域建設課	農林水産部水産課 土木部港湾課	農政企画課 監理課(防災砂防課) → 同上
	道路施設被害	同上	備前県民局・地域事務所 農林水産事業部 建設部・地域建設課 西日本高速道路(株)中国支社 (高速道路) 本州四国連絡高速道路(株) (瀬戸中央道) 国土交通省岡山国道事務所 (国土交通省管理一般国道)	農林水産部関係課 (耕地課・農村振興課・治山課) 土木部道路整備課	農政企画課 → 同上 監理課 (防災砂防課) → 同上
	水道施設被害	同上	保健所衛生課	保健福祉部生活衛生課	保健福祉課 → 同上
被害 概況 報告	民生関係	市長	備前県民局 健康福祉部	保健福祉部保健福祉課	同上
	衛生関係	同上	同上	同上	同上
	商工関係	同上	(商工会議所) 商工会	備前県民局 地域政策部	産業労働部 産業企画課 → 同上
	観光関係	同上	備前県民局 地域政策部	産業労働部 観光課	産業企画課 → 同上
	農林水産関係	市長	備前県民局 農林水産事業部	農林水産部関係課	農政企画課 → 同上
	土木関係	市長	備前県民局 建設部	土木部関係課	監理課 (防災砂防課) → 同上
	公立文教関係	市長		教育庁関係課	総務課 → 同上
災害状況決定報告		※ 被害概況報告の系統に準ずる。			
※ 県本部・地方本部・市本部設置の場合は、市本部(防災担当課)・地方本部(地域政策部)・県本部(危機管理班)が被害報告のとりまとめを行う。					

第5 災害通信連絡

災害時の通信連絡及び情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、通信連絡の確保及び活用の方法等について定める。

(1) 通信施設

本市の通信施設は、次のとおりであり、収集・伝達すべき情報の内容に応じて、これらを適切に組み合わせて活用する。

- ① 有線電話
- ② 無線電話

(2) 電話・電報の優先利用

① 一般加入電話及び携帯電話

ア 災害時優先電話の承認

(ア) 災害時優先電話とは、災害時において災害の予防・救援・復旧等のため、緊急に通信する必要がある場合に、発信規制の対象とされる一般加入電話に優先して、接続される通話であり、各部署は災害時優先電話の指定を受ける必要があるときは、防災管理班と協議して、NTT西日本又はNTTドコモに申請する。

(イ) 災害時優先電話の承認を受けた場合は、災害時にその機能が十分発揮され、災害対策上支障がないようにするため、着信防止措置をとる。

イ 扱者手動接続時の優先通話

利用申込みは、アの災害時優先電話〔一般電話のみ〕から、局番なしの〔102〕をダイヤルする。

(ア) 非常通話

天災・事変・その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合の災害予防若しくは救護・交通・通信若しくは電力の供給の確保又は手動接続通話は、他の通話に優先して接続される。

(イ) 緊急通話

非常通話以外の公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする手動接続通話は、非常通話の次に、優先して接続される。

② 電報

①アの災害時優先電話から発信することにより、次の電報が優先利用することができる。

(ア) 非常電報

天災・事変・その他非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の、災害の予防若しくは救護・交通・通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、他の電報に優先して伝送及び配達される。

(イ) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報は、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(3) 有線通信途絶時の応急措置

非常災害時において有線通信が途絶し、災害に係る情報の収集・伝達が困難となった場合又は緊急を要する場合は、次の通信施設を活用し又はその利用について協力を求める。

① 市有無線設備

ア 無線電話の効率的利用

各部班は、デジタルMCA無線・消防無線・水道無線を災害対策本部（各部）と区本部又は災害応急対策現場との間の指示及び情報伝達に使用し、優先的・効率的に利用しなければならない。

イ 無線電話の統制

(ア) デジタルMCA無線の統制は、災害対策本部で行う。

(イ) 消防無線・水道無線の統制は、各基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。

② 県防災行政無線の使用

県本庁・備前県民局・出先機関及び市町村等に、県防災行政無線（固定系）の無線電話機が整備されているので、各部班は県及び他市町村等との通信に活用する。

市の端末局は、防災管理課に設置されている。

③ 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

災害の状況により、有線通信が途絶し、市有の無線電話が使用不能となり、他に有効な通信手段がないときで緊急を要する場合は、防災関係機関の無線設備を利用することができる。

利用できる通信施設は、警察電話・水防電話・航空保安電話・気象電話・鉄道電話・電気事業電話がある。

④ アマチュア無線局による非常通信

有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である場合、災害応急対策活動を実施する必要な限度において、岡山市役所アマチュア無線同好会等のアマチュア無線局に協力を依頼する。

第4章 災害広報及び報道

災害時の混乱した状態においては、人心の安定・秩序の回復を図ることが重要であり、災害の状態及び応急対策実施状況等を、住民が必要とする情報の提供等について定める。

1 住民への情報伝達

(1) 公共放送の利用

緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定（県－NHK、民間放送各社）」に定める手続きにより、災害に関する通知・要請・伝達・警告及び予報及び警報の放送を県知事に依頼する。

(2) サイレン・半鐘

旭川ダムの放流情報は、サイレン吹鳴によって行うが、その他の災害情報についてもサイレン・半鐘による伝達が可能であるので、事前に事業所・町内会等の協力をとりつけ、また信号の意味を周知徹底する。

(3) 広報車及び職員による口頭伝達

広報車による放送及び消防職団員、自主防災組織等による口頭伝達は、住民が必要とする地域性の高い情報の伝達が可能であるので、積極的に実施し、情報の空白状態をなくするよう努める。

(4) 防災行政無線（同報系）

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、市民等への緊急連絡（気象警報・避難勧告等の情報）を迅速かつ的確に行うため、避難場所及び施設等に設置した防災行政無線（同報系）の屋外拡声子局や戸別受信機を利用し、住民に伝達する。

2 通信施設の応急措置

災害により通信施設に障害を生じた場合、通信手段の確保及び通信途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 有線電話

発災後速やかに通信施設を点検し、故障の生じた加入電話については、NTT西日本に応急復旧を要請するとともに、専用電話については、管理する部において速やかに応急復旧を行う。

(2) 無線電話

無線通信施設に障害を生じた場合、認められた範囲内において、通信系の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各基地局を管理する部において応急復旧を行う。

3 広報担当

(1) 広報は、広報班が担当する。

(2) 広報班は、本部長の指示のもと、本部において集約された情報により広報する。

(3) 広報班は、大規模災害時等状況によって、本部室に班員を常駐させ、災害及び応急対応状況等広報のため、情報の収集整理を積極的に行う。

(4) 広報班は、本部室において集約された、情報の詳細が必要な場合には、業務を担当する当該各部に対し資料提供を求め、あるいは取材により広報のための情報の収集整理を行う。

(5) 各部は、広報班及び本部設置中にあつては、本部の了解なく単独で広報を行わない。

- (6) 広報班は、必要に応じて、災害現場に出向き写真・映像・その他の取材活動を実施する。

4 広報の内容

- (1) 防災気象情報、地震・津波情報。
- (2) 降水量、河川水位、海面潮位。
- (3) 旭川ダム放流及びそれに伴う河川水位の上昇。
- (4) 防災上の注意全般。
- (5) 災害発生場所及び被害状況並びに応急対応状況。
- (6) 避難準備情報、避難勧告又は避難指示及び避難所開設情報。
- (7) 道路交通情報及び通行規制状況。
- (8) ライフラインの被害状況及び応急対応状況並びに復旧予定時期。
- (9) 鉄道、バス、航空機等公共交通機関の運行状況。
- (10) 飲料水、食糧、生活必需品等の供給情報。
- (11) 安否情報。
- (12) 二次災害に関する情報。

5 広報の方法

- (1) テレビ、ラジオの利用
 - ① 「放送協定」に基づく放送依頼
緊急を要する場合で、テレビ・ラジオの利用が有効と認められる場合は、「災害時における放送要請に関する協定（県－NHK・民間放送各社）」に定める手続きにより、緊急放送を依頼する。
 - ② エフエム局への割り込み放送
緊急を要する場合、「岡山市災害時緊急放送に関する協定（岡山市－岡山シティエフエム）」に定める手続きにより、放送に割り込み、情報の直接提供を行う。
 - ③ 市政PR番組による放送
市政PRテレビ番組を利用し、必要な広報を行う。
- (2) 広報車
広報班をはじめ広報車を保有する部は、災害の状況に応じて、対象となる地域への広報車による広報を行う。
- (3) 広報紙
「市民のひろばおかやま」に関連した記事を掲載し、必要に応じて、臨時号・特集号を発行する。
- (4) 写真・映像による広報。
取材した広報写真は、適当な場所に掲示する。
- (5) インターネットを活用した情報提供体制の整備
災害発生状況・交通情報・ボランティア情報・被災者支援情報・対応別担当課名及び電話番号等、各種問い合わせ先等を市ホームページに特設掲示し、インターネットによる情報提供を行うとともに、最新の情報への迅速な更新に努める。

6 報道機関への情報提供

- (1) 報道機関に対する災害情報の発表は、すべて広報班が行う。

- (2) 災害情報の発表に際しては、発表の日時・場所・件名及び目的等を各報道機関に事前に周知し、発表はできるだけ定期的に行う。
- (3) 各部は、広報班から災害報道のための資料提供・取材・放送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

7 問い合わせ窓口の設置

災害対策本部等（水防本部・救助本部）設置中において、必要に応じ、本部室内に住民等からの電話による問い合わせに対応するため、臨時の担当係を設けるなどの体制をとり、また本部設置中あるいは本部解散後において必要と判断した場合には、専用電話を備え、かつ、訪問にも対応可能な窓口の設置及び人員配置を行う。

第5章 り災者の救助保護

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を、市長が行うこととすることができる。

救助の程度・方法及び期間に関しては、知事が厚生労働大臣の定める基準に従って定めており、県及び市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁する必要があることがある。

(2) 災害救助法による救助の種類

- ① 避難所の設置
- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊き出しその他による食品及び飲料水の給与
- ④ 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤ 医療及び助産
- ⑥ 被災者の救出
- ⑦ 被災住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索
- ⑪ 死体の処理
- ⑫ 住居又はその周辺の土砂等の障害物の除去

(3) 適用基準等

① 適用基準

災害救助法の適用基準は、市における被害が次の各号に該当する災害で、県知事が災害救助法による救助を必要と認めたときである。

ア 市内において、住家の滅失した世帯数が150世帯以上であるとき。

イ 被災世帯数が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が1,500世帯以上の場合で、市内の滅失世帯数が75世帯以上に達したとき。

ウ 被災世帯数が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、市域の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔離した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

オ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

② 被害計算の方法等について

適用の基準となる、全滅失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

ア 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち全焼・全壊・流失等の世帯を標準とし、著しく損傷した世帯（半壊・半焼等）については、滅失世帯の2分の1・一時的に居住することができない状態となった世帯（床上浸水、土砂のたい積等）にあつては、滅失世帯の3分の1と見なして計算する。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。

例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とする。

ウ 飯場・下宿等の一時的寄留世帯等については、生活の本拠地の所在地等、総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

エ 災害種別については限定しない。したがって洪水・震災等の自然災害であっても、火災・船舶事故・群集の雑踏等による、人災的災害であっても差し支えない。

③ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法を適用した場合における、救助の程度・方法及び期間等は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号。以下「施行細則」という。）の定めるところによる。

(4) 適用手続

① 災害救助法の実施は、県知事が法的責任者であるが、市の実施は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として行うものとする。

② 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は、災害救助法の規程による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害が発生し又は発生しようとしているとき、市長は、地域防災計画に定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県備前県民局を経由して、県知事に情報提供をするものとする。

実施した応急救助について、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取り扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、災害対策基本法第62条又は災害救助条例等により市独自の救助として処理する。

ア 各部班は、応急救助を開始してから完了するまでの間、毎日定期的に、逐次、福祉援護班に救助の実況状況を報告するものとする。

イ 福祉援護班は、災害救助法に基づく救助を実施しようとするとき又は実施したときは、救助日報により毎日その状況を、県備前地方本部を経由して、県本部に情報提供をするものとする。

ウ 各部班は、その所管にかかる救助の実施状況について、必要とするとき、県備前地方本部主管部を経由して、県本部に情報提供をするものとする。

③ 災害救助法の適用基準に該当し、県知事が被災地の被災者に対し、災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助を実施する区域及び開始年月日が県公報に告示される。

2 リ災者台帳の整備等

(1) リ災者台帳の作成

被災状況の確認調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、各部班は速やかに下記事項に留意して「リ災者台帳」を作成する。

- ① 作成に当たって、保健福祉総務班及び関係各班は、住民票等の閲覧の協力及び資料の提供等を積極的に行い、リ災者台帳の正確を期する。
- ② 「リ災者台帳」は、救助・その他の基本となるものであり、また世帯別救助等の実施記録となるため、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておくものとする。

(2) リ災証明書の発行

市は、リ災世帯に対して、「リ災証明書」を交付する。ただし、災害時の混乱により、「リ災証明書」の交付ができない場合は、「仮・リ災証明書」を交付することができる。この場合は、後日速やかに「リ災証明書」を発行し、「仮・リ災証明書」と引き替える。

「リ災証明書」の発行にあたっては、次の点に留意すること。

- ① リ災者にとっては、本証明書の交付は本救助のみでなく、以後各種の災害援助関係に影響するものであるから慎重を期するものとする。
- ② 本証明書は、リ災者台帳等と照合し、発行にあたっては契印をする等、発行の事実を判然とし、重複発行を避けるよう留意しなければならない。

なお、この項、のリ災者台帳の作成及びリ災証明書の発行については、災害救助条例の適用災害、その他の災害についても準用して行う。

3 岡山市災害救助条例の適用

(1) 岡山市災害救助条例の適用基準等

① 適用基準

災害救助条例の適用基準は、市における被害が次の各号に該当する災害で、市長が災害救助条例による救助を必要と認めたときとする。

ア 災害救助法の適用を受けない場合で、10世帯又は40人以上の者が同一災害にあった場合。

イ リ災世帯は、全焼・全壊・流失又は床上浸水を対象とする。

② 被害計算の方法等について

ア 住家の被害程度は、全焼・全壊・流失世帯を標準とし、半焼・半壊については、2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水にあつては3世帯をもって1世帯と見なして算定する。

イ 死傷者については、風水害・震災等の自然災害であっても、火災・爆発等の人為的災害であっても災害種別に関係なく算定する。

③ 岡山市災害救助条例による救助の種別・期間・及び範囲等

岡山市災害救助条例を適用した場合における救助の種別、支出経費、期間及び範囲等は資料編に記載する。

第2節 避難及び避難所の設置

1 方針

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、その災害種別及び規模等により、被害を被ると判断された地域の住民等の保護が必要と認められるときは、避難準備情報、避難勧告又は避難指示、避難の方法及び避難所の設置等について定め、安全な場所あるいは地域に避難させ、人的被害の軽減を図るものとする。

2 実施責任者等

(1) 避難指示等

- ① 市長（水防管理者）
- ② 県知事又は県知事の命を受けた職員
- ③ 警察官
- ④ 海上保安官
- ⑤ 自衛官

(2) 避難所の設置

- ① 災害対策（水防）本部長（市長）
- ② 県知事（災害救助法が適用された場合）

3 実施内容

(1) 避難指示等の実施権者

避難勧告・避難指示は、次に掲げる者が関係法令に基づき行う。

- ① 避難勧告 ————— 全災害 ————— 市長（災害対策基本法第60条）
知事に報告及び必要がなくなったときは告示
- ② 避難指示 ————— 洪水・高潮 ————— 知事又はその命を受けた県の職員（水防法第29条）
水防管理者＝市長（水防法第29条）
水防管理者が指示する場合は、管轄警察署長に通知
- ② 避難指示 ————— 地すべり ————— 知事又はその命を受けた県の職員
管轄警察署長に通知（地すべり等防止法第25条）
- ② 避難指示 ————— 全災害 ————— 市長（災害対策基本法第60条）
知事に報告及び必要がなくなったときは告示
- ② 避難指示 ————— 全災害 ————— 警察官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）
公安委員会に報告・市長に通知
- ② 避難指示 ————— 全災害 ————— 海上保安官（災害対策基本法第61条）
市長に通知
- ② 避難指示 ————— 全災害 ————— 災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
防衛庁長官の指定する者に報告
- ③ 避難所開設及び収容 ————— 市長又は知事（災害救助法第23条）

(2) 避難指示等の種類及び実施時期

区 分	発 令 時 期
避難準備情報	接近する台風の暴風域に入る確率の高まり等、気象状況の悪化が予想され、その警戒時間帯が夜間であると予想される場合、夜間での避難行動を避けるため、また移動に時間を要す災害時要援護者等が災害に備えるために時間的に十分余裕のある段階において、避難準備行動を促すとき
避難勧告	災害発生のおそれがあり、自発的な避難行動を促すとき
避難指示	避難勧告後に状況が悪化し又は避難準備の間もなく突発的に災害等が発生し、直ちに避難行動を開始しなければならないとき

(3) 避難指示等の実施方針

① 本部長（市長）が実施する避難指示等は、原則として避難準備情報・避難勧告・避難指示の3段階に分けて実施するものとする。ただし、災害の種類及び発生状況により、時間的猶予のない場合には避難準備情報及び避難勧告を経ずに直ちに避難指示を実施するものとする。

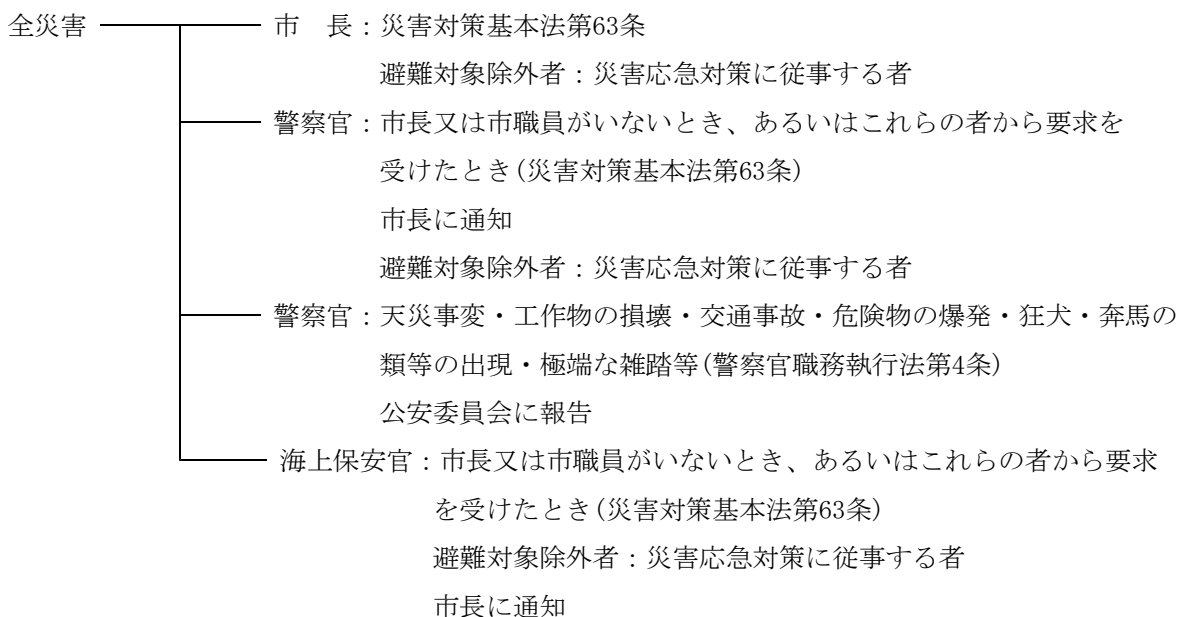
実施に当たっては、県及び県警察本部への報告並びに、報道機関等への情報提供を行い、住民等への情報伝達及び避難行動のための連携を図るものとする。

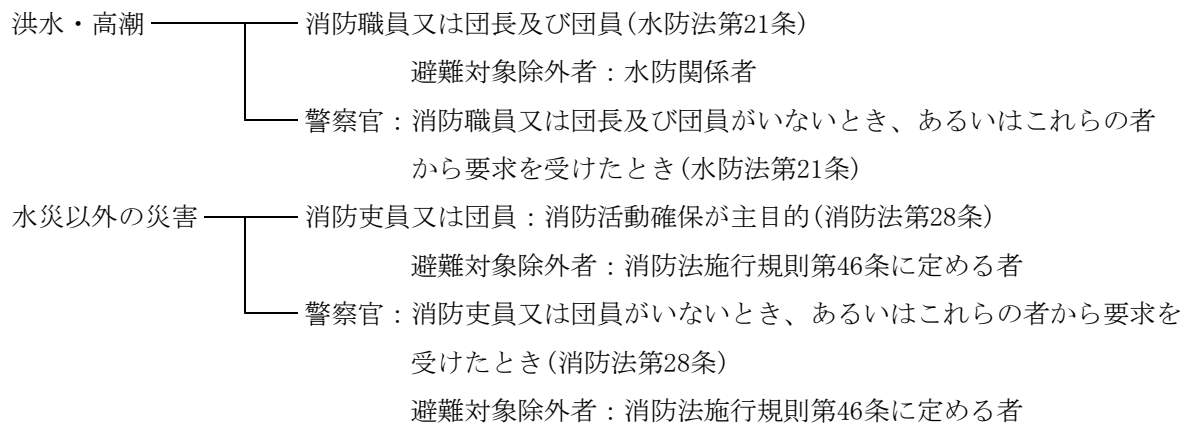
② 本部長不在又は連絡不通の場合における代理者は、副本部長（副市長）及び総務部長あるいは消防部長とする。また、事態が緊迫あるいは連絡伝達により、本部長の指示を仰げない場合及び猶予がない場合は、現場における実施執行補助者として、各消防署長・各区長等が任に当たるものとする。

③ 市以外の機関の避難指示実施権者は、各法律に基づき避難指示を実施するとともに、その法律に基づく関係機関への報告又は通知をするほか、当該実施権者及び実施機関は、市長及び消防部長に通知し、住民等の生命及び身体の保護のため連携を図るものとする。

(4) 警戒区域等の設定者

災害発生等に伴う、警戒区域の種別及び設定者は、次に掲げる者が関係法令に基づき行う。





(5) 警戒及び避難の基準等

① 高潮

気象台が定める岡山市の高潮の基準は、宇野港（玉野市）を基準港として、注意報が標高170センチ、警報が標高200センチであるが、本市における警戒及び避難の基準は、平成16年台風第16号（速報値255センチ）及び18号（速報値205センチ）並びに、平成17年台風第14号（速報値204センチ）による高潮の潮位及び浸水実績から次のとおりとする。

ただし、高潮とは基本的に潮位のみを示すものであり、実際の高潮浸水被害には潮位に風向風速及び波高による影響が加わることを充分考慮して、警戒及び避難の対応に当たるものとする。

(警戒等基準潮位表)

区 分	警 戒 内 容 及 び 住 民 指 示
第1次警戒体制	台風の接近に伴う高潮注意報が発表され、かつ高潮警報発表の可能性が著しく高い場合
第2次警戒体制	高潮警報が発表され、かつ実際の潮位が高潮注意報基準（標高170センチ）に達した場合
第3次警戒体制	高潮警報が発表され、かつ実際の潮位が高潮警報基準（標高200センチ）に達した場合

ア 第1次警戒体制

沿岸部全域に対して、災害時要援護者等を対象とした避難準備情報を発表し、万が一の浸水被害に備えた早期避難準備行動を促す。

イ 第2次警戒体制

市職員及び消防団員は沿岸部の警戒巡視を行うとともに、町内会・自治会・自主防災組織等とも連絡を密にして高潮浸水被害への警戒を促す。

ウ 第3次警戒体制

予測潮位及び沿岸部各地の状況により、地域住民等に対し避難準備を行うよう広報するほか、法第56条に規定する警告、法第59条に規定する事前措置及び法第60条に規定する避難勧告・避難指示等の措置を実施する。

また、その場合の潮位は、暴風・波浪警報を伴う高潮警報の場合において、気象台の予測値が標高200センチと見込まれるとき、対象地域は児島半島沿岸及び犬島・久々井・宝伝とし、さらに標高230センチ以上と見込まれるときは、岡南地域・吉井川及び旭川河口沿岸部も対象とする。

ただし、暴風・波浪警報を伴わない高潮警報の場合は、波高が低いことから標高200センチと見込まれるときであっても、第2次警戒体制を基本とする。

なお、これら基本とする潮位は、今後の被害発生状況あるいは海岸堤防等の改修状況により、見直しをするものとする。

② 土砂災害

土砂災害の発生は、降水量・土質・斜面の傾斜度だけでなく、周辺の土地開発状況等複雑な要素があると思われ、その予測は困難を極めるが概ね、次の時間雨量及び累加雨量・土砂災害警戒情報等を目安として、警戒及び避難の対応に当たるものとする。

(警戒等基準雨量表)

区 分	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1次警戒体制	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
第2次警戒体制	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

ア 第1次警戒体制

市職員及び消防団員は危険区域等の警戒巡視を行い、本部等との連絡を密にするとともに、状況に応じて住民等に対する広報を実施する。

イ 第2次警戒体制。

住民等に対し、避難準備を行うよう広報するほか、災害対策基本法第56条に規定する警告・法第59条に規定する事前措置及び法第60条に規定する避難勧告・避難指示等の措置を実施する。

③ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

区域ごとの警戒避難体制

※資料編参照

④ 河川洪水

市内及び隣接市町を流下する河川のうち、洪水予報河川である吉井川・旭川・高梁川・笹ヶ瀬川・足守川について、国あるいは県が气象台との共同により当該河川の洪水予報を発表したとき、さらに河川の水位が上昇した場合には、概ね氾濫注意水位を目安として警戒及び避難の対応に当たるものとする。

(警戒等基準水位表)

区 分	警戒内容及び住民指示
第1次警戒体制	基準地点における水位の上昇に伴うはん濫注意情報が発表され、かつ、はん濫警戒情報発表の可能性が著しく高い場合
第2次警戒体制	基準地点における水位の上昇に伴うはん濫警戒情報が発表された場合
第3次警戒体制	基準地点における水位の上昇に伴うはん濫危険情報が発表された場合

ア 第1次警戒体制

対象河川沿岸部に対して、災害時要援護者等を対象とした避難準備情報を発表し、万が一の浸水被害に備えた早期避難準備行動を促す。

イ 第2次警戒体制

市職員及び消防団員は、対象河川沿岸部の警戒巡視を行うとともに、町内会・自治会・自主防災組織等とも連絡を密にして、河川洪水被害への警戒を促す。

ウ 第3次警戒体制

住民等に対して、避難準備を行うよう広報するほか、浸水想定区域設定者である国あるいは県河川管理者と協議して、対象地域を定め避難勧告・避難指示等の措置を実施する。

⑤ 浸水想定区域における警戒避難体制

国あるいは県による各種浸水想定では影響範囲が広大であり、反面、各種避難所の所在も一般住宅地と標高がほぼ等しいことから、対象者を避難所となる市有施設へ収容することに困難がある。このため、想定浸水深さ及び避難開始までの時間的猶予、さらに住居等の構造によっては市の避難所への一時避難をしないことも選択肢として、今後は地域独自の避難先の決定など、各地域の避難行動を市民と共に考えるものとし、その目安は次のとおりとする。

河川浸水想定		津波浸水想定	
想定浸水深	避難方針	想定浸水深	避難方針
0.5m未満	災害時要援護者等世帯は避難	0.5m未満	災害時要援護者等世帯は避難
0.5～1.0m	平屋居住者は避難	0.5～1.0m	平屋居住者は避難
1.0～2.0m	高台あるいは鉄筋コンクリート造りの建物の2階若しくは3階以上に避難	1.0～2.0m	高台あるいは鉄筋コンクリート造りの建物の2階若しくは3階以上に避難
2.0～5.0m	高台あるいは鉄筋コンクリート造りの建物の3階以上に避難	2.0～5.0m	高台あるいは鉄筋コンクリート造りの建物の3階以上に避難
5.0m以上	高台あるいは鉄筋コンクリート造りの建物の3階以上に避難	5.0m以上	高台あるいは鉄筋コンクリート造りの建物の3階以上に避難

(6) 避難所・避難路等

避難所及び避難地は、地区ごとにあらかじめ候補地を選定し、可能なものから順次指定をする。指定をした施設については、災害時における使用方法等について、施設所有者あるいは管理者と事前に協議する。

また、市が選定・指定するもののほか、地域を熟知した町内会・自治会あるいは自主防災組織等においても、自主的に避難所及び避難地となる施設について選定し、自らの地域が避難しやすい環境を整備するものとする。

なお、避難所及び候補地の選定及び指定にあたっては、地震災害と風水害あるいは浸水災害等、災害種別によって異なる場合があることを十分考慮し、あるいは認識しておく。

① 避難所の選定及び指定

ア 避難所（生活避難所）

災害又は大規模な事故などにより住家が倒壊・流失・焼失等の被害を受け又は受けるおそれにより生活に支障を来した住民等について、危険が去るまでの間の滞在又は生活の救済を図る応急生活あるいは応急的医療を実施するための場所として、あるいは仕事や旅行の途中で交通網の寸断により帰宅困難となった人たちが、交通手段が回復するまでの短期間の滞在生活を、過ごす場所として一定期間収容する施設を避難所として選定する。

選定及び指定にあたっては、既存建物を応急的に使用することを原則として、市立小・中学校及びそれに準じた教育施設の体育館及び校舎・市有公共施設・市立以外の各種学校の体育館及び校舎、その他各種公共施設のほか、寺院・ホテル等、民間施設の順序で行うものとする。

特に指定にあたっては、地域の拠点性・給水・給食設備・救援物資等の搬送が容易性・避難者の把握のしやすいなどの条件が整った施設から、優先的に行うものとし、市立小・中学校の体育館を第一として、今後その他の施設についても諸条件を整え、順次指定するものとする。

なお、収容可能人員については就寝を考慮し、3.3平方メートルあたり2人として算定するものとする。

イ 避難所（一時避難所）

台風接近時等の浸水あるいは、土砂災害等の発生又はそのおそれによる避難勧告・避難指示等、およそ避難期間が一両日程度と予想される場合に使用する施設は、すでに天候が悪化している段階での避難行動となる可能性があり、地域住民にとって避難距離の短いことが大切であることから、前項により生活避難所として指定した、市立小中学校等の施設に加え、市立公民館・コミュニティハウス・その他教育施設等、市有施設も指定をするものとする。

また、これら市が指定する施設のみでなく、地域においても町内会・自治会・自主防災組織等住民自らも、日頃から使用可能な施設を選定し、事前の所有者の理解を得て活用するものとする。

ウ 避難所（浸水時避難所）

河川の氾濫・台風接近時における高潮・あるいは地震に伴う津波により、広域的な浸水災害が発生又はそのおそれがある場合においては、高所への避難が必要となるが、広大な低平地を持つ本市の特性から標高の高い場所を持たない地域も多くあることから、想定浸水深によって鉄筋コンクリート造りの建物の2階、あるいは3階以上を一時避難先と位置づける必要がある。

このため生活避難所及び一時避難所等に指定をした施設はもとより、その他公共施設も含めた選定及び指定を進めるとともに、今後は町内会・自治会・自主防災組織等、地域住民との協働により民間ビル等も含めた選定及び指定を進めるものとする。

また、浸水災害からの避難にあたっては、国及び県などから示された各種浸水想定における浸水深さを参考として、下記の避難方針を基本としつつも、その各浸水想定は広範囲であり、公共施設のみでは対象人口の収容が困難となることから、今後は行政・企業・地域等が一体となって地域ごとの浸水時避難所の選定及び指定を進めるものとする。

なお、収容可能人員については就寝を考慮せず、1平方メートルあたり1人として算定するものとする。

エ 避難所（臨時避難所）

大規模災害時における生活避難所の開設にあたって、適当な収容施設がないときは、野外に仮設建物等の設置又は天幕あるいは大型車両等を借り上げて設営するものとする。その場合の設置場所としては公園・広場のほか、民間敷地等の協力を求めるものとする。

オ 福祉避難所（災害時要援護者に配慮した避難所）

災害時に特段の配慮を要する災害時要援護者が、通常の避難所では災害による住環境の変化への対応・避難行動・避難所での生活に困難を来す場合、設備面や人員面の条件が整っており、必要な支援を適切に行うことが可能な福祉避難所について、福祉関係施設等を中心に指定を図っていく。

② 一次避難地の選定及び指定

災害により自宅等が危険となった場合、あるいは危険が迫っている場合に、直面する危険を回避するため緊急かつ一時的に避難をする場所で、市街地においては大火を考慮し、面積が概ね10,000平方メートル以上であることが望ましい。

主に、市立小中学校のグラウンド・寺院及び神社の境内・公園・緑地・広場等であるが、これらオ

オープンスペースは、地域住民等が避難所に集団移動する際の、集合場所としても位置づけられる。

このため、市民あるいは市内に就業する者の責務として、日頃から話し合い等により市民あるいは就業者自らが、その場所を確認しておくものとする。

なかには標高の低い、あるいは急傾斜地が近いなど、災害の種別によっては安全性が低下する場合もあるが、災害種別ごとに使用する避難地を選別して、選定することは困難を伴うことから、公共性の高いオープンスペースについては、一律に候補地として選定するものとする。

ただし、実際に地域住民等が避難する際には、強い地震の発生時においては、周辺からの落下物及び倒壊の可能性のある建造物のないこと、河川洪水や津波による浸水の発生時においては、標高の高いこと、大規模な火災発生時においては、延焼の可能性がなく、輻射熱等も防ぐ樹木等があることなどを十分理解した上で、避難先として活用するよう、市民等への周知に努めるものとする。

なお、市有施設であっても、日常的に一般に供していない敷地及び市有以外であって避難地として選定した土地・施設については、その所有者あるいは管理者等と実際に避難することとなる対象地域の町内会・自治会・自主防災組織等と市とで使用方法等を三者協議をし、理解の得られたものから指定と位置づけるものとする。

また、「自分の命は自分で守る」の観点から、地域住民自らも率先して地域の避難所の選定指定に、努力するものとする。

③ 広域避難場所の選定及び指定

市街地において、火災が延焼拡大するなどの大規模災害発生時において、一次避難地や各種避難所にまでも危険が達すると予想される場合において、多くの市民等が避難することができる、大規模なオープンスペースをもつ土地を、広域避難場所として指定をする。

広域避難場所を必要とする地域は、大火時に延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域とし、その面積は輻射熱を考慮し、概ね100,000平方メートル以上の場所が望ましい。

なお、大規模災害発生時には臨機応変な対応が必要であることから、広域避難場所に避難する対象地域は指定せず、収容可能人員は1.0平方メートルあたり1人として算定するものとする。

また、指定をした施設については、災害時における使用方法等について施設所有者、あるいは管理者と事前に協議するものとする。

④ 避難路の選定

地域から各種避難所及び避難地への進路については、災害の発生等による影響を考慮し、幹線道路を基本とするが、実際に避難を行うのは地域住民であることから、町内会・自治会・自主防災組織等においては、実際に経路を歩いて、浸水や土砂崩れはもちろんブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒等により、通行不能になるおそれがないかなど事前の調査をし、災害の種別に応じた安全性を、また複数の経路を確認しておくものとする。

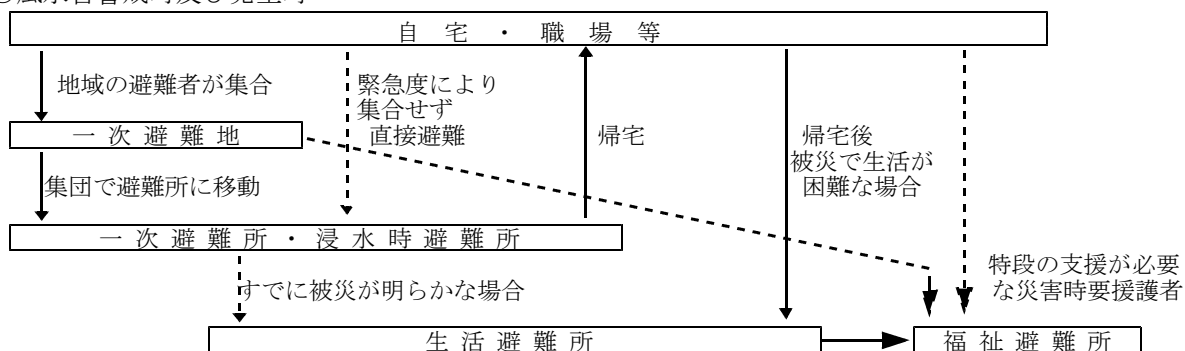
⑤ 生活避難所等へのアクセスの確保

生活避難所等は、災害時における救援・医療・復旧活動等の拠点として、役割を發揮する施設であるため、緊急動線や避難路と連結されなければならない。

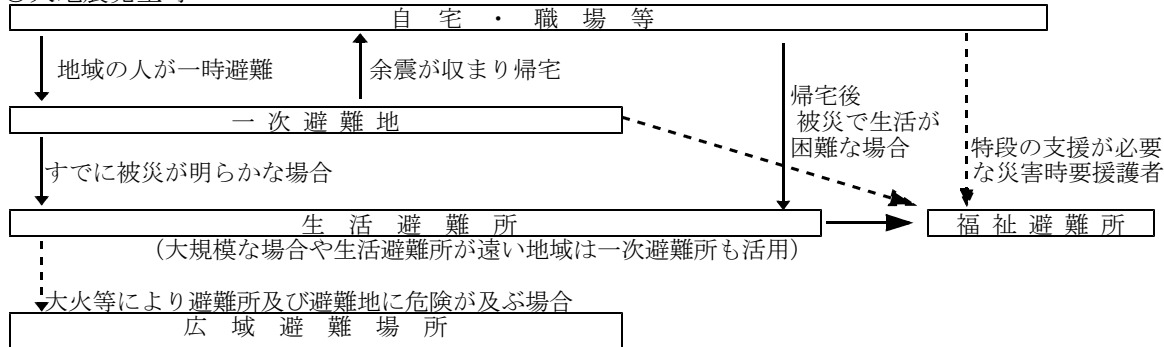
⑥ 避難行動と各種避難所の関係

避難及び避難所の活用は、災害の種別によって異なるが、特に水害と地震とで大別し、次のように位置づけ、市民等に避難行動を行うよう周知するものとする。

○風水害警戒時及び発生時



○大地震発生時



○市有施設の避難所活用区分

各施設等の避難活用に当たっては、災害の種別・立地条件等により判断するものとする。

なお、グラウンドや公園等を避難地だけでなく、避難所としても印をしているものは、仮設テントや車両の使用を考慮する。

避難所区分	一時避難地	一時避難所	浸水時避難所	生活避難所	福祉避難所
市立小中学校					
グラウンド	○	△	△	△	
体育館等		○	△	○	
校舎等			△	△	
市立公民館	△	○	○	△	
コミュニティハウス	△	○	△	△	
ふれあいセンター	△	○	○	△	○
その他市有等公共施設	△	△	△	△	
公園、広場等	○	△	△	△	

※ 大規模水害や震災時には、被災者数の規模に合わせ、市有施設を活用する。
 ※ 浸水災害時には、まず一時避難で身の安全を確保し、水が引いた後に避難生活に移るものとする。
 ※ 災害種別に対し、標高や周辺環境・優先順位等、諸条件の必要なものは△印とする。
 ※ その他施設は、利用に向け今後条件整理を行う。

(7) 避難指示等の伝達

避難準備情報、避難勧告又は避難指示は、対象地域の住民・就業者・滞在者等に、迅速かつ的確に伝達するものとし、避難の促進を図るため、事態の重大性と危険の切迫性を盛り込んで行う。

なお、指示及び伝達事項は、住民等にあらかじめ周知徹底しておき、発表時には簡単な指示で足りるようにしておくものとする。

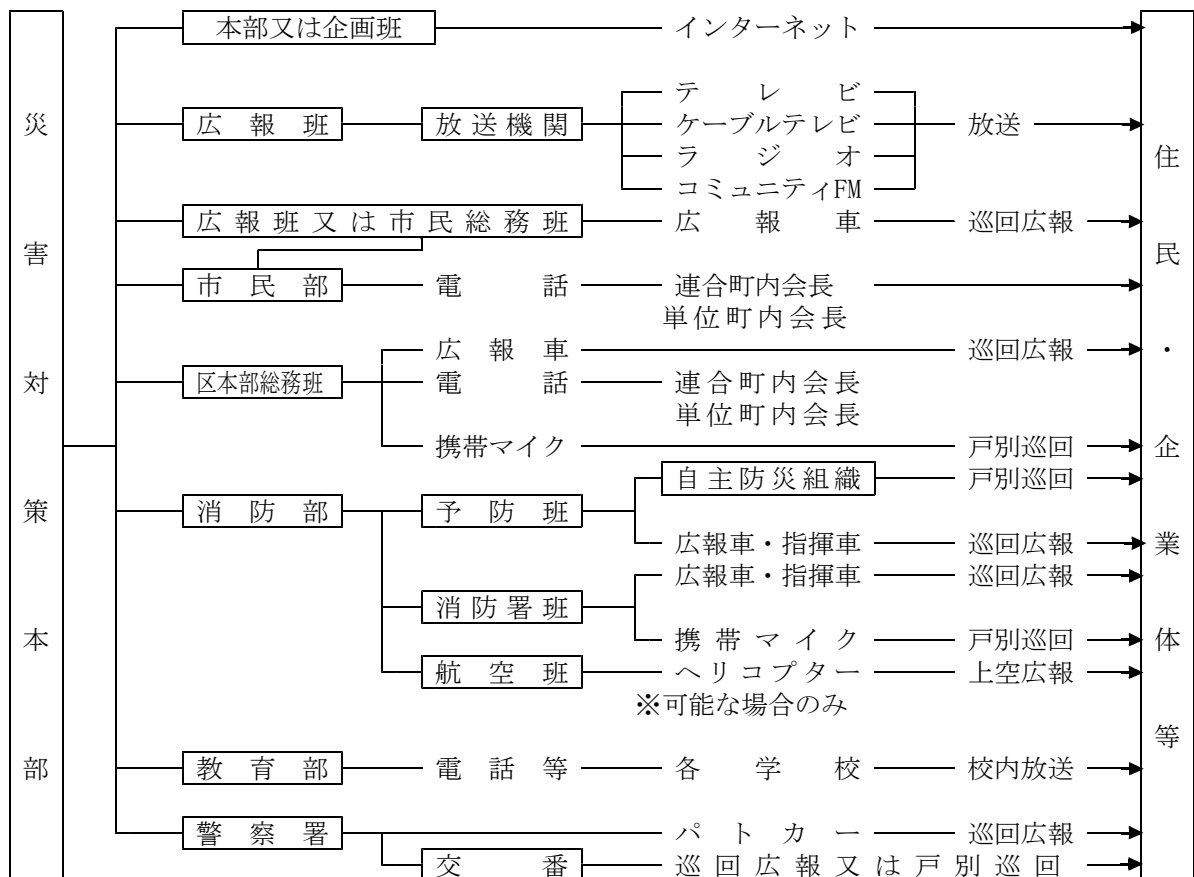
① 伝達事項

- ア 発令者
- イ 避難勧告・避難指示の別
- ウ 発生あるいは予想される災害及び避難勧告・避難指示の理由
- エ 避難勧告・避難指示の対象地域
- オ 避難の時期
- カ 避難所及び避難経路
- キ 避難に当たっての注意事項（出火防止措置・戸締り・非常持ち出し品等携行品・服装及び靴・集団行動等）
- ク 高潮にあたっての避難準備情報

② 伝達方法

- ア 避難勧告・避難指示の伝達は、下記の伝達系統図により行う。
- イ 避難勧告・避難指示等の伝達は、サイレン又は警鐘による信号音・テレビ及びラジオによる放送、更には広報車・指揮車・消防車等車両による巡回広報・インターネット等、によって対象地域住民等対象者に周知・徹底する。
- ウ その他状況により、関係部班職員・区役所班職員及び消防職団員は、自主防災組織他、町内会・自治会の協力も得ながら、加入電話・携帯マイク・訪問・面会等によって戸別に伝達し、周知・徹底を期する。

○避難指示等の伝達系統図



(8) 自主避難への対応

気象予報・警報等により気象の悪化が予想され、住民自らが自宅等では危険、あるいは不安を感じて避難（以下「自主避難」という。）しようとする場合の避難先については、原則として各自あるいは自主防災組織等地域において、知人宅や集会所等あらかじめ決めておく必要がある。

自主避難をする場所が確保できない者について、本市に連絡があった場合には避難可能な最小限の施設を提供する。

ただし、今後は自主防災組織等の結成及び地域独自の避難計画策定を促進し、市民と行政、さらに地域企業の協働による、自主避難体制及び避難所運営に向けて努力する。

(9) 避難の方法

避難とは、生命及び身体あるいは財産に危険が及ぶ可能性がある場合にとる行動であることから、日頃の準備や心がけとして、市域に在住・在勤・在学する住民等に対し、被害を最小限に止めるため次の諸点の周知に徹底する。

① 避難の準備

ア 被害を最小限に止めるための心がけ

(7) 梅雨や台風による大雨の時季となる前に、家屋（屋根や外壁・雨戸やガラス戸）の補修、雨樋や集水桝などの排水経路の点検や清掃、テレビアンテナの固定などを行っておく。

降雨や強風時に屋根に上ることなど、危険な行為は、決して行わない。

(4) 気象・水象現象による災害の発生は、次第に悪天候になるなど事前の情報や状況が必ずあることから、注意報・警報等、防災気象情報の最新情報の入手に心がける。

(5) 台風の接近や通過により、暴風あるいは強風が予想される場合には、倒木等の防止のため立木を剪定したり、植木や自転車など転倒や落下により、損傷や破損の可能性のある物は、あらかじめ片づけておく。

(6) 台風が県内及び隣県を通過すると予想される場合や、勢力が強い場合には、停電に備えた準備を行う。

また、接近や通過の時間帯が夜間の場合には、食事を早くとるなど生活のリズムを変え、緊急事態にも容易に対処できるようにしておく。

(7) 大雨による内水・河川の氾濫・高潮などによる洪水が予想される場合、あるいは浸水被害を被りやすい地形の地域にあっては、浸水害に備えて電化製品を整理したり、貴重品等大事な物を高いところに上げたり、畳を上げたりするなど減災に努める。

また、自動車等車両も浸水を避け、あらかじめ高台等に退避させておく。

(8) 地震への備えとして、自宅や社屋の耐震性を把握し、その程度に合わせた地震発生時の行動をあらかじめ想定しておく。また、耐震性を把握していない場合には耐震診断を受け、耐震性が低いなど、不安な判定を受けた場合には家屋の全部又は一部を補強しておく。倒れたり崩れたりしやすいブロック塀や石積みは補強又は改築する。

(9) 家具や大型家電製品の壁などへの固定により、転倒や移動の防止をし、また、タンスや棚の上に重い物・割れ物を置かないようにして落下物の防止をし、さらに家具などのガラス部分に対しても飛散防止フィルムを張っておく。

(10) 大規模な災害発生に備え、避難所に避難する際に携行する場合、あるいは自宅等においてライフラインが寸断されたなかで、生活しなければならない場合に備え、あらかじめ飲料水や食糧など、家族が数日間生活できる量を目安として備蓄を行うとともに、風呂桶の湯は入

浴後すぐに排水しないなど、万が一の生活用水の確保に心がける。

イ 避難の際の心がけ

- (7) 懐中電灯・携帯ラジオ・予備の乾電池・タオル・ティッシュ・救急医薬品・身分証明書や健康保険証他重要証書の写し等、非常持ち出し用品をリュックサック等に入れて、すぐ持ち出せる場所に置いておく。
- (イ) 避難の際の服装は、四季を通じて動きやすい軽装を基本とする。地震のような突発的な場合でも、決して素足や無帽は避けるようにする。また、水害の場合には夏季といえどもシャツ1枚あるいは短パンとなることは避け、薄くとも保温性のある上着を着用する。非常持ち出し袋を所持する場合も背負うタイプとし、両手が使える状態で行動する。なお、浸水の中を避難する場合は長靴ではなく、濡れることを覚悟した上で歩きやすい靴を選ぶ。
- (ウ) 水害・地震・大規模火災など発生した状況別に、避難経路や避難先を事前に考えておき、平常時の日中あるいは夜間において避難訓練を体験し、目印になる物や所要時間等を確認しておく。
- (エ) 避難の際には単独ではなく、近所や地域の人と行動をともにし、体力のない人を支え合って避難する。
- (オ) 地震災害において、家屋等への被害の有無にかかわらず身体に負傷のない場合、地域の被災状況によっては避難よりも救出救助に尽力する。
- (カ) 地震災害により自宅等から避難する際には、電気及びガス製品が消火・消灯の状態にあっても通電火災の発生を未然に防止するため、電気のブレーカーやガスの元栓を切っておく。
- (キ) 台風の接近などに際し、行政機関等が避難勧告・避難指示をしていない段階において、あらかじめ避難しようとするときは、個人の判断により早期に自主避難をする。

② 避難の誘導

避難の誘導にあたっては、次の諸点に留意して行うものとする。

- ア 災害現象の拡大方向を見極め、適切な時期に適切な方向へ避難誘導する。
- イ 介助が必要となる負傷者・病人・災害時要援護者等は優先的に避難させるものとする。
- ウ 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとし、状況によっては消防職・団員、警察官と連携をとり、町内会・自治会・自主防災組織ごとに集団誘導を行うものとする。
- エ 観光客等の滞在者や、交通機関の乗客等地域の実情に詳しくない者については、消防職・団員が警察官と連携をとって行う。
- オ 避難者の携行品は、簡単な日用品等にとどめるよう指導し、必要により携行品の所持制限を行う。
- カ 避難路を2箇所以上選定し、避難にあたっては、直前に安全性を確認し、危険箇所には標示・なわ張り等を行うほか、誘導員を配置して誘導の安全を期する。

③ 移送の方法

- ア 避難のための移送は、避難者が自力による立ち退きが不可能な場合又は避難者から要請があり、必要と認めた場合は、車両・舟艇・ヘリコプター等を確保して行うものとする。
- イ 自家用車による避難は、道路上での混乱が予想されるため、避難者が多数になるときは、バス等大量輸送手段により移送を行う。
- ウ 災害が広域・大規模になり、市で措置できないときは、県備前地方本部に対して応援要請するものとする。

(10) 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校・社会福祉施設等は、次の諸点に準じて避難対策を定め、定期的に避難訓練を行うものとする。

① 学校における避難対策

児童・生徒の避難措置について、安全な避難方法を定めておくものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領・措置
- オ 避難者の確認方法
- カ 児童・生徒の保護者等への引渡方法

② 社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設等における避難方法については、対象者の活動能力等に配慮して、安全な避難方法を定めておくものとする。

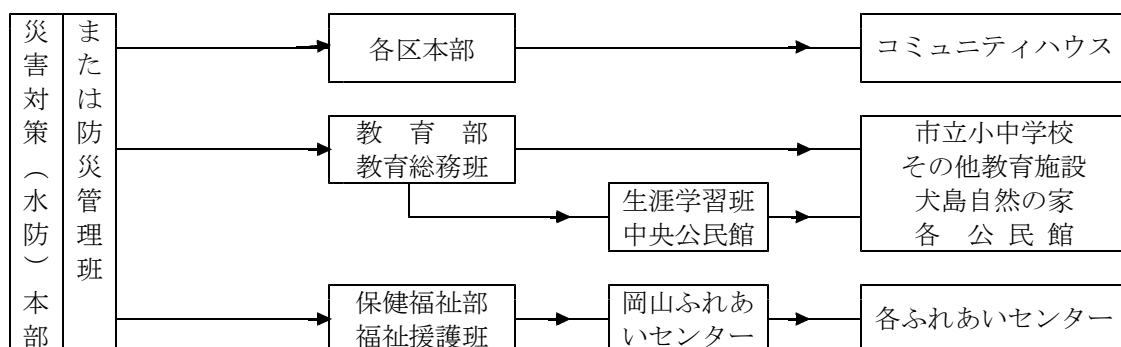
- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期（事前避難の実施時期等）
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置（車の活用による搬出等）
- オ 避難所の設定及び収容方法
- カ 避難者の確認方法
- キ 家族等への引渡方法

(11) 避難所の開設及び運営

① 施設管理者への事前連絡

災害発生及びそれに伴う避難は、時間を予想できないことから、気象予報・警報等により。災害発生のおそれがあると判断した場合には、本部又は防災管理班は、各種避難所となる市有施設を所管する各部班に対し、市立小中学校その他教育施設・公民館・コミュニティハウス等の門扉の鍵を保管する管理者等への、避難所開設準備の事前連絡を指示するものとする。

ただし、地震災害の場合には各管理者は連絡を受けなくとも、避難所開設への準備を行うものとする。



② 避難所の開設

ア あらかじめ指定している施設のうち、災害発生場所あるいは避難対象地域から、最も近い場所を利用することを原則とするが、災害の発生状況あるいは地域の実情に合わせ、使用の了解の得

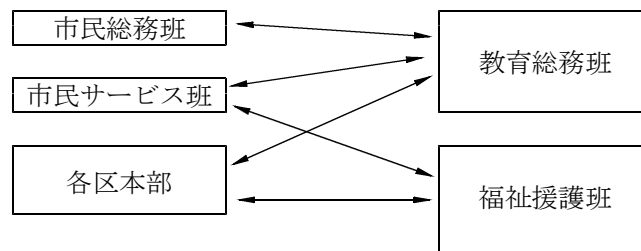
られる民間所有の施設も含め、指定施設以外の施設も利用する。さらに、災害時要援護者等に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

イ 本部において避難勧告・避難指示等に伴う避難所の開設を決定した場合には、避難所開設担当班は直ちに班員を派遣し、避難所において避難者の収容を開始する。

ウ 避難所を開設したときは、本部は広報班等を通じて、その施設名及び所在地等を住民等に周知するとともに、県及び県警察に速やかに報告する。

エ 避難の状況によっては、鍵の借用及び管理、敷地及び建物内の照明、敷地への車両の進入及び誘導、また施設の電気・ガス・水道・トイレ等の使用については、活用施設の管理者あるいは所管班と、備蓄物資及び救助物資の配布に関しては福祉援護班等と、連係を図り避難所の運営にあたる。

(例)



③ 収容対象者

ア 住家が全半壊・全半焼・流失・床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

イ 災害に遭遇し、避難しなければならない者

交通手段を失った者・遠距離通勤通学者・旅行者・出張滞在者等の帰宅困難者等

ウ 災害によって被害を受けるおそれある者

避難勧告・避難指示の対象者及び緊急避難を必要とする者

④ 収容期間

避難勧告・避難指示による場合は、その解除までとし住居等が被災した被災者については、災害発生の日から最大限7日以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得た場合又は災害救助法の適用のない災害において、市長が必要と認めた場合は延長することができる。

⑤ 避難所の運営

避難所の開設担当部班から派遣された班員は、管理責任者として、避難者の収容保護・本部等との連絡にあたるとともに、避難所の生活環境に注意を払い、極力良好なものとするよう努める。

管理責任者の任務は、概ね次のとおりである。

ア 運営については、避難所の開設数が多いと市のみでは困難なことから、町内会・自主防災組織・地域と協働で行う。

イ 避難者の収容については、町内会・自主防災組織・民間団体・消防吏員・警察官等と緊密な連携をとり、安全かつ適切に避難者の収容にあたる。

ウ 本部及び担当班長等と相互に緊密な情報連絡を行い、収容者に正しい情報を提供し、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。

エ 避難者に傷病者がいることを認めたときは、その程度により現地の消防吏員あるいは本部等に

連絡して、救急連絡を行うなど、速やかに適切な措置をとる。

オ 一時避難等、短時間の避難の場合を除き、避難の時間帯及び経過時間によって給食・炊き出し・給水・毛布・その他物資の必要を認めた場合には、備蓄及び救援物資の配給等について、担当班長あるいは本部等と連絡をとって適切迅速な措置をする。

カ 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置をとる。

キ 開設した避難所にまで、危険が迫ったと認知された場合には、本部等と連絡を取り合い、再避難等について移手段等も含め適切迅速な対応をし、混乱のないよう措置をとる。

(ア) 避難所収容台帳（様式第8号）

(イ) 避難所収容者名簿（様式第9号）

(ウ) 避難所用物品受払簿（様式第10号）

(エ) 避難所設置及び収容状況（様式第11号）

ク 学校への避難が行われる場合において、市避難所開設担当班（自主防災組織等）の対応が得られるまでの初期段階等においては、避難場所となる学校の教職員の対応も必要である。

⑥ 避難所への物資の調達

ア 避難所において必要な物資は、その内容及び数量を市民部がとりまとめ、災害対策本部又は救助本部として調達する。

イ 避難所及び避難生活に必要な物資は、各部が締結する各種協定先からも調達するものとする。

ウ 市において必要物資及び機械等の調達ができないときは、県備前地方本部あるいは日赤支部等に応援の要請をする。

エ 避難所における生活環境の確保に努めるものとし、そのため必要に応じ、リース業者等の協力を得て、各種仮設設備及び賃貸物品を早期に設置する。

(12) 災害救助法が適用されたときの取扱い

県知事の職権に属する事務のうち、収容施設の供与等、市において避難を実施した場合、その内容については県備前地方本部に報告する。

(13) 避難所設置に係る費用、期間等の措置方法

避難所設置に係る対象範囲・期間及び費用の基準等については、次のとおりとする。

① 災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）により実施する。

② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

《参照》

○避難施設等（資料編）

○輸送用車両等の保有状況等（資料編）

第3節 救助

市域内に災害又は事故等が発生し、り災者の避難・救助を実施する必要があると認めるときは、市長は岡山市救助本部を設置する。

(1) 救助本部の設置基準

救助本部の設置基準は、次のとおりである。

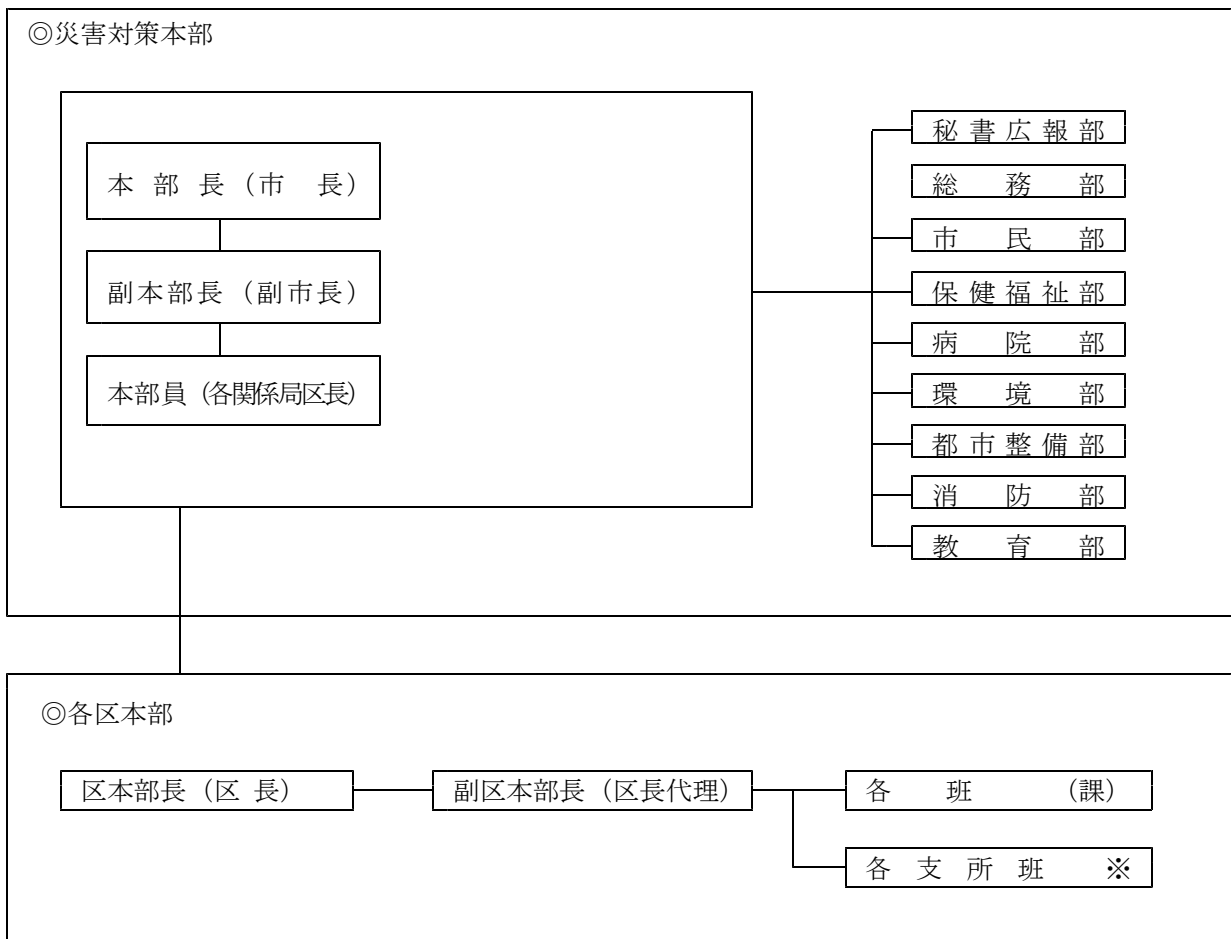
- ① 岡山市災害救助条例が適用されたとき。
- ② 火災・爆発・その他の事故が発生し、応急救助を必要とするとき。

(2) 救助本部の廃止基準

- ① 応急救助が完了したとき。
- ② 救助本部の組織では、必要な応急救助の実施が困難であると認められ、災害対策本部に組織替えして、応急救助を実施することとなったとき。

(3) 救助本部の組織（資料編参照）

組織表



※区により、各支所班の体制は異なる。

(4) 本部会議等

本部会議・現場指揮本部の設置及び標識等については、災害対策本部の場合に準じて行うものとする。

第4節 食料の供給

1 方針

災害により食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生じるおそれのある場合は、一時的に災者の食生活を保護するため又は災害応急対策に従事する者に対し、炊き出し、その他の方法による食品の給与（以下この節において「食品の給与」という。）を行う必要があるため、その方法等について定めるものとする。

2 実施機関等

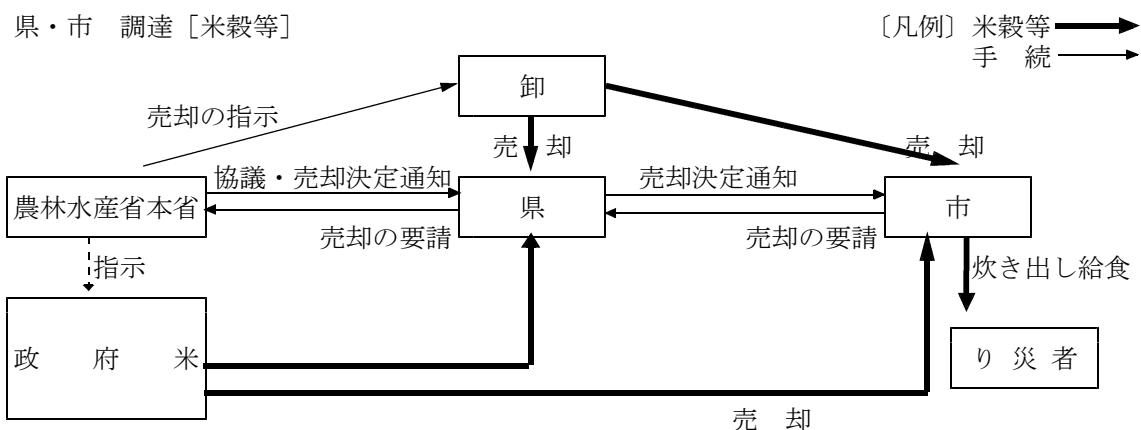
- (1) 食品の給与は、市民サービス班・財務班・経済総務班及び市場班等、関係各部班が緊密な連携をとり実施する。
- (2) 災害応急対策に従事する者に対する食品の給与は、災害対策本部又は救助本部の指示に基づいて各部班が実施する。
- (3) 災害救助法が適用された場合における食品の給与は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）第12条の規定により行い、知事の権限に属する事務の一部を市が行った場合、県備前地方本部に報告又は連絡するものとする。
- (4) 市の機関のみでは食品の給与の実施が困難な場合は、県備前地方本部及び隣接市町村へ食品の給与の実施又はこれに要する要員及び食品につき応援を要請する。

3 食品の給与の対象者

- (1) 災者
 - ① 避難所に収容された者
 - ② 住家が被害を受けて炊事ができない者
 - ③ 住家が被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
 - ④ 配給機関が被災し、通常の配給を受けられない者
 - ⑤ 旅行者・滞在者等で、旅行・滞在等に関する機関（旅館・事業所・JR等）からの救済措置が得られず、現に食品の給与を必要とする状態にある者
- (2) 災害応急対策従事者
災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の給与を行う必要のある者
（この場合は災害救助法による措置としては認められない。）

4 食品の調達

- (1) 米 穀
 - ① 米穀は、市内の小売販売業者から買い受けるものとするが、事前に米穀小売商業組合等と協議し、災害救助用米穀等の優先供給が得られるよう協力関係の確立に努める。
 - ② 米穀小売業者に不足を生じた場合又は緊急を要する場合は、県本部に申請し、政府米又は米穀販売業者から緊急引渡しを受ける。
 - ③ 交通通信の断絶のため、県の指示を受けることが不能となったときは、農林水産省本省に要請を行い、政府米の緊急引渡しを受ける。



(2) その他の食品

米穀以外の食品（副食品・パン類・麺類・ミルク・調味料等）は、財務班が市場班及び指名業者等と連携をとり必要な数量を確保する。

(3) 食品以外の物品

食品の給与を実施するうえで、必要な消耗品類（釜・鍋・やかん・食器・箸等）及び熱源設備が被災した場合の熱料等は、財務班が確保する。

5 食品の給与の方法

(1) 食品の給与の方針

① 食品の給与は、現に食し得る状態にある、次に掲げる食品のうちから適当と認めるものを給与する。

- 米穀による炊き出し
- パン類
- 麺類
- ミルク
- 副食品
- 給食弁当
- インスタント食品

② 災害発生の直後は、炊き出し施設の被害や熱源確保の困難等の事情が予想されるので、調理の不要なパン類・給食弁当又は簡単な調理で食することのできるインスタント食品により、食品の給与を行うが、日時の経過とともに栄養に配慮の上、通常の家料理に近づけるものとする。

(2) 炊き出し

① 実施場所

ア 小・中学校（避難所）及び給食センター等の給食施設を利用して実施する。

イ 災害の規模によって炊き出し能力が不足するときは、区役所等の市有施設で実施するとともに、町内会・自主防災組織等の協力を得て行う、自主的炊き出し活動を促進する。

ウ 既存施設が利用できないときは、給水・配水・防火・風通し・日当り等の条件を考慮して、炊き出し場所を設置する。

② 各種協力団体

炊き出しを実施するに当たっては、町内会・婦人会・赤十字奉仕団・自主防災組織等、各種団体及びボランティアの協力応援を促進するものとする。

③ 実施責任者

ア 市民サービス班長は、班の職員の中から実施責任者（炊き出しが避難所の給食施設を利用して実施されるときは、その避難所の管理責任者）等を選任し、炊き出し場所に派遣・駐在させる。

イ 実施責任者の任務は、概ね次のとおりである。

- (ア) 各種協力団体の協力の確保
- (イ) り災者に対する適正な食品の給与
- (ウ) 一時縁故先に避難する者に対する食品の給与
- (エ) 炊き出し関係諸帳簿の整備
- (オ) 災害対策本部又は救助本部への報告等

④ 食品衛生及び保健指導

保健所班、必要に応じ栄養に関する助言を行うとともに、炊き出し場所での乳幼児等の栄養指導及び食品の衛生指導を行う。

6 食品の給与に係る費用・期間等の措置方法

岡山市災害救助条例に定める単価等の範囲内で実施する。

(災害救助法が適用された場合における災害救助法施行細則との単価の差額等は市負担とする。)

7 帳簿の整備

市民サービス班長は、次の書類・帳簿等を作成し、保管するとともに必要により福祉援護班長にその写しを送付する。

- ① り災者用応急米使用状況表 (様式第14号)
- ② 救助作業員及び緊急復旧作業従事者用応急米使用状況表 (様式第15号)
- ③ り災者に対する米穀配給状況表 (様式第16号)
- ④ 炊出し受給者名簿 (様式第17号)
- ⑤ 食糧品現品給与簿 (様式第18号)
- ⑥ 食品給与物品受払簿 (様式第19号)
- ⑦ 炊出し (食品給与) 物品借用書 (様式第20号)
- ⑧ 炊出し (食品給与) 協力者・奉仕団名簿 (様式第21号)

《参照》

- 必要物資の備蓄及び調達等 (資料編)
- 炊き出し施設 (資料編)

第5節 飲料水の供給

1 方針

災害により飲料水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護する必要があるため、その方法について定めるものとする。

2 実施機関等

- (1) 飲料水の供給は、水道部が市民部・保健福祉部・消防部等、関係各部班と緊密な連携をとり実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合における飲料水の供給は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）第12条の規定により行い、知事の権限に属する事務の一部を市が行った場合、県備前地方本部に報告又は連絡するものとする。
- (3) 市の機関のみでは飲料水の供給の実施が困難な場合は、県備前地方本部・隣接市町村及び自衛隊へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。

3 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、現に飲料に適する水を得ることができない者。

4 飲料水の確保

(1) 水源の確保

- ① 浄水対策班は、次の水源の水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。

ア 上水道

施設名	所在地	1日最大供給量	施設名	所在地	1日最大供給量
三野浄水場	北区三野一丁目2-1	191,000 %	紙工浄水場	北区御津紙工2605-2	500 %
旭東浄水場	北区今在家462-4	47,500	金川浄水場	北区御津金川382-3	500
山浦浄水場	北区祇園824-1	20,000	川口浄水場	北区建部町川口209	4,100
牟佐浄水場	北区牟佐1513	5,000	大内浄水場	東区瀬戸町大内1820	17,575
矢原浄水場	北区御津矢原580	5,800			

イ 吉井川及び旭川

- ② 給水対策班は、非常災害時の給水を円滑に実施するため、あらかじめ管内の井戸水・受水槽・貯水槽の水等の水源の所在・水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。

(2) 水源の衛生対策

井戸水等の安全性を確保するため、塩素消毒を強化するとともに、塩素濃度の測定を行い、適切に消毒されていることを監視し給水を行う。

5 給水用資機材の確保

- (1) 非常災害時の給水を想定し、給水タンク・ポリタンク・非常用飲料水袋・可搬式ろ過器及び給水車等の備蓄に努める。
- (2) 給水用資機材が不足した場合、水道総務班は速やかに必要量を購入又は他機関から借り受けるものとする。

6 対策本部の設置

- (1) 水道事業管理者は、災害により水道施設の破損等のため、飲料水の供給が困難となった場合は、水道部内に対策本部を設置する。
- (2) 対策本部は、災害対策本部と連携を密にし、被災地の状況を迅速かつ的確に把握し、被災者に対する応急給水及び被災水道施設の応急復旧を実施する。

7 給水

- (1) 給水目標
1人1日当たりの最小限給水量は、概ね3とする。
- (2) 給水順位
給水を行うにあたり、順位を設けて実施する必要がある場合は、緊急性の高い次の施設を優先する。
給食施設（避難所・炊き出し場所）・医療機関・社会福祉施設・学校
- (3) 給水方法
 - ① 給水回数及び時間
ア 給水は1日1回以上実施するものとし、必要により早朝・夜間の給水についても配慮するものとする。
イ 給水にあたっては、水道部広報車によるほか広報班等、他部班並びに報道機関の協力を得て、給水時間・給水場所等についての確に住民に周知する。
 - ② 給水方式
ア 拠点給水
避難所に指定されている小・中学校を中心に拠点給水を行う。
イ 搬送給水
 - (ア) 被害を受けてない浄水場又は配水池から取水し、給水車又は市有車両に給水タンク・ポリタンク等を積載して、被災地の避難所等給水を必要とする場所に配布する。
 - (イ) 災害の規模によって必要と認めるときは、消防部へ水槽付ポンプ車の派遣を要請する。
 - (ウ) 犬島又は陸路による給水が困難な場所への給水は、舟艇を借り上げて実施する。

8 水道施設の応急復旧

被災した水道施設は、水道部職員を動員し、また指定給水装置工事事業者の出動を要請し、速やかに応急復旧するものとする。

応急復旧の順位は、概ね次のとおりとする。

- (1) 取水・導水・浄水施設
- (2) 送水・配水施設
- (3) 配水管路
- (4) 給水装置

9 給水に係る費用・期間等の措置方法

- (1) 災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）により実施する。
- (2) 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

10 帳簿の整備

水道部長は、次の書類・帳簿等を作成し保管するとともに、飲料水の供給状況を、具備前地方本部に報

告する。

なお、必要によりその写しを保健福祉総務班に送付する。

- (1) 飲料水供給記録簿（様式第 2 2 号）
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用資材受払簿（様式第 2 3 号）
- (3) 給水用機械器具修繕簿（様式第 2 4 号）

第6節 被服・寝具等生活必需品給与又は貸与

1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又は損傷し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるため、その方法について定めるものとする。

2 実施機関等

- (1) 生活必需品等の給与又は貸与は、保健福祉部・財務班及び経済総務班等、関係各区本部・部班が緊密な連携をとり実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合における、生活必需品等の給与又は貸与は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）第12条の規定により行い、知事の権限に属する事務の一部を市が行った場合、県備前地方本部に報告又は連絡するものとする。
- (3) 市の機関のみで生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合は、隣接市町村又は県備前地方本部へ、生活必需品等の給与若しくは貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等の確保について応援を要請する。

3 給与又は貸与の対象者及び対象品目

対象者は、住家の全壊（焼）・流失・埋没・半壊（焼）又は床上浸水等で生活上必要な家財等が喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難な者とし、給与又は貸与の対象品目は、災害救助法の基準に準じて原則として次の8品目とする。

ただし、この8品目の全部を給与又は貸与する必要はなく、被災状況・物質調達状況等を考慮して柔軟に対応するものとする。

- | | | | |
|-------|-----|------|--------|
| ○寝具 | ○外衣 | ○肌着 | ○身の回り品 |
| ○炊事道具 | ○食器 | ○日用品 | ○光熱材料 |

4 生活必需品等の調達

- (1) 福祉事務所班は、被害状況・被災人員・世帯別構成員等を十分調査し、「世帯構成員別被害状況（様式第26号）」等により配分計画をまとめ、必要な品目及び数量を決定する。
- (2) 災害発生時の混乱した際に正確な被害状況・被災人員・世帯別構成員等を把握することが困難で、緊急に生活必需品等を手配しなければならないときは、岡山市の平均世帯構成員により算出する。
- (3) 生活必需品等の購入計画は、備蓄物資の品目別在庫数量を考慮して速やかに決定し、購入を必要とする生活必需品等は、財務班が経済総務班と連携をとり、指名業者等から速やかに調達する。
- (4) 緊急を要する場合、福祉援護班は日赤県支部に対し、備蓄する生活必需品等の交付について申請するものとする。

5 生活必需品等の輸送

- (1) 通常の方法による輸送が可能な場合は、指名業者等調達先に配分計画による品目・数量及び避難所・区役所・支所・地域センター等、納入場所を指示して輸送する。
- (2) 上記により難しい場合又は備蓄物資の輸送は、市有車両によって行うが、市有車両及び要員が不足

する場合は、岡山県トラック協会岡山支部に要請し、輸送力の確保を図る。

- (3) 孤立した集落への輸送は、漁業組合等から舟艇を借り上げ又は岡山市消防ヘリコプターでの輸送若しくは県・県警察・自衛隊等へ、ヘリコプターの派遣を要請して実施する。

6 生活必需品等の配分

- (1) 福祉事務所班及び福祉救護班は、あらかじめ指定した配分場所（避難所・区役所・支所・地域センター等）において、「救助用物資割当台帳（様式第29号）」により、り災者に配分する。
- (2) 配分にあたっては、住家の被害別・世帯人員・世帯構成員等を確認し、生活必需品等の配分に過不足がないよう注意する。
- (3) 配分場所において給与できなかった世帯等については、職員が個別巡回し又は町内会・自主防災組織等の協力を得て配分する。
- (4) 配分した生活必需品等については、り災者又は受領者から、「物資給与及び受領書（様式第30号）」を徴するものとする。

7 生活必需品等の給与に係る費用、期間等の措置方法

- (1) 災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）により実施する。
- (2) 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

8 帳簿の整備

保健福祉部長は、生活必需品等の給与又は貸与に関して、次の書類・帳簿等を作成し、福祉援護班において保管する。

- (1) 世帯構成員別被害状況（様式第26号）
- (2) 物資購入（配分）計画表（様式第27号）
- (3) 救助用物資引継書（様式第28号）
- (4) 救助用物資割当台帳（様式第29号）
- (5) 物資給与及び受領書（様式第30号）
- (6) 救助用物資受払簿（様式第31号）

第7節 医療・助産

1 方針

災害のため住民の医療が困難となった場合は、被災者に対し迅速・的確な応急的医療及び助産（以下、この節において「医療救護」という。）を実施し、被災者の保護を図る必要があるため、その方法について定めるものとする。

2 実施機関等

- (1) 被災者に対する医療救護は、保健福祉部（保健管理班・保健所班）が、病院部等の関係各部と緊密な連携をとり実施する。
- (2) 医療救護は、岡医連・市医師会・日赤県支部及び県警察等防災関係機関の協力を得て行う。
- (3) 市長は、災害救助法が適用されるまでの間、医療救護を実施する。
なお、同法が適用された場合は、県知事の補助機関として実施する。

3 医療救護班の編成

災害現地において、医療救護を実施するため、次の基準により医療救護班を編成し、必要に応じて出動するものとする。また、必要時にはDMAT等他からの援助を受け入れる。

- (1) 医療救護班の編成基準
 - ① 市民病院及び岡医連・市医師会の医療救護班は、医師1名、看護師2名（帯同）及び補助者若干名をもって編成し、班長は医師とする。
班長は、看護師を帯同できない等により必要とするときは、消防救急隊員・保健師等市職員の応援を求めて、医療救護班を編成する。
 - ② 日赤救護班は、「防災業務計画」に定めるところによる。
1箇班の編成基準：班長（医師）1名・看護師長1名・看護師2名・主事1名・補助員1名
- (2) 医療救護班の編成
 - ① 市民病院医療救護班
市民病院の常備すべき医療救護班は2班とする。
 - ② 岡医連・市医師会医療救護班
岡医連・市医師会の医療救護班は27班とし、各医師会ごとの内訳は次のとおりである。
岡山市医師会 13班 西大寺医師会 4班 吉備医師会 2班
御津医師会 2班 北児島医師会 2班 都窪医師会 2班
赤磐医師会 2班
 - ③ 日赤救護班
日本赤十字社救護規則（昭和30年本達甲4号）により、日赤県支部において9班を常備している。

4 救護所の設置

- (1) 保健所長は、救護所を災害の規模等を勘案し、「第2節 避難及び避難所の設置」に定める避難所・避難地又は災害現場に設置する。
- (2) 発災地周辺の医療施設の協力が得られるときは、その医療施設に救護所を開設する。

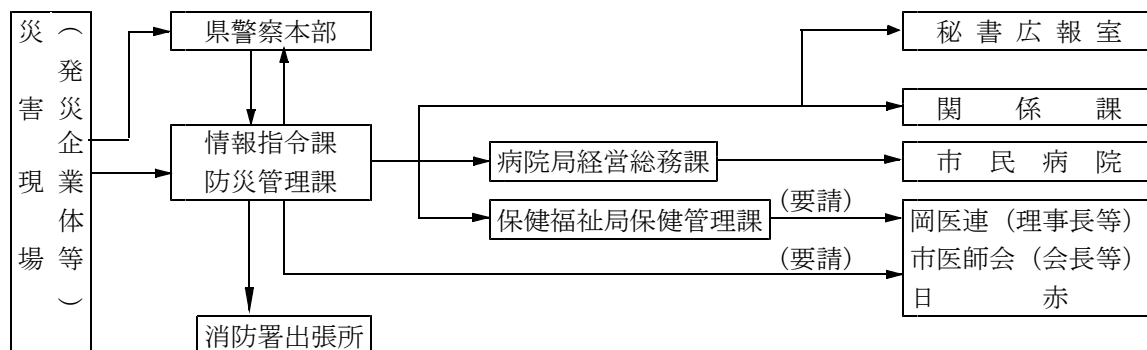
5 医療救護の実施

(1) 医療救護班の派遣要請

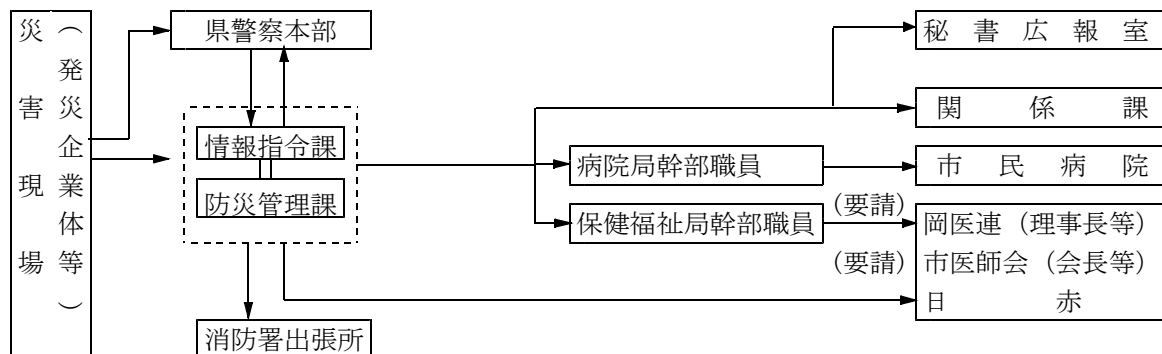
- ① 市は、災害の状況により医療救護を必要と認めた場合、市民病院医療救護班を派遣するとともに、岡医連・市医師会に医療救護班の派遣を要請する。
- ② 災害の規模により、前記①の方法によっては十分な医療救護ができない場合、日赤に救護班の派遣を要請する。（なお、日赤救護班はその使命により独自に出動する場合がある。）
- ③ 要請は、保健福祉部長から岡医連理事長及び市医師会長に対して行うのを原則とする。
- ④ 緊急の場合の要請は、保健福祉部又は消防情報指令課から岡医連の副理事長、市医師会副会長、災害救急医療委員のいずれかに対して要請するが、この場合要請を行った後、速やかに前記③の方法により追認する。
- ⑤ 医療救護班を要請する場合は、次の系統により通報連絡する。

ア 医療救護班の要請に係る通報連絡系統図

〈勤務時間内の場合〉

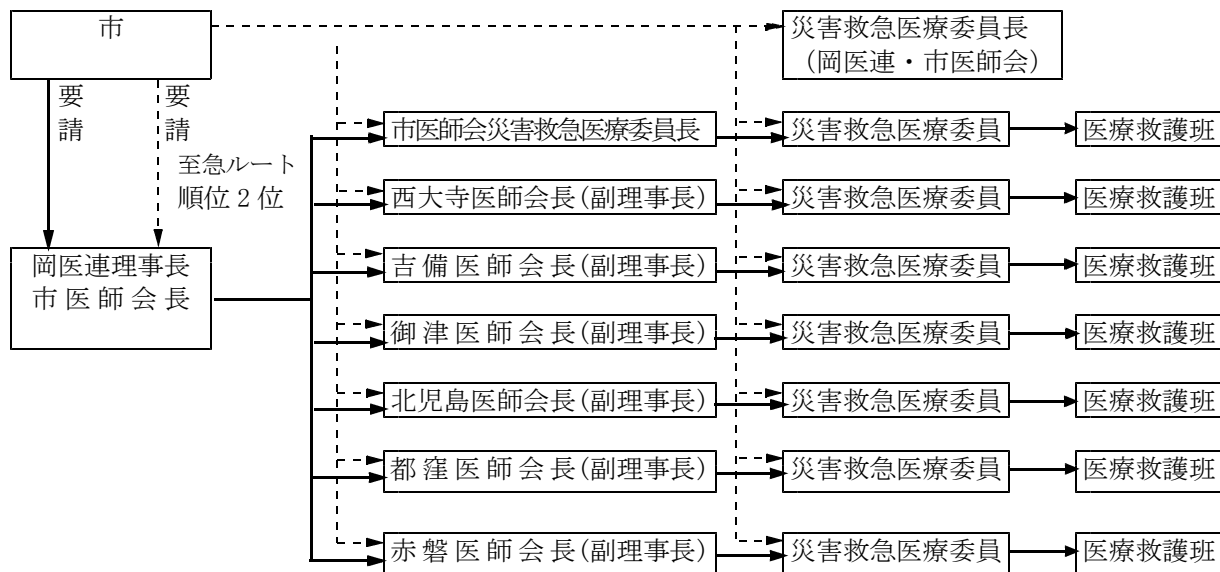


〈勤務時間外の場合〉



イ 岡医連・市医師会医療救護班要請系統図 (正規ルート————→ 緊急ルート-----▶)

要請(至急ルート順位1位:全員ではなく、いずれか1名)



(2) 医療救護班の輸送

- ① 市民病院の医療救護班は、市民病院の車両で、日赤救護班は日赤の救急車により、救護所に直行する。
- ② 岡医連・市医師会医療救護班は、タクシー等の交通機関又は医師会員の所有する車両により、救護所に直行する。ただし、災害の状況により必要ある場合は、あらかじめ指定した集結場所に集合し、市が調達した車両等で救護所に行くものとする。
- ③ 市は、緊急車両による先導及び救護所までの間のトラブルを回避するため、県警察等防災関係機関と緊密な連携をとる。

(3) 医療救護活動

- ① 医療救護班の業務は次のとおりとする。
 - ア 傷病者の選別(後方医療施設への転送順位の決定を含む)
 - イ 傷病者に対する応急処置
 - ウ 死亡の確認
 - エ その他状況に応じた処置
- ② 市と岡医連・市医師会は緊密な連携により、医療救護活動を実施するが、医療救護班に係る指揮命令は、保健所長が岡医連理事長及び市医師会会長が連携・協力して行う。また、他地域等からのDMATを受け入れた際にはDMATコーディネーターとも連携・協力して行う。
- ③ 医療救護班は、原則として救護所でその業務を実施する。ただし、傷病者の状況により医師・看護師が災害現場に向向く必要がある場合は、直接現場でその業務の一部を行う。
- ④ トリアージタグへの住所・氏名等の記入は市職員が行い、トリアージに関する項目及び裏面の負傷箇所等は、医療救護班が記入する。現場に市職員がいない場合は、医療救護班により住所・氏名等を記入する。

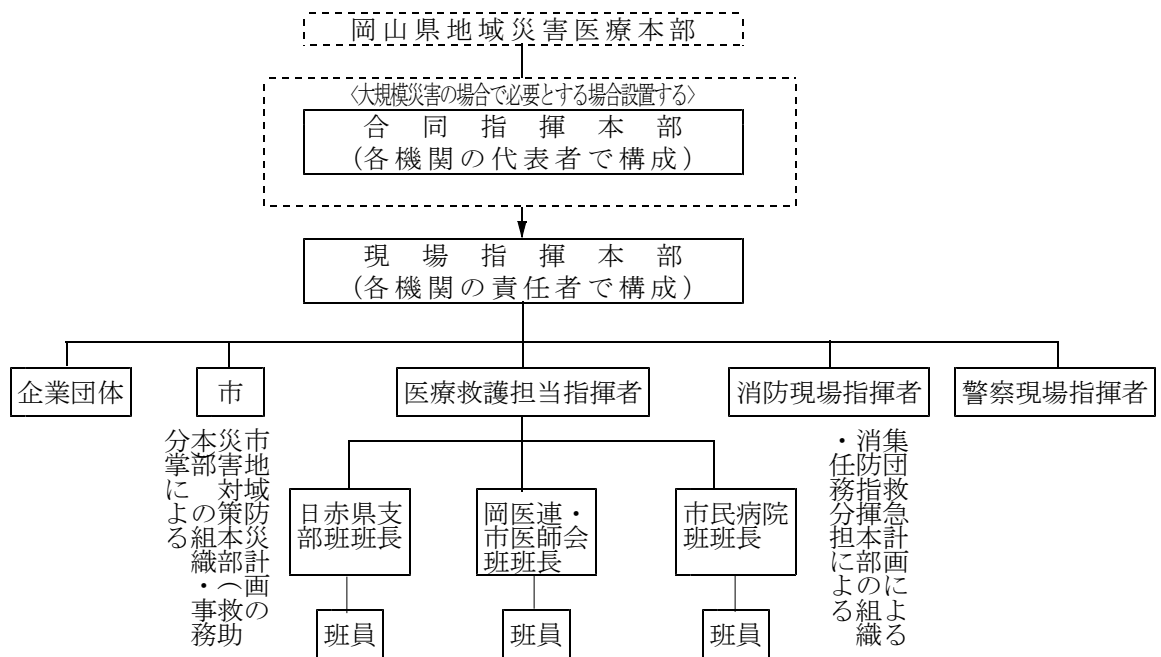
※1 トリアージ: 多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送・治療

を行うために傷病者を分類すること。

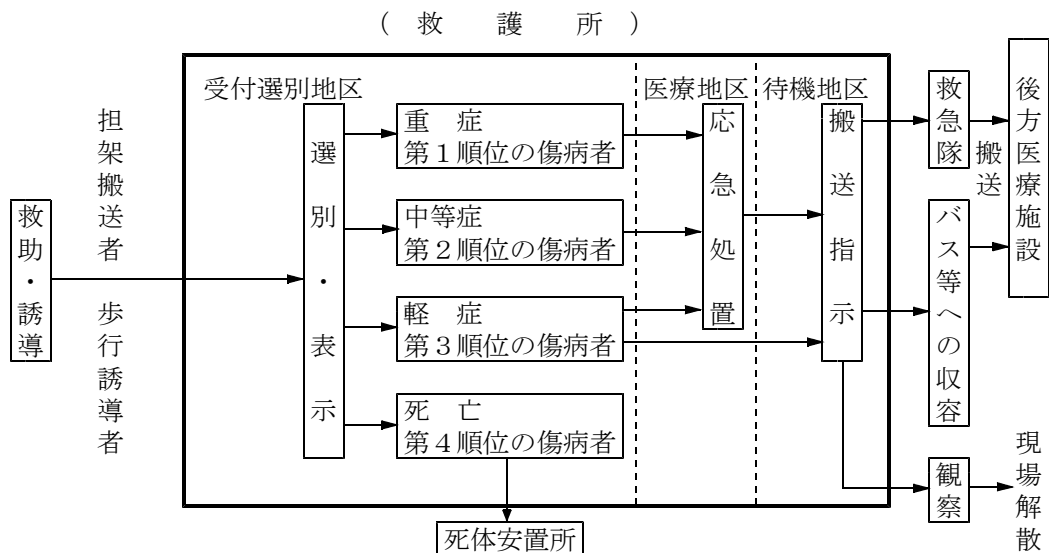
※2 トリアージタグ：トリアージを効果的に行うために、傷病者につける識別表。

- ⑤ 傷病者の救出及び誘導は、消防救助隊員等が防災関係機関と連携して行う。
医師の指示により、消防救急隊員・保健師・看護師等は、傷病者の選別及び応急処置を補助する。
- ⑥ 重症患者等で、医療救護班では必要な医療を実施できないと医師が判断した場合は、救急隊はその旨を消防現場指揮本部に報告し、消防現場指揮本部は消防情報指令課と交信し、後方医療施設に搬送する。
- ⑦ 救護所でのトリアージで死亡が判明した者及び救護所内で死亡した傷病者については、遺体収容所での収容安置のために、速やかに福祉事務所班に引き継ぐ。引き継ぐまでに時間を要する場合は、保健所班が救護所とは別に、死体安置場所を設け一時的に安置する。
- ⑧ 医療救護活動における指揮体制及び救護所における傷病者取り扱いの流れは、次のとおりである。

ア 医療救護活動における指揮体制組織図



イ 救護所における傷病者取扱いの流れ



6 後方医療施設

- (1) 市は、病院開設者の承諾を得て、後方医療施設を指定する。
- (2) 後方医療施設は、医療救護班から転送されてきた重症患者等を受け入れ、診察・治療する。
- (3) 後方医療施設及びその他の医療機関の診察状況の情報収集にあたっては、岡山県災害・救急医療情報システム等も活用する。

7 医薬品・医療機材等の調達

- (1) 医療救護班は、その保有する物の中から、必要とする医薬品・医療機材等を携行使用する。
- (2) 携行した医薬品・医療材料が不足した場合、現場指揮本部はあらかじめ指定した業者から、速やかに調達する。
- (3) 市は、救護所において必要な物資を備蓄する。
- (4) 輸血用血液が必要な場合は、岡山県赤十字血液センターにその供給を依頼するほか、市民に対して協力を要請する。

8 県の応援等

市の地域内の機関によっては、十分な医療救護ができないと認めたときは、県地域災害医療本部に医療救護の実施に必要な要員及び資機材について応援を要請する。

9 災害救助法が適用された場合の取扱い

災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関として医療救護を実施することになるので、その実施方法については、県地域災害医療本部に協議して行うとともに、実施結果について報告する。

10 医療救護に係る費用・期間等の措置方法

医療救護の対象者・範囲・期間及び費用の基準等については、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法が適用された場合は、岡山県災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）により実施する。
- (2) 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。
- (3) 集団的に概ね10人以上の傷病者が生じた災害等が発生した場合は、岡医連及び市医師会と締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動に係る実施細目」により実施する。

11 帳簿の整備

医療救護の実施に関しては、次の諸帳簿を作成し保管する。

- (1) 救護（市民病院）班出動編成表（様式第44号）
- (2) 救護（市民病院）班診療記録（様式第45号）
- (3) 救護（市民病院）班医薬品・衛生材料使用簿（様式第46号）
- (4) 救護（市民病院）班の編成・活動記録（様式第47号）
- (5) 病院・診療所医療実施状況記録（様式第48号）
- (6) 医薬品・衛生材料受払簿（様式第49号）
- (7) 助産台帳（様式第50号）

(8) 医療・助産関係支出証拠書類

12 応援協力関係

(1) 災害医療救護体制の整備

災害発生時における医療救護を、的確かつ円滑に実施するため、市の区域を管轄する、防災関係機関の実務の責任者同士が緊密な連携を維持し、災害医療救護体制の整備を図るものとする。

《参照》

- 災害時の医療救護活動についての協定書（岡医連）（資料編）
- 災害時の医療救護活動についての協定書（市医師会）（資料編）
- 災害時の医療救護活動に係る実施細目（岡医連）（資料編）
- 災害時の医療救護活動に係る実施細目（市医師会）（資料編）
- 災害時の医療救護活動についての協定書（日赤県支部）（資料編）
- 医療救護班・後方医療施設（資料編）
- 医薬品その他衛生機材（資料編）
- 救急自動車（資料編）

第8節 死体の捜索・収容・埋葬等

1 方針

災害により行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断して死亡していると推定される者について、人道上及び人心の安定を図るため、捜索・収容及び埋葬等を実施する必要があるため、その方法について定めるものとする。

2 実施機関等

- (1) 死体の捜索・収容及び埋葬等は、消防部・保健福祉部等、関係各部班が緊密な連携をとり実施する。
- (2) 死体の検視・処理
 - ① 県警察又は海上保安部は、県医師会・歯科医師会の協力を得て、収容した死体について検視（見分）を実施する。
 - ② 市は、警察協力医会・法歯会の協力を得て、身元確認に必要な所見の記録・試料の採取・災害の原因究明に結びつく所見の記録と証拠保全・死因の特定などを実施する。
- (3) 災害救助法が適用された場合における、死体の捜索・収容及び埋葬は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）第12条の規定により行い、知事の権限に属する事務の一部を市が行った場合、県備前地方本部に報告又は連絡する。
- (4) 市の機関のみでは、死体の捜索・収容及び埋葬の実施が困難な場合は、県備前地方本部・隣接市町村・日赤県支部・玉野海上保安部及び自衛隊へ、死体の捜索・収容及び埋葬の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

3 死体の捜索

- (1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者（以下「行方不明者」という。）
- (2) 捜索班の編成
 - ① 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、死体の捜索・収容が必要であると認められる場合、捜索班を編成し捜索活動を実施する。
 - ② 捜索班は、消防署班・消防団を主体に、福祉事務所班・地域住民の協力又は人夫の雇用等により編成する。
 - ③ 捜索班は、行方不明者を捜索し、死体を遺体収容所に搬送すること等を任務とする。
- (3) 実施方法
 - ① 捜索班は、必要な要員を動員し、車両・航空機・舟艇・機械器具等を最大限に活用して、行方不明者を捜索し、人道上又は人心の安定上から、短時間に実効があがるよう努める。
 - ② 捜索を行うための資材が不足する場合、財務班は速やかに確保することとし、市で調達できない場合は、県備前地方本部に要請する。
 - ③ 捜索班が死体を発見し、死体のある場所へ到着したときは、次のとおり措置する。
 - ア 死体の取扱いにあたっては、死者に対する礼を失することのないよう注意する。
 - イ 県警察に連絡して検視（見分）を受ける。

ウ 検視（見分）・検案は、原則として死体発見現場で実施される。ただし、死体発見現場での実施が困難な場合には、あらかじめ県警察の承諾を取って遺体収容所へ搬送して行う。

エ 死体発見現場において身元が判明した場合でも、検視（見分）・検案が終了しなければ、引き渡しは行われない。

オ 犯罪に起因する疑いのある変死体を発見した場合は、直ちに県警察に届け出る。

4 遺体収容所の開設

(1) 多数の死者が生じ、死体の収容及び安置の必要がある場合、福祉事務所班は災害現場付近の寺院・公共施設等に協力を要請し、当該寺院・公共施設等又は適当な場所に遺体収容所を開設し、関係職員を派遣し、遺族・親族への引き渡しが終了するまでの間又は埋葬が行われるまでの間一時収容し安置する。

(2) 収容の対象

災害により死亡した者のうち、次のいずれかに該当する死体

- ① 身元不明の死体
- ② 死体引受人（遺族等）のない死体
- ③ 遺族等が遠隔地に居住している等のため、一時的に収容する必要のある死体（外国人を含む。）。
- ④ 遺族等も同一災害で被災し又は高齢者・幼年者等であるため、当面自力で引き取ることでできない等の理由により、当該遺族等から死体収容の要請のあった死体
- ⑤ 検視（見分）・検案が終わっていない死体

(3) 実施方法

- ① 捜索班が搬入した死体及び所持品を引継ぎ、名札又は符合により明示する。
- ② 検視（見分）・検案が終わっていない死体は県警察に連絡し、速やかに検視（見分）・検案を受ける。
- ③ 契約管理班に連絡して、必要な葬祭用品を調達する。
- ④ 検視（見分）・検案の終了した死体は、次のとおり措置する。

ア 死体識別のための処分として、保健所班及び医療救護班は、洗浄・消毒等の処理を行う。ただし、埋葬実施の前段階となることを原則とする。

イ 遺族が死体の処理を行う場合は、死体の処理に必要な薬品・消毒材等の資材を現物給付する。

ウ 福祉事務所班は、納棺して安置する。

エ 身元の判明した死体は、遺族・親族に引き渡す。

オ 身元不明者については、戸籍簿・行旅病人及び行旅死亡人取扱法・災害救助法により措置するが、死体及び所持品を写真撮影し、死体の性別・身長・着衣・所持品・その他の特徴等を記録して、遺留品を保存する。

カ 身元不明者については、県警察に依頼して、指紋等による身元照会を行うとともに、地域の町内会・学校・事業所等に協力を要請して身元確認に努める。

5 埋 葬

(1) 埋葬の対象

- ① 死因及び場所のいかんを問わず、災害時の混乱に際し死亡した者
- ② 災害発生の日以前に死亡した者であって、災害時の混乱のため葬祭の終わっていない者

- ③ 災害のため、遺族が避難を要するため又は高齢者・幼年者等であるため若しくは、葬祭用品が入手できないため等の理由により、埋葬を行うことが困難な者

(2) 実施方法

- ① 埋葬は、災害による一時的混乱期に行う、応急的な仮葬であることに留意するとともに、その実施にあたっては、可能な限り遺族の意志を尊重して行う。
- ② 埋葬は、棺・骨つぼ等の必要な葬祭用品の支給及び火葬・輸送費等の役務の提供等の現物給付をもって行う。
- ③ 被災地域以外に漂着した死体等のうち、身元不明者の埋葬は行旅死亡人として取り扱う。
- ④ 遺族が、埋葬を行う場合は原則として対象としない。

6 死体の捜索・処理・埋葬等に係る費用・期間等の措置方法

- (1) 災害救助法が適用された場合は、岡山県災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）により実施する。
- (2) 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

7 帳簿の整備

関係各班は、次の書類・帳簿等を作成し保管する。

- (1) 死体捜索状況記録簿（様式第51号）
- (2) 死体捜索用機械器具燃料受払簿（様式第52号）
- (3) 死体捜索用機械器具修繕簿（様式第53号）
- (4) 死体処理台帳（様式第54号）
- (5) 埋葬台帳（様式第55号）

《参照》

○墓地等（資料編）

第9節 防疫・保健衛生

1 方針

被災地においては、健康被害による臨時的健康対策が必要となる。また、生活環境の悪化や避難所での集団生活により、感染症等が発生しやすくなるので、これを防止するための予防措置について定めるものとする。

2 実施機関等

- (1) 保健活動及び予防措置は、保健福祉部が実施する。
- (2) 保健活動及び予防措置の効果的な実施を図るため、保健福祉部は、県備前地方本部・岡医連・市医師会・日赤県支部等へ、その実施について協力を要請する。
- (3) 予防措置を実施するため、必要に応じて岡山県ペストコントロール協会に協力を要請する。

3 予防措置活動組織

- (1) 保健活動班の編成
必要と認めるときは、岡医連・市医師会又は日赤県支部に要請して、医療救護班又は救護班を保健活動班とする。（「第7節医療・助産」を参照。）
保健活動を実施するため、次により保健活動班を編成する。
保健技術者2～3名・連絡記録者1名
- (2) 予防措置班の編成
予防措置を実施するため、次により防疫班を編成する。
衛生技術者1名、作業員2～3名、連絡記録者1名

4 保健活動の実施

- (1) 保健指導等の実施
健康上での被災状況を踏まえて、被災地及び避難所に保健師・栄養士・歯科衛生士等を派遣し、保健指導及び衛生指導を実施する。合わせて必要な指導を行う。
- (2) 健康診断及び感染症予防指導の実施
保健所班・生活衛生班は、避難所・冠水地域・その他被災地域における感染症の発生状況を調査（疫学調査）し、必要により健康診断を実施する。
- (3) こころのケア
被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により、こころのケアを実施する。
- (4) 臨時予防接種の実施
保健所班は、感染症の発生を予防するため、予防接種が必要となった場合は、ワクチン等を確保し、対象地域及び期間を定めて臨時の予防接種を実施する。
- (5) 感染症患者発生時の措置
感染症が探知された場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、速やかに保健指導・消毒・収容など必要な措置を行う。

5 消毒活動の実施

- (1) 浸水家屋等の消毒
 - ① 被災地における感染症の発生を予防し、生活環境の悪化の防止を図るため、地区別実施計画により浸水家屋及び避難所等内外の消毒を実施する。
 - ② 炊事場・給食施設・便所等は、クレゾール石鹼液・逆性石鹼等を使用し、床下等は石灰を散布して消毒する。
- (2) 被災地が広い等、市民の協力を得る必要と認める場合は、被災世帯に対して、消毒薬剤を配布し消毒方法を指導して消毒方法を指導する。
- (3) ごみ・汚物集積所・溝渠の消毒
ごみ・汚物集積所・溝渠及びその周辺の外部環境は、クロール石灰水等の消毒薬を散布する。
なお、ごみ・汚物等については、「第10節清掃」により、早期収集・処理に努めるものとする。
- (4) そ族・昆虫等の駆除
そ族・昆虫等の発生状況又は発生するおそれのある場所を調査し、期間を定めて駆除する。
なお、災害の状況により必要と認める場合は、駆除専門業者へ委託して実施する。

6 食品衛生の監視

保健所班は、食料品に起因する、感染症等疾病の発生の予防を図るため、次の食品衛生監視活動を実施する。

- (1) 救護食品の監視及び試験検査
り災者に給与する米穀・副食品・給食弁当等について、鮮度等を監視するとともに、必要により試験検査を実施する。
- (2) 飲料水の衛生対策
飲料水の安全性を確認するため、適切に消毒されていることを確認し、給水を行う関係機関の協力を得て必要な措置を実施する。（「第5節飲料水の供給」を参照。）
- (3) 冠水した食品関係業者の監視指導
冠水した食品関係業者に対して、消毒・洗浄の実施・冠水食品の廃棄・営業の再開等について、必要により監視指導を実施する。

7 帳簿の整備

保健福祉部長は、防疫及び保健衛生の実施に関して、次の書類を作成し保管する。

- (1) 被害状況報告書（様式第38号）
- (2) 感染症予防活動状況報告書（様式第39号）
- (3) 災害防疫経費所要額調（様式第40号）

《参照》

○清掃防疫施設・設備等（資料編）

第10節 清掃

1 方針

災害により被災地から排出された、ごみ及びし尿等を、速やかに収集・処理して、環境衛生の保全を図るため、その方法について定めるものとする。

2 実施機関等

- (1) 被災地の清掃業務は、環境局が実施する。
- (2) 市の機関のみでは清掃の実施が困難な場合、県備前地方本部及び隣接市町村へ清掃の実施、又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

3 ごみ処理

(1) 収集順位

災害発生時のごみには、浸水等による流出流動ごみや建物の損壊・焼損等によって発生するごみと、日常生活を営むことによって発生するごみとがある。これらのごみの収集にあたっては、被災地の状況あるいは、被災世帯における屋内清掃状況等を勘案して実施するが、保健衛生上の点から次の順位により優先して実施するものとする。

- ① 感染症発生のおそれのある地域のごみ
- ② 腐敗性の高いごみ
- ③ 災害応急対策活動又は生活に重大な支障を及ぼすごみ
- ④ 浸水地域のごみや避難所等重要性の高い施設のごみ

(2) 収集方法

- ① 環境事業班及び清掃業者を動員して、被災地域の状況に応じた作業を実施し、早期収集に努める。
- ② 必要により、被害を受けなかった地域又は世帯の収集を中止し被災地に人員及び車両等を重点的に配備する。
- ③ 災害の状況により、大量にごみが排出された場合は、休日・早朝・深夜に臨時収集体制を設置し実施するとともに、焼却場・埋立地等への住民による自主搬入を促進する。

(3) 処理方法

収集したごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の基準により、焼却又は埋立てによって処理する。

- ① 燃焼物…焼却場又は埋立地において処理する。
- ② 不燃焼物…埋立地において処理する。

(4) 車両・資機材等の確保

災害の状況により大量にごみが排出され、車両・資機材が不足し又は収集車による収集・運搬が効果的でない場合は、民間車両及び資機材の借上げ又は委託によって処理するものとする。

4 し尿処理

(1) 収集順位

し尿の収集は、次の順位により優先して実施する。

- ① 感染症発生のおそれのある地域

- ② 浸水地域のし尿
- ③ 避難所等重要性の高い施設
- (2) 収集方法
環境事業班は、ごみ収集に準じて実施する。
- (3) 仮設便所の設置
し尿収集の遅延等により、被災地域の住民が便所を使用できない場合は、仮設便所等の設置について配慮するものとする。
- (4) 処理方法
収集したし尿は、し尿処理施設で処理する。
- (5) 車両・資機材等の確保
ごみ収集に準じて確保する。

5 死亡獣畜の処理方法

保健所班は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理するよう指導する。

なお、化製場又は死亡獣畜取扱場において処理することが困難な場合は、保健所班の指示を受けて処理する。

《参照》

○清掃防疫施設・設備等（資料編）

第 1 1 節 住宅の仮設・応急修理

1 方 針

災害により住家が滅失又は破損し、居住することができなくなった世帯に対し、住宅を貸与しあるいは応急修理等を実施して、り災者の居住の安定を図る必要があるため、その方法について定めるものとする。

2 実施機関等

- (1) 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理は、住宅班・営繕班が関係各部班と連携をとり、実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合に、応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理は、災害救助法施行細則（昭和 3 5 年岡山県規則第 2 3 号）第 1 2 条の規程により行い、知事の権限に属する事務の一部を市が行った場合、県備前地方本部に報告又は連絡するものとする。
また、住宅班・営繕班は、補助機関として県本部の実施する救助業務に協力する。
- (3) 市の機関のみでは、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理が困難な場合は、隣接市町村又は県本部へ、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

3 応急仮設住宅の設置

- (1) 応急仮設住宅の貸与対象者
住家が全焼・全壊又は流失し、居住する住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保することができない者。
 - ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - ② 特定の資産のない失業者・寡婦・母子家庭・老人・病弱者・身体障害者・勤労者・小企業者等
(住民登録の有無は問わない。)
- (2) 入居者の選考方法
入居者の選考に当たっては、り災者の資産・資力及び災害発生前の生活状況等を十分調査して決定する。
- (3) 設置戸数
被災の程度その他の要件から必要な戸数とし、県に調整を要請する。
- (4) 設置場所の選定
 - ① 原則として市有地とする。なお、これにより難いときは、国有地・県有地を借り受け又は私有地を買収若しくは借り受けるものとする。
 - ② り災者が、相当期間（最大 2 年）居住することを考慮して、飲料水・ライフライン・保健衛生・通学区等の住環境を考慮するとともに、後日、問題が起こらないよう付近住民と十分協議を行い選定する。
- (5) 施工方法
 - ① 速やかに建築基準法に基づいて設計図書を作成する。
 - ② 設計図書により、直ちに着工・早期完工の可能な指名業者に請け負わせて建築する。
- (6) 管理及び処分
 - ① 県に協力して、り災者に対して一時的に居住する場所を与えるものであるため、使用目的に反し

ないよう適切に管理する。

② 入居者に対しては、一般住宅・市営住宅等への転居及び社会福祉施設への収容を勧める。

③ 使用目的が達成されたときは、換価処分又は解体撤去する。

(2年以内に処分するときは、厚生労働大臣の承認が必要)

(7) 公営住宅等の斡旋

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

4 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

住家が半焼・半壊し・自らの資力で居室・炊事場・便所等、日常生活に欠くことのできない部分の応急修理ができない者。

① 生活保護法の被保護者並びに要保護者

② 特定の資産のない失業者・寡婦・母子家庭・老人・病弱者・身体障害者・勤労者・小企業者等
(住民登録の有無は問わない。)

(2) 応急修理を受ける者の選定方法

応急仮設住宅の設置の場合に準ずる

(3) 対象戸数

必要な戸数とする

(4) 修理方法

災害発生日から10日以内に着工、1ヶ月以内に完工、の可能な指名業者に修理箇所・修理概要を指示して施工する。

5 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に係る費用、期間等の措置方法

(1) 災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則(昭和35年岡山県規則第23号)により実施する。

(2) 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

6 帳簿の整備

住宅班・営繕班は、次の書類・帳簿等を作成し保管する。必要により、その原本又は写しを県本部又は福祉援護班に送付する。

(1) 応急仮設住宅設置に関する記録

① 応急仮設住宅入居該当世帯調(様式第32号)

② 応急仮設住宅入居者台帳(様式第33号)

③ 住宅設置に関する各契約書その他関係書類

(2) 住宅応急修理に関する記録

① 住宅応急修理該当世帯調(様式第34号)

② 住宅応急修理記録簿(様式第35号)

③ 住宅修理請負契約書その他関係書類

第12節 障害物の除去

1 方針

災害により各種の障害物が排出され、住民の生活に著しい支障及び危険を及ぼす場合に、障害物を除去し、住民の生活の安定と物資・要員等の輸送の確保を図る必要があるため、その方法について定めるものとする。

2 実施機関等

- (1) 障害物の除去は、消防署班・経済部各班・土木班・区本部各班等、関係各部班が緊密な連携をとり実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合、住居に係る障害物の除去は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）第12条の規定により行い、知事の権限に属する事務の一部を市が行った場合、県備前地方本部に報告又は連絡するものとする。
- (3) 国及び県が管理する道路又は河川に障害物がある場合は、岡山国道事務所・岡山河川事務所及び県備前地方本部に対して、その障害物の除去について要請する。
- (4) 電柱・架線・看板等が倒壊又は落下して障害物となった場合は、原則として、その施設の管理者等において除去するが、災害応急対策上必要と認めるときは、市又は国・県及び応援機関で実施する。
- (5) 市及び要請機関のみでは、障害物の除去の実施が困難な場合、県備前地方本部・隣接市町村及び自衛隊へ、障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

3 住宅関係障害物の除去

住家に運び込まれた岩石・土砂・竹木等の障害物の除去については、災害救助法又は岡山市災害救助条例に基づき実施する。

- (1) 障害物除去の対象
居室・炊事場・便所等、日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある住家であって、自らの資力で障害物が除去できないもの。
- (2) 対象住家の選定
被災住家の中から、上記（1）の条件を満たす住家を速やかに調査し、対象住家を選定する。
- (3) 実施
 - ① 市有の車両・機械器具を活用するが、特殊機械器具等を必要とする場合は、関係機関の応援を求めて実施する。
 - ② 必要と認めるときは、関係機関との協定等に基づき実施する。
 - ③ 実施に当たっては、急を要するものを優先し、必要最小限度の日常生活を営み得る状態とする。
- (4) 住宅関係障害物除去に係る費用・期間等の措置方法
 - ① 災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）により実施する。
 - ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

4 道路関係障害物の除去

道路上の障害物は、住民の避難行動や防災関係機関の輸送活動等をはじめ、災害応急対策活動全般に大きな影響を与えることになるので迅速に除去する。

(1) 調査

風水害等により大量の障害物の排出が予想される場合、関係各班は、市内を巡回調査し、道路上の障害物の発見に努める。

(2) 実施

① 市有の車両・機械器具を活用するが、特殊機械器具等を必要とする場合は、関係機関の応援を求めて実施する。

② 必要と認めるときは、関係機関との協定等に基づき、請負により実施する。

(3) 障害物除去の優先道路順位

災害の規模等によって、障害物を除去する能力が不足する場合は、次の順位を基準として実施する。

① 避難路

② 災害の拡大防止上の重要道路・防火遮断道路等

③ 緊急輸送を行う上での重要道路・一般国道・主要地方道等

④ その他応急対策活動を実施する上で重要な道路

5 河川関係障害物の除去

風水害により、排出した流木等の障害物が、流水に障害をもたらし、橋脚などの構築物を破壊することが予想されるので、区本部土木班及び各支所班は市管理河川について、速やかに障害物の除去を実施する。

なお、国・県管理に係る河川については、各河川管理者に障害物の除去を要請する。

6 障害物の集積場所

除去した障害物は、原則として公園・運動場等、市有地に一時的に集積し、災害応急対策終了後、埋立地等へ運び処理するものとする。

7 帳簿の整備

関係各班は、次の書類・帳簿等を作成し保管する。

(1) 救助日報（様式第35号）

(2) 障害物除去該当世帯調（様式第36号）

(3) 障害物除去の状況記録簿（様式第37号）

(4) 障害物除去に関するその他関係書類

第13節 文教災害対策

1 方針

教育施設の被災又は児童・生徒及び幼児（以下「児童生徒等」という。）の、り災により、通常の教育を行うことができない場合等、迅速かつ適切な措置をとるため、必要な計画を定めるものとする。

2 実施機関等

- (1) 小中学校・高等学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）の応急教育及び教育施設の応急復旧等は教育部が実施する。
- (2) 市の機関のみで、応急教育及び教育施設の応急復旧等の実施が困難な場合は、隣接市町村又は県本部へ応急教育及び教育施設の応急復旧等の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

3 学校等の管理・運営

- (1) 学校長及び幼稚園長（以下「校長等」という。）は、学校等の措置について、迅速かつ適切な対応を図るため、教職員等の任務分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。
- (2) 校長等は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、気象予報・警報等、災害情報に注意し、必要に応じ、応急教育態勢の措置をとるものとする。
- (3) 災害が発生した場合、校長等は災害の規模・児童生徒等、教職員及び施設設備の状況を速やかに調査把握し、遅滞なく教育部長に報告する。
- (4) 教育部長は、県本部等関係機関と連携をとり、応急教育の実施等について校長等を指導し、学校教育活動が中断されることのないよう努める。
- (5) 校長等は、学校等が避難所の開設等、災害応急対策施設として使用される場合は協力し、教職員の配置等必要な措置をとる。

4 児童・生徒の安全措置

- (1) 休校措置
 - ① 在校時の発災の場合
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは学校班と協議し、必要に応じ、休校措置をとる。
 - イ 児童生徒等を帰宅させる場合は、注意事項について周知徹底させるとともに、低学年児童に対しては、教職員が地区別に付き添うなどの安全措置をとる。
 - ウ 保護者に対して休校措置を連絡する。
 - ② 在校時外の発災の場合
在校時外に休校措置を決定した場合は、報道機関に要請し、テレビ・ラジオによる広報を行うとともに、電話等確実な方法で児童生徒等に連絡する。
- (2) 避難措置
校長等は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所及び避難路をあらかじめ選定し、児童生徒等に周知徹底しておく。

5 応急教育の実施

(1) 学校等施設の確保

① 学校等施設が使用可能な場合

ア 火災による被災建物は、施設班が構造上の安全を確認したものについては、所要の修理を行い、一時的に使用することとする。

イ 火災以外の被災建物で、大破以下の被災建物は、応急修理のうえ使用することとするが、この場合、施設班は被災建築物の応急危険度判定等により、構造上の安全を確認するものとする。

② 学校（園）施設が使用不可能な場合

ア 被災校（園）舎が応急修理のため、一時的に使用不能の場合又は一週間以上にわたり授業ができない見込みの場合は、無災害又は被災僅少の地域の学校（園）施設・公民館等の公共施設・その他民有施設を借り上げて、臨時校（園）舎を開設する。

イ この場合、校長等は児童生徒等の安全と教育的配慮を行ったうえで、臨時校（園）舎の予定場所を事前に調査し、応急使用・応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育部長に報告する。

ウ 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学可能地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、県本部に対して、通学区域外に臨時校（園）舎及び教員・児童生徒の寄宿舎等を確保するよう要請する。

エ 教育設備の破損・滅失については、早急に修理・補充する必要があるが、修理・補充の不可能な場合には無災害又は被害僅少の学校設備を一時的に借用し使用することとする。

(2) 教職員の確保

学校班は、教職員の多数が被災し、応急教育の実施に支障がある場合には、県本部に教員の配置について要請するものとする。

(3) 応急教育の実施

校長等は、施設等の確保状況に応じ、次の方法等を考慮して応急教育を実施する。

① 自宅学習

学校等施設の被災直後の混乱期で、必要と認める場合は、期間を限って自宅学習とする。

② 学級合併授業又は二部授業

校舎の一部が使用不能な場合は、使用可能な教室・屋内体操場等を利用して、学級合併授業又は二部授業等の方法により実施する。

③ 疎開

通学可能な地域内に臨時校舎を借用できない場合は、通学区域外に臨時校舎及び教員・児童生徒の寄宿舎等を確保する。

6 奨学に関する措置

(1) 学用品の給与

① 給与品目

教科書及び教材・文房具・通学用品

② 給与対象者

住家の全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童又は生徒で、教科書・学用品を滅失又はき損した者

③ 学用品の給与に係る費用、期間等の措置方法

ア 災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）により実施する。

イ 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

④ 帳簿の整備及び報告

教育部長は、次の書類・帳簿等を作成し、保管するとともに必要により、その写しを福祉援護班に送付する。

ア 被災児童・生徒名簿（様式第56号）

イ 被災教科書報告書（様式第57号）

ウ 学用品引継書（様式第58号）

エ 学用品割当台帳（様式第59号）

オ 学用品給与券（様式第60号）

カ 学用品受払簿（様式第61号）

(2) 授業料の減免等

① 災害のため幼稚園授業料及び高等学校授業料の納付が困難となった者に対しては、岡山市立幼稚園授業料条例（昭和35年市条例第14号）及び岡山市立高等学校授業料及び入学考査料徴収条例（昭和32年市条例第11号）により減免措置をとる。

② 校長等は、高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となり、育英資金の貸与を希望する生徒に対して所要の措置をとる。

7 学校給食に関する措置

学校給食は、可能な限り継続実施する。ただし、次の事情が発生した場合は一時中止するが、この場合、再開にあたっては衛生管理に十分注意するものとする。

(1) 学校給食施設が災害救助のため使用された場合

(2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

(3) 感染症が発生し又は発生の危険がある場合

(4) 給食物資の調達が困難となった場合

(5) その他給食の実施が外的事情により不可能な場合又は給食の実施が適当でないと認められる場合

8 学校等の衛生管理

(1) 校舎内外の清掃等

災害の状況によって必要と認める場合は、教職員を動員し又は保健福祉部に要請して校舎内外の清掃及び消毒を実施する。

(2) 被災教職員及び児童生徒等の健康管理

被災学校等の教職員・児童生徒等に対し、学校医の意見を聞いて健康診断を実施し、必要と認める場合は、感染症予防接種を実施する。（「第9節防疫・保健衛生」を参照。）

9 社会教育施設の保護

滅失の場合を除き、補強修理を行い被災を最小限度に止めるものとする。また、被災社会教育施設を緊急避難所として一時的に使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校等施設の応急修理に準じて修

理を行い、施設班による構造上の安全確認の上、使用するものとする。

10 文化財

(1) 発災予測

風水害等、事前に発災予測が可能な場合については、応急措置の実施・文化財等の所有者又は管理団体等に対し、必要な指導・助言するものとする。

- ① 防災気象情報及び災害情報の収集に努める。
- ② 災害が発生するおそれがある場合、文化財等の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、被災防止措置を講じるよう助言・指導する。
- ③ 災害が発生するおそれがある場合、必要に応じ、文化財等の損失・損傷を防護し、安全な箇所への移動等、適切な管理を行うよう助言・指導する。

(2) 被害状況の把握

- ① 文化財等の所有者又は管理団体等に対し、被害の状況等必要な事項の報告を求める。
- ② 必要に応じて、職員を現地に派遣して、状況の迅速かつ的確な把握に努める。
- ③ 市内の文化財等の被災状況を取りまとめ、県教育委員会に報告する

(3) 避難

文化財建造物・記念物等で強い地震等にあった場合、余震などによる文化財建造物の倒壊・記念物斜面地の崩落等が発生する可能性があるため、速やかにその外に避難する。

(4) 応急措置

- ① 文化財等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合には、その救助を優先して行うこと。
- ② 文化財等の所有者又は管理団体等は、文化財等とその部材の保護に努める。
- ③ 被災した文化財等については、必要な応急措置を迅速に講ずるとともに、その所有者又は管理団体等に対し指導及び助言する。
- ④ 文化財を収蔵又は展示している社寺、その他の施設及び個人が所蔵する文化財等の廃棄・散逸等を防止するため、所有者等の要請に応じた応急措置又は一時保管。
- ⑤ 文化財等に延焼、二次災害の発生等のおそれがある場合は、消火活動・危険部分の撤去・立ち入り制限等の危険防止措置に努め、延焼により焼失が確実と思われる場合、二次災害等により周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

第6章 社会秩序の維持

1 方針

災害発生時には、陸上又は海上の災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持が重要である。

市は、県警察及び海上保安部の実施する防犯活動及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

2 実施責任者

(1) 陸上における防犯

県警察

(2) 海上における防犯

玉野海上保安部

(3) 物価の安定

県（県民生活部）

3 実施内容

(1) 陸上における防犯

県警察は、市をはじめ関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

ア 避難地・警戒区域及び重要施設等の警戒

イ 民間防犯活動に対する指導

ウ 不法事犯等の予防及び取締り

エ その他治安維持に必要な措置

(2) 海上における防犯

玉野海上保安部は、災害海域を巡視警戒し、各種事犯の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを実施する。

(3) 物価の安定

県は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

第7章 道路交通規制

1 方針

災害時において、災害応急対策要員・救助物資及び防災資機材等の輸送を迅速に行うことが必要であり、道路交通の円滑を期するための応急措置及び交通規制について定めるものとする。

2 道路被害情報の収集伝達

- (1) 区本部土木班は、道路被害発生のおそれのある場合、道路パトロールを実施し、道路被害の発見に努める。
- (2) 災害応急対策に従事する職員及び住民は、道路被害を発見した場合、直ちに当該道路管理者に通報するものとする。
- (3) 電気・ガス・上下水道・電話等の道路占用者は、自己所管の施設の被害を発見した場合、直ちに当該道路管理者に通報するとともに、相互に連絡する。
- (4) 道路管理者及び所轄警察署は、収集した情報を相互に通報するものとする。

3 応急復旧工事

- (1) 応急復旧工事の施行に当たっては、避難路・防災上重要な道路・防火遮断道路を優先し、対面通行の確保を図るものとする。
- (2) がけ崩れ・路面沈下・亀裂・地割れは、それぞれ崩土処理・盛土・土砂碎石の充填・仮舗装等により応急復旧を行う。
- (3) 法面の崩壊は、土のう羽口工・杭打積土のう工等の水防工法により応急復旧を行う。
- (4) 倒壊した電柱・街路樹等は、速やかに除去し、公園・運動場等、市有地に一時集積する。
- (5) 落橋した場合で、他に迂回道路のない主要道路の場合は、自衛隊に対し、代替橋（ベリー橋）の設置を要請する。

4 交通規制

- (1) 県公安委員会、県警察による交通規制

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の、道路における通行を禁止し又は制限する。

- (2) 道路管理者による交通規制

災害時において、道路施設の破損等により、被災道路の補修及び応急復旧等の措置を行う場合、県警察と協議して、区間を定めて、道路の通行を禁止し又は制限する。

- (3) 交通規制の標示

道路の通行を禁止又は制限するときは、法の定めに基づき、禁止又は制限の対象・区域等及び期間を記載した標示を設置する。

- (4) 自衛官・消防吏員による、通行に支障のある物件等の排除・命令等

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において警察官がその場にいらない場合で、自衛隊・消防機関の緊急車両の通行を確保する場合に限り、緊急車両の通行の妨害となる車両等の移動を命じ又は円滑な通行を確保するため必要な措置をとることができる。

前述の命令等を行った場合は、事後、同所を管轄する警察署長に通知するものとする。

第8章 輸送

1 方針

災害時における被災者の輸送及び災害応急対策要員・救助物資・応急対策用資機材を被災地域に投入することは、災害応急対策の基幹であるので、その輸送の方法について定めるものとする。

2 実施機関等

- (1) 輸送活動は、各部班が所管する業務の遂行に際して、その部班が保有し又は直ちに調達できる車両・船艇等により実施する。
- (2) 重症患者等の後方医療施設への輸送は、消防部の救急車により実施する。
- (3) 市の機関のみでは、輸送活動の円滑な実施が困難な場合又は輸送対策上、出発地で車両等を確保することが効率的な場合は、岡山県トラック協会岡山支部・岡山県バス協会・他市町村及び県本部へ輸送活動の実施又はこれに要する要員及び車両等につき応援を要請する。

3 輸送順位

輸送を行うにあたり、順位を設けて実施する必要がある場合は、地域住民の生命の安全を確保するための輸送及び災害の拡大防止のために必要な輸送を優先して行い、概ね次の順位によるものとする。

- (1) 人員
 - ①被災者 ②避難者 ③災害応急対策要員（職員・消防団員）
- (2) 物資
 - ①医薬品・医療器材等 ②食料及び飲料水 ③衣料品等生活必需物資
 - ④災害応急復旧用資機材 ⑤車両用燃料

4 輸送方法

災害の程度・輸送物資等の種類・数量及び緊急度並びに地域の交通施設の状況等を勘案し、次の方法により、柔軟かつ適切に輸送を実施する。

- (1) 自動車輸送
 - ① 輸送路の選定
道路の被害状況・復旧見込み状況を調査し、道路交通が確保されている場合は、効率的な輸送ルートを選定する。
 - ② 車両の確保
 - ア 災害対策本部が設置されたときは、各部班長は保有する車両を防災業務に優先使用するものとし、車両数・車種等が不足する場合は、相互に融通して運用する。
 - イ 緊急かつ多数の住民避難及び災害時要援護者等の避難を実施する場合は、岡山県バス協会に要請して車両の確保を図る。
 - ウ 市有車両によって、救助物資・資機材の輸送力が不足する場合は、岡山県トラック協会岡山支部に要請して車両の確保を図る。
- (2) 鉄道輸送
自動車輸送が不可能な場合又は遠隔地において救助物資・資機材を確保した場合は、日本貨物鉄道

株式会社に要請して輸送を行う。

(3) 船艇輸送

陸上輸送が不可能な場合又は船艇による輸送の方が効率的な場合は、岡山県漁業協同組合連合会岡山市児島湾漁業組合連合会等へ要請して輸送を行う。

(4) 航空機輸送

地上輸送がすべて不可能となり、山間集落等が孤立した場合又は重症患者等を緊急に航空機によって輸送する必要が生じた場合、岡山市消防ヘリコプターでの対応ができない状況においては、県本部に、ヘリコプター等の災害派遣を要請して輸送を行う。

(5) 人力輸送

上記のいずれの方法によっても輸送が不可能な場合、緊急を要する場合は職員を動員し又は地区住民の協力を得て若しくは、人夫を雇用して人力による輸送を行う。

(6) 集積場所及び要員の確保

- ① 物資の集積配分業務を円滑にするため、小中学校・公民館・支所等、公共施設を物資集積配分場所として、災害の状況を勘案しその都度選定する。
- ② 物資集積配分場所には職員を派遣し又は地区住民の協力を得て配分要員を確保する。

5 緊急通行車両の確認手続

災害応急対策を実施するため、市等の防災関係機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課・備前県民局）又は県公安委員会（警察署・交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）・交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。））に申請し、緊急通行車両確認証明書（様式第1）及び同標章（様式第2）の交付を受けるものとする。

(1) 緊急通行車両の確認手続

① 緊急通行車両確認手続の対象

災害対策基本法施行令第33条第1項の規定により、確認が行われる緊急通行車両は、次のいずれの要件にも該当する車両とされている。

ア 地域防災計画等に基づき、災害応急対策に使用される計画がある車両

災害時において、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定されている次の事項について、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、または応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するために行う災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに、避難勧告又は避難指示に関する事項
- (イ) 消防・水防・その他の応急措置に関する事項
- (ロ) 被災者の救難・救助・その他保護に関する事項
- (ハ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (ニ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (ホ) 清掃・防疫・その他の保健衛生に関する事項
- (ヘ) 犯罪の予防・交通の規制・その他災害地における、社会秩序の維持に関する事項
- (ヘ) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防ぎよし又は拡大のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し又は調達する車両

指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・地方公共団体の長・指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し若しくは、指定行政機関等との契約等により常時、指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

② 緊急通行車両の確認に関する手続

ア 確認申請の手続き

確認の申請は、(7)の申請書に(イ)に掲げる添付書類各1通を添えて行う。

(7) 緊急通行車両確認申請書（様式第3）

(イ) 添付書類

a 自動車検査証（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の写し

b 輸送協定書又は指定行政機関等の上申書等当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類の写し（指定行政機関等が保有する車両で災害応急対策に使用する場合を除く。）

イ 確認申請場所

県（危機管理課・県民局）・警察署・高速隊・交通規制課・交通検問所（臨時設置のものを含む。）

(2) 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の需要数を把握し、確認手続の省力化・効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両に該当するかどうかを届け出て、審査を受ける手続きがある。

① 事前届出の対象車両

「緊急通行車両確認手続の対象」と同一。

② 事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請手続

事前届出の申請は、(7)の届出書に(イ)に掲げる添付書類各1通を添えて行う。

(7) 緊急通行車両等事前届出書（様式第4）

(イ) 添付書類

a 自動車検査証の写し

b 輸送協定書又は指定行政機関等の上申書等当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類の写し（指定行政機関等が保有する車両で災害応急対策に使用する場合を除く。）

(ウ) 一括して2台以上の車両について、事前届出を行う場合は、緊急通行車両等、事前届出受理簿（届出済証交付簿）（様式第5）に自動車検査証の登録番号又は車両番号及び使用者氏名を記入し提出するものとする。

イ 事前届出場所

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する、警察署又は交通規制課

③ 事前届出車両に係る確認手続

確認申請は、「(1) 緊急通行車両の確認手続」と同様に、緊急通行車両確認申請書に所定の事項を記入して行うが、添付書類に代えて届出済証を提出する。

(3) 通行の禁止又は制限の対象から除外する車両の取扱い

災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、通行の禁止又は制限が行われている場合、業務の性質上、国民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上、通行することがやむ

を得ないと認められる車両については、規制対象除外車両（以下「除外車両」という。）として、規制対象除外車両通行証明書（様式第6）及び規制対象除外車両標章（様式第7）が交付され、緊急通行車両の通行に、支障を及ぼさない限り通行が認められる。

① 除外車両の対象車両

- ア 傷病者の救護又は医師の救急患者の診断若しくは、治療のため現に使用中の車両
- イ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- ウ その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

② 除外車両の申請に関する手続

ア 申請の手続き

除外車両の申請は、(ア)の申請書に(イ)に掲げる、添付書類各1通を添えて行う。

(ア) 規制対象除外車両通行申請書（様式第8）

(イ) 添付書類

- a 自動車検査証の写し
- b 除外車両に該当することを疎明する書類の写し

イ 申請先

緊急通行車両以外の車両の道路における通行が禁止され又は制限されている場所を管轄する警察署又は高速隊。

《参照》

- 様式第1 緊急通行車両確認証明書（資料編）
- 様式第2 同上標章（資料編）
- 様式第3 緊急通行車両確認申請書（資料編）
- 様式第4 緊急通行車両等事前届出書（資料編）
- 様式第5 緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）（資料編）
- 様式第6 規制対象除外車両通行証明書（資料編）
- 様式第7 規制対象除外車両標章（資料編）
- 様式第8 規制対象除外車両通行申請書（資料編）

6 災害救助法及び岡山市災害救助条例による輸送

(1) 輸送の種別

- ① り災者の避難のための輸送
- ② 医療及び助産のための輸送
- ③ り災者の救助のための輸送
- ④ 飲料水の供給のための輸送
- ⑤ 救助用物資の供給のための輸送
- ⑥ 死体捜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間とする。

(3) 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

7 報告及び帳簿の整備

(1) 報告

災害救助法及び岡山市災害救助条例に基づく輸送を実施したときは、各部班長は、日時・輸送内容等を福祉援護班長に報告する。

(2) 整備すべき帳簿

- ① 車両等使用書（様式第62号）
- ② 輸送記録簿（様式第63号）
- ③ 燃料等受払簿（様式第64号）
- ④ 修繕費支払簿（様式第65号）

第9章 電気・ガス・電信・電話・水道の供給

1 方針

電力・ガス・電信・電話及び水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被災した場合において、その供給を円滑に実施するための応急復旧工事をはじめ、緊急措置等について定めるものとする。

2 電気

(1) 実施機関

中国電力株式会社（岡山営業所・岡山東営業所・倉敷営業所・岡山電力所・倉敷電力所・津山電力所）

(2) 実施内容

① 施設の応急復旧

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

② 電気の保安

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

③ 災害広報

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

(3) 応援及び協力

① 災害の規模等により、応急復旧工事の実施が困難な場合は、本社へ応援を要請する。

② 必要があると認めるときは、他の電気事業者等に復旧要員の応援を要請するほか、復旧用資材の融通を要請する。

③ 電力需要に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、他の電気事業者等に電力の融通を要請する。

3 ガス

(1) 実施機関

岡山ガス株式会社

株式会社クラレ岡山工場

(2) 実施内容

① 施設の応急復旧

災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線・橋梁架管・整圧器及び製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急復旧工事を実施し、供給不良ないしは不能となった地域への供給再開を行う。

② ガスの保安

ガス施設等が、火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏洩の

危険がある場合若しくは、爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講ずる。

ア ガス製造施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し安全措置を講ずる。

イ ガス導管の折損等によって、ガス漏洩の危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ 中国経済産業局・県警察本部及び市へ災害発生について、直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

③ 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講ずる。

(3) 応援及び協力

① ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合又は原料・資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「地震・洪水等、非常事態における救援措置要領」（（社）日本ガス協会）及び「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」（同協会中国部会）に基づき、（社）日本ガス協会に対し応援を要請する。

② 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 電信・電話

(1) 実施機関

NTT西日本

NTTドコモ

KDDI株式会社岡山支店

ソフトバンクテレコム株式会社中四国支社

(2) 実施内容

① 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により臨機応変の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 臨時回線の作成・中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、臨時公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置を実施する。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

② 設備の応急復旧

ア 電気通信設備等の復旧は、原則として、次に定める標準的復旧方法に従って実施する。

第1順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察・防衛機関輸送の確保に直接関係のある機関・通信の確保に直接関係のある機関電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関・選挙管理機関・預貯金業務を行う金融機関・新聞社・通信社・放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位・第2順位に該当しないもの

イ 応急復旧工事に要する要員・資材及び輸送は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して応援し、使用し、及び実施するものとする。

③ 災害広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況・通信疎通及び利用制限の措置状況等、利用者の利便に関する事項について、ラジオ・テレビ放送・新聞掲載等、を通じて広報を実施する。

5 水 道

(1) 実施機関

水道部

(2) 実施内容

① 施設の応急復旧

ア 災害の発生に際しては、水道事業管理者は事故等対策本部を設置し、取水・導水・浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

イ 取水・導水・浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった地域に対しては、飲料水の供給を行い又は他の系統から全力をあげて給水するとともに、要員及び資機材の確保及び適切な配置により施設の速やかな復旧を図る。

② 水道水汚染の回避措置

災害時における水道水の衛生保持施設が破壊したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止する措置をとる。

③ 災害広報

給水不能又は給水を中止した場合は、被害状況・飲料水の供給又は復旧見込み等について、ラジオ・テレビ放送・新聞掲載・広報車及びホームページ等を通じて住民等に周知する。

(3) 応援要請

水道部は、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断された場合、県及び日本水道協会岡山県支部に属する各水道事業者に対して応援を要請する。県内の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じて他府県へ、また、大都市水道局災害相互応援に関する覚書を締結している都市に応援幹事都市を通じて応援要請する。

第10章 防災営農

1 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地・農業用施設・農作物・家畜・林産物に対して、なすべき措置を中心に定める。

2 実施責任者

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

市（経済局・区役所・支所）

県（農林水産部）

土地改良区

(2) 農作物に対する応急措置

市（経済局）

県（農林水産部）

農業協同組合等農業団体

(3) 家畜に対する応急措置

市（経済局）

県（農林水産部）

農業協同組合、畜産関係団体

(4) 林産物に対する技術指導

市（経済局）

県（農林水産部）

森林組合

3 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

① 農地

市は、河川等の氾濫により農地が湛水した場合は、ポンプ排水等により、湛水排除を図る。

なお、実施する湛水排除作業が他方に影響を及ぼす場合には、県に調整を依頼する。

② 排水機

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

③ ダム・ため池

市・県及び土地改良区は、ダム・ため池が増水し、漏水・溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のため下流への影響を考慮しつつ取水・放流管を開放して水位の低下に努める。取水・放流管の開放では水位の低下が間に合わないなどの状況においては堤防決壊防止のための応急工事を行う。

④ 用排水路

市及び土地改良区は、取水樋門等を閉鎖して河川等からの取水量が過剰にならないよう制限し下

流においては水位調整樋門等の操作及び排水ポンプ運転等により水位調整に努める。また、水路開削・補強等の応急工事が必要となる場合にはそれを実施し、水路の決壊防止に努める。

⑤ 頭首工

市及び土地改良区は、頭首工の保全のため、必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は外水による浸水が発生しないよう応急工事を行う。

(2) 農作物に対する応急措置

① 災害対策技術の指導

市は、農業協同組合、農業団体等と一体となって技術指導を行う。

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立する。

② 種子（稲）の確保

県は、岡山県穀物改良協会等において、種子粕の供給が困難な場合は、中国四国農政局等に対し、岡山県穀物改良協会等へ、種子粕を斡旋するよう依頼しその確保に努める。

市は、その業務に協力する。

③ 病害虫の防除

ア 防除指導等

市は農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

県は、病害虫の異常発生及びその蔓延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、市等へ指導する。

イ 農業の確保

県は、農業協同組合等農業団体において、農家への農薬の供給が困難な場合は、県経済農業協同組合連合会又は他の農業協同組合等、農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

市は、その業務に協力する。

④ 凍霜害防除

市及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

(3) 家畜に対する応急措置

① 県は、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行い、市は、その業務に協力する。

② 家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、家畜等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

市は、その業務に協力する。

(4) 林産物に対する技術指導

① 災害対策技術指導

県は、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被害苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

市は、その業務に協力する。

② 風倒木の処理指導

県は、風倒木の円滑な搬出等について、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術

指導を行う。

市は、その業務に協力する。

③ 森林病虫害等の防除

県は、森林病虫害等を防除するため、森林組合の協力を得て、森林所有者に対しその防除活動について技術指導を行う。

市は、その業務に協力する。

④ 凍霜害防除

(2) ー④に準ずる。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

① 市及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

② 市及び土地改良区は、ダム・ため池・用排水路等について、応急工事の実施に必要な人員・資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

第 1 1 章 水防及び消防

第 1 水 防

1 方 針

水防法に基づき、洪水又は高潮等による水害を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するため水防活動を中心に定める。

2 実施内容

(1) 水防活動

① 県知事から指定された指定水防管理団体たる水防管理者市長は、気象警報及び水防警報等が発表され水防上危険が予想される場合は、県及び市が定めた水防計画の基準により防災担当職員、防災関係機関等の出動準備又は出動指示を行い水防体制の万全を図る。

② 監視及び警戒

水防管理者は、気象警報等が発表された段階から水防区域の監視及びパトロールを行い異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者並びに県へ通報する。

また、ため池管理者等も同様とする。

③ ダム、ため池、水門、樋門、こう門等の操作

ダム、ため池、水門、樋門、こう門等の管理者及び操作担当者は、気象情報等に関する通知を受けたときは水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施するなどその操作の万全を期する。

④ 水防工法の実施

河川、海岸堤防、ため池等の漏水、がけ崩れ、越水等の状態にある場合、水防管理者はその応急措置として各種水防工法を実施する。

(2) 湛水排除

市及び土地改良区等は、河川、海岸堤防の決壊等により湛水した場合は、直ちに排水ポンプ等による湛水排除を実施するほか都市下水道施設が損壊した場合は、迅速な応急措置を施す。

3 応援協力関係

市は県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。また、県は市からの派遣要請等に基づき、災害による被害が激甚な場合、自衛隊の派遣を要請する。

※ 地域防災計画は災害対策基本法で定め、一方、岡山市水防計画は水防法で定めているが、本市における防災組織等は一元化した対応を実施することから、地域防災計画の部門計画として水防計画を位置づけている。

《参照》

○岡山市水防計画（別冊）

第2 消防

1 方針

市民の生命、身体及び財産を火災等から保護するとともに、被害を軽減するため、消防組織及び施設の整備充実と、消防活動の効果的实施を図る。

2 組織計画

本市の消防は、消防局がその任にあたるものとし、その組織は、岡山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和39年市条例第23号）及び岡山市消防団の設置等に関する条例（昭和39年市条例第24号）に定めるところによる。

(1) 事務機構

- ① 平常時の消防本部・署・団及び訓練機関の事務機構

(2) 災害時の消防隊の編成

- ① 消防局・署・消防団の部隊編成計画岡山市警防規程（平成14年市消防訓令甲第4号）による。
- ② 消防団方面隊組織の編成

岡山市消防団方面隊の編成については、岡山市消防団方面隊の組織及び運営に関する規程による。

3 消防力等の整備計画

消防事象等の変化に対処できる、総合的な消防防災体制の確立を図るため、消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、計画的に消防施設等の整備充実に努め、災害に強い安全な町づくりを推進する。

(1) 署所の整備

地域の防災拠点である署所は、消防需要や地域の実情・特性に即応した施設・機能の強化を図るため、老朽化し、手狭になった署所の移転改築整備と合わせて、大型出張所・分署の昇格・出張所の新設等、適正かつ効果的配置を図る。

(2) 車両装備の整備

複雑多様化・大規模化する火災等の災害や職員の高齢化に対応するため、消防車両等資器材の高度化・近代化と、個人装備の軽量化に努めながら、計画的な整備を図る。

(3) 消防水利の整備

火災の初期消火体制を確立するとともに、水利の多元化を図るため、計画的に防火水槽を増設し、出火時の消防水利を確保して火災損害の減少に努める。

(4) 消防力等の状況

- ① 人員及び装備（車両）
- ② 消防団ポンプ自動車及び消防ポンプ現勢一覧表
- ③ 方面隊編成表
- ④ 特殊装備資機材現況表
- ⑤ B C対応特殊装備資機材現況表（国貸与品）
- ⑥ 消防水利現況
- ⑦ 消防庁が示す消防力の指針と岡山市の現況

4 調査計画

火災が発生した場合において、適切な防ぎよ活動ができるよう、担当調査・警防調査等を実施し、地利水利及び対象物等の状況を十分把握しておくものとする。

(1) 消防地利水利調査

地利水利調査については、地利水利調査規定（昭和30年市消防訓令甲第11号）に定めるところによる。

5 教育訓練計画

消防職団員の資質の向上を図るとともに、消防活動において、消防力を高度に発揮するため教養訓練に努める。

(1) 教育

岡山市警防規程及び教養基本計画並びに岡山市消防団年間教養訓練行事計画に定めるところによる。

(2) 訓練

岡山市警防規程第5章に定めるところによる。

6 災害予防計画

(1) 火災予防指導

(2) 火災予防査察

(3) 広報活動

7 警報、注意報発令伝達計画

(1) 火災警報

① 火災警報の発令及び解除に当たり、一般へ周知させるために用いる信号等について

ア 発令及び解除

消防法第22条第3項に規定する、火災に関する警報は、岡山地方気象台からの火災気象通報をもとに、岡山市火災予防規則（昭和59年市規則第69号）第15条の規定に基づき、市長が発令又は解除する。

イ 発令基準

ウ 伝達方法

エ 発令中の火の使用制限

オ 発令中の実施事項

(2) 火災注意報

① 発令及び解除

「火災注意報の発令及び解除について」（昭和56年市消防告示第1号）に基づき、消防局長が発令又は解除する。

② 発令基準

③ 伝達方法

④ 発令中の火気使用の制限

⑤ 発令中の実施事項

8 災害防ぎょ計画

(1) 消防職員及び消防団員の招集

岡山市警防規程第2章による

- ① 招集
- ② 非常招集の種別

(2) 出動

岡山市警防規程第2章による。

- ① 出動の原則
- ② 出動計画及び部隊編成
- ③ 出動回数

(3) 通信

火災専用電話（119）等による、火災等災害の急報受信・指令管制・関係機関等への通報連絡など消防通信の迅速・的確な運用を図る。

- ① 体制
- ② 通信統制
- ③ 通信施設

(4) 警防計画

管轄区域内において、消防活動の困難な地区及び人命危険の高い防火対象物等での災害の発生に備えるため、事前に危険区域警防計画・特殊建物警防計画及び特殊災害警防計画に区分し、次の各号に掲げる事項を重点に策定する。

- ① 調査実施事項
- ② 計画重点事項

9 救助・救急計画

(1) 救急

通常の救急業務は、岡山市救急業務規程（平成17年市消防訓令甲第11号）に定めるところによるほか、傷病者が集団的に発生した場合は、岡山市消防集団救急業務計画（昭和63年市訓令乙第1号）に定めるところにより、救急隊の迅速的確な出動と、救命効果の向上を図る。

(2) 救助

救助隊の設置及び編成については、岡山市消防特別救助隊規程（昭和52年市消防訓令甲第1号）に定めるところによる。

10 協力計画

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防の相互応援協定等。

- (1) 消防相互応援協定締結状況
- (2) 救急業務に関する協定
- (3) 船舶消防業務協定
- (4) 岡南飛行場及びその周辺における消火救難活動に関する協定
- (5) 岡山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定
- (6) ガス爆発事故等防止対策に関する申し合わせ書

- (7) 高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定
- (8) 高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間における消防相互応援協定
- (9) 神戸市岡山市航空機消防相互応援協定
- (10) 岡山県・岡山市航空消防相互応援協定

《参照》

- 条例・協定書（資料編）
- 計画等（資料編）

第12章 流木の防止

1 方針

貯木場に所在する木材等は、洪水・高潮等により、いったん流出するとその危害は極めて大きくなることが予想されるので、その安全を講ずるため貯木場及び流木に対する措置について定めるものとする。

2 貯木場における措置

- (1) 民間貯木場の管理者は、当該木材の所有者及び占有者に対し、木材・筏を整理・緊縛させ、混乱・流出の防止を図るほか、貯木場によっては入口にアバを張りめぐらせ又は水門を閉鎖させ、木材・筏の場外への流出を防止する措置を講じさせる。
- (2) 高潮により、流出するおそれのある陸上の民間貯木場、河川の増水・溢水により流出するおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有者・占有者が木材を安全な位置に移動し又は周囲に流出防止柵を設置する等、流出防止に努める。
- (3) 土木班は、必要があると認めるときは、所有者・占有者等に対し、木材の流出防止につき必要な措置をとることを警告・指導する。

3 流木に対する措置

- (1) 木材の所有者・占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等の措置を講じ、被害の軽減を図る。
- (2) 港湾区域内に漂流する流木等に対し、玉野海上保安部及び県備前地方本部は、相互に連絡を密にして、その所有者が判明している場合には、当該所有者に直ちに除去させ、また所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は標識を設置して、船舶運行の安全を図る。
- (3) 河川流域内に漂流する流木等に対し、河川管理者及び区本部土木班は、その所有者が判明している場合は、当該所有者等に直ちに安全な場所に除去させ、また所有者等が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して被害の発生を防止し、若しくはその軽減を図る。

《参照》

○貯木場（資料編）

第13章 事故災害応急対策

第1節 道路災害対策

1 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の、応急措置について定める。

2 実施責任者

市（都市整備局・区役所）

中国地方整備局（岡山国道事務所）

西日本高速道路株式会社（中国支社）

本州四国連絡高速道路株式会社

県（土木部・農林水産部）

県公安委員会・県警察

3 実施内容

（1） 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- ① 道路構造物の被災等により、大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省及び関係機関に、事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況・対策本部設置状況等を連絡する。
- ② 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況対策本部設置状況・応援の必要性等を連絡する。
- ③ 県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。
- ④ 県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局に速やかに、報告するものとする。

（2） 応急活動及び活動体制の確立

- ① 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため、必要な措置を講じるものとする。
- ② 関係機関は、「第1章防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制を取る。

（3） 救助・救急・医療及び消火活動

- ① 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。
- ② 市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- ③ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市及び県は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資機材を確保して効率的な活動を行う。
- ④ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか「第3編第14章集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 道路・橋梁等の応急措置

- ① 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から、優先的にその被害の状況に応じて、排土作業・盛土作業・仮舗装作業・障害物の除去・仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
- ② 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに、応急措置を講じるよう通報する。
- ③ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- ④ 県警察は、被災現場及び周辺地域その他の地域において、交通安全施設の点検を行う等、必要な措置を講じる。

(5) その他

① 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

② 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

4 応援協力関係

- (1) 市は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。
- (2) 県は、応急工事に実施が困難な場合は、自衛隊に応急工事の実施について応援を要請する。
- (3) 県警察は、交通及び地域安全の確保等で、十分な応急措置を講じることができない場合は、岡山県警備業協会に協力を要請する。
- (4) 市・県及び県警察は、被災車両の撤去について、十分な応急措置を講じることができない場合は、(社)日本自動車連盟に協力を要請する。
- (5) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第2節 鉄道災害対策

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等、多数の死傷者の発生する事故災害に対する、応急措置及び交通の確保等について定める。

2 実施責任者

市（都市整備局・保健福祉局・消防局）

JR西日本

鉄軌道事業者（水島臨海鉄道㈱、岡山電気軌道㈱）

本州四国連絡高速道路株式会社

県（県民生活部、土木部）

県警察

3 実施内容

（1） 災害直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- ① 大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は「第2章、第3情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況・対策本部設置状況等を連絡する。
- ② 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況・対策本部設置状況・応援の必要性等を連絡する。
- ③ 県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。また、国土交通省からの情報、及び自ら実施する応急対策の活動状況等を、市及び関係機関に連絡する。
- ④ 県及び公共機関は、関係省庁に応急対策の活動状況・対策本部設置状況等を連絡する。
- ⑤ 県警察は、被害情報を収集し、警察庁に報告する。

（2） 応急活動及び活動体制の確立

- ① 鉄軌道事業者は、被害の防止及び拡大防止のため、速やかに次の措置を講じる。
 - ア 水害等により、列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の、列車の避難及び停止の措置を講じる。
 - イ 工事現場における使用資機材の倒壊・盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。
 - ウ 事故発生後における、災害の拡大防止のための、関係列車の非常停止の手配・乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- ② 関係機関は、「第1章防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

（3） 救助・救急・医療及び消火活動

- ① 鉄軌道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関をはじめ各機関に、可能な限り積極的に協力する。
- ② 地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

- ③ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市及び県は、必要に応じ、市民からの協力により必要な資材を確保して効率的な活動を行う。
- ④ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか「第3編第14章集団事故災害対策」により活動を実施する。
- (4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて仮線路の設置・仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し又は他の路線への振り替え輸送・バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。
- (5) 災害復旧活動
鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被害施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。この場合、可能な限り復旧予定時刻を明確化するよう努める。

4 応援協力関係

- (1) 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員・資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員確保について応援を要請し又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。
- (2) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- (3) 関係機関は、相互に密接な連携をとる。

第3節 海上災害対策

1 方針

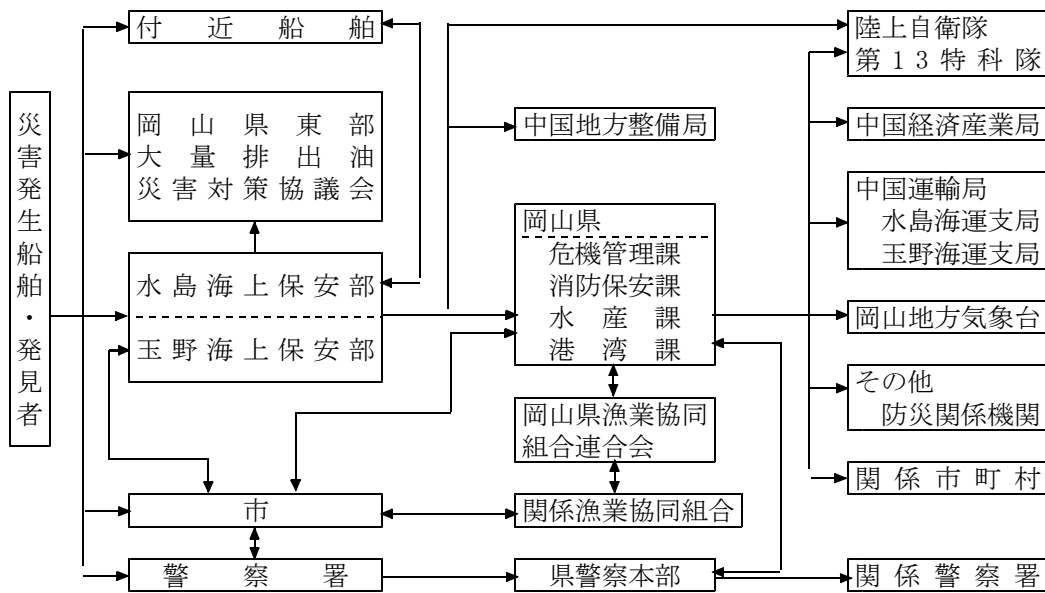
陸上施設及びタンカー等船舶の座礁・衝突等により、大量の石油類等危険物が海上に流出し又は船舶の事故等が発生し、沿岸住民等の生命、身体及び財産並びに、船舶・水産資源等に多大な被害を及ぼすおそれのある災害が発生した場合、流出油防除活動及び災害拡大防止等の災害応急対策を実施し、被害の軽減を図る必要があるので、関係機関のとるべき措置について定めるものとする。

2 実施機関等

- (1) 海上流出油及び海上災害が発生した場合、関係各部は玉野海上保安部と緊密な連携をとり、災害応急対策を実施する。
- (2) 玉野海上保安部又は県は、沿岸市町及び県警察と連携協力して、災害応急対策を実施するとともに、必要に応じ、自衛隊の派遣及び関係機関の協力について要請する。

3 通信連絡

大量流出事故及び船舶事故が発生した場合における、情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



4 発災原因者（企業体・船舶等）の措置

- (1) 石油類等危険物資の海上への流出を覚知したとき又は船舶事故等が発生したときは、速やかに玉野海上保安部に通報するとともに、流出量を最小限に止める措置及び引火防止の措置をとる。
- (2) 流出油拡散防止と回収除去作業を実施する。
- (3) 火災が発生した場合は、消防機関が到着するまでの間、自力による消火活動を実施し、延焼の拡大防止を図る。
- (4) 近隣事業所又は付近船舶に対して、災害応急対策の実施について応援を要請する。
- (5) その他災害の拡大防止を図るため、必要な措置を実施する。

5 市の措置

- (1) 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害発生の状況等について周知するとともに、必要と認めるときは、避難準備情報・避難の勧告又は避難指示の発令を行う。
- (2) 警戒区域を設定し、一般住民に対し、火気使用禁止の措置等を講じ又は立入制限・退去等を命令する。
- (3) 情報の収集・伝達及び広報活動を行う。
- (4) 沿岸漂着油の防除措置・処理を講ずるとともに、地元海面の浮流油を巡視・警戒する。
- (5) 事故貯油施設の所有者等に対し、海上の石油等危険物質の流出防止措置について指導する。
- (6) 消防隊を出動させ、玉野海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出危険物質の拡散防止活動を実施する。
なお、消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。
- (7) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県・その他防災関係機関に対して応援を要請する。
- (8) 負傷者を救出し、医療救護を実施する。

6 玉野海上保安部の措置

- (1) 流出油応急対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。
- (2) 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。
- (3) 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等、必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講ずる。
- (4) 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
- (5) 船舶並びに流出油の非常処分を行う。
- (6) 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て消火及び流出危険物の防除活動を行う。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止について、十分留意して行うものとする。
- (7) 多数の者の遭難を伴う船舶の爆発・火災・沈没又は大量の危険物質の流出等港の機能を停止させるような大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できない場合又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関等に対して応援を要請する。
また、化学消火薬剤等、必要資機材の確保が困難である場合、県へその確保につき応援を要請する。

7 中国地方整備局の措置

- (1) 油回収船を出動させ、流出油の防除活動を実施する。

8 県の措置

- (1) 必要に応じ、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。
- (2) 消防防災ヘリコプターにより空からの情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- (3) 玉野海上保安部又は市から、化学消火剤等必要資機材の確保等について、応援の要請等を受けた

ときは、積極的に応援するとともに、その他陸上における火災の場合に準じて必要な措置を講じる。

9 県警察の措置

- (1) 情報の収集・広報活動及び被害実態の把握を行う。
- (2) 被災地・避難場所・危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに、被災者等の救出救助を行う。
- (3) 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
- (4) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

10 港湾、漁港管理者の措置

港湾・漁港管理者は、港湾及び漁港施設の被害の防止措置を講ずる。

第4節 航空機事故災害対策

1 方針

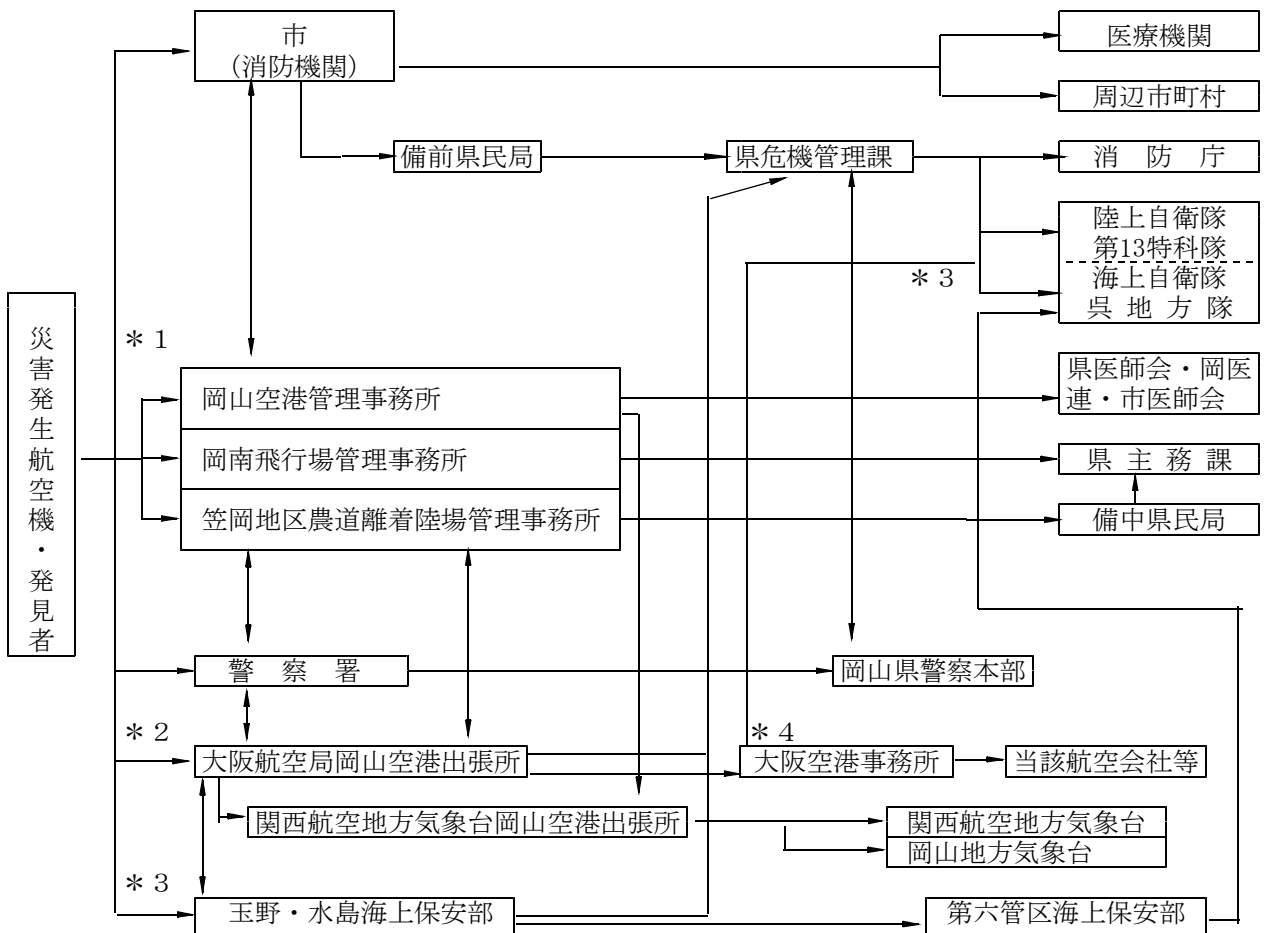
航空機の墜落炎上等による災害から乗客・地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防ぎよし被害の軽減を図る。

2 実施責任者

- 市（消防局・保健福祉局）
- 大阪航空局（大阪空港事務所・岡山空港出張所）
- 空港管理者
- 県（危機管理課・県民生活部）
- 県警察
- 玉野海上保安部
- 航空運送事業者
- 県医師会・岡医連・市医師会

3 通報連絡

空港・空港外周辺地域・その他の地域において、万一災害が発生した場合の通報連絡は、次のとおりとする。



* 1 各空港又はその周辺で発生した場合

* 2 岡山空港又はその周辺（半径 9 km以内）で発生した場合

* 3 海上で発生した場合

* 4 岡山空港以外で発生した場合

4 実施内容

(1) 市の措置

- ① 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況・被害の規模等を収集し、把握したものから直ちに県及び関係機関へ通報する。
- ② 必要に応じ、防災関係機関・関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- ③ 死傷者が発生した場合は、地元医療機関・保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。
- ④ 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

- ⑤ さらに、消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請、及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 大阪航空局の措置

- ① 岡山空港出張所は、岡山空港又はその周辺で航空機事故が発生したことを知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、直ちに岡山県空港管理事務所に通報し、所要の措置を講じることを求める。ただし、緊急を要する場合は、直接関係機関に通報する。
- ② 岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、情報の収集を行い、大阪航空局へ伝達することとする。

なお、岡山空港及びその周辺以外の地域において、航空機事故が発生したことを知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、前記①の措置を講じるほか、大阪空港事務所へ通報する。

- ③ 大阪空港事務所は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、陸上自衛隊に災害派遣を要請する。
- ④ 岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、必要な情報を関係機関へ提供するものとする。

(3) 空港管理者の措置

- ① 事故発生時には関係機関と連携し、消火・救助・救急活動を実施する。
- ② 災害の状況に応じて必要と認めるときは、陸上自衛隊に災害派遣を要請する。

(4) 県の措置

- ① 航空機事故が発生したときは、関係防災機関に通報するとともに、市と協力して災害を最小限に止めるよう努める。
- ② 市の実施する消防・救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により、消防防災ヘリコプターを出動させてその活動を支援するほか、必要があれば他の市町村に応援を指示する。
- ③ 岡山空港及びその周辺において、航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、医療救護活動を実施する必要があるときは、医療救護要員の派遣又は待機の要請を行う。

④ 市から化学消火薬剤等、必要資機材の確保について、応援の要請を受けたときは積極的に応援する。

⑤ 市から、指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対してその斡旋を行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請又は内閣総理大臣に対して、その斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

(5) 県警察の措置

① 墜落現場が不明の場合、又は航空機の行方が不明になるなど、航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、警察ヘリコプター・警察用船舶等を活用して、捜索活動を実施する。

② 航空災害が発生した場合は、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。

また、墜落現場が山間へき地等の場合は、現場の地形・周辺の道路状況・現場に至る行程・気象状況等の情報を迅速に収集する。

③ 航空災害が発生した場合は、事故発生地を管轄する警察署員・広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客・乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。

また、航空機の墜落現場の検索に当たっては、広範囲に実施し生存者等の迅速な発見に努める。

④ 航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速的確に実施する。

(6) 航空運送事業者の措置

① 航空交通の安全に関する各種情報を態様・要因毎等に分類・整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じる。

② 分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

③ 自己の運行する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合は、直ちにその情報を国土交通省へ連絡する。

④ 自己の運航する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合は、それによる被害状況を把握できたものから、直ちに国土交通省へ連絡する。

⑤ 発災後速やかに社員の非常招集・情報収集連絡体制の確立等、必要な体制をとる。

(7) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか「第3編第14章集団事故災害対策」により活動を実施する。

5 応援協力関係

その他防災関係機関は、市・県及び空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第5節 大規模な火災対策

1 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物・地下街・特殊建築物・住宅密集地等）から、大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災の発生した場合」という。）、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」は、主に情報の収集・連絡・消火及び救助・救急・緊急輸送活動をいう。

2 実施責任者

市（消防局）

県（消防保安課）

県警察

3 実施内容

（1） 情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合、市は火災の状況・被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する火災の場合、市は直接消防庁へも連絡する。また、合わせて中国消防長会（広島市消防局）にも連絡する。

県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

（2） 消火・避難活動

- ① 火災が発生した場合、市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。
- ② 大規模な火災が発生した場合、県警察は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。
- ③ 大規模な火災が発生した場合、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

（3） 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合、被害の状況・緊急度・重要度を考慮して、交通規制・応急復旧・緊急輸送の手段を講じる。

（4） 救助・救急活動

- ① 火災による人的被害が発生した場合、市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。
- ② 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか「第3編第14章集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

- （1） 市は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、化学消火薬剤等を発災市で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保

を要請する。

- (2) 県は、大規模な火災の発生した場合は、市の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防・救助・救急活動を支援するとともに、国・都道府県・その他関係機関等との法令・協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市に対する必要な措置を指示する。

- ① 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合、必要に応じて玉野海上保安部へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。
 - ② 市の消防ヘリコプターが、点検整備等で運航不可能な時期は、県消防防災ヘリコプターや他の都道府県・政令市・自衛隊にヘリコプター等、航空機の応援を要請する。
 - ③ 火災の規模又は被害の状況等から、県内の消防力では対応が困難な場合は、「緊急消防援助隊」の派遣「大規模特殊災害時における、広域航空消防応援」等を要請する。
 - ④ 化学消火薬剤等の輸送については、必要に応じて、海上の場合は玉野海上保安部又は中国運輸局岡山運輸支局へ・輸送のための船舶の確保と陸上の場合は県トラック協会へ、輸送のための車両の確保・県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。
 - ⑤ 火災の規模・被害の状況から、県警察の協力・自衛隊の派遣を必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第6節 林野火災対策

1 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防ぎよし被害の軽減を図る。

2 実施責任者

市（消防局）

県（消防保安課、農林水産部）

県警察

3 実施内容

（1）情報の収集・連絡

- ① 大規模な林野火災が発生した場合、市は、火災の状況・被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。
- ② 情報連絡に当っては、関係機関が統一のとれた判断の下に、各種応急対策を実施するため、市が作成した林野火災防ぎよ図を共通のメッシュ地図として使用する。

（2）応急活動及び活動体制の確立

- ① 市は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。
- ② 市災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は市災害対策本部が行う。

（3）消火・避難活動

- ① 林野火災が発生した場合、市は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。
- ② 市は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。
- ③ 県警察は、必要に応じて迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。
- ④ 林野火災が発生した場合には、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

（4）交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合、被害の状況・緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制・応急復旧・緊急輸送の手段を講じる。

（5）救助・救急活動

- ① 林野火災による人的被害が発生した場合、市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。
- ② 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第3編第14章集団事故災害対策により活動を実施する。

（6）消防ヘリの運用

- ① 市は、林野火災の拡大が予想されるとき又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防ヘリを出動させる。

- ② 消防ヘリによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく、早期に実施できるよう努める。
- ③ 消防ヘリの主要業務は、上空偵察・空中消火・搬送業務及び救助活動とする。

4 応援協力関係

- (1) 市は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、市で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。
- (2) 市の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を越えた、消防力の広域的な運用により対応することとし、その手段は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。
- (3) 県は、大規模な林野火災が発生した場合、市の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防・救助・救急活動を支援するとともに、国・都道府県・その他関係機関等との法令・協定等に基づく、応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市に対する必要な措置を指示する。

 - ① 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合、必要に応じて玉野海上保安部へ消防及び・救急救助活動等へ応援を要請する。
 - ② 岡山市の消防ヘリコプターが点検整備等で、運航不可能な時期は、県消防防災ヘリコプターや他の都道府県・政令市・自衛隊にヘリコプター等、航空機の応援を要請する。
 - ③ 火災の規模又は被害の状況等から、県内の消防力では対応が困難な場合は「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における、広域航空消防応援」等を要請する。
 - ④ 林野火災用資機材の輸送については、必要に応じて、海上の場合は玉野海上保安部又は中国運輸局岡山運輸支局へ輸送のための船舶の確保、陸上の場合は県トラック協会へ輸送のための車両の確保、県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。
 - ⑤ 火災の規模・被害の状況等から、県警察の協力・自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。
- (4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第7節 危険物等災害対策

1 方針

危険物等施設が、火災等により危険な状態になり又は爆発する等の災害が発生した場合、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるため、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

市（消防局）

危険物等施設の所有者・管理者・占有者

危険物等輸送事業者

県（消防保安課・保健福祉部）

県警察

3 実施内容

(1) 危険物等施設

① 市の措置

ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

また、合わせて消防長会中国支部（広島市消防局）にも連絡する。

イ 危険物等施設の所有者・管理者・占有者に対し、危害防止のため措置を講じるよう指示し又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し一般市民の立入制限・退去等を命令する。

ウ 市は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

エ 消防計画により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告・助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行う。

オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

カ さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等、必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

キ 市は、危険物等災害時に、危険物等の流出・拡散の防止・流出した危険物等の除去・環境モニタリングをはじめ、住民等の避難・事業者に対する応急措置命令・危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、適切な応急対応を講ずる。

② 危険物等施設の所有者・管理者・占有者の措置

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど、必要な応急措置を講じる。

イ 県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。

ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して、消防機関を誘導するとともに、爆発性・引火性・有毒性物品の所在及び品名・数量・施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い、積極的に消火活動を実施する。

オ 事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常招集・情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

カ 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を講じる。

キ 事業者は、消防機関・県警察等と緊密な連携確保に努める。

ク 事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

ケ 危険物等の大量流出に対する応急対策

大量の危険物等が、事業所外に漏洩した場合は、現場の事業者等は、防除措置を講じる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

③ 県警察の措置

ア 情報の収集・広報活動・被害実態の把握を行う。

イ 被災地・避難場所・危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

ウ 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。

エ 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

④ 県の措置

ア 国が定める即報基準等に基づき、国（消防庁・厚生労働省）へ災害発生について、速やかに通報する。

イ 市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市からの要請により、他の市町村に応援するよう指示する。

ウ 県は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常招集・情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

エ 市から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して、災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等、必要資機材の確保等について、応援の要請を受けたときは積極的に協力する。

オ 市から指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求められたときは、関係指定行政機関に対してその斡旋を行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対し、その斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

(2) 危険物等積載車両

危険物等輸送事業者・県警察・市及び県は、それぞれに準じた適切な措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか「第3編第14章集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

- (1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市・県又は災害発生企業から、応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。
- (2) 広域的な応援体制
地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者はあらかじめ関係地方公共団体並びに、事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (3) 緊密な情報交換
関係機関は応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第8節 高圧ガス災害対策

1 方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が、火災等により危険な状態になった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるため、これらの危害を防除するための、応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

市（消防局）

高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者

高圧ガス輸送業者

県（消防保安課）

県警察

玉野海上保安部

中国四国産業保安監督部

3 実施内容

（1） 高圧ガス施設

① 市の措置

ア 県に災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。

また、合わせて消防長会中国支部（広島市消防局）にも連絡する。

イ 製造業者（コンビナート製造業者を除く。）貯蔵所の所有者・占有者・販売業者（液化石油ガス販売事業者を除く）・消費者等に対し、高圧ガス製造施設・貯蔵所・販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ又は製造・引渡し・貯蔵・移動・消費・廃棄等の一部禁止又は制限をする。

ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。

エ 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し一般住民の立入制限・退去等を命令する。

オ 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常招集・情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

カ 消防計画により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告・助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

キ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、他の市町村に対して応援を要請する。

ク さらに消防力等を必要とする場合、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について、応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

② 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者の措置

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し又

は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し又は水(地)中に埋める等の応急措置を講じる。

イ 市・県及び県警察の指示する場所へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して、消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施する。

エ 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常招集・情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

オ 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための、必要な措置を講じる。

カ 事業者は、消防機関・県警察等との間において、緊密な連携の確保に努める。

③ 県警察の措置

ア 情報の収集・広報活動・被害実態の把握を行う。

イ 被災地・避難場所・危険箇所等の警戒及び避難通路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

ウ 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

④ 県の措置

ア 国が定める即報基準に基づき、国(中国四国産業保安監督部・消防庁)へ災害発生について速やかに通報する。

イ コンビナート製造業者・液化石油ガス販売業者等に対し、高圧ガス製造施設・販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造・引渡し等の一時禁止又は制限をする。

ウ 県は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

エ 市から、自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市からの必要資機材の確保等について、応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

オ 市から指定地方行政機関の職員派遣について、斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対してその斡旋を行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対して、その斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

⑤ 中国四国産業保安監督部の措置

経済産業大臣が必要と認める場合は、所要の命令等を発するよう措置を講じる。

(2) 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送事業者・県警察・市・県・中国四国産業保安監督部は、それぞれ危険物等施設の場合に準じた措置を講じる。

(3) 高圧ガス積載船

① 高圧ガス輸送事業者の措置

「第3節海上災害対策」の場合に準じた措置を講じるとともに、玉野海上保安部へ災害発生について直ちに通報する。

② 玉野海上保安部の措置

「第3節海上災害対策」の場合に準じた措置を講じる。

(4) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか「第3節第14章集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市・県又は災害発生企業から、応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。

(2) 広域的な応援体制

市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第9節 火薬類災害対策

1 方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が、火災等により危険な状態になり又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるため、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

市（消防局）

火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者

火薬類輸送業者

県（消防保安課）

県警察

玉野海上保安部

中国四国産業保安監督部

中国運輸局（岡山運輸支局）

3 実施内容

（1）火薬類関係施設

① 市の措置

ア 県へ災害発生について、直ちに通報する、ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも通報する。

また、消防長会中国支部（広島市消防局）へも連絡する。

イ 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限・退去等を命令する。

ウ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

エ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援要請する。

オ さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

② 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者の措置

ア 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

イ 火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これを移し、かつ、見張人をつけ、移す余裕の無い場合は水中に沈め又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置を講じる等安全な措置を講じる。

ウ 市・県及び県警察へ、災害について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して、消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施する。

オ 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常招集・情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

カ 事業者は、消防機関・県警察等との間において、緊密な連携の確保に努める。

③ 県警察の措置

- ア 情報の収集・広報活動・被害実態の把握を行う。
- イ 被災地・避難場所・危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- ウ 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

④ 県の措置

- ア 国が定める即報基準等に基づき、国（中国四国産業保安監督部・消防庁）へ災害発生について速やかに通知する。
- イ 製造業者（知事権限に係るもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造・販売・貯蔵・運搬・消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ウ 火薬類の所有者・占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。
- エ 上記イ・ウの措置を講じたときは、直ちにその旨を県警察（県公安委員会）へ通報する。

⑤ 中国四国産業保安監督部の措置

県の措置に準じた措置を講じる。

(2) 火薬類積載車両

① 市の措置

(1) -① に準じた措置を講じる

② 火薬類輸送事業者の措置

(1) -② に準じた措置を講じるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中国運輸局岡山運輸支局へも通報する。

③ 県警察の措置

(1) -③ に準じた措置を講じる。

④ 中国運輸局岡山運輸支局の措置

鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が(1) -④に準じた措置を講じる。

(3) 火薬類積載船

① 火薬類輸送事業者の措置

(1) -①- ア及びイに準じた措置を講じるとともに、玉野海上保安部及び中国運輸局岡山運輸支局、へ災害発生について直ちに通報する。

② 玉野海上保安部の措置

- ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。
- イ 輸送機関に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

③ 中国運輸局岡山運輸支局の措置

国土交通大臣が(1) -④に準じた措置を講じる。

④ 県警察・市・県・中国四国産業保安監督部の措置

必要に応じ(1) -②、③、④、⑤に準じた措置を講じる。

(4) その他

一時に多数の死傷者が生じ総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第3編第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力体制

- (1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から、応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

(2) 広域的な応援体制

市は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第10節 有害ガス等災害対策

1 方針

特定施設等について故障・破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質・ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という）が、大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかに復旧措置を講じる。

2 実施責任者

市（保健福祉局・消防局）

特定施設等の設置者

県（保健福祉部）

3 実施内容

（1） 特定施設等の設置者の措置

- ① 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。
- ② 市長に事故状況を通報するとともに、必要に応じ、付近住民等が避難するため必要な措置を講じる。
- ③ 市長の措置があった場合、これに従う。

（2） 市の措置

- ① 市は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止・適当な場所への退避の勧告等を行う。
- ② 市長は、有害ガス等に係る事故が発生した場合は、法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、当該特定施設等設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため、必要な措置を講じるよう勧告又は命令する。

（3） その他

一時に多数の死傷者が生じ総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか「第3編第14章集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力

その他の防災機関及び特定事業所等は、市・県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

第 1 1 節 地下街等におけるガス災害対策

1 方 針

地下街等においてガス等による災害から不特定多数の者及び地域住民を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防止し被害の軽減を図る。

2 実施責任者

市（消防局）

地下街等の所有者・管理者・占有者

ガス供給事業者

県（消防保安課）

県警察

中国経済産業局

中国四国産業保安監督部

3 実施内容

地下街等においてガス漏れが発生した場合又はガス漏れによる爆発・火災等の事故（以下「ガス事故」という。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次によりそれぞれ応急措置を講じる。

（1）市の措置

- ① 地下街等の所有者等から直接ガス漏れ又はガス事故発生のお知らせを受けた場合は、直ちにガス供給事業者に対し、通報連絡する。
- ② 地下街等の所有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命令する。
- ③ 現場の警察官と協力して、警戒区域内への人及び車両の通行等を規制するとともに、火気使用禁止等の広報活動を徹底し、合わせて警戒区域内の住民の適切な避難誘導を行う。
- ④ 市消防計画等により消防隊を出動させ、当該地下街等の救助及び消火活動を実施する。この場合、必要に応じて、当該地下街等に所有者等からの報告・助言を受け又は他の消防機関及び自衛消防隊の協力を得て実施する。
- ⑤ ガス事故災害防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、（2）ガス供給事業者の措置に準じた措置を講じる。
- ⑥ 県へ災害発生について、直ちに通報する。
- ⑦ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- ⑧ さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するとともに、化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等を、必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

（2）地下街等の所有者・管理者・占有者の措置

- ① ガス漏れを知ったときは、直ちにガス供給事業者へ通報するとともに、当該地下街等にある店舗等の元コックを閉止し、火気の使用の禁止・電気設備の使用規制等の安全措置を講じる。
なお、必要と認めるときは、市（消防機関）へ通報するものとする。
- ② ガス事故が発生するおそれがある場合は、地下街等の居住者・店舗等の客及び付近の住民に対し、適切な避難誘導を行い安全確保を講じる。

- ③ 他の地下街等及びビル等との連絡口がある場合は、必要に応じてガス拡散を考慮しつつ、避難口に設けられているシャッターを閉鎖する。
- ④ 消防機関等の現場到着までの間、必要に応じて、地下街に通ずる階段付近一帯をロープ等により初期消火活動を実施し、二次爆発の防止に努める。
- ⑤ 地下街の所有者等は、ガス事故災害を防止するため緊急やむを得ないと認める場合は、ガス供給事業者との事前申し合わせに基づきガス遮断装置を操作して、ガス遮断を行うことができる。
- ⑥ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して、消防機関を誘導するとともに、爆発性・引火性・有毒性物品の所在及び品名・数量・施設の配置並びに、災害の態様を報告し、消防機関の措置に従い、積極的に消火活動を実施する。

(3) ガス供給事業者の措置

- ① 地下街等の所有者又は市（消防機関）から、ガス漏れの発生又はガス事故が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報を受けたときは、直ちに必要な保安要員を現場に出動させる。
- ② 地下街等の所有者からの通報又は現場に出動した保安要員からの連絡に基づき、ガス事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに消防機関及び県警察に対し、通報連絡する。
- ③ 現場に出動した保安要員は、早急にガス漏れの場所及びガスの漏洩している範囲を検知し、必要に応じて、ガス事故災害発生のための、ガス供給停止等の措置を講じる。
- ④ 現場に消防機関が出動したとき、保安要員は、消防機関に前記③の措置状況を報告する等、緊密な連携を保つとともに、現場の状況に応じた適切な措置を講じる。
- ⑤ ガス事故発生防止のため、ガス遮断装置を操作して、ガス供給の停止を行う場合は、保安要員が行う。ただし、ガス事故災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、地下街等の所有者等又は消防機関が、ガス遮断装置を操作してガス遮断を行うことができる。
なお、この場合の取り扱いについて、あらかじめ協議し、確認書を交しておく。
- ⑥ 遮断後のガスの供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス供給事業者（保安要員）が行う。

(4) 県警察の措置

- ① 情報の収集・広報活動・被害実態の把握を行う。
- ② 被災地・避難場所・危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- ③ 交通秩序及び通信の確保を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

(5) 県の措置

- ① 市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市からの要請により、他の市町村に応援するよう指示する。
- ② 市から自衛隊の災害派遣要請を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等、必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。
- ③ 市から、指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求められたときは、関係地方指定行政機関に対して、その斡旋を行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の府県に対して応援を要請する。

(6) 中国経済産業局

災害発生後における、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。

(7) 中国四国産業保安監督部

- ① ガス事故発生情報の収集及び伝達を行う。
- ② ガス事業者に対し、ガス施設等の保安の確保に必要な指導を行う。

(8) その他

一時に多数の死傷者が生じ総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか「3編第14章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業は、市・県又は災害発生企業から、応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して応援活動等を実施する。

第14章 集団事故災害対策

1 方針

交通事故・爆発・有害物資の放出等の事故災害により、一時に多数の傷病者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救助救急対策が困難な場合において、総合的な救助救急体制を確立し、救助救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

2 実施機関等

市（消防局・保健福祉局）

県（危機管理課・消防保安課・保健福祉部）

県警察

日赤県支部

岡山県医師会・岡医連・市医師会

災害拠点病院

施設管理者等

3 実施内容

（1）総合救急対策本部の設置

交通事故・爆発・有害物質の放出等により、一時的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市長は、総合救急対策本部を設置する。

- ① 市長は、自ら又は適当な職員若しくは、他の関係機関の代表を指名して、総合救急対策本部の総合的な調整に当たらせる。
- ② 総合救急対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

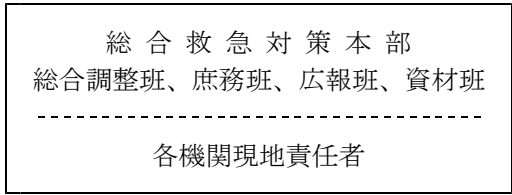
（2）総合救急対策本部の責務

関係機関が実施する、救急医療等の業務の調整を行い、円滑な実施を図る。

- ① 災害現場での救助
- ② 現場付近での応急手当
- ③ 負傷者の分類
- ④ 収容医療施設の指示
- ⑤ 医療施設への搬送
- ⑥ 死体の処理

(3) 総合的応急体制の組織

◆活動組織の構成及び主な機能



組 織	構 成 機 関 等	主 な 機 能	
総合救急 対策本部	市長・副市長・消防局長・消防団長 ・保健福祉局長 警察署長 海上保安部長（海上災害時） 空港出張所長（航空機事故時） 地元医療機関の代表 事故発生責任者の代表（企業体等） 施設管理者・学識経験者	1 情報の収集 2 判断の統一 3 各機関の指揮の総合調整 4 地区外機関への応援要請の決定	
	・総合調整班	1 全般計画・各期間の連絡調整 2 傷病者の収容施設の確保	
	・庶務班	1 人員の把握 2 報道その他渉外事務	
	・資材班	1 各種資機材の補給	
◆ 実施機関			
	関係機関	活動区分	
		主な業務	
	消防 警察 事故関係者等	消防 警戒	1 警戒区域の設定と出入規制 2 現場の危険排除 3 災害の鎮圧
	警察 海上保安部（海上災害時） 事故関係者等	警備・交通規制	1 現場の治安・秩序の維持 2 交通規制
	消防・警察・事故関係者等	救 助	1 傷病者の救助
	消防 事故関係者等	救急搬送	1 搬送車両の確保 2 救急車等による病院への搬送 3 搬送中の傷病者の管理
	日赤・医療機関 （救護班・医療班）	救急医療	1 現場での救命医療 2 傷病者の応急措置 3 傷病者の分類 4 収容病院の指示
	警 察 市	死体収容	1 死体の検視（身分）及び身元確認等 2 仮安置所の設置・遺族への引渡し

(4) 関係機関の措置

① 市の措置

- ア 市長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに総合緊急対策本部を設置し、関係機関に協力・応援を要請するとともに、所管の市民病院の救護班に出動を命じ、あるいは救急医療機関に協力を要請する。
- イ 市長は、総合救急対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。

ウ 市長は、事故対象物が特殊な物質で応急対応を講じる上で、特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有するものに対し、協力を要請する。

② 事故の発生責任者（企業体等）の措置

ア 事故の発生を覚知したときは、直ちに消防（１１９番）・警察（１１０番）及び事故の状況によっては、玉野海上保安部（１１８番）又は空港（飛行場）管理事務所等に通報するとともに自力による応急対応を行う。なお、必要に応じてその他の関係機関に協力を要請する。

イ 総合救急対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

③ 警察署・海上保安部及び空港出張所の措置

ア 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。

イ 総合緊急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

④ 日赤県支部及び地元医療関係機関の措置

市長（対策本部）の要請により、救護班・医療班及び応援部隊を派遣する。

⑤ 県の措置

ア 市の単独救急体制では適切な措置が困難と認めるとき又は市長から要請があったときは、日赤県支部・県医師会・災害拠点病院に医療従事者の派遣要請をし、自衛隊その他関係機関に応援を要請する。

イ 総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して必要に応じ、救急及び応急活動を実施するとともに、連絡調整を行う。

4 応援協力関係

(1) 救急対策協議会の設置

① 市長は、市域において救急関係機関の代表をもって構成する、救急対策協議会を設置する。

② 協議会は、市域の実情に即した総合救急体制の組織及び運営用量を定めるとともに、関係機関相互の連絡調整を行い、総合救急訓練等を実施し、常に緊密な体制を維持する。

(2) 関係機関は、市の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

5 本部設置の要領

市長は、自ら又は消防部長若しくは他の関係機関の代表を指名し、総合緊急対策本部・現場指揮本部の権限・責務・指示等について、総合的に調整し救助救急活動を実施する。

(1) 総合緊急対策本部は、市庁舎又は企業体等の本支店等に設置する。

(2) 総合緊急対策本部の設置にあたっては、同本部を構成しようとする関係機関の意見を聴取する。

(3) 交通事故・爆発・有害物質等の流出等により、一時に多数の傷害者が生じた場合の救助救急活動は、現場指揮本部を設置して実施する。

(4) 現場指揮本部は、災害現場に近く、通信・交通の利便及び電気・水道等の供給の可否を勘案して、できるだけ便利な場所に設置する。

なお、関係機関が協力して救助救急活動を実施する必要がある場合は、関係機関の実務の責任者で構成する合同指揮本部を設置して実施する。

6 救急対策の初動活動

- (1) 道路管理者・鉄軌道事業者・空港管理者・航空運送事業者・事故発生責任者等（以下、「企業体等」という。）は、事故の発生を覚知したときは、直ちに消防部・警察署等、関係機関に通報するとともに、関係機関が到着するまでの間、自力で応急対策を実施する。
- (2) 消防・警察等関係機関が事故現場に到着するまでの間、自力による応急対策は、人命の安全を最優先とし、被害状況を把握し事故の拡大・拡散を最小限に止める措置をとる。
特に、有害物質の流出等の場合は、周辺住民の避難について、地形・地物・気象状況等を比較勘案し、最も安全な場所を指示する。
- (3) 消防部長は、自ら又は管轄消防署班長を指名して、現場指揮本部の権限・責務・指示等について調整し、救助救急活動を実施する。
なお、合同指揮本部が設置された場合は、合同指揮本部の決定を受けて救助救急活動を実施する。
- (4) 消防部長は、事故等の規模状況により、必要と認めた場合は、関係各部に対し必要な措置を要請する。
- (5) 市の機関単独では十分な救助救急活動ができない場合は、県備前地方本部・隣接市町村・日赤県支部・県警察・玉野海上保安部・自衛隊及び空港（飛行場）管理事務所等の関係機関に応援を要請するとともに、緊密な連携と調整を図り実施する。
- (6) り災者に対する救助救急活動は、消防部が関係各部と密接な連携をとり実施する。

7 医療救護

- (1) 多数の傷病者が生じた場合（おおむね10人以上）は、市民病院医療救護班が出動し、必要により岡医連・市医師会・日赤県支部に対して、医療救護班の派遣を要請して医療救護を実施する。
- (2) 岡医連及び市医師会は、総合救急対策本部又は保健福祉部長並びに、消防情報指令課から要請があった場合、また災害の発生が明らかな場合については、「第3編第4章第7節医療・助産」に定めるところにより、医療救護を実施する。

8 自衛隊等の応援

救助救急及び防災活動の実施が、それぞれの実施機関だけでは困難であると認められたときは、県知事に対し、自衛隊の派遣を要請する。

9 費用負担

法令等に費用負担が定められている場合のほかは、「第3編第4章第7節医療・助産」に定めるところによる。ただし、企業体等の責に帰すべき原因による事故又は通常の企業活動を行ううえで発生した事故の場合は、市が負担した費用については、当該企業体等が負担する。

《参照》

- 災害時の医療救護活動についての協定書（岡医連）（資料編）
- 災害時の医療救護活動についての協定書（市医師会）（資料編）
- 災害時の医療救護活動に係る実施細目（岡医連）（資料編）
- 災害時の医療救護活動に係る実施細目（市医師会）（資料編）
- 災害時の医療救護活動についての協定書（日赤県支部）（資料編）
- 医療救護班・後方医療施設（資料編）
- 救急自動車（資料編）
- ヘリコプター場外離着陸場（資料編）

第15章 自衛隊の災害派遣

1 方針

天災・地変その他の災害が発生し又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が、市の組織だけでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

2 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

(1) 災害派遣要請権者

知事（危機管理課）
第六管区海上保安本部長
大阪空港事務所長

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊第13特科隊長
海上自衛隊呉地方總監
航空自衛隊西部航空方面隊司令

3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、市及び関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両・航空機等、状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難者の誘導・輸送支援

避難命令等が発令され、避難・立ち退き等が行われる場合で、必要があると認められるときは、避難者の誘導・輸送等を行い避難を援助する。

(3) 避難者等の搜索救助

行方不明者・負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防・護岸等の決壊に対しては、土のうの作成・運搬積み等の水防活動を行う。

(5) 消火活動

大規模火災に対しては、利用可能な防火資機材等をもって、消防機関に協力して消火に当たる。

(6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開・除去に当たる。

(7) 診察・防疫・病虫害防除等の支援

被災者の応急診療・防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常市・県が提供するものを使用する。

(8) 通信支援

災害派遣任務の達成に支障を来さない限度において通信を支援する。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者・医師・その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(10) 炊飯及び給水の支援

炊飯及び給水の支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づいて、救援物資を無償貸付し又は譲与する。

(12) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。

(13) 危険物除去等

自衛隊の能力の範囲内において、火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(14) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講じる。

4 災害派遣要請等の依頼手続

(1) 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

① 知事等は、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合は、自衛隊の派遣を要請する。

② 自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 市長の派遣要請の要求

① 市長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。ただし、緊急を要する場合その他、やむをえない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

② 市長は、上記① によって、知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を、防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

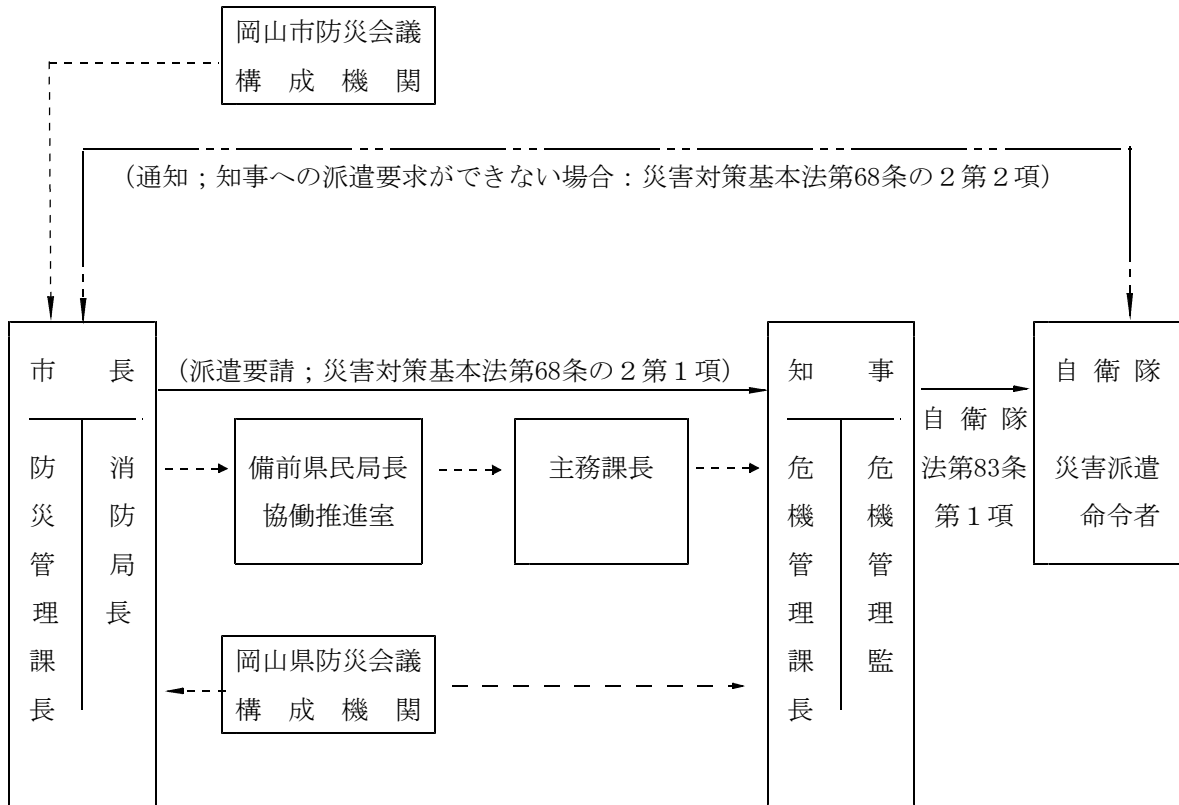
③ 知事は、市長から上記① ② の自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続をとる。

なお、災害派遣を要請した場合及び要請が予測される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換・部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

(3) 撤収要請依頼

① 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合とき又は必要がなくなった場合ときは、上記の要請手続と同様の手続により、速やかに、撤収要請依頼書（様式2の2）を県知事に提出する。

(4) 災害派遣要請等の手続系統図



(----- は情報の連絡系統)

(5) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が、自衛隊の災害派遣に係る要請を、行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。
- ③ 海難事故・航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他災害に際し、上記① から③ に順じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市長又は関係機関の長に受け入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣させた部隊及び派遣を受けた市、又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

県は、広域災害時には次の点に留意する。

- ① 派遣部隊の移動が、迅速に行なわれるために、的確な道路情報を連絡する。
- ② 大型輸送機の使用に備えて、岡山空港・岡南飛行場の離着陸の対応措置を取る。

(2) 受け入れ側の市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- ① 派遣部隊との連絡職員を指名する。連絡職員者は、部隊の受入れ及び作業等について、災害現場における市の責任者として、県の連絡責任者等と連携を密にして、部隊との連絡に当たる。
- ② 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備しておく。
- ③ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複しないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- ④ 部隊自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所を準備する。
災害が対規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

◆自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準

連帯規模；約15,000㎡

師団等規模；約140,000㎡

- ⑤ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について留意し、ヘリポートを準備する。
 - ア 基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は、堅固な平坦地を確保する。
なお、この際、土地の所有者又は管理者との十分な調整を行う。
 - イ 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向・風速の判定ができる吹き流し等を掲揚する。
 - ウ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 - エ 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又は転圧を実施する。
 - オ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時について広報を実施する。
 - カ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - キ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の基準とする。

- ① 派遣部隊の宿営及び救援活動に使用した土地・建物等の使用料及び借上料
- ② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるための、通常必要とする燃料費を除く。）水道料・汚物処理料・電話等通信費及び入浴料。
- ③ 派遣部隊の救援活動に必要な、自衛隊装備以外の資機材等の調達・借上料・運搬費及び修理費
- ④ 県等が管理する有料道路の通行料

(2) 経費の負担区分について、疑義が生じた場合又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決定するものとする。

《参照》

○ヘリコプター場外離着陸場（資料編）

第16章 応援・雇用

1 方針

大規模な災害が発生した場合、市の機関のみでは対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援及び雇用について定める。

2 実施責任者

県（危機管理課・総務部）

市（消防局）

市又は県等の委員会又は委員

防災関係機関

3 実施内容

（1）他の都道府県又は市等に対する応援要請

- ① 市長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは、締結している災害時相互応援に関する各協定に基づき応援を要請するほか、知事を通じ又は他の市町村に対して直接に応援を依頼する。
- ② 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し応援を要請する。
- ③ 知事は、応援措置を実施するに当たっては、必要に応じ、中国地方又は中国・四国地方の相互応援協定及び全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づき、依頼を要請する。
- ④ 知事又は市長の応援要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 被害状況

イ 応援を要する救助の種類

ウ 応援を要する職種別人員

エ 応援を要する期間

オ 応援の場所

カ その他応援に関し必要な事項

（2）指定行政機関・指定地方行政機関・他県・他市町村等に対する職員の派遣要請

- ① 市長又は委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、市の委員会又は委員は、あらかじめ市長に協議する。

- ② 知事又は県の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

- ③ 市長又は知事が行う職員派遣要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

ア 派遣を要請する理由

- イ 派遣を要請する職員の職種及び人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣についての必要な事項

(3) 労務者等の雇用

- ① 災害応急対策を実施するために、必要な労働者等の雇用は実施機関において行う。
- ② 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金（公共職業安定所の業種別標準賃金）以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別の基準があるものについては、この限りでない。

③ 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う、労務者雇用の範囲は次のとおりとする。

- ア り災者の避難
- イ 医療及び助産のための移送
- ウ り災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救助用物資の支給
- カ 死体の捜索及び処理

(4) 他の市町村に対する応援又は職員派遣

他の市町村から応援又は職員の派遣要請、若しくは県知事による派遣の斡旋があった場合には、所掌事務の遂行に著しい支障がある等、特別の理由がない限り、応援又は所要の職員を派遣するものとする。

(5) 奉仕団等の協力

奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して、関係業務に従事する。

その団体は、概ね次のとおりとする。

- ① 赤十字社奉仕団
- ② 青年団
- ③ 婦人会
- ④ 自主防災組織・町内会・自治会
- ⑤ 大学・高等学校の学生・生徒
- ⑥ 職業訓練校

(6) 奉仕団の主な協力業務

- ① 炊き出しその他被災者に対する救援
- ② 清掃、防疫
- ③ 災害対策用物資の配分及び輸送
- ④ その他

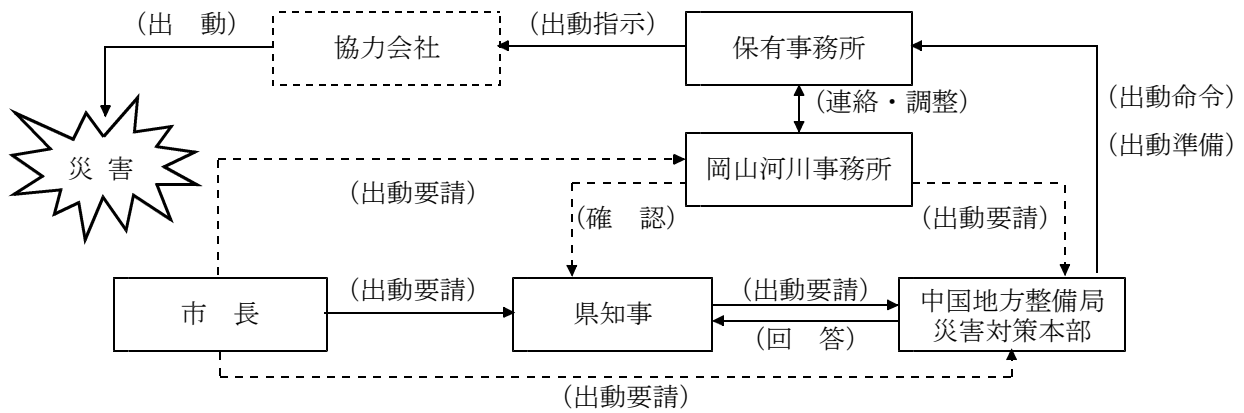
(7) 奉仕団の記録

奉仕団の奉仕を受ける場合、関係各部は次の事項について記録する。

- ① 奉仕団の名称
- ② 人員及び氏名
- ③ 作業内容及び作業期間

4 災害支援対策用機械等の出動要請

市長は、必要と認めるときは中国地方整備局管内にある、災害支援対策用機械等の出動を、県知事を通して中国地方整備局災害対策本部長に対して、出動要請を行うものとする。



- ・ 出動要請の第一報は口頭（電話）とし、事後文書で整理する。
- ・ 実線の手続きを基本とするが、破線の手続きも受け付ける。
- ・ 機械の引渡し後の費用は、要請者（市又は県）が負担。
- ・ 派遣の制限

県又は市から出動要請があった場合でも、機械を派遣できない場合がある。

(直轄管理施設に関わる災害対策などのために、既に使用している場合又は使用が見込まれる場合)

- ・ 出動要請にあたっては、出動先・現地の状況等について、出来るだけ詳細な情報を連絡する。

第17章 ボランティアの受入、活動支援

1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、日赤県支部及び社会福祉協議会等との連携を保ちながら、ボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

2 実施責任者

市（安全・安心ネットワーク推進室・保健福祉局）

県（県民生活部）

日赤県支部

県・市社会福祉協議会

3 実施内容

(1) 市の措置

市災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会の設置するボランティア現地本部に情報の提供を行うとともに、県及び県社会福祉協議会とも連絡調整を行い、その活動の受け入れ体制を整備する。

(2) 県の措置

県災害対策本部に、総合ボランティア班を設け、市、日赤県支部、県・市社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち被害状況等の情報を交換しながら、生活支援・医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申し込みがあったボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数等について、全国に情報提供し参加を呼びかける。

(3) 日赤県支部の措置

日赤県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集・受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携を取りながら行うものとする。

(4) 社会福祉協議会の措置

① 県・市社会福祉協議会は、災害時要援護者等を中心とした、被災者の生活支援における、一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の業務を行う。

ア ボランティアに関するニーズ（種類・人数等）についての情報収集と提供。

イ 広域的なボランティアの受付・指導・コーディネート等。

ウ 県内の社会福祉協議会及び他県の福祉協議会への協力要請等の連絡調整。

エ 市災害対策本部や、県災害対策本部との連絡調整。

オ その他ボランティア現地本部及びボランティア救援本部の活動の支援に関すること。

② 市の社会福祉協議会は、ボランティア現地本部を設置し、次の業務を行う。

ア 被災地のボランティアニーズの把握。

イ ボランティアの受付及び登録。

ウ ボランティアのコーディネート。

エ ボランティアに対する具体的活動の指示。

オ ボランティアリーダー及びボランティアの派遣。

カ ボランティア活動に必要な資機材・物資等の調達及び供給。

キ ボランティア活動の拠点等の提供。

ク ボランティアが不足する場合における、必要な種類及び人数を示してのボランティア県本部、又はボランティア救援本部への派遣要請。

ケ その他ボランティア活動の第一線としての活動。

(5) 専門分野のボランティア関係機関等の措置

救助・消火・医療・看護・介護・通訳・翻訳等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。

(6) ボランティアの健康に関する配慮

① 市・関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

② 市・関係機関等は必要に応じ、医師・看護師等の派遣・救護所の設置・健康相談の実施等の措置を講ずる。

第18章 義援金の募集・受付・配分

1 方針

災害が発生した場合、各方面から市等に対して、寄託される義援金品等の募集・受付・配分等について定める。

2 実施機関等

市（保健福祉局）

県（保健福祉部）

日本郵政公社中国支社（岡山中央郵便局）

岡山県共同募金会

報道機関

その他各種団体

3 実施内容

(1) 義援金品等の募集・受付・配分

市は、災害義援金の募集・受付・配分について、市社会福祉協議会・日赤県支部・民生委員児童委員協議会・連合町内会・連合婦人会等、関係団体に協力を要請して実施する。

① 募集・受付

ア 日赤県支部・報道機関・各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団・新聞・ラジオ・テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

イ 市及び県は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。

② 配分

ア 日赤県支部で募集した義援金品及び県・日赤県支部に寄託された義援金品は、市に寄託して、被災者に配分する。

イ 報道機関・各種団体等は、募集した義援金品を被災者に配分し又は必要に応じ、県・市又は日赤県支部に寄託する。

(2) 郵便はがき等の交付

日本郵政公社中国支社は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者に対して郵便はがき・郵便書簡を交付する。

(3) お年玉付郵便葉書等の寄付金の配分

日本郵政公社中国支社は、救援物質の調達の費用に当てるため、被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄付金を配分する。

4 連絡調整事項

義援金品の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法を定めておく。

5 義援金の管理・運用等

募集及び受け付けを行う場合は、次の方法の中から実施する。

(1) 家庭からの募集

民生委員児童委員協議会・町内会・婦人会等の組織で、各家庭を訪問し又は募集場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法により募集する。

(2) 職域募集等

小・中学校あるいは事業所等で募集した義援金は、それぞれの機関において、市又は日本赤十字社岡山県支部等（以下「配分機関」という。）に寄託する。

(3) 個人等の申し込みによる募集

個人等から義援金の寄託の申し込みがあったときは、その都度受けをする。

(4) 義援金を受付けたときは、寄託者へ受領書を交付するものとする。

(5) 配分

一般から抛出された義援金で、市に寄託されたもの又は県等から送付されたものは次の方法により配分する。

① 配分基準

り災者の救護は、現物により実施することが災害救助法の主旨であるが、義援金については、現金で配分する。

② 配分の時期

配分は、できる限り寄託を受けた都度行うことを原則とする。ただし、義援金等が少量の場合は、一定金額に達したとき行う。

(6) 義援金の管理

義援金は、歳入歳出外現金として、会計管理者が保管管理する。

(7) 帳簿の整備

保健福祉部は、義援金の募集及び配分に関して、次の書類・帳簿を作成し、保管する。

抛 出 者 名 簿（様式第 6 9 号）

引 継 書（様式第 7 0 号）

受 領 書（様式第 7 1 号）

現 金 出 納 簿（様式第 7 2 号）

義 援 金 受 払 簿（様式第 7 3 号）

6 他機関への寄託

県内又は他の都道府県において大災害が発生し、救助のため一般から抛出された義援金は、速やかに当該災害発生地の市町村又は日本赤十字社岡山県支部へ寄託する。

第19章 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに援護資金等の支給・貸付

1 方針

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに援護資金の貸付けは、岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年市条例第41号）によるほか、り災者の生活確保について定めるものとする。

2 災害弔慰金の支給

(1) 対象者

次の災害により死亡したものの遺族

- ① 市において住居の損失した世帯が5以上である災害。
- ② 県内において住居が5世帯以上、滅失した市町村が3以上ある場合の災害。
- ③ 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上である災害。
- ④ ①又は②に掲げる災害と、同等と認められる特別の事情がある場合で、県知事が別に定める災害。

(2) 負担区分

国2/4・県1/4・市1/4

3 災害障害見舞金の支給

(1) 対象者

災害弔慰金の支給の対象となる、災害の範囲と同一の災害により負傷し又は疾病にかかり治癒したとき、精神又は身体に重度の障害を有する者。

(2) 負担区分

国2/4・県1/4・市1/4

4 災害援護資金の貸付け

(1) 対象者

県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により、世帯主がおおむね1月以上の療養を要する負傷をし又は住居若しくは家財がその価格の概ね3分の1以上の損害を受けた世帯であって、かつ年間所得が所得制限額未満の世帯主。

(2) 負担区分

国2/3・県1/3

5 災害見舞金

(1) 県災害見舞金

自然災害の、り災者に対し、災害見舞金等給付内規（昭和47年7月6日制定）により、死亡弔慰金及び災害見舞金を給付する。

(2) 市災害見舞金

災害救助法の適用を受けない自然災害並びに、火災・爆発によるり災者に対し、岡山市災害見舞金等支給要綱（昭和45年4月1日制定）により、災害見舞金・弔慰金及び傷害見舞金を支給する。

第20章 区の応急対策

1 方針

区は、災害発生時には応急対策実施の要として区本部を設置し、災害対策本部等と十分な連携をとりながら、区民の生命・身体及び財産を保護し、被害を最小限に止めるとともに、区民の不安や動揺を鎮め、人心の安定を図ることを主な目的として活動する。

2 実施内容

(1) 防災組織・防災活動

風水害等対策編第3編災害応急対策計画及び水防計画に定めるところによる。

(2) 区の組織

- ① 区長は、各種災害本部が設置されたとき又は区域の災害の規模・被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める場合に、区本部を設置する。
- ② 区本部は、区役所に設置する。
- ③ 区本部に、区本部長・区副本部長・その他の職員を置く。
- ④ 区本部長は区長、区副本部長は区長代理をもって充てる。
- ⑤ 区本部長は区本部を統括し、区副本部長その他の職員を指揮監督するとともに、本部長の命を受け必要な措置をとるものとする。
- ⑥ 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
この場合において、その職務を代理する区副本部長の順序は、次のとおりとする。
ア 総務・地域振興担当をもって充てる区副本部長
イ 維持管理担当をもって充てる区副本部長
- ⑦ 区本部は、災害応急対策に当たっては、防災関係機関・公共的団体等と常に密接な連絡を保ち、相互の協力を図る。
- ⑧ 区本部の庶務は、総務・地域振興課が担当する。
- ⑨ 区本部を設置したときは、その庁舎の玄関に区本部標識板を提示する。

(3) 災害広報

区本部は、災害に関する情報を常に区民に提供できるよう体制の整備を図るとともに、災害発生後は直ちに各種広報活動を開始し、以後、応急対策の状況に伴い適時適切に実施する。

なお、その際、災害時要援護者等への十分な配慮を行うものとする。

① 災害広報

全市に関する災害広報は、原則として災害対策本部が総括して行うが、地域的かつ個別的事象等については区が報道機関から取材を受ける場合もあるため、区に広報窓口を設置し対応するものとする。
なお、本庁広報班の統制のもと連絡を密にして、広報対応の万全を図るものとする。

② 広報事項

- ア 区内の災害の発生状況
- イ 区内の応急対策実施状況
- ウ 区内の安否情報・道路交通情報・生活関連情報

エ 避難所・救護所情報

オ その他必要な事項

③ 広報の方法

ア 気象及び災害状況に応じて、必要と認める地区へ広報車を出動させ広報を実施する。

イ 広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

(4) 広聴活動

区本部は、被災者の要望を把握し不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、関係室局及び防災関係機関の協力を得て、広聴活動を実施する。

① 市民・災害相談窓口の設置

区本部は、災害状況の推移により必要と認めた場合、市民災害窓口を区に設置する。

② 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等は、関係室局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて調整するなど適切な処理に努める。

3 リ災者の救助保護

風水害等対策編第3編第5章リ災者の救助保護に定めるところによる。

4 避難及び避難所の設置

区本部は、災害対策本部と協議し、区民を安全な場所へ避難させることが必要と認めるときは、避難の方法及び避難所の設置を行う。

また、被災状況が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合は、災害対策本部が県等への一連の手続きを行い、区本部は避難指示等の広報及び避難所開設の準備等を実施するものとする。

なお、災害救助法の適用基準、救助の種類及び内容については、資料編に記載のとおり。

(1) 救援物資に関する事務

区本部は、各地区の一時的避難所の救援物資として備蓄している、真空パック毛布・アルファ米・クラッカー・飲料水等、必要物資数を災害対策本部に報告し、避難した者に提供するものとする。

なお、大規模による被災で避難生活が長期にわたるときは、災害対策本部と協議のうえ次のとおり適切な処理に努めるものとする。

◎ 衣食等生活必需品の調達

原則として災害対策本部が行うが、被害地域が限定され、かつ、必要数量が少量の場合等にあつては、区本部長が本部長と協議のうえ調達するものとする。

① 食品の配給対象者

ア 避難場所に避難した者。

イ 住屋の被害が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等で炊飯ができない者。

ウ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者。

エ その他、本部長が必用と認める者。

(ア) 食品の配給基準

1日一人当たりの基準は、原則として災害救助法の基準以内とする。方法は炊き出しを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当・パン・牛乳等に代えることができる。

② 生活必需品の配給対象者

- ア 災害により住屋が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水した者。
- イ 被服・寝具・その他生活上必要最少限の家財を喪失した者。
- ウ 被服・寝具・その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(7) 被服・寝具・その他生活必需品目と内容

(救助法適用の例)

- ・寝具就寝に必要なタオルジャケット・毛布・布団等
- ・外衣洋服・作業衣・子ども服・ジャージ等
- ・肌着シャツ・パンツ等下着・靴下の類等
- ・身の回り品タオル・手ぬぐい・サンダル・かさ等
- ・炊事用具鍋・包丁・缶きり・カセットコンロ（燃料含む）等
- ・食器コップ・皿・箸等
- ・日用品トイレットペーパー・石鹸・歯ブラシ（磨粉含む）・ビニールシート・軍手・ポリタンク
紙オムツ・生理用品・ポータブルトイレ等
- ・光熱材料マッチ・ローソク・LPガス・懐中電灯（電池含む）

(イ) 物資の供給基準額

1人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、現物支給を原則とする。

- エ その他、本部長が必用と認める者。

5 医療・救護対策

区本部は、災害対策本部（保健福祉部保健所班）が救護所を設置した場合、必要な協力を行う。

なお、医療救護班の編成基準及び活動範囲等については、風水害等対策編3編第5章第7節及び資料編に定めるところによる。

6 応急復旧活動

区本部は、応急復旧活動を実施するため、災害現地において技術指導を行うとともに、防災関係機関等と協力して必要な措置を講じる。

7 緊急輸送

(1) 民間車両の活用

区本部は、現有車両では人員の輸送・物資の運搬が困難と認められる場合は、災害対策本部へ斡旋を要請するとともに、現地において民間車両の調達を行うことができる。

第4編 災害復旧計画

第1節 被災者等の生活再建等の支援

市・県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。
また、各種の支援措置を早期に実施するため、市は発災後早期に被災者へ「り災証明書」を交付する。
- 2 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 3 被災地域外へ疎開等を行なっている個々の被災者に対しても不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。
- 4 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに進めるため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的な推進の手法について検討する。

第2節 公共施設災害復旧事業

公共施設の復旧は、常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れて施行する。

各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的・社会的・経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図る。

◆災害復旧事業等の種類

1 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設の災害復旧事業は、災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的として、その事業費について国の負担が定められている事業で次の種類がある。

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 砂防設備災害復旧事業
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (7) 道路災害復旧事業
- (8) 港湾災害復旧事業
- (9) 漁港災害復旧事業
- (10) 下水道災害復旧事業
- (11) 公園災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業（資料編参照）

3 都市災害復旧事業

4 水道災害復旧事業

5 住宅災害復旧事業

6 社会福祉施設災害復旧事業（資料編参照）

7 公立医療施設、病院等災害復旧事業（資料編参照）

8 学校教育施設災害復旧事業（資料編参照）

9 社会教育施設災害復旧事業

10 その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他市長が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、援助される事業は次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

◆法律

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (11) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

◆要綱等

- (1) 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- (2) 都市災害復旧事業国庫補助
- (3) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し又は被災者に対する特別の助成を行うことが、特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として、政令で指定し特別の財政援助がなされる。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - ⑫ 感染症予防事業

- ⑬ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- ⑭ 湛水排除事業
- （2） 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助
- （3） 中小企業に対する特別の助成
 - ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- （4） その他の財政援助措置
 - ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ③ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - ⑤ 水防資機材費の補助の特例
 - ⑥ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - ⑦ 公共土木施設・公立学校施設・農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法・政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨・豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額・償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに、経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得世帯に対して、速やかに自力更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

5 市税についての負担軽減措置

被災状況等に応じるが、市税条例の規定に基づき、市税に係る申告等の期限の延長・徴収猶予及び減免等被災者の負担軽減措置を講じる。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が、相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

岡山市地域防災計画(風水害等対策編)

昭和40年6月18日 制 定

昭和47年4月 全面修正

平成2年3月 全面修正

平成9年1月 一部修正

(震災対策編を策定)

平成11年2月 一部修正

平成12年2月 一部修正

平成13年5月 一部修正

平成14年6月 一部修正

平成15年6月 一部修正

平成17年2月 一部修正

平成18年2月 一部修正

平成19年6月 一部修正

平成23年3月 全面修正

編集発行 岡山市防災会議

(事務局担当)

岡山市消防局防災管理課

岡山市北区大供一丁目1番1号

直通電話 (086)803-1082

F A X (086) 234-7066

E-mail bousai@city.okayama.jp

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、岡山市防災会議が岡山市の地域に係る防災に関し、岡山市及び防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務の大綱について、さらに市民の役割を明らかにするため、総合的な運営計画を作成したもので、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関が相互に協力して、災害予防・応急対応に当たるため、岡山県地域防災計画震災対策編と整合を図りながら、総合的な防災対策を進め、岡山市民の生命、身体及び財産を地震による被害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

この計画の目的・基本方針及び構成を明らかにし、市域内の防災関係機関等がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、地震による被害を想定し、対応すべき概要を示すものとする。

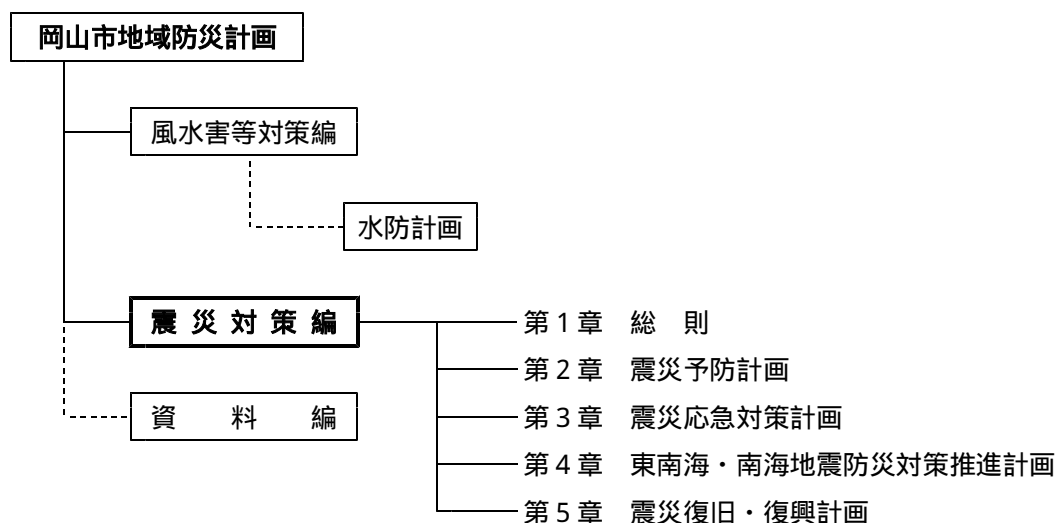
1 計画の基本方針

この計画は、地震による直接的被害が突発的・広域的に起こることに加え、沿岸部を有する市域南部は津波被害の可能性もあり、さらに生活様式の多様化・高齢化・都市化の進展等により被害を拡大させる要因等を考慮し、岡山市における震災対策を体系化したもので、「岡山市地域防災計画」のうちの「震災対策編」とするものである。

また、この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、修正するものとする。

2 計画の構成

この計画は、「岡山市地域防災計画」の「震災対策編」であり、「震災予防計画」「震災応急対策計画」「東南海・南海地震防災対策推進計画」及び「震災復旧・復興計画」の4本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。



第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

1 実施責任

(1) 岡山市

岡山市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 岡山県

岡山県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、勧告・指導・助言等の措置を行う。

(4) 自衛隊

災害派遣要請者からの要請に基づき、防災活動を実施する。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市・その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 岡山市

防災に関する組織の整備を行う。

防災に関する調査・研究を行う。

防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。

防災用施設・設備の整備及び点検を行う。

防災に必要な物資・資機材の備蓄及び点検を行う。

危険物施設の保安確保に必要な指導及び立入検査を行う。

- 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導・助言及び立入検査を行う。
 - 自主防災組織の育成・指導及び災害ボランティア活動の支援を行う。
 - 防災気象情報等の収集・情報提供・伝達を行う。
 - 災害に関する予報・警報等の発令及び伝達を行う。
 - 被害の調査及び報告並びに災害に関する広報・公聴を行う。
 - 水防活動・消防活動及びその他の応急措置を行う。
 - 市域内の防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整を行う。
 - 指定地方行政機関に、災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
 - 災害時における交通整理・輸送対策・警戒地域の設定、その他社会の秩序の維持を行う。
 - 避難勧告・避難指示の発令又は要避難者の誘導並びに避難所の開設を行う。
 - 災害救助法に基づく被災者の救出・救助を行う。
 - 災害時における被災児童・生徒等に対する文教対策等の応急措置を行う。
 - 公共土木施設・水道施設・下水道施設・農地及び農林水産業施設等の新設改良・防災・災害復旧及び応急措置を行う。
 - 災害時における清掃・防疫、その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- 21 その他、岡山市防災会議に関する事務を行う。

(2) 岡山市消防団

- 火災予防のほか、各種災害予防を行う。
- 消防活動及び水防活動を行う。
- 被災者の救出・救護・避難誘導を行う。
- 災害現場の応急作業を行う。

(3) 岡山県

- 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- 災害に関する予報及び警報の発令、伝達を行う。
- 災害情報の収集及び伝達を行う。
- 災害広報を行う。
- 市の実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- 災害対策基本法、水防法、地すべり等防止法に基づく、避難のための立退きの指示を行う。
- 災害時の防疫、その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- 水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示・調整を行う。
- 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 県管理の公共土木施設・農地・農林水産施設等の新設改良・防災・災害復旧及び応急措置を行う。
- 農産物・家畜・林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- 緊急輸送車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- 水防・消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- 救助物資・化学消火剤等、必要資機材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。

危険物施設の保安確保に必要な指導・助言及び立入検査を行う。

高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。

自衛隊の災害派遣要請を行う。

指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。

21 県の管理する港湾区域・港湾施設の維持管理及び港湾区域内の清掃等を行う。

22 有害ガス・危険物等の発生及び漏洩（流出）による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

（４） 岡山県警察

[県警察本部、岡山中央・岡山西・岡山南・岡山北・岡山東・赤磐警察署]

災害警備計画に関する業務を行う。

災害警備用資機材の整備を行う。

災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。

救出救助及び避難誘導を行う。

行方不明者の搜索及び死体の見分、検視を行う。

交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。

犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。

関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

（５） 指定地方行政機関

[中国地方整備局（岡山河川事務所・岡山国道事務所）]

気象・水象について観測する。

一般国道２号・３０号・５３号・１８０号直轄管理区間の改築工事・維持修繕・その他管理及び道路情報の伝達を行う。

緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく、適切な応急措置を実施する。

(宇野港湾事務所)

港湾施設の整備と防災管理を行う。

港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導を行う。

海上の流出油等に対する防除措置を行う。

港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導を行う。

[大阪管区气象台(岡山地方气象台)]

気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。

気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。

気象庁が発表した津波警報・津波注意報・噴火警報等を関係機関に通報する。

気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の心得などの周知・広報に努める。

市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。

災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県や市に対して気象状況やその推移、その予想の解説等を適宜行う。

県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

〔中国財務局（岡山財務事務所）〕

災害復旧事業の適性かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立ち会わせる。

地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のため、災害つなぎ資金の貸付を希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付の措置を適切に運用する。

また、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。

防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより無償貸付等の措置を適切に行う。

災害が発生した場合においては、関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の強調を図り、必要と認められる範囲内で災害関係の融資・預金の払戻し及び中途解約・手形交換、不渡処分・休日営業、平常時間外の営業・保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

〔中国四国農政局〕

農地海岸保全事業・農地防災事業・農地保全に係る地すべり対策事業等、防災に係る国土保全事業を推進する。

農作物・農地・農業用施設等の被害状況に関する情報の収集を行う。

被災地に生鮮食料品・農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。

被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。

農地・農業施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。

直接管理し又は工事中の農地・農業用施設等について応急措置を行う。

地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等を行う。

被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。

災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

災害発生の場合において、種子物の調達につき知事から依頼があったときは、早急に関係者と協議の上、調達の斡旋を行う。

〔近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）〕

国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹並びに溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。

国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。

国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力外部へ危害を及ぼさないよう処置する。

応急復旧用として国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。

市長・知事から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

〔中国経済産業局〕

所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

電気・ガスの供給の確保に必要な指導を行う。

被災地域において、必要とされる災害対応物資(生活必需品・災害復旧資材等)の適正価格による円滑な供給を確保するため、必要な指導を行う。

中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

〔中国運輸局（岡山運輸支局）〕

所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達の斡旋・特定航路への就航勧奨を行う。

港湾荷役が円滑に行われるよう必要な行政指導を行う。

特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講じる。

鉄道・バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。

陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋・輸送の分担・迂回輸送・代替輸送等の指導を行う。

特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

〔大阪航空局（岡山空港出張所）〕

航空機による輸送の確保に関し必要な措置を講じる。

関係機関へ必要な航空情報の提供を行う。

管理する航空保安施設等が被災した場合、直ちに応急復旧を実施する。

空港管理者の管理する施設の応急復旧体制について必要な助言を行う。

必要な情報を収集し、大阪航空局へ伝達する。

〔第六管区海上保安本部（玉野海上保安部）〕

情報の収集・伝達及び災害原因調査を行う。

海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。

航行警報放送する等災害の発生について船舶への周知を図るとともに、必要に応じて、避難の勧告及び船舶交通の制限又は禁止を行う。

海上における消火及び被災者・被災船舶の救助を行う。

航路障害物に対し必要な措置をとるとともに、その所有者等に除去を命ずる。

海上火災の発生するおそれのある海域にいる者に対し、火気の使用を制限し又は禁止する。
流出油等について、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。

[中国総合通信局]

災害時に備えての電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)整備のための指導及び電気通信の監理を行う。

非常通信協議会の育成指導を行う。

災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理を行う。

災害対策用移動通信機器等を貸与及び携帯電話事業者等に対し、貸与要請を行う。

[岡山労働局]

労働基準法適用事業所を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。
特に、大規模な爆発・火災等の労働災害の発生のおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。

被災者の医療対策のために、必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣措置を講ずるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。

二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対して、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安装置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な監督指導調査を行う。

作業再開時においては、安全衛生について危害防止上留意すべき点が多いので必要な指導を行う。

災害応急工事・災害復旧工事等に対する指導監督を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。

被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。

被災した労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。

災害原因調査を行う。

[中国管区警察局]

管区内各警察の指導・調整及び応援派遣を行う。

他管区警察局との連携を行う。

関係機関との協力をを行う。

情報の収集及び連絡を行う。

警察通信の運用を行う。

津波警報の伝達を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整(災害時における医療の提供)を行う。

[中国四国産業保安監督部]

所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

火薬類・高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設・電気施設・ガス施設等の保安の確保に必要な

な監督・指導を行う。

鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

(6) 自衛隊(陸上自衛隊第13特科隊)

自衛隊は、災害派遣要請者(知事・管区海上保安本部長・空港事務所長)からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動は、概ね次のとおりである。

避難の援護救助を行う。

遭難者の捜索・救助を行う。

水防活動を行う。

消火活動を行う。

道路又は水路の応急啓開を行う。

診療防疫への支援を行う。

通信支援を行う。

人員及び物資の緊急輸送を行う。

炊飯及び給水の支援を行う。

救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。

交通整理の支援を行う。

危険物(火薬類)の除去を行う。

その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

(7) 指定公共機関

[西日本旅客鉄道株式会社(岡山支社)]

線路・ずい道・橋梁・停車場・盛土・電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。

災害により線路が不通になった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。

死傷者の救護及び処置を行う。

運転再開に当たり、抑止列車の車両検査・乗務員の手配等を円滑に行う。

[西日本電信電話株式会社(岡山支店)]

災害時における情報等の正確・迅速な収集・伝達を行う。

防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。

防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

発災後に備えた災害応急対策用資機材・人員の配備を行う。

災害時における公衆電話の確保・被災施設及び設備の早期復旧を図る。

気象等の警報を市へ連絡する。

[株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(岡山支店)]

災害時における情報等の正確・迅速な収集・伝達を行う。
防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
発災後に備えた災害応急対策資機材・人員の配備を行う。

[郵便事業株式会社（岡山支店）] [郵便局株式会社（岡山中央郵便局）]

被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
被災者救助団体に対するお年玉葉書等の寄付金の配分を行う。

[日本銀行（岡山支店）]

通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所有現金の確保について必要な措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。

輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送・通信手段の活用を図る。

金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講じる。

また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して定期預金・定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置を取ること。

各種金融措置に関する広報

上記 及び で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

から までに掲げるもののほか、必要に応じ、所要の災害応急対策を実施する。

[日本赤十字社（岡山県支部）]

必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的
に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産・その他の

救助を行う。

緊急救護に適する救助物資（毛布・日用品等）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給等を行う。
血液（保存血液及び成分製剤）確保供給を行う。
義援金の募集及び配分を行う。

[日本放送協会（岡山放送局）]

気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
防災知識の普及に関する報道を行う。
緊急警報放送・避難勧告等、災害情報の伝達を行う。
義援金品の募集及び配布についての協力をを行う。

[中国電力株式会社（岡山営業所）]

電力供給施設の災害予防措置を講じる。
発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに、供給力の確保を図る。
西日本電信電話株式会社との応急復旧の協力に関すること。
都市ガス事業者との応急復旧の調整を行う。

[日本通運株式会社（岡山支店）]

災害時における、市長の車両借り上げ要請に対する、即応体制の整備を図る。
災害時における物資の緊急輸送を行う。

[西日本高速道路株式会社]

災害防止に関すること。
交通規制・被災点検・応急復旧工事等に関すること。
災害時における、利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。
災害復旧工事の施工に関すること。

(8) 指定地方公共機関

[各民間放送会社（山陽放送㈱・岡山放送㈱・テレビせとうち㈱・岡山エフエム放送㈱）]

日本放送協会に準じる。

[岡山ガス株式会社]

ガス施設の災害予防措置を講じる。
発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開を図る。
電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[社団法人岡山県トラック協会]

緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
災害応急活動のための各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。

物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

日本通運株式会社に準じる。

[社団法人岡山県医師会]

医療及び助産活動に協力する。
防疫その他保健衛生活動に協力する。
災害時における医療救護活動を実施する。

(9) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[岡山市内医師会連合会] [岡山市医師会]

医療救護班の編成及び出動体制の整備並びに災害現場への派遣に関すること。
傷病者に対する応急処置及び重症者等の後方医療施設への転送の要否・順位の決定並びに死亡の確認に関すること。

[岡山県病院協会岡山支部]

後方医療施設となる病院に対する連絡調整に関すること。

[岡山市内歯科医師会連合会]

災害時の歯科治療に協力する。
死体の身元確認に係る法歯科医の情報提供と連絡調整を行う。

[岡山市薬剤師会]

医療品を中心とした医療救護活動に協力する。
被災地内の衛生環境整備を支援する。
災害時における医療救護活動に協力する。

[社団法人岡山県看護協会]

医療及び助産活動に協力する。
防疫その他保健衛生活動に協力する。
災害時における医療救護活動に協力する。

[おかやまDMAT]

災害現場において、市町村・消防機関・県警察等の公共機関と連携した情報収集伝達・トリアージ・救急医療等を行う。
災害拠点病院等における患者の治療等を支援する。
患者搬送及び搬送中の診療を行う。
被災地内では、対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用い

患者を搬送する際の診療に従事する。

[岡山市ベストコントロール協会]

岡山市からの要請により、防疫活動を実施する。

[報道機関（新聞・CATV・コミュニティエフエム等）]

防災に関する報道について、迅速・正確に周知を図るための協力を行う。

[農業・経済団体（農業協同組合・森林組合・漁業協同組合・商工会議所等）]

被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡旋について協力する。

[文化・厚生・社会団体（社会福祉協議会・日赤奉仕団・青年団・婦人会等）]

被災者の応急救助活動及び義援金品の募金等について協力する。

[土木・建設協会]

市からの要請により、被災者の応急救助のため必要資機材の使用及び操作員の出役に協力する。

[危険物施設の管理者]

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[その他重要な施設の管理者]

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

第3節 岡山市の防災環境

第1項 自然的条件

1 位置及び面積

岡山市は、岡山県の南部のほぼ中央に位置し、北に吉備高原、南に瀬戸内海を擁し、6市4町と市境を接し、市域面積は789.91km²で、県土の11.1%を占めている。

方位	地名	経度・緯度	距離
東端	東区瀬戸町弓削	東経134度07分22秒	東西 35.1 km
西端	北区西山内	東経133度44分23秒	
南端	南区奥迫川	北緯 34度31分07秒	南北 47.7 km
北端	北区建部町角石谷	北緯 34度56分57秒	

2 地 勢

地形・地質の特性をみると、市土は北部丘陵地・平野部・児島山地の3つに大別され、北部丘陵地は東部吉備高原山地の一部で、地形輪廻の各過程の地形が見られ、特に足守川以西の丘陵斜面は急傾斜で幼年期谷が分布している。平野部は、旭川・吉井川・笹ヶ瀬川等の沖積作用によって形成され、16世紀末からは干拓事業によって、急速に平野部面積が拡大され、児島半島は瀬戸内海の島しょであったものが、平野の拡大によって陸係化したものである。

3 気 象

瀬戸内式気候の典型的な地域で、夏高温で冬暖かく、年間を通じて降雨量は少なく、夏は海陸風が発達する。

(1) 気 温

全般的には温暖であるが、過去の最高気温が39.3（1994年8月）、最低気温は-9.1（1981年2月）で、8月の最高気温の平年値が32.1、1月の最低気温の平年値が1.0である。

特に、夏は日中の暑さに加え「瀬戸の夕なぎ」として知られる無風現象が発生する。また、冬の朝は厳しく冷え込むが、日中は温かい日が多い。

(2) 降水量

年間降水量の平年値は1,141mmで、季節的に見ると梅雨季と台風季（6月185.8mm、7月160mm、9月160.2mm）で一年の約44%の降水量がある。一方、雪の日数は年間約17.4日程度である。

(3) 風

中国山地と四国山地に囲まれているため、強い風はほとんど吹かない。平年値の風速は3.2m/sである。

第2項 社会的条件

1 人 口

明治22年6月1日、市制及び町村制の施行とともに、岡山区を改め岡山市となる。古くから中・四国の交通の要衝として繁栄し、市制施行のときは戸数9,581戸、人口47,564人となり、順次、隣接の町村を編入し、また、公有水面の埋立てにより市域を拡大してきた。

昭和44年（1969）から昭和50年（1975）にかけて、周辺1市7町3村（西大寺市・一宮町・津高町・高松町・吉備町・妹尾町・上道町・足守町・福田村・興除村・藤田村）と合併し、人口は50万人を突破。

その後、平成8年には中核市、平成17年3月22日に御津郡御津町・児島郡灘崎町と合併。更に、平成19年1月22日に御津郡建部町・赤磐郡瀬戸町と合併し、面積789.91km²・東西約35km・南北約48km・人口696,172人（平成17年国勢調査確定値）を擁し、平成21年4月1日には全国18番目の政令指定都市に移行しました。

2 土地利用

市域面積789.91km²のうち、林野面積が353.59km²と一番多く、全体の44.8%を占めている。森林を除く面積は436.32km²と比較的広大な平地があるとともに、そのうち、農用地面積は141.94km²と農用地に

も恵まれている。

3 交通網が集中する広域交流拠点

高速道路は、東西方向に山陽自動車道、南北方向に岡山自動車道が整備され、全国的な幹線道路網の一部を形成し、一般国道では東西方向に国道2号・国道180号・国道250号・国道484号が南北方向に国道30号・国道53号・国道429号が整備されており、県道とともに本市の骨格的な道路網を形成している。

鉄道は、東西にJR山陽新幹線が敷設され、在来線では山陽本線をはじめ伯備線・瀬戸大橋線・宇野線・津山線・赤穂線・吉備線が、JR岡山駅から各地域に連絡しており、中・四国の結節点として拠点的作用を担っている。

また、3,000m滑走路を擁し、輸入促進地域（FAZ）の指定を受け、国際物流拠点としての発展をめざす岡山空港や重要港湾として岡山港がある。

これら自動車交通量等の増大に伴い、地域を連絡する幹線道路ネットワーク等、道路をはじめとする交通基盤整備が求められている。

4 防災上の問題点

市街地への人口急増と周辺の至る所で引き起こした宅地開発で、従来住まなかった災害危険の高い低湿地帯や河川の旧河道、急傾斜地などに住宅が建てられ、また、宅地の急増は山地・農地の比率を低下させたことから、雨水の貯水能力が低下し、河川氾濫による被害の増加等、従前と災害の様相が変化した。加えて、高層建築物や危険物を包蔵する特殊建造物、危険物施設の大規模・複雑化、交通網の輻輳と混雑に伴う大規模な交通災害の危険性、昼夜の人口動態の格差による心理的不安や犯罪の増加等、生活環境の悪化による生命、身体、財産に対する危機意識が増幅した。

更にはライフスタイルの変化や隣保精神の希薄等、問題意識は多様である。

また、上記の社会環境の変化は市内でも地域差があり、防災体制の均衡には困難を極めるものがある。しかも、今後本市における都市化の進展、産業構造の変化などが更に進み、社会経済条件が成熟するに伴い、特に都市防災の見地からの構造改善、防災施設の整備、排水対策の強化、危険物の安全管理、交通安全対策の確立、道路及び街区の整備、建築物規制、公害対策、食糧の安全、救急救助対策の強化、宅地造成の規制及び用水の確保等、人的・物的・社会的災害に対する都市防災構造の対策が重要かつ重大な課題となってくる。

特に本編の地震災害は、規模が広範囲にわたることが懸念されるため、建物の不燃化と耐震化及び広域避難場所の整備拡充が喫緊の課題である。

第3項 岡山市の地震履歴

過去、岡山市に被害を及ぼした地震は、近県を震源とする内陸型地震と、太平洋側のプレート境界面付近を震源とする海溝型巨大地震とに大別できる。

《参照》

過去の地震履歴（資料編）

第4節 地震被害想定

1 方針

地震は、発生する震源の位置・規模・時期等が予測できないことから、地震防災対策にあたっては、過去の地震の発生場所及び被害記録から今後発生するおそれのある地震の震源及び規模を仮定し、それに伴う被害の種類、規模等、その影響力をあらかじめ想定しておくことが最も重要である。

さらに、それを公表することによって「自分の身は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」といった地震防災意識の高揚を図り、市域に在住在勤する者の自助・共助をそれぞれ強化して、想定被害件数の減少に向けて努めてもらうとともに、公助となる防災行政機関も、強い地震が発生した場合には迅速な初動対応の開始が可能となるよう、即座に被害規模の想定を念頭に置いて行動することが、被害拡大防止のためには不可欠となる。

なお、大規模な地震が発生した場合の、岡山市における被害の想定については、平成8年度及び平成9年度の2箇年にわたって被害想定調査を実施しており、次項以降の記載内容の根幹となっている。

しかし、その後、本市の想定対象地震も含め、国の地震調査委員会から全国98の活断層及び海溝型地震の長期評価結果が発表され、想定される地震の規模・地震の発生確率等が公表されている。

また、本市としても御津町・灘崎町との合併に加え、建部町・瀬戸町との合併により新たな地域の編入を行った。

こうしたことから、新たな被害想定の方針が必要となっているが、それを行うまでの間は平成8年度及び9年度に実施した、地震被害想定調査の結果を中心に第4節に記載し、近年、新たに国及び県から公表のあった地震及び津波等の想定については、その一部を第6節に記載する。

2 地震被害想定調査の実施概要及び結果

(1) 地盤挙動調査

岡山市域についての、地質・活断層等の自然条件の基礎資料を収集・整理したうえで、想定地震時における地盤の挙動(地震動・液状化等)についての解析・検討を実施した。

(2) 地震被害想定

地震被害想定的基础資料となる、人口・建築物等の社会条件の現況について、基礎資料を収集・整理し、先に得られた調査成果(地震動の強さや液状化危険度等)を活用し、想定地震ごとに各種の被害想定を行った。

3 地盤挙動の解析・検討

(1) 地盤の解析・分類

地震による地盤の揺れや被害は、地域によって大きく異なり、地盤の状況によって左右されていることが知られている。そこで精度の高い地震動予測を行うために、岡山市内の地形・地質に関する資料を収集・整理し、それをもとに地盤の解析・分類を行った。地盤の解析では、収集した地盤資料をもとにして作成した、表層地質図・地質断面図等の図面を総合的に解析して、岡山市域の地盤をタイプ別に分類し、地震動や液状化の予測に必要な地盤の分類を行った。

なお、資料収集・整理並びに後の地震時の地盤挙動予測にあたっては、国土地理院による標準メッシュコード(約1km×1km)を4分割した2分の1地域メッシュ(約500m×500m)を基本とした。

地質解析

収集した資料の整理を行い、地形及び地質について取りまとめを行った。収集した資料のうちボーリング資料は、地下浅所の地質状況を把握し、地震時の応答解析を行う上で、非常に有効な情報となるものであり、低地部を中心に約2,000本のボーリング柱状図を収集した。

これらのボーリング資料と文献資料をもとに、表層地質図・基盤地質図・地質断面図等を作成した。

物性値の検討

地震時の地盤の挙動を求める応答計算を行うためには、地盤の物性を代表する値が必要である。このため、地質・土質区分ごとに、湿潤密度・S波速度及び動的変形特性曲線を設定した。

また、第四紀層については、ボーリング資料のN値を参考にして、各土質区分ごとの平均N値も設定した。

しかしながら、密度やS波速度は、市内の地層区分全てについてのデータを得ることが困難であるため、密度については既往の土質試験データや、他の土性との相関などの関係資料等を参考にして設定した。また、S波速度については、市内5箇所で開催されたPS検層の結果及び文献資料によるN値と、S波速度の関係からの推定値をもとに各地層間の調和を考慮して設定した。

地盤分類

地震災害は、地盤状況と密接な関係を持っている。従って、地表地震動の予測にあたっては、地盤状況を把握しておく必要がある。しかし、現実の地盤は極めて複雑であるため、主に地質的な類似性に注目して、地盤データを分類・集約することによって、地表地震動予測のための地盤分類を行った。

地盤分類に際しては、地震時増幅特性を得るための応答計算の実施を考慮し、地震工学的基盤を決定した。

ア 地形を「山地・丘陵地」と「低地」に大きく区分した。これにより、表層に分布する地層が「基盤岩類・第三紀層」と「洪積層・沖積層」に分類される。基盤岩類は、その年代・岩種・風化深度により、また、洪積層と沖積層は表層に分布する土質によりさらに区分し、干拓地は沖積層に含めた。

イ 地形区分図・沖積層の層厚分布等を示した、表層地質図及びボーリングデータを総合的に用いた地盤解析の結果をもとに、各々のメッシュの地盤を、最も適切に代表する模式柱状図を設定した。これらの柱状図をさらにパターン化して集約し、最終的には185本の模式柱状図(代表柱状図)とした。

ウ 実際の地盤は非常に複雑であり、1つのメッシュ内に複数の種類の地盤が分布することが普通である。このため、本調査では面積比や人口密度に重みを置いた判定基準に従って、地盤モデルを設定した。

以上のように、岡山市内全域の地盤を185種類の柱状図によって代表させることとした。

(2) 想定地震断層モデル

歴史地震資料及び活断層資料などから検討し、岡山市域に対する影響の大きさ・活動度を考慮して、今回の一連の地震被害想定を行う際の想定地震として、以下の3つの地震を想定するものとした。

南海道沖のプレート境界面を震源とする地震(以下、「南海地震」)、マグニチュード8以上。今回の想定では、1946年の南海地震と同規模の地震の再来を想定地震として設定した。

山崎活断層を原因とする地震(以下、「山崎断層系の地震」)、マグニチュード7以上。一連の断層群のうち、岡山市に距離的に近く、地震発生に伴う影響がより大きいと考えられる、大原断層を主たる震源域とした地震を想定地震として設定した。

中央構造線活断層系(四国)の一部を原因とする地震(以下、「中央構造線による地震」)、マグニチュード8以上。一連の断層群のうち、岡山市から距離的に近く、地震発生に伴う影響がより大きいと考えられる、徳島県北部から愛媛県東部にかけて分布する断層群を震源域とした、地震を想定地震として設定した。

これらの想定地震の震源域(断層モデル)の位置を、次に(図5-1)に示す。

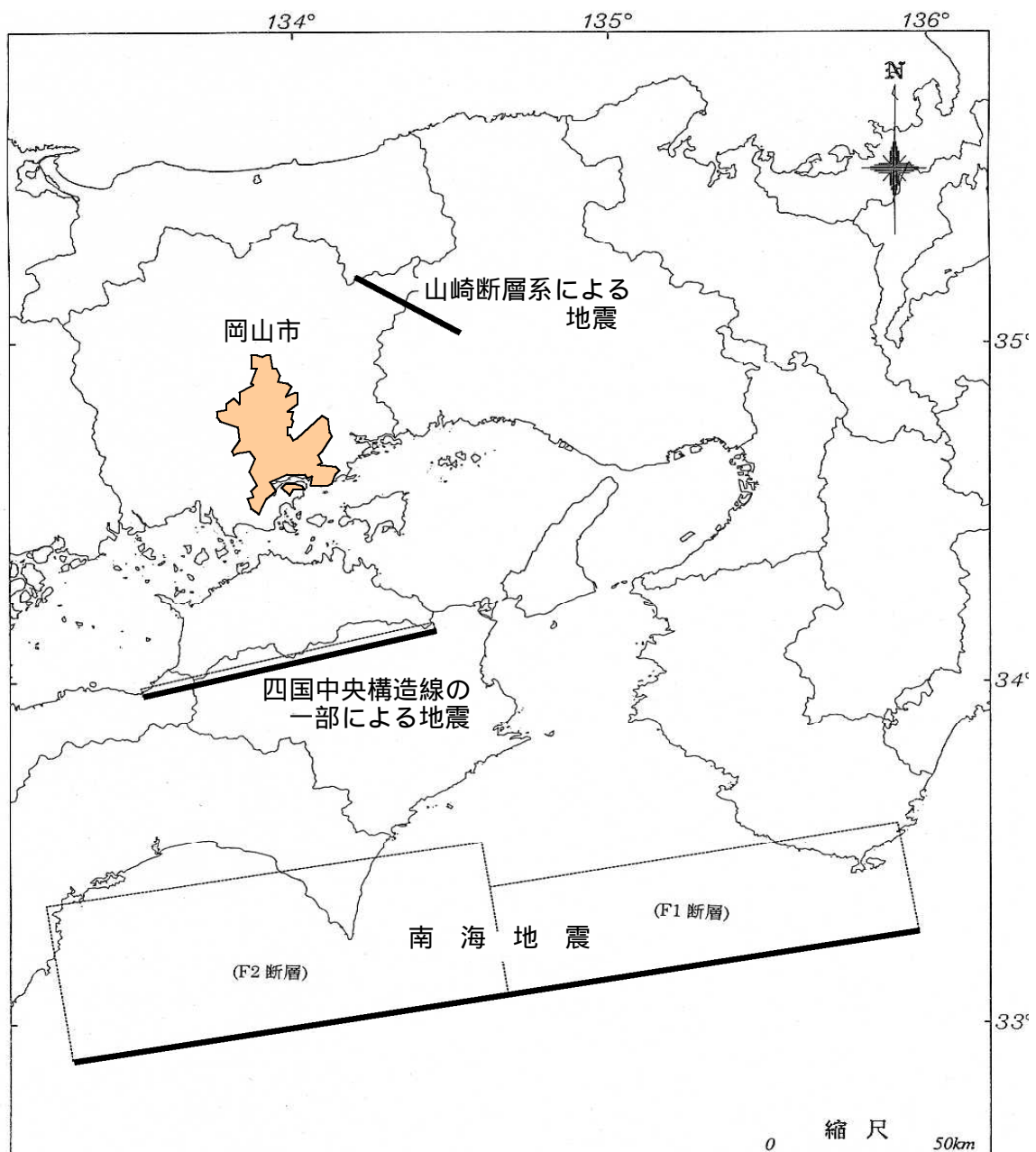


図5-1 想定地震の震源域(断層モデル)の位置図

(3) 地震動の想定

地表での地震動の強さは、地震の規模(マグニチュード)・震源からの距離にもよるが、表層地盤の状況にも大きく左右される。地震動の強さを評価するためには、まず地震が地下深くの硬い岩盤中で発生するので、対象となる地点の地下の硬い岩盤(地震基盤)での地震動の強さを評価したうえで、それよりも浅い表層地盤の状況の評価が必要である。地震動の想定は、以下の手順で行った。

断層モデル

設定した震源断層モデルによる基盤での地震動の想定

表層の地盤モデルごとの増幅特性の評価

地表における地震動の想定

加速度分布、震度分布

このような手順によって、約500mメッシュを単位として、地震動の強さを評価するものとした。

(4) 液状化の判定

対象

道路橋示方書等に基づいて、液状化判定の対象を設定した。岡山市域で主たる対象となる地層は、第四紀沖積層の砂質土・礫質土を含む地層が、地表面下20m以浅にある場合である。

このほか、崖錐及び洪積層のうち、比較的N値の低い(N値<20)砂質土層が分布する場合についても、評価の対象とした。

方法

予測の方法は、F_L法とP_L法を用いて行った。

ア F_L法は、道路橋示方書に示されている方法で、基本的には地震時に生じる地震外力と、砂あるいは礫の持っている、液状化に対する抵抗力を比較する方法である。

イ P_L法は、上記のF_L法が、各計算深度における液状化を判定するのに対し、F_L法の結果からさらに、地盤全体としての液状化危険度を判定するものである。

道路橋示方書(1996年改正)に示されている、地震のタイプについては、その趣旨にのっとりプレート型の南海道地震についてはタイプとし、内陸活断層型の山崎断層系による地震及び中央構造線による地震についてはタイプと設定した。

4 地表加速度・震度・液状化の想定結果

(1) 地表加速度

南海地震

市の南西部で200galを越える地域が一部に分布し、市の中南部には150~200galの範囲が広がっている。市の北部では50galを越える程度である。

中央構造線による地震

市の南西部の一部で250galを超える地域があり、市の中南部では200～250galの範囲となる地域が点在している。3つの想定地震の中で比較すると、加速度の大きさは全体的に見て、この地震による想定結果が最も大きい。

山崎断層系の地震

市の中南部には、150～200galの範囲となる地域が点在している。その他の地域は、50～150galの範囲であるが、市の北西部及び西部では、一部に50gal未満となる地域もある。

(2) 震度

地震動の強さを示す尺度の一つとして、震度を用いるものとした。震度については、1995年の兵庫県南部地震以後見直しが行われ、今回の想定においても、この新しい計測震度相当値のものを想定し、各メッシュごとの震度として表現するものとした。

南海地震

市の中南部～南西部にかけての地域が震度5強となり、その他の地域はおおよそ市の南部は震度5弱・北部は震度4となる。ただし、北部でも震度5弱の地域が若干点在して分布する。

中央構造線による地震

市の中央部～南部の広い範囲で、震度5強となる地域が広がって分布する。上記の地震では震度5弱であった市の中央部及び南東部でも震度5強となる地域がある。その他の地域は、南海道地震と同様おおよそ市の南部は震度5弱・北部は震度4となるが、北部でも震度5弱の地域が若干点在して分布する。3つの想定地震の中で比較すると、震度は全体的に見て、この地震による想定結果が最も大きい。

山崎断層系の地震

市の南部及び中央部に、震度5強となる地域が点在する。その他の地域は、南海道地震と同様おおよそ市の南部は震度5弱・北部は震度4となるが、北部でも震度5弱の地域が若干点在して分布する。

《参照》

被害想定地震震度分布図（資料編）

(3) 液状化危険度

南海地震

市の南部・児島湾沿岸に液状化の危険度が「極めて高い」、あるいは「高い」地域が分布する。このうち、特に液状化の危険度が「極めて高い」地域は、児島湾沿岸の西部～北西部及び北部にかけて分布し、その他、市の東南部及び中央部にも若干まとまって分布する。

中央構造線による地震

液状化の危険度が「極めて高い」あるいは「高い」地域の分布状況は、傾向は南海地震の場合とほぼ同じであるが、範囲はやや広がっている。従って、市全体で見れば、この想定地震の場合、液状化の危険度が高くなる範囲が最も広いと想定される。

山崎断層系の地震

液状化危険度の「極めて高い」あるいは「高い」地域は、ほぼ市の南部に分布する。このうち特に液状化の危険度が「極めて高い」地域は、児島湾沿岸の西部～北西部及び北部にかけて分布し、その他、市の東南部及び中央部にも若干まとまって分布するが、上記南海地震の場合よりもそ

の範囲は狭い。

《参照》

被害想定液状化危険度分布図（資料編）

5 地震被害想定

（１）建築物の被害予測

想定対象としたのは、住宅・商店・工場・学校など用途・構造を問わず全ての建築物である。

（２）道路の被害予測

想定対象としたのは、岡山市内を通る高速道路・一般国道・主要地方道等である。

（３）鉄道の被害予測

想定対象としたのは、岡山市内を通るJR山陽新幹線・山陽本線の幹線と赤穂線・吉備線・津山線・宇野線・瀬戸大橋線の計7路線である

（４）橋梁の被害予測

想定対象とした橋梁は、国道・主要地方道・高速道路及びJRにかかる橋長15m以上の橋梁で、国道88橋梁、主要地方道50橋梁、高速道路61橋梁、JR138橋梁である。

（５）上水道の被害予測

想定対象としたのは、岡山市水道局の管路であり、岡山市水道局から、主要管路の管種・管径別の分布状況及び延長について収集した。

6 火災の被害予測

我が国の地震火災で最も大きな被害となったのは、1923年の関東地震である。この地震では、当時の東京府で40万棟・神奈川県でも7万棟の建物が焼失している。

また、兵庫県南部地震では、地震発生直後から翌々日の19日までに、被災地域である兵庫県南部で約180件の火災(出火件数ベース)が発生し、そのいくつかは拡大火災となり、市街地を焦土と化した。

その結果、70haの面積・7千棟の家屋が焼失することになった。この火災の規模は、1925年に起きた北丹後地震に匹敵するもので、地震火災としては戦後では最大級のものとなった。

宇佐見(1985)によれば、地震によって10棟以上の建物が焼失した場合を地震火災として、明治から昭和48年までの106年間の地震火災の発生状況を見てみると、マグニチュード6以上7未満の地震では、130回の地震のうち、地震火災の発生は1回(0.8%、マグニチュード7以上8未満では67回のうち10回(14.9%)、マグニチュード8以上では実に9回のうち5回(55.6%)と、地震の規模が大きくなるにしたがって、地震火災の発生する危険性が高くなっていることがわかる。

今回の地震火災の想定では、一般に使用されている火気器具と、危険物施設に貯蔵されている危険物からの(炎上)出火件数を予測し、次に常備消防力を考慮して消火の可能性について検討した。消防力によって消火できない出火点については、延焼が拡大するものとして延焼地域を想定し、焼失する建物の数を求めるものとした。

7 人的被害の予測

我が国では過去に多くの地震が発生し、貴重な生命、財産が奪われている。このような人的な被害は被害の最たるものであり、こうした死者の処置や負傷者の手当・り災者の救済は、何にも増して重要である。したがって、これらの人的被害を事前に予測しておくことは、地震後の対応に備えるうえで、大きな示唆を与えるとともに、その軽減を図るうえで大変重要である。

ここでは、死者・負傷者・家を失う人々(以下、「り災者」と呼ぶ。)、災害によって避難する人々を人的な被害として予測した。

第5節 地震防災対策の実施に関する目標

1 基本的な考え方

市民生活の各分野にわたり、重大な被害を及ぼすおそれのある地震災害に対処するためには、地震発生までの間に様々な対策を講じ、被害軽減を図る必要がある。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。このため、地震防災特別措置法に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を定め、効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進することにより、人的被害の軽減を図る。

2 概要

岡山市において想定される、3つの地震による被害を、極力軽減させることを目標とする。

第6節 震災に関する調査研究

1 方針

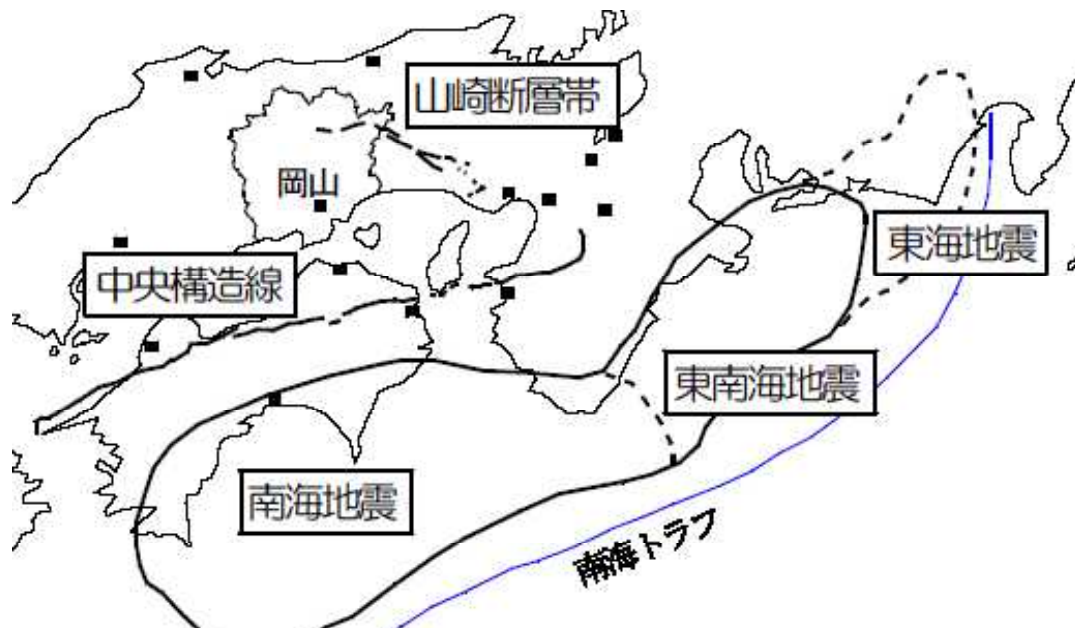
防災にかかる見地から、研究機関・大学等における地震及び地震防災に関する科学技術及び研究の成果等を参考としながら、市域周辺の活断層の状況や大規模地震が発生した場合に、予想される液状危険地域の状況等について、関係機関等の緊密な連携をもとに調査・研究を進め、必要な場合、想定の見直しを行う。

2 国による調査

国の地震調査委員会では、阪神淡路大震災の被害発生を教訓として、全国の活断層のうち主要な98断層帯及び周期的に起こる太平洋側の海溝型地震を対象として調査研究を進め、各断層及び海溝型地震の震源想定範囲ごとに長期評価の結果を発表し、想定される地震の規模・地震の発生確率等が公表されている。

そのうち、本市が大きな被害を被ると想定している、前節記載の地震源について記載する。

(1) 地震規模及び発生確率想定(資料編参照)



[震源位置図]

(2) 東南海・南海地震による岡山県の被害（資料編参照）

国の中央防災会議の「東南海・南海地震等に関する専門調査会」では、東南海・南海地震の同時発生による建物被害及び人的被害を関係都府県別に想定し、平成15年9月17日に公表しているの、その資料の中から岡山県の被害を記載する。

3 県による調査（資料編参照）

岡山県は、起こりうる大規模地震と、それに伴う地震発生時の人的・物的被害について、過去(平成7年度及び13年度)に検討した6つの想定地震(南海トラフ・鳥取県西部・第2鳥取・松江南方・中央構造線の一部・大原断層)を「南海地震に係る被害想定及び液状化想定の再評価・研究等事業」として平成14年度に再評価・整理している。

旧御津町・灘崎町、更に旧建部町・瀬戸町では、地震の被害想定をしておらず、本市も両町との合併以降において地震被害 想定等を見直していないため、県の行った被害想定をここに記載する。

なお、県の想定した6つの想定地震のうち、被害が最大となるのは南海トラフ(東南海・南海地震の同時発生、想定規模マグニチュード8.6)であることから、これによる被害のみを記載する。

第2章 震災予防計画

第1款 平常時計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1項 自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着

1 方針

大規模地震の発生時には、初期消火・救出・応急救護・避難誘導など、広範な応急対応が必要となり、防災関係機関においても、最大限の努力をすることはもちろんであるが、的確に対応することは極めて困難であるため、災害初期段階においては「自らの身は自ら守る」との基本理念と、正しい防災知識を市民一人ひとりが持つよう、それぞれの状況に応じた継続的・反復的な啓発を通じて、その普及に努める。

また、津波については、個人の避難行動が重要であることから、津波の危険や津波警報・避難指示の意味合い、避難方法等を住民に広く啓発に努める

2 対策

(1) 市の対応

市は、住民及び事業所が、震災対策に関する深い理解と知識を持つよう、広報紙やパンフレット等の印刷物の配布・防災ビデオの貸出し・講演会等の開催、地域を対象とした防災訓練の実施など、適切な方法により普及活動を行う。

地域住民の適切な避難や防災活動に資するために、防災マップ・地震時の行動マニュアル等を作成し、その普及を図る。

自立型・災害回避型ライフスタイルの普及を通じて、隣人等に対する救助意識や相互支援について指導する。

地域における防災活動を促進するため、消防団についても青年層・女性層の団員への参加促進等により、その活性化に努める。

[住民]

住民は、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における自主防災組織活動への参加等を通じ、地域の防災力向上に努める。

[企業]

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保・二次災害の防止・事業の継続・地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備・防災訓練・事業所の耐震化・予想被害から、復旧計画策定・各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の推進に努める。

このため、市及び県は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って、増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等、高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた、条件整備に取り組むものとする。

(2) 家庭・地域の普及対策

防災意識の啓発は、個人から家族・自治会・町内会・学区等、各段階に応じた活動により災害対応の地域連帯感を高める。

防災週間や防災とボランティア週間等、防災啓発時期に限らず年間を通じて、地震・津波に関する一般知識・平常時及び地震発生時の心得として、次のような項目について、防災意識の普及・啓発を図る。

- ア 飲料水及び食糧の備蓄・非常持ち出し品の用意・家屋の耐震や家具の固定などの家庭における減災対策
- イ 避難先及び避難方法の確認
- ウ 初期救助及び応急手当法
- エ 消防水利設置場所の周知・初期消火の方法

(3) 事業所・職場の普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点から、それぞれの事業所に対して、次のような事項に関して防災意識を広める。

- 経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。
- 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。
- 災害時の行動マニュアルを作成すること。
- 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(4) 教育機関

一般住民に対する防災知識の普及と合わせて、児童・生徒等を対象とする防災教育を推進する。また、児童・生徒等の安全を確保する観点から、次のような事項に関して、それぞれの教育機関は防災対策の推進を図る。

- 地震災害に関する知識を深め、災害への対応力を高めるため、各教科・道徳・特別活動などで、児童・生徒等の発達段階や学校等の状況に応じた、防災教育を実施すること。
- 避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
- 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

(5) 不特定多数が利用する施設の普及対策

不特定多数の者が利用する施設（デパート・駅・病院・各種福祉施設等）については、個々の施設の特性を配慮しながら、次のような事項に関して、施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

- それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
- 利用者の立場にたち、施設の点検・改修など、必要な防災措置を推進すること。
- 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図る。
- 従業員等に応急手当法の普及啓発を図ること。

(6) 緊急地震速報の普及・啓発

市及び県等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

第2項 自主防災組織等の育成計画及び参加

1 方針

地域の人々が、「自分たちの地域は自分たちで守る」という協同意識に基づき、災害に備えておけば災害初期の人命救助・消火活動に生かされ、災害を最小限にすることができる。

そのため、地域住民や事業所等が、実践的に防災活動ができるよう、組織の育成を図る必要がある。

このことから、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。

2 対策

(1) 市の対応

市は県の指導を得て、災害に対する行政の責務・地域住民の責務と自主防災組織の位置づけを明確にし、自主防災組織が未設置の地域の組織化を進めるとともに、既存組織の育成強化を図る。

町内会を母体とした自主防災組織の編成を目指し、地域の中にある消防団経験者、日赤防災ボランティア等、防災の専門的知識のある住民と連携を取り、リーダーの役割を担う人材の育成を図る。

自主防災組織の指導マニュアルを作成し、編成の促進を図る。

(2) 地域の自主防災組織の育成

自主防災組織は、地域（地区）の実状に即した組織・活動に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を考慮して育成を図る。

自主防災組織は、町内会単位の組織を目指し、地域消防団と関連づけ、団員が指導的役割を担う等の方策を図る。

市・県等における、各種研修会等によりリーダーの育成を行う。

(3) 事業所の自主防災組織の育成

事業所は、従業員・利用者等の安全の確保と二次災害を防止するため、事業所の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、地域の安全確保に積極的に努めるものとする。

(4) 各防災組織相互の協調

平素から地域の自主防災組織・事業所自衛消防隊と消防団や防災ボランティアなど、防災関係機関が協力して、地域の防災対策の推進・防災知識の普及・防災訓練を行い、防災組織相互の協調体制を確立しておくことが必要である。なお、協議すべき事項の概要は、次の項目である。

防災計画の立案に関すること。

人命救助救出に関すること。

被害情報の収集に関すること。

住民への情報伝達に関すること。

被災者の収容及び避難所の運営に関すること。
応急救護所設置及び応急救護活動に関すること。
食料・緊急救護物資等、輸送・保管及び配給に関すること。

第3項 ボランティア養成等計画

1 方針

災害時には、平常時の行政システム処理能力をはるかに越える事態が予想され、人命救助や負傷者の手当から、大量の人員が必要となる。そこで、常時より医師・看護師を初めとする専門技術型ボランティアの確保に努めるとともに、災害時に効果的なボランティア活動が可能となるような体制や組織づくりを行い、自主的なボランティア活動との連携を効果的に進める必要がある。

2 対策

(1) 市とボランティアの連携

本市が被災した場合に、被災者のニーズ等の情報提供や活動支援・事故補償など、安心してボランティア活動に参加できるような、環境の整備を図る。

(2) ボランティアの育成、登録

市は県や社会福祉協議会等の関係団体と連携して、災害時にコーディネーターやリーダーとして適切に行動できるボランティアの養成や効果的な活動を促すための登録制度の確立を図る。

また、防災ボランティアリーダーを確保することを目標に、「岡山市防災まちづくり学校」を開設し、年次的にリーダーの育成を図りながら、分野別の登録を進める。

(3) ネットワーク化の推進

市及び市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携し、災害時において迅速な対応ができるよう近隣の社会福祉協議会を含めて、連絡応援体制の整備を図るものとする。

また、市の各機関は関係各種団体と平素から連携し、災害時において迅速な対応ができるよう、連絡応援体制の整備を図るものとする。

第4項 住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加

1 方針

いつ災害が発生しても、対応できるようにするためには、平常時から防災訓練を行い、防災活動の知識・技能を習得しておく必要があるため、自主防災組織・企業・教育機関において、繰り返し防災訓練を実施し体制の充実を図る。

2 対策

(1) 訓練計画の策定

市は県の協力を得て、自主防災組織の訓練計画の指導、助言に努めるとともに、住民・地域・企業等は、それぞれの防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

(2) 自主防災組織の防災訓練

防災訓練項目

防災訓練項目の主たるものは下記のとおりとする。

ア 情報連絡訓練

情報収集 ... 地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達 ... 防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

イ 消火訓練

消火器等の消火用機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

ウ 避難訓練

各個人 ... 避難時の携行品等のチェック

組織単位 ... 組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難場所まで安全に避難できるようにする。

エ 給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により、食料や水を確保する方法・技術を習得する。

オ 救出救護訓練

最低限必要な人工呼吸・心臓マッサージ、応急手当の他、備えつけの資機材やAED（自動体外式除細動器）の使用 방법에習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等について習得する。

総合訓練

自主防災組織の各班が、有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮した訓練をする。

ア 市あるいは消防機関が主催する、総合防災訓練には積極的に参加する。

イ 自主防災組織、事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

(3) 教育機関等の訓練

教育機関は、就学期に防災意識を高めるため、教育現場での防災訓練を行うものとする。

管理者は幼稚園・小・中学校・高等学校に応じた、訓練計画を毎年策定し訓練を実施する。

教職員は、学校が避難場所等になることを想定した訓練に努める。

(4) ボランティア団体等との連携

市、県等は、防災訓練を実施する際、ボランティア団体等にも参加を求め、協力体制の強化・予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

第5項 地域防災活動施設等整備計画及び推進

1 方針

地震災害において、各地域で活動する自主防災組織等の役割を遂行するため、都市形態・集落形態等を考慮しながら、平常時においても多目的・多面的に利用できる、複合した防災活動施設等の整備を進める。

2 対策

(1) 活動施設の整備

市は地域の自主防災組織の規模に応じ、消防団機庫との連携をとりながら、避難場所や公民館等に併設し平常時から活動の拠点ともなる、施設や資機材の整備に努める。

自主防災組織の初期消火・救護等、活動に必要な資機材・倉庫を整備する。

地域の広場・公園等においても、応急活動や避難生活の場所となるものについては、必要となる資機材・水道・照明・トイレ等を整備する。

第6項 災害時要援護者の安全確保計画

1 方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化に伴い、高齢者・障害者（以下、「災害時要援護者等」という。）・こども・妊婦・傷病人・外国人などは、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動を取ることが困難であるため、平常時より災害時要援護者等の把握・連絡体制・状況の確認方法・医療福祉との連携の下で、安全対策の確保を図るとともに、社会福祉施設においては、施設の整備・防災教育・防災訓練等を平常時より実施し、防災対策の充実に努める。

また、地域においては、災害時要援護者等を助け合える地域社会づくりを進める。

2 対策

(1) 防災知識の普及

[市]

市は県、社会福祉協議会等と協力して、災害時要援護者等をはじめ家族・身体障害者相談員・知的障害者相談員・関係施設職員・ボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。その際、こどもや外国人に分かりやすい絵本や漫画の教材を用いること、災害時要援護者等のため必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が災害時要援護者等とともに、助け合って避難できることに配慮する。

[社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等]

社会福祉施設・災害時要援護者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実に努める。

社会福祉施設・災害時要援護者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ、次の内容のマニュアルを作成し実施する。

施設職員・入所者等の任務分担・動員計画・緊急連絡体制

地域住民とともにを行う防災訓練

[住民]

災害時要援護者等は、自己の身体状況に応じた生活方法・介護方法・医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具・補装具・特定の医療品等の入手方法等について、明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持ち出し袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努めるものとする。

(2) 災害時要援護者の把握

[市]

市は、災害時要援護者等の詳細情報を日頃から把握しておく。

居住地・自宅の電話番号

家族構成

保健福祉サービスの提供状況

外国語による情報提供の必要性

近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法。また、迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。

なお、援護を要する高齢者の情報把握については、地域包括支援センターの活用等により行う。

[住民]

災害時要援護者等は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民・県外の連絡先・近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、災害時要援護者等の近隣の住民は、日頃から可能な限り、災害時要援護者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

(3) 生活支援等

[市]

市は、県や県市社会福祉協議会等の支援を得て、災害時において災害時要援護者等に対する避難所における情報提供等、支援が迅速かつ確に行われるよう、次の事項を含む避難支援プランを作成する。

災害時要援護者等の安否確認及び必要な支援の内容の把握に関する事項

ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

障害の状況等に応じた情報提供に関する事項

外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

特別な食料(柔らかい食品・粉ミルク等)を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

避難所・居宅への必要な資機材(車いす・障害者用トイレ・ベビーベッド・ほ乳びん等)の設置・配布に関する事項

避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

避難所又は在宅の災害時要援護者等のうち、老人福祉施設・医療機関・児童福祉施設等へ第二次避難を要する者について、当該施設への受入要請に関する事項

[住民]

住民は、自治会・町内会・自主防災会・民生委員等の活動を通じて、災害時要援護者等を支援できる地域社会の醸成に努める。

また、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等、災害時要援護者等の生活についての知識の修得に努める。

第7項 食料・飲料水・生活必需品の確保計画

第1 食料の確保

1 方針

被災当初における円滑な食料の確保は、家庭内・事務所内での備蓄が重要であるため、その推進を図るとともに、他都市・食品加工業者・外食産業等との協力協定により協力体制を整備し、効率的な食料の調達体制を図る。

2 対策

[市]

国並びに県においても、調達計画等により被災都市への措置を講じることとしているが、市においても災害が発生した場合、緊急に必要とする食品を確保・供給するため事前に次の措置を行う。

緊急食料の調達・配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定

計画に当たっては、災害時要援護者等へ適切な食料供給に十分配慮する。

食料援助の集積場所の選定

食料・生活必需品等、援助物資の集積場所については、地震被害想定調査の結果を基に選定を進める。

住民・事務所へ食料備蓄の啓発

[住民・事業所等]

住民・事業所等は、2～3日程度の食品を備蓄するように努める。なお、備蓄に当たっては、乳幼児・高齢者等の家族構成に、十分配慮するものとする。

第2 飲料水の確保

1 方針

岡山市水道局は、管内の地域において被災想定人口に基づき給水計画を樹立し、住民への飲料水が確保できるよう努める。その目標は最低必要量(供給を要する人口×約3リットル/日)とする。

道路の混乱を考えた場合、飲料水の供給をスムーズに行うため小・中学校の受水槽を利用した緊急用貯水槽等の整備を進めるとともに、住民・事業所等に対して飲料水の備蓄を勧奨する。

2 対策

[岡山市水道局]

次の事項について、実施するものとする。

水道復旧資材等の備蓄を行う。

給水タンク・給水車・トラック・非常用飲料水袋・ろ過機等、応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。

住民・事業所等に対し、貯水や応急給水について指導を行う。

水道工事業者等との協力体制を確立する。

[住 民]

住民・事業所等は、備蓄として1人1日3リットルを基準とし、関係人数の3日分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で安全性が高く震動により水もれや破損しないものとする。

第3 生活必需品の確保

1 方 針

震災発生時に必要な物品については、個人で確保できるよう努めることとするが、個人で対応できない場合には、県等と調整のもと、特定の生活必需品について確保・供給できる体制を整備する。

2 対 策

市は、被災者想定に基づき、必要数量等を把握のうえ、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

確保すべき生活必需品(以下、「特定物資」という。)の品目・数量
特定物資に係る流通在庫の定期的調査
特定物資の調達体制
緊急物資の集積場所
備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所

[日本赤十字社岡山県支部]

被災者に、緊急に支給する毛布・日用品セット・バスタオル等を確保しておく。

[住 民]

住民及び自主防災組織は、「自らの身は自らで守るのが防災の基本である」という考えに基づいて、平常時より食料の他に救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。また、病院・社会福祉施設・企業・事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第4 個人備蓄

1 方 針

住民・事業所等は、平常時より食料・救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等の防災品を備えておくことは、大変重要なことです。また、慢性疾患等により、常用する医薬品がある人は、持ち出しや確保方法について各自で確認しておく。

市は、住民・事業所等に対し、個人備蓄等について普及・啓発を図る。

2 対 策

(1) 食料・飲料水の備蓄

[住民・事業所等]

住民・事業所等は、2～3日程度分の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。なお、飲料水にあっては、1人1日当たり3リットルを目安とする。

また、備蓄に当たっては、高齢者や乳幼児等の家族構成等に、十分配慮するものとする。

(2) 生活必需品の備蓄

[住民・事業所等]

住民・事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品・懐中電灯・携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう、準備しておくよう努めるものとする。

(3) 常用医薬品の持ち出し

[住民]

難病者を含む高齢者や在宅療養者等、それらの介護者は個人の特性に応じた常用医薬品等の必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておくものとする。

特に、長期間継続服用を必要とする医薬品をはじめ、自分が使用している医薬品の名称や使用方法については、健康手帳を利用して日常的に記録保持するよう努める。

(4) 個人備蓄の意識啓発

[市]

個人備蓄の意識・必要性・方法等について、パンフレット等の広報誌や自主防災組織の活動等により、住民・社会福祉施設・事業所等に意識啓発する。

[住民・事業者等]

住民・事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等、意識啓発を図ることとする。

第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え(危機管理)

第1項 災害応急体制整備計画

1 方針

地震は、前ぶれなく不意に起こることから、対応する職員の被災や交通機関・通信網の途絶等を予測し、迅速に対応するための初動体制の確立、災害対策本部の設置、非常時の権限等所要の整備を図る。

2 対策

(1) 緊急初動班(初動体制)

大規模地震が、勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、勤務時間内の体制とは別に緊急初動班を設置する。

緊急初動班は、本部及び区本部毎に組織する。

緊急初動班は、通勤距離が概ね5km以内の職員の中から毎年度指名する。

緊急初動班は、岡山市で震度4以上の地震が発生した場合に自主参集する。

緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。

ア 情報の収集及び幹部への報告

- イ 県への報告
- ウ 非常体制への移行準備
- エ 地震（震度4以上）に伴う津波情報等への対応

（2） 班員への連絡方法

班員への連絡については、電話・携帯電話等による通報体制を整備する。

（3） 本部の処理権限の委譲

災害初期において、市長をはじめ幹部不在の場合、本部設置の判断や知事への自衛隊の派遣要請などの処理権限の順位をあらかじめ定める。

第1位 副市長（総務担当）、第2位 副市長（財務担当）、第3位 総務局長、第4位 消防局長

（4） 区本部の処理権限の委譲

災害初期において、区長が不在の場合、区本部の設置及び運営権限の順序は次のとおりとする。

総務・地域振興担当をもって充てる区副本部長

維持管理担当をもって充てる区副本部長

（5） 非常体制の基準

震度5強以上の地震が発生した場合又は震度5弱以下の地震により、相当規模の災害が発生し、更に災害が拡大するおそれのある場合は、非常体制に移行する。

なお、必要に応じて、本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

（6） 非常体制の職員配備

本庁及び出先機関の全職員が配備する。

勤務場所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの区役所等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。

各所属長は、職員の配備状況を把握のうえ、必要に応じて、被災していない地域から職員の応援等の措置を講じる。

（7） 各局各課の所管事項

岡山市災害対策本部規程第6条第2項の規定とは別に、震災対策に関する各局各課の所管事項を定める。

各局各課の所管事項は、次のような点を踏まえ定めるものとする。

- ア 地震対策に関する法令の改正に対応する事項
- イ 国の各省庁の事業に対応する事項
- ウ 震災対策編による新規・改正に対応する事項
- エ 広域応援体制の実行に対応する事項

（8） 災害対策本部室の確保

災害対策本部室は、原則として第3会議室に設置するものとするが、地震により庁舎（本庁）が

損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは、あらかじめ、別に定めた施設に代替本部室を確保するものとする。

なお、代替本部室は、次の点を考慮して選定するものとする。

本部要員の収容能力があり、長期使用が可能な施設であること。

通信手段の確保が図れること。

幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。

(9) 現地災害対策本部室の確保

災害対策本部長は、大規模地震に際し、被災現地において機動的かつ迅速に災害応急対策の推進を図る必要があると認めるときは、本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置するものとするが、地震により損壊等の被害を受け、現地災害対策本部機能を果せない場合は、あらかじめ、別に定めた施設に代替現地災害対策本部室を確保するものとする。

なお、代替現地災害対策本部室は、次の点を考慮して選定するものとする。

本部要員の収容能力があり、長期使用が可能な施設であること。

通信手段の確保が図れること。

幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。

(10) 市及び防災関係機関の体制整備

市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について、必要な整備を図るものとする。

(11) 防災関係機関相互の連携

各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう、平常時から連携の強化を図るものとする。

(12) 津波警報・津波注意報による配備体制

県内沿岸に津波警報・津波注意報が発表されたときは、次により配備する。

本部の措置・・・(1)(6)の初動体制・非常体制に準じる。

区本部の措置・・・(1)(6)の初動体制・非常体制に準じる。

第2項 情報の収集連絡体制整備計画

1 方針

災害時における情報の収集・伝達は、通信手段の確保と連絡体制の整備が重要であることから、無線通信施設等の通信施設の充実と災害時の損傷を考慮しての補完機能(バックアップ)を高めるとともに、災害対策本部と県をはじめ防災関係機関との連絡体制を整備する。

2 対策

(1) 防災関係機関の通信手段

各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策等を講じ、通信手段の整備充実を図る。

なお、市及び県は、地震計等観測機器の整備に努めるとともに、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

また、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施・的確な操作の徹底・専門的な知識や技術をもとに、耐震性のある堅固な場所等への設置を図ること。

〔市〕

防災用無線設備の充実を基本に、被災状況の情報収集と住民への伝達手段の整備を図る。

非常災害時に、災害対策本部が中心となり、消防・警察などの防災関係機関や医療・電気・ガス・通信・運輸・金融・教育・自主防災組織など、防災上、住民生活に密接に関連する生活関連機関とが、相互に情報交換できる地域防災無線の整備を図る。

住民への情報の伝達手段として有効な有線放送、オフトーク通信及びケーブルテレビジョン（CATV）等の整備を図る。

アマチュア無線による情報収集のため、対策本部内に岡山市アマチュア無線局の開設を図る。

〔防災関係機関〕

防災関係機関は、無線機器を基本にそれぞれの業務に適した通信手段の整備・拡充を図る。

（２） 非常通信協議会との連携

非常災害時の通信手段を確保するため、非常通信の運用について非常通信協議会との連携を図る。

（３） 地震情報の連絡

市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

情報収集の方法

ア 被害情報の収集は、参集した職員からの報告、収集に動員した職員の巡回・警戒活動、防災関係機関及び市民からの通報を基に収集する。

イ 防災関係機関は、災害対策本部に情報連絡員を派遣し、情報収集・交換の緊密化を図る。

ウ 岡山市消防局は、高所監視カメラ及びヘリコプターによる上空からのヘリテレ映像により、情報収集を行う。

エ 広域緊急援助隊・緊急消防援助隊等の情報を収集する。

災害初期の情報収集・連絡

ア 初期の情報収集が、迅速かつ的確な応急対策を実施するうえで重要となるため、職員からの報告や市民からの情報のみではなく、警察・消防・自衛隊との情報収集・連絡を図り、以下の情報収集にあたる体制を整える。

（ア） 人命にかかる被害、医療機関等の状況

（イ） 道路被害状況

（ウ） 生活関連（電気・ガス・水道）の状況

（エ） 被害規模状況の把握のための情報

応急対策時の情報収集・連絡

ア 防災関係機関が、防災活動の業務に移った時点以降においては、市、県及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。

イ 被害情報については、各部・班及び区本部等からの報告を本部が取りまとめ、県及び関係機関に連絡する。

第3項 救助・救急・医療体制整備計画

第1 救 助

1 方 針

震災時には、倒壊家屋の下敷や車輛事故等により、救助を必要とする多くの傷病者が発生すると考えられるため、消防機関・県警察・自衛隊等の防災関係機関と医療機関との密接な連携の下に、救助体制の確立に努めることとする。

また、救助隊が到着するまで、住民による救助活動のための意識の啓発と合わせ、災害救助用資機材の準備を行う。

2 対 策

(1) 組織体制の整備

[市]

市は、救出・救助活動が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保について、あらかじめ定めておく。なお、県の指針に沿って、救助活動に直接関係無いヘリコプター等の運航等を一定時間規制するサイレントタイム設定マニュアルを作成する。

[消防機関、県警察]

消防機関・県警察は、災害時に救助隊を迅速に組織・派遣するためのマニュアルを作成する。

(2) 住民等による救出活動のための条件整備

[市]

住民・事業所・自主防災組織等に対し、救助隊が到着するまでの初期段階における救助・救護の意識啓発及び知識の習得のための訓練を行うとともに、各消防団単位と消防本部を結ぶ無線通信装置の充実を図る。

第2 傷病者の搬送

1 方 針

傷病者の搬送については、県において設置する県災害医療本部及び地域災害医療本部が消防機関・医療機関・保健所等との総合調整を行い、ヘリコプターなどの確保も含め、市は県に協力するものとする。

2 対 策

(1) 組織体制の整備

[市・消防機関]

道路管理者・県警察及び関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法や災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど、効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 災害・救急医療情報システムの運用

[市・県・消防機関・岡医連・市医師会・各医療機関]

市・県・消防機関・岡医連・市医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、

収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など、搬送先を決定するに必要な情報を提供できる、災害・救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用することとする。

(3) ヘリコプターによる搬送

ヘリコプターの確保

市は、道路交通網の寸断時の遠隔地への搬送について、岡山市消防局ヘリコプターの効率的な運用を図るとともに、県消防防災ヘリコプター等と連携のもと災害時におけるヘリコプター輸送の確保を図る。

ヘリポートの整備

県及び災害拠点病院は、災害拠点病院のヘリポート施設の整備に努めるものとし、別途、市域内にヘリコプター搬送が可能となる緊急用場外離着陸場の整備を図る。

ヘリコプター基地の整備

県において、広域応援等によるヘリコプターの待機場所及び燃料補給場所となるべき基地の整備が検討されるので、市は県に協力するものとする。

(4) 救急隊員等の研修

[消防機関]

消防機関は、災害時におけるトリアージ技術や応急手当の方法等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

第3 災害救急医療体制整備計画

1 方針

大規模災害を想定しての情報収集・連絡体制の確立のため、県が実施している災害・救急医療情報システムとは別に、バックアップ機能となるよう防災用無線施設を整備し、災害医療提供体制の整備・医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び市民への災害医療の普及・啓発を推進する。

2 対策

(1) 組織・体制の整備

県において、県災害医療本部・地域災害医療本部の設置のための体制整備、岡山県医師会・航空機保有事業者等と災害時における協定が締結されるなど、連携体制の整備が進められているが、これらの医療計画と整合を図り、岡山市内医師会連合会(以下「岡医連」という。)、岡山市医師会(以下「市医師会」という。)及び日本赤十字社岡山県支部と「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療体制及び消防ヘリコプターによる傷病者の搬送体制等について一層の充実を図る。

(2) 災害・救急医療情報システムの整備

[市]

市域内の医療機関・消防機関・岡医連・市医師会・関係行政機関等との連絡・連携体制を強化し、県が実施する災害・救急医療情報システムとの調整をとりながら、医療機関情報を確保できる体制を整備する。

[医療機関]

医療機関は、災害・救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平常時から最新の医療情報を入力する。

(3) 災害拠点病院の整備

[県]

県において指定された、災害時に医療提供の拠点となる災害拠点病院（基幹災害医療センター：県内 1 病院、地域災害医療センター：二次医療圏 1 病院(県内 6 病院)の機能整備が行われることにより、被災地域の継続的医療供給が確保される。

整備される機能

- ・ 高度の診療機能、広域搬送対応機能
- ・ 医療救護チーム派遣機能、応急用資機材貸出し機能、研修機能(基幹災害医療センターのみ)

整備される施設・設備

- ・ 耐震補強、備蓄倉庫、自家発電装置
- ・ 受水槽、ヘリポート
- ・ 研修スペース(基幹災害医療センターのみ)

[医療機関]

災害拠点病院は、災害・救急医療情報システムや緊急電話等により、近隣医療機関との間で傷病者の受け入れ、搬出が円滑に行われるよう連携の強化に努めるものとする。

(4) 医療機関における耐震化・診療確保体制の整備

[医療機関]

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努めるものとする。

施設の耐震診断の実施とその耐震化の推進

貯水槽・非常用発電等の整備

医療設備・機器の転倒防止のため、ボルト止め等の実施

災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施

携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

(5) 効率的な医療を確保するための研修の実施

[医療機関]

基幹災害医療センター(岡山赤十字病院)及び日本赤十字社岡山県支部において行われるトリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修会への積極的な参加等により、医療関係者の資質の向上に努める。

(6) 市民への災害医療の普及・啓発

[市・県・消防機関及び日本赤十字社岡山県支部]

市・県・消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、救急蘇生法・応急手当・災害時に必要とさ

れるトリアージの意義等に関して、市民又は県民への普及・啓発を行う。

(7) 人工透析・難病患者等への対応

災害時における対応を迅速に行うため、県において医療機関における受診状況等の実態把握及び患者団体との連携に努めることになっているが、市においても県に協力するものとする。

第4 医薬品等の確保体制の整備

1 方針

救急医薬品等については、流通段階における備蓄及び災害拠点病院の備蓄により確保するものとする。医療用血液については備蓄が困難なため、的確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備するものとする。

[県]

災害時に必要とする医薬品等の確保については、県において医薬品卸売業者・災害拠点病院・県薬剤師会備蓄センター等との連携により、確保状況の把握及び医薬品等の仕分け、管理を適切に行えるよう体制の整備に努める。

[医薬品等備蓄施設]

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者・災害拠点病院及び薬剤師会備蓄センター等）は、県と連携をとり、次のとおり医薬品等の確保に努める。

- ・災害後1～2日で必要と思われる医薬品は、包帯・ガーゼ・三角巾・副木・消毒液・輸液等の外科的治療に用いるものである。
- ・災害3日目以降で必要と思われる医薬品等は、避難所の被災者に対する風邪薬・胃腸薬等の一般常備薬及び高血圧薬・糖尿病薬等の慢性疾患を中心としたものである。

[県赤十字血液センター]

医療用血液の確保については、岡山県赤十字血液センターにおいて、隣接県の血液センターとの協力体制の確立に努める。

[市・岡医連・市医師会・薬剤師会・業者]

各種医薬品等の確保のため、連絡体制を整備する。

第4項 避難地及び避難路等整備計画

1 方針

地震発生時に避難する一次避難地・広域避難地及び避難地に至る避難路は、人的被害の発生を未然に防止するために重要な施設であることから、あらかじめ避難路・避難地の指定を行い、標識等の整備を図る。

2 対策

(1) 避難地の指定

公園・広場・学校等の公共施設等を中心として、地域の人口・避難圏域・地形等に応じ、必要とする数・規模の避難地を選定し、その管理者の同意のもと指定するとともに、住民に対し周知

を図る。

なお、新規の指定に際しては、次の点に配慮するとともに、既に指定している避難地についてこの基準を基に見直しを行う。

立地距離・面積

- ア 一次避難地は、徒歩15分以内（概ね1km以内）で到達できる範囲に設けるものとする。
- イ 市街地にあつては、概ね1km四方の区域に1箇所の一次避難地を指定し、可能な限り区の中央部とする。
- ウ 一次避難地の面積は、避難住民の数に応じた必要な大きさとするが、概ね1ha以上を基準とする。
- エ 広域避難地は、徒歩40分以内（概ね3km以内）で到達できる範囲に設けるものとする。
- オ 新たに指定する広域避難地の面積は、概ね10ha以上を基準とする。

安全性

- ア 危険物施設の近くでないこと。
- イ 近くの建物から火災が発生しても、安全な広さがあること。
- ウ 近くの建物が倒れても、安全な広さがあること。
- エ 傾斜地でないこと。
- オ 高圧線などが無いこと。
- カ 河川・低地及び崩落しやすい崖付近でないこと。

物資供給・情報伝達等の容易性

- ア 被災者の保護・救援について、初動態勢が容易に整うこと。
- イ 食料・飲料水・医薬品等の搬入が容易であること。
- ウ 災害対策本部との情報交換手段が確保されていること。また、地震のため不通となった場合でも容易に復旧できること。

(2) 避難地の整備

[市]

市街地における緑とオープンスペースは、避難地の確保・火災延焼防止として重要な施設であり、地域の人口、避難圏域、地形等に応じ、必要とする避難地の整備を図る。

整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、大規模火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

また、避難地には避難地であることの標示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう、避難地出入口部分の整備やその開放等、管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

(3) 避難路の指定

市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、次の基準に基づき、避難路を指定する。指定に当たっては、複数の避難路を指定する。

- ア 一次避難地への避難路は、十分な幅員を有する道路とする。
- イ 一次避難地から広域避難地への避難路は、概ね15m以上の幅員を有するものを基準とする。ただし、歩行者専用道路・自転車歩行者専用道路・緑地又は緑道で十分な幅員を有するものは

指定することができるものとする。

ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。

エ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

オ 避難路は、アーケードが設置されていない道路とする、また、窓ガラス・看板等の落下物についても考慮する。

(4) 避難路の整備

[市、道路管理者等]

市街地における道路は、交通施設のみならず消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ、多くの機能をもつ施設である。

道路網を適切に配置し、道路・街路事業・土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、避難の支障となる電柱倒壊・変圧器落下・電線切断等の二次災害を防止するため、必要に応じて、電線類の地中化に努める。また、窓ガラス・看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には、避難路であることや避難地の方向の標示を各所に行い、避難地へ速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明施設の整備にも努める。

第5項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 方針

震災時においては、同時多発の火災・津波・崖くずれ・落石等が予想されるため、住民の早期避難のために複数ルートの避難計画を策定し、住民への周知と訓練に努める。

2 対策

(1) 避難計画

[市]

市は、避難地・避難路・避難方法・避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民・避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

なお、避難計画策定に当たっては、災害時要援護者等へ十分配慮するものとする。

[地域住民]

あらかじめ町内会等においては、自主防災組織等をつくり避難計画を自主的に見直すとともに各地域における避難の際、介助が必要と思われる災害時要援護者等について、プライバシーに配慮しながら把握に努める。

[大型小売店、駅、学校、病院、社会福祉施設等の管理者]

施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成する。なお、

避難誘導マニュアル策定に当たっては、災害時要援護者等へ十分配慮するものとする。

(2) 避難訓練の実施

[市]

市は、防災関係機関と共同し又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。

[地域住民]

地域住民は、市等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深めるようにする。また、万一の災害に備え、避難場所・避難方法等の確認に努めるとともに自らも自主的に避難訓練を実施する。

第2 避難所の設置

1 方針

安全な避難所の確保のため、あらかじめ指定をして、平常時に施設設備の整備及び生活物資の確保を行い、日頃から整備状況や在庫状況をよく確認しておく。災害時には、避難場所において、資機材や生活物資等が不足することも予想されるので、調達業者の確保を図り、災害時における住民の生命、身体の安全及び良好な避難生活の確保に努める。

2 対策

(1) 避難所予定施設の事前指定・周知

市は、公民館・公園・学校、公共的施設を対象に、地域の人口・地形及び想定される地震の規模に応じ、必要な数・規模及び次の～の条件を満たす避難所を、その設置者の同意を得た上であらかじめ指定し、平素から広報紙等を通じ、また、所要の箇所への表示板を設置する等により、住民への周知徹底に努めるものとする。

さらに、避難所設置予定施設として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、換気・照明等、避難生活の環境を良好に保つため設備の整備に努めるものとする。

また、建物が被災した場合の安全確認に備えて、建物の建築年・床面積・構造・階数・耐震診断・改修の状況等を把握しておくとともに、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物については、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については、補強・改修に努めるよう管理者に働きかけるものとする。

これらの適当な施設を得がたいときは、野外に天幕又は仮設住宅を設置して開設し、また、市内に適当な建物又は場所がない場合は、近隣市町村への委託、近隣市町村の施設の借上げ等により設置することとし、業者や近隣市町村との協定等の整備に努める。

加えて、市は、あらかじめ、災害時要援護者等で避難場所での生活において、特別な配慮を必要とする者が避難することができる福祉避難場所の指定に努めるものとする。

(避難所の指定条件)

地区住民を十分収容することのできる面積を有すること。

崖崩れ・地すべり・河川の氾濫・津波等の危険が見込まれる地域をさけて指定する。また、危険物施設の近くや、上空に高圧線があるところは避けること。

避難所として使用する建物は、地震・耐火性の高い建物を優先して選定すること。また、建物が地震により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空地があることが望ましいこと。

避難生活が数週間以上に及ぶことも考えられるため、避難所は物資の運搬・集積・炊事・宿泊等の利便性を考慮して選定すること。

(2) 避難所の施設設備の整備

避難所の予定施設には、貯水槽・仮設トイレ・マット・防災無線等の通信機器等、避難所の開設に必要な施設設備及び換気・照明等の避難生活環境を良好に保つ、設備の整備に努める。

また、災害時要援護者等に配慮したコーナーの設置及びスロープ等の施設の整備にも努めるものとする。

なお、避難所に必要とする資機材確保のため、「緊急資機材等納入業者名簿」を事前に作成し、応急対応ができるように整える。

さらに、テレビ・ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

市は、災害時における非常通話等の迅速・円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本事業所に申請し、承認を受けておく。

(3) 避難所における生活物資の確保

指定した避難所又はその近傍で必要となる、食料・水・非常用電源・医薬品・炊き出し用具・毛布等、避難生活に必要な物資等について、市における最小限の備蓄と合わせ、「流通備蓄」による確保策の整備について努めることとする。

(4) 避難所設置マニュアルの策定

災害時における避難所設置手続きについて、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

避難所の開設・管理責任者及び体制

開設にあたって当該施設の安全確認の方法と確認者

本部への報告・食料・毛布等の必要量の確認及び不足分の調達要請担当者

その他開設責任者の業務内容

第3 避難所の運営体制

1 方針

避難所の設置は、学校施設を中心として指定することとなるため、運営体制の組織づくりに当たっては担当職員・学校職員及び地域の自治組織が協力しての体制づくりが望ましいため、三者協議により円滑な運営を図る。

なお、避難所の運営には避難者それぞれが主体的に参加していく必要があり、そのために必要な事項については、あらかじめ定めておく必要がある。

また、設置後は、避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応を図っていく。

避難所設置施設の職員は、避難所である間は通常業務の実施は困難であるため、避難所の管理運営を

行い又はそれに協力しつつ、再開に向けた準備を行う。

2 対 策

(1) 行政側の管理伝達体制

[市]

市は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法について、をあらかじめ定めておく。なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

(2) 避難者の自治体制

[市]

市は、円滑な避難所運営を図るため、運営の中心となる自主防災組織等と協議し、次の内容について事前に「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、その作成に当たっては、最大限災害時要援護者等へ配慮し、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

避難者の自治組織(立上げ、代表者、意志決定手続等)に係る事項

避難所生活上の基本的ルールに係る事項(居住区画の設定及び配分、トイレ・ゴミ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等)

避難状況の確認方法に係る事項

避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

その他避難所生活に必要な事項

平常体制復帰のための対策

事前周知、自治組織との連携

避難者の生活と授業環境の確保のための対策

避難所の統合・廃止の基準・手続等

(3) 施設管理者による避難所支援体制

[避難所設置施設の管理者]

避難所設置施設の管理者は、避難所の維持管理に協力するとともに、運営の支援に当たるため、市や関係自主防災組織等とともに、避難所設置及び運営マニュアルの策定に参加するものとする。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第6項 災害救助用資機材の確保計画

1 方 針

震災時に、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助用資機材については、消防機関・県警察・自衛隊の装備充実の強化と合わせ、建設業協会やリース業者など関係団体との連携により、重機類及び要員の確保に努める。さらに、地域住民による初期の救助活動のため、資機材の整備促進を図る。

2 対 策

[市]

自主防災組織を単位とした地域の防災活動に用いる資機材の整備に努めるとともに、パワーショベ

ル等の重機類等の借上げ及びその要員を確保するため、建設業協会・リース業者等との協定の締結に努力する。

[消防機関・県警察・自衛隊]

ファイバースコープやエアーカッター等、災害救助用資機材の整備・充実を図ることとする。

第7項 建設用資機材の備蓄計画

1 方 針

震災時の同時多発性被害を想定し、既存の水防倉庫及び消防団機庫における最小限必要とする備蓄資機材の備蓄に努めるとともに、岡山県建設業協会など関係団体の協力が得られるよう努める。

2 対 策

(1) 備 蓄

[市]

県及び関係団体における資機材の保有状況と調整を図りながら初期活動に必要な資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所については緊急輸送道路のアクセス条件や危険性の分散を十分考慮した位置とする。

(2) 調 達

市域内の関係団体等における資機材の保有状況を調査・把握したうえで、関係団体及び他都市との相互応援協定等の締結を促進し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう備蓄計画と併せた総合的な確保対策を講じる。

第8項 地域防災活動拠点整備計画

1 方 針

県、市は大規模災害時にそれぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点の指定に基づき整備を計画的に進める。

2 対 策

次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

- 物資等の集積基地
- 救急・救援の活動基地
- 災害ボランティア等の受入れ施設
- ヘリポート施設

第9項 消防等防災業務施設整備計画

1 方 針

災害時に応急活動の中核となる消防機関、県警察及び自衛隊においては、防災活動に必要な資機材の整備・充実を図る。

2 対 策

(1) 消防機関

管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。

ア 防火水槽、耐震性貯水槽の整備

イ 池、河川等の自然水利の活用

ウ プール、下水道等の既存の人工水利の活用

エ 道路横断用のホース保護具等の整備

消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。

緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。

ファイバースコープ等の災害救助用資機材の整備を図る。

ヘリコプターテレビ画像電送システムの充実を図る。

消防ヘリコプターの活動拠点を県、警察と連携を図りながら市内外各地域に設置する。

(2) 県警察

ヘリコプターテレビシステムの充実を図る。

ヘリコプターの活動拠点を県内各地域に設置する。

災害時における警察の主な任務である救出救助及び交通規制に要する装備資機材の整備に努める。

広域緊急援助隊の資機材整備に努める。

(3) 自衛隊

自衛隊が行う救援活動の資機材の整備、充実を図る。

ヘリコプター利用に備えてヘリポート適地を調査する。

第10項 広域的応援体制整備計画

1 方 針

大規模災害時における応援については、被災の範囲・被害規模の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するとともに、被災地の受入体制等についても検討を加える。

2 対 策

(1) 応援要請の判断

市長が応援要請の判断をすることを原則とする。

地震被害は市域を超えて被害を受けるため、事態によっては広域的観点から、知事が必要な機関、自治体等に応援要請ができるものとする。

(2) 応援要請に係る事項・機関

応援は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請するものとする。

県内相互応援

ア 市長は、知事に県内応援の要請をする。

- イ 県下消防相互応援協定を活用する。
- ウ 県内の各自治体との応援協定を活用する。
 - 自衛隊派遣
- ア 知事に派遣要請を行う。
- イ 知事は状況により、市長の要請を待つことなく迅速に派遣要請を行う。
 - 県外からの応援
- ア 知事に応援隊の要請を行う。
- イ 広域応援協定都市に応援隊の要請を行う。
- ウ 災害の規模により緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(3) 応援の受入体制

- 応援隊の受入れは、次の担当部署とする。
- 広域緊急援助隊は県警察とする。
 - 緊急消防援助隊は消防局とする。
- 自衛隊の受入れは市を基本とするが、県は状況によっては応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。
- 自治体からの応援受入れは県・市で行う。
 - 外国からの支援受入れは県が行う。

(4) 応援活動の相互調整

- 消防機関、県警察、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡をとり合い災害情報等の共有に努めるものとする。
- 人命救助その他の救助活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当るよう、相互に調整を行うものとする。

(5) 広域相互応援体制の確立

災害の発生により、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に備え、他の自治体と広域の相互応援に関する協定の推進を図る。

「災害時の相互応援に関する協定」については、中国・四国9県の県庁所在都市をはじめ、尼崎市等と既に締結済みであるが、今後も積極的に協議を重ね実効性のある広域相互応援体制の確立を図る。なお、既存協定の概要は次のとおりである。

- ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ウ 救援、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- オ 被災者を一時収容するための施設の提供

第11項 行政機関防災訓練計画

1 方針

各機関においては、防災計画や防災活動マニュアルの作成に加え、発災時に関係機関が連携のもと、

迅速かつ的確な対応が可能となるよう、各種訓練を通じて習熟を図る。

2 対 策

(1) 総合防災訓練

大規模地震を想定のうえ、防災関係機関及び地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

訓練参加機関

- ・市・消防機関・県・県警察・自衛隊
- ・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関
- ・医療・看護等の関係団体
- ・町内会・婦人防火クラブ・自主防災組織・事業所等の防災関係団体

訓練項目

- ・防災意識の高揚
- ・住民・地域・企業における自主防災組織の訓練
- ・防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- ・防災関係機関による応急対策訓練
- ・緊急輸送路確保・救援物資輸送等の訓練
- ・ライフライン等の確保訓練
- ・避難所、救護所の開設・運営に関する訓練
- ・災害対策本部訓練
- ・広域応援要請訓練

訓練後の評価

訓練の終了に評価を行い、防災計画・防災業務計画を見直し、防災体制の改善に反映させる。

(2) 広域的防災訓練

災害時の相互応援協定に基づき、隣県の都市又は広域的な範囲で、次の防災訓練の実施を図る。

- ・応援要請訓練
- ・情報連絡訓練
- ・応援隊の受入訓練
- ・支援における必要な物資・資機材の確保訓練

(3) 気象庁（気象台）情報伝達訓練

防災気象情報の受信に基づき、迅速・的確に対応する訓練をする。

(4) 図上防災訓練

大規模地震発生時の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携・各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練の実施を図る。

- ・災害情報収集及び伝達訓練
- ・ヘリテレ映像等の情報伝達訓練
- ・災害ボランティア対応訓練

(5) 配備訓練

緊急初動班員について、職員の配備・情報収集・伝達等の訓練をする。

(6) 非常通信訓練

災害時の通信確保のため、岡山地区非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施し、職員の習熟を図る。

(7) 高圧ガス等特殊災害対策訓練

市・県は消防、事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

(8) 消防機関における訓練

岡山県下消防相互応援協定に基づく実効的な訓練を実施する。

緊急消防援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。

消防職員の非常招集訓練等を実施する。

(9) 県警察における訓練

災害警備計画に基づく一般部隊(救出救助部隊等)の実践的な訓練を実施する。

広域緊急援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。

(10) 自衛隊

派遣要請があった場合に、救援活動が迅速かつ適切に行えるよう総合防災訓練に参加するほか、部隊での訓練を実施する。

(11) 指定地方行政機関等における訓練

指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関が所掌する防災業務の訓練を実施する。

第3節 地震に強いまちづくり

第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画

1 方針

防災上重要な庁舎等や避難所となる学校等の建築物については、早急に現行基準での耐震診断及び耐震改築を図る必要がある。地震により建築物が受ける被害度は、建築物個々の特性・地盤・その他の複雑な要素が係わり合うものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、「岡山県建築物等耐震対策基本方針」に沿った対策を講じることとする。

また、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された、防火地域・準防火地域を指定し、建築物の不燃化・まちの不燃化を図る。

さらに、公園・緑地等公共空地は、避難地として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり、計画的な整備を図る。整備に当たっては、土地区画整理事業・市街地再開発事業

など面的な整備事業を導入し、市街地の防災性の強化を図る。

加えて、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、市都市計画マスタープランに、防災まちづくりの視点から土地利用の方向を示す。

2 対 策

(1) 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

[市・国・県・施設管理者]

市・国・県及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が、特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準(昭和56年施行)以前に建築された既存の建築物を中心に耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

(2) 一般建築物の不燃化・耐震化

[特定行政庁]

特定行政庁は、一般の建築物についても不燃化・耐震化について、広く市民の認識を深めるため、これらの重要性について普及・啓発に努める。

特に、劇場・百貨店等、不特定多数の者が集まる建築物について、現行の耐震基準以前のものは、その所有者又は管理者等に対して、建築物の耐震診断・耐震補強等の実施について指導を行う。

なお、現行の耐震基準以前に建築された既存木造住宅の耐震性向上を図るため、「木造住宅耐震診断補助事業」及び「木造住宅耐震改修補助事業」を積極的に推進する。

(3) 落下物・ブロック塀等倒壊対策

[特定行政庁]

特定行政庁は、避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。

また、ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について、広く市民に対し啓発するとともに、危険なブロック塀に対しては、改修及び生垣化等を奨励する。

(4) 防火地域等の指定

[市]

防火地域は、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないよう、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものである。建築物の密集度が高く、都市の中心的な場所及び主要幹線沿いの地域において、平成22年3月現在で約146haを指定している。また、都市部と郊外との中間で、建築物の密集度が高い地域は準防火地域として約1,057haを指定している。

今後も、必要に応じて、防火地域・準防火地域を拡大するとともに、指定済みの地域では市街地再開発事業等の面的な整備手法も導入しながら、建築物の不燃化・まちの不燃化を図る。

(5) 避難地、避難路周辺における不燃帯の整備

[市]

避難地や避難路が火災、輻射熱に対して安全であることは、その指定や整備にあたって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、避難地・避難路だけではなく、避難地の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要である。

道路・公園・緑地・河川等の空間確保とあわせ、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点で、住民の協力を得て進める。

(6) 公園、緑地等公共空地の整備

[市]

公園・緑地等都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時には、避難地・災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど、防災上重要な役割を持っている。

このため、公園事業・土地区画整理事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画による、緑地の保全・緑化の推進に努め、防災空間の確保を図る。

(7) 道路網の整備

[市・国]

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら、広い幅員を確保するとともに、植樹帯等の設置を促進する。

(8) 計画的な防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりは、日常生活空間としての住環境の整備とあわせ、計画的に推進することが大切である。このため、都市計画の中に防災街づくりの方針を積極的に盛り込んでいく。

また、道路・公園・緑地・河川等について、避難路・避難地・延焼遮断空間等の確保の観点から総点検を行い、早急に整備する必要があるものについては防災整備計画を策定し、整備目標として位置付けるとともに、その整備に努める。

道路・・・避難路として、迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。また、延焼遮断帯として、機能を果たすための空間が確保されているか。

公園・広場・学校等・・・避難地・救援活動の拠点・延焼遮断帯として機能を果たすために、適正に配置されているか。

延焼遮断帯・・・道路・公園・緑地・河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第2項 公共施設等災害予防計画

道路、鉄道等の交通施設及び交通信号機等の交通管理施設をはじめ、河川・砂防施設等の公共施設は日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものである。

したがって、これら公共施設について事前に予防措置を講じ、被害を最小限に止める必要がある。

1 道路

(1) 方針

道路は地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものであるため、今後の道路整備においては耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高めるとともに災害時において道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。

橋梁等の耐震性の向上については必要な対策を実施するとともに、今後新設する橋梁等道路構造物についても、大地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

また、落石等危険箇所については、災害時の避難・緊急物資の輸送に支障をきたさないよう重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の抜本的解消を図る。

さらに、警察においても、大規模な震災が発生した場合に、交通信号機等の機能障害を最小限に止めるため、施設の耐震化と電源・制御回線の確保のための対策を推進する。

(2) 対 策

〔市・国・県、西日本高速道路㈱〕

被災時において、救援物資の集積地点(空港・港湾等)とのアクセスが確保でき、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。

橋梁等の耐震対策については、複断面区間・跨線橋・跨道橋及び地域の防災計画上重要な路線など緊急度の高い橋梁から、順次、補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、改訂道路橋示方書に基づき整備を行う。

また、横断歩道橋・大規模な擁壁・共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。落石危険箇所については、危険度の高い箇所やバス路線などを優先して整備を行い、地震に強い道づくりを推進する。

〔県警察〕

交通信号機の倒壊を防止するため、鋼管柱への仕様変更を推進するほか、主要交差点の交通信号機について、非常用の電源を確保するなどの対策を講じる。

2 鉄 道

(1) 方 針

JR西日本岡山支社が、管理運営する旅客鉄道事業に係わる車両・施設・設備の災害予防・災害応急対策・災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止・災害時の輸送確保・社内関係機関及び関係地方自治体との連携をはかる。

(2) 対 策

兵庫県南部地震以降、同程度以上の地震においても耐えられるように基準の見直しを行うとともに、耐震補強が必要な既設の鉄道構造物の耐震補強工事を順次進めていくこととする。

また、地震発生時には線路点検等を実施し、防災強化に努める。

3 河 川

(1) 方 針

河川管理施設については、通常の河川水位に比べ堤内地盤高が低いところでは、地震により堤防が被災した場合、大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、このような地域の河川管理施

設の耐震化を図る。

(2) 対 策

[市・国・県(土木部)]

堤防・水門・樋門等の河川管理施設で、耐震性の劣るものについては、地震に対してその機能が保持できるよう改良し整備を図る。

4 砂防施設

(1) 方 針

砂防施設が、老朽化等により機能低下をきたしている箇所について、補修・補強等、整備を促進し地震による土砂災害を防止する。

(2) 対 策

[県]

土砂災害防止施設は、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。施設管理者は、既設構造物について、常時点検を行い施設の機能の維持に努め、老朽化した施設は、地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。

砂防設備は、主に砂防堰堤と流路工及び地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。

砂防設備管理者は、既設構造物について、常時点検を行い施設の機能の維持に努め、老朽化した砂防設備は、地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。

5 ダム

(1) 方 針

ダムの設計においては、震度法を採用し、またダム位置の選定についても入念な地形・地質調査を実施して対応しており、今後とも従来 of 経験を生かした設計を行う。

(2) 対 策

[国・県・中国電力株式会社]

今後も、入念な調査設計を行い、安全なダムの整備を行うとともに、万全の維持管理対策を講じる。

6 ため池

(1) 方 針

農業用ため池のうち、老朽化の著しいもので緊急に整備を要するものについて、機能障害箇所を事前に把握した上で、補修・補強・耐震性の向上等、改修整備を優先的に行い、地震によるため池の被災を防止する。

(2) 対 策

[市・県等]

農業用ダム・ため池の管理は、水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、防災の観点から重要なため池を対象として、危険度等の基礎的調査を実施する。調査結果に基づき、安全管理を徹底するとともに、危険なものについては早期改修に努める。

また、他のため池等についても、管理者に対し、日常の維持管理を徹底するとともに、地域住民に対し、防災意識の啓発に努める。

さらに、震度4以上の地震が発生した地域においては、調査対象となっているため池について早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。

7 港湾施設・漁港施設

(1) 方針

港湾施設については、大規模地震災害時において、住民の避難や緊急物資の輸送を円滑に進めるとともに、震災に伴う地域経済活動への影響を低減させ、また、離島におけるライフラインの確保のため、震災に強い港湾施設の整備を促進する。

(2) 対策

[市・県]

大規模地震対策の拠点港湾として、宇野港・その補完港として水島港・岡山港・東備港・笠岡港における耐震強化岸壁の整備の促進を図る。

大規模地震対策施設は、緊急時において船舶が円滑に利用できるように、沈没物や流出物により航路が塞がれたり、泊地が埋没することのないような施設配置を十分検討する。

さらに、耐震強化岸壁の背後用地については、地盤の液状化対策を考慮するとともに、緊急時における住民の避難や、緊急物資の輸送に利用できるように広場や緑地を確保し、避難地や防災拠点としての機能強化を図る。

また、市街地と結ぶ道路・鉄道と連携した、交通機能の確保にも配慮が必要である。

8 空港

(1) 方針

空港施設は、震災時には重要な役割を果たすことから、災害時においても十分その機能が発揮できるよう整備・補強を行う必要がある。

(2) 対策

[県]

今後、整備を行う空港施設については、耐震性の向上に留意することとし、既存施設についても十分な点検・管理を行うとともに、必要があれば補強対策を講じる。

9 公共建築物

本節第1項2(1)「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」を参照。

第3項 ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画

電気・ガス・水道・下水道等ライフラインは、住民の暮らしに必要なものであり、平常時のみならず災害時にも安定的な供給が求められる。このため、各施設の耐震化を図り、ライフラインの安全性・信頼性を高める必要がある。

特に、第三次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフライン施設については、重点的に耐震化を進めるものとする。

1 共同溝

[市・国・県]

(1) 方針

共同溝をはじめとする電線等の地中化については、震災時の設備被害の低減、都市活動支障の低減、電柱倒壊等による避難支障の解消、消防活動支障の解消等、震災時の各種被害の低減及びライフラインの確保のため、今後も電線共同溝等による地中化の促進を図る。

(2) 対策

電気・ガス・水道・電話等を収容する共同溝については、ライフラインの保護という観点から有効な施設であるため、建設の促進を図る。

また、電気・電話等の電線類は、架空線と比較すると地中化の場合の断線はほとんどなく、日常の維持管理の簡素化、災害時の復旧の迅速化が図られるため、電線共同溝をはじめとする地中化の促進を図る。

2 上水道施設

(1) 方針

耐震性確保の観点から、水道施設の総点検を行うとともに、施設の老朽度合いと地形・地質の状況を勘案し、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進することが必要である。また、水道施設の広域化の推進によりバックアップ体制を構築していく必要がある。

(2) 対策

水道施設の広域化の推進

地震等の災害への対応力を高めるうえでも、万が一被害が生じた際の上水道の供給を確保するためにも、水道施設の一層の広域化を推進する。その際、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡等の整備も併せて推進する。

基幹施設及び重要系統の耐震化・更新

水道施設について、部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようするために、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の更新を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

老朽管の更新

水道用管財である石綿セメント管・鋳鉄管については、耐震性に欠けるため、耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管への計画的な布設替えを行う。

緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンするような緊急時においても、他の水道施設によって能力をカバーし、機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、既に岡山市と倉敷市、玉野市との間で行われたように緊急時に施設間で水の融通を図るため、必要な連絡管等を整備する。

3 下水道施設

(1) 基本方針

市の下水道整備は、市政の重要課題と位置付け、今後共、市民の快適な環境づくりのため、最大限の努力を重ねて下水道事業の推進を図ることとする。

その際、地震を考慮しての技術的空間づくりにも積極的に対応し、避難地としての利用と都市の安全度の向上に努める。

(2) 対 策

下水道施設の弾力的運用による機能の確保

施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合でも、雨水滞水池、処理水質の改善や修景のための池を沈殿池、塩素混和池に転用することや可搬式処理施設を活用することにより、必要最小限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線や下水処理場内の重要な水路や配管、あるいは汚泥圧送管等が破断した場合には、システム全体が長期にわたり、機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二重化や処理場内の重要な水路等の配置を変えた複数系列化について検討する。

下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合、その機能を代替できるよう、管渠・ポンプ場下水処理場のネットワーク化について検討する。

また、埋設深度の大きい管渠は、被害を受けにくいことから、光ファイバー等下水道管理用の通信網を整備し、他の行政機関の通信手段としても活用できるよう検討する。

下水道施設の防災施設としての活用

下水道は下水処理場・ポンプ場等、まとまった空間を有しており、これらを避難地、延焼遮断帯として活用する。

また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を、消防用水・雑用水等として利用することを考慮した施設計画を検討する。

4 工業用水道施設

(1) 方 針

工業用水は、産業の血液に例えられるように、市民生活に不可欠な生活物資や緊急時に必要な復興資材を生産している企業にとって、欠かすことのできない重要な要素である。したがって、

災害発生直後から、他のライフラインと同様に、的確に復旧しなければならず、そのためにも断水のない工業用水道の構築を目標に、施設の耐震性の強化と緊急時の対応の充実を図る。

また、信頼性の向上を図るため、工業用水道の改築事業として、設備の更新・管路の複線化等を進める。

(2) 対策

取水施設

河川水(原水)を取水するための重要な施設であり、地震時においても確実に取水できるよう強固な構造とする。また、万一取水できなくなった時にも、的確に対応できるような対策を講ずる。

浄水施設

浄水施設は、土木構造物に加えて計装機器、化学施設等が錯綜しているため、地震時にはこれらの接合部が弱点となる。このため、単品・単体の耐震性の強化にとどまらず、特に接合部の強化に重点を置くような対策を講ずる。

導水・送水・配水施設

地震による被害が、最も大きいと思われるのが管路である。その原因として、地盤の状況があげられるので、あらかじめ地盤状況を調査し、その確認を行うとともに、耐震性の高い管路とするなどの対策を講ずる。

電気施設

配電線が地震により被害を受けた場合、復旧するまでの間、電源を確保するため、主要施設に耐震構造の非常用発電機を整備するとともに、非常用発電機を運転するため、燃料供給ルートの計画等を定め、各施設が迅速かつ円滑に対応できるような体制づくりを図り、各施設の機能が確保できる対策を講ずる。

5 電気施設

[中国電力(株)岡山営業所]

(1) 方針

災害対策基本法、消防法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等、関係法令に基づく諸計画等を踏まえ、対策を進める。

(2) 対策

配電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

送電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示法書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

変電設備

機器の耐震は、変電書設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。建物については建築基準法による耐震設計を行う。

通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔構造または剛構造）と装置の設置階および装置の固定方法を考慮した設計とする。

6 ガス施設

〔岡山ガス株式会社〕

（１）方 針

（社）日本ガス協会による過去の地震におけるガス施設の被害に関する事例研究及び対策指針などを参考とし、ガスの漏洩による二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保する事を目的として、以下のとおり耐震性の強化等の対策を実施する。

（２）対 策

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施する。

ア 整圧所等に、緊急遮断装置及び緊急放散設備等の保安設備を整備増強する。

イ 新設するガス導管については、今後も溶接接合の被覆鋼管・抜け出し防止機構を有する機械的接合方法を用いた被覆鋼管・ダクタイル鋳鋼管・ポリエチレン管の普及にも努め、導管の耐震性・安全性の向上を図る。

ウ 既設導管のうち、印ろう型・ガス型接合の鋳鉄管・ネジ接合の鋼管については、耐震性に優れた導管への入れ替え又は更生修理をさらに推進する。

エ マイコンメーターの設置をさらに推進する。

総合防災システムを確立することにより災害防止に努める。

ア 地震の強さを知り、緊急時の判断資料とするため、供給エリア内に地震計を設置する。

イ 導管情報をマッピングシステム等により整備し、計画的な耐震対策を図る。

ウ 供給停止地区の極小化のため、被害を受けた地区のみを導管網から選択的に切り離し、その他の地区にはガスを供給できるよう緊急措置ブロックの確立を進める。

エ 供給区域内の液状化予測を行い、必要に応じた液状化対策を実施する。

オ 通信施設の整備、補強を行う。

〔（社）岡山県LPガス協会〕

（１）方 針

LPガスは、家庭用(県下の約80%世帯)や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はLPガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万が一の災害に備えて、防災体制等の整備に積極的に取り組む。

(2) 対 策

LPガス製造(充填)施設関係

実施責任者と主要業務

ア LPガス製造事業者

LPガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理及び従業員の教育・訓練に努めるとともに、次の事項について検討・整備する。

(ア) 製造施設の耐震性の強化等

配管・ポンプ廻りについて定期的な耐震機能の点検を強化するとともにフレキシブル管の増強等を行う。

(イ) 感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し等

比較的地盤が軟弱な場所にある設備については、感震器を設置するとともに、作動したときの緊急措置マニュアルの見直し整備を図る。

(ウ) 合同防災訓練の実施

防災訓練を公設消防機関等との合同で、実施防災力の強化に努める。

イ 岡山県LPガス防災協議会及び岡山県オートガススタンド協会(以下、「協議会等」という。)

(ア) 広域応援体制の整備

大規模災害に備え、県内・近県及び中央関係団体との相互広域応援協定を関係者の協力を得て締結する。

(イ) 緊急対策用の防災工具・資機材の把握

定期的に調査し、実態を把握しておくとともに、緊急調達先について検討しておく。

LPガス消費設備関係

実施責任者と主要業務

ア LPガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識のもとに、次の事項について、各自がLPガスの事故防止に努める。

(ア) LPガスの安全についての知識の修得

LPガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震等発生時の初期防災活動等について、知識を修得し実践する。

(イ) 消防等公共機関や協会支部等が実施する防災訓練等への参加

イ LPガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にLPガスと合わせ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守・防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

(ア) LPガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

a 容器の転倒防止

- b 容器・ガスメータ・調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置
- c 配管は可撓性のある材料とし、屋内配管にはフレキ管を導入
- d 埋設配管は、PE管等可撓性及び耐食性のある材料を使用
- e 安全機器は、感震器を内蔵しているマイコンメータS型等による24時間集中監視システムの設置促進

(イ) 防災体制の強化

- a 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育・訓練に努める。
- b 緊急出動を迅速に実施するため、次の対策を講ずる。
 - ・震度5弱以上の地震が発生したときの自主出動制度
 - ・携帯電話の普及
- c 岡山県エルピーガス災害対策要綱に基づく応援隊の受入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成の整備をしておく。

ウ 協会、支部、協議会等

会員が実施する災害防災対策について指導するとともに、次の共通的事項の実施等について市・県・中央関係団体等の指導・協力を受けて積極的に取り組む。

(ア) 広域防災体制の確立

市・県内全域及び近県・中央団体との広域応援協定の締結及び合同防火訓練を実施する。

(イ) 防災工具及び資機材の整備

消費設備の調査・点検及び応急修理に必要な防災工具・資機材等を定期的の実態把握するとともに、必要な場合、備蓄及び県外関係者からの応援体制について検討しておく。

(ウ) LPガス消費者への保安啓発活動の実施

消費者の初期防災活動が、被害の拡大と二次災害の防止上大切なことから、パンフレットの作成配布・防災訓練の実施等により、安全についての周知徹底を図る。

(エ) 公共施設等へのLPガス消費設備の設置促進

市・県等の公共機関に対して、地震災害発生時に避難所となる公共施設等に、災害時のリスク分散型の供給方式であるLPガス消費設備及び安全器具の設置を促進する。

(オ) その他必要な事項

7 通信施設

〔西日本電信電話株式会社(岡山支店)・株式会社NTTドコモ中国(岡山支店)〕

(1) 方針

平成7年の阪神・淡路大震災は、規模・影響範囲が甚大であったことから、そこで得られた教訓を基に、従来の施策に加えて次のことを検討・実施する。

アクセス系設備の地中化の推進

信頼性と美観等の観点から従来より進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、自治体等とも連携した地中化を推進する。

通信電源の確保

電気通信設備に対する予備電源(予備エンジン、蓄電池等)設備の強化と移動電源車の配備見直しを行う。

輻輳を緩和するサービスの提供

輻輳の大きな原因の一つである、被災地への安否確認等の情報サービスのために、「災害用伝言ダイヤル(171)」及びインターネット通信による「災害時ブロードバンド伝言板(Web171)」のサービスを提供する。

緊急通信確保のための衛星通信の利用

地上の設備状態とは関係なく、通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と被災地と非被災地との情報交換のために通信衛星(JCSAT-5A)による衛星回線システムを構築する。

第4項 危険物施設等災害予防計画

1 方針

危険物は、大別して製造所・貯蔵所・取扱販売所の形で流通されており、市・県及び消防機関は、予防対策について各施設管理者等に対し安全指導を行い、災害の未然防止に努める。

2 対策

(1) 石油類施設の検査・指導

[県・消防機関]

県及び消防機関は、消防法並びに危険物の規制に関する政令に基づき、次の事項を実施する。

製造所等に対する立入・保安検査をする。

各種の講習会・研修会を通じて、法令の周知・取扱いの徹底を図る。

(2) 石油類施設管理者等の措置

それぞれの施設に応じた日常の点検事項、点検方法等を自主的に定める。

施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。

自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

(3) 石油類の輸送対策

[消防機関、県警察]

消防機関は警察の協力を得て、輸送中のタンクローリー・携行缶運搬車両を立入検査し、指導・取締の強化に努める。

(4) 高圧ガス施設の検査・指導

[中国四国産業保安監督部、県]

中国四国産業保安監督部及び県は、高圧ガス保安法並びに関係保安規則に基づき、次の事項を実施する。

高圧ガス設備等の保安検査・立入検査を実施する。

各種の講習会・研修会を通じて、法令の周知・取扱いの徹底を図る。

(5) 高圧ガス施設管理者等の措置

保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。

定期自主検査を実施する。

(6) 高圧ガスの輸送対策

[消防機関・県・県警察]

消防機関・県・県警察は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事業を実施する。

高圧ガス移動防災訓練

高圧ガス輸送車両合同取締

(7) 火薬類施設の検査・指導

[中国四国産業保安監督部、県]

中国四国産業保安監督部及び県は火薬類取締法に基づき、次の事項を実施する。

火薬庫等の保安検査・立入検査を実施する。

各種の講習会・研修会を通じて、法令の周知・取扱いの徹底を図る。

(8) 火薬類施設管理者等の措置

保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。

定期自主検査を実施する。

(9) 火薬類の輸送対策

[消防機関・県・県警察]

消防機関・県・県警察は、火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。

(10) 放射性施設災害予防対策

[市・消防機関・文部科学省・消防庁・中国四国産業保安監督部・県・県警察]

関係機関は、医療用・工業用等の放射性物資による災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を実施し、連携して災害予防対策を推進する。

防災体制の整備

通信連絡体制の整備

環境監視体制の整備

救助体制の整備

防護用資機材の整備

第5項 有害ガス等災害予防計画

1 方針

ばい煙又は特定物質あるいは有害ガス(以下、「有害ガス等」という。)の発生又は漏洩により人体や環境に危害が及ばないような予防措置が必要であるため、大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例で定める有害ガス等の予防対策を推進する。

2 対策

(1) 有害ガス等災害予防のための立入検査・指導

[市]

市は、法令に定めるところにより、有害ガス等に係る施設に対する検査をするとともに、事故防止について維持・管理等の指導を行う。

(2) 有害ガス等施設管理者等の措置

施設管理者等は、施設の点検及び保安体制の強化に努める。

ガス検知器による監視体制の強化を図る。

災害発生時における付近住民への周知方法を確立する。

防災衣服及び中和剤等を整備する。

第6項 流出油等災害予防計画

1 方針

地震によるオイルタンク等の損傷、異常潮位による接岸中のタンカー事故によって、石油等が海上に流出すると、漁業・生物・環境等に著しい被害を及ぼすとともに、広範囲に流出した油の回収には非常な労力と時間を要することから、陸上施設及び船舶からの流出予防対策を推進する。

2 対策

(1) 陸上施設の流出防止

[施設管理者]

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。

流出防止設備(防油堤、排水溝)を完備する。

応急資機材(移送機材・土のう・薬剤等)の整備を図る。

(2) 海上施設の流出防止

[施設管理者]

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

接岸による送油時の異常事態に対する操作マニュアルを作成する。

初期拡大防止のためのオイルフェンス・油処理剤・油回収装置等の緊急配備体制を確立する。

第7項 津波災害予防計画

1 方針

今後の津波に対する研究成果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、津波災害の低減に寄与する護岸や防波堤などの整備を進める。

沿岸部においては、避難地や避難場所について住民に周知させるとともに、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても、避難標識がわかるように配慮する。

2 対策

(1) 海岸防災対策

【県】

海岸管理者は、津波による著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命、財産を保護するため、予想される津波に対応できる堤防の新設・かさ上げ、水門・樋門等の補強を図る。

(2) 港湾施設、漁港施設の防災対策

【市・県】

港湾管理者及び漁港管理者は、津波による被害が想定される港の外郭施設の構造及び配置に関して、必要に応じ、以下の項目について慎重な検討を行い、計画・設計を行う。

防波堤の構造における津波力の検討

港の両端部や海岸線と港湾施設によって作られる隅角部での、津波の遡上増大現象の検討

外郭施設の高天端化による津波エネルギーの低減化対策

第8項 地盤災害予防計画

1 方針

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

2 対策

(1) 地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画

【市・県】

地すべり予防計画

県は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市及び関係住民の同意のもと、地すべり防止区域の指定を促進する。

また、指定後は、地表水の排除・浸透水・地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図るものとする。

岡山市は市内に存在する国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所に対して、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域内の切り取り・盛土等の地すべりを誘発助長する行為に制限を加え、地すべりによる災害を防止する。

急傾斜地等崩壊予防計画

県は、危険度の高い急傾斜地に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。

また、緊急度の把握のため、定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地等崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業等の実施を推進する。

県・市・その他関係機関は崩壊危険箇所について、平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性について周知徹底と防災知識の普及を図るものとする。

また、必要に応じて、防災措置の勧告や改善命令等を行う。

《参照》

地すべり防止区域急傾斜地崩壊危険区域（資料編）

(2) 液状化危険地域の予防計画

[市・県]

液状化危険地域の把握

県南部地域を中心とする緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化が発生し、建築物・公共施設・地下埋設物等に対して、被害をもたらす可能性がある。

このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される、液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域(液状化危険地域)を把握する。

液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。併せて、地盤の液状化が起きないようにする地盤改良、液状化が生じても安全なように建築物・公共施設・地下埋設物等を補強する、耐震強化等の各種対策の普及を図る。

(3) 造成地の予防計画

[市・県]

宅地の造成に関しては、都市計画法、宅地造成等規制法等に基づき指導・監督を行い、災害の未然防止を図るとともに、無断開発や危険箇所が明らかになった場合には、是正を指導し、災害発生防止に努める。

(4) 土地利用の適正化

[市・県]

土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施するとともに、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は危険箇所マップの作成等により、災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般市民に対して公開することにより、市民の意識を啓発し、市民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画・土地利用基本計画・都市計画法・宅地造成等規制法等の法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2款 震災予防施設等の緊急整備計画

この計画は、地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域市民に必要な最低限の生活を確保するため、被害要因の除去、あるいは震災予防対策や災害時の緊急活動を円滑に実施する上で必要となる予防(事前)対策について、緊急度の高い事業及び実施予定の事業をリストアップしたものであるが、これらの整備計画に要する経費負担は膨大なものとなるため、通常の補助制度及び地震防災対策特別措置法に基づく補助等の活用も検討し、円滑な実施に努めるものとする。

第1項 防災業務施設の整備

1 方針

災害時の緊急活動を円滑に実施するために、必要となる消防施設・通信施設・その他施設及び資機材の整備について定める。

2 消防用施設の整備

消防計画の定めるところにより、地震発生時に予想される火災から、被災住民の生命・財産を守るため、現有の消防力の強化と合わせて、消防施設・水利等の整備促進を図る。

3 災害対策本部施設等の整備

災害時の緊急活動を実施する上で、本部の設置等重要な役割を果たす拠点施設について、耐震性を考慮した施設の整備を図る。

なお、現状の市役所本庁と各区役所は、昭和56年の建築基準法構造基準改正前の建築物を使用しており、耐震診断をはじめ所要の改善が必要である。

4 通信施設の整備

地震発生時においては、有線電話の輻輳又は途絶等が予想されるので、防災関係機関相互が迅速・的確に災害情報の収集・伝達が行えるよう、また、市民にも正確な情報伝達が行えるよう、無線通信施設の整備を図る。

防災行政無線・消防無線・水道無線等の整備を進めるとともに、デジタル方式への移行を計画し、これらの有機的な連携を図る。

地域住民等への災害関連情報の周知方法を補完するため、FMコミュニティー放送の活用を含めた体制を整備する。

同報系無線戸別受信機を公共機関、自主防災組織の代表者宅、不特定多数の人が集まる主な民間事業所等に設置し、迅速・的確な情報伝達を期し、社会的混乱の防止を図る。

通信施設の整備計画

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	完了予定	備考欄
消防無線のデジタル化	施設整備	施設整備	活動波	運用開始		平成25年度	
			運用開始				
画像伝送システム				設計	施設整備	平成27年度	

《参照》

通信施設・設備等一覧（資料編）

5 水道施設の整備

水道事業耐震化計画により水道施設の被害防止及び応急給水を円滑に行うため、配水管の耐震化・給水拠点設備・防災資機材等の整備を図る。

6 防災拠点施設の整備

発災後における防災活動を円滑に実施するため、拠点となる施設の充実と必要となる資機材の備蓄を図る。

第2項 避難地・避難路等の整備

1 方針

地震、津波、また、それに伴う火災等の危険から市民の生命及び身体を保護するために、必要となる避難地・避難路等の整備について定める。

2 避難所案内板の設置

地震や津波により家屋が被災し自宅で生活できなくなった市民及び交通手段を失った帰宅困難者の一時的な収容場所となる避難所の所在を示す案内板の設置は、災害発生時における避難者の誘導や避難所への救援物資等を搬送する各種防災機関等の車両の誘導のためにも必要であることから、避難所に設置するものとする。

3 避難地案内板の設置

地震発生時においては避難所のみならず、差し迫った危険から市民が一時的に身を守るために、待避する避難地となる空地の確保も必要であるため、既に指定している避難地の適性を確認するとともに、その役割を周知するための案内板の設置をする。

4 避難誘導案内板の設置

地震による火災の延焼拡大などの危険から身を守るため、市民及び旅行者等が避難地から広域避難地へ移動する必要がある際、迅速かつ安全に避難できるよう誘導するため、広域避難路の適切な位置(交差点等)に誘導案内板の整備を進める。

5 避難所・ヘリポート基地等番号表示

救援・救護活動において、上空から目的場所が判別できるように番号表示等を各施設の屋上等に行う。

6 避難地の整備

避難地の整備については、防災アセスメント調査による被害予測結果に基づき、既存の避難地の精査の結果により、不足する地域について整備促進を図ることとする。

7 避難路の整備

避難時間の短縮、障害物のない有効幅員の拡大及び避難路の安全性の向上を図るとともに、避難地の指定と並行して避難路の指定及び整備を進める。

なお、広域避難路については原則として幅員15m以上とする。

8 避難所の整備(小・中学校体育館等)

避難所として指定している小・中学校体育館等の安全確保対策のため、早急な耐震改修をはじめとした補強対策の実施を図るとともに、災害時要援護者等の避難所への収容がしやすいよう、施設及び敷地における段差の解消に努める。

また、様々な状況下での避難者の受入れを勘案し、空き教室等を利用した飲料水や非常食あるいは、毛布等の備蓄・懐中電灯や携帯マイクの配備・学校敷地及び施設への自家発電機・投光器・仮設トイレ・情報通信設備等の整備又は保管等も検討し、可能なものから順次整備できるよう努める。

第3項 緊急輸送道路及び活動拠点の整備

1 方 針

地震発生時において、人・物資等の輸送を円滑に行うため、今後関係機関においてルート及び活動拠点基地を設定するとともに、交通規制との整合性を図りながら整備を促進する。

2 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路については、第1次緊急輸送道路(県・市・重要港湾・空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路)、第2次緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点を連絡する道路)、第3次緊急輸送道路(第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路)に区分し、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画にて指定されており、今後、未整備箇所の整備を図る。

第4項 防災上重要な建物の整備

1 方 針

地震発生時に応急救護に関係する病院をはじめ、弱者を収容している福祉施設や災害時に収容施設となり得る社会教育施設等の整備の促進を図る。

2 病院施設の整備

地震発生時の医療救護機能を維持するため、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

3 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入居者等で、自力による避難が困難な者の身体、生命を地震による被害から守るため、必要に応じ各施設を耐震改修・補強する。

4 社会教育施設の整備

社会教育施設は、災害時には地域住民の収容施設となり得るため、必要に応じ各施設を耐震改修、補強するとともに整備を進める。

第5項 市有施設の整備

1 方 針

この計画は、市庁舎をはじめとする市有施設が災害本部あるいは避難拠点として、それぞれの機能を確保するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断を実施し、改修・補強の必要なものについては整備を促進する。

2 市庁舎等の整備

庁舎等の耐震診断に基づく、補強・ガラス飛散防止・ロッカー等の転倒防止対策を講じ、生命の安全を図る。

3 その他市有施設の整備

市有施設のうち、庁舎・学校等を除く施設で、昭和56年の建築基準法構造規定改正以前の建築物は1,100棟が既存している状況であり、そのうち今後とも継続して利用予定の施設については、耐震診断をはじめ整備促進を図る。

第6項 食料・生活必需品の確保

1 方針

災害時においては、市民・企業等において、自らが必要とする食料(3日分)や生活必需品の備蓄が基本であるが、行政においても不足を予測して最低限の備蓄確保を流通業会等の協力を得て確保する。

(1) 食料・生活必需品の確保計画

・岡山市の備蓄状況(平成23年2月末現在)

品目	クラッカー	11,900食
	アルファ米	7,900食
	毛布	5,100枚

- ・備蓄場所
- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 岡山ふれあいセンター3階倉庫 | 岡山市中区桑野715-2 (TEL 274-5151) |
| 岡山ドーム観客席下倉庫 | 岡山市北区北長瀬表町一丁目1-1 (TEL 805-8883) |
| 岡山市立岡山中央小学校倉庫 | 岡山市北区弓之町9-27 (TEL 234-7750) |
| 岡山市立城東台小学校倉庫 | 岡山市東区城東台西三丁目6-3 (TEL 208-6430) |

なお、備蓄場所については分散を検討する。

第7項 災害防止の事業

1 方針

地震により災害の発生が予測される上水道の耐震化・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険箇所等について、防災施設の整備を促進するとともに、市民等に対し耐震化向上のための啓発・指導を行う。

耐震化啓発の事業計画(資料編)

共同溝・電線共同化事業(資料編)

第8項 災害時要援護者対策の整備

1 方針

地震による災害から弱者を保護するため、必要となる対策について定める。

2 避難補助機器等の整備

災害時要援護者等が避難する場合に、必要とする機器等について、家族・地区住民の協力体制の構築と合わせ、貸出しや貸与する機器の整備を促進する。(資料編)

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急体制

第1項 応急活動体制

1 方針

大規模地震においては、職員の被災・交通機関・通信施設の途絶が想定されることから、初動体制として自主参集による緊急初動班の配備・業務を定め、状況に応じ上位の体制へ円滑に移行するものとする。

2 対策

(1) 震度階に基づく防災体制及び職員の配備

地震による防災体制及び職員の配備は、次のとおりとする。

防災体制	震度階	勤務時間内	勤務時間外
監視体制	国が東海地震の警戒宣言を発表したとき。		若干名
注意体制 警戒体制	震度4	風水害等対策編、第3編 第2章 第3「配備体制・基準表」の基準による。 必要と認める場合は非常体制に移行する。	緊急初動班員及び状況により主管部局長等から応急対応を命ぜられた職員
特別警戒体制	震度5弱		
非常体制	震度5強以上	市職員全員	市職員全員

(2) 津波警報・津波注意報における防災体制及び担当者の配備

市内沿岸に津波警報・津波注意報が発表されたときは、地震による防災体制に準じ配備する。(風水害等対策編、第3編 第2章 第3「配備体制・基準表」の基準)

(3) 緊急初動班

緊急初動班の指名

ア 本部長は別途指定する参集箇所までの距離が、概ね5 km以内の所に居住する職員の中から緊急初動業務を行う職員(以下、「緊急初動班」という。)を指名し、班員の中から班長及びその代位者の指名をあらかじめ行なう。

イ 緊急初動班員の指名は、毎年度当初に(定期人事異動の後)行う。

なお、消防職員については、別途に定めるものとする。

ウ 緊急初動班員の居住地等に変更があったときは、本人の届け出により緊急初動班員の解任又は変更を行うことができる。

緊急初動班の配備

緊急初動班員は、勤務時間外において、岡山市で震度4以上の地震が観測されたことを地震情報（テレビ、ラジオ）等により知った場合に、直ちに指定された参集箇所や勤務箇所に自主参集する。

また、津波警報・津波注意報の発表をテレビ・ラジオ等で知ったときや「災害関係非常連絡」により連絡を受けたときも同様とする。

緊急初動班の業務

緊急初動班は、班長の指揮のもとに次の業務を行う。

- ア 被災状況等の情報収集
- イ 市幹部への情報連絡及び県災害報告規則に基づく県の機関への報告
- ウ 非常体制へ移行準備
- エ 地震（震度4以上）に伴う津波情報等への対応
- オ その他班長が指示する事項

なお、大規模地震発生時においては職員の参集に困難を伴い、また、かなりの時間を要すると予想されることから、班員がそろふことを待たず、その参集状況により次の業務を中心として活動にあたる。

	第1段階 (1割参集時)	第2段階 (3割参集時)	第3段階 (5割参集時)
被災状況等の情報収集及び職員の活動状況の把握			
市幹部への情報連絡			
県への報告			
防災関係機関等との情報連絡			
非常体制への移行準備			
公共施設の応急復旧状況の把握			
その他班長が指示する事項			

非常体制への移行準備

ア 本 庁

(ア) 緊急初動班総括責任者は、被災状況等により次の順位で連絡又は登庁を求め、非常体制への移行、派遣要請等の判断をあおぐ。

第1位 市長、第2位 副市長（総務担当）、第3位 副市長（財務担当）、第4位 総務局長

(イ) 被災の状況により非常体制へ移行する場合は、各部長等に連絡する。

イ 区役所等出先機関

(ア) 区役所等、出先機関の緊急初動班員は、被災状況等により各機関の長に連絡又は登庁を求め、現地災害対策本部の設置に備える。

(イ) 被災の状況により現地災害対策本部が設置されることになる場合は、指定職員に連絡する。

(ウ) 指定職員の指名

本部長は、区役所管内に居住し本庁舎に勤務する職員の中から区本部長の指揮下に入って、災害応急対策を行う職員(以下、「指定職員」という。)を指名する。

指定職員の指名は、毎年度当初(定期人事異動の後)に行う。

指定職員の居住地等に変更があったときは、本人の届け出により指定職員の解任又は変更を行うことができる。

(エ) 指定職員の任務

指定職員は、区本部長等の命を受けて区本部各班、各支所班、各地域センター班の所掌事務に従事する。

(オ) 指定職員の招集

区本部長等は、区役所管内の災害応急対策を実施する上で必要と認めた場合、指定職員の全員又は必要な人員を招集することができる。

勤務時間内に招集する場合、区本部長等は必要な人員・出勤場所等を定めて人事班長に要請し、総務部長に報告する。

勤務時間外に招集する場合は、指定職員に対して配備指令を直接伝達し、事後、その旨を所属長に報告するものとする。

(4) 災害対策本部

本部の設置基準等

ア 災害対策本部は、次の場合に設置する。

(ア) 岡山市内で震度4以上の地震を観測した場合

(イ) その他市長が必要と認める場合

イ 災害対策本部を設置したとき及び解散したときには、県等関係機関に報告する。

職員の配備

ア 勤務時間外において、震度4以上の地震情報や津波警報・津波注意報の情報(テレビ、ラジオ放送等にて)を知ったときや「災害関係非常連絡」により連絡を受けたときは、直ちに指定された参集箇所や勤務箇所に自主参集する。

イ 被害状況等により、本来の勤務場所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの区役所あるいは避難所等に臨時参集し、その場の所属長にその旨(本庁勤務場所への出勤不可能)を申告し、指示を受け仮配備につく。

ウ 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要によって被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

本部組織

ア 本部組織は、岡山市災害対策本部条例及び岡山市災害対策本部規程の定めるところによる。

イ 災害状況に応じて、本部は次の各機関から情報連絡員の派遣を受け、通信手段の確保を図る。

消防機関・県警察・自衛隊・医療機関・電気・水道・ガス・海上保安部・その他必要な機関

本部の応急活動

ア 災害対策本部が設置されたときは、各部・各班はあらかじめ定められた業務(岡山市災害対策本部規程の別表)を所掌する。

イ 本部は、県の災害対策本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら、応急対策を行うものとする。

《参照》

災害対策本部の組織・所掌業務一覧表(資料編)

(5) 現地災害対策本部の設置

設置

本部長は、被害状況に応じて、各区役所等に現地災害対策本部を設置する。

指揮権限者

本部長の指示する者が配置されるまでの間は、区本部長あるいは区副本部長が、総務部の部長ある

いは副部長と協議の上、指揮をとる。

業 務

ア 本部長の指示する業務

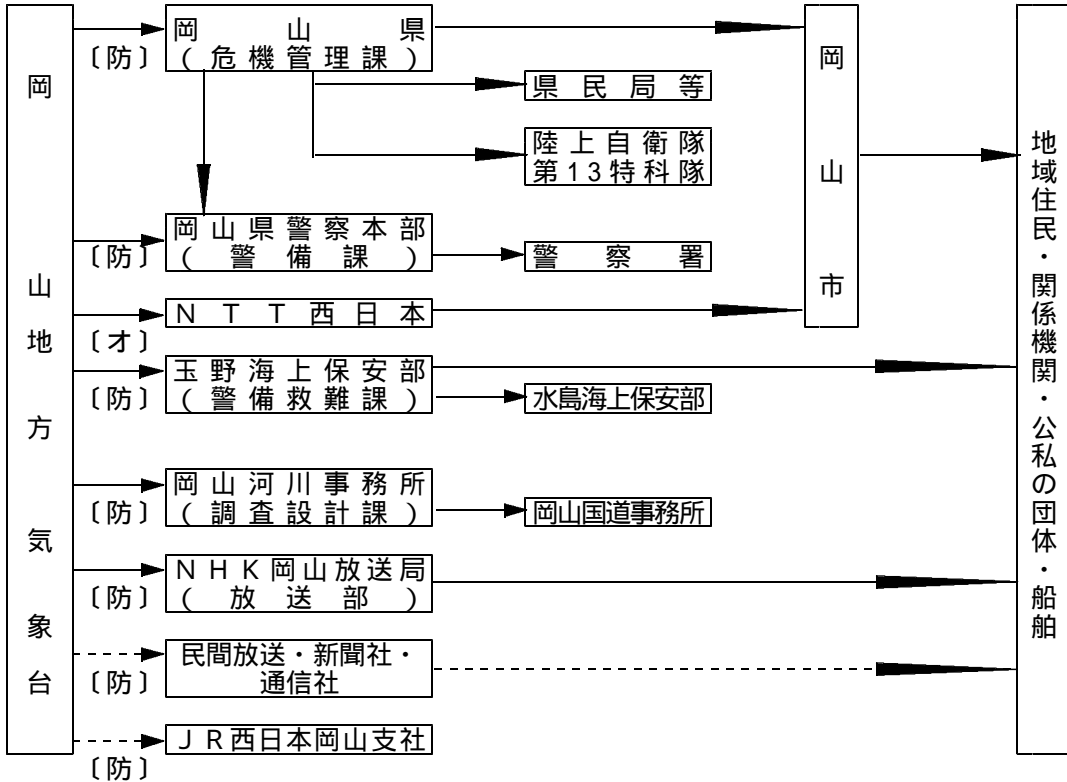
組 織

業務内容に応じて、必要人員を確保し弾力的に構成する。

第2項 地震・津波情報の伝達計画

1 地震情報の伝達系統（下図のとおりとする。）

（1）岡山地方気象台からの伝達



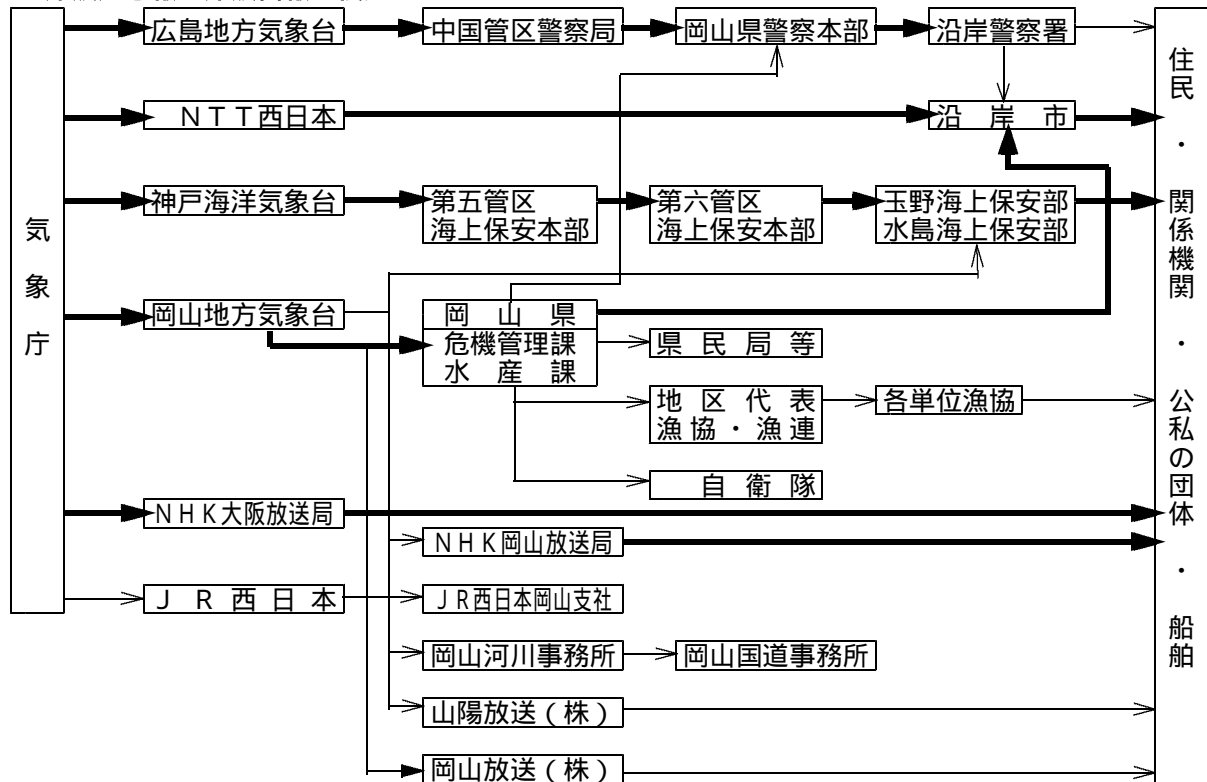
（注）ア 実線は法に基づく伝達系統を、点線は申合せに基づく伝達系統を示す。

イ [] 内は、通知方法を示す。

[防]：防災情報提供システム [オ]：オンライン

ウ 陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

2 津波注意報・津波警報の伝達



(注) ア 印は、津波警報及び警報の解除のみ伝達する。

イ 太線は法に基づく伝達ルートを示す、細線はサブルート等を示す。

第3項 被害情報の収集伝達計画

1 方針

災害時には、通信回線の被災状況を把握し、適切な通信手段の確保に努め、情報の収集にあたる。

また、被害情報の収集にあたっては、災害初期の対応と応急活動期に必要な情報に区分し、その情報を県の関係機関に伝達する。

2 対策

(1) 災害時の通信手段

通信設備の状況 (資料編参照)

通信手段の確保

ア 災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のために、次の通信手段を確保する。

(ア) 防災行政無線による地上系移動局

(イ) 携帯電話・衛星携帯電話・自動車電話等移動通信回線

(ウ) 民間等の通信設備の優先利用・優先使用(災害対策基本法57条、79条)

(エ) 非常通信の活用

(オ) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

イ 通信手段の確保に合わせ、その機能維持等の要員を配備する。

(ア) 通信施設の機能確認・維持及び施設の復旧に要する人員

(イ) 通信統制・通信運用の指揮等に要する人員

(2) 災害初期の被害情報の収集・伝達

被害情報の収集

ア 災害初期に職員からの報告や市民からの通報のほか、消防機関・県警察・自衛隊・医療機関・道路管理者・海上保安部・ライフライン事業者等から被害情報を収集する。

イ 災害初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。

(ア) 人命にかかる被害・医療機関等の被害状況

(イ) 道路の被害状況

(ウ) 生活関連(電気・水道・ガス)の被害状況

県等への報告

大規模地震発生直後には、被害の全体像よりも迅速な応急対策を実施するための情報が必要となるため、次に掲げる被害状況等を県に報告するとともに、必要に応じ、関係機関に連絡する。

ア 地震による被害について、把握できた範囲で直ちに県へ連絡する。また、災害対策本部を設置した場合にも連絡する。

イ 地震による火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ 被害状況等については、順次県に報告するものとするが、県に報告できない場合にあっては消防庁へ報告する。

エ 「震度5強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。

(被害の有無を問わない。)

・第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。

・TEL 03-5253-7777(電話での第一報も可)

・FAX 03-5253-7553

・第4号様式(資料編)

(3) 応急対策時の被害情報の収集・伝達

収集・伝達の内容

ア 応急対策時においては、救急活動及び防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況と被害状況を県災害対策本部に随時報告する。

イ 活動状況については、次のような事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換するものとする。

・[岡山市 県]

対策本部等設置状況・応急活動状況・応援の必要性

・[県 岡山市]

県が実施する応急対策の活動状況

・[県 指定地方行政機関等]

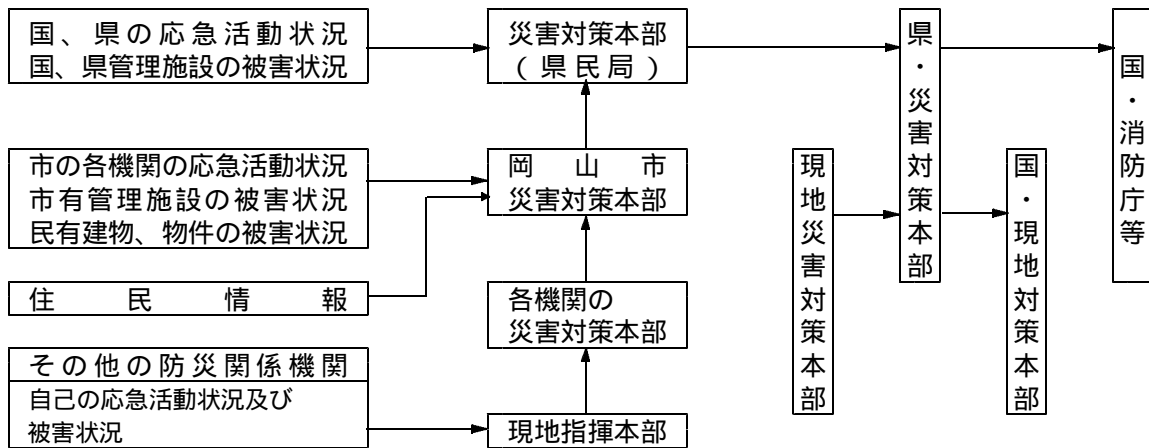
対策本部等設置状況・応急活動状況

応急対策時の情報収集・伝達

応急対策時の被害状況等の情報収集・伝達の基本は、次のフローによるものとする。

ただし、各防災機関において被害の状況等により、緊急を要すると判断した場合には、直ちに県災

害対策本部に連絡する。



第4項 災害救助法の適用

1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とする場合は、知事に対し災害救助法の適用を報告し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図る。

2 対策

(1) 救助の種別

災害救助法による救助は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るため、県知事が行い(法定受託事務)、市長がこれを補助する。

なお、知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の程度、方法及び期間に関しては、知事が厚生労働大臣の定める基準に従って定め、県及び市が救助に要した費用については県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁する必要があることがある。

災害救助法による救助の種類

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出しその他による食品及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかった者の救助
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索
- サ 死体の処理
- シ 住宅又はその周辺の土砂等の障害物の除去
- ス 生業に必要な資金の貸付

(2) 適用基準

市は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後記手続をとる。

市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市 町 村 の 人 口		住家が滅失した世帯数	摘 要
	5,000人未満	30	
5,000人以上	15,000人未満	40	
15,000人以上	30,000人未満	50	
30,000人以上	50,000人未満	60	
50,000人以上	100,000人未満	80	
100,000人以上	300,000人未満	100	
300,000人以上		150	岡山市

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照

県下の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市内の滅失世帯数がアに定める数の2分の1(75世帯)以上である場合

(3) 適用手続

市長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が上記(2)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき、補助事務として救助を実施する。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに知事に災害の状況を適宜情報提供をするものとする。

県は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施について当該市町村に指示するとともに厚生労働大臣に報告する。

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、厚生労働大臣の承認を得て特別基準を設定する。

災害救助法が適用された場合は、厚生労働大臣に災害の状況を適宜中間報告するとともに救助完了後は決定報告を行わなければならない。

第5項 広域応援

1 方 針

大規模地震に伴う建物の倒壊、火災、道路、鉄道、ライフラインの寸断等のあらゆる被害の発生を想定して、県内、県外への応援要請措置について明確化するとともに整備を図る。

2 対 策

(1) 応急活動の応援要請

市長の応援要請

ア 知事に対する応援要請

市長は、市域にかかる災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは知事に応援を求めるとともに応援対策の実施を要請する。

イ 県内市町村長への応援要請

市長は、災害の状況によって必要があると認めるときは、県内の他の市町村長に応援を求める。

ウ 相互応援協定都市への応援要請（応援協定 資料編参照）

（ア）市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、協定に基づく応援要請を行う。

（イ）災害規模によっては、さらに県外の市町村長に応援を求める。

エ 自衛隊の災害派遣要請

市長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊（日本原第13特科隊）派遣の要請をするよう求める。

なお、知事への要請ができない場合は、市域の災害の状況を防衛庁長官又は自衛隊に通知することができる。

オ 消防機関の応援要請

（ア）岡山県下の消防、救急及び救助業務に関して応援活動が必要な災害については岡山県下消防相互応援協定（平成2年3月15日）により応援要請を行う。

（イ）消防活動の応援については、岡山県下消防広域応援基本計画（平成8年5月1日）により応援派遣、応援要請を行う。

（ウ）県内の消防力のみで対処できない場合は、災害の規模により緊急消防援助隊の応援要請を行う。

知事の応援要請

ア 指定行政機関等に対する応援要請

イ 他の都道府県に対する広域応援要請

ウ 自衛隊の災害派遣要請

エ 消防の応援要請

県警察の応援要請

県公安委員会は、災害発生に伴う警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき広域緊急援助隊等の援助の要求を行う。

おかやまDMATの派遣要請

知事は、おかやまDMATの出動により対応する必要があると判断したときは、指定医療機関の長に対して、おかやまDMATの出動を要請する。（おかやまDMAT運営要綱第7条）

（2） 職員の派遣

職員の派遣の要請

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 派遣要請事項

（ア） 派遣を要請する理由

（イ） 派遣を要請する職員の職種別人員

（ウ） 派遣を必要とする期間

(工) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し指定行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第6項 自衛隊災害派遣要請

1 方針

自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等について計画を定める。

2 対策

(1) 自衛隊の災害派遣方法

自主派遣の基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(例)

・通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

・通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

派遣要請

ア 市長の要請に基づき知事が派遣要請をするのが原則であるが、知事は、被害状況等により人命及び財産の保護のため必要があると認めるときは、直ちに要請するものとする。

イ 市長は、知事への派遣要請ができない場合には、岡山市の地域に係る災害の状況を防衛省長官又はその指定する者に通知ができる。

派遣要請の手続き

ア 要請手順

市長 要請権者（知事） 日本原駐屯地司令（第13特科隊長）

イ 連絡方法

岡山県 一般電話（086）226-7293（直通）

・危機管理課（086）226-7372（休日・夜間）

FAX（086）225-4559, 4659

県防災行政無線（衛星系） 77-6100-2513, 2511

同上FAX 6100-5730, 5731

6100-5726, 5727,

5728, 5729（休日・夜間）

・日本原駐屯地 一般電話（0868）36-5151（内線237）

FAX（0868）36-5151（内線238）

県防災行政無線（衛星系） 77-6400-031（事務室）

77-6400-038（宿直室）

6400-039

・三軒屋駐屯地 一般電話（086）228-0111

FAX（086）228-0112

ウ 要請依頼の内容（自衛隊法施行令第106条）

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項（現地連絡責任者等）

（2） 災害派遣に係る関係事項

災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、ただちにその旨を市長等に通知しなければならない。

	措 置 権 限	根拠条文	関 連 規 定
災害 対策 基本 法	1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令	63条3項	
	2 他人の土地、建物等の一時使用等	64条8項	82条 通常生ずべき損失の補償
	3 現場の被災工作物等の除去等	64条8項	64条9項 除去した工作物等の保管
	4 住民等を応急措置の業務に従事させること	65条3項	84条 従事した者に対する損害の補償
	5 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置	76条の3 3項	
自衛 隊法	1 警察官がその場にはない場合の避難等の措置 2 警察官がその場にはない場合に救助等のための立入 3 天災等により海上で救済が必要な場合の援助	94条	警察官職務執行法4条及び6条 海上保安庁法第16条

自衛隊の活動

ア 自衛隊の主な救援業務は次のとおり

被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、道路等の啓開、応急

・医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、危険物の保安・除去
市の対応

ア 的確な道路情報の連絡

イ 派遣部隊用の基地の確保

ウ ヘリコプター基地の確保

県の対応

ア 的確な道路情報の連絡

イ 災害派遣に関する総合調整

第2節 緊急活動

第1項 救出計画

1 方針

大震災時には、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により救出を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるため、消防・警察・自衛隊あるいは地域住民は、緊密な連携・協力の下、生命・身体が危険となった者を早期に救助し、負傷者を医療機関に搬送することとする。

2 対策

(1) 救助活動

[市・県]

市は、救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて県、自衛隊及び他の市町村への応援要請を行う。また、被災を免れた場合は県及び被災市町村からの応援要請や自らの判断により救助活動を行う。

県は、市町村の要請や自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、救助活動の全県的な調整を行う。

[消防機関・県警察・海上保安部]

消防機関、県警察、海上保安部は、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。また、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。

(2) 負傷者の応急手当

[消防機関・自衛隊]

消防機関(救急救命士、救急隊員を含む。)及び自衛隊は、救助した傷病者に対して専門的に習得している処置を行うとともに、必要に応じて緊急の治療を要する者について救護班又は医療機関へ搬送することとする。

[日本赤十字社岡山県支部・DMAT・医師会・医療機関]

日本赤十字社岡山県支部・おかやまDMAT・岡医連及び市医師会並びに他の医療機関の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者については後方医療機関への

転送及び消防機関等に対して搬送の要請を行う。

[住 民]

住民は、講習又は訓練等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。

(3) 搜索対象施設の確認

[市]

市は、消防機関、県警察、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。

また、行方不明者の搜索にあたっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。

[住民・事業所等]

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、搜索活動に協力するものとする。

(4) 救出方法

[市・消防機関・県警察等防災機関]

救助にあたっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救出活動を行うこととする。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一齐に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めることとする。

(5) 救出用資機材の確保

[市・県]

市は、救出用資機材の借上協定等に基づき、関係団体から資機材を借上げ、調達し、資機材の確保を図る。また、資機材の不足が生じた場合は県に支援の要請をする。

県は、市町村からの要請や自らの判断により市町村に対し支援を行う。

[消防機関・県警察等防災機関]

必要な救助用資機材については、原則として各救助関係機関で調達し、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなどで協力するものとする。

(6) ペット等動物の保護

[市・県]

市は、犬・猫等の一般のペット動物の保護、収容について、情報収集を行うとともに、(社)岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。また、危険動物の収容については、届け

出施設や動物園等と連携し対応するとともに、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。

第2項 資機材調達計画

1 方針

地域の自然的条件や想定される被害状況等を勘案し、緊急輸送路とのアクセス条件などを考慮した備蓄場所の選定を進める一方、必要に応じて、県、中国地方整備局岡山国道事務所、西日本高速道路(株)などの関係機関が相互に補完し合う体制の整備を進める。

さらに、県、市においては、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう関係業界との応援協定等の締結を積極的に検討する。

2 対策

[市・県]

市において備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の調達を行い、被害状況に応じて、県や他の市町村に対して、必要な資機材の動員を依頼する。加えて、関係団体からの資機材の動員を確実なものとするため、関係団体との応援協定の締結に努める。

県においては、被災地域やその程度などを勘案し、県下の備蓄資機材の調達について、最も効果的な方法を検討するとともに、(社)岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等の締結を行い、迅速かつ的確な資機材の動員を図る。

また、県下の被害状況によっては、中国地方整備局、西日本高速道路(株)及び自衛隊などとの連携により相互の資機材の動員を行い、早期の復旧を図る。

第3項 救急・医療計画

第1 医療体制

1 方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。災害発生後48時間等直後における医療救護に関しては必要に応じてDMATを受け入れる。また、DMATコーディネーターとも密接な連携を持って医療救護にあたる。

2 対策

(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

[市・消防機関]

市及び消防機関は、県において設置する県災害医療本部、県地域災害医療本部における調整が迅速かつ迅速に行われるよう協力するとともに、自主防災組織等と連携して次の業務にあたる。

- ア 災害・救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供
- イ 避難所・居宅等における傷病者情報の収集提供
- ウ 救護所の設置・運営と救護班の派遣要請

[県]

県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害対策本部の下に、県災害医療本部をできるだけ速やかに設置し、医療活動に関する調整を行う。

県災害医療本部の役割は次のとおりとする。

- ア 総合的な医療情報の収集・提供
- イ 傷病者の受入れの要請等
- ウ 医療従事者確保の総合調整
- エ 医療ボランティアの総括

県地方災害対策本部の下に地域災害医療本部を設置し、医療活動に関する総合調整を行う。地域災害医療本部の役割は次のとおりとする。

- ア 総合的な医療情報の収集及び提供
- イ 傷病者の受入れの要請等
- ウ 医療従事者確保の総合調整

(2) 救護所の設置・救護班の編成

[市]

市は、傷病者の発生状況を把握し、避難所・災害現場等に救護所を設置するとともに市民病院医療救護班を派遣し、救護活動に必要となる環境を整備する。救護所は保健所長が設置し、救護班の編成については、岡医連及び市医師会との協定に基づき、救護班の派遣を要請すると同時に地域災害医療本部へ報告する。

さらに被災状況に応じ、地域災害医療本部に対して、救護班の派遣要請をする。また、DMAT等他からの応援を受け入れ、医療救護の運営には岡山市内医師会連合及び岡山市医師会と連携・協調し、特に災害発生直後の運営にはDMATコーディネーターと協調して行う。

[日本赤十字社岡山県支部]

日本赤十字社岡山県支部は、市・県との協定に基づき救護班の派遣等を行う。

[県]

県は、県災害医療本部において、市町村からの派遣要請又は自らの判断に基づき、次により救護班を速やかに派遣する。

また、避難所の設置が長期と見込まれる場合は、必要に応じて避難所救護センターを設置し、心療内科、歯科を加える等避難者の状況に応じた医療活動を行う。

ア 県災害医療本部は、次により救護班の派遣を行う。

- ・日本赤十字社岡山県支部、岡山県医師会、災害拠点病院、おかやまDMAT、看護協会への要請
- ・中四国8県、他府県、国(中国四国厚生局)、自衛隊への要請
- ・医療ボランティア

イ 地域災害医療本部は、県災害医療本部、地元地区医師会等と連携し、救護班の派遣調整を行う。

[医療機関]

災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合、概ね次により救護班を編成し、医療活動を行う。

また、他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行うものとする。

- ア 医師、看護師、連絡要員等
- イ 関係医療用資機材一式
- ウ 救急自動車
- エ 通信連絡手段の携行

(3) 救急医療活動のアクセスの確保

[県]

県は、県災害医療本部及び地域災害医療本部において、国・県・市町村の道路管理者・県警察等と連携のうえ、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。

また、災害対策本部においては、道路の損壊等により交通機関が不通の場合や被災地まで長時間を要する場合等必要に応じて、ヘリコプターによる空輸について自衛隊又は協定に基づく他府県、民間航空事業者等に、海上輸送について海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。

(4) 医療機関のライフラインの確保

[市]

市は、医療機関からライフラインの復旧等の要請があった場合には、県の協力を得てライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

また、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援を県に要請する。ライフライン事業者は、災害時の医療機関への臨時的供給及び優先的復旧要請に協力するものとする。

[県]

県は、市町村からの要請に基づき、医療機関へのライフラインの優先的復旧が図られるようライフライン事業者へ要請を行う。

また、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊に応援要請を行う。

[医療機関]

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替を行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替を要請する。

(5) 効率的な医療の実施

[医療機関]

医療機関は、あらかじめ策定したマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

- ア 治療の優先順位による患者の選別(トリアージ)を適切に行うものとする。

- イ 重複診療回避等のため、診療記録の写しを患者へ交付することを検討する。
 - ウ 被災状況を地域災害医療本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。
 - エ 医療従事者が不足するときは、地域災害医療本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。
 - オ DMAT等他からの応援を受け入れる。
- 医療機関の種別毎の役割は、次のとおりとする。
- ア 救護所
 - (ア) 患者の応急処置
 - (イ) 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請
 - イ 病院・診療所
 - (ア) 来院、搬送、転送、入院中の患者の処置(重症患者に対して優先処置)
 - (イ) 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請
 - (ウ) 被災地への救護班の出動
 - ウ 災害拠点病院(基幹災害医療センター・地域災害医療センター)
 - (ア) 上記イの病院の役割
 - (イ) 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送(ヘリ搬送を含む。)を行う。
 - (ウ) なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。

(6) 人工透析・難病患者等への対応

[市・県]

県及び市は、災害・救急医療情報システムの活用等により患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

(7) 助産への対応

[市・県]

市及び県は、災害・救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

第2 医薬品等の供給

1 方針

医薬品等の確保については、備蓄している医薬品等の提供とともに、救急医薬品等の確保体制に基づき迅速に供給するものとする。

医療用血液については、現行の確保体制(県赤十字血液センター)に基づき円滑な血液の供給に努める。

2 対策

(1) 救急医薬品等の供給

[県]

県災害医療本部は、必要となる医薬品等の供給に支障を来さないよう災害・救急医療情報システムを活用し、県内の医薬品等の受給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等の要請に基づ

き、医薬品卸売業者、災害拠点病院及び薬剤師会備蓄センターに医薬品等の輸送を要請し供給する。

また、県災害医療本部は、県内で医薬品等の不測が生じることが予想される場合は、速やかに中国四県及び厚生労働省に支援要請する。他の都道府県等から輸送された医薬品等は、県薬剤師会、県病院薬剤師会の協力の下に、仕分け、管理を行い供給する。

地域災害医療本部は、管内の医薬品等の受給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害医療本部に医薬品等の調達を要請する。

[医薬品等備蓄施設]

医薬品等備蓄施設(医薬品卸売業者、災害拠点病院及び薬剤師会備蓄センター)は、医療機関等の要請又は地域災害医療本部からの指示に基づき医薬品等の迅速な供給に努める。

[医療機関等]

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬品等の供給を要請する。

(2) 医療用血液の供給

[県赤十字血液センター]

県赤十字血液センターは、的確な情報収集に努め、県及び市町村等と連携を密にし、円滑な血液の確保・供給に努める。

また、必要に応じて、隣接県の血液センターと連絡を取り円滑な血液の確保・供給に努める。

[県]

県は、的確な情報収集に努め、市町村及び岡山県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な血液の確保・供給に努める。

[医療機関]

医療機関は、県赤十字血液センター等に連絡し、血液の確保に努める。

第3 傷病者の搬送

1 方針

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況あるいは道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行うこととする。

2 対策

(1) 搬送手段の確保

[市]

市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害医療本部、地域災害医療本部あるいは消防機関から要請があった場合はまず公用車の手配を行い、さらに不足する場合は災害対策基本法第65条第1項(応急措置の業務)により一般車両を確保する。

なお、一般車両で対応する場合には、規制除外車両の標章等の交付を受けるものとする。

[消防機関]

市の消防機関が傷病者の搬送を行うことが原則であるが、消防機関の救急車両、消防ヘリコプター等が確保できない場合は県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請することとする。

また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

[県]

県災害医療本部又は地域災害医療本部は、災害・救急医療情報システムを活用しても消防機関において救急車両の確保ができない場合に、県が所有する公用車を手配するとともに、市、関係医療機関、他府県等に配車を要請することとする。

また、道路の損壊等により交通機関の不通や遠隔地の搬送の際に、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの効果的な運用を図るとともに、岡山市消防局、県警察、自衛隊、他府県等に要請するものとする。

[日本赤十字社岡山県支部]

日本赤十字社岡山県支部は、所有の救急自動車により傷病者の搬送を行うとともに、必要に応じて日本赤十字社本社等にヘリコプターの派遣を要請する。

[医療機関]

医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害医療本部に調整を要請する。

(2) 搬送先の確認

[県]

県災害医療本部又は地域災害医療本部は、県警察、自衛隊等からの要請に基づき、搬送先の広域的な調整を行う。

[消防機関]

消防機関は、災害・救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握して、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

[国・県・市等道路管理者]

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、国、県、市等は、その所管する道路の啓開を迅速に行う。

[県警察]

県警察は、主要な医療機関までの傷病者の搬送経路について、緊急車両の通行に障害を及ぼす車両等の排除を行う。

第4項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 方針

避難は、地域住民が自主的に、又は勧告や指示に基づいて行うものとするが、災害時要援護者等においては状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこととする。

また、避難地においては、早急に避難状況を把握するとともに行方不明者について必要な措置を講ずる。

2 対策

(1) 避難勧告及び指示

[市]

ア 勧告・指示の基準

市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。

また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難の指示をする。

イ 勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ・ 避難勧告・指示の理由
- ・ 避難の勧告・指示が出された地域名
- ・ 避難経路及び避難先
- ・ 避難行動における注意事項

ウ 勧告・指示の伝達方法

避難勧告又は指示をしたときは、市長はただちに勧告・指示が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、広報車等により伝達するほか、警察官、消防団、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

[県]

知事は、災害発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、市長に代わって避難の勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を行う。

[県警察、海上保安部]

警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市町村長に通知する。

(2) 一般住民の避難

[市]

市職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難でき

るよう避難先への誘導に努めるものとする。

なお、誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会毎の集団避難を行い、災害時要援護者等の避難を優先して行うこととする。

[地域住民]

地域住民は、避難時においてはできる限り、災害時要援護者等に配慮しながら、町内会毎等の集団で避難を行うよう努める。

また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員、海上保安官(海上に限る)等に連絡する等必要な措置を講ずる。

(3) 特定施設内にいる者の避難

デパート、駅、病院、学校、社会福祉施設等の管理者は、当該施設内にいる者について事前に作成している避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者等の把握に努めるものとする。

また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、県警察又は消防機関に連絡する。

第2 避難所の設置

1 方針

大規模地震の被災状況によっては、あらかじめ指定した避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況や開設可能な避難所の状況を速やかに確認の上、必要な避難所の開設を行う。避難所の開設にあたっては、地区住民の協力を得て避難所の開設状況を該当地区すべての住民に周知するとともに、できるだけ早い運営体制の確立に努める。

なお、市自らの開設が困難な場合は、他市町村や県へ応援を要請する。

2 対策

(1) 避難所の被災状況の確認

地震発生後の避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定めた設置マニュアルに基づいて行うこととする。また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(2) 避難所の開設

市は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、施設の安全を確認の上、避難所を開設し、設置状況を速やかに住民に周知するとともに県に報告する。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、災害時要援護者等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 広域応援協力

市長は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は他県へ避難所の開設につき応援を要請する。

第3 避難所の運営体制

1 方針

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐に渡ることから市は避難所の運営は自治組織と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理の外は原則として自治組織をサポートする立場で活動することとする。

避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに保健師等による巡回相談等も行う。

また、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織の三者で協議していく。

（１） 維持管理体制の確立

〔市〕

市は、マニュアルに基づき避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配備完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

当該職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築する。

なお、その際は、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、各業務毎にリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

また、避難所の運営にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努め、さらに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

（２） 自治組織、施設管理者、行政による連携

避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設けるものとする。

（３） 精神面の対応

〔市〕

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、メンタル・ケアの必要がある。そのため、内科に加え心療内科の診療も行うことができる避難所救護センターを設置する。また、保健所の医師・保健師等による各避難所の巡回健診・相談業務を行い、また、学校を避難所とする場合には担当の医師のもと養護教諭もカウンセリングをサポートする。

さらに、医師等の不足が生じた場合は県へ協力を要請する。

〔県〕

保健所、岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター等の医師、保健師等による各避難所を巡回しての検診・相談業務を市と協力して行う。

（４） 平常体制への復帰対策

避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

第５項 道路啓開

１ 方針

地震発生直後の緊急活動を行うために必要である道路には、自動車、落下物等の障害物の散在に加え、路面の亀裂、陥没等の破損が生じており、これらを修復すること(道路啓開)が人命救助、消火及び救護活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うために、道路管理者を始め関係機関が協議のうえ、あらかじめ地域防災計画に定められた関係機関の応援活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において関係機関・業界の協力のもと迅速な啓開作業を実施する。

2 対 策

(1) 緊急輸送道路の選定基準

[市・国・県]

選定基準

緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

- ア 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等であって、震災発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。
- イ 救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。
- ウ 本庁舎、出先庁舎を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。
- エ 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点(空港・港湾等)を結ぶ道路であること。
- オ 主要公共施設(病院、血液センター等)、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。
- カ 道路幅員は、原則として2車線以上を有するものであること。

緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地域内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

ア 第1次緊急輸送道路

市庁所在地・空港等広域物流拠点を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と、主要な防災拠点(県、行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等)を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

(2) 緊急輸送道路の指定

[市・国・県]

市は、あらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路(株)、県警察、県及び市関係部局と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として(1)に規定する選定基準に基づき地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

(3) 緊急輸送道路の啓開

[市・国・県・県警察]

各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、2車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とする。また、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

市は、市内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、市、県、岡山国道事務所、西日本高速道路(株)等において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。

市は、(社)岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

市及び県警察は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第6項 交通の確保計画

1 方針

広域交通規則対象道路を中心に緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行の確保と交通整理要員及び必要な資機材を確保する。また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

2 対策

(1) 陸上交通の確保

[県・県公安委員会]

緊急通行車両を確認し緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

なお、県公安委員会においては、緊急通行車両の事前届出により緊急車両等事前届出済証を交付して、緊急通行車両の確認手続の簡素・効率化を図る。

[県公安委員会・県警察]

緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

ア 緊急交通路を指定し、消防機関、県警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に通行できるよう道路機能を確保する。

イ 緊急交通路において通行を不能とする放置車両、道路上の障害物がある場合は、道路管理者、重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。

ウ 広域緊急援助隊(交通部隊等)の支援が必要な場合は、派遣を要請する。

エ 被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を規制する。

緊急通行車両の届出確認

緊急通行等車両事前届出制度について周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における緊急通行車両の確認事務の迅速、適正な処理に努める。

交通広報

ア 交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、道路交通情報板等を活用すると

ともに日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。

イ 規制現場措置として、迂回路マップ等を活用してドライバーに対する現場広報を実施する。

ウ 住民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

【県・県警察】

交通整理要員及び関係資機材の確保

県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員や誘導資機材の確保等、必要な措置を講じる。

県警察は、電源の切断等により交通信号機が使用できない場合に備え、県南主要交差点に交通信号機用非常電源装置を設置する。

【市・県】

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため救援物資の集積所を確保(ヘリポート基地の併設が望ましい)するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。

【道路管理者】

管理する道路等に被害が出た場合、応急の復旧を図る。また、道路施設の破損等により危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定め、通行の禁止又は通行の制限を行うとともに、応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

【自衛隊及び消防機関】

自衛官及び消防職員は現場に警察官がいない場合、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

【鉄道事業者】

線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の避難等を行うとともに応急復旧に努め、独力での復旧が困難な場合は、県を通じて自衛隊に応援を要請する。

【住民等】

被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

(2) 海上交通の確保

【海上保安部】

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、航路標識の破損、水路水深の異常等が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに関係機関へ通報し、関係者への周知に努める。

また、海難の発生等により危険が生じたときは、必要により船舶交通の規制又は禁止を行う。

【県】

県は、海上保安部等の関係機関と連携をとり、海上交通確保に必要な輸送路の選定等の調整を行う。また、市又は港湾及び漁港の管理者から油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保のための措

置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について応援要請があったときは、自衛隊、海上保安部等に対し応援を要請する。

〔港湾及び漁港の管理者〕

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等の輸送確保のための応急措置を講ずる。

(3) 航空交通の確保、ヘリポート基地の整備・確保

〔市・県・防災関係機関等〕

市・県・防災関係機関等は、相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

〔岡山空港管理事務所〕

岡山空港管理事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は空港保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに応急工事を実施する。

〔大阪航空局岡山空港出張所〕

大阪航空局岡山空港出張所は、前記により施設の利用を一時停止する措置を講じた場合は、航空機(乗組員)に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全に努める。

(4) 帰宅困難者対策

〔市・県・防災関係機関等〕

市・県・防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。また、徒歩帰宅者のための支援策を講じる。

第7項 消火活動に関する計画

1 方針

大規模地震による火災が広域的に同時多発することを前提とし、円滑な広域応援を受ける体制を確立した活動計画を行う。

2 対策

(1) 消火活動対策

火災発生状況等の把握

市長又は消防局長は、消防職(団)員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

消火活動の留意事項

市長又は消防局長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災の防御を優先して行う。
- オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導を図る。
- カ 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え自主防災組織等と連携のうえ、被災地区を警戒する。

応援要請

火災の状況又は災害の規模により、市の消防力では防御が著しく困難な場合は次により応援要請を行う。

〔市〕

市長は、岡山県下消防相互応援協定第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

〔県〕

知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請する。

(2) 消防の応急体制の整備

応援隊の対応専任者

- ア 応援隊の受入れにつき、県災害対策本部や派遣自治体等との連絡調整にあたる専任者を配置する。
- イ 専任者の任務については、おおむね次のとおり。
 - (ア) 緊急消防援助隊等の対応
 - (イ) 応援ルートを選定及び終結場所の選定
 - (ウ) 応援隊に関する各種連絡

応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、被災地である岡山市の市長又は市長から委任を受けた消防局長がとる。

消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第8項 危険物施設等の応急対策計画

1 方針

地震により、石油類、高圧ガス、火薬類及び放射性物質等の施設が損壊あるいは火災等による危険な状態が発生した場合は、防災関係機関及び施設管理者において安全措置を講ずる。

2 対 策

(1) 石油類施設の応急対策

施設管理者の措置

- ア 施設の状態により石油類を安全な場所に移動し、注水冷却する等の安全措置を講じる。
- イ 自衛消防隊その他の要員により初期消火活動や延焼防止活動を実施する。
- ウ 市、県警察等に通報するとともに付近住民に避難の周知を図る。

市及び関係機関の措置

[市・消防機関]

- ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

[県]

- ア 他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては自衛隊の派遣を要請する。
- イ 化学消火剤等の必要な資機材を確保する措置を講じる。

[県警察]

- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通の確保を行う。

(2) 高圧ガス施設の応急対策

施設管理者の措置

- ア 施設の状態により設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは安全な場所に移動し、又は水(地)中に埋める等の措置をする。
- イ 市、県警察等に通報するとともに付近住民に避難の周知を図る。

市及び関係機関の措置

[市・消防機関]

- ア 施設管理者に対し、危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。
- エ 施設管理者(コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く)に対し高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所の全部又は一部停止を命令する。
- オ 施設管理者(コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く)に対し製造、移動等を一次禁止し制限する。

[県]

- ア 施設管理者(コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者)に対し、高圧ガス製造施設、販

売所の全部又は一部の使用の一時停止を命令する。

- イ 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者）に対し、製造、移動等の一時禁止又は制限を行う。
- ウ 他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては自衛隊の派遣を要請する。

[県警察]

- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通の確保を行う。

(3) 火薬類施設の応急対策

施設管理者の措置

- ア 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これに移し、かつ見張人をつける。
- イ 火薬類を安全な地域に移す余裕がない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口を密閉し防火の措置を講じる。
- ウ 市、県警察等に通報するとともに付近住民に避難の周知を図る。

市及び関係機関の措置

[市・消防機関]

- ア 施設管理者に対し、危害防止を指示するとともに自らその措置を講じる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

[県]

- ア 施設管理者に対し、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命令する。
- イ 施設管理者に対し、製造、移動等の一時禁止又は制限を行う。

[県警察]

- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通の確保を行う。

(4) ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策

ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

- ア 施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。
- イ 知事又は市長に通報するとともに、付近の住民等に避難するよう警告する。

市及び関係機関の措置

[市]

有毒ガス等に係る事故発生時には、関係法令等に基づき特定施設等（処理施設を含む）の設置者に対し、拡大防止のために必要な措置を講じるよう指示する。

また、地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は避難の勧告、指示等を行う。

(5) 放射性物質の応急対策

取扱者の措置

事故の状況により、文部科学省、経済産業省及び消防庁並びに県内関係機関へ通報するとともに次の応急措置を実施する。

- ア 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- イ 消火及び当該放射性物質への延焼防止
- ウ 放射性物質の安全な場所への移動
- エ 立入制限区域の設定及び立入制限
- オ 汚染の拡大防止及び除染
- カ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

市及び関係機関の措置

[市・消防]

- ア 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- イ 消火及び当該放射線物質への延焼防止
- ウ 警戒区域の設定による立入制限
- エ 避難若しくは避難の勧告、指示等
- オ 汚染の拡大防止及び除染
- カ 医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- キ 地域住民等に対する広報

[県]

- ア 他の防災関係機関と協力して応急対策を実施する。
- イ 国の関係省庁等へ防災活動の要員及び資機材の応援を要請する。

[県警察]

- ア 放射性物質事故情報の収集とその活用
- イ 被災者等の救出救助及び屋内待避の措置
- ウ 被災地域住民の避難等広報及び避難誘導
- エ 警戒区域の設定による立入制限又は立入禁止措置
- オ 迂回路の設定等必要な交通規制

第9項 災害警備活動に関する計画

1 方針

被災地域における社会的混乱や人心の動揺等が生じないように、社会秩序の維持活動を行う。

2 対策

(1) 社会秩序の維持

市

市長は、市民がとるべき下記事項について呼びかけを行う。

- ア 地域のパトロール

- イ 不法行為者の通報
- ウ 警察等関係機関への協力
- 陸上防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして次の措置をとる。

- ア 駅、空港、物資集積場所、避難所、金融機関等の警戒
- イ 鉄砲、刀剣類に対する確実な保管・管理等の指導
- ウ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
- エ 防犯活動等を装った不法行為者の取締り
- オ 必要な地域への臨時交番の設置

海上防犯

玉野海上保安部は、巡視船を配備し不法行為を取締る。

第10項 緊急輸送計画

1 方針

緊急輸送に際しては、被災地内の状況把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保のため輸送順位を考慮するとともに、必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講ずる。

2 対策

(1) 輸送ルートの確保

陸上輸送

[市]

- ア 岡山市管内の高速道路、国道、県・市道等について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。
- イ 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間(土木建設業)等の協力を得て早急を実施する。

[県警察]

- ア 県警察は、被災地直近はもとより広域的な交通規制を行い、必要により隣県警察の協力を得る。
- イ 緊急通行車両の確認
 - (ア) 知事及び公安委員会は、緊急通行車両の確認事務の調整を図り、緊急通行車両の標章等を確保しておく。
 - (イ) 公安委員会は、事前届出制により平常時から緊急通行車両の審査を行う。

海上輸送

陸上の状況によって、海上輸送が有効になる場合については、適切な運航が図られるよう関係機関に要請する。

[市]

市は、旅客船及び貨物船事業者の協力を得て緊急輸送を行う措置を図る。

[港湾等の管理者]

港湾等の管理者は、港湾及びフェリー港について早急に被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧等を行う。

[県]

県有船舶を活用した輸送措置を図る。

空路輸送

空輸による輸送が適切な場合は、関係機関のヘリコプター空輸に対応するため、ヘリコプター基地の確保を図る。

[市]

空輸による輸送が適切な場合は、県に要請すると同時にヘリコプター基地の確保を図る。

[県]

岡山空港及び岡南飛行場の利用に備え、航空管制等の必要な調整を図る。

(2) 災害対策本部の輸送ルート調整

市・県災害対策本部は、輸送ルートに関する情報収集と適切な輸送ルートを判断し、防災機関等に情報の提供又は指示をする。輸送ルートについては、県外からの応援隊、資機材等にも関連するため県へ要請し、その情報は報道機関を通じて全国的に周知徹底を図る。

(3) 人員・物資の輸送順位

輸送第 1 段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制をするなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。

輸送第 1 段階では特に次の輸送に配慮するものとする。

ア 人命の救助等に要する人員、物資

イ 応急対策に必要な人員、資材

輸送第 2 段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案して災害対応に必要な車両の通行措置を図る。

ア 救援物資(食料、飲料水、衣服、寝具等)

イ 応急復旧等に必要な人員、物資

第 1 1 項 救援物資等の受入・集積・搬送・配分計画

1 方 針

大規模な震災が発生した場合においては、全国に情報提供し協力を求めることとなるが、その際、不足する物資、過剰物資を明確に伝え、混乱を防止する。

なお、受入地は被災地の外に設け、仕分作業の後、必要に応じ適切に搬送することとし、県、市、住民の作業分担を明確にする。

また、陸上以外にも、海上、空からのルートについても検討し、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

《参照》

調達物資にかかる計画(資料編)

2 対 策

(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

[市]

市は、避難所等に不足している物資を各避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資あるいは自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。

また、避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。

なお、避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量をとりまとめ、市域内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。

[県]

県は、被災市町村の情報を速やかに把握し、県内で調達できない物資の種類と数量並びに県内の受入地を国及び災害時における応援協定を締結している他の県に連絡し、応援を要請するとともに報道機関の協力を受けて全国に協力を要請する。

また、その際、物資の梱包や送付方法の正確な広報に努めるものとする。

なお、届いた物資の品目及び数量の把握に努め、過剰となっている物資を国、協定県等に報告し、全国に公表して協力・理解を得ることにより過剰な物資の流入を極力避ける。

[地域]

避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市に連絡する。

なお、市が指定している避難所以外に避難している被災者、あるいは自宅にいる被災者が必要とする物資については平素から組織している地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて市に連絡する。

(2) 物資の受入体制等

[市]

市は、あらかじめ集積場所として指定する公民館、小中学校体育館等の候補地の中から状況に応じて適当な集積場所を確保するとともに、職員を配置し、受入地から搬送された物資の保管及び避難所等からの要請による必要な物資の配布を行う。

なお、市域内に集積場所が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して集積場所を確保する。

[県]

県における物資受入地の候補地は、当面、次のとおりとし、震災の状況に応じて県が指定する。

なお、今後、全県を対象とする受入地の整備について検討する。

受入地候補地：岡南飛行場、岡山空港、笠岡市農道離着陸場、岡山港、宇野港、水島港、JR西岡山
駅コンテナヤード、流通センター 等

県は、指定した受入地には職員を配置し、援助物資の受入作業及び品目毎に数十人分単位での仕分け作業を行い、順次集積場所へ搬送する。搬送作業の円滑化のため、必要に応じて県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

なお、物資の仕分けには大量の人員を要することになるため、ボランティアに協力を求める等によ

り対応する。

[地域]

避難所等の住民は、物資の仕分け、避難所内での搬送・配布等を積極的に行うものとする。

(3) 輸送方法

[市]

市は、道路・橋梁等の被害状況を把握し、集積場所までの輸送ルートを設定し、図面等により県に報告する。

また、安全なヘリコプター臨時離着陸場の確保を行い、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。

集積場所から避難所への輸送については、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努めるとともに県トラック協会等に協力を要請し行う。

[県]

県は、受入地から集積場所への道路を緊急交通路として指定を受けられるよう事前に手続きをしておき、災害発生時の迅速な同道路の指定を受けて一般車両の通行を規制する。輸送にあたっては、県トラック協会に協力を要請するとともに必要な場合は公用車によっても対応する。陸上ルートが遮断された場合等にあつては、海上ルートやヘリコプターの利用等により輸送することとし、漁業事業関係者あるいは自衛隊への協力要請、民間航空事業者との協定等により輸送体制を確保する。

(4) 物資の配付方法

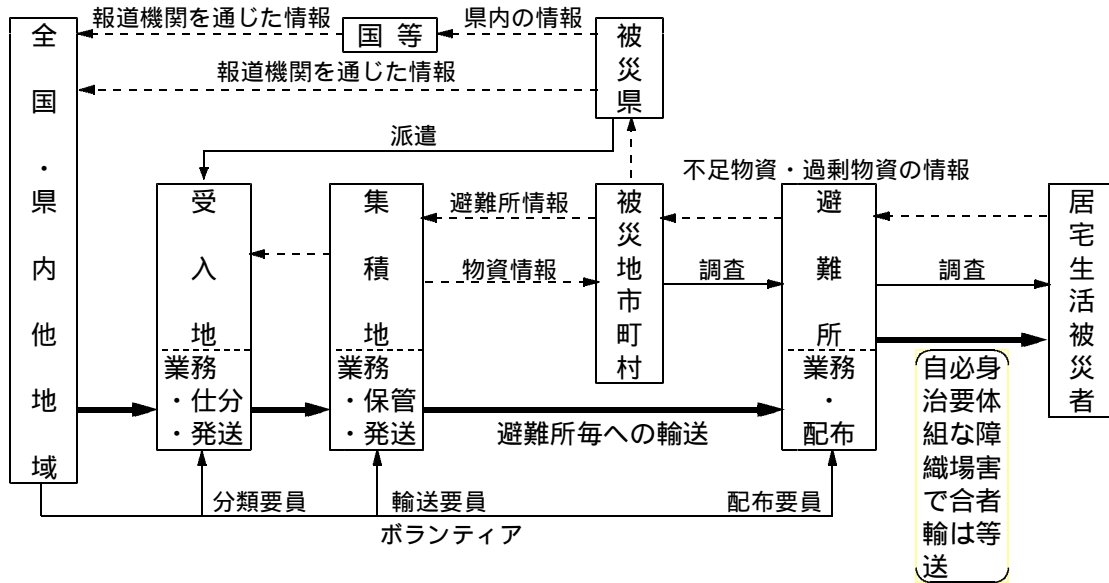
[市]

避難所に搬送された物資は、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治会組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、災害時要援護者等を優先する。また、自宅等避難所以外で避難生活を送っている被災者については、広報車や地域組織を通じる等により、援助物資を避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届けるものとする。

[地域]

避難所以外で生活をする被災者に対して援助物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して援助物資を届ける等の支援を行う。

物資等のルート



第12項 ボランティアの受入・活用計画

1 方針

災害時には、被災地内外からのボランティアによる多種の救援活動の申し出があると予想される。このため、それぞれのボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、日本赤十字社岡山県支部、県、市町村社会福祉協議会等と連携を保ちながら、ボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

2 対策

【市】

市災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置するボランティア現地本部に情報の提供を行う。

【県】

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市町村、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野毎のボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

【日本赤十字社岡山県支部】

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣にあたっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と

連携を取りながら行うものとする。

[社会福祉協議会]

県・市町村社会福祉協議会は、災害時要援護者等を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。

県社会福祉協議会本部は、ボランティア県本部を設置し、次の業務を行う。

- ア ボランティアに関するニーズ(種類、人数等)についての情報収集提供
- イ 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等
- ウ 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- エ 県災害対策本部や市町村災害対策本部との連絡調整
- オ その他ボランティア現地本部及びボランティア救援本部の活動の支援に関すること

被災市町村の社会福祉協議会は、ボランティア現地本部を設置し、次の業務を行う。

- ア 被災地のボランティアニーズの把握
- イ ボランティアの受付及び登録
- ウ ボランティアのコーディネート
- エ ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- オ ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- カ ボランティア活動に必要な物資・活動拠点等の提供等
- キ ボランティア活動の拠点等の提供
- ク ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示してのボランティア県本部又は救援本部への派遣要請
- ケ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

被災市町村のボランティア現地本部が被災により機能を充分果たせない場合、その近隣市町村の社会福祉協議会は、ボランティア県本部及び当該現地本部と協議の上、ボランティア救護本部を設置し、当該現地本部の機能の一部又は全部を担う。

[専門分野のボランティア関係機関等]

救助、消火、医療、看護、介護、通訳、翻訳等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入・派遣に係る調整等を行う。

[ボランティアの健康に関する配慮]

市町村、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

市町村、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

第3節 民生安定活動

第1項 災害時要援護者対策計画

1 方針

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた災害時要援護者等のための配備を十分に行う。市は、災害時要援護者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活においては、できる限り自立した生活を過ごすことができるような支援をすることとする。

2 対 策

(1) 災害時要援護者対応体制

[市]

災害時要援護者等対策を行うに当たっては、災害時要援護者等対策を行うチームを組織するものとし、市独自の対応が困難な場合は、県又は他の市町村へ応援を要請する。

[県]

県は、災害応急対策を行うにあたっては災害時要援護者支援班を組織し、市町村の応援要請に基づいて他市町村又は他県に応援を要請するとともに、災害時要援護者対策の総合的な調整を行う。

(2) 迅速な避難

[市]

市は、消防機関、県警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画に従って、地域住民が災害時要援護者とともに避難するよう配慮するものとする。

また、社会福祉施設、災害時要援護者等を雇用する事業所等について、災害時要援護者等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携のもとに迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

[県]

県は、被災市町村及び被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や市町村、他府県等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、次の支援を行う。

県内外の他施設への緊急避難について情報収集、提供
県内市町村又は各施設への避難受入、要員派遣の依頼
他府県への応援要請

[関係防災機関]

社会福祉施設の管理者及び職員は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき入所者の避難を行う。避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

[地域]

地域住民は、地域の災害時要援護者等の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとする。

(3) 避難後の対応

[市]

市は災害時要援護者等を支援するため、あらかじめ定めた避難支援プランに従い、次の措置をとる。

地域社会の協力を得て速やかに災害時要援護者等の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

障害の状況等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

特別な食料(柔らかい食品、粉ミルク等)を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

避難所・居宅の必要資機材(車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等)を避難所又は居宅へ迅速に設置・提供する。

避難所・居宅へ相談員を巡回させ、災害時要援護者等の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

避難所又は在宅の災害時要援護者等のうち、老人福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への二次避難を要する者について、当該施設への受入要請等必要な措置をとる。

市において、対応者が不足する場合は県に支援の要請をする。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

[県]

県は、必要に応じ、又は市町村の要請に基づいて市町村を支援するとともに、他市町村、県内の他施設、関係団体及び他県に対し、応援要請する。

また、社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。

[社会福祉施設]

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、他施設、市町村、県に応援を要請する。

[地域]

避難住民は、避難所又は地域で災害時要援護者等を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

なお、避難所では災害時要援護者等の意欲保持のため、住民の一人として何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

(4) 2次避難

[市]

市は、それぞれの災害時要援護者等の状況に応じて県内外の施設等へ受入を要請するとともに、市で対応が困難な場合は他市町村又は県へ応援を要請する。

[県]

県は、他県を含む広域的な範囲で災害時要援護者等の特性に応じた二次避難場所の確保に取り組むものとする。

[社会福祉施設]

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市町村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した災害時要援護者等を受け入れるものとする。

第2項 被災者に対する情報伝達・広報計画

第1 情報伝達体制

1 方針

被災者への情報伝達については、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミを通じて、あるいは避難所への掲示、広報車、インターネットホームページ等により行う。

特に、避難所避難者への情報伝達等については、避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。

広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

2 対策

(1) 被災者への情報伝達

[市]

広報車や自主防災組織等を通じ、事前に定めた広報事項について広報を行うとともに、必要に応じ県に広報の要請を行う。

なお、広報事項の主なものは、次のとおりである。

- 災害の発生状況
- 避難準備情報、避難勧告、避難指示
- 地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ
- 災害応急対策の状況、復旧見込み
- 道路情報、医療情報その他の生活情報
- その他必要事項

[県]

県は、県の判断及び市からの要請により、報道機関の協力を得て広報を行う。広報事項とその優先順位、広報案文及び情報の混乱を避けるための関係機関との調整方法等について事前に定めておき、適切かつ迅速な広報に努めるものとする。

なお、広報事項の主なものは、前記市の広報事項と同様とする。

[ライフライン事業者]

ライフライン事業者は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報する。

なお、適宜、県・市にこれらの情報提供をするものとする。

(2) 避難所避難者への情報伝達等

[市]

市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

情報伝達・収集体制及び自治組織の関わり方
本部との連絡方法の確保
本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）
及び必要な様式
その他必要事項

（３） 避難者の安否確認への対応

〔市〕

市は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、災害対策本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。

なお安否照会の対応には、業務に支障が出るのを避けるため、職員の配置と専用電話を設置するものとする。

第２ 報道関係への対応

１ 方針

被災者等に正確な情報を速やかに伝達するために、報道機関の協力を得るものとする。

また、救助活動に伴うサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法について、報道機関と事前に協議しておく。

２ 対策

（１）情報の提供及び報道の要請

〔市〕

市災害対策本部は、報道機関を通じて情報提供するとともに、報道を要請するため、県と同様に情報内容、体制について整備しておくこととし、県災害対策本部と調整を図るものとする。

市災害対策本部は、次の情報を報道機関に提供する。

- ア 地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報
- イ 救助活動に関する情報
- ウ 交通施設等の復旧状況、医療情報などの生活関連情報
- エ 被災者の安否確認に関する情報
- オ その他の関係情報

なお、情報提供・報道要請にあたっては、次の点に配慮する。

- （ア）関係各部署は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう事前に情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。
- （イ）報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。
- （ウ）報道機関へ情報を提供する場合には、県と連絡を取り合い、情報の錯綜を生じないようにする。

〔県〕

県災害対策本部は、災害情報を一元的に報道機関へ提供し、また、必要な場合は、報道することを要請する。

〔ライフライン事業者〕

ライフライン事業者は、県に準じて、ライフラインや交通の復旧状況等について適宜、情報提供・報道要請するものとする。

(2) サイレントタイムの設定

〔市〕

市は、県の示した指針に沿って、サイレントタイム設定マニュアルを策定しておく。

〔県〕

県は、生存者の発見を効率的に行うため、救助活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制する、サイレントタイムの設定に関するマニュアルの作成指針及び報道機関等への協力要請方法等について、あらかじめ報道関係機関と協議して作成する。

第3項 風評・パニック防止対策計画

1 方針

災害時の混乱防止ため、迅速に正確な情報伝達を行い、風評・パニック防止を図る。

2 対策

(1) 発生防止対策

〔市〕

市は、被災地及び避難所等に定時的に貼紙、又は車両巡回による広報手段により情報提供の均一化を図る。

市は、報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) 風評解消対策

〔市〕

市は、風評の事実、又は歪曲した内容の情報を入手した場合には、その時点の状況に応じた広報手段により速やかに適切な措置をする。

第4項 食料供給・炊き出し計画

1 方針

大規模震災においては、ライフラインが破壊されるため、食品供給のマニュアルに基づき災害時要援護者等へ十分配慮するとともに、食品の迅速かつ的確な確保、供給を行う。

なお、マニュアル策定は以下の事項を盛り込むものとする。

体制の明確化及び複数による救援活動ができる体制

被災直後からの食品の確保、供給システムのマニュアル化

避難体制との連携

県、他市町村からの援助食品等の円滑な受入れ体制の確保

避難者の健康保持、疾病悪化に配慮した食料供給

2 対 策

〔市〕

市において事前に策定しているマニュアルに基づき、被災者への食品の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給

備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施

炊き出しに必要な場所(調理施設・避難所等)の確保及び整備

炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保

必要に応じ、県への食糧、食材、資材等の調達の要請

援助食料集積地を指定し、責任者等受け入れ体制を確立

供給ルート、運送体制の確立

避難所毎の被災者、自治組織等受入れ態勢の確立

被災者への食料の供給方法(配分・場所・協力体制等)の広報の実施

ボランティアによる炊き出しの調整

〔県〕

県は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により措置する。

被災地への援助食品の受入集積地の決定

市町村からの要請に基づく食品等の品目の決定と協定等に基づく供給等の要請

食品販売業者等との協定等に基づく調達

国、他県、日赤等への協力要請(食料等の調達、輸送)

他の市町村の応援の調整

〔国〕

中国四国農政局(農林水産省)は、事前に策定しているマニュアル等に基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

県の要請に基づく米穀の調達(農林水産省本省)

県内で救援食料の供給が確保できない場合の供給対応

第5項 飲料水の供給計画

1 方 針

市域内において、被災住民の飲料水の供給に努める。最低必要量(供給を要する人口×約3ℓ/日)の水の確保ができない場合は、県へ速やかに応援を要請する。

2 対 策

〔市〕

市水道事業管理者は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水にあたって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、甚大な被害が発生し、住民の飲料水を確保することが困難な場合は、日本水道協会の相互応援対策要綱に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。

給水を必要とする人員

給水を必要とする期間及び給水量

給水する場所

必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約8日を目標に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は、1人1日20リットル程度を目標とする。

〔県〕

県は市から飲料水及び応急給水用資機材等の調達について要請があったときは、近隣市町村、近隣県、自衛隊又は国に対し協力の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努め、適切な給水活動が行えるよう市町村に対し指示、指導を行う。

〔住民〕

住民は、地震発生後3日間程度は貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は市等の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用して飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払う。

市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

第6項 生活必需品等調達供給計画

1 方針

震災発生により必要となる物品は、個人で確保することが肝要であるが、確保できない場合を想定し、市及び県は特定の生活必需品について確保し、供与する。

2 対策

〔市〕

市は、災害時において被災者への生活必需品の給(貸)与の必要がある場合は、次により給(貸)与する。

市の備蓄品の放出

生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達
県への応援要請
相互応援協定締結市への応援要請

【県】

県は、市から生活必需品の応援要請があったとき、又は県が独自の判断において次により物資を調達・斡旋する。

生活必需品取扱業者等との協定に基づく調達
相互応援協定締結県への応援要請
調達が困難な物資の国への斡旋の依頼

【日本赤十字社岡山県支部】

日本赤十字社岡山県支部は、被災者に対し、毛布、日用品セット、バスタオル等を支給する。

【住民等】

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品、又は調達により対応できる場合は当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合には市に給(貸)与を申請する。

なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。

第7項 死体の搜索・処理・埋葬計画

1 方針

死体の搜索・処理・埋葬等に関し、マニュアルに基づき実施する。

なお、マニュアルは下記事項について定める。

死体搜索体制の確立、必要機器の確保
死体安置場所の確保体制
他市町村等及び隣県の協力による埋葬(火葬)
柩、骨壺、ドライアイス等の確保体制

2 対策

【市】

(1) 死体搜索・処理体制の確立、必要機器の確保

市は、県警察、防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て死体の搜索を行い、発見した場合は速やかに収容する。また、海上保安部の発見した死体の引き渡しを受ける。死体は、県警察・医師・法歯科医に依頼し、検視(見分)及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した死体については、概ね次により処理する。

ア 死体の身元識別のため、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は、死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合等においては、死体を特定の場所(寺院等の施設利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)に

集めて埋葬等の処置をするまでの間、一時安置する。

なお、迅速に対応するため、捜査・処理体制・資機材(柩、骨壺、ドライアイスを含む。)の確保方法について、事前に計画をたてておく。

市は、独力で対応できないときは、死体捜査等の実施及び実施のための要員・資機材について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

- ア 死体捜査、死体処理、埋葬の別とそれぞれの対象人数
- イ 捜索地域
- ウ 埋葬施設の使用の可否
- エ 必要な輸送車両の数
- オ 死体処理に必要な資機材の品目数量

【県】

県は、市から要請があったときは、捜査、処理等必要な要員・資機材、死体安置場所、火葬場等の確保について、必要に応じ、他市町村に対し応援するよう指示し又は他県や自衛隊に対して応援を要請するものとする。

また、県内の全火葬場の火葬能力(1日平均火葬数と火葬時間を延長した場合の最大火葬可能数)及び最寄のヘリポート予定場所について把握しておくとともに、必要資材(柩、骨壺、ドライアイスを含む。)について、緊急時の手配先と調達可能数量を調査しておく。

死体の搬送等について市町村から要請を受けた時は、県トラック協会へ死体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。

(2) 死体安置場所の確保と死体の処理

市は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に死体安置場所を設ける。また、死体の処理につき事前の定めに従って安全・適切に行う。

(3) 火葬場の確保

市は、管内の火葬場の処理能力を調査しておく。

また、職員召集体制、勤務時間延長等の災害発生時(応援を含む)の特別対応対策について、事前に計画を立てておくものとする。

東山斎場及び西大寺斎場並びに各斎場への進入路の被害状況調査を実施し、必要により他市町村からの応援を県に要請するものとする。

(4) 死体の搬送方法の確保

市は、事前に計画を立てた確保方法に基づき搬送用車両を確保する。

市は、管内の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について、把握しておくものとする。

(5) 死体の埋葬

市は、実際に埋葬を行う者に棺、骨壺等の現物を給付することとする。

また、県警察・海上保安部の検視を終えた身元が判明しない死体の埋葬を実施する。

なお、埋葬にあたっては次の点に留意するものとする。

身元不明の死体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに埋葬にあたっては土葬とする。

被災地以外に漂着した死体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとし、埋葬にあたっては土葬とする。

遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡すものとする。

[海上保安部]

玉野海上保安部は、市、県警察と連携をとりながら海上における死体の捜索を行う。

捜索が困難な場合は、県又は他市町村に対し必要な要員及び資機材の確保について応援を要請する。

第8項 ごみ・し尿処理計画

1 方針

震災時に発生するごみの処理については、市直営事業所と合わせて委託業者、許可業者等にも協力を依頼するとともに、私有地等の一時借用によるごみの仮置場確保も検討する。

さらに、周辺市町村との応援協力体制により適正な処理能力を確保するとともに、ごみ、し尿処理関連業界等の協力を得て、迅速に収集・運搬・処分できる体制の整備に努める。

2 対策

(1) 必要な資機材、人員、運搬経路の確保

[市]

市は、独自の資機材、人員による活動と併せ、民間のごみ処理及びし尿処理関連業界等との協力を得て、必要な資機材、人員の確保を行うとともに被災地の生活環境を悪化させないため、収集車両の運搬経路を確保する。

さらに、被害状況によっては、他の市町村の協力依頼をするとともに県へ調整の依頼を行う。

[県]

県は、市の要請に基づき、ごみ及びし尿の処理について全県的な調整を行うとともに必要に応じて他の県へ応援を要請する。

(2) 避難所等被災地におけるごみ処理等

[市]

市は、ごみ等の処置について、次の処置を速やかに行う。

ア 臨時のごみステーション、ごみ仮置場を粗大ごみ・不燃ごみと可燃ごみを区分して定め、住民や避難者に周知する。

イ 住民、避難者等の協力を得て、仮置場のごみの整理、飛散、流出の防止等の管理を行う。

ウ 粗大ごみ・不燃ごみの処理体制は生活環境を悪化させない程度の必要最小限にとどめ、可燃ごみの処理体制を中心に置く。

エ 軽度若しくは未被災地域においても従来の収集体制の確保が困難なため、臨時収集体制の広報を徹底する。

- オ トイレが使用不能となった場合、リース業者等の協力を得て仮設の共同便所を設ける。
- カ 避難所等から排出されるし尿の収集処理を優先する。
- キ 仮設トイレの設置にあたっては、高齢者、障害者にも配慮するとともに管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を促進する。また、防犯面にも十分配慮するものとする。

【県】

県は、市の要請に基づき、ごみ及びし尿の受入れ・処理について周辺市町村への調整を行う。

【住民】

住民は、市が実施するごみ及びし尿処理業務に自発的に協力し、避難所生活に支障が生じないように努めるものとする。

(3) 施設損壊の場合の対応

【市】

市は、ごみ、し尿処理施設が被害を受け、平常時の処理が行えない場合には、迅速に被害状況の把握と応急復旧を図るとともに近隣他都市の施設借用、下水処理場の活用、大型中継車の利用等について検討を行う。

第9項 瓦礫等廃棄物処理計画

1 方針

迅速な廃棄物処理を行い、被災地の環境保全と早急な復旧活動に資するため、次の事項について早急な対応に努める。

- 市内の受入れ可能な廃棄物処理施設の拡大
- 他県や他市町村との受入れ支援体制の構築
- リサイクル施設の整備
- 一時的仮置場の確保

また、震災の規模によっては廃棄物が大量に発生することが予想されるが、迅速な廃棄物処理と被災地の環境保全、早急な復旧活動に資するため、市内及び他市町村への受入れ支援の要請を行う。

なお、廃棄物の処理にあたっては、可燃物、爆発物、あるいはアスベスト等有害物質の混在に十分配慮するものとする。

2 対策

(1) 施設の復旧計画

【市・県】

市は、廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は、迅速な状況の把握と応急復旧を図るとともに、被害状況を県に報告する。なお、ごみ収集作業に影響を与える場合は、期間を定めて他の処理施設へ処理を依頼する等の方策をたて、効果的な処理を行う。

県は、市町村区域内での処理が不可能な場合は、近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整及び指導を行う。

(2) 廃棄物処理計画

[市・県]

被災建築物等の解体及び廃棄物の処理は、原則として、公共施設については各施設管理者が、個人被災建物については各所有者が行う。

ただし、個人被災建築物については、所有者が被災するなどにより自力での解体、処理が困難な場合、市においてその被災程度、被災者の処理能力等を勘案した支援策を講じるよう努める。

市は、適切な分別、処理方法、仮置場、最終処分場の確保等、瓦礫処理について、総合的な計画に努める。

なお、処理の進捗状況をふまえ、瓦礫の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を行う。

市は、最終処分場の建設に努めるとともに廃棄物の減量化、再生利用の推進を図るため、リサイクル施設の充実に努める。

(3) 関係業界との協力関係の構築

[市・県]

災害廃棄物の処理、処分は災害復旧のために速やかに行わなければならないことから、解体、収集、運搬、中間処理、最終処分の各段階において関係業者の協力が不可欠である。そのため、社団法人岡山県産業廃棄物協会、社団法人岡山県建設業協会、一般廃棄物収集運搬許可業者等と人員、資材等の確保に関し迅速かつ積極的な協力が得られるよう連携を強化するとともに、瓦礫のリサイクルなどの処理技術の向上を図る。

第10項 防疫及び保健衛生計画

第1 感染症等予防

1 方針

災害発生時における感染症等の予防措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症新法」という。）等の法令に定められた実施方法により、感染症発生の原因になる可能性が高い避難所をはじめとしての確かつ迅速に実施する。また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

2 対策

[市]

市は、次により防疫活動を行う。

消毒方法及び清潔方法

消毒資機材を確保し、環境衛生委員等の協力を得て便槽・家屋等の消毒を行う。

ねずみ、昆虫等の駆除

感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ集積場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

安全な飲料水等の供給

市長が感染症予防のため水道等の使用停止を命じた場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し供給する。

患者に対する措置

被災地域において感染症患者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」に基づき適切に対応すると共に、必要に応じ、感染症指定医療機関への入院を勧告する等の措置をとる。

避難所の感染症等予防措置

避難所においては、適切な予防のための対策を周知実施に努めると共に必要に応じて避難者の健康状態の調査を実施し、避難所の自治組織等の協力を受けて感染症等の予防活動を実施する。特に手洗いや咳エチケットの普及等に努める。

臨時予防接種

知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

応援協力関係

次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

ア 臨時予防接種の実施にあたり、対象者の把握、対象者へ連絡等をする必要がある場合

イ 自ら感染症等予防活動の実施が困難な場合には、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

[県]

健康診断及び感染症等予防指導

県は、市、地区衛生組織の協力を得て被災者の健康状況調査、健康診断及び衛生指導にあたるとともに、市からの要請又は独自の判断により市に代わって防疫活動を行い、他市町村に応援を指示する。

被災地域において感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関への入院を勧告する等の措置を講じる。

なお、県において防疫活動が行えない場合は、次の区分により対応する。

- ・臨時予防接種：中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会に応援を要請する。
- ・その他の予防措置の実施：自衛隊に応援を要請する。
- ・防疫用資機材の確保：自衛隊に応援を要請する他、不足については卸売業者等から調達する。
- ・その他必要に応じ、近県に人員、資機材の応援を要請する。

第2 健康管理

1 方針

被災者に対して、予防医学的な観点での公的な支援が不可欠であるため、保健所の機能強化、健康相談会場の設定、巡回訪問相談指導体制等について、避難所救護センターや医療機関との連携を図る。

この場合のマンパワーの不足については、非被災地の保健所の医師や保健師等の応援を求める。

2 対策

[市]

(1) 市の保健所は、被災者に対して予防医学的な観点からの公的な保健医療面での支援のため、次の対策を行う。

避難所巡回や個別訪問を行うための医師、保健師、栄養士等からなる保健チームの編成

保健相談会場の設定

状況に応じ要員派遣の要請を行う。

非被災地になった場合には、県の要請に協力する。

〔県〕

(2) 県は、災害の状況に応じて市のみの対応では不十分な場合、次の対策を行う。

被災地の保健所等を拠点として、市との協力のもとに避難所巡回や個別訪問を行うための医師・保健師・栄養士等からなる保健チームの編成を行う。

県内他地域からの保健所医師・保健師等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。

第3 食品衛生

1 方針

震災時での食品の供給は、通常の流通販売が行われなため、保健所において救援食品の安全性確保を図るとともに給食施設、炊き出し施設等の衛生確保を図る。また、被災した関係業者の早期かつ衛生的に営業が再開できるよう指導する。

2 対策

保健所は、被災の状況に応じて食品衛生監視チームを編成し、被災地の食品衛生の監視及び食品や飲料水の検査を行う。

なお、被災状況により当該保健所だけでは対応できない場合は、県内他保健所及び他県に応援要請をする。

具体的な活動内容は、次のとおり

救援食品の安全性を確保するために監視・指導する。

給食施設、炊き出し施設などを巡回し、調理及び食器等の衛生を指導する。

被災地内の食品関係営業施設の被災状況を把握するとともに、早期かつ衛生的に営業が再開できるよう指導する。

被災地住民に対して、広報媒体を活用し、食品の安全な取扱いについて啓発する。

食品衛生監視チームが必要と認めるとき及び住民から要望があったときは食品や飲料水の検査を行う。

第11項 文教対策計画

1 方針

地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置する。

また、他市町村等への児童生徒等の疎開については、疎開先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

なお、私立学校においては、本計画に準じ、それぞれ必要な対策を講じるものとする。

学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。その周知については、他府県も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

2 対 策

(1) 教科書、文具の確保と給与

市教育委員会は、県教育委員会等と連携をとり、災害のため教科書を喪失・き損した児童生徒がある場合、補給を要する冊数を調査するとともに教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講ずるものとする。

市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援要請する。

県は、自ら学用品等の給与の実施又は市からの応援要請事項の実施が困難な場合、教科書については文部省へ応援を要請する。

県は、市の実施する学用品等の給与につき特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行細則に基づき市教育委員会等と連携をとり、迅速な措置を講ずるものとする。

(2) 教育施設の確保

応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとりながら、次の応急措置を行う。

ア 火災による被災建物であって、木造建物で全焼したもの及び主要構造材が炭化したもの以外の被災建物は残余の部分の床、壁体、天井、建具を修理した上で、建物周囲の片づけを行い、児童生徒等を収容する。

なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記の修理を行い、一時的に使用することができる。

イ 火災以外の建物で、大破以下の被災建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士の指示により、水平力及び積載荷重並びに構造に対し、安全の確認を行った後、使用する。

ウ 被災校(園)舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

エ 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

臨時校(園)舎

災害により校(園)舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校舎を使用して授業を行う。

ア 臨時校(園)舎は、無災害若しくは被害僅少な学校(園)の校(園)舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

イ 校(園)長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

ウ 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校(園)舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 児童生徒の就学援助措置等

[市・県]

市は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行規則に基づき、市教育委員会等と連携をとり、迅速な措置を講じる。

また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、県及び市は、教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 疎開児童生徒等への対応

校長は、市と協議した内容について避難所に告示板等を設けたり、教職員を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

市は、県に対し、弾力的受け入れの考え方を確認し協力を依頼するとともに他市町村等に対しても弾力的受け入れを依頼する。また、所管の学校に対し、転入学等の必要手続きに係る弾力化の通知をするとともに受け入れについて元在籍校に連絡するよう依頼する。

また、県は災害対策本部を通じ、マスコミに情報伝達を依頼するとともに疎開に伴う転入学等に関する窓口を設け、問い合わせに対応する。その場合、里親制度との連携を図る。

(5) 学校の再開

校長は、授業再開までに通学路の安全の確認等を行う。

また、職員や保護者との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。

市は、県及びマスコミの協力を得て、学校の再開について次の措置を行う。

ア 施設の診断及び他施設との調整

イ 有効な情報提供システムを通じ、被災地域内の保護者への連絡

ウ 疎開児童・生徒への広報連絡を災害対策本部を通じてマスコミに依頼する。

エ 問い合わせ窓口の設置

(6) 社会教育施設等の保護

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き補強修理を行い、被災を最小限にとどめなければならない。

また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合や利用者に開放する場合は学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

文化財

ア 被害状況の把握

文化財等の所有者又は管理団体等に対し、被害の状況等必要な事項の報告を求めるとともに、必要に応じて職員を現地に派遣して状況の迅速かつ的確な把握に努める。

イ 避難

文化財建造物、記念物等で強い地震等にあった場合、余震などによる文化財建造物の倒壊、記念物斜面地の崩落等が発生する可能性があるため、速やかにその外に避難する。

ウ 文化財等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合にはその救助を優先して行うこととし、その上で文化財等の所有者、管理団体等は文化財等とその部材の保護に努める。文化財等に延焼、二次災害の発生等のおそれがある場合は、消火活動、危険部分の撤去、立ち入り制限等の危険防止措置に努める。

しかし、延焼により焼失が確実と思われる場合や周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

第4節 機能確保活動

第1項 ライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）施設応急対策計画

1 方針

電気、ガス、水道、下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合には、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動にも支障をきたすことにもなるため、各ライフライン事業者においては早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努めることとし、特に広域的な支援体制の整備、復旧予定時期の明示、施設台帳のバックアップシステムの整備などについて検討する。

2 対策

第1 ガス施設応急対策計画

（1）都市ガス〔岡山ガス㈱〕

応急対策を行う。

復旧対策を行う。

災害復旧活動資機材を整備する。

防災訓練を行う。

災害時相互救援体制を整備する。

（2）LPガス〔LPガス事業者〕

応急対策を行う。

復旧対策を行う。

第2 上水道施設応急対策計画

〔市・水道事業管理者〕

（1）応急給水の実施

水道施設の被災により各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。この場合、地震発生後は、避難所や医療施設などを中心に施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により被災地の状況等を把握したうえで災害時要援護者等に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。

（2）施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める。

水道施設の復旧

復旧にあたっては、震災直後の応急給水と平行して、浄水場、配水池、ポンプ場、水道管など主要な施設を優先して復旧を進める。水道管は、その多くが道路などの地下に埋設されていることから、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を図る。

市民への広報

施設の復旧にあたっては、各地域毎の復旧予定時期など適時に地域住民に周知するよう努める。

(3) 他自治体等との協力体制の整備

災害時に備えて隣接都市や関係機関など相互に支援協定や資器材を融通するなど協力体制を整えている。

日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱

災害に備え、県下会員（市町村）相互の支援体制を整備している。県内の支援では不十分な場合には、日本水道協会等を通じて他府県への協力支援を要請する。

大都市水道局災害相互応援に関する覚書

大都市水道に関する災害対策の重大性に鑑み、水道事業に関し、相互に飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について整備している。

緊急用資材の共同運用業務に関する協定書（倉敷市）

資器材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、資器材の調達体制を確保している。

災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定書（岡山市管工設備協同組合）

水道施設の事故が発生した場合の迅速な復旧体制を確保している。

渇水時等における水道水の相互融通に関する基本協定（倉敷市）

災害時等における水道水の相互融通に関する基本協定（玉野市）

地震、異常渇水その他の災害により、給水等に支障が生じた場合に、本格的な復旧が行われるまでの間、応急的に応援給水等が行えるよう配水管を接続し、水道連絡管として整備している。

第3 工業用水道施設応急対策計画

地震発生後直ちに施設の緊急点検を実施し、迅速、的確な被害状況の把握に努め、企業との緊密な連絡体制のもと保安上必要となる保安用水の給水ができるよう早期の機能回復を図る。

(1) 土木施設

取水施設

被害状況に応じ、保安用水が確保できるような措置を講ずる。また、津波等により潮止堰から海水の遡上が予想されるときは、直ちに必要な対策を講ずる。

浄水施設

使用可能な設備の切り分け等の措置を講ずる。また、それに対応できないときには、水を迂回させて原水供給を行うなどの対策を講ずる。

導水・送水・配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、二次災害を極力少なくするため管路の寸断等の発生している箇所の切り分け等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

(2) 電気施設

地震発生により中国電力㈱の配電線が被害を受け、電気が送られてこなくなった場合、非常用発電機によりポンプ等の電源を確保し、給水の確保に努める。

第4 電力施設応急対策計画

(1) [中国電力㈱岡山営業所]

災害対策本部を設置する。

非常災害の発生したときは、非常災害対策本部を設け、防災体制を確立する。なお、本部建物が被災した場合の仮設本部設置場所を倉敷営業所とする。

応急対策人員を確保する。

地震発生時に即応できるよう次により対処する。

ア 応急対策人員

応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握しておく。この場合、請負会社等も含めた総合的なものとする。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 非常災害時は対策本部を設置し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 対策本部指揮者の通信手段、代行順位、従業員（家族を含む。）の安否確認、出社できる直近の事業場の設定等の体制を確立して、地震の発生が勤務時間内外を問わず対応可能な動員体制とする。

(ウ) 社外者（請負会社等）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

(エ) 本社へ応援を求める場合の連絡体制を確立する。

災害時における情報の収集・伝達を行う。

地震による災害が発生した場合は、情報を迅速・的確に把握し、速やかに本社へ伝達する。

ア 一般情報

(ア) 気象・地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該担当地域内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道関係、お客さま等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 電力施設等の被害状況

(ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(イ) 停電の状況

(ウ) 復旧用資材、応援隊等の把握状況

(エ) 従業員等の被災状況

(オ) その他被害に関する情報

災害時における広報活動を行う。

ア 災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所に通報すること。

- (ウ) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- (エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (オ) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- (カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- (キ) その他事故防止のために留意すべき事項

- イ 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。
- ウ 上記のアおよびイについては、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページを通じて行うほか、状況に応じ、広報車等により行う。

災害時における危険予防措置を行う。

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

災害時における復旧資材を確保する。

ア 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資材は、次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。

- (ア) 現地調達
- (イ) 対策組織相互の流用
- (ウ) 本社に対する応急資材の請求

イ 輸送

復旧用資材の輸送は、原則としてあらかじめ要請する請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資材置場等の確保

復旧用資材置場および仮設用用地が緊急に必要となったものの、それらの確保が困難と思われる場合は、地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

災害時における広域応援を行う。

ア 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）および「資材および役務の相互融通に関する規定」（西地域電力協議会策定）に基づき復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、または発生したときは応援の要請を行う。

イ 復旧用資材の広域応援

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）および「資材および役務の相互融通に関する規定」（西地域電力協議会策定）に基づき、必要により復旧用資材の融通を要請する。

ウ 電力の融通

災害が発生し、電力需要に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社と締結した「全国融通電力需給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき、電力の緊急融通を行う。

復旧順位を調整する。

復旧計画の策定および実施にあたっては、災害状況、各施設および設備の被害状況ならびに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

なお、配電設備については、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線の復旧を原則として優先する。

災害時における応急工事を行う。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順、工法により実施する。

ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

(2) [県企業局]

電気施設については、地震発生後直ちに発電機を停止させ、緊急点検を実施するとともに、被害状況の把握に努め、速やかに機能の回復を図る。

第5 電気通信施設応急対策計画

[NTT西日本岡山支店]

災害対策本部を設置する。

通信の確保と措置を行う。

設備の応急復旧を行う。

応急復旧等に関する広報を行う。

災害復旧を行う。

第6 下水道施設応急対策計画

[市・県]

(1) 市が管理する下水道施設については、避難所に接続する重要な管渠ルートの確認、下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。

また、県は、被害の状況によっては、市からの要請又は独自の判断により、人員や資機材の支援を行うとともに、他の市町村への相互支援の依頼を行う。

管渠施設

市の管理する管渠施設は延長が長大であり、その大部分が道路等の地下に埋設されているため、施設の正確な被害状況の把握が必要となるが、特に住民の避難生活の場となる避難所、救護活動を行う病院等に接続する管渠ルートの確認を行うとともに人員や資機材の確保を図る。

被害の調査結果を分析し、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに漏水等による二次災害の発生を防止する。また、支援が必要な場合は、他の市町村及び県に支援要請を行う。

下水処理場、ポンプ場施設

発生後、直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講ずる。また、被害が甚大なために短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設沈殿池などの処理により応急的な機能確保を講ずる。

(2) 県管理の下水道施設について、次のとおり措置を講ずる。

管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、施設の正確な被害状況の把握が必要である。このため、日頃から下水道台帳の整備やテレビカメラなどの資機材の調達に努め、発生時における迅速な被害状況の把握に努める。

第2項 住宅応急対策計画

1 方針

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

については、地震により住宅が全壊、全焼又は流失して自力で住宅を確保できない被災者に対して、迅速に仮設住宅を供給するほか公営住宅への一時入居を行う。

また、被災住宅を自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対しては、日常生活が可能な程度に応急修理し、障害物を除去する。

さらには地震発生後に応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士により被災住宅・被災宅地等の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより余震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

2 対策

(1) 応急仮設住宅の建設

[市・県]

実施責任者

ア 市は、応急仮設住宅の設置に関する計画の樹立と設置を行う。

イ 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行う。なお、知事から委任を受けた場合や知事の実施を待つことができない場合は市長が行う。知事の権限に属する事務の一部を市が行った場合は、県に報告する。

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置

ア 応急仮設住宅の設置は次の基準で行う。

(ア) 設置場所

仮設住宅設置場所は、まず市・県の公有地とし、私有地に設置する場合は所有者と市において賃貸契約を締結するものとする。その場所は飲料水、ライフラインの供給が容易に確保されるとともに保健衛生上適切な場所とする。

特に、市長は、あらかじめ仮設住宅の建設地を予定しておくよう努めることとし、生活の実態に即した用地の提供に積極的に協力する。

(イ) 建物の構造及び規模等

軽量鉄骨組立方式とし、1戸当たりの面積及び設置費用は災害救助法施行細則(昭和35年岡山県規則第23号)別表第1に定める基準とする。

なお、市が設置する場合において、建設資材の市域外からの調達等により限度額の施行が困難な場合においては、県に要請して厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

(ウ) 建設完了予定日数及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

イ 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することのできない者であること。

ウ 応急仮設住宅の入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市が県の協力を得て行う。

エ 管理

応急仮設住宅の管理は、県が市の協力を得て行う。ただし、状況に応じ県は市長に委任できる。

オ 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定にあたっては関係団体に対して協力要請をする。

(2) 個人住宅への支援策

[市・県]

被災住宅の応急修理

ア 災害救助法が適用された場合の被災住宅の居住のために必要な最小限度の部分についての応急修理は、知事が行うが、迅速な実施をする必要がある場合は、知事からの委任事項として市長が行う。

イ 応急修理の内容

(ア) 被災によって住家が半壊又は半焼したものであること

(イ) 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から1箇月以内に完成するものとする。

(ウ) 対象は、応急修理を必要とする住宅に居住している者が自らの資力では修理することができない場合とする。

ウ 協力要請

県と協力して応急修理場所、戸数、規模等の把握をするとともに、被災住宅の応急修理にあたっては社団法人岡山県建設業協会に協力を要請する。

住宅等に流入した土石等障害物の除去

ア 災害救助法が適用された場合、住宅等に流入した土石等障害物の除去については、居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分は、知事が行うが、迅速な実施をする必要がある場合は、知事から市長への委任事項とすることができる。

イ 土石等障害物の除去の内容

(ア) 災害発生の日から10日以内に、居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について土石等障害物の除去を完了するものとする。

(イ) 対象は、障害物除去を必要とする住宅に居住している者が自らの資力で除去することができない場合とする。

(3) 被災住宅等の応急危険度判定

[市・県]

地震が発生した場合は、余震等による二次災害の防止のため、被災建築物応急危険度判定士・被災

宅地危険度判定士は被災住宅・被災宅地等の応急危険度判定を速やかに行い、恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供する。

地震が発生し、判定が必要と思われる被害状況が報告された場合は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき災害対策本部内に実施本部を設置し、判定を迅速かつ的確に実施する。

県との連携

県支援本部と連携を密にし、備蓄している判定資機材等の搬入の調整を行う。また、被災状況等により市職員の判定士が活動できない場合や不足する場合は、市以外の判定士の派遣等の応援を求める。

被災者への判定調査の理解と協力

実施本部は、判定の開始とともに建築物等の所有者からの判定結果に対する相談等の対応を行い、併せて判定実施及びこれに関する情報をマスコミ等の協力を得て被災者等へ広報する。

(4) 公営住宅への一時入居

[市・県]

市及び県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238号の4第4項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

公営住宅への入居の調整

ア 公営住宅の空家情報収集と調整

市は、市内の公営住宅の空家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、入居申込みの調整業務を行う。

イ 入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊したり災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者

ウ 使用期間

市営住宅については岡山市公有財産取扱規則(昭和39年市規則第21号)第22条によりそれぞれ1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

エ 県・他市町村への協力要請

市内での公営住宅の確保ができない場合は、県・他市町村に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

特例による入居者の取扱い

ア 特例入居

被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する公営住宅への特例入居資格を有する者には、特例入居で対応する。

イ 特例入居の調整

市は、市内の公営住宅の特例入居での受け入れ可能戸数を取りまとめ、入居申込みの調整業務を行う。

(5) 住宅応急支援窓口の設置

[市・県]

市は、県と連携を図り、住宅確保や個人住宅の支援など住宅に関する総合的な支援窓口をできるだけ被災地域内に設置し、相談業務に当たる。

(6) 建設資機材の調達

[市・県]

市は、住宅応急対策に必要な建設資機材の調達を行う。

なお、不足する場合は県に協力を求め、県は建設業界等の関連業界、他県及び国に対し、速やかに協力要請を行う。

(7) 関係業界との協力

[市・県]

市は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は協定の締結を行う。

第3項 公共施設等応急対策計画

1 方針

大規模な地震においては、各種の災害が同時・複合的に発生し甚大な被害が予想されるため、各公共施設の管理者は緊急点検と被害状況の把握に努め、緊急活動、二次災害や被災者の生活確保を優先した復旧を行う。

また、必要に応じ、他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

2 対策

(1) 復旧体制の整備

[市・国・県・その他公共施設管理者]

市災害対策本部は、関係各部から市有の各公共施設の管理者が点検・調査した各々の施設の被害状況を収集するとともに、施設復旧の緊急性、施設の重要性を勘案し、必要に応じて管理者相互の復旧支援を行うよう調整を図る。

また、収集した被害状況を県に報告する。

市・県及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう(社)岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。

各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

(2) 各公共施設毎の応急復旧計画

[市・国・県・その他公共施設管理者]

河川施設の応急対策

市・県及びその他の河川管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆うとともに、堤防及び水門の破壊については土のうや矢板等による応急締切を行うなど施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

砂防施設等の応急対策

市及び県は、専門職員を活用して地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び地すべり・急傾斜地の

緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより適切な警戒避難体制の整備を図る。

さらに、関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土石流災害対策等推進連絡会を積極的に活用する。

ため池施設の応急対策

市及び県は、地震発生後、直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに施設決壊による周辺地域への災害防止のためにビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては速やかに放水の処置をとる。

公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において震災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士などの専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施するとともに、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

(3) 交通施設の応急復旧計画

[市・国・県・県警察]

道路施設の応急対策

ア 各道路管理者は、地震発生後、直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査するとともに、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 市は、市内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、市、県、岡山国道事務所、西日本高速道路㈱等において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。

ウ 市は、(社)岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要なる人員、資機材等の確保に努める。

エ 市及び県警察は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には消防機関、自衛隊等の協力を得て実施する。

港湾施設の応急対策

港湾管理者は、国(中国地方整備局)との連携の下、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況と利用可能なバースについて正確な情報収集に努める。

また、市街における被災地域、輸送ルート状況、港湾施設の被害状況を勘案し、できるだけ暫定供用可能な復旧に努め、必要に応じて仮設橋の設置を検討するとともに、海上輸送ルートの確保に資する。

また、港湾施設の全面的な復旧にあたっては、被災地において発生したコンクリート殻などの利用(埋立て)についても検討する。

空港施設の応急対策

県は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、施設の被害状況を把握したうえで早期の施設復旧に努めるとともに、国との相互連絡を密にし、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先的に離発着させるなど国の航空管制業務と一体となった効果的な施設の供用に努める。

鉄道施設の応急対策

西日本旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業に係わる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害等の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

第4章 東南海・南海地震防災対策推進計画

第1節 総 則

第1項 東南海・南海地震防災対策推進計画の目的

1 計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海地震防災対策特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、東南海・南海地震に伴い、発生する津波及び円滑な避難の確保に関する事項を定める。合わせて同地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格

（1） この計画は、岡山市地域防災計画（震災対策編）の第4章として作成する。

（2） この計画は、東南海・南海地震防災対策基本計画（平成16年3月31日中央防災会議策定）等を踏まえて作成する。

第2項 東南海・南海地震防災対策推進地域

東南海・南海地震防災対策特別措置法第3条に基づき、指定された地域は21都府県412市町村であるが、本市を含む岡山県内における推進地域は次のとおりである。（平成19年4月2日内閣府告示第8号）

なお、推進地域の指定基準は、地震の揺れにおいては震度6弱以上、津波においては大津波（津波の高さ3メートル以上）又は満潮時での陸上の浸水深さが2メートル以上になる地域を持つ市町村及びそれに準じた市町村となっている。

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、都窪郡早島町 (平成19年4月2日内閣府告示第8号)
--

地域指定は市町村単位のため、市町村合併後はその全域が指定地域と見なされる。

第3項 東南海・南海地震の被害の特徴

1 広域的な被害

東海から九州にかけての広い範囲で被害の発生が想定され、複数の都府県で同時に相当数の災害の発生が予想されることから、これまでの地震災害時においてとられた防災体制及び応援体制では、十分対応ができないおそれがある。

また、太平洋側はもとより瀬戸内海に至る広域の沿岸にかけて、津波が長時間にわたり来襲し、甚大な建物被害や人的被害が発生することが想定される。

2 揺れと津波の複合災害

昭和21年12月21日に発生した昭和南海地震では、当時の岡山市で震度4と記録されているが、西

大寺町（現在の岡山市西大寺地区）では震度6の記録が残されており、また4.推進地域の指定にあたって示された国の震度想定では、平野部が主に震度5強で、震度6弱以上となる地域もあるとされることから、この地震が発生した場合には、海溝型地震特有の横揺れ要素が強く、かつ揺れる時間の長い地震動となる。

津波については、昭和南海地震は幸いにも地震の規模がマグニチュード8.0どまりであったため、到達は認められたものの、大きな津波被害は記録していない。

しかし、想定される東南海・南海地震の発生では、最大規模がマグニチュード8.6であって、津波の到達と満潮時刻とが重なった場合には、本市の沿岸にTP（東京湾平均海面）2～3メートルに達する津波が襲来すると予想され、堤防等を越水してきた場合には、広域的な浸水被害が発生しやすい地形にある。

したがって、地震の強振動による建物被害及び土砂災害・被害家屋からの失火による火災延焼・鉄道や自動車の事故・そして津波の到達による浸水被害等、人的被害や建物被害が複合的かつ甚大に発生すると想定される。

3 津波による被害

(1) 浸水被害

本市沿岸部においては、津波到達が満潮時刻に重なる場合には、平成16年台風第16号の高潮浸水以上の規模の津波浸水被害の発生が想定され、海岸堤防あるいは樋門等の損傷があった場合には、さらに標高の低い地域への広域的な浸水被害の拡大及び浸水期間の長期化の可能性のおそれがある。

なお、岡山県が平成17年5月26日に発表した「津波浸水想定図」による本市の浸水範囲は、約12万世帯（全市の44%）・31万人（同46%）が居住する地域に及んでいる。

(2) 孤立地域の発生

瀬戸内海では、太平洋側ほど津波の高さは高くないものの、内海に入り込んだ津波は影響時間が長く、かつ海岸や島々によって複雑な反復を繰り返すため、本市唯一の離島である犬島においては本土への移動手段が失われる。

また、児島半島の沿岸部においても、津波到達による海面潮位の高さによっては海岸線を走る幹線道路が冠水し、避難路を失う可能性がある。

さらに山間部等においては、地震動による土砂崩れにより道路が寸断され、孤立する集落が発生する可能性がある。

(3) 船舶被害

流木・漂流船舶等の衝突が発生し、船舶被害が拡大する危険性がある。

(4) 港湾・道路橋梁等の被害

長時間に渡る津波の襲来、流出物の衝突や打ち上げ等により、港湾施設や橋梁及び海岸線の道路において被害の発生が懸念される。

4 長周期震動（最大震度6弱～5強）による被害

(1) 建造物の被害

長周期・長時間（数分間）の横揺れにより、ビルやその他の大型建造物において、相当の被害が懸念される。

(2) 堤防等津波防災施設の損壊

強い揺れや液状化による、海岸や河川の堤防及び防潮樋門等、津波防災施設の損壊等により、津波浸水被害が拡大するおそれがある。

(3) 危険物施設等の被害

市南部で、危険物施設のタンク類の亀裂や配管の破断等の損傷が生じ、石油類等の流出や火災等を招くおそれがある。

第 2 節 災害対策本部等の設置等

第 1 項 災害対策本部等の設置

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに岡山市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第 2 項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法・岡山市災害対策本部条例及び岡山市災害対策本部規程に定めるところによる。

第 3 項 災害応急対策要員の参集

- 1 市長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制・参集場所等の職員の参集計画を、別に定めるものとする。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第 3 節 地震発生時の応急対策等

第 1 項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達における役割

第 3 章「震災応急対策計画」、第 1 節「応急体制」、第 2 項「地震・津波情報の伝達計画」及び第 3 項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

(2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達

被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮するものとする。

第 3 章「震災応急対策計画」、第 1 節「応急体制」、第 2 項「地震・津波情報の伝達計画」及び第 3 項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設・水門等の津波防災施設・公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

市は、地震・津波による危険物施設・魚介類の増養殖施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置・関係機関との相互協力等を実施する。

倒壊物の飛散による被害の防止・ライフライン復旧時における火災警戒及び地盤の緩みに伴う土砂災害警戒等について、広報活動や警戒活動を行う。

また、第2章「震災予防計画」、第1款「平常時計画」、第3節「地震に強いまちづくり」、第4項「危険物施設等災害予防計画」、第5項「有害ガス災害予防計画」、第6項「流出油災害予防計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第2節「緊急活動」、第8項「危険物施設等の応急対策計画」に準ずる。

4 救助活動

第2章「震災予防計画」、第1款「平常時計画」、第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え」、第3項「救助・救急・医療体制整備計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第2節「緊急活動」、第1項「救助計画」に準ずる。

5 救急・医療活動

第2章「震災予防計画」、第1款「平常時計画」、第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え」、第3項「救助・救急・医療体制整備計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第2節「緊急活動」、第3項「救急・医療計画」に準ずる。

6 消火活動

第3章「震災応急対策計画」、第2節「緊急活動」、第7項「消火活動に関する計画」に準ずる。

7 物資調達

第2章「震災予防計画」、第1款「平常時計画」、第1節「自立型の防災活動の促進」、第7項「食料・飲料水・生活必需品の確保計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第2節「緊急活動」、第11項「救援物資等の受入、集積、搬送、配分計画」並びに第3章「震災応急対策計画」、第3節「民生安定活動」、第4項「食料供給・炊出し計画」、第5項「飲料水の供給計画」、第6項「生活必需品等調達供給計画」に準ずる。

8 輸送活動

第3章「震災応急対策計画」、第2節「緊急活動」、第10項「緊急輸送計画」に準ずる。

9 保健衛生・防疫活動

第3章「震災応急対策計画」、第3節「民生安定活動」、第10項「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

第2項 資機材・人員等の配備手配

1 資機材の調達手配

第2章「震災予防計画」、第1款「平常時計画」、第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え」、第6項「災害救助用資機材の確保計画」及び第7項「建設用資機材の備蓄計画」並びに第3章「震災応急対策計画」、第2節「緊急活動」、第2項「資機材確保計画」に準ずる。

2 人員の配備

本市における各部の人員の配備状況を把握し、必要に応じて、他の部からの応援人員の派遣等を行い、不足のないよう措置をとるものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、岡山市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検・整備及び配備等の準備を行うものとする。

第3項 他機関に対する応援要請

1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2章「震災予防計画」、第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え」、第10項「広域的応援体制整備計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第1節「応急体制」、第5項「広域応援」のとおりである。

2 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

3 自衛隊の災害派遣に関しては、知事に派遣要請を行う。

第3章「震災応急対策計画」、第1節「応急体制」、第6項「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

4 市は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁・代表消防機関等及び県警察との連絡体制を保持し、活動拠点等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

第2章「震災予防計画」、第1款「平常時計画」、第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え」、第10項「広域的応援体制整備計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第1節「応急体制」、第5項「広域応援」に準ずる。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

1 河川・海岸・港湾・漁港及び児島湖締切堤防の管理者は、地震が発生した場合、直ちに水門及び閘門の閉鎖を行う。工事中の場合は、工事の中断等の措置を講じるものとする。

また、内水排除施設等は施設の管理上、必要な操作を行うため、非常用発電装置の準備・点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

2 河川・海岸・港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

- (1) 堤防・水門等の点検方針・計画
- (2) 堤防・水門等の補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門・陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順・平常時の管理方法
- (4) 港湾・漁港等の整備の方針及び計画
- (5) その他、第 2 章「震災予防計画」、第 3 節「地震に強いまちづくり」、第 2 項「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

- 3 津波により、孤立が懸念される地域の住民等の避難について、住民自らの身の安全の確保のため、避難の方針及び計画を定めるとともに、人命救助及び救援物資搬送の観点から、地域内における臨時ヘリポートの選定を行うものとする。
- 4 津波避難行動が容易になるよう、避難誘導看板等の整備及び計画を定めるものとする。
- 5 同報系無線等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- 6 海岸保全施設整備について、海岸保全施設の耐震性の向上等について、計画的に推進することとする。

第 2 項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する、情報の伝達に係る基本的事項は、本章第 3 節第 1 項「地震発生時の応急対策」のとおりとする他、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、市域内の地域住民、公私の団体（以下、「地域住民等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下、「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。その際、障害者等の災害時要援護者等に配慮するものとする。
- 2 地震が発生した場合、報道機関の協力を得て地域住民等や観光客等に対し広報を行うこと。
- 3 船舶に対する津波警報等の伝達
第 3 章「震災応急対策計画」、第 1 節「応急体制」、第 2 節「地震・津波情報の伝達計画」に準ずる。
- 4 船舶の固定・港外退避など
- 5 市域内の被害状況の迅速・確実な把握

第 3 項 避難対策等

- 1 市は避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について配慮するものとする。

なお、この場合、災害時要援護者等に対する支援・誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、適切な対応を実施する。

なお、市が行う災害救助法の対象となる避難対策について、県は指導調整を行うものとする。

- (1) 第2章「震災予防計画」、第1節「自立型の防災活動の促進」、第6項「災害時要援護者の安全確保計画」、第2章「震災予防計画」、第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え」、第5項「避難及び避難所の設置・運営計画」、第3章「震災応急対策計画」、第1節「応急体制」、第4項「災害救助法の適用」及び第3章「震災応急対策計画」、第2節「緊急活動」、第4項「避難及び避難所の設置・運営計画」並びに、第3章「震災応急対策計画」、第3節「民生安定活動」、第1項「災害時要援護者対策計画」に準ずる。
- (2) 基本的に気象台から津波警報が発表された場合は、県の公表した津波浸水想定図において、浸水地域となっている行政町名に対しては、避難準備情報を発することとし、潮位プラス津波高さと同高潮浸水時における避難勧告基準に照らし合わせながら、順次避難勧告・指示を行うものとする。

2 市は、地震発生時において地域住民等が津波来襲に備えての的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

本市では津波到達までに2時間あまりの時間的余裕があることから、地震において無事だった人は即座に人命を最優先にした共助精神を発揮するようにする。

そして、災害時要援護者等を支援しつつ、津波から身の安全を確保できる場所に、集団移動することが共通認識となるようにする。

第4項 消防機関等の活動

1 市は、消防機関及び消防団が、津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点とする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 被災堤防等への土のう等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等
- (6) 緊急消防援助隊等、応援部隊の進出・活動拠点の確保

2 市の実施する消防及び水防活動が、迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行う。

(2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整・消火薬剤・水防資機材等の点検・配備及び流通在庫の把握。

3 地震が発生した場合は、次のような措置をとるものとする。

(1) 所管区域内の監視・警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

(2) 水防資機材の点検・整備・配備

第5項 電気・ガス・水道・下水道・通信関係

1 共同溝

第2章「震災予防計画」、第3節「地震に強いまちづくり」、第3項「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第4節「機能確保活動」、第1項「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

2 水道

第2章「震災予防計画」、第3節「地震に強いまちづくり」、第3項「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第4節「機能確保活動」、第1項「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

3 下水道

第2章「震災予防計画」、第3節「地震に強いまちづくり」、第3項「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第4節「機能確保活動」、第1項「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

4 工業用水道施設

第2章「震災予防計画」、第3節「地震に強いまちづくり」、第3項「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第4節「機能確保活動」、第1項「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

5 電気

第2章「震災予防計画」、第3節「地震に強いまちづくり」、第3項「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第4節「機能確保活動」、第1項「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

6 ガス

第2章「震災予防計画」、第3節「地震に強いまちづくり」、第3項「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設等予防計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第4節「機能確保活動」、第1項「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

7 通信

第2章「震災予防計画」、第3節「地震に強いまちづくり」、第3項「ライフライン（電気・ガス・水

道・下水道等)施設等予防計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第4節「機能確保活動」、第1項「ライフライン(電気・ガス・水道・下水道等)施設応急対策計画」に準ずる。

第6項 交通対策

1 道路

市・県公安委員会・県警察及び各道路管理者は、津波が来襲した場合に、危険度が高いと予想される区域及び避難路として使用が予定されている道路について、次に定める交通規制を行うとともに、事前の周知徹底を図るものとする。

(1) 危険区域及び避難路への通行禁止又は進入制限

(2) その他必要な交通規制

必要に応じ、公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

第3章「震災応急対策計画」、第2節「緊急活動」、第6項「交通の確保計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第4節「機能確保活動」、第3項「公共施設等応急対策計画」に準じる。

2 海上及び航空

(1) 玉野海上保安部は、津波による危険が予想される地域から、安全な海域へと船舶を退避させる等の措置を講じることとし、その具体的な内容を定めることとする。

また、海難の発生等により、船舶交通に危険が生じたときには、必要により船舶交通を規制又は禁止する。

(2) 港湾管理者は、可能な限り船舶や港湾施設の利用者に対し、津波情報を伝達するものとする。

(3) 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

(4) その他、第3章「震災応急対策計画」、第2節「緊急活動」、第6項「交通の確保計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第4節「機能確保活動」、第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

3 鉄道

第3章「震災応急対策計画」、第2節「緊急活動」、第6項「交通の確保計画」及び第3章「震災応急対策計画」、第4節「機能確保活動」、第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

4 乗客等の避難誘導

駅・空港・港湾のターミナル等の施設管理者は、市が定める津波避難誘導計画や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、津波避難計画を定めるものとする。

第7項 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎・会館・社会教育施設・社会体育施設・社会福祉施設・学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

津波警報等の入場者等への伝達

ア 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう、適切な伝達方法を検討すること。

イ 避難地・避難経路・避難対象地区・交通規制状況その他必要な情報を合わせて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたときや、長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

入場者等の安全確保のための退避等の措置

施設の防災点検及び設備・備品等の転倒・落下防止措置

出火防止措置

水・食料等の備蓄

消防用設備の点検・整備

非常用発電装置の整備・防災行政無線・テレビ・ラジオ・コンピュータなど、情報を入手するための機器の整備

市等が管理する施設における、具体的な措置方法は施設ごとに定める。

(2) 個別事項

市立学校・研修所等にあつては、

ア 避難の安全に関する措置

イ 保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

社会福祉施設にあつては、重度障害者・高齢者等、移動することが不可又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を、市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

自家発電装置・可搬式発電機等による非常用電源の確保

無線通信機等、通信手段の確保

災害対策本部等、開設に必要な資機材・緊急車両等の確保

(2) 推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入・配備に協力するものとする。

(3) 市域における、屋内避難に使用する建物の選定については、国・県や民間の所有する施設の活用

等について検討し、必要に応じて協力を依頼するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物、その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 施設整備の方針

地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画により事業を推進する。

なお、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 実施内容

(1) 建築物・構造物等の耐震化

第2章「震災予防計画」、第3節「地震に強いまちづくり」、第1項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」に準ずる。

(2) 避難地の整備

第2章「震災予防計画」、第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え」、第4項「避難地及び避難路等整備計画」に準ずる。

(3) 避難路の整備

第2章「震災予防計画」、第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え」、第4項「避難地及び避難路等整備計画」に準ずる。

(4) 津波対策施設

第2章「震災予防計画」、第3節「地震に強いまちづくり」、第7項「津波災害予防計画」に準ずる。

(5) 消防用施設の整備等

第2章「震災予防計画」、第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え」、第9項「消防等防災業務施設整備計画」に準ずる。

(6) 緊急輸送を確保するために必要な道路・港湾等の整備

第2章「震災予防計画」、第3節「地震に強いまちづくり」、第2項「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

(7) 通信施設の整備

第2章「震災予防計画」、第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え」、第2項「情報の収集連絡体制整備計画」に準ずる。

第6節 防災訓練計画

1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知・関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る東南海・南海地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

2 1の防災訓練は、年1回以上実施するよう努める。

3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの初動対応及び円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

4 市は、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う総合防災訓練に加え、県や他の市町村、防災関係機関と連携して、津波警報伝達訓練など、より高度かつ実践的な訓練を実施するよう努める。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練

(2) 津波警報等の情報収集・伝達訓練

(3) 災害時要援護者等、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(4) 災害警備及び交通規制訓練

(5) その他、第2章「震災予防計画」、第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え」、第11項「行政機関防災訓練計画」に準ずる。

5 市及び県は、災害時に組織的な活動ができるよう、自主防災組織等による防災訓練の実施を促進する。

第2章「震災予防計画」、第1節「自立型の防災活動の促進」、第4項「住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加」に準ずる。

6 県は、市が自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、必要な指導を行うものとする。

第2章「震災予防計画」、第1節「自立型の防災活動の促進」、第4項「住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加」及び第2章「震災予防計画」、第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え」、第5項「避難及び避難所の設置・運営計画」に準ずる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関・地域の自主防災組織・事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各局区室・各課・各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも、次の事項を含むものとする。

- (1) 東海を含む東南海・南海地震の発生の周期に関する知識
- (2) 発生に伴い予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 東海を含む東南海・南海地震の同時又は時差あるいは、連動などの発生の可能性の認識
- (4) 地震・津波に関する一般的な知識及び被害想定並びに浸水想定
- (5) 地震が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として、現在、講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として、取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、県や他の市町村と協力して、地域住民等に対する教育を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位・職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物・ビデオ等の映像・各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

その際、障害者等の災害時要援護者等に配慮するものとする。

- (1) 東海を含む、東南海・南海地震の発生の周期に関する知識
- (2) 発生に伴い予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 東海を含む、東南海・南海地震の同時又は時差あるいは、連動などの発生の可能性の認識
- (4) 地震・津波に関する一般的な知識及び被害想定並びに浸水想定
- (5) 地震災害が発生した場合における、出火防止・初期消火・救出救助活動・避難誘導・災害時要援護者等の介助及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 正確な情報入手及び発信の方法

- (7) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (8) 各地域における津波避難対象地区、土砂災害危険箇所等に関する知識
- (9) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (10) 避難の時期及び方法
- (11) 避難所運営及び避難生活に関する知識
- (12) 地域住民が日頃から実施可能な応急手当・生活必需品の備蓄・非常持ち出し品等の用意・家具の固定・出火防止・ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
第2章「震災予防計画」、第1節「自立型の防災活動の促進」、第1項「自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着」に準ずる。

3 児童、生徒等に対する教育

市及び県は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて地震・津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災教育上重要な施設の管理者は、市及び県が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第5章 震災復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

第1項 公共施設等の復旧・復興計画

1 方針

公共施設等の復興計画は、被災者の生活再建を支援するとともに、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のため、基礎的な条件づくりを目指す。このため、復興計画の策定にあたっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等によっては必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。

2 対策

(1) 基本方針の決定

社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧にあたっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとする。

なお、被災の状況・地域の特性により、さらに災害に強いまちづくり等の課題の解決を図る必要がある場合には、関係公共施設管理者の意向を勘案した上で、中長期の計画的復興についても合わせて検討する。

(2) 迅速な復旧事業計画の作成

公共施設等の復旧にあたっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復興計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) さらに災害に強いまちづくり計画の作成

公共施設等の復旧にあたっては、被災状況・地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、さらに災害に強いまちづくり計画(復興計画)を作成する必要があると判断した場合には、次の点に留意し、できるだけ速やかに計画を作成する。

関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画(復興計画)を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重するとともに、計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望・計画決定までの手続き・スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用

計画の実施にあたっては、土地区画整理事業や都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅・オープンスペースの確保・耐震性貯水槽の設置・ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。

被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被

災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や土地区画整理事業等の特例を活用するとともに、特定行政庁（岡山市・県・倉敷市・津山市・玉野市・総社市）は建築基準法による建築制限区域の設定や応急仮設物に対する適用除外区域の指定等を行い、復興計画のスムーズな実施に努める。

第2項 激甚災害の指定に関する計画

1 方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して、早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国・県の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく、国による激甚災害の早期指定が、復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や、早期指定に向けた国・県への働きかけについて定める。

2 対策

（1）被害状況の収集

激甚法による国の激甚災害の指定を受けるに際し、県において激甚法等に規定する基準を満たす災害であるかどうかの判断を行うため、各施設毎の正確かつ迅速な情報の収集を行い、県に報告する。

事業種別

被害額

復旧事業に要する負担額

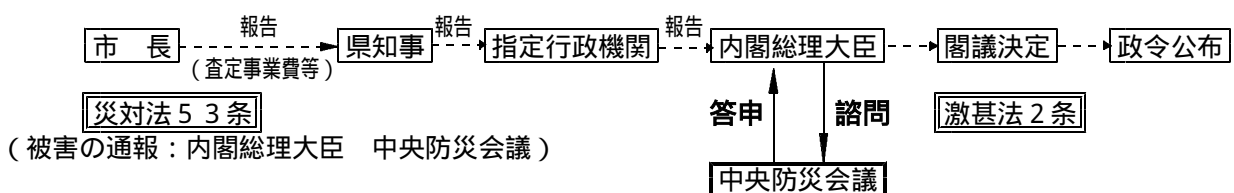
その他必要事項

（2）激甚災害の早期指定

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、市町村において被害が一定基準を超えれば指定する「局激」がある。県では被害状況を勘案し、これらの指定について、防災所管課である危機管理課が総合的な窓口として、国との連絡調整に努めるとともに、各関係部局においても、国の関係省庁との連絡を密接にし、早期指定の促進を図るため、市も協力する。

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたるの指定は指定対象地域及び財政援助措置を政令において個別に指定することとなっており、知事がその被害状況を勘案し激甚災害の指定の是非の判断をするために、県の地域振興部が総合的な窓口として業務にあたるため、市の各関係部局においても、国・県の関係省庁との連絡を密接にし、早期指定の促進が図られるよう措置を講じる。

[激甚災害指定のフロー]



第2節 財政援助等

第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

1 方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は知事の報告、その他、地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

2 対策

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し又は補助することとなり、その対象となる事業は次のとおりである。また、これら事業を積極的に活用することにより迅速な施設復旧を図る。

法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- サ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)に基づき、激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、市は、被害の状況を速やかに調査するとともに、国・県との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業

- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内・公共的施設区域外)
- セ 湛水防除事業

農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資器材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

1 方針

地震により被害を受けた個人・法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定・社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに市・県・金融機関、その他の関係機関において構すべき措置を明確にする。

2 対策

(1) 個人被災者への融資等

[市・県・社会福祉協議会]

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、市・県、その他の関係機関は、次の生活支援策を実施する。

災害弔意金の支給(市)

地震により死亡した者の遺族に対して、災害弔意金を支給する。

災害障害見舞金の支給(市)

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

被災者生活再建支援金の支給(県)

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によってその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって、自立して生活を再建する事が困難なものに対し、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金が支給される。

災害援護資金の貸付(市)

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金を貸付ける。

生活福祉資金の貸付(県社会福祉協議会)

地震により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて生活福祉資金を貸付ける。

母子福祉資金の貸付(市・県)

地震により被害を受けた母子世帯及び児童に対して、市及び県は、母子福祉資金を貸付ける。

公的負担の免除等(市・県)

被災状況等を勘察し、必要に応じて、税の期限の延長・徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

り災証明の交付(市)

上記の支援等を早期に実施するため、地震発生後、早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者に対してり災証明を交付する。

被災者への広報(市)

被災者の自立に対する援助・助成措置について、被災者への広報に努め、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

(2) 被災中小企業への融資等

[市・県]

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、中小企業金融公庫・商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに岡山県中小企業振興資金の貸付け等により、施設の復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、市及び県は次の措置を実施する。

中小企業関係の被害状況・資金需要等について調査するとともに、その現状の早期把握に努め、政府及び政府関係金融機関等に対し、融資の協力を要請する。

金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化・貸付条件の緩和等について要請する。

信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

特別融資制度の創設・既往債務の負担軽減・税制上の特別措置などについて国に要請する。

中小企業関係団体を通じて、特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

岡山県中小企業振興資金融資制度(災害資金)による貸付けを優先的に行う。

(3) 農林漁業関係者への融資等

[市・県]

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に市・県は次の措置を実施する。

天災融資法による経営資金等の融資措置の促進及び利子補給及び損失補償を実施する。

政策金融公庫法に基づく災害復旧資金等の融資あっせんを実施する。

農業災害補償法に基づく、農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速・適正化を図るよう要請する。

(4) 住宅関連融資等

[市・県]

市・県は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融公庫法の規定による、次の資金の融通が適用される場合には、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金の斡旋を行う。

災害復興住宅資金

地すべり等関連住宅資金

宅地防災工事資金

産業労働者住宅資金

マイホーム新築資金

リフォームローン

第3項 義援金品等の配分計画

1 方針

義援金は、被災者に公平に配分する必要があるが、震災の場合は、被災市町村が複数にわたる可能性が高く、その配分をめぐって混乱が生じるおそれがあるため、義援金の配分にかかるルールをあらかじめ定めておく必要がある。

2 対策

[市・県・義援金収集体]

市、県及び日本赤十字社・報道機関等の義援金収集体は、配分委員会を組織し、当該災害に係るすべての義援金の使用・配分について協議する。

岡山市地域防災計画

資料編

平成23年3月

岡山市防災会議

岡山市地域防災計画資料編 目次

第1 岡山市の概要

I 自然的条件

- 1 面積 1
- 2 地勢 1

II 社会的条件

- 1 人口 4
- 2 土地利用 6
- 3 都市化 7

第2 岡山市の災害

I 岡山市における災害救助法適用災害 8

II 地域防災計画制定以前（明治以降）の大災害の記録 8

III 地域防災計画制定以後の主な災害の記録 10

IV 大雨発生状況及び地震履歴

- 1 大雨発生状況 51
- 2 地震履歴 52

第3 防災上注意すべき自然的・社会的条件

- 1 市内の河川 54
- 2 整備を要するため池 76
- 3 土石流危険渓流 80
- 4 地すべり危険箇所 91
- 5 急傾斜地危険箇所 92
- 6 土砂災害計画区域と警戒避難体制 107
- 7 砂防指定地 112
- 8 地すべり防止区域 115
- 9 急傾斜地崩壊危険区域 116
- 10 海岸保全区域 118
- 11 宅地造成工事規制区域 119
- 12 保安林の現況 120
- 13 下水道整備状況 121
- 14 防火対象施設・危険物保有事業所等 125
- 15 異常気象時道路通行規制箇所 130
- 16 貯木馬 131

17	被害想定地震震度分布図・液状化危険度分布図	132
18	行政町名別浸水想定危険度	134
第4 防災上必要な施設・設備等		
1	気象等観測施設・設備	149
2	河川関係樋門	155
3	排水機	157
4	通信施設・設備等	160
5	避難施設等	174
6	炊き出し施設	202
7	医療救護班・後方医療施設	204
8	社会福祉施設等	205
9	墓地等	218
10	清掃防疫施設・設備等	220
11	幼年・少年消防クラブ, 婦人防火クラブ	222
第5 必需物資の備蓄及び調達等		
1	食 品	226
2	生活必需品	226
3	医薬品その他衛生機材	229
4	水防倉庫及び水防資材の備蓄状況	232
5	調達物資にかかる計画	236
第6 輸送用車両等の保有状況等		
1	市有自動車	238
2	給水車	239
3	救急自動車	240
4	市有特殊自動車	242
5	貨物自動車(営業用トラック)	242
6	バス(乗合・貸切バス)	252
7	舟 艇	253
8	航空機	253
9	ヘリコプター離着陸場	254
第7 予報及び警報等の種類と基準等		
1	気象注意報等の種類及び発表基準	257

2	気象警報等の種類及び発表基準	258
3	津波注意報・津波警報の種類等	259
4	洪水予報・水位周知・水防警報	264
5	火災気象通報	270
6	火災警報	271
7	旭川ダム放流情報	271

第8 災害復旧

I 施設災害復旧

1	公共土木施設災害復旧事業	279
2	改良復旧事業	280
3	農地等災害復旧事業	281
4	農業用施設等災害関連事業	282
5	林地荒廃復旧事業	282
6	林地荒廃防止施設災害関連事業	283
7	森林災害復旧事業	283
8	公立学校施設災害復旧事業	283
9	私立学校施設災害復旧事業	284
10	その他文教施設の災害復旧事業	284
11	社会福祉施設災害復旧事業	284
12	水道施設災害復旧事業	285
13	保健衛生施設等災害復旧事業	285
14	環境衛生施設等災害復旧事業	286
15	公営住宅災害復旧事業（既設公営住宅）	286
16	都市災害復旧事業	286
17	激甚災害に関する助成措置	287

II 資金確保

1	農業関係災害融資制度	288
2	林業関係災害融資制度	288
3	漁業関係災害融資制度	288
4	中小企業関係災害融資制度	288
5	個人に対する救済制度	289

第9 条例・協定書

1	岡山市防災会議条例	290
2	岡山市防災会議条例施行規則	293

3	岡山市災害対策本部条例	294
4	岡山市災害対策本部規程	295
5	岡山市災害救助条例	297
6	岡山市救助本部規程	298
7	岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例	299
8	岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	302
9	岡山市災害見舞金等支給要綱	305
10	災害救助法施行細則	307
11	岡山県災害報告規則	313
12	緊急消防援助隊要綱	316
13	岡山県下消防相互応援協定	321
14	岡山市・総社市消防相互応援協定書	324
15	救急業務に関する協定書	327
16	船舶消防業務協定書	329
17	岡山空港（岡南飛行場）及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	333
18	岡山空港及びその周辺における消火救難活動に関する変更協定書	335
19	岡山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	336
20	ガス爆発事故等防止対策に関する申し合わせ書	341
21	高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定書	343
22	高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定に基づく実施細目	346
23	高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間における消防相互応援協定書	348
24	高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間における消防相互応援協定書の一部変更について	351
25	高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間の消防相互応援協定実施細目	352
26	神戸市岡山市航空機消防相互応援協定	354
27	災害時の医療救護活動についての協定書（岡医連・市医師会）	357
28	災害時の医療救護活動に係る実施細目（岡医連・市医師会）	360
29	災害時の医療救護活動についての協定書（日赤岡山県支部）	363
30	中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定	365
31	中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目	367
32	中核市災害相互応援協定	369
33	中核市災害相互応援協定実施細目	372
34	岡山市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定	374

35	岡山市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定実施細目	376
36	中国・四国ブロックの災害時支援に関するルール	378
37	日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱	382
38	日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱	386
39	岡山市災害緊急放送に関する協定書	393
40	岡山市災害緊急放送要領	394
41	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	397
42	災害時における岡山市内郵便局，岡山市間の相互協力に関する覚書	400
43	災害時における感染症予防活動に関する協定書	401
44	岡山市防災行政無線の管理運用に関する規定	402
45	岡山市防災行政無線運用細則	405
46	岡山地区非常通信協議会会則	407
47	非常通信協議会	408
48	岡山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱	410
49	岡山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱	412
50	岡山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱	416
51	災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定書	420
52	災害時における水道施設の応急復旧等に関する実施細則	422
53	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	428
54	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱	430
55	岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約	432
56	避難所の指定に関する協定書(学校法人中国学園)	436
57	アマチュア無線による災害時応援に関する協定書 (社団法人日本アマチュア無線連盟)	438
58	岡山市災害情報の放送に関する協定書(岡山ネットワーク株式会社)	439
59	災害時における避難所としての指定に関する協定書(社会福祉法人旭川荘)	440
60	災害時における被災車両の撤去等に関する協定書 (社団法人日本自動車連盟中国本部)	442
61	災害時における避難所の指定に関する協定書(岡山県立岡山芳泉高等学校)	444
62	災害時における廃棄物処理の協力に関する協定書(岡山再生資源事業協同組合)	446
63	災害時における廃棄物処理の協力に関する協定書(岡山廃棄物リサイクル協同組合)	448
64	災害時における避難所の指定に関する協定書(岡山県立西大寺高等学校)	450
65	災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)	452
66	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書 (イオン株式会社西日本カンパニー)	454
67	災害時における避難所の指定に関する協定書(社会福祉法人幸輝会)	456

68	災害時における防災協力に関する協定書(社団法人岡山県建設業協会岡山東支部)	458
69	災害時における防災協力に関する協定書(社団法人岡山県建設業協会岡山西支部)	460
70	災害時における防災協力に関する協定書(社団法人岡山県建設業協会西大寺支部)	462
71	災害時における防災協力に関する協定書(社団法人岡山県建設業協会建部支部)	464
72	災害時における防災協力に関する協定書(社団法人岡山県建設業協会和気支部)	466
73	災害時における防災協力に関する協定書(岡山市指定舗装業協議会)	468
74	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書 (株式会社イトーヨーカ堂)	470
75	災害時におけるLPガスの供給に関する協定書 (社団法人岡山県LPガス協会)	473
76	災害時における避難所の指定に関する協定書(環太平洋大学)	475
77	災害時における避難所の指定に関する協定書(両備ホールディングス株式会社)	477
78	災害時における一時避難所の指定に関する協定書(創価学会岡山県事務局)	479
79	災害時における一時避難所の指定に関する協定書(社会福祉法人岡山博愛会)	481
80	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書 (マックスバリュ西日本株式会社)	483
81	災害時における一時避難所の指定に関する協定書 (両備ホールディングス株式会社)	486
82	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書 (ダイキ株式会社)	488
82	中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ	491

第10 様 式

様式第1号	職員動員要請書	494
様式第2号-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	495
様式第2号-2	自衛隊撤収要請依頼書	496
様式第3号-1	災害発生通報	497
様式第3号-2	災害発生状況等(即報・確定)報告	498
様式第3号-3	水防実績状況報告書	502
様式第3号-4	人的被害・住家被害	503
様式第3号-5	避難状況・救護所開設状況	504
様式第3号-6	公共施設被害	505
様式第3号-7	商工関係被害	506
様式第3号-8	観光関係被害	507
様式第3号-9	災害発生受信処理票	508
様式第3号-10	態様別による災害状況報告	509

様式第3号-11	災害発生受付状況一覧表	510
様式第4号	り災者台帳	511
様式第5号	り災証明書（表面）（裏面）	512
様式第6号	仮り災証明書	513
様式第7号-1	被害状況調（確定）	514
様式第7号-2	救助の実施に要した経費算出内訳表	515
様式第7号-3-1	避難所設置費	516
様式第7号-3-2	避難所収容状況	516
様式第7号-3-3	物品および施設使用状況	516
様式第7号-4-1	炊き出しその他による食品給与費	517
様式第7号-4-2	炊き出し給与状況	517
様式第7号-4-3	物品および施設使用状況	517
様式第7号-5-1	飲料水供給費総括表	518
様式第7号-5-2	飲料水供給費品目別内訳表	518
様式第7号-6-1	被服、寝具その他生活必需品給与報告総括表	519
様式第7号-6-2	給与状況	519
様式第7号-6-3	被服等支給明細内訳	520
様式第7号-7-1	応急仮設住宅設置費	521
様式第7号-7-2	設置状況	521
様式第7号-7-3	住宅応急修理状況	521
様式第7号-7-4	住宅応急修理内訳	522
様式第7号-8-1	障害物除去状況	522
様式第7号-8-2	障害物除去内訳	522
様式第7号-9-1	り災者救出総括表	523
様式第7号-9-2	救出用機械器具燃料内訳	523
様式第7号-9-3	救出用機械器具修繕内訳	523
様式第7号-10-1	医療および助産総括表	524
様式第7号-10-2	市民病院班医療実施費目別内訳	524
様式第7号-10-3	病院または診療所等による医療費内訳	524
様式第7号-10-4	助産費内訳	525
様式第7号-10-5	市民病院班等による医療実施状況	525
様式第7号-10-6	医療班の医薬品・衛生材料受払表	525
様式第7号-11-1	死体の捜索総括表	526
様式第7号-11-2	捜索用機械器具燃料受払内訳	526
様式第7号-11-3	捜索用機械器具修繕内訳	526
様式第7号-11-4	死体処理状況	527

様式第7号-11-5	埋葬状況	527
様式第7号-12-1	学用品給与総括表	528
様式第7号-12-2	学用品支給基準算出内訳	528
様式第7号-13	生業資金貸与状況	528
様式第7号-14-1	輸送関係総括表	529
様式第7号-14-2	運送救助種目別内訳	529
様式第7号-14-3	輸送費に占める修繕費内訳	529
様式第7号-14-4	運送費および借上費	530
様式第7号-14-5	燃料および消耗器材費	530
様式第7号-15	人夫備上状況	530
様式第7号-16-1	法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者に対する 実費弁償内訳表	531
様式第7号-16-2	法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者に対する 実費弁償内訳表	531
様式第7号-17	扶助金	531
様式第7号-18	損失補償	532
様式第7号-19	法第34条の補償費	532
様式第7号-20-1	事務費総括表	533
様式第7号-20-2	超過勤務手当支給内訳	533
様式第7号-20-3	食糧費内訳	533
様式第7号-20-4	旅費内訳	534
様式第7号-20-5	燃料費	534
様式第7号-20-6	通信運搬費	534
様式第7号-20-7	修繕料	535
様式第7号-20-8	消耗品費	535
様式第7号-20-9	印刷製本費	535
様式第7号-20-10	賃金	536
様式第7号-20-11	光熱水費	536
様式第7号-20-12	借料損料	536
様式第8号	避難所収容台帳	537
様式第9号	避難所収容者名簿	537
様式第10号	避難所用物品受払簿	538
様式第11号	避難所設置および収容状況	538
様式第12号	災害応急米申請書(1)(2)	539
様式第13号	応急用米穀引受書	540
様式第14号	り災者用応急米使用状況表	540

様式第15号	救助作業者および緊急復旧作業従事者用応急米使用状況表	541
様式第16号	り災者に対する米穀配給状況表	541
様式第17号	炊き出し受給者名簿	542
様式第18号	食糧品現品給与簿	542
様式第19号	食品給与物品受払簿	543
様式第20号	炊き出し（食品給与）物品借用簿	543
様式第21号	炊き出し（食品給与）協力者、奉仕団名簿	543
様式第22号	飲料水供給記録簿	544
様式第23号	給水用機械器具燃料および浄水用資材受払簿	544
様式第24号	給水用機械器具修繕簿	544
様式第25号	救助日報	545
様式第26号	世帯構成員別被害状況	547
様式第27号	物資購入（配分）計画表	547
様式第28号	救助用物資引継書	548
様式第29号	救助用物資割当台帳	548
様式第30号	物資給与および受領書	549
様式第31号	救助用物資受払簿	549
様式第32号	応急仮設住宅入居該当世帯調	550
様式第33号	応急仮設住宅入居者台帳	550
様式第34号	住宅応急修理該当世帯調	551
様式第35号	住宅応急修理記録簿	551
様式第36号	障害物除去該当世帯調	552
様式第37号	障害物除去の状況記録簿	552
様式第38号	被害状況報告書	553
様式第39号	防疫活動状況報告書	554
様式第40号	災害防疫経費所要額調	555
様式第41号	り災者救出状況記録簿	556
様式第42号	り災者救出用機械器具燃料受払簿	556
様式第43号	り災者救出用機械器具修繕簿	556
様式第44号	救護（市民病院）班出動編成表	557
様式第44号（付属表）	救護班出動編成表様式	557
様式第45号	救護（市民病院）班診療記録	558
様式第46号	救護（市民病院）班医薬品・衛生材料使用簿	558
様式第47号	救護（市民病院）班の編成、活動記録	559
様式第48号	病院診療所医療実施状況記録	559
様式第49号	医薬品・衛生材料受払簿	560

様式第50号	助産台帳	560
様式第51号	死体捜索状況記録簿	560
様式第52号	死体捜索用機械器具燃料受払簿	561
様式第53号	死体捜索用機械器具修繕簿	561
様式第54号	死体処理台帳	562
様式第55号	埋葬台帳	562
様式第56号	被災児童・生徒名簿	563
様式第57号	被災教科書報告書	563
様式第58号	学用品引継書	564
様式第59号	学用品割当台帳	564
様式第60号	学用品給与券	565
様式第61号	学用品受払簿	565
様式第62号	車両等使用書	566
様式第63号	輸送記録簿	566
様式第64号	燃料等受払簿	566
様式第65号	修繕費支払簿	567
様式第66号	輸送明細書	567
様式第67号	出役表	568
様式第68号	賃金台帳	568
様式第69号	抛出者名簿	569
様式第70号	引継書	569
様式第71号	受領書	570
様式第72号	現金出納簿	570
様式第73号	義援金品受払簿	571
第4号様式(消防庁)	災害概況速報	572

第11 岡山市大規模地震発生時の防災体制

1	防災体制	573
2	初動体制	573

第12 岡山市災害対策本部の組織

1	班の編成及び所掌事務	578
2	本部室の事務分担	584
3	本部事務取扱要領	585

第1 岡山市の概要

I 自然的条件

1 面積

岡山市は平成21年4月1日に政令指定都市になり、各区の面積は次のとおりとなっている。

地区別面積		面積
区別		(km ²)
北	区	450.75km ²
中	区	51.29km ²
東	区	160.42km ²
南	区	127.45km ²

2 地勢

(1) 地形、地質の概要

本市は、旭川、吉井川の一級河川及び吉備高原から流れる笹ヶ瀬川、足守川、砂川などの河川の沖積作用により次第に海棚が形成され、陸地が南下していき、また16世紀末からは干拓事業によって急速に平野部面積が拡大されていった。

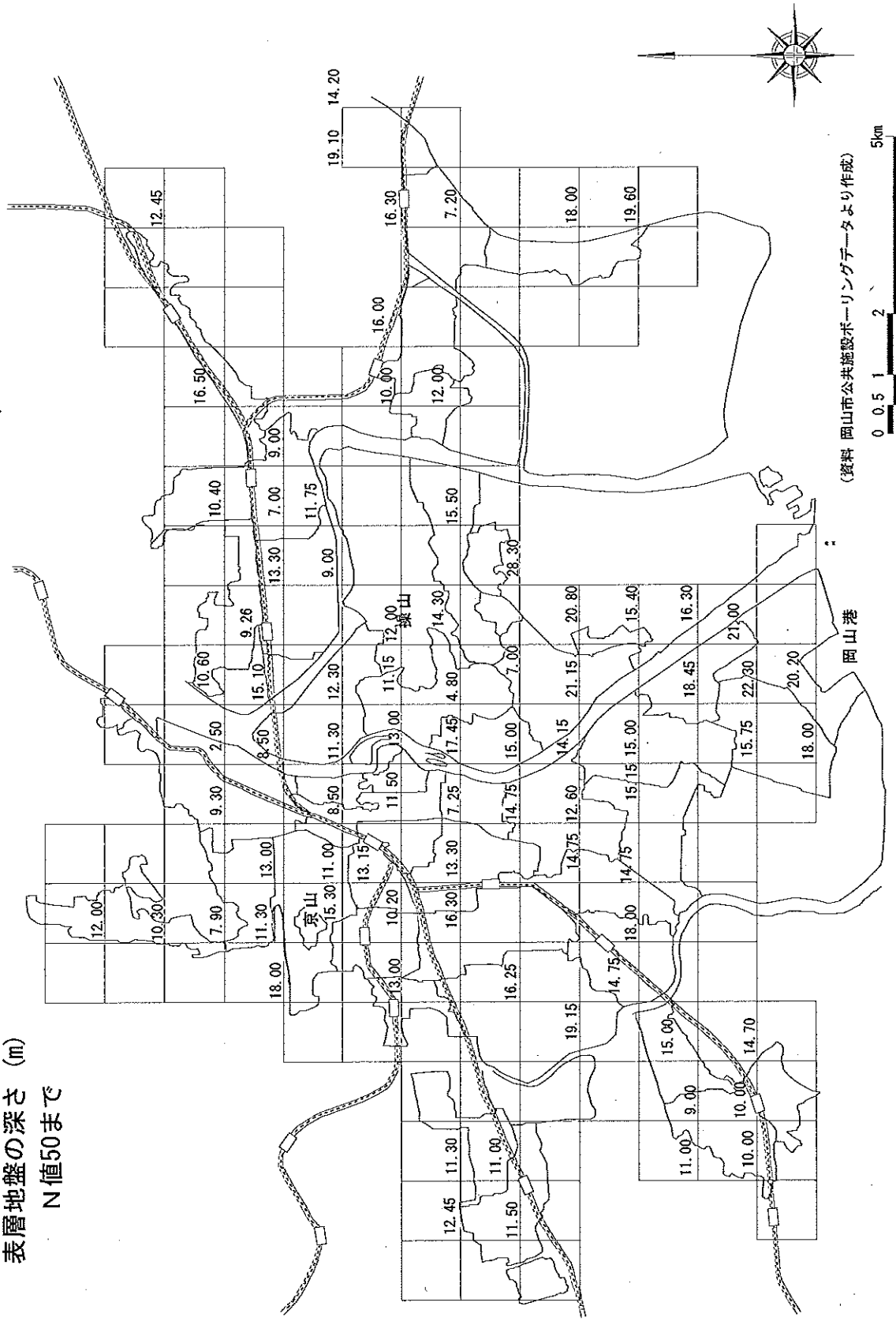
図1 (P2) 表層地盤の深さ 参照

図2 (P3) 地盤高 参照

(2) 水系

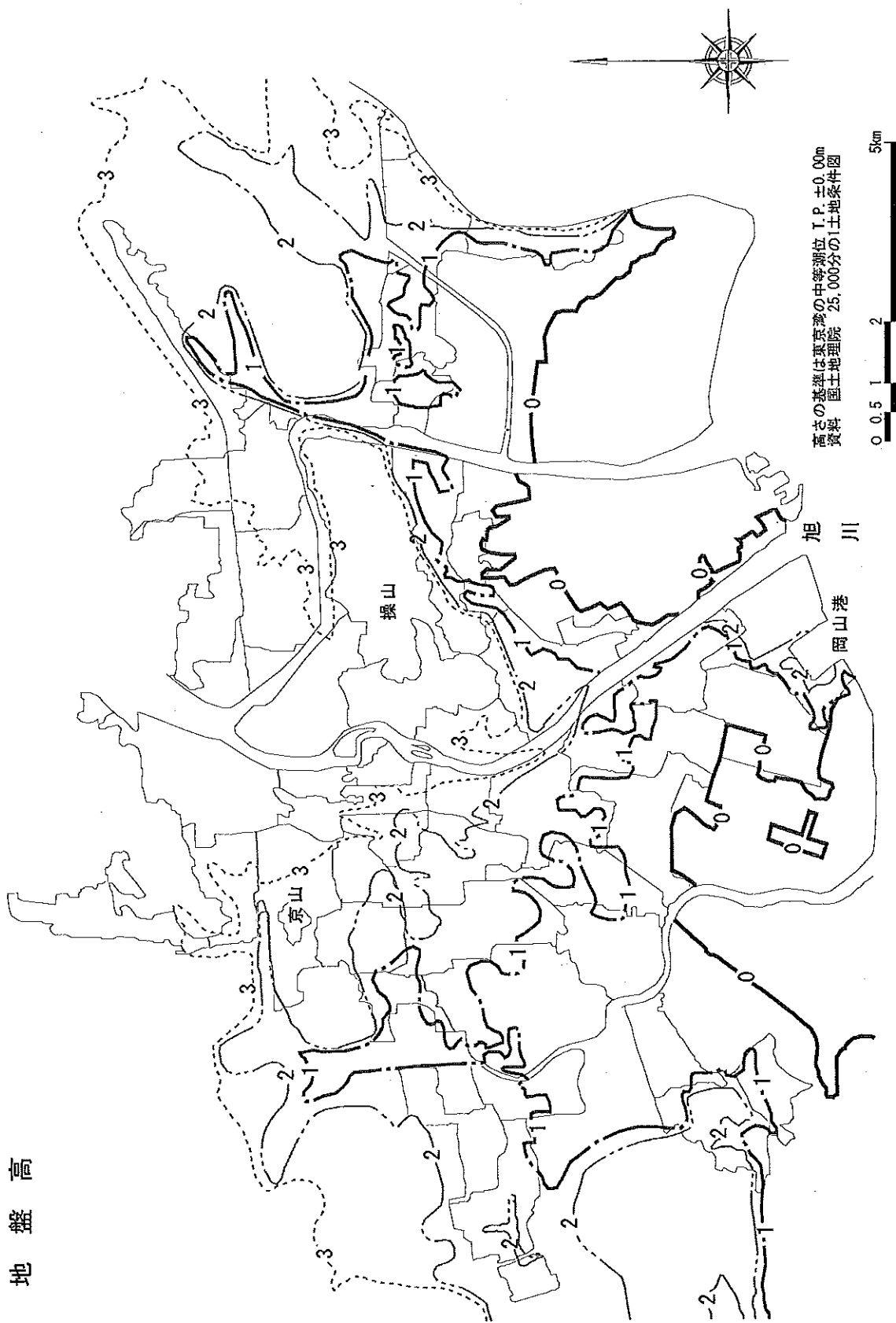
市域は、一級河川水系の旭川水系、吉井川水系、二級河川水系の笹ヶ瀬川水系、倉敷川水系、千町川水系、幸崎川水系、幸田川水系、江川水系からなっている。笹ヶ瀬川水系が最も大きな流域を持ち、次いで旭川水系、倉敷川水系、吉井川水系となっている。各河川の支流をなす小河川は河床勾配が大きく、土砂流出も大きいことから災害発生等の危険性を持っている。

図1 表層地盤の深さ (m)
N値50まで



(資料 岡山市公共施設ポータルリングデータより作成)

图2 地盤高



高さの基準は東京湾の中等潮位 I.P. ±0.00m
資料 国土地理院 25,000分の1土地条件図

0 0.5 1 2 5km

Ⅱ 社会的条件

1 人 口

明治22年6月1日市制及び町村制の施行とともに岡山区を改めて岡山市となった。市制実施時は、戸数9,581戸、人口47,564人であったが、隣接の市町村を順次編入合併し、また公有水面埋立による新生地の編入により市域を広げ、県下はもとより東瀬戸内圏の政治経済、文化、交通の中心地となり、平成22年国勢調査（確定値）では296,580世帯、709,622人となった。

(1) 世帯数、人口の推移

区分	年	昭和40年	45年	50年	55年	60年
世帯数		110,439	132,403	156,933	178,876	191,318
人口		417,908	460,542	513,471	545,765	572,479
1世帯当り人員		3.74	3.45	3.24	3.12	3.02
人口密度		814	897	1,000	1,063	1,115
区分	年	平成2年	7年	12年	17年	22年
世帯数		213,026	231,678	244,010	275,242	296,580
人口		589,334	615,757	626,642	674,746	709,622
1世帯当り人員		2.77	2.66	2.57	2.45	2.39
人口密度		1,157	1,200	1,221	1,025	898

(2) 地区別人口の推移

区別	年	平成22年
北 区		302,661
中 区		142,244
東 区		97,003
南 区		167,714

地区	年	昭和40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年
総 数		417,908	460,542	513,471	545,765	572,479	589,334	615,757	626,642	696,172
本 庁		291,825	325,931	355,019	366,306	380,405	386,245	405,832	408,874	419,805
西大寺		46,868	49,175	55,206	59,355	60,632	61,998	63,853	65,439	65,626
一 宮		8,904	11,620	14,970	17,223	19,506	20,953	21,130	21,443	21,545
津 高		8,108	8,471	11,896	13,876	14,919	15,264	16,496	18,685	19,709
高 松		11,171	11,518	13,748	15,000	15,361	15,778	15,529	16,801	16,988
吉 備		8,672	10,957	13,472	16,674	18,400	19,621	20,814	21,836	23,432
妹 尾		9,648	9,880	10,116	11,299	13,327	14,618	14,956	14,558	14,349
福 田		3,340	4,054	5,136	6,474	7,826	8,780	9,328	9,543	10,237
上 道		6,548	6,759	8,342	10,004	11,163	13,340	14,331	15,600	16,190
興 除		7,518	7,397	8,551	10,373	10,962	11,749	12,890	13,771	14,234
足 守		10,002	8,941	8,692	8,596	8,508	8,463	8,027	7,755	7,446
藤 田		5,304	5,839	8,323	10,585	11,470	12,525	12,571	12,337	12,505
児 島										6,713
御 津										10,111
灘 崎										15,856
建 部										6,524
瀬 戸										14,902

(3) 年齢別人口

平成17年の本市の年齢3区分人口は、年少人口97,819人(14.6%)、生産年齢人口447,353人(66.6%)、老年人口126,390人(18.8%)である。

その年齢3区分別の推移をみると、年少人口は昭和40年の22.6%から平成17年14.6%と低下し、生産年齢人口は昭和40年の70.1%から昭和55年67.2%まで減少した後増加に転じ、平成2年以降69.5%で横バイとなり、平成17年から再び減少に転じている。老年人口は昭和40年の7.3%から増加の一途をたどり、平成12年には18.8%となっており、人口の高齢化が進行していることが伺える。

年 齢 (3 区 分) 別 人 口 の 推 移

地区	年	昭和40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年
総 数		417,908	460,542	513,471	545,765	572,479	593,730	615,757	626,642
年少人口		94,327	102,915	120,461	125,795	123,631	110,555	101,397	96,407
0～14歳	比率	22.6	22.3	23.5	23.1	21.6	18.6	16.5	15.4
生産年齢人口		293,069	320,444	347,994	366,678	388,655	412,385	428,238	426,632
15～64歳	比率	70.1	69.6	67.8	67.2	67.9	69.5	69.5	68.1
老年人口		30,512	37,183	44,869	53,078	59,990	70,162	85,563	103,461
65歳以上	比率	7.3	8.1	8.7	9.7	10.5	11.8	13.9	16.5
地区	年	17年							
総 数		674,746							
年少人口		97,819							
0～14歳	比率	14.6							
生産年齢人口		447,353							
15～64歳	比率	66.6							
老年人口		126,390							
65歳以上	比率	18.8							

(年齢不詳:昭和50年147人, 55年214人, 60年203人, 平成2年628人, 7年559人, 12年142人, 17年3,184を総数に含む。)

(4) 産業別就業人口

第1次産業就業者数は年々減少傾向にあったが、平成17年は合併による影響もあり、増加に転じている。しかしながら、平成17年の就業者数は、昭和40年に比べ約26%程度となっている。平成17年の就業者数は、農業が10,414人(97.6%)で大半を占め、続いて漁業210人(2.0%)、林業45人(0.4%)の順となっている。

第2次産業就業者数は平成7年ごろまでは増加傾向にあったが、その後減少に転じ、平成17年の就業者数は、製造業41,553人(58.2%)、建設業29,726人(41.7%)となっている。

これに対して、第3次産業就業者数は昭和40年に比べて約2倍に増加し、岡山市の産業は第3次産業中心型に移行してきた。平成17年の就業者数は、サービス業98,954人(43.2%)、卸売・小売・飲食店・宿泊業80,689人(35.2%)、運輸・情報通信業24,606人(10.7%)、公務10,455人(4.6%)、金融・保険業8,650人(3.8%)、不動産業4,264人(1.8%)、電気・ガス・水道業1,642人(0.7%)の順となっている。

産 業 別 就 業 人 口 の 推 移

地区	年	昭和40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年
総 数		208,992	239,088	247,484	258,604	269,632	285,974	306,506	304,690
第1次産業		41,157	35,270	23,705	19,296	16,941	13,288	11,946	9,624
	比率	19.7	14.8	9.6	7.5	6.3	4.6	3.9	3.2
第2次産業		58,632	69,525	72,549	72,721	72,956	78,909	81,012	74,695
	比率	28.1	29.1	29.3	28.1	27.1	27.6	26.4	24.5
第3次産業		109,145	134,068	150,564	166,445	179,127	193,402	212,003	215,772
	比率	52.2	56.1	60.8	64.4	66.4	67.6	69.2	70.8

地区	年	17年
総 数		317,971
第1次産業		10,669
	比率	3.4
第2次産業		71,346
	比率	22.9
第3次産業		229,260
	比率	73.7

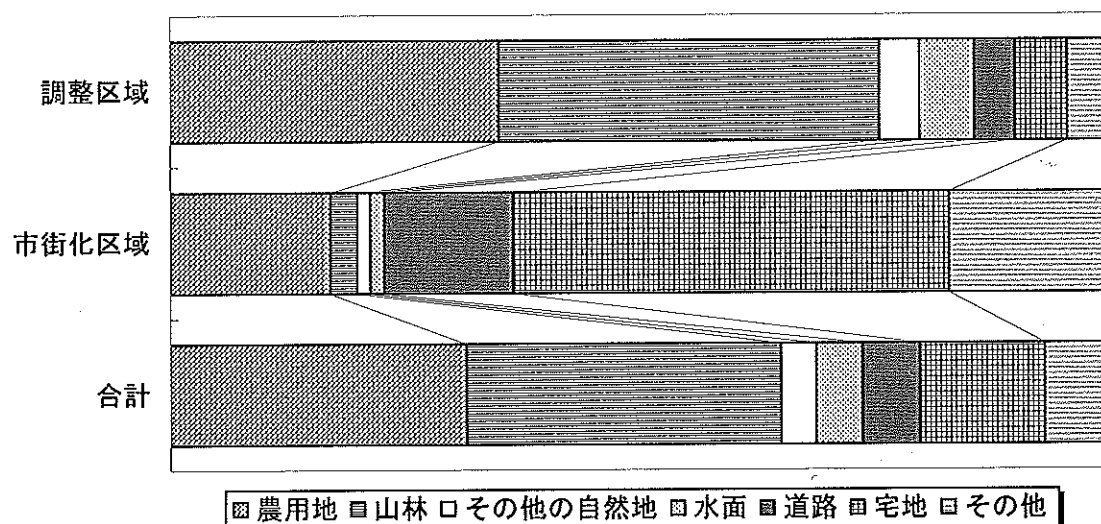
(総数には、分類不能を含む。)

2 土地利用

土地利用の概況

市土の土地利用概況は次のとおりであり、農用地、山林・その他の自然地、都市的土地利用（道路・宅地・その他）がほぼ 1/3 ずつ市域を分けあっている。

土 地 利 用 構 成



大分類地目別土地利用現況及び構成比

	市街化区域 ha	調整区域 ha	合 計 ha	市街化区域 %	調整区域 %	合 計 %
農 用 地	1,650	14,473	16,123	16.9	34.8	31.4
山 林	278	16,803	17,081	2.8	40.4	33.3
その他の自然地	137	1,770	1,907	1.4	4.3	3.7
水面河川水路	153	2,384	2,537	1.6	5.7	4.9
道 路	1,320	1,803	3,123	13.6	4.3	6.1
宅 地	4,500	2,254	6,754	46.2	5.4	13.2
そ の 他	1,703	2,100	3,803	17.5	5.1	7.4
合 計	9,741	41,587	51,328	100.0	100.0	100.0

(平成9年 都市計画基礎調査資料による)

3 都市化

(1) 建 物

本市の市街地は、都心地区を中心としてほぼ同心円状に形成され、西大寺、妹尾地区に分散的に市街地集積の高い地区がある。都心部及び西大寺地区では商業化率が高く、特に岡山中央学区ではビルの高層化が進んでいる。

周辺地区では、工業化率が高く、住宅は都心部との中間に位置する傾向がみられる。

後樂園を中心とする地区は、各種美術館、博物館等多くの文化施設や日本三大名園の一つ「後樂園」、天下の名城「岡山城」、旭川の清流等の観光施設が集中し、文化観光の拠点となっている。

(2) 橋 梁

JR西日本線が7路線27駅、市内バス路線1社、郊外バス路線5社が都市部に集中し、山陽自動車道、中国横断自動車道の整備、瀬戸大橋の架橋により中国、四国の交通の結節点としての役割が増大している。

主要幹線道路の改良も進み、改良率は全国平均を上回っているものの、自動車はその利便性機動性等から保有台数が年々増加の一途をたどっている上に隣接市町村からの通勤等のための流入も加わって、主要道路はラッシュ時交通渋滞を起し、災害時における緊急自動車の通行の阻害要因となっている。

第2 岡山市の災害

I 岡山市における災害救助法適用災害

災害発 生年月日	種 類	適用市町村 (当時)	人的被害(人)				住家被害(戸)					被害総額 (千円)
			死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者	計	全 壊 (焼 流)	半 壊 (焼)	床 上 浸 水	床 下 浸 水	計	
27. 5. 2	火 災	岡山市(1市) (上石井, 西大正町)	2	-	5	7	92	1	-	-	93	
28. 6. 8	豪 雨 水 害	岡山市 小串村 (1市1村)	-	-	-	-	4	5	5	9	23	
29. 9.14	風 水	藤田村 (1市1町1村)					6	16	501	2,161	2,684	
29. 9.26	"	藤田村 興除村 朝日村 (5市8町5村)	6	-	169	175	175	469	924	650	2,218	
47. 7.13	集 中 豪 雨	岡山市 (4市17町)	2	-	43	45	2	39	328	1,315	1,684	598,987
51. 9.13	台 風 17 号	岡山市 (3市11町)	1	-	5	6	6	11	1,454	14,267	15,738	6,201,008
16. 8.30	台 風 16 号	岡山市 (5市4町)	-	-	3	3	-	-	380	1,083	1,463	

(注)28. 6. 8豪雨水害, 29. 9. 14風水害, 29. 9. 26風水害の被害欄は全適用市町村の数であり, 岡山市分は内数となる。

II 地域防災計画制定以前(明治以降)の大災害の記録

1 明治25年 暴風雨洪水

- (1) 発生年月日 明治25年 7月23日
- (2) 災害の原因 台風
- (3) 災害の概況

盆を覆すが如き大雨で, 旭川, 吉井川, 百間川, 砂川等増水し, 石関町, 下出石町堤防2ヶ所の決壊を期に各所で破堤し, 溢水と混合して市内一円高きは軒に達し低きは床上数尺の大洪水となる。

風 速 直東30m/s(23日08時) 気 圧 737.6mmHg(=984mb)

雨 量 23日06時~18時の12時間166mm 23~24両日の降雨総量245.4mm

出水高点 旭川: 岡山1丈7尺, 御野2丈3尺 吉井川: 上道1丈8尺 砂川: 上道1丈5尺

- (4) 被害状況

県内の被害 死者71人, 住家全壊流失半壊5,543戸, 浸水家屋40,423戸

被害区分 地域	死 者 (人)	負傷者 (人)	家 屋 (戸)		浸 水 (戸)	
			全壊(流)	半 壊	床上5尺	床上に至る
岡 山 市		54	95	140	243	5,805
御 野 郡	19	5	155	203	444	3,928
上 道 郡	11	2	206	280	1,059	3,092

注: このほか, 津高, 赤坂, 邑久, 児島, 都宇, 下道, 賀陽の各郡でも甚大な被害があり, 各郡の一部は現市域に編入されている。

2 明治26年 暴風雨洪水

- (1) 発生年月日 明治26年10月12日～14日
 (2) 災害の原因 台風
 (3) 災害の概況

10日より連日降雨が続き、13日大雨、14日暴風雨となり、午後04時鶴見橋、05時小橋、京橋が墮落し、各所で堤上を漲溢し、破堤、洪水となる。

- (4) 被害状況

県内の被害 死者423人 住家全壊流失、半壊12,920戸 浸水家屋50,209戸

被害区分 地域	死者 (人)	負傷者 (人)	家 屋 (戸)		浸 水 (戸)	
			全壊(流)	半 壊	床上5尺以上	床上5尺以下
岡 山 市	41	249	364	1,368	1,788	7,363
御 野 郡	1	5	67	60	295	4,530
上 道 郡	8	14	453	1,156	2,767	4,096

注：このほか、津高、赤坂、邑久、児島、都宇、下道、賀陽の各郡でも甚大な被害があり、各郡の一部は現市域に編入されている。

3 昭和9年 室戸台風

- (1) 発生年月日 昭和9年9月20日～21日
 (2) 災害の原因 台風
 (3) 災害の概況

21日午前02時強風となり、同07時烈風となるが、岡山の総雨量は66.8mmで比較的少なかった。

しかし、中国山地の広い地域で200mmを超える豪雨となり、この雨で三大河川が増水し、旭川では21日08時20分相生橋が墮落、吉井川でも雄神橋が破壊され、同時に本支流各所で堤防が決壊、氾濫、洪水となる。

最低気圧 729.7mmHg(21日06時20分) 最大風速 N16.7m(21日07時)

総雨量 66.8mm 県内最大雨量 湯本390mm

- (4) 被害状況

県内の被害 死者・行方不明者152人、負傷者420人、全(流失)半壊3,417戸、床上床下浸水46,131戸

被害区分 地域	死者 (人)	負傷者 (人)	家 屋 (戸)		床 上 浸 水(戸)
			全壊(流)	半 壊	
岡 山 市	15	69	212	619	16,024
上 道 郡	3	36	79	371	1,841

4 昭和21年 北海道地震

- (1) 発生年月日 昭和21年12月21日04時19分ごろ
 (2) 災害の原因 地震
 (3) 災害の概況

紀伊半島沖(北緯33°、東経135.6°)でマグニチュード8.0の地震が発生、西大寺で震度6の烈震、岡山で震度4の強震となり、吉井川、旭川、高梁川の三大河川の河口付近及び児島湾の埋立地の軟弱地帯を中心に大きな被害が発生した。

(4) 被害状況

地域	市町村名 (当時)	死者 (人)	負傷者 (人)	家 屋 (戸)		
				全壊	半壊	小破
吉 井 川 流 域	光政村	8	65	146	188	260
	幸島村	6	1	69	199	63
	津田村	4	4	155	347	536
	九幡村	2	19	24	129	
	豊村		1	28	73	399
	西大寺町	5	6	11	24	
	金田村			7	7	66
	朝日村				3	
	御休村					1
	雄神村					1
旭 川 流 域	可知村			4	1	
	岡山市			7	15	110
	福島村	5	6	90	84	75
	興除村	2	10	200	100	
	藤田村	2	5	30	50	
	沖田村	4	7	223	321	
	操陽村		3	31	372	
	三幡村	7	2	42	26	
	一宮村			5	2	24
	白石村			4	40	
	大野村			4	1	30
	今村	1	1	8	7	
	妹尾町		2	3	9	
児 半 島 島	吉備町			5		
	福田村			10	2	
	甲浦村	1	5	6	17	50
	小串村			4	7	35
合 計		47	137	1,116	2,024	1,650

III 地域防災計画制定以後の主な災害の記録

◎ 昭和44年7月7日～8日の梅雨前線による大雨災害に関する経過

1 気象経過

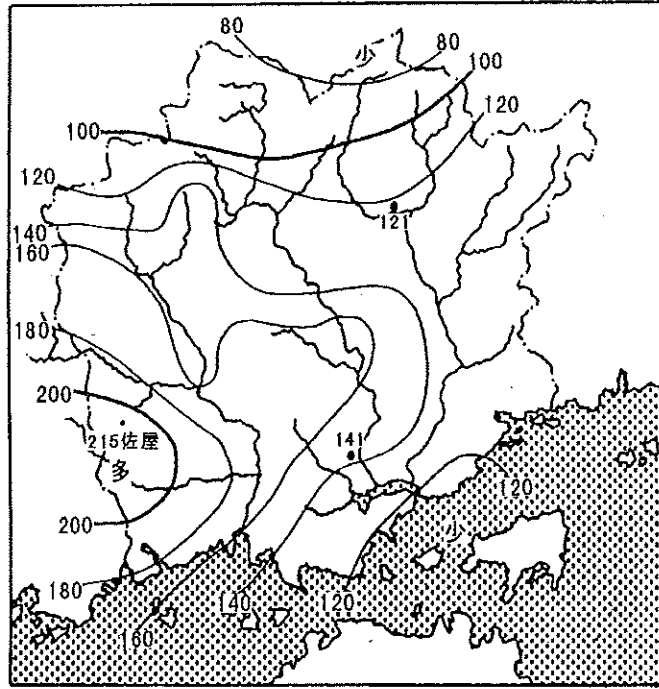
この大雨は、梅雨前線上を次々に東進した低気圧と、これに伴う湿舌の流入で前線活動が活発化して起こったもので、総雨量100～200mmの雨が2日間にわたって降り、県下に大きな被害が発生した。

大陸から進んできた最初の低気圧は、7日早朝には九州北部に達し、その後弱まりながら四国を経て7日夜には関東の南海上に去った。しかし、すでに次の低気圧が上海付近から東支那海に現れており、8日早朝には前線上の九州北部にも小さい低気圧が発生した。

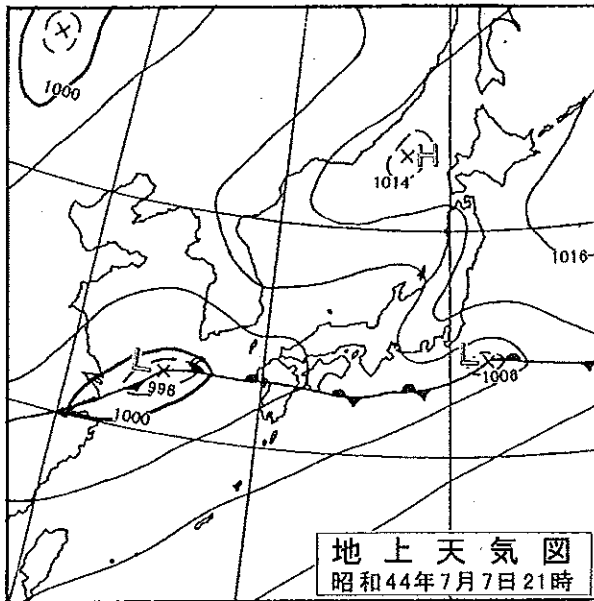
この低気圧は中国地方西部を北東に進み、これに伴う前線は昼頃には岡山県地方まで北上した。しかし午後遅くには次の低気圧とひとつにまとまって山陰沖に出た。このため前線は夕方から南下し始め、夜半には四国沖まで下がったので、岡山県地方の大雨も前線の通過した夕方ごろの強い雨を峠に夜半前には終わった。

岡山県地方の雨は最初の低気圧が九州北部に近づいた7日早朝から降り始め、昼前後に数時間のやみ間はあったが、14時ごろから8日の夜半前まで約30時間も降り続いた。この間、最も雨の強かったのは南部では7日の夜半から8日の早朝にかけてであったが、中部・北部では8日の午後遅くであった。このため多雨域は7日の南西部に現れたが、8日は低気圧の北東進につれ南西部から中部、北東部へと移った。

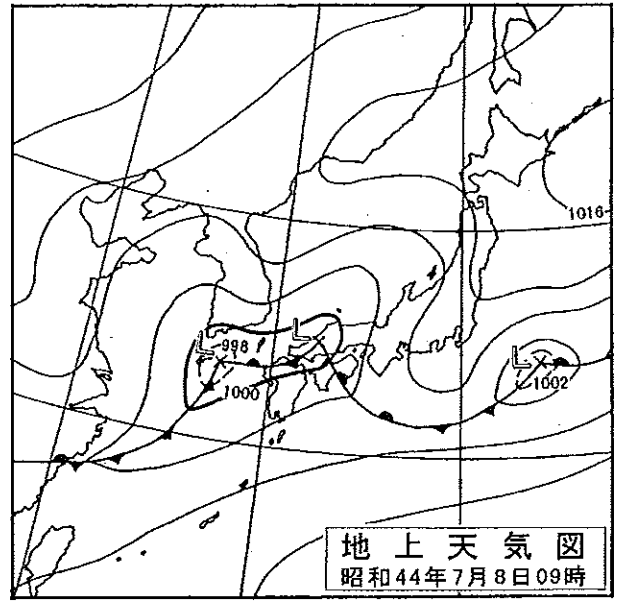
県下の総雨量は別図のとおりで全般的には100～150mmであったが、南西部では200mmを越す所もあった。



県内総降水量図
昭和44年7月6日09時～7月9日09時



地上天気図
昭和44年7月7日21時



地上天気図
昭和44年7月8日09時

2 災害経過

日時	予 警 報	雨 量				災 害 発 生 状 況	応 急 対 策
		上 喜 田	久 世	福 渡	岡 山		
7/7	6:50 大雨注意報 梅雨前線の活動が活発となつた。午前中から大雨となる。今後の雨量は50～70mm。河川増水・低地浸水・山がけ崩れのおそれあり。 6:00 } 17:00 大雨注意報更新 低気圧が接近し梅雨前線の活動が活発となったので今夜から明日にかけて大雨となる。今後の雨量は70～10mm。河川増水・低地浸水・山がけ崩れの起こるおそれあり。 19:00 } 19:00						
	20:00 旭川ダム 125m3/s	1.0	2.0	1.0	1.5	'55 西大寺中川, 倉安川沿道路の路肩崩れ	地元で応急措置
	21:00 旭川ダム 150m3/s	2.5	2.5	3.5	2.5		
	22:00	3.0	3.5	3.0	6.6		
	23:00	3.0	4.0	4.5	6.5		
	0:00	3.0	5.0	5.5	8.5		
7/8	1:00 旭川ダム 175m3/s	3.5	7.6	7.0	6.0		
	2:00	3.5	5.0	6.0	6.0	'30 福島, 築港築町付近 床上浸水2 床下浸水20	消防, 農地謀調査に出動
	3:00	3.0	4.6	4.5	3.6	'20 今谷 土砂により民家の台所全壊	北消防署, 地元消防団出動
	4:00 旭川ダム 225m3/s	4.0	4.5	10.0	11.0	'20 穴甘・南方家屋浸水各1戸	
	5:00 旭川ダム 290m3/s	2.0	2.5	6.5	9.0		
	6:00 '35 大雨警報 洪水注意報 旭川ダム 390m3/s	6.5	11.0	6.5	6.5	梅雨前線による昨日からの大雨は今日の午後まで続き、今後の雨量はさらに50～70mmの見込みです。降り始めからの総雨量は北部で100～150mmですが、南部では150～200mmに達する見込みで、河川は増水し中小河川は洪水のおそれがあり、低地は浸水しましょう。また、がけ崩れ・山崩れが大規模に起こるおそれがあり、大きな災害を引き起こすおそれがありますので十分注意してください。なお昨日9時から今朝6時までの雨量は岡山78mm, 津山50mm, 玉野78mmでしたが、後月郡芳井町で113mmに達した。 '30 宿三軒屋地内 5戸床下浸水 消防本部から警戒出動	
	7:00	4.0	5.5	5.5	8.0	'00 伊島小北西地区 8戸床下浸水 '30 千鳥町・若葉町 95戸床下浸水 津島北斗住屋 50戸床下浸水	
	8:00 旭川ダム 160m3/s	5.0	9.0	4.0	2.5	'10 湊 アパート床上浸水6世帯	
	9:00	1.5	2.5	2.5	1.5	'30 宿毛 民家裏がけ崩れ '45 湊池 石垣崩れ 清心町 用水溢水 65戸床下浸水 三野法界院 10戸床下浸水 津倉町、伊島町10戸床下浸水	西大寺支所出動 土木課・消防出動
	10:00 '30 大雨情報第1号 今降っている強い雨はまだ断続的に降り続き、今後さらに50mm前後の雨が予想される。大きな災害を起こすおそれあり、嚴重警戒のこと。	0.5	1.0	5.0	2.5	'45 操山中南門付近 土砂崩れ6m ²	土木課処理
	旭川ダム 500m3/s					'00 穴甘639 山崩れ60m ² 福吉町 11戸床下浸水 '20 西大寺藤井338 裏山12m ² がけ崩れ	地元消防団による警戒
	12:00 '50 大雨情報第2号	2.5	2.0	3.0	1.5	'30 西大寺宿 山崩れ20m ² '40 金山寺 土砂が河をせきとめ溢水	地元消防団出動 " "
	13:00 雨は現在弱くなっているが、夕方には再び強くなる。今後さらに50mm前後の雨が予想される。引き続き嚴重警戒のこと。	8.5	7.0	7.0	3.0	'50 門田580 土砂崩れのため民家一部損壊	
	14:00	1.0	8.0	7.0	3.0	'35 金山寺 市道損壊 寿町, 昭和町80戸床下浸水 津島2369 16戸床下浸水 万成(商大南) 8戸床下浸水 上伊福京山 6戸床下浸水	通行止めの措置

日 時	予 警 報	雨 量				災 害 発 生 状 況	応 急 対 策
		上 長 田	久 世	福 渡	岡 山		
12:00	'50 大雨情報第2号	2.5	2.0	3.0	1.5	'30 西大寺宿 山崩れ20m ² '40 金山寺 土砂が河をせきとめ溢水	地元消防団出動 " "
13:00		雨は現在弱くなっているが、夕方には再び強くなる。今後さらに50mm前後の雨が予想される。引き続き厳重警戒のこと。	8.5	7.0	7.0	3.0	'50 門田580 土砂崩れのため民家一部損壊
14:00		1.0	8.0	7.0	3.0	'35 金山寺 市道損壊 寿町, 昭和町80戸床下浸水 津島2369 16戸床下浸水 万成(商大南) 8戸床下浸水 上伊福京山 6戸床下浸水	通行止めの措置
15:00		1.0	2.5	12.0	1.0		
16:00	旭川ダム 550m ³ /s	6.5	12.5	11.5	1.5	'00 宮浦地区農道決壊 津島, 湊, 笹ヶ瀬で土砂崩れ	地元民で除去
17:00	旭川ダム 600m ³ /s	6.5	5.0	9.5	8.0	'00 小串 8戸床下浸水 東片岡 新池堤防決壊	消防, 支所職員による処置 土俵積み (50俵)
18:00	'40 洪水注意報 大雨警報解除したが中小河川は増水しており, まだしばらく洪水のおそれあり。	0.5	-	4.0	1.5	'30 阿津一円山崩れ3か所 円山バス停前2戸床下浸水 阿津大河原下流堤防10m決壊	土俵100俵
19:00	旭川ダム 700m ³ /s	-	-	-	-		
20:00	旭川ダム 750m ³ /s	-	-	-	-	'00 円山旧道市宅造地付近道路陥没	土木課通行止め
21:00	'30 各警報解除 22:00 旭川ダム 700m ³ /s 24:00 旭川ダム 650m ³ /s	-	-	-	-	'00 邑久郷市道路崩れ 20m 22:30 宿 床下浸水10戸 床上浸水3戸	土木課, 労政課, 消防出動 社会課避難対策
						24:00 田中, 野田 床下浸水90戸 笹瀬川水門オーバーフローによるもの	土木課, 消防出動

3 態様別による災害状況

区 分	件 数	
家屋の一部損壊	5 件	
家屋の床上浸水	11 戸	
" 床下浸水	493 戸	
土砂崩れ	16 件	
がけ崩れ	3 件	
道路の損壊	7 件	
堤防の損壊	3 件	
用水路の損壊	2 件	
田畑の	岡山地区	約 1, 228 ha
冠水	西大寺地区	523 ha

◎ 昭和45年8月20日の台風10号による災害に関する経過

1 気象経過

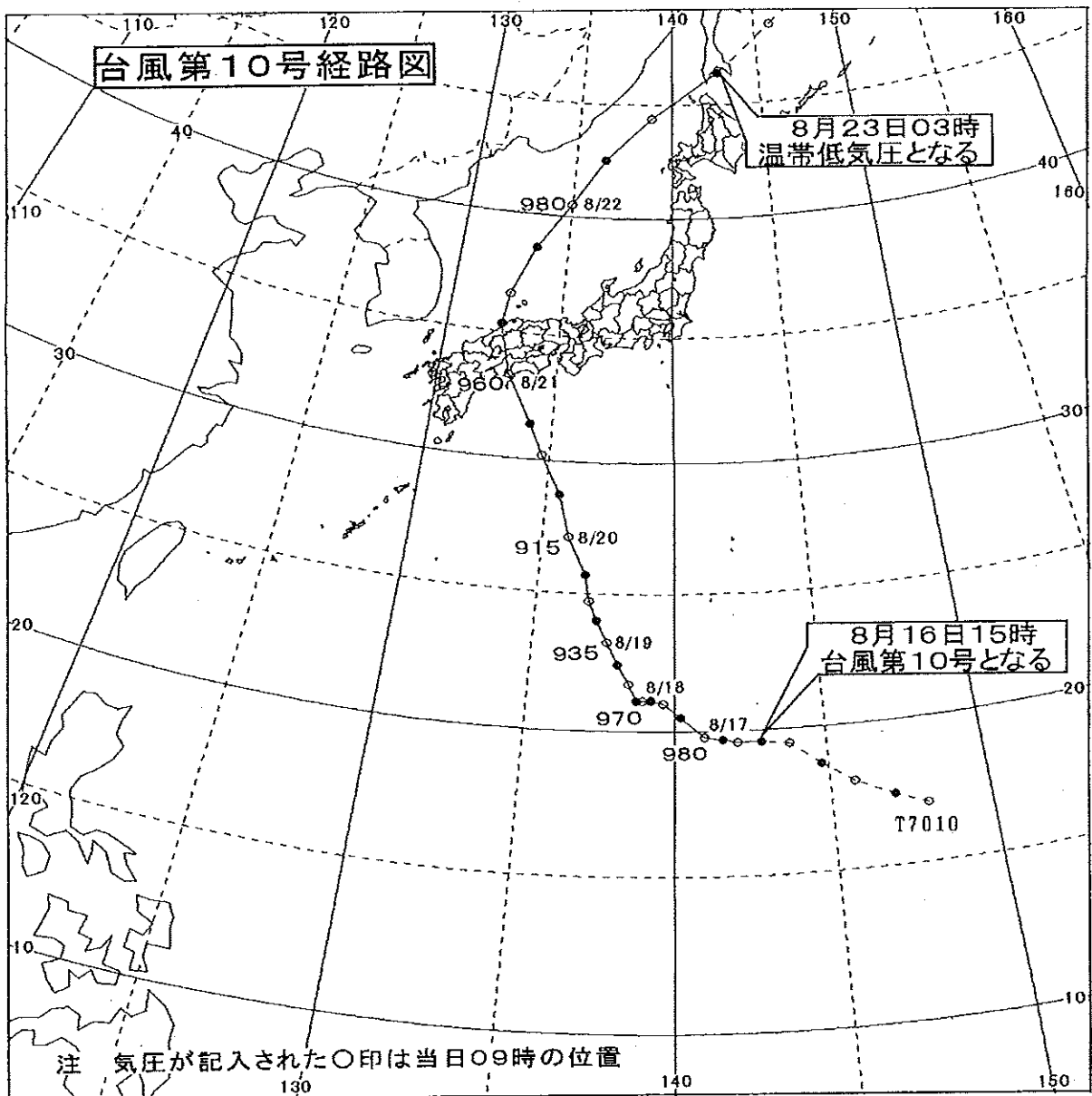
マリアナ諸島の北西海上にあった弱い熱帯低気圧は8月16日に台風第10号となり、ゆっくりした速度で北上を続ける間に発達し、20日朝には紀伊半島の南約700kmの海上に達し、中心気圧910mb、中心付近の最大風速55m/sの大型で非常に強い台風となった。

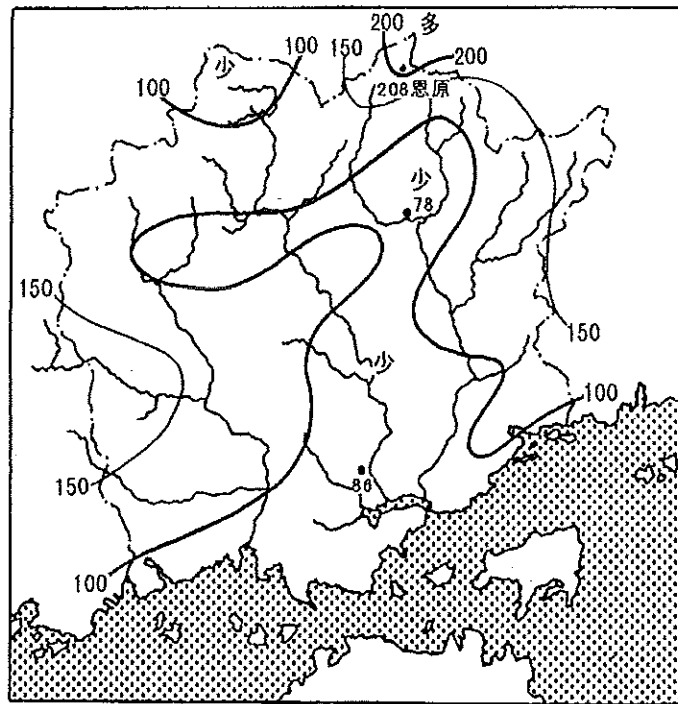
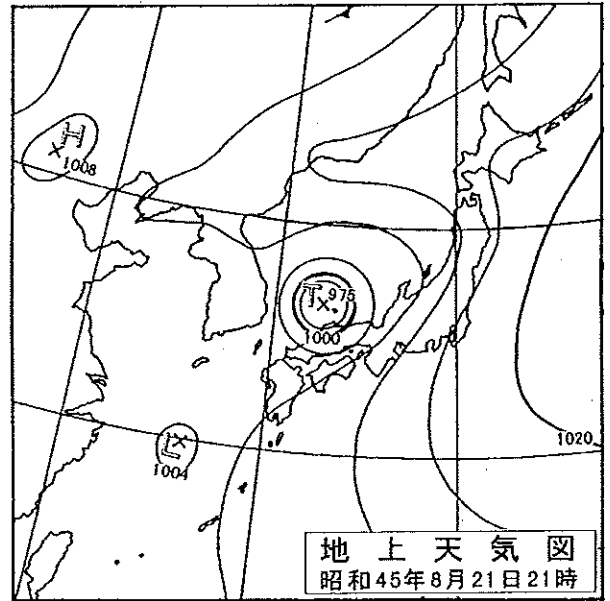
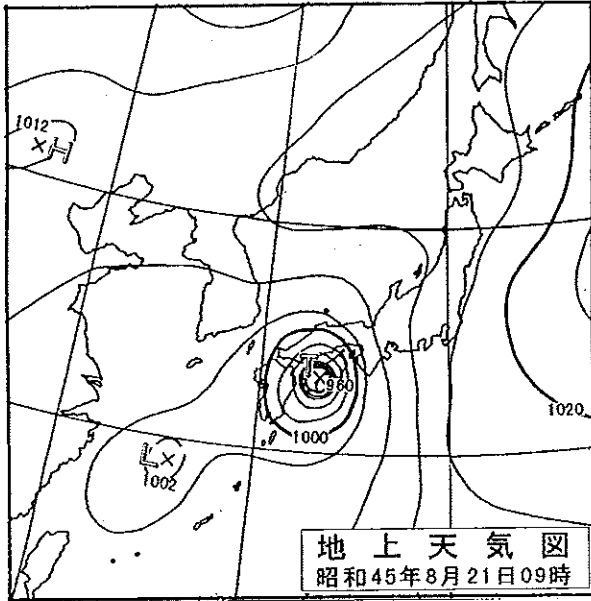
20日午後には速度を早めながら北北西に向きを変えて西日本へ近づき始め、21日午前8時過ぎ四国南西部に上陸した。そして、松山市付近から瀬戸内海に入り、正午ごろ呉市付近に再上陸して中国地方を通過し、午後3時には島根県太田市付近から日本海に抜け、その後進路を北東に変え23日

早朝サハリン南部で温帯低気圧になった。

岡山県地方では21日朝から東よりの風が次第に強まり、台風が最も接近して通った昼前後に強風が吹き荒れたが、夕方には次第に弱まった。この強風時がちょうど満潮時と重なったため沿岸地方では高潮が起こり、宇野港の潮位は13時58分に東京湾中等潮位上1m72cm（宇野港潮位3m22cm）となり、風浪も加わって県西部沿岸地方ではかなりの被害がでた。

一方、雨は21日明け方から降り始め、始めのうちは量も少なかったが、午後になってから県南西部に1時間20～30mmの強雨が降り始め、強雨域は夕方には県東部に移り、吉井町周匝では午後5時から6時の間に40mmの豪雨を観測した。しかし、県下の雨は午後10時ごろには止み、総雨量は50～160mm、山間部では200mmを超えた所があった。





2 災害経過

日時	予 警 報	気 圧	風 向	風 速	雨 量	災 害 発 生 状 況	応 急 対 策
8/20	20:00 強風・波浪注意報 今夜半前から次第に東よりの風が強くなり明日も続く見込み。最大風速は陸上で10～15m、海上では15～20mに達し、風波が高くなる。 なお、台風はそのまま進むと、明早朝、四国南岸から紀伊半島を結ぶ線に達する見込みで、明早朝から暴風雨圏に入るおそれがある。 23:50 大雨・強風・波浪注意報 次第に東よりの風や雨が強くなる見込み、最大風速は陸上で10～15m、海上で20～25mに達し、風波がいちじるしく高くなる。また、雨量は50～10mm多い所で100～150mmに達し河川は増水し、低地は浸水し崖くずれのおそれがある。					台風10号は中心気圧が960mbとやや衰えたが、中心付近の最大風速は50mと依然として強く、四国の足摺岬の南南東約50kmの海上を毎時30kmで北北西に進んでいる。今後台風は8時頃四国西部に達し昼頃中国地方西部に達する公算が強くなり、最も接近するのは昼頃の見込み、このため風も雨も更に強くなる見込みで、また午後1時40分頃の満潮時には高潮のおそれがある。	
8/21 6:00	'40 台風情報第1号	1003.0	E NE	7.2	1.0		
7:00		1002.0	E NE	8.2	0		
8:00	'05 暴風雨・高潮・波浪警報 ・洪水注意報	1000.0	NE	9.0	1.5	台風10号が近づいているため、岡山県地方は暴風雨になるでしょう。東のち南西の風、最大風速は陸上で20～25m、海上で25～30mに達し、海上は大しけとなるでしょう。今後の雨量は70～100mm、所により100～150mmに達し、中小河川は増水し、はんらんするおそれもあり、また低い土地は浸水し、がけ崩れや山崩れのおそれもあります。また、午後1時40分頃の満潮時には高潮のおそれがあり、宇野港の潮位は、東京湾中等潮位上2mの3m50cmくらいになる見込みですから厳重に警戒してください。 なお、暴風雨は今夜には弱まるでしょう。	
9:00	'00 旭川ダム 95m ³ /s '30 # 120～300m ³ /s	997.9	E NE	12.5	4.0		
10:00	'20 岡山市災害対策本部を設置	996.6	E NE	10.5	5.0	'00 吉井川右岸金岡バラベットの切れ目からしぶきがあがる。 '40 浜 立木倒壊・通行不能 '55 徳吉町・民家の屋根瓦が飛ぶ。	消防団出動板入れ実施 公園緑地課出動
11:00	'15 台風情報第2号 台風10号は11時現在松山付近を北北西に毎時40kmで進んでおり、正午前後に広島県の沿岸部に達する見込みで、風雨はさらに強まり、午後1時40分の満潮時前後には高潮のおそれがある。	994.9	E	13.5	10.0	'00 浦安ポンプ場への送電線が切斷 運転不能 '40 田町第1生命ビル量上のプレハブの屋根が飛び電線及び隣家のへいにひっかかる。その他、車庫、へい等の倒壊の情報が多く入る。	消防局出動
12:00	'35 台風情報第3号 台風10号は衰えながら四国を通り、12時には広島県呉市付近を通過中の模様。 12時頃、岡山に最も接近し、11時26分に最低気圧を観測し、風も次第に南東に変わってきている。台風は引き続き北上し、15時頃日本海に抜ける見込みで夕方頃まで南東後、西の暴風が続く見込み。	993.2	E SE	15.5	1.0	'04 飽浦の水門から内側へ浸水が始まる(13:40 満潮) '05 小串連絡所ガラス割れ、掲示板倒れあり。 '20 金岡保育所ガラス割れ、テラスビニール飛ぶ。 '40 朝日高南側ボプラ倒木	農地課出動 公園緑地課出動 東署交通止め
13:00		994.6	E SE	13.3	1.5	'00 二日市岡山冷蔵東側民家の屋根損壊 '30 上南中学校のブロック塀 県道へ数mにわたり倒れる。 '30 九幡川岸工事のバラベットの切れ目から浸水	消防、土木課出動 西大寺支所建設課出動 除去 消防士のう積み
14:00		995.4	SE	10.3	2.0	'15 渡池の内柳2本倒れ民家に倒れかかる。 '55 門田東校入口付近街路樹倒れる。	公園緑地課へ連絡
15:00		996.3	E SE	9.0	6.5	'15 平井・市道に倒木 通行不能 '35 五軒屋バス停ボプラ倒木バス不通 '45 東山峠頂上倒木2本 車の通行に支障	公園緑地課へ連絡
16:00	'30 風雨・波浪注意報 台風10号は15時頃には島根県太田市付近から日本海に抜けた模様。	997.8	SE	5.5	3.5	'50 網浜バス停東道路から浸水(20戸) '60 南方吉備高北側20世帯床下浸水	土木課出動 新幹線工事局でポンプ 運転中

今後進路をやや東よりに変えながら日本海を北上する見込みで、風は南よりに変わり今夜半すぎまで						'15 大元駅付近用水溢水して浸水の危険 '20 湊・池の内バス停付近山崩れ '20 西大寺掛之町4 戸床下浸水 '20 湊425 鉄砲水でアパート浸水の危険 '25 駅前交差点 16cm位浸水 '30 石井小北側用水溢水8戸 浸水	農地課出動 消防出動調査 支所衛生課出動 消防出動 下水道部へ連絡
17:00 続き,最大風速は陸上で10~15,海上では15~20mでまだ風波が高い。雨は次第に小降りとなるが、今後まだ30~50mm程度降り、降り始めてからの総雨量は多い所で100mmを超し、山崩れや崖崩れの起こるおそれがある。 '00 旭川ダム 295m3/sを360~500m3/sまで 災対本部を警戒体制に切り替え	1000.2	SSE	3.5	23.5			
18:00	1001.8	S	2.8	10.5	'20 船山池付近造成地でがけ崩れの可能性あり	農産課調査	
19:00 旭川ダム 550m3/sを700m3/sに	1003.4	SSW	2.0	10.5			
20:30 旭川ダム 800m3/sを850~1,000m3/sに	1004.8	SE	0.3	3.0			
22:30 各警報解除	1006.9	NE	1.2	0			

3 態様別による災害状況

区 分		件 数
負傷者	重 傷	1 人
	軽 傷	4 人
住家被害	全 壊	3 戸
	半 壊	4 戸
	一 部 破 損	45 戸
	床 上 浸 水	0 戸
	床 下 浸 水	55 戸
非住家損壊	74 戸	

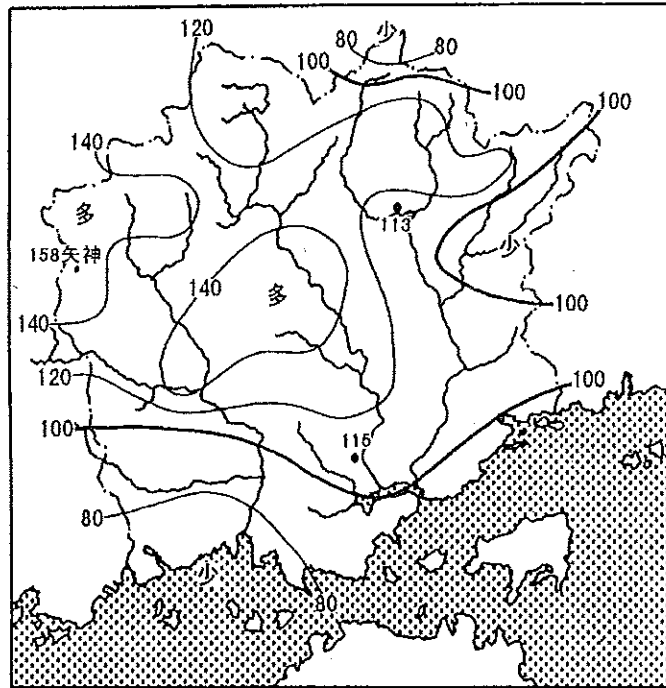
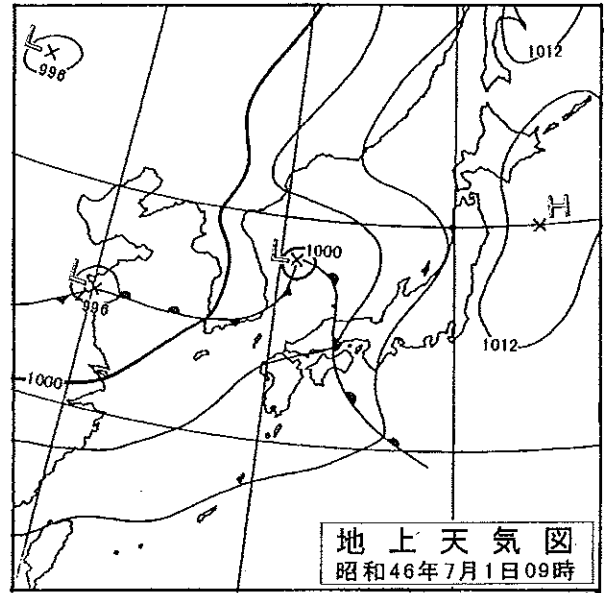
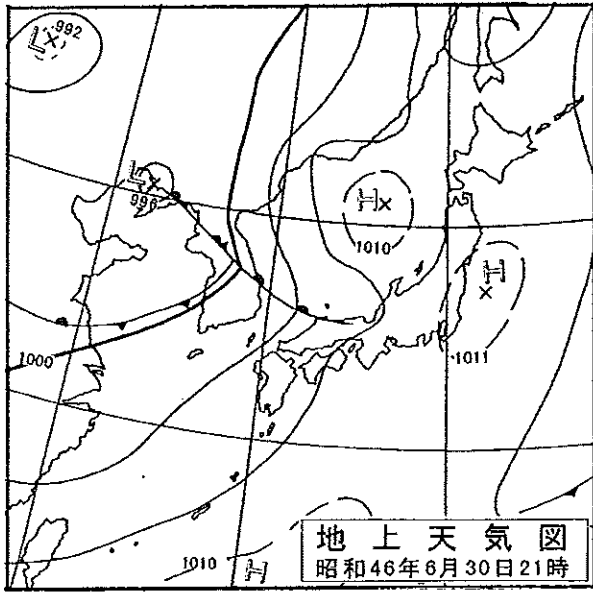
◎ 昭和46年7月1日の梅雨前線による大雨災害に関する経過

1 気象経過

本州の南岸に停滞していた梅雨前線は、6月27日日本海を低気圧が東進するに伴い、北上して県下に総雨量50~90mmの雨を降らせたが、29日には瀬戸内付近まで南下して弱まっていた。翌30日黄河下流の低気圧がポツ海湾付近を東進するにつれて北上し、次第に前線の活動が活発となってきた。

7月1日早朝、梅雨前線上の日本海西部に低気圧が発生したため、中心から南東に伸び中国地方に停滞していた前線は、さらに活動が活発となった。このため、岡山県では1日早朝、北部で雷を伴った強い雨が降り始め、真庭郡八束村上長田で8時に1時間雨量26.5mm、苫田郡加茂町で9時に25.0mmの強雨があった。この強雨は次第に南下し、南部では昼前後に1時間雨量10mm以上の強雨が数時間続いた。さらに夕方ごろ南東部で1時間雨量15~20mmの強雨があった。その後、梅雨前線は東の方に移ったので、各地の市は夜には次第に弱まり、夜半前にはほとんどの所で雨は止んだ。

県下の総雨量は、北部の一部と南西部で少なく80mm以下であったが、全般に100mmを超え、中部から西部にかけて多く140mm以上に達した。



県内総降水量図
昭和46年6月30日09時～7月1日09時

2 災害経過

日時	予 警 報	雨 量				災 害 発 生 状 況	応 急 対 策
		上喜田	久世	福渡	岡山		
7/1	'45 大雨注意報 梅雨前線が活発となったため、この雨は今夜まで続き大雨となるでしょう。今後の雨量は30～50mm降り始めからの総雨量は、南部では50～70mmですが、北部では70～100mmとなり、所によっては100～150mmに達し、河川は増水し、低地は浸水しがけくずれもあるでしょう。今夜には弱まる見込みです。なお、9時迄の雨量は南部では20mm前後、北部では50mm前後でした。	4～10.0	4.5	2.0	0.0		
9:00		5～12.5	9.0	5.5	1.5		
		6～12.0	11.0	7.5	3.5		
		7～26.5	9.5	6.5	4.0		
		8～5.0	9.5	3.5	5.0		
		9～7.0	10.5	7.5	7.0		
10:00		4.5	9.5	10.0	9.5		
11:00	'00 旭川ダム 135m ³ /s	3.0	6.5	6.0	8.5		
12:00		2.5	7.0	5.5	16.5		
13:00	'00 旭川ダム 280～650m ³ /s	4.0	7.5	13.0	11.5	'58 玉柏・家屋危険	消防車現場出動
14:00	'50 大雨注意報更新 梅雨前線の活動が活発となっているため、岡山県地方の雨は今夜も続く見込みで、今後の雨量は50～70mm、降り始めからの総雨量は100～150mm、山間部では所によっては150～200mmに達し、河川は増水し、低地は浸水し、またがけ崩れのおそれもありますので十分注意して下さい。	3.0	10.5	10.0	10.0		
15:00	'30 旭川ダム 650～1,000m ³ /s	7.5	9.5	8.5	7.5	一宮、津高、高松、妹尾支所管内に危険地域発生	消防指揮車出動・巡回広報各消防分団出動
16:00		6.5	12.5	13.5	7.5		
17:00		4.0	14.0	12.0	7.0	'00 西大寺床下浸水 '03 津島(岡大真)浸水 '05 倉安川溢流 '43 津高、田中橋危険	西大寺署警戒 北署警戒 旭東出張所・富山分団出動 横井分団全員出動ロープで保持
18:00		2.5	1.5	19.0	15.0	'05 那天井川危険 '25 土生、三軒屋、宿浸水のおそれ '45 中川橋堤防危険 '47 牟佐石原川危険	甲浦分団出動 土のう積70 管理設御野分団待機 農地、排水ポンプ、下水ポンプ排水作業にフル運転 一宮分団警戒 東牧石分団積土俵により措置
19:00		0.5	0.5	—	—	'10 富吉池ケ鳴ため池き裂 '30 田益、田中橋流失 '32 西大寺南方 用水決壊 '45 倉安川溢流 床下浸水あり	古都分団ほか 積土俵210 杭50本警戒
20:00	'40 大雨注意報解除	—	—	—	—	'10 足守川流域危険 '10 中川流域危険 '40 足守川流域溢流による床下浸水 '40 百間川取入口から流入始まる	撫川(中島部落)袋1,000 山土6m ³ 妹尾崎(入江橋) 下流に資材搬送 袋400 山土14m ³ 杭50本 福岡 地区は分団により積土俵袋 1,125 山土18m ³ 一宮、今岡へ一宮分団出動、 積土俵 袋500 杭50本 妹尾崎に積土俵
21:00		—	—	—	—	'20 宿浸水始まる。 '50 宿 床上浸水168世帯388人 床下浸水130世帯290人 古京 床上浸水 4世帯 13人 床上浸水 36世帯 80人	北署消防車出動 排水作業 災害救助条例適用 御野小へ 76人 協立病院分院へ 8人収容 災害救助条例適用
22:00		—	—	—	—	旭川増水により東中島町、西中島町に危険が予想される。	消防車1台派遣・警戒

23:00						0.5	'10 百間川流入総統	'10 県道切通し部分の閉鎖 に必要な資材を搬送 '15 北署消防車出動
0:00	'30 旭川ダム 900m3/s					0.5		'15 県道原・原尾島線 瀬戸・宿・岡山線 各 2か所樋板打ち完了 '15 宿へ御野・弘西分団出動
1:00 }	1:00 旭川ダム825m3/s							2:00 百間川切通し部分の 樋板撤去 3:15 宿へ南署から消防車 1台 出動排水作業 消防車1台 可搬ポン プ4台 6:00 宿排水作業完了
6:00								

3 態様別による災害状況

S46.7.5 午前8:30現在

地区別被害件数 区分	岡地	山区	西大寺 地区	一宮 地区	津地	高地	高地	松区	吉地	備区	妹尾 地区	福地	田区	上地	道区	興地	除区	足守地区	計
人的被害				1人															1人
死者				1人															1人
行方不明者																			
負傷者																			
重傷																			
軽傷																		2人	2人
住家の被害																			
全壊																			
半壊																		5戸	5戸
一部破損	1戸																		1戸
床上浸水	197戸					1戸								2戸					200戸
床下浸水	362戸	145戸			4戸	10戸	1戸					2戸	10戸	80戸			7戸		621戸
水田冠水	600ha	735ha	0.6ha	61ha									300ha	45ha					1741.6ha
畑冠水	46ha																		46ha
路肩くずれ	6件	14件	14件	53件	3件				2件				7件	2件				61件	162件
橋りょう流失		1件		1件	2件	1件							1件					(内 計2件)5件	11件
橋りょう破損							1件											2件	3件
堤防決壊(河川)	1件		1件		2件	2件				2件									8件
堤防崩れ(河川)			6件										2件					3件	11件
崖・山くずれ	13件		7件	1件	3件				1件									5件	30件
土砂		2件	1件														1件		4件
溜池決壊	1件	10件		5件	2件	1件	1件											2件	22件
用水路決壊		21件		4件	9件	2件							11件					14件	61件
用水路くずれ																			
農道損壊	9件	46件	4件	8件	4件								15件					12件	98件

被害の種類	被害の主な地区	被害の程度	実施した措置（応急対策）	出動機関
床上浸水	1 宿地区	168世帯 388人	1 岡山市災害救助条例適用し、 災害救助本部設置（7.1 23時） 救助活動 御野小学校へ 75人収容 協立病院分院へ 8人収容 計83人を収容	民生局
	2 古京地区	4世帯 13人	2 排水作業 (1) 土のう積作業 (2) ポンプ車（消防4台）による排水 1 岡山市災害救助条例適用 附近の2階に避難	消防局 土木課 民生局
床下浸水	1 宿地区	130世帯 290人	床上浸水に同じ 樋門の調整 農地排水ポンプ、下水ポンプフル運転 警戒巡視	農地 下水、農地 土木 消防局
	2 古京地区	36世帯 80人		
	3 座主川用水一帯 ・宿三軒屋 ・津島福居 ・津島土生 ・津島岡大裏	約80戸		
	4 倉安川 用水一帯 ・福泊 ・湊	約50戸		
	5 地藏川用水一帯 ・赤坂本町 ・網浜 ・門田	約70戸		
	6 西大寺幸町地区	約50戸		
路肩崩れ	1 牧石地区ほか5件	延140m	土のう積 警戒巡視	土木、消防
	2 西大寺宿地内ほか13件	延230m	〃	〃
	3 一宮大窪地内ほか13件	延270m	〃	〃
	4 津高・倉見谷・向条地内ほか62件	延340m	〃	〃
	5 足守・岩田地内ほか60件		〃	〃
橋りょう流失 及び破損	1 西大寺福治(木橋)	橋長 42m 幅 1.5m	ごみ・流木撤去 橋けたをロープでつないで流失を防ぐ。	消防団 〃 〃
	2 津高、田益、田中橋			
	3 高松下土田 板橋2ヶ所			
	4 吉備中、振川地内1ヶ所	橋長 50m 幅 1.5m	流木撤去作業 〃	〃 〃
	5 上道谷尻地内			
	6 足守大井地内 3ヶ所			
堤防決壊及び 崩れ	1 岡山郡寺岡 天井川土手決壊	延 5m	土のう積70個 ヒューム管2本埋設 杭 50本 土のう積 500個 杭 20本 土のう 山土 12トン 麻袋 400個	地元消防団 累機動隊12人 地元 50人 消防 30人 地元消防団 地元消防団 〃(87人) 土木課
	2 一宮 中川堤防決壊 中川、砂川破損(6ヶ所)	延 10m 延155m		
	3 高松 足守川堤防警戒 (加茂長田)2ヶ所	延 31m		
	4 吉備 足守川堤防決壊2ヶ所	延65m		
	5 福田足守川入江橋 堤防決壊	延15m		
崖・山・土砂 崩れ	1 万成 原病院上	住家一部損傷1戸 家屋半壊5戸 負傷者2人	土砂の除去 排水作業 土のう積 土のう積 警戒巡視 〃 救出作業 土砂撤去	消防 土木 農産 〃 消防団
	2 金山寺付近3件ほか			
	3 一宮 西幸川、福谷松尾地内ほか			
	4 高松 大崎地内3件			
	5 足守 大井2件 岩田1件			
溜池決壊	1 西大寺 宿地内ほか	上部崩壊	枕木 40本	
	2 上道 沼地内5件	15m 20m	丸太 100本 土のう積 200個 土 20m ³ 土のう積 300個	地元 100人
	3 足守 大井地内	延38m 延197m	排水樋門の調整 土のう積	地元 20人 地元
農道損壊	1 西大寺 宿、鉄、西片岡ほか	延1779.5m	枕木 延240本 土のう積 延70個 土砂の除去 排水樋門の調整 警戒巡視	地元延125人 支所産業建設課
	2 上道 北方ほか	延110m		
	3 足守 日近・福谷ほか	延103m		
笠井山墓地関係	笠井山 昭和43年度造成した墓地	約1,000 m ³ (墓地に流出) 33区画中30区画が土砂で埋まる。面積219m ² 6m ² ×17区画 9m ² ×13区画		公園緑地

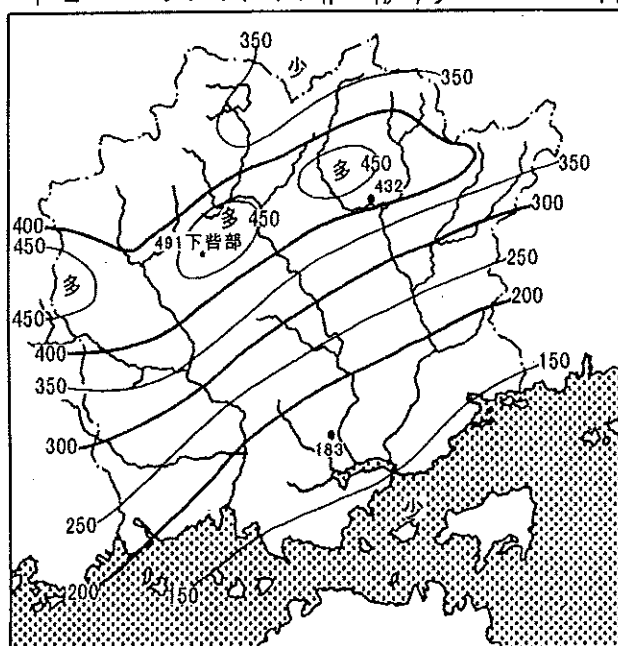
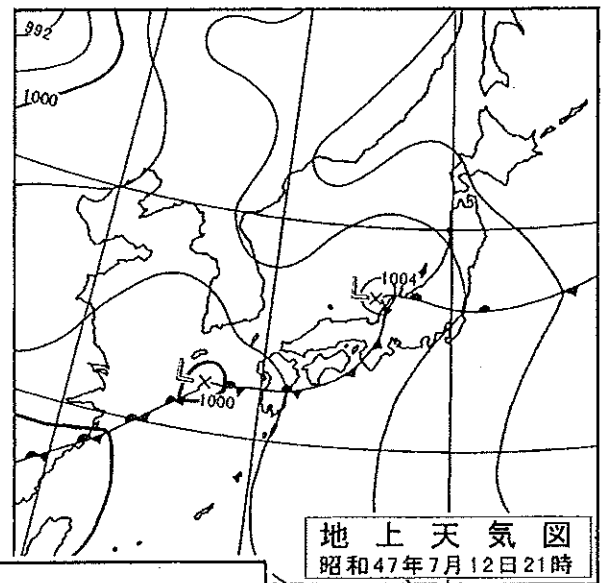
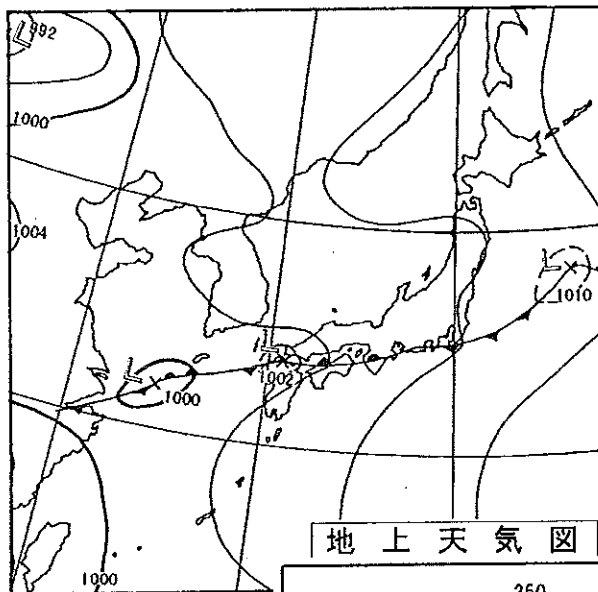
◎ 昭和47年 7月11日から13日までの梅雨前線による大雨災害に関する経過

1 気象経過

日本海中部まで北上していた梅雨前線は、7月9日夕刻から10日朝にかけて中国地方を通過し、四国中部まで南下した。前線の南下に伴い、県下全般に総雨量30~70mmの雨が降ったが10日の日中は小止みとなり小康状態が続いた。

しかし、10日の夕刻には再び前線が瀬戸内まで北上し、朝鮮半島南西海上に進んできた低気圧に刺激されて活発となり、このため10日の夕刻から翌朝にかけて県西部と中部では総雨量90~130mmの集中豪雨となったが、11日の日中は前線活動も弱まり雨も止んだ所が多くなった。

その後、前線は九州西方海上に近づいてきた低気圧に刺激されて夕刻から12日の早朝にかけて再び活発となり、県北部では前夜に続いて再び総雨量150mm前後の集中豪雨となった。12日の日中も前線が瀬戸内に停滞して、県下全般に断続的に雨が降ったのが、夜に入って前線は四国南岸まで南下して弱まり、4日間にわたって降り続いた大雨も13日の早朝には止んだ。



昭和47年7月9日09時~7月13日09時

2 市の体制

7月10日	5:00	注意体制
	17:00	岡山市水防本部設置(於消防局長室)
11日	9:55	岡山市災害対策本部設置(於消防局長室)
	16:00	同上本部を第7会議室に移す。
13日	0:30	災害救助法発動
18日	10:00	岡山市災害対策本部解散

3 被害状況

死者	2人	道路破損	495ヶ所
建物全壊	2戸	文教施設	16ヶ所
〃 半壊	39戸	橋りょう流失	3ヶ所
〃 一部破損	14戸	河川堤防破損	40ヶ所
床上浸水	328戸	山、土砂崩れ	100ヶ所
床下	1,315戸	その他	482ヶ所
田畑の冠水	958ha	被害総額	598,987千円
避難所設置	11ヶ所	収容人員	3,086人

◎ 昭和51年 9月 8日から13日までの台風第17号による災害に関する経過

1 気象概況

(1) 気象経過

9月3日グアム島南東洋上に発生した熱帯低気圧は、4日15時に台風第17号となった。台風17号はゆっくり北西進し、7日15時には「大型で非常に強い」台風になり、ラサ島南方海上に達した8日9時には中心気圧910mb最大風速60m/sの台風に発達した。台風はいくぶん勢力を弱め、速度を落としながら北西進し、9日から10日にかけて沖縄の東海上を通り、その後向きを北に変え、10日午後奄美大島の西方海上を通った。

一方、日本海を低気圧が8日～9日にかけて通り、この低気圧から南西に伸びる前線が関東から四国付近に達し、この前線は台風が九州西方に接近する頃まで停滞した。台風は本邦に張り出した太平洋高気圧と低気圧の通過後日本海に張り出してきた中国東北区に中心をもつ高気圧に動きを阻まれ、11日～12日にかけて九州南西海上で停滞を続けた。しかし、停滞中も勢力は衰えず12日早朝から再び北上を始め、午後からやや北東に向きを変え、13日1時40分長崎市付近に上陸した。その後加速しながら佐賀県から福岡市西方を通り、日本海に抜け日本海中部を北東に進み、14日6時日本海北部で温帯低気圧になった。

(2) 中国地方の大雨状況など

中国地方では8日正午前から雨が降り始め、午後には岡山県東部、鳥取県東部、広島県南東部でやや強くなり、9日も降り続いた。9日24時にはこれらの地域で降り始めからの雨量が100mmを超えた。この雨域は10日もほとんど動かず、さらに100～200mmの大雨が降った。11日には大雨の区域は広島県南東部のものが東に広がり、岡山県南西部にかけて日雨量100～200mmの大雨が降り、岡山県東部では日雨量300mmを超える所も出た。また鳥取県東部でも日雨量100mmの雨が降った。

12日はやや小康状態になったが、岡山県東部ではなお日雨量100mmを超える所もあり、鳥取県

東部では日雨量50mm程度の雨が続いた。

台風による直接の影響は13日に現われ、雨の強い地域も中国地方東部から西部に移り、広島県西部では山間部を中心に100mm前後の日雨量を記録した。しかし、これまで雨量の多かった地域は30~50mm程度に収まった。台風が日本海中部に抜けた13日午後は長かった降雨も次第に収まった。

6日間にわたる長い大雨は、岡山県東部(兵庫県境付近)で500~950mm、広島県南東部から岡山県南西部で400~500mm、鳥取県東部で400~550mm、広島県瀬戸内海の島々で450mm以上という記録的な大雨になったが、鳥取県西部から島根県にかけては比較的少なく200mm程度であった。

なお、台風による風は中心に近い広島県西部、島根県西部と隠岐島で強く、最大風速20m/sを超え、西郷では最大瞬間風速44m/sを記録した。

(3) 台風17号の特徴

イ 九州南西海上で長時間停滞した。

ロ 停滞中もほとんど衰弱せず、12日北上を始めた時点で再び勢力を盛り返した。

ハ 台風が停滞中、台風の東側で遠く離れた地域で大雨が降り続いた。中国地方では岡山県東部から鳥取県東部にかけてと、広島県東部に大雨の地域が定着し連続的な大雨となった。

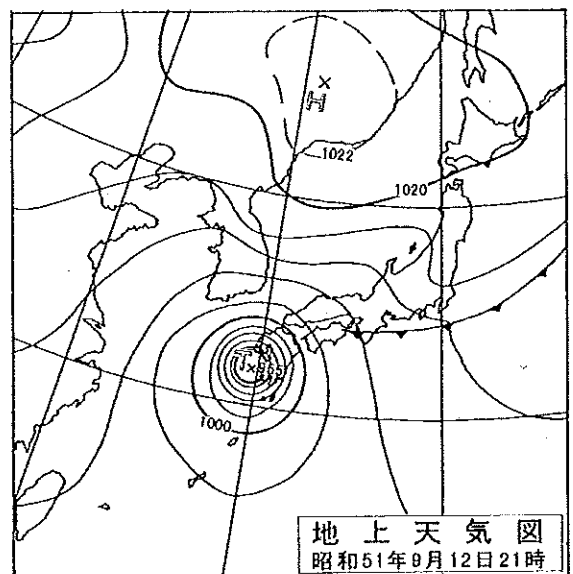
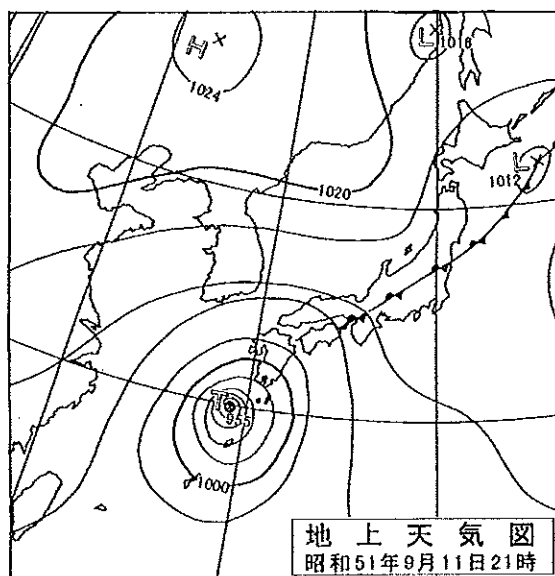
ニ 台風の北上に伴う台風そのものの雨量はそれほど多くなかった。

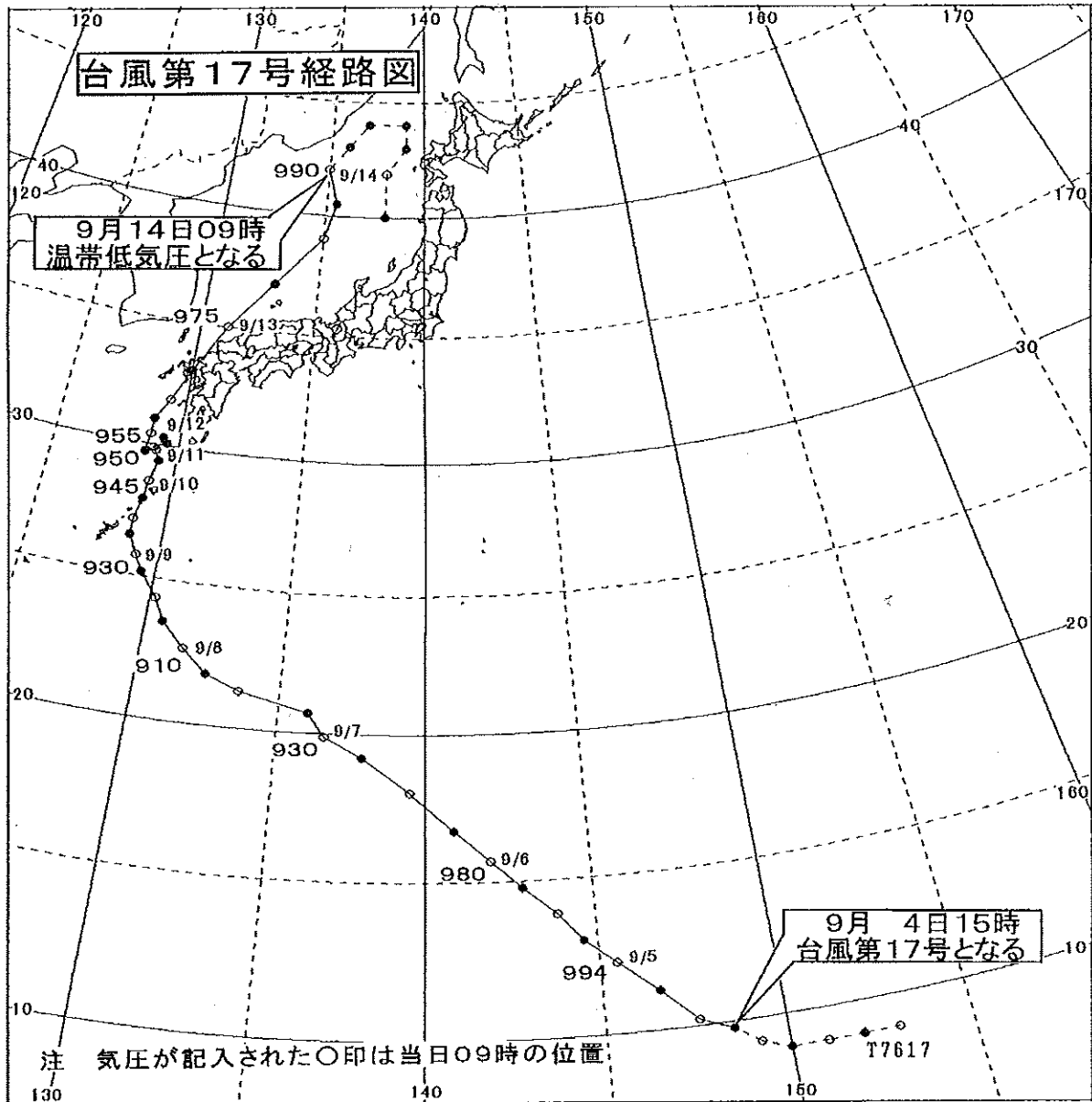
(4) 岡山県の気象特性

イ 台風が停滞したため、台風に伴う暖湿気流が低い地形の紀伊水道から鳴門海峡を通り、瀬戸内東部に長時間流れ込んだ。このため、県東部では断続的に激しい豪雨に見舞われた。特に南東部の長島では11日の日雨量が500mmに達し、これまでの県内の日雨量記録340mm(奥津)を大幅に更新した。

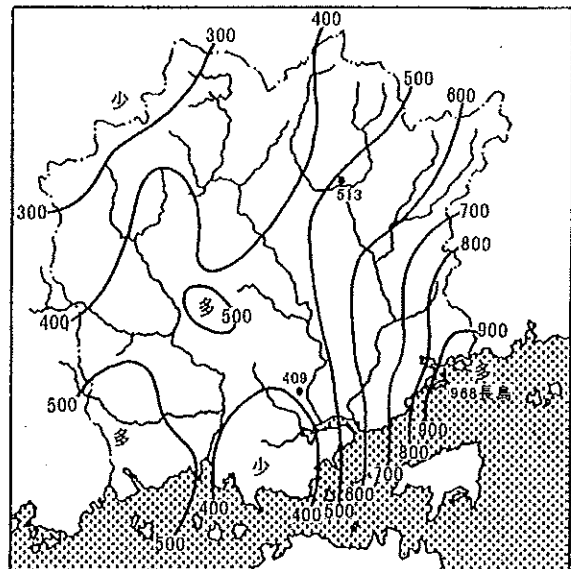
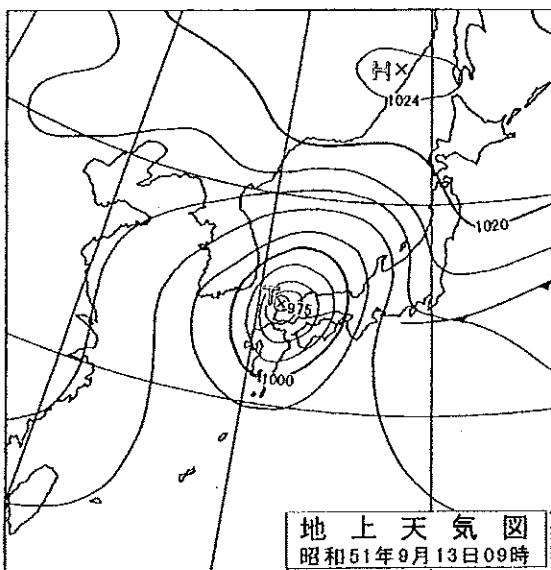
ロ 強い雨の区域は主として県東部に集中したが、台風が北上するにつれ、次第に県南西部に広がった。このため、期間中の総雨量は東部と南西部で多く500mmを超えた。特に南東部では900mmを超え、年間雨量の60~70%にあたる記録的な豪雨となった。

ハ 風は、台風が岡山県に近づいた13日の明け方から昼過ぎにかけて強まり、最大風速10~15m/s、最大瞬間風速20~30m/sに達した。また、宇野港では満潮と台風の接近が重なり、潮位が平常より80~90cm高くなり、東京湾平均海面上173cm(宇野港実測潮位343cm)に達した。しかし、風と高潮による被害はほとんどなかった。





県内総降雨量図



2 市の体制

9月8日	16:30	注意体制
10日	8:20	岡山市水防本部設置（於消防局長室）
11日	21:30	岡山市災害対策本部設置（於第4会議室）
12日	14:00	災害救助法発動
10月2日	12:00	岡山市災害対策本部解散

3 被害状況

死者	1人	上水道施設破損	11箇所
負傷者	5人	衛生施設破損	25箇所
住家全壊	6世帯	土砂崩れ	96箇所
〃 半壊	11世帯	福祉施設破損	8箇所
〃 一部破損	11世帯	農林施設破損	902箇所
非住家全壊・半壊	10棟	都市施設破損	130箇所
床上浸水	1,454世帯	社会教育施設破損	10箇所
床下 〃	14,267世帯	文化財施設破損	2箇所
田畑の冠水	2,670ha	被害総額	6,201,008千円
文教施設破損	184箇所	避難所設置	45箇所
道路破損	279箇所	収容人員	延 2,894人
橋りょう破損	4箇所		
河川破損	21箇所		

◎ 平成 2年 9月18日から20日までの台風第19号による災害に関する経過

1 気象概況

(1) 秋雨前線と台風第19号の状況

日本海南部にあった秋雨前線は、平成2年9月12日から16日にかけてゆっくりと西日本を南下した。前線は12日夜には山陰地方、13日夜には瀬戸内付近まで南下し、さらに15日から16日朝にかけて四国南岸まで南下した。

一方、13日9時グアム島付近で発生した台風第19号は発達しながら北西に進み、16日21時には中心気圧905mb中心付近の最大風速54m/sの「大型で非常に強い」勢力になった。17日は進路を北寄りに変え速度も遅くなったが、9時には中心気圧890mb、中心付近の最大風速60m/sとさらに発達し、沖縄の南東海上に達した。18日は奄美大島の東海上を北北東に進み、19日9時には中心気圧935mb、中心付近の最大風速45m/sの「大型で強い」勢力になり、日向灘から四国沖を北東に進み、20時過ぎに和歌山県白浜町の南に上陸した。その後はやや速度を速めながら中部地方を北東に進み、20日9時には中心気圧984mb、中心付近の最大風速23m/sで仙台市の北に達し、15時には三陸沖で温帯低気圧に変わった。

(2) 大雨の状況

岡山県では、秋雨前線の南下に伴い継続的に雨が降り、前線が停滞した12日夕方から13日夕方にかけて、特に13日昼頃には前線上を低気圧が通り、県中部・北部中心に1時間に20～30mmの強い雨が降った。その後14日夜半前までは小康状態になったが、前線の南下に伴い16日夜にかけてさらに継続的に雨が降り12～16日までの降水量は100～140mmに達した。17日から19日にか

けても前線は西日本に停滞し、活動の活発な状態は続いた。

台風第19号が沖縄の南東海上に達した17日は、台風の外側の雨雲が岡山県にもかかり、県内全域で1時間に10mm前後の雨が降った。18日は台風に伴う強い雨域が県東部に入り、県南東部を中心に1時間40mm前後（虫明で24時までの1時間に71mm）の激しい雨が降り続いた。19日も雨は降り続き、12日から20日朝までの総降水量は200～500mm前後に達した。

特に虫明531mm、和気506mm、周匝505mmで県南東部の雨が多く、この地域では大きな災害が発生した。

(3) 暴風の状況

19日は台風第19号の接近に伴って各地で強い風を観測した。最大風速は岡山N15.3m/s、津山N11.2m/s、最大瞬間風速は岡山N30.6m/s、津山NNW29.3m/sを記録した。特に勝田郡的那岐山麓では「広戸風」が吹き、奈義町役場では21時50分に最大瞬間風速NE46.3m/sを記録した。

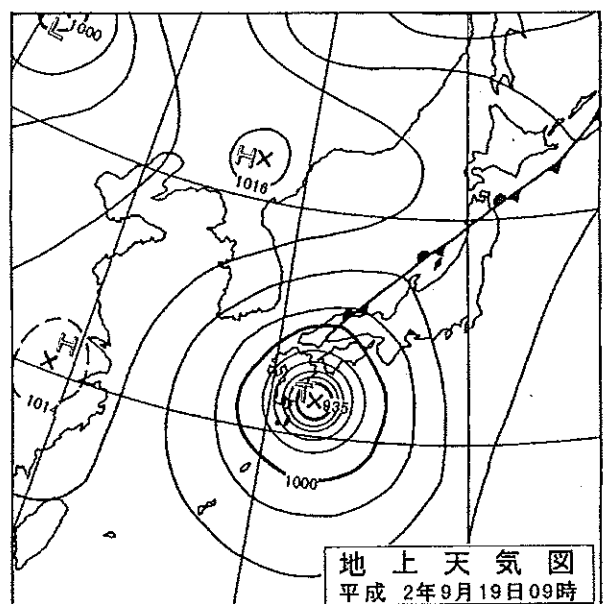
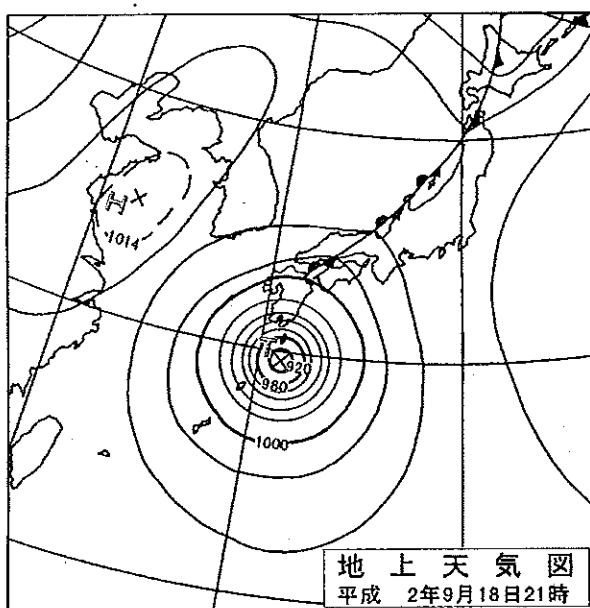
(4) 台風及び大雨の特徴

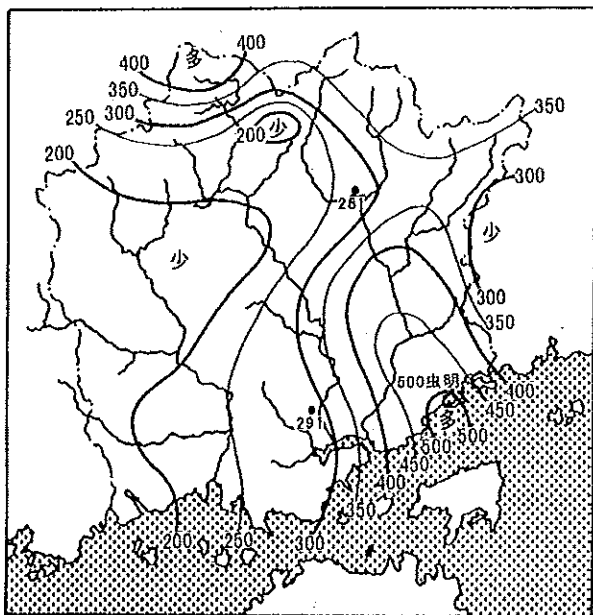
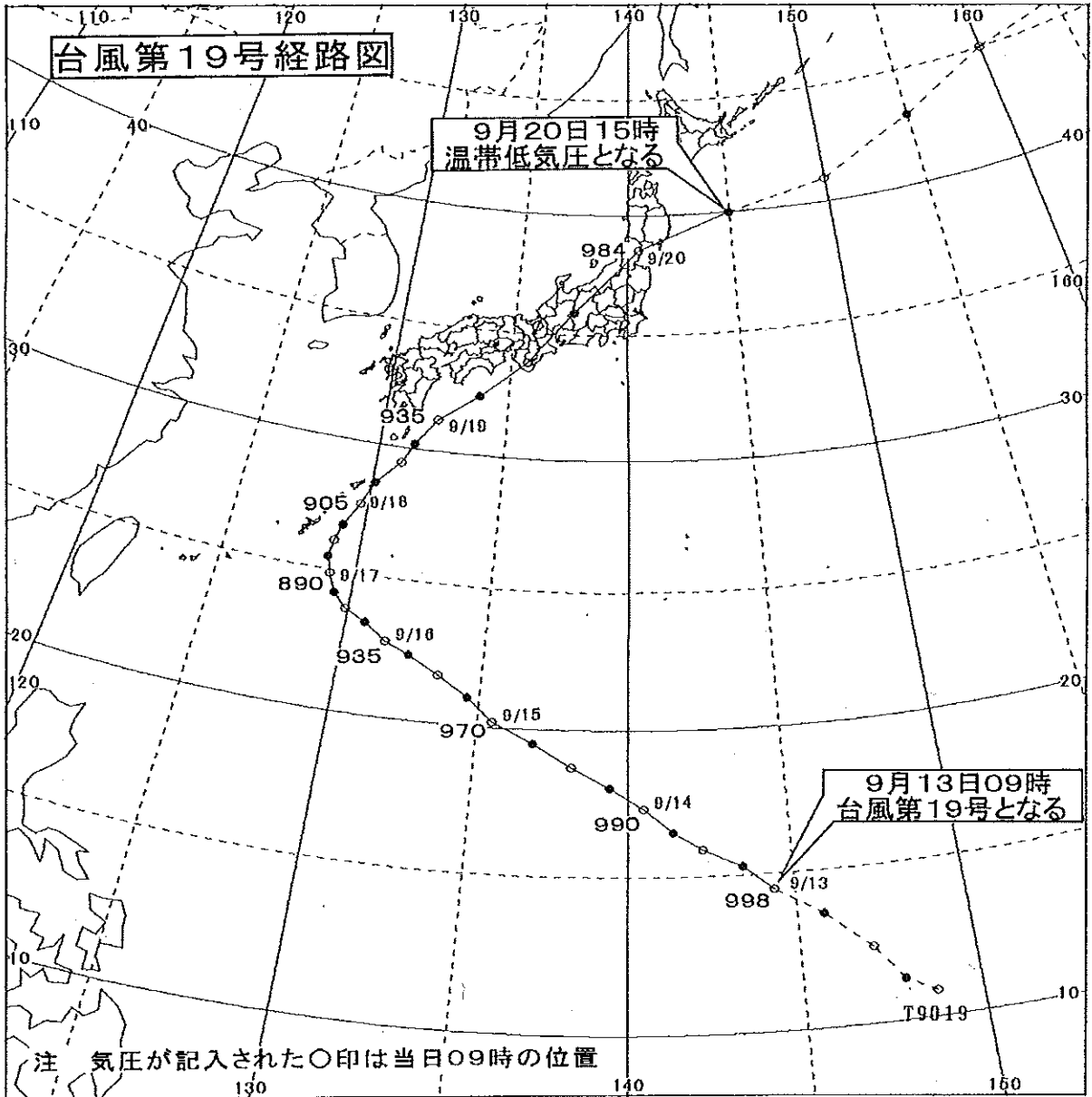
ア 類似した経路をとった近年の台風には、昭和54年(1979年)9月の台風第16号(以下、7916号。)と同年10月の台風第20号(以下、7920号。)が挙げられる。また、昭和36年の第2室戸台風も類似点が多い。台風の勢力は、最盛期の中心気圧から見ると7916号が920mb、7920号が870mb、第2室戸台風が890mbであったのに対し、今回の台風第19号は890mbであった。また、上陸時の中心気圧では7916号が955mb、7920号が965mb、第2室戸台風が925mbであったが、今回の台風第19号は945mbであった。950mb未満で上陸(島しょを除く)した台風は、昭和46年の台風第23号以来の19年ぶりのことであった。

なお、ここでいう上陸時の中心気圧は、天気図等で決定した値であり、気象官署(必ずしも上陸地点にはない)における値ではない。

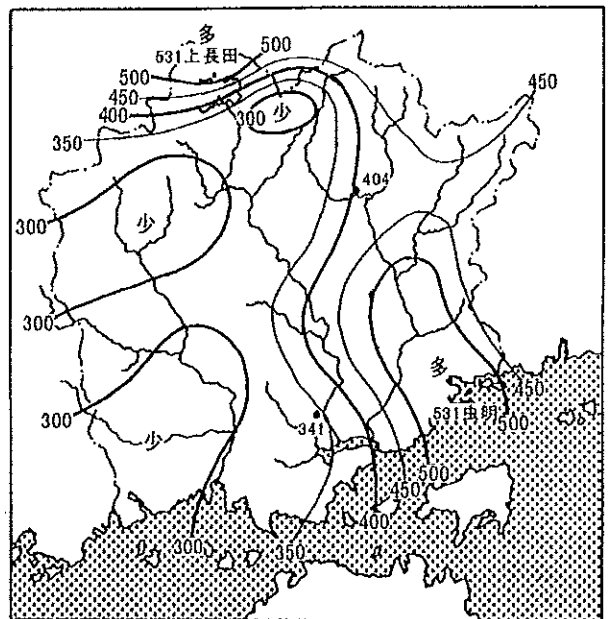
イ、大雨は、前線の活発化とともに始まり、台風が沖縄近海にある頃からこれに暖かい湿った気流を流入させたため一層活発化した。これに台風に伴う大雨が加わった。このため、長期間にわたって全国的な大雨となり、全国の各県の平均降水量に各県の面積を乗じて求めた総降水量は約740億^トと推定され、昭和51年の台風第17号による大雨(推定800億^ト余り)に次ぐもので、前項に挙げたいずれの台風より多かった。

1 (1)～(4)平成2年9月台風19号災害誌(岡山県)より抜粋





県内総降水量図
平成2年9月17日00時～9月20日24時



県内総降水量図
平成2年9月12日00時～9月20日24時

2 市の体制

9月18日	8:45	水防本部設置（於第4会議室）	
19日	20:00	災害対策本部 救助本部	設置（於第4会議室）
20日	17:00	災害対策本部廃止	
10月1日	17:00	救助本部廃止	

3 被害状況

死者	5人	道路破損	360箇所
負傷者	6人	橋りょう破損	12箇所
住家全壊	3世帯	河川破損	50箇所
〃半壊	0帯	土砂崩れ	22箇所
一部破壊	2世帯	崖崩れ	8箇所
床上浸水	85世帯	地すべり	14箇所
床下浸水	652世帯	被害総額	2,134,057千円
田畑の冠水	1,280 ha		
文教施設破損	14箇所		

◎ 平成10年10月17日から18日までの台風第10号による災害に関する経過

1 気象概況

(1) 台風第10号の状況（台風経路図参照）

台風第10号は、10月11日03時ヤップ島付近（N10.3°，E138.9°）の海上で発生し、南東貿易風に流されて西北西に進み、フィリピン（ルソン島）に上陸した時には超大型で猛烈な台風にまで発達した。

その後は進路をゆっくりと北から北北東に変え、南西諸島を次々と暴風域に巻き込みながら次第に速度を増し、17日16時30分頃鹿児島県枕崎市付近に上陸した。上陸後さらに速度を増し、いったん日向灘に出て同日21時頃高知県宿毛市付近に再上陸し、四国を縦断して同日23時30分頃玉野市付近に再上陸して18日01時過ぎには日本海に抜けた。

(2) 大雨の状況（県内降水量分布図参照）

岡山県は、14日から前線の影響で弱い雨が続けていたが、台風がやや勢力を弱めながら南西諸島を通過する16日後半から台風前面の厚い雨雲によってまとまった雨が降り出した。

台風が九州に近づくにしたがって次第に強い雨雲は台風の中心付近に集中し、17日明け方までに岡山県各地で40～50mmのまとまった雨を降らせた。

その後、しばらく小康状態があったが、台風が鹿児島県枕崎市付近に接近する17日15時頃から再び強い雨雲が四国から中国地方西部にかかり始め、台風が四国に接近する17日20時頃から北部で1時間に10～20mmの強い雨を観測し始めた。

この頃には台風の様もはっきりしなくなっていたが、強い雨雲は四国山地で分散された形でこの中の北側に広がる非常に強い雨域が岡山県にもかかり始め、17日21～22時には岡山県中部の旭町天子山54mm、建部町福渡50mmの激しい雨を観測した。

台風はさらに加速しながら北東進し、岡山県玉野市付近に再上陸した17日23時頃には1時間雨量50mmの強い雨域は岡山県北部の恩原付近に移ったかに見えたが、岡山県中部から北部でも

1時間に30～40mmの強雨が18日01時頃まで続き、台風が日本海に抜けた同日02時頃に弱まった。

(3) 強風の状況

台風は17日15時の時点で暴風域は無くなったが、強風域のかかり始める17日09時頃から岡山県沿岸部で4～5m/sの東寄りの風が吹き出した。

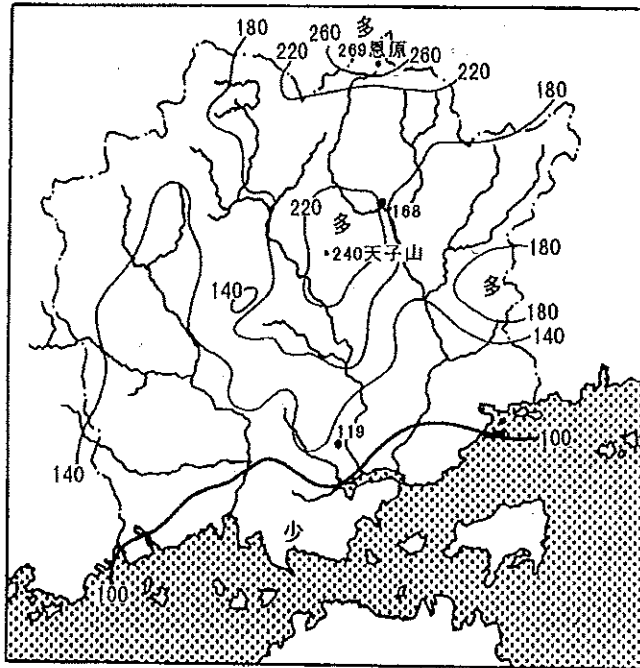
台風が日向灘を抜ける19時頃から玉野市では強風が吹き始め、17日20時に最大風速、東南東14m/sを観測し、岡山市では18日00時10分に北北西14.5m/s（最大瞬間風速26.1m/s）を観測し、18日16時頃まで5m/s以上の吹き返しがあった。

2 市の体制

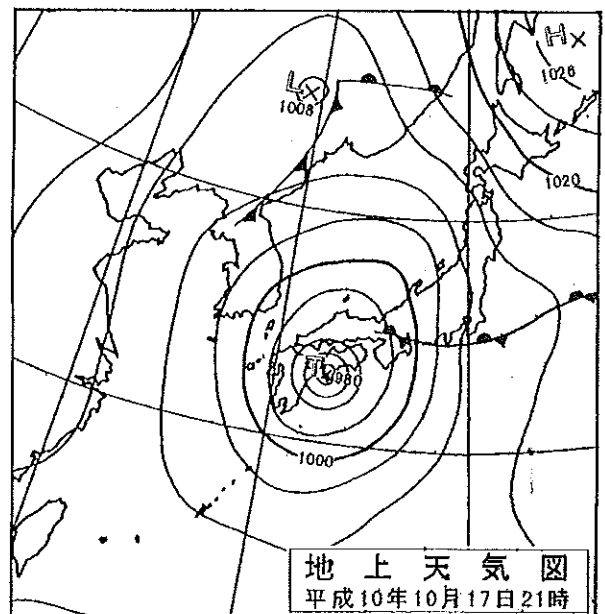
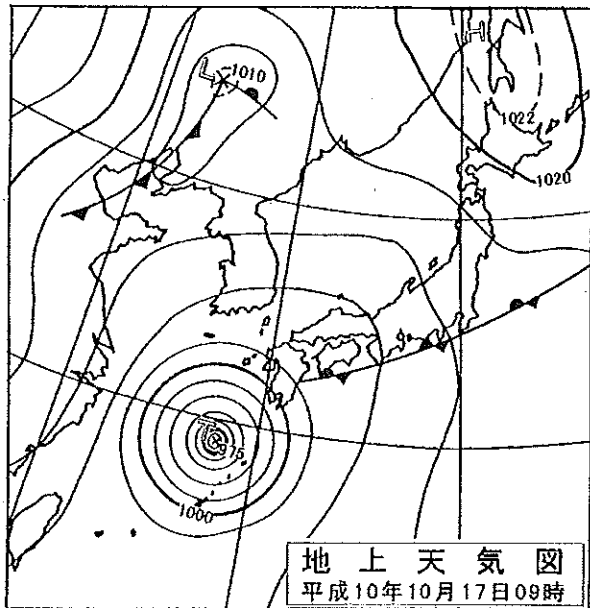
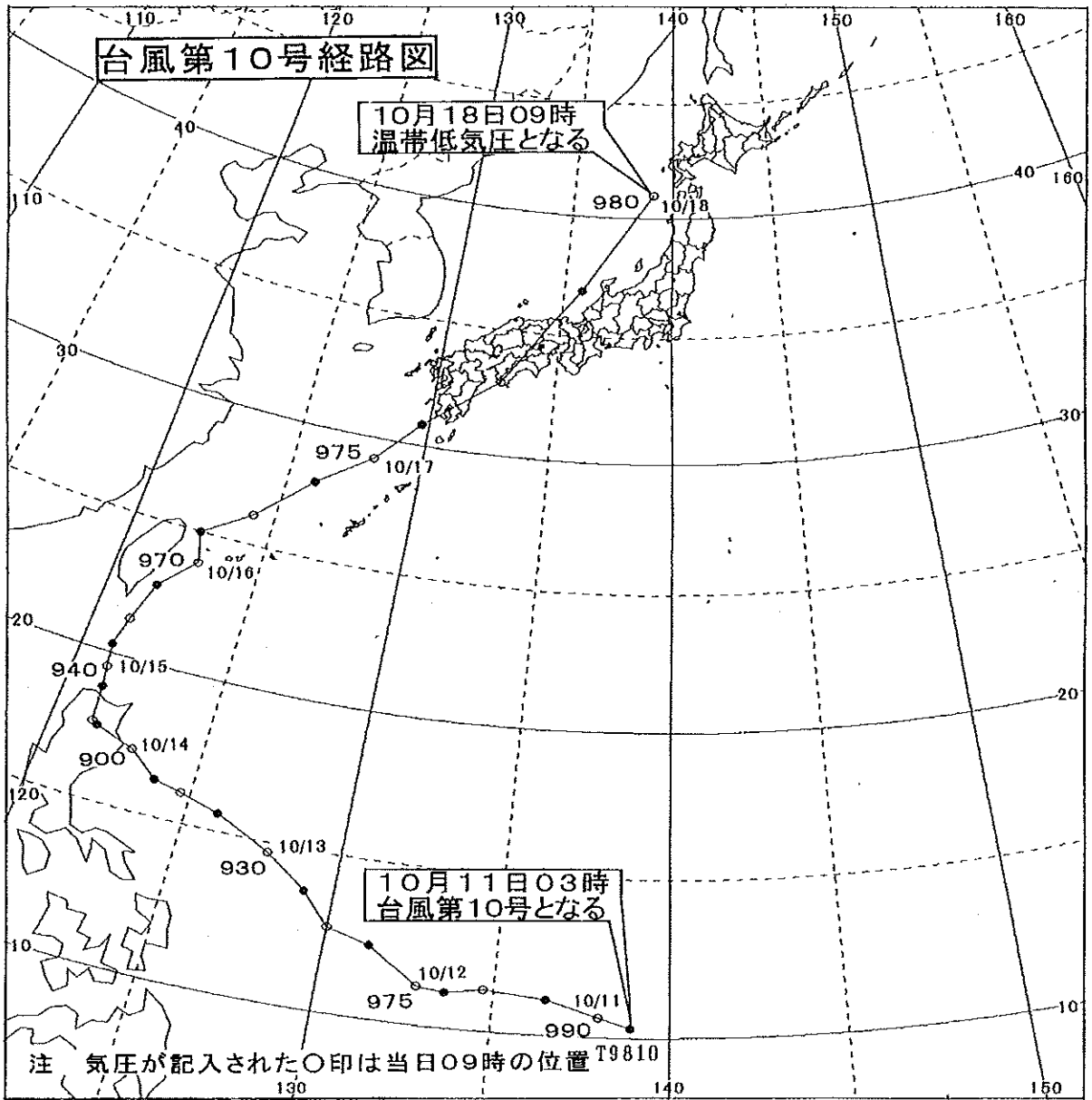
10月17日	14:50	岡山市水防本部設置（於4階会議室）
	18日	11:15 岡山市救助本部設置
		17:00 岡山市水防本部廃止
11月19日	17:00	岡山市救助本部廃止

3 被害状況

住家全壊	0世帯	道路破損	133箇所
〃 半壊	0世帯	橋りょう破損	5箇所
一部破壊	1世帯	河川破損	39箇所
床上浸水	73世帯	港湾被害	1箇所
床下浸水	126世帯	崖崩れ	39箇所
田畑の冠水	309 ha	水道断水	210 戸
文教施設破損	2箇所	停電	2,500 戸
		被害総額	2,191,806千円



県内総降水量図
平成10年10月14日09時～10月18日24時



◎ 平成12年鳥取県西部地震

(1) 発生年月日 平成12年10月6日13時30分ごろ

(2) 災害の原因 地震

(3) 災害の概況

米子市中心部から南約20km(北緯35度16.5分, 東経133度20.9分), 深さ約11kmを震源とするマグニチュード7.3の地震により, 県内では震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に多くの被害が発生した。最も震度の大きかった鳥取県境港市及び日野町では震度6強, 県内でも新見市, 哲多町, 落合町, 美甘村で震度5強を記録, 岡山市では震度5弱(計測震度4.6)を記録した。この地震により, 市内曾根地区の干拓地において全壊家屋, 半壊家屋が発生した。

(4) 全国被害状況

負傷者 182人, 全壊 430戸, 半壊 3,065戸, 一部破損 17,155戸

(5) 県内被害状況

重傷5人, 軽傷13人, 建物全壊7戸, 建物半壊31戸, 建物一部破損768戸, その他水道被害, 道路破損多し

(6) 市内被害状況

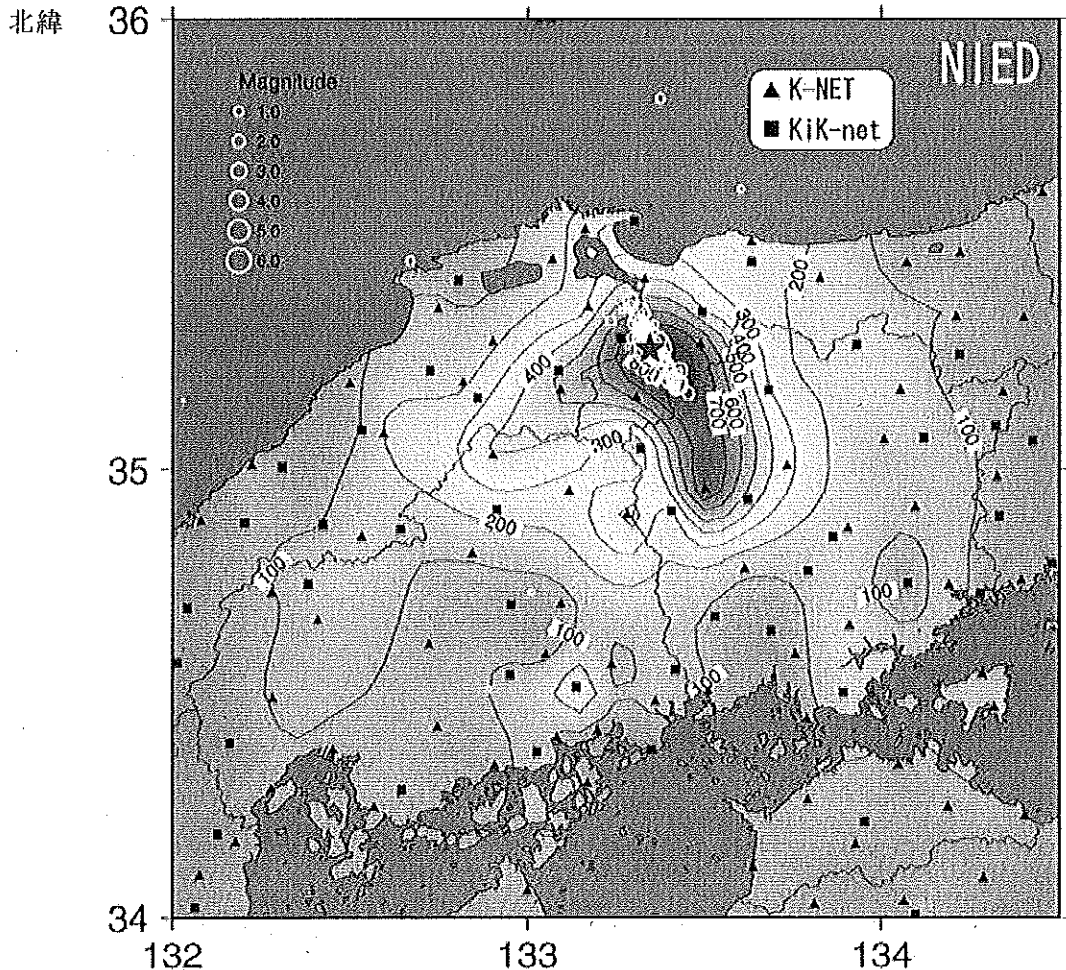
人的被害 軽傷6人

住家被害 建物全壊1戸(曾根), 建物半壊7戸(曾根), 建物一部破損122戸

土木被害 道路破損5箇所, 工業用水1箇所

商工被害 15件(7,279万円)

【震源位置と地表における最大加速度分布(単位:ガル=gal)】



(出典・防災科学技術研究所)

東経

◎ 平成16年 8月30日から31日までの台風第16号による災害に関する経過

1 気象概況

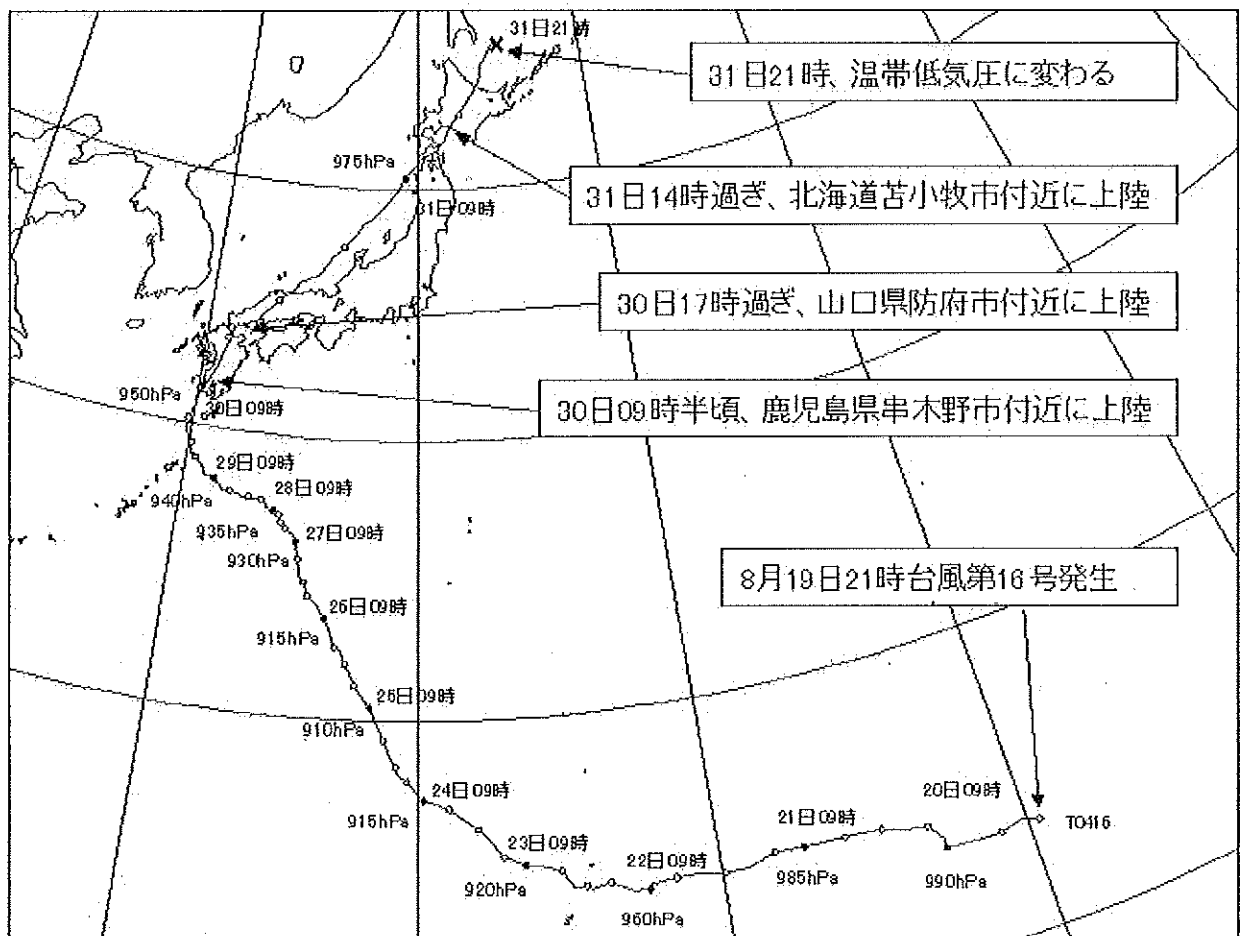
(1) 台風第16号の状況（台風経路図参照）

台風第16号は、8月19日21時にマーシャル諸島付近で発生し、24日09時には沖の鳥島の南東、26日09時に南大東島の東南東約550km、28日09時には南大東島の東北東約310km、29日09時に名瀬市の東約180km（940hPa、最大風速45m）、同日18時に名瀬市の北東約90km（940hPa、最大風速45m）、30日00時に屋久島の南西約110km（945hPa、最大風速45m）、同日09時には鹿児島県枕崎市付近（950hPa、最大風速40m）に進み、同日09時30分頃に鹿児島県串木野市付近に上陸した。

その後、30日12時には熊本県八代市付近（955hPa、最大風速40m）、同日15時には大分県中津市付近（965hPa、最大風速35m）に進み、同日17時すぎに山口県防府市付近に上陸し、同日18時には山口県周南市付近、同日19時には広島市付近（970hPa、最大風速35m）同日21時には鳥取県米子市付近（970hPa、最大風速35m）、31日00時には京都府舞鶴市の北北西約90km（970hPa、最大風速35m）、同日03時には石川県輪島市の西約60km、同日06時には新潟県佐渡市の北西約110kmに進んだ。

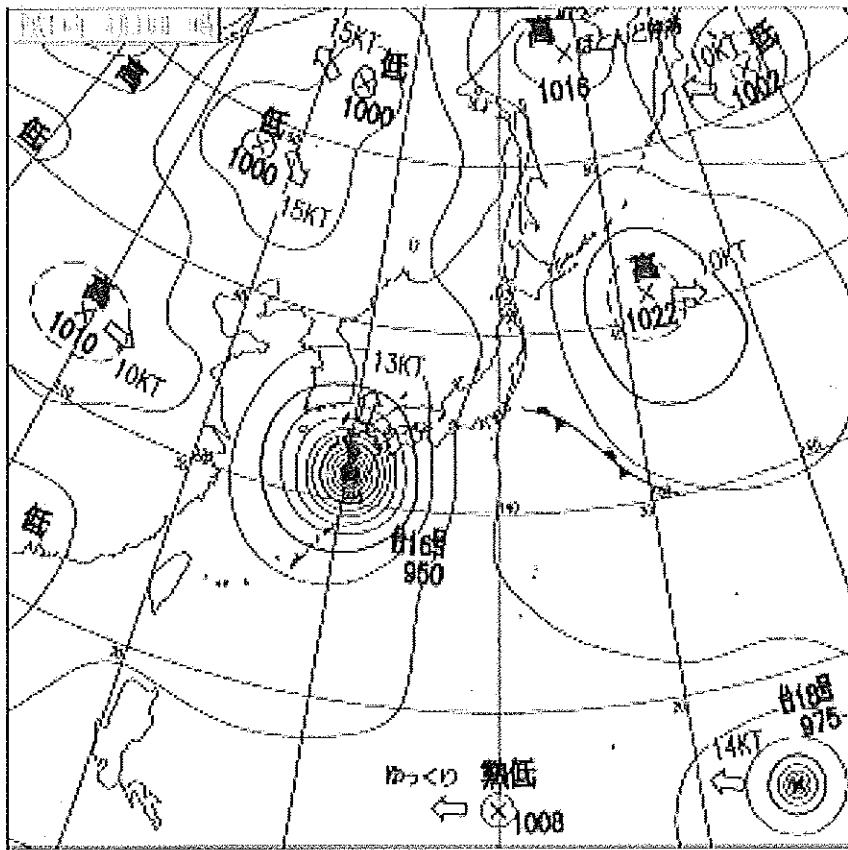
さらに31日09時に青森県深浦の西南西約60kmに進み、同日14時すぎに北海道苫小牧市付近に上陸し、31日21時にオホーツク海で温帯低気圧となった。

台風経路図（出典：気象庁、岡山地方気象台）

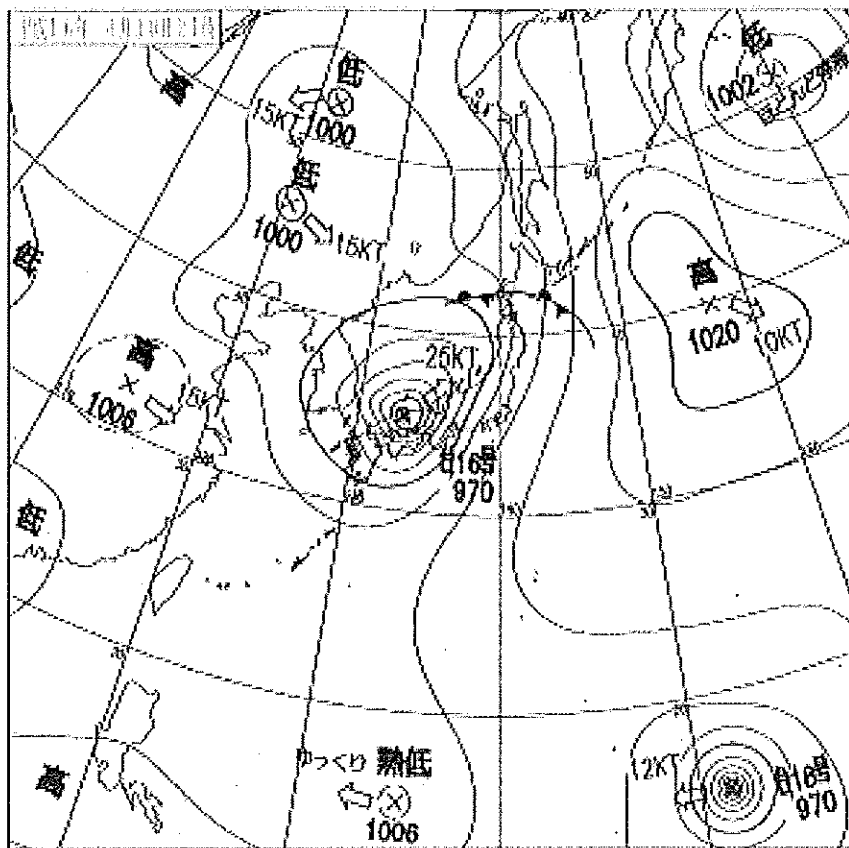


地上天気図 (出典：気象庁，岡山地方気象台)

(平成16年8月30日09時)



(平成16年8月30日21時)



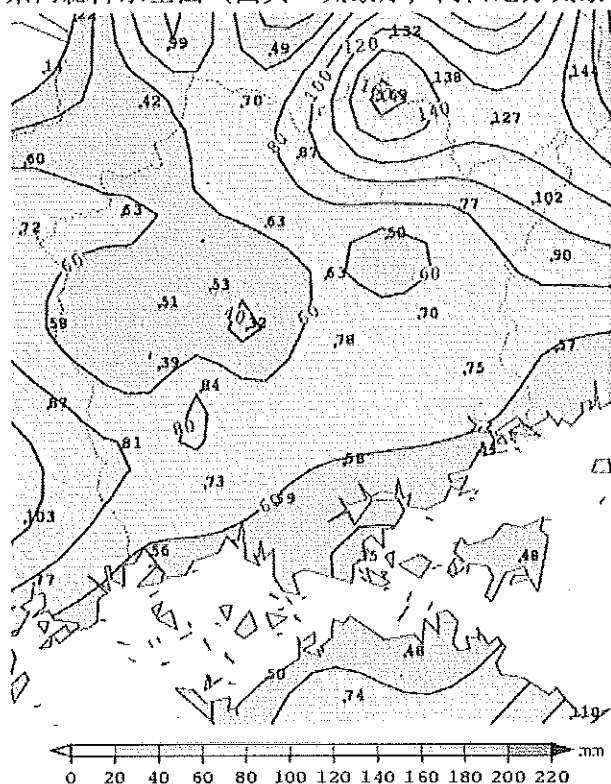
(2) 岡山県における風雨の状況

県内は、強風域には29日宵のうちから31日明け方にかけて、暴風域には30日夕方から31日午前03時頃まで入り、県内各地のアメダス観測所では最大風速10m/sを超え、南部を中心に15m/s前後も強い風を観測した。

岡山では最大風速南西の風21.1m/s（31日00時20分：8月の極値更新）、最大瞬間風速南西の風38.5m/s（30日23時51分：8月の極値更新）、津山では最大風速東南東の風14.7m/s（30日19時40分）、最大瞬間風速東南東の風34.4m/s（30日19時42分）を観測した。

また、30日の県内各地の日雨量は50～80mmであった。

県内総降水量図（出典：気象庁，岡山地方气象台）



(3) 高潮の状況

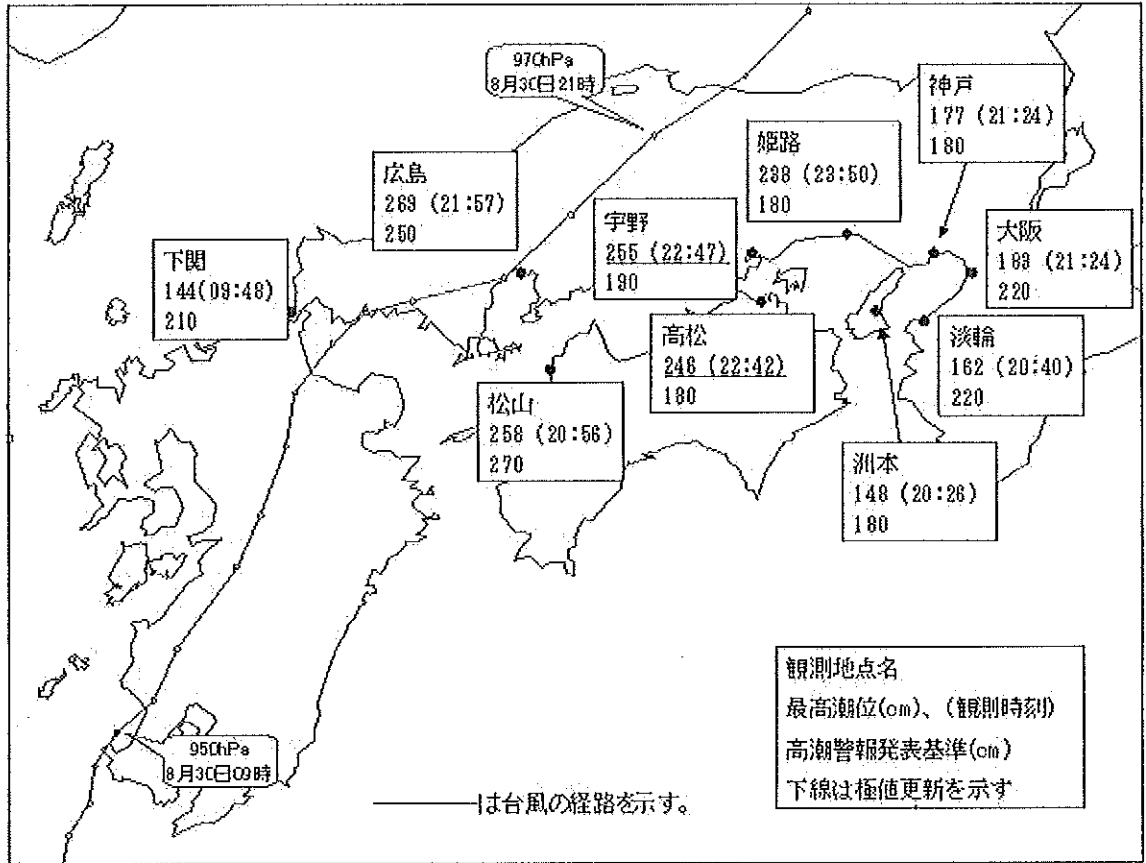
29日から31日にかけては全国的に最大潮位偏差50cm以上を観測し、なかでも瀬戸内海沿岸を中心に1mを超す大きな高潮が発生した。

瀬戸内に台風第16号が接近通過したこの時期は、年間で最も潮位の高い大潮の時期であり、30日夜の満潮時刻も重なり、夏から秋にかけての異常潮位、台風の気圧降下（岡山で最低気圧978.1hPa）による吸い上げ効果、強風による吹き寄せ効果等の諸条件が重なったことにより極めて高い潮位となったが、とくに九州と中国地方を順に縦断する進路をとったため台風による南から南西の暴風に吹き寄せられて豊後水道から瀬戸内海へ大量の海水が送り込まれる大きな吹き寄せ効果が加わったために生じた。

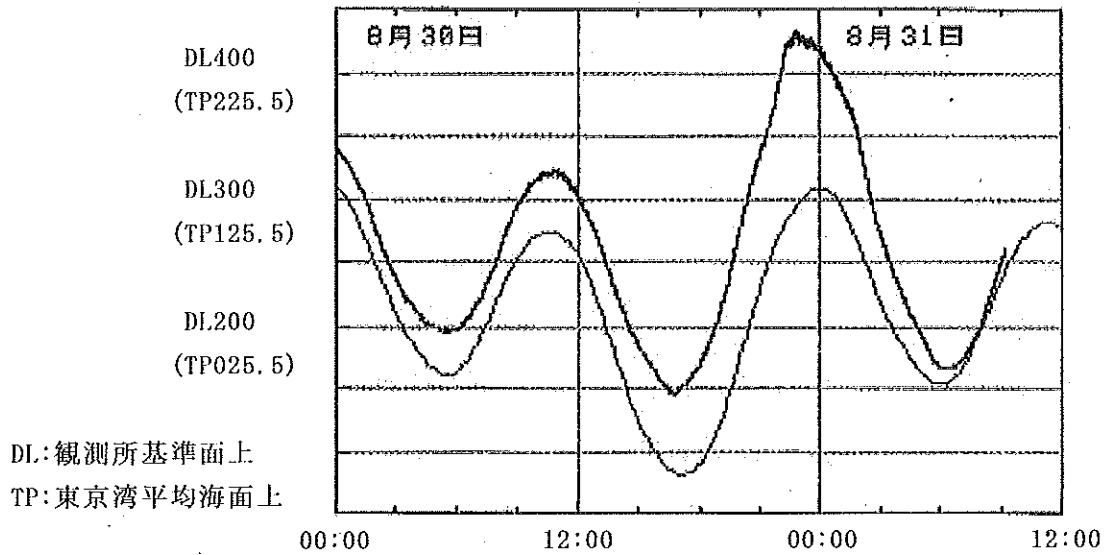
岡山地方气象台の玉野市宇野検潮所では先の台風第10号（7月31日23時44分）で観測した東京湾平均海面上200cmを大幅に更新する255cm及び最大偏差プラス137cm（30日22時16分）を観測（岡山地方气象台統計期間1951年からの最高潮位の極値更新）し、沿岸部では高潮被害が発生した。

なお、児島湖締切堤防において観測した児島湾の最高潮位は東京湾平均海面上271.7cmであった。

8月30日の瀬戸内海沿岸各地の最高潮位（出典：気象庁，岡山地方気象台）



宇野の実測潮位の状況（上の線が実測潮位，下の線が天文潮位）



2 気象警報の発表及び市の体制

- | | | |
|-------|-------|--------------------------|
| 8月28日 | 10:30 | 強風，波浪注意報 |
| | 15:50 | 強風，波浪，高潮注意報 |
| | 23:50 | 強風，波浪注意報 |
| 29日 | 16:20 | 強風，波浪，高潮注意報 |
| 30日 | 05:35 | 暴風，波浪警報，高潮注意報 |
| | 06:00 | 岡山市水防本部設置（1号配備，於3階第3会議室） |

	07:35	暴風, 波浪警報, 大雨, 洪水, 高潮注意報
	13:52	暴風, 波浪, 高潮警報, 大雨, 洪水注意報
	16:25	水防警報用紙 (三幡九幡海岸, 高島, 第1号待機)
	18:58	水防警報用紙 (三幡九幡海岸, 高島, 第2号準備)
	20:37	水防警報用紙 (三幡九幡海岸, 高島, 第3号出動)
	21:51	大雨, 洪水, 暴風, 波浪, 高潮警報
	22:45	避難勧告 (久々井)
	23:05	避難勧告 (水門町)
	23:15	避難勧告 (小串港周辺)
	23:40	暴風, 波浪, 高潮警報, 大雨, 洪水注意報
	23:57	宇野港満潮
31日	02:30	水防警報用紙 (三幡九幡海岸, 高島, 第4号解除)
	02:55	すべての警報解除, 強風, 波浪注意報
	07:00	岡山市救助本部設置 (於 福祉援護課)
	08:30	岡山市水防本部解散
	10:32	すべての注意報解除
12月22日	17:00	岡山市救助本部解散

3 被害状況

負傷者	3人	道路被害	7箇所
住家一部破壊	31世帯	河川被害	2箇所
床上浸水	380世帯	港湾被害	4箇所
床下浸水	1,083世帯	停電	34,975戸
田畑の冠水	40ha	電話不通	167,236回線

◎ 平成16年 9月 7日の台風第18号による災害に関する経過

1 気象概況

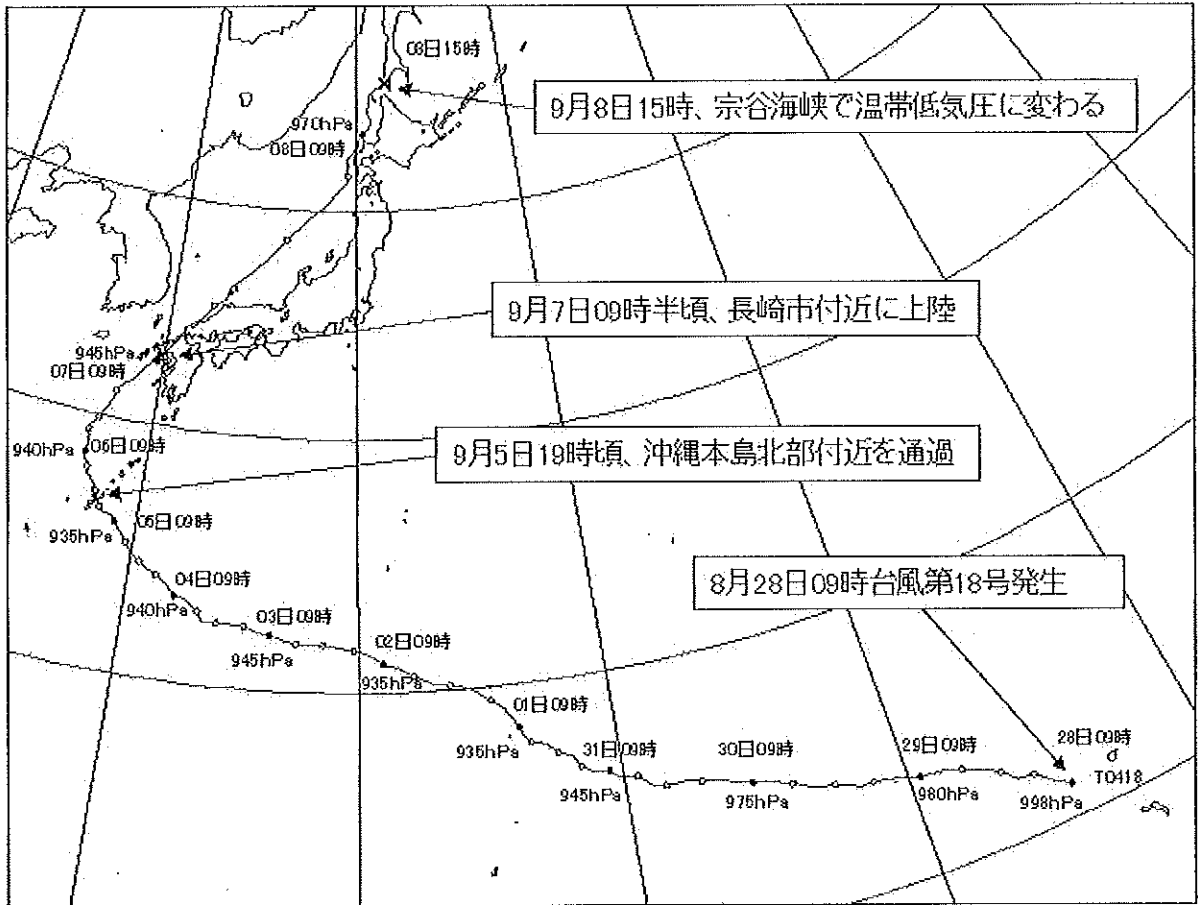
(1) 台風第18号の状況 (台風経路図参照)

台風第16号が大きな爪痕を残して日本列島を通過した時点で、すでに日本の南海上には台風第18号があり、同じような進路をとることが危惧されていたが、そのとおりの進路をとることとなった。

この台風そのものによる被害は大きくないが、先の台風第16号の被災地に追い打ちをかける結果をもたらしたため、とくに掲載する。

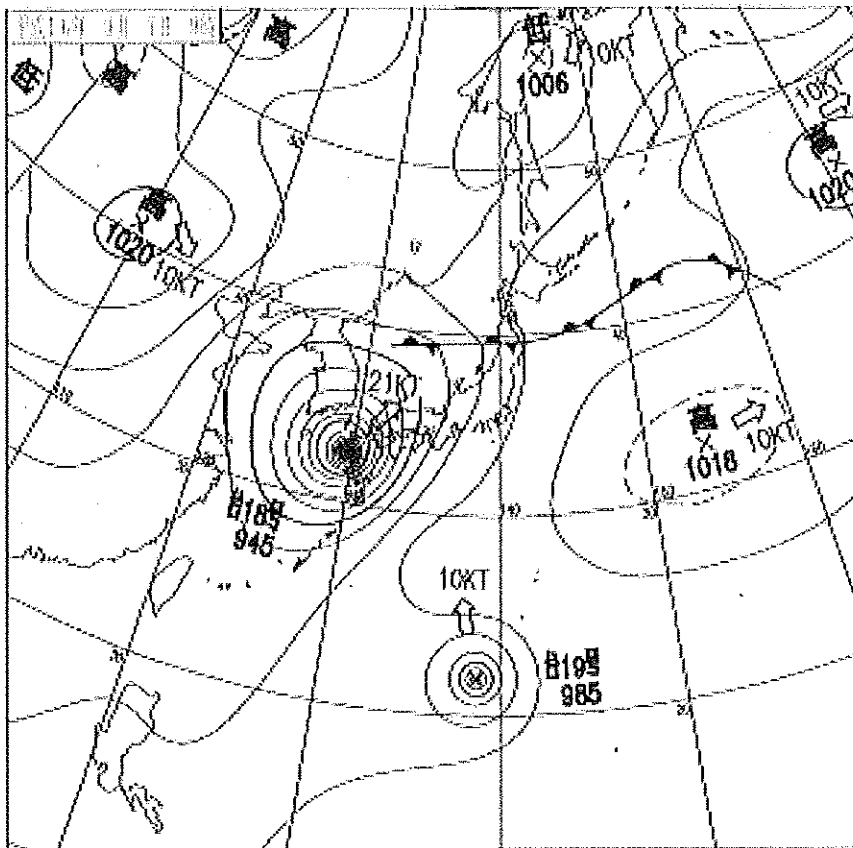
台風第18号は、8月28日09時にマーシャル諸島付近で発生し、31日09時にサイパン島の東北東、9月1日09時にサイパン島の北、2日09時に沖の鳥島の東、3日09時に沖の鳥島の北、4日09時に南大東島の南、5日09時に那覇市の東南東、6日09時に徳之島の西北西、7日09時に長崎市の西約30km (945hPa, 最大風速40m, 速度40km) に進み、同日09時半頃長崎市付近に上陸し、同日12時に北九州付近 (945hPa, 最大風速40m, 速度50km) , 同日15時に浜田市の北約60km (950hPa, 最大風速40m, 速度65km) , 同日18時に西郷の北北東約80km (955hPa, 最大風速40m, 速度70km) , 同日21時に輪島市の北北西、8日09時に小樽市の北西約70kmに進み、8日15時に宗谷海峡で温帯低気圧となった。

台風経路図 (出典：気象庁，岡山地方气象台)

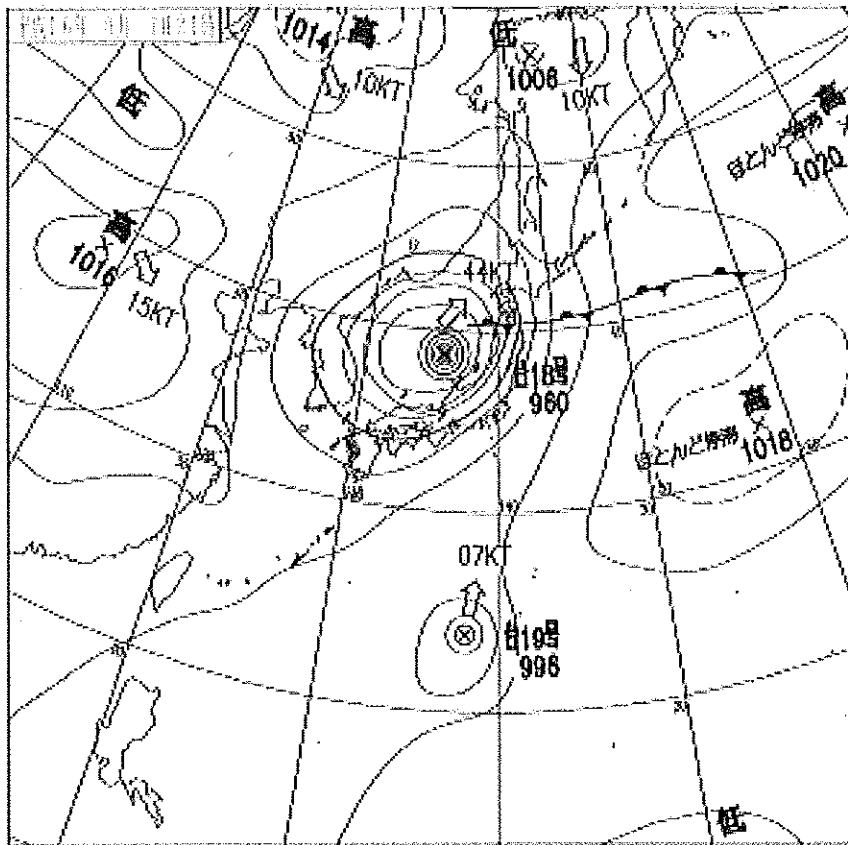


地上天気図 (出典：気象庁，岡山地方气象台)

(平成16年 9月07日09時)



(平成16年 9月07日21時)



(2) 岡山県における風雨及び高潮の状況

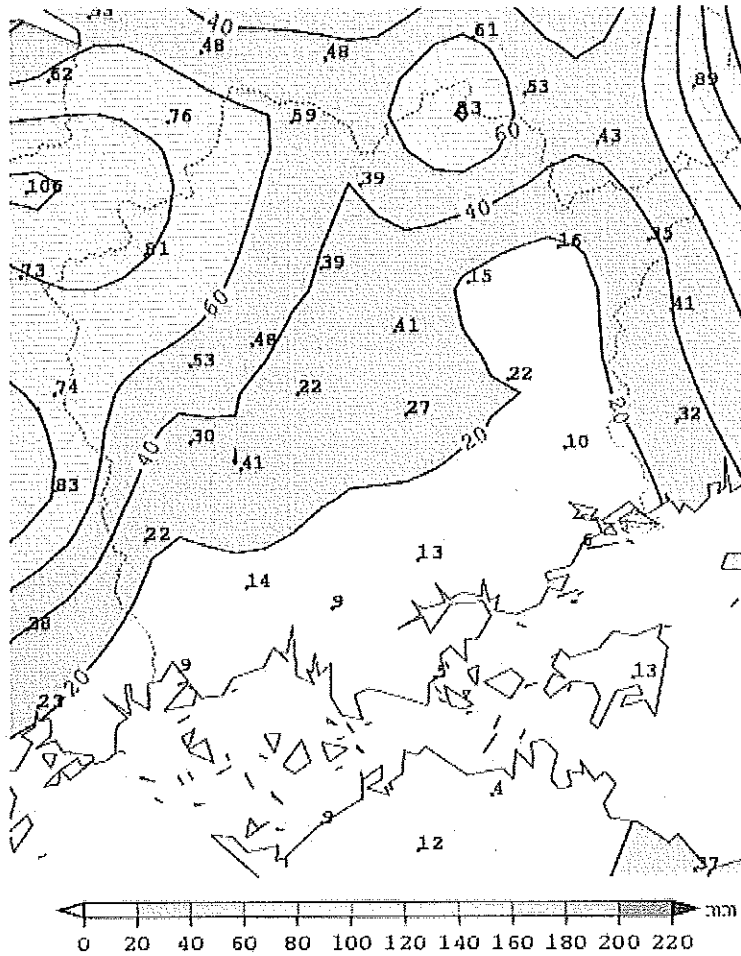
県内は、台風の接近に伴い強風域には9月7日明け方から夜遅くにかけて入り、暴風域には7日昼前から宵のうちにかけて入り、県内のアメダス観測所では南東のち南西の風が10m/s前後、強いところでは15m/sを超えるところ(笠岡16m/s)があるなど強い風を観測した。

岡山では最大風速南西の風17.9m/s(7日17時20分)、最大瞬間風速南西の風33.8m/s(7日17時28分)を観測し、最大瞬間風速は9月の極値である平成11年台風第18号に伴い平成11年9月24日に観測された最大瞬間風速と同じ観測値を記録、津山では最大風速東南東の風16.6m/s(7日18時20分)、最大瞬間風速東南東の風37.8m/s(7日14時06分)を観測し、最大瞬間風速は9月として第4位を記録した。

また、台風第18号による気圧低下による吸い上げ効果と強風による吹き寄せ効果により高い潮位が発生し、岡山地方気象台玉野市宇野検潮所では7日17時39分に東京湾平均海面上205cmという先の台風第16号に続く潮位を記録した。

県内各地の雨は、7日昼過ぎから夕方にかけて断続的に強まり、県北部の多い所で50~70mm、1時間に20~30mmの強い雨の降ったところがあった。

県内総降水量図 (出典：岡山地方気象台)



2 気象警報の発表及び市の体制

9月 6日	16:15	強風, 波浪注意報
9月 7日	05:50	暴風, 波浪警報, 大雨, 洪水注意報
	06:15	岡山市水防本部設置 (1号配備: 於3階第3会議室)
	08:30	岡山市水防本部設置 (配備強化2号配備)
	08:33	暴風, 波浪警報, 大雨, 洪水, 高潮注意報
	11:00	暴風, 波浪, 高潮警報, 大雨, 洪水注意報
	11:45	避難勧告 (久々井)
	12:00	岡山県, 暴風域
	12:45	避難勧告 (犬島)
	12:50	避難勧告 (宝伝)
	13:30	避難勧告 (郡の一部, 小串の一部, 江並の一部, 沖元の一部)
	14:20	避難勧告 (築港栄町の一部)
	14:50	避難勧告 (水門町)
	14:55	避難勧告 (正義の一部)
	15:00	避難勧告 (東幸西の一部)
	15:20	避難勧告 (西幸西の一部)
	15:24	水防警報用紙 (三幡九幡海岸, 高島, 第1号待機)
	16:20	水防警報用紙 (三幡九幡海岸, 高島, 第2号準備)

	17:40	水防警報用紙（三幡九幡海岸，高島，第3号出動）
	17:54	宇野港満潮
	18:27	暴風，波浪，高潮警報，他の注意報解除
	19:24	すべての警報解除，強風，波浪，高潮注意報
	19:50	水防警報用紙（三幡九幡海岸，高島，第4号解除）
	20:00	岡山市水防本部（規模縮小1号配備）
	21:30	岡山市水防本部解散
9月8日	04:53	すべての注意報解除

3 被害状況

住家一部破壊	2世帯	停電	6,733戸
床上浸水	7世帯	電話不通	65,640回線
床下浸水	113世帯		

◎ 平成16年9月29日から30日までの台風第21号による災害に関する経過

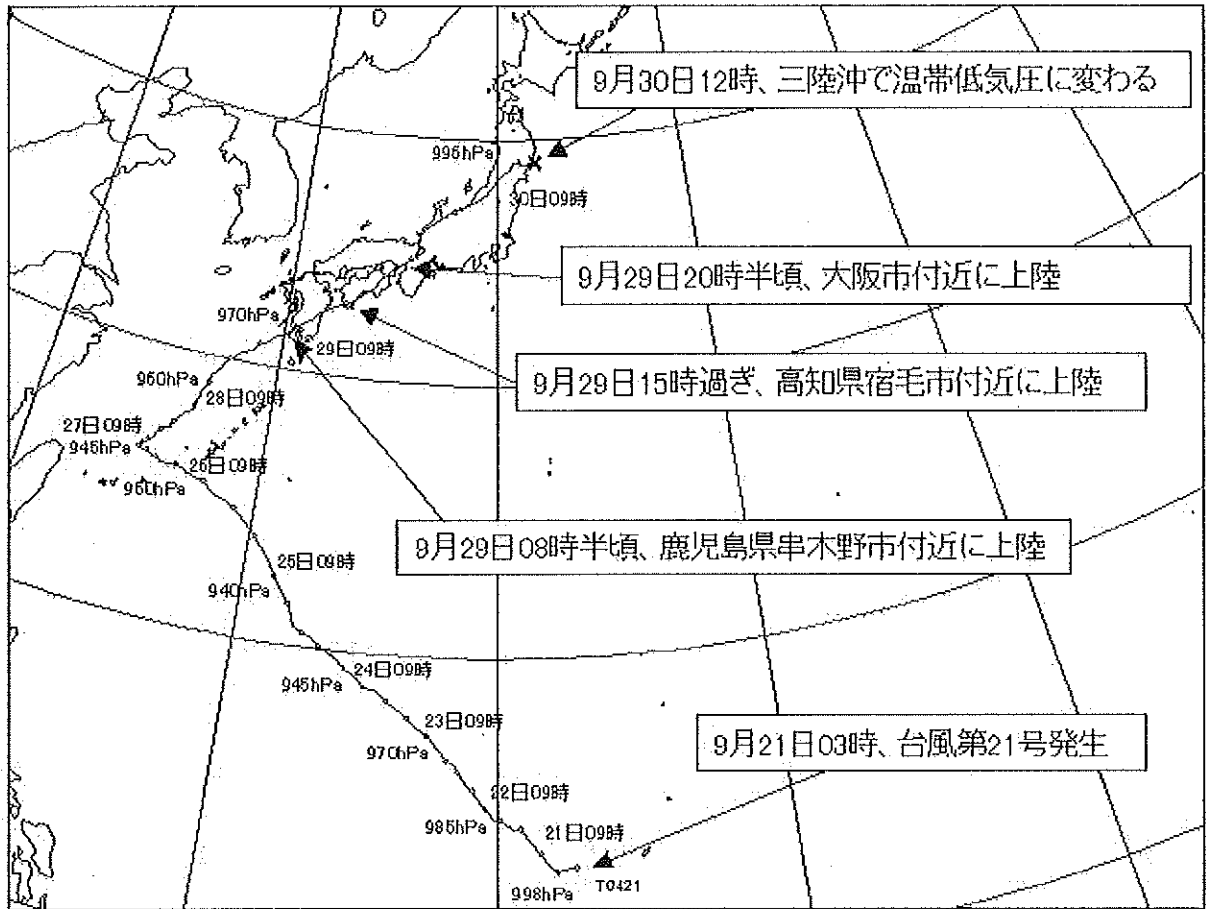
1 気象概況

(1) 台風第21号の状況（台風経路図参照）

台風第21号は，9月21日03時グアム島の西南西で発生し，24日09時にはフィリピンの東，26日09時に久米島の南南西，27日09時に久米島の西，28日09時に沖永良部島の西北西，29日06時に鹿児島県枕崎市の西約60km（965hPa，最大風速35m，速度30km）に進み，同日08時半頃に鹿児島県串木野市付近に上陸し，同日09時に鹿児島市付近（970hPa，最大風速30m，速度30km），同日12時に宮崎県日向市付近（975hPa，最大風速30m，速度35km），同日15時過ぎに高知県宿毛市付近（980hPa，最大風速30m，速度35km）に上陸した。

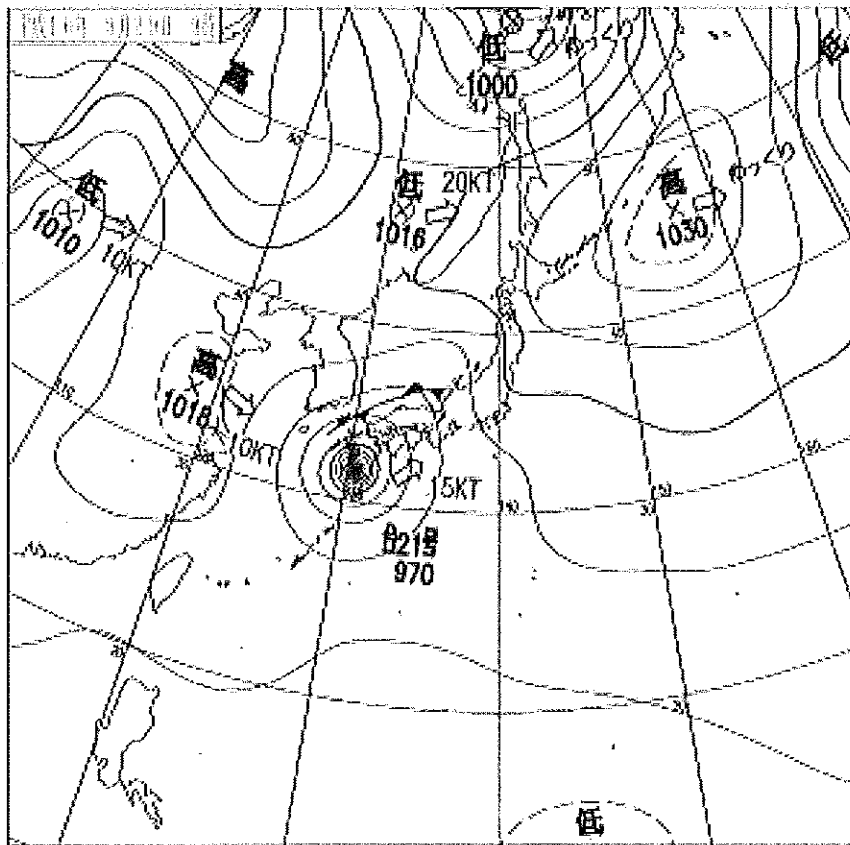
同日18時に高知県安芸市付近（985hPa，最大風速30m，速度40km），同日20時半頃に大阪市付近に上陸し，30日00時に福井市付近，同日03時に新潟県糸魚川市，同日09時に岩手県一関市に進み，同日12時に三陸沖で温帯低気圧となった。

台風経路図 (出典：気象庁，岡山地方気象台)

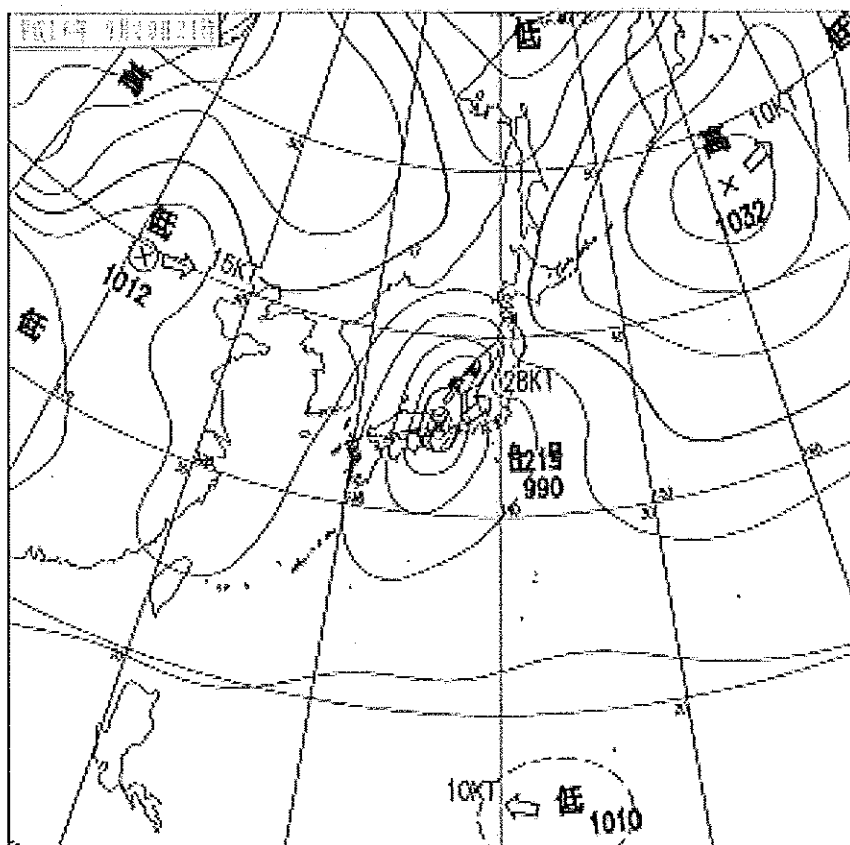


地上天気図 (出典：気象庁，岡山地方気象台)

(平成16年 9月29日09時)



(平成16年 9月29日21時)



(2) 岡山県における風雨の状況

県内は、台風の接近に伴い強風域には9月29日昼過ぎから30日明け方にかけて入り、暴風域には入らなかったものの県内のアメダス観測所では東よりの風のち西よりの風が6m/s～10m/s、強いところで20m/sを超えるところ(奈義22m/s)があるなど強い風を観測した。

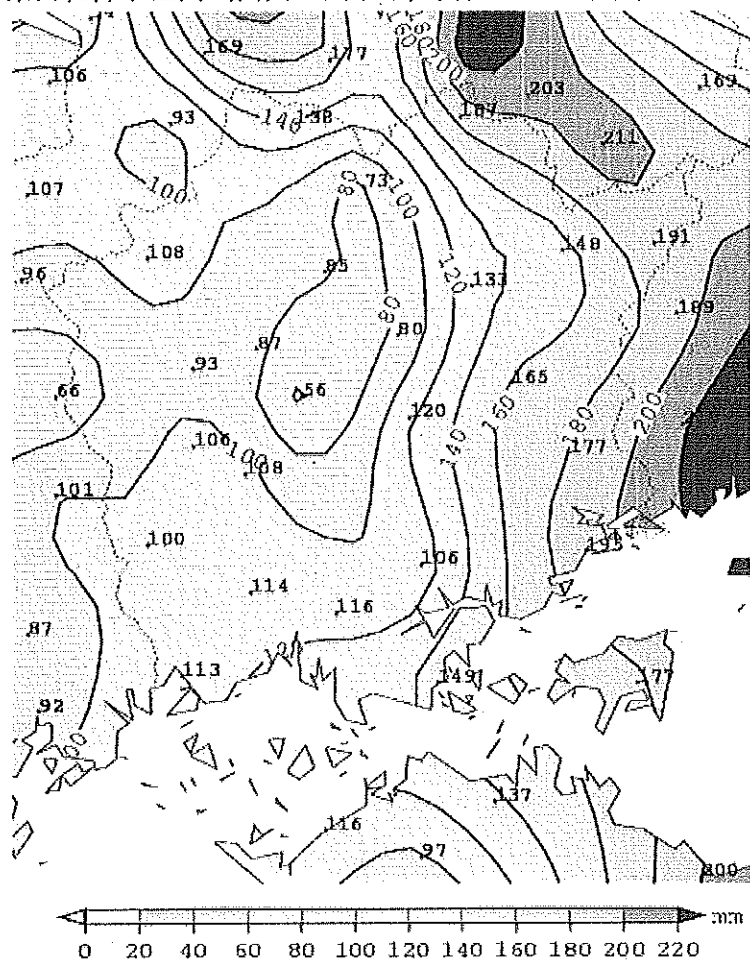
岡山では最大風速北の風16.3m/s(29日17時20分)、最大瞬間風速北の風33.0m/s(29日17時59分)を観測、県内の他の地域での最大風速は10m/s以下のところが多く、また津山でも最大風速北の風6.4m/s(29日21時00分)、最大瞬間風速北西の風19.0m/s(29日18時56分)であったが、奈義町では最大風速北の風22.0m/s(29日19時20分)の広戸風が発生した。

また、県内各地の雨は、9月28日昼頃から降り始め、台風第21号の接近通過に伴い29日昼頃から宵のうちにかけて断続的に強まり、県南部と県北東部の多いところで120～190mm、1時間に50mmを超える非常に強い雨の降ったところ(古町48mm、津山52.5mm、周匝43mm、和気52mm、虫明44mm、玉野48mm)があった。

なお、岡山地方気象台(岡山市桑田町)における1時間では29日18時の26mm、また、18時には海面気圧で997.5hPaを観測した。

一方、市の設置する雨量計では本庁では降り始めの28日16時27分から29日21時15分までの91.5mm、最大1時間降水量は29日17時06分からの1時間で24.5mmであったが、児島支所では28日16時08分から29日21時16分までの145.5mm、最大1時間降水量は29日17時01分からの1時間で54.4mm、西大寺支所では28日18時34分から29日21時22分までの172.5mm、最大1時間降水量は29日17時09分からの1時間で56.5mm、上道支所では28日18時23分から29日21時55分までの183.5mm、最大1時間降水量は29日17時03分からの1時間で66.5mmを計測している。

県内総降水量図（出典：気象庁，岡山地方气象台）



2 気象警報の発表及び市の体制

9月29日	04:53	大雨，雷，強風，波浪，洪水，高潮注意報
29日	14:01	大雨，洪水警報，雷，強風，波浪，高潮注意報
29日	14:05	岡山市水防本部設置（2号配備：於3階第3会議室）
29日	18:20	水防警報用紙（砂川，上道，第1号待機）
29日	18:37	避難勧告（西宝伝）
29日	18:38	避難指示（飽浦の一部）
29日	19:00	岡山市災害対策本部設置（3号配備）
29日	19:01	大雨，洪水警報，雷，強風，波浪，高潮注意報（重要変更）
29日	19:20	水防警報用紙（砂川，上道，第2号準備）
29日	19:40	水防警報用紙（砂川，上道，第3号出動）
29日	19:55	吉井川洪水予報第1号（吉井川洪水注意報）
29日	20:00	水防警報用紙（笹ヶ瀬川，藤田，第1号待機）
29日	20:00	避難勧告（甲浦の一部）
29日	22:30	水防警報用紙（三幡九幡海岸，高島，第1号待機）
29日	23:25	吉井川洪水予報第2号（吉井川洪水警報）
29日	23:51	洪水警報，大雨，強風，波浪注意報
30日	00:00	水防警報用紙（三幡九幡海岸，高島，第2号解除）
30日	02:30	水防警報用紙（笹ヶ瀬川，藤田，第2号解除）

30日	03:05	吉井川洪水予報第3号（吉井川洪水注意報切替）
30日	03:10	洪水注意報，すべての警報他の注意報解除（配備体制の縮小）
30日	03:30	水防警報用紙（砂川，上道，第4号解除）
30日	03:45	吉井川洪水予報第4号（吉井川洪水注意報解除）
30日	17:00	岡山市災害対策本部解散

3 被害状況

負傷者	1人	河川破損	19箇所
住家一部破壊	4世帯	港 湾	1箇所
床上浸水	12世帯	停 電	7,690箇所
床下浸水	144世帯	電話不通	160戸
道路破損	105箇所	避難者数	22人
田畑の冠水	114ha		

◎ 平成16年10月20日から21日までの台風第23号による災害に関する経過

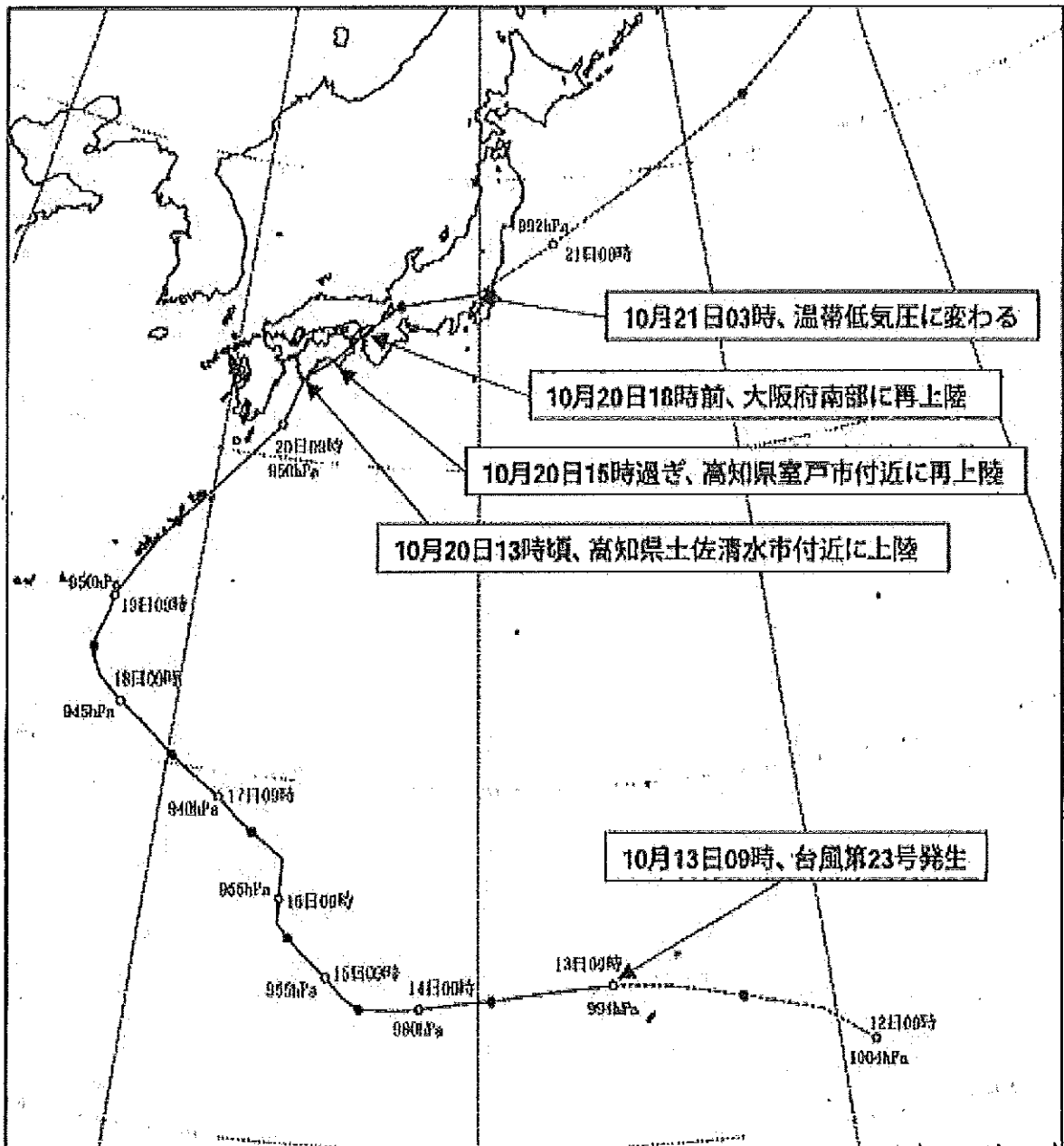
1 気象概況

(1) 台風第23号の状況（台風経路図参照）

台風第23号は、10月13日09時にマリアナ諸島で発生し、16日09時にはフィリピンの東、18日09時に宮古島の南東、19日09時に那覇市の南南西約170km（950hPa，最大風速40m，速度15km），同日15時に那覇市付近（950hPa，最大風速40m，速度30km），20日00時に奄美大島付近（950hPa，最大風速40m，速度35km），同日09時に宮崎県都井岬の東南東約70km（950hPa，最大風速40m，速度45km），同日12時に高知県足摺岬の南西約40km（950hPa，最大風速40m，速度45km），に進み、同日13時頃に高知県土佐清水市付近（955hPa，最大風速40m，速度50km）に上陸した。

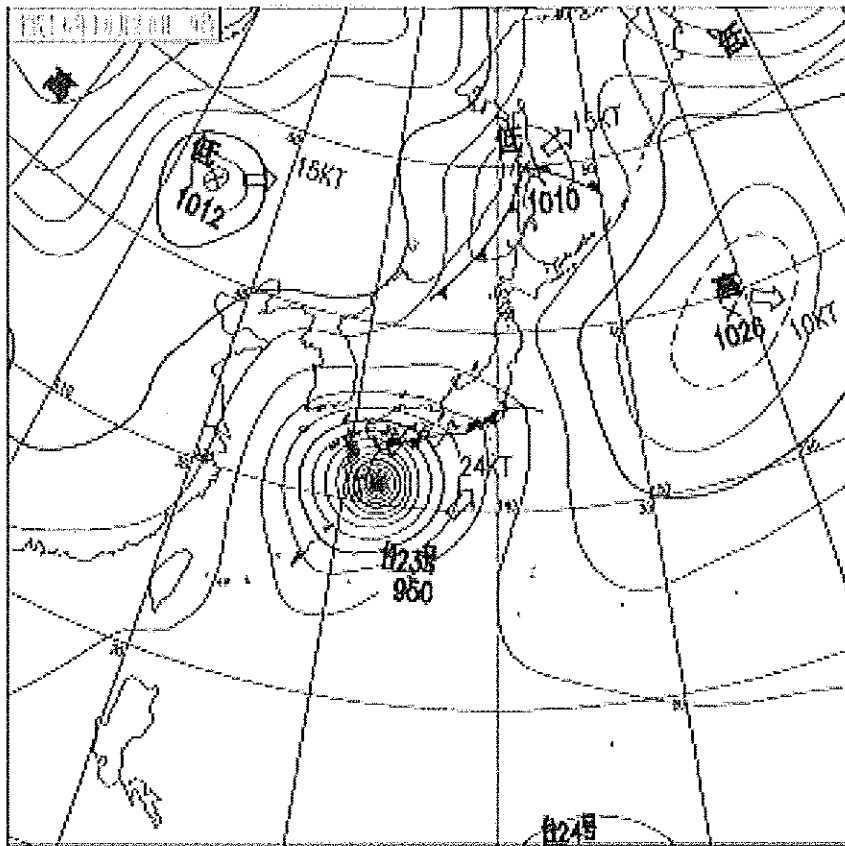
その後、20日15時に高知県安芸市付近（955hPa，最大風速40m，速度50km），同日18時前に大阪府泉佐野市付近（970hPa，最大風速35m，速度55km）に上陸し、同日21時に岐阜市付近（980hPa，最大風速30m，速度70km）に進み、同日23時に甲府市の西（980hPa，最大風速25m，速度55km），21日02時に八王子市付近（985hPa，最大風速25m，速度40km）から当日09時に関東の東海上で温帯低気圧となった。

台風経路図（出典：気象庁，岡山地方气象台）

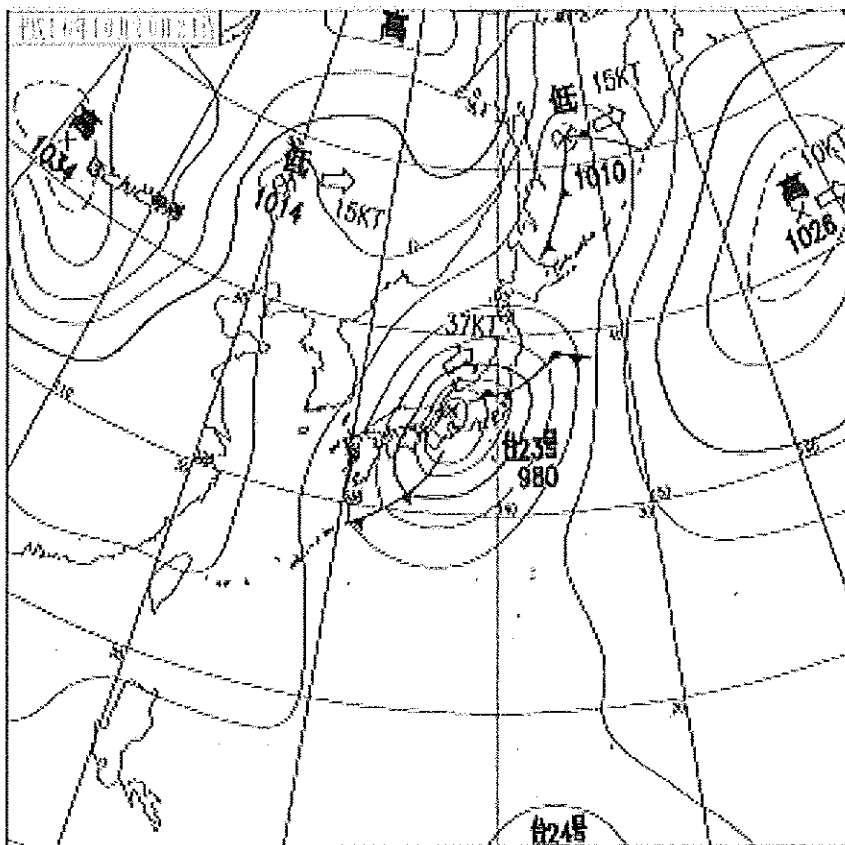


地上天気図 (出典：気象庁，岡山地方気象台)

(平成16年10月20日09時)



(平成16年10月20日09時)



(2) 岡山県における風雨の状況

県内は、台風第23号が四国に上陸し近畿地方を通過したため、強風域には10月20日午前0時頃から21日明け方にかけて入り、暴風域には20日昼過ぎから宵のうちにかけて入り、県内のアメダス観測所では北よりの風が10m/s前後、強いところで30m/sを超えるところ（奈義34m/s）があるなど非常に強い風を観測した。

岡山では最大風速北の風21.2m/s（20日17時10分）、最大瞬間風速北東の風41.4m/s（20日17時07分）とともに観測史上歴代1位を記録、また津山でも最大風速は北北西の風18.2m/s（20日17時20分）の歴代4位、最大瞬間風速北の風50.4m/s（20日17時13分）の歴代1位を記録、奈義町でも最大風速北の風34.0m/s（20日17時00分）の歴代1位を記録し広戸風が発生した。

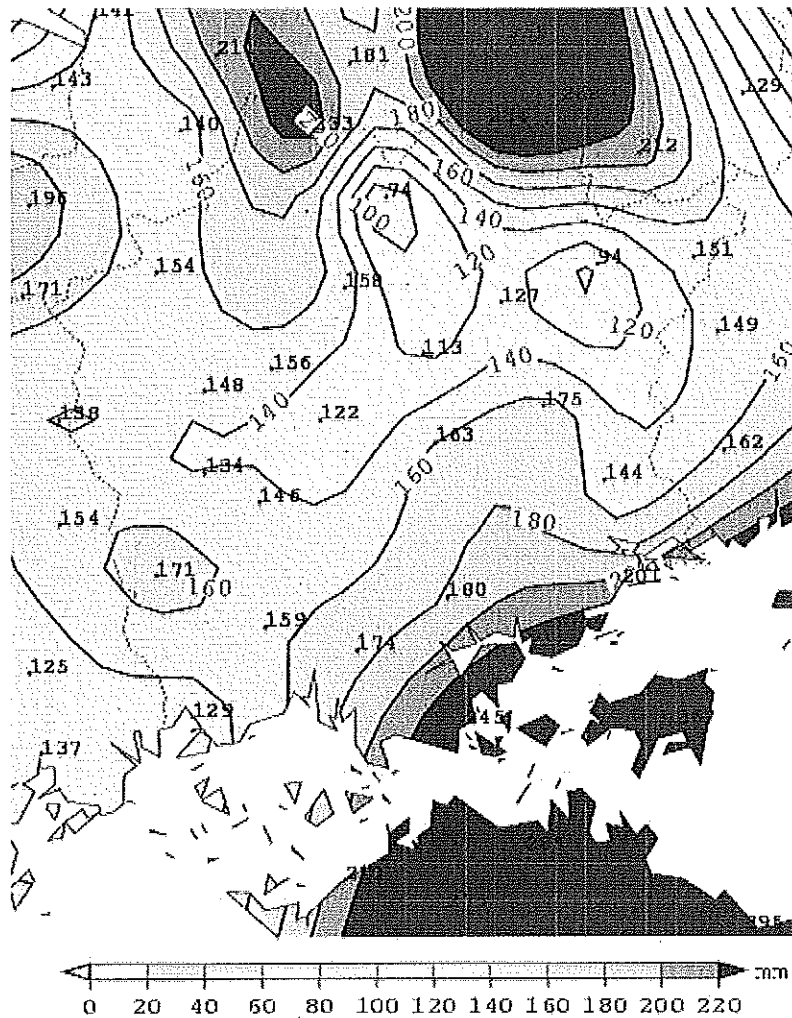
また、県内各地の雨は、前線の影響で10月18日宵のうちから弱い雨が降り始め、20日には台風第23号が四国に上陸し近畿地方を通過したため断続的に強まり、日雨量が19日には40～80mm、20日には80～200mmの雨となった。

18日から20日までの雨量は、県南部沿岸と県北部山沿いの多いところで200～250mm（上長田233mm、恩原254mm、虫明201mm、玉野245mm）、20日には1時間に20mmを超える強い雨の降ったところ（上長田24mm、恩原24mm、玉野28mm（日最大1時間降水量の1位更新））があった。

なお、岡山地方気象台（岡山市桑田町）における10月19日の日降水量は62.5mm、翌20日の日降水量は117.0mm、1時間では20日14時の15.5mm、また、18時には海面気圧で979.9hPaを観測した。

一方、市の設置する雨量計では本庁では20日の日降水量は80.0mm、最大1時間降水量は20日07時22分からの1時間で10.0mmであったが、児島支所では139.0mm、最大1時間降水量は20日14時09分からの1時間で21.0mm、津高支所では121.5mm、最大1時間降水量は20日14時14分からの1時間で19.5mm、一宮支所では118.0mm、最大1時間降水量は20日16時19分からの1時間で17.0mmを計測している。

県内総降水量図（出典：気象庁，岡山地方气象台）



2 気象警報，水防警報等の発表及び市の体制

10月19日	16:41	大雨，強風，波浪，洪水注意報
20日	06:11	大雨，洪水，暴風，波浪警報，高潮注意報
20日	06:30	岡山市水防本部設置（2号配備：於3階第3会議室）
20日	13:00	大雨，洪水，暴風，波浪警報，高潮注意報（更新）
20日	13:20	水防警報用紙（砂川，上道，第1号待機）
20日	13:40	水防警報用紙（笹ヶ瀬川，笹ヶ瀬，第1号待機）
20日	13:46	避難勧告（北浦の一部）
20日	14:00	岡山市災害対策本部設置（第3号配備）
20日	14:00	水防警報用紙（砂川，上道，第2号準備）
20日	14:00	旭川ダム放流350m ³ /s
20日	14:00	避難指示（郡南平台）
20日	14:15	避難指示切替（北浦の一部）
20日	14:20	水防警報用紙（砂川，上道，第3号出動）
20日	14:45	水防警報用紙（笹ヶ瀬川，笹ヶ瀬，第2号準備）
20日	15:10	水防警報用紙（笹ヶ瀬川，笹ヶ瀬，第3号出動）
20日	15:11	大雨，洪水，暴風，波浪警報（重要変更）

20日	15:30	水防警報用紙（足守川，庭瀬，第1号待機）
20日	15:40	水防警報用紙（足守川，庭瀬，第2号準備）
20日	16:45	水防警報用紙（足守川，庭瀬，第3号出動）
20日	17:00	旭川ダム放流1，000m ³ /s
20日	17:10	大雨，洪水，暴風，波浪警報（重要変更）
20日	19:00	旭川ダム放流1，130m ³ /s
20日	19:15	旭川ダム放流1，302.85m ³ /s
20日	20:30	旭川洪水予報（第1号，注意報）
20日	20:36	大雨警報，強風，波浪，洪水注意報
20日	23:45	すべての警報解除（大雨，強風，洪水，波浪注意報）
20日	23:55	旭川洪水予報（第2号，注意報解除）
21日	00:10	水防警報用紙（砂川，上道，第4号解除）
21日	00:10	水防警報用紙（足守川，庭瀬，第4号解除）
21日	00:10	水防警報用紙（笹ヶ瀬川，笹ヶ瀬，第4号解除）
21日	03:32	強風，波浪注意報
21日	07:33	すべての注意報解除
21日	08:30	配備体制の縮小
21日	13:00	岡山市災害対策本部解散

3 被害状況

負傷者	5人	道路破損	106箇所
住家半壊	1世帯	河川破損	28箇所
床上浸水	1世帯	田畑の冠水	76ha
床下浸水	8世帯	避難者数	413人

IV 大雨発生状況及び地震履歴

1 大雨発生状況

発 生 年 月 日	総 雨 量 (mm)	備 考
昭和 20年 9月16日～ 9月19日	68.5	枕崎台風
昭和 20年10月 8日～10月12日	233.4	阿久根台風
昭和 25年 9月12日～ 9月14日	520.0	キジア台風
昭和 26年 6月23日	81.7	ダイナ台風
昭和 26年10月13日～10月14日	58.7	ルース台風
昭和 27年 7月 2日～ 7月 3日	112.2	
昭和 27年 7月 9日～ 7月11日	112.4	
昭和 28年 9月23日～ 9月25日	104.9	台風13号
昭和 29年 6月28日～ 6月30日	112.3	
昭和 29年 7月 4日～ 7月 5日	153.6	
昭和 29年 9月13日～ 9月14日	14.5	台風12号
昭和 29年 9月25日～ 9月26日	52.2	台風15号
昭和 30年 7月 6日～ 7月 7日	40.8	台風15号
昭和 31年 9月26日～ 9月27日	98.5	
昭和 32年 6月26日～ 6月27日	94.5	台風 5号
昭和 32年 7月 1日～ 7月 5日	71.6	
昭和 32年 8月24日	62.9	台風 9号
昭和 32年 9月 6日～ 9月 7日	32.2	台風10号
昭和 35年 7月 8日	110.0	
昭和 35年 8月11日	115.1	台風11号
昭和 35年 8月29日	60.9	台風16号
昭和 36年 9月15日～ 9月16日	67.0	台風18号
昭和 36年10月26日～10月27日	56.7	
昭和 37年 6月 1日～ 6月15日	228.0	梅雨
昭和 37年 7月 1日～ 7月 5日	150.0	"
昭和 38年 5月 8日～ 5月11日	145.0	
昭和 38年 6月13日～ 6月14日	55.0	台風 3号
昭和 38年 7月11日	57.0	
昭和 38年 8月 9日～ 8月11日	104.0	台風 9号
昭和 39年 8月24日	71.0	台風14号
昭和 39年 9月25日	65.0	台風20号
昭和 40年 3月16日～ 3月17日	73.0	
昭和 40年 6月19日～ 6月20日	115.0	台風 9号
昭和 40年 7月21日～ 7月23日	135.0	
昭和 40年 9月10日	95.0	台風23号
昭和 40年 9月13日～ 9月17日	316.0	台風24号
昭和 41年 5月21日～ 5月22日	129.0	
昭和 41年 9月23日～ 9月25日	99.0	台風24号
昭和 42年 7月 7日～ 7月10日	141.0	
昭和 44年 6月29日～ 7月 2日	176.0	
昭和 44年 7月 7日～ 7月 8日	141.0	
昭和 45年 8月21日	86.0	台風10号
昭和 46年 7月 1日	115.0	
昭和 47年 6月 8日	93.5	梅雨
昭和 47年 7月11日～ 7月13日	188.0	"
昭和 51年 9月 8日～ 9月13日	409.0	台風17号
昭和 58年 9月26日～ 9月28日	189.0	台風10号
昭和 59年 7月25日～ 7月26日	96.5 (一宮) 73.5 (津高)	局地的大雨 (最大時間降水量：一宮61.0mm)
昭和 60年 6月21日～ 6月30日	404.5	梅雨
平成 2年 9月18日～ 9月20日	244.0	台風19号
平成 6年 7月 7日	73.0	局地的大雨

2 地震履歴

過去、岡山市に被害を及ぼした地震は、近県を震源とする内陸型地震と、太平洋側のプレート境界面付近を震源とする海溝型巨大地震とに大別できる。

過去の地震履歴については、以下の表のとおりである。

(1) 岡山県下に震度4以上の揺れをもたらしたと推定される地震（明治34年以前）

年 代	震 源 地	マグニチュード	備 考
684	四国一紀伊半島沖	8程度	南海地震（白鳳の地震）
868	兵庫県南部	7程度	
880	出雲	7程度	
1099	四国一紀伊半島沖	8余り	南海地震・大津波
1361	四国一紀伊半島沖	8程度	南海地震・広域に大津波
1408	紀伊半島沖	7～8	南海地震
1520	紀伊半島沖	7～7.7	南海地震
1596	畿内	7.5程度	岡山平野で震度5
1707	駿河湾一四国沖	8.4	宝永地震 岡山、津山で震度5 ・日本史上最大級大津波
1710	伯耆・美作	6.5程度	津山で震度4～5
1711	伯耆	6.2程度	県北で被害
1711	讃岐	不明	
1734	御津郡内？	不明	御津郡で震度5
1789	阿波	7程度	岡山で震度4
1812	土佐	6程度	
1854	三重県西部	7.2程度	岡山で震度5
1854	四国一紀伊半島沖	8.4	安政南海地震 県南震度4～6

参考文献

「地震火山の事典」

「新編・日本被害地震総覧」

「日本地震史料」

注) 震源地の名称は、この3つの資料を参考にした。

(2) 岡山市で震度4以上を観測した地震（明治35年以降）

発生年月日	震度	被害	震央地名(地震名)	規模
1905. 6. 2 (明治38)	岡山4	被害無し	安芸灘 (芸予地震)	6.7
1909. 8. 14 (明治42)	岡山4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害無し	滋賀県北東部 (姉川地震)	7.4
1909. 11. 10 (明治42)	岡山5	県南部, 特に都窪郡撫川町で被害大 死者2人, 建物全・半壊6戸, ひさし・壁破損29戸等	足摺岬沖	7.9
1927. 3. 7 (昭和2)	岡山4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落20数件 煉瓦煙突の上部破損(上道郡平井村)	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
1934. 1. 9 (昭和9)	岡山4	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した程度で県下全般に大きな被害無し	徳島県西部	5.6
1943. 9. 10 (昭和18)	岡山5	北東部県境付近で小規模な山崩れ, 崖崩れ, 地割れ, 落石等あり	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
1943. 9. 10 (昭和18)	岡山4	(被害については, どちらの地震によるものか判別できない)	鳥取県沖 (鳥取地震余震)	6.0
1946. 12. 21 (昭和21)	岡山4 西大寺6	県南部, 特に児島湾北岸, 高梁川下流域の新生地の被害が甚大であった 死者52人, 負傷者157人, 建物全壊1,200戸 半壊2346戸, その他堤防・道路の損壊多し	紀伊半島沖 (南海道地震)	8.0
1952. 7. 18 (昭和27)	岡山4	被害なし	奈良県中部 (吉野地震)	6.8
1968. 8. 6 (昭和43)	岡山4	被害なし	愛媛県西岸	6.6
1995. 1. 17 (平成7)	岡山4 津山4	軽傷1人	淡路島 (兵庫県南部地震)	改7.3 (7.2)
2000. 10. 6 (平成12)	新見5強 大佐5強 哲多5強 落合5強 美甘5強 岡山5弱	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。 重傷5人, 軽傷13人, 建物全壊768戸 その他水道被害・道路破損多し (岡山市 軽傷6人, 全壊1戸, 半壊7戸)	鳥取県西部 平成12年鳥取県西部地震	7.3
2001. 3. 24 (平成13)	御津4 灘崎4 岡山3	軽傷1人, 住家一部破損18棟 (岡山市被害無し)	安芸灘 平成13年芸予地震	6.7
2006. 6. 12 (平成18)	岡山4	被害なし	大分県西部地震	6.2

(3) 岡山県における津波の記録

1707年(宝永4年10月4日) 「宝永地震」 推定マグニチュード8.4

○大地震, 大風浪あり。(船穂町郷土史記述)

○大地震あり, 民家潰れ, 高潮起り, 死人多し。(牛窓郷土史記述)

○大地震…中略…また大風, 潮水常より高きこと5尺と凶荒窮知すべきなり。(邑久郡史)

1854年(嘉永7年11月5日) 「安政大地震」 推定マグニチュード8.4

○劇震の際海嘯の徴あり, 一昼夜に潮水の進退およそ20~30回にして, 満潮の時, 一時平水より7尺余を増し, これがため本村南岸字瀬溝海峡(虫明一長島)の如きは, およそ3尺余の土砂をもって填塞し, 宇扇浦に泥土2尺余を埋塞せり。…中略…300余石積みの船舶を碇泊せしも今は漁船を入れるのみ。(邑久郡史の裳掛村記事)

1946年(昭和21年12月21日04時19分) 「南海道地震」 マグニチュード8.0

県下の津波の余波は, 最高潮が1メートル以下で被害はほとんどなかった。

○岡山測候所の面する旭川では, 06時から10時までの2回, 津波により相当の急流となって逆流したため小舟の運航は中止された。10時10分には津波の高さ0.4メートルを観測した。

○三幡港では, 当時変潮で引き潮, 満ち潮が相互に起り, 青土が潮と共に吹き上がり土手が作られたという。

○児島湾干拓地では, 0.6メートルくらい増しやや経って引き, 再び前より少ないが満ちてきた。

第3 防災上注意すべき自然的・社会的条件

1 市内の河川

(1) 市内の河川集計

平成22年4月1日

河川等級	河川数	延長	備	考
一級河川	40	222,874	吉井川水系, 旭川水系	
二級河川	22	114,101	倉敷川水系, 笹ヶ瀬川水系, 幸崎川水系, 幸田川水系, 江川水系	
準用河川	12	13,138		
普通河川	437	389,038		
合計	511	739,151	市管理計452河川 (411, 232m)	

(2) 一級河川

水系	河川名	延長	区		指定年月日
			上流端	下流端	
吉井川	吉井川	22,420	左岸 岡山県苫田郡上斎原村2045番の1地先の恩原橋 右岸 同上	海に至る	大 7. 5. 1 昭 2.10.29 昭41. 4. 1 昭47. 5. 4 昭55. 4. 5
	千町川	5,250	左岸 邑久郡邑久町庄田字渡り川1135番地先 右岸 同郡同町庄田字渡り川452番地先	吉井川への合流点	昭 4. 6. 1 昭45. 4.20 昭61. 4. 5
	千町川派川	2,950	左岸 千町川からの分派点 右岸 同上	海に至る	昭61. 4. 5
	千町古川	2,463	左岸 千町川からの分派点 右岸 同上	千町川への合流点	昭35. 7.22 昭61. 4. 5
	永江川	1,900	左岸 岡山市西大寺川口478番地先 右岸 同市西大寺川口460番地先	吉井川への合流点	昭41. 4. 1 昭45. 5. 1 平21. 4.27 岡山市へ移譲
	千田川	3,700	左岸 岡山県邑久郡長船町飯井1177番地先 右岸 同上	吉井川への合流点	昭 4. 6. 1 昭35. 6.17 昭41. 4. 1
	瓜生川	3,200	左岸 岡山県赤磐郡瀬戸町森末字番所33番地先 右岸 同町森末同字32番地先	吉井川への合流点	昭41. 4. 1
旭川	旭川	56,650	左岸 岡山県真庭郡川上村大字徳山字家の上658番地先 右岸 同村大字本芽部字林流612番地先	海に至る	明34. 4. 1 大 7. 5. 1 昭36. 4. 1 昭41. 4. 1
	倉安川	6,550	左岸 百間川からの分派点 右岸 同上	旭川への合流点	昭 4. 6. 1 昭41. 4. 1 昭45. 5. 1 昭59. 4.11 平21. 4.27 岡山市へ移譲
	大堀川 池の内大池含む	606	左岸 岡山市湊字池内411番1地先 右岸 同上	倉安川への合流点	平2. 6. 8 平21. 4.27 岡山市へ移譲
	百間川	12,900	左岸 旭川からの分派点 右岸 同上	海に至る	昭30. 2. 1 昭36. 4. 1 昭41. 4. 1
	庄内川	3,880	左岸 岡山市鉄123番の1地先 右岸 同市鉄74番地先	百間川への合流点	昭19. 7. 1 昭41. 4. 1 昭45. 5. 1
	砂川	14,600	左岸 岡山県赤磐郡吉井町仁堀東字奥の前890番地先 右岸 同町仁堀東字友清695番地先	百間川への合流点	昭 4. 6. 1 昭 8. 8. 1 昭36. 4. 1 昭41. 4. 1
	大川	2,000	左岸 岡山市西大寺益野62番地の1地先の池田橋 右岸 同上	砂川への合流点	昭41. 4. 1 昭45. 5. 1 昭48. 4.12
	芳岡川	4,100	左岸 岡山市西大寺浅越468番地先 右岸 同市西大寺広谷335番地先	大川への合流点	昭41. 4. 1
	目黒川	850	左岸 岡山市西大寺益野195番地先 右岸 同市西大寺益野196番の3地先	大川への合流点	昭41. 4. 1
	秋芳川	11,390	左岸 岡山県赤磐郡瀬戸町寺地字群田510番の2地先 右岸 同町寺地字山手576番の1地先	砂川への合流点	昭 8. 8. 1 昭36. 4. 1 昭41. 4. 1 昭47. 4.26
	沼川	1,900	左岸 岡山市沼字矢原1917番地先 右岸 同市沼字鶴垣1917地先	秋芳川への合流点	昭19. 7. 1 昭41. 4. 1
	大明神川	3,400	左岸 岡山県赤磐郡瀬戸町観音寺字前池下183番地先 右岸 同町観音寺字向上1170番地先	砂川への合流点	昭41. 4. 1
	中原川	2,050	左岸 岡山市祇園字大川端897番地先 右岸 同市中原字上新田又46番地先	旭川への合流点	昭49. 4.11

旭 川	地藏川	1,200	左岸 岡山市牟佐字久保田608番の1地先市道橋下流端 右岸 同上	旭川への合流点	昭49. 4. 11
	野々口川	3,000	左岸 岡山県御津郡御津町中山621番地先 右岸 同町中山1006番地先	旭川への合流点	昭37. 4. 1 昭41. 4. 1
	三谷川	2,996	左岸 岡山県御津郡御津町河内2907番地先 右岸 同町河内2722番地先	旭川への合流点	昭16. 4. 1 昭41. 4. 1
	母谷川	1,020	左岸 岡山県御津郡御津町大字河内字白南478番の2地先 の県道橋下流端 右岸 同上	三谷川への合流点	昭53. 4. 5
	字甘川	15,100	左岸 岡山県上房郡賀陽町大字上竹字ナガレタ2088番地先 右岸 同町同大字字上竹モリ2604番地先	旭川への合流点	昭 4. 6. 1 昭16. 4. 1 昭23. 5. 1 昭41. 4. 1 昭51. 3. 28
	大野川	3,600	左岸 岡山県御津郡御津町虎倉字倉目口1300番の1地先 右岸 同町虎倉同字1201番地先	字甘川への合流点	昭36. 4. 1 昭41. 4. 1 昭51. 3. 28
	新庄川	7,500	左岸 岡山県赤磐郡吉井町小鎌字向田1627番地先 右岸 同町小鎌字陰田88番地先	旭川への合流点	昭16. 4. 1 昭36. 4. 1 昭41. 4. 1
	大谷川	1,550	左岸 岡山県御津郡御津町大字草生字イケヅリ691番地先 右岸 同町同大字字寺山道北659番地先	旭川への合流点	昭51. 5. 10
	土師方川	2,400	左岸 岡山県御津郡建部町大字土師方字桂2175番地先 右岸 同町同大字同字2139番地先	旭川への合流点	昭37. 4. 1 昭41. 4. 1
	馬橋川	550	左岸 岡山県御津郡建部町西原字西川908番地先 右岸 同町西原字古堂915番地先	旭川への合流点	昭60. 4. 6
	横折川	800	左岸 岡山県御津郡建部町大字中田字長尾959番の1地先 右岸 同町大字西原字丘の鼻2番地先	旭川への合流点	昭41. 4. 1
	桜川	2,800	左岸 岡山県御津郡建部町大字桜字岡758番地先 右岸 同町同大字字前川753番地先	旭川への合流点	昭36. 4. 1 昭41. 4. 1
	田地子川	2,000	左岸 岡山県御津郡建部町大字富沢99番地先 右岸 同町同大字919番地先	旭川への合流点	昭16. 4. 1 昭41. 4. 1
	長谷川	2,000	左岸 岡山県御津郡建部町大字大田1362番地先 右岸 同町同大字2292番地先	旭川への合流点	昭19. 7. 1 昭41. 4. 1
	豊楽寺口川	157	左岸 岡山県御津郡建部町福渡字金星530番の2地先町道橋 右岸 同上	旭川への合流点	昭49. 4. 11
	小玉川	1,900	左岸 岡山県御津郡建部町大字品田字中畝1952番の2地先 右岸 同町同大字字イノキ谷1958番の2地先	旭川への合流点	昭37. 4. 1 昭41. 4. 1
	誕生寺川	4,950	左岸 岡山県久米郡久米南町山ノ城字坪井281番地先 右岸 同町里方字坪井尻215番地先	旭川への合流点	昭 4. 6. 1 昭36. 4. 1 昭41. 4. 1
	片島川	1,000	左岸 岡山県御津郡建部町大字川口字千才2683番の1地先 右岸 同町同大字同字1715番地先	誕生寺川への合流点	昭41. 4. 1 昭45. 5. 1
	滝谷川	4,592	左岸 岡山県久米郡中央町大字境字山崎1241番地先 右岸 同町同大字同字2543番地先	旭川への合流点	昭23. 5. 1 昭41. 4. 1
	大陰川	1,000	左岸 岡山県御津郡建部町大字角石谷字上男岳3105番地先 右岸 同町同大字字男岳3103番地先	滝谷川への合流点	昭41. 4. 1 昭45. 5. 1
合計	40河川	222,874			

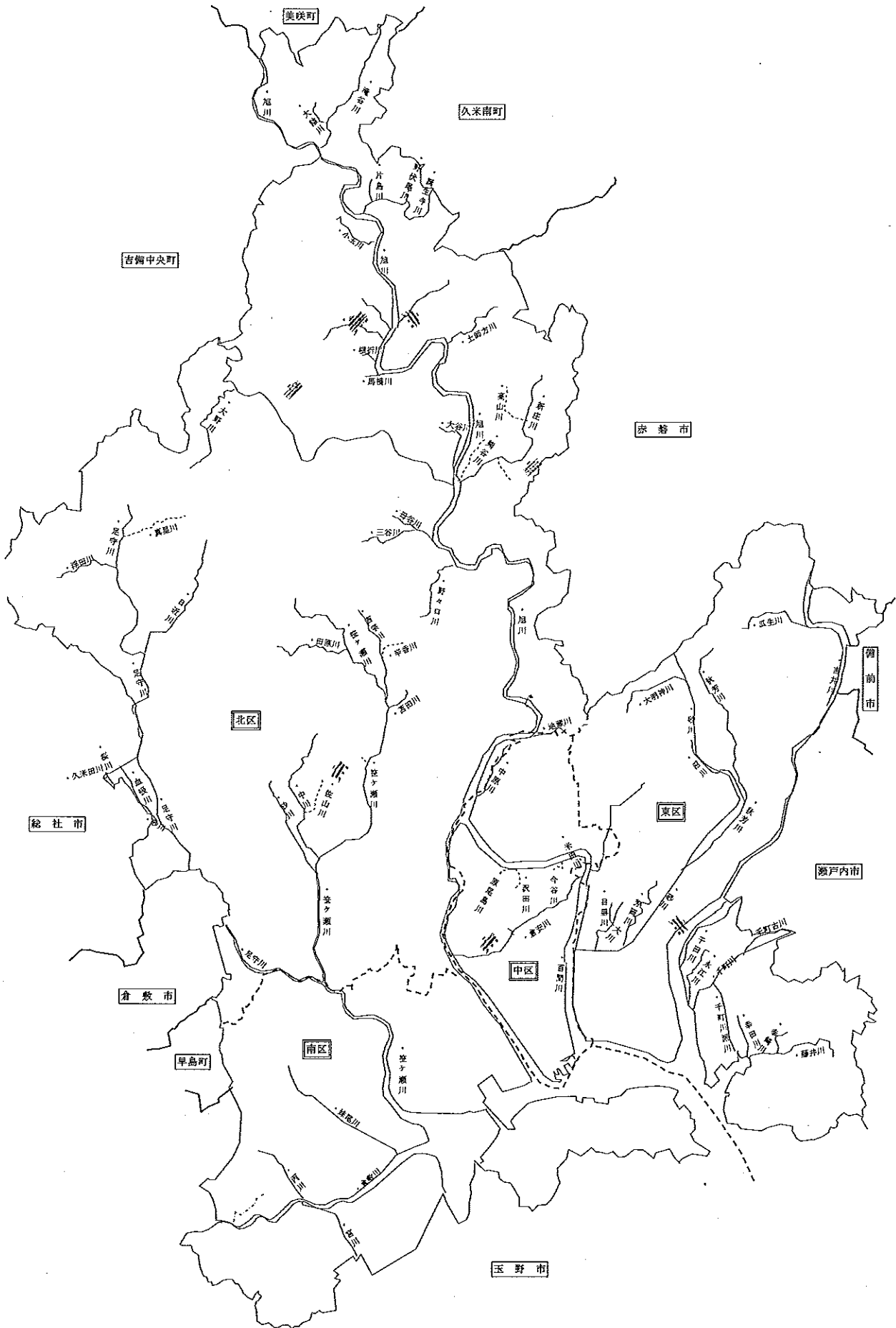
(3) 二級河川

水系	河川名	延長	区 域		指定年月日	
			上 流 端	下 流 端		
倉 敷 川	倉敷川	6,500	左岸 倉敷市船倉町字霞原1291番の5地先		児島湖に至る	昭4. 6. 1 昭37. 4. 1 昭45. 8. 25
			右岸 同市御船町字川間490番3地先			
	妹尾川	5,488	左岸 岡山市藤田大字錦482番地の1地先		倉敷川への合流点	昭41. 7. 1
			右岸 同市字錦475番の2地先			
	官川	4,850	左岸 岡山県児島郡灘崎町大字迫川字大池1487番地先		倉敷川への合流点	昭41. 7. 1
右岸 同町同大字字加茂子1554番地先						
丙川	2,595	左岸 岡山市藤田字都208番の1地先		倉敷川への合流点	昭41. 7. 1	
		右岸 同市字大曲207番の3地先				
郷内川	1,850	左岸 倉敷市木見字森荒手上76番地先森池余水吐下流端		倉敷川への合流点	昭19. 7. 1 昭41. 7. 1 昭54. 11. 9	
		右岸 同上				
笹 ヶ 瀬 川	笹ヶ瀬川	24,795	左岸 岡山市日応寺字寺谷299番地先		児島湖に至る	大7. 5. 1 昭37. 4. 1 昭41. 7. 1 昭57. 3. 26 平7. 1. 24
			右岸 同市日応寺字寺谷302番地先			
	足守川	22,250	左岸 岡山市河原字黒谷1997番地先		笹ヶ瀬川への合流点	昭7. 5. 1 昭36. 4. 1
			右岸 同市東山内字中タキ1776番の1地先			
	砂川	1,900	左岸 総社市黒尾字草田原1200番地先		足守川への合流点	昭4. 6. 1
			右岸 同市兵闘831番地先			
	血吸川	1,700	左岸 総社市奥坂字後原1205番地先		砂川への合流点	昭41. 7. 1
			右岸 同市奥坂阿陀原1201番の5地先			
	桜川	400	左岸 総社市西阿曾字池の下787番の2地先		砂川への合流点	昭41. 7. 1
			右岸 同市西阿曾同字1016番地先			
	久米田川	350	左岸 総社市久米字向上714番地先		桜川への合流点	昭45. 8. 25
			右岸 同市久米字河原412番地先			
	日近川	7,350	左岸 岡山市上高田字和井田池下529番地先		足守川への合流点	昭36. 4. 1 昭41. 7. 1
右岸 同市上高田同字503番地先						
浮田川	3,100	左岸 岡山市西山内字山田1552番地先		足守川への合流点	昭36. 4. 1	
		右岸 同市西山内字横路1305番地先				
砂川	4,000	左岸 岡山市福谷字大畑68番地先		笹ヶ瀬川への合流点	昭4. 6. 1 昭16. 4. 1	
		右岸 同市福谷番神114番地先				
中川	5,900	左岸 岡山市芳賀1189番地先		笹ヶ瀬川への合流点	昭36. 4. 1	
		右岸 同市芳賀2138番地先				
菅田川	1,387	左岸 岡山市栢谷字菅田1441番の2地先		笹ヶ瀬川への合流点	昭41. 7. 1	
		右岸 同市栢谷字奥池内1510番の9地先				
吉宗川	4,137	左岸 岡山市菅野字藪下2061番の2地先		笹ヶ瀬川への合流点	昭41. 7. 1	
		右岸 同市菅野字爾入谷2135番地先				
田原川	3,812	左岸 岡山市富吉石塔下2612番地先		笹ヶ瀬川への合流点	昭41. 7. 1	
		右岸 同市富吉ナメラ2546番の3地先				
幸 崎 川	幸崎川	4,000	左岸 岡山市西大寺宿毛758番地先		海に至る	昭36. 4. 1 昭45. 8. 25 (住変)
			右岸 同市西大寺宿毛1102番の1地先			
藤井川	3,031	左岸 岡山市西大寺藤井1477番の3地先		幸崎川への合流点	昭36. 4. 1	
		右岸 同市西大寺藤井1339番の1地先				
幸 田 川	幸田川	1,772	左岸 岡山市西大寺北幸田401番の1地先		海に至る	昭41. 7. 1 昭45. 8. 25 (住変)
			右岸 同市西大寺北幸田575番地の3地先			
江 川	江川	2,934	左岸 岡山市西大寺君津1368番地先		海に至る	昭41. 7. 1 昭45. 8. 25 (住変)
			右岸 同市西大寺政津912番の3地先			
合計	22河川	114,101				

(4) 準用河川

水系	河川名	延長	区 域		指定年月日
			上 流 端	下 流 端	
旭 川	米 田 川	408	岡山市米田字岩間335番地先	同市米田字角田243番地の3地先	昭57. 2. 27
	今 谷 川	275	岡山市今谷字苗代124番地先	同市今谷的場下177番地の3地先	昭57. 2. 27
	沢 田 川	970	岡山市沢田字土井642番地の1地先	同市沢田字草繩手362番の3地先	昭57. 2. 27
	原 尾 島 川	440	岡山市原尾島字フケノ町882番の1地先	同市沢田字下六反田55番の1地先	昭57. 2. 27
	高 山 川	1,920	御津町大字新庄2357番地先	新庄川への合流点	昭50. 3. 19 平13. 3. 6
	熊 谷 川	1,870	御津町大字矢原1170番地先	旭川への合流点	昭50. 3. 19 平13. 3. 6
	九 日 川	1,200	御津町大字伊田1714番地先	新庄川への合流点	昭51. 3. 10 平13. 3. 6
	野 伏 尾 川	240	左岸 建部町下神目字前1568番地の1地先 右岸 同町下神目字保木ノ段1151番地先	左岸 同町下神目字前1575番地先 右岸 同町下神目字尾城1778番地先	昭48. 12. 22
笹 ヶ 瀬 川	佐 山 川	1,600	岡山市佐山1395番の1地先	同市菅野字向曾根515番の1地先	昭57. 2. 27
	真 星 川	2,900	岡山市真星字田中194-1	同市河原683-2 (足守川への合流点)	昭57. 2. 27
	辛 香 川	1,150	岡山市吉宗字辛香向1番の1地先	同市菅野字向曾根515番の1地先	平 3. 1. 31
	内 田 川	165	岡山市田益1729番地	岡山市田益笹ヶ瀬川への合流点	平 6. 4. 7
合計	12河川	13,138			

(5) 主要河川(一級河川、二級河川、準用河川)の見取図



重要水防箇所一覽表

②旭川水系

No	箇所番号	河川名	地先名	水防管理団体	区	区 間		種 別	重要理由	重要理由備考	工 法	水防工法			地盤担当出張所	岡山県担当県民局
						距離	延長(m)					土のう	鋼杭	木杭		
1	1	旭川	岡山市中区江並～平井	岡山市	中区	左	0k000	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工	○	○	○	旭川出張所	備前県民局
2	2	旭川	岡山市中区江並～江崎	岡山市	中区	左	0k000	堤防高	B	余裕高不足	積土のう工	○	○	○	旭川出張所	備前県民局
3	3-1	旭川	岡山市中区江並～江崎	岡山市	中区	左	0k000	漏水	B	堤防詳細点検	月の輸工	○	○	○		備前県民局
3-2	左					1k985	漏水	A	未対策							
4	4	旭川	岡山市中区平井7丁目	岡山市	中区	左	1k985	漏水	A	堤防詳細点検	築廻し工	○	○	○		備前県民局
5	5	旭川	岡山市中区平井6丁目	岡山市	中区	左	3k900	堤防断面	B	堤防断面不足						
6	6	旭川	岡山市中区平井6丁目	岡山市	中区	左	4k650	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工	○	○	○		備前県民局
7	7	旭川	岡山市中区松橋1丁目	岡山市	中区	左	5k150	堤防断面	B	堤防断面不足						
8	8	旭川	岡山市中区さくら住座	岡山市	中区	左	6k750	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工	○	○	○		備前県民局
9	9	旭川	岡山市中区西中島町	岡山市	中区	左	7k200	堤防断面	B	堤防断面不足						
10	10	旭川	岡山市中区西中島町	岡山市	中区	左	7k300	水衝・洗掃	A	河床深掘	築廻し工	○	○	○		備前県民局
11	11	旭川	岡山市中区西中島町	岡山市	中区	左	7k500	堤防高	B	余裕高不足						
12	12	旭川	岡山市中区西中島町	岡山市	中区	左	7k500	堤防高	A	余裕高不足	築廻し工	○	○	○		備前県民局
13	13	旭川	岡山市中区小橋町1丁目	岡山市	中区	左	7k700	堤防高	A	余裕高不足						
14	14	旭川	岡山市中区小橋町1丁目	岡山市	中区	左	7k700	堤防高	A	余裕高不足	築廻し工	○	○	○		備前県民局
15	15	旭川	岡山市北区後菜園	岡山市	北区	左	7k900	堤防断面	A	堤防断面不足						
16	16	旭川	岡山市北区後菜園	岡山市	北区	左	8k400	堤防断面	A	堤防断面不足	築廻し工	○	○	○		備前県民局
17	17	旭川	岡山市北区後菜園	岡山市	北区	左	8k750	堤防高	B	余裕高不足						
18	18	旭川	岡山市北区後菜園	岡山市	北区	左	8k750	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工	○	○	○		備前県民局
19	19	旭川	岡山市北区後菜園	岡山市	北区	左	8k850	堤防断面	A	堤防断面不足						
20	20	旭川	岡山市中区西川原	岡山市	中区	左	10k350	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工	○	○	○		備前県民局
21	21	旭川	岡山市北区中原～祇園	岡山市	北区	左	13k830	漏水	B	堤防詳細点検						
22	22	旭川	岡山市北区中原～祇園	岡山市	北区	左	15k000	漏水	B	堤防詳細点検	築廻し工	○	○	○		備前県民局
23	23	旭川	岡山市北区玉柏	岡山市	北区	左	16k100	漏水	B	堤防詳細点検						
24	24-1	旭川	岡山市北区玉柏	岡山市	北区	左	16k100	漏水	B	堤防詳細点検	月の輸工	○	○	○		備前県民局
24-2	左					16k380	漏水	B	堤防詳細点検							
25	25	旭川	岡山市北区玉柏	岡山市	北区	左	16k430	堤防高	B	余裕高不足	積土のう工	○	○	○		備前県民局
26	26	旭川	岡山市北区玉柏	岡山市	北区	左	16k850	堤防高	B	余裕高不足						
27	27	旭川	岡山市北区玉柏	岡山市	北区	左	16k850	堤防高	B	堤防詳細点検	築廻し工	○	○	○		備前県民局
28	28	旭川	岡山市中区江並	岡山市	中区	左	0k030	漏水	B	堤防詳細点検						
29	29	旭川	岡山市中区江並	岡山市	中区	左	0k063	工作物	要	陸開	鋼製ゲート	-	-	-		備前県民局
30	30	旭川	岡山市中区江並	岡山市	中区	左	0k105	工作物	要	陸開						
31	31	旭川	岡山市中区江並	岡山市	中区	左	0k145	工作物	要	陸開	鋼製ゲート	-	-	-		備前県民局
32	32	旭川	岡山市中区江並	岡山市	中区	左	0k180	工作物	要	陸開						
33	33	旭川	岡山市中区江並	岡山市	中区	左	0k225	工作物	要	陸開	鋼製ゲート	-	-	-		備前県民局
34	34	旭川	岡山市中区江並	岡山市	中区	左	0k280	工作物	要	陸開						
35	35	旭川	岡山市中区江並	岡山市	中区	左	1k093	工作物	要	陸開	鋼製ゲート	-	-	-		備前県民局
36	36	旭川	岡山市中区江崎	岡山市	中区	左	1k630	工作物	要	陸開						
37	37	旭川	岡山市南区海岸通1丁目	岡山市	南区	右	0k000	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工	○	○	○		備前県民局
38	38	旭川	岡山市南区海岸通1丁目	岡山市	南区	右	0k000	堤防高	B	余裕高不足						
39	39	旭川	岡山市南区海岸通1丁目	岡山市	南区	右	0k400	堤防断面	A	堤防断面不足	築廻し工	○	○	○		備前県民局
40	40	旭川	岡山市南区海岸通1丁目	岡山市	南区	右	0k800	堤防高	A	堤防断面不足						

No.	箇所番号	河川名	地先名	水防管理団地	区	区 間		種 別	重要理由	重要理由備考	水防工工法				地盤担当出張所	岡山県担当県民局
						左右岸	距離標				延長(m)	工 法	土のう	鋼杭		
41	41	旭川	岡山市南区海浜通1丁目	岡山市	南区	右	1k100	1k600	500	堤防高	B	余裕高不足	-	旭川出張所	備前県民局	
42	42	旭川	岡山市南区海浜通1丁目～南高4丁目	岡山市	南区	右	1k100	1k900	300(500)	堤防断面	B	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
43	43	旭川	岡山市南区高島2丁目	岡山市	南区	右	2k050	2k550	500	堤防断面	B	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
44	44	旭川	岡山市南区高島1丁目～新橋1丁目	岡山市	南区	右	2k950	3k600	650	堤防断面	B	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
45	45	旭川	岡山市南区高島4丁目～新橋3丁目	岡山市	南区	右	3k900	4k200	300	堤防断面	B	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
46	46	旭川	岡山市南区高島1丁目～新橋1丁目	岡山市	南区、北区	右	4k800	5k100	300	堤防高	B	余裕高不足	-	旭川出張所	備前県民局	
47	47	旭川	岡山市南区高島1丁目～新橋1丁目	岡山市	南区、北区	左	4k800	5k100	300	堤防断面	A	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
48	48	旭川	岡山市南区深野1丁目	岡山市	南区	右	4k800	4k840	40	旧川跡	要	旧川跡	-	旭川出張所	備前県民局	
49	49	旭川	岡山市北区御舟1丁目	岡山市	北区	右	5k100	5k300	200	堤防断面	A	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
50	50	旭川	岡山市北区御舟1丁目～舟橋町	岡山市	北区	右	5k300	6k750	1,450	堤防断面	A	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
51	51	旭川	岡山市北区七日市東町～旭本町	岡山市	北区	右	5k700	5k850	150	堤防高	B	余裕高不足	-	旭川出張所	備前県民局	
52	52	旭川	岡山市北区二日市町～京橋町	岡山市	北区	右	6k400	7k700	950(350)	堤防高	B	余裕高不足	-	旭川出張所	備前県民局	
53	53	旭川	岡山市北区船町～舟橋町	岡山市	北区	右	6k750	6k800	50	堤防断面	B	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
54	54	旭川	岡山市北区舟橋町	岡山市	北区	右	6k800	7k050	250	堤防断面	A	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
55	55	旭川	岡山市北区京橋町	岡山市	北区	右	7k050	7k350	300	堤防断面	B	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
56	56	旭川	岡山市北区京橋町	岡山市	北区	右	7k350	7k700	350	堤防断面	A	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
57	57	旭川	岡山市北区京橋町	岡山市	北区	右	7k550	7k600	50	水衝・洗掘	A	河床築掘	未対策	旭川出張所	備前県民局	
58	58	旭川	岡山市北区京橋町～内山下2丁目	岡山市	北区	右	7k700	8k200	500	堤防断面	B	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
59	59	旭川	岡山市北区丸の内2丁目	岡山市	北区	右	8k200	8k500	300	堤防高	B	余裕高不足	-	旭川出張所	備前県民局	
60	60	旭川	岡山市北区丸の内2丁目	岡山市	北区	右	8k200	8k500	300	堤防断面	A	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
61	61	旭川	岡山市北区丸の内2丁目～石岡町	岡山市	北区	右	8k750	8k950	200	堤防断面	B	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
62	62	旭川	岡山市北区丸の内2丁目～石岡町	岡山市	北区	右	8k800	9k000	50(150)	水衝・洗掘	A	河床築掘	未対策	旭川出張所	備前県民局	
63	63	旭川	岡山市北区石岡町	岡山市	北区	右	8k900	9k150	150(100)	堤防高	B	余裕高不足	-	旭川出張所	備前県民局	
64	64	旭川	岡山市北区石岡町～出石1丁目	岡山市	北区	右	9k050	9k250	100(100)	堤防断面	B	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
65	65	旭川	岡山市北区出石1丁目	岡山市	北区	右	9k250	9k600	350	堤防断面	A	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
66	66	旭川	岡山市北区出石1丁目～出石2丁目	岡山市	北区	右	9k250	9k300	50	堤防高	A	堤防高不足	-	旭川出張所	備前県民局	
67	67	旭川	岡山市北区宿～塔婆木	岡山市	北区	右	12k250	13k500	1,250	漏水	B	堤防詳細点検	未対策	旭川出張所	備前県民局	
68	68	旭川	岡山市北区玉柏	岡山市	北区	右	16k500	17k500	1,000	堤防高	B	余裕高不足	-	旭川出張所	備前県民局	
69	69	旭川	岡山市北区玉柏	岡山市	北区	右	17k350	17k500	150	堤防断面	B	堤防断面不足	-	旭川出張所	備前県民局	
70	70	旭川	岡山市北区御舟入町	岡山市	北区	右	5k450			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
71	71	旭川	岡山市北区御舟入町	岡山市	北区	右	5k475			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
72	72	旭川	岡山市北区御舟入町	岡山市	北区	右	5k488			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
73	73	旭川	岡山市北区御舟入町	岡山市	北区	右	5k525			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
74	74	旭川	岡山市北区御舟入町	岡山市	北区	右	5k575			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
75	75	旭川	岡山市北区七日市東町	岡山市	北区	右	5k680			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
76	76	旭川	岡山市北区旭本町	岡山市	北区	右	5k946			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
77	77	旭川	岡山市北区旭本町	岡山市	北区	右	6k066			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
78	78	旭川	岡山市北区二日市	岡山市	北区	右	6k120			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
79	79	旭川	岡山市北区二日市	岡山市	北区	右	6k150			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
80	80	旭川	岡山市北区二日市	岡山市	北区	右	6k191			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
81	81	旭川	岡山市北区二日市	岡山市	北区	右	6k251			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
82	82	旭川	岡山市北区二日市	岡山市	北区	右	6k265			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
83	83	旭川	岡山市北区二日市	岡山市	北区	右	6k280			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	
84	84	旭川	岡山市北区二日市	岡山市	北区	右	6k295			工作物	要	陸 剛	-	旭川出張所	備前県民局	

No.	箇所番号	河川名	地名	水防管理団体	区	区間		種別	重要度	重要理由	重要理由備考	水防工法				地盤担当出張所	岡山県担当県民局
						距離	延長(m)					工法	土のう	鋼杭	木杭		
85	85	旭川	岡山市北区二丁目	岡山市	北区	右	6k332	工作物	要	陸側	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
86	86	旭川	岡山市北区京橋南町	岡山市	北区	右	7k250	工作物	要	陸側	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
87	87	旭川	岡山市北区京橋南町	岡山市	北区	右	7k277	工作物	要	陸側	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
88	88	旭川	岡山市北区京橋南町	岡山市	北区	右	7k312	工作物	要	陸側	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
89	89	旭川	岡山市北区京橋町	岡山市	北区	右	7k389	工作物	要	陸側	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
90	90	旭川	岡山市北区京橋町	岡山市	北区	右	7k436	工作物	要	陸側	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
91	91	旭川	岡山市北区京橋町	岡山市	北区	右	7k458	工作物	要	陸側	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
92	92	旭川	岡山市北区京橋町	岡山市	北区	右	7k480	工作物	要	陸側	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
93	93	旭川	岡山市北区京橋町	岡山市	北区	右	7k501	工作物	要	陸側	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
94	94	旭川	岡山市北区京橋町	岡山市	北区	右	7k523	工作物	要	陸側	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
95	95	旭川	岡山市北区京橋町	岡山市	北区	右	7k544	工作物	要	陸側	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
96	96	旭川	岡山市北区京橋町	岡山市	北区	右	7k546	工作物	要	陸側	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
97	97	旭川中橋取水	岡山市中区御幸町～新浜丁丁目	岡山市	中区	左	7k200	堤防断面	B	堤防断面不足	-	築廻し工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
98	98	旭川中橋取水	岡山市中区御幸町～小幡町	岡山市	中区	左	7k300	堤防高	B	余裕高不足	-	積土のう工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
99	99	旭川中橋取水	岡山市中区東中島町	岡山市	中区	右	7k250	堤防高	A	堤防高不足	-	積土のう工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
100	100	旭川中橋取水	岡山市中区東中島町	岡山市	中区	右	7k250	堤防断面	A	堤防断面不足	-	築廻し工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
101	101	旭川中橋取水	岡山市中区東中島町	岡山市	中区	左	7k250	堤防高	A	堤防高不足	-	積土のう工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
102	102	旭川中橋取水	岡山市中区東中島町	岡山市	中区	左	7k250	堤防断面	A	堤防断面不足	-	築廻し工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
103	103	旭川中橋取水	岡山市中区東中島町	岡山市	中区	左	7k500	堤防高	B	余裕高不足	-	積土のう工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
104	104	旭川中橋取水	岡山市中区西中島町	岡山市	中区	右	7k200	堤防高	A	堤防高不足	-	積土のう工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
105	105	旭川中橋取水	岡山市中区西中島町	岡山市	中区	右	7k200	堤防断面	A	堤防断面不足	-	築廻し工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
106	106	旭川中橋取水	岡山市中区東中島町	岡山市	中区	右	7k500	堤防高	B	余裕高不足	-	積土のう工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
107	107	旭川中橋取水	岡山市北区後楽園	岡山市	北区	右	8k400	堤防高	A	堤防高不足	-	積土のう工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
108	108	旭川中橋取水	岡山市北区後楽園	岡山市	北区	右	8k400	堤防断面	A	堤防断面不足	-	築廻し工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
109	109	旭川中橋取水	岡山市北区後楽園	岡山市	北区	右	9k000	堤防高	B	余裕高不足	-	積土のう工	〇	〇	〇	旭川出張所	備前県民局
110	110	旭川	岡山市北区京橋町	岡山市	北区	右	7k510	工作物 (京橋)	A	余裕高不足	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
111	111	旭川	岡山市中区西中島町	岡山市	中区	左	7k641	工作物 (中橋)	B	余裕高不足	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
112	112	旭川	岡山市中区東中島町	岡山市	中区	右	7k649	工作物 (小橋)	B	余裕高不足	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
113	113	旭川	岡山市中区東中島町 岡山市中区小幡町1丁目・2丁目 岡山市中区西中島町2丁目・3丁目・4丁目	岡山市	中区	左	7k649	工作物 (小橋)	B	余裕高不足	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
113	113	旭川	岡山市中区古賀町1丁目	岡山市	中区	左	8k145 8k217	工作物 (相生橋)	B B	余裕高不足	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局

No.	箇所番号	河川名	地先名	水防管理団体	区	区 間		種 別	重要理由	重要理由備考	工 法	水防工工法				地盤担当出張所	岡山県担当県民局
						左右岸	距離標					延長(m)	土のう	鋼杭	木杭		
114	114	旭川	岡山市北区石丁丁目	岡山市	北区	右	9x313		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
115	115	旭川	岡山市北区原	岡山市	北区	右	13x850		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
116	116	旭川	岡山市北区中原	岡山市	北区	左	13x820		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
117	117	旭川	岡山市北区玉柏	岡山市	北区	右	16x345		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	旭川出張所	備前県民局
118	118	百間川	岡山市中区神元	岡山市	中区	左	16x330		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
119	119	百間川	岡山市東区光津	岡山市	東区	左	0x000	3,600	B	堤防高不足	-	積土のう工	○	○	○	百間川出張所	備前県民局
120	120	百間川	岡山市東区光津	岡山市	東区	左	3x200	200	B	堤防断面不足	-	築廻し工	○	○	○	百間川出張所	備前県民局
121	121	百間川	岡山市東区光津	岡山市	東区	左	4x000	200	B	余裕高不足	-	積土のう工	○	○	○	百間川出張所	備前県民局
122	122	百間川	岡山市中区今谷	岡山市	中区	左	8x460	60	B	旧川跡	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
123	123	百間川	岡山市中区兼基	岡山市	中区	左	8x710	90	B	旧川跡	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
124	124	百間川	岡山市中区中島	岡山市	中区	左	12x380	50	B	旧川跡	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
125	125	百間川	岡山市中区中島	岡山市	中区	左	12x430	50	B	旧川跡	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
126	126	百間川	岡山市中区中島	岡山市	中区	左	13x150	600	B	堤防断面不足	-	月の輪工	○	○	○	百間川出張所	備前県民局
127	127	百間川	岡山市中区沖元	岡山市	中区	右	0x000	3,900	B	余裕高不足	-	積土のう工	○	○	○	百間川出張所	備前県民局
128	128	百間川	岡山市中区沖元	岡山市	中区	右	0x300	300	B	堤防断面不足	-	築廻し工	○	○	○	百間川出張所	備前県民局
129	129	百間川	岡山市中区沖元	岡山市	中区	右	3x000	200	B	堤防断面不足	-	築廻し工	○	○	○	百間川出張所	備前県民局
130	130	百間川	岡山市中区沖元	岡山市	中区	右	3x700	200	B	堤防断面不足	-	築廻し工	○	○	○	百間川出張所	備前県民局
131	131	百間川	岡山市中区沖元	岡山市	中区	右	4x000	400	B	余裕高不足	-	積土のう工	○	○	○	百間川出張所	備前県民局
132	132	百間川	岡山市中区沖元	岡山市	中区	右	4x300	100	B	堤防断面不足	-	築廻し工	○	○	○	百間川出張所	備前県民局
133	133	百間川	岡山市東区光津	岡山市	東区	右	12x700	40	B	旧川跡	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
134	134	百間川	岡山市東区光津	岡山市	東区	右	3x010		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
135	135	百間川	岡山市東区光津	岡山市	東区	左	3x030		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
136	136	百間川	岡山市東区光津	岡山市	東区	左	3x940		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
137	137	百間川	岡山市東区光津	岡山市	東区	右	4x000		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
138	138	百間川	岡山市東区光津	岡山市	東区	左	5x540		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
139	139	百間川	岡山市東区光津	岡山市	東区	右	5x525		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
140	140	百間川	岡山市東区光津	岡山市	東区	左	10x810		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
141	141	百間川	岡山市東区光津	岡山市	東区	右	10x790		B	余裕高不足	-	-	-	-	-	百間川出張所	備前県民局
計							134箇所	31,110									

注 () 書きは重要区間

重要水防箇所調査

③岡山県管理河川・港湾・海岸

(県管理河川関係)

No	水系名	河川名 海岸名	箇所 番号	区域	区	延長(m)		危険状況	担当水防 管理団体	水防工法	所要資材	担 当 地 域 事 務 所
1	旭川	旭川	1	岡山市北区幸佐	北区	左岸	200	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
2	旭川	旭川	2	岡山市北区幸佐	北区	左岸	1200	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 16,800 木杭 4,800	備前県民局
3	旭川	旭川	3	岡山市北区御津芳谷	北区	左岸	800	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 11,200 木杭 3,200	備前県民局
4	旭川	旭川	4	岡山市北区御津芳谷	北区	左岸	200	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
5	旭川	旭川	5	岡山市北区御津芳谷	北区	左岸	200	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
6	旭川	旭川	6	岡山市北区御津芳谷	北区	左岸	800	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 11,200 木杭 3,200	備前県民局
7	旭川	旭川	7	岡山市北区御津芳谷	北区	左岸	100	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
8	旭川	旭川	8	岡山市北区御津国ヶ原	北区	左岸	400	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
9	旭川	旭川	9	岡山市北区御津国ヶ原	北区	左岸	200	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
10	旭川	旭川	10	岡山市北区御津国ヶ原	北区	左岸	400	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
11	旭川	旭川	11	岡山市北区御津川高	北区	左岸	200	A 堤防断面不足	岡山市	築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	備前県民局
12	旭川	旭川	12	岡山市北区御津川高	北区	左岸	200	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
13	旭川	旭川	13	岡山市北区御津川高	北区	左岸	200	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
14	旭川	旭川	14	岡山市北区御津川高	北区	左岸	200	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
15	旭川	旭川	15	岡山市北区御津川高 ~御津矢原	北区	左岸	300	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
							(100)	A 堤防断面不足		築廻し工	土のう 250 木杭 11 竹 15	
							(200)	B 堤防断面不足		築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	
16	旭川	旭川	16	岡山市北区御津新庄	北区	左岸	200	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	A 堤防断面不足		築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	
17	旭川	旭川	17	岡山市北区御津新庄	北区	左岸	300	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
18	旭川	旭川	18	岡山市北区建部町小倉	北区	左岸	200	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
19	旭川	旭川	19	岡山市北区建部町小倉	北区	左岸	500	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 7,000 木杭 2,000	備前県民局
							(500)	A 堤防断面不足		築廻し工	土のう 1,250 木杭 55 竹 75	
20	旭川	旭川	20	岡山市北区建部町小倉	北区	左岸	500	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 7,000 木杭 2,000	備前県民局
							(500)	A 堤防断面不足		築廻し工	土のう 1,250 木杭 55 竹 75	
21	旭川	旭川	21	岡山市北区建部町小倉	北区	左岸	300	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
							(300)	B 堤防断面不足		築廻し工	土のう 750 木杭 33 竹 45	
22	旭川	旭川	22	岡山市北区建部町土師方	北区	左岸	300	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
23	旭川	旭川	23	岡山市北区建部町吉田	北区	左岸	400	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
							(400)	B 堤防断面不足		築廻し工	土のう 1,000 木杭 44 竹 60	
24	旭川	旭川	24	岡山市北区建部町吉田	北区	左岸	200	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	A 堤防断面不足		築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	
25	旭川	旭川	25	岡山市北区建部町吉田	北区	左岸	200	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	B 堤防断面不足		築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	
26	旭川	旭川	26	岡山市北区建部町吉田	北区	左岸	200	B 堤防断面不足	岡山市	築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	備前県民局
27	旭川	旭川	27	岡山市北区建部町吉田	北区	左岸	600	B 堤防断面不足	岡山市	築廻し工	土のう 1,500 木杭 66 竹 90	備前県民局
28	旭川	旭川	28	岡山市北区建部町吉田	北区	左岸	200	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	B 堤防断面不足		築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	
29	旭川	旭川	29	岡山市北区建部町吉田	北区	左岸	200	A 堤防断面不足	岡山市	築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	備前県民局
							400	B 堤防断面不足		築廻し工	土のう 1,000 木杭 44 竹 60	
							200	A 堤防断面不足		築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	
							200	B 堤防断面不足		築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	

No.	水系名	河川名 海岸名	箇所 番号	区域	区	延長(m)		危険状況	担当水防 管理団体	水防工法	所要資材	担 当 地 域 民 事 務 所
30	旭川	旭川	30	岡山市北区建部町吉田	北区	左岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	B				
31	旭川	旭川	31	岡山市北区建部町大田	北区	左岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
32	旭川	旭川	32	岡山市北区建部町大田	北区	左岸	200	A	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
33	旭川	旭川	33	岡山市北区建部町大田	北区	左岸	300	A	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
34	旭川	旭川	34	岡山市北区建部町福渡	北区	左岸	500	A	岡山市	積土のう工	土のう 7,000 木杭 2,000	備前県民局
35	旭川	旭川	35	岡山市北区建部町福渡	北区	左岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
36	旭川	旭川	36	岡山市北区建部町川口	北区	左岸	300	A	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
37	旭川	旭川	37	岡山市北区建部町川口	北区	左岸	200	A	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
38	旭川	旭川	38	岡山市北区建部町川口	北区	左岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	B				
39	旭川	旭川	39	岡山市北区建部町川口	北区	左岸	200	A	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	B				
40	旭川	旭川	40	岡山市北区建部町川口	北区	左岸	200	B	岡山市	築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	備前県民局
41	旭川	旭川	41	岡山市北区建部町三明寺	北区	左岸	300	A	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
42	旭川	旭川	42	岡山市北区建部町三明寺	北区	左岸	300	A	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
43	旭川	旭川	43	岡山市北区中牧	北区	右岸	100	B	岡山市	積土のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
44	旭川	旭川	44	岡山市北区中牧	北区	右岸	100	B	岡山市	積土のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
45	旭川	旭川	45	岡山市北区中牧	北区	右岸	800	A	岡山市	積土のう工	土のう 11,200 木杭 3,200	備前県民局
46	旭川	旭川	46	岡山市北区中牧	北区	右岸	300	A	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
47	旭川	旭川	47	岡山市北区中牧	北区	右岸	400	A	岡山市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
							(400)	A				
48	旭川	旭川	48	岡山市北区中牧	北区	右岸	400	B	岡山市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
							(400)	B				
49	旭川	旭川	49	岡山市北区中牧	北区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
50	旭川	旭川	50	岡山市北区御津野々口	北区	右岸	400	B	岡山市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
51	旭川	旭川	51	岡山市北区御津宇垣	北区	右岸	300	B	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
52	旭川	旭川	52	岡山市北区御津金川	北区	右岸	100	B	岡山市	積土のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
53	旭川	旭川	53	岡山市北区御津草生	北区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
54	旭川	旭川	54	岡山市北区御津草生	北区	右岸	400	B	岡山市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
							(400)	A				
55	旭川	旭川	55	岡山市北区御津草生	北区	右岸	400	B	岡山市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
							(400)	A				
56	旭川	旭川	56	岡山市北区御津草生	北区	右岸	300	B	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
							(300)	A				
57	旭川	旭川	57	岡山市北区御津草生	北区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
58	旭川	旭川	58	岡山市北区御津草生	北区	右岸	100	A	岡山市	積土のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
59	旭川	旭川	59	岡山市北区御津鹿瀬	北区	右岸	500	A	岡山市	積土のう工	土のう 7,000 木杭 2,000	備前県民局
60	旭川	旭川	60	岡山市北区御津鹿瀬	北区	右岸	500	A	岡山市	積土のう工	土のう 7,000 木杭 2,000	備前県民局
							(500)	A				
61	旭川	旭川	61	岡山市北区建部町西原 ～建部町中田	北区	右岸	400	A	岡山市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
							(200)	A				
							(200)	B		築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	
62	旭川	旭川	62	岡山市北区建部町中田	北区	右岸	600	B	岡山市	築廻し工	土のう 1,500 木杭 66 竹 90	備前県民局

No.	水系名	河川名 海岸名	箇所 番号	区域	区	延長(m)		危険状況	担当水防 管理団体	水防工法	所要資材		当 局 所 属 地 域 事 務 所		
											土のう	木杭			
63	旭川	旭川	63	岡山市北区建部町市場	北区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう	2,800	木杭	800	備前県民局
							(200)	B			築廻し工	土のう	500	木杭	
64	旭川	旭川	64	岡山市北区建部町市場	北区	右岸	200	A	岡山市	積土のう工	土のう	2,800	木杭	800	備前県民局
							(200)	B			築廻し工	土のう	500	木杭	
65	旭川	旭川	65	岡山市北区建部町宮地	北区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう	2,800	木杭	800	備前県民局
							(200)	B			築廻し工	土のう	500	木杭	
66	旭川	旭川	66	岡山市北区建部町宮地 ～建部町建部上	北区	右岸	400	A	岡山市	積土のう工	土のう	5,600	木杭	1,600	備前県民局
							(400)	A			築廻し工	土のう	1,000	木杭	
67	旭川	旭川	67	岡山市北区建部町建部上	北区	右岸	600	A	岡山市	積土のう工	土のう	8,400	木杭	2,400	備前県民局
68	旭川	旭川	68	岡山市北区建部町建部上	北区	右岸	(600)	B	岡山市	積土のう工	土のう	7,000	木杭	2,000	備前県民局
69	旭川	旭川	69	岡山市北区建部町建部上	北区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう	2,800	木杭	800	備前県民局
70	旭川	旭川	70	岡山市北区建部町建部上	北区	右岸	600	A	岡山市	積土のう工	土のう	8,400	木杭	2,400	備前県民局
71	旭川	旭川	71	岡山市北区建部町品田	北区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう	2,800	木杭	800	備前県民局
72	旭川	旭川	72	岡山市北区建部町品田	北区	右岸	300	A	岡山市	積土のう工	土のう	4,200	木杭	1,200	備前県民局
73	旭川	旭川	73	岡山市北区建部町品田	北区	右岸	200	A	岡山市	積土のう工	土のう	2,800	木杭	800	備前県民局
74	旭川	砂川	1	岡山市東区金田	東区	左岸	120	B	岡山市	積土のう工	土のう	1,680	木杭	480	備前県民局
75	旭川	砂川	2	岡山市東区金田	東区	右岸	120	B	岡山市	積土のう工	土のう	1,680	木杭	480	備前県民局
76	旭川	砂川	3	岡山市東区金田	東区	左岸	400	B	岡山市	積土のう工	土のう	5,600	木杭	1,600	備前県民局
							(400)	B			築廻し工	土のう	1,000	木杭	
77	旭川	砂川	4	岡山市東区金田	東区	右岸	400	B	岡山市	積土のう工	土のう	5,600	木杭	1,600	備前県民局
							(400)	B			築廻し工	土のう	1,000	木杭	
78	旭川	砂川	5	岡山市東区金田	東区	左岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう	2,800	木杭	800	備前県民局
79	旭川	砂川	6	岡山市東区金田	東区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう	2,800	木杭	800	備前県民局
80	旭川	砂川	7	岡山市東区金田 ～西大寺中野	東区	左岸	900	B	岡山市	積土のう工	土のう	12,600	木杭	3,600	備前県民局
							(900)	B			築廻し工	土のう	2,250	木杭	
81	旭川	砂川	8	岡山市東区金田～広谷 ～浅越	東区	右岸	1800	B	岡山市	積土のう工	土のう	25,200	木杭	7,200	備前県民局
							(1800)	B			築廻し工	土のう	4,500	木杭	
82	旭川	砂川	9	岡山市東区広谷	東区	右岸	(10)	B	岡山市	折り返し工	土のう	33	竹	13	備前県民局
83	旭川	砂川	10	岡山市東区西大寺中野	東区	左岸	300	A	岡山市	積土のう工	土のう	4,200	木杭	1,200	備前県民局
							(300)	B			築廻し工	土のう	750	木杭	
84	旭川	砂川	11	岡山市東区西大寺中野 ～浅越	東区	左岸	600	B	岡山市	積土のう工	土のう	8,400	木杭	2,400	備前県民局
							(600)	B			築廻し工	土のう	1,500	木杭	
85	旭川	砂川	12	岡山市東区浅越	東区	左岸	400	B	岡山市	積土のう工	土のう	5,600	木杭	1,600	備前県民局
86	旭川	砂川	13	岡山市東区浅越～吉原	東区	右岸	400	B	岡山市	積土のう工	土のう	5,600	木杭	1,600	備前県民局
87	旭川	砂川	14	岡山市東区浅越	東区	左岸	(350)	要	岡山市					備前県民局	
88	旭川	砂川	15	岡山市東区吉原	東区	右岸	(50)	要	岡山市					備前県民局	
89	旭川	砂川	16	岡山市東区吉原	東区	右岸	(50)	B	岡山市	巻戻工	土のう	75	鋼杭	13	備前県民局
90	旭川	砂川	17	岡山市東区浅越	東区	左岸	150	B	岡山市	積土のう工	土のう	2,100	木杭	600	備前県民局
							(150)	B			築廻し工	土のう	375	木杭	
91	旭川	砂川	18	岡山市東区吉原～富崎	東区	右岸	650	B	岡山市	積土のう工	土のう	9,100	木杭	2,600	備前県民局
							(650)	B			築廻し工	土のう	1,625	木杭	
92	旭川	砂川	19	岡山市東区浅越	東区	左岸	250	A	岡山市	積土のう工	土のう	3,500	木杭	1,000	備前県民局
							(250)	B			築廻し工	土のう	625	木杭	
93	旭川	砂川	20	岡山市東区富崎	東区	右岸	(100)	要	岡山市					備前県民局	
94	旭川	砂川	21	岡山市東区富崎	東区	右岸	(100)	B	岡山市	巻戻工	土のう	150	鋼杭	26	備前県民局
95	旭川	砂川	22	岡山市東区浅越～富崎	東区	左岸	150	B	岡山市	積土のう工	土のう	2,100	木杭	600	備前県民局
96	旭川	砂川	23	岡山市東区富崎	東区	左岸	100	要	岡山市					備前県民局	
97	旭川	砂川	24	岡山市東区富崎	東区	左岸	100	B	岡山市	巻戻工	土のう	150	鋼杭	26	備前県民局
98	旭川	砂川	25	岡山市東区福治	東区	右岸	200	B	岡山市	築廻し工	土のう	625	木杭	22	備前県民局

No.	水系名	河川名 海岸名	箇所 番号	区域	区	延長(m)		危険状況	担当水防 管理団体	水防工法	所要資材	担 当 地 域 事 務 所
99	旭川	砂川	26	岡山市東区福治	東区	右岸	50	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
100	旭川	砂川	27	岡山市東区福治	東区	右岸	(50)	B 濁水	岡山市	釜段工	土のう 75 鋼杭 13 木杭 2	備前県民局
101	旭川	砂川	28	岡山市東区福治	東区	左岸	50	B すべり	岡山市	折り返し工	土のう 165 竹 65	備前県民局
102	旭川	砂川	29	岡山市東区福治	東区	左岸	220 (30)	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 3,500 木杭 1,000	備前県民局
103	旭川	砂川	30	岡山市東区福治	東区	左岸	(50)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
104	旭川	砂川	31	岡山市東区福治	東区	左岸	(50)	B 濁水	岡山市	釜段工	土のう 75 鋼杭 13 木杭 2	備前県民局
105	旭川	砂川	32	岡山市東区福治	東区	左岸	250	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 3,500 木杭 1,000	備前県民局
106	旭川	砂川	33	岡山市東区福治～竹原	東区	左岸	450	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 6,300 木杭 1,800	備前県民局
							(450)	B 堤防断面不足		築直し工	土のう 1,125 木杭 50 竹 68	
107	旭川	砂川	34	岡山市東区福治	東区	右岸	200	B 堤防断面不足	岡山市	築直し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	備前県民局
108	旭川	砂川	35	岡山市東区福治	東区	左岸	(50)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
109	旭川	砂川	36	岡山市東区竹原	東区	右岸	150	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,100 木杭 600	備前県民局
110	旭川	砂川	37	岡山市東区竹原	東区	右岸	600	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 8,400 木杭 2,400	備前県民局
111	旭川	砂川	38	岡山市東区竹原	東区	左岸	400	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
112	旭川	砂川	39	岡山市東区竹原	東区	左岸	650	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 9,100 木杭 2,600	備前県民局
113	旭川	砂川	40	岡山市東区竹原	東区	右岸	600	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 8,400 木杭 2,400	備前県民局
114	旭川	砂川	41	岡山市東区草ヶ部	東区	右岸岸	50	B 濁水	岡山市	釜段工	土のう 75 鋼杭 13 木杭 2	備前県民局
115	旭川	砂川	42	岡山市東区瀬戸町下～沖	東区	左岸	500	A 濁水	岡山市	積土のう工 月の輪工	土のう 3,000 鋼 1 杭 200 シート 20	備前県民局
116	旭川	秋芳川	1	岡山市東区瀬戸町下	東区	右岸	500	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 16,000 木杭 4,000	備前県民局
						左岸	500					
117	旭川	中原川	1	岡山市北区中原	北区	右岸	650	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 9,100	備前県民局
118	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	1	岡山市南区藤田	南区	右岸	1000	B 堤防断面不足	岡山市	築直し工	土のう 2,500 木杭 110 竹 150	備前県民局
119	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	2	岡山市南区藤田	南区	右岸	(900)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
120	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	3	岡山市南区当新田	南区	左岸	100	B 堤防断面不足	岡山市	築直し工	土のう 250 木杭 11 竹 15	備前県民局
121	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	4	岡山市南区当新田	南区	左岸	400	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
							(400)	B 堤防断面不足		築直し工	土のう 1,000 木杭 44 竹 60	
122	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	5	岡山市南区当新田	南区	左岸	(100)	B 濁水	岡山市	釜段工	土のう 150 鋼杭 26 木杭 4	備前県民局
123	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	6	岡山市南区当新田	南区	左岸	150	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,100 木杭 600	備前県民局
124	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	7	岡山市南区藤田～大福	南区	右岸	300	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
							(300)	B 堤防断面不足		築直し工	土のう 750 木杭 33 竹 45	
125	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	8	岡山市南区当新田	南区	左岸	600	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 8,400 木杭 2,400	備前県民局
							(600)	B 堤防断面不足		築直し工	土のう 1,500 木杭 66 竹 90	
126	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	9	岡山市南区大福～北区今保	南区、北 区	右岸	2000	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 28,000 木杭 8,000	備前県民局
127	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	10	岡山市南区当新田	南区	左岸	250	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 3,500 木杭 1,000	備前県民局
128	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	11	岡山市南区当新田～米倉	南区	左岸	250	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 3,500 木杭 1,000	備前県民局
							(250)	A 堤防断面不足		築直し工	土のう 625 木杭 28 竹 38	
129	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	12	岡山市南区米倉	南区	左岸	50	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 700 木杭 200	備前県民局
							(50)	A 堤防断面不足		築直し工	土のう 125 木杭 6 竹 8	
130	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	13	岡山市南区米倉～北区平田	南区、北 区	左岸	1000	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 14,000 木杭 4,000	備前県民局
							(1000)	B 堤防断面不足		築直し工	土のう 2,500 木杭 110 竹 1,500	
131	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	14	岡山市北区平田	北区	左岸	(400)	B 濁水	岡山市	釜段工	土のう 600 鋼杭 104 木杭 16	備前県民局
132	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	15	岡山市北区平田	北区	左岸	(100)	B 濁水	岡山市	釜段工	土のう 150 鋼杭 26 木杭 4	備前県民局
133	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	16	岡山市北区今保	北区	右岸	(350)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
134	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	17	岡山市北区田中	北区	左岸	300	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
135	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	18	岡山市南区当新田～北区田中	北区	左岸	350 (4250)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局

№	水系名	河川名 海岸名	箇所 番号	区域	区	延長(m)		危険状況	担当水防 管理団体	水防工法	所要資材		担 当 民 局 地 域 事 務 所
											土のう	木杭	
136	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	19	岡山市北区今保～久米	北区	右岸	1600	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 22,400 木杭 6,400	備前県民局
							(1600)	B	堤防断面不足		築直し工	土のう 4,000 木杭 176 竹 240	
137	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	20	岡山市北区田中～西長瀬	北区	左岸	1400	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 19,600 木杭 5,600	備前県民局
							(1400)	B	堤防断面不足		築直し工	土のう 3,500 木杭 154 竹 210	
138	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	21	岡山市北区田中	北区	左岸	(150)	B	湧水	岡山市	釜段工	土のう 225 鋼杭 39 木杭 6	備前県民局
139	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	22	岡山市北区田中	北区	左岸	(100)	B	湧水	岡山市	釜段工	土のう 160 鋼杭 26 木杭 4	備前県民局
140	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	23	岡山市北区西長瀬～北長瀬	北区	左岸	350	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,900 木杭 1,400	備前県民局
141	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	24	岡山市北区久米～白石	北区	右岸	300	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前県民局
142	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	25	岡山市北区西長瀬～日吉町	北区	左岸	250 (100)		旧川跡	岡山市			備前県民局
143	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	26	岡山市北区日吉町～野殿西町	北区	左岸	450		旧川跡	岡山市			備前県民局
144	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	27	岡山市北区白石東新町	北区	右岸	100	B	堤防断面不足	岡山市	築直し工	土のう 250 木杭 11 竹 15	備前県民局
145	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	28	岡山市北区野殿西町	北区	左岸	(100)		堤防断面不足(H22まで)	岡山市	築直し工	土のう 250 木杭 11 竹 15	備前県民局
146	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	29	岡山市北区野殿西町	北区	左岸	-		法削れ(H22まで)	岡山市	表層強工	防水シート 4 土のう 20 木杭 12 竹 24	備前県民局
147	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	30	岡山市北区白石東新町	北区	右岸	(50)		旧川跡	岡山市			備前県民局
148	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	31	岡山市北区白石東新町 ～花尻みどり町	北区	右岸	200		堤防高不足(H22まで)	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)		堤防断面不足(H22まで)		築直し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	
149	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	32	岡山市北区野殿西町	北区	左岸	250 (100)		堤防高不足(H22まで)	岡山市	積土のう工	土のう 3,500 木杭 1,000	備前県民局
							(350)		堤防断面不足(H22まで)		築直し工	土のう 875 木杭 39 竹 53	
150	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	33	岡山市北区花尻みどり町	北区	右岸	250		堤防高不足(H22まで)	岡山市	積土のう工	土のう 4,900 木杭 1,400	備前県民局
							(250)		堤防断面不足(H22まで)		築直し工	土のう 625 木杭 28 竹 38	
151	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	34	岡山市北区花尻みどり町	北区	右岸	(50)		旧川跡	岡山市			備前県民局
152	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	35	岡山市北区野殿西町	北区	左岸	100		堤防高不足(H22まで)	岡山市	積土のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
							(100)		堤防断面不足(H22まで)		築直し工	土のう 250 木杭 11 竹 15	
153	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	36	岡山市北区尾上	北区	右岸	100		堤防高不足(H22まで)	岡山市	積土のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
							(100)		堤防断面不足(H22まで)		築直し工	土のう 250 木杭 11 竹 15	
154	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	37	岡山市北区野殿西町	北区	左岸	200		堤防高不足(H22まで)	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)		堤防断面不足(H22まで)		築直し工	土のう 500 木杭 22 竹 30	
155	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	38	岡山市北区尾上～一宮	北区	右岸	100	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
							(100)	B	堤防断面不足		築直し工	土のう 250 木杭 11 竹 15	
156	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	39	岡山市北区尾上	北区	右岸	100	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
157	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	40	岡山市北区野殿西町～矢坂西町	北区	左岸	1500	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 21,000 木杭 6,000	備前県民局
158	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	41	岡山市北区尾上	北区	右岸	100	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
159	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	42	岡山市北区尾上	北区	右岸	150	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,100 木杭 600	備前県民局
							(150)	B	堤防断面不足		築直し工	土のう 375 木杭 17 竹 23	
160	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	43	岡山市北区尾上～一宮	北区	右岸	450	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 6,300 木杭 1,800	備前県民局
161	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	44	岡山市北区矢坂西町	北区	左岸	(50)	B	湧水	岡山市	釜段工	土のう 75 鋼杭 13 木杭 2	備前県民局
							(50)		旧川跡				
162	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	45	岡山市北区矢坂本町	北区	左岸	50	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 700 木杭 200	備前県民局
							(50)	A	堤防断面不足		築直し工	土のう 125 木杭 6 竹 8	
163	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	46	岡山市北区矢坂東町	北区	左岸	550	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 7,700 木杭 2,200	備前県民局
164	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	47	岡山市北区首部	北区	右岸	300		旧川跡	岡山市			備前県民局
165	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	48	岡山市北区津島京町 ～津島笹ヶ瀬	北区	左岸	200		旧川跡	岡山市			備前県民局
166	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	49	岡山市北区津島笹ヶ瀬～津高	北区	左岸	200	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
167	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	50	岡山市北区富原	北区	右岸	250	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 3,500 木杭 1,000	備前県民局
							(250)	B	堤防断面不足		築直し工	土のう 625 木杭 28 竹 38	
168	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	51	岡山市北区富原	北区	右岸	150	B	堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,100 木杭 600	備前県民局
169	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	52	岡山市北区横井上	北区	左岸	200	B	湧水	岡山市	釜段工	土のう 300 鋼杭 52 木杭 8	備前県民局
							(200)		旧川跡				

No.	水系名	河川名 海岸名	箇所 番号	区域	区	延長(m)		危険状況	担当水防 管理団体	水防工法	所要資材	担 当 地 域 民 務 所
170	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	53	岡山市北区田益	北区	右岸	100	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
171	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	54	岡山市北区田益	北区	右岸	100 (100)	B 湧水 要 旧川跡	岡山市	釜段工	土のう 150 鋼杭 26 木杭 4	備前県民局
172	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	55	岡山市北区稲谷	北区	左岸	-	B 法崩れ	岡山市	表層強工	防水シート 4 土のう 20 木杭 12 竹 24	備前県民局
173	笹ヶ瀬川	足守川	1	岡山市北区今保～延友 ～平野～庭瀬	北区	左岸	2460 (2400)	B 堤防高不足 B 堤防断面不足	岡山市	積土のう工 築直し工	土のう 33,600 木杭 9,600 土のう 6,000 木杭 264 竹 360	備前県民局
174	笹ヶ瀬川	足守川	2	岡山市南区古新田	北区	右岸	100 (100)	B 堤防高不足 B 堤防断面不足	岡山市	積土のう工 築直し工	土のう 1,400 木杭 400 土のう 250 木杭 11 竹 15	備前県民局
175	笹ヶ瀬川	足守川	3	岡山市南区古新田	南区	右岸	400	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 6,600 木杭 1,600	備前県民局
176	笹ヶ瀬川	足守川	4	岡山市南区古新田～山田	南区	右岸	1050 (1050)	B 堤防高不足 B 堤防断面不足	岡山市	積土のう工 築直し工	土のう 14,700 木杭 4,200 土のう 2,625 木杭 116 竹 158	備前県民局
177	笹ヶ瀬川	足守川	5	岡山市北区延友	北区	左岸	700	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
178	笹ヶ瀬川	足守川	6	岡山市南区山田	南区	右岸	150 (150)	A 堤防高不足 B 堤防断面不足	岡山市	積土のう工 築直し工	土のう 2,100 木杭 600 土のう 375 木杭 17 竹 23	備前県民局
179	笹ヶ瀬川	足守川	7	岡山市南区山田～北備川	南区、北 区	右岸	1600 (1600)	B 堤防高不足 B 堤防断面不足	岡山市	積土のう工 築直し工	土のう 22,400 木杭 6,400 土のう 4,000 木杭 176 竹 240	備前県民局
180	笹ヶ瀬川	足守川	8	岡山市北区延友～平野	北区	左岸	100	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
181	笹ヶ瀬川	足守川	9	岡山市北区庭瀬	北区	左岸	(100)	B 湧水	岡山市	釜段工	土のう 150 鋼杭 26 木杭 4	備前県民局
182	笹ヶ瀬川	足守川	10	岡山市北区庭瀬	北区	左岸	300 (300)	B 堤防高不足 B 堤防断面不足	岡山市	積土のう工 築直し工	土のう 4,200 木杭 1,200 土のう 750 木杭 33 竹 45	備前県民局
183	笹ヶ瀬川	足守川	11	岡山市北区庭瀬	北区	左岸	(100)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
184	笹ヶ瀬川	足守川	12	岡山市北区庭瀬	北区	左岸	-	A 法崩れ	岡山市	表層強工	防水シート 4 土のう 20 木杭 12 竹 24	備前県民局
185	笹ヶ瀬川	足守川	13	岡山市北区備川	北区	左岸	600	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 8,400 木杭 2,400	備前県民局
186	笹ヶ瀬川	足守川	14	岡山市北区備川	北区	右岸	100	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
187	笹ヶ瀬川	足守川	15	岡山市北区備川	北区	左岸	50	B 湧水	岡山市	釜段工	土のう 75 鋼杭 13 木杭 2	備前県民局
188	笹ヶ瀬川	足守川	16	岡山市北区備川	北区	左岸	(50)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
189	笹ヶ瀬川	足守川	17	岡山市北区備川～中備川	北区	左岸	650	B 堤防断面不足	岡山市	築直し工	土のう 1,625 木杭 72 竹 98	備前県民局
190	笹ヶ瀬川	足守川	18	岡山市北区備川	北区	左岸	(100)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
191	笹ヶ瀬川	足守川	19	岡山市北区備川	北区	右岸	100	B 湧水	岡山市	釜段工	土のう 150 鋼杭 26 木杭 4	備前県民局
192	笹ヶ瀬川	足守川	20	岡山市北区備川	北区	右岸	(100)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
193	笹ヶ瀬川	足守川	21	岡山市北区中備川	北区	左岸	300 (100)	B 湧水	岡山市	釜段工	土のう 450 鋼杭 78 木杭 12	備前県民局
194	笹ヶ瀬川	足守川	22	岡山市北区中備川～祐所 ～倉敷市日短	北区	左岸	200 (1000)	要 旧川跡	岡山市 倉敷市			備前・備中 県民局
195	笹ヶ瀬川	足守川	23	岡山市北区中備川	北区	左岸	150	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,100 木杭 600	備前県民局
196	笹ヶ瀬川	足守川	24	倉敷市矢部～岡山市北区加茂	北区	左岸	800	B 湧水	岡山市 倉敷市	釜段工	土のう 1,200 木杭 240	備前・備中 県民局
197	笹ヶ瀬川	足守川	25	倉敷市矢部～岡山市北区加茂	北区	左岸	(800)	要 旧川跡	岡山市 倉敷市			備前・備中 県民局
198	笹ヶ瀬川	足守川	26	岡山市北区加茂～津寺	北区	左岸	200	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
199	笹ヶ瀬川	足守川	27	岡山市北区津寺	北区	左岸	500	B 湧水	岡山市	釜段工	土のう 750 鋼杭 130 木杭 20	備前県民局
200	笹ヶ瀬川	足守川	28	岡山市北区津寺	北区	左岸	(500)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
201	笹ヶ瀬川	足守川	29	岡山市北区新庄下	北区	右岸	150	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
202	笹ヶ瀬川	足守川	30	岡山市北区新庄上～高塚	北区	右岸	550	B 湧水	岡山市	釜段工	土のう 825 鋼杭 143 木杭 22	備前県民局
203	笹ヶ瀬川	足守川	31	岡山市北区新庄上～高塚	北区	右岸	(550)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
204	笹ヶ瀬川	足守川	32	岡山市北区三手	北区	左岸	250	B 湧水	岡山市	釜段工	土のう 375 鋼杭 65 木杭 10	備前県民局
205	笹ヶ瀬川	足守川	33	岡山市北区三手～門前	北区	左岸	50 (400)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
206	笹ヶ瀬川	足守川	34	岡山市北区高塚	北区	右岸	100	B 湧水	岡山市	釜段工	土のう 150 鋼杭 26 木杭 4	備前県民局
207	笹ヶ瀬川	足守川	35	岡山市北区高塚～福崎	北区	右岸	250 (350)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
208	笹ヶ瀬川	足守川	36	岡山市北区高塚	北区	右岸	150	B 湧水	岡山市	釜段工	土のう 225 鋼杭 39 木杭 6	備前県民局
209	笹ヶ瀬川	足守川	37	岡山市北区三手～門前	北区	左岸	150	B 湧水	岡山市	釜段工	土のう 225 鋼杭 39 木杭 6	備前県民局
210	笹ヶ瀬川	足守川	38	岡山市北区門前	北区	左岸	150	要 旧川跡	岡山市			備前県民局
211	笹ヶ瀬川	足守川	39	岡山市北区福崎	北区	右岸	100	B 湧水	岡山市	釜段工	土のう 150 鋼杭 26 木杭 4	備前県民局
212	笹ヶ瀬川	足守川	40	岡山市北区門前	北区	左岸	50 (50)	要 旧川跡	岡山市			備前県民局

No	水系名	河川名 海岸名	箇所 番号	区域	区	延長(m)		危険状況	担当水防 管理団体	水防工法	所要資材			担当 民局 事務所
											土のう	鋼杭	木杭	
213	笹ヶ瀬川	足守川	41	岡山市北区門前	北区	左岸	50	B 濁水	岡山市	葦葎工	土のう 75 木杭 2	鋼杭 13		備前民局
214	笹ヶ瀬川	足守川	42	岡山市北区下土田	北区	左岸	150	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,100	木杭 600		備前民局
215	笹ヶ瀬川	足守川	43	岡山市北区下土田	北区	右岸	150	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,100	木杭 600		備前民局
216	笹ヶ瀬川	足守川	44	岡山市北区下土田	北区	左岸	100 (100)	B 濁水	岡山市	葦葎工	土のう 150 木杭 4	鋼杭 26		備前民局
217	笹ヶ瀬川	足守川	45	岡山市北区下土田	北区	左岸	(200)	要 旧川跡	岡山市					備前民局
218	笹ヶ瀬川	足守川	46	岡山市北区下土田	北区	左岸	800	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 11,200 木杭 3,200			備前民局
							(800)	B 堤防断面不足			築直し工	土のう 2,000 竹 120	木杭 88	
219	笹ヶ瀬川	足守川	47	岡山市北区下土田～総社市京阿曾	北区	右岸	1450	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 20,300 木杭 5,800			備前民局
							(1450)	B 堤防断面不足			築直し工	土のう 2,175 竹 218	木杭 160	
220	笹ヶ瀬川	足守川	48	岡山市北区下土田	北区	左岸	100	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 1,400	木杭 400		備前民局
221	笹ヶ瀬川	足守川	49	岡山市北区下土田	北区	左岸	100	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 1,400	木杭 400		備前民局
222	笹ヶ瀬川	足守川	50	岡山市北区下土田	北区	左岸	950 (100)	B 濁水	岡山市	葦葎工	土のう 2,375	木杭 247		備前民局
223	笹ヶ瀬川	足守川	51	岡山市北区下土田～下足守	北区	左岸	(1050)	要 旧川跡	岡山市					備前民局
224	笹ヶ瀬川	足守川	52	岡山市北区下足守～足守	北区	左岸	300	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,200	木杭 1,200		備前民局
225	笹ヶ瀬川	足守川	53	岡山市北区足守	北区	左岸	400	B 濁水	岡山市	葦葎工	土のう 600 木杭 16	鋼杭 104		備前民局
226	笹ヶ瀬川	足守川	54	岡山市北区足守	北区	左岸	400 (600)	要 旧川跡	岡山市					備前民局
227	笹ヶ瀬川	足守川	55	総社市京阿曾～岡山市北区足守	北区	右岸	250	B 濁水	総社市 岡山市	葦葎工	土のう 375 木杭 10	鋼杭 65		備前・備中 民局
228	笹ヶ瀬川	足守川	56	総社市京阿曾～岡山市北区足守	北区	右岸	150 (250)	要 旧川跡	総社市 岡山市					備前・備中 民局
229	笹ヶ瀬川	足守川	57	岡山市北区足守	北区	左岸	200	B 水衝・洗濯	岡山市	木造し工	土のう 100 軽木 20	木杭 20		備前民局
230	笹ヶ瀬川	足守川	58	岡山市北区足守	北区	右岸	300	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,200	木杭 1,200		備前民局
231	笹ヶ瀬川	足守川	59	岡山市北区足守	北区	左岸	200	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800			備前民局
							(200)	B 堤防断面不足			築直し工	土のう 500 竹 30	木杭 22	
232	笹ヶ瀬川	足守川	60	岡山市北区足守	北区	左岸	(300)	要 旧川跡	岡山市					備前民局
233	笹ヶ瀬川	足守川	61	岡山市北区足守	北区	右岸	200	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800			備前民局
							(200)	A 堤防断面不足			築直し工	土のう 500 竹 30	木杭 22	
234	笹ヶ瀬川	足守川	62	岡山市北区足守	北区	左岸	450	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 6,300	木杭 1,800		備前民局
235	笹ヶ瀬川	足守川	63	岡山市北区足守	北区	右岸	350	B 堤防断面不足	岡山市	築直し工	土のう 875 竹 53	木杭 39		備前民局
236	笹ヶ瀬川	足守川	64	岡山市北区足守～大井	北区	左岸	200	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 2,800	木杭 800		備前民局
237	笹ヶ瀬川	足守川	65	岡山市北区大井	北区	左岸	1050	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 14,700	木杭 4,200		備前民局
238	笹ヶ瀬川	足守川	66	岡山市北区大井	北区	右岸	400	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 5,600	木杭 1,600		備前民局
239	笹ヶ瀬川	足守川	67	岡山市北区大井	北区	右岸	250	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 3,500	木杭 1,000		備前民局
240	笹ヶ瀬川	足守川	68	岡山市北区大井	北区	左岸	300	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200			備前民局
							(300)	A 堤防断面不足			築直し工	土のう 750 竹 45	木杭 33	
241	笹ヶ瀬川	足守川	69	岡山市北区大井	北区	左岸	-	B 法崩れ	岡山市	表席張工	防水シート 4 木杭 12	土のう 20 竹 24		備前民局
242	笹ヶ瀬川	足守川	70	岡山市北区粟井	北区	右岸	450	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 6,300	木杭 1,800		備前民局
243	笹ヶ瀬川	足守川	71	岡山市北区粟井	北区	左岸	50	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 700 木杭 200			備前民局
							(50)	B 堤防断面不足			築直し工	土のう 125 竹 8	木杭 6	
244	笹ヶ瀬川	足守川	72	岡山市北区粟井	北区	左岸	550	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 7,700	木杭 2,200		備前民局
245	笹ヶ瀬川	足守川	73	岡山市北区粟井	北区	右岸	350	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,900	木杭 1,400		備前民局
246	笹ヶ瀬川	足守川	74	岡山市北区粟井	北区	左岸	500	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 7,000	木杭 2,000		備前民局
247	笹ヶ瀬川	足守川	75	岡山市北区粟井	北区	右岸	300	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200			備前民局
							(300)	B 堤防断面不足			築直し工	土のう 750 竹 45	木杭 33	
248	笹ヶ瀬川	足守川	76	岡山市北区粟井	北区	左岸	450	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 6,300	木杭 1,800		備前民局
249	笹ヶ瀬川	足守川	77	岡山市北区御川	北区	-	-	A 濁水、堤防高不足	岡山市					備前民局
250	笹ヶ瀬川	砂川	1	岡山市北区幸川市場	北区	右岸	100	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 1,400	木杭 400		備前民局
251	笹ヶ瀬川	砂川	2	岡山市北区大窪	北区	右岸	10	A 法崩れ	岡山市	表席張工	防水シート 4 木杭 12	土のう 20 竹 24		備前民局
252	笹ヶ瀬川	砂川	3	岡山市北区大窪	北区	左岸	50	B すべり	岡山市	折り返し工	土のう 165	竹 65		備前民局
253	笹ヶ瀬川	砂川	4	岡山市北区大窪	北区	右岸	80	A 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 1,120	木杭 320		備前民局
254	笹ヶ瀬川	砂川	5	岡山市北区大窪～福谷	北区	右岸	100	B 堤防高不足	岡山市	積土のう工	土のう 1,400	木杭 400		備前民局
255	笹ヶ瀬川	砂川	6	岡山市北区福谷	北区	左岸	20 (40)	B 堤防断面不足	岡山市	築直し工	土のう 150 竹 9	木杭 7		備前民局

No.	水系名	河川名 海岸名	箇所 番号	区域	区	延長(m)		危険状況	担当水防 管理団体	水防工法	所要資材	担 界 地 域 事 務 所
256	倉敷川	倉敷川	1	岡山市南区藤田	南区	左岸	100	B	岡山市	積土のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
							(100)	A				
257	倉敷川	倉敷川	2	岡山市南区藤田	南区	左岸	(10)	A	岡山市	表層強工	防水シート 40 土のう 20 木杭 12 竹 24	備前県民局
258	倉敷川	倉敷川	3	岡山市南区藤田	南区	左岸	800	B	岡山市	築廻し工	土のう 2,000 木杭 88 竹 120	備前県民局
259	倉敷川	倉敷川	4	岡山市南区藤田	南区	左岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	B				
260	倉敷川	倉敷川	5	岡山市南区藤田	南区	左岸	800	B	岡山市	築廻し工	土のう 2,000 木杭 88 竹 120	備前県民局
261	倉敷川	倉敷川	6	岡山市南区藤田	南区	左岸	(80)	要	岡山市			備前県民局
262	倉敷川	倉敷川	7	岡山市南区藤田	南区	左岸	(400)	B	岡山市	表層強工	防水シート 1,600 土のう 800 木杭 480 竹 960	備前県民局
263	倉敷川	倉敷川	8	岡山市南区藤田	南区	左岸	1600	B	岡山市	積土のう工	土のう 22,400 木杭 6,400	備前県民局
							(1600)	B				
264	倉敷川	倉敷川	9	岡山市南区藤田	南区	左岸	(80)	B	岡山市	釜役工	土のう 75 鋼杭 13 木杭 2	備前県民局
265	倉敷川	倉敷川	10	岡山市南区藤田	南区	左岸	(80)	要	岡山市			備前県民局
266	倉敷川	倉敷川	11	岡山市南区藤田	南区	左岸	(10)	A	岡山市	表層強工	防水シート 40 土のう 20 木杭 12 竹 24	備前県民局
267	倉敷川	倉敷川	12	岡山市南区藤田	南区	左岸	400	B	岡山市	築廻し工	土のう 1,000 木杭 44 竹 60	備前県民局
268	倉敷川	倉敷川	13	岡山市南区藤田	南区	左岸	160 (300)	要	岡山市			備前県民局
269	倉敷川	倉敷川	14	岡山市南区藤田～西畦	南区	左岸	800	B	岡山市	積土のう工	土のう 11,200 木杭 3,200	備前県民局
							(800)	B				
270	倉敷川	倉敷川	15	岡山市南区西畦	南区	左岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	A				
271	倉敷川	倉敷川	16	岡山市南区西七区	南区	右岸	100	B	岡山市	積土のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
							(100)	B				
272	倉敷川	倉敷川	17	岡山市南区西七区	南区	右岸	1000	B	岡山市	築廻し工	土のう 2,500 木杭 110 竹 160	備前県民局
273	倉敷川	倉敷川	18	岡山市南区西高崎	南区	右岸	400	B	岡山市	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
							(400)	B				
274	倉敷川	倉敷川	19	岡山市南区西高崎	南区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	A				
275	倉敷川	倉敷川	20	岡山市南区川張	南区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	B				
276	倉敷川	倉敷川	21	岡山市南区川張	南区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
277	倉敷川	倉敷川	22	岡山市南区川張～彦崎	南区	右岸	1600	B	岡山市	積土のう工	土のう 22,400 木杭 6,400	備前県民局
							(1600)	B				
278	倉敷川	倉敷川	23	岡山市南区彦崎	南区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	A				
279	倉敷川	倉敷川	24	岡山市南区彦崎	南区	右岸	200	B	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
280	倉敷川	倉敷川	25	岡山市南区彦崎	南区	右岸	200	A	岡山市	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
							(200)	A				
281	倉敷川	倉敷川	26	岡山市南区彦崎～植松	南区	右岸	600	B	岡山市	積土のう工	土のう 8,400 木杭 2,400	備前県民局
							(600)	A				
282	倉敷川	倉敷川	27	岡山市南区西畦～倉敷市茶屋町	南区	左岸	1100 (650)	要	岡山市倉敷市			備前・備中 県民局
283	倉敷川	倉敷川	28	岡山市南区西畦～倉敷市茶屋町	南区	左岸	300	B	岡山市倉敷市	積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	備前・備中 県民局
							(300)	B				
284	倉敷川	宮川	1	岡山市南区片崎	南区	右岸	770	B	岡山市	強制排水	七区揚排水ポンプ	備前県民局
						左岸	770					
285	倉敷川	宮川	2	玉野市東高崎 岡山市南区西高崎	南区	右岸	1000	B	玉野市 岡山市	積土のう工	土のう 16,800 木杭 2,000	備前県民局
						左岸	1000					
286	海岸	三郷九郷	1	岡山市中区桑野	中区	-	600	A	岡山市	月の輪工 積土のう工	土のう 1,000 鋼丸太 50 100	備前県民局
287	海岸	北浦漁港	1	岡山市南区北浦	南区	-	5箇所	要	岡山市	-	-	備前県民局
288	海岸	宮浦	1	岡山市南区宮浦	南区	-	12箇所	要	岡山市	-	-	備前県民局
289	海岸	岡山港	1	岡山市東区東幸崎	東区	-	3箇所	要	岡山市	-	-	備前県民局

No.	水系名	河川名 海岸名	箇所 番号	区域	区	延長(m)	危険状況	担当水防 管理団体	水防工法	所要資材	担 当 地 区 事 務 所
	計			289箇所		93,960m					

注:()は重複区間

3)岡山市管理河川

(岡山市管理河川関係)

No.	水系名	河川名 海岸名	箇所 番号	区域	区	延長(m)	危険状況	担当水防 管理団体	水防工法	所要資材	担 当	
1	旭川	倉安川	1	岡山市中区平井四丁目～平井三丁目	中区	左岸	220	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 660	中区役所 維持管理課
2	旭川	倉安川	2	岡山市中区平井二丁目	中区	右岸	300	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 900	中区役所 維持管理課
3	旭川	倉安川	3	岡山市中区湊	中区	左岸	220	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 660	中区役所 維持管理課
4	旭川	倉安川	4	岡山市中区湊	中区	右岸	220	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 660	中区役所 維持管理課
5	旭川	倉安川	5	岡山市中区湊	中区	左岸	100	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 300	中区役所 維持管理課
6	旭川	倉安川	6	岡山市中区湊	中区	右岸	100	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 300	中区役所 維持管理課
7	旭川	倉安川	7	岡山市中区湊	中区	左岸	180	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 540	中区役所 維持管理課
8	旭川	倉安川	8	岡山市中区湊	中区	右岸	180	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 540	中区役所 維持管理課
9	旭川	倉安川	9	岡山市中区湊	中区	右岸	60	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 180	中区役所 維持管理課
10	旭川	倉安川	10	岡山市中区湊	中区	右岸	30	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 90	中区役所 維持管理課
11	旭川	倉安川	11	岡山市中区湊～円山	中区	右岸	100	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 300	中区役所 維持管理課
12	旭川	倉安川	12	岡山市中区円山～山崎	中区	右岸	320	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 960	中区役所 維持管理課
13	旭川	倉安川	13	岡山市中区山崎	中区	左岸	400	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 1200	中区役所 維持管理課
14	旭川	倉安川	14	岡山市中区山崎～福泊	中区	左岸	120	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 360	中区役所 維持管理課
15	旭川	倉安川	15	岡山市中区山崎～福泊	中区	右岸	120	A	堤防高不足	岡山市	積土のう工 土のう 360	中区役所 維持管理課
	計			15箇所			2,670m					

重要水防箇所調査

④市管理の海岸・用排水路

(市管理の海岸・用排水路関係)

一連番号	図面番号	施設名	河川名 海岸名	区域	区	延長(m)	危険状況	担当水防	水防工法	所要資材	管理者 (担当県民局)
								管理団体			
1		海岸	郡漁港	岡山市南区郡	南区	- 1,459	要 陸開、切欠き設置箇所、護岸高不足	岡山市	積土のう工、強制排水	土のう 1,000袋、水中ポンプ3台	南区役所農林水産振興課(備前県民局)
2		海岸	北浦漁港	岡山市南区北浦	南区	- 1,190	要 陸開、切欠き設置箇所	岡山市	積土のう工、強制排水	土のう 500袋、水中ポンプ4台	南区役所農林水産振興課(備前県民局)
3		海岸	阿津漁港	岡山市南区阿津	南区	- 1,200	要 陸開、切欠き設置箇所、護岸高不足	岡山市	積土のう工、強制排水	土のう 1,000袋、水中ポンプ3台	南区役所農林水産振興課(備前県民局)
4		排水路	岡山港(小串地区)	岡山市南区小串(向小串)	南区	- 30	内水	岡山市	積土のう工	土のう 200袋、水中ポンプ3台	南区役所農林水産振興課(備前県民局)
5		排水路	岡山港(小串地区)	岡山市南区小串	南区	- 60	内水	岡山市	積土のう工	土のう 300袋、水中ポンプ5台	南区役所農林水産振興課(備前県民局)
6		用排水路	北浦漁港	岡山市南区北浦	南区	- 50	内水	岡山市	積土のう工	土のう 200袋、水中ポンプ4台	南区役所農林水産振興課(備前県民局)
7		用排水路	郡漁港	岡山市南区郡	南区	- 60	内水	岡山市	積土のう工	土のう 200袋、水中ポンプ5台	南区役所農林水産振興課(備前県民局)
計				7箇所		4049m					

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 開			陸開が設置されている箇所

重要水防箇所総括表

区分 水系	県		国土交通省		岡 山 市		計	
	吉 井 川	-	-	113箇所	21,800m	-	-	113箇所
旭 川	117箇所	37,060m	134箇所	31,110m	1箇所	100m	252箇所	68,270m
その他の水系	168箇所	注)55,300m	-	-	-	-	168箇所	56,300m
海 岸 他	4箇所	600m	-	-	7箇所	4,049m	11箇所	4,649m
合 計	289箇所	92,960m	247箇所	52,910m	8箇所	4,149m	544箇所	151,019m

注) 他市域にまたがる箇所は、その総延長としている。

2 整備を要するため池

管轄	台帳 番号	ため池名称	位置	状 況				受益 面積 (ha)	堤高 (m)	貯水量 (千m3)	備 考
				取水 施設	洪水 吐	堤体	漏水				
大	0007	佐古田池	三野			×		2.0	5	3.0	
	0016	佐古池	湊	×				1.0	4	2.1	
	0021	日出谷池	円山			×		1.0	6	9.7	
	0022	神宮寺上池	円山	×	×			1.0	6	7.7	
	0029	塔之下池	円山	×			×	1.0	5	2.4	
	0034	下池	四御神	×				1.0	7	5.5	
	0035	中池	四御神				×	2.0	7	4.2	
	0036	奥池	四御神		×			4.0	12	15.0	
	0037	脇田池	賞田	×		×		1.0	4	3.6	
	0039	下ノ池	郡	×				10.0	4	9.3	
	0047	隅床池	郡			×	×	1.0	6	1.6	
	0060	実森池	牟佐				×	1.0	3	2.7	
	0062	五ツ上池	飽浦		×	×		10.0	3	6.0	
	0063	五ツ下池	飽浦		×			10.0	4	21.0	
	0070	青谷池	宮浦		×			15.0	14	42.0	
	0094	持山上池	小串	×	×	×	×	2.0	2	1.6	
	0103	両堤池	小串		×			35.0	5	200	
	0105	米崎池	小串		×	×		2.0	5	1.2	
	0106	上河内池	中牧	×		×		1.0	5	1.3	
	0126	下牧上池	下牧		×	×		3.0	9	38.4	
	0130	新池	下牧	×	×	×		2.0	8	4.2	
	0159	下池	原		×	×		2.0	6	13.0	
	0162	黒谷池	牟佐	×	×	×	×	1.0	5	8.7	
	0164	茅原池	牟佐			×	×	2.0	7	25.0	
	5003	寺池	山田				×	5.3	6	9.5	
	6004	上の池	西花尻			×		5.0	4	2.8	
西	1012	久山池	古都宿			×		3.5	6	15.0	
	1018	新池	藤井		×	×		30.0	8	20.8	
	1019	中池	藤井	×		×		5.0	5	1.2	
	1020	小池	藤井			×		2.0	3	0.8	
	1031	大平山池	古都南方	×				24.0	4	5.0	
	1038	麻宮下池	邑久郷			×		5.0	7	3.3	
	1053	渡り池	幸地崎町	×				1.0	3	0.3	
	1064	新池	下阿知	×			×	7.0	11	7.0	
	1073	新池	上阿知		×			2.0	6	4.4	
	1077	小谷池	上阿知		×	×		2.0	4	1.6	
	1079	神田池	上阿知			×		5.0	3	1.0	
	1080	本坊池	上阿知	×				5.0	6	11.2	
	1081	新池	上阿知			×		5.0	5	6.4	
	1090	西幸島池	東幸西				×	0.5	2	1.0	
	1110	坊ヶ一池	西片岡	×				8.0	5	3.2	
	1119	宮の谷奥池	東片岡	×		×		2.0	3	3.1	
	1123	大井奥上池	東片岡	×		×		2.0	4	2.1	
1127	四連池	東片岡	×		×		14.0	5	2.1		
1154	鴨池	宝伝			×	×	21.0	6	8.0		
1155	大根池	宝伝		×		×	21.0	4	14.1		
1156	甚平池	宝伝		×	×		5.0	5	1.2		
1157	古池	宝伝				×	5.0	6	4.3		

管 轄	台帳 番号	ため池名称	位 置	状 況				受益 面積 (ha)	堤高 (m)	貯水量 (千m3)	備 考
				取水 施設	洪水 吐	堤体	漏水				
上 道	2001	池 奥 池	吉 井			×		4.0	4	1.6	
	2002	大 池	吉 井		×	×		4.0	4	6.1	
	2017	鳶ヶ坂池	浦 間	×		×		1.0	7	4.5	
	2021	梨の木池	沼			×		3.0	4	2.4	
	2025	中 池	沼		×	×		1.0	3	8.0	
	2026	石池尻池	沼		×			1.0	4	3.6	
	2027	石 池	沼			×		1.0	7	48.2	
	2041	盲 池	中 尾	×		×		2.0	4	2.5	
	2047	社ノ奥池	草ヶ部			×		2.0	6	2.2	
津	3006	遠矢奥池	津 高		×	×		1.0	5	1.0	
	3010	北谷奥池	津 高		×			1.0	4	1.0	
	3014	宇那里坂池	富 原			×		5.0	4	2.0	
	3016	宮ノ谷池	富 原			×		1.0	4	3.0	
	3032	田又南池	富 原	×	×			2.0	4	4.2	
	3040	小幸田奥池	横井上		×			1.0	4	1.5	
	3041	豆谷池	横井上	×	×	×		5.0	4	1.0	
	3051	新 池	横井上				×	26.0	7	180.0	
	3064	小原池	栢谷		×			15.0	7	16.0	
	3075	大谷池	吉宗	×				5.0	7	11.0	
	3076	横山池	吉宗		×			1.0	4	2.0	
	3077	六反田池	吉宗	×	×			5.0	6	20.0	
	3080	シイノ平池	高野		×	×		4.0	4	2.7	
	3090	南山池	菅野		×			1.0	4	1.0	
	3103	辛香池	菅野		×			4.0	8	40.0	
	3110	清水谷池	菅野		×			1.0	8	3.0	
	3117	東天神池	田原		×			1.0	4	1.0	
	3140	佐古下池	田原		×	×		1.0	3	2.6	
	3158	横山上池	田原		×		×	5.0	4	16.2	
	3167	狩山谷池	田原		×			1.0	4	1.0	
3174	カラフト下池	富吉	×	×			1.0	3	1.0		
3176	カラフト中池	富吉	×	×	×		1.0	3	1.0		
3196	池の鳴池	富吉	×				1.0	3	1.0		
3198	ヤナガハチ池	富吉	×			×	1.0	6	1.0		
3208	笹間池	富吉		×			1.0	3	1.2		
3216	大阪下池	富吉	×	×	×		1.0	3	1.0		
3223	中手田池	富吉		×			1.0	4	1.0		
3239	大 池	三和	×		×	×	21.0	9	29.0		
3240	日ノ丸池	三和	×	×	×		2.0	2	1.0		
高 松	4003	池田小池	和井元				×	1.6	4	6.0	
	4010	西谷上池	門前		×	×		5.0	4	3.5	
	4011	東谷池	門前			×		1.6	5	5.5	
	4023	鹿越埤池	門前		×	×		8.0	4	5.1	
	4042	穂山池	平山				×	4.8	3	3.0	
	4046	新 池	平山				×	2.5	5	16.4	
	4047	七ツ池	平山	×	×	×	×	1.5	3	1.4	
	4065	大 池	新庄上		×	×		1.6	2	1.1	
	4067	いも地池	新庄下	×	×			1.5	3	4.9	
妹 尾	7006	青田池	箕島	×		×		2.0	2	1.0	
	7017	稲佐子池	箕島	×	×	×	×	1.0	2	1.5	
	7019	赤佐子池	箕島	×				3.0	6	8.5	

管 轄	台帳 番号	ため池名称	位 置	状 況				受益 面積 (ha)	堤高 (m)	貯水量 (千m3)	備 考
				取水 施設	洪水 吐	堤体	漏水				
宮	8001	新 池	尾 上		×	×		2.0	8	4.8	
	8002	中 池	尾 上			×		1.6	6	3.3	
	8009	南 山 田 池	今 岡	×	×	×	×	1.0	4	1.6	
	8010	中ノ森池	一宮山崎		×			2.0	4	1.8	
	8016	尾張中池	檜津	×	×	×		1.0	4	1.2	
	8018	東山池	檜津			×		2.0	5	3.4	
	8020	龜山池	佐山	×				2.0	3	3.4	
	8024	きり池	大窪		×			1.0	7	8.9	
	8025	宗形池	大窪			×	×	10.0	5	45.0	
	8027	アカガネ池	松尾	×	×			1.0	5	2.3	
	8039	東山上池	佐山	×	×	×		1.0	5	1.0	
	8071	馬口上池	福谷		×	×		2.0	3	1.3	
	8078	与五郎池	芳賀	×				1.0	3	1.0	
	8095	小玉池	横尾	×				5.0	6	8.1	
	8096	立岩池	横尾	×	×	×		5.0	4	3.5	
	8098	寺尾池	横尾		×		×	3.0	6	4.9	
8099	弥高池	横尾		×			2.0	4	4.8		
足	9002	新 池	足 守			×		10.0	4.0	8.2	
	9003	田上池	足 守		×			1.0	6	1.8	
	9013	藤木池	足 守		×	×	×	5.0	10	18.3	
	9016	中 池	下足守	×				5.0	13	2.3	
	9017	谷 渕 池	下足守		×	×		5.0	7	2.3	
	9023	泥 池	下足守	×		×		10.0	4	1.2	
	9042	新 池	上土田		×			10.0	5	24.4	
	9049	谷 光 池	大 井			×		2.0	7	8.8	
	9052	神ノ木池	大 井	×				2.0	8	9.6	
	9054	堀越下池	大 井	×	×	×		5.0	6	1.8	
	9055	堀越中池	大 井	×	×	×	×	5.0	6	1.0	
	9056	堀越上池	大 井	×	×	×		5.0	8	4.0	
	9067	郷ノ池	粟 井	×				24.0	9	120.9	
	9068	新 池	粟 井				×	24.0	9	50.0	
	9072	萱ヶ池	粟 井		×		×	24.0	7	32.3	
	9074	小 池	粟 井		×			1.0	3	1.1	
	9080	宮ノ奥池	粟 井	×				1.0	5	1.6	
	9081	柏尾池	粟 井	×		×		1.0	9	3.1	
	9107	龍王池	下高田		×			3.0	11	8.5	
	9109	石河原池	下高田		×	×		2.0	13	9.9	
9116	佐子田池	下高田	×	×	×		2.0	5	1.5		
9117	田挾池	日 近	×	×	×		2.6	5	7.6		
9120	新 池	吉	×	×	×		1.0	5	1.8		
9123	蓮代寺池	吉	×		×		1.8	5	1.8		
9134	奥ノ谷池	吉		×			7.0	10	10.3		
9135	与次郎田池	吉		×	×		7.0	5	12.3		
9166	和井田新池	上高田			×	×	60.0	11	22.3		
9168	平岩池	上高田		×			3.0	5	8.1		
9228	尺神池	西山内	×	×	×		1.0	8	1.6		
9229	大砂古池	西山内		×			1.0	5	2.1		

管轄	台帳番号	ため池名称	位置	状況				受益面積 (ha)	堤高 (m)	貯水量 (千m ³)	備考
				取水施設	洪水吐	堤体	漏水				
御津	A005	柿の木内池	御津中牧					1.6	7	1.4	
	A087	龍王手下池	御津高津					2.0	7	4.7	
	A088	松尾池	御津高津	×	×	×		2.0	10	8.0	
	A104	市倉池	御津紙工				×	12.0	10	11.5	
	A122	兵坂上池	御津紙工			×	×	12.0	4	8.7	
	A141	柳坂池	御津石上				×	20.0	12	38.7	
	A206	奥山池	御津国ヶ原			×		2.7	8	8.0	
灘	B002	奥迫川大池	奥迫川			×		11.8	10	51.0	
	B004	宗田池	奥迫川	×				5.0	7	2.0	
	B005	奥谷池	奥迫川		×		×	3.0	6	1.0	
	B019	片岡新池	片岡	×	×	×		7.5	9	56.0	
	B027	西上池	川張		×			6.8	12	26.0	
	B029	大谷下池	彦崎				×	15.0	13	62.0	
建部	C041	桂池	建部町土師方	×				2.0	9	4.0	
	C051	長畝池	建部町富沢	×	×			40.0	10	30.0	
	C052	郷曾池	建部町富沢			×		40.0	10	100.0	
	C064	馬橋池	建部町西原			×	×	5.0	6	12.0	
瀬戸	E007	香山新池	瀬戸町鍛冶屋	×	×	×		1.3	6	6.5	
	E014	正面池	瀬戸町宗堂		×			5.0	5	2.8	
	E020	上池	瀬戸町森末			×	×	12.0	5	7.5	
	E022	青木池	瀬戸町森末				×	12.0	7	10.0	
	E036	奥谷池	瀬戸町観音寺					5.0	9	16.8	
	E045	上池	瀬戸町宿奥	×		×		10.0	4	2.0	
	E050	下内池	瀬戸町菊山	×		×		7.2	4	4.8	
	E074	新池	瀬戸町大井	×		×	×	30.0	9	31.0	
	E086	野山上池	瀬戸町坂根					22.0	8	5.0	
	E090	宮池	瀬戸町肩脊				×	28.0	5	58.9	

172 箇所

注 1 平成22年9月補正

2 ×は要整備箇所

下記の事項のどれか1つにでも該当する池を、整備を要するため池として拾いだした。

ため池台帳の貯水量が 1,000m³以上の池のうち

- ため池台帳の現況診断の取水施設の項（底樋か斜樋のどちらか片方でも）に「1」の評価がされている池
- ため池台帳の現況診断の漏水の項に「1」の評価がされている池
- 受益面積が 1ha以上の池

3 土石流危険溪流（平成14年度岡山県公表）

番号	危険度ランク	箇所番号	水系名	河川名	溪流名	位置	管内	溪流概要		
								溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	川幅 (m)
1	I	1001	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	登道谷川	掛畑	北区	0.28	0.07	0.8
2	I	1002	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	中谷川	掛畑	北区	0.55	0.13	1.0
3	I	1009	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	和田川	東山内	北区	0.32	0.20	1.0
4	I	1015	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	黒谷川	真星	北区	0.44	0.16	1.8
5	I	1017	笹ヶ瀬川	足守川	文場谷川	真星	北区	0.26	0.07	6.0
6	I	1018	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	草谷川	上高田	北区	0.53	0.57	4.4
7	I	1019	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	瀬戸川①	上高田	北区	0.32	0.09	5.6
8	I	1022	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	高尾川 ①	西山内	北区	0.45	0.24	4.0
9	I	1024	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	新田谷川	西山内	北区	0.25	0.05	3.0
10	I	1028	笹ヶ瀬川	浮田川	東湯谷川	間倉	北区	0.59	0.26	4.0
11	I	1031	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	浮田東谷川	西山内	北区	0.22	0.05	0.4
12	I	1033	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	竹ノ鼻谷川	東山内	北区	0.20	0.04	1.0
13	I	1041	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	鎗水川	粟井	北区	0.58	0.25	15.0
14	I	1042	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	大向谷川	粟井	北区	0.47	0.09	17.0
15	I	1043	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	清兵坂川	粟井	北区	0.36	0.10	15.0
16	I	1044	笹ヶ瀬川	浮田川	ももぞの谷川	粟井	北区	0.40	0.10	6.0
17	I	1057	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	郷ノ池谷川	粟井	北区	0.68	0.26	5.0
18	I	1061	笹ヶ瀬川	足守川	柏尾谷川①	粟井	北区	0.09	0.19	15.0
19	I	1062	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	柏尾谷川	粟井	北区	0.18	0.02	1.0
20	I	1065	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	西谷川	吉	北区	0.45	0.09	6.8
21	I	1069	笹ヶ瀬川	日近川	日近谷川①	日近	北区	0.18	0.02	10.0
22	I	1071	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	一谷川	日近	北区	0.29	0.05	1.0
23	I	1072	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	小田尻川	日近	北区	0.42	0.07	1.0
24	I	1076	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	寺谷川	日応寺	北区	0.21	0.27	2.5
25	I	1078	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	小屋谷川	菅野	北区	0.46	0.28	1.0
26	I	1082	旭川	旭川	宮の谷川	中牧	北区	0.26	0.07	5.0
27	I	1083	旭川	旭川	上河内川	中牧	北区	0.32	0.08	5.0
28	I	1084	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	山田川	粟井	北区	0.32	0.37	5.0
29	I	1085	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	久田上谷川	粟井	北区	0.27	0.09	1.0
30	I	1086	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	久田川	粟井	北区	0.66	0.34	4.0
31	I	1087	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	龍王川	粟井	北区	0.45	0.17	1.0
32	I	1089	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	百田川	粟井	北区	1.31	0.52	3.0
33	I	1091	笹ヶ瀬川	足守川	佐古谷	粟井	北区	0.16	0.02	8.0
34	I	1093	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	高山谷川	日近	北区	0.23	0.05	48.0
35	I	1098	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	堀越川	大井	北区	0.26	0.04	4.0
36	I	1103	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	古市場谷川	大井	北区	0.18	0.03	2.0
37	I	1104	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	大井西谷川	大井	北区	0.20	0.03	3.0
38	I	1107	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	岡谷川	足守	北区	0.16	0.03	4.0
39	I	1113	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	谷淵谷川	下足守	北区	0.20	0.06	1.8
40	I	1114	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	三井谷川 ③	下足守	北区	0.47	0.13	2.0
41	I	1117	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	稲荷新川	高松稲荷	北区	0.28	0.08	2.0
42	I	1120	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	大谷川	高松稲荷	北区	0.40	0.13	4.0
43	I	1122	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	公会堂川	福谷	北区	0.16	0.03	2.0
44	I	1125	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	寺谷川	西辛川	北区	0.18	0.02	20.0
45	I	1126	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	蔭ノ谷川	西辛川	北区	0.38	0.08	10.0
46	I	1127	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	境谷川	西辛川	北区	0.38	0.09	10.0
47	I	1128	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	西境目川	吉備津	北区	0.27	0.06	5.0
48	I	1129	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	西向畑谷川	吉備津	北区	0.16	0.04	7.0
49	I	1131	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	吉備津川	一宮	北区	0.27	0.14	2.0
50	I	1132	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	上山神川	一宮	北区	0.28	0.10	4.0
51	I	1133	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	下山神川	一宮	北区	0.21	0.04	4.0
52	I	1134	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	堂敷谷川	菅野	北区	0.19	0.10	5.0
53	I	1135	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	峠溝（辛香川）	菅野	北区	0.30	0.10	2.0
54	I	1136	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	石ヶ谷溝	吉宗	北区	0.17	0.03	1.0
55	I	1138	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	湯場溝	栢谷	北区	0.20	0.05	2.0
56	I	1139	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	但馬谷溝	栢谷	北区	0.38	0.11	2.0
57	I	1142	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	高野谷川	栢谷	北区	0.57	1.44	4.0

番号	急傾斜ラング	箇所番号	水系名	河川名	溪流名	位置	管内	溪流概要		
								溪流長(km)	流域面積(km ²)	川幅(m)
58	1	1143	旭川	旭川	上池川	下牧	北区	0.52	0.25	5.0
59	1	1144	旭川	旭川	中の谷川	下牧	北区	0.25	0.04	2.0
60	1	1145	旭川	旭川	—	下牧の中谷	北区	0.55	0.36	5.0
61	1	1146	旭川	旭川	東浦川	下牧	北区	0.83	0.43	3.0
62	1	1147	旭川	旭川	柿坂川	下牧	北区	0.22	0.03	4.0
63	1	1154	旭川	旭川	石原川	牟佐	北区	1.50	1.15	6.0
64	1	1155	旭川	旭川	寺谷川	牟佐	北区	0.65	0.16	5.4
65	1	1156	旭川	旭川	薬師谷川	牟佐	北区	0.22	0.14	4.8
66	1	1158	旭川	旭川	原ノ谷川	牟佐	北区	0.35	0.17	7.0
67	1	1159	旭川	旭川	牛神谷川	牟佐	北区	0.40	0.06	6.0
68	1	1161	旭川	旭川	墓所ノ木川 ①	牟佐	北区	0.55	0.12	9.0
69	1	1163	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	宿谷川④	宿	北区	0.23	0.08	
70	1	1165	旭川	旭川	桜谷川	原	北区	0.23	0.10	15.0
71	1	1167	旭川	旭川	船山川	原	北区	0.75	0.28	2.9
72	1	1168	旭川	旭川	船山川	原	北区	0.31	0.11	1.2
73	1	1169	旭川	旭川	南谷川	畑鮎	北区	0.53	0.17	3.0
74	1	1170	旭川	旭川	西谷川	原	北区	0.20	0.05	1.0
75	1	1171	旭川	旭川	坂口谷川	原	北区	0.18	0.04	4.0
76	1	1172	旭川	旭川	小室川	宿	北区	0.29	0.08	6.0
77	1	1173	旭川	旭川	上ノ池川	宿	北区	0.27	0.08	2.0
78	1	1174	旭川	旭川	下ノ池川	宿	北区	0.20	0.07	2.0
79	1	1176	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	津高谷川	津高台1丁目	北区	0.22	0.06	7.0
80	1	1177	旭川	旭川	西上谷川	玉柏	北区	0.44	0.14	1.5
81	1	1178	旭川	旭川	北山川	玉柏	北区	0.26	0.06	2.0
82	1	1181	旭川	旭川	中谷池川 ②	牟佐	北区	0.30	0.08	6.0
83	1	1182	旭川	旭川	中谷池川 ③	牟佐	北区	0.45	0.08	2.4
84	1	1185	旭川	旭川	段原川	祇園	北区	0.35	0.22	6.0
85	1	1186	旭川	旭川	南谷川 ①	祇園	北区	0.70	0.25	8.0
86	1	1187	旭川	旭川	五郎谷川	祇園	北区	0.68	0.13	3.0
87	1	1188	旭川	旭川	竜の口谷川	祇園	北区、中区	0.52	0.14	8.0
88	1	1189	旭川	旭川	山浦谷川	祇園	中区	0.33	0.06	7.5
89	1	1190	旭川	旭川	西脇田山瀬川	祇園	中区	0.15	0.02	14.0
90	1	1191	旭川	旭川	脇田山瀬川	賞田	中区	0.15	0.05	3.0
91	1	1192	旭川	旭川	別惣山瀬川	湯迫	中区	0.44	0.11	12.0
92	1	1193	旭川	旭川	四御神川 ③	四御神	中区	0.55	0.59	5.4
93	1	1194	旭川	旭川	四御神川 ①	四御神	中区	0.21	0.05	9.0
94	1	1195	旭川	旭川	松尾川	土田	中区	0.20	0.03	8.0
95	1	1196	旭川	旭川	八津西谷川	矢津	東区	0.43	0.15	6.0
96	1	1197	旭川	旭川	矢津中谷川	矢津	東区	0.26	0.10	3.0
97	1	1198	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	矢坂谷川	矢坂東町	北区	0.13	0.08	3.0
98	1	1200	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	南矢坂谷川	矢坂本町	北区	0.20	0.03	8.0
99	1	1201	吉井川	吉井川	草加部川	草ヶ部	東区	0.45	0.18	10.0
100	1	1202	旭川	旭川	新北谷川	鉄	東区	0.18	0.16	30.0
101	1	1203	旭川	旭川	八塚川	浦間	東区	0.22	0.08	8.0
102	1	1204	旭川	旭川	ヤマヤマ木山谷川	城東台南2丁目	東区	0.18	0.03	4.0
103	1	1205	旭川	旭川	新屋敷谷川	古都南方	東区	0.28	0.08	5.0
104	1	1207	旭川	旭川	室山東谷川	古都南方	東区	0.35	0.08	3.0
105	1	1208	旭川	旭川	室山川	古都南方	東区	0.27	0.10	6.0
106	1	1209	旭川	旭川	山瀬川	古都南方	東区	0.35	0.15	6.0
107	1	1210	旭川	旭川	室山川 ①	古都南方	東区	0.33	0.09	9.0
108	1	1212	旭川	旭川	池ノ奥谷川	古都南方	東区	0.19	0.03	4.0
109	1	1215	旭川	旭川	神宮地谷川	西庄	東区	0.28	0.09	6.0
110	1	1216	旭川	旭川	西平谷川	西庄	東区	0.39	0.14	10.0
111	1	1217	旭川	旭川	上小谷川	目黒町	東区	0.27	0.19	5.0
112	1	1218	旭川	旭川	狸岩谷川	目黒町	東区	0.28	0.14	5.0
113	1	1220	吉井川	吉井川	西部谷川	浦間	東区	0.06	0.07	12.0
114	1	1221	吉井川	吉井川	的場谷	吉井	東区	0.22	0.02	19.0
115	1	1222	吉井川	吉井川	池奥川	吉井	東区	0.07	0.09	30.0
116	1	1223	吉井川	吉井川	泉谷川	吉井	東区	0.17	0.05	24.5
117	1	1224	吉井川	吉井川	相ヶ奥谷川	一日市	東区	0.15	0.13	10.5
118	1	1230	旭川	旭川	小鳥の森北谷川	竹原	東区	0.16	0.02	8.0

番号	区 段 ラ ン ク	箇 所 番 号	水系名	河川名	溪流名	位 置	管 内	溪流概要		
								溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	川幅 (m)
119	I	1231	旭川	旭川	雄町谷川	竹原	東区	0.15	0.15	4.0
120	I	1236	旭川	旭川	五ヶ村川	福治	東区	0.17	0.03	4.0
121	I	1237	旭川	旭川	坂本谷川	福治	東区	0.22	0.08	4.0
122	I	1238	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	有木谷川	尾上	北区	0.14	0.06	2.0
123	I	1239	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	乞喰谷川	大安寺	北区	0.24	0.08	15.0
124	I	1240	旭川	旭川	オオギ谷川 ③	原尾島	中区	0.20	0.06	4.0
125	I	1241	旭川	旭川	オオギ谷川 ②	原尾島	中区	0.23	0.09	8.0
126	I	1242	旭川	旭川	砂川	国富	中区	0.30	0.09	4.0
127	I	1243	旭川	旭川	砂川 ②	国富	中区	0.19	0.04	5.0
128	I	1245	その他	その他	尺ノ山下川	北浦	南区	0.29	0.06	7.0
129	I	1246	その他	その他	寺下川	飽浦	南区	0.36	0.06	7.0
130	I	1247	その他	その他	宮前川	飽浦	南区	0.18	0.03	12.0
131	I	1249	その他	その他	前新田川	宮浦	南区	0.12	0.07	15.0
132	I	1250	その他	その他	東川	宮浦	南区	0.35	1.04	10.0
133	I	1251	旭川	旭川	広谷川	広谷	東区	0.53	0.22	5.0
134	I	1253	その他	その他	西ノ奥川	小串	南区	0.23	0.02	12.5
135	I	1254	その他	その他	荒神谷川	阿津	南区	0.21	0.05	12.0
136	I	1255	その他	その他	小浦ノ奥川	小串	南区	0.21	0.07	6.0
137	I	1257	吉井川	千町川	寺前東谷川	長沼	東区	0.25	0.03	8.0
138	I	1258	吉井川	千町川	寺前西谷川	長沼	東区	0.38	0.08	10.0
139	I	1259	吉井川	千町川	中性寺谷川	長沼	東区	0.72	0.24	7.0
140	I	1260	吉井川	千町川	岩神川	長沼	東区	0.65	0.14	7.0
141	I	1261	吉井川	千町川	円定寺北谷川	長沼	東区	0.39	0.10	18.0
142	I	1262	幸田川	幸田川	吉藤川	邑久郷	東区	0.09	0.11	18.0
143	I	1263	幸田川	幸田川	麻宮川	邑久郷	東区	0.27	0.07	16.0
144	I	1264	幸田川	幸田川	邑久郷川	邑久郷	東区	0.14	0.25	12.0
145	I	1265	幸田川	幸田川	邑久郷川①	邑久郷	東区	0.17	0.10	18.0
146	I	1268	幸崎川	幸崎川	花谷川	下阿知	東区	0.29	0.06	9.0
147	I	1272	幸崎川	幸崎川	後谷川	上阿知	東区	0.12	0.02	6.0
148	I	1273	幸崎川	幸崎川	北之地川	西大寺一宮	東区	0.17	0.03	7.0
149	I	1274	その他	その他	中谷川	宝伝	東区	0.22	0.04	7.0
150	I	1275	その他	その他	東宝伝西谷川	宝伝	東区	0.27	0.04	5.0
151	I	1276	その他	その他	横江川	宝伝	東区	0.29	0.07	5.0
152	I	1277	その他	その他	東宝伝川	宝伝	東区	0.19	0.03	9.5
153	I	1278	その他	その他	東宝伝川	宝伝	東区	0.32	0.07	6.0
154	I	1279	その他	その他	西宝伝北谷川	宝伝	東区	0.17	0.03	7.0
155	I	1280	その他	その他	松尾西谷川	郡	南区	0.19	0.03	6.0
156	I	1281	その他	その他	西松尾川	郡	南区	0.40	0.09	5.0
157	I	1282	その他	その他	松尾東谷川	郡	南区	0.36	0.06	6.0
158	I	1283	その他	その他	東松尾川	郡	南区	0.32	0.05	10.0
159	I	1284	その他	その他	松尾中谷川	郡	南区	0.31	0.09	4.5
160	I	1285	その他	その他	松山谷川	郡	南区	0.18	0.03	11.0
161	I	1286	その他	その他	高山川	北浦	南区	0.32	0.15	5.0
162	I	1288	その他	その他	隅床谷川	郡	南区	0.27	0.11	5.0
163	I	1291	その他	その他	横尾谷川	飽浦	南区	0.31	0.09	10.0
164	I	1292	その他	その他	金上川	宮浦	南区	0.28	0.32	6.0
165	I	1296	その他	その他	両提上谷①	小串	南区	0.48	0.12	9.0
166	I	1298	その他	その他	西宝伝南谷川	宝伝	東区	0.27	0.12	7.0
167	I	1299	その他	その他	西宝伝中谷川	宝伝	東区	0.13	0.02	6.0
168	I	6001	倉敷川	郷内川	稲荷川	植松	南区	0.14	0.02	5.9
169	I	6002	倉敷川	郷内川	稲荷川	植松	南区	0.11	0.02	8.0
170	I	6004	倉敷川	倉敷川	片屋川	彦崎	南区	0.10	0.04	11.4
171	I	6005	倉敷川	倉敷川	明石上川	彦崎	南区	0.21	0.04	6.9
172	I	6007	倉敷川	倉敷川	用木川	彦崎	南区	0.11	0.01	9.4
173	I	6010	倉敷川	倉敷川	大谷川	彦崎	南区	0.18	0.13	9.0
174	I	6011	倉敷川	倉敷川	大谷川	彦崎	南区	0.23	0.04	8.0
175	I	6012	倉敷川	倉敷川	大谷川	彦崎	南区	0.23	0.04	6.0
176	I	6014	倉敷川	倉敷川	西ノ岡川	川張	南区	0.12	0.04	9.6
177	I	6015	倉敷川	倉敷川	向谷川	川張	南区	0.31	0.18	7.8
178	I	6016	倉敷川	倉敷川	東奥川	片岡	南区	0.13	0.10	10.9
179	I	6017	倉敷川	倉敷川	里谷川	宗津	南区	0.32	0.18	9.0

番号	系統番号	箇所番号	水系名	河川名	溪流名	位置	管内	溪流概要		
								溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	川幅 (m)
180	I	6018	倉敷川	倉敷川	中岡川	宗津	南区	0.30	0.05	4.6
181	I	6019	倉敷川	倉敷川	迫川宗津境川	迫川	南区	0.15	0.03	11.8
182	I	6020	倉敷川	倉敷川	迫川宗津境川	迫川	南区	0.22	0.03	8.6
183	I	6021	倉敷川	倉敷川	岡畑川	迫川	南区	0.39	0.06	6.0
184	I	6024	倉敷川	宮川	宮谷川	奥迫川	南区	0.17	0.03	11.4
185	I	6025	倉敷川	宮川	サコ谷川	迫川	南区	0.25	0.14	9.4
186	I	6027	倉敷川	宮川	赤坂川	迫川	南区	0.19	0.04	9.0
187	I	6032	倉敷川	宮川	西葛谷川	奥迫川	南区	0.23	0.05	10.5
188	I	6033	倉敷川	宮川	東葛谷川	奥迫川	南区	0.31	0.12	8.7
189	I	6034	倉敷川	宮川	宮川支川	奥迫川	南区	0.11	0.02	7.4
190	I	6038	倉敷川	宮川	京殿川	迫川	南区	0.27	0.07	5.6
191	I	6039	倉敷川	宮川	金山谷川	奥迫川	南区	0.08	0.05	5.9
192	I	6041	倉敷川	宮川	茂曾呂川	迫川	南区	0.26	0.41	9.4
193	I	7010	旭川	宇甘川	九折谷川	御津虎倉市場	北区	1.38	1.09	5.0
194	I	7012	旭川	宇甘川	百谷川	御津虎倉市場	北区	1.27	1.00	0.6
195	I	7019	旭川	宇甘川	金子谷川	御津紙工石原	北区	1.08	0.94	5.0
196	I	7020	旭川	宇甘川	河内川	御津紙工河内	北区	0.16	0.03	
197	I	7021	旭川	宇甘川	曾根川	御津紙工河内	北区	1.19	0.46	3.0
198	I	7025	旭川	宇甘川	西山谷川	御津紙工宮脇	北区	0.50	0.19	3.0
199	I	7026	旭川	宇甘川	神社下川	御津紙工宮脇	北区	0.12	0.02	
200	I	7027	旭川	宇甘川	星原川①	御津紙工星原	北区	0.27	0.05	2.0
201	I	7028	旭川	天満川	星原川②	御津紙工星原	北区	0.22	0.08	3.0
202	I	7038	旭川	大野川	クルミ谷川	御津虎倉宿	北区	0.40	0.19	3.0
203	I	7041	旭川	九谷川	土谷川	御津宇甘九谷	北区	0.80	0.17	3.0
204	I	7044	旭川	宇甘川	加倉谷川	御津勝尾	北区	0.35	0.10	6.0
205	I	7058	旭川	新庄川	西谷川	御津新庄西谷	北区	0.36	0.09	
206	I	7063	旭川	新庄川	寺奥川	御津新庄寺部	北区	0.10	0.03	
207	I	7064	旭川	新庄川	カキンザコ川	御津新庄寺部	北区	0.18	0.03	
208	I	7065	旭川	旭川	草生川①	御津草生	北区	0.55	0.09	2.0
209	I	7066	旭川	旭川	大畑川②	御津草生	北区	0.48	0.15	2.0
210	I	7068	旭川	宇甘川	中泉川①	御津中泉	北区	0.19	0.03	
211	I	7069	旭川	宇甘川	熊野谷川	御津中泉	北区	0.51	0.20	2.5
212	I	7070	旭川	宇甘川	中泉川②	御津中泉	北区	0.42	0.08	1.5
213	I	7071	旭川	宇甘川	熊見谷下川	御津中泉	北区	0.16	0.02	
214	I	7072	旭川	宇甘川	熊見谷川	御津中泉	北区	0.43	0.25	2.0
215	I	7082	旭川	宇甘川	オグロ谷川	御津宇甘上村	北区	0.35	0.06	4.0
216	I	7084	旭川	宇甘川	平谷川	御津高津大谷	北区	0.39	0.09	3.0
217	I	7085	旭川	宇甘川	高澤川	御津高津下畑	北区	0.37	0.06	2.0
218	I	7087	旭川	宇甘川	下田川①	御津下田	北区	0.34	0.06	3.0
219	I	7088	旭川	宇甘川	下田川②	御津下田	北区	0.42	0.13	2.5
220	I	7089	旭川	旭川	堂ヶ谷川	御津草生	北区	0.50	0.18	3.0
221	I	7097	旭川	新庄川	金山谷川	御津伊田小林	北区	0.49	0.10	4.0
222	I	7101	旭川	宇甘川	見谷川	御津金川	北区	0.61	0.14	2.0
223	I	7109	旭川	旭川	新谷川	御津国ヶ原	北区	0.62	0.17	2.0
224	I	7111	旭川	旭川	田土川①	御津芳谷田土	北区	1.46	1.42	9.0
225	I	7112	旭川	旭川	田土川②	御津芳谷田土	北区	0.14	0.04	
226	I	7123	旭川	旭川	小山川②	御津野々口小山	北区	0.25	0.05	1.5
227	I	7124	旭川	旭川	椀谷川	御津吉尾	北区	0.41	0.08	3.0
228	I	7125	旭川	旭川	奥山谷川	御津川高	北区	0.44	0.11	1.5
229	I	7127	旭川	野々口川	小坂谷川②	御津野々口	北区	0.10	0.01	1.5
230	I	7128	旭川	野々口川	川市川	御津野々口	北区	1.01	0.52	1.5
231	I	7129	旭川	旭川	柿木川	御津中牧十谷	北区	0.39	0.10	2.0
232	I	7130	旭川	野々口川	野々口川②	御津野々口	北区	0.63	0.13	3.0
233	I	7131	旭川	野々口川	中山川	御津中山	北区	0.48	0.10	2.0
234	I	8003	旭川	滝谷川	上上代川	建部町角石谷	北区	0.64	0.17	3.0
235	I	8015	旭川	旭川	邸ノ上川	建部町鶴田	北区	0.52	0.17	3.0
236	I	8016	旭川	旭川	上曾根川	建部町鶴田	北区	0.34	0.05	2.0
237	I	8021	旭川	滝谷川	円通寺川	建部町角石谷	北区	0.26	0.05	3.0
238	I	8031	旭川	旭川	荒田川	建部町品田	北区	0.24	0.25	4.0
239	I	8033	旭川	旭川	高浜川	建部町川口	北区	0.60	0.14	4.0
240	I	8034	旭川	誕生寺川	地殿川	建部町下神目	北区	0.77	0.66	4.5

番号	有枝番号	箇所番号	水系名	河川名	溪流名	位置	管内	溪流概要		
								溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	川幅 (m)
241	I	8041	旭川	小玉川	久具川①	建部町品田	北区	0.14	0.02	2.0
242	I	8046	旭川	石引川	石引川④	建部町下神目	北区	0.25	0.02	15.0
243	I	8052	旭川	旭川	能勢谷川①	建部町品田	北区	0.16	0.01	4.0
244	I	8053	旭川	旭川	能勢谷川②	建部町品田	北区	0.41	0.10	2.0
245	I	8054	旭川	石引川	福渡川①	建部町福渡	北区	0.13	0.03	—
246	I	8056	旭川	田地子川	久津辺川①	建部町田地子	北区	0.17	0.08	6.0
247	I	8060	旭川	石引川	福渡川②	建部町福渡	北区	0.91	0.30	4.0
248	I	8061	旭川	長谷川	尻無川	建部町大田	北区	0.31	0.12	3.0
249	I	8065	旭川	長谷川	寒砂谷川	建部町大田	北区	0.58	0.23	2.5
250	I	8073	旭川	田地子川	能念寺川①	建部町富沢	北区	0.24	0.05	—
251	I	8074	旭川	田地子川	能念寺川②	建部町富沢	北区	0.48	0.08	3.0
252	I	8075	旭川	長谷川	芳刈田川②	建部町大田	北区	0.42	0.08	12.0
253	I	8077	旭川	長谷川	芳刈田川①	建部町大田	北区	0.40	0.07	12.0
254	I	8079	旭川	田地子川	今福川	建部町富沢	北区	0.32	0.06	—
255	I	8080	旭川	田地子川	小山川①	建部町富沢	北区	0.13	0.01	2.0
256	I	8082	旭川	田地子川	たけべの森川	建部町田地子	北区	0.56	0.10	2.0
257	I	8083	旭川	田地子川	藤田川	建部町富沢	北区	0.36	0.13	2.5
258	I	8084	旭川	田地子川	成森川②	建部町富沢	北区	0.30	0.03	1.5
259	I	8086	旭川	土師方川	行常川	建部町土師方	北区	1.39	0.69	2.5
260	I	8089	旭川	田地子川	成森川①	建部町富沢	北区	0.30	0.41	3.0
261	I	8090	旭川	長谷川	白石川	建部町大田	北区	0.29	0.09	10.0
262	I	8092	旭川	桜川	桜中村川①	建部町桜	北区	0.82	0.36	8.0
263	I	8098	旭川	土師方川	火打谷川	建部町土師方	北区	0.42	0.10	2.0
264	I	8100	旭川	桜川	桜中村川②	建部町桜	北区	0.14	0.24	—
265	I	8102	旭川	土師方川	松尾川①	建部町土師方	北区	0.38	0.12	1.8
266	I	8107	旭川	桜川	天頭川②	建部町中田	北区	0.24	0.05	2.5
267	I	8113	旭川	旭川	清水川	建部町小倉	北区	0.35	0.08	3.0
268	I	8114	旭川	旭川	田戸川②	建部町小倉	北区	0.72	0.68	2.5
269	I	8116	旭川	旭川	中曾祢川	建部町小倉	北区	0.32	0.05	1.0
270	I	8117	旭川	旭川	小林口川	建部町小倉	北区	0.76	0.13	2.0
271	I	13001	旭川	十七川	支流	瀬戸町塩納	東区	0.13	0.02	15.0
272	I	13005	吉井川	千種川	支流	瀬戸町塩納	東区	0.47	0.24	7.0
273	I	13007	吉井川	千種川	支流	瀬戸町鍛冶屋	東区	0.35	0.10	5.0
274	I	13009	吉井川	—	千種川	瀬戸町鍛冶屋	東区	0.60	0.33	5.0
275	I	13012	吉井川	—	支流	瀬戸町大井	東区	0.35	0.10	12.0
276	I	13013	吉井川	舟石川	舟石川	瀬戸町万富	東区	0.69	0.30	10.0
277	I	13014	旭川	十七川	支流	瀬戸町塩納	東区	0.29	0.11	6.0
278	I	13015	旭川	十七川	塩納谷②	瀬戸町塩納	東区	0.46	0.11	6.0
279	I	13016	吉井川	—	寺見谷	瀬戸町弓削	東区	0.29	0.05	7.0
280	I	13018	吉井川	—	支流	瀬戸町弓削	東区	1.10	0.23	5.0
281	I	13019	吉井川	—	中庄路谷	瀬戸町弓削	東区	0.21	0.05	10.0
282	I	13020	旭川	十七川	支流	瀬戸町瀬戸	東区	0.24	0.18	6.0
283	I	13021	旭川	十七川	光明谷②	瀬戸町光明谷	東区	0.23	0.09	10.0
284	I	13022	旭川	十七川	光明谷①	瀬戸町光明谷	東区	0.38	0.19	7.0
285	I	13023	旭川	十七川	寺地谷	瀬戸町寺地	東区	0.41	0.12	7.0
286	I	13025	吉井川	瓜生川	支流	瀬戸町宗堂	東区	0.57	0.81	8.0
287	I	13026	吉井川	瓜生川	森末谷	瀬戸町森末	東区	0.37	0.07	10.0
288	I	13027	吉井川	瓜生川	支流	瀬戸町坂根	東区	0.15	0.03	8.0
289	I	13028	吉井川	瓜生川	支流	瀬戸町南方	東区	0.55	0.04	7.0
290	I	13029	吉井川	瓜生川	南方谷	瀬戸町南方	東区	0.37	0.06	4.0
291	I	13033	吉井川	—	鶏居谷川	瀬戸町大内	東区	0.69	0.06	6.0
292	I	13034	吉井川	—	箕ヶ市谷川	瀬戸町大内	東区	0.78	0.11	12.0
293	I	13035	吉井川	鍛冶屋川	正木谷川	瀬戸町大内	東区	0.30	0.09	5.0
294	I	13037	吉井川	鍛冶屋川	支流	瀬戸町大内	東区	0.27	0.04	6.0
295	I	13038	吉井川	—	下之庄谷	瀬戸町弓削	東区	0.72	0.10	6.0
296	I	13039	吉井川	大谷川	弓削谷	瀬戸町弓削	東区	0.45	0.09	8.0
297	I	13040	吉井川	大谷川	金山谷①	瀬戸町弓削	東区	1.22	0.14	12.0
298	I	13041	吉井川	大谷川	金山谷②	瀬戸町弓削	東区	1.40	0.13	9.0
299	I	13042	吉井川	大谷川	大谷川	瀬戸町弓削	東区	5.39	0.99	6.0
300	I	13043	旭川	砂川	長尾山谷	瀬戸町笹岡	東区	0.25	0.05	10.0
301	I	13044	旭川	砂川	山之池谷	瀬戸町塩納	東区	0.22	0.10	12.0

番号	管内 区 別	箇所 番号	水系名	河川名	溪流名	位置	管内	溪流概要		
								溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	川幅 (m)
302	I	13045	旭川	秋芳川	支流	瀬戸町下	東区	0.34	0.10	6.0
303	I	13046	旭川	秋芳川	瀬戸谷	瀬戸町下	東区	0.29	0.05	5.0
304	I	13047	旭川	秋芳川	鉄砲山谷	瀬戸町下	東区	0.22	0.03	5.0
305	I	13048	旭川	秋芳川	支流	瀬戸町寺地	東区	0.37	0.11	2.0
306	I	13049	旭川	秋芳川	柳池谷	瀬戸町寺地	東区	0.22	0.05	6.0
307	I	13050	旭川	秋芳川	支流	瀬戸町江尻	東区	0.46	0.12	6.0
308	I	13051	旭川	肩脊川	支流	瀬戸町江尻	東区	0.18	0.14	7.0
309	I	13052	吉井川	鍛冶屋川	本村谷	瀬戸町坂根	東区	0.28	0.10	5.0
310	I	13053	吉井川	瓜生川	支流	瀬戸町坂根	東区	0.37	0.17	5.0
311	I	13054	旭川	肩脊川	支流	瀬戸町肩脊	東区	0.22	0.05	9.0
312	I	13055	旭川	肩脊川	支流	瀬戸町肩脊	東区	0.48	0.29	6.0
313	I	13056	旭川	砂川	中谷川	瀬戸町観音寺	東区	0.38	0.20	5.0
314	I	13057	旭川	砂川	支流	瀬戸町宿奥	東区	0.86	0.56	5.0
315	I	13059	旭川	砂川	支流	瀬戸町宿奥	東区	0.32	0.06	8.0
316	I	13060	旭川	砂川	支流	瀬戸町菊山	東区	0.21	0.05	9.0
317	I	13061	旭川	大明神川	支流	瀬戸町観音寺	東区	0.79	0.38	6.0
318	I	13061	吉井川	千種川	支流	瀬戸町鍛冶屋	東区	0.75	0.47	12.0
319	I	13063	旭川	塩井川	支流	瀬戸町肩脊	東区	0.17	0.05	5.0
320	I	080n	旭川	滝谷川	新屋川	建部町角石谷	東区	0.25	0.04	—
321	I	130n	吉井川	—	支流	瀬戸町鍛冶屋	東区	0.57	0.15	4.0
322	II	1003	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	前田谷川	掛畑	北区	0.15	0.06	1.4
323	II	1004	笹ヶ瀬川	足守川	上掛畑谷	掛畑	北区	0.22	0.05	10.0
324	II	1006	笹ヶ瀬川	足守川	前田谷川	掛畑	北区	0.26	0.06	6.0
325	II	1010	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	杭田谷川	間倉	北区	0.33	0.27	3.0
326	II	1011	笹ヶ瀬川	足守川	西間倉谷川	間倉	北区	0.40	0.08	10.0
327	II	1012	笹ヶ瀬川	足守川	西河内川	東山内	北区	0.30	0.08	4.0
328	II	1013	笹ヶ瀬川	足守川	上杭田谷	東山内	北区	0.20	0.06	10.0
329	II	1014	笹ヶ瀬川	足守川	河原谷川②	河原	北区	0.18	0.02	5.0
330	II	1020	笹ヶ瀬川	浮田川	長倉川①	間倉	北区	0.35	0.04	4.0
331	II	1023	笹ヶ瀬川	浮田川	天王池谷川	西山内	北区	0.40	0.12	6.0
332	II	1025	笹ヶ瀬川	浮田川	西山内上谷	西山内	北区	0.75	0.32	8.0
333	II	1027	笹ヶ瀬川	浮田川	湯谷川	間倉	北区	0.41	0.14	4.0
334	II	1029	笹ヶ瀬川	浮田川	大伺谷	西山内	北区	0.42	0.07	8.0
335	II	1030	笹ヶ瀬川	浮田川	湯谷川	西山内	北区	0.20	0.20	5.0
336	II	1034	笹ヶ瀬川	足守川	東山内谷③	東山内	北区	0.19	0.03	8.0
337	II	1038	笹ヶ瀬川	足守川	三明谷川	河原	北区	0.25	0.04	6.0
338	II	1040	笹ヶ瀬川	浮田川	虎々路谷③	粟井	北区	0.25	0.07	6.0
339	II	1046	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	黒尾谷川	粟井	北区	0.60	0.19	3.0
340	II	1048	笹ヶ瀬川	浮田川	大塚谷川①	粟井	北区	0.31	0.05	10.0
341	II	1049	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	大塚川	粟井	北区	0.17	0.02	3.0
342	II	1050	笹ヶ瀬川	浮田川	大塚谷川②	粟井	北区	0.34	0.04	8.0
343	II	1051	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	大塚谷川	粟井	北区	0.45	0.30	3.0
344	II	1054	笹ヶ瀬川	足守川	堂坂上谷川	粟井	北区	0.40	0.09	12.0
345	II	1055	笹ヶ瀬川	足守川	堂坂下谷川	粟井	北区	0.32	0.07	12.0
346	II	1056	笹ヶ瀬川	足守川	宮畦谷川	粟井	北区	0.34	0.07	6.0
347	II	1058	笹ヶ瀬川	足守川	中井谷川	苔山	北区	0.42	0.08	8.0
348	II	1059	笹ヶ瀬川	足守川	中井谷	苔山	北区	0.42	0.10	6.0
349	II	1060	笹ヶ瀬川	足守川	苔山下谷川	苔山	北区	0.39	0.10	15.0
350	II	1063	笹ヶ瀬川	足守川	柏尾谷川②	粟井	北区	0.19	0.03	12.0
351	II	1064	笹ヶ瀬川	日近川	亀山谷	吉	北区	0.20	0.02	4.0
352	II	1066	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	清重川	下高田	北区	0.67	0.28	3.0
353	II	1067	笹ヶ瀬川	日近川	清重川	吉	北区	0.38	0.10	6.0
354	II	1068	笹ヶ瀬川	日近川	樽奥谷川	吉	北区	0.42	0.11	6.0
355	II	1070	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	後山谷川	日近	北区	0.23	0.06	0.5
356	II	1073	笹ヶ瀬川	日近川	日近谷川②	日近	北区	0.48	0.22	6.0
357	II	1075	笹ヶ瀬川	日近川	石河原谷川	下高田	北区	0.47	0.10	5.0
358	II	1077	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	滝田谷川	菅野	北区	0.72	0.41	2.0
359	II	1079	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	真瀬川	菅野	北区	0.26	0.28	2.0
360	II	1080	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	菅野川支川	菅野	北区	0.28	0.06	6.0
361	II	1081	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	池ノ谷川	菅野	北区	0.28	0.04	3.5
362	II	1088	笹ヶ瀬川	足守川	百田上谷	粟井	北区	0.14	0.02	10.0

番号	系統 ランク	箇所 番号	水系名	河川名	溪流名	位置	管内	溪流概要		
								溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	川幅 (m)
363	Ⅱ	1090	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	右百田川	粟井	北区	0.15	0.03	0.5
364	Ⅱ	1092	笹ヶ瀬川	日近川	和田谷川	日近	北区	0.10	0.02	8.0
365	Ⅱ	1094	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	明神溝	富吉	北区	0.33	0.05	3.0
366	Ⅱ	1095	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	観音溝	富吉	北区	0.21	0.05	1.6
367	Ⅱ	1096	笹ヶ瀬川	日近川	弥高谷川	日近	北区	0.14	0.02	10.0
368	Ⅱ	1102	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	池ノ上谷川	足守	北区	0.23	0.06	4.0
369	Ⅱ	1106	笹ヶ瀬川	足守川	余町谷川	足守	北区	0.16	0.04	10.0
370	Ⅱ	1109	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	深茂川	足守	北区	0.25	0.05	4.0
371	Ⅱ	1112	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	寺坂川	下足守	北区	0.75	0.32	4.0
372	Ⅱ	1123	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	岩端川	福谷	北区	0.18	0.02	2.0
373	Ⅱ	1124	笹ヶ瀬川	宮西川	立田本谷②	立田	北区	0.35	0.05	6.0
374	Ⅱ	1130	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	箕手川	新庄下	北区	0.13	0.01	1.0
375	Ⅱ	1137	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	六反川	菅野	北区	0.11	0.12	4.0
376	Ⅱ	1140	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	苦田谷川	栢谷	北区	0.17	0.06	4.0
377	Ⅱ	1141	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	横尾田溝	栢谷	北区	0.45	0.14	6.0
378	Ⅱ	1148	旭川	旭川	大原池川	下牧	北区	0.65	0.25	4.0
379	Ⅱ	1149	旭川	旭川	下山川	下牧	北区	0.38	0.13	5.0
380	Ⅱ	1150	旭川	旭川	下大谷川	下牧	北区	0.25	0.03	2.0
381	Ⅱ	1151	旭川	旭川	本宮谷川	牟佐	北区	0.25	0.15	12.0
382	Ⅱ	1152	旭川	旭川	地藏谷川	牟佐	北区	0.13	0.05	8.0
383	Ⅱ	1153	旭川	旭川	牟佐谷川	牟佐	北区	0.33	0.08	4.0
384	Ⅱ	1160	旭川	旭川	砂利山谷川	牟佐	北区	0.37	0.12	1.5
385	Ⅱ	1162	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	猿場谷左支谷	横井上	北区	0.16	0.02	15.0
386	Ⅱ	1164	旭川	旭川	磯尾谷川	原	北区	0.53	0.44	1.8
387	Ⅱ	1166	旭川	旭川	むくろ谷川	原	北区	0.34	0.20	3.0
388	Ⅱ	1175	旭川	旭川	高山川	宿	北区	0.09	0.02	2.0
389	Ⅱ	1179	旭川	旭川	さつぼ谷川	玉柏	北区	0.35	0.07	2.0
390	Ⅱ	1180	旭川	旭川	しんなし谷川	玉柏	北区	0.15	0.03	10.0
391	Ⅱ	1183	旭川	旭川	西谷川	牟佐	北区	0.46	0.09	2.5
392	Ⅱ	1184	旭川	旭川	地頭川支川	牟佐	北区	0.53	0.29	10.0
393	Ⅱ	1199	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	万成谷川	万成東町	北区	0.07	0.02	6.0
394	Ⅱ	1206	旭川	旭川	宮脇川	古都南方	東区	0.20	0.04	3.0
395	Ⅱ	1219	吉井川	吉井川	吉井谷	吉井	東区	0.17	0.03	8.0
396	Ⅱ	1225	吉井川	吉井川	本起越谷川	栢原	東区	0.24	0.11	6.5
397	Ⅱ	1226	吉井川	吉井川	本起越谷	栢原	東区	0.30	0.04	8.0
398	Ⅱ	1227	吉井川	吉井川	宮下谷川	栢原	東区	0.24	0.04	6.0
399	Ⅱ	1232	旭川	旭川	護摩谷川	竹原	東区	0.20	0.03	4.0
400	Ⅱ	1234	旭川	旭川	不尾谷川	竹原	東区	0.13	0.03	4.0
401	Ⅱ	1244	旭川	旭川	奥市郷川	奥市	中区	0.15	0.04	5.0
402	Ⅱ	1248	その他	その他	焼酎谷	宮浦	南区	0.72	0.27	9.0
403	Ⅱ	1252	旭川	旭川	広谷東谷川	広谷	東区	0.38	0.10	3.0
404	Ⅱ	1256	その他	その他	持山下谷	小串	南区	0.06	0.07	20.0
405	Ⅱ	1266	幸田川	幸田川	北田川	邑久郷	東区	0.40	0.05	6.0
406	Ⅱ	1267	幸田川	幸田川	神崎東谷川	邑久郷	東区	0.14	0.02	8.0
407	Ⅱ	1269	幸崎川	幸崎川	下阿知川	下阿知	東区	0.18	0.05	6.0
408	Ⅱ	1270	幸崎川	幸崎川	松伐谷川	下阿知	東区	0.22	0.04	8.0
409	Ⅱ	1271	幸崎川	幸崎川	山ノ奥谷川	下阿知	東区	0.21	0.03	4.0
410	Ⅱ	1287	その他	その他	横尾谷川西	飽浦	南区	0.41	0.08	22.5
411	Ⅱ	1289	その他	その他	長谷川中谷④	飽浦	南区	0.22	0.03	5.0
412	Ⅱ	1290	その他	その他	長谷川中谷②	飽浦	南区	0.15	0.02	2.5
413	Ⅱ	1297	その他	その他	久々井東谷川	久々井	東区	0.07	0.08	5.0
414	Ⅱ	6008	倉敷川	倉敷川	大谷川	彦崎	南区	0.14	0.04	7.0
415	Ⅱ	6009	倉敷川	倉敷川	用木川	彦崎	南区	0.28	0.18	9.6
416	Ⅱ	6022	倉敷川	宮川	妙見谷川	迫川	南区	0.05	0.06	8.3
417	Ⅱ	6023	倉敷川	宮川	清水谷川	迫川	南区	0.15	0.05	8.5
418	Ⅱ	6026	倉敷川	宮川	甚奥川	迫川	南区	0.38	0.10	6.4
419	Ⅱ	6028	倉敷川	宮川	赤坂川	迫川	南区	0.16	0.03	13.5
420	Ⅱ	6029	倉敷川	宮川	彦田郎奥川	奥迫川	南区	0.36	0.08	7.9
421	Ⅱ	6030	倉敷川	宮川	宮川支川	奥迫川	南区	0.26	0.08	8.3
422	Ⅱ	6031	倉敷川	宮川	宮川支川	奥迫川	南区	0.45	0.26	10.8
423	Ⅱ	6035	倉敷川	宮川	宮川支川	奥迫川	南区	0.29	0.20	8.4

番号	管内番号	簡所番号	水系名	河川名	溪流名	位置	管内	溪流概要		
								溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	川幅 (m)
424	Ⅱ	6036	倉敷川	宮川	迫川奥谷境川	迫川	南区	0.11	0.02	9.3
425	Ⅱ	6037	倉敷川	宮川	迫川奥谷境川	迫川	南区	0.16	0.09	7.8
426	Ⅱ	7001	旭川	旭川	妙見谷川	御津鹿瀬	北区	0.08	0.02	3.0
427	Ⅱ	7002	旭川	新庄川	用元川	御津石上佐野	北区	0.59	0.11	4.0
428	Ⅱ	7003	旭川	新庄川	門前谷川	御津石上佐野	北区	0.39	0.13	3.0
429	Ⅱ	7004	旭川	新庄川	日室川	御津石上	北区	0.43	0.11	2.0
430	Ⅱ	7006	旭川	新庄川	石上大畑川②	御津石上	北区	0.18	0.03	
431	Ⅱ	7007	旭川	新庄川	尺森川	御津中畑	北区	0.18	0.03	
432	Ⅱ	7008	旭川	新庄川	柳坂川	御津中畑	北区	0.18	0.02	
433	Ⅱ	7009	旭川	新庄川	沖坂川	御津中畑	北区	0.33	0.08	1.0
434	Ⅱ	7011	旭川	宇甘川	百谷川②	御津虎倉市場	北区	0.17	0.03	
435	Ⅱ	7013	旭川	大野川	虎倉川①	御津虎倉大野	北区	0.46	0.09	3.0
436	Ⅱ	7014	旭川	大野川	熊谷川	御津虎倉大野	北区	0.75	0.53	3.0
437	Ⅱ	7015	旭川	大野川	鋸坂川	御津虎倉大野	北区	0.22	0.03	
438	Ⅱ	7016	旭川	大野川	虎倉川②	御津虎倉大野	北区	0.57	0.23	3.0
439	Ⅱ	7017	旭川	宇甘川	石原川①	御津紙工石原	北区	0.28	0.05	1.0
440	Ⅱ	7018	旭川	宇甘川	石原川	御津紙工石原	北区	0.53	0.12	3.5
441	Ⅱ	7022	旭川	宇甘川	曾根川②	御津紙工河内	北区	0.25	0.03	
442	Ⅱ	7023	旭川	宇甘川	和田谷川	御津紙工河内	北区	0.40	0.10	4.0
443	Ⅱ	7024	旭川	宇甘川	木広川	御津紙工久保	北区	0.83	0.39	5.0
444	Ⅱ	7029	旭川	宇甘川	加休谷川	御津紙工天満	北区	0.36	0.09	3.0
445	Ⅱ	7030	旭川	宇甘川	天満川①	御津紙工天満	北区	0.31	0.08	3.0
446	Ⅱ	7031	旭川	宇甘川	久保川	御津紙工久保	北区	0.37	0.08	3.0
447	Ⅱ	7032	旭川	大野川	ブンドウ谷川	御津虎倉大野	北区	1.06	0.43	5.0
448	Ⅱ	7033	旭川	宇甘川	天満西山谷川	御津紙工天満	北区	1.58	1.28	2.5
449	Ⅱ	7034	旭川	宇甘川	天満川③	御津紙工天満	北区	0.45	0.14	3.0
450	Ⅱ	7035	旭川	宇甘川	久名谷川	御津紙工天満	北区	0.58	0.13	2.0
451	Ⅱ	7036	旭川	大野川	島ノ山谷川	御津虎倉宿	北区	0.24	0.06	
452	Ⅱ	7037	旭川	大野川	荒神平川	御津虎倉宿	北区	0.12	0.02	
453	Ⅱ	7039	旭川	宇甘川	矢の奥谷川	御津宇甘九谷	北区	0.66	0.18	3.0
454	Ⅱ	7040	旭川	九谷川	佐古田谷川	御津宇甘九谷	北区	0.54	0.11	3.0
455	Ⅱ	7042	旭川	宇甘川	下土谷川	御津宇甘九谷	北区	0.69	0.47	4.0
456	Ⅱ	7043	旭川	宇甘川	久津城川	御津勝尾	北区	0.24	0.06	3.0
457	Ⅱ	7045	旭川	宇甘川	加倉口川	御津勝尾	北区	0.14	0.02	
458	Ⅱ	7046	旭川	宇甘川	谷奥川	御津勝尾	北区	0.25	0.04	
459	Ⅱ	7047	旭川	旭川	久師井東谷川	御津草生久師井	北区	0.10	0.03	12.0
460	Ⅱ	7048	旭川	旭川	中谷川	御津草生久師井	北区	0.24	0.05	1.0
461	Ⅱ	7049	旭川	旭川	上谷川	御津草生久師井	北区	0.28	0.05	1.0
462	Ⅱ	7050	旭川	宇甘川	久師井川	御津草生久師井	北区	0.35	0.15	2.0
463	Ⅱ	7051	旭川	旭川	久師井矢谷川	御津草生久師井	北区	0.64	0.32	3.0
464	Ⅱ	7052	旭川	旭川	京窪谷川	御津草生久師井	北区	0.31	0.04	
465	Ⅱ	7053	旭川	新庄川	佐野川①	御津石上佐野	北区	0.59	0.19	3.0
466	Ⅱ	7054	旭川	新庄川	佐野金山谷川	御津石上佐野	北区	0.11	0.05	2.0
467	Ⅱ	7055	旭川	新庄川	佐野川②	御津石上佐野	北区	0.49	0.11	0.5
468	Ⅱ	7056	旭川	新庄川	西谷川②	御津新庄西谷	北区	0.53	0.13	3.5
469	Ⅱ	7057	旭川	宇甘川	高山川	御津新庄西谷	北区	0.39	0.12	
470	Ⅱ	7059	旭川	旭川	新庄鳥越山川	御津新庄	北区	0.69	0.41	10.0
471	Ⅱ	7060	旭川	新庄川	柳坂谷川	御津平岡西	北区	0.38	0.07	
472	Ⅱ	7061	旭川	新庄川	沢サコ谷川	御津平岡西	北区	0.13	0.02	
473	Ⅱ	7062	旭川	新庄川	原ノ谷川	御津矢知	北区	0.14	0.03	
474	Ⅱ	7067	旭川	宇甘川	中泉奥山谷川	御津中泉	北区	0.68	0.40	2.5
475	Ⅱ	7073	旭川	宇甘川	黒木川	御津中泉	北区	0.45	0.13	2.5
476	Ⅱ	7074	旭川	宇甘川	黒木川②	御津中泉	北区	0.59	0.23	3.0
477	Ⅱ	7075	旭川	宇甘川	箕地谷川	御津下田箕地	北区	0.11	0.02	
478	Ⅱ	7076	旭川	宇甘川	糸ヶ谷川	御津下田箕地	北区	0.51	0.18	5.5
479	Ⅱ	7077	旭川	旭川	矢原城山川	御津矢原	北区	0.26	0.10	
480	Ⅱ	7078	旭川	新庄川	鍛冶屋谷川	御津新庄蔭地	北区	0.43	0.11	1.6
481	Ⅱ	7079	旭川	新庄川	瀬戸川	御津新庄	北区	0.22	0.05	12.0
482	Ⅱ	7080	旭川	宇甘川	九谷新田川	御津宇甘	北区	0.27	0.05	6.0
483	Ⅱ	7081	旭川	宇甘川	中島川	御津宇甘上村	北区	0.54	0.16	6.0
484	Ⅱ	7083	旭川	宇甘川	狭堂谷川	御津宇甘上村	北区	0.45	0.11	3.0

番号	系統 別 ラン ク	簡 所 番 号	水系名	河川名	溪流名	位 置	管 内	溪流概要		
								溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	川幅 (m)
485	Ⅱ	7086	旭川	宇甘川	本谷川	御津高津	北区	0.38	0.09	2.5
486	Ⅱ	7090	旭川	旭川	小屋ヶ谷川	御津草生	北区	0.60	0.20	5.0
487	Ⅱ	7091	旭川	旭川	下谷川③	御津草生	北区	0.34	0.19	2.5
488	Ⅱ	7092	旭川	宇甘川	道林寺川	御津金川	北区	0.25	0.06	3.0
489	Ⅱ	7093	旭川	新庄川	上伊田川	御津伊田上伊田	北区	0.19	0.06	1.5
490	Ⅱ	7094	旭川	新庄川	上伊田大谷川	御津伊田上伊田	北区	0.30	0.10	1.0
491	Ⅱ	7095	旭川	新庄川	虬ノ溝川	御津伊田上伊田	北区	0.26	0.11	
492	Ⅱ	7096	旭川	新庄川	梨ヶ原谷川	御津伊田上伊田	北区	0.23	0.03	
493	Ⅱ	7098	旭川	新庄川	小林川	御津伊田小林	北区	0.67	0.18	3.0
494	Ⅱ	7099	旭川	新庄川	九日川	御津伊田酒屋谷	北区	0.35	0.07	3.0
495	Ⅱ	7100	旭川	新庄川	金屋谷川	御津伊田酒屋谷	北区	0.94	0.49	5.0
496	Ⅱ	7102	旭川	小出川	母谷新田川②	御津河内	北区	0.50	0.15	3.0
497	Ⅱ	7103	旭川	母谷川	母谷新田川	御津河内	北区	0.28	0.10	2.5
498	Ⅱ	7104	旭川	旭川	大園川①	御津矢原大園	北区	0.41	0.08	1.5
499	Ⅱ	7105	旭川	旭川	大園川②	御津矢原大園	北区	0.32	0.10	3.0
500	Ⅱ	7106	旭川	旭川	大曾根川	御津矢原大園	北区	1.18	0.85	3.0
501	Ⅱ	7107	旭川	旭川	大曾根川①	御津川高大曾根	北区	0.49	0.13	2.0
502	Ⅱ	7108	旭川	旭川	大曾根川②	御津川高大曾根	北区	0.48	0.19	2.0
503	Ⅱ	7110	旭川	旭川	鯉谷川	御津国ヶ原	北区	0.75	0.38	2.0
504	Ⅱ	7113	旭川	旭川	銭亀谷川	御津芳谷大鹿	北区	0.80	0.89	7.0
505	Ⅱ	7114	旭川	旭川	芳谷川	御津芳谷大鹿	北区	0.59	0.13	3.0
506	Ⅱ	7115	旭川	三谷川	河内新田川	御津河内	北区	0.77	0.28	2.0
507	Ⅱ	7116	旭川	三谷川	小遠藤川	御津河内	北区	0.46	0.15	3.0
508	Ⅱ	7117	旭川	三谷川	間瀬川①	御津河内	北区	0.52	0.28	3.0
509	Ⅱ	7118	旭川	三谷川	矢谷川	御津河内	北区	0.55	0.18	5.0
510	Ⅱ	7119	旭川	三谷川	土井谷川	御津字垣	北区	0.44	0.14	3.0
511	Ⅱ	7120	旭川	旭川	小山川①	御津野々口小山	北区	0.37	0.06	9.0
512	Ⅱ	7121	旭川	旭川	見正寺川②	御津野々口小山	北区	0.36	0.18	4.0
513	Ⅱ	7122	旭川	旭川	見正寺川	御津野々口小山	北区	0.45	0.08	2.5
514	Ⅱ	7126	旭川	旭川	川高川	御津川高	北区	0.23	0.07	2.0
515	Ⅱ	7132	旭川	旭川	鍋谷川①	御津芳谷鍋谷	北区	0.81	0.31	6.0
516	Ⅱ	7133	旭川	旭川	鍋谷川②	御津芳谷鍋谷	北区	0.79	0.80	4.5
517	Ⅱ	7134	旭川	野々口川	奥谷川	御津中山	北区	1.10	0.78	3.0
518	Ⅱ	8001	旭川	滝谷川	陰地川	建部町角石谷	北区	0.60	2.03	2.0
519	Ⅱ	8002	旭川	滝谷川	谷ヶ一川	建部町角石谷	北区	0.27	0.12	6.0
520	Ⅱ	8004	旭川	滝谷川	下上代川	建部町角石谷	北区	0.51	0.19	4.0
521	Ⅱ	8005	旭川	滝谷川	伊中畑川③	建部町角石谷	北区	0.25	0.07	3.0
522	Ⅱ	8006	旭川	滝谷川	伊中畑川②	建部町角石谷	北区	0.49	0.11	4.0
523	Ⅱ	8007	旭川	滝谷川	伊中畑川①	建部町角石谷	北区	0.30	0.07	2.5
524	Ⅱ	8008	旭川	滝谷川	長間寺川	建部町角石谷	北区	0.29	0.06	1.2
525	Ⅱ	8009	旭川	滝谷川	坂本川	建部町角石谷	北区	0.43	0.07	2.0
526	Ⅱ	8010	旭川	滝谷川	樋の口川	建部町角石谷	北区	0.24	2.39	4.0
527	Ⅱ	8012	旭川	滝谷川	円通寺上川	建部町角石谷	北区	0.52	0.18	3.0
528	Ⅱ	8013	旭川	旭川	日間川	建部町鶴田	北区	0.35	0.12	2.5
529	Ⅱ	8014	旭川	旭川	虚空川	建部町鶴田	北区	0.43	0.07	6.0
530	Ⅱ	8017	旭川	旭川	川の上川	建部町鶴田	北区	0.36	0.18	2.5
531	Ⅱ	8018	旭川	田地子川	田地子中村川②	建部町田地子	北区	0.23	0.04	—
532	Ⅱ	8019	旭川	田地子川	中村川	建部町田地子	北区	0.22	0.08	6.0
533	Ⅱ	8020	旭川	田地子川	大穴川	建部町田地子	北区	0.18	0.19	—
534	Ⅱ	8022	旭川	滝谷川	杭美谷川	建部町角石谷	北区	0.52	0.11	3.0
535	Ⅱ	8023	旭川	滝谷川	城ヶ山川	建部町角石谷	北区	0.27	0.06	2.5
536	Ⅱ	8024	旭川	旭川	城ヶ山南川	建部町鶴田	北区	1.93	1.15	5.0
537	Ⅱ	8025	旭川	旭川	新井川	建部町三明寺	北区	0.51	0.38	2.5
538	Ⅱ	8026	旭川	旭川	雲受川	建部町三明寺	北区	0.80	1.17	3.0
539	Ⅱ	8027	旭川	旭川	元品田川	建部町品田	北区	0.89	0.69	2.0
540	Ⅱ	8028	旭川	誕生寺川	野呂川	建部町川口	北区	0.23	0.02	3.0
541	Ⅱ	8029	旭川	誕生寺川	尾城川	建部町下神目	北区	0.56	0.44	5.0
542	Ⅱ	8030	旭川	誕生寺川	野伏川	建部町下神目	北区	1.50	1.05	10.0
543	Ⅱ	8032	旭川	誕生寺川	石指川	建部町下神目	北区	0.34	0.08	1.5
544	Ⅱ	8035	旭川	誕生寺川	黒味川②	建部町下神目	北区	0.18	0.03	—
545	Ⅱ	8036	旭川	誕生寺川	黒味川①	建部町下神目	北区	0.13	0.31	3.0

番号	高規格ランク	箇所番号	水系名	河川名	溪流名	位置	管内	溪流概要		
								溪流長(km)	流域面積(km ²)	川幅(m)
546	Ⅱ	8037	旭川	誕生寺川	豊楽寺川	建部町下神目	北区	0.17	0.19	2.0
547	Ⅱ	8038	旭川	小玉川	久具川④	建部町品田	北区	0.26	0.01	—
548	Ⅱ	8039	旭川	小玉川	久具川③	建部町品田	北区	0.25	0.01	—
549	Ⅱ	8040	旭川	小玉川	久具川②	建部町品田	北区	0.15	0.03	—
550	Ⅱ	8042	旭川	誕生寺川	小屋ヶ谷川	建部町下神目	北区	0.25	0.04	1.0
551	Ⅱ	8043	旭川	誕生寺川	金屎川	建部町下神目	北区	2.31	1.83	2.0
552	Ⅱ	8044	旭川	小玉川	久具川⑤	建部町品田	北区	0.34	0.03	2.0
553	Ⅱ	8045	旭川	石引川	石引川⑤	建部町下神目	北区	0.12	0.02	—
554	Ⅱ	8047	旭川	石引川	石引川⑥	建部町下神目	北区	0.25	0.08	1.0
555	Ⅱ	8048	旭川	石引川	石引川③	建部町下神目	北区	0.18	0.04	—
556	Ⅱ	8049	旭川	石引川	石引川②	建部町下神目	北区	0.17	0.04	—
557	Ⅱ	8050	旭川	石引川	石引川⑦	建部町下神目	北区	0.44	0.19	2.0
558	Ⅱ	8051	旭川	旭川	能勢谷川③	建部町品田	北区	0.25	0.20	3.0
559	Ⅱ	8055	旭川	田地子川	才ノ木川	建部町田地子	北区	0.38	0.08	2.5
560	Ⅱ	8057	旭川	田地子川	久津辺川②	建部町田地子	北区	0.18	0.02	—
561	Ⅱ	8058	旭川	旭川	能勢谷川④	建部町品田	北区	0.23	0.24	4.0
562	Ⅱ	8059	旭川	旭川	能勢谷川⑤	建部町品田	北区	0.23	0.04	—
563	Ⅱ	8062	旭川	長谷川	鎌谷川	建部町大田	北区	0.38	0.07	20.0
564	Ⅱ	8063	旭川	長谷川	上谷川①	建部町田地子	北区	0.11	0.02	—
565	Ⅱ	8064	旭川	田地子川	久津辺③	建部町大田	北区	0.15	0.08	3.0
566	Ⅱ	8066	旭川	長谷川	山上川	建部町大田	北区	0.17	0.08	2.0
567	Ⅱ	8067	旭川	長谷川	曾呂木川	建部町大田	北区	0.73	0.23	—
568	Ⅱ	8068	旭川	長谷川	猪谷川	建部町大田	北区	0.27	0.05	1.5
569	Ⅱ	8069	旭川	長谷川	大梅井川	建部町大田	北区	0.53	0.15	3.0
570	Ⅱ	8070	旭川	田地子川	田地子中村川⑤	建部町田地子	北区	0.10	0.01	—
571	Ⅱ	8071	旭川	田地子川	田地子中村川④	建部町田地子	北区	0.16	0.03	—
572	Ⅱ	8072	旭川	田地子川	田地子中村川③	建部町田地子	北区	0.24	0.05	2.0
573	Ⅱ	8076	旭川	長谷川	中村南川	建部町大田	北区	0.24	0.40	3.0
574	Ⅱ	8078	旭川	長谷川	下谷川	建部町大田	北区	0.14	0.03	1.0
575	Ⅱ	8081	旭川	田地子川	小山川②	建部町富沢	北区	0.16	0.02	—
576	Ⅱ	8085	旭川	土師方川	小鎌谷川	建部町土師方	北区	0.33	0.06	—
577	Ⅱ	8087	旭川	土師方川	土師方川	建部町土師方	北区	1.22	0.47	3.0
578	Ⅱ	8088	旭川	田地子川	藤田川②	建部町富沢	北区	0.30	0.05	2.0
579	Ⅱ	8091	旭川	土師方川	陣後川	建部町土師方	北区	0.65	0.12	3.0
580	Ⅱ	8093	旭川	桜川	陽若川	建部町桜	北区	0.10	0.01	—
581	Ⅱ	8094	旭川	桜川	桜下川②	建部町桜	北区	0.10	0.01	—
582	Ⅱ	8095	旭川	旭川	神方川	建部町市場	北区	0.33	0.03	2.0
583	Ⅱ	8096	旭川	土師方川	大京川	建部町土師方	北区	0.12	0.38	6.0
584	Ⅱ	8097	旭川	土師方川	陣後川②	建部町土師方	北区	0.35	0.40	2.0
585	Ⅱ	8099	旭川	桜川	桜下川①	建部町桜	北区	0.25	0.04	2.0
586	Ⅱ	8101	旭川	桜川	桜下川②	建部町桜	北区	1.35	1.03	5.0
587	Ⅱ	8103	旭川	土師方川	本重川	建部町土師方	北区	0.25	0.14	—
588	Ⅱ	8104	旭川	桜川	桜中村川③	建部町桜	北区	0.23	0.07	2.0
589	Ⅱ	8105	旭川	桜川	桜川支川②	建部町桜	北区	0.20	0.02	2.0
590	Ⅱ	8106	旭川	桜川	桜川支川	建部町桜	北区	1.68	1.25	3.0
591	Ⅱ	8108	旭川	桜川	桜奥川③	建部町桜	北区	0.18	0.01	—
592	Ⅱ	8109	旭川	桜川	桜奥川②	建部町桜	北区	0.18	0.01	—
593	Ⅱ	13002	旭川	十七川	支流	瀬戸町塩納	東区	0.27	0.09	6.0
594	Ⅱ	13003	旭川	十七川	塩納谷①	瀬戸町塩納	東区	0.87	0.10	8.0
595	Ⅱ	13004	吉井川	千種川	支流	瀬戸町塩納	東区	0.39	0.12	8.0
596	Ⅱ	13006	吉井川	千種川	支流	瀬戸町塩納	東区	0.40	0.20	6.0
597	Ⅱ	13008	吉井川	千種川	支流	瀬戸町鍛冶屋	東区	0.34	0.07	6.0
598	Ⅱ	13017	吉井川	—	支流	瀬戸町弓削	東区	0.56	0.11	6.0
599	Ⅱ	13024	吉井川	瓜生川	支流	瀬戸町寺地	東区	0.38	0.06	9.0
600	Ⅱ	13030	吉井川	—	金剛童子谷	瀬戸町南方	東区	2.60	1.39	10.0
601	Ⅱ	13031	吉井川	—	支流	瀬戸町大内	東区	0.16	0.03	8.0
602	Ⅱ	13032	吉井川	—	支流	瀬戸町大内	東区	0.17	0.03	7.0
603	Ⅱ	13036	吉井川	鍛冶屋川	中村谷	瀬戸町大内	東区	0.10	0.03	6.0
604	Ⅱ	13058	旭川	砂川	支流	瀬戸町宿奥	東区	0.33	0.10	6.0
605	Ⅱ	13062	旭川	大明神川	湯谷	瀬戸町笹岡	東区	0.28	0.05	7.0
606	Ⅱ	13064	旭川	塩井川	支流	瀬戸町肩脊	東区	0.12	0.02	7.0

番号	管区 番号	箇所 番号	水系名	河川名	溪流名	位置	管内	溪流概要		
								溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	川幅 (m)
607	Ⅱ	081n	旭川	旭川	丘富川	建部町西原	北区	0.25	0.04	—
608	Ⅱ	08n2	旭川	旭川	江尻川	建部町西原	北区	0.26	0.04	—
609	Ⅱ	08n5	旭川	旭川	田戸川①	建部町小倉	北区	0.48	0.15	2.0
610	Ⅱ	08no	旭川	桜川	桜奥川①	建部町桜	北区	0.25	0.06	—
611	Ⅲ	1005	笹ヶ瀬川	足守川	掛畑谷川	掛畑	北区	1.00	0.22	
612	Ⅲ	1007	笹ヶ瀬川	足守川	別所川	河原	北区	0.38	0.11	
613	Ⅲ	1008	笹ヶ瀬川	足守川	間倉谷川	間倉	北区	1.25	1.23	
614	Ⅲ	1016	笹ヶ瀬川	足守川	原谷川	真星	北区	0.46	0.07	
615	Ⅲ	1021	笹ヶ瀬川	浮田川	長倉谷川	間倉	北区	0.34	0.06	
616	Ⅲ	1026	笹ヶ瀬川	浮田川	湯ノ谷川	間倉	北区	0.49	0.21	
617	Ⅲ	1032	笹ヶ瀬川	浮田川	西山内谷②	西山内	北区	0.37	0.08	
618	Ⅲ	1035	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	松井川	河原	北区	0.46	0.13	4.0
619	Ⅲ	1036	笹ヶ瀬川	足守川	下松井谷川	河原	北区	0.40	0.05	
620	Ⅲ	1037	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	三明谷	河原	北区	0.21	0.03	
621	Ⅲ	1039	笹ヶ瀬川	浮田川	虎々路谷①	栗井	北区	0.75	0.14	
622	Ⅲ	1045	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	黒尾谷川左	栗井	北区	0.35	0.04	
623	Ⅲ	1047	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	黒尾谷川右	栗井	北区	0.36	0.08	
624	Ⅲ	1052	笹ヶ瀬川	浮田川	大塚谷川③	栗井	北区	0.25	0.06	
625	Ⅲ	1053	笹ヶ瀬川	浮田川	大塚谷川④	栗井	北区	0.31	0.04	
626	Ⅲ	1074	笹ヶ瀬川	日近川	隠地谷川	下高田	北区	0.44	0.10	
627	Ⅲ	1097	笹ヶ瀬川	日近川	弥高谷	日近	北区	0.29	0.03	
628	Ⅲ	1099	笹ヶ瀬川	日近川	妙見谷川	日近	北区	0.26	0.04	
629	Ⅲ	1100	笹ヶ瀬川	足守川	八軒谷川①	大井	北区	0.36	0.06	
630	Ⅲ	1101	笹ヶ瀬川	足守川	八軒谷川②	栗井	北区	0.25	0.03	
631	Ⅲ	1105	笹ヶ瀬川	足守川	大井南谷川	足守	北区	0.22	0.03	
632	Ⅲ	1108	笹ヶ瀬川	足守川	大井谷川⑤	足守	北区	0.76	0.24	
633	Ⅲ	1110	笹ヶ瀬川	砂川	横尾谷	横尾	北区	0.24	0.03	
634	Ⅲ	1111	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	横尾谷左	横尾	北区	0.42	0.11	
635	Ⅲ	1115	笹ヶ瀬川	足守川	永徳谷	下足守	北区	0.38	0.09	
636	Ⅲ	1116	笹ヶ瀬川	宮西川	大崎谷川	大崎	北区	0.34	0.09	
637	Ⅲ	1118	笹ヶ瀬川	宮西川	中谷川②	高松稲荷	北区	0.15	0.02	
638	Ⅲ	1119	笹ヶ瀬川	宮西川	中谷川①	高松稲荷	北区	0.30	0.05	
639	Ⅲ	1121	笹ヶ瀬川	砂川	長野谷③	長野	北区	0.34	0.05	
640	Ⅲ	1157	旭川	旭川	前原谷川	牟佐	北区	0.25	0.04	
641	Ⅲ	1211	旭川	旭川	池ノ奥谷	古都南方	東区	0.23	0.30	
642	Ⅲ	1213	旭川	旭川	安瀬里谷川	古都南方	東区	0.25	0.23	
643	Ⅲ	1214	旭川	旭川	西庄大谷川	西庄	東区	0.36	0.24	
644	Ⅲ	1228	旭川	旭川	上竹原谷	竹原	東区	0.24	0.05	
645	Ⅲ	1229	旭川	旭川	梨木谷	竹原	東区	0.23	0.05	
646	Ⅲ	1233	旭川	旭川	馬路山谷	竹原	東区	0.15	0.05	
647	Ⅲ	1235	旭川	旭川	岩倉谷①	古都南方	東区	0.24	0.05	
648	Ⅲ	1293	その他	その他	比良山谷川	阿津	南区	0.36	0.09	
649	Ⅲ	1294	その他	その他	大河原川	阿津	南区	0.37	0.81	
650	Ⅲ	1295	その他	その他	畑谷	阿津	南区	0.12	0.06	
651	Ⅲ	6003	倉敷川	郷内川	蟻峰川	植松	南区	0.16	0.02	
652	Ⅲ	6006	倉敷川	倉敷川	蟻峰川	彦崎	南区	0.11	0.01	
653	Ⅲ	6013	倉敷川	倉敷川	前川支川	彦崎	南区	0.16	0.03	
654	Ⅲ	6040	倉敷川	宮川	金山谷川	迫川	南区	0.29	0.15	
655	Ⅲ	7005	旭川	新庄川	雄松川②	御津石上	北区	0.58	0.24	—

合計 655箇所 (Ⅰ: 321箇所 Ⅱ: 289箇所 Ⅲ: 45箇所)

4 地すべり危険箇所（平成14年度岡山県公表）

○国土交通省所管

整理番号	箇所名	位置		保全対象等			
				区域	面積	人家	公共施設
1	松尾	南区	郡	地すべり区域	9.7	37	市道500m
				地すべり区域以外の危険区域	38.2	15	市道800m 県道1000m
				その他の被害想定区域	0.0	0	
				計	47.9	52	市道1300m 県道1000m
2	船山	北区	原	地すべり区域	21.5	0	市道100m
				地すべり区域以外の危険区域	13.1	50	市道1500m 鉄道100m
				その他の被害想定区域	0.0	35	県道200m
				計	34.6	85	市道1600m 県道200m 鉄道100m
3	タタラ谷	南区	彦崎	地すべり区域	5.0	4	市道50m
				地すべり区域以外の危険区域	6.8	25	市道500m
				その他の被害想定区域	22.0	53	市道2150m
				計	33.8	82	市道2700m
4	祝木	北区	建部町角石畝	地すべり区域	8.0	5	市道260m
				地すべり区域以外の危険区域	10.0	10	市道2000m 県道400m
				その他の被害想定区域	8.0	0	
				計	26.0	15	市道460m 県道400m
5	広西	北区	建部町角石畝	地すべり区域	13.5	7	市道420m
				地すべり区域以外の危険区域	4.9	3	市道200m
				その他の被害想定区域	2.8	0	
				計	21.2	10	市道620m
6	角石畝	北区	建部町角石畝	地すべり区域	60.6	15	市道2000m 林道1800m
				地すべり区域以外の危険区域	12.7	1	
				その他の被害想定区域	30.8	10	県道800m 林道250m
				計	104.1	26	県道800m 市道2000m 林道2050m
7	笑田	北区	建部町和田南	地すべり区域	11.7	6	市道590m
				地すべり区域以外の危険区域	1.9	0	県道100m 市道150m
				その他の被害想定区域	12.1	0	
				計	25.7	6	県道100m 市道740m
8	野伏尾	北区	建部町下神目	地すべり区域	3.5	5	市道200m
				地すべり区域以外の危険区域	5.7	0	市道1000m
				その他の被害想定区域	6.1	0	市道100m
				計	15.3	5	市道1300m
9	笹岡	東区	瀬戸町笹岡	地すべり区域	26.5	103	市道1200m
				地すべり区域以外の危険区域	60.0	13	市道3000m
				その他の被害想定区域	32.0	41	市道1000m
				計	118.5	157	市道5200m
10	寺地	東区	瀬戸町寺地	地すべり区域	23.5	54	県道650m
				地すべり区域以外の危険区域	39.0	165	県道400m
				その他の被害想定区域	9.0	25	県道400m
				計	71.5	244	県道1450m

5 急傾斜地崩壊危険箇所（平成14年度岡山県公表）

(1) 急傾斜地危険箇所調査票（人工斜面）

番号	危険度ランク	箇所番号	箇所名	位置		管内	危険箇所の延長	地形		人家戸数	保全対象			
				大字	小字			傾斜度	高さ		公共的建物		公共施設	
											種類	数	種類	数
1	I	1	日近	日近	日近	北区	135	30	10	0	老人福祉施設	1		
2	I	2	富吉	富吉	富吉		195	36	16	0	小学校 幼稚園	1 1		
3	I	3	富原	富原	富原	北区	340	35	15	28			市道	430
4	I	4	大岩	富原	大岩	北区	190	34	10	12			市道	20
5	I	5	向井	門前	向井	北区	205	32	20	7			市道	170
6	I	6	平山	平山	平山	北区	130	39	15	21			市道	180
7	I	7	北高尾	山田	北高尾	南区	125	54	15	0	中学校	1		
8	I	8	下谷	下牧	下谷	北区	152	41	30	4	J R 駅	1	J R 県道	120 150
9	I	9	小室	宿	小室	北区	180	42	16	20				
10	I	10	理大町	理大町	理大町	北区	110	47	17	0	大学	1	市道	110
11	I	11	半田町	半田町	半田町	北区	305	42	22	6	専門学校	1		
12	I	12	四御神	四御神	四御神	中区	630	37	23	43	神社 集会所	1 1	市道	380
13	I	13	津島本町	津島本町	津島本町	北区	110	50	15	13			市道	60
14	I	14	三門西町	三門西町	三門西町	北区	150	53	13	14			市道	70
15	I	15	海吉	海吉	海吉	中区	260	36	7	19			市道	160
16	I	16	円山	円山	円山	中区	135	59	7	6			市道	40
17	I	17	赤坂台	赤坂台	赤坂台	中区	225	42	14	16			市道	120
18	I	18	西湊 (A)	湊	西湊	中区	140	45	10	9				
19	I	19	西湊 (B)	湊	西湊	中区	275	47	11	22			市道	450
20	I	20	浦間	浦間	浦間	東区	115	51	13	7			市道	80
21	I	21	丸山	南古都	丸山	東区	375	39	16	1	中学校	1		
22	I	22	寺坂	古都南方	寺坂	東区	235	39	21	14			市道	150
23	I	23	富崎	久保	久保	東区	135	53	9	5			市道	100
24	II	1	神谷	真星	神谷	北区	52	42	24	1				
25	II	2	花木	山の上	花木	北区	90	37	24	2				
26	II	3	深茂	足守	深茂	北区	50	40	24	1				
27	II	4	大内田	大内田	大内田	北区	48	44	21	1				
合計 27箇所 (I : 23箇所 II : 4箇所)														

(2) 急傾斜地危険箇所調査票 (自然斜面)

番号	危険度ランク	箇所番号	箇所名	位置	管内	危険箇所の延長	地形		人家戸数	保全対象			
							傾斜度	高さ		公共的建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
1	I	1	落石	河原	北区	345	45	30	9	公民館	1	市道	130
2	I	2	黒谷	河原	北区	143	36	30	7			市道	50
3	I	4	新和	真星	北区	360	30	35	14			市道	470
4	I	6	平林	上高田	北区	380	35	35	6			市道	30
5	I	7	下吉田	河原	北区	338	40	35	8			市道 河川	30 5
6	I	8	森川	上高田	北区	105	40	30	9			市道	75
7	I	9	岩見	上高田	北区	228	31	35	8				
8	I	10	矢田	山ノ上	北区	186	30	35	8				
9	I	11	下杭田	東山内	北区	164	45	35	7			県道	60
10	I	12	金谷	吉	北区	240	38	10	5			市道	390
11	I	14	共和	上高田	北区	183	45	35	5			県道 市道 河川 橋梁	170 60 165 1
12	I	15	横辺	下高田	北区	284	41	35	8	公民館	1	市道	165
13	I	16	大向 (A)	粟井	北区	106	32	40	0	知的障害者援護施設	1		
14	I	17	大向 (B)	粟井	北区	102	32	35	0	知的障害者援護施設	1		
15	I	18	大向 (C)	粟井	北区	74	33	30	0	知的障害者援護施設	1		
16	I	19	磯元	下高田	北区	255	36	35	3	学校	1	河川	10
17	I	20	矢金	杉谷	北区	168	35	35	7			市道 河川 橋梁	185 70 1
18	I	22	柏尾	粟井	北区	287	43	32	10	老人福祉施設	1		
19	I	23	亀山	吉	北区	228	36	35	6				
20	I	26	和田	日近	北区	127	38	30	5			市道	105
21	I	27	下日近	日近	北区	285	44	30	16			市道	70
22	I	28	日近 (B)	日近	北区	353	39	37	8			市道	235
23	I	29	杉谷	日近	北区	330	36	17	13			市道	330
24	I	30	玉田	大井	北区	116	34	35	10			市道	220
25	I	32	植之町	足守	北区	236	40	35	24	その他	1	国道429号 市道 河川	100 220 60
26	I	33	足守	足守	北区	178	34	22	6				
27	I	34	森宮	下足守	北区	136	45	10	6			市道	90
28	I	35	新田	下足守	北区	123	37	20	5				
29	I	36	上土田	上土田	北区	223	45	10	14			市道	65
30	I	38	後谷	富吉	北区	190	42	20	5	公民館	1	県道	100
31	I	39	本村	富吉	北区	198	45	15	6			市道	175
32	I	40	山内	富吉	北区	160	35	7	5				
33	I	41	辛香	菅野	北区	416	36	8	0	宿泊施設	1	国道53号	110
34	I	42	高野	高野	北区	240	43	12	10	公民館	1	市道	155
35	I	43	吉宗	吉宗	北区	122	32	30	7			国道53号 市道	180 50
36	I	44	一ノ瀬 (A)	栢谷	北区	241	41	35	6			県道 河川	85 130
37	I	45	一ノ瀬 (B)	栢谷	北区	170	30	35	5			県道 市道	105 20
38	I	46	大谷	吉宗	北区	300	37	35	25			市道	105
39	I	47	野谷	吉宗	北区	82	31	30	16			市道	95
40	I	48	苔田	栢谷	北区	204	30	30	0	宿泊施設	1	河川	185
41	I	49	二軒茶屋	吉宗	北区	85	35	35	9				
42	I	50	八反田	横井上	北区	190	42	10	8			市道	55
43	I	51	内田	田益	北区	104	34	20	5			市道	50
44	I	52	白壁	横井上	北区	70	45	10	5			河川	55
45	I	53	小村	富原	北区	132	35	20	7			市道	50
46	I	54	横井上 (A)	横井上	北区	147	35	20	23			国道53号 市道	150 240

番号	危険度ランク	箇所番号	箇所名	位置	管内	危険箇所の延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
47	I	55	横井上 (B)	横井上	北区	217	40	5	12				
48	I	56	横井上 (C)	横井上	北区	139	37	10	11				
49	I	57	横井上 (D)	横井上	北区	162	35	20	6	自治会館	1		
50	I	58	津高 (A)	津高	北区	190	45	10	15			市道	110
51	I	59	横井上 (E)	横井上	北区	225	30	10	15			市道	55
52	I	60	松崎	富原	北区	75	35	10	8			市道	20
53	I	61	津高 (B)	津高	北区	156	40	35	7				
54	I	62	笹ヶ瀬	津島笹ヶ瀬	北区	240	40	20	9			国道53号 河川	50 5
55	I	63	新屋敷 (A)	横尾	北区	195	40	11	9				
56	I	65	川東	長野	北区	200	42	35	13			県道 市道 河川	70 75 25
57	I	66	福谷 (A)	福谷	北区	176	32	35	6	公民館	1		
58	I	67	下芳賀	芳賀	北区	82	39	25	6			市道	30
59	I	68	上芳賀	芳賀	北区	163	38	10	8			県道 市道	60 20
60	I	69	福谷 (B)	福谷	北区	100	34	35	9			県道 市道	80 30
61	I	70	大窪 (A)	大窪	北区	120	37	35	22			市道	185
62	I	71	大窪 (B)	大窪, 辛川市場	北区	320	34	30	43	公民館	1	市道	375
63	I	72	大窪 (C)	大窪	北区	84	37	16	14				
64	I	73	山神	一宮	北区	160	38	18	12			県道	135
65	I	74	楢津	楢津	北区	190	51	20	11			県道	180
66	I	75	中楢津 (A)	楢津	北区	228	34	35	18			市道	30
67	I	76	中楢津 (B)	楢津	北区	326	30	20	36			県道 市道	145 120
68	I	77	東楢津	楢津	北区	325	30	32	15			市道	205
69	I	79	中石	尾上	北区	275	40	15	15	公民館	1	市道	50
70	I	80	宮谷	高松稲荷	北区	180	31	35	5	宿泊施設	1		
71	I	81	慕田	平山	北区	203	30	10	5				
72	I	82	大崎下	大崎	北区	150	36	25	5	公民館	1	河川	25
73	I	83	小山	小山	北区	210	37	10	12			市道	70
74	I	84	高松	高松	北区	208	54	15	16	公民館	1	市道 河川	230 60
75	I	85	立田	立田	北区	340	39	35	17				
76	I	86	造山	新庄下	北区	330	38	12	23				
77	I	87	向場	新庄下	北区	120	36	35	5			市道	140
78	I	88	杉尾	吉備津	北区	105	38	32	10			市道	45
79	I	89	大橋	吉備津	北区	130	42	35	17			JR 市道	110 95
80	I	90	吉備津向畑	吉備津	北区	180	48	10	12			市道	165
81	I	91	宮内	吉備津	北区	194	32	35	7			市道	150
82	I	92	川入	川入	北区	310	33	35	44			市道	600
83	I	93	西花尻	西花尻	北区	100	39	8	5			市道	90
84	I	94	花尻	西花尻, 東花尻	北区	210	36	10	10			市道	120
85	I	95	東花尻	東花尻	北区	140	40	15	13				
86	I	96	大内田	大内田	北区	80	32	25	7				
87	I	97	妹尾崎	妹尾崎	南区	47	48	10	5			市道	30
88	I	98	金場	山田	南区	200	49	15	15			市道	110
89	I	99	北高尾	山田	南区	360	49	20	19			市道	150
90	I	100	南高尾	山田	南区	217	34	25	18			市道	40
91	I	101	山田	山田	南区	140	45	10	8			市道	50
92	I	102	妹尾	妹尾	南区	160	47	15	14				
93	I	103	東畑	妹尾	南区	193	46	24	21			市道	60
94	I	104	藤野町	妹尾	南区	92	46	12	5			市道	55
95	I	105	清戸	箕島	南区	105	56	7	8				
96	I	106	香海寺 (A)	箕島	南区	120	36	22	5			市道	10
97	I	107	香海寺 (B)	箕島	南区	163	40	11	8			県道 市道	40 50
98	I	108	中牧	中牧	北区	261	41	35	13			市道	185
99	I	109	郷	中牧	北区	133	45	5	5	学校 その他	1 1	市道	120

番号	危険度 ランク	箇所 番号	箇所名	位置	管内	危険 箇所の 延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家 戸数	公共的建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
100	I	110	金山寺	金山寺	北区	280	31	35	12			市道	250
101	I	111	下牧	下牧	北区	92	30	35	7			市道	135
102	I	112	畑鮎(A)	畑鮎	北区	68	30	17	5			市道	15
103	I	113	磯尾谷	原	北区	145	30	35	7			市道	180
104	I	114	原(A)	原	北区	224	31	35	14			市道	105
												河川	145
105	I	115	原(B)	原	北区	80	37	14	6	その他	1		
106	I	116	磯尾	原	北区	423	39	35	32			市道	625
107	I	117	船山(A)	原	北区	268	31	30	11			市道	320
108	I	118	畑鮎(B)	畑鮎	北区	158	30	20	9			市道	35
109	I	119	船山(B)	畑鮎, 原	北区	135	30	35	6	公民館	1	市道	120
												河川	95
110	I	120	平瀬	玉柏	北区	408	36	35	36	公民館	1	市道	635
111	I	121	河本	玉柏	北区	154	33	35	9			市道	50
112	I	122	宮本(A)	玉柏	北区	215	40	35	11			市道	150
113	I	123	宮本(B)	玉柏	北区	296	38	35	13			市道	270
114	I	124	渡場	牟佐	北区	135	30	35	9			市道	150
												河川	160
115	I	125	大塚	牟佐	北区	247	35	35	16			市道	110
116	I	126	鳥居	牟佐	北区	236	31	35	27			市道	120
												河川	145
117	I	127	向山	牟佐	北区	138	41	35	5			その他道路	30
118	I	129	段原	祇園	中区	140	38	35	8			市道	80
119	I	130	山浦	祇園	中区	100	43	35	5			市道	210
120	I	131	山手	祇園	中区	392	34	35	16	神社	1	市道	50
121	I	132	四御神	四御神	中区	296	45	17	53				
122	I	133	土田	土田	中区	143	45	20	11			県道	130
123	I	134	宿本町(A)	宿本町, 宿	北区	76	36	16	9			市道	55
124	I	135	宿	宿本町	北区	133	40	12	6				
125	I	136	半田町	半田町	北区	114	50	30	17	公民館 学校	1 1		
126	I	137	三本松	宿, 三野本町	北区	295	30	10	31			市道	300
127	I	138	津島東4丁目(A)	津島, 津島東	北区	100	36	20	13				
128	I	139	津島東3丁目	津島東	北区	103	43	14	11				
129	I	140	三野本町(A)	三野本町, 宿	北区	55	43	25	11			県道	35
												市道	50
130	I	141	三野本町(B)	三野本町, 三野	北区	166	35	25	5			県道	150
												市道	40
												河川	65
131	I	142	津島東4丁目(B)	津島東, 津島福居	北区	372	36	20	60			市道	160
132	I	143	津島笹が瀬(B)	津島笹ヶ瀬, 津高	北区	835	43	35	66			国道53号	500
												市道	350
												河川	510
133	I	144	津島笹が瀬(A)	津島笹ヶ瀬	北区	407	34	34	28	老人福祉施設	1	市道	330
134	I	145	津島本町(A)	津島本町	北区	382	40	15	5	学校	1		
135	I	146	津島本町(B)	津島本町	北区	113	34	30	12			市道	120
136	I	147	津島福居	津島福居	北区	325	40	20	38			市道	120
137	I	148	津島東	津島東	北区	320	32	20	67	公民館	1	市道	210
138	I	149	法界院	法界院	北区	173	37	30	29			市道	170
139	I	150	伊島町(A)	伊島町	北区	184	39	20	36			市道	200
140	I	151	万成東町(B)	万成東町	北区	248	39	20	17			国道180号	50
												市道	170
141	I	152	谷万成(A)	谷万成	北区	238	34	30	47			市道	510
142	I	153	谷万成(B)	谷万成	北区	40	38	18	12			市道	50
143	I	154	矢坂東町	矢坂東町, 矢坂西町	北区	284	43	12	12	公民館	1	市道	120
144	I	155	万成東町(A)	万成東町	北区	155	38	16	11	公民館	1		
145	I	156	谷万成(C)	谷万成	北区	189	36	16	25			市道	220
146	I	157	伊島町(B)	伊島町	北区	368	31	35	0	学校	1		
147	I	158	京山(A)	京山	北区	88	32	25	11			市道	120
148	I	159	京山(B)	京山	北区	163	42	9	45	宿泊施設	1		
149	I	160	矢坂本町	矢坂本町	北区	85	38	35	22			市道	20
150	I	161	三門西町	三門西町	北区	185	41	15	31			市道	100
151	I	162	津倉	津倉町	北区	120	34	24	20			市道	50
152	I	163	長利	長利	中区	157	43	35	7			その他道路	75
153	I	164	西崎本町	西崎本町, 岩井	北区	273	55	20	8	学校	1	市道	100

番号	危険度 ランク	箇所 番号	箇所名	位置	管内	危険 箇所の 延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家 戸数	公共的建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
154	I	165	三門中町	三門中町	北区	253	33	10	44			市道	20
155	I	166	大安寺中町 (A)	大安寺中町	北区	320	35	11	38			河川	170
156	I	167	大安寺西町	大安寺西町	北区	328	34	35	44			市道	330
157	I	168	大安寺中町 (B)	大安寺中町	北区	148	54	10	14			市道	235
158	I	169	今谷	今谷	中区	198	40	18	5			市道	210
159	I	170	国富3丁目	国富	中区	147	30	32	33	学校	1	市道	20
160	I	171	原尾島	原尾島	中区	219	34	34	31	身体障害者更生施設 変電所	1 1	市道	260
161	I	172	沢田 (A)	沢田	中区	185	32	20	8			市道 河川	20 5
162	I	173	沢田 (B)	沢田	中区	168	34	30	13			市道	165
163	I	174	海吉本村	海吉	中区	162	30	17	9			市道	25
164	I	175	国富 (A)	国富	中区	140	31	21	10			市道 河川	65 30
165	I	176	国富 (B)	国富	中区	172	44	35	17			市道 河川	60 145
166	I	177	国富 (C)	国富	中区	127	30	30	8			市道 河川	150 85
167	I	178	国富 (D)	国富	中区	76	50	9	12				
168	I	179	海吉中村	海吉	中区	223	33	16	12	公民館	1	市道 河川	190 125
169	I	180	海吉出村	海吉	中区	305	31	12	22			市道 河川	770 130
170	I	181	円山 (A)	円山, 福泊	中区	186	31	22	12			市道	85
171	I	182	御成町	御成町, 奥市	中区	125	33	35	16			市道 河川	45 50
172	I	183	奥市	奥市	中区	87	31	35	5	その他	1		
173	I	184	東山1丁目 (A)	門田文化町, 東山	中区	150	50	10	35			県道 市道	40 90
174	I	185	東山1丁目 (B)	東山	中区	77	59	8	9				
175	I	186	門田文化町 (A)	門田文化町	中区	60	32	10	7			市道	70
176	I	187	門田文化町 (B)	門田文化町	中区	238	46	11	12			市道	180
177	I	188	門田文化町 (C)	門田文化町	中区	94	37	10	6			市道	90
178	I	189	門田文化町 (D)	門田文化町	中区	126	31	24	10			市道	120
179	I	190	門田文化町 (E)	門田文化町	中区	315	30	20	42			県道 市道	50 160
180	I	191	池の内 (A)	湊	中区	226	40	30	24			県道 市道	230 190
181	I	192	池の内 (B)	湊	中区	128	30	18	12			市道	150
182	I	193	池の内 (C)	湊	中区	200	33	10	20	公民館	1		
183	I	194	池の内 (D)	湊	中区	156	39	8	24			市道	90
184	I	195	嶽	円山	中区	229	42	16	31	公民館	1	県道 市道	30 290
185	I	196	円山 (B)	円山	中区	120	46	16	11			市道	70
186	I	197	門田本町 (A)	東山, 門田本町	中区	269	32	12	28			市道	270
187	I	198	門田本町 (B)	門田本町	中区	68	35	35	11			市道	70
188	I	199	門田本町 (C)	門田本町	中区	57	37	30	5			市道	40
189	I	200	門田本町 (D)	門田本町	中区	128	39	20	9			市道	215
190	I	201	赤坂南新町	網浜, 赤坂南新町	中区	80	63	8	7	公民館	1	市道	30
191	I	202	池の内 (E)	湊	中区	170	34	35	30			市道	150
192	I	203	池の内 (F)	湊	中区	70	32	12	9				
193	I	204	東湊 (A)	湊	中区	35	38	10	20	宿泊施設	1	市道	5
194	I	205	東湊 (B)	湊	中区	130	50	12	16			市道	200
195	I	206	湊 (A)	平井	中区	70	50	12	8			市道 河川	75 15
196	I	207	湊 (B)	湊	中区	280	33	20	29			市道 河川	550 170
197	I	208	西湊	湊	中区	400	57	11	38			市道	450
198	I	209	北浦 (A)	北浦	南区	220	51	15	23			市道	160
199	I	210	北浦 (B)	北浦	南区	140	30	14	11			市道	100
200	I	211	北浦 (C)	北浦	南区	110	39	16	7			市道	120
201	I	212	宮浦 (A)	宮浦	南区	238	70	15	5			県道	70
202	I	213	宮浦 (B)	宮浦	南区	110	53	16	6			市道	30
203	I	214	宮浦 (C)	宮浦	南区	170	58	12	7			市道	140
204	I	215	郡	郡	南区	250	40	35	28	公民館	1	市道	620

番号	危険度ランク	箇所番号	箇所名	位置	管内	危険箇所の延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
205	I	216	小川	宮浦	南区	130	56	15	5			県道	75
206	I	217	阿津 (A)	阿津	南区	260	41	30	43			市道	740
207	I	218	阿津 (B)	阿津	南区	158	45	10	7			市道	185
208	I	219	阿津 (C)	阿津	南区	115	38	29	11			市道	80
209	I	220	小串 (A)	小串	南区	90	45	24	14			県道	70
												市道	110
210	I	221	小串 (B)	小串	南区	100	42	16	8			市道	210
211	I	222	小串 (C)	小串	南区	175	51	20	4	学校 幼稚園	1 1	市道	150
212	I	223	小串 (D)	小串	南区	160	50	20	21			市道	450
213	I	224	向小串	小串	南区	375	35	35	27			市道	450
214	I	225	西米崎 (A)	小串	南区	110	42	10	5			市道	90
215	I	226	小串 (E)	小串	南区	88	46	20	0	宿泊施設	1	県道	30
216	I	227	西米崎 (B)	小串	南区	155	36	30	14			市道	115
217	I	228	東米崎	小串	南区	158	30	30	6			市道	50
218	I	229	相引	小串	南区	205	35	14	7			市道	20
219	I	230	谷尻	谷尻	東区	230	31	15	11				
220	I	231	草ヶ部 (B)	草ヶ部	中区	255	30	35	21				
221	I	233	草ヶ部 (C)	草ヶ部	中区	125	31	15	7			市道	60
222	I	234	西部	浦間	東区	130	36	16	6				
223	I	235	吉井	吉井	東区	145	42	10	8				
224	I	236	一日市	一日市	東区	190	35	27	12	公民館	1	市道	80
225	I	237	中益	草ヶ部	中区	140	43	12	3	公民館	1	県道	95
226	I	238	浅川	矢井, 浅川	東区	100	33	35	22			市道	120
227	I	239	浅越本村	浅越	中区	210	43	11	8			JR 市道	20 50
228	I	240	矢井	矢井	東区	168	49	16	7				
229	I	241	沼	沼	東区	185	34	8	9			市道	200
230	I	242	中尾	中尾	東区	305	32	5	8	保育園	1	市道	420
231	I	243	丸山	南古都	東区	127	31	12	0	学校	1	市道	150
232	I	244	寺山	寺山	東区	140	42	11	6			市道	130
233	I	245	才崎	才崎	東区	195	35	35	7	公民館	1	市道	125
234	I	246	高下	竹原	東区	76	35	35	5			県道 河川	65 55
235	I	247	下竹原	竹原	東区	180	38	35	11			市道 河川	150 160
236	I	248	矢津	矢津	東区	120	32	35	12				
237	I	249	宍甘 (A)	宍甘	東区	145	30	30	12			市道	80
238	I	250	宍甘 (B)	宍甘	東区	150	39	16	9			市道	345
239	I	251	宍甘 (C)	宍甘	東区	290	45	15	12			市道	340
240	I	252	井尻	古都宿	東区	140	34	8	5				
241	I	253	水内	宍甘, 古都宿	東区	100	43	15	5			市道	70
242	I	254	藤井西	藤井	東区	195	40	10	8			市道	140
243	I	255	藤井	藤井	東区	95	42	10	9			市道	55
244	I	256	鉄 (A)	鉄	東区	85	30	20	6				
245	I	257	鉄 (B)	鉄	東区	108	41	8	6				
246	I	258	古都南方	古都南方	東区	285	41	16	22			市道	30
247	I	259	宮脇	古都南方	東区	170	31	35	8				
248	I	260	新屋敷 (B)	古都南方	東区	150	43	20	7			市道	60
249	I	261	室山	古都南方	東区	85	49	32	7				
250	I	262	坂本	福治	東区	270	39	36	11			市道	380
251	I	263	吉田	西隆寺	東区	150	31	12	6	公民館	1	市道 河川	240 105
252	I	264	目黒町 (A)	目黒町	東区	110	47	35	12			市道 河川	200 145
253	I	265	西井谷	西庄	東区	110	31	16	4	公民館	1	市道	150
254	I	266	雄神 (A)	富崎	東区	60	42	18	5			市道	70
255	I	267	久保	久保	東区	180	39	25	7			市道	30
256	I	268	雄神 (B)	富崎	東区	96	34	24	6	公民館	1	市道	100
257	I	269	久保山田	久保	東区	220	37	15	24			市道	75
258	I	270	中川町	中川町	東区	158	36	35	16			市道 河川	280 55
259	I	271	西大寺松崎 (A)	西大寺松崎	東区	115	50	8	7			市道	25
260	I	272	西大寺松崎 (B)	西大寺松崎	東区	210	35	17	10			市道	280
261	I	273	広谷 (A)	西大寺松崎, 広谷	東区	290	32	16	13			市道	420

番号	危険度ランク	箇所番号	箇所名	位置	管内	危険箇所の延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
262	I	274	広谷 (B)	広谷	東区	130	36	20	7			市道	145
263	I	275	山根	浅越	中区	248	41	20	9	公民館	1	市道	450
264	I	276	西久保	久保	東区	130	33	16	5			市道	65
265	I	277	円定寺	長沼	東区	147	32	35	12			市道	230
266	I	278	中姓寺	長沼	東区	200	47	35	8			市道	90
267	I	279	寺前	長沼	東区	167	36	30	12	公民館	1	市道	60
268	I	280	乙子 (A)	乙子	東区	140	49	35	11			市道	90
												河川	95
269	I	281	乙子 (B)	乙子	東区	85	40	10	5			市道	20
270	I	282	乙子 (C)	乙子	東区	82	39	24	5			市道	120
271	I	283	神崎町	神崎町	東区	177	39	16	7			市道	160
272	I	284	中吉塔	邑久郷	東区	160	33	16	5			県道	110
												市道	40
273	I	285	内山 (A)	邑久郷	東区	70	39	6	5				
274	I	286	内山 (B)	邑久郷	東区	100	31	16	5			市道	60
275	I	287	邑久郷	邑久郷, 南水門町	東区	133	42	16	8	山南公民館	1	市道	290
276	I	288	清野	邑久郷, 南水門町	東区	325	42	18	19	公民館	1	市道	230
277	I	289	幸地崎町 (A)	幸地崎町	東区	193	42	24	7			市道	130
278	I	290	幸地崎町 (B)	幸地崎町	東区	116	37	8	6			市道	10
279	I	291	宿毛	宿毛	東区	157	36	18	5				
280	I	292	北川	宿毛, 下阿知, 東幸崎	東区	110	36	18	7			市道	120
281	I	293	下中	西幸西	東区	160	35	7	5			市道	70
282	I	294	鍋島	東幸西	東区	100	39	14	5				
283	I	295	柿原	柿原	東区	345	45	18	16			市道	210
284	I	296	築渡	水門町	東区	305	37	30	14	公民館	1	市道	150
285	I	297	幸島	水門町	東区	173	35	26	12			市道	150
286	I	298	水門	水門町	東区	385	42	16	25	公民館	1	県道	300
												市道	70
												河川	185
287	I	299	鶉尾	南水門町, 東片岡	東区	230	53	20	8			市道	60
288	I	300	小鶉南	東片岡	東区	145	33	16	5			市道	140
289	I	301	高野谷	東片岡	東区	95	49	7	9				
290	I	302	横江	西大寺一宮	東区	90	40	10	6	その他	1		
291	I	303	東向 (A)	正儀	東区	110	43	16	5			市道	35
												県道	110
292	I	304	大西	西片岡	東区	217	41	22	11			市道	120
293	I	305	東向 (B)	正儀	東区	545	44	20	19			県道	65
												市道	210
294	I	306	扇	西片岡	東区	185	35	12	6			市道	25
295	I	307	大工町	正儀	東区	350	35	20	13			市道	230
296	I	308	三軒屋 (A)	正儀	東区	190	43	11	6	公民館	1	市道	210
297	I	309	古新田	正儀	東区	480	47	35	16	公民館	1	市道	370
												橋梁	3
												その他A	155
298	I	310	三軒屋 (B)	正儀	東区	195	32	35	6			市道	285
299	I	311	平岩	正儀	東区	118	35	30	8			市道	85
300	I	312	久々井 (A)	久々井	東区	135	45	16	6			市道	80
301	I	313	東宝伝 (A)	宝伝	東区	185	36	35	8			県道	100
												市道	130
												河川	65
302	I	314	東宝伝 (B)	宝伝	東区	130	44	30	8			市道	50
303	I	315	久々井 (B)	久々井	東区	165	46	16	9			市道	130
304	I	316	犬島	犬島	東区	190	41	22	7			市道	150
305	I	2101	宿本町 (B)	宿本町	北区	43	42	30	25				
306	I	2102	目黒町 (B)	目黒町	東区	56	34	30	6			市道	71
307	I	540	石原	御津紙工	北区	73	45	35	4	その他 公民館	1		
												1	
308	I	541	河内	御津紙工	北区	155	40	20	3	その他	1	主要地方道	55
												河川	35
309	I	542	久保 (A)	御津紙工	北区	308	32	25	10			河川	20
310	I	543	大野 (A)	御津虎倉	北区	155	40	30	5				

番号	危険度 ランク	箇所 番号	箇所名	位置	管内	危険 箇所の 延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家 戸数	公共的建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
311	I	545	星原 (A)	御津紙工	北区	238	45	35	7			主要地方道	75
312	I	546	中泉	御津中泉	北区	345	45	35	14			河川	390
313	I	547	中家	御津中原	北区	208	40	35	8	公民館	1	河川	70
314	I	548	津之地	御津中原	北区	293	43	35	12				
315	I	550	天満 (A)	御津紙工	北区	443	45	25	18	その他	1	主要地方道	170
316	I	551	天満 (B)	御津紙工	北区	250	50	35	9			主要地方道 河川	130 95
317	I	552	矢原 (A)	御津矢原	北区	285	35	12	5			主要地方道 河川 橋梁	45 235 1
318	I	553	天満 (C)	御津紙工	北区	168	50	20	5			主要地方道 河川 橋梁	120 110 1
319	I	554	矢原 (B)	御津矢原	北区	235	35	10	6			県道	170
320	I	555	矢原 (C)	御津矢原	北区	155	45	20	6	その他	1	河川	220
321	I	556	下田 (A)	御津下田	北区	365	35	20	14				
322	I	557	下田 (B)	御津下田	北区	570	35	20	20				
323	I	558	矢原 (D)	御津矢原	北区	250	40	12	7	公民館	1	河川 橋梁	250 2
324	I	559	九谷	御津宇甘	北区	295	40	40	6	公民館	1	県道 河川 橋梁	220 210 2
325	I	560	草生	御津草生	北区	200	40	12	9			主要地方道 J R 津山線	45 210
326	I	561	金川	御津金川	北区	183	40	18	0	学校 保育園 その他	1 1 1	J R 津山線	177
327	I	562	勝尾 (A)	御津勝尾	北区	150	45	50	5				
328	I	563	勝尾 (B)	御津勝尾	北区	128	35	40	7				
329	I	565	富谷	御津宇垣	北区	195	35	30	8	老人福祉施設	1		
330	I	567	母谷	御津河内	北区	205	40	12	10			河川 橋梁	35 1
331	I	568	奥河内	御津河内	北区	383	35	15	9			主要地方道	170
332	I	569	溝口	御津河内	北区	283	35	20	8			河川 橋梁	35 1
333	I	570	国ヶ原	御津国ヶ原	北区	115	42	20	10	その他	1		
334	I	571	湯須	御津中牧	北区	188	35	20	16			主要地方道	80
335	I	572	大鹿	御津芳谷	北区	38	50	15	1	公民館	1		
336	I	573	野々口	御津野々口	北区	580	35	25	26	医院 その他	1 3	国道 河川 橋梁	250 280 4
337	I	575	大月	御津北野	北区	220	35	20	5				
338	I	576	堀越	御津北野	北区	125	30	19	6				
339	I	577	中山	御津中山	北区	170	35	20	10	その他	1		
340	I	2123	久保 (B)	御津紙工	北区	30	35	16	0	その他	1		
341	I	2124	星原 (B)	御津紙工	北区	10	40	10	1	公民館	1		
342	I	2125	宿	御津虎倉	北区	118	35	14	6			県道	65
343	I	2126	鹿瀬	御津鹿瀬	北区	325	40	30	21	公民館 その他	1 2	国道	380
344	I	2127	久師井	御津草生	北区	95	35	50	0	その他	1	国道	20
345	I	2128	奥 (A)	御津草生	北区	70	47	10	0	その他	1		
346	I	2129	奥 (B)	御津草生	北区	70	42	20	0	その他	1	河川	140
347	I	2130	奥 (C)	御津草生	北区	50	38	12	0	その他	1		
348	I	2131	菅 (A)	御津高津	北区	130	31	30	6			河川 橋梁	140 3
349	I	2132	菅 (B)	御津高津	北区	185	34	30	8			河川 橋梁	45 1
350	I	2133	上伊田	御津伊田	北区	185	45	30	6			河川	20
351	I	2134	旭町	御津金川	北区	178	37	15	13				
352	I	2135	大園	御津矢原	北区	70	36	15	5				
353	I	2136	川高	御津川高	北区	75	36	30	6				
354	I	447	馬場下	彦崎	南区	140	50	20	6			市道	120
355	I	448	馬場上	彦崎	南区	100	45	20	5				
356	I	449	岩ノ目	片岡	南区	210	40	28	14	その他	1	市道 河川	100 95

番号	危険度ランク	箇所番号	箇所名	位置	管内	危険箇所の延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
357	I	450	流藪	宗津	南区	100	32	10	14				
358	I	451	赤坂	奥迫川	南区	210	54	30	7			市道 河川	100 70
359	I	452	甚奥	奥迫川	南区	180	30	30	5				
360	I	2122	里谷	片岡	南区	70	31	30	5			県道	78
361	I	459	曲り(B)	建部町鶴田	北区	190	45	20	5	公民館	1	主要地方道	5
362	I	460	鶴田(A)	建部町鶴田	北区	225	40	10	6	駐在所 その他	1 1	県道	75
363	I	461	新井(A)	建部町三明寺	北区	200	30	12	6			主要地方道	35
364	I	463	下神目上	建部町下神目	北区	210	35	20	5				
365	I	464	高浜	建部町川口	北区	400	30	15	20				
366	I	466	旭町(A)	建部町福渡	北区	185	35	10	8				
367	I	468	旭町(B)	建部町福渡	北区	120	45	15	17			河川	35
368	I	469	能勢谷(A)	建部町品田	北区	150	39	10	7			国道 河川	100 130
369	I	471	能勢谷(B)	建部町品田	北区	120	45	18	7			国道 河川 橋梁	140 150 1
370	I	472	久津辺(B)	建部町田地子	北区	170	40	35	1	公民館	1	河川 橋梁	100 1
371	I	474	国松	建部町大田	北区	190	35	35	5			国道	30
372	I	475	寒砂	建部町大田	北区	255	30	15	7				
373	I	476	小山	建部町富沢	北区	170	35	22	9			主要地方道	70
374	I	477	方蒔田	建部町大田	北区	215	35	30	4	その他	2		
375	I	478	神力(B)	建部町市場	北区	425	40	20	14				
376	I	479	白石	建部町大田	北区	265	45	35	8			国道 河川	30 25
377	I	482	中村(A)	建部町桜	北区	135	40	20	7			県道	140
378	I	484	保木(A)	建部町土師方	北区	120	35	35	5				
379	I	486	吉田南	建部町吉田	北区	495	30	35	9	学校 その他	1 1	河川	210
380	I	487	吉田(A)	建部町吉田	北区	668	35	35	15	その他	1	河川	720
381	I	488	桜奥	建部町桜	北区	120	40	35	5			県道	110
382	I	490	吉田大上	建部町吉田	北区	330	40	30	11			国道	285
383	I	491	江の口	建部町小倉	北区	280	38	35	8				
384	I	492	丘富	建部町西原	北区	285	40	20	13			JR津山線 河川	150 90
385	I	493	小倉下(A)	建部町小倉	北区	280	30	15	9				
386	I	494	小倉下(B)	建部町小倉	北区	135	40	35	8			河川	160
387	I	2137	鶴田(B)	建部町鶴田	北区	40	36	15	0	その他	1		
388	I	2138	新井(B)	建部町三明寺	北区	26	41	30	0	その他	1	主要地方道	33
389	I	2139	能勢谷(C)	建部町品田	北区	110	30	10	8			国道 河川	20 75
390	I	2140	能勢谷(D)	建部町品田	北区	50	40	15	3	公民館	1	国道	30
391	I	2141	上谷	建部町大田	北区	82	40	30	4	公民館	1	国道 河川 橋	45 53 1
392	I	2142	中村(B)	建部町吉田	北区	120	35	24	4	その他	1	国道	130
393	I	620	本村下	瀬戸町宿奥	東区	260	30	79	8			市道	50
394	I	621	本村上	瀬戸町宿奥	東区	110	30	55	6			県道	50
395	I	622	草井	瀬戸町宿奥	東区	230	30	40	15			その他道路	250
396	I	623	本村	瀬戸町菊山	東区	200	30	45	15			その他道路	60
397	I	624	峠	瀬戸町下	東区	150	30	100	17			その他道路	160
398	I	625	伏間	瀬戸町肩脊	東区	120	30	40	5			市道	140
399	I	626	内山	瀬戸町大内	東区	550	33	30	19			その他道路	100
400	I	627	箕ヶ市	瀬戸町大内	東区	80	30	95	6			その他道路	115
401	I	628	倉地	瀬戸町弓削	東区	130	30	65	5			その他道路	45
402	I	629	鶴井	瀬戸町鶴井	東区	190	33	150	6			市道	165
403	I	630	宮鼻	瀬戸町弓削	東区	769	34	65	37			市道	850
404	I	631	中庄路	瀬戸町弓削	東区	480	35	120	24				
405	I	632	瀬戸	瀬戸町瀬戸	東区	290	30	120	8	学校	1		
406	I	2177	保木(A)	瀬戸町万富	東区	35	30	70	6			市道	80
407	I	2178	保木(B)	瀬戸町万富	東区	40	37	75	5			県道	55
408	I	2179	西江尻	瀬戸町江尻	東区	70	30	12	6				
409	I	2180	塩井	瀬戸町肩脊	東区	75	32	50	5			市道	80

番号	危険度ランク	箇所番号	箇所名	位置	管内	危険箇所の延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
410	I	2181	大島居	瀬戸町肩脊	東区	80	30	70	1	公会堂	1	市道	120
411	II	1	別所	掛畑	北区	68	42	20	2				
412	II	2	宗友(A)	掛畑	北区	198	34	30	3				
413	II	3	宗友(B)	掛畑	北区	33	40	30	1				
414	II	4	宗友(C)	掛畑	北区	21	30	30	2				
415	II	5	宗友(D)	掛畑	北区	35	34	30	1				
416	II	6	宗友(E)	掛畑	北区	37	35	14	1				
417	II	7	猿見	間倉	北区	82	39	20	3				
418	II	8	田口	真星	北区	32	42	16	1				
419	II	9	神谷	真星	北区	257	39	35	2				
420	II	10	草谷(A)	上高田	北区	66	33	30	1				
421	II	11	草谷(B)	上高田	北区	180	40	20	4				
422	II	12	元信	上高田	北区	28	41	30	1				
423	II	13	森川	上高田	北区	53	40	30	1				
424	II	14	陰地	日近	北区	84	39	24	2				
425	II	15	西間倉	間倉	北区	44	34	30	1				
426	II	16	湯谷(A)	間倉	北区	32	38	28	1				
427	II	17	湯谷(B)	間倉	北区	43	41	30	1				
428	II	18	下吉田	河原	北区	25	42	28	1				
429	II	19	上吉田(A)	河原	北区	130	33	30	4				
430	II	20	上吉田(B)	河原	北区	125	31	24	2				
431	II	21	庄田	庄田	北区	39	34	28	1				
432	II	22	高尾	西山内	北区	33	45	22	1				
433	II	23	松井	河原	北区	33	34	28	1				
434	II	24	三明(A)	河原	北区	27	38	30	2				
435	II	25	三明(B)	河原	北区	113	33	30	4				
436	II	26	苔山	苔山	北区	27	43	24	1				
437	II	27	金谷	吉	北区	47	48	10	1				
438	II	28	鯨(A)	下高田	北区	52	38	30	1				
439	II	29	鯨(B)	下高田	北区	92	30	35	3				
440	II	30	横路	下高田	北区	53	39	28	1				
441	II	31	陰地	下高田	北区	42	43	30	1				
442	II	32	日近(A)	日近	北区	70	41	35	3				
443	II	33	新町(A)	日近	北区	36	43	32	1				
444	II	34	新町(B)	日近	北区	30	33	26	1				
445	II	35	上日近	日近	北区	28	34	24	1				
446	II	36	大溪	粟井	北区	178	36	35	3				
447	II	37	滝田	菅野	北区	69	41	30	1				
448	II	38	倉見谷	菅野	北区	110	35	35	3				

番号	危険度ランク	箇所番号	箇所名	位置	管内	危険箇所の延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
449	II	39	佐古(A)	粟井	北区	48	41	10	1				
450	II	40	佐古(B)	粟井	北区	78	44	15	2				
451	II	41	百田	粟井	北区	62	39	24	2				
452	II	42	大森(A)	大井	北区	38	27	24	2				
453	II	43	大森(B)	大井	北区	57	31	30	1				
454	II	44	弓矢(A)	大井	北区	59	48	30	1				
455	II	45	弓矢(B)	大井	北区	38	46	30	1				
456	II	46	弓矢(C)	大井	北区	98	36	30	3				
457	II	47	日近(B)	日近	北区	61	39	25	1				
458	II	48	弥高(A)	日近	北区	55	34	30	1				
459	II	49	弥高(B)	日近	北区	46	37	30	1				
460	II	50	深茂(A)	足守	北区	39	36	14	1				
461	II	51	深茂(B)	足守	北区	61	35	16	2				
462	II	52	深茂(C)	足守	北区	48	41	22	2				
463	II	53	深茂(D)	足守	北区	53	44	14	1				
464	II	54	深茂(E)	足守	北区	67	45	14	2				
465	II	55	深茂(F)	足守	北区	40	40	30	2				
466	II	56	余町	足守	北区	38	35	28	0	県指定文化財近水公園	1		
467	II	57	山下	足守	北区	142	37	35	3	木下利玄の生家	3		
468	II	58	池谷	福谷	北区	95	39	32	4				
469	II	59	本村	立田	北区	36	37	30	1				
470	II	60	大平(A)	金山寺	北区	38	42	30	1				
471	II	61	大平(B)	金山寺	北区	66	35	30	1				
472	II	62	清水	芳賀	北区	42	34	30	1				
473	II	63	二軒茶屋	福谷	北区	51	30	30	2				
474	II	64	平瀬(A)	玉柏	北区	38	34	24	3				
475	II	65	平瀬(B)	玉柏	北区	24	44	30	2				
476	II	66	磯尾	原	北区	21	41	30	1				
477	II	67	地藏(A)	牟佐	北区	58	40	30	2				
478	II	68	地藏(B)	牟佐	北区	126	35	35	4				
479	II	69	砂留	下	中区	30	42	30	1				
480	II	70	上竹原	竹原	東区	89	44	30	3				
481	II	71	高下	竹原	東区	39	33	30	2				
482	II	72	吉井	吉井	東区	37	38	30	3				
483	II	73	寺山	寺山	東区	31	44	30	2				
484	II	74	妹尾崎	妹尾崎	南区	50	45	8	3				
485	II	75	沢田	沢田	中区	36	37	30	1				
486	II	76	奥市	奥市	中区	35	65	30	1				
487	II	77	宮前(A)	飽浦	南区	28	37	30	2				
488	II	78	宮前(B)	飽浦	南区	130	35	30	3				
489	II	79	広谷	西大寺松崎	東区	34	38	30	2				
490	II	80	円定寺	長沼	東区	69	37	30	1				
491	II	81	乙子	乙子	東区	30	37	16	1				
492	II	82	向小串	小串	南区	79	41	30	4				
493	II	83	東谷(A)	犬島	東区	20	70	5	1				
494	II	84	東谷(B)	犬島	東区	10	65	6	1				
495	II	123	雄松(A)	御津石上	北区	35	40	14	1				
496	II	124	雄松(B)	御津石上	北区	30	35	18	1				
497	II	125	大畑	御津石上	北区	105	40	14	3			県道	70
498	II	126	柿坂	御津中畑	北区	23	50	10	1			県道	25
499	II	127	大淵(A)	御津中畑	北区	15	35	18	1			県道	35
500	II	128	大淵(B)	御津中畑	北区	40	31	30	1			県道 河川	35 50
501	II	129	市場(A)	御津虎倉	北区	75	31	30	3				
502	II	130	市場(B)	御津虎倉	北区	90	40	10	2			河川	10
503	II	131	市場(C)	御津虎倉	北区	50	53	16	3			河川	12
504	II	132	大野(A)	御津虎倉	北区	35	43	30	1			県道 河川 橋	75 68 1
505	II	133	大野(B)	御津虎倉	北区	198	33	15	2			県道 河川 橋	70 74 2

番号	危険度 ランク	箇所 番号	箇所名	位置	管内	危険 箇所の 延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家 戸数	公共の建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
506	II	134	大野(C)	御津虎倉	北区	45	37	20	3			県道 河川	10 22
507	II	135	宿(A)	御津虎倉	北区	33	31	15	2				
508	II	136	宿(B)	御津虎倉	北区	83	31	30	2			県道 河川	85 70
509	II	137	石原(A)	御津紙工	北区	80	38	30	2				
510	II	138	石原(B)	御津紙工	北区	88	34	20	3			河川 橋	50 1
511	II	139	石原(C)	御津紙工	北区	24	36	30	3			主要地方道 河川	50 39
512	II	140	河内(A)	御津紙工	北区	50	31	30	1			河川	46
513	II	141	星原(A)	御津紙工	北区	45	33	14	2				
514	II	142	星原(B)	御津紙工	北区	123	40	30	4				
515	II	143	天満(A)	御津紙工	北区	48	30	30	1				
516	II	144	天満(B)	御津紙工	北区	85	41	15	2			主要地方道	25
517	II	145	久保	御津紙工	北区	38	38	20	2			河川 橋	55 1
518	II	146	九谷(A)	御津宇甘	北区	45	40	30	1			河川	37
519	II	147	九谷(B)	御津宇甘	北区	35	45	30	1			河川 橋	15 1
520	II	148	九谷(C)	御津宇甘	北区	98	40	30	4			河川	20
521	II	149	勝尾	御津勝尾	北区	41	40	30	1			主要地方道 河川	75 56
522	II	150	山空(A)	御津中泉	北区	30	35	30	2				
523	II	151	日南	御津宇甘	北区	118	45	32	4				
524	II	152	山空(B)	御津中泉	北区	45	43	30	2			河川	13
525	II	153	山空(C)	御津中泉	北区	38	34	30	3			河川 橋	45 1
526	II	154	九師井(A)	御津草生	北区	73	35	30	2				
527	II	155	大谷	御津高津	北区	48	40	30	2				
528	II	156	九師井(B)	御津草生	北区	60	43	30	2			河川 橋	92 1
529	II	157	奥(A)	御津草生	北区	25	37	15	1			河川	60
530	II	158	奥(B)	御津草生	北区	80	47	12	1			国道 河川	75 30
531	II	159	佐野(A)	御津石上	北区	35	35	30	2				
532	II	160	佐野(B)	御津石上	北区	38	60	10	2				
533	II	161	横山	御津平岡西	北区	30	35	16	1			県道 河川 橋	35 50 1
534	II	162	矢知	御津矢知	北区	65	40	30	3			河川	62
535	II	163	年次	御津平岡西	北区	55	43	28	2			河川 橋	67 1
536	II	164	大園(A)	御津矢原	北区	48	37	12	2			河川	25
537	II	165	大園(B)	御津矢原	北区	88	35	10	2				
538	II	166	長田	御津河内	北区	193	35	20	3			主要地方道	60
539	II	167	奥河内	御津河内	北区	38	36	15	1			河川 橋	32 1
540	II	168	母谷新田(A)	御津河内	北区	33	37	9	1				
541	II	169	母谷新田(B)	御津河内	北区	32	31	15	2				
542	II	170	母谷	御津河内	北区	80	35	15	4			河川 橋	20 1
543	II	171	河内(B)	御津河内	北区	28	33	10	1				
544	II	172	森ノ下(A)	御津河内	北区	80	38	15	3				
545	II	173	森ノ下(B)	御津河内	北区	55	41	15	1				
546	II	174	山条	御津宇垣	北区	88	35	12	3				
547	II	175	川高	川高	北区	50	36	30	4				
548	II	176	国ヶ原(A)	御津国ヶ原	北区	28	45	14	1				
549	II	177	国ヶ原(B)	御津国ヶ原	北区	55	35	10	3			河川	17
550	II	178	田土(A)	御津芳谷	北区	25	37	20	1			河川 橋	60 1

番号	危険度 ランク	箇所 番号	箇所名	位置	管内	危険 箇所の 延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家 戸数	公共的建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
551	II	179	田土(B)	御津芳谷	北区	48	37	20	3				
552	II	180	田土(C)	御津芳谷	北区	14	35	30	1			河川	52
553	II	181	大鹿	御津芳谷	北区	50	37	18	1				
554	II	182	鍋谷	御津芳谷	北区	38	31	30	3				
555	II	183	十谷	御津中牧	北区	38	40	10	1				
556	II	184	中山(A)	御津中山	北区	125	32	20	4			国道 河川 橋	145 100 1
557	II	185	中山(B)	御津中山	北区	40	35	10	1			国道	17
558	II	186	大月	御津北野	北区	35	38	8	1				
559	II	187	堀越(A)	御津北野	北区	24	45	15	1				
560	II	188	堀越(B)	御津北野	北区	35	35	18	1				
561	II	119	明石	彦崎	南区	110	30	20	3			市道 県道 J R宇野線	130 60 120
562	II	120	宗津	宗津	南区	55	46	30	4	その他	1	市道	70
563	II	121	敏	奥迫川	南区	60	40	12	2			市道 その他道路	10 80
564	II	122	迫川	迫川	南区	40	32	30	4			市道	60
565	II	189	笑田(A)	建部町和田南	北区	45	36	15	1				
566	II	190	笑田(B)	建部町和田南	北区	90	39	20	2				
567	II	191	谷口	建部町和田南	北区	55	31	15	1				
568	II	192	中村(A)	建部町田地子	北区	51	36	30	1				
569	II	193	中村(B)	建部町田地子	北区	140	40	35	3				
570	II	194	中村(C)	建部町田地子	北区	44	35	20	1				
571	II	195	中村(D)	建部町田地子	北区	125	40	30	3			河川	30
572	II	196	中村(E)	建部町田地子	北区	62	40	20	1				
573	II	197	大穴(A)	建部町田地子	北区	30	40	30	1				
574	II	198	大穴(B)	建部町田地子	北区	40	40	28	1				
575	II	199	大地(A)	建部町角石谷	北区	40	35	20	1				
576	II	200	大地(B)	建部町角石谷	北区	35	31	20	1				
577	II	201	大地(C)	建部町角石谷	北区	37	41	12	1			県道 河川	25 9
578	II	202	大地(D)	建部町角石谷	北区	40	36	30	1			河川	50
579	II	203	末国	建部町角石谷	北区	120	30	10	4				
580	II	204	大地(E)	建部町角石谷	北区	70	37	15	2			県道	90
581	II	205	鶴田(A)	建部町鶴田	北区	28	31	15	1				
582	II	206	鶴田(B)	建部町鶴田	北区	42	33	15	1			河川	46
583	II	207	曲り(A)	建部町鶴田	北区	140	35	12	3				
584	II	208	宮の前(A)	建部町下神目	北区	40	34	10	1				
585	II	209	宮の前(B)	建部町下神目	北区	100	35	11	2				
586	II	210	宮の前(C)	建部町下神目	北区	50	47	12	2			河川	5
587	II	211	宮の前(D)	建部町下神目	北区	36	41	15	3			河川	3
588	II	212	久津辺(E)	建部町田地子	北区	36	35	21	1				
589	II	213	久津辺(A)	建部町田地子	北区	90	35	35	4			河川	52
590	II	214	久津辺(B)	建部町田地子	北区	35	35	25	1				
591	II	215	久津辺(C)	建部町田地子	北区	35	32	15	1				
592	II	216	久津辺(D)	建部町田地子	北区	27	35	23	1				
593	II	217	能勢谷	建部町品田	北区	55	35	10	3				
594	II	218	角石畝	建部町角石畝	北区	40	45	15	1				
595	II	219	広西	建部町角石畝	北区	95	45	10	3				
596	II	220	上代上	建部町角石谷	北区	55	35	32	2			主要地方道 河川	15 55
597	II	221	角石谷	建部町角石谷	北区	35	33	30	1				
598	II	222	白石	建部町大田	北区	40	35	16	1			国道	35
599	II	223	石引	建部町福渡	北区	95	35	8	2				
600	II	224	中村(F)	建部町大田	北区	37	40	30	1			河川	65
601	II	225	上谷(A)	建部町大田	北区	45	35	20	1			国道 河川 橋	35 45 2
602	II	226	上谷(B)	建部町大田	北区	60	40	20	2			国道 河川	10 65
603	II	227	中村(G)	建部町桜	北区	60	35	27	2			河川 橋	38 1

番号	危険度ランク	箇所番号	箇所名	位置	管内	危険箇所の延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
604	II	228	中村(H)	建部町桜	北区	75	40	30	2			河川橋	95 1
605	II	229	本重(A)	建部町土師方	北区	25	40	30	3				
606	II	230	保木(B)	建部町土師方	北区	185	40	35	4			河川	74
607	II	231	定久	建部町土師方	北区	195	40	35	4				
608	II	232	本重(B)	建部町土師方	北区	65	40	30	4			河川橋	60 2
609	II	233	本重(C)	建部町土師方	北区	90	35	30	3			河川橋	107 1
610	II	234	陣後(A)	建部町土師方	北区	50	35	20	1			河川	38
611	II	235	陣後(B)	建部町土師方	北区	90	40	30	1			河川	80
612	II	236	行常(A)	建部町土師方	北区	55	37	20	2			河川	33
613	II	237	行常(B)	建部町土師方	北区	45	40	16	2				
614	II	238	陣後(C)	建部町土師方	北区	25	33	30	1				
615	II	239	陣後(D)	建部町土師方	北区	30	35	30	1			河川	65
616	II	240	小倉	建部町小倉	北区	40	38	30	1				
617	II	466	鍛冶屋(A)	鍛冶屋	東区								
618	II	467	鍛冶屋(B)	鍛冶屋	東区								
619	II	468	鍛冶屋(C)	鍛冶屋	東区								
620	II	469	保木	万富	東区								
621	II	470	川上	坂根	東区								
622	II	471	箕ヶ市	大内	東区								
623	II	472	大鳥居(A)	肩脊	東区								
624	II	473	大鳥居(B)	肩脊	東区								
625	II	474	肩脊(A)	肩脊	東区								
626	II	475	肩脊(B)	肩脊	東区								
627	II	476	肩脊(C)	肩脊	東区								
628	II	477	塩井(A)	肩脊	東区								
629	II	478	塩井(B)	肩脊	東区								
630	II	479	鍛冶屋(D)	内	東区								
631	II	480	伏間(A)	肩脊	東区								
632	II	481	伏間(B)	肩脊	東区								
633	III	1	別所	河原	北区				0				
634	III	2	湯谷(A)	湯谷	北区				0				
635	III	3	湯谷(B)	湯谷	北区				0				
636	III	4	大馬場	西山内	北区				0				
637	III	5	西山内(A)	西山内	北区				0				
638	III	6	西山内(B)	西山内	北区				0				
639	III	7	上寄	真星	北区				0				
640	III	8	岩見	上高田	北区				0				
641	III	9	元信	上高田	北区				0				
642	III	10	拍尾	粟井	北区				0				
643	III	11	亀山	吉	北区				0				
644	III	12	大森	大井	北区				0				
645	III	13	八軒町	大井	北区				0				
646	III	14	植之町	足守	北区				0				
647	III	15	宮谷	高松稻荷	北区				0				
648	III	16	辻	立田	北区				0				
649	III	17	磯尾谷	原	北区				0				
650	III	18	磯尾	原	北区				0				
651	III	19	大原(A)	牟佐	北区				0				
652	III	20	大原(B)	牟佐、四御神	北区 中区				0				
653	III	21	一日市	一日市	東区				0				
654	III	22	上竹原	竹原	東区				0				
655	III	23	縄界	竹原	東区				0				
656	III	24	坂本	服治	東区				0				
657	III	25	神原(A)	服治	東区				0				
658	III	26	神原(B)	吉原、服治	東区				0				
659	III	27	西隆寺	西隆寺	東区				0				
660	III	28	岩神	長沼	東区				0				
661	III	29	乙子	乙子	東区				0				
662	III	30	西大寺一宮	西大寺一宮	東区				0				
663	III	31	原	宝伝	東区				0				
664	III	32	宮前	飽浦	南区				0				

番号	危険度ランク	箇所番号	箇所名	位置	管内	危険箇所の延長	地形		保全対象				
							傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物		公共施設	
										種類	数	種類	数
665	Ⅲ	76	鍛冶屋	瀬戸町鍛冶屋	東区				0				
666	Ⅲ	77	倉地	瀬戸町弓削	東区				0				
667	Ⅲ	78	寺見	瀬戸町弓削	東区				0				
668	Ⅲ	79	箕ヶ市	瀬戸町大内	東区				0				
669	Ⅲ	80	内山	瀬戸町大内	東区				0				
670	Ⅲ	81	伏聞	瀬戸町伏聞	東区				0				
合計 670 箇所 (Ⅰ : 410 箇所 Ⅱ : 222 箇所 Ⅲ : 38 箇所)													

※ランクⅢは保全人家が「0」の為、詳細な調査が実施されていません。

※旧瀬戸町のランクⅡは詳細事項を記載した資料がないため未記入となっています。

6 土砂災害警戒区域と警戒避難体制

番号	箇所番号	管内	大字等	発生原因となる 自然現象の種類	警戒区域	特別 警戒区域	公示日	基礎調査 箇所番号	連絡先	主な避難場所		収容 人員 (人)
										名称	人数	
1	201K一宮001	北区	一宮	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-73	北区役所 市民保険年金課 TEL 803-1118	中山小学校体育館 中山中学校体育館	436 365	
2	201D一宮001	北区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01131				
3	201D一宮002	北区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01132				
4	201D一宮003	北区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01133				
5	201K大塚001	北区	大塚	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-70	"	馬屋小学校体育館 中山中学校体育館	313 365	
6	201K大塚002	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-71				
7	201K大塚003	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-72				
8	201K吉備津001	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-88				
9	201K吉備津002	北区	吉備津	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-89	"	鯉山小学校体育館 高松中学校体育館	333 484	
10	201K吉備津003	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-91				
11	201D吉備津001	北区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01128				
12	201D吉備津002	北区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01129				
13	201K津島笹ヶ瀬001	北区	津島笹ヶ瀬	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-62	"	津島小学校体育館 京山中学校体育館	504 484	
14	201K津島高001	北区	津島	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-58				
15	201K津島高002	北区	雷原	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-61	"	横井小学校体育館 香和中学校体育館	394 523	
16	201K雷原001	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-53				
17	201K槽津001	北区	槽津	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-75	"	平津小学校体育館 中山中学校体育館	324 365	
18	201K槽津002	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-76				
19	201K槽津003	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-77				
20	201D西辛川001	北区	西辛川	土石流	○	-	H19.3.30	I-01125	"	中山小学校体育館 中山中学校体育館	436 365	
21	201D西辛川002	北区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01126				
22	201D西辛川003	北区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01127				
23	201K芳賀001	北区	芳賀	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-67	"	桃丘小学校体育館 馬屋小学校体育館 中山中学校体育館	421 313 365	
24	201K芳賀002	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-68				
25	201K福谷001	北区	福谷	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-66	"	馬屋小学校体育館 中山中学校体育館	313 365	
26	201K福谷002	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-69				
27	201D福谷001	北区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01122				
28	201K横井上001	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-50				
29	201K横井上002	北区	横井上	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-52	"	馬屋小学校体育館 中山中学校体育館	394 523	
30	201K横井上003	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-54				
31	201K横井上004	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-56				
32	201K横井上005	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-57				
33	201K横井上006	北区	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-59					

34	303K	建部町小倉001	北区	建部町小倉	急傾斜地の崩壊	○	-	H18.10.20	I-491	北区建部支所 TEL (0867) 22-1111	竹枝小学校体育館	363
35	303K	建部町小倉002	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H18.10.20	I-493		建部中学校体育館	514
36	303K	建部町小倉003	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H18.10.20	I-494			
37	201K	建部町大田001	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-474			
38	201K	建部町大田002	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-475			
39	201K	建部町大田003	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-477			
40	201K	建部町大田004	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-479			
41	201K	建部町大田005	北区	建部町大田	急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-2141	"	建部小学校体育館	343
42	201D	建部町大田001	北区		土石流	○	-	H21.3.27	I-08061		建部中学校体育館	514
43	201D	建部町大田002	北区		土石流	○	-	H21.3.27	I-08065			
44	201D	建部町大田003	北区		土石流	○	-	H21.3.27	I-08075			
45	201D	建部町大田004	北区		土石流	○	-	H21.3.27	I-08077			
46	201D	建部町大田005	北区		土石流	○	-	H21.3.27	I-08090			
47	201K	建部町川口001	北区	建部町川口	急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-464			
48	201K	建部町品田001	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-469			
49	201K	建部町品田002	北区	建部町品田	急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-471	"	福渡小学校体育館	290
50	201K	建部町品田003	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-2139		建部中学校体育館	514
51	201K	建部町品田004	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-2140			
52	201D	建部町田地子001	北区	建部町田地子	土石流	○	-	H21.3.27	II-08055	"	建部小学校体育館	343
53	201D	建部町角石谷001	北区		土石流	○	-	H21.3.27	II-08006		建部中学校体育館	514
54	201D	建部町角石谷002	北区	建部町角石谷	土石流	○	-	H21.3.27	II-08008	"	福渡小学校体育館	290
55	201D	建部町角石谷003	北区		土石流	○	-	H21.3.27	II-08009		建部中学校体育館	514
56	201D	建部町土師方001	北区		土石流	○	-	H21.3.27	I-08086			
57	201D	建部町土師方002	北区	建部町土師方	土石流	○	-	H21.3.27	I-08098			
58	201D	建部町土師方003	北区		土石流	○	-	H21.3.27	I-08102			
59	201K	建部町吉田001	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-486	"	竹枝小学校体育館	363
60	201K	建部町吉田002	北区	建部町吉田	急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-487		建部中学校体育館	514
61	201K	建部町吉田003	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-490			
62	201K	建部町吉田004	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H21.3.27	I-2142			
63	303K	田地子001	北区	田地子	急傾斜地の崩壊	○	-	H18.10.20	I-472	"	建部小学校体育館	343
64	303K	鶴田001	北区	鶴田	急傾斜地の崩壊	○	-	H18.10.20	I-459	"	建部中学校体育館	514
65	303K	鶴田002	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H18.10.20	I-460		福渡小学校体育館	290
66	303K	西原001	北区	西原	急傾斜地の崩壊	○	-	H18.10.20	I-492	"	建部中学校体育館	514
67	303K	福渡001	北区		急傾斜地の崩壊	○	-	H18.10.20	I-466			
68	303K	福渡002	北区	福渡	急傾斜地の崩壊	○	-	H18.10.20	I-468	"	福渡小学校体育館	290
69	303D	福渡001	北区		土石流	○	-	H18.10.20	I-08054		建部中学校体育館	514
70	303D	福渡002	北区		土石流	○	-	H18.10.20	I-08060			

71	201K浅越001	東区	浅越	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-275	東区役所 市民保険年金課 TEL 944-5017	西大寺小学校体育館 西大寺中学校体育館	530 624
72	201K浦間001	東区	浦間	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-234	"	平島小学校体育館 上道中学校体育館	316 440
73	201K草ヶ部001	東区	草ヶ部	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-231	"	浮田小学校体育館 上道中学校体育館	304 440
74	201K草ヶ部002	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-233			
75	201K草ヶ部003	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-237			
76	201D草ヶ部001	東区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01201			
77	201K久保001	東区	久保	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-267	"	雄神小学校体育館 西大寺中学校体育館	315 624
78	201K久保002	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-276			
79	201K鉄001	東区	鉄	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-256	"		
80	201K鉄002	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-257			
81	201D鉄001	東区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01202			
82	201K古都宿001	東区	古都宿	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-252	"	古都小学校体育館 旭東中学校体育館	320 609
83	201K古都南方001	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-259			
84	201K古都南方002	東区	古都南方	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-260	"		
85	201K古都南方003	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-261			
86	201D古都南方001	東区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01205			
87	201D古都南方002	東区	古都南方	土石流	○	-	H19.3.30	I-01208	"		
88	201D古都南方003	東区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01209			
89	201D古都南方004	東区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01210			
90	201K才崎001	東区	才崎	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-245	"	角山小学校体育館 上道中学校体育館	315 440
91	201K西大寺松崎001	東区	西大寺松崎	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-271	"	芥子山小学校体育館 旭東中学校体育館	376 609
92	201K西大寺松崎002	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-272			
93	201K西大寺松崎～広谷003	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-273			
94	201K西隆寺001	東区	西隆寺	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-263	"	雄神小学校体育館 西大寺中学校体育館	315 624
95	201K栄甘001	東区	栄甘	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-249	"	古都小学校体育館 旭東中学校体育館	320 609
96	201K栄甘002	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-250			
97	201K栄甘～古都宿003	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-253			
98	201K竹原001	東区	竹原	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-246	"	角山小学校体育館 上道中学校体育館	315 440
99	201K竹原002	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-247			
100	201K谷尻001	東区	谷尻	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-230	"	浮田小学校体育館 上道中学校体育館	304 440
101	201K宮崎001	東区	宮崎	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-266	"	雄神小学校体育館 西大寺中学校体育館	315 624
102	201K宮崎002	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-268			
103	201K中尾001	東区	中尾	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-242	"	浮田小学校体育館 上道中学校体育館	304 440

104	201K西庄001	東区	西庄	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-265	"	西大寺小学校体育館	530
105	201K沼001	東区	沼	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-239	"	西大寺中学校体育館	624
106	201K広谷001	東区	広谷	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-274	"	澤田小学校体育館	304
107	201D広谷001	東区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01251			440
108	201K福治001	東区	福治	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-282	"	上道中学校体育館	376
109	201D福治001	東区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01237			609
110	201K南古都001	東区	南古都	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-243	"	芥子山小学校体育館	315
111	201K目黒町001	東区		土石流	○	-	H19.3.30	I-264			624
112	201K目黒町002	東区	目黒町	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-2102	"	雄神小学校体育館	316
113	201K矢井〜浅川001	東区		急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-238			440
114	201K矢津001	東区	矢津	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-248	"	平島小学校体育館	376
115	201D矢津001	東区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01197			440
116	201K吉井001	東区	吉井	急傾斜地の崩壊	○	-	H19.3.30	I-235	"	上道中学校体育館	320
117	201D吉井001	東区		土石流	○	-	H19.3.30	I-01221			609
118	201D吉井002	東区	吉井	土石流	○	-	H19.3.30	I-01222	"	御休小学校体育館	304
119	201D榎松001	南区		土石流	○	-	H20.3.7	I-06001			440
120	201D榎松002	南区	植松	土石流	○	-	H20.3.7	I-06002	"	上道中学校体育館	320
121	201D榎松003	南区		土石流	○	-	H20.3.7	III-06003			609
122	201K奥迫川001	南区	奥迫川	急傾斜地の崩壊	○	-	H20.3.7	I-451	"	彦崎小学校体育館	289
123	201K奥迫川002	南区		急傾斜地の崩壊	○	-	H20.3.7	I-452			572
124	201K奥迫川003	南区	奥迫川	急傾斜地の崩壊	○	-	H20.3.7	II-121	"	灘崎中学校体育館	252
125	201D奥迫川001	南区		土石流	○	-	H20.3.7	I-06024			572
126	201D奥迫川002	南区	奥迫川	土石流	○	-	H20.3.7	I-06025	"	追川分校	252
127	201D奥迫川003	南区		土石流	○	-	H20.3.7	I-06027			572
128	201D奥迫川004	南区	奥迫川	土石流	○	-	H20.3.7	I-06032	"	灘崎中学校体育館	252
129	201D奥迫川005	南区		土石流	○	-	H20.3.7	I-06033			572
130	201D奥迫川006	南区	奥迫川	土石流	○	-	H20.3.7	I-06034	"	追川分校	252
131	201D奥迫川007	南区		土石流	○	-	H20.3.7	I-06039			572
132	201D奥迫川008	南区	奥迫川	土石流	○	-	H20.3.7	II-06022	"	灘崎中学校体育館	252
133	201D奥迫川009	南区		土石流	○	-	H20.3.7	II-06023			572
134	201D奥迫川010	南区	奥迫川	土石流	○	-	H20.3.7	II-06026	"	灘崎中学校体育館	252
135	201D奥迫川011	南区		土石流	○	-	H20.3.7	II-06028			572
136	201D奥迫川012	南区	奥迫川	土石流	○	-	H20.3.7	II-06029	"	灘崎中学校体育館	252
137	201D奥迫川013	南区		土石流	○	-	H20.3.7	II-06030			572
138	201D奥迫川014	南区	奥迫川	土石流	○	-	H20.3.7	II-06031	"	灘崎中学校体育館	252
139	201D奥迫川015	南区		土石流	○	-	H20.3.7	II-06035			572

140	201K片岡001	南区	片岡	急傾斜地の崩壊	○	—	H20.3.7	I-449	"	彦崎小学校体育館 灘崎中学校体育館	286 572
141	201K片岡002	南区		急傾斜地の崩壊	○	—	H20.3.7	I-2122			
142	201D川張001	南区	川張	土石流	○	—	H20.3.7	I-06014			
143	201D川張002	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06015			
144	201D川張003	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06016			
145	201K宗津001	南区	宗津	急傾斜地の崩壊	○	—	H20.3.7	I-450-1			
146	201K宗津002	南区		急傾斜地の崩壊	○	—	H20.3.7	I-450-2			
147	201K宗津003	南区		急傾斜地の崩壊	○	—	H20.3.7	II-120			
148	201D宗津001	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06017			
149	201D宗津002	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06018			
150	201K追川001	南区		急傾斜地の崩壊	○	—	H20.3.7	II-122			
151	201D追川001	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06019			
152	201D追川002	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06020			
153	201D追川003	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06021			
154	201D追川004	南区	追川	土石流	○	—	H20.3.7	I-06038			
155	201D追川005	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06041-1			
156	201D追川006	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06041-2			
157	201D追川007	南区		土石流	○	—	H20.3.7	II-06037			
158	201D追川008	南区		土石流	○	—	H20.3.7	III-06040			
159	201K彦崎001	南区		急傾斜地の崩壊	○	—	H20.3.7	I-447			
160	201K彦崎002	南区		急傾斜地の崩壊	○	—	H20.3.7	I-448			
161	201K彦崎003	南区		急傾斜地の崩壊	○	—	H20.3.7	II-119			
162	201D彦崎001	南区	彦崎	土石流	○	—	H20.3.7	I-06004			
163	201D彦崎002	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06005			
164	201D彦崎003	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06007			
165	201D彦崎004	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06010			
166	201D彦崎005	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06011			
167	201D彦崎006	南区		土石流	○	—	H20.3.7	I-06012			
168	201D彦崎007	南区		土石流	○	—	H20.3.7	II-06008-1			
169	201D彦崎008	南区		土石流	○	—	H20.3.7	II-06008-2			
170	201D彦崎009	南区		土石流	○	—	H20.3.7	II-06009			
171	201D彦崎010	南区		土石流	○	—	H20.3.7	III-06006			
172	201D彦崎011	南区		土石流	○	—	H20.3.7	III-06013			

172箇所(北区70箇所、中区0箇所、東区48箇所、南区54箇所)

7 砂防指定地（砂防法）

番号	水系名	溪流名	告示年月日	告示番号	水系級	区	字
1	旭川	磯尾谷川	昭42/03/31	建01020	1級	北区	畑鮎
2	旭川	金山川	昭31/12/01	建01848	1級	北区	玉柏
3	旭川	御成川	昭29/04/12	建00387	1級	中区	門田
4	旭川	砂川	昭31/12/01	建01848	1級	中区	国富
5	旭川	目黒川	昭34/03/25	建00530	1級	東区	目黒花見山
6	旭川	雄町谷川	昭29/07/09	建01255	1級	東区	竹原
7	幸崎川	花谷川	昭39/09/21	建02722	2級	東区	下阿知
8	幸崎川	花谷川	昭43/02/17	建00199	2級	東区	下阿知
9	幸崎川	丸山谷川	昭36/02/22	建00223	2級	東区	一の宮
10	幸崎川	清谷川	昭43/02/19	建00201	2級	東区	一宮
11	幸崎川	北田川	昭33/11/11	建01968	2級	東区	呂久郷
12	笹ヶ瀬川	血吸川	昭31/12/01	建01848	2級	北区	高松田中
13	笹ヶ瀬川	砂川	昭15/02/02	内00040	2級	北区	一宮大谷福谷
14	笹ヶ瀬川	砂川	昭26/09/05	建00816	2級	北区	長野
15	笹ヶ瀬川	砂川	平17/08/16	国00880	2級	北区	福谷、長野
16	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	昭07/10/19	内00273	2級	北区	田益
17	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	昭08/06/02	内00164	2級	北区	津高
18	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	昭26/09/05	建00816	2級	北区	菅野
19	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	昭57/03/13	建00411	2級	北区	菅野
20	笹ヶ瀬川	乞喰谷川	昭24/10/25	建00869	2級	北区	大安寺
21	笹ヶ瀬川	山の上川	昭36/11/18	建02667	2級	北区	山上
22	笹ヶ瀬川	石妻川	昭43/02/19	建00201	2級	北区	石妻
23	笹ヶ瀬川	鎗水川	昭42/03/31	建01020	2級	北区	栗井
24	笹ヶ瀬川	足守川	昭27/05/13	建00544	2級	北区	河原
25	笹ヶ瀬川	大溪川	昭48/03/31	建00798	2級	北区	栗井
26	笹ヶ瀬川	中川	昭36/08/16	建02099	2級	北区	芳賀
27	笹ヶ瀬川	中川	平19/4/18	国00482	2級	北区	芳賀
28	笹ヶ瀬川	内田川	昭38/08/16	建02099	2級	北区	田益
29	笹ヶ瀬川	南砂川	昭40/07/05	建01695	2級	北区	芳賀
30	笹ヶ瀬川	浮田川	昭34/10/29	建02162	2級	北区	間倉
31	笹ヶ瀬川	魚見山川	昭24/10/25	建00869	2級	北区	大安寺
32	笹ヶ瀬川	竜王谷川	昭26/11/27	建00994	2級	北区	大安寺
33	その他	境川	昭28/01/26	建00082	その他	南区	宮浦
34	その他	芹川及び支川	昭42/03/31	建01020	その他	南区	郡
35	その他	金上川	昭28/07/14	建01175	その他	南区	宮浦
36	その他	荒神谷川	平07/02/14	建00239	その他	南区	阿津
37	その他	西宝伝川	昭29/07/09	建01255	その他	東区	東片岡
38	その他	大河原川	昭28/01/26	建00082	その他	南区	阿津
39	その他	長谷川	昭37/09/26	建02342	その他	南区	飽浦
40	その他	東川	昭28/01/26	建00082	その他	南区	宮浦
41	その他	東宝伝川	昭26/11/27	建00995	その他	東区	東片岡
42	旭川	ゲンダ川	昭43/02/17	建00199	1級	北区	建部町土師方
43	旭川	シャレ川	昭15/02/02	内00040	1級	北区	建部町品田
44	旭川	阿弥陀川	昭36/02/22	建00223	1級	北区	建部町田地子
45	旭川	雲受川	昭33/11/11	建01968	1級	北区	建部町三明寺
46	旭川	奥谷川	昭50/03/06	建00229	1級	北区	建部町土師方
47	旭川	横折川	昭33/11/11	建01968	1級	北区	建部町中田
48	旭川	火打谷川	平05/03/25	建00944	1級	北区	建部町土師方
49	旭川	火打谷川	平08/03/18	建00687	1級	北区	建部町土師方
50	旭川	金屎川	昭42/03/31	建01020	1級	北区	建部町下神目
51	旭川	金屎川支川	平05/03/25	建00944	1級	北区	建部町下神目
52	旭川	桜奥川	昭55/03/29	建00681	1級	北区	建部町桜
53	旭川	桜奥川	昭60/08/10	建01140	1級	北区	建部町桜
54	旭川	桜川	昭24/11/02	建00884	1級	北区	建部町桜
55	旭川	桜川支川	平05/03/25	建00944	1級	北区	建部町桜
56	旭川	三納谷川	昭42/03/31	建01020	1級	北区	建部町田地子

番号	水系名	溪流名	告示年月日	告示番号	水系級	区	字
57	旭川	小屋ヶ谷川	平07/02/14	建00239	1級	北区	建部町下神目
58	旭川	小鎌谷川	昭42/03/31	建01020	1級	北区	建部町土師方
59	旭川	小玉川	昭15/02/02	内00040	1級	北区	建部町品田
60	旭川	小林口川	平08/03/18	建00687	1級	北区	建部町小倉
61	旭川	小林口川	平12/01/27	建00155	1級	北区	建部町小倉
62	旭川	松尾川	昭52/02/04	建00098	1級	北区	建部町土師方
63	旭川	松尾川	平19/03/13	国00310	1級	北区	建部町土師方
64	旭川	上山川	昭63/08/25	建01809	1級	北区	建部町大田
65	旭川	上山川	平04/03/23	建00766	1級	北区	建部町大田
66	旭川	尻無川	昭50/05/02	建00818	1級	北区	建部町大田
67	旭川	新井川	昭43/02/17	建00199	1級	北区	建部町三明寺
68	旭川	吹込谷川	昭55/03/29	建00681	1級	北区	建部町大田
69	旭川	菅谷川	平05/12/07	建02282	1級	北区	建部町土師方
70	旭川	石引川	昭39/01/18	建00052	1級	北区	建部町福渡
71	旭川	曾呂木川	平05/12/07	建02282	1級	北区	建部町大田
72	旭川	曾呂木川	平10/07/16	建01482	1級	北区	建部町大田
73	旭川	大京川	昭45/10/03	建01457	1級	北区	建部町土師方
74	旭川	大藤川	昭44/02/26	建00416	1級	北区	建部町田地子
75	旭川	大藤川	昭59/11/13	建01540	1級	北区	建部町田地子
76	旭川	大梅井川	平07/02/14	建00239	1級	北区	建部町大田
77	旭川	大平川	昭41/10/20	建03497	1級	北区	建部町大田
78	旭川	丹坂川	昭58/03/23	建00121	1級	北区	建部町土師方
79	旭川	丹坂川	平02/01/31	建00121	1級	北区	建部町土師方
80	旭川	丹坂川	平05/03/25	建00944	1級	北区	建部町土師方
81	旭川	池ノ上川	平04/03/23	建00766	1級	北区	建部町福渡
82	旭川	中村川	昭43/02/19	建00201	1級	北区	建部町大田
83	旭川	長谷川①	昭43/02/17	建00199	1級	北区	建部町土師方
84	旭川	長谷川①	昭59/11/13	建01540	1級	北区	建部町土師方
85	旭川	長谷川②	昭15/08/23	内00478	1級	北区	建部町大田
86	旭川	田戸川	昭31/12/01	建01848	1級	北区	建部町小倉
87	旭川	田地子川	昭28/08/13	建01215	1級	北区	建部町田地子
88	旭川	土師方川	昭25/11/17	建01177	1級	北区	建部町土師方
89	旭川	馬橋川	昭42/03/31	建01020	1級	北区	建部町西原
90	旭川	樋の口川	昭34/10/29	建02162	1級	北区	建部町角石谷
91	旭川	尾城川	平09/03/12	建00522	1級	北区	建部町下神目
92	旭川	片島川	昭42/03/31	建01020	1級	北区	建部町川口
93	旭川	豊楽寺口川	昭47/03/03	建00305	1級	北区	建部町福渡
94	旭川	豊楽寺川	昭37/11/10	建02822	1級	北区	建部町下神目
95	旭川	末谷川	昭28/08/13	建01215	1級	北区	建部町品田
96	旭川	野伏尾川	昭15/08/23	内00478	1級	北区	建部町下神目
97	その他	黒見川	昭63/08/25	建01809	その他	北区	建部町下神目
98	その他	黒見川	平05/03/25	建00944	その他	北区	建部町下神目
99	旭川	才ノ木川	平20/04/22	国00495	1級	北区	建部町田地子
100	旭川	奥山川	平05/12/07	建02282	1級	北区	御津国分原
101	旭川	奥山谷川	昭54/04/04	建00786	1級	北区	御津川高
102	旭川	間瀬川	昭58/03/23	建00755	1級	北区	御津河内
103	旭川	吉尾川	昭34/03/25	建00530	1級	北区	御津吉尾
104	旭川	久師井川	昭31/12/01	建01848	1級	北区	御津草生
105	旭川	九折谷川	昭38/08/16	建02099	1級	北区	御津虎倉
106	旭川	九折谷川	平05/03/25	建00944	1級	北区	御津虎倉
107	旭川	九谷川	昭15/01/20	内00033	1級	北区	御津宇甘
108	旭川	九谷川	昭44/02/26	建00416	1級	北区	御津勝尾
109	旭川	熊見谷川	昭40/07/05	建01695	1級	北区	御津中泉
110	旭川	熊野谷川	昭31/01/24	建00098	1級	北区	御津中泉
111	旭川	熊野谷川	平14/05/09	国00383	1級	北区	御津中泉
112	旭川	見正寺川	昭61/01/30	建00079	1級	北区	御津野々口
113	旭川	見正寺川	平05/03/25	建00944	1級	北区	御津野々口
114	旭川	佐野川	昭35/01/21	建00100	1級	北区	御津石上
115	旭川	三谷川	昭25/11/07	建01177	1級	北区	御津河内

番号	水系名	溪流名	告示年月日	告示番号	水系級	区	字
116	旭川	寺部川	昭27/09/17	建01227	1級	北区	御津新庄
117	旭川	小田川	昭31/01/24	建00098	1級	北区	御津河内
118	旭川	小田川	昭57/03/13	建00411	1級	北区	御津河内
119	旭川	小田川	昭60/08/10	建01140	1級	北区	御津河内
120	旭川	曾根川	昭63/08/25	建01809	1級	北区	御津紙工
121	旭川	倉目川	昭36/11/18	建02667	1級	北区	御津虎倉
122	旭川	大谷川	昭15/01/20	内00033	1級	北区	御津高津
123	旭川	大谷川	昭24/02/18	建00109	1級	北区	御津高津
124	旭川	鍛冶屋谷川	昭58/03/23	建00755	1級	北区	御津新庄
125	旭川	男松川	昭62/10/22	建01813	1級	北区	御津石上
126	旭川	天満川	昭28/11/21	建01425	1級	北区	御津紙工
127	旭川	天満川	昭39/09/21	建02722	1級	北区	御津紙工
128	旭川	天満川	昭40/04/07	建01199	1級	北区	御津紙工
129	旭川	田土川	平02/01/31	建00121	1級	北区	御津芳谷
130	旭川	田土川	平07/02/14	建00239	1級	北区	御津芳谷
131	旭川	土谷川	平05/12/07	建02282	1級	北区	御津宇甘
132	旭川	鍋谷川	昭61/10/25	建01711	1級	北区	御津芳谷
133	旭川	鍋谷川	平20/04/22	国00495	1級	北区	御津芳谷
134	旭川	日室川	昭53/01/28	建00064	1級	北区	御津石上
135	旭川	百谷川	昭62/10/22	建01813	1級	北区	御津虎倉
136	旭川	百谷川	平07/02/14	建00239	1級	北区	御津虎倉
137	旭川	兵坂川	昭31/12/01	建01848	1級	北区	御津紙工
138	旭川	母谷川	昭54/04/04	建00786	1級	北区	御津河内
139	旭川	母谷川	平02/01/31	建00121	1級	北区	御津河内
140	旭川	本谷川	昭55/03/29	建00681	1級	北区	御津高津
141	旭川	本谷川	昭61/10/25	建01711	1級	北区	御津高津
142	旭川	鳴川	昭60/06/22	建00950	1級	北区	御津宇垣
143	旭川	木広川	平04/03/23	建00766	1級	北区	御津紙工
144	旭川	野々口川	昭26/11/27	建00994	1級	北区	御津野々口
145	旭川	野々口川	昭57/03/13	建00411	1級	北区	御津野々口
146	旭川	野々口川	平04/03/23	建00766	1級	北区	御津中山
147	旭川	野々口川支川	平04/03/23	建00766	1級	北区	御津中山
148	旭川	矢知川	昭44/02/26	建00416	1級	北区	御津中畑
149	旭川	梳谷川	昭43/02/17	建00199	1級	北区	御津吉尾
150	旭川	矢の奥谷川	平12/08/09	建01751	1級	北区	御津宇甘
151	旭川	石原川	平14/05/09	国00383	1級	北区	御津宇垣
152	高梁川	熊谷川	平13/03/16	国00246	1級	北区	御津虎倉
153	旭川	塩井川	昭52/02/04	建00098	1級	東区	瀬戸町肩背
154	旭川	肩背川	昭43/02/17	建00199	1級	東区	瀬戸町肩背
155	旭川	舟石川	昭28/01/26	建00085	1級	東区	瀬戸町万富
156	旭川	舟石川	昭52/02/04	建00098	1級	東区	瀬戸町保木
157	旭川	千種川	昭42/03/31	建01020	1級	東区	瀬戸町鍛冶屋
158	吉井川	大谷川	昭15/10/28	内00566	1級	東区	瀬戸町弓削
159	吉井川	大谷川	平07/02/14	建00239	1級	東区	瀬戸町弓削
160	吉井川	鍛冶屋川	昭26/09/05	建00816	1級	東区	瀬戸町大内
161	吉井川	鍛冶屋川	昭61/10/25	建01711	1級	東区	瀬戸町大内
162	吉井川	三谷川	平16/12/02	国01483	1級	東区	瀬戸町南方
163	倉敷川	奥宮川	昭47/03/03	建00305	2級	南区	奥迫川
164	倉敷川	奥宮川支川	昭47/03/03	建00305	2級	南区	奥迫川
165	倉敷川	庄司場川	昭58/03/23	建00755	2級	南区	彦崎
166	倉敷川	庄司場川	昭59/11/13	建01540	2級	南区	彦崎
167	倉敷川	庄司場川	昭63/08/25	建01809	2級	南区	彦崎
168	倉敷川	前川	昭57/03/13	建00411	2級	南区	彦崎
169	倉敷川	前川	平05/03/25	建00944	2級	南区	彦崎
170	倉敷川	茂曾路川	昭53/01/28	建00064	2級	南区	迫川
171	倉敷川	里谷川	昭56/04/30	建00955	2級	南区	片岡

8 地すべり防止区域（地すべり等防止法）

○国土交通省所管

整理 番号	区域名	位 置		告示年月日	告示番号
1	笑 田	北区	建部町和田南	S48. 6. 25	建01453
2	祝 木	北区	建部町角石畝	S48. 6. 25	建01453
3	広 西	北区	建部町角石畝	S48. 6. 25	建01453
4	タタラ谷	南区	彦崎	S54. 9. 7	建01432
5	寺 地	東区	瀬戸町寺地・光明寺	S61. 3. 25	建00804
6	笹 岡	東区	瀬戸町笹岡	H1. 3. 31	建00871

9 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

番号	箇所番号	区域名	位置		摘要		防災対策事業		
			大字	管内			着手	未着手	完了
1	22	柏尾	粟井	北区	S49.3.30	県告第317号			○
2	487	吉田	建部町吉田	北区	S50.1.31	県告第110号			○
					S62.3.23	県告第284号			○
3	90	吉備津向畑	吉備津	北区	S51.2.27	県告第150号			○
					H元. 3.31	県告第356号			○
4	486	吉田南	建部町吉田	北区	S53.7. 4	県告第531号			○
5	490	吉田大上	建部町吉田	北区	S56.3.13	県告第193号			○
					S62.3.23	県告第284号			○
6	143 144	津島笹ヶ瀬	津島笹ヶ瀬 津高～笹ヶ瀬 津島笹ヶ瀬 ～津島西坂	北区	S56.3.13	県告第193号			○
					S57.2. 9	県告第129号			○
					H 9.4.4	県告第247号			○
					H12.3.21	県告第168号			○
					H12.7.11	県告第413号			○
7	162	津倉	津倉町	北区	S60.3.30	県告第346号			○
8	116	磯尾	原	北区	S61.3.18	県告第230号			○
9	85	立田	立田	北区	S61.3.18	県告第230号			○
10	60	松崎	富原	北区	H元. 3.31	県告第356号			○
					H 2.3.31	県告第336号			○
11	151	万成東町	万成東町	北区	H 2.3.31	県告第336号			○
12	108	中牧	中牧	北区	H 2.3.31	県告第336号			○
13	55	小幸田	横井上	北区	H 4.4.24	県告第335号			○
14	95	東花尻	東花尻	北区	H 5.1.29	県告第 51号			○
15	117	船山	原	北区	H 5.1.29	県告第 51号			○
16	115	原	原	北区	H 5.1.29	県告第 51号			○
17	94	西花尻	西花尻	北区	H 6.3. 4	県告第130号			○
18	156	谷万成	谷万成	北区	H 8.3.19	県告第188号			○
					H 9.1.10	県告第 9号			○
19	74	榑津	榑津	北区	H12.2.29	県告第117号			○
20	83	小山	小山	北区	H14.8.27	県告第467号			○
21	159	京山	京山一丁目	北区	H15.7.22	県告第374号			○
22	120	平瀬	玉柏	北区	H19.10.5	県告第480号	○		
23	111	下牧	下牧	北区	H22.2.2	県告第 52郷	○		
24	195	嶽	円山	中区	S63.3.31	県告第319号			○
25	163	長利	長利	中区	H元. 3.31	県告第356号			○
26	185	東山一丁目	東山一丁目	中区	H 2.3.31	県告第336号			○
27	169	今谷	今谷	中区	H 4.4.24	県告第335号			○
28	207	湊	湊	中区	H10.11.2	県告第593号			○
29	204 205	東湊	湊	中区	H12.3.21	県告第168号			休止
					H18.12.22	県告第638号			
30	190	門田文化町	門田文化町三丁目	中区	H14.8.27	県告第467号			○
31	269	久保山田	久保	東区	S52.3.31	県告第259号			○
					S54.3.31	県告第295号			○
					H 2.3.31	県告第336号			○

番号	箇所 番号	区域名	位 置		摘 要	防災対策事業			
			大字	管内		着手	未着手	完了	
32	251	央甘	央甘	東区	S56.3.13	県告第193号			○
					S58.3.31	県告第360号			○
33	255	藤井	藤井	東区	S56.3.13	県告第193号			○
					S62.3.23	県告第284号			○
					H 2.3.31	県告第336号			○
					H6.11.25	県告第751号			○
34	254	藤井西	藤井	東区	S63.3.31	県告第319号			○
35	241	沼	沼	東区	S59.3.31	県告第353号			○
36	288	清野	邑久郷	東区	S61.3.18	県告第230号			○
37	296	築渡	水門町	東区	S61.3.18	県告第230号			○
38	299	鴨尾	東片岡	東区	H 2.3.31	県告第336号			○
39	236	一日市	一日市	東区	H 4.4.24	県告第335号			○
40	289	幸地崎町	幸地崎町	東区	H 5.3.23	県告第202号			○
41		中庄路	瀬戸町	東区	H 5.3.23	県告第202号			○
42	309	古新田	正儀	東区	H 8.2.23	県告第126号			○
43	244	寺山	寺山	東区	H 8.2.23	県告第126号			○
44	258	古都南方	古都南方	東区	H 8.8.30	県告第512号			○
45	295	柿原	東幸西	東区	H9.10.24	県告第634号			○
46	240	矢井	矢井	東区	H11.11.2	県告第591号			○
47		宮の鼻	瀬戸町	東区	H12.3.21	県告第168号			○
48	298	水門町	水門町	東区	H12.11.24	県告第595号			○
49	305	東向(B)	正儀	東区	H12.11.24	県告第595号			○
50	303	東向(A)	正儀	東区	H15.7.22	県告第374号			○
51	304	大西	西片岡	東区	H15.7.22	県告第374号			○
52	287	邑久郷	邑久郷	東区	H16.3.16	県告第147号			休止
53	277	円定寺	長沼	東区	H18.2. 7	県告第 59号	○		
54	231	草ヶ部(東)	草ヶ部	東区	H19.2.27	県告第 83号	○		
	232								
55	233	草ヶ部(西)	草ヶ部	東区	H19.2.27	県告第 83号	○		
56	-	東幸島	東幸西	東区	H20.2. 5	県告第 71号	○		
57	450	流藪	宗津	南区	S61.9.26	県告第806号			○
58	223	小串	小串	南区	H12.3.21	県告第168号			○
59	210	北浦	北浦	南区	H15.7.22	県告第374号			○
60	217	阿津	阿津	南区	H15.9.12	県告第454号			○
合計		60箇所							

10 海岸保全区域

(1) 国土交通省河川局所管 (県管理)

番号	海岸名	区 域	延長	管理者	告示年月日 番号
1	犬島東海岸	岡山市東区犬島字鼓地～字南浦	850.0m	岡山県知事	昭43. 2. 9 第 99号 昭63.11.11 第 885号
2	犬島南 "	" " " 字西請～字八軒	260.0m	"	昭43. 2. 9 第 99号
3	犬島西 "	" " " 字八軒	200.0m	"	昭43. 2. 9 第 99号
4	柿原 "	" " 東幸西字幸島 ～西幸西字外波	440.0m	"	昭43. 2. 9 第 99号 昭48. 2.20 第 165号
5	三蟠九蟠 "	" 東区九蟠～中区江並	4,770.0m	"	昭31.12.21 第 830号 昭43. 2. 9 第 99号 平 5.11.19 第 723号
6	宮浦西原 "	" 南区宮浦字隆玄新開～阿津	2,150.0m	"	昭43. 2. 9 第 99号
7	宮浦 "	" " 宮浦	1,712.0m	"	昭43. 2. 9 第 99号
8	鮑浦 "	" " 北浦～鮑浦	800.0m	"	昭43. 2. 9 第 99号 平14. 4. 2 第 232号
9	北浦 "	" " 北浦字前新開	800.0m	"	昭43. 2. 9 第 99号

(2) 国土交通省港湾局所管 (県管理)

番号	海岸名	区 域	延長	管理者	告示年月日 番号
1	岡山港海岸 西浦幸島地区	岡山市東区正儀4700	2,007.0m	岡山県知事	昭61. 2.18 第 112号
2	岡山港海岸 北浦幸島地区	" " 正儀大工町字河田4039	2,200.0m	"	昭43. 2. 9 第 99号
3	岡山港海岸 立川地区	" 南区海岸通1-5-18	1,500.0m	"	昭43. 2. 9 第 99号
4	岡山港海岸 西小串地区	" " 小串字一部落2214	1,597.0m	"	昭39.10.27 第 906号
5	岡山港海岸 小串地区	" " 小串字一部落2214	1,110.0m	"	昭39. 6.12 第 561号
6	岡山港海岸 西米崎地区	" " 小串字米崎小字片ヶ崎1198	1,065.0m	"	昭39. 2.14 第 146号
7	岡山港海岸 東米崎地区	" " 小串字東米崎376	242.0m	"	昭54. 5.29 第 477号
8	岡山港海岸 相引番田地区	" " 小串字相引201-2	1,350.0m	"	昭43. 2. 9 第 99号

(3) 国土交通省港湾局所管 (市管理)

番号	海岸名	区 域	延長	管理者	告示年月日 番号
1	犬島港海岸 犬島東地区	岡山市東区犬島字西谷306-1	860.0m	岡山市	昭63. 9.13 第 749号
2	犬島港海岸 犬島西地区	" " 犬島字六郎島61-7	700.0m	"	昭43. 2. 9 第 99号

11 宅地造成工事規制区域

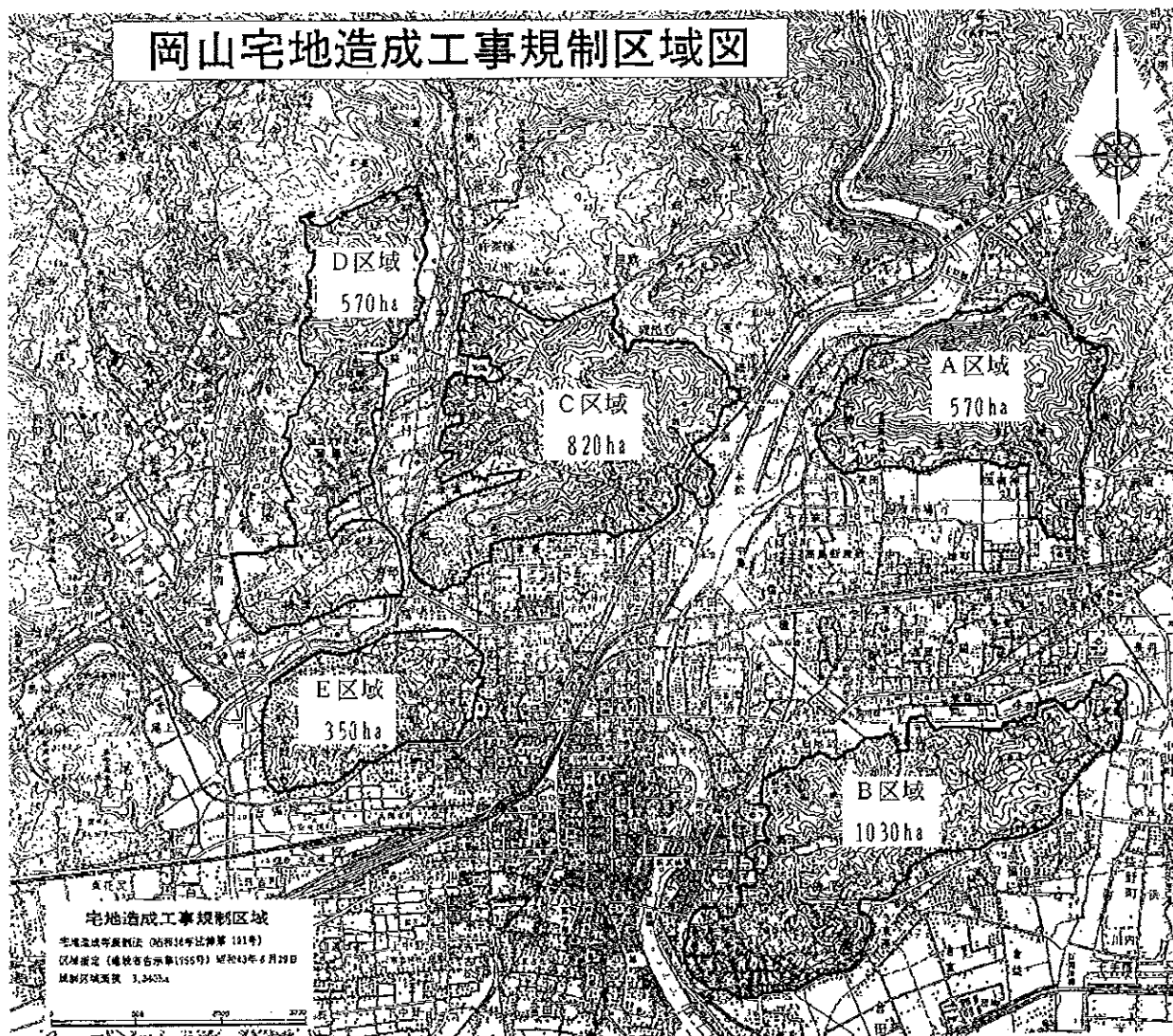
宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴って災害の生ずるおそれの著しい市街地等として指定された区域は次のとおりである。

区域	指定区域	面積 (ha)
A	矢津，四御神，湯迫，祇園，他	570
B	円山，湊，門田，国富，沢田，今谷，他	1,030
C	原，宿，三野，津島，横井上，他	820
D	田益，首部，楢津，富原	570
E	上伊福，大安寺，矢坂，万成，他	350
	計	3,340

(昭和43年 6月29日指定)

(注) 宅地造成工事規制区域の指定

関係市町村長の意見を徴した都道府県の申出に基づき国土交通大臣が指定する。



12 保安林の現況

(単位：ha)

	水源 かん養	土砂流出 防備	土砂崩壊 防備	水害 防備	魚つき	風致 保安林	計
岡山	367.49	856.47	0.29	2.65	27.90	100.17	1,354.97
西大寺	277.93	585.27			3.33	3.58	870.11
一宮	188.38	391.08					579.46
津高	339.24	1,138.75					1,477.99
高松	5	320					325
吉備	11	8					19
妹尾	2	15					17
福田	7	33					40
上道	165.06	221.37					386.43
興除	—	—					
足守	179	993					1,172
藤田	—	—					
計	1,542.10	4,561.94	0.29	2.65	31.23	103.75	6,241.96

13 下水道整備状況

(1) 公共下水道

公共下水道事業は、河川、湖沼、海などの公共用水域の水質汚濁防止のために重要な役割を果たすとともに、住民に安全で快適な生活を確保するために、市の重点施策として事業を進めている。

本市における公共下水道の整備状況は、次のとおりである。

処理区名	事業認可					平成14年度末整備状況				
	面積 (ha)		人口 (人)	処理場数 (箇所)	ポンプ場 数(箇所)	面積 (ha)	管渠延長 (km)	人口 (人)	処理場数 (箇所)	ポンプ場 数(箇所)
旭西	1,054		194,000	1	3	1,054	314	71,968	1	3
岡東	3,392		163,900	1	12	1,448	392	69,806	1	6
高島	35		7,000	1	—	21	5	2,312	1	—
児島湖	4,779		280,850	—	10	2,758	713	143,799	—	7
芳賀佐山	147		6,100	1	3	145	31	5,032	1	—
流通団地	88		9,000	1	—	88	6	—	1	—
吉井川	315		10,500	1	—	49	4	—	1	—
中原	30		1,400	1	—	30	7	1,071	1	—
足守	80		2,520	1	—	9	3	63	1	—
計	9,920		675,270	8	28	5,602	1,475	294,051	8	16

※ 人口は供用人口とする

ア 下水道の施設（浄化センター）

名称	旭西浄化センター	高島浄化センター	芳賀佐山 浄化センター	流通団地 浄化センター	岡東浄化センター
位置	七日市西町6番10号	高島二丁目1番1号	芳賀5101番地	大内田745番地	升田614番11
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	硝化促進型 活性汚泥循環変法 +凝集沈殿	嫌気好気活性 汚泥法 +凝集沈殿 +急速ろ過	2段嫌気好気活性 汚泥法 (凝集剤併用)
計画処理量	150,000m ³ /日	2,310m ³ /日	2,680m ³ /日	2,510m ³ /日	107,200m ³ /日
処理開始年月	昭和38年1月	昭和41年6月	昭和53年10月	昭和59年6月	平成4年3月
現有施設 (処理能力)	150,000m ³ /日	2,310m ³ /日	2,680m ³ /日	1,255m ³ /日	45,720m ³ /日
汚水ポンプ	φ600 0.78m ³ /sec 2台	φ100 0.021m ³ /sec 1台	φ100 0.017m ³ /sec 3台 (うち1台予備)	φ100 0.015m ³ /sec 3台 (うち1台予備)	φ200 0.067m ³ /sec 1台
	φ700 1.08m ³ /sec 3台	φ150 0.042m ³ /sec 2台 (うち1台予備)			φ250 0.133m ³ /sec 1台
雨水ポンプ	φ1000 2.4m ³ /sec 2台	—	—	—	φ300 0.20m ³ /sec 3台
	φ1200 3.3m ³ /sec 2台				φ800 1.45m ³ /sec 2台 (うち1台予備)
					φ1500 5.3m ³ /sec 1台
					φ1800 7.8m ³ /sec 3台

名 称	中原浄化センター	吉井川浄化センター	足守浄化センター
位 置	祇園865番地	西大寺新地376番	足守2,176番地
処 理 方 式	オキシデーショ ン ディッチ法	嫌気無酸素好気 活性汚泥法	オキシデーショ ン 法+擬集剤+急速 ろ過
計画処理量	2,100m ³ /日	7,000m ³ /日	1,000m ³ /日
処理開始年月	平成11年10月	平成14年 5月	平成16年 3月
現有施設 (処理能力)	1,050m ³ /日	2,325m ³ /日	1,000m ³ /日
汚水ポンプ	φ150 0.018m ³ /sec 3台 (うち1台予備)	φ150 0.042m ³ /sec 2台 (うち1台予備)	φ80 0.57m ³ /sec 2台 (うち1台予備)
雨水ポンプ	—	—	—

イ 下水道の施設 (ポンプ場)

名 称	天瀬ポンプ場	巖井ポンプ場	笹ヶ瀬ポンプ場	平井排水センター	金岡ポンプ場
位 置	京橋南町1番10号	富町二丁目6番30号	野殿西町1番3号	平井五丁目1番49号	金岡東町一丁目 4番31号
揚水量(汚水) # (雨水)	1.68m ³ /sec 13.9m ³ /sec	2.18m ³ /sec 12.0m ³ /sec	— 24.8m ³ /sec	0.64m ³ /sec 11.6m ³ /sec	0.24m ³ /sec 8.7m ³ /sec
運 転 開 始	昭和29年 7月	昭和38年 9月	昭和41年10月	昭和54年10月(雨水) 平成 4年 3月(汚水)	昭和55年11月(雨水) 平成4年3月(汚水)
現 有 施 設 (汚水)	φ400 0.35m ³ /sec 1台 φ500 0.55m ³ /sec 1台 φ600 0.78m ³ /sec 1台	φ500 0.55m ³ /sec 2台 φ700 1.08m ³ /sec 1台	—	φ200 0.07m ³ /sec 2台 φ300 0.13m ³ /sec 2台	φ200 0.07m ³ /sec 2台 φ250 0.11m ³ /sec 1台
現 有 施 設 (雨水)	φ800 1.4m ³ /sec 2台 φ1000 2.2m ³ /sec 2台 φ1200 3.3m ³ /sec 2台	φ1300 4.0m ³ /sec 3台	φ1000 2.4m ³ /sec 2台 φ1500 5.0m ³ /sec 1台 φ1800 7.5m ³ /sec 2台	φ1000 2.25m ³ /sec 1台 φ1350 4.0m ³ /sec 1台 φ1500 5.3m ³ /sec 2台	φ1000 2.3m ³ /sec 2台 φ1350 4.0m ³ /sec 1台
放流水域	旭 川	笹ヶ瀬雨水渠 (中継ポンプ場)	笹ヶ瀬川	旭 川	吉 井 川

名称	岡南ポンプ場	錦ポンプ場	平田ポンプ場	当新田ポンプ場	政津ポンプ場
位置	築港元町8番8号	藤田2356-1番地	米倉151-2番地	当新田267-1番地	政津566番地-2
揚水量(汚水) 〃(雨水)	— 17.1m ³ /sec	2.73m ³ /sec —	— 11.0m ³ /sec	— 10.8m ³ /sec	0.38m ³ /sec —
運転開始	昭和46年4月	平成元年3月	平成3年3月	平成6年10月	平成8年3月
現有施設 (汚水)	—	φ400 0.3m ³ /sec 3台 φ800 1.33m ³ /sec 2台	—	—	φ300 0.19m ³ /sec 2台 φ500 0.41m ³ /sec 1台
現有施設 (雨水)	φ1500 5.7m ³ /sec 3台	—	φ1500 5.5m ³ /sec 2台	φ1500 5.08m ³ /sec 1台 φ1500 5.75m ³ /sec 1台	—
放流水域	岡山港		笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	

名称	倉富ポンプ場	万成ポンプ場	芳賀佐山 第1ポンプ場	芳賀佐山 第2ポンプ場	上芳賀ポンプ場
位置	倉富383番地14	谷万成二丁目 12番7号	芳賀5116-104番地	芳賀5111-11番地	芳賀2424-10番地
揚水量(汚水) 〃(雨水)	0.42m ³ /sec —	— 9.6m ³ /sec	0.023m ³ /sec —	0.01m ³ /sec —	0.015m ³ /sec —
運転開始	平成8年3月	平成元年10月	昭和58年4月	昭和58年4月	平成6年1月
現有施設 (汚水)	φ250 0.1m ³ /sec 2台 φ400 0.22m ³ /sec 2台 (うち1台予備)	—	φ100 0.023m ³ /sec 2台 (うち1台予備)	φ80 0.01m ³ /sec 2台 (うち1台予備)	φ100 0.015m ³ /sec 2台 (うち1台予備)
現有施設 (雨水)	—	φ1500 4.8m ³ /sec 2台	—	—	—
放流水域		笹ヶ瀬川			

名称	野殿ポンプ場	古新田ポンプ場	桑野ポンプ場
位置	野殿西町428番6	古新田990番地1 ほか	桑野720番地3
揚水量(汚水) 〃(雨水)	0.37m ³ /sec —	0.24m ³ /sec —	0.09m ³ /sec —
運転開始	平成9年3月	平成12年3月	平成17年7月
現有施設 (汚水)	φ300 0.18m ³ /sec 2台 (うち1台予備)	φ350 0.24m ³ /sec 2台 (うち1台予備)	φ200 0.09m ³ /sec 2台
現有施設 (雨水)	—	—	—
放流水域			

都 市 下水路名	事業認可集水面積			平成14年度末整備状況		
	集水面積 (ha)	流出量 (m ³ /sec)	施 設	集水面積 (ha)	施 設	備 考
妹尾 下水路	93	6.00	W=3.5~1.7m L=1,620m	93	・3.5~1.7m L=1,556m	φ500×0.5 m ³ /sec ×2台設置
一宮 下水路	49	2.60	W=2.3~0.9 L=682m	49	・2.3~0.9 L=509m	
兼基 下水路	86	2.50		45		φ1,000×2.5 m ³ /sec ×1台

都市下水路の施設 (ポンプ場)

名 称	兼基ポンプ場
位 置	兼基377番3
揚水量 (汚水)	—
〃 (雨水)	2.5m ³ /sec
運転開始	平成13年11月
現有施設 (汚水)	—
現有施設 (雨水)	φ1,000 2.5m ³ /sec 1台
放流水域	百間川

14 防火対象施設・危険物保有事業所等

(1) 防火対象物現況

H22.4.1現在

項	用途別	防火対象物数						防火管理者を必要とするもの(敷地)
		北署	西署	中署	東署	南署	計	
1イ	劇場・映画館	6	6 0	1	1	2	16 0	11
1ロ	公会堂・集会場	64	52 (10)	44	66	68	294 (10)	264
2イ	キャバレー・ナイトクラブ類	11	0 0	0	0	0	11 0	7
2ロ	遊技場・ダンスホール	18	5 0	8	9	10	50 0	39
2ハ	風俗店	1	0 0	0	0	0	1 0	1
2ニ	個室ビデオ・カラオケ等	11	5 0	2	0	11	29 0	21
3イ	料理店	5	1 0	0	0	0	6 0	4
3ロ	飲食店	286	69 (3)	59	38	81	533 (3)	474
4	百貨店・マーケット	313	168 (8)	154	117	213	965 (8)	611
5イ	旅館・ホテル	93	48 (6)	22	16	23	202 (6)	123
5ロ	共同住宅・寄宿舎	2340	1,473 (23)	1525	651	1400	7,389 (23)	835
6イ	病院・診療所	117	86 (4)	89	64	91	447 (4)	158
6ロ	福祉施設	80	57 (9)	30	40	50	257 (9)	171
6ハ	幼稚園・盲学校・ろう学校	80	83 (29)	82	47	73	365 (29)	210
6ニ	幼稚園、特別支援学校	27	25 (4)	40	29	26	147 (4)	82
7	小・中・高・大学・各種学校	317	275 (37)	167	136	143	1,038 (37)	256
8	図書館・博物館	14	7 (3)	2	2	2	27 (3)	17
9イ	蒸気浴場・熱気浴場	3	0 0	0	0	1	4 0	3
9ロ	イ以外の公衆浴場	12	5 0	2	1	1	21 0	1
10	停車場・作業場	2	0 0	1	1	1	5 0	2
11	神社・仏閣	64	34 (3)	32	27	22	179 (3)	86
12イ	工場・作業場	330	341 (41)	247	556	509	1,983 (41)	209
12ロ	スタジオ	0	0 0	0	0	0	0 0	
13イ	車庫・駐車場	210	47 (1)	42	21	67	387 (1)	14
13ロ	格納庫	1	0 0	0	0	4	5 0	0.0

14	倉庫	433	280 (11)	223	326	657	1,919 (11)	55
15	その他の事業所	891	309 (32)	217	280	404	2,101 (32)	549
16イ	1～4、5イ、6、9イ がある複合用途対象物	785	236 (20)	143	60	144	1,368 (20)	924
16ロ	イ以外の複合用途対象物	443	107 (5)	86	42	113	791 (5)	191
16の2	地下街	2	1 0	0	0	0	3 0	3
17	文化財	23	35 (19)	16	3	3	80 (19)	14
18	アーケード	9	1 0	0	0	0	10 0	0
19	山林	0	0	0	0	0	0	0
20	舟車	0	0	0	0	0	0	0
合計		6,991	3,756 (268)	3,234	2,533	4,119	20,633 (268)	5335

()は吉備中央町分

(2) 危険物施設等

22. 4. 1現在

種別		署別					
		総数	北署	西署	中署	東署	南署
総数		4,970	1,350	952 (279)	473	898	1,297
製造所		20	1	7 (4)	1	5	6
貯蔵所	屋内貯蔵所	276	64	34 (10)	20	66	92
	屋外タンク貯蔵所	345	51	28 (20)	18	101	147
	屋内タンク貯蔵所	56	23	10 (2)	5	9	9
	地下タンク貯蔵所	447	159	94 (34)	49	76	69
	簡易タンク貯蔵所	15	6	5 (2)	0	0	4
	移動タンク貯蔵所	206	35	50 (9)	21	38	62
	屋外貯蔵所	70	5	42 (40)	3	9	11
	小計	1,415	343	263 (117)	116	299	394
取扱所	給油取扱所	404	92	74 (15)	58	63	117
	一般取扱所	338	81	50 (12)	23	74	110
	第一種販売取扱所	3	2	0 (0)	0	0	1
	第二種販売取扱所	2	2	0 (0)	0	0	0
	移送取扱所	3	1	0 (0)	0	1	1
	小計	750	178	124 (27)	81	138	229
計		2,185	522	394 (148)	198	442	629
少量危険物		2,785	828	558 (131)	275	456	668

()内は吉備中央町分の内数

ア 危険物保安監督者等対象施設状況

H22. 4. 1現在

種別 件数	製造所	貯蔵所								取扱所					合計	
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所		小計
施設数	20	276	345	56	447	15	206	70	1,415	404	338	3	2	3	750	2,185
保安監督者	20	250	343	6	30	12		3	644	404	151	3	2	3	563	1,227
施設保安員	4								0		23			3	26	30
予規	14	9	71					0	80	234	98			3	335	429

保安統括管理者設置事業所	1
--------------	---

イ 岡南地区油槽所及び工場の消防組織状況

会社名	所在地	消防ポンプ 台数 性能	固定消火設備 取付タンク数	化学消火可能な物	自衛消防隊
㈱クラレ 岡山工場	海岸通 一丁目2-1	化学消防車 175hp×1 四輪ポンプ車 130hp×1 可搬式 35hp×1, 20hp×1,	39	62	専任 昼間16人 夜間 7人
大建工業㈱ 岡山工場	海岸通 二丁目5-8	可搬式ポンプ 35hp×2 130hp×1	3	1	兼任 40人
同和鈦業㈱ 岡山工場	海岸通 一丁目3-1	可搬 26hp×1	—	—	専任 昼間10人 兼任 夜間 3人
三井製糖㈱ 岡山工場	築港元町3-5	消火栓ポンプ 15kw×1	3	—	専任 昼間15人 兼任 夜間 15人

ウ 大量危険物保有場所の状況

(ア) 油槽所関係

H22.4.1現在

区分 会社名	所在等	敷地面積 m ²	油 貯 蔵 タンク (屋外)		貯蔵タンク油類別 (K ²)			その他の施設		消火原液
			基数	貯蔵量 (K ²)	第 一 油 類	第 二 石油類	第 三 石油類	施設名	数	
中国精油(株)	南区築港元町 10-3	2,763	4	2,075	1,085	990	0	製造所 一般取扱所 地下タンク 移動タンク 簡易タンク	1 2 1 2 1	
宮野(株) 大元油槽所	北区大元駅前 3-63	1,378	0	0	0	0	0	移動タンク 一般取扱所 地下タンク 屋内タンク	2 1 3 1	
横山石油(株) 七日市油槽所	北区七日市東 町7-17	1,593	2	153	0	153	0	一般取扱所 地下タンク貯蔵所	1 1	
岡山オイル ターミナル(株)	南区海岸通2- 5-22	10,909	12	7,496	2,390	1,680	3,426	屋外貯蔵所 屋内貯蔵所 一般取扱所 移送取扱所 移動タンク貯蔵所	1 1 1 1 6	

(イ) 工場・事業所関係

H22.4.1現在

事業所名	所在地	敷地面積 (㎡)	危険物施設数
日本エクスラン工業(株) 西大寺工場	東区金岡東町3-3-1	306,096	一般取扱所 15 屋内貯蔵所 5 屋外タンク 44 移動タンク 1 屋外貯蔵所 1
テイカ(株)岡山工場	東区西辛川1072	162,990	移送取扱所 1 一般取扱所 6 屋内貯蔵所 3 屋外タンク 7 屋内タンク 1 屋外貯蔵所 1
三井製糖(株)岡山事業所	南区築港元町13-5	96,283	一般取扱所 4 屋内貯蔵所 1 屋外タンク 4
(株)クラレ岡山事業所	南区海岸通1丁目2-1	487,273	製造所 1 給油取扱所 1 一般取扱所 39 屋内貯蔵所 18 屋外タンク 84 屋外貯蔵所 2
岡山大建工業	南区海岸通2丁目5-8	53,691	給油取扱所 1 一般取扱所 4 屋内貯蔵所 4 屋外タンク 6
DOWA エレクトロニクス岡山	南区海岸通1丁目3-1	171,030	製造所 1 一般取扱所 2 屋内貯蔵所 1 屋外タンク 7 屋内タンク 1 移動タンク 1
(株)岡山製紙	南区浜野1-4-34	71,670	一般取扱所 2 屋内貯蔵所 1 屋外タンク 1

15 異常気象時道路通行規制箇所

◎異常気象時通行規制区間とは・・・異常気象時（異常降雨など）に土砂崩れなどの危険性がある区間に対して、雨量などに基づく基準を設定し、これに基づく通行止めを行う区間です。

◎県 道

区間 番号	路線 番号	路 線 名	位 置	延長 (km)	規制基準 1	規制基準 2	
					通行注意	通行止	通行止
1	30	(主)落合建部	美咲町西堺和 ～ 北区建部町川口	(14.5) 8.9	連続100mm	時間 40mm	連続180mm
2	31	(主)高梁御津	吉備中央町下加茂 ～ 北区御津紙工	(7.3) 3.9	連続100mm	時間 40mm	連続180mm
3	79	(主)佐伯長船	東区瀬戸町弓削 ～ 備前市坂根	(1.4) 0.8	連続 80mm	時間 35mm	連続150mm
4	81	(主)東岡山御津	北区牟佐 ～ 北区御津芳谷	8.0	ダム放流量 800m ³ /秒	冠水予測	
5	218	(一)玉柏野々口	北区玉柏 ～ 北区御津野々口	11.3	連続100mm	時間 40mm	連続180mm
6	218	(一)玉柏野々口	北区中牧	0.3	ダム放流量 800m ³ /秒	冠水予測	
7	218	(一)玉柏野々口	北区御津中牧	0.3	ダム放流量 800m ³ /秒	冠水予測	
8	453	(一)宮地鹿瀬	北区建部町西原 ～ 北区御津鹿瀬	2.4	連続100mm	時間 40mm	連続180mm
9	453	(一)宮地鹿瀬	北区建部町西原	0.9	ダム放流量 800m ³ /秒	冠水予測	
10	457	(一)吉田御津	北区御津新庄 ～ 北区御津矢原	1.5	連続100mm	時間 30mm	連続130mm
11	457	(一)吉田御津	北区建部町土師方	0.4	ダム放流量 800m ³ /秒	冠水予測	
12	457	(一)吉田御津	北区御津矢原	0.3	ダム放流量 800m ³ /秒	冠水予測	
13	461	(一)矢原国ヶ原	北区御津川高	0.2	ダム放流量 800m ³ /秒	冠水予測	
14	463	(一)長谷小串	南区飽浦 ～ 南区阿津	7.2	連続100mm	時間 40mm	連続150mm

16 貯木場

名称	管理者	場所	面積 (㎡)	1回当たり貯木能力 (m ³)
旭川 平井	岡山県貯木場組合	平井地先	230	200

17 被害想定地震震度分布図・液状化危険度分布図

(1) 震度分布図（後日掲載予定）

(2) 液状化危険度分布図（後日掲載予定）

18 行政町名別浸水想定危険度

凡例	浸水深さ (m)	(津波)	0~0.5	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~
		(河川)				2.0~5.0	5.0~
		記号	E	D	C	B	A
+記号は地域内に1段階上の部分があることを示す。+記号2つは2段階上。							
※記号は想定はないが平成10年台風10号浸水実績を持つ地域。							
	行政町名	浸水項目	浸水原因				
			津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川
あ	葵町				E+		
	青江一丁目	D			E		
	青江二丁目	D			E		
	青江三丁目	D			E		
	青江四丁目	D			E		
	青江五丁目	D			E		
	青江六丁目	D+			E	E	
	赤坂台				C		
	赤坂本町				B		
	赤坂南新町						
	飽浦	B					
	あけぼの町	B			E	D	
	赤田				C+		
	浅川		B				D+
	浅越	D+	B	B			B
	旭本町				E		
	旭町				E+		
	足守					B	
	阿津	B					
	天瀬				C+		
	天瀬南町				E+		
	網浜				B		
	粟井						
い	石関町				D		
	石妻						
	伊島北町				B	B	
	伊島町一丁目					C	
	伊島町二丁目				D+	C	
	伊島町三丁目					E+	
	出石町一丁目				C		
	出石町二丁目				E		
	泉田	C			D	E+	
	いずみ町				C	E+	
	一宮					B	
	一宮山崎					B	
	犬島	B					
	伊福町一丁目				C	D	
	伊福町二丁目				C	E+	
	伊福町三丁目				C	D	
	伊福町四丁目				C	D+	
	今一丁目	E+			E	E+	
	今二丁目	D			E	E+	
	今三丁目	D			E	D	
今四丁目	D			E+	D+		

	行政町名	浸水原因					
		津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
	今五丁目	D		E+		D	
	今六丁目	D		E+		D	
	今七丁目	D		E+		D+	
	今八丁目	D		E+		D	
	今岡					C	
	今在家			B			
	今谷						
	今保					C+	
	今村	D		D			
	岩井一丁目						
	岩井二丁目						
	岩井宮裏						
	岩田町			C			
う	内尾	C			D+		
	内ヶ原		C+				E++
	内山下一丁目			C			
	内山下二丁目			C			
	浦間		B				B
	浦安西町	B		D+		C+	
	浦安本町	B		D+		C	
	浦安南町	C+				C+	
え	駅前町一丁目			C			
	駅前町二丁目			C			
	駅元町			C		D+	
	江崎	C+		C+			
	絵図町			D+		E+	
	江並	C+		C+			
お	大井					E+++	
	大内田				D+	C++	
	大窪					D+	
	大崎					E	
	大多羅町	C	C	C+			B
	大福	D+			C+	D+	
	大元一丁目	E+		E+		E+	
	大元二丁目	E+		E		D	
	大元駅前	E		E+		E	
	大元上町	E+		E		E+	
	岡町			D			
	沖元	B		B			
	奥市						
	奥田一丁目	E		E			
	奥田二丁目	E+		E			
	奥田西町	E+		E+		E+	
	奥田本町	E+		D		E	
	奥田南町	D		E+		E	
	邑久郷	C					
	乙多見						
	乙子	C++	C+				
	御成町			D			
	尾上					B	
	御舟入町	B+		E			

	行政町名	浸水原因					
		津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
	雄町			D+			
	表町一丁目			C			
	表町二丁目			C			
	表町三丁目			C+			
か	海岸通一丁目	E++		E			
	海岸通二丁目	E++		E		E	
	栢谷						
	学南町一丁目			C			
	学南町二丁目			C		E+	
	学南町三丁目			C			
	掛畑						
	春日町			D			
	可知一丁目	D	D	C			C
	可知二丁目	E	D	C			C
	可知三丁目	D	D	C			C
	可知四丁目	C	D	C			C
	可知五丁目	D	D	C			C
	門田文化町一丁目						
	門田文化町二丁目						
	門田文化町三丁目						
	門田本町一丁目			C			
	門田本町二丁目						
	門田本町三丁目						
	門田本町四丁目						
	門田屋敷一丁目			C+			
	門田屋敷二丁目			C+			
	門田屋敷三丁目			B			
	門田屋敷四丁目			B			
	門田屋敷五丁目			C			
	門田屋敷本町			C			
	金岡西町	C	C				C+
	金岡東町一丁目	D+	C				C
	金岡東町二丁目	C	E++				D+
	金岡東町三丁目	E++	E+				
	金田	C+	C+	C+			C+
	金山寺						
	兼基			C			
	上阿知						
	上高田						
	上土田					B	
	上中野一丁目	D		E		D	
	上中野二丁目	D		E+		D	
	加茂				C	C	
	辛川市場					E++	
	川入				E+	C	
	河原						
	神崎町	C	C+				
	関西町						
	神田町一丁目	D		E		E+	
	神田町二丁目	D		E+		E+	
き	祇園			B			

行政町名	浸水原因					
	津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
北浦	B					
北方一丁目			C+			
北方二丁目			B			
北方三丁目			B			
北方四丁目			B			
北幸田	B					
北長瀬	E+		E++		E+++	
北長瀬表町一丁目	E		E++		E+	
北長瀬本町			C		C	
吉備津				E++	D+	
君津	B	B				C+
京橋町			E+			
京橋南町			C			
京町			D			
京山一丁目						
京山二丁目			E		E	
旭東町一丁目			B			
旭東町二丁目			B			
旭東町三丁目			B			
＜ 久々井	B					
草ヶ部						B
国富			B			
国富一丁目			B			
国富二丁目			B			
国富三丁目			B			
国富四丁目			B			
九幡	B+	B				C
久保	D	B				B
久米					C+	
倉田	C+		B			
倉富	C+		B			
倉益	D++		B			
鉄		E	C			C
桑田町			C		E+	
桑野	B		B			
二 神下			C			D+
厚生町一丁目			D+		E	
厚生町二丁目			D+		E	
厚生町三丁目			D+		D	
幸地崎町	B					
光津	B	B	C+			C
岡南町一丁目			E			
岡南町二丁目	E		E			
首部					B	
河本町		B				C
高野尻						
後楽園	E~A		B			
郡	C+					
小串	C+					
国体町			D			
国府市場			D+			

	行政町名	浸水原因					
		津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
	苔山						
	古新田	D			D+	C+	
	古都宿		E+	C+			C+
	古都南方		D	B			B
	寿町			C		D	
	小橋町一丁目			C+			
	小橋町二丁目			C			
	小山				E	D+	
さ	穰			C			
	才崎		B				D+
	西大寺	D	C				B
	西大寺射越	E+	C+				
	西大寺一宮						
	西大寺金岡	C	C				
	西大寺上一丁目	C	C+				C+
	西大寺上二丁目	E+	C+				C+
	西大寺上三丁目	E++	C				C
	西大寺川口	C	D+				
	西大寺北	D	B				B
	西大寺五明	C	C+				
	西大寺新	C++	B				
	西大寺新地	C	D+				
	西大寺中一丁目	D+	C				C
	西大寺中二丁目	E+	C				C
	西大寺中三丁目	E+	C				C
	西大寺中野	C	C+	C			C+
	西大寺中野本町	D+	C				C
	西大寺浜	C	C+				
	西大寺東一丁目	D	C				D+
	西大寺東二丁目	D	C+				C
	西大寺東三丁目		C				C
	西大寺松崎	C	C+	C+			B
	西大寺南一丁目	E+	C				E++
	西大寺南二丁目	E	C				E+
	西大寺門前	D+	C+				
	穰東町一丁目			C			
	穰東町二丁目			C			
	西隆寺		B				C
	幸町			C		E	
	さくら住座			E++			
	桜橋一丁目	D		C			
	桜橋二丁目			B			
	桜橋三丁目			B			
	桜橋四丁目			B			
	佐山						
	沢田			B			
し	鹿田町一丁目			D			
	鹿田町二丁目			E			
	鹿田本町	D		D+		E	
	穴甘		D	C+			C+
	市場一丁目	B					

行政町名	浸水項目	浸水原因					
		津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
市場二丁目		C					
四御神				D+			E
島田本町一丁目				C		E+++	
島田本町二丁目				C		D+	
清水				C			
清水一丁目				D+			
清水二丁目				C			
下			D+	C+			C+
下足守						C	
下阿知		C					
下石井一丁目				D		E	
下石井二丁目				C		E+	
下伊福一丁目				C		E+	
下伊福二丁目				C		D	
下伊福上町				D+			
下伊福西町				D+		D+	
下伊福本町				C		D	
下内田町				E			
下高田							
下土田					C+	B	
下中野		D		E++		E++	
下牧							
宿							
宿本町							
宿毛		B					
賞田							
庄田							
上道北方							C
城東台西一丁目							
城東台西二丁目							
城東台西三丁目							
城東台東一丁目							
城東台東二丁目							
城東台南一丁目							
城東台南二丁目							
昭和町				C		D	
白石						B	
白石西新町						C	
白石東新町						C+	
新京橋一丁目				C+			
新京橋二丁目				C+			
新京橋三丁目				B			
新庄上					B+	B	
新庄下					B+	B	
新築港		E+++					
新福一丁目		D+		E			
新福二丁目		D+		E			
新保		E+		E+		E+	
新道				E			
新屋敷町一丁目				D+		E+	
新屋敷町二丁目				D		E+	

	行政町名	浸水原因					
		津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
	新屋敷町三丁目			D		E+	
す	水門町	B					
	菅野						
	杉谷						
	洲崎一丁目	D+					
	洲崎二丁目	D+					
	洲崎三丁目	D+					
	砂場		B				C
	住吉町一丁目			C+			
	住吉町二丁目			C			
せ	清輝橋一丁目			D			
	清輝橋二丁目			E+			
	清輝橋三丁目			E+			
	清輝橋四丁目			E			
	清輝本町			E+			
	清心町			D+		E	
	西祖		B				D
	關			C+			
	妹尾	D			D++	C	
	妹尾崎				D+	C	
	千手						
	船頭町			E			
	そ	惣爪				E+	C
曾根		C			C		
た	大安寺中町			D+		C	
	大安寺西町			E++		C	
	大安寺東町			D		C	
	大安寺南町一丁目			C		C	
	大安寺南町二丁目			C		C	
	大学町			D			
	大供一丁目			D+			
	大供二丁目			D+		E+	
	大供三丁目			D+		E	
	大供表町	E		D		E	
	大供本町			D+		D	
	高島一丁目			C			
	高島二丁目			C			
	高島新屋敷			C			
	高塚				B	B	
	高野						
	高松				C	D+	
	高松稲荷						
	高松田中				C+	B	
	高松原古才				D++	C	
	高屋			C+			
	高柳西町			D+		D+	
	高柳東町			C		D+	
竹田			B				
竹原		B				C+	
立川町	C		E		E		
立田				B	C+		

	行政町名	浸水原因					
		津波	吉井川	旭川	高梁川	笹分瀬川	砂川
	辰巳	D		D		D	
	田中	D		D		C	
	谷尻						C+
	谷万成一丁目			D		C	
	谷万成二丁目			D		B	
	田原						
	玉柏			B+			
	田益					C++	
	田町一丁目			C			
	田町二丁目			C			
ち	築港栄町	C		E		E+	
	築港新町一丁目	C+		E		D	
	築港新町二丁目	C+		E		D	
	築港ひかり町	C+		E		D	
	築港緑町一丁目	C+		E		D	
	築港緑町二丁目	C+		E		D+	
	築港緑町三丁目	C+				E+	
	築港元町	B		E+			
	千鳥町	C		E		E+	
	中央町			D+			
	中納言町			C			
つ	津倉町一丁目			C		D	
	津倉町二丁目			D		D	
	津島						
	津島京町一丁目			D+		C+	
	津島京町二丁目			D+		C+	
	津島京町三丁目			D+		C	
	津島桑の木町			C+		D+	
	津島笹が瀬			C		B	
	津島中一丁目			C		E+	
	津島中二丁目			C			
	津島中三丁目			C			
	津島新野一丁目			C		E+	
	津島新野二丁目			C		D+	
	津島西坂一丁目			C		C	
	津島西坂二丁目			C+		C+	
	津島西坂三丁目			C		E++	
	津島東一丁目			C			
	津島東二丁目			B			
	津島東三丁目			C			
	津島東四丁目			C			
	津島福居一丁目			C		D	
	津島福居二丁目			C			
	津島本町			C		C	
	津島南一丁目			C		D+	
	津島南二丁目			C		C	
	津高					B	
	津高台一丁目						
	津高台二丁目						
	津高台三丁目						
	津高台四丁目						

	行政町名	浸水原因					
		津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
	土田			C			E++
	津寺				D++	B	
て	寺山		B				
	天神町			B			
と	間屋町	D		E+		D	
	十日市中町	E+		E			
	十日市西町	D		E+			
	十日市東町	D		E			
	当新田	C+		C+		C	
	磨屋町			C			
	徳吉町一丁目			B			
	徳吉町二丁目			B			
	富崎	E+	B	C			C+
	富田	D		E		D	
	富浜町	D					
	富原					B	
	富町一丁目			C		D+	
	富町二丁目			C		D	
	富吉						
	豊田	B	B				C
	豊成	D+		E		E	
	豊成一丁目	D+		E+			
	豊成二丁目	D+		E			
	豊成三丁目	D+		E			
	豊浜町	D+		E			
	富田町一丁目			C			
	富田町二丁目			C			
な	中井			C			
	中井町一丁目			B			
	中井町二丁目			B			
	中睦	C			D+		
	中尾						
	長岡			C			D+
	中川町	C	C	C			C+
	中山下一丁目			C			
	中山下二丁目			C			
	中島			B			
	中島田町一丁目			C		E+	
	中島田町二丁目			C		D	
	中仙道	D+		D		D+	
	長利		E++	B			C+
	中撫川				D	C+	
	長沼	D+	C+				
	長野						
	中原			B+			
	中牧			※			
	撫川				C	C+	
	灘崎町植松	E					
	灘崎町奥迫川						
	灘崎町片岡	C					
	灘崎町川張	C					

	行政町名	漫水原因					
		津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
	灘崎町北七区	C					
	灘崎町宗津	C					
	灘崎町西七区	C					
	灘崎町西紅腸台	C					
	灘崎町西高崎	C					
	灘崎町迫川	C					
	灘崎町彦崎	C					
	七日市西町	E+		E++			
	七日市東町			B			
	並木町一丁目	C		E		E	
	並木町二丁目	C		E		E	
	檜津					B	
	檜原		B				C+
	南輝一丁目	C		E		D	
	南輝二丁目	C+		E		D+	
	南輝三丁目	B		D		C	
に	西市	D+		E+		E++	
	西睦	C			C		
	西片岡	C+					
	西辛川				E+	D	
	西川原			B			
	西川原一丁目			B			
	錦町			C			
	西幸西	B+	B				
	西崎一丁目			D+		D+	
	西崎二丁目			D+		D+	
	西崎本町			D		D+	
	西島田町			D		E	
	西庄	D	B	C+			B
	西中島町	A		D+			
	西長瀬	D		D+		C+	
	西之町			D		E+	
	西野山町			C		B	
	西花尻				C	C	
	西平島		B				C+
	西古松	E		D+		E	
	西古松一丁目	E		D		E	
	西古松二丁目	D		E+		E+	
	西古松西町	E		E		E+	
	西山内						
	日庵寺						
	庭瀬				E+	C	
ぬ	沼		B				B
の	納所				E	C	
	野田一丁目			D		E	
	野田二丁目	E		E		E	
	野田三丁目	E+		E++		E++	
	野田四丁目	E		D		E+	
	野田五丁目	E		D		E	
	野田屋町一丁目			C			
	野田屋町二丁目			C			

	行政町名	浸水原因					
		津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
	野殿西町			C		C+	
	野殿東町			C		C+	
	延友					C	
は	芳賀						
	畑點						
	花尻					C	
	花尻あかね町					C	
	花尻ききょう町					C+	
	花尻みどり町					C+	
	浜			C+			
	浜一丁目			B			
	浜二丁目			C+			
	浜三丁目			B			
	浜野一丁目	D		E			
	浜野二丁目	D+					
	浜野三丁目	C					
	浜野四丁目	D+					
	原			A			
	原尾島			B			
	原尾島一丁目			B			
	原尾島二丁目			B			
	原尾島三丁目			B			
	原尾島四丁目			B			
	蕃山町			B			
	半田町			B			
	番町一丁目			C			
	番町二丁目			C			
ひ	東睦	C			D+	D+	
	東片岡	C+					
	東川原			C+			
	東幸西	B	B				
	東幸崎	B					
	東島田町一丁目			C		E+	
	東島田町二丁目			C		E+	
	東中央町			D			
	東中島町	B		E			
	東野山町			C		B	
	東花尻				E+	C	
	東平島		B				C+
	東古松	E		E		E	
	東古松一丁目	E		E+		E	
	東古松二丁目	E+		E+		E	
	東古松三丁目	E+		E+		E	
	東古松四丁目	E		E+		E	
	東古松五丁目	E+		E+		E	
	東古松南町	D		E+		E+	
	東山一丁目			D			
	東山二丁目			B			
	東山三丁目			B			
	東山四丁目			B			
	東山内						

行政町名	漫水原因					
	津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
日近						
一日市		B+				
日吉町			C		C	
平井	C		C			
平井一丁目	D		B			
平井二丁目	D		D			
平井三丁目	D		C			
平井四丁目	E+		C			
平井五丁目	D		B			
平井六丁目	D		C+			
平井七丁目	D		E++			
平田	D		D+		C	
平野				E	C+	
平福一丁目	C					
平福二丁目	C		E		E	
平山					E	
広瀬町			C			
広谷	C	C	B			B
ふ 福崎				B	B	
福治		C+	D+			C+
福島一丁目	C					
福島二丁目	C		E		E	
福島三丁目	C		E		E	
福島四丁目	C		E+++		E	
福田	C		E+		D+	
福谷						
福泊	D+		C			
福富中一丁目	C					
福富中二丁目	C				D	
福富西一丁目	D+		E			
福富西二丁目	C				E+	
福富西三丁目	C		E		E+	
福富東一丁目	D+					
福富東二丁目	C				E	
福成一丁目	C				E+	
福成二丁目	C				E+	
福成三丁目	C		E		D	
福浜町	C				E	
福浜西町	C				E	
福吉町	C		E		E	
藤井		E	C+			C
藤崎	B		B			
藤田	B			C+	C+	
富士見町一丁目	D	D	C			C
藤原			C			
藤原西町一丁目			D+			
藤原西町二丁目			C			
藤原光町一丁目			C			
藤原光町二丁目			C			
藤原光町三丁目			C			
二日市町			E+			

	行政町名	浸水原因					
		津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
	舟橋町			D			
	古京町一丁目			E++			
	古京町二丁目			C			
へ	兵団			B			
	平和町			C			
ほ	法界院			B			
	奉還町一丁目			D			
	奉還町二丁目			C		E+	
	奉還町三丁目			C		D	
	奉還町四丁目			C		D+	
	宝伝	B					
	本町			C			
ま	間倉						
	正儀	C+					
	政津	B	B				C+
	升田	B	B				C
	益野町	C	C+	C+			B
	松尾					C+	
	松新町	C+	C+	C+			B
	松浜町	C		E		E+	
	真星						
	丸の内一丁目			C			
	丸の内二丁目			B			
	円山	D		C			
	万成西町					B	
	万成東町					B	
	万倍			D+		C	
み	三門中町			D		C	
	三門西町			D		C	
	三門東町			D		C	
	箕島	D			C+		
	御津石上						
	御津伊田						
	御津宇甘			※			
	御津宇垣			※			
	御津鹿瀬			※			
	御津勝尾						
	御津金川			※			
	御津川高			※			
	御津北野						
	御津草生			※			
	御津国ヶ原			※			
	御津河内						
	御津虎倉			※			
	御津紙工			※			
	御津下田						
	御津新庄						
	御津高津						
	御津中泉						
	御津中畑						
	御津中牧			※			

	行政町名	浸水原因					
		津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
	御津中山						
	御津野々口			※			
	御津平岡西						
	御津矢知						
	御津矢原			※			
	御津吉尾						
	御津芳谷			※			
	三手				D++	C+	
	三和						
	湊	D		C			
	南方一丁目			C			
	南方二丁目			C			
	南方三丁目			C			
	南方四丁目			C			
	南方五丁目			C			
	南古都		B				C+
	南水門町	B+					
	南中央町			D+			
	三野一丁目			B			
	三野二丁目			B			
	三野三丁目			B			
	三野本町			B			
	三浜町一丁目	C		E		E	
	三浜町二丁目	C		E		E	
	宮浦	C+					
	御幸町			C			
	海吉	D		C+			
む	向州		D				D
	牟佐			B+			
め	目黒町	C	E+	D+			C
も	百枝月		B				D+
	森下町			C			
	門前				B	D++	
や	矢井		B				C+
	矢坂西町			C		C+	
	矢坂東町					B	
	矢坂本町			C		B	
	矢津						
	柳町一丁目			C		C	
	柳町二丁目			C		C	
	八幡			C+			
	八幡東町			C			
	山崎	D+		C+			
	山科町			E			
	山田				C	C+	
	大和町一丁目			C			
	大和町二丁目			C			
	山上						
ゆ	湯迫			D+			
	弓之町			B			
よ	横井上					E++	

	行政町名	浸水原因					
		津波	吉井川	旭川	高梁川	笹ヶ瀬川	砂川
	横尾						
	吉						
	吉井		B+				
	吉宗						
	吉原	E+	C+	C+			C+
	米倉	D+		G		G	
	米田		D	C			C+
り	理大町						
わ	和井元					E	
	若葉町	G		E		E+	

第4 防災上必要な施設・設備等

1 気象等観測施設・設備

(1) 関係雨量観測所一覧表

	観測所	位 置	電 話	短 縮	参 考
市 観 測 所	岡山市役所	岡山市北区大供一丁目1番1号	803-1000		
	一宮地域センター	〃 北区一宮553番地の1	284-0501	887	
	津高地域センター	〃 北区栢谷1682番地	294-2411	838	
	高松地域センター	〃 北区高松141番地1	287-3731	888	
	吉備地域センター	〃 北区庭瀬414番地	293-1111	839	
	足守地域センター	〃 北区足守718番地	295-1111	848	
	岡山市立北公民館 傘佐分館	〃 北区傘佐1013-2			テレメータ
	東区役所	〃 東区西大寺上二丁目7番31号	944-5006	4035	
	瀬戸支所	〃 東区瀬戸町瀬戸45	086-952-1112		
	上道地域センター	〃 東区楢原466番地	297-4211	889	
	岡山市立浮田小学校	〃 東区沼1725	297-2017		テレメータ
	五明公会堂	〃 東区西大寺五明186			〃
	岡山市立幸島小学校	〃 東区水門町571	946-8066		〃
	古郡市民サービスセンター	〃 東区古郡宿306	279-0016		
	朝日市民サービスセンター	〃 東区西片岡67	947-0010		
	妹尾地域センター	〃 南区箕島1024番地の8	282-3121	847	
	福田地域センター	〃 南区古新田1089番地	282-1131	849	
	興除地域センター	〃 南区中睦593番地	298-3131	883	
	藤田地域センター	〃 南区藤田508番地	296-2221	866	
	兎島地域センター	〃 南区北浦716番地	267-2231	882	
県 観 測 所	足 守	〃 北区足守718番地 (足守地域センター)	295-1111	848	テレメータ
	県 庁	〃 北区内山下2-4-6	224-2111	840	〃
	黒 谷	〃 北区東山内1773-2 (黒谷ダム管理事務所)	295-1111		自 記
	庭 瀬	〃 北区庭瀬 (庭瀬観測所)			テレメータ
	岡 山	〃 北区弓之町6-1 (備前県民局)	224-3141	841	〃
	南 山	〃 北区菅野 (笹ヶ瀬川調整池)			〃
	金 川	〃 北区御津金川1020 (御津支所)	0867-24-1111	884	〃
	金 山	〃 北区高野尻 (県金山中継所)			砂防関係テレメータ
	旭川ダム	〃 北区建部町鶴田 (旭川ダム総合管理事務所)			テレメータ
	建 部	〃 北区建部町表福渡 (旧建部建設事務所)			〃
	二 日 市	〃 東区瀬戸町二日市1-1 (瀬戸排水機場)			砂防関係テレメータ
	西 大 寺	〃 東区西大寺上二丁目7番31号 (東区役所)	944-5006	4035	テレメータ
	片 岡	〃 南区片岡207 (南区役所)	08636-2-0814		〃
国 観 測 所	岡山地方气象台	岡山市北区桑田町1-36	223-1331		
	〃 福 渡	〃 北区建部町福渡	223-1331		地域気象観測所 オンライン
	〃 日 応 寺	〃 北区日応寺 (岡山空港)	223-1331		〃
	岡山河川事務所	〃 北区鹿田町二丁目4番36号	223-5101	861	テレメータ
	〃 金 川	〃 北区御津金川			〃
	〃 瀬 戸	〃 東区瀬戸町笹岡			テレメータ
〃 西 大 寺	〃 東区金岡東町一丁目7番8号 (西大寺出張所)	942-2497		自 記	

(2) 関係水位観測所一覧表 (洪水予報)

洪水予報指定河川基準地点 (水位観測所) (国土交通大臣指定河川)

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん濫 危険 水位	計画 高水位	零 点 標 高	所管	電 話	参 考
旭川	下牧	下牧	4.30 m	6.70 m	7.60 m	8.40 m	9.300 m	11.807 m	岡山河川事務所	223-5101	テレメータ
#	三野	三野	5.20	6.80	7.10	7.60	9.500	-0.076	#	#	#
#	相生橋	内山下	2.20	4.30	4.70	5.20	6.310	-0.080	#	#	#
百間川	百間川橋	原尾島	4.10	4.60	5.20	6.60	7.400	-0.268	#	#	#
吉井川	御休	一日市	4.80	5.80	7.70	8.20	8.746	1.768	#	#	#
#	津瀬	和気郡 和気町	5.00	6.40	8.50	9.60	11.180	28.932	#	#	#

洪水予報指定河川基準地点 (水位観測所) (岡山県知事指定河川)

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん濫 危険 水位	計画 高水位	零 点 標 高	所管	電 話	参 考
笹分瀬川	笹ヶ瀬	白石	1.50 m	2.30 m	2.60 m	2.80 m	—	-1.00 m	備前 県民局	224-3141	テレメータ
足守川	甫崎	津寺	1.50	2.30	2.60	2.80	—	3.761	#	#	#

(3) 関係水位観測所一覧表 (水位周知)

水位周知河川水位観測所 (県知事指定河川)

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん濫 危険 水位	零 点 標 高	所管	電 話	参 考
旭川	福渡	建部町 福渡	3.50 m	4.50 m	4.50 m	—	53.370 m	備前 県民局	224-3141	テレメータ
#	金川	新井金川	3.00	4.00	4.00	—	29.850	#	#	#
#	下牧	下牧	4.30	6.70	6.70	—	12.000	#	#	テレメータ (国土交通省管)
砂川 (旭川)	上道	竹原	4.00	5.00	5.00	—	-0.180	#	#	テレメータ
宇甘川	宇甘	新井宇甘	2.00	2.70	2.70	—	52.840	#	#	#
笹分瀬川	首部	首部	3.80	4.10	4.40	—	0.870	#	#	#
砂川 (笹分瀬川)	宮瀬橋	一宮	3.50	3.80	4.10	—	0.319	#	#	#
倉敷川	彦崎	彦崎	3.40	3.60	3.60	—	-2.059	#	#	#

(4) 関係水位観測所一覧表 (水防警報指定河川・海岸)

水防警報指定河川基準地点 (水位観測所) (国土交通大臣指定河川)

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん濫 危険 水位	計画 高水位	零 点 標 高	所 管	電 話	水防警報 発表者	参 考
旭川	下牧	下牧	4.30 m	6.70 m	7.60 m	8.40 m	9.300 m	11.807 m	岡山河川事務所	223-5101	岡山河川事務所長	テレメータ
"	三野	三野	5.20	6.80	7.10	7.60	9.500	-0.076	"	"	"	"
百間川	百間川橋	原尾島	4.10	4.60	5.20	6.60	7.400	-0.268	"	"	"	"
吉井川	御休	一日市	4.80	5.80	7.70	8.20	8.746	1.768	"	"	"	"
"	津瀬	和気郡 和気町	5.00	6.40	8.50	9.60	11.180	28.932	"	"	"	"
旭川 高潮計画区 間 河口~2.0km	三幡※	新築港	1.70	1.90	-	-	-	13.175	"	"	"	"
吉井川 高潮計画区 間 河口~3.1km	九幡※	九幡	3.27	3.57	-	-	-	-1.771	"	"	"	"

(注1) 下牧は国の下牧観測所であり、県の下牧観測所 (国の下牧観測所のデータを使用) と違う。

(注2) ※は岡山地方気象台から高潮警報が発表されている時に限り、水防警報を発表する観測所

水防警報指定河川水位観測所 (県知事指定河川)

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん濫 危険 水位	計画 高水位	零 点 標 高	所 管	電 話	水防警報 発表者	参 考
砂川 (旭川)	上道	竹原	4.00 m	5.00 m	5.00 m	-	-	-0.180 m	備前 県民局	224-3141	備前県 民局長	テレメータ
笹瀬川	首部	首部	3.80	4.10	4.40	-	-	0.870	"	"	"	"
"	笹ヶ瀬	白石	1.50	2.30	2.60	2.80	-	-1.00	"	"	"	"
"	藤田	藤田	1.50	2.50	-	-	-	-1.00	"	"	"	"
足守川	庭瀬	庭瀬	2.20	3.20	-	-	-	-1.00	"	"	"	"
砂川 (笹瀬川)	宮瀬橋	一宮	3.50	3.80	4.10	-	-	0.319	"	"	"	"

水防警報指定潮位観測所 (県知事指定)

海岸名	観測所名	位置	通報潮位	警戒潮位	計画 高水位	零 点 標 高	所 管	電 話	水防警報 発表者	参 考
三幡九幡海岸	高島	新築港	1.85	2.35	-	±0	備前県民局	224-3141	備前県民局長	テレメータ
岡山港海岸 立川地区・西小島地区	高島	"	0.70	0.90	-	±0	"	224-3141	"	"
久々井海岸 久々井地区	牛窓	瀬戸内市 牛窓町	0.50	0.70	-	±0	"	"	"	"

(注1) 上記観測所は、岡山地方気象台から高潮警報が発表されている時に限り、水防警報を発表する観測所

(5) 関係水位観測所一覧表 (基準指定なし)

市内河川水位観測所

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	はん 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	はん 危 険 水 位	計 画 高 水 位	零 点 標 高	所 管	電 話	参 考
旭川	牧山	下牧	—	—	—	—	—	13.175 m	岡山河川 事務所	223-5101	テレメータ
"	中原	今在家	—	—	—	—	—	-0.009	"	"	"
"	北方	北方	—	—	—	—	—	1.368	"	"	自記
"	金川	別荘金川	—	—	—	—	7.60	30.010	"	"	テレメータ
百間川	沖田	沖元	—	—	—	—	2.45	-0.231	"	"	"
百間川 (河口水門)	沖元	沖元	—	—	—	—	—	—	岡山河川 事務所	223-5101	テレメータ 潮位計測
砂川 (旭川)	瀬戸	瀬戸町 笹岡	—	—	—	—	—	5.952	"	"	"
"	浅越	浅越	—	—	—	—	—	—	備前 県民局	224-3141	"
宇甘川	宇甘	別荘宇甘	—	—	—	—	—	—	岡山河川 事務所	223-5101	自記
吉井川	坂根堰上	瀬戸町 大内	—	—	—	—	13.540	0.006	"	"	自記
"	坂根堰下	瀬戸町 大内	—	—	—	—	13.020	0.012	"	"	"
宇甘川	九谷	別荘九谷	—	—	—	—	—	—	旭川ダム 統合管理事務所	0867 2 2-0113	テレメータ
誕生寺川	下神目	建部町 下神目	1.70	2.20	—	—	—	66.88	備前 県民局	224-3141	"
吉井川	鳴越	久保	—	—	—	—	—	—	八幡寺川ダム 管理事務所	0869 84-2550	"
笹ヶ瀬川	菅野	菅野	—	—	—	—	—	—	備前 県民局	224-3141	"
"	今保	今保	—	—	—	—	—	-1.00	"	"	"
中川	中川橋	一宮	—	—	—	—	—	0.00	備前 県民局	224-3141	テレメータ

市内潮位観測所

海岸名	観測所名	位置	通報潮位	警戒潮位	計 画 高 水 位	零 点 標 高	所 管	電 話	参 考
久々井港沿岸 久々井地区	久々井	久々井	—	—	—	—	岡山市役所	803-1000	テレメータ

市内ダム一覧表

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	はん 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	計 画 高 水 位	零 点 標 高	所 管	電 話	参 考
旭川	旭川ダム	建部町 鶴田	—	—	—	—	—	旭川ダム 統合管理事務所	0867 22-0113	土木ダムテレメータ (ダム貯水位)
足守川	黒谷	東山内	—	—	—	—	—	岡山市北区役所	803-1000	自記 (ダム貯水位)

(6) 関係ダム一覧表

ダム名	水系名	河川名	目的	高さ (m)	長さ (m)	総貯水量 (千m ³)	有効貯水量 (千m ³)	事務所電話	管理者
旭川	旭川	旭川	洪水調節 発電 上水道	45.0	212.0	57,382	51,772	(0867)22-0113	岡山県 (土木部)
湯原	"	"	洪水調節 発電	73.5	194.4	99,600	86,000	(0867)62-2010	"
鳴滝	"	加茂川	洪水調節 上水道	34.0	127.0	1,680	1,460	(0866)56-8026	"
竹谷	"	竹谷川	洪水調節 上水道	38.0	199.0	498	444	(0866)54-2532	"
河平	"	目山谷川	洪水調節 上水道	38.5	107.0	769	681	(0867)22-0113	"
恩木	"	豊岡川	洪水調節	30.8	106.5	540	375	(0867)34-1111 吉備中央町建設課	岡山県 (農林水産部)
苦田	吉井川	吉井川	洪水調節 上水道 かんがい 工業用水	74.0	225.0	84,100	78,100	(0868)52-2151	国土交通省
黒木	"	倉見川	発電 洪水調節 上水道 かんがい	53.0	193.0	6,000	5,075	(0868)42-3006	岡山県 (企業局)
久賀	"	梶並川	洪水調節 かんがい	36.5	171.0	4,400	3,800	(0868)77-0232	岡山県 (農林水産部)
津川	"	津川川	洪水調節 上水道 発電	76.0	228.0	5,990	5,450	(0868)42-3392	岡山県 (土木部)
香々美	"	香々美川	かんがい 洪水調節	39.0	131.0	1,853	1,703	(0868)56-0225	岡山県 (農林水産部)
滝の宮	"	河会川	洪水調節	28.0	111.0	994	854	(0868)74-3111 美作市美田総合支所 美作管理課	"
目笠	"	笹目川	かんがい 洪水調節	39.0	118.0	1,239	1,098	(0869)93-1121 和気町産業建設課	"
滝山	"	滝山川	洪水調節	33.2	98.0	449	392	(0869)54-1111 赤磐市吉井支所 産業課	"
八塔寺川	"	八塔寺川	洪水調節 上水道	44.0	226.0	5,700	4,640	(0869)84-2550	岡山県 (土木部)
黒谷	笹ヶ瀬川	足守川	かんがい 洪水調節	43.6	208.5	1,334	1,134	299-0054	岡山県 (農林水産部)

(7) 防災映像

地域防災映像伝送システム

名 称	市 名	大 字	所 管	電 話	操 作
小串地区カメラ	岡山市	小串	県危機管理課	226-7293	県および市防災管理課

※防災管理課の端末又は岡山県総合防災情報システム (<http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/index.jsp>) で閲覧可能

岡山県水防テレメータシステム (河川映像)

箇所名	河川名	住所	所 管	操 作
笹ヶ瀬	笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	岡山市北区白石東新町	県防災砂防課	県防災砂防課及び備前県民局建設部
今 保	笹ヶ瀬川水系 足守川	岡山市北区延友	〃	〃
上 道	旭川水系 砂 川	岡山市東区栢原	〃	〃
浅越橋	旭川水系 砂 川	岡山市東区浅越	〃	〃

※防災管理課内の端末でのみ閲覧可能

※上記以外に国土交通省所管の映像を閲覧可能

2 河川関係樋門

(1) 旭川関係樋門

番号	左右岸	樋門名	地先名	操作担当課	摘要
1	右岸	玉柏管掛樋門(一ノ樋)	北区玉柏	北区農林水産振興課	用水
2	"	玉柏樋門(二ノ樋)	"	"	"
3	"	玉柏排水樋門	"	"	"
4	"	金山川樋門	"	岡山河川事務所(北区維持管理課)	河川
5	"	大手樋門	北区宿	北区農林水産振興課	"
6	"	六挺樋門	北区三野	"	用水
7	"	三挺樋門	"	"	"
8	"	天瀬ポンプ吐出樋門	北区内橋南町	下水道局	下水
9	"	新柳川樋門	"	"	"
10	"	二日市樋門	北区二日市	"	"
11	"	旭西浄化センター吐出樋門	北区御舟入町	"	"
12	左岸	大原樋門	北区玉柏	北区農林水産振興課	用水
13	"	地藏川樋門	中区西御神	岡山河川事務所(中区維持管理課)	河川
14	"	段原予樋水門	中区祇園	中区農林水産振興課	用水
15	"	祇園大樋	"	"	"
16	"	後楽園用水第二樋門	中区今在家	"	"
17	"	中島樋門	中区中島	"	"
18	"	竹田樋門	中区竹田	"	"
19	"	西川原樋管	中区浜一丁目	岡山河川事務所(下水道局)	下水
20	"	後楽園樋管	中区浜二丁目	"	"
21	"	浜樋門	"	"	"
22	"	国富樋門	中区住吉町一丁目	"	"
23	"	御成川樋門	中区小橋町一丁目	岡山河川事務所(中区維持管理課)	河川
24	"	新京橋樋門	中区新京橋一丁目	下水道局	下水
25	"	旧新用水取入口	中区御幸町	中区農林水産振興課	用水
26	"	倉安川樋門	中区綱浜	"	用水
27	"	倉安川排水樋門	中区平井六丁目	岡山河川事務所(中区維持管理課)	"
28	"	平井排水センター吐出樋門	中区平井六丁目	下水道局	"
29	"	市場樋管	中区平井七丁目	岡山河川事務所(中区維持管理課)	河川
30	"	中原川樋門	北区中原	"	"
31	"	市場樋管	中区平井	岡山河川事務所(中区維持管理課)	河川
32	"	古京排水樋管	中区小橋町二丁目	中区維持管理課	"
33	"	熊谷排水樋門	北区御津矢原	岡山県(御津支所産業建設課)	"
34	右岸	蒔並排水樋門	北区御津金川	"	"
35	"	金川西町樋門	"	"	"
36	"	金川樋門	"	"	"
37	"	天神川排水樋門	北区御津宇垣	"	"
38	"	建部上1号樋門	北区建部上	岡山県(建部支所産業建設課)	"
39	"	宮地1号樋門	北区宮地	"	"
40	"	宮地2号樋門	"	"	"
41	"	宮地3号樋門	"	"	"
42	"	宮地4号樋門	"	"	"
43	"	中田1号樋門	北区中田	岡山県(建部支所産業建設課)	"
44	"	中田2号樋門	"	"	"
45	"	中田3号樋門	"	"	"
46	"	馬橋川水門	北区西原	"	"
47	左岸	吉田1号樋門	北区吉田	"	"
48	"	吉田1-1号樋門	"	"	"
49	"	吉田2号樋門	"	"	"
50	"	吉田5号樋門	"	"	"
51	"	吉田6号樋門	"	"	"
52	"	小倉4号樋門	北区建部町小倉	"	"
53	"	小倉5号樋門	"	"	"

(2) 百間川関係樋門

番号	左右岸	樋門名	地先名	操作担当課	摘要
1	左岸	巽樋門	東区升田	岡山河川事務所(東区維持管理課)	排水
2	"	門ぞう排水樋門	"	岡山河川事務所(東区維持管理課)	"
3	"	小仕切樋門	"	岡山河川事務所(東区維持管理課)	"
4	"	益割排水樋門	"	"	"
5	"	板樋樋門	東区益野	"	"
6	右岸	大仙樋門	中区海吉	岡山河川事務所(中区維持管理課)	"
7	"	辰巳排水樋門	"	"	"

8	#	小割山 樋門	#	#	#
9	#	友光 樋門	#	#	#
10	#	楳木 排水樋門	#	#	#
11	#	広野 排水樋門	中区米田	岡山河川事務所(中区維持管理課)	#
12	左岸	矢上 樋門	中区神下	#	#
13	#	神下 樋門	#	#	#
14	#	東畑 樋門	#	#	#
15	#	五反田 樋門	中区兼基	#	#
16	右岸	今谷第一排水樋門	中区今谷	#	#
17	左岸	荒木 樋門	中区兼基	#	#
18	右岸	ひょうたん池排水樋門	中区沢田	#	#
19	左岸	鐘田 樋門	中区藤原	#	#
20	#	藤原 樋門	#	#	#
21	#	船屋 樋門	中区藤原西町一丁目	#	#
22	右岸	川田 樋門	中区原尾島一丁目	#	#
23	#	まこも 樋門	中区東川原	#	#
24	左岸	新田 排水樋門	中区歳東町一丁目	#	#
25	#	発 樋門	中区歳	#	#
26	右岸	東川原 樋管	中区東川原	#	#
27	左岸	朝岡 樋門	中区中島	#	#
28	#	庄内川水門	東区中川町	岡山河川事務所(東区維持管理課)	河川 ※
29	右岸	砂川排水機場吐出樋門	東区瀬戸町下	瀬戸支所産業建設課	#
30	#	笹岡排水機場吐出樋門	東区瀬戸町笹岡	#	#
31	#	笹岡大明神樋門	#	#	#

(3) 吉井川関係樋門

番号	左右岸	樋門名	地先名	操作担当課	摘要
1	右岸	金岡ポンプ場吐出樋門	東区金岡東町一丁目	下水道局	河川
2	左岸	乙子水門	東区乙子	岡山河川事務所(東区維持管理課)	#
3	左岸	乙子排水機場吐出樋門	東区乙子	#	#
4	左岸	豊排水樋門	東区西大寺射越	#	#
5	左岸	永江川樋門	東区乙子	岡山河川事務所	#
6	右岸	金岡樋門	東区金岡東町一丁目	東区維持管理課	#
7	右岸	唐古樋管	東区瀬戸町二丁目	岡山河川事務所 (東区瀬戸支所産業建設課)	#
8	右岸	大内樋門	東区瀬戸町大内	岡山河川事務所 (東区瀬戸支所産業建設課)	#
9	右岸	開第二樋管	東区金岡東町三丁目	東区維持管理課	#
10	右岸	開第一樋管	東区金岡東町二丁目	#	#
11	右岸	西大寺第四排水樋管	東区金岡東町一丁目	#	#
12	右岸	西大寺第三排水樋管	東区西大寺南一丁目	#	#
13	右岸	西大寺第二排水樋管	東区西大寺南二丁目	#	#
14	右岸	西大寺第一排水樋管	東区西大寺南二丁目	#	#
15	右岸	河本第三排水樋管	東区西大寺東三丁目	#	#
16	右岸	河本第二排水樋管	東区西大寺東三丁目	#	#
17	右岸	河本第一排水樋管	東区西大寺東三丁目	#	#
18	右岸	鴉越第二排水樋管	東区久保	#	#
19	右岸	鴉越第一排水樋管	東区久保	#	#
20	右岸	寺山排水樋管	東区寺山	#	#
21	左岸	弓削第一排水管	東区瀬戸町弓削	#	#
22	左岸	弓削第二配水管	東区瀬戸町弓削	#	#

(4) 笹ヶ瀬川関係樋門

番号	左右岸	樋門名	地先名	操作担当課	摘要
1	左岸	笹ヶ瀬ポンプ場吐出樋門	北区野殿西町	下水道局	排水
2	#	万成ポンプ場吐出樋門	北区谷万成二丁目	#	#
3	#	平田ポンプ場吐出樋門	南区米倉	#	#
4	#	当新田ポンプ場吐出樋門	南区当新田	#	#

(5) 児島湾関係樋門

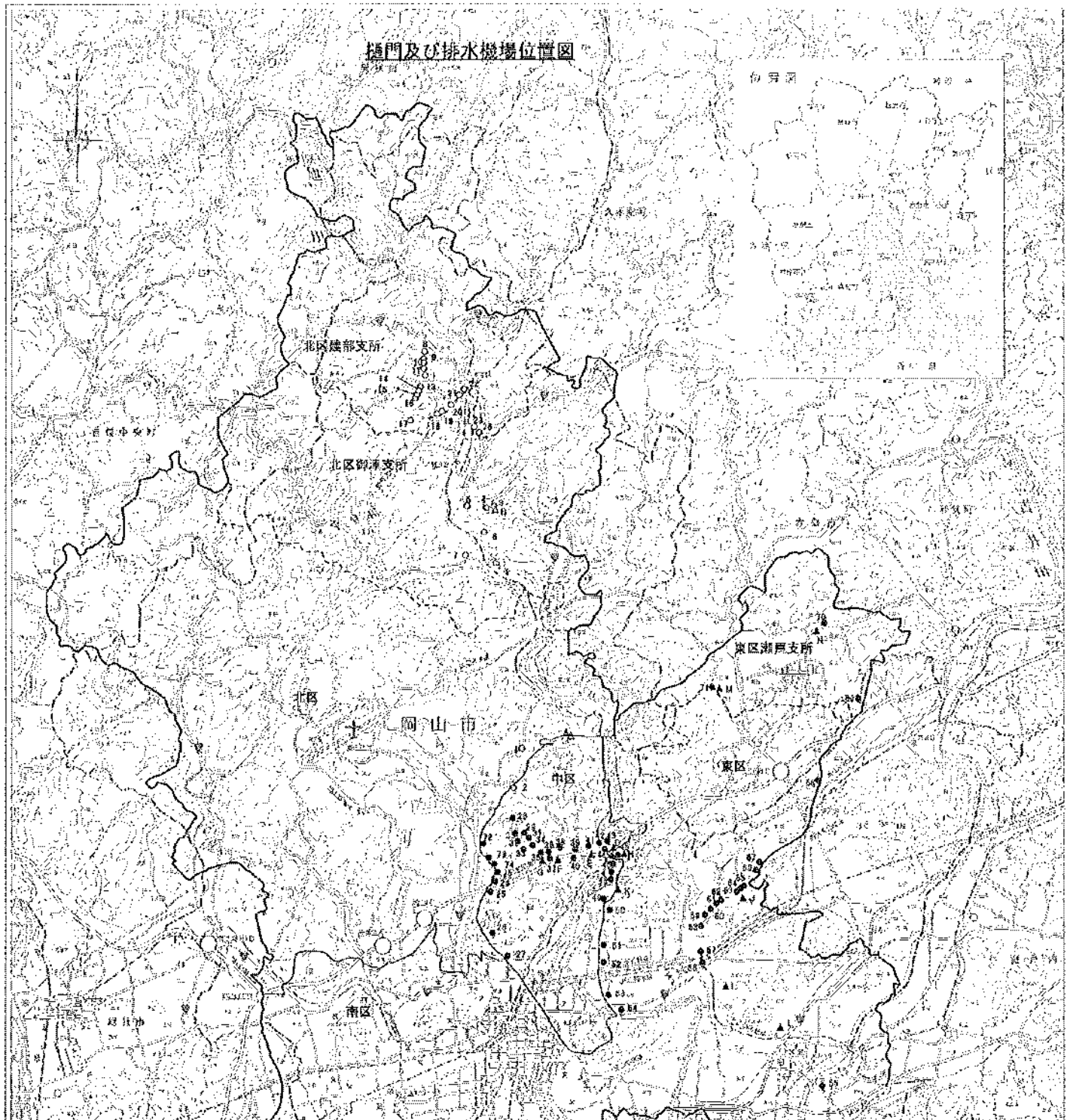
番号	樋門名	地先名	操作担当課	摘要
1	岡南ポンプ場吐出樋門	南区築港元町	下水道局	排水
2	岡東浄化センター雨水ポンプ場吐出樋門	東区升田	#	#
3	岡東浄化センター吐出樋門	#	#	#

3 排水機

地区	名称	設置場所	口径	台数	操作担当課	
岡	浦安3号	南区浦安南町	φ 500	1	岡山県(児島湾土地改良区)	
	立川	南区浦安本町	φ 500	1	南区農林水産振興課	
	浦安大型	南区築港緑町二丁目	φ 2000	2	"	
	浦安西	南区浦安西町	φ 1000	2	岡山県(児島湾土地改良区)	
			φ 500	1		
	平井	中区平井	φ 1350	1	岡山河川事務所(市岡東浄化センター)	
	倉安川排水機場	東区中川町	φ 800	2	東区維持管理課	
	大原排水機場	中区四御神	φ 1000	2	北区維持管理課	
	万成	北区谷万成二丁目	φ 700	2	北区農林水産振興課	
			φ 800	2		
	二磨樋	中区海吉	φ 800	2	中区農林水産振興課	
			φ 300	1	中区農林水産振興課	
	当新田4番	南区当新田	φ 500	2	南区農林水産振興課	
			φ 800	1	南区農林水産振興課	
	米倉	南区米倉	φ 500	1	南区農林水産振興課	
	玉柏	北区玉柏	φ 400	2	北区農林水産振興課	
	米田左岸	中区米田	φ 1350	2	中区農林水産振興課	
	白石	北区白石	φ 1000	1	北区農林水産振興課	
	旭東	中区桑野	φ 1800	2	中区農林水産振興課	
			φ 1200	1	中区農林水産振興課	
山	当新田6番	南区当新田	φ 500	2	南区農林水産振興課	
	平田	北区平田	φ 500	2	北区農林水産振興課	
	海吉	中区沖元	φ 800	2	中区農林水産振興課	
	今保	北区今保	φ 500	1	北区農林水産振興課	
	小串	南区小串	φ 700	1	南区農林水産振興課	
			φ 400	1	南区農林水産振興課	
	原尾島排水機場	中区沢田	φ 450	1	中区維持管理課	
	沢田排水機場	"	φ 500	1	"	
	今谷排水機場	中区今谷	φ 500	1	"	
	米田排水機場	中区米田	φ 400	1	"	
	米倉(新)	南区米倉	φ 800	1	南区農林水産振興課	
	田中野田	北区田中	φ 800	1	北区農林水産振興課	
	宿	北区宿	φ 700	2	北区農林水産振興課	
	米崎	南区小串	φ 700	1	南区農林水産振興課	
	岡南	南区海岸通二丁目	φ 300	1	南区農林水産振興課	
	浜ポンプ場	中区浜一丁目	φ 150	1	中区維持管理課	
	江並ポンプ場	中区江並	φ 150	1	中区維持管理課	
	旗谷排水ポンプ	北区矢原	φ 500	1	御津支所産業建設課	
	西	中野	東区西大寺中野	φ 800	1	東区農林水産振興課
		正儀	東区正儀	φ 300	1	東区農林水産振興課
正儀		東区正儀古新田	φ 300	1	東区農林水産振興課	
久々井		東区久々井	φ 300	1	東区農林水産振興課	
上南		東区升田	φ 1500	2	東区農林水産振興課	
茶南		東区光津	φ 1650	2	東区農林水産振興課	
幸西		東区東幸西	φ 1200	1	東区農林水産振興課	
			φ 600	1	東区農林水産振興課	
秋芳川		東区向州	φ 1800	1	東区農林水産振興課	
			φ 1800	2	東区農林水産振興課	
大	乙子排水機場	東区乙子(計画)	φ 1500	2	岡山河川事務所(東区維持管理課)	
			φ 2000	2		
	庄内川排水機場	東区中川町	φ 1500	3	" (")	
	川口排水機場	東区西大寺川口	φ 1500	2	" (")	
	幸崎川排水機場	東区水門町	φ 1500	2	岡山県(東区維持管理課)	
			φ 2000	2		
	芳岡川	東区政津	φ 900	2	東区農林水産振興課	
	八軒屋	東区君津	φ 700	1	東区農林水産振興課	
	中川排水機場	東区海吉	φ 600	1	東区維持管理課	
	瀬	砂川	東区瀬戸町下	φ 800	1	東区役所瀬戸支所産業建設課
南方		東区瀬戸町南方	φ 800	2	"	
			φ 1100	1		
			φ 400	1		
瀬戸		東区瀬戸町二日市	φ 1200	2	"	
瀬戸第2		東区瀬戸町二日市	φ 1000	2	"	
笹岡		東区瀬戸町笹岡	φ 1100	1	"	
	φ 1000		1	"		
大内	東区瀬戸町大内	φ 900	1	"		

戸			φ 400	1		
	弓 削	東区瀬戸町弓削	φ 400	1	"	
			φ 300	1		
	砂川排水機場	東区瀬戸町下	φ 800	1	瀬戸支所産業建設課	
	南方排水機場	東区瀬戸町南方	φ 800	2	瀬戸支所産業建設課	
高			φ 1100	1		
			φ 400	1		
	高塚南	北区高塚	φ 800	2	北区農林水産振興課	
	高松田中	北区高松田中	φ 1000	1	前川洪水防除施設管理協議会 (北区農林水産振興課)	
			φ 700	2		
	新庄	北区新庄下	φ 1350	1	北区農林水産振興課	
	毘沙免	北区高松田中	φ 500	1	"	
	黒住	北区津寺	φ 500	1	"	
			φ 150	1		
	松	政所	北区加茂	φ 250	1	"
立田		北区立田	φ 1200	2	"	
高塚		北区高塚	φ 1200	1	"	
一軒屋		北区津寺	φ 400	1	"	
					"	
一宮	西川	北区一宮	φ 1000	2	"	
	中川	"	φ 1000	2	"	
	一宮	北区尾上	φ 500	4	"	
	尾上	"	φ 500	2	"	
	首部	北区首部	φ 800	1	"	
	辛川市場	北区辛川市場	φ 500	1	"	
藤	3号	南区錦	φ 1220	1	岡山県(児島湾土地改良区)	
	5号	"	φ 910	1	南区農林水産振興課	
	7号	南区都六区	φ 1220	1	岡山県(児島湾土地改良区)	
	8号	南区都六区	φ 500	1	" (")	
	9号	南区大曲	φ 600	1	" (")	
	12号	南区錦六区	φ 1000	1	南区農林水産振興課	
	錦六区	南区錦六区	φ 1000	2	岡山県(児島湾土地改良区)	
			φ 600	1		
	田	宮島	南区都	φ 1000	2	岡山県(児島湾土地改良区)
		妹尾川	南区錦六区	φ 1500	2	" (")
古川		"	φ 1000	2	" (")	
丙川		南区都	φ 1350	3	" (")	
大曲		南区大曲	φ 700	2	" (")	
古川		南区藤田	φ 600	1	" (")	
		φ 900	2			
吉備	延友	北区延友	φ 1500	2	北区農林水産振興課	
	吉備	北区中嶽	φ 1000	2	"	
津高	津高	北区津高	φ 1000	2	北区農林水産振興課	
			φ 800	2		
	富原	北区富原	φ 600	1	" (")	
	田益	北区田益	φ 400	2	" (")	
	新津高	北区津高	φ 800	2	" (")	
興除	東畦一番	南区東畦	φ 500	1	南区農林水産振興課	
	50番	南区西畦	φ 900	1	岡山県(児島湾土地改良区)	
			φ 1000			
上道	沼川	東区沼	φ 1200	1	東区農林水産振興課	
			φ 600	1		
福田	福田	南区大福	φ 900	2	南区農林水産振興課	
	山田	南区山田	φ 700	1	" (")	
縫崎	植松排水機場	南区植松	22.0kw	1	南区維持管理課	
	彦崎排水No.2	南区彦崎	18.5kw	1	南区維持管理課	
	彦崎排水No.1	南区彦崎	18.5kw	1	南区維持管理課	
	チェリーポンプ	南区彦崎	15.0kw	1	南区維持管理課	
	彦崎消防機庫横排水ポンプ	南区彦崎	7.5kw	1	南区維持管理課	
	みどりヶ丘排水ポンプ	南区西高崎	7.5kw 5.5kw 3.7kw	1	南区維持管理課	

樋門及び排水機場位置図



番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名
北區農事支所	A 大谷排水機場(地蔵川樋門用)	0	倉敷川排水機場	H	庄内川排水機場(庄内川樋門用)	0	徳松排水機場
1	金山樋門	1	米田排水機場	I	乙子排水機場(乙子川樋門用)	P	豊岡排水機場
2	中尾樋門	E	谷津排水機場	J	樋口排水機場(豊津川樋門用)	Q	香崎排水機場
		F	宮田排水機場	K	中川排水機場	R	宇ノ川排水機場
B	新谷川排水機場	G	原田排水機場	30	高瀬樋門	S	高瀬川排水機場
3	新谷排水機場	23	原田排水機場	51	高瀬排水機場	T	高瀬川排水機場
4	新谷排水機場	24	新谷樋門	52	小庄排水機場		
5	金川西町排水機場	25	新谷排水機場	53	門前排水機場		
6	金川排水機場	26	新谷排水機場	54	萬福寺		
7	天神川排水機場	27	新谷排水機場	L	寺岡排水機場		
8	新谷上樋門	28	新谷排水機場	55	久々井排水機場		
9	新谷排水機場	29	新谷排水機場	56	新谷第二排水機場		
10	新谷排水機場	30	新谷排水機場	57	新谷第一排水機場		
11	新谷排水機場	31	新谷排水機場	58	新谷排水機場		
12	新谷排水機場	32	新谷排水機場	59	新谷排水機場		
13	新谷排水機場	33	新谷排水機場	60	新谷排水機場		
14	新谷排水機場	34	新谷排水機場	61	新谷排水機場		
15	新谷排水機場	35	新谷排水機場	62	新谷排水機場		
16	新谷排水機場	36	新谷排水機場	63	新谷排水機場		
17	新谷排水機場	37	新谷排水機場	64	新谷排水機場		
18	新谷排水機場	38	新谷排水機場	65	新谷排水機場		
19	新谷排水機場	39	新谷排水機場	66	新谷排水機場		
20	新谷排水機場	40	新谷排水機場	67	新谷排水機場		
21	新谷排水機場	41	新谷排水機場	68	新谷排水機場		
22	新谷排水機場	42	新谷排水機場	69	新谷排水機場		
23	新谷排水機場	43	新谷排水機場	70	新谷排水機場		
24	新谷排水機場	44	新谷排水機場	71	新谷排水機場		
25	新谷排水機場	45	新谷排水機場	72	新谷排水機場		
26	新谷排水機場	46	新谷排水機場	73	新谷排水機場		
		47	新谷排水機場	74	新谷排水機場		
		48	新谷排水機場	75	新谷排水機場		
		49	新谷排水機場				

4 通信施設・設備等

(1) 岡山市防災行政無線

種別	呼出名称	設備場所	無線管理者
固定局	ぼうさいおかやまし	岡山市北区大供1-1-1岡山市役所内 (岡山市北区鹿田町1-1-1岡山市消防局通信司令室内)	防災管理課長
固定局	ぼうさいおかやまし かなやまちゅうけい	岡山市北区金山寺大嶋1380-2 金山中継所内	
固定局	ぼうさいおかやまし たかまつちゅうけい	岡山市北区高松岡中157	
固定局	ぼうさいおかやまし やばらしゅうかいしよ	岡山市北区御津矢原1181-1 矢原集会所内	
固定局	ぼうさいおかやまし うきたしょうがっこう	岡山市東区沼1725 浮田小学校内	
固定局	ぼうさいおかやまし つじまえばし	岡山市東区竹原1322 辻前橋	
固定局	ぼうさいおかやまし はなじりききょうまちこうえん	岡山市北区花尻ききょう町10-100 花尻ききょう町公園内	
固定局	ぼうさいおかやまし みなんちゅうがっこう	岡山市北区田中581 御南中学校内	
固定局	ぼうさいおかやまし なんきしょうがっこう	岡山市南区南郷3-6-9 南郷小学校内	
固定局	ぼうさいおかやまし ふくしましょうがっこう	岡山市南区立川町3-37 福島小学校内	
固定局	ぼうさいおかやまし しんこうなんれんらくしよ	岡山市中区江崎7123 岡山市新岡南連絡所内	
固定局	ぼうさいおかやまし こじまししよ	岡山市南区北浦716 児島支所内	
固定局	ぼうさいおかやまし みやうらしょうぼうきこ	岡山市南区宮浦1188 宮浦消防機庫内	
固定局	ぼうさいおかやまし こぐししょうがっこう	岡山市南区小串379 小串小学校内	
固定局	ぼうさいおかやまし くぐいぎょこうこうかいどう	岡山市東区久々井1546 久々井漁港公会堂内	
固定局	ぼうさいおかやまし はらのうかくみあい	岡山市東区宝伝3786-3 原農家組合集会所内	
固定局	ぼうさいおかやまし こうじましょうがっこう	岡山市東区水門町571 幸島小学校内	
固定局	ぼうさいおかやまし なださきしょうがっこう	岡山市南区片岡1091 灘崎小学校内	
固定局	ぼうさいおかやまし らぼーとまきやま	岡山市北区中牧457 ラポート牧山内	
固定局	ぼうさいおかやまし しもまきあかつきやま	岡山市北区下牧1435	
固定局	ぼうさいおかやまし あしもりししよ	岡山市北区足守718 足守支所内	
固定局	ぼうさいおかやまし きたこうみんかんむさぶんかん	岡山市北区牟佐996-2 北公民館牟佐分館内	
固定局	ぼうさいおかやまし やまうらじょうすいじょう	岡山市中区砥園835 山浦浄水場内	
固定局	ぼうさいおかやまし たかまつふれあいぶらざ	岡山市北区高松原古才247 高松ふれあいプラザ内	
固定局	ぼうさいおかやまし けんせつぎじゅつせんたー	岡山市北区首部294-7 建設技術センター内	
固定局	ぼうさいおかやまし こどものもり	岡山市北区学南町3-6-1 こどもの森内	
固定局	ぼうさいおかやまし やまざきこうえん	岡山市中区山崎312-109 ハイライフ山崎公園内	
固定局	ぼうさいおかやまし かちしょうがっこう	岡山市東区可知1-83-2 可知小学校内	
固定局	ぼうさいおかやまし ごみょうこうこうかいどう	岡山市東区西大寺五明186 五明公会堂内	
固定局	ぼうさいおかやまし かいせいしょうがっこう	岡山市東区金田1524 開成小学校内	
固定局	ぼうさいおかやまし くばんみなどまちくらぶ	岡山市東区九幡5552-1地先 九幡港町倶楽部内	
固定局	ぼうさいおかやまし	岡山市北区大供1-1-1 岡山市役所内	
固定局 基地局	ぼうさいおかやまし かなやま	岡山市北区高野尻字荒田875-1 金山中継所	
固定局 基地局	ぼうさいおかやまし あしもり	岡山市北区吉字古市場1682-4 足守中継所	

種別	呼出名称	設置場所	無線管理者
固定局	ぼうさいせとちよう	岡山市東区瀬戸町瀬戸45瀬戸支所内 (岡山市北区廣田町1-1-1岡山市消防局通信司令室内)	瀬戸支所長
固定局	ぼうさいせとちよう てっぼうやま	岡山市東区瀬戸町下808-2 鉄砲山無線中継所内	
固定局	ぼうさいもりすえ	岡山市東区瀬戸町森末273-1 森末コミュニティハウス内	
固定局	ぼうさいてらじ	岡山市東区瀬戸町寺地637-2 寺地公会堂内	
固定局	ぼうさいこうみょうだに	岡山市東区瀬戸町光明谷364-2 光明谷コミュニティハウス内	
固定局	ぼうさいしも	岡山市東区瀬戸町下228-6 下消防機庫内	
固定局	ぼうさいふつかいち	岡山市東区瀬戸町二日市59-1 二日市消防機庫内	
固定局	ぼうさいほき	岡山市東区瀬戸町万富1526-1 保木コミュニティ広場内	
固定局	ぼうさいただはら	岡山市東区瀬戸町万富1799 多田原コミュニティハウス内	
固定局	ぼうさいまんとみこころみんかん	岡山市東区瀬戸町万富257 万富西児童公園内	
固定局	ぼうさいまんとみ	岡山市東区瀬戸町万富636-3 万富コミュニティハウス内	
固定局	ぼうさいだいい	岡山市東区瀬戸町大井160 大井コミュニティハウス内	
固定局	ぼうさいかじや	岡山市東区瀬戸町鍛冶屋736 鍛冶屋コミュニティハウス内	
固定局	ぼうさいしおの	岡山市東区瀬戸町塩納279-2 塩納地区案内板横	
固定局	ぼうさいそどう	岡山市東区瀬戸町宗堂454-4 宗堂コミュニティハウス内	
固定局	ぼうさいさかね	岡山市東区瀬戸町坂根28-2 坂根公会堂内	
固定局	ぼうさいみなみがた	岡山市東区瀬戸町南方1061 南方公民館分館内	
固定局	ぼうさいゆげ	岡山市東区瀬戸町弓削867-4 弓削消防機庫内	
固定局	ぼうさいえじり	岡山市東区瀬戸町江尻1895 江尻公民館分館内	
固定局	ぼうさいあさひがおか	岡山市東区瀬戸町旭ヶ岡2-1-100 旭ヶ丘コミュニティセンター内	
固定局	ぼうさいかたせ	岡山市東区瀬戸町肩脊412-2 肩脊コミュニティハウス内	
固定局	ぼうさいおおち	岡山市東区瀬戸町大内987-7 大内消防機庫内	
固定局	ぼうさいささおか	岡山市東区瀬戸町笹岡695-1 笹岡西公会堂内	
固定局	ぼうさいかんおんじ	岡山市東区瀬戸町観音寺250-1 観音寺コミュニティセンター内	
固定局	ぼうさいしゆくおく	岡山市東区瀬戸町宿奥368-1 宿奥公会堂内	
固定局	ぼうさいきくやま	岡山市東区瀬戸町菊山50先 菊山公会堂入口	
固定局	ぼうさいおき	岡山市東区瀬戸町沖150-1 沖コミュニティハウス内	
基地局	ぼうさいせと	岡山市東区瀬戸町瀬戸45 瀬戸支所内	

種別	呼出名称	設置場所	無線管理者
陸上移動局(車載型)	ぼうさいせと 1	岡山市東区瀬戸町	瀬戸支所長
陸上移動局(車載型)	ぼうさいせと 2		
陸上移動局(車載型)	ぼうさいせと 3		
陸上移動局(車載型)	ぼうさいせと 4		
陸上移動局(車載型)	ぼうさいせと 6		
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいせと 101		
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいせと 102		
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいせと 103		
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいせと 108		
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいせと 108		
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいせと 109		
陸上移動局(携帯型)	ぼうさいせと 110		

(2) 岡山市デジタルMCA無線

H23.1.1現在

連番	所属	部局	個別番号	機種	マイク液晶表示		グループ番号	
1	本庁	防災管理課	1101	車載	本	1101	本防110	本全100
2			1102	携帯	本	1102		
3			1103	携帯	本	1103		
4			1104	携帯	本	1104		
5			1105	携帯	本	1105		
6		秘書広報	1201	携帯	本	1201	本秘120	
7			1202	携帯	本	1202		
8		市民局	1301	携帯	本	1301	本市130	
9			1302	携帯	本	1302		
10		保健福祉局	1401	携帯	本	1401	本保140	
11			1402	携帯	本	1402		
12			1403	携帯	本	1403		
13			1404	携帯	本	1404		
14			1405	携帯	本	1405		
15			1406	携帯	本	1406		
16			1407	携帯	本	1407		
17			1408	携帯	本	1408		
18			1409	携帯	本	1409		
19			1410	携帯	本	1410		
20			1411	携帯	本	1411		
21			1412	携帯	本	1412		
22			1413	携帯	本	1413		
23			1414	携帯	本	1414		
24			1415	携帯	本	1415		
25			1416	携帯	本	1416		
26			1417	携帯	本	1417		
27			1418	携帯	本	1418		
28			1419	携帯	本	1419		
29			1420	携帯	本	1420		
30			1421	携帯	本	1421		
31		経済局	1501	携帯	本	1501	本経150	
32			1502	携帯	本	1502		
33			1503	携帯	本	1503		
34		都市整備局	1601	携帯	本	1601	本都160	
35			1602	携帯	本	1602		
36			1603	携帯	本	1603		
37		下水道局	1701	携帯	本	1701	本下170	
38			1702	携帯	本	1702		
39			1703	携帯	本	1703		
40			1704	携帯	本	1704		
41			1705	携帯	本	1705		
42			1706	携帯	本	1706		
43			1707	携帯	本	1707		
44		消防局	1801	携帯	本	1801	本消180	
45			1802	携帯	本	1802		
46			1803	携帯	本	1803		
47			1804	携帯	本	1804		
48			1805	携帯	本	1805		

49	北区役所	総務地域振興課	2101	車載	北	2101	北総210
50			2102	携帯	北	2102	
51			2103	携帯	北	2103	
52			2104	携帯	北	2104	
53			2105	携帯	北	2105	
54		農林	2201	携帯	北	2201	北農220
55			2202	携帯	北	2202	
56		建設	2301	携帯	北	2301	北け230
57			2302	携帯	北	2302	
58		維持	2401	携帯	北	2401	北維240
59			2402	携帯	北	2402	
60			2403	携帯	北	2403	
61		御津支所	2501	携帯	北	2501	北御250
62			2502	携帯	北	2502	
63			2503	携帯	北	2503	
64			2504	携帯	北	2504	
65		建部支所	2511	携帯	北	2511	北た251
66			2512	携帯	北	2512	
67			2513	携帯	北	2513	
68			2514	携帯	北	2514	
69		地域センター	2515	携帯	北	2515	北地260
70			2601	携帯	北	2601	
71			2602	携帯	北	2602	
72			2603	携帯	北	2603	
73			2604	携帯	北	2604	
74			2605	携帯	北	2605	
75			2606	携帯	北	2606	
76			2607	携帯	北	2607	
77			2608	携帯	北	2608	
78			2609	携帯	北	2609	
79			2610	携帯	北	2610	
80		分室	2701	携帯	北	2701	北分270
81	2702		携帯	北	2702		
82	2703		携帯	北	2703		
83	2704		携帯	北	2704		
84	2705		携帯	北	2705		
85	2706		携帯	北	2706		
86	2707		携帯	北	2707		
87	2708		携帯	北	2708		
88	道路維持事務所	2801	携帯	北	2801	北道280	
89		2802	携帯	北	2802		
90		2803	携帯	北	2803		
91		2804	携帯	北	2804		
92		2805	携帯	北	2805		
93		2806	携帯	北	2806		
94		2807	携帯	北	2807		
95	2808	携帯	北	2808			
96	2809	携帯	北	2809			

北全200

97	中区役所	総務地域振興課	3101	車載	中	3101	中総310	中 全 3 0 0	
98			3102	携帯	中	3102			
99			3103	携帯	中	3103			
100			3104	携帯	中	3104			
101			3105	携帯	中	3105			
102		農林	3201	携帯	中	3201	中農320		
103			3202	携帯	中	3202			
104			3203	携帯	中	3203			
105		建設	3301	携帯	中	3301	中建330		
106			3302	携帯	中	3302			
107			3303	携帯	中	3303			
108	維持	3401	携帯	中	3401	中維340			
109		3402	携帯	中	3402				
110		3403	携帯	中	3403				
111	東区役所	総務地域振興課	4101	車載	東	4101	東総410		東 全 4 0 0
112			4102	携帯	東	4102			
113			4103	携帯	東	4103			
114			4104	携帯	東	4104			
115			4105	携帯	東	4105			
116		農林	4201	携帯	東	4201	東農420		
117			4202	携帯	東	4202			
118			4203	携帯	東	4203			
119			4204	携帯	東	4204			
120		建設	4301	携帯	東	4301	東建430		
121			4302	携帯	東	4302			
122			4303	携帯	東	4303			
123			4304	携帯	東	4304			
124		維持	4401	携帯	東	4401	東維440		
125			4402	携帯	東	4402			
126			4403	携帯	東	4403			
127			4404	携帯	東	4404			
128		瀬戸支所	4501	携帯	東	4501	東瀬450		
129			4502	携帯	東	4502			
130			4503	携帯	東	4503			
131			4504	携帯	東	4504			
132		地域センター	4601	携帯	東	4601	東地460		
133			4602	携帯	東	4602			

134	南区役所	総務地域振興課	5101	車載	南	5101	南総510	南全500
135			5102	携帯	南	5102		
136			5103	携帯	南	5103		
137			5104	携帯	南	5104		
138			5105	携帯	南	5105		
139		農林	5201	携帯	南	5201	南農520	
140			5202	携帯	南	5202		
141			5203	携帯	南	5203		
142			5204	携帯	南	5204		
143		建設	5301	携帯	南	5301	南建530	
144			5302	携帯	南	5302		
145			5303	携帯	南	5303		
146			5304	携帯	南	5304		
147		維持	5401	携帯	南	5401	南経540	
148			5402	携帯	南	5402		
149			5403	携帯	南	5403		
150			5404	携帯	南	5404		
151		地域センター	5601	携帯	南	5601	南地560	
152			5602	携帯	南	5602		
153			5603	携帯	南	5603		
154	5604		携帯	南	5604			
155	5605		携帯	南	5605			
156	5606		携帯	南	5606			
157	5607		携帯	南	5607			
158	5608		携帯	南	5608			
159	5609		携帯	南	5609			
160	5610		携帯	南	5610			

(3) 岡山市消防無線施設

種別	呼出名称	通信使用責任者
基地局	おかやましょうぼう	情報指令課長
基地局	しょうぼうかなやま	
基地局	しょうぼうかいがらやま	
基地局	しょうぼうじゅうもんじやま	
基地局	しょうぼうたかじんやま	
基地局	しょうぼうしぶり	
基地局	しょうぼうわだみなみ	
基地局	しょうぼうたじこ	
基地局	しょうぼうみつ	
基地局	おかやましょうぼうかさいやまトンネル	
基地局	おかしょうこうくう	
固定局	おかやましょうぼう	情報指令課長
固定局	しょうぼうかなやま	
固定局	しょうぼうかいがらやま	
固定局	しょうぼうじゅうもんじやま	
固定局	しょうぼうたかじんやま	
固定局	しょうぼうしぶり	
固定局	しょうぼうわだみなみ	
固定局	しょうぼうたじこ	
固定局	おかしょうこうくう	警防課長
固定局	しょうぼうきた	北署長
固定局	しょうぼうみの	
固定局	しょうぼうつだか	
固定局	しょうぼうみつ	
固定局	しょうぼうたけべ	
固定局	しょうぼうなか	
固定局	しょうぼうきよくとう	中署長
固定局	しょうぼうりゅうそう	東署長
固定局	しょうぼうひがし	
固定局	しょうぼうじょうとう	
固定局	しょうぼうかち	
固定局	しょうぼうせと	南署長
固定局	しょうぼうみなみ	
固定局	しょうぼうせのお	
固定局	しょうぼうなださき	西署長
固定局	しょうぼうにし	
固定局	しょうぼうきびつ	
固定局	しょうぼうきびちゅうおう	
固定局	しょうぼうあしもり	情報指令課長
地球局	LASCOMおかやまししょうぼう おかやまスーパーパトちきゅう	
航空局	おかしょうこうくう	警防課長
航空局	おかしょういどう 61	
航空局	おかしょういどう 62	
航空局	おかしょういどう 601	
航空機局	J A 6 7 9 3	
携帯局	おかしょうこうくう 102	
携帯局	おかしょうヘリ1(150MHz帯)	
携帯局	おかしょうヘリしよかつ1(400MHz帯)	
携帯局	おかしょうカメラ 1	
携帯局	おかしょうテレビ 1	
携帯基地局	しょうぼうかなやま(携帯基地)	情報指令課長
陸上移動局(車載型)	おかやましき 1	消防企画総務課長
陸上移動局(車載型)	おかやましき 2	

種別	呼出名称	通信使用責任者
陸上移動局(車載型)	おかやましれい 1	消防企画総務課長
陸上移動局(車載型)	おかやましき 3	予防課長
陸上移動局(車載型)	おかやましき 4	警防課長
陸上移動局(車載型)	おかやましきたい 1	
陸上移動局(車載型)	おかやまこうくうたい 1	情報指令課長
陸上移動局(車載型)	おかやましき 6	
陸上移動局(車載型)	きたしき 1	北署長
陸上移動局(車載型)	きたぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	きたぼんぶ 2	
陸上移動局(車載型)	きたたんく 1	
陸上移動局(車載型)	おかやまきたきゆうじよ 1	
陸上移動局(車載型)	おかやまきたきゆうじよ 2	
陸上移動局(車載型)	きたきゆうきゆう 1	
陸上移動局(車載型)	おかやまきたはしご 1	
陸上移動局(車載型)	おかやまきたしえん 1	
陸上移動局(車載型)	きたしきざい 1	
陸上移動局(車載型)	みのぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	みのきゆうきゆう 1	
陸上移動局(車載型)	つだかぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	つだかきゆうきゆう 1	
陸上移動局(車載型)	おかやまきたすいそう 1	
陸上移動局(車載型)	みつぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	みつきゆうきゆう 1	
陸上移動局(車載型)	たけべぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	たけべきゆうきゆう 1	
陸上移動局(車載型)	なかしき 1	
陸上移動局(車載型)	なかぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	なかぼんぶ 2	
陸上移動局(車載型)	なかたんく 1	
陸上移動局(車載型)	おかやまなかきゆうじよ 1	
陸上移動局(車載型)	なかきゆうきゆう 1	
陸上移動局(車載型)	なかきゆうきゆう 2	
陸上移動局(車載型)	おかやまなかはしご 1	
陸上移動局(車載型)	なかしきざい 1	
陸上移動局(車載型)	きよくとうぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	きよくとうたんく 1	
陸上移動局(車載型)	きよくとうきゆうきゆう 1	
陸上移動局(車載型)	りゅうそうぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	りゅうそうきゆうきゆう 1	
陸上移動局(車載型)	ひがししき 1	東署長
陸上移動局(車載型)	ひがしぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	ひがしぼんぶ 2	
陸上移動局(車載型)	ひがしたんく 1	
陸上移動局(車載型)	おかやまひがしきゆうじよ 1	
陸上移動局(車載型)	ひがしきゆうきゆう 1	
陸上移動局(車載型)	ひがししきざい 1	
陸上移動局(車載型)	じょうとうぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	じょうとうきゆうきゆう 1	
陸上移動局(車載型)	おかやまひがししえん 1	
陸上移動局(車載型)	からぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	かちきゆうきゆう 1	
陸上移動局(車載型)	かちきゆうきゆう 2	
陸上移動局(車載型)	せとぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	せときゆうきゆう 1	
陸上移動局(車載型)	みなみしき 1	南署長
陸上移動局(車載型)	みなみぼんぶ 1	
陸上移動局(車載型)	みなみぼんぶ 2	

種別	呼出名称	通信使用責任者	
陸上移動局(車載型)	みなみたんく 1	南署長	
陸上移動局(車載型)	おかやまみなみきゆうじよ 1		
陸上移動局(車載型)	おかやまみなみきゆうじよ 2		
陸上移動局(車載型)	みなみきゆうきゆう 1		
陸上移動局(車載型)	みなみきゆうきゆう 2		
陸上移動局(車載型)	おかやまみなみはしご 1		
陸上移動局(車載型)	おかやまみなみかがく 2		
陸上移動局(車載型)	おかやまみなみしえん 1		
陸上移動局(車載型)	みなみしきざい 1		
陸上移動局(車載型)	せのおぼんぶ 1		
陸上移動局(車載型)	せのおきゆうきゆう 1		
陸上移動局(車載型)	なださきぼんぶ 1		
陸上移動局(車載型)	なださききゆうきゆう 1		
陸上移動局(車載型)	にししき 1		西署長
陸上移動局(車載型)	にしぼんぶ 1		
陸上移動局(車載型)	にしたんく 1		
陸上移動局(車載型)	にしたんく 2		
陸上移動局(車載型)	おかやましきゆうじよ 1		
陸上移動局(車載型)	おかやましきゆうじよ 2		
陸上移動局(車載型)	おかやましきゆうじよ 3		
陸上移動局(車載型)	にしきゆうきゆう 1		
陸上移動局(車載型)	にしきゆうきゆう 2		
陸上移動局(車載型)	おかやましはしご 1		
陸上移動局(車載型)	おかやまししえん 1		
陸上移動局(車載型)	おかやましすいそう 1		
陸上移動局(車載型)	にししきざい 1		
陸上移動局(車載型)	きびつぼんぶ 1		
陸上移動局(車載型)	きびつきゆうきゆう 1		
陸上移動局(車載型)	きびちゅうおうぼんぶ 1		
陸上移動局(車載型)	きびちゅうおうきゆうきゆう 1		
陸上移動局(車載型)	あしもりきゆうきゆう 1	消防企画総務課長	
陸上移動局(車載型)	おかやましえん 1		
陸上移動局(車載型)	おかやましえん 2		
陸上移動局(携帯型)	おかやま 101	情報指令課長	
陸上移動局(携帯型)	おかやま 111		
陸上移動局(携帯型)	おかやま 112		
陸上移動局(携帯型)	おかやま 113		
陸上移動局(携帯型)	おかやま 114		
陸上移動局(携帯型)	おかやま 115		
陸上移動局(携帯型)	おかやま 116		
陸上移動局(携帯型)	おかやましきたい 105	警防課長	
陸上移動局(携帯型)	おかやましきたい 117		
陸上移動局(携帯型)	おかやましきたい 118		
陸上移動局(携帯型)	おかしようこうくう 101	警防課長	
陸上移動局(携帯型)	おかしようこうくう 102		
陸上移動局(携帯型)	きた 201	北署長	
陸上移動局(携帯型)	きた 205		
陸上移動局(携帯型)	きた 212		
陸上移動局(携帯型)	きた 213		
陸上移動局(携帯型)	きた 214		
陸上移動局(携帯型)	きた 215		
陸上移動局(携帯型)	きた 216		
陸上移動局(携帯型)	きた 217		
陸上移動局(携帯型)	きた 218		
陸上移動局(携帯型)	きた 219		
陸上移動局(携帯型)	きた 220		
陸上移動局(携帯型)	みの 232		
陸上移動局(携帯型)	みの 233		

種別	呼出名称	通信使用責任者
陸上移動局(携帯型)	つだか 242	北署長
陸上移動局(携帯型)	つだか 243	
陸上移動局(携帯型)	みつ 252	
陸上移動局(携帯型)	みつ 253	
陸上移動局(携帯型)	たけべ 262	
陸上移動局(携帯型)	たけべ 263	
陸上移動局(携帯型)	なか 301	中署長
陸上移動局(携帯型)	なか 305	
陸上移動局(携帯型)	なか 312	
陸上移動局(携帯型)	なか 313	
陸上移動局(携帯型)	なか 314	
陸上移動局(携帯型)	なか 315	
陸上移動局(携帯型)	なか 316	
陸上移動局(携帯型)	なか 317	
陸上移動局(携帯型)	なか 318	
陸上移動局(携帯型)	なか 319	
陸上移動局(携帯型)	きよくとう 332	
陸上移動局(携帯型)	きよくとう 333	
陸上移動局(携帯型)	りゅうそう 342	
陸上移動局(携帯型)	りゅうそう 343	
陸上移動局(携帯型)	ひがし 401	東署長
陸上移動局(携帯型)	ひがし 405	
陸上移動局(携帯型)	ひがし 412	
陸上移動局(携帯型)	ひがし 413	
陸上移動局(携帯型)	ひがし 414	
陸上移動局(携帯型)	ひがし 415	
陸上移動局(携帯型)	ひがし 416	
陸上移動局(携帯型)	ひがし 417	
陸上移動局(携帯型)	じょうとう 432	
陸上移動局(携帯型)	じょうとう 433	
陸上移動局(携帯型)	かち 442	
陸上移動局(携帯型)	かち 443	
陸上移動局(携帯型)	せと 452	
陸上移動局(携帯型)	せと 453	
陸上移動局(携帯型)	みなみ 501	南署長
陸上移動局(携帯型)	みなみ 505	
陸上移動局(携帯型)	みなみ 512	
陸上移動局(携帯型)	みなみ 513	
陸上移動局(携帯型)	みなみ 514	
陸上移動局(携帯型)	みなみ 515	
陸上移動局(携帯型)	みなみ 516	
陸上移動局(携帯型)	せのお 532	
陸上移動局(携帯型)	せのお 533	
陸上移動局(携帯型)	なださき 542	
陸上移動局(携帯型)	なださき 543	
陸上移動局(携帯型)	にし 601	西署長
陸上移動局(携帯型)	にし 605	
陸上移動局(携帯型)	にし 612	
陸上移動局(携帯型)	にし 613	
陸上移動局(携帯型)	にし 614	
陸上移動局(携帯型)	にし 615	
陸上移動局(携帯型)	にし 616	
陸上移動局(携帯型)	にし 617	

種別	呼出名称	通信使用責任者
陸上移動局(携帯型)	きびつ 632	西署長
陸上移動局(携帯型)	きびつ 633	
陸上移動局(携帯型)	きびちゅうおう 642	
陸上移動局(携帯型)	きびちゅうおう 643	
陸上移動局(携帯型)	あしもり 652	
陸上移動局(携帯型)	あしもり 653	
	基地局	11 局
	固定局	28 局
	地球局	1 局
	航空局	4 局
	航空機局	1 局
	携帯局	5 局
	携帯基地局	1 局
	陸上移動局(車載型)	92 局
	陸上移動局(携帯型)	84 局
	計	227 局

※ 一部二重免許あり

(4) 岡山市水道無線施設

種別	呼出名称	設置場所	無線管理者
基地局	すいどうおかやま		
陸上移動局(車載型)	すいどうけいり 1	岡山市北区鹿田町二丁目1番1号	水道局管財課長
陸上移動局(車載型)	すいどうなかえいぎょう 1		
陸上移動局(車載型)	すいどうなかえいぎょう 2		
陸上移動局(車載型)	すいどうにしえいぎょう 3		
陸上移動局(車載型)	すいどうはいすい 1		
陸上移動局(車載型)	すいどうなかこうじ 1		
陸上移動局(車載型)	すいどうなかこうじ 2		
陸上移動局(車載型)	すいどうなかこうじ 3		
陸上移動局(車載型)	すいどうなかこうじ 4		
陸上移動局(車載型)	すいどうなかこうじ 6		
陸上移動局(車載型)	すいどうなかこうじ 6		
陸上移動局(車載型)	すいどうなかこうじ 7		
陸上移動局(車載型)	すいどうなかこうじ 8		
陸上移動局(車載型)	すいどうなかこうじ 9		
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしえいぎょう 1	岡山市中区平井五丁目4番1号	
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしえいぎょう 3		
陸上移動局(車載型)	すいどうなかえいぎょう 3		
陸上移動局(車載型)	すいどうにしえいぎょう 2		
陸上移動局(車載型)	すいどうにしえいぎょう 4		
陸上移動局(車載型)	すいどうにしこうじ 10		
陸上移動局(車載型)	すいどうしせつ 1	岡山市北区三野一丁目2番1号	
陸上移動局(車載型)	すいどうしせつ 2		
陸上移動局(車載型)	すいどうしせつ 3		
陸上移動局(車載型)	すいどうしせつ 4		
陸上移動局(車載型)	すいどうしせつ 5		
陸上移動局(車載型)	すいどうみの 1		
陸上移動局(車載型)	すいどうみの 3		
陸上移動局(車載型)	すいどうみの 4		
陸上移動局(車載型)	すいどうみの 5		
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしこうじ 1		
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしこうじ 2		
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしこうじ 3		
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしこうじ 4		
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしこうじ 5		
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしこうじ 6		
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしこうじ 8		
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしこうじ 10		
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしえいぎょう 2		
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしこうじ 101		
陸上移動局(車載型)	すいどうにしこうじ 1	岡山市北区平野1068番地	
陸上移動局(車載型)	すいどうにしこうじ 2		
陸上移動局(車載型)	すいどうにしこうじ 3		
陸上移動局(車載型)	すいどうにしこうじ 4		
陸上移動局(車載型)	すいどうにしこうじ 5		
陸上移動局(車載型)	すいどうにしこうじ 6		
陸上移動局(車載型)	すいどうにしこうじ 7		
陸上移動局(車載型)	すいどうにしこうじ 8		
陸上移動局(車載型)	すいどうひがしこうじ 7		
陸上移動局(車載型)	すいどうにしえいぎょう 1		
陸上移動局(車載型)	すいどうきよくどう 1		岡山市中区今在家462番地の4
陸上移動局(車載型)	すいどうきよくどう 2		

種別	呼出名称	設置場所	無線管理者
陸上移動局（車載型）	すいどうきょくとう 3	岡山市中区今在家462番地の4	水道局管財課長
陸上移動局（車載型）	すいどうきょくとう 4		
陸上移動局（車載型）	すいどうかもごし 1	岡山市北区御津矢原530番地	
陸上移動局（車載型）	すいどうみの 2		
陸上移動局（車載型）	すいどうかもごし 101	岡山市北区鹿田町二丁目1番1号	
陸上移動局（携帯型）	すいどうおかやま 101		
陸上移動局（携帯型）	すいどうおかやま 102		
陸上移動局（携帯型）	すいどうおかやま 103		
陸上移動局（携帯型）	すいどうなかこうじ 102	岡山市東区西大寺上二丁目7番36号	
陸上移動局（携帯型）	すいどうひがしこうじ 102		
陸上移動局（携帯型）	すいどうひがしこうじ 103	岡山市北区平野1068番地	
陸上移動局（携帯型）	すいどうにしこうじ 102		
陸上移動局（携帯型）	すいどうにしこうじ 103	岡山市北区三野一丁目2番1号	
陸上移動局（携帯型）	すいどうみの 101		
陸上移動局（携帯型）	すいどうきょくとう 101	岡山市中区今在家462番地の4	
陸上移動局（携帯型）	すいどうかもごし 102	岡山市北区御津矢原530番地	

基地局	1局
陸上移動局（車載型）	56局
陸上移動局（携帯型）	11局
計	68局

5 避難施設等

(1) 避難区分

区分	内容
事前避難	災害の発生のおそれがあるときで、前もって障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦等を避難させること。
緊急避難	事前避難の余裕がなく、災害が一部に発生したときの避難をいう。
収容避難	災害の状況に応じ、避難の遅れた者に対して行方救出、収容をいう。

(2) 避難警報の伝達

警報区分	打鐘信号	サイレン信号	吹流しまたは旗
緊急避難警報	乱打	15秒吹鳴繰り返し 2秒休止	赤色吹流しは4m以上 旗は幅60cm以上
事前避難通報	広報車・ラジオ・テレビ等を利用して一般に早急に周知させる。		

(3) 広域避難場所

番号	避難場所名	位置	避難圏域番号	計画避難地 面積(ha)	計画有効 避難面積 (ha)	計画 避難者数 (千人)	1人当たり 有効避難面積 (㎡/人)	要整備 面積 (ha)	備考 (都市計画決定の状況等)
1	鳥城公園一帯	北区 丸の内	1	17.5	10.5	42.1	2.5	3.7	都市計画決定済 鳥城公園 22.6ha うち旭川水面13.0ha
2	岡山大学医学部 付属病院	北区 鹿田町	2	14.0	10.4	61.8	1.7	—	
3	岡山県総合 グラウンド	北区 いずみ町	3	42.0	29.0	59.8	4.8	4.9	都市計画決定済 津島運動公園 42.0ha
4	岡山大学	北区 津島中	4	72.0	65.0	23.9	27.2	—	
5	岡山操車場 跡地公園(仮称)	北区 北長瀬	5	15.4	10.8	37.4	2.9	7.4	旧国鉄操車場 跡地 約20.5ha
6	県福祉センター 一帯	北区田中	6	14.7	11.7	12.3	9.5	—	
7	芳泉小中学校 高等学校一帯	南区 当新田	7	9.3	7.3	84.7	1.0	1.0	都市計画公園 地区公園(5.5ha)を 一帯的に決定したい
8	岡山輸送セン ター一帯	中区倉富	8	22.4	17.8	51.8	3.4	—	
9	西大寺高校一帯	東区 西大寺上	9	10.8	8.2	10.2	8.0	0.4	
合計			—	248.1	188.4	384.0	—	55.4	

(4) 防災公園

番号	避難場所名	位置	計画避難地 面積(ha)	計画有効避難面積 (ha)	計画避難者数 (千人)	1人当たり有効避難面積 (㎡/人)
1	西大寺緑花公園	東区西大寺南一丁目	4.0	2.6 (体験学習施設含)	7.4	3.5

備考 (都市計画決定の状況等)

<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定 (H19年3月27日) 都市公園 (地区公園) 供用開始 (H22年4月) 体験学習施設内 (延床面積4,886㎡) に備蓄倉庫、放送施設、発電施設、一時避難スペースを予定 公園内に耐震性貯水槽を予定 計画避難者数 (H18年4月現在) 計画有効避難面積 = 計画避難地面積 × 60%

(6) 避難所

- * 有効面積は屋内運動場(体育館)アリーナ部分の面積
 * 収容人員=有効面積/1.65(m²/人)で算出
 * 運動場面積(m²)÷待避可能人員(人)
 * ○ は避難誘導標識設置校
 * ▼ は避難地内案内板設置校

ア 市立小学校

	学校名(市立)	所在地	施設面積:A (平方メートル)	有効面積:B (平方メートル)	収容人員 (人)	運動場面積 (平方メートル)	電話
	1	岡山中 中央区弓之町9-27	1,118	848	513	4,372	234-7750
▼○	2	清 輝 北区新道1	926	592	358	7,130	225-4875
▼○	3	旭 東 中区門田屋敷本町1-17	899	654	396	4,898	272-5168
▼○	4	伊 島 北区伊島町一丁目6-6	962	732	443	8,275	252-2251
▼○	5	津 島 北区津島本町19-1	1,765	1,311	794	10,652	253-3250
▼○	6	石 井 北区寿町2-8	962	720	436	5,821	252-5151
▼○	7	鹿 田 北区大供表町16-60	1,182	679	411	8,442	225-4646
▼○	8	大 元 北区大元上町9-43	920	696	421	9,298	241-8562
▼○	9	御 野 北区中井町一丁目6-34	660	573	347	6,796	225-3676
▼○	10	三 勤 中区徳吉町一丁目1-21	806	580	351	4,529	272-3141
▼○	11	福 浜 南区福富東一丁目1-1	979	731	443	9,222	262-0145
▼○	12	平 福 南区平福一丁目7-1	951	710	430	7,551	263-7621
○	13	芳 泉 南区当新田3の1	966	744	450	10,005	264-6706
○	14	宇 野 中区原尾島一丁目9-1	1,089	777	470	9,040	272-5281
▼○	15	旭 竜 中区八幡8の1	857	622	376	8,035	275-0130
▼○	16	岡 南 北区岡南町二丁目4-6	1,109	813	492	9,372	225-3526
▼○	17	平 井 中区平井四丁目19-52	1,080	819	496	6,823	277-7204
▼○	18	福 島 南区立川町3-37	861	643	389	10,908	264-3151
▼○	19	南 輝 南区南輝三丁目6-9	906	688	404	7,656	263-5800
○	20	操 南 中区藤崎45	734	557	337	8,453	277-7127
○	21	操 明 中区藤崎721-3	1,508	805	487	8,514	276-0331
○	22	富 山 中区福沼233	1,067	837	507	15,741	277-7221
○	23	旭 緑 中区倉富160	864	634	384	10,866	276-2371
○	24	牧 石 北区玉柏2108	860	646	391	7,442	228-0036
○	25	大 野 北区大安寺南町二丁目8-36	1,223	896	543	11,288	252-1722
○	26	西 北区中仙道一丁目18-20	1,080	821	497	9,918	241-0936
○	27	御 南 北区今保243-3	1,080	823	498	12,502	243-2461
○	28	陵 南 北区東花尻241-1	857	646	391	8,172	292-0023
○	29	芳 田 南区泉田408	860	624	378	8,623	241-6900
○	30	芳 明 南区万倍1	860	736	446	10,272	241-4006
○	31	甲 浦 南区約浦250	735	517	313	7,564	267-2306
▼	32	三 門 北区下伊福西町5-37	966	715	433	8,757	252-2721
○	33	財 田 中区長岡58-2	796	554	335	9,145	279-0022
○	34	竜 之 口 中区四御神266	878	620	375	9,128	279-4675
○	35	高 島 中区国府市場131	848	614	372	8,274	276-0069
○	36	幡 多 中区高屋264	1,253	818	495	11,164	272-1776
○	37	小 串 南区小串3379	848	489	284	6,416	269-2014
○	38	浦 安 南区浦安本町95	924	705	427	9,540	264-7469
○	39	古 都 東区古都宿453-1	723	540	327	7,297	279-0616
▼○	40	可 知 東区可知一丁目83-2	816	617	373	4,900	942-3555
○	41	芥 子 山 東区西大寺松崎97	875	642	389	14,987	943-8570
○	42	政 田 東区政津850	967	693	420	7,680	948-3406
○	43	開 成 東区金田1524	737	535	324	4,843	948-2042
▼○	44	西 大 寺 東区西大寺上一丁目19-21	953	682	413	9,538	942-2155

学校名(市立)	所在地	施設面積:A (平方メートル)	有効面積:B (平方メートル)	収容人員 (人)	運動場面積 (平方メートル)	電話
○ 45 西大寺南	東区会岡西町435-1	983	695	421	9,538	942-2074
○ 46 雄 神	東区宮崎218	780	535	324	5,721	942-3237
○ 47 豊	東区西大寺川口130-2	740	576	349	8,395	942-2800
○ 48 太 伯	東区神崎町860	730	539	326	6,312	946-8062
○ 49 幸 島	東区水門町571	821	585	354	6,597	946-8066
○ 50 朝 日	東区西片岡83	743	539	326	5,137	947-0022
○ 51 大 宮	東区上阿知967	756	541	327	5,360	946-8403
○ 52 中 山	北区一宮702	935	720	436	9,064	284-0014
○ 53 馬 屋 下	北区松尾105-1	738	539	326	8,448	284-0407
○ 54 臥 丘	北区芳賀5111-22	927	719	436	9,717	284-7668
○ 55 平 津	北区指津738-1	760	535	324	10,629	284-0010
○ 56 野 谷	北区指谷259-1	733	554	335	7,666	294-3609
○ 57 横 井	北区横井上178	917	674	408	12,447	294-2303
○ 58 馬 屋 上	北区高吉2944-2	623	428	259	5,881	294-3602
○ 59 庄 内	北区三手336-2	854	611	370	7,780	287-2014
○ 60 加 茂	北区津寺617	943	695	421	8,353	287-2077
○ 61 鯉 山	北区吉備津1444	740	556	336	8,864	287-3024
○ 62 吉 備	北区庭瀬266	1,119	820	496	11,535	293-0002
○ 63 妹 尾	南区妹尾1363	1,241	813	492	11,430	282-1170
○ 64 箕 島	南区箕島2334	749	547	331	6,423	282-0279
○ 65 福 田	南区古新田1095	1,074	660	400	9,826	282-1136
○ 66 浮 田	東区沼1725	740	523	316	7,357	297-2017
○ 67 平 島	東区東平島1293	737	552	334	9,559	297-3037
○ 68 城 東 台	東区城東台西三丁目6-3	1,012	710	430	6,645	208-8430
○ 69 御 休	東区西租179	729	517	313	9,731	297-2031
○ 70 角 山	東区才崎389	686	521	315	6,415	297-2378
○ 71 興 除	南区中畦593	736	542	328	8,479	298-2010
○ 72 曾 根	南区曾根139-2	729	540	327	6,027	298-2006
○ 73 東 崎	南区東畦856-2	739	539	326	12,446	282-0900
○ 74 足 守	北区足守789	780	577	349	4,732	295-0058
○ 75 釜 明	北区下高田2060	805	580	351	5,378	295-0142
○ 76 第 一 藤 田	南区藤田349	600	440	266	7,377	296-2877
○ 77 第 二 藤 田	南区藤田595	722	537	325	6,598	296-3129
○ 78 第 三 藤 田	南区藤田1757	612	440	266	7,766	296-2479
○ 79 御 津	北区御津宇垣1212	1,083	750	454	21,677	0867-24-1721
○ 80 御 津 南	北区御津野之口1616	556	371	224	9,138	0867-24-1131
○ 81 五 波	北区御津新庄3055	431	309	187	6,761	0867-24-0404
○ 82 磯 崎	南区磯崎町片岡1091	606	473	286	10,099	08636-2-0052
○ 83 追 川 分 校	南区磯崎町追川1094	565	416	252	1,454	08636-2-0568
○ 84 七 区	南区磯崎町北七区61-3	1,144	946	572	11,971	08636-2-0171
○ 85 彦 崎	南区磯崎町彦崎2642	567	477	289	9,790	08636-2-1179
○ 86 建 部	北区建部町富沢366	802	566	343	10,078	0867-22-0073
○ 87 竹 枝	北区建部町吉田1504	776	600	363	4,539	0867-22-0818
○ 88 福 渡	北区建部町川口1302	712	479	290	10,217	0867-22-2111
○ 89 江 西	東区瀬戸町江尻1399-2	692	500	303	13,676	086-952-0033
○ 90 千 福	東区瀬戸町鍛冶屋391	696	526	318	11,769	086-953-0604
計	90箇所		34,482 人		772,630	

イ 市立中学校

学校名(市立)	所在地	施設面積:A (平方メートル)	有効面積:B (平方メートル)	収容人員 (人)	運動場面積 (平方メートル)	電話
○ 1 岡山中央	北区蕃山町8-10	1,481	962	688	7,410	225-0151
▼○ 2 岡北	北区津島東一丁目1-1	1,324	908	550	9,355	252-3256
▼○ 3 京山	北区津島京町一丁目7-1	938	799	484	14,236	254-2797
▼○ 4 石井	北区下伊福上町10-9	1,480	989	599	7,708	253-1155
▼○ 5 桑田	北区東島田町二丁目3-35	1,249	835	506	7,394	224-5836
▼○ 6 岡輝	北区岡町12-17	1,033	619	314	8,540	224-0358
▼○ 7 福浜	南区三浜町二丁目3-26	1,237	1,004	608	8,054	262-1178
▼○ 8 福南	南区築港ひかり町10-35	1,106	792	480	9,151	264-5490
○ 9 芳泉	南区当新田3の1	1,021	768	465	10,641	264-9081
▼○ 10 東山	中区御幸町13-3	1,097	735	445	7,497	272-2168
○ 11 操山	中区国富三丁目11-1	1,256	882	534	5,984	272-2248
○ 12 操南	中区藤崎130-2	1,229	1,030	624	12,615	277-7281
○ 13 富山	中区海吉1462-5	1,099	889	538	13,430	277-2812
○ 14 御南	北区田中581	957	736	446	11,848	241-3357
○ 15 芳田	南区当新田468-1	1,160	921	558	10,272	241-0533
○ 16 光南台	南区飽浦300	865	636	385	13,429	267-2046
○ 17 竜操	中区赤田188-1	959	738	447	12,715	272-9696
○ 18 高島	中区賞田190-1	1,138	916	555	8,546	275-2882
○ 19 旭東	東区大多羅町276	1,227	1,005	609	27,245	943-2644
▼○ 20 西大寺	東区西大寺上一丁目20-60	1,324	1,031	624	21,140	942-3818
○ 21 上南	東区金田722	1,187	748	453	12,562	948-3403
○ 22 山南	東区北幸田509-1	991	800	484	14,300	946-8102
○ 23 中山	北区辛川市場159	821	616	373	18,897	284-0038
○ 24 香和	北区吉宗590	1,103	862	522	15,890	294-2009
○ 25 高松	北区高松原古才30	1,285	821	497	10,827	287-2052
○ 26 吉備	北区庭瀬103	1,274	1,021	618	17,163	293-0003
○ 27 妹尾	南区妹尾1212	1,174	820	496	8,746	282-1144
○ 28 福田	南区山田544-3	900	672	407	16,036	282-0370
○ 29 上道	東区南古部714	964	832	504	13,870	297-2004
○ 30 興除	南区中睦589-4	815	638	386	10,237	298-3034
○ 31 足守	北区大井360	994	777	470	13,355	295-0250
○ 32 藤田	南区藤田400	1,054	660	400	12,775	296-2126
○ 33 岡山後楽館 (中高一貫)	北区天神町9-24 (北区丸の内一丁目2-12 旧内山下小学校 体育館) (新校舎 【仮】北区南方一丁目 3-15: 旧中央北小学校 跡地)	内山下771 新屋体 4,241	内山下542 新屋体2,188	1,654	内山下 7,015 新校舎 12,698	226-7100
○ 34 御津	北区御津宇垣1227	1,415	1,105	669	17,426	0867-24-0541
○ 35 灘崎	南区灘崎町片岡770	1,342	975	590	15,061	08636-2-0073
○ 36 建部	北区建部町建部上734	1,593	849	514	15,679	0867-22-0617
○ 37 瀬戸	東区瀬戸町瀬戸444	1,055	600	363	15,244	086-952-0027
計	37 箇所		19,754 人		453,278	

ウ コミュニティハウス

	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
1	岡山市馬屋下コミュニティハウス	北区大窪415-3	241
2	岡山市平井コミュニティハウス	中区平井三丁目927-1	490
3	岡山市浮田コミュニティハウス	東区上道北方869-5	198
4	岡山市御南コミュニティハウス	北区久米91	200
5	岡山市平津コミュニティハウス	北区横津2211	299
6	岡山市福谷コミュニティハウス	北区東山内541-2	198
7	岡山市弘西コミュニティハウス	北区番町二丁目11-20	213
8	岡山市深紙コミュニティハウス	北区中山下二丁目6-50	199
9	岡山市出石コミュニティハウス	北区幸町10-46	200
10	岡山市大野コミュニティハウス	北区大安寺東町23-21	200
11	岡山市甲浦コミュニティハウス	南区鮎浦413-1	199
12	岡山市小串コミュニティハウス	南区小串2431-1	199
13	岡山市犬島コミュニティハウス	東区犬島328-18	183
14	岡山市鯉山コミュニティハウス	北区吉備津288	199
15	岡山市伊島コミュニティハウス	北区伊島町一丁目9-15	212
16	岡山市南方コミュニティハウス	北区南方一丁目3-7	210
17	岡山市旭竜コミュニティハウス	中区高島一丁目8-5	201
18	岡山市高島コミュニティハウス	中区国府市場117-1	243
19	岡山市古都コミュニティハウス	東区古都宿306	227
20	岡山市朝日コミュニティハウス	東区東片岡4981-3	188
21	岡山市東畦コミュニティハウス	南区東畦815-9	202
22	岡山市岡南コミュニティハウス	北区旭本町1-1	212
23	岡山市滝之口コミュニティハウス	中区西御神201-1	201
24	岡山市御休コミュニティハウス	東区西祖137-4	206
25	岡山市内山下コミュニティハウス	北区表町二丁目4-55	215
26	岡山市鹿岡コミュニティハウス	北区大供表町11-8	215
27	岡山市浦安コミュニティハウス	南区浦安本町98-2	202
28	岡山市豊コミュニティハウス	東区西大寺川口126-2	213
29	岡山市高田コミュニティハウス	北区下高田309-2	203
30	岡山市西大寺南コミュニティハウス	東区金岡東町一丁目11-53	212
31	岡山市箕島コミュニティハウス	南区箕島2325-1	221
32	岡山市曾根コミュニティハウス	南区曾根65-3	210
33	岡山市津島コミュニティハウス	北区津島本町17-8	244
34	岡山市芳田コミュニティハウス	南区新保675-1	199
35	岡山市横井コミュニティハウス	北区田益1575-7	210
36	岡山市庄内コミュニティハウス	北区三手597	230
37	岡山市平島コミュニティハウス	東区東平島1326-1	220
38	岡山市南郷コミュニティハウス	南区並木町二丁目15-1	222
39	岡山市牧石コミュニティハウス	北区玉柏2127-2	221
40	岡山市陵南コミュニティハウス	北区東花尻266-1	219
41	岡山市可知コミュニティハウス	東区可知三丁目1-15	230
42	岡山市旭操コミュニティハウス	中区倉富160-1	225
43	岡山市太伯コミュニティハウス	東区神崎町978-1	225
44	岡山市第一藤田コミュニティハウス	南区藤田92-1	231
45	岡山市三軒屋ふれあい会館	北区半田町7-5	323
46	岡山市開成コミュニティハウス	東区九罿1036-1	222
47	岡山市大宮コミュニティハウス	東区下阿知860	211
48	岡山市福田コミュニティハウス	南区大福501	226
49	岡山市興除コミュニティハウス	南区内尾196-3	221
50	岡山市東山公園集会所	中区御成町15-26	219
51	岡山市西大寺コミュニティハウス	東区西大寺中一丁目4-32	228
52	岡山市雄神コミュニティハウス	東区富崎684-2	229

	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
53	岡山市足守コミュニティハウス	北区下足守1960	214
54	岡山市幸島コミュニティハウス	東区水門町749-8	227
55	岡山市芳泉コミュニティハウス	南区豊成一丁目18-15	247
56	岡山市角山コミュニティハウス	東区才崎394-7	224
57	岡山市政田コミュニティハウス	東区政津1032-3	405
58	岡山市旭東コミュニティハウス	中区小橋町二丁目4-34	249
59	岡山市富山コミュニティハウス	中区福泊321-2	250
60	岡山市馬屋上コミュニティハウス	北区富吉996-5	250
61	岡山市第二藤田コミュニティハウス	南区藤田594-8	248
62	岡山市桃丘コミュニティハウス	北区芳賀5114-89	247
63	岡山市西コミュニティハウス	北区今七丁目16-30	249
64	岡山市財田コミュニティハウス	東区長岡4-101	249
65	岡山市清輝コミュニティハウス	北区清輝本町7-26	247
66	岡山市平福コミュニティハウス	南区三浜町一丁目1-19	276
67	岡山市牧山コミュニティハウス	北区中牧453	203
68	岡山市第三藤田コミュニティハウス	南区藤田1729	
69	岡山市宇甘西地区コミュニティハウス	北区御津紙工2568	152
70	岡山市五城地区コミュニティハウス	北区御津新庄3047-1	496
71	岡山市宇甘東地区コミュニティハウス	北区御津高津1630	292
72	岡山市御津南地区コミュニティハウス	北区御津野々口485	230
73	岡山市金川地区コミュニティハウス	北区御津金川962-1	448

エ 公民館

	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	電話
1	中央公民館	中区小橋町一丁目1-30	1,429	272-7886
2	中央公民館 宇野分館	中区西川原一丁目7-30	139	271-1883
3	中央公民館 三敷分館	中区国富1039-18	165	273-7840
4	中央公民館 竹田分館	中区竹田106-2	149	271-1852
5	中央公民館 浜川原分館	中区浜一丁目3-16	150	273-7735
6	岡南公民館	南区若葉町22-16	915	262-3483
7	岡西公民館	北区下伊福西町1-48	717	253-7581
8	岡西公民館 石井分館	北区昭和町1-5	127	252-7461
9	北公民館	北区津島東一丁目3-14	844	254-4633
10	北公民館 牟佐分館	北区牟佐1013-2	201	電話なし
11	西大寺公民館	東区向州1-1	5,170	942-6252
12	西大寺公民館 中野分館	東区西大寺中野本町2-25	114	942-7685(公衆)
13	西大寺公民館 芳野分館	東区浅越256-1	215	電話なし
14	西大寺公民館 西大寺北分館	東区西大寺北934-6	153	942-5360
15	西大寺公民館 久保東分館	東区河本町29	183	943-7445
16	上南公民館	東区君津636	466	948-3352
17	上南公民館 政田分館	東区升田1-1	148	948-3439
18	上南公民館 金田分館	東区金田1077	43	948-3064(公衆)
19	上道公民館	東区竹原474	1,210	297-2377
20	上道公民館 御休分館	東区一日市250-3	166	297-4901
21	一宮公民館	北区一宮638-1	702	284-6224
22	津高公民館	北区栢谷1677	959	294-4222
23	高松公民館	北区津寺104	680	287-2057
24	高松公民館 加茂分館	北区惣爪622-5	133	287-5141
25	吉備公民館	北区庭瀬416	1,800	293-2170
26	妹尾公民館	南区箕島1026-1	564	282-4747
27	福田公民館	南区古新田1186	1,006	282-3773
28	興除公民館	南区中畦589-1	998	298-2660

	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	電話
29	足守公民館	北区足守718	573	295-1942
30	藤田公民館	南区藤田608	627	296-2185
31	大元公民館	北区大元上町10-31	702	241-8526
32	東公民館	中区高屋344-1	809	271-1911
33	東公民館 乙多見分館	中区乙多見294	139	279-6308
34	南公民館	南区当新田3-1	868	263-7919
35	旭東公民館	東区西大寺松崎310-1	723	943-1154
36	操南公民館	中区藤崎201-4	722	276-7898
37	山南公民館	東区邑久郷688	729	946-8165
38	山南公民館 大宮分館	東区宿毛359-1	185	946-8951
39	福浜公民館	南区福富中一丁目16-22	810	265-4836
40	富山公民館	中区福泊246-1	809	274-0827
41	芳田公民館	南区西市96-1	810	245-0688
42	高島公民館	中区国府市場99-5	788	275-1341
43	京山公民館	北区伊島町二丁目9-38	960	253-8302
44	光南台公民館	南区宮浦1324	881	267-1255
45	光南台公民館 甲浦分館	南区北浦548-1	155	267-3790
46	御南西公民館	北区田中157-110	984	244-1855
47	旭公民館	北区広瀬町3-26	843	224-0515
48	東山公民館	中区平井四丁目13-33	1,092	276-6202
49	岡瀬公民館	北区旭本町157-1	945	222-0855
50	御津公民館	北区御津字垣1629	1,378	0867-24-1441
51	御津公民館 矢原分館	北区御津矢原1196-3	119	0867-24-4525
52	灘崎公民館	南区片岡204	875	08636-2-0408
53	灘崎公民館 追川分館	南区追川873-1	481	08636-2-4020
54	灘崎公民館 西紅陽台分館	南区西紅陽台三丁目1-130	547	08636-2-2227
55	灘崎公民館 川張分館	南区川張468-1	301	08636-2-4888
56	灘崎公民館 彦崎分館	南区彦崎2686	254	08636-2-4321
57	建部町公民館	北区建部町福渡496-1	1,678	0867-22-2212
58	建部町公民館 西原分館	北区建部町西原294-3	135	0867-22-0823
59	瀬戸公民館	東区瀬戸町瀬戸54-1	2,146	086-952-4146
60	瀬戸公民館 玉井分館	東区瀬戸町笹岡1267-1	154	電話なし
61	万富公民館	東区瀬戸町万富257	1,174	086-953-0610

※延床面積はすべてを避難活用できるものではない。

オ その他施設

	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	電話
1	大島自然の家	東区大島119-1	2,320	947-9001
2	ラポート牧山(旧牧山分校)	北区中牧457	598	228-3115
3	旧岡山中央北小学校	北区南方一丁目3-15	916	224-0238
4	西川アイプラザ	北区幸町10-16		234-5877
5	岡山ふれあいセンター	中区桑野715-2	13,200	274-5151
6	西大寺ふれあいセンター	東区西大寺中二丁目16-33	7,300	944-1800
7	北ふれあいセンター	北区谷万成二丁目6-33	7,300	251-6500
8	西ふれあいセンター	南区妹尾880-1	7,300	281-9611
9	南ふれあいセンター	南区福田690-1	7,330	261-7001
10	旧福谷小学校	北区河原1303-1	579	
11	旧大井小学校	北区大井2314	522	
12	宇垣保育園	北区御津宇垣1889		0867-24-2252
13	金川保育園	北区御津金川476		0867-24-2250
14	御津幼稚園	北区御津金川476		0867-24-2253
15	御津南保育園	北区御津国ヶ原1024		0867-24-2144
16	御津スポーツパーク(体育館他)	北区御津高津1566	4,420	0867-24-9191
17	岡山市御津老人福祉センター	北区御津宇垣1227	834	0867-24-3121

	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	電話
18	宇垣コミュニティセンター	北区御津宇垣1850	349	
19	奥迫川公会堂	南区奥迫川1007-4		-
20	茂曾路公会堂	南区迫川704		08636-2-1498
21	宗津公会堂	南区宗津942		08636-2-0679
22	灘崎町町民会館	南区片岡186		08636-2-1600
23	片岡児童館	南区片岡1030-4		08636-2-0145
24	灘崎町老人憩の家(川張)	南区川張468-1		08636-2-4018
25	灘崎町老人憩の家(彦崎)	南区彦崎2907-29		08636-2-4021
26	植松児童館	南区植松397		086-485-2398
27	西高崎公民館	南区西高崎45		08636-2-4103
28	西七区集会所	南区西七区231		08636-2-0167
29	七区児童館	南区北七区61-8		08636-2-4000
30	北七区集会所	南区北七区61-11		08636-2-4015
31	建部上集会所	北区建部町建部上438	20	
32	宮地地区集会所	北区建部町宮地146	50	
33	富沢生活改善センター	北区建部町富沢85-1	20	
34	田地子構造改善センター	北区建部町田地子536	20	
35	久具集会所	北区建部町品田1210	20	
36	品田地区集会所	北区建部町品田	20	
37	桜地区集会所	北区建部町桜1277	20	
38	市場地区集会所	北区建部町市場280	30	
39	建部保育園	北区建部町市場330	60	0867-22-0173
40	福祉交流プラザ建部	北区建部町中田570	60	0867-22-0306
41	建部農村教育文化体育施設	北区建部町中田341-5	120	0867-22-1955
42	西原教育集会所	北区建部町西原294-3	30	0867-22-0823
43	大田活性化センター	北区建部町大田4020	35	
44	旧大田保育園	北区建部町大田1278	30	
45	土師方集会所	北区建部町土師方781-2	20	
46	吉田生活改善センター	北区建部町吉田1022-1	50	0867-22-2092
47	小倉集会所	北区建部町小倉539	20	0867-24-3886
48	福渡第二保育園	北区建部町福渡485-1	30	0867-22-0833
49	北保健センター建部分室	北区建部町福渡487-1	150	0867-22-2611
50	旧福渡高等学校	北区建部町福渡425	300	0867-22-0741
51	ゼンセン中央教育センター	北区建部町福渡1188	200	0867-22-2121
52	川口地区集会所	北区建部町川口622	70	
53	建部町B&G海洋センター	北区建部町川口48	200	0867-22-1661
54	豊楽寺	北区建部町豊楽寺223	30	0867-22-1880
55	志呂神社	北区建部町下神目1818	100	0867-22-1405
56	大蔵集会所	北区建部町和田南3174	20	
57	建部町長尾農村活性化セン	北区建部町和田南4315	30	0867-22-1499
58	角石畝文化振興センター	北区建部町角石畝1195-2	20	
59	旧鶴田幼稚園	北区建部町角石谷1500	40	0867-22-1798
60	三明寺集会所	北区建部町三明寺774-4	20	

	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	電話
61	入野集会所	北区建部町三明寺2425-6	10	
62	西原共同作業所	北区建部町西原337-1		
63	谷上集会所	北区建部町大田821		
64	中村集会所	北区建部町大田2290-1		
65	吉田集会所	北区建部町吉田786-2		
66	川口集会所(名原尾)	北区建部町川口1588-1		
67	川口集会所(原)	北区建部町川口101		
68	川口集会所(寺下)	北区建部町川口395-3		
69	川口集会所(高浜)	北区建部町川口1478-3		
70	川口集会所(野口)	北区建部町川口2331		
71	下神目地区集会所	北区建部町下神目1292-1		
72	下神目下集会所	北区建部町下神目1456-1		
73	下神目上集会所	北区建部町下神目177-4		
74	岡山市鶴田連絡所	北区建部町角石谷2063		
75	角石谷集会所	北区建部町角石谷672-1		
76	角石畝集会所(祝木)	北区建部町角石畝806-1		
77	角石畝集会所(畝東)	北区建部町角石畝431		
78	角石畝集会所(広西)	北区建部町角石畝315-2		
79	笑田集会所	北区建部町和田南1652		
80	平井集会所	北区建部町三明寺1801-1		
81	鶴田集会所(上曲里)	北区建部町鶴田741-2		
82	鶴田集会所(新井)	北区建部町三明寺118		
83	龍淵寺	北区建部町中田62		
84	沖コミュニティハウス	東区瀬戸町沖150	30	086-952-3666
85	二日市公会堂	東区瀬戸町二日市59-1	30	
86	保木コミュニティハウス	東区瀬戸町万富1221	70	086-953-1010
87	多田原コミュニティハウス	東区瀬戸町万富1799	30	
88	千種幼稚園	東区瀬戸町鍛冶屋178-1	50	086-953-1345
89	万富コミュニティハウス	東区瀬戸町万富636-3	100	
90	万富保育園	東区瀬戸町万富639-1	100	086-953-1313
91	大井コミュニティハウス	東区瀬戸町大井160	30	
92	千種老人憩の家	東区瀬戸町鍛冶屋371	30	086-953-1680
93	鍛冶屋コミュニティハウス	東区瀬戸町鍛冶屋734-1	50	086-953-1013
94	宗堂コミュニティハウス	東区瀬戸町宗堂454-3	20	
95	坂根公会堂	東区瀬戸町坂根28-2	20	
96	瀬戸町総合運動公園体育館	東区瀬戸町南方1311	800	086-953-1003
97	弓削コミュニティハウス	東区瀬戸町弓削867-4	30	
98	江尻親和コミュニティハウス	東区瀬戸町江尻1257-1	30	086-952-0344
99	旭ヶ丘コミュニティセンター	東区瀬戸町旭ヶ丘2-1-100	60	086-952-3443
100	肩脊コミュニティハウス	東区瀬戸町肩脊412-2	40	
101	大内公会堂	東区瀬戸町大内1005	40	086-953-2196
102	旧湯瀬保育所大内分所	東区瀬戸町大内1005	30	
103	笹岡コミュニティハウス	東区瀬戸町笹岡614	30	
104	観音寺コミュニティハウス	東区瀬戸町観音寺251-1	20	086-952-2677
105	玉井桜保育園	東区瀬戸町観音寺509	50	086-952-0312
106	宿奥公会堂	東区瀬戸町宿奥368-1	20	
107	菊山公会堂	東区瀬戸町菊山50	20	
108	瀬戸浄化センター	東区瀬戸町江尻980	100	086-952-4500
109	森末コミュニティハウス	東区瀬戸町森末273-1	40	
110	寺地公会堂	東区瀬戸町寺地642-1	25	086-952-4660
111	光明谷コミュニティハウス	東区瀬戸町光明谷364-2	15	
112	瀬戸コミュニティハウス	東区瀬戸町瀬戸231-6	40	086-952-0754
113	瀬戸町健康福祉の館	東区瀬戸町下146-1	600	086-952-2948
114	下公会堂	東区瀬戸町下232	70	
115	江西幼稚園	東区瀬戸町下286-1	80	086-952-1320
116	瀬戸高等学校	東区瀬戸町光明谷316-1	300	086-952-1031
117	瀬戸南高等学校	東区瀬戸町沖88	300	0869-52-0831
118	岡山県消防学校	東区瀬戸町肩脊1170	200	086-952-2111
119	塩納コミュニティハウス	東区瀬戸町塩納776-2	30	
120	山の池集会所	東区瀬戸町塩納1403-1	20	
121	レストパーク管理棟	東区瀬戸町江尻1100	30	086-952-2125
122	山の池集会所	東区瀬戸町塩納1403-1	20	
123	南方コミュニティハウス	東区瀬戸町南方1051	30	
124	江尻コミュニティハウス	東区瀬戸町江尻1895-1	30	
125	かたせ桜保育園	東区瀬戸町旭ヶ丘2-2-80	100	086-952-0044

カ 協定締結による避難所

施設名称	所在地	電話	利用可の施設
学校法人中国学園	岡山市北区庭瀬83	293-1100	敷地、建物の一部
厚生専門学院旭川荘	岡山市北区祇園地先	275-0131	3号館リズム棟
県立岡山芳泉高等学校	岡山市南区当新田51-1	264-2801	敷地、建物の一部
県立西大寺高等学校	岡山市東区西大寺上2-1-17	942-4150	敷地、建物の一部
特別養護老人ホーム幸輝園	岡山市中区国富市場985-1	275-0220	建物の一部
イオ西日本カーパニーショップ岡山店	岡山市南区青江2-7-1	226-2001	駐車場の一部
株式会社トヨカ堂・岡山店	岡山市北区下石井2-10-2	233-1001	駐車場の一部
環太平洋大学・第1キャンパス	岡山市東区瀬戸町観音寺721	086-958-0200	グラウンド、体育館
環太平洋大学・第2キャンパス	岡山市東区矢津2050-13		グラウンド、体育館
両備幸町パーキング	岡山市北区幸町10-110		両備幸町パーキング
里丘（屋上庭園）			里丘（屋上庭園）
アイステージ幸町			1階ロビー
コナミスポーツクラブ岡山		1、2階の一部	
まどか西川緑道公園			2、3、4階の一部
創価学会岡山文化会館	岡山市南区築港栄町31-30	262-9611	旭日講堂
特別養護老人ホーム アダムスホーム	岡山市中区沖元502	274-8550	地域交流広場、屋上広場
マックスバリュ岡山一宮店	岡山市北区橋津574-1	284-9200	駐車場の一部
マックスバリュ奥田南店	岡山市北区奥田南町7-11	235-2733	駐車場の一部
ホームセンターダイキEX岡山	岡山市南区藤田560-236	246-1455	駐車場の一部
P.モール藤田（リョービプラッツ藤田店）	岡山市南区藤田560-209	296-9555	駐車場の一部
国立印刷局岡山工場体育館	岡山市東区西大寺上3-4-7	944-1200	体育館
県立岡山操山高等学校	岡山市中区浜412	272-1241	グラウンド、体育館等
県立岡山朝日高等学校	岡山市中区古京町2-2-21	272-1271	グラウンド、体育館等
県立鳥城高等学校	岡山市北区伊島町3-1-1	251-9755	グラウンド
特別養護老人ホーム おもいやり	岡山市中区平井1260-1	274-5551	建物の一部
特別医療法人万成病院	岡山市北区谷万成1-8-10-5	252-2261	機能回復室(体育館)
創価学会岡山記念会館	岡山市北区新屋敷町1-3-23	241-0381	岡山記念会館
旭川荘研修センターよしい川	岡山市東区西大寺609	275-0131	
老人保健施設 さくら苑	岡山市東区西大寺浜261	943-1707	建物の一部
岡山中学校・岡山高等学校	岡山市南区箕島1500	282-6336	グラウンド、体育館等
天満屋ハッピータウン岡南店	岡山市南区築港新町1丁目18-5	264-6111	駐車場の一部
西大寺グリーンテラス	岡山市東区西大寺南1丁目2-1	943-3680	駐車場の一部

(6) 地区別避難地候補場所

※ 避難地指定については、今後基準に従い精査する。

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地	
旭 本 線 川 以 北 の 地 域 東 の 山 陽 本 線 以 南 の 地 域	牟佐	牟佐保育園 牟佐公園 牟佐スポーツ広場 警察学校	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地	
	高島一丁目・二丁目、 高島新屋敷、 八幡、 八幡東町、 今在家、 中島、 祇園	高島中学校(避)の運動場 旭竜小学校(避)の運動場 八幡公園 高島保育園 旭竜幼稚園 コミュニティハウス 旭竜 高島南公園 高島公園		
	高島新屋敷、 雄町、 湯迫、 国府市場	今在家、 中井、 賞田、		高島小学校(避)の運動場 高島幼稚園 高島公民館 コミュニティハウス 高島
	雄町、 四御神、 土田、 栄	竜之口小学校(避)の運動場 東岡山工業高校の運動場 県立岡山聾学校の運動場 竜之口スポーツ広場 竜之口幼稚園 土田公園 東岡山スポーツ広場 コミュニティハウス 竜之口		
	親東町一丁目・二丁目、 藤原光町一丁目・二丁目・三丁目、 藤原西町一丁目・二丁目、 清水一丁目・二丁目	百間川堤防 藤原北遊園地 藤原中北遊園地 藤原中游園地 藤原中南遊園地 藤原南遊園地		
	高屋、 藤原、 沢田、 赤田、	乙多見、 関、 兼基、 清水		幡多小学校(避)の運動場 竜操中学校(避)の運動場 幡多幼稚園 高屋公園 東公民館
	長岡、 乙多見、 神下、 今谷、 米下	財田小学校(避)の運動場 財田幼稚園の運動場 財田保育園 乙多見保育園 神下保育園 財田児童センター 神下公園 乙多見公園		
	浜一丁目・二丁目・三丁目、 浜、 原尾島一丁目・二丁目・三丁目・ 四丁目、 原尾島、	宇野小学校(避)の運動場 操山中学校(避)の運動場 操山高校の運動場 就実短大の運動場 岡山盲学校の運動場		

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
旭 山 陽 川 本 以 線 東 以 の 南 地 の 城 地 域	国富一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 国富、 西川原一丁目、 西川原、 東川原、 竹田	国富第2公園 住吉公園 宇野幼稚園 三敷幼稚園 宇野保育園 浜保育園 浜川原児童館 中央公民館宇野分室 中央公民館三敷分室 浜川原公園 浜公園 原尾島第1公園 原尾島第2公園 原尾島公園 国富東公園	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
	住吉町一丁目・二丁目、 古京町一丁目・二丁目、 徳吉町一丁目・二丁目、 小橋町一丁目、 門田屋敷一丁目、 国富、 森下町、 御成町、 中納言町	三敷小学校(避)の運動場 朝日高校の運動場 東山公園 国富東公園 住吉町仲よし公園 住吉公園 中央公民館 コミュニティハウス 旭東 コミュニティハウス 東山公園集会所	
	小橋町一丁目・二丁目、 中納言町、 東中島町、西中島町、 門田屋敷五丁目、 門田屋敷本町、 新京橋一丁目・二丁目・三丁目、 御幸町、 旭東町一丁目・二丁目・三丁目、 さくら住座、 桜橋一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 赤坂台、網浜 門田屋敷二丁目・三丁目・四丁目、 門田文化町一丁目・二丁目・三丁目、 門田本町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目 東山一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 赤坂本町、赤坂南新町、 赤坂台、網浜、 奥市、湊 桜橋三丁目・四丁目	旭東小学校(避)の運動場 東山中学校(避)の運動場 さくら住座公園 中島公園 旭東幼稚園 旭東保育園 青年の家 旭東児童センター 新京橋三丁目公園 さくら住座公園 網浜公園 山陽学園の運動場 岡山大学附属小学校の運動場 岡山大学附属中学校の運動場 東山公園 奥市公園 幣立山公園 東山プール併設テニスコート 赤坂南新町公園	
	平井一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目、 倉田、	平井小学校(避)の運動場 山陽学園短大の運動場 平井自由広場 平井幼稚園	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地	
旭山 川陽 本 以 線 東 以南 の 地 域	平井、 湊	平井保育園 コミュニティハウス 平井 湊操南台公園 平井公園 桜ヶ丘公園 平井三丁目公園	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地	
	山崎、 泊、 山、 富、 益、 吉、 倉海湊、	旭操小学校(避)の運動場 操南中学校(避)の運動場 富山小学校(避)の運動場 富山中学校(避)の運動場 旭操幼稚園 富山幼稚園 富山公民館 コミュニティハウス 旭操 コミュニティハウス 富山		
	江崎、 倉田、 倉益、 藤縮	元、 富、 野、 沖倉桑		操南小学校(避)の運動場 操南中学校(避)の運動場 操南幼稚園 操南公民館
	江並、 沖元、 桑野、 藤崎、 新築港	操明小学校(避)の運動場 操明幼稚園 岡山ふれあいセンター 江並公園 桑野公園 桑野スポーツ広場		
旭山 川陽 本 以 線 西 以北 の 地 域	奉還町二丁目・三丁目・四丁目、 富町一丁目・二丁目、 元町、 寿町、 昭和町、 島田本町一丁目・二丁目	石井小学校(避)の運動場 岩井東公園 岩井西公園 富町公園 石井幼稚園	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地	
	伊島町三丁目、 京山一丁目・二丁目、 伊福町一丁目・三丁目・四丁目、 津倉町一丁目・二丁目、 奉還町三丁目・四丁目、 三門東町	伊島小学校(避)の運動場 岡山工業高校の運動場 鳥城高校の運動場 上伊福東公園 上伊福西公園 上伊福北公園 宮裏公園 伊島保育園 京山公民館 コミュニティハウス 伊島		
	清心町、 絵図町、 国体町、 いずみ町	岡山商科大学附属高校の運動場 清心女子大学の運動場 県営総合グラウンド 上伊福東公園 伊島幼稚園		
	奉還町一丁目・二丁目・三丁目、 下伊福町一丁目・二丁目、 西崎一丁目・二丁目、 下伊福本町、 下伊福上町、 下伊福西町、	三門小学校(避)の運動場 石井中学校(避)の運動場 ベル学園高校の運動場 三門幼稚園 三門保育園		

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
旭 山 陽 川 本 以 線 西 以 北 の 地 の 城	高柳東町、 高柳西町	岡西公民館 高柳1号公園 高柳2号公園 西崎公園	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
	三門中町、 三門西町、 葵町、 西崎本町、 岩井一丁目・二丁目、 岩井宮裏、 関西町、 万成東町	関西高校の運動場 巖井保育園 三門児童センター 三門公園 宮裏公園 石井谷公園 番神池公園	
	伊島町一丁目・二丁目・三丁目、 伊福町一丁目・四丁目	伊島小学校(避)の運動場 岡山大学の運動場 烏城高校の運動場 岡山工業高校の運動場 県営総合グラウンド	
	南方一丁目・二丁目・三丁目・ 四丁目・五丁目 絵図町、 清心町、 国体町、 いずみ町、 学南町一丁目	岡山商科大学附属高校 清心女子大学の運動場 県営総合グラウンド 南方公園 南方北公園 南方保育園 コミュニティハウス 南方	
	学南町一丁目・二丁目、 南方四丁目・五丁目、 津島新野一丁目・二丁目、 津島南一丁目・二丁目	岡山商科大学附属高校の運動場 岡山大学の運動場 県営総合グラウンド	
	学南町二丁目・三丁目、 大和町一丁目・二丁目、 津島東一丁目・二丁目・三丁目、 津島中二丁目・三丁目、 津島北一丁目・二丁目・三丁目・ 四丁目、 中井一丁目・二丁目、 三野一丁目	御野小学校(避)の運動場 岡北中学校(避)の運動場 岡山大学の運動場 御野幼稚園 津島保育園 北公民館 北方公園	
	津島東一丁目・二丁目・三丁目、 北方二丁目・三丁目、 三野二丁目・三丁目、 三野本町、 法界院、理大町、半田町、宿、宿本町 原	三野公園 牧石小学校 三野公園	
	津島福居一丁目・二丁目、津島東四丁目、 津島中一丁目・三丁目、津島桑の木町	岡山大学の運動場	
	津島西坂一丁目・二丁目・三丁目、 津島京町一丁目・二丁目・三丁目、 津島福居一丁目、 津島本町、 津島笹ヶ瀬、 谷万成一丁目・二丁目、 伊島北町	津島小学校(避)の運動場 明誠学院高校の運動場 京山中学校(避)の運動場 岡山商科大学の運動場 北ふれあいセンター コミュニティハウス 津島 津島公園	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地	
旭川地域以西の山地	山陽	津島西公園 津島スポーツ広場 京山公園	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地	
	本線	谷万成一丁目・二丁目、 万成東町、 万成西町、 矢坂東町		大倉遊園地 青陵遊園地 北向八幡宮 万成東町公園
	以北	大安寺東町、 大安寺中町、 大安寺西町、 大安寺南一丁目・二丁目、 野殿東町、 野殿西町		大野小学校（遊）の運動場 大野幼稚園 大安寺東町公園 コミュニティハウス 大野
	地域	矢坂本町、 矢坂東町、 矢坂西町、 東野山町、 西野山町		矢坂公園
	以	北長瀬、 北長瀬本町、 日古町、 白石、 花尻		大安寺高校の運動場 大安寺公園
	西	蕃山町、 天神町、 弓之町、 広瀬町、 兵団、 出石町一丁目・二丁目、 番町一丁目・二丁目		岡山中央小学校（遊）の運動場 岡山中央中学校（遊）の運動場 就実学園の運動場 弓之町公園 東中山下公園 西中山下公園 岡山中央幼稚園 番町保育園 旭公民館 コミュニティハウス 弘西
	の	駅前町一丁目・二丁目、 野田屋町一丁目・二丁目、 富田町一丁目・二丁目、 南方一丁目・二丁目・三丁目、 岩田町		旧岡山中央北小学校の運動場 岡山商科大学附属高校の運動場 南方公園 南方北公園 野田屋町公園
	地	本町、 錦町、 幸町、 中央町、 平和町、 磨屋町、 柳町一丁目・二丁目、 田町一丁目・二丁目		下石井公園 東田町公園 下田町公園 西川緑道公園 西川アイブラザ コミュニティハウス 出石
	域	丸の内一丁目・二丁目、 内山下一丁目・二丁目、 石関町、 京橋町		鳥城公園 水の手公園 石山公園
		表町一丁目・二丁目・三丁目、 中山下一丁目・二丁目		東中山下公園 コミュニティハウス 深砥 コミュニティハウス 内山下
		東島田町一丁目・二丁目、 中島田町一丁目・二丁目、 下石井一丁目・二丁目、 厚生町一丁目・二丁目・三丁目、 大供三丁目、 桑田町、		桑田中学校（遊）の運動場 桑田公園 島田東公園

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
旭川国道2号以線の西のバス以東の地域	新屋敷町一丁目・二丁目、 北長瀬、 西島田町、 野田 北長瀬表町一丁目	島田西公園 野田北公園 新屋敷公園 岡山操車場跡地公園（仮称）	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
	東中央町、南中央町、 京町、京橋南町、 天瀬、天瀬南町、 舟橋町、船頭町、 清輝本町、山科町、 二日市町、 新道、下内田町、 岡南町一丁目、 清輝橋一丁目・二丁目・三丁目・ 四丁目 岡町	清輝小学校（避）の運動場 岡輝中学校（避）の運動場 清輝公園 内田第一公園 岡南町公園 二日市公園 清輝保育園 清遊公園 二日市スポーツ広場	
	清輝橋三丁目・三丁目、岡町、 東古松一丁目、鹿田町二丁目 奥田本町、奥田一丁目、	岡輝中学校（避）の運動場	
	奥田一丁目・二丁目、 奥田本町、 奥田南町、 旭町、 旭本町、 岡南町一丁目・二丁目、 神田町一丁目・二丁目、 七日市東町、 七日市西町、 十日市中町	岡南小学校（避）の運動場 岡山南高校の運動場 奥田公園 内田第一公園 二日市公園 岡南幼稚園 岡南保育園 コミュニティハウス 岡南 十日市公園 神田町公園	
	大供一丁目、 鹿田町一丁目・二丁目、 鹿田本町、 春日町、大学町、 南中央町、京町、清輝橋一丁目	市役所構内 大供公園 春日町公園 岡山市保健福祉会館構内	
	大供本町、 大供表町、 大供二丁目、 鹿田本町、 東古松二丁目、 厚生町一丁目・二丁目・三丁目	鹿田小学校（避）の運動場 大供第一公園 大供第二公園 大供第三公園 鹿田幼稚園 鹿田保育園 コミュニティハウス鹿田	
	東古松一丁目・二丁目・三丁目・ 四丁目・五丁目、 東古松、 東古松南町、 奥田西町、 大元駅前、 富田	大元公園 五軒屋公園 宮西公園 天神公園 東古松南町公園 東古松南町第2公園 富田公園	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
旭川2号線以南の地域	旧国道 十日市中町、御舟入町、 浜野一丁目・二丁目・三丁目 青江一丁目・二丁目・三丁目・ 四丁目・五丁目・六丁目、 十日市西町、 豊成一丁目	十日市公園 松寿寺 内宮 新保東公園 青江東公園 青江公園 コミュニティハウス 芳泉 青江3号公園 青江北公園 青江東公園 青江西公園 青江公園 十日市西町公園	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
	浜野三丁目・四丁目、 新福一丁目・二丁目、 豊成一丁目	浜野中央公園 新福三角公園 新福公園	
	豊成一丁目・二丁目・三丁目 青江一丁目・二丁目・三丁目・四丁目 ・五丁目・六丁目、	青江東公園 青江西公園 豊成北公園 豊成南公園	
	新保、 西市	新保南公園 西市京殿公園 芳田公民館 コミュニティハウス 芳田 新保東公園 新保北公園 新保天神公園 新保4号公園 西市公園 西市西公園	
	新屋敷町一丁目・二丁目・三丁目、 野田一丁目・二丁目・三丁目・ 四丁目・五丁目 西古松一丁目・二丁目、 西古松西町、 西古松、 西之町 大元一丁目・二丁目、 大元上町、 上中野一丁目・二丁目、 下中野、 今村	大元小学校（遊）の運動場 西古松東公園 西古松西公園 西古松南公園 上中野東公園 大供西公園 野田公園 新屋敷公園 大元幼稚園 御南公民館 野田北公園 野田三丁目公園 野田四丁目公園 大元中央公園 大元東公園 上中野一丁目公園 上中野二丁目公園 下中野本町公園 下中野野崎公園 西古松南部公園	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
旭 国 道 2 川 号 線 以 南 パ イ ス の 以 北 の 地 域	今 一丁目・二丁目・三丁目	岡山操車場跡地公園（仮称） 大元小学校 大元幼稚園 西小学校 大元中央公園 今一丁目公園 今二丁目公園	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
	今 二丁目・三丁目・四丁目・五丁目	大元小学校 大元幼稚園 西小学校 今幼稚園 大元中央公園 今二丁目公園 中仙道東公園 今五丁目公園	
	今 六丁目・七丁目・八丁目	今幼稚園 今村公園 御南公園 中仙道東公園 平田東公園	
	間屋町	西小学校 今幼稚園 中仙道東公園 中仙道西公園 辰巳西公園	
	中仙道、 西北長瀬、 辰巳、 今村	西小学校（避）の運動場 中仙道西公園 中仙道公園 辰巳南公園	
	田中、 平保、 今米、 久友、 延野	御南中学校（避）の運動場 御南小学校（避）の運動場 コミュニティーハウス 西 辰巳西公園 田中西公園 田中北公園 田中野田1号公園 田中野田2号公園 田中野田3号公園 平田東公園 平田公園	
	福富東一丁目・三丁目、 福富西一丁目・三丁目、 福富中一丁目・二丁目、 洲崎一丁目・二丁目、 福浜西町	福浜小学校（避）の運動場 福富南公園 浜野南公園 福浜幼稚園 福浜公民館	
	福富西町	福浜小学校 浜野南公園	
	福富西一丁目・二丁目・三丁目、 豊成、	青江公園 豊成南公園	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
旭川2号線以西の地域	豊成三丁目、 泉田、 福田	芳田小学校 芳泉小学校ひばり分校 芳田幼稚園 南ふれあいセンター ひばり公園	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
	平福一丁目・二丁目、 福島一丁目・二丁目・三丁目・ 四丁目、 福吉町、 洲崎三丁目、 海岸通一丁目・二丁目	平福小学校(避)の運動場 福島公園 福島南公園 福浜東公園 福浜南公園 平福幼稚園 平福保育園 福島4丁目公園	
	三浜町一丁目・二丁目、 福浜町、 松浜町、 千鳥町、 若菜町、 福成一丁目・二丁目・三丁目	福浜中学校(避)の運動場 松浜公園 福浜南公園 福浜北公園 岡南公民館 福成一丁目公園	
	並木町一丁目・二丁目、 立川町、 築港栄町、 築港元町、 海岸通二丁目	福島小学校(避)の運動場 立川町公園 並木町公園 並木町2号公園 福浜南公園 福島南公園 南輝保育園 コミュニティハウス 南輝 築港栄町公園	
	南輝一丁目・二丁目・三丁目、 並木町二丁目、 あけぼの町、 築港緑町一丁目・二丁目・三丁目、 浦安本町	南輝小学校(避)の運動場 築港新町2号公園 築港新町5号公園 あけぼの公園 並木町公園 並木町2号公園 築港緑町1号公園 築港緑町2号公園	
	築港新町一丁目・二丁目、 築港ひかり町、 築港栄町、 築港緑町一丁目・二丁目・三丁目、	福南中学校(避)の運動場 築港新町東公園 築港新町中央1号公園 築港新町中央2号公園 築港ひかり町第2公園 築港新町中央3号公園 中央卸売市場 築港ひかり町第1公園 築港栄町公園	
	市場一丁目・二丁目	中央卸売市場 福南中学校 築港公園	
	当新田、 泉田、 万倍、	芳田中学校(避)の運動場 芳田小学校(避)の運動場 芳明小学校(避)の運動場	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
旭川以西の地域	新保、 西市、 福田、 米倉、 浦安西町	芳泉中学校（避）の運動場 芳泉高校の運動場 当新田公園 新保天神公園 西市公園 芳泉小学校 芳泉幼稚園 芳明幼稚園 南公民館	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
	浦安本町、 浦安西町、 浦安南町	浦安小学校（避）の運動場 芳泉中学校（避）の運動場 浦安総合公園 浦安幼稚園 コミュニティハウス 浦安	
	郡	（郡総社宮、円蔵寺、三蔵院、 万年寺、向上寺、玉泉寺、 掌善寺） 郡遊園地 郡公園（仮称）	
西大寺地区	西大寺上 一丁目・二丁目・三丁目、 西大寺中 一丁目・二丁目・三丁目、 西大寺南 一丁目・二丁目、 西大寺中野本町、 西大寺中野	西大寺小学校（避）の運動場 西大寺中学校（避）の運動場 西大寺高校の運動場 岡山学芸館高校の運動場 西大寺幼稚園 西大寺保育園 コミュニティハウス 西大寺 西大寺ふれあいセンター 西大寺中央公園	
	西大寺東 一丁目・二丁目・三丁目、 西大寺中 一丁目・二丁目・三丁目、 西大寺上 三丁目、 西大寺南 二丁目、 向洲、西大寺、河本町、 久保	向洲公園 久保児童館 河本町公園 西大寺公民館	
	雄神	雄神小学校 雄神スポーツ広場	
	可知 一丁目・二丁目・三丁目・ 四丁目・五丁目 益野町、 大多羅町、 中川町、 目黒町、 松新町 鉄、藤井	可知小学校（避）の運動場 旭東中学校（避）の運動場 可知幼稚園 可知保育園 コミュニティハウス 可知 大多羅公園	
	富士見町 一丁目、 可知 五丁目、 西大寺松崎、西大寺中野、 松新町、広谷	古都小学校 藤井お宮山公園 芥子山小学校（避）の運動場 芥子山幼稚園 旭東公民館 西大寺松崎公園	
	浅越	芥子山小学校 浅越スポーツパーク 西大寺中学校グラウンド 西大寺高校グラウンド	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
西 大 寺 地 区	西大寺中野、 西大寺南 一丁目、 金岡東町 一丁目・二丁目・三丁目、 金岡西町、 西大寺金岡 金 田	西大寺南小学校（避）の運動場 西大寺南幼稚園 金岡保育園 コミュニティハウス 西大寺南 西大寺南公園	そ の 他 付 近 の 遊 園 地 ・ グ ラ ウ ン ド な ど や 危 険 物 の な い 空 地
	金岡東町 三丁目、 西大寺金岡、 金岡西町、 金 田、 豊 田、 九 幡	開成小学校（避）の運動場 開成幼稚園 コミュニティハウス 開成	
	金岡西町、 金 田、 君 津	上南中学校（避）の運動場 上南公民館 君津公園	
	政 津、 光 津、 升 田、 君 津	政田小学校（避）の運動場 政田幼稚園 上南公民館政田分室 コミュニティハウス 政田	
	西大寺川口、 西大寺射越、 西大寺新地、 西大寺浜、 西大寺五明、 西大寺門前、 長 沼	豊小学校（避）の運動場 角神社 豊幼稚園 豊保育園 コミュニティハウス 豊	
	西大寺新、 乙 子	春日神社	
	神 崎 町、 北 幸 田、 邑 久 郷、 東 幸 西	太伯小学校（避）の運動場 山南中学校 太伯幼稚園 太伯保育園 山南公民館 コミュニティハウス 太伯 高雄公園 山南スポーツ広場 神崎緑地プラザ	
	犬 島	犬島自然の家	
	水 門 町、 南水門町、 正 儀、 東 幸 西、 西 幸 西	幸島小学校（避）の運動場 幸島幼稚園 コミュニティハウス 幸島	
	水 門 町、 南水門町、 邑 久 郷、 東 幸 崎、 幸地崎町、 宿 毛	山南中学校（避）の運動場 宿毛保育園 宿毛児童館 山南公民館大宮分室	
	上 阿 知、 下 阿 知、 宿 毛、 千 手、 西大寺一宮、	大宮小学校（避）の運動場 大宮幼稚園 コミュニティハウス 大宮 西大寺一宮公園	
	東 片 岡、 西 片 岡、 南水門町、 東 幸 崎、 久 々 井、 宝 伝	朝日小学校（避）の運動場 朝日幼稚園 コミュニティハウス 朝日	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
一宮地区	一宮、 一宮山崎、 西辛川、 辛川市場、 尾上、 今岡	中山小学校（避）の運動場 中山中学校（避）の運動場 緑町公園 吉備津彦神社前広場 中山幼稚園 中山保育園 緑保育園 一宮公民館	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
	大松、 尾野、 長谷、 福谷、 横尾、 芳賀	馬屋下小学校（避）の運動場 馬屋下幼稚園 馬屋下児童館 コミュニティーハウス 馬屋下 一宮天神公園 福谷スポーツ広場	
	芳賀、 佐山、 今岡、 檀津、 首部、 一宮山崎、	桃丘小学校（避）の運動場 平津小学校（避）の運動場 中山中学校（避）の運動場 一宮高校の運動場 平津幼稚園 桃丘幼稚園 平津児童館 コミュニティーハウス 平津 今岡公園 佐山1号公園 佐山2号公園 佐山3号公園 芳賀佐山中央公園 芳賀1号公園 芳賀2号公園 芳賀3号公園 芳賀4号公園 芳賀5号公園	
津高地地区	栢谷、 菅野、 高野、 吉宗	野谷小学校（避）の運動場 香和中学校（避）の運動場 野谷幼稚園 野谷保育園 津高公民館 吉宗公園	
	田益、 富原、 津高、 横井上、 津高台 一丁目・二丁目・三丁目・四丁目	横井小学校（避）の運動場 コミュニティーハウス 田益 横井幼稚園 横井保育園 富原保育園 富原児童館 横井公園 田又池公園 津高桃園公園 津高公園 津高白壁池公園 津高1台号公園 津高2台号公園 津高3台号公園	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
津高地地区	田原、 富吉、 目応寺、 三和、 菅野	馬屋上小学校(避)の運動場 馬屋上幼稚園 コミュニティハウス 馬屋上 少年自然の家 日応寺自然の森スポーツ広場	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
足守地区	足守、 下足守、 上土田	足守小学校(避)の運動場 足守幼稚園 足守公民館 近水園	
	大井、 栗井	大井小学校(避)の運動場 足守中学校(避)の運動場 大井保育園 大井児童館 大井公園 玉田公園	
	石妻、上高田、下高田、杉谷、 日近、山上、吉	高田小学校(避)の運動場	
	掛畑、河原、苔山、庄田、 西山内、東山内、間倉、真星	福谷小学校(避)の運動場	
高松地区	高松、高松原古才、 高松稲荷、立田、 平山、大崎、 和井元、大三手、 小津山、門前、 高津塚、福崎、 高松田中、下土田、	庄内小学校(避)の運動場 高松中学校(避)の運動場 高松農業高校の運動場 高松城趾公園 庄内幼稚園 庄内保育園 高松公民館 コミュニティハウス 庄内	
	津加寺、 加茂茂、 惣爪、 新庄上、新庄下	加茂小学校(避)の運動場 加茂幼稚園 高松公民館加茂分室	
	立加田、 加茂茂、 惣爪、 吉備津	鯉山小学校(避)の運動場 鯉山幼稚園 吉備津保育園 コミュニティハウス 鯉山	
吉備地区	花尻、 東花尻、西花尻、 平野、 延友、 花尻みどり町、 花尻ききょう町、 花尻あかね町、 白石、 白石東新町、白石西新町、	陵南小学校(避)の運動場 吉備中学校(避)の運動場 中国短大の運動場 陵南幼稚園 コミュニティハウス 陵南 花尻あかね町公園 花尻ききょう町公園 白石東新町公園	
	庭平瀬、 延野、 川友、 撫川入、 中撫川、	吉備小学校(避)の運動場 吉備東幼稚園 吉備西幼稚園 吉備公民館 撫川城趾公園 撫川公園	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
	大内田、 大納所	庭瀬北公園 塚山公園	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
妹尾地区	妹尾、 大東内	妹尾小学校(避)の運動場 妹尾中学校(避)の運動場 妹尾公園 西ふれあいセンター	
	箕島、 山内尾、 妹尾、 大内田	箕島小学校(避)の運動場 岡山少年院の運動場 妹尾幼稚園 妹尾公民館 コミュニティハウス 箕島 箕島公園	
福田地区	大福、 古新田、 山新田、 妹尾	福田小学校(避)の運動場 福田中学校(避)の運動場 福田幼稚園 福田公民館 コミュニティハウス 福田	
	妹尾崎、 山田、 大内田、 妹尾	福田中学校(避)の運動場	
上	南古都、 竹橋原、 矢井、 東平島、 沼	上道中学校(避)の運動場 小鳥の森グラウンド 平島幼稚園 上道公民館 コミュニティハウス 平島 上道公園	
	沼、 谷尻、 上道北方	浮田小学校(避)の運動場 浮田幼稚園 コミュニティハウス 浮田	
道	東平島、 西平島、 砂場、 浦間、 南古都	平島小学校(避)の運動場	
	吉井、 西祖、 寺山、 榎原、 一日市、 浅川、 矢井、 浦間	御休小学校(避)の運動場 御休幼稚園 コミュニティハウス 御休 上道公民館御休分室	
地区	竹原、 才崎、 内ヶ原、 百枝月	角山小学校(避)の運動場 角山幼稚園 コミュニティハウス 角山	
	城東台東一丁目・二丁目、 城東台西一丁目・二丁目・三丁目、 城東台南一丁目・二丁目	城東台小学校 19号公園 城東台東一丁目公園 城東台東二丁目第1公園 城東台東二丁目第2公園 城東台西一丁目公園 城東台西三丁目公園 城東台南一丁目公園 城東台南二丁目公園	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
興除地区	中内 畦、尾、菅 根	興除小学校（避）の運動場 興除中学校（避）の運動場 興除神社 興除東保育園 興除保育園 興除公民館 コミュニティハウス 興除 内尾公園	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
	曾西 根、畦、藤 田（大曲地区）	曾根小学校（避）の運動場 曾根保育園 興除児童館 コミュニティハウス 曾根	
	東妹 畦、尾、大 福、藤 田（錦地区）	東畦小学校（避）の運動場 東畦保育園 コミュニティハウス 東畦 東畦1号公園 東畦2号公園	
藤田地区	藤 田（大曲、都、都六区、錦地 区）、内 尾、中 畦	第一藤田小学校（避）の運動場 藤田中学校（避）の運動場 藤田神社 藤田地区スポーツ広場：埋立地 都保育園 大曲児童館 藤田公民館 藤田都スポーツ広場 コミュニティハウス 第一藤田	
	藤 田（錦、錦六区地区）、 東 畦	第二藤田小学校（避）の運動場 錦保育園 錦児童館 藤田錦スポーツ広場 藤田錦北公園 藤田錦南公園	
	藤 田（都、都六区、錦、錦六区地 区）	第三藤田小学校（避）の運動場 興陽高校の運動場 六区保育園 藤田六区スポーツ広場	
御津地区	御 津 北野（大坪・大月）、中山、中牧（十谷・湯 須）、吉尾、野々口	大坪公会堂 大月公民館 中山コミュニティハウス 十谷公民館 湯須公会堂 吉尾公民館 御津南コミュニティハウス（避） 小山公会堂 御津南小学校（避）運動場 岡山県運転免許センター	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
御津地区	御津 河内（小田・河内・母谷）、宇垣（山条・原・富谷）	小田公会堂 河内公会堂 母谷公会堂 山条コミュニティハウス 御津小学校（避） 宇垣コミュニティセンター 富谷公会堂 宇垣保育園（避） 御津中学校（避） 御津老人福祉センター（避） 御津文化センター・岡山市立御津図書館	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
	御津 金川、草生、鹿瀬	金川コミュニティハウス（避） 西町公会堂 旭町公会堂 南新町集会所 御津中学校（避） 金川保育園・御津幼稚園（避） 御津公民館（避） 県立岡山御津高等学校	
	御津 下田、高津（管・下畑・大谷）、中泉、宇甘（上村・九谷）	下田公会堂 管公会堂 下畑公会堂 中泉公会堂 宇甘東コミュニティハウス（避） 御津スポーツパーク（避） 上村公会堂 九谷公会堂	
	御津 勝尾、紙工（天満・久保・星原）、虎倉（市場・三谷・大野・宿・鼓田）	勝尾公会堂 天満公会堂 久保公会堂 星原公会堂 宮脇公会堂 宇甘西コミュニティハウス（避） 石原公会堂 市場公会堂 三谷公会堂 大野公会堂 宿公会堂 鼓田生活改善サブセンター	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
御津地区	御津 中畑、石上、矢知、平岡西、新庄（寺部・原・西谷）、伊田（上伊田・下伊田）、矢原（矢原・大園）	中畑公会堂 石上公民館 矢知公会堂 平岡西公民館 寺部公民館 新庄原公民館 西谷公会堂 五城小学校（避） ひかり団地集会所 五城コミュニティハウス（避） 上伊田公民館 酒屋谷公会堂 小林公会堂 下伊田集会所 矢原第一集会所 矢原教養館 矢原消防機庫 矢原公民館	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
	御津 国ヶ原、芳原（田土・大鹿・鍋谷・河瀬）、川高	御津農村環境改善サブセンター 御津南保育園（避） 天津神社 園立寺 大鹿公会堂 鍋谷公民館 川高公民館 大園公会堂	
灘崎地区	灘崎町 奥迫川、迫川	灘崎町公民館迫川分館（避） 灘崎小学校迫川分校（避）運動場 奥迫川公会堂 茂曾路公会堂	
	灘崎町 宗津	宗津公会堂 灘崎町総合福祉センター（ウェルポートなださき） 灘崎中学校（避）運動場	

区分	行政町名	主な避難地候補場所	補充となる避難地
灘 崎 地 区	灘崎町 片岡	灘崎町総合福祉センター（ウエルポートなださき） 灘崎中学校（避）運動場 灘崎小学校（避）運動場 灘崎支所敷地 片岡児童館（避） おかやまファーマーズマーケット サウスヴィレッジ	その他付近の遊園地・グラウンドなどや危険物のない空地
	灘崎町 川張	灘崎小学校（避）運動場 灘崎町公民館川張分館 灘崎町老人憩の家（川張）（避） おかやまファーマーズマーケット サウスヴィレッジ	
	灘崎町 彦崎、植松	彦崎小学校（避）運動場 灘崎町公民館彦崎分館（避） 灘崎町老人憩の家（彦崎）（避） 植松児童館	
	灘崎町 西高崎	西高崎公民館（避） おかやまファーマーズマーケット サウスヴィレッジ	
	灘崎町 西七区、北七区	西七区集会所 七区小学校（避）運動場 七区児童館 北七区集会所	
	灘崎町 西紅陽台	灘崎町公民館西紅陽台分館（避） おかやまファーマーズマーケット サウスヴィレッジ	

【参考基準】

- ① 一次避難地は、歩行距離がおおむね500m以内の範囲に設ける。
- ② 市街地にあつては、おおむね1Km四方に1箇所指定し、可能な限り区域の中央部とする。
- ③ 一次避難地の面積は、おおむね1ha以上を基準とする。（避難住民の数に応じた大きさ）
- ④ 広域避難地は、歩行距離がおおむね2Km以内の範囲に設ける。
- ⑤ 新たに指定する広域避難地の面積は、おおむね10ha以上を基準とする。
- ⑥ 一次避難地から広域避難地への避難路は、おおむね15m以上の幅員があるものを基準とする。
- ⑦ その他安全性、物資供給、情報伝達等の容易性について考慮する。

6 炊き出し施設

(1) 小学校

場 所	炊き出し能力 (人分)	場 所	炊き出し能力 (人分)	場 所	炊き出し能力 (人分)
1 岡山中央	800	29 陵南	800	57 野谷	480
2 清輝	640	30 芳田	1,000	58 横井	640
3 旭東	640	31 芳明	640	59 馬屋上	120
4 伊島	680	32 甲浦		60 庄内	640
5 津島	800	33 三門	800	61 加茂	480
6 石井	640	34 財田	640	62 鯉山	480
7 鹿田	760	35 竜之口	640	63 吉備	1,000
8 大元	640	36 高島	960	64 妹尾	800
9 御野	640	37 幡多	1,200	65 箕島	480
10 三敷	640	38 小串	290	66 福田	800
11 福浜	1,000	39 浦安	640	67 浮田	
12 平福	300	40 古都	480	68 城東台	
13 芳泉	800	41 可知	920	69 平島	640
14 ひばり分校	640	42 芥子山	1,000	70 御休	
15 宇野	880	43 政田	480	71 角山	
16 旭竜	640	44 開成	480	72 興除	
17 岡南	800	45 西大寺	640	73 曾根	290
18 平井	640	46 西大寺南	480	74 東隣	640
19 福島	640	47 雄神	480	75 足守	450
20 南輝	960	48 豊	480	76 大井	90
21 操南	640	49 太伯	480	77 高田	420
22 操明	640	50 幸島	480	78 福谷	260
23 富山	800	51 朝日	480	79 第一藤田	480
24 旭操	800	52 大宮	190	80 第二藤田	480
25 牧石	640	53 中山	800	81 第三藤田	480
26 大野	640	54 馬屋下	480		
27 西	1,000	55 桃丘	480		
28 御南	800	56 平津	640	計	47,870 人分

(2) 中学校

場 所	炊き出し能力 (人分)	場 所	炊き出し能力 (人分)	場 所	炊き出し能力 (人分)
1 岡山中央	640	13 富 山	800	25 高 松	800
2 岡 北	800	14 御 南	800	26 吉 備	1,000
3 京 山	800	15 芳 田	800	27 妹 尾	600
4 石 井	800	16 光南台	640	28 福 田	480
5 桑 田	800	17 菴 操		29 上 道	
6 岡 輝		18 高 島	800	30 興 除	
7 福 浜	1,000	19 旭 東	1,000	31 足 守	520
8 福 南	800	20 西大寺	1,000	32 藤 田	800
9 芳 泉	800	21 上 南			
10 東 山		22 山 南	800		
11 操 山		23 中 山	800		
12 操 南	1,000	24 香 和	800	計	17,640 人分

(3) 給食センター等

場 所	炊 き 出 し 能 力
学 校 給 食 セ ン タ ー	6,000 食/1日
上 道 学 校 給 食 セ ン タ ー	1,700 食/1日
興 除 学 校 給 食 セ ン タ ー	1,300 食/1日
御 津 学 校 給 食 セ ン タ ー	1,600 食/1日
灘 崎 学 校 給 食 セ ン タ ー	2,100 食/1日
鳥 城 高 校	560 食/1日
ろ う 学 校	450 食/1日
盲 学 校	480 食/1日
計	14,190 食/1日

7 医療救護班・後方医療施設

(1) 医療救護班

岡山市医師会	13班	〒703-8278 岡山市中区古京町1丁目1-10 TEL 086-272-3236 FAX 086-272-9181
西大寺医師会	4班	岡山市内医師会連合会 〒703-8278 岡山市中区古京町1丁目1-10 TEL 086-901-0630 FAX 086-901-0631
赤磐医師会	2班	
吉備医師会	2班	
御津医師会	2班	
北児島医師会	2班	
都窪医師会	2班	
市民病院	2班	
計	29班	(1班は医師1名, 看護師2名を基本とする。)

(2) 後方医療施設

(県指定救急告示病院・救急告示診療所等)

病 院 名	住 所	電 話 番 号
岡山大学病院	北区鹿田町二丁目5-1	223-7151
国立病院機構岡山医療センター	北区田益1711-1	294-9911
岡山労災病院	南区築港緑町一丁目10-25	262-0131
総合病院岡山赤十字病院	北区青江二丁目1-1	223-8811
岡山済生会総合病院	北区伊福町一丁目17-18	252-2211
川崎医科大学附属川崎病院	北区中山下二丁目1-80	225-2111
光生病院	北区厚生町三丁目8-35	222-6806
心臓病センター榊原病院	北区丸の内二丁目1-10	225-7111
岡山中央病院	北区伊島北町6-3	252-3221
総合病院岡山協立病院	中区赤坂本町8-10	272-2121
佐藤病院	南区築港栄町2-13	263-6622
セントラルシティ病院	南区築港栄町19-30	264-3111
いしま病院	北区伊島町二丁目1-32	255-0111
重井医学研究所附属病院	南区山田2117	282-5311
竜操整形外科病院	中区藤原21-1	273-1233
岡山旭東病院	中区倉田567-1	276-3231
岡山西大寺病院	東区西大寺中野本町8-41	943-2211
岡村一心堂病院	東区西大寺南二丁目1-7	942-9900
川崎医科大学附属病院	倉敷市松島577	086-462-1111
総合病院岡山市立市民病院	北区天瀬6-10	225-3171
岡山市立せのお病院	南区妹尾850	282-1211
岡山市立金川病院	北区御津金川123	0867-24-0546
岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院	北区建部町福渡1000	0867-22-0525

診 療 所 名	住 所	電 話 番 号
山谷医院	北区吉宗429-3	294-2987
岡山東部脳神経外科岡山クリニック	北区牟佐96-1	229-1188
岩藤胃腸科外科歯科クリニック	東区瀬戸町沖343	086-962-1166
岡山東部脳神経外科東備クリニック	東区瀬戸町光明谷203-1	086-952-5252

8 社会福祉施設等

(1) 社会福祉施設

施設区分	施設名	所在地	経営主体	電話	定員	備考
救護施設	浦安荘	岡山市南区浦安本町209	社会福祉法人	263-9201		
医療保護施設	岡山済生会総合病院	岡山市北区伊福町一丁目17-18	社会福祉法人	252-2211		
医療保護施設	岡山博愛会病院	岡山市御幸町4-25	社会福祉法人	272-1108		
医療保護施設	岡山博愛会病院	岡山市中区門田屋敷一丁目9-37	社会福祉法人	272-1109		
障害者支援施設	のぞみ寮	岡山市北区平田407	社会福祉法人	805-3800	40	入所通所
障害者支援施設	かえで寮	岡山市北区平田407	社会福祉法人	805-3802	50	
障害者支援施設	わかば寮	岡山市北区平田407	社会福祉法人	805-3804	45	入所通所
障害者支援施設	竜ノ口寮	岡山市北区祇園866	社会福祉法人	275-3216	120	重度通所
障害者支援施設	吉備ワークホーム	岡山市北区祇園866	社会福祉法人	275-2486	50	重度通所
点字出版施設	岡山ライトハウス点字出版所	岡山市北区今一丁目7-25	社会福祉法人	241-4226	—	
視聴覚障害者情報提供施設	岡山県聴覚障害者センター	岡山市北区南方二丁目13-1	岡山県	224-0221	—	
視聴覚障害者情報提供施設	岡山県視覚障害者センター	岡山市北区西古松268-1	岡山県	244-1121	—	
障害者支援施設	いづみ寮	岡山市北区祇園866	社会福祉法人	275-1816	96	内重度62 12通所
障害福祉サービス事業所	わかば青年寮	岡山市北区祇園866	社会福祉法人	275-1826	30	通所
障害者支援施設	愛育寮	岡山市北区祇園866	社会福祉法人	275-4644	82	内重度60 14通所
障害者支援施設	ももぞの育成園	岡山市北区粟井2786-2	社会福祉法人	299-0623	50	内重度30
障害者支援施設	ひゅうまん	岡山市中区赤坂南新町6-1	社会福祉法人	272-0625	80	内重度50
知的障害者更生施設	岡星寮	岡山市中区原尾島四丁目17-37	社会福祉法人	272-1072	40	内重度20
障害者支援施設	泉の園	岡山市南区浦安本町190	社会福祉法人	264-2882	50	内重度30
知的障害者更生施設	桑野フレンドリーハウス	岡山市中区桑野715-2	社会福祉法人	274-5160	35	通所
障害福祉サービス事業所	エスポアールスター	岡山市北区福谷53	社会福祉法人	284-8090	20	通所
障害者支援施設	ももぞの福祉園	岡山市北区粟井2778-4	社会福祉法人	299-0630	40	入所通所
知的障害者授産施設	みどり授産センター	岡山市北区祇園866	社会福祉法人	275-2074	30	通所
知的障害者授産施設	桑野ワークプラザ	岡山市中区桑野715-2	社会福祉法人	274-5159	20	通所
障害福祉サービス事業所	エスポアールワーク	岡山市北区福谷53	社会福祉法人	284-8004	30	通所
知的障害者授産施設	わくわくワーク	岡山市北区一宮339-6	社会福祉法人	286-0951	30	通所
障害福祉サービス事業所	ぎおんハイツ	岡山市北区祇園866	社会福祉法人	275-5697	20	
知的障害者グループホーム	グループホーム小林	岡山市北区粟井2566-2	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	グループホーム安井	岡山市中区西川原25-3	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	半田町グループホーム	岡山市北区半田町3-3	社会福祉法人		4	

施設区分	施設名	所在地	経営主体	電話	定員	備考
知的障害者グループホーム	関グループホーム	岡山市中区関168-14	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	赤田グループホーム	岡山市中区赤田50-6	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	高島グループホーム	岡山市中区国府市場34-5	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	江並ハイツ1号棟	岡山市中区江並130-2	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	あおぼホーム田中	岡山市北区田中166-107	岡山県		4	
知的障害者グループホーム	共同ホーム	岡山市北区佐山2101-15	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	弘心寮たんぼぼ	岡山市中区新京橋一丁目4-1	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	グループホーム大井	岡山市北区大井2179-1	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	わくわくホーム	岡山市北区花尻あかね町6-112	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	グリーンハウスあおぼ	岡山市東区富士見町一丁目5-3	岡山県		4	
知的障害者グループホーム	グループホーム泉	岡山市南区福富西二丁目29-26	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	半田町第2グループホーム	岡山市北区半田町四丁目56-3	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	ばれっと	岡山市北区津島西坂二丁目4-27	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	グループホーム リバーサイド	岡山市北区粟井905	社会福祉法人		4	
知的障害者グループホーム	上ノ原グループホーム	岡山市北区中原230	社会福祉法人		6	
知的障害者グループホーム	中ノ原グループホーム	岡山市北区中原460	社会福祉法人		4	
地域活動支援センター	地域サポートセンター 仲よし	岡山市北区広瀬町10-9	社会福祉法人	223-1181	20	
地域活動支援センター	地域活動支援センター旭川荘	岡山市北区祇園866	社会福祉法人	275-4518	20	
地域活動支援センター	ひらた旭川荘地域活動支援センター	岡山市北区平田407	社会福祉法人	245-7361	20	
地域活動支援センター	泉寿の里デイサービスセンター	北区三門中町1-2	社会福祉法人	214-0800	35	
地域活動支援センター	デイサービスセンター桃園	北区間屋町27-104-101	株式会社	242-2366	10	
地域活動支援センター	北ふれあい地域活動支援センター	北区谷方成二丁目6-33	財団法人	251-6503	15	
地域活動支援センター	ねこの手みつきらめき	北区御津河内934	NPO法人	0867-24-4232	5	
地域活動支援センター	くわのみどりの家	中区桑野715-2	社会福祉法人	274-5155	30	
地域活動支援センター	デイサービスセンター つばさ	中区御成町10-5	有限会社	270-0745	15	
地域活動支援センター	西大寺ふれあい地域活動支援センター	東区西大寺中二丁目16-33	財団法人	944-1824	15	
地域活動支援センター	地域生活支援センター三世庵	東区瀬戸町南方205-4	有限会社	086-963-9155	10	
地域活動支援センター	デイホーム 麦のほっ！ シーザル	南区西市100-5	NPO法人	805-2880	15	
地域活動支援センター	デイサービスセンター プルミエ岡山	南区北浦100	社会福祉法人	267-2323	10	
地域活動支援センター	西ふれあい地域活動支援センター	南区妹尾880-1	財団法人	281-9613	15	
地域活動支援センター	南ふれあい地域活動支援センター	南区福田690-1	財団法人	261-7039	15	
地域活動支援センター	特定非営利活動法人 ぽそこんハウス	北区南方二丁目12-13	NPO法人	221-4363	13	

施設区分	施設名	所在地	経営主体	電話	定員	備考
地域活動支援センター	津高生活交流センター	北区横井上1932	NPO 法人	294-6077	15	
地域活動支援センター	わくわく祇園作業所	中区祇園40	社会福祉法人	275-3345	19	
地域活動支援センター	サポートハウス実来	南区藤田564-213	NPO 法人	296-3778	20	
養護老人ホーム	報恩積善会	岡山市北区津島笹ヶ瀬9-8	社会福祉法人	252-0471	70	
養護老人ホーム	友楽園	岡山市中区平井四丁目13-33	岡山市	200-0611	50	
養護老人ホーム	松風園	岡山市北区高松1006	岡山市	287-2105	50	
養護老人ホーム	会場の里	岡山市東区久保205-1	岡山市	944-2600	80	
ケアハウス	パラジェネシス	岡山市南区東睦768	社会福祉法人	281-5111	52	
ケアハウス	ゆうステイ岡山	岡山市北区新庄上545-1	社会福祉法人	287-5880	23	
ケアハウス	パラジェネシスII	岡山市南区藤田1732-2	社会福祉法人	296-7211	50	
ケアハウス	かがやき	岡山市中区乙多見148	社会福祉法人	278-6500	30	
ケアハウス	アミティ瀬戸内	岡山市南区北浦100	社会福祉法人	267-2323	60	
ケアハウス	アネックス・ハモニカ	岡山市東区浅川520-9	社会福祉法人	297-6656	20	
ケアハウス	サンライフ・カドタ	岡山市中区門田屋敷四丁目5-13	社会福祉法人	273-1123	60	
ケアハウス	あしもり	岡山市北区下足守46	社会福祉法人	295-9800	50	
ケアハウス	やよいの里	岡山市北区国体町3-12	社会福祉法人	252-2222	67	
ケアハウス	あかね	岡山市東区吉原222	社会福祉法人	944-2197	50	
ケアハウス	茶山亭	岡山市北区横津429-1	社会福祉法人	284-8765	60	
ケアハウス	あじさい	岡山市南区浦安本町182-1	社会福祉法人	261-2996	38	
ケアハウス	阿知の里	岡山市東区下阿知1180	社会福祉法人	946-1165	15	
ケアハウス	恵園	岡山市中区今谷789-1	社会福祉法人	274-7710	30	
ケアハウス	うららか	岡山市南区福富東一丁目7-43	社会福祉法人	263-7000	30	
ケアハウス	ヴィラマスカット	岡山市北区菅野4291-3	社会福祉法人	294-6300	50	
ケアハウス	旭が丘	岡山市北区万成東町2-28	社会福祉法人	252-5050	50	
ケアハウス	夕なぎ苑	岡山市東区宿毛745-1	社会福祉法人	946-2606	50	
ケアハウス	ロータス桑野	岡山市中区桑野486-12	社会福祉法人	276-9801	50	
特別養護老人ホーム	旭川敬老園	岡山市中区祇園地先	社会福祉法人	275-4349	110	
特別養護老人ホーム	アダムスホーム	岡山市中区御幸町4-25	社会福祉法人	272-6788	122	
特別養護老人ホーム	幸輝園	岡山市中区国府市場985-1	社会福祉法人	275-0220	66	
特別養護老人ホーム	憩いの丘	岡山市北区日近1807	社会福祉法人	295-1155	120	
特別養護老人ホーム	健生園	岡山市東区吉原231	社会福祉法人	943-1701	80	
特別養護老人ホーム	恵風荘	岡山市中区今谷770-1	社会福祉法人	277-0761	80	

施設区分	施設名	所在地	経営主体	電話	定員	備考
特別養護老人ホーム	若宮園	岡山市南区箕島3566-1	社会福祉法人	281-0862	100	
特別養護老人ホーム	津高寮	岡山市北区津高436-1	社会福祉法人	252-1100	80	
特別養護老人ホーム	あさひ園	岡山市北区旭本町6-20	社会福祉法人	225-1171	50	
特別養護老人ホーム	愛光苑	岡山市南区浦安本町81-2	社会福祉法人	265-0877	50	
特別養護老人ホーム	上道荘	岡山市東区中尾1036	社会福祉法人	297-3725	50	
特別養護老人ホーム	足守荘	岡山市北区下足守1898	社会福祉法人	295-1800	50	
特別養護老人ホーム	ブルミエ岡山	岡山市南区北浦100	社会福祉法人	267-2323	50	
特別養護老人ホーム	ハモニカ	岡山市東区浅川520-9	社会福祉法人	297-6656	50	
特別養護老人ホーム	共生苑	岡山市南区東畦768	社会福祉法人	281-6866	50	
特別養護老人ホーム	岡山シルバーセンター	岡山市北区新庄上545-1	社会福祉法人	287-5111	50	
特別養護老人ホーム	さわらび苑	岡山市北区平野1005-9	社会福祉法人	293-7733	50	
特別養護老人ホーム	みなみがた荘	岡山市北区国体町3-12	社会福祉法人	252-2222	60	
特別養護老人ホーム	阿知の里	岡山市東区下阿知1180	社会福祉法人	946-1165	50	
特別養護老人ホーム	うららか	岡山市南区福富東一丁目7-43	社会福祉法人	263-7000	50	
特別養護老人ホーム	旭が丘	岡山市北区万成東町2-28	社会福祉法人	252-5050	50	
軽費老人ホーム	かしお園	岡山市北区粟井2200	岡山県	295-0248	60	
軽費老人ホーム	平井サンホーム	岡山市中区平井1094-4	岡山市	276-2870	50	
有料老人ホーム	岡山吉備荘	岡山市北区西花尻1325-1	財団法人	293-2255	86	
有料老人ホーム	ベネッセホームくらら大元	岡山市北区今二丁目4-5	民間団体	805-0865	44	
有料老人ホーム	コミュニティーホーム アミュー西大寺	岡山市東区松新町41-3	民間団体	944-6633	30	
老人デイサービスセンター	幸輝園デイサービスセンター	岡山市中区乙多見148	社会福祉法人	278-2323	—	
老人デイサービスセンター	若宮園デイサービスセンター	岡山市東区箕島3566-1	社会福祉法人	281-0862	—	
老人デイサービスセンター	津高寮デイサービスセンター	岡山市北区津高436-1	社会福祉法人	252-1100	—	
老人デイサービスセンター	恵風荘デイサービスセンター	岡山市中区今谷770-1	社会福祉法人	277-0761	—	
老人デイサービスセンター	徳生園デイサービスセンター	岡山市東区吉原231	社会福祉法人	943-1701	—	
老人デイサービスセンター	愛光苑デイサービスセンター	岡山市南区浦安本町81	社会福祉法人	265-0877	—	
老人デイサービスセンター	上道荘デイサービスセンター	岡山市東区中尾1030	社会福祉法人	297-3725	—	
老人デイサービスセンター	足守荘デイサービスセンター	岡山市北区下足守1898	社会福祉法人	295-1800	—	
老人デイサービスセンター	岡山ふれあい デイサービスセンター	岡山市中区桑野715-2	岡山市	274-5153	—	
老人デイサービスセンター	西大寺ふれあい デイサービスセンター	岡山市東区西大寺中二丁目16-33	岡山市	944-1809	—	
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター 敬老園	岡山市中区祇園地先	社会福祉法人	275-7511	—	
老人デイサービスセンター	共生苑 デイサービスセンター	岡山市南区東畦768	社会福祉法人	281-6866	—	

施設区分	施設名	所在地	経営主体	電話	定員	備考
老人デイサービスセンター	岡山シルバー デイサービスセンター	岡山市北区新庄上545-1	社会福祉 法人	287-5111	—	
老人デイサービスセンター	さわらび苑 デイサービスセンター	岡山市北区平野1005-9	社会福祉 法人	293-7733	—	
老人デイサービスセンター	顔いの丘 デイサービスセンター	岡山市北区日近1807	社会福祉 法人	295-2211	—	
老人デイサービスセンター	ハモニカ デイサービスセンター	岡山市東区浅川520-9	社会福祉 法人	297-6656	—	
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター プルミエ岡山	岡山市南区北浦100	社会福祉 法人	267-2323	—	
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター カドタ	岡山市中区門田屋敷四丁目 5-13	社会福祉 法人	273-1123	—	
老人デイサービスセンター	岡山市会陽の里 デイサービスセンター	岡山市東区久保205-1	岡山市	944-2700	—	
老人デイサービスセンター	岡山市西市 デイサービスセンター	岡山市南区西市123-1	岡山市	246-6851	—	
老人デイサービスセンター	みなみがた荘 デイサービスセンター	岡山市北区国体町3-12	社会福祉 法人	252-2222	—	
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター ふるさと	岡山市南区浦安本町182-1	社会福祉 法人	261-2996	—	
老人デイサービスセンター	北ふれあい デイサービスセンター	岡山市北区谷万成二丁目6- 33	岡山市	251-6502	—	
老人デイサービスセンター	西ふれあい デイサービスセンター	岡山市南区妹尾880-1	岡山市	281-9615	—	
老人デイサービスセンター	南ふれあい デイサービスセンター	岡山市南区福田690-1	岡山市	261-7039	—	
老人デイサービスセンター	あさひ園 デイサービスセンター	岡山市北区旭木町6-20	社会福祉 法人	225-1171	—	
老人デイサービスセンター	ハモニカ デイサービスセンター	岡山市東区浅川520-9	社会福祉 法人	297-6656	—	
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター 阿知の里	岡山市東区下阿知1180	社会福祉 法人	946-1165	—	
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター うららか	岡山市南区福富東一丁目7- 43	社会福祉 法人	263-7000	—	
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター 旭が丘	岡山市北区万成東町2-28	社会福祉 法人	252-5050	—	
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター 海の見える家	岡山市南区小串1195-5	社会福祉 法人	269-9333	—	
老人デイサービスセンター	高島デイサービスセンター	岡山市中区国府市場985-1	社会福祉 法人	275-0307	—	
老人デイサービスセンター	生き活き館 デイサービスセンター	岡山市北区春日町9-5	社会福祉 法人	801-7905	—	
老人デイサービスセンター	友楽園 デイサービスセンター	岡山市中区平井四丁目13-33	財団法人	200-0520	—	
老人保健施設	若宮老人保健センター	岡山市南区箕島3566-1		281-0861	100	
老人保健施設	恵風苑	岡山市中区今谷770-1		276-1980	180	
老人保健施設	やすらぎ	岡山市南区築港栄町2-13		263-6623	50	
老人保健施設	すこやか苑	岡山市北区橋津310-1		284-1276	149	
老人保健施設	岡山リハビリテーション ホーム	岡山市北区谷万成一丁目6-5		252-2261	85	
老人保健施設	南岡山ナーシングホーム	岡山市南区東畦772-10		281-2522	140	
老人保健施設	藤崎苑	岡山市中区藤崎463		274-4121	92	
老人保健施設	あいの里リハビリ苑	岡山市南区大福950-6		281-6626	99	
老人保健施設	日立養力センター	岡山市東区吉原247-1		944-1177	100	
老人保健施設	さくら苑リハビリセンター	岡山市東区西大寺浜261		944-2266	80	

施設区分	施設名	所在地	経営主体	電話	定員	備考
老人保健施設	ももたろう リハビリセンター	岡山市北区下足守1850-2		295-9111	50	
老人保健施設	光生リハビリ苑	岡山市北区厚生町三丁目8-35		222-2711	50	
老人保健施設	夕なぎケアセンター	岡山市東区宿毛745-1		946-2600	80	
老人保健施設	古都の森	岡山市東区古都南方2815-1		278-4600	80	
老人保健施設	マスカット苑	岡山市北区菅野4281-1		294-1123	60	
老人保健施設	なでしこ苑	岡山市北区国体町3-12		252-2222	80	
老人保健施設	高松アクティブホーム	岡山市北区立田587		287-9888	80	
老人憩の家	興除園	岡山市南区内尾491	岡山市	298-2900	—	
老人憩の家	松尾園	岡山市北区松尾893	岡山市	284-3946	—	
老人憩の家	都六区老人憩の家	岡山市南区藤田1170	岡山市	296-4206	—	
老人憩の家	都老人憩の家	岡山市南区藤田349	岡山市	296-2993	—	
老人憩の家	錦六区老人憩の家	岡山市南区藤田1944	岡山市	296-4281	—	
老人憩の家	雄神老人憩の家	岡山市東区西大寺富隣728-5	岡山市	943-7692 (児童館)	—	
老人憩の家	大井老人憩の家	岡山市北区大井2381	岡山市	295-0915 (児童館)	—	
老人憩の家	富原老人憩の家	岡山市北区富原1140	岡山市	254-9727 (児童館)	—	
老人憩の家	財田老人憩の家	岡山市中区神下535	岡山市	279-6393	—	
老人憩の家	清輝老人憩の家	岡山市北区新道2-1	岡山市	225-6124	—	
老人憩の家	岩井老人憩の家	岡山市北区岩井二丁目6-46	岡山市	254-1992	—	
老人憩の家	宿毛老人憩の家	岡山市東区宿毛359-14	岡山市	946-1543	—	
婦人保護施設	県立総合社会福祉センター (婦人保護施設)	岡山市北区平田407	岡山県	243-3711	8	
助産施設	岡山市民病院	岡山市北区天瀬6-10	岡山市	225-3171	20	
助産施設	岡山博爱会産院	岡山市中区門田屋敷一丁目9-37	社会福祉 法人	(休止中)	6	
助産施設	岡山協立病院	岡山市中区赤坂本町8-10	岡山医療 生活協同 組合	272-2121	4	
助産施設	岡山済生会総合病院	岡山市北区伊福町一丁目17-18	社会福祉 法人	252-2211	5	
助産施設	岡山労災病院	岡山市南区築港緑町一丁目10-25	労働福祉 事業団	262-0131	4	
乳児院	聖園乳児院	岡山市清北区輝橋三丁目7-9	社会福祉 法人	224-8348	40	
乳児院	旭川乳児院	岡山市中区祇園地先	社会福祉 法人	275-4308	50	
母子生活支援施設	仁愛館	岡山市北区清輝橋三丁目8-20	岡山市	223-9895	20	
児童養護施設	若松園	岡山市中区海吉206	社会福祉 法人	277-2261	70	
児童養護施設	聖園子供の家	岡山市北区天神町6-34	社会福祉 法人	222-4806	59	
児童養護施設	南野育成園	岡山市北区中仙道231	社会福祉 法人	241-8018	64	

施設区分	施設名	所在地	経営主体	電話	定員	備考
児童養護施設	善隣館	岡山市中区西川原176	岡山市	272-2798	25	
児童養護施設	新天地育児院	岡山市中区門田本町四丁目2-30	社会福祉法人	272-1353	50	
知的障害児施設	旭川学園	岡山市中区祇園地先	社会福祉法人	275-4647	111	内重度60
知的障害児施設	ももぞの学園	岡山市規約粟井2789	社会福祉法人	299-0621	49	内重度20
知的障害児施設	わかくさ学園	岡山市北区平田407	社会福祉法人	805-3800	60	内重度23
知的障害児通園施設	みどり学園	岡山市北区中原664-1先	社会福祉法人	275-2119	30	
難聴幼児通園施設	岡山かなりや学園	岡山市北区西古松321-102	社会福祉法人	241-1415	50	
肢体不自由児施設	旭川療育園	岡山市北区祇園866	社会福祉法人	275-1881	50 36 50	入所 重度 通所
情緒障害児短期治療施設	津島児童学園	岡山市北区いずみ町3-12	岡山県	252-2186	50	暫定
教護院	成徳学校	岡山市中区平井二丁目2672	岡山県	272-1268	90	
重症心身障害児施設	旭川児童院	岡山市北区祇園866	社会福祉法人	275-1951 ~1953	237	
重症心身障害児施設	睦学園	岡山市北区祇園866	社会福祉法人	275-1881	100	
障害児通園(デイサービス)施設	くわのみどりの家	岡山市中区桑野715-2	社会福祉法人	274-5155	30	
障害児通園(デイサービス)施設	バンビの家	岡山市北区祇園866	社会福祉法人	275-0834	30	
保育所	旭東保育園	岡山市中区網浜785	岡山市	272-0771	128	
保育所	清輝保育園	岡山市北区新道47-5	岡山市	223-4017	120	
保育所	宇野保育園	岡山市中区西川原351-12	岡山市	272-2472	70	
保育所	甲浦保育園	岡山市南区鮑浦322-2	岡山市	267-2051	110	
保育所	小串保育園	岡山市南区小串3480	岡山市	269-2029	30	
保育所	南輝保育園	岡山市南区並木町二丁目22-8	岡山市	262-0922	140	
保育所	三門保育園	岡山市北区下伊瀬西町5-60	岡山市	252-1509	128	
保育所	平井保育園	岡山市中区平井五丁目2-25	岡山市	271-0066	120	
保育所	岡南保育園	岡山市北区七日市西町1-14	岡山市	223-9879	128	
保育所	鹿田保育園	岡山市北区大供表町8-29	岡山市	222-7518	180	
保育所	番町保育園	岡山市北区番町一丁目14-9	岡山市	223-7640	60	
保育所	伊島保育園	岡山市北区伊島町二丁目13-35	岡山市	252-0479	70	
保育所	高島保育園	岡山市中区高島一丁目5-7	岡山市	275-1266	180	
保育所	津島保育園	岡山市北区津島東一丁目4-3	岡山市	252-5782	90	
保育所	財田保育園	岡山市中区长岡101-13	岡山市	279-1466	120	
保育所	浜保育園	岡山市中区浜一丁目14-4	岡山市	272-3841	120	
保育所	南方保育園	岡山市北区南方一丁目3-30	岡山市	222-2182	250	

施設区分	施設名	所在地	经营主体	電話	定員	備考
保育所	巖井保育園	岡山市北区関西町11-8	岡山市	254-1160	120	
保育所	乙多見保育園	岡山市中区乙多見334-2	岡山市	278-2761	80	
保育所	牟佐保育園	岡山市北区牟佐822-2	岡山市	229-3130	90	
保育所	神下保育園	岡山市中区神下525	岡山市	279-3574	70	
保育所	平福保育園	岡山市南区洲崎三丁目3-23	岡山市	263-4460	150	
保育所	西大寺保育園	岡山市東区西大寺上一丁目1-30	岡山市	942-2498	180	
保育所	太伯保育園	岡山市東区神崎町22-1	岡山市	946-8067	90	
保育所	豊保育園	岡山市東区西大寺川口124-2	岡山市	942-3228	80	
保育所	金岡保育園	岡山市東区金岡東町一丁目7-19	岡山市	942-4501	90	
保育所	可知保育園	岡山市東区可知四丁目23-5	岡山市	942-4011	70	
保育所	宿毛保育園	岡山市東区宿毛823-9	岡山市	946-1385	60	
保育所	中山保育園	岡山市北区一宮638-3	岡山市	284-0158	90	
保育所	緑保育園	岡山市北区一宮125	岡山市	284-0267	98	
保育所	野谷保育園	岡山市北区栢谷1724-3	岡山市	294-3610	60	
保育所	横井保育園	岡山市北区横井上190-1	岡山市	294-2112	70	
保育所	富原保育園	岡山市北区富原1148	岡山市	254-1871	60	
保育所	庄内保育園	岡山市北区三手233-1	岡山市	287-2392	100	
保育所	吉備津保育園	岡山市北区吉備津276-2	岡山市	287-5241	60	
保育所	曾根保育園	岡山市南区曾根170-2	岡山市	298-3349	80	
保育所	興除保育園	岡山市南区中畦645-11	岡山市	298-3348	120	
保育所	東畦保育園	岡山市南区東畦758-2	岡山市	282-0608	110	
保育所	興除東保育園	岡山市南区内尾440-2	岡山市	282-0688	90	
保育所	大井保育園	岡山市北区大井407-1	岡山市	295-0268	60	
保育所	都保育園	岡山市南区藤田349-7	岡山市	296-2186	100	
保育所	錦保育園	岡山市南区藤田610-11	岡山市	296-2433	150	
保育所	六区保育園	岡山市南区藤田1729-1	岡山市	296-2313	100	
保育所	弘西保育園	岡山市北区弓之町9-2	社会福祉法人	222-8490	90	
保育所	なかよし保育園	岡山市北区島田本町一丁目4-41	社会福祉法人	253-0249	180	
保育所	牧石保育園	岡山市北区玉柏2203-1	社会福祉法人	228-0631	45	
保育所	岡山博愛会保育園	岡山市中区御幸町1-25	社会福祉法人	272-0160	60	
保育所	三友保育園	岡山市中区門田屋敷一丁目9-31	宗教法人	272-1786	175	
保育所	若草保育園	岡山市北区富町二丁目14-9	社会福祉法人	253-0249	180	

施設区分	施設名	所在地	経営主体	電話	定員	備考
保育所	しろばら保育園	岡山市南区新保417-1	社会福祉法人	223-7637	90	
保育所	岡山協立保育園	岡山市中区赤坂本町11-40	社会福祉法人	272-4111	60	
保育所	からたち保育園	岡山市北区奥田南町1-18	社会福祉法人	224-7369	150	
保育所	さつき保育園	岡山市南区泉田402-3	社会福祉法人	241-6524	150	
保育所	橋今保育園	岡山市北区今三丁目2-9	社会福祉法人	241-2722	180	
保育所	たちばな上中野保育園	岡山市北区上中野二丁目3-10	財団法人	241-0378	180	
保育所	白鳩保育園	岡山市南区福富中二丁目4-1	社会福祉法人	262-3432	120	
保育所	高島第一保育園	岡山市中区中井75	財団法人	275-1755	250	
保育所	富山保育園	岡山市中区福泊138-2	社会福祉法人	277-7662	90	
保育所	白菊保育園	岡山市中区湊296-1	社会福祉法人	277-7609	180	
保育所	みどり町保育園	岡山市南区築港緑町一丁目1-7	社会福祉法人	262-3300	230	
保育所	竜之口保育園	岡山市中区国府市場721-2	社会福祉法人	279-4318	90	
保育所	弓之町乳児保育園	岡山市北区弓之町8-2	社会福祉法人	222-7583	60	
保育所	朝日保育園	岡山市中区兼基247	社会福祉法人	278-1881	90	
保育所	あゆみ保育園	岡山市北区津島西坂二丁目9-36	社会福祉法人	254-2714	90	
保育所	緑南保育園	岡山市中区江崎577-1	社会福祉法人	277-3431	120	
保育所	富田保育園	岡山市北区富田74	社会福祉法人	223-0872	120	
保育所	蓮昌寺保育園	岡山市北区田町一丁目4-12	社会福祉法人	222-4580	90	
保育所	かわい保育園	岡山市南区福田605-2	社会福祉法人	264-8633	210	
保育所	旭川保育園	岡山市中区赤田88	社会福祉法人	272-6525	150	
保育所	宝島保育園	岡山市北区北長瀬本町27-2	社会福祉法人	254-6888	90	
保育所	順正保育園	岡山市北区半田町8-2	社会福祉法人	228-1507	60	
保育所	めぐみ保育園	岡山市東区久保408-1	社会福祉法人	942-5263	90	
保育所	益野保育園	岡山市東区可知三丁目7-21	財団法人	942-4382	120	
保育所	くまの子保育園	岡山市東区西大寺松崎302-1	社会福祉法人	942-5968	150	
保育所	ちとせ保育園	岡山市東区益野町40	社会福祉法人	942-8145	180	
保育所	桃太郎保育園	岡山市東区橋原431-5	社会福祉法人	297-2271	150	
保育所	のぞみ花の子保育園	岡山市東区中尾192-1	社会福祉法人	279-5750	180	
保育所	妹尾保育園	岡山市南区妹尾1368-1	社会福祉法人	282-1106	220	
保育所	福田保育園	岡山市南区妹尾3518	社会福祉法人	282-2625	200	
保育所	箕島保育園	岡山市南区箕島2413-1	社会福祉法人	282-0823	120	

施設区分	施設名	所在地	経営主体	電話	定員	備考
保育所	吉備保育園	岡山市北区平野1071-1	社会福祉法人	293-7575	150	
保育所	白ゆり保育園	岡山市北区辛川市場321-1	社会福祉法人	284-4272	150	
保育所	第二白ゆり保育園	岡山市北区椿津881-2	社会福祉法人	284-5224	120	
保育所	第二すみれ保育園	岡山市北区下足守1545-1	社会福祉法人	295-2000	120	
保育所	大福保育園	岡山市南区大福760-2	社会福祉法人	282-3700	120	
保育所	第二吉備保育園	岡山市北区庭瀬1032-1	社会福祉法人	293-7777	90	
保育所	岡北保育園	岡山市北区津島東二丁目2-20	社会福祉法人	252-1683	90	
保育所	ちどり保育園	岡山市南区千鳥町7-7	社会福祉法人	264-5915	200	
保育所	みかど貴ッズ保育園	岡山市北区三門西町7-8	財団法人	252-9936	90	
保育所	さくら保育園	岡山市北区横井上1556-4	社会福祉法人	294-3065	90	
保育所	ゆりかご保育園	岡山市中区倉田688-3	社会福祉法人	277-8700	90	
保育所	めぐみ第二保育園	岡山市東区久保411-1	社会福祉法人	944-4316	30	
保育所	ふたば保育園	岡山市北区平田122-102	社会福祉法人	805-1313	90	
保育所	御南保育園	岡山市北区今保247-1	社会福祉法人	244-6100	150	
保育所	御南保育園(分園)	岡山市北区田中165-103	社会福祉法人	244-6111		
保育所	共生保育園	岡山市北区幸町10-40	社団法人	803-3232	120	
保育所	カナダ保育園	岡山市東区金田1127-1	社会福祉法人	948-2777	60	
保育所	深抵保育園	岡山市北区中山下二丁目7-46	社会福祉法人	234-4150	150	
保育所	第二さくら保育園	岡山市北区富原3700-1	社会福祉法人	253-1900	60	
保育所	城東チャルドセンター	岡山市中区長利194-1	社会福祉法人	278-8500	90	
保育所	たんぼぼ保育園	岡山市東区光津840-1	社会福祉法人	948-9377	80	
保育所	御津南保育園	岡山市北区御津国ヶ原1024	岡山市	(0867)24-2144	70	
保育所	宇垣保育園	岡山市北区御津宇垣1889	岡山市	(0867)24-2252	45	
保育所	金川保育園	岡山市北区御津金川476	岡山市	(0867)24-2250	80	
保育所	建部保育園	岡山市北区建部町市場330	岡山市	(0867)22-0173	80	
保育所	福渡保育園	岡山市北区建部町川口1526-1	岡山市	(0867)22-0172	45	
保育所	福渡第二保育園	岡山市北区建部町福渡485-1	岡山市	(0867)22-0833	30	
保育所	竹枝保育園	岡山市北区建部町土師方343-1	岡山市	(0867)22-0837	30	
保育所	万富保育園	岡山市東区瀬戸町万富639-1	岡山市	953-1313	120	
保育所	瀬戸桜保育園	岡山市東区瀬戸町下133	社会福祉法人	952-0448	120	
保育所	玉井桜保育園	岡山市東区瀬戸町観音寺509	社会福祉法人	952-0312	45	
保育所	かたせ桜保育園	岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘2-2-80	社会福祉法人	952-0044	70	

施設区分	施設名	所在地	経営主体	電話	定員	備考
保育所	彦崎保育園	岡山市南区灘崎町彦崎2570-1	岡山市	(08636)2-1078	150	
保育所	七区保育園	岡山市南区灘崎町西七区231	岡山市	(08636)2-0107	60	
保育所	灘崎保育園	岡山市南区灘崎町片岡188	岡山市	(08636)2-0950	120	
保育所	紅陽台ちどり保育園	岡山市南区灘崎町西紅陽台3-1-116	社会福祉法人	(08636)2-2241	200	
児童厚生施設	泉立児童会館	岡山市北区伊島町三丁目1-2	財団法人	252-3282	—	
児童厚生施設	小松ヶ丘児童館	岡山市北区三門西町7-8	個人	252-5668	—	
児童厚生施設	埴児童会館	岡山市中区藤原光町三丁目4-1	個人	272-2367	—	
児童厚生施設	馬屋下児童館	岡山市北区大窪49-5	岡山市	284-0408	—	
児童厚生施設	興除児童館	岡山市南区曾根347-1	岡山市	298-2501	—	
児童厚生施設	平津児童館	岡山市北区横津2168	岡山市	284-0348	—	
児童厚生施設	清輝児童センター	岡山市北区新道2-20	岡山市	225-6124	—	
児童厚生施設	旭東児童センター	岡山市中区旭東町二丁目2-12	岡山市	272-8902	—	
児童厚生施設	浜川原児童館	岡山市中区浜一丁目3-16	岡山市	272-4997	—	
児童厚生施設	錦児童館	岡山市南区藤田724-128	岡山市	296-2994	—	
児童厚生施設	蓮昌寺児童館	岡山市北区田町一丁目4-12	宗教法人	222-4680	—	
児童厚生施設	大曲児童館	岡山市南区藤田92-1	岡山市	296-2992	—	
児童厚生施設	宿毛児童館	岡山市東区宿毛628	岡山市	946-1475	—	
児童厚生施設	富原児童館	岡山市北区富原1140	岡山市	254-9727	—	
児童厚生施設	財田児童センター	岡山市中区神下535	岡山市	279-6393	—	
児童厚生施設	久保東児童館	岡山市東区河本町3	岡山市	942-8031	—	
児童厚生施設	大井児童館	岡山市北区大井2382-1	岡山市	295-0915	—	
児童厚生施設	三門児童センター	岡山市北区三門西町6-32	岡山市	254-9775	—	
児童厚生施設	ふれあい児童館	岡山市中区桑野715-2	市ふれあい公社	274-5156	—	
児童厚生施設	西大寺ふれあい児童館	岡山市東区西大寺中二丁目16-33	市ふれあい公社	944-1800	—	
児童厚生施設	西ふれあい児童館	岡山市南区妹尾880-1	市ふれあい公社	281-9611	—	
児童厚生施設	南ふれあい児童館	岡山市南区福田690-1	市ふれあい公社	261-7001	—	
児童厚生施設	北ふれあい児童館	岡山市北区谷万成二丁目6-33	市ふれあい公社	251-6500	—	

(2) その他の施設

施設区分	施設名	所在地	経営主体	電話	定員	備考
福祉交流プラザ	福祉交流プラザ三友	岡山市北区岩井二丁目4-1	岡山市	254-1992	—	
福祉交流プラザ	福祉交流プラザ富原	岡山市北区富原1149	岡山市	254-2009	—	
福祉交流プラザ	福祉交流プラザさいでん	岡山市中区神下133-3	岡山市	279-2753	—	
福祉交流プラザ	福祉交流プラザ雄神	岡山市東区富崎728-1	岡山市	943-7692	—	
福祉交流プラザ	福祉交流プラザ岡輝	岡山市北区新道57-7	岡山市	225-3352	—	
福祉交流プラザ	福祉交流プラザ大井	岡山市北区大井2383-1	岡山市	295-2140	—	
福祉交流プラザ	福祉交流プラザうの	岡山市中区浜一丁目3-16	岡山市	273-4572	—	
福祉交流プラザ	福祉交流プラザ山南	岡山市東区宿毛628	岡山市	946-1543	—	
福祉交流プラザ	福祉交流プラザ旭東	岡山市中区網浜837-4	岡山市	273-4280	—	
授産施設	(財)鳥城彫協会	岡山市北区天神町5-1	財団法人	225-4561	55	
痴呆性高齢者グループホーム	コスモス	岡山市北区田中109-112	社会福祉法人	246-1333	9	
痴呆性高齢者グループホーム	海の見える家	岡山市南区小串827-10	社会福祉法人	269-2022	9	
痴呆性高齢者グループホーム	ももたろうの里 なかよし苑	岡山市北区下足守2182	医療法人	295-9222	9	
痴呆性高齢者グループホーム	矢坂本陣	岡山市北区矢坂東町3-12	医療法人	255-8573	9	
痴呆性高齢者グループホーム	はなみずき	岡山市中区祇園地先	社会福祉法人	275-8739	6	
痴呆性高齢者グループホーム	足守荘	岡山市北区下足守1898	社会福祉法人	295-1800	9	
痴呆性高齢者グループホーム	めぐみの家	岡山市中区今谷770-1	社会福祉法人	274-3018	9	
痴呆性高齢者グループホーム	アミーユ大福	岡山市南区大福672	民間団体	282-7761	27	
痴呆性高齢者グループホーム	ひまわり	岡山市南区藤田578-3	社会福祉法人	296-4838	9	
痴呆性高齢者グループホーム	カトレア	岡山市中区平井一丁目1789-1	民間団体	270-8808	9	
痴呆性高齢者グループホーム	まほろば	岡山市東区中尾1036	社会福祉法人	297-3007	9	
痴呆性高齢者グループホーム	ベネッセホーム くらは門田屋敷	岡山市中区門田屋敷三丁目5-20	民間団体	270-8065	9	
痴呆性高齢者グループホーム	矢坂本陣II	岡山市北区矢坂東町3-18	医療法人	282-7761	27	
痴呆性高齢者グループホーム	若宮園	岡山市南区美島3566-1	社会福祉法人	281-0861	9	
痴呆性高齢者グループホーム	マスカット	岡山市北区菅野4281-1	医療法人	294-1123	9	
痴呆性高齢者グループホーム	夕なぎの家	岡山市東区宿毛745-1	社会福祉法人	946-2607	9	
痴呆性高齢者グループホーム	シルバーピアーズ	岡山市北区門前389	民間団体	905-0020	18	
痴呆性高齢者グループホーム	自悠のいえ	岡山市北区原1241	民間団体	228-9888	9	
痴呆性高齢者グループホーム	カーサ・ハモニカ	岡山市東区浅川520-17	社会福祉法人	297-6658	18	
痴呆性高齢者グループホーム	講講グループホーム	岡山市北区神田町二丁目8-32	民間団体	223-1433	27	

施設区分	施設名	所在地	経営主体	電話	定員	備考
痴呆性高齢者グループホーム	こうぼく	岡山市北区法界院4-10-1	医療法人	214-2200	8	
痴呆性高齢者グループホーム	もろびと	岡山市南区箕島2900-1	民間団体	282-3744	9	
痴呆性高齢者グループホーム	らるご	岡山市中区今谷152	民間団体	379-1122	9	
高齢者生活福祉センター	海に見える家	岡山市南区小串1195-9	社会福祉法人	269-9333	12	
高齢者生活福祉センター	生き生き館	岡山市北区春日町9-5	社会福祉法人	801-7905	5	

9 墓地等

(1) 墓地

名 称	位 置
岡山市笠井山霊園	岡山市北区畑船22番地の7ほか
〃 網浜墓地	岡山市中区網浜1418番地ほか
〃 門田墓地	岡山市中区門田1238番地ほか
〃 平井墓地	岡山市中区平井2576番地ほか
〃 国富墓地	岡山市中区国富315番地ほか
〃 原尾島墓地	岡山市中区原尾島491番地ほか
〃 豊成墓地	岡山市南区豊成302番地ほか
〃 津島墓地	岡山市北区津島本町2847番地ほか
〃 上伊福墓地	岡山市北区京山二丁目1727番地
〃 巖井墓地	岡山市北区三門東町1864番地ほか
〃 湊墓地	岡山市中区湊1343番地ほか
〃 円山墓地	岡山市中区円山244番地ほか
〃 海吉墓地	岡山市中区海吉1253番地ほか
〃 小串墓地	岡山市南区小串2555番地ほか
〃 阿津墓地	岡山市南区阿津1646番地ほか
〃 沢田墓地	岡山市中区沢田528番地ほか
〃 中原墓地	岡山市北区中原534番地の2ほか
〃 今保墓地	岡山市北区今保619番地の3
〃 富崎第1墓地	岡山市東区富崎505番地ほか
〃 富崎第2墓地	岡山市東区富崎475番地の2
〃 富崎第3墓地	岡山市東区富崎476番地
〃 西辛川墓地	岡山市北区西辛川1073番地ほか
〃 八幡後墓地	岡山市北区西花尻1066番地ほか
〃 西畦墓地	岡山市南区西畦329番地ほか
〃 曾根墓地	岡山市南区曾根730番地ほか
〃 中畦墓地	岡山市南区中畦849番地
〃 内尾墓地	岡山市南区内尾371番地の1ほか
〃 東畦墓地	岡山市南区東畦234番地ほか
〃 吉備津墓地	岡山市北区吉備津1596番地ほか
〃 大曲墓地	岡山市南区藤田40番地の2ほか
〃 都墓地	岡山市南区藤田452番地の6ほか
〃 錦墓地	岡山市南区藤田551番地の7ほか
〃 六区墓地	岡山市南区藤田1645番地
〃 上道墓園	岡山市東区草ヶ部1195番地ほか
〃 一日市墓地	岡山市東区一日市591番地3
〃 大井墓地	岡山市北区大井2853番地4ほか
〃 今谷墓地	岡山市中区今谷288番地の1ほか
〃 惣爪墓地	岡山市北区惣爪618番地の1ほか

(2) 火葬場

名 称	位 置
岡山市東山斎場	岡山市中区門田本町二丁目4番1号
# 西大寺斎場	# 東区富崎474番地

(3) 葬儀社

生活衛生班は、遺族による埋葬が困難な場合、次の業者によって処理する。

No.	会 社 名	住 所	電 話 番 号	郵便番号
1	備 公 益 社	北区鹿田町一丁目6-15	(086) 231-6181	700-0914
2	備 岡 葬	中区平井五丁目7-60	(086) 272-7211	703-0282
3	備 花 萬	北区番町一丁目1-10	(086) 222-2849	700-0811
4	トモエ葬祭	北区奥田南町6-53	(086) 224-7131	700-0934
5	備 安 東 葬 祭	南区泉田400-13	(086) 241-1970	700-0944
6	備 セレマ(玉泉院)	北区富田420-6	(086) 232-4444	700-0936
7	備 三 誠 堂	南区三浜町一丁目11-6	(086) 263-2533	702-8036
8	山 陽 典 礼 備	南区古新田1233	(086) 281-1188	701-0203
9	備 東 部 典 礼	東区富士見町一丁目28-1	(086) 943-8788	704-8184
10	共 同 葬 祭	北区野田二丁目-10-13	(086) 243-8551	700-0971
11	備 い の う え	中区平井1329-1	(086) 274-1000	703-8282
12	冠婚葬祭こころの会備	南区豊成二丁目11-5	(086) 261-0556	700-0942
13	瀬戸内ファーム 備	北区庭瀬968-29	(086) 293-1302	701-0153
14	石 田 葬 祭	中区長岡260	(086) 279-0030	703-8221
15	備 和 気 葬 儀 社	和気郡和気町衣笠899	(0869) 93-1030	709-0441
16	備 備 前 屋	瀬戸内市邑久町尾張549-3	(0869) 22-1335	701-4221
17	総 社 花 萬 備	総社市中央二丁目11-28	(0866) 92-0125	719-1131
18	備 天 寿	総社市総社一丁目9-2	(0866) 94-0399	719-1126
19	JA岡山足守支所(協同)	北区大井2386-1	(086) 295-0111	701-1462
20	JA岡山高松支所(協同)	北区高松141-1	(086) 287-6671	701-1335
21	JA岡山上道支所(協同)	東区南古都21	(086) 297-3711	709-0632
22	JA岡山御津支所(協同)	北区御津金川344-13	(0867) 24-0511	709-2133
23	JA岡山建部支所(協同)	北区建部町福渡804-6	(0867) 22-0531	709-3111
24	岡山冠婚葬祭互助会	北区田町二丁目4-1	(086) 233-1813	700-0825
25	トモエ葬祭西大寺店	東区西大寺中野501-8	(086) 942-2494	704-8191
26	颯 正 美 装 備	東区西大寺五明633	(086) 944-0088	704-8124
27	セ レ モ ニ ー 白 蓮	北区十日市西町2-33	(086) 273-4822	703-0856
28	花 輪 屋	瀬戸内市長船町長船1220-3	(0869) 66-8765	701-4271
29	八 葬 祭	備前市浦伊部157-8	(0869) 64-1577	705-0002
30	瀬 戸 花 萬	東区瀬戸町瀬戸600	(08696) 2-0317	709-0861
31	藤 原 瑞 雲 堂	北区西辛川656-1	(086) 284-3133	701-1213
32	あかいわ農業協同組合	赤磐市下市110	(086) 956-0001	709-0816
33	JA岡山西大寺やすらぎ	東区西大寺中野377-1	(086) 944-2800	704-8191
34	法 要 庵	中区平井一丁目13-2	(086) 272-9411	703-8282
35	セ ル ム	総社市清音日因1423-6	(0866) 92-6745	719-1100
36	不 二 装 飾	倉敷市平田254-5	(086) 422-3069	710-0003
37	モ タ ニ	倉敷市玉島阿賀崎1319	(0865) 26-8700	713-8121
38	花 兆 葬 祭	和気郡和気町衣笠939-3	(0869) 92-0512	709-0441

10 清掃防疫施設・設備等

(1) じん芥処理施設

ア 焼却施設

施設名	住所	処理能力
東部クリーンセンター	岡山市東区西大寺新地453-5	450t/24H
岡南環境センター	〃 南区豊成一丁目4-1	220t/24H
当新田環境センター	〃 南区当新田486-1	300t/24H

イ 埋立処分施設

施設名	住所	埋立容量
山上最終処分場	岡山市北区山上152	450,000 m ³

(2) し尿処理施設

施設名	処理能力
一宮浄化センター	300(250) kl/日
旭西浄化センター	110 kl/日
神崎衛生施設組合	180(115.2) kl/日
備南衛生施設組合	80(49.7) kl/日
旭川中部衛生施設組合	42(14) kl/日
当新田浄化センター	70 kl/日
犬島浄化センター	0.35 kl/日

注：()内は岡山市が施設に投入できる量を示す。

(3) 感染症指定医療機関

施設名	住所	電話番号	病床数
総合病院岡山市立市民病院	岡山市北区天瀬6-10	225-3171	6

(4) し尿収集業者

業者名	住所	電話番号
㈱レコルテ	八晃営業所	岡山市南区当新田444-7
	イオス営業所	〃 南区当新田444-7
	衛生営業所	〃 南区当新田443-1
	岡北営業所	〃 北区原1534-2
(有) 西大寺清掃事業所	〃 東区西大寺中野775-1	942-2700
(有) 吉美	〃 北区大内田1367-1	293-1052
(株) 高松清掃	〃 北区高松784-1	287-2588
妹尾産業(有)	〃 南区箕島1306-26	282-0521
追川清掃(有)	〃 南区西高崎62	08636-2-3828
(有) 御津衛生センター	〃 北区御津宇垣1762-2	0867-24-1184
キョクトウ(有)	〃 東区瀬戸町瀬戸646	(0869)52-0384

(5) 防疫対策協力団体

名 称	会 長	住 所	電 話 番 号
岡山市環境衛生連合協議会	小 山 亮 一	岡山市北区鹿田町一丁目1-1保健管理課内	803-1000 内線5767

- 方針
- 1 健康で明るい家庭，清潔で住みよい町づくりを推進する。
 - 2 地区衛生組織の充実と活動の強化を図る。
 - 3 地区衛生組織の指導者を育成し，質的向上を図る。
 - 4 環境衛生改善活動等の優良組織，個人の表彰を行う。
 - 5 各協会（県協，学区協，地区協）と協調し幅広い公衆衛生活動を推進する。

(6) 防疫資機材保有状況

小型四輪貨物自動車	1 台	保健管理課	
軽四輪貨物車	4 台	〃	
動力噴霧機	4 台	〃	
二兼機	24 台	〃	} 支所にも配置
肩掛噴霧器	7 台	〃	
ジェットフォッグ	17 台	〃	
スウィングフォッグ	18 台	〃	
薬剤（DDVP，ザーテル，アルシット）		〃	

両

11 幼年・少年消防クラブ、婦人防火クラブ

(1) 幼年消防クラブ

平成 22 年 4 月 1 日現在

No.	名 称	会 長	クラブ員	結成年月日
1	第二すみれ保育園幼年消防クラブ	川 田 敏 幸	42	昭和60年 5月 8日
2	弘西保育園幼年消防クラブ	金 田 典 子	46	昭和60年 5月21日
3	さつき保育園幼年消防クラブ	市 原 泰 彦	66	昭和60年 6月 7日
4	ちどり保育園幼年消防クラブ	赤 井 和 子	97	昭和60年 6月18日
5	なかよし保育園幼年消防クラブ	浜 崎 俊 子	64	昭和60年 7月12日
6	順正保育園幼年消防クラブ	塩 見 優 子	23	昭和60年 7月19日
7	妹尾保育園幼年消防クラブ	有 吉 和 孝	117	昭和60年 9月 6日
8	ちとせ保育園幼年消防クラブ	山 口 哲 史	95	昭和60年 9月26日
9	桃太郎保育園幼年消防クラブ	岡 田 秀 子	72	昭和60年10月 2日
10	富山保育園幼年消防クラブ	山 本 直 子	50	昭和60年11月21日
11	白菊保育園幼年消防クラブ	永 井 八重子	97	昭和61年11月22日
12	竜ノ口保育園幼年消防クラブ	高 山 学	52	昭和61年12月20日
13	朝日保育園幼年消防クラブ	景 山 律 子	33	昭和61年12月22日
14	からたち保育園幼年消防クラブ	渡 辺 則 子	77	昭和62年 6月27日
15	宝島保育園幼年消防クラブ	秋 山 功	34	昭和62年11月11日
16	福田保育園幼年消防クラブ	同 前 隆 志	93	昭和62年11月17日
17	若草保育園幼年消防クラブ	河 田 孝 美	70	昭和63年 9月10日
18	牧石保育園幼年消防クラブ	高 田 みどり	17	平成 3年 6月21日
19	めぐみ保育園幼年消防クラブ	小 村 治 子	54	平成 6年 7月22日
20	カナダ保育園幼年消防クラブ	奥 川 順 子	35	平成16年 3月13日
21	岡北保育園幼年消防クラブ	平 野 典 子	60	平成16年 4月10日
22	紅葉台ちどり保育園幼年消防クラブ	同 前 文 恵	104	平成 1年10月17日
23	瀬戸桜保育園幼年消防クラブ	小 坂 實	54	昭和61年11月27日
24	玉井桜保育園幼年消防クラブ	伊 東 宏 二	24	平成17年 3月 4日
25	かたせ桜保育園幼年消防クラブ	谷 本 昭 彦	38	平成17年 6月21日
計	25 クラブ		1,514	

(2) 少年消防クラブ

平成 22 年 4 月 1 日現在

No.	名 称	指導者代表	クラブ員	結成年月日
1	南輝少年消防クラブ	鳥谷 千尋	54	昭和56年11月28日
2	青葉団地少年消防クラブ	藤原 正之	8	昭和59年 4月15日
3	高屋少年消防クラブ	長 汐 良熊	46	昭和59年 6月17日
4	海吉出村少年消防クラブ	島崎 典子	46	昭和60年 6月23日
5	高松稲荷少年消防クラブ	秋山 雅一	16	昭和60年 7月23日
6	福谷少年消防クラブ	河田 恵子	33	昭和60年12月 8日
7	大曲少年消防クラブ	渡 辺 潤	10	昭和61年 8月10日
8	都少年消防クラブ	柴田 直美	98	昭和63年 8月28日
9	前土田少年消防クラブ	岡部 秀人	45	平成元年12月10日
10	花尻少年消防クラブ	神崎 聡子	38	平成 2年10月28日
11	錦少年消防クラブ	小野 精士	50	平成 3年 4月27日
12	大岩少年消防クラブ	中村 潤子	26	平成 3年 6月30日
13	太伯少年消防クラブ	尾崎 忍	38	平成 4年11月14日
14	可知少年消防クラブ	大矢野 聡子	35	平成 6年10月22日
15	城東台少年消防クラブ	吉田 勝則	16	平成 8年 7月21日
16	富田少年消防クラブ	名木田 広一	22	平成16年 7月19日
17	観音寺少年消防クラブ	石原 純美	7	昭和55年 9月 6日
18	鍛冶屋少年消防クラブ	國定 睦子	18	昭和61年12月 1日
19	千種少年消防クラブ	片岡 光	129	昭和56年11月20日
20	江西錦少年消防クラブ	岡本 宏子	285	平成12年10月 1日
21	浦安少年消防クラブ	別府 佳子	23	平成19年 7月22日
22	第三藤田少年消防クラブ	大橋 孝	6	平成20年 7月20日
計	22 クラブ		1,049	

(3) 婦人防火クラブ

平成 22 年 4 月 1 日現在

No.	名 称	会 長	クラブ員	結成年月日
1	宮浦婦人防火クラブ	安田 香苗	16	昭和45年 3月 5日
2	鯉山婦人防火クラブ	青木 喜代子	149	昭和45年 5月28日
3	光輝町内会婦人消防クラブ	小川 博美	8	昭和48年 7月 1日
4	益野婦人防火クラブ	山口 茂子	40	昭和55年 8月10日
5	福谷学区婦人防火クラブ	河田 久恵	54	昭和56年 4月30日
6	足守学区婦人防火クラブ	酒井 恵子	47	昭和56年 5月16日
7	大井学区婦人防火クラブ	岩月 志津子	55	昭和56年 6月22日
8	日近婦人防火クラブ	服部 登美子	43	昭和56年 6月28日
9	岩田婦人防火クラブ	原見 寿子	34	昭和56年 6月28日
10	庄内学区婦人防火クラブ	萩原 節子	48	昭和56年 7月12日
11	野谷学区婦人防火クラブ	森 道子	65	昭和57年11月25日
12	三幡婦人防火クラブ	成 本 千代子	58	昭和57年12月 1日
13	馬屋上学区婦人防火クラブ	渡 邊 由香	33	昭和57年12月 4日
14	三野婦人防火クラブ	水口 美智子	400	昭和58年10月30日
15	伊島学区婦人防火クラブ	神崎 美佐子	56	昭和59年 3月 6日
16	大内田婦人防火クラブ	鈴山 ナホミ	129	昭和59年 3月11日
17	宝伝婦人防火クラブ	清田 清美	85	昭和59年 3月11日
18	豊学区婦人防火クラブ	横井 一女	30	昭和59年 9月 5日
19	古都学区婦人防火クラブ	中野 益子	530	昭和59年 9月20日
20	太伯婦人防火クラブ	小森 佐紀子	600	昭和59年10月21日
21	沢田婦人防火クラブ	長塩 則子	66	昭和59年11月 8日
22	長利婦人防火クラブ	光延 淑子	66	昭和59年11月27日
23	御南学区婦人防火クラブ	岡田 照子	76	昭和59年12月 5日
24	出石婦人防火クラブ	瀧 恭子	55	昭和59年12月 7日
25	沖田婦人防火クラブ	片山 志津子	26	昭和60年 6月26日
26	中原婦人防火クラブ	疋田 道子	37	昭和60年11月 9日
27	久々井婦人防火クラブ	中山 弘美	80	昭和61年 4月20日
28	大野学区婦人防火クラブ	廣内 彰子	430	昭和61年 5月12日
29	弘西婦人防火クラブ	石原 淑子	105	昭和61年10月11日
30	幸島婦人防火クラブ	河本 恭子	620	昭和62年11月29日
31	九幡婦人防火クラブ	岡崎 住子	36	昭和62年12月 6日
32	山田婦人防火クラブ	中山 まりこ	267	昭和63年 1月31日
33	三門学区婦人防火クラブ	石川 三四	70	昭和63年 2月19日
34	南方婦人防火クラブ	野上 悦子	38	昭和63年 3月29日
35	鹿田学区婦人防火クラブ	川口 百合子	33	平成 4年 6月15日
36	御成町婦人防火クラブ	中川 信子	64	平成 6年 1月28日
37	富山学区婦人防火クラブ	平井 君子	145	平成 7年 6月16日
38	南輝学区婦人防火クラブ	青山 和子	45	平成 7年 8月 7日
39	郡町内会婦人防火クラブ	藤原 瑠美子	30	平成 9年 4月20日
40	西市婦人防火クラブ	西村 真由美	900	平成 9年 4月20日
41	平福学区婦人防火クラブ	三垣 吉恵	40	平成11年 4月29日
42	平井学区婦人防火クラブ	堀 阿治女	47	平成13年10月13日
43	西大寺ふれあい婦人防火クラブ	高津 珠実	48	平成17年 3月12日
44	片岡婦人防火クラブ	三村 清子	300	昭和60年 2月26日
45	彦崎婦人防火クラブ	堀内 香代子	412	昭和63年10月23日
46	西植松婦人防火クラブ	鈴木 美知子	160	平成 8年 3月 2日
47	観音寺婦人防火クラブ	矢部 恵美子	85	昭和56年 1月24日
48	寺地婦人防火クラブ	藤原 栄子	183	昭和55年11月 9日
計	48 クラブ		6,944	

(4) 岡山市婦人防火クラブ連絡協議会役員名簿

平成22年4月1日現在

役職	氏名	所属	管内	住所	電話番号
会長	山口茂子	益野婦人防火クラブ	東	東区益野町396-36	943-1328
副会長	水口美智子	三野婦人防火クラブ	北	北区法界院6-48	254-7073
	石川三四	三門学区婦人防火クラブ	西	北区岩井二丁目2-15	253-0666
	片山志津子	沖田婦人防火クラブ	中	中区桑野427	277-8703
	藤原瑠美子	郡婦人防火クラブ	南	南区郡12-2	267-2478
理事	川口百合子	鹿田学区婦人防火クラブ	北	北区大供二丁目7-15	222-3866
	石原淑子	弘西婦人防火クラブ	北	北区番町二丁目11-30	222-0305
	原見寿子	岩田婦人防火クラブ	西	北区上高田3365	295-1915
	長塩則子	沢田婦人防火クラブ	中	中区沢田596	272-6015
	河本恭子	幸島婦人防火クラブ	東	東区南水門町351-1	946-0997
	高津珠実	西大寺ふれあい婦人防火クラブ	東	東区浅越282-2	943-5973
	三垣吉恵	平福学区婦人防火クラブ	南	南区三浜町一丁目9-10	262-2007
	鈴木美知子	西植松婦人防火クラブ	南	南区植松87-12	086-485-2228
	監事	青木喜代子	鯉山婦人防火クラブ	西	北区吉備津1214-12
中川信子		御成町婦人防火クラブ	中	中区御成町11-15	272-0897
顧問	難波康廣	岡山市少年婦人防火委員会会長	岡	岡山市消防局長	
	藤原光里	前会長		南区宮浦1196	267-2652

第5 必需物資の備蓄及び調達等

1 食 品

(1) 米穀類卸売販売業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
備中食糧卸協同組合	倉敷市北浜町1-30	(086)422-1081
〃 岡山支所	岡山市北区岡町14-15	222-2344

(2) 緊急倉庫（米穀）供給倉庫

本 所	岡山市北区厚生町三丁目2-6	223-3131	
岡山支所	岡山市北区野田五丁目11-3	243-2711	
	(緊急連絡先) 支所長宅	(086)428-2196	
倉庫業者名及び緊急連絡先等			
倉庫業者名	所 在 地	電話番号	倉庫(倉所)名及び所在地
政 府 倉 庫	岡山市北区野田五丁目1-5	241-9290	野田政府倉庫 岡山市北区野田五丁目1-5
辰 巳 物 流 (株)	岡山市南区箕島2517-1	292-2277	辰巳物流(株)箕島倉庫 岡山市南区箕島2517-1
岡 山 市 農 協	岡山市北区大供表町1-1	225-3251	岡山市農(福泊)14号 岡山市中区福泊321

2 生活必需品

(1) 生活必需品の備蓄

○ 日本赤十字社岡山県支部

備 蓄 品 名	備 蓄 数 量	保 管 場 所
毛 布	4,000枚	日赤岡山県支部及び市・県地区
バ ス タ オ ル	4,000枚	
日 用 品 セ ッ ト	2,500個	

(2) 生活必需品の調達

○ 衣料生活必需品関係主要業者一覧表

種別	品名	指名業者	住所	電話
寝具	毛布	カイトック ㈱	岡山市北区昭和町3-12	255-3555
		日下商事 ㈱	岡山市北区問屋町8-103	241-2322
		宇治郷 ㈱	岡山市北区問屋町14-105	241-4166
		天満屋岡山店	岡山市北区表町二丁目1-1	231-7111
外衣	外衣	カイトック ㈱	岡山市北区昭和町3-12	255-3555
		日下商事 ㈱	岡山市北区問屋町8-103	241-2322
		天満屋岡山店	岡山市北区表町二丁目1-1	231-7111
肌着	シャツ	天満屋岡山店	岡山市北区表町二丁目1-1	231-7111
	パンツ その他	竹内大八商店	岡山市南区あけぼの町25-15	241-1212
身の回り品	タオル	日下商事 ㈱	岡山市北区問屋町8-103	241-2322
		天満屋岡山店	岡山市北区表町二丁目1-1	231-7111
		竹内大八商店	岡山市南区あけぼの町25-15	241-1212
		昭和興業 ㈱	岡山市北区柳町一丁目6-7	231-6225
	ゴム草履	和気商店	岡山市北区出石町二丁目1-3	222-2807
ズック靴	岡山ゴム ㈱	岡山市北区問屋町18-101	241-6611	
	傘	和気商店	岡山市北区出石町二丁目1-3	222-2807
その他	手袋	竹内大八商店	岡山市南区あけぼの町25-15	241-1212
		岡山丸五	岡山市北区大内田767-3	292-5405
	靴下	竹内大八商店	岡山市南区あけぼの町25-15	241-1212
		岡山ゴム ㈱	岡山市北区問屋町18-101	241-6611
	地下足袋	岡山丸五 竹内商事 ㈱	岡山市北区大内田767-3 倉敷市神田二丁目12-48	292-5405 (086)448-8522
雨合羽	岡山ゴム ㈱	岡山市北区問屋町18-101	241-6611	
	竹内商事 ㈱	倉敷市神田二丁目12-48	(086)448-8522	
学生服	学生服	カイトック ㈱	岡山市北区昭和町3-12	255-3555
		日下商事 ㈱	岡山市北区問屋町8-103	241-2322
		テイコク ㈱	岡山市北区問屋町22-101	241-7830
		い製品(昼表) 日下商事 ㈱	岡山市北区問屋町8-103	241-2322

○ 食料・日常生活必需品関係主要業者一覧表

(平成16年10月 1日現在)

種別	品名	指名業者	住所	電話
食器	包丁 茶わん 箸 バケツ 鍋 炊飯器具 ガス器具 皿	㈱ 泉 屋 ㈱ 和 気 商 店	岡山市東区益野町4-1 岡山市北区出石町二丁目1-3	942-5700 225-2536
	日用品	石けん ちり紙 歯ブラシ 歯磨き粉 マツチ ローソク	(株) あらた ㈱ 泉 屋 ㈱ 和 気 商 店	岡山市北区大内田808-2 岡山市東区益野町4-1 岡山市北区出石町二丁目1-3
副食調味料	味噌	岡山県味噌醸造協同組合	岡山市北区出石町一丁目12-2	222-2141
	醤油	岡山県醤油工業協同組合	岡山市中区国府市場1	275-1158
	塩	中四国ソルト㈱	岡山市中区十日市西町4-24	224-5535
	砂糖	アカザワ商事 ㈱ 岡山砂糖 ㈱ ㈱ 白 神 商 店	岡山市北区東島田町二丁目6-9 岡山市北区天瀬4-31 岡山市北区京橋町9-22	233-2211 223-2161 231-3338
その他	佃煮	千葉食品興業 ㈱ 高橋食品興業 ㈱	岡山市南区藤田564-221 岡山市北区昭和町11-10	296-7111 252-1251 夜間252-0613
	生パン	㈱ 木 村 屋 武田食品 ㈱ 大久保食品東古松工場	岡山市北区表町三丁目15-6 岡山市南区福富東一丁目7-43 岡山市北区東古松四丁目2-7	225-3131 262-2221 222-3588
その他	ビスケット	カバヤ食品 ㈱ 旭製菓 ㈱	岡山市北区御津野々口1100 岡山市北区幸町6-33	0867-24-5670 225-5650
	缶詰	岡山水産乾物 ㈱ ㈱ 岡 山 合 水 藤徳物産	岡山市南区市場一丁目1 岡山市北区内山下二丁目11-25 岡山市南区古新田1283-3	262-2733 225-3181 281-9555
	漬物	㈱ 秋山真造商店 ㈱ 丸 金 ㈱ 岡山中央漬物 宇治茂平商店 ㈱	岡山市南区市場一丁目1 岡山市南区市場一丁目1 岡山市南区市場一丁目1 岡山市北区兵団5-43	262-1451
	干物	岡山水産乾物 ㈱ ㈱ 岡 山 合 水 徳元水産 ㈱	岡山市南区市場一丁目1 岡山市北区内山下二丁目11-25 岡山市南区築港栄町12-22	262-2733 225-3181 262-1231

3 医薬品その他衛生機材

(1) 医療機材の備蓄 (保健管理課)

資 機 材 名 (規 格 等)	数 量	資 機 材 名 (規 格 等)	数 量
担 架 (二ツ折, アルミ製)	8台	トランシーバー	3台
マジック・ギブス (下肢部E-12号)	10個	腰痛保護ベルト (LL, L, M 各5個)	15個
マジック・ギブス (上肢部E-13号)	10個	胸部固定用伸縮帯 (LL, L 各1個)	2個
マジック・ギブス (頭頸部E-14号)	5個	頸椎骨折固定帯 (LL, L, M 各5個)	15個
煮沸消毒器 (二段式, プロパンガス用)	5台	膝関節固定サポーター (LL, L, M 各5個)	15個
カセット・コンロ (ボンベ付)	5個	アルミ副子	5個
副子 (大)	40個	アングルガード (L, M 各5個)	10個
副子 (中)	40個		
副子 (小)	40個		
手洗鉢 (ステンレス深型)	10個		
差込便器 (ホーローふた付)	10個		
エグザミネーション・グローブ	12箱		
三角布 (大)	20枚		
耳付反巻包帯 (3型)	10本		
耳付反巻包帯 (5型)	10本		
耳付反巻包帯 (8型)	10本		
トラロープ (3分)	100m		
クレモナロープ (9mm)	100m		
支柱, 立ちん棒	28組		
ポリバケツ (10ℓ, ふた付)	5個		
ポリバケツ (18ℓ, ふた付)	10個		
ケトル (5ℓ)	5個		
乾電池 (単1)	40個		
真空ポンプ	5本		
電工ドラム (30m巻)	5個		
防水ライト	10個		
ポリ袋 (45ℓ用10枚入)	50袋		
火傷用ベッドシート	20枚		
Ⅱドレッシング	20個		
レスキューシート	20枚		
標準水銀血圧計	12台		
血圧計用聴診器	13個		
打診器 (大貫式)	12個		
ミニスポット (ペンライト)	12個		
セラミックハサミ	12丁		
外科ハサミ (直形玉付)	12丁		
止血帯 (エスマルヒ式)	12個		
サージカルテープ (紙布製12mm巾)	50個		
弾力包帯 (大, 中, 小)	各20個		
リント布 (小)	40枚		
スパン三角布 (大, 中, 小)	各10枚		
アブソorbentシート	30枚以上		
ポリネックカラー (大・小)	各3個		
救護所看板	1枚		
寝袋	4袋		
メガホン	3台		
酸素吸入救急医療セット	1式		

(2) 医薬品の緊急調達

商号又は名称	所在地	電話番号
岡山県医薬品卸業協会	〒700-0822 岡山市北区表町三丁目5-1 (株)エパルス岡山本社内	TEL 224-3320 FAX 224-4763

上記連絡先が不通の場合(協会加盟各社連絡先)

商号又は名称	所在地	電話番号
(株)エパルス岡山支店	〒700-0941 岡山市北区青江一丁目20-48	TEL 224-4501 FAX 222-4031
(株)セイエル岡山営業部	〒700-0971 岡山市北区野田二丁目4-5	TEL 244-4011 FAX 244-1600
(株)サンキ岡山支店	〒701-0221 岡山市南区藤田564-189	TEL 296-6811 FAX 296-6845
成和産業(株)岡山医薬営業所	〒701-0165 岡山市北区大内田828-4	TEL 293-7710 FAX 293-7705

(3) 医療機器用品の緊急調達

商号又は名称	所在地	電話番号
西日本メディカルリンク(株)岡山営業所	〒700-8503 岡山市南区西市114-2	TEL 241-0231 FAX 243-0879
(株)西日本酸器	〒704-8122 岡山市東区西大寺新地170-7	TEL 942-0505 FAX 942-7443
高塚ライフサイエンス(株)	〒700-8577 岡山市北区今一丁目3-9	TEL 241-5221 FAX 241-3600
(株)カワニシ岡山支店	〒700-8528 岡山市北区今一丁目4-31	TEL 241-1112 FAX 241-5943
(有)カクモト商会	〒700-0961 岡山市北区北長瀬本町12-31	TEL 254-6509 FAX 254-6512
(有)成広薬局	〒709-2133 岡山市北区御津金川765	TEL 0867-24-0136 FAX 0867-24-4022
(株)三和メディカル	〒700-0973 岡山市北区下中野364-105	TEL 243-6641 FAX 241-8979
カーディオメディックス(株)岡山営業所	〒700-0955 岡山市南区万倍155-3	TEL 242-6010 FAX 246-6070
新青山(株)岡山営業所	〒700-0953 岡山市南区西市114-8	TEL 245-4551 FAX 245-4220
神田器械店	〒703-8265 岡山市中区倉田676-15	TEL 276-5519 FAX 276-5519
岡山リハビリ機器販売(有)	〒700-0906 岡山市北区大学町4-11	TEL 232-6610 FAX 221-2883
OKテクノ(有)	〒700-0914 岡山市北区鹿田町一丁目7-10	TEL 903-3531 FAX 292-0830
(株)アミツク	〒701-0221 岡山市南区藤田566-136	TEL 296-7744 FAX 296-6383
(株)トラストメディカル	〒700-0951 岡山市北区田中103-105	TEL 246-1661 FAX 246-1441
山陽施設工業(株)	〒701-0144 岡山市北区久米248-11	TEL 242-0111 FAX 241-4702
サンウェルメディカル	〒709-0856 岡山市東区瀬戸町下77-1	TEL 08695-2-5532 FAX 08695-2-5535
岡山県獣医畜産事業(協)	〒700-0973 岡山市北区下中野350-103	TEL 243-8057 FAX 243-8544
(有)富永調剤薬局 富永薬局労災病院前	〒702-8055 岡山市南区築港緑町一丁目15-26	TEL 262-5490 FAX 262-5491
(株)ライフケア	〒700-0971 岡山市北区野田三丁目11-38	TEL 805-4500 FAX 805-4501
大同通信機工業(株)	〒700-0983 岡山市北区東島田町一丁目4-20	TEL 223-8468 FAX 226-5189
(有)川西医療器店	〒701-0141 岡山市北区白石東新町15-111	TEL 253-0672 FAX 256-1630
(株)セブンケア	〒700-0926 岡山市北区西古松西町5-5	TEL 242-0123 FAX 242-0122
(株)マキナ	〒700-0972 岡山市北区上中野二丁目27-3	TEL 245-3715 FAX 245-3718
岡山医師(協)	〒703-8278 岡山市中区古京町一丁目1-10	TEL 273-9525 FAX 273-9577

フクダ電子岡山販売(株)岡山営業所	〒 700-0973 岡山市北区下中野715-103	TEL 241-5400 FAX 241-8396
横 山 薬 局	〒 704-8173 岡山市東区可知二丁目5-8	TEL 942-3539 FAX 942-3881
(株)あかりファーマシー あかり薬局	〒 709-0631 岡山市東区東平島922-1	TEL 297-5551 FAX 297-5514
(株)西日本オキシテック	〒 700-0064 岡山市北区大安寺南町一丁目13-7	TEL 214-3950 FAX 214-3970
(株)マルミ歯科商店岡山支店	〒 700-0808 岡山市北区大和町二丁目3-48	TEL 225-4378 FAX 222-0383
広島和光(株)岡山営業所	〒 700-0971 岡山市北区野田五丁目11-31	TEL 241-0771 FAX 243-1503
GEヘルスケア・ジャパン(株)岡山営業所	〒 700-0925 岡山市北区大元上町12-12	TEL 246-3611 FAX 246-3627
五洋医療器(株)岡山営業所	〒 700-0034 岡山市北区高柳東町2-8	TEL 256-2155 FAX 256-4711
コニカミノルタヘルスケア(株)岡山営業所	〒 700-0976 岡山市北区辰巳43-102	TEL 0570-011-205 FAX 0570-011-207
宮野医療器(株)岡山営業所	〒 700-0945 岡山市南区新保1307-1	TEL 805-0211 FAX 805-0235
(株)猪原商会岡山営業所	〒 700-0941 岡山市北区青江一丁目2-40	TEL 231-0275 FAX 222-9741
(株)エルクコーポレーション岡山営業所	〒 700-0944 岡山市南区泉田30-30	TEL 232-6721 FAX 232-6798
M P ア グ ロ (株) 岡 山 支 店	〒 709-2122 岡山市北区御津吉尾1-1	TEL 0867-24-4880 FAX 0867-24-4889
共和医理器(株)岡山営業所	〒 700-0975 岡山市北区今八丁目13-13	TEL 246-6311 FAX 246-6310
東神実業(株)岡山営業所	〒 700-0024 岡山市北区駅元町31-1-2	TEL 254-2828 FAX 253-3806
(株)日立メデイコ岡山営業所	〒 700-0907 岡山市北区下石井二丁目1-3岡山第一生命ビル14階	TEL 231-5131 FAX 231-4289
帝人在宅医療(株) 広島支店岡山営業所	〒 700-0904 岡山市北区柳町二丁目6-25朝日生命岡山柳町ビル	TEL 234-5575 FAX 234-7180

(4) 医薬用血液の緊急調達

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号
岡山県赤十字血液センター	〒 700-0012 岡山市北区いずみ町3-36	TEL 255-1211 FAX 254-2471

4 水防倉庫及び水防資材の備蓄状況

(1) 市管理水防倉庫等備蓄資器材一覧表

平成22年5月現在

資器材名	本庁		北 区										中 区						
	本部 今水防倉庫	下 原 倉 庫	清 輝 分 団 機 庫 (清輝橋)	御 津 支 所	建 部 支 所	建 部 町 防 災 セ ン タ ー	一 宮 地 域 セ ン タ ー	津 高 地 域 セ ン タ ー	高 松 地 域 セ ン タ ー	吉 備 地 域 セ ン タ ー	足 守 地 域 セ ン タ ー	竹 田 倉 庫	中 島 倉 庫	穰 倉 庫	新 原 尾 島 倉 庫	海 吉 倉 庫	中 原 川 保 管 箱	沖 田 分 団 機 庫 (沖元)	三 幡 倉 庫
担当課署所	河川港 湾課	御野出 張所	北本署									中本署	竜操出 張所	竜操出 張所	中本署	旭東出 張所	中本署	旭東出 張所	旭東出 張所
関係分団等	-	牧石分 団	清輝分 団									宇野分 団	宇野分 団	宇野分 団	宇野分 団	富山分 団	山崎町 内会・高 島分団	沖田分 団	三幡分 団
P (土のう袋)	10,000	600	300	500	50	2,000	1,700	1,500	4,000	1,700	1,500	500	400	400	400	400	200	200	200
ゲル土のう	200																		
槌板		40																16	
チャンネル 槌柱キー付 丸太 (1.8m)	50						50	20	50	50	20	20	10		30	20		1	
ブルーシ ート	40			5	1	2	10	10	10	10	10								
トラロー プ (繩)	20	2	2	3			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2
ナイロン ロー プ	10				1	3													
鉄 線	2	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
カスガイ																			
鉄杭ピン	70																		
むしろ針	10																		
か け や	10	2	2	1	2	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2
鎌	30	2	2		1		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2
スコップ	80	5	20	48	3	20	5	5	5	5	5	5	10	10	5	5	6	10	10
唐 ぐ わ	10																		
両 つ る	5	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
の こ	10	1	1		1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
ペ ン チ	10	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
片手ハン マ	10	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
斧か手斧	10	1	1			5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
たこづち	12											1	1	1	1	1			
とび口	10																		
クリッパー	10	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
し の	10	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
手 押 車	7			1			2	2	3	1	2								
組立バリ ケード	30				1	5	10	10	10	10	10								
木 づ ち						1													

倉庫名 資器材名	東 区										南 区									
	新水防倉庫	中野水防倉庫	福治水防倉庫	可知水防倉庫	升田水防倉庫	上道水防倉庫	東 区 役 所	瀬戸町水防倉庫	瀬戸町防災備蓄センター	福 島 倉 庫	浦 安 倉 庫	小 串 倉 庫	甲 浦 倉 庫	藤 田 地 域 セ ン タ ー	南 区 役 所	妹 尾 地 域 セ ン タ ー	福 田 地 域 セ ン タ ー	興 除 地 域 セ ン タ ー		
担当課署所	東本署	東本署	東本署	可知出張所	可知出張所	上道出張所		瀬戸出張所	瀬戸出張所	南本署	南本署	南本署	南本署							
関係分団等	豊分団	芳野分団	榛神分団	可知分団	津田分団	平島分団				福島分団	浦安分団	小串分団	甲浦分団							
P (土のう袋)	2,000	1,000	2,000	2,000	1,500	3,000	10,000	300	2,800	400	500	600	800	2,000	3,000	1,800	1,000	3,500		
ゲル土のう																				
樋板 チャンネル柱 丸 (1.8m)	300	250	200	100	100	500		150		30		20		20	40	50	20	20		
ブルーシート	10	10	10	10	10	10	10		8					10	6	10	10	10		
トラロープ (縄)	2	2	2	2	2	2	2			2	2	2	2	2		2	2	2		
ナイロンロープ																				
鉄 線	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1		1	1	1		
カスガイ	250	30																		
鉄杭ピン									15											
むしろ針																				
か け や	2	2	2	2	2	2	10	12	3	2	2	2	2	2	1	2	2	2		
鎌	2	2	2	2	2	2	10			2	2	2	2	2	3	2	2	2		
スコップ	10	10	10	10	10	5	10	30	20	5	5	5	15	5	16	5	5	5		
唐 ぐ わ																				
両 つ る	1	1	1	1	1	1	10	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1		
の こ	1	1	1	1	1	1	10		3	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
ペ ン チ	1	1	1	1	1	1	10		2	1	1	1	1	1		1	1	1		
片手ハンマー	1	1	1	1	1	1	10	8	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
斧	1	1	1	1	1	1	10		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
た こ づ ち										1		1								
と び 口																				
クリッパー	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1		1	1	1		
し の	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1		1	1	1		
手 押 車 組立パレード						1	2							1		1	1	1		
木 づ ち						10	10							10	20	10	10	10		

市管理水防倉庫備蓄資器材一覧表 (消防署分)

平成22年5月現在

倉庫名 資器材名	北 消 防 署	御 野 出 張 所	津 高 出 張 所	御 津 出 張 所	建 部 出 張 所	西 消 防 署	吉 備 津 出 張 所	中 消 防 署	旭 東 出 張 所	竜 操 出 張 所	東 消 防 署	上 道 出 張 所	可 知 出 張 所	瀬 戸 出 張 所	南 消 防 署	妹 尾 出 張 所	灘 崎 出 張 所		市 管 理 水 防 分 合 計
P . P (土のう袋)	2,000	600	1,000	1,500	1,500	2,000	500	2,000	1,000	2,200	2,000	2,000	2,000	1,500	2,000	1,500	1,500		91,550
ゲル土のう	150					50		150			50				20				620
樋 板																			111
チャンネル																			3
樋 柱																			
丸 太 (1.8m)																			2,120
ブルーシー ト																			222
トラロープ (縄)																			81
ナイロン ロープ																			14
鉄 線																			32
カスガイ																			280
鉄杭ピン																			85
むしろ針																			10
か け や																			100
鎌																			100
スコップ	10					10		10			80	20							573
唐 ぐ わ																			10
両 つ る																			52
の こ																			58
ペンチ																			50
片手ハン マ																			61
斧																			55
たこづち																			19
とび口																			10
クリッパー																			40
し の																			40
手 押 車																			25
組立パ リド																			166
木 づ ち																			1

(2) 県管理水防倉庫 備蓄資器材 一覧表

県民局名 水防倉庫名	備 前					合 計	
	笹ヶ瀬	高 松	建部	金川	西大寺		
位 置	北区 津島京町 3-306-9 建設部笹ヶ 瀬分室内	北区 高松 1007-9 老人ホーム 前	北区 建部町福渡 839-2 旧建部建設 事務所内	北区 御津草生 2199-1 金川大橋西 詰上流	東区 河本町 325-9 雄川橋西詰 上流		
鍵 保 管	河川港湾課	高松地域 センター	建部支所	御津支所	東区役所		
麻 袋		200		3,000	1,600		4,800
土 の う	21,200	44,700	5,000	1,500	17,200		89,600
杭 (本)	220	250	100	80	420		1,070
丸 太 (本)		26	30	150			206
むしろ (枚)	100	200			100		400
縄 (巻)	24	30	-		52		106
ロープ (m)	1,700	1,000	240	300	800		4,040
鉄 線 (kg)	90	50	20	20	210		390
カ ス ガ イ	743		200	500			1,443
か け や	4	9	4	8	9		34
鎌	5	9	16	5	5		40
ナ タ	11	4	4	4			23
ス コ ッ プ	59	35	8	19	120		241
ジ ョ レ ン	18	10	3	3	9		43
唐 ぐ わ	7	9	2	3	8		29
ツ ル ハ シ	6	5	5	4	2		22
の こ	9	13	9	9	3		43
ペ ン チ	3	10	3	3	3		22
ハ ン マ ー	4	2	7	3	2		18
斧	10	2	9	3	2		26
タ コ	1						1
シ ー ト	9	71	30	42	9		161
と び 口		2	4				6
こ も					120		120
一 輪 車	7						7

※H19年度より倉庫の鍵を岡山市で預かっている。

※利用時は備前県民局建設部管理課(Tel.233-9877)の了解、使用後の返却が条件である。

※利用は、原則として最終手段として行う。

5 調達物資にかかる計画

○物資の応援必要量については、

①消防庁が非被災地方公共団体の備蓄物資の調達を調整する。

②消防庁による調整によっても物資が不足する場合に、物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、及び経済産業省)が関係業界団体等を通じて物資の調達等を行うことを原則としている。ただし、遠隔地からの輸送は非効率であるため被災地までの距離も勘案して調達先を決めたもの。

○地方公共団体の備蓄や関係業界団体等の在庫等については変動するため、物資調達に係る計画の内容は定期的に見直すこととしている。

○この計画数量は岡山県全体の量をあらわす。

[1] 調達物資

(1) 飲料水の調達計画

厚生労働省による非被災地方公共団体の水道事業者等との調整によって、供給するもの。

飲料水	調整主体	数量	単位	備考
非被災地方公共団体からの給水車等の応援	厚生労働省	1,600	t	量は1週間分

(2) 食料の調達計画

3日程度までは、特に被災地への輸送に時間を要することが予想されるため、保存期間の長い食品を調達する。また、3日程度までは調理不要の食品を中心に調達することとしている。

①発生後3日程度まで

必要な食料	調整主体	数量	単位	備考
調理不要食品	消防庁	約1.1	万食	
調理不要食品	農林水産省	約48.1	万食	
簡易調理食品	消防庁	約0.4	万食	
簡易調理食品	農林水産省	約2.8	万食	

②発生後4日程度から1週間程度

必要な食料	調整主体	数量	単位	備考
調理不要食品	農林水産省	約107.0	万食	
簡易調理食品	消防庁	—		
簡易調理食品	農林水産省	約3.1	万食	
精米	農林水産省	約73.4	万食	

③1週間分の合計

①+②		約235.8	万食	
-----	--	--------	----	--

(3) その他の物資の調達計画

必要な物資	調整主体	数量	単位	備考
育児用調整粉乳	消防庁	約0.94	t	量は1週間分
小児おむつ	厚生労働省	約6.32	千枚	量は1週間分
大人用おむつ	厚生労働省	約1.11	千枚	量は1週間分
簡易トイレ	消防庁	約140	基	量は1週間分

[2] 輸送計画

(1) 広域物資拠点(非被災地域から被災地域へ物資を輸送する拠点)

広域物資拠点は、主要な道路等との接近性、地理的配置の状況等を勘案し、各都道府県ごとに1～9箇所を定めたもの。

広域物資拠点から避難所等への輸送については、被災地方公共団体が実施する。

拠点の名称	住所	面積
岡山操車場跡地公園(仮称)	岡山市北区北長瀬表町一丁目1番1号	108,000㎡
吉永海洋センター総合グラウンド	備前市吉永町吉永中291-4	17,500㎡
倉敷スポーツ公園	倉敷市中庄3250-1	194,000㎡

(2) 広域物資拠点に輸送される物資の種類と量

拠点の名称	物資の種類	数量
岡山操車場跡地公園(仮称)	食料(発生後3日目程度まで)	約32.2万食
	食料(発生後4日程度から1週間まで)	約113万食
	調整粉乳	約0.58 t
	小児おむつ	約3.99千枚
	大人用おむつ	約0.7千枚
	簡易トイレ	約90基
吉永海洋センター総合グラウンド	食料(発生後3日目程度まで)	約0.8万食
	食料(発生後4日程度から1週間まで)	約2.7万食
倉敷スポーツ公園	食料(発生後3日目程度まで)	約19.3万食
	食料(発生後4日程度から1週間まで)	約68.7万食
	調整粉乳	約0.36 t
	小児おむつ	約2.34千枚
	大人用おむつ	約0.41千枚
	簡易トイレ	約50基

(3) 非被災地域から広域物資拠点への物資の緊急輸送

①発生後3日目程度までの食料

輸送物資	調達都道府県	輸送先広域物資拠点	物資調達の調整主体	物資輸送の調整主体
調理不要食品	石川県	岡山操車場跡地公園(仮称)	消防庁	物資供給都道府県
	鹿児島県	倉敷スポーツ公園	消防庁	物資供給都道府県
	石川県、熊本県、鹿児島県	岡山操車場跡地公園(仮称)	農林水産省	国土交通省
	熊本県	吉永海洋センター総合グラウンド	農林水産省	国土交通省
簡易調理食品	石川県	岡山操車場跡地公園(仮称)	消防庁	物資供給都道府県
	長崎県、鹿児島県	倉敷スポーツ公園	農林水産省	国土交通省

②発生後4日程度から1週間までの食料

輸送物資	調達都道府県	輸送先広域物資拠点	物資調達の調整主体	物資輸送の調整主体
調理不要食品	佐賀県	吉永海洋センター総合グラウンド	農林水産省	国土交通省
簡易調理食品	佐賀県	岡山操車場跡地公園(仮称)	農林水産省	国土交通省
精米	長崎県	岡山操車場跡地公園(仮称)	農林水産省	国土交通省
	島根県	吉永海洋センター総合グラウンド	農林水産省	国土交通省
	島根県、鳥取県、佐賀県	倉敷スポーツ公園	農林水産省	国土交通省
調整粉乳	東京都	岡山操車場跡地公園(仮称)	消防庁	物資供給都道府県
	東京都、島根県	倉敷スポーツ公園	消防庁	物資供給都道府県
小児おむつ	埼玉県	岡山操車場跡地公園(仮称)	厚生労働省	物資供給事業者
	埼玉県	倉敷スポーツ公園	厚生労働省	物資供給事業者
大人用おむつ	栃木県	岡山操車場跡地公園(仮称)	厚生労働省	物資供給事業者
	栃木県	倉敷スポーツ公園	厚生労働省	物資供給事業者

第6 輸送用車両等の保有状況等

1 市有自動車（リース除く）

(H22.4.1現在)

種別 局別	軽四			乗用車			貨物車		救急車	広報車	消防車	患者輸送車	図書館車	糞尿		バス	特殊車	局別合計
	乗用車	ライトバン	貨物車	普通車	小型車	貨物兼乗用車	小型車	(普通車 じん芥車)						普通車	小型車			
秘書広報室				3	1					1								5
企画局																		0
人権推進室		1																1
新市建設 計画推進局																		0
総務局							1											1
財政局																		0
市民局	4	20	3	1	3	2	4	1									2	40
保健福祉局	16	10			2	5	1		1			62				5		102
環境局						2	6	103				1		6	7		8	132
経済局																		0
都市整備局	1	11				1	7	3										23
下水道局		2													2			4
消防局(常)				1	1	2			20	3	190	1				1		219
議会事務局				3												2		5
選管事務局																		0
教育委員会		2	1				2	8				1	2					16
農業委員会																		0
東区役所					1	2	2	12							2	1	2	22
水道局		1		3	1	11	2										8	26
用途別合計	21	47	4	11	9	26	23	127	21	4	190	65	2	6	11	9	20	596

*分類は備品分類表による

2 給水車

所有者	容量(t)	台数	計(t)	電話番号
岡山市 (環境施設課)	5.5	1	5.5	803-1311
" (北消防署)	2.0	1	2.0	226-1119
" (北消防署津高出張所)	10.0	1	10.0	254-9119
" (西消防署)	2.0	2	4.0	256-1119
	10.0	1	10.0	"
" (中消防署)	2.0	1	2.0	222-0119
" (中消防署旭東出張所)	2.0	1	2.0	272-1119
" (東消防署)	2.0	1	2.0	942-9119
" (南消防署)	2.0	1	2.0	262-0119
国土交通省	5.5	2	11.0	223-5101
"	5.3	1	5.3	"
自衛隊	1.0	1	1.0	228-0111
オハヨ一乳業	8.0	2	16.0	279-1231
水道局 (但し、給水車3.7t 1台, 2.0t 6台 その他給水タンク)	3.7	1	3.7	234-5906
	2.0	19	38.0	"
	1.5	2	3.0	"
	1.3	1	1.3	"
	1.2	2	2.4	"
	1.0	14	14.0	"
計		55	135.2	

1日当たり給水能力

1台が1日5回輸送した場合の給水量

$$135.2 \text{ t} \times 5 \text{ 回} = 676.0 \text{ t}$$

うちロスを2割見込み

$$676.0 \text{ t} \times 0.8 = 540.8 \text{ t}$$

1日1人当たり給水量を3割として

$$540.8 \text{ t} \div 0.003 \text{ t/人} = 180,267 \text{ (人分)}$$

3 救急自動車

使用者の氏名	救急自動車数	自動車の所在位置	電話番号	備考
岡山市	1	岡山市北区東古松一丁目1-34 岡山市北消防署	226-1119	
岡山市	1	岡山市北区三野252 岡山市北消防署御野出張所	224-9119	
岡山市	1	岡山市北区富原3651-3 岡山市北消防署津高出張所	254-9119	
岡山市	1	岡山市北区御津字垣140-2 岡山市北消防署御津出張所	0867- 24-0119	
岡山市	1	岡山市北区建部町福渡839-2 岡山市北消防署御津出張所	0867- 022-0119	
岡山市	2	岡山市北区野殿西町427 岡山市西消防署	256-1119	
岡山市	1	岡山市北区吉備津1016-5 岡山市北消防署吉備津出張所	287-4119	
岡山市	1	加賀郡吉備中央町竹部2164-61 岡山市北消防署吉備中央出張所	0867- 34-0119	
岡山市	1	岡山市北区東山内101-1 岡山市北消防署吉備中央出張所足守救急ステーション	299-9119	
岡山市	2	岡山市北区番町二丁目1-1 岡山市中消防署	222-0119	
岡山市	1	岡山市中区赤坂本町11-44 岡山市中消防署旭東出張所	272-1119	
岡山市	1	岡山市中区兼基104-1 岡山市中消防署竜操出張所	278-5119	
岡山市	1	岡山市東区西大寺上二丁目7-28 岡山市東消防署	942-9119	
岡山市	1	岡山市東区沼1313-1 岡山市東消防署上道出張所	297-0119	
岡山市	2	岡山市東区松新町190-11 岡山市東消防署可知出張所	942-0119	
岡山市	1	岡山市東区瀬戸町万富215-1 岡山市東消防署瀬戸出張所	08695- 3-9119	
岡山市	2	岡山市南区南輝二丁目2-5 岡山市南消防署	262-0119	
岡山市	1	岡山市南区箕島1027-1 岡山市南消防署妹尾出張所	282-7119	
岡山市	1	岡山市南区灘崎町宗津10-1 岡山市南消防署灘崎出張所	08636 3-5119	
岡山市	1	岡山市大供一丁目1-1 岡山市保健福祉局保健管理課	225-4211	感染症のみに使用
岡山市	1	岡山市北区天瀬6-10 総合病院岡山市立市民病院	225-3171	
日本赤十字社岡山県支部	1	岡山市北区丸の内二丁目7-20	225-3621	
総合病院岡山赤十字病院	4	岡山市北区青江二丁目1-1	222-8811	
国立病院機構 岡山医療センター	1	岡山市北区田益1711-1	294-9911	
社会福祉法人恩賜財団 済生会総合病院	2	岡山市北区伊福町一丁目7-18	252-2211	
川崎医科大学付属 川崎病院	1	岡山市北区中山下二丁目1-80	225-2111	
心臓病センター 榊原病院	2	岡山市北区丸の内二丁目1-10	225-1921	

使用者の氏名	救急自動車数	自動車の所在位置	電話番号	備考
医療法人光生病院	1	岡山市北区厚生町三丁目8-35	222-6806	
労働福祉事業団 岡山労災病院	1	岡山市南区築港緑町一丁目10-25	262-0131	
医療法人洋友会中島病院	1	岡山市南区妹尾1878	282-0218	
岡山市医療生活協同組合 岡山協立病院	1	岡山市中区赤坂本町8-10	272-2121	
ウチダ病院	1	岡山市南区新保663-12	243-1451	
岡山東中央病院	1	岡山市中区倉田677-1	276-3711	
(財)操風会 岡山旭東病院	1	岡山市中区倉田567-1	276-3231	

4 市有特殊自動車

機 械 名	台数	所 管 課
フォークリフト	2 台	環 境 事 業 課
シヨベル車	1 台	東区役所建設課

5 貨物自動車（営業用トラック）

(1) 社団法人岡山県トラック協会岡山支部所属事業所保有車両

事 業 者 名	所 在 地	電 話	保 有 車 両 数				1級 確保数	2級 確保数	備 考
			普通	小型	特殊被	計			
岡山県貨物輸送(株)	岡山市北区清心町4-31	252-2111	1,006	17	48	1,071	8	45	
日本通運(株) 岡山支店	岡山市北区錦町1-1-801	224-1111	245	52	51	348	3	21	
丸十運輸倉庫(株)	岡山市北区下中野395-5	241-2281	54	4	0	58	2	5	
福山通運(株) 岡山支店	岡山市北区野田4-15-30	241-0291	538	1	13	552	3	23	
日本トラック(株) 岡山支店	岡山市中区倉富268-1	277-4411	20	4	0	24	1	2	
フットワークエクス プレス(株) 山陽支店	岡山市南区藤田657-3	296-3270	58	11	0	69	1	6	
西鉄運輸(株) 岡山営業所	岡山市北区久米道丸239	241-3701	25	0	0	25	1	2	
名鉄運輸(株) 岡山営業所	岡山市南区中敵879-1	298-3883	50	10	0	60	1	5	
西濃運輸(株) 岡山支店	岡山市南区大福字北中之町130-1	282-4181	101	10	0	111	1	4	
姫路合同貨物自動車(株) 岡山営業所	岡山市北区野田一丁目14-18	241-7536	20	1	0	21	1	2	
ヤマト運輸(株) 岡山支店	岡山市南区倉富268-1	277-3955	45	1	0	46	2	2	
岡山通運株式会社	岡山市南区新築港9-10	276-8200	127	11	3	141	2	9	
吉備運輸株式会社	岡山市南区倉富330-1	276-9511	63	6	0	69	1	5	
岡山港湾運送株式会社	岡山市南区築港元町9-22	262-1175	38	1	17	56	1	3	
岡山山佐運輸株式会社	岡山市南区福島三丁目11-58	262-1760	25	0	9	34	0	2	(特)
東洋運輸株式会社	岡山市南区藤田 564-185	296-7272	68	6	3	77	1	5	
ナカウン株式会社	岡山市南区倉富340-18	277-4140	95	3	30	128	2	5	
大谷運送有限会社	岡山市南区倉富374-12	277-3535	25	0	0	25	1	3	
岡南運輸株式会社	岡山市南区倉富374-13	277-5601	40	1	2	43	2	3	
オカヤマ前田運送(株)	岡山市北区京橋南町3-24	222-9551	11	2	1	14		1	(特)

事業者名	所在地	電話	保有車両数				1級 確保数	2級 確保数	備考
			普通	小型	特殊被	計			
両備運輸(株)岡山支店	岡山市南区新築港9-4	276-5511	138	8	8	154	4	9	岡山 支部 1級 50両 2級 211両
岡山スイキユウ (株)	岡山市南区泉田371-1	241-4095	107	3	1	111	2	7	
下電運輸 (株)	岡山市南区浦安南町 597-1	263-3191	70	5		75	2	5	
(株) 妹尾運送店	岡山市南区倉富367- 5	277-5531	42			42	1	3	
(株) 林運送店	岡山市南区富浜町 4- 4	264-1470	31			31		2	
鈴木運送 (株)	岡山市中区賞田220- 6	275-4761	46		9	55		2	
(株) 岡山宝運送	岡山市南区万倍 148	241-1528	34	4		38		2	
芝田運輸 (株)	岡山市南区福島三丁 目14-13	262-1271	33	1		34		2	
松岡運送 (株)	岡山市中区旭東町二 丁目12-18	272-1284	49		1	50	1	2	
(株) 川口運送	岡山市中区倉富374-1 0	277-5538	41			41	1	2	
(株) 御乃高	岡山市南区妹尾和田2 648	282-4076	25	2	2	29		1	
後楽運輸 (株)	岡山市中区浜三丁目1 0-48	279-3028	55	2		57		2	
万富運輸 (株)	岡山市東区瀬戸町万 富1048	08695 3-1424	18			18	1	2	
アポロ運輸 (株)	岡山市中区倉富 367- 4	274-1313	6		1	7	1	2 (特)	
川上運輸商事 (株)	岡山市北区大内田 82 0-3	292-5150	121	24		145	1	3	
昌栄運送 (株)	岡山市東区瀬戸町穂 崎621	229-2748	33	3		36		2	
トータル物流 (株)	岡山市中区倉富374-1 1	277-5611	40	3	8	51		1 (特)	
平賀運送株式会社	岡山市中区倉益366-1	274-1101	73	2		75	1	3	
フジ物流 (株)	岡山市中区神下 565	279-1235	45	3		48	1	2	
岡山生コン運送 (株)	岡山市中区江並347-1 1	277-7011	18			18		2 (特)	
橋本産業 (株)	岡山市北区京町 13-10-101	222-6701	17		3	20		1 (特)	

(2) (社)岡山県トラック協会災害・救援等緊急輸送実施要領

○ (社)岡山県トラック協会緊急輸送業務実施要領

第 1 全 般

1 目 的

この実施要領は、大規模な災害の発生に際し、社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が、社団法人全日本トラック協会内に開設された災害対策本部（以下「中央本部」という。）から緊急輸送の要請を受けた場合、これに即応するため必要な協会の輸送体制及び業務の実施要領について定める。

2 適 用

本実施要領は、中央本部から緊急輸送の要請を受けた場合における業務の実施に適用する。ただし、知事及び市町村長等からの要請、又は中国運輸局岡山陸運支局長の運送命令に基づき、当該輸送業務を実施する場合は本実施要領を準用する。適用及び準用の出勤系統は別紙1とする。

3 緊急輸送業務上の心構え

協会各員は、トラック運送事業が公共的輸送機関として国民生活に不可欠な役割を果たしていることを自覚し、特に災害等緊急事態に際しては、地域住民の生命・財産を守るための活動に積極的に協力し、一般社会の負託に応えるものとする。

又、緊急輸送の要請を受けた会員事業者は、特別な理由のない限り通常業務に優先してこれに応えるものとする。

第 2 組 織

協会における緊急輸送業務の組織は次のとおりとする。

1 災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）

- (1) 災害等が発生し、中央本部から緊急輸送が要請された場合、又は要請が予測される場合、若しくは中央本部から指示された場合等において協会事務局内に地方本部を開設する。
- (2) 地方本部は中央本部の緊急輸送の要請に基づき、各支部の協力を受けて当該輸送を実施する。
- (3) 地方本部の組織及び業務の内容は別紙2による。

2 緊急輸送対策室（以下「対策室」という。）

- (1) 災害等が発生し、中央本部から緊急輸送が要請された場合又は要請が予測される場合において、地方本部の指示により支部事務局内に対策室を開設する。
- (2) 対策室は、地方本部の指示に基づき、主として支部輸送隊を編成して当該緊急輸送を実施する。
- (3) 対策室の組織及び業務は当該支部において決定する。

3 支部輸送隊

- (1) 各支部は、地方本部の指示に基づき支部輸送隊を編成する。
- (2) 支部輸送隊は通常、対策室の指示を受け緊急輸送を実施する。

4 現地事務所

- (1) 地方本部又は対策室は、現地における緊急輸送の実施を円滑ならしめるため、必要に応じ所要の地点に現地事務所を開設する。
- (2) 現地事務所は、現地における緊急輸送要請機関との細部調整、支部輸送隊に対する連絡、輸送現況の把握及び報告等の実施にあたるものとし、人員等の構成・運営等は開設する地方本部又は対策室において決定する。

第 3 平常時における緊急輸送即応体制の整備

- 1 地方本部及び対策室（以下「地方本部等」という。）の設置準備災害等の発生に際し、速やかに緊急輸送の実施体制に移行しうるよう予め地方本部等の要員の指定、業務分担・服務要領等の準拠及び所要の物品の準備等について明らかにしておくものとする。

地方本部の開設に必要な諸物品は別紙3による。

- 2 支部輸送隊の編成準備

緊急の要請に即応しうるよう支部ごとに支部輸送隊の編成基準について明らかにしておくものとする。

支部輸送隊の編成要領は別紙4とする。

第 4 緊急輸送の要請が予測される場合の措置

災害等の発生に際し、緊急輸送の要請が予測される場合は速やかに次の措置を講じ、緊急輸送準備体制を完整する。

1 地方本部等の開設

- (1) 協会事務局内に地方本部を又、必要に応じ所要の支部事務局内に対策室をそれぞれ開設し、緊急輸送の準備に着手する。
- (2) 地方本部等の開設は、当初必要最少限の人員をもって構成し、事後状況の進展に応じ逐次これを補完する。
- (3) 地方本部等の開設に伴い、開設の日時、開設支部名及び活動状況を協会関係者に通知するとともに中央本部に報告する。

2 状況の把握及び通報

- (1) 地方本部等において緊急輸送業務の実施に必要な次の情報を収集し、現況の把握に努める。
 - ア 災害地域の全般被害状況
 - イ 災害地域に至る周辺全般の交通状況（道路・鉄道・港湾等）
 - ウ 地方自治体等の対応状況
 - エ 支部輸送隊の編成実施の可能性
- (2) 収集した情報は、整理・記録するとともに状況図等を作成して状況を明らかにする。
- (3) 把握した状況は要約、整理し必要事項は関係先に通報する。

3 緊急輸送の準備

- (1) 支部（対策室）に対し輸送準備の指示を行う。指示は文書（ファクシミリを含む。以下同じ。）又は電話によって行う。

指示には通常、次の事項を明らかにする。

 - ア 緊急輸送が予測される災害地域の被害状況
 - イ 支部（対策室）が実施する緊急輸送準備の内容及び完了時期
 - ウ 支部（対策室）が行う輸送準備に関し、地方本部が支援する事項
- (2) 緊急輸送に必要な諸物品等の貸出しについて準備する。
- (3) 緊急輸送車両の確認申請について準備する。
- (4) 関係支部（対策室）から出勤可能輸送力を把握し、その状況を明らかにする。
- (5) 支部（対策室）は1の輸送準備の指示に基づき次の事項について準備する。
 - ア 支部輸送隊の編成に関する準備
編成基準に基づく車両又は隊員の動員について
 - * 余関係事業者への連絡・確認
 - * 余編成完結場所の選定
 - * 余編成完結要領の概定
 - * 余所定の標示携行品等の準備
 - イ 災害規模から動員車両の増加が予測される場合の動員可能事業者に対する車両動員準備に関する連絡
 - ウ 動員可能輸送力の把握及び地方本部への報告

第 5 緊急輸送の要請を受けた場合の措置

中央本部から緊急輸送の要請を受けた場合は、機を失せず次の措置を講じ緊急輸送を開始する。

1 受領報告及び対策室に対する輸送指示

- (1) 緊急輸送指示書を受領した場合は、その旨を中央本部に報告する。
- (2) 次の事項を確認し、輸送を担当する支部を定め、速やかに当該対策室に輸送指示を行うとともに、中央本部に所要事項を報告する。
 - ア 緊急輸送を実施する災害地域の被害の状況（特に道路）
 - イ 輸送に必要な車両数、車種、最大積載量
 - ウ 車両の集結場所への経路及び交通統制等の状況
 - エ 輸送要請機関の関係責任者氏名及び電話番号等
- (3) 対策室に対する輸送指示は、緊急輸送指示書の交付（ファクシミリを含む）により行うが、緊急時はとりあえず電話によって行った後、前記指示書を送付する。
- (4) 対策室を開設していない場合の輸送指示は、予め準備している事業者に対し、地方本部から直接前項に準じて緊急輸送指示書の交付により行う。

2 支部輸送隊の編成

- (1) 輸送要請を受けた対策室は、予め作成している編成基準に基づき又は輸送の規模に応じ、支部輸送隊を編成する。
- (2) 対策室は、編成基準に示された輸送担当事業者に対し緊急輸送指示書2部を交付し、輸送の実施を要請するとともに支部輸送隊の編成完結要領に関し指示する。
- (3) 輸送の要請を受けた前項事業者は、止むを得ない特別な場合を除き、通常業務に優先して乗務員等及び車両を提供するものとし、提供するにあたっては次の事項に留意する。
 - ア 各乗務員及び各車両は所定の標示とする。
 - イ 原則として2名乗務とし、乗務員には運行に必要な金銭を前渡しする。
 - ウ 輸送活動が数日にわたることもあるので乗務員には必要な着替、日用品等を携行させる。
 - エ 燃料は、満タンクとし、必要な車両部品類を携行させる。
 - オ スペアタイヤ、発煙信号筒、消火器、救急箱等所要の物品を点検、携行させる。
 - カ 緊急輸送指示書1部を乗務員の責任者に交付し、当該輸送の終了時にこれを受領する。
- (4) 支部輸送隊の編成完結終了後速やかに中央本部に編成完結報告を行う。輸送を終了し、支部輸送隊を解散した場合も同様とする。

3 緊急輸送車両の確認申請等

予め準備したところに基づき、緊急輸送車両の確認申請を行い所定の標章を受領し、輸送担当事業者に交付する。

4 現地事務所の開設

地方本部又は対策室は、緊急輸送活動が大規模かつ繁雑で現地における関係者間の連絡調整、支部輸送隊に対する細部統制等が必要な場合は所要の人員をもって現地事務所を開設し、業務処理にあたるものとする。

5 輸送終了報告

- (1) 輸送を実施した事業者（乗務員）は、緊急輸送指示書の当該個所に輸送終了の証をとり、速やかに同指示書を対策室に提出する。
- (2) 対策室は、提出された緊急輸送指示書に基づき、緊急輸送報告書を作成し、地方本部に提出する。
- (3) 地方本部は、中央本部緊急輸送指示書による輸送の終了後その旨を中央本部に電話により報告した後、緊急輸送報告書を提出する。

6 運賃等の請求

- (1) 輸送担当事業者は、緊急輸送終了後、使用車両に対する届出運賃及び料金の請求書を通常、緊急輸送要請系統を経由して緊急輸送要請機関に請求する。
- (2) 運賃及び料金の請求書を受領した対策室（又は地方本部）は、請求内容を点検（点検印を押印）した後、前項に準じて緊急輸送要請機関に提出する。

7 業務従事者及び車両等に係わる災害補償

緊急輸送に係わる業務に従事している協会関係者が事故又は災害を蒙った場合の補償については、関係機関と協議する。

8 地方本部等の閉鎖

- (1) 中央本部から要請された輸送が全部終了した場合、又は中央本部から閉鎖の指示があった場合は地方本部等を閉鎖し平常業務に復帰する。
- (2) 地方本部等の閉鎖に伴い、閉鎖の日時、閉鎖支部名等を協会関係者に通報するとともに中央本部に報告する。

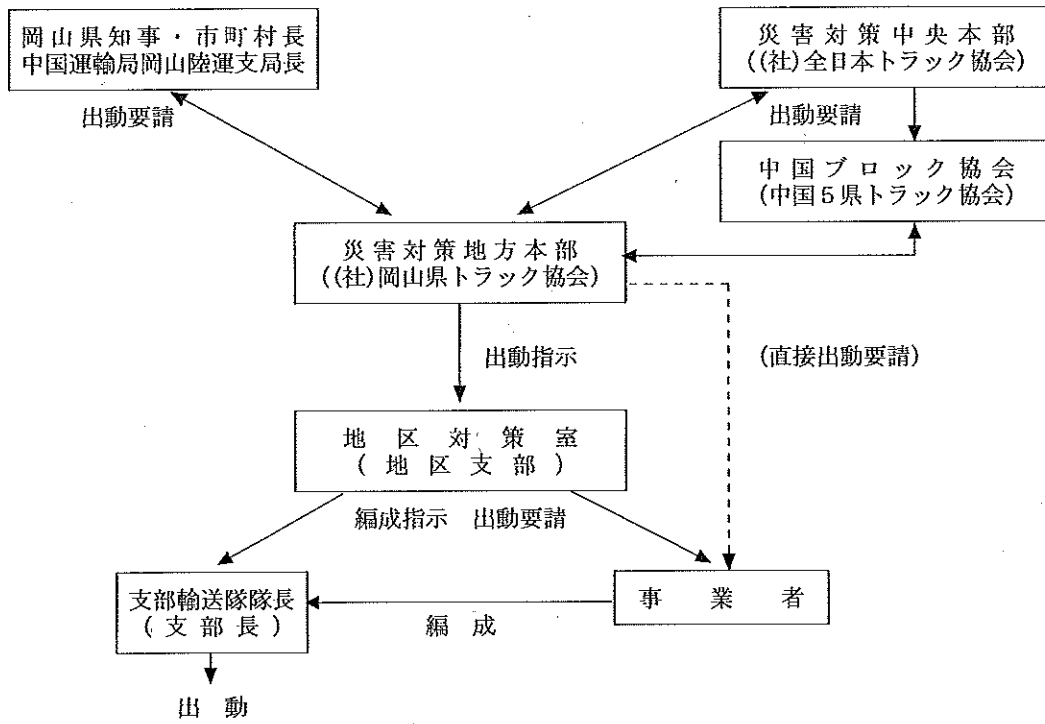
9 記録及び報告

- (1) 緊急輸送業務の処理にあつては、次の事項を業務日誌等に記録し今後の参考とする。
 - ア 地方本部等の編成、開設、閉鎖等の年月日
 - イ 緊急輸送要請の受理及び対策室等に対する輸送指示の概要
 - ウ 支部輸送隊の編成に関する事項
 - エ 日々の輸送状況及び支部輸送隊の行動
 - オ 使用経費とその内訳
 - カ 各種報告書等
 - キ 緊急輸送業務実務上の問題点、教訓的事項
- (2) 緊急輸送業務の実施機関間における報告事項及び要領は緊急輸送業務報告事項による。

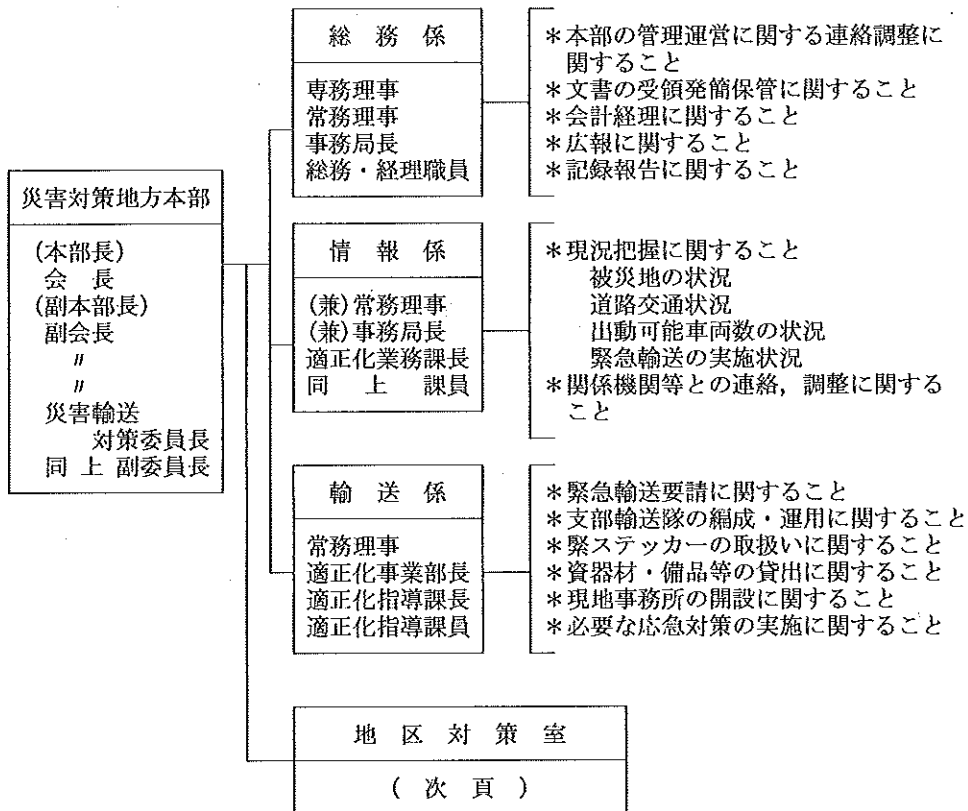
10 地方本部等の運営経費

地方本部等の運営経費は、運輸事業振興助成交付金より支弁する。

緊急輸送車両出動系統図



地方本部の組織と業務



地区対策室			
支部名	支部長名	電 話	ファックス
岡 山	大久保 俊 充	086-234-3211	086-234-5311
倉 敷	名 越 弘 明	086-425-0108	086-425-0138
玉 島	岡 正 也	086-522-4628	086-522-7443
児 島	高 木 佳 雄	086-473-6026	086-474-5151
玉 野	大 前 敬 治	0863-31-1034	0863-31-5768
井 原	武 富 雄	0866-83-1365	0866-83-1366
笠 岡	清 水 卓 士	0865-66-5050	0865-66-5252
総 社	川 上 壮 平	0866-93-5015	0866-93-4747
備 北	平 松 立 男	0866-22-2842	0866-22-1570
真 庭	鈴 木 進	0867-42-0630	0867-42-0631
津 山	小 林 昭 二	0868-26-4436	0868-26-4450
勝 英	竹 内 昭 二	0868-29-2929	0868-29-3331
和 気	横 山 万 吉	0869-67-2882	0869-67-2883
西 大 寺	歳 森 紘 康	086-943-0333	086-942-0150
ダンプ部会	木 下 勉	086-277-0900	086-276-2266

災害用諸物品

1 地方本部用

(1) 物品類

懐中電灯・テレビ・ラジオ・カメラ・腕章・作業服・ヘルメット（白）・雨衣・長靴・安全靴・仮眠具一式

(2) 事務用品類

文具類・受発信簿・連絡簿・広報記録簿・業務日誌・地図・道路交通状況図・出勤可能車両数一覧表・緊急輸送実施状況表・(緊)ステッカーの申請及び交付記録簿・備品貸出簿

2 対策室等への貸出物品

車両標示用幕・腕章・カメラ・携行用スコープ・ヘルメット（白）・発電機・投光機

3 保管を委託している器材

(1) 災害救助用業務艇（船外機付）

(2) ろ過器装置

支部輸送隊編成要領

1 支部輸送隊編成責任者
支部長（対策室長）

2 編成基準

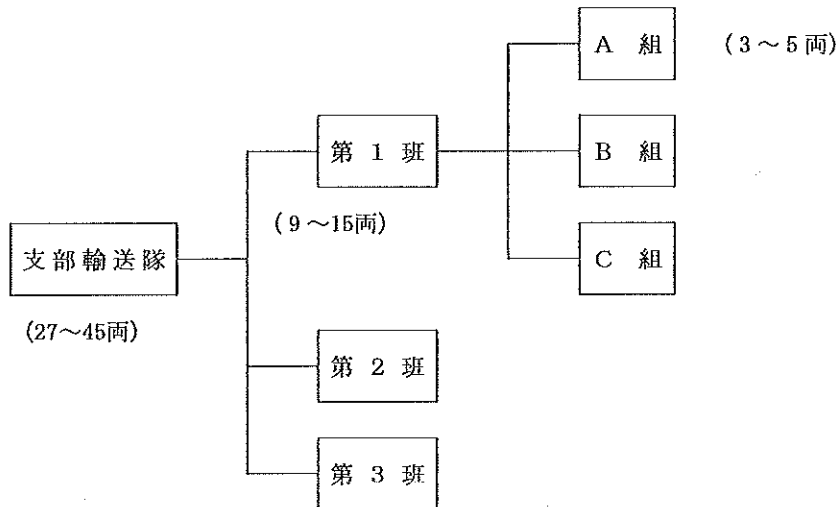
(1) 各支部単位に編成する。

ただし、状況により2つ以上の支部を合同して編成することかできる。

(2) 支部輸送隊の基本編成は次のとおりとする。

ア 車両は、支部長（対策室長）が輸送の担当可能な事業者と調整して出動台数を決定する。

イ 通常、班（班長）、組（組長）、及び各車両（乗務員2名）をもって編成し、その基準は概ね次のとおりとする。



3 支部輸送隊員の職責

* 支部輸送隊長……支部輸送隊を指揮し、同隊の輸送活動について責任を有する。

* 班長……支部輸送隊長の指揮に従って行動し、班を指揮して班の輸送活動について責任を有する。

* 組長……班長の指揮に従って行動し、組を指揮して組の輸送活動について責任を有する。

* 乗務員……組長の指揮に従って行動し、運転者は車両を安全確実に運転する。

副運転手は運転及び車両整備について協力する。また、当該輸送の終了時点において、緊急輸送指示書に受領者の署名を受ける。

4 輸送車両等への標示

支部輸送隊の隊員及び車両は所定の標識をつける。また、災害対策基本法施行規則第3条の規定に基づく緊急車両の標章及び証明書の交付を受けた場合は当該車両前面の見易い個所に標章を掲示する。

5 編成完結の要領

(1) 支部輸送隊編成責任者は、編成完結場所において乗務員及び車両を集合させ、点検、隊長、班長等の紹介及び訓示等を行って編成を完結する。

(2) 支部輸送隊長は、編成完結場所において、集合した乗務員等及び車両を掌握するとともに訓示、輸送活動に必要な指示等を行った後、輸送活動を開始する。

(3) 支部輸送隊の編成完結場所への集合に際しては、提供事業所から代表者が参加し、編成行事に立会する。

6 バス（乗合・貸切バス）

(1) 旅客輸送事業者保有自動車

事業者名・住所	営業所名	保有自動車	
		乗合	貸切
中鉄バス (株) 岡山市北区中山下二丁目8-50 222-6601	岡山	71	—
	計	71	—
両備バス (株) 岡山市北区錦町7-23 232-2111	岡山	14	63
	西大寺	44	30
	大元	42	5
	計	110	98
宇野自動車 (株) 岡山市北区表町二丁目3-18 225-3311	岡山	62	—
	計	62	—
岡山電気軌道 (株) 岡山市中区徳吉町二丁目8-22 272-2101	岡南	49	30
	高屋	37	—
	津高	31	—
	計	117	30
下津井電鉄 (株) 岡山市北区大元駅前3-53 233-8811 本社営業所 231-4334	岡山	19	2
	興除	18	70
	計	37	72
中鉄観光 (株) 岡山市北区内山下二丁目8-50 233-3241	岡山	—	35
	計	—	35
稲荷交通 (株) 岡山市北区吉備津266-1 287-3030	一宮	—	11
	三門	—	2
	計	—	13
岡山交通 (株) 岡山市南区豊成一丁目14-12 263-3337	豊成	—	4
	計	—	4
岡山タクシー (株) 岡山市南区豊浜町11-47 263-2111	本社	—	4
	計	—	4
中国交通 (株) 岡山市北区中山下二丁目8-45 223-0022	豊成	—	3
	計	—	3
両備運輸 (株) 岡山市北区番町一丁目1-8 222-3211	藤原	—	6
	計	—	6
アート観光バス (株) 岡山市南区豊浜町10-60 262-2133	岡山	—	6
	計	—	6
下電タクシー (株) 岡山市北区平和町8-15 225-2375	岡山	—	13
	計	—	13
プラザ交通 (株) 岡山市中区高屋144-2 272-5181	本社	—	8
	計	—	8
中国ジェイアールバス (株) 岡山市北区撫川1460 293-0473	岡山	36	7
	計	36	7
吉備交通 (株) 岡山市南区松浜町15-16 265-1100	本社	—	6
	計	—	6

7 舟 艇

(1) 岡山県トラック協会保有災害救助用業務艇

(平成 7年11月 1日現在)

舟 艇 種 別	型 式 等	保有数 (配備数)	配 備 先	保 管 場 所
1 災害救助用 アルミボート	(1) SS-14 (8人, 船外機付き) 6号, 7号	2	県消防防災課	岡山市北区いずみ町3-12 県立津島児童学院敷地内 岡山県資機材倉庫
	(2) SS-11 (4人, 船外機付き) 10号	1	県消防防災課	＃

8 航 空 機

(1) 岡山市消防ヘリコプター

近年の社会、経済活動の進展と相まって都市構造の変化は目覚しく、岡山市においても市街地の高密度化、再開発、超高層ビル、インテリジェントビル等の出現で、大きく変貌している。これに伴い災害の様相も多様化、複雑化してきている。

このような現状から、平成4年4月、「消防ヘリコプター導入検討委員会」を設置し、その後、各種の調査・検討を行った。

一方、国においては、阪神・淡路大震災の教訓から、自治体への消防防災ヘリコプターの早期導入を推進し、政令市以外の都市では、全国で初めてのケースとして、平成7年度に岡山市に配備することが決定された。

この結果、平成8年11月に機体の納入（航空隊準備室）、平成9年4月に航空隊発足の運びとなる。

ア ヘリコプター諸元・性能

(ア) 機 種：川崎式 BK117C-1型

(イ) 最大座席数：11座席

(ロ) 着 陸 装 置：スキッド式

(ハ) 最大離陸重量：3,350kg

(ニ) 最大航続距離：550km（標準） 770km（増槽）

(ホ) 最大航続時間：2.9h（標準） 4.0h（増槽）

(ヘ) 最 大 速 度：278km/h

(ク) 主な装備品

・機外吊り下げ装置 1,300kg ・救急担架装置 2床 ・ホイスト装置 270kg
 ・機外拡声装置 1式 ・消火用バケツ 800ℓ ・消火用ペリータンク 670ℓ
 ・GPS/MAP航法装置 1式 ・ヘリコプターテレビ画像電送システム 1式

イ 岡山市消防航空隊

事務所：〒702-8024 岡山市南区浦安南町671-1

岡山県岡南飛行場管理事務所内 TEL 086-261-0119

(2) 赤十字飛行隊

ア 保有航空機

区 分	全 国	岡 山	備 考
固 定 翼 機	112機		
ヘリコプター	24機		
隊 員	約168名		

イ 組 織

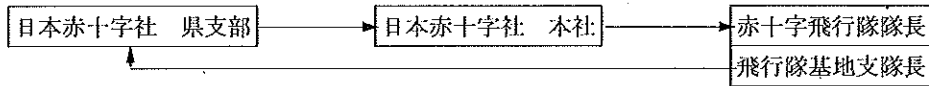
赤 十 字 飛 行 隊 本 部	
〒181-0015 東京都三鷹市大沢521-12	東京都調布飛行場
社団法人日本飛行連盟内 TEL 0422-39-0560	

ウ 赤十字飛行隊支隊

昭和38年11月3日、社団法人日本飛行連盟の役職員を母体として日本赤十字社本社直轄の赤十字奉仕団である赤十字飛行隊を結成し、「航空機を利用して、日本赤十字が行う災害救護業務等に無償で従事し、進んで日本赤十字社が行う人道的事業に協力する」ことになった。

その後、航空界の進歩とともに、自家用、社用機が全国的に普及し、これら自社用機所有者の協力を得て赤十字飛行隊の全国ネットがほぼ完了し、現在、全国最寄りの飛行隊所在空港から約1時間以内の飛行で全国各地をカバーできる態勢を確立している。

エ 出動系統図



9 ヘリコプター離着陸場

No.	名 称	所 在 地	備 考
1	二日市スポーツ広場	北区二日市町151	
2	辰巳西公園	北区田中104-101	
3	大元中央公園	北区大元上町4-901	
4	操車場跡地	北区北長瀬446地先 他	
5	県庁南旭川河川敷	北区内山下2-11地先	
6	岡山赤十字病院屋上	北区青江2-1-1	
7	岡山大学医学部付属病院屋上	北区鹿田町2-5-1	
8	後楽園臨時駐車場	北区後楽園1-5地先	
9	岡山大学野球場	北区津島中2-1	
10	中原旭川左岸河川敷	北区中原346地先	
11	玉柏自動車練習場	北区玉柏1395	
12	中国デザイン専門学校グラウンド	北区玉柏762地先	
13	旭川大原緑地	北区玉柏字大原66-6地先	
14	旭川第3緑地	北区原362地先	
15	岡山理科大学付属高校野球場	北区横井上2431-6	
16	岡山理科大学グラウンド	北区横井上1002-2	
17	横井公園	北区横井上1575	
18	田益上池公園	北区田益1741	
19	牧山ラインガルテン	北区中牧219	
20	旧金山休暇村駐車場	北区高野尻地内	
21	ニチアス	北区御津高津120-11	
22	運転免許センター駐車場	北区御津中山443-3	
23	御津スポーツパーク	北区御津高津1566	
24	草生旭川右岸広場	北区御津草生1074地先	
25	矢知池	北区御津矢知921	
26	伊田工業団地	北区御津伊田2037地先	
27	建部町総合スポーツセンター	北区建部町川口48	
28	たけべの森公園	北区建部町田地子1571-40	
29	たけべの森ゴルフクラブ	北区建部町中田1046-1	
30	建部町親水公園	北区建部町建部上地内	
31	天神宮南河川敷	北区建部町品田1249-2地先	
32	吉田河川敷空地	北区建部町吉田80-1地先	
33	撫川公園	北区中撫川28	
34	大内田ちびっこ広場	北区大内田558-2	

No.	名 称	所 在 地	備 考
35	済生会病院屋上	北区伊福町1-17-18	
36	関西高校野球場	北区横津1438地先	
37	黒住教本部駐車場	北区尾上2770	
38	芳賀佐山中央公園	北区芳賀5112	
39	岡山商科大学グラウンド	北区津島京町2-4	
40	リサーチパーク・インキュベーションセンター南	北区芳賀5303	
41	山上最終処分場	北区山上152	
42	足守中学校	北区大井360	
43	高松稲荷ジャンボ駐車場	北区高松稲荷435地先	
44	三手埋立跡地	北区三手117-1	
45	栗井 岡山スポーツランド	北区栗井2716-5	
46	足守川福崎緑地	北区福崎418地先	
47	ももぞの学園運動場	北区栗井3013-1	
48	福谷スポーツ広場	北区東山内1295	
49	下高田ちびっこ広場	北区上高田30地先	
50	大井緑地	北区大井236-1地先	
51	奥市公園グラウンド	中区奥市3-11	
52	岡山消防訓練センター	中区桑野116-3	
53	新岡山港第4突堤緑地	中区新築港9-1	
54	沖元公園南グラウンド	中区沖元313地先	
55	旭川平井緑地	中区平井1268地先	
56	旭川平井第2緑地北側河川敷	中区平井6-9地先	
57	旭川御幸緑地	中区御幸町6地先	
58	百間川河川敷グラウンド	中区海吉1462地先	
59	浜旭川左岸河川敷	中区浜1-3地先	
60	中島グラウンド	中区中島239-1地先	
61	高島公園	中区八幡東町20	
62	百間川河川敷今谷グラウンド	中区今谷141地先	
63	財田スポーツ広場	中区長岡4番地101	
64	今在家河川防災ステーション	中区今在家540-1地先	
65	鐘紡跡地	東区西大寺南1-62-1	
66	吉井川第1緑地	東区西大寺射越地内	
67	吉井川左岸河川敷	東区西大寺浜130地先	
68	テイカ岡山工場 所有地	東区久々井1-1他	
69	神崎山公園競技場	東区神崎894	
70	正儀シーサイドスポーツ広場	東区正儀5050	
71	犬島海水浴場	東区犬島221-3	
72	犬島アートプロジェクト前広場	東区犬島327-6地先	
73	岡山化学犬島工場	東区犬島58	
74	吉井川上道緑地	東区寺山650地先	
75	上道公園	東区竹原474	
76	古都南方スポーツ広場	東区古都南方10	
77	岡東浄化センター	東区升田614-11	
78	六番川水の公園多目的広場	東区升田614-64	
79	岡山県消防学校	東区瀬戸町肩脊1170	
80	瀬戸町総合運動公園	東区瀬戸町南方1311	
81	キリンビール・グラウンド	東区瀬戸町万富678	
82	ユニバーサル製缶グラウンド	東区瀬戸町南方150	
83	環太平洋大学グラウンド	東区瀬戸町観音寺721	
84	瀬戸庁江尻レストパーク	東区瀬戸町江尻990	
85	瀬戸吉井川緑地	東区瀬戸町弓削地内	

No.	名 称	所 在 地	備 考
86	浦安体育館 北駐車場	南区浦安南町493-1	
87	当新田サッカー場	南区当新田488-4	
88	旭川福島緑地	南区福島2-9先	
89	小串スポーツ広場	南区小串1037-1	
90	両堤池	南区小串771	
91	山田スポーツ広場	南区山田2117	
92	中国銀行妹尾グラウンド	南区妹尾3380-2	
93	藤田都スポーツ広場	南区藤田都六区1415	
94	笹が瀬川古新田緑地	南区古新田393地先	
95	環境保健センター	南区内尾668-1	
96	灘崎町民野球場	南区北七区61-4	
97	灘崎町総合公園	南区片岡地内	
98	なださきレクリエーションパーク多目的広場	南区北七区地内	
99	西七区コミュニティ広場	南区西七区231	
100	出羽殿池の土手	南区迫川地内	
101	植松グラウンド	南区植松187-3	

岡 山 市 (101箇所)

第7 予報及び警報等の種類と基準等

1 気象注意報等の種類及び発表基準

(1) 気象注意報等

気象等が原因で災害が起るおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が一般の注意を促すため発表するものである。

岡山地方気象台が発表する注意報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準
注 一 般 の 利 用 に 適 合 す の	気象注意報	風雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴わない平均風速が陸上で12 [*] m/s以上、海上では15m/s以上になると予想される場合。
	風雪注意報	同上
	強風注意報	強風によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12 [*] m/s以上、海上では15m/s以上になると予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 24時間雨量が平地で80mm以上になると予想される場合。 (2) 3時間雨量が40mm以上になると予想される場合。 (3) 1時間雨量が30mm以上（ただし、総雨量の予想が40mm以上の場合）になると予想される場合。
	大雪注意報	大雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地では30cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100 [*] m以下、または海上で500m以下になると予想される場合。
	雷注意報	激しい雷雨が起って落雷のおそれがあると予想される場合。
	乾燥注意報	空気が異常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度60%以下で最小湿度が35%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 積雪が20cm以上あり、降雪が30cm以上になると予想される場合。 (2) 積雪が50cm以上あり、最高気温（岡山における）が12 [*] ℃以上、またはかなりの降雪が予想される場合。
	着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地では30cm以上で岡山の気温が3℃～-1℃になると予想される場合。
	霜注意報	4月以降の晩霜で農作物に災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が5 [*] ℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	異常な低温によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-3 [*] ℃以下になると予想される場合。
	※地面現象注意報	地面現象注意報
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面(T.P)上、宇野港で1.6m以上になると予想される場合。

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
	浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合。
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 24時間雨量が80mm以上になると予想される場合。 (2) 3時間雨量が40mm以上になると予想される場合。 (3) 1時間雨量が30mm以上（ただし、総雨量の予想が80mm以上の場合）になると予想される場合。
	※水防活動用 ※水防活動用 ※水防活動用	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	※水防活動用 ※水防活動用	高潮注意報	" 高潮注意報と同じ。
	※水防活動用 ※水防活動用	洪水注意報	" 洪水注意報と同じ。

2 気象警報等の種類及び発表基準

(1) 気象警報等

気象等が原因で、重大な災害が起るおそれがあると予想される時、岡山地方気象台が一般の警戒を促すため発表するものである。

岡山地方気象台が発表する警報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準		
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s、海上では25m/s以上になると予想される場合。
			暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上では25m/s以上になると予想される場合。
			大雨警報	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 24時間雨量が平地で140mm以上になると予想される場合。 (2) 3時間雨量が80mm以上になると予想される場合。 (3) 1時間雨量が50mm以上（ただし、総雨量の予想が平地で80mm以上の場合）になると予想される場合。
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で30cm以上、山地では60cm以上になると予想される場合。
	※地面現象 警 報	地面現象 警 報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。	
	高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面(T.P)上、宇野港で1.9m以上になると予想される場合。	
	波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が2.5m以上になると予想される場合。	
	※浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。	
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 (1) 24時間雨量が平地で140mm以上になると予想される場合。 (2) 3時間雨量が80mm以上になると予想される場合。 (3) 1時間雨量が50mm以上（ただし、総雨量の予想が80mm以上の場合）になると予想される場合。	

種		類	発 表 基 準	
警 報 の 種 別 に あ ら わ せ る も の	※	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	※	水防活動用 高潮警報	高潮警報	〃 高潮警報と同じ。
	※	水防活動用 洪水警報	洪水警報	〃 洪水警報と同じ。
	※	水防活動用 洪水警報	洪水警報	〃 洪水警報と同じ。

- ④ 1 注意報、警報の発表基準欄に記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。
ただし、大雨と洪水の注意報及び警報の発表基準は、二次細分地域ごとに数値等が見直された中での岡山地域のもので記載している。
- 2 (1) 種類欄の※印を付した注意報、警報は標題を出さなくて、気象注意報、警報に含めて行う。
(2) 同※印水防活動の利用に適合する注意報、警報は一般の利用に適合する注意報、警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動の語は用いない。
- 3 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除、または更新されて新たな注意報、警報にきりかえられる。
- 4 ×印を付した基準値は、気象官署での値であることを示す。

3 津波注意報・津波警報の種類等

(1) 津波注意報・津波警報

津波注意報（津波注意報及び津波警報をいう）

津波予報は、予想される津波の高さにより「大津波」、「津波」、「津波注意」の3種類に区分され、その解説及び発表される津波の高さは次のとおりである。

○ 予報の種類及び予報文等

予報の種類	予報文	解 説	予想される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、 厳重に警戒してください。	10 m以上、8 m、6 m、 4 m、3 m
	津波	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒 してください。	2 m、1 m
津波注意報	津波注意報	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、 注意してください。	0.5 m

- (注) 1 「津波の発生はない」あるいは「発生しても発災の恐れはない微弱な津波」とされるときは、津波注意報の対象としない。
2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなったときの潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

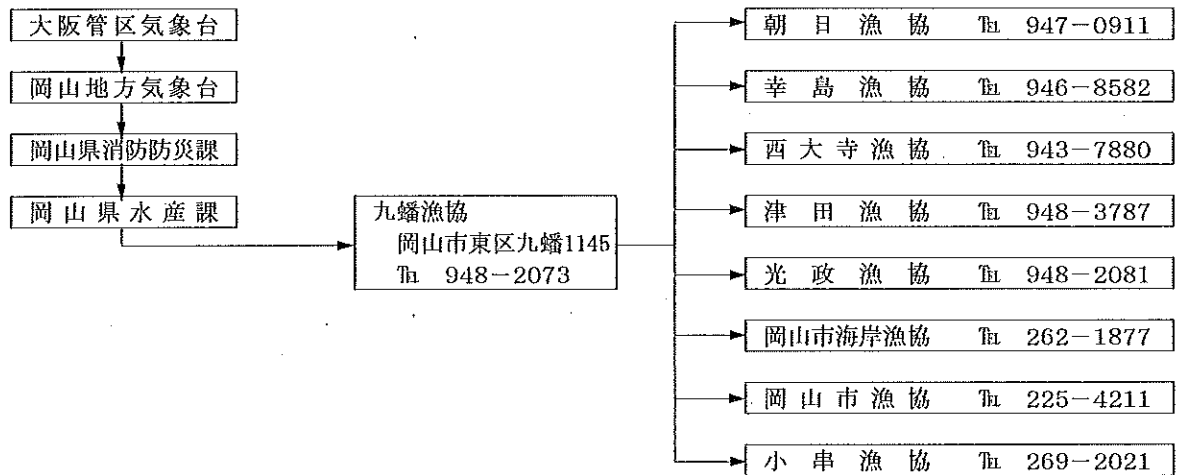
○津波予報区

日本の沿岸は66の予報区（原則として都道府県程度に区分）に分けられる。岡山県は全域が一つの予報区であり、予報区名は「岡山県」である。

○発生基準

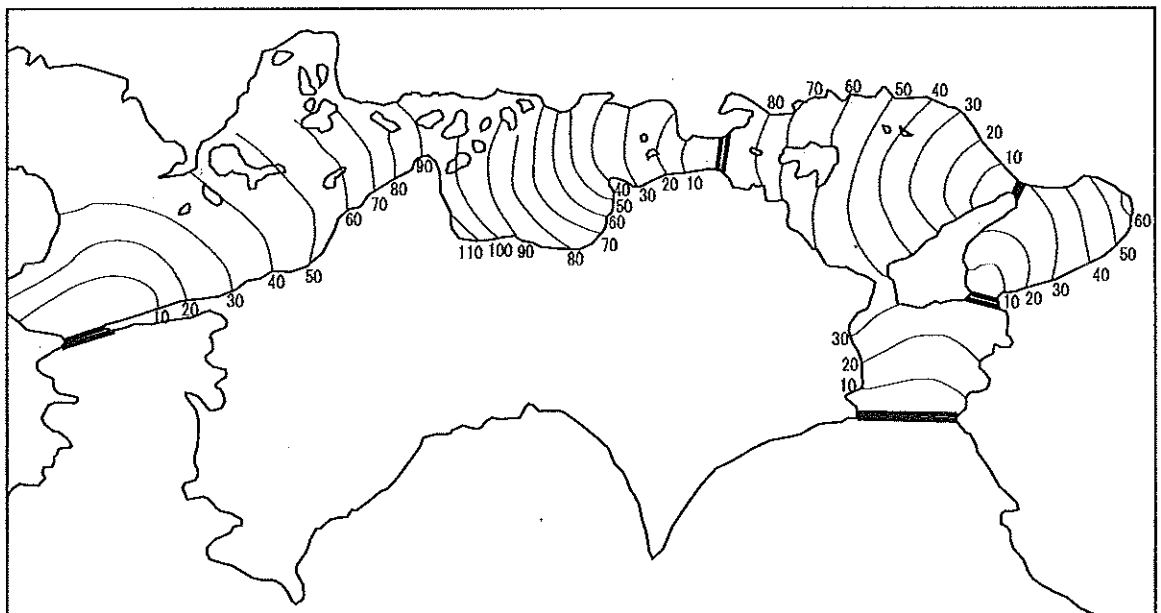
- ア 津波による災害のおそれがあると予想されるとき。
イ 津波の有無について注意を喚起する必要があると認められるとき。

(2) 沿岸漁業者に対する津浪注意報・警報の伝達



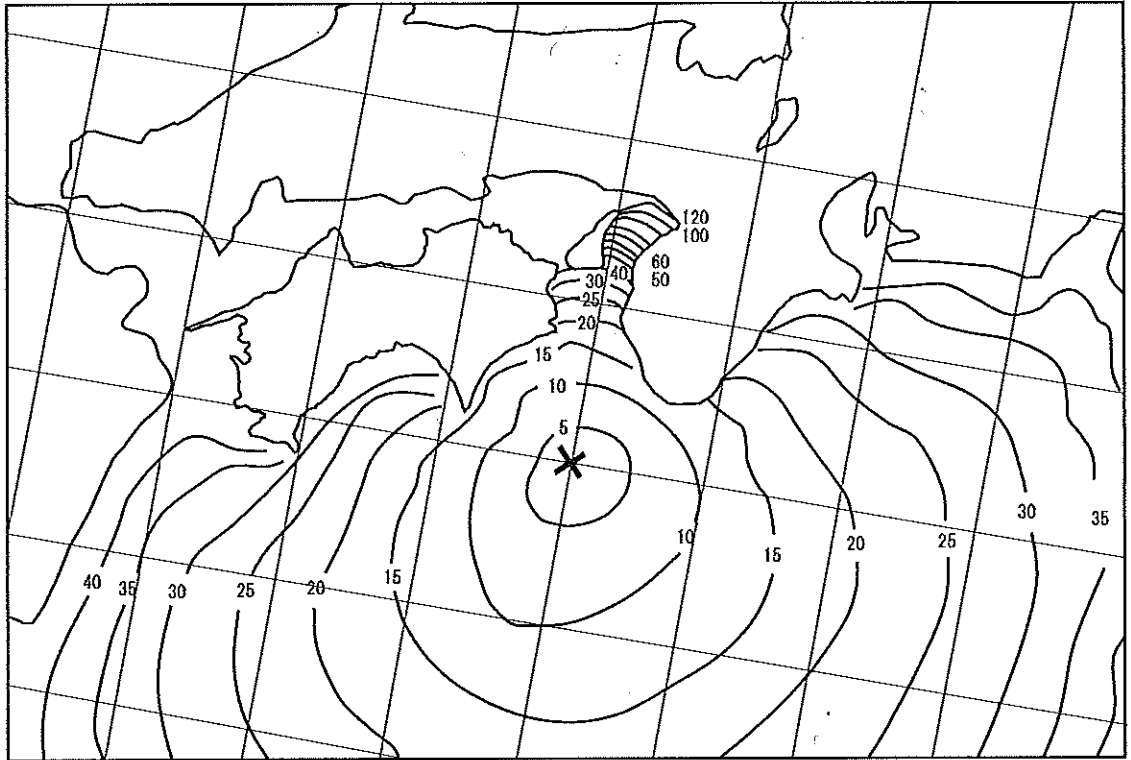
(3) 瀬戸内海津波伝播図

注) || 浪限を仮定した場合
数字は津波の到達時間(単位:分)



(4) 紀伊半島沖津波伝播図

数字は津波の到達時間(単位:分)



(5) 気象庁震度階級

気象庁震度階級関連解説表

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
-0.5	0	人は揺れを感じない。						
-1.5	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
-2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電線が少し揺れる。					
-3.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。					
-4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を固ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。堅りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
-5.0	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。堅りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないプロック解が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
-5.5	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。ダンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないプロック解の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの壁石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が崩壊したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。		

計測震度	人	間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	ライフライン	地盤・斜面
5.5	立っていることが困難になる。		固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるとドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	立っていることができず、はわないと動くことができない。		固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないアブリックのほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することもある。]		
6.5	揺れにほんろろさされ、自分の意志で行動できない。		ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているアブリックも破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

*ライフラインの[]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

(参考) 震度は、地震動の強さを表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記載される現象から決定するものではありません。
- 2 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれていた地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- 4 大規模な地震では最周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの降管、石油タンクのスロッシングなどの最周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- 5 この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

平成8年2月

4 洪水予報・水位周知・水防警報

1 洪水予報

洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある河川について国又は県が指定する。

洪水の際に沿岸住民の迅速な避難を促すため、降雨による河川の水位上昇を予測し、洪水の恐れがあると認められる場合に、国又は県が气象台と共同で注意報・警報を発表する。

(1) 国土交通省及び気象庁による洪水予報

国土交通大臣及び運輸大臣が指定した河川についての洪水予報の発表は国土交通省岡山河川事務所及び岡山地方气象台が行うものとし、今後の雨量及び水位の予測を示して洪水予報を発表する。

(水防法10条、気象業務法(昭和27年法律165号)14条の2)

なお、この発表をしたときは直ちに次に示す通報系統図に従って、各関係機関に通知するものとする。(水防法10条)

① 洪水予報を行う河川及びその区間

旭川(平成21.9.10国土交通省告示第992号)

百間川(平成3.3.27運輸省・建設省告示第2号)

河川名	区	間
旭川	左岸 岡山市北区牟佐字高尾1673番地先 右岸 岡山市北区玉拍字宮本2744番地先	から海まで
百間川	左岸 右岸	旭川からの分派点から海まで

吉井川(平成8.3.22運輸省・建設省告示第1号)

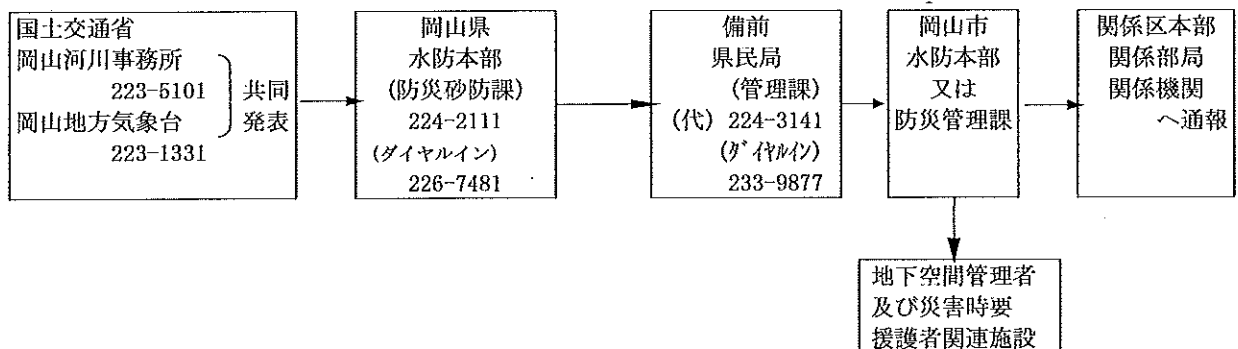
河川名	区	間
吉井川	左岸 和気郡和気町岩戸字コホツカ谷 606番地先 右岸 和気郡和気町大字田原上字日ノ谷奥1527番の24地先	から海まで

② 水位観測所 資料編 第4 1 (2)の関係水位観測所一覧表 参照

③ 洪水予報の基準

段 階 別	基 準
はん濫注意情報 (旧:洪水注意報)	(2)に示すいずれかの観測所の水位がはん濫注意水位(旧警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
はん濫警戒情報 (旧:洪水警報)	(2)に示すいずれかの観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位(旧危険水位)に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
はん濫危険情報	(2)に示すいずれかの観測所の水位が、はん濫危険水位に到達したとき。
はん濫発生情報	洪水予報実施区間内ではん濫が発生したときに発表する。
解 除	洪水による危険がなくなったと認められるとき、岡山河川事務所と岡山地方气象台が協議のうえ決定する。

④ 洪水予報の通報伝達系統



(2) 岡山県及び気象庁による洪水予報

県知事が指定した河川についての洪水予報の発表は、関係県民局及び岡山地方气象台が行うものとし、今後の雨量及び水位の予想を示して洪水予報を発表する。(水防法11条、気象業務法14条の2)

なお、この発表をしたときは、直ちに次に示す伝達系統図に従って、各関係機関に通知するものとする。(水防法11条)

- ① 洪水予報を行う河川及びその区間
 笹ヶ瀬川、足守川（平成17.6.7岡山県告示第392号）

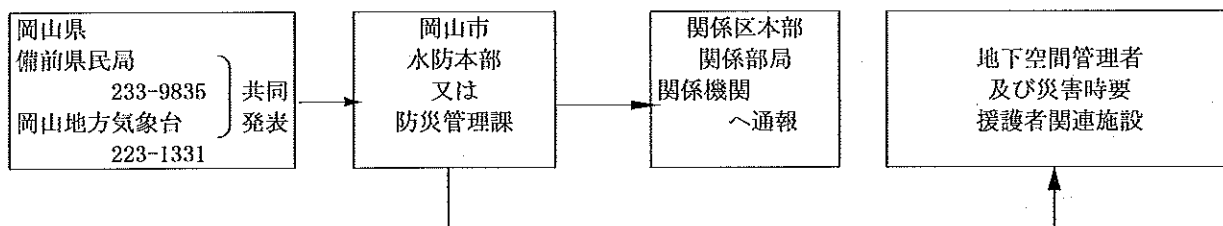
河川名	区	間
笹ヶ瀬川	左岸	岡山市北区矢坂西町2063-6地先から岡山市南区当新田字三番前490-36地先まで
	右岸	岡山市北区尾上字飼料173-1地先から岡山市南区藤田字錦724-126地先まで
足守川	左岸	岡山市北区撫川字上保田31-1地先から岡山市北区今保969-1地先まで
	右岸	岡山市北区撫川字岡久1315-3地先から岡山市南区古新田字後庄田293-1地先まで

- ② 水位観測所 資料編 第4 1 (2)の関係水位観測所一覧表 参照

- ③ 洪水予報の基準

段階別	基準
はん濫注意情報 (旧洪水注意報)	(2)に示すいずれかの観測所の水位がはん濫注意水位（旧警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
はん濫警戒情報 (旧洪水警報)	(2)に示すいずれかの観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位（旧危険水位）に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
はん濫危険情報	(2)に示すいずれかの観測所の水位が、はん濫危険水位に到達したときに発表する。
はん濫発生情報	洪水予報実施区間内ではん濫が発生したときに発表する。
解除	洪水による危険がなくなつたと認められるとき、備前県民局と岡山地方気象台が協議のうえ決定する。

- ④ 洪水予報通報伝達系統



2 水位周知

洪水予報河川以外の河川で洪水により重大な損害が生ずるおそれがある河川を国又は県が指定する。

洪水の際に市町村が避難勧告等の目安とできるように、河川水位が避難判断水位（旧名称：特別警戒水位）に達した場合に国又は県が市町村へ通知する。

- (1) 岡山県による水位の通知及び周知

県知事が行う水位の周知は、関係県民局長が行うものとする。

関係県民局長は、河川の水位が避難判断水位（旧名称：特別警戒水位）に達したときは次の伝達系統図に従って関係機関に通知するものとする。（水防法13条）

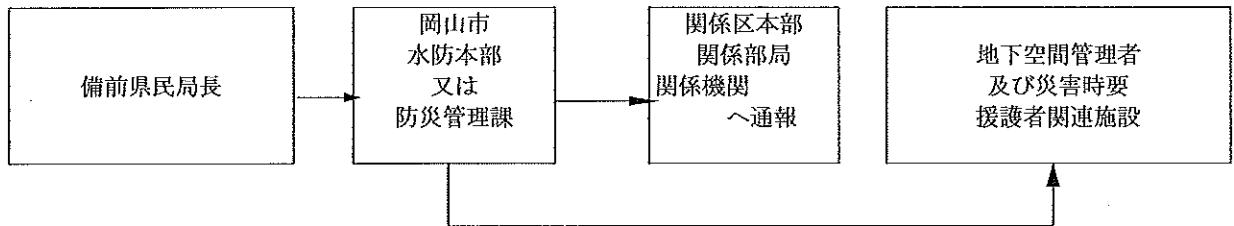
- ① 県知事が水位の通知及び周知を行う河川

河川名	区	域
一級河川 旭川水系 旭川	起点	左岸 真庭市社字三ツ瀬川端139番地の1地先
		右岸 " 豊栄字宮ノ上1119番1地先
	終点	左岸 岡山市北区牟佐字高尾1673番地先
		右岸 " 北区玉柏字宮本2744番地先
一級河川 旭川水系 砂川	起点	左岸 岡山市東区砂場字橋詰373番1地先
		右岸 " 東区谷尻字カミ89番地先
一級河川	終点	百間川との合流点
一級河川	起点	目山谷川との合流点

旭川水系 宇甘川	終点	旭川との合流点	
二級河川 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	起点	左岸	岡山市北区栢谷字一ノ瀬1744-1地先
		右岸	" 北区栢谷字免谷13-1地先
	終点	左岸	岡山市北区矢坂西町2063-6地先
		右岸	" 北区尾上字飼料173-1地先
二級河川 笹ヶ瀬川水系 砂川	起点	左岸	岡山市北区大窪字西畑631
		右岸	" 北区大窪字大門718
	終点	左岸	岡山市北区一宮字今溝345
		右岸	" 北区一宮字中田697
二級河川 倉敷川水系 倉敷川	起点	左岸	倉敷市船倉町字葎原1291番の5地先
		右岸	倉敷市御船町字川間490番の3地先
	終点	海に至る	

② 水位観測所 資料編 第4 1 (2)の関係水位観測所一覧表 参照

③ 水位周知伝達系統



3 水防警報

洪水や高潮により重大な損害が生ずるおそれがある河川や海岸を国又は県が指定する。

水防団の活動の指針とするため、河川の水位や海岸の潮位が基準水位（潮位）に達した場合に市町村へ通知するとともに、水防警報を発表する。

(1) 国土交通大臣若しくは知事が行う水防警報とその措置

国土交通大臣若しくは知事が指定する河川又は海岸についての水防警報の発表は国土交通省岡山河川事務所長及び関係県民局長が行うものとし、次に示す各水防警報に基づく水位、潮位を示して、水防上の警報を発表する。

なお、この発表をしたときは直ちに次に示す伝達系統図に従って各関係機関に通知するものとする。（水防法16条）

- ① 国土交通大臣が水防警報を行う河川及びその区域 (昭和30. 9. 9建設省告示第1178号)
 (百間川昭和39. 7. 17建設省告示第1798号)
 (吉井川昭和55. 4. 5建設省告示第823号)
 (旭川 平成21. 9. 10国土交通省告示第991号)

河川名	区 間	水防警報発表者
旭 川	左岸 岡山市北区牟佐字高尾1673番地先 右岸 岡山市北区玉柏字宮本2744番地先) から海まで	岡山河川事務所長
百 間 川	左岸 } 旭川からの分派点から海まで 右岸 }	岡山河川事務所長
吉 井 川	左岸 和気郡和気町岩戸字コホツカ谷 606番地先 右岸 和気郡和気町大字田原上字日ノ谷奥1527番の24地先) から海まで	岡山河川事務所長

- ② 県知事が水防警報を行う指定区域 (昭和34. 6. 2岡山県告示第433号)
 (昭和46. 5. 21岡山県告示第468号)
 (昭和55. 4. 8岡山県告示第358号)
 (平成2. 4. 6岡山県告示第372号)
 (平成3. 5. 17岡山県告示第388号)
 (平成17. 6. 7岡山県告示第393号)
 (平成18. 6. 9岡山県告示第345号, 346号)

河川海岸名	区 域	水防警報発表者
三幡九幡海岸	起点 岡山市東区九幡2番地先 九幡港西防波堤付根 終点 岡山市中区江並483番地 旭川起点	備前県民局長
久々井漁港海岸 久々井地区	起点 岡山市東区久々井字新開1670の1番地先 終点 岡山市東区久々井字西濱1439番地	備前県民局長
岡山港海岸 立川地区	起点 岡山市南区海岸通一丁目5の18番地先 旭川基点 終点 岡山市南区築港栄町10-1番地先 汐止堤防交差点東詰	備前県民局長
岡山港海岸 西小串地区	起点 岡山市南区小串字大浦2246-1番地 終点 岡山市南区小串字西ノ奥3790-8番地	備前県民局長
二級河川 笹ヶ瀬川水系 足守川	起点 左岸 岡山市北区撫川字上保田31-1地先 右岸 " 北区撫川字岡久1315-3地先 終点 左岸 岡山市北区今保969-1地先 右岸 " 南区古新田字後庄田293-1地先	備前県民局長
二級河川 笹ヶ瀬川水系 砂川	起点 左岸 岡山市北区大窪字西畑631 右岸 " 北区大窪字大門718 終点 左岸 岡山市北区一宮字今溝345 右岸 " 北区一宮字中田697	備前県民局長
二級河川 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	起点 左岸 岡山市北区栢谷字一ノ瀬1744-1地先 右岸 " 北区栢谷字免谷13-1地先 終点 左岸 岡山市南区当新田字三番前490-36地先 右岸 " 南区藤田字錦724-126地先	備前県民局長
一級河川 旭川水系 砂川	起点 左岸 岡山市東区砂場字橋詰373番1地先 右岸 " 東区谷尻字カミ89番地先 終点 百間川との合流点	備前県民局長

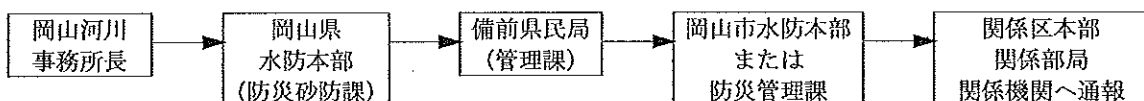
③ 水位観測所 資料編 第4 1 (2)の関係水位観測所一覧表 参照

④ 県知事が水防警報を行う指定区域

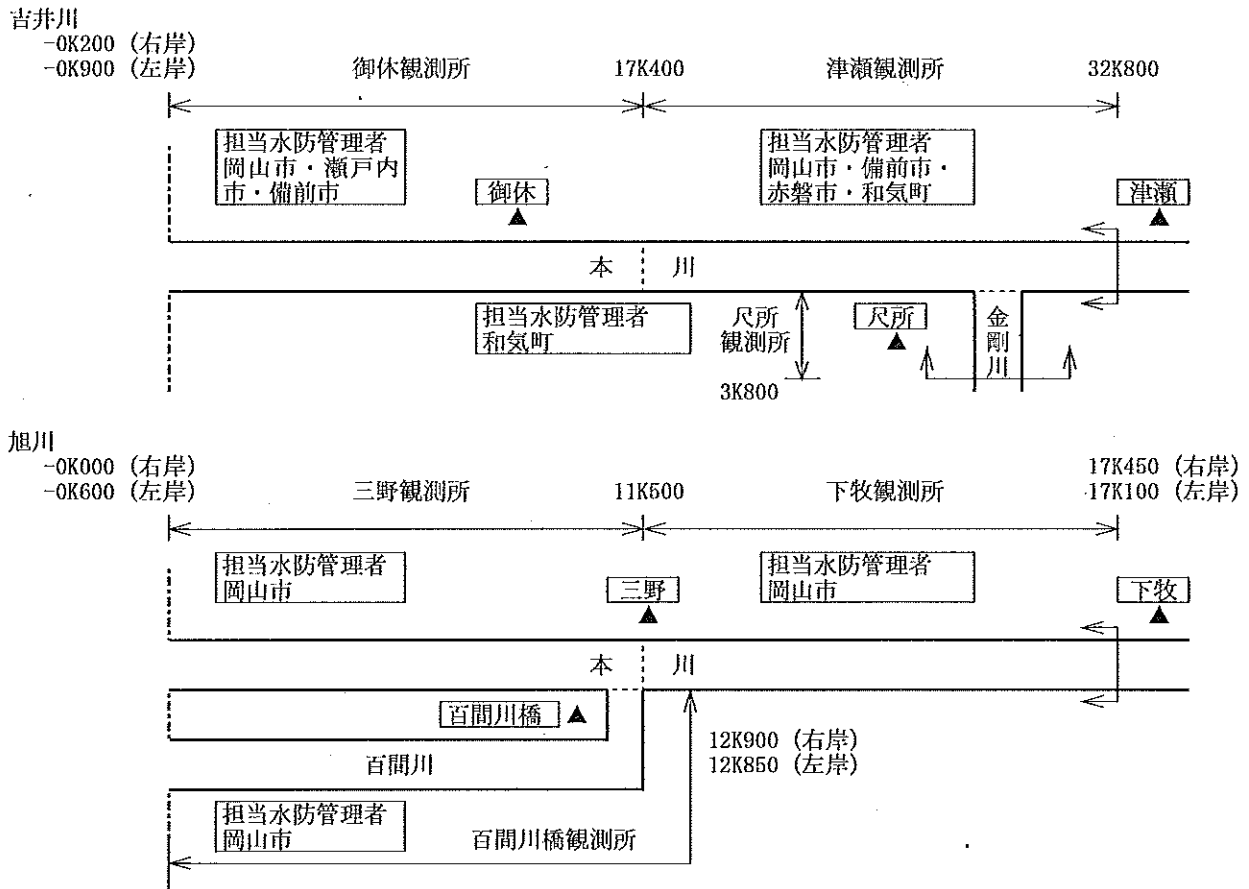
段 階	内 容
第1段階	待機 水防団員の足止めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが、出動人員を減じてでも差し支えない旨を警告するもの
第2段階	準備 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに活動ができるよう準備をする旨を警告するもの
第3段階	出動 水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの
第4段階	指示 水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により危険箇所についても必要とする事項を指摘するもの
第5段階	解除 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの

⑤ 国土交通大臣指定河川の水防警報通報伝達系統及び水防警報発表観測所の分担区域 (岡山河川事務所長発表)

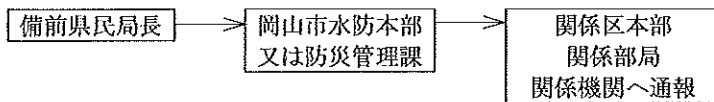
(イ) 水防警報通報伝達系統



(ロ) 水防警報発表観測所の分担区域



⑥ 県知事指定河川の水防警報通報伝達系統 (備前県民局長発表)
 水防警報通報伝達系統



2 国土交通大臣若しくは知事が行う水防警報とその措置

国土交通大臣若しくは知事が指定する河川または海岸についての水防警報の発表は国土交通省岡山河川事務所長及び関係県民局長が行うものとし、次に示す各水防警報に基づく水位、潮位(3)を示して、水防上の警報(4)を発表する。
 なお、この発表をしたときは直ちに次に示す伝達系統図(5)(6)(7)に従って各関係機関に通知するものとする。

(法10の6)

- (1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川及びその区域 (昭和30. 9. 9 建設省告示第1178号)
 (百間川 昭和39. 7. 17 建設省告示第1798号)
 (吉井川 昭和55. 4. 5 建設省告示第 823号)
 (旭川 平成21. 9. 10国土交通省告示第991号)

河川名	区	域	水防警報発表者
旭川	左岸 岡山市北区牟佐字高尾1673番地先 右岸 岡山市北区玉柏字宮本2744番地先	から海まで	岡山河川事務所長
百間川	左岸 旭川からの分派点 右岸	から海まで	岡山河川事務所長
吉井川	左岸 和気郡和気町岩戸字コホッカ谷606番地先 右岸 和気町大字田原上字日ノ谷奥1527番24地先	から海まで	岡山河川事務所長

- (2) 県知事が水防警報を行う指定区域 (昭和34. 6. 2 岡山県告示第433号)
 (昭和46. 5. 21 岡山県告示第468号)
 (昭和55. 4. 8 岡山県告示第358号)
 (平成 2. 4. 6 岡山県告示第372号)
 (平成 3. 5. 17 岡山県告示第388号)
 (平成17. 6. 7岡山県告示第393号)
 (平成18. 6. 9岡山県告示第345号、346号)

河川海岸名	区	域	水防警報発表者
三幡九幡海岸	起点 岡山市東区九幡2番地先九幡港西防波堤付根 終点 岡山市中区江並483番地旭川起点		備前県民局長
二級河川 笹ヶ瀬川水系 足守川	起点 左岸 岡山市北区撫川字上保田31-1地先 右岸 字岡久1315-3地先 終点 左岸 岡山市北区今保969-1地先 右岸 南区古新田字後庄田293-1地先		岡山地方振興局長
二級河川 笹ヶ瀬川水系 砂川	起点 左岸 岡山市北区大窪字西畑631 右岸 字大門718 終点 左岸 岡山市北区一宮字今溝345 右岸 字中田697		岡山地方振興局長
二級河川 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	起点 左岸 岡山市北区栢谷一ノ瀬1744-1地先 右岸 字免谷13-1地先 終点 左岸 岡山市南区当新田字三番前490-36地先 右岸 南区藤田字錦724-126地先		岡山地方振興局長
一級河川 旭川水系 砂川	起点 左岸 岡山市と旧瀬戸町の市町境 右岸 終点 百間川との合流点		岡山地方振興局長

(3) 水防警報対象水位（潮位）観測所

河川海岸名	観測所名	位 置	指定水位	警戒水位	計画高水位
旭 川	下 牧	岡山市北区下牧	4.30	6.70	9.30
	三 野	〃 三野	5.20	6.80	9.50
百 間 川	百間川橋	〃 中区原尾島	4.10	4.60	7.40
吉 井 川	津 瀬	和気郡和気町	5.00	6.40	11.18
	御 休	岡山市東区一日市	4.80	5.80	8.746
三 蟠 九 蟠 海 岸	沖 元	〃 中区沖元	1.85	2.35	
	高 島	〃 新築港	2.79	3.29	
二級河川笹ヶ瀬川水系 足 守 川	庭 瀬	〃 北区庭瀬	3.10	4.10	
二級河川笹ヶ瀬川水系 砂 川	宮瀬橋	〃 一宮	3.00	3.70	
二級河川笹ヶ瀬川水系 笹 ヶ 瀬 川	藤 田	〃 南区藤田	1.50	2.50	
二級河川笹ヶ瀬川水系 笹 ヶ 瀬 川	笹ヶ瀬	〃 北区花尻	2.50	3.50	
一級河川 旭 川水系 砂 川	上 道	〃 東区竹原	4.00	5.00	

(4) 水防警報の段階

段 階	内 容
第1段階 待 機	水防団員の足止めを警戒するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するものまたは出勤時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが、出勤人員を減じても差し支えない旨を警告するもの
第2段階 準 備	水防資機材の整備点検、水門等の閉開準備、堤防の巡視及び直ちに出勤ができるよう準備をする旨を警告するもの
第3段階 出 動	水防団員が出動する必要のある旨を警告するもの
第4段階 指 示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により危険箇所についても必要とする事項を指摘するもの
第5段階 解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの

5 火災気象通報

火災気象通報の基準

区分	気 象 状 況 の 基 準		備 考
1	実効湿度	65%以下	
	最小湿度	35%以下	
	最大風速	7m/s以上	
2	実効湿度	60%以下	降雨、降雪中は、行わないこともある。
3	平均風速	10m/s 以上で1時間以上 連続して吹く見込みのとき	

[注] 実効湿度とは「木材（生木でない例えば柱）の乾燥度」を表わすものであり、最小湿度とは「その日の外気における最小の湿度」を表わすものである。

6 火災警報

市町村長（消防組合管理者）が火災気象通報を受けたとき、火災警報の発令等火災予防上の措置を行う。

火災警報発令基準－〔市町村条例で地域の実状に応じ規定〕

区分	気象状況の基準	
1	実効湿度	60%以下
	最小湿度	40%以下
	最大風速	7 m/sを超える
2	平均風速	10m/s以上または10m/s以上となる見込みのとき

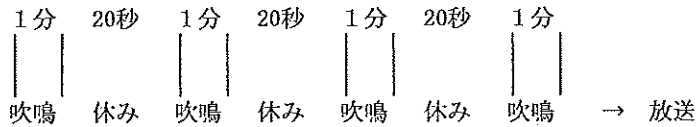
7 旭川ダム放流情報

ダム放流は、発電放流を含めて放流量が毎秒60m³/secを超える場合通報される。
サイレンの吹鳴方法、情報処理系統等は次のとおりである。

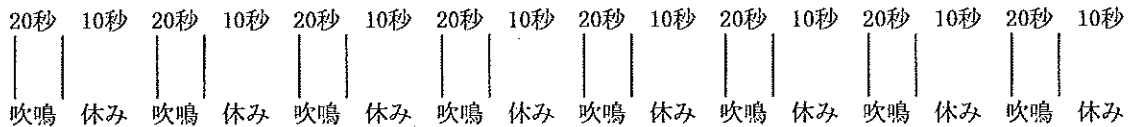
(1) サイレンの吹鳴等

ア 吹鳴の区域及び方法

- (ア) ダムのえん堤から放流を開始する場合（旭川ダム～御津町鹿瀬）
- (イ) 最大放流量が300m³/secを超える場合（旭川ダム～岡山市洲崎）
- (ロ) 最大放流量が650m³/secを超える場合（旭川ダム～岡山市洲崎）



- (ハ) 最大放流量が1,000m³/secを超える場合（旭川ダム～岡山市洲崎）
- (ニ) 最大放流量が1,500m³/secを超える場合（旭川ダム～岡山市洲崎）
- (ホ) 最大放流量が2,000m³/secを超える場合（旭川ダム～岡山市洲崎）



イ 吹鳴の時期

- (ア) ダムに設置されたサイレンは、放流を開始する約30分～1時間前から吹鳴する。
- (イ) ダム以外に設置されたサイレンは、各地点が上昇すると認められる約30分～1時間前から吹鳴する。

ウ 岡山市内のサイレン警報所

警報所名	所在地	警報担当者	連絡方法
郷	岡山市北区中牧	管理事務所	サイレン・スピーカー
下牧	〃 下牧	〃	〃
玉柏	〃 玉柏	〃	〃
三野浄水場	〃 三野	〃	〃
県庁	〃 内山下	県河川課	サイレン
洲崎	〃 中区洲崎	〃	〃

備考 旭川ダム放流のサイレン警報所は18箇所あり、岡山市内には6箇所の警報所が指定されている。

(2) 旭川ダムによる既往の実績に基づく下流水位上昇例

(旭川ダム管理事務所)

放流量	下牧水位	三野水位	相生橋水位	放流量	下牧水位	三野水位	相生橋水位
100t/s	m	0.70 m	0.30 m	800t/s	2.60 m	2.20 m	3.10 m
150		0.85	0.50	900	2.90	2.50	3.40
200		1.00	0.75	1,000	3.10	2.60	3.65
250		1.20	1.00	1,100	3.40	2.70	3.95
300	1.30	1.30	1.25	1,200	3.70	2.70	4.15
350	1.45	1.45	1.50	1,300	4.00	3.00	4.35
400	1.60	1.60	1.70	1,400	4.30	3.10	4.55

450	1.70	1.70	1.90	1,500	4.50	3.20	4.75
500	1.80	1.80	2.10	1,600	4.80	3.30	4.90
600	2.00	2.00	2.50	1,700	5.00	3.40	5.10
700	2.30	2.20	2.80	1,800	5.20	3.50	5.25
平水位	2.12	3.42	0.72				
通報水位	4.30	5.20	2.20				
警戒水位	6.70	6.80	4.30				
計画水位	9.30	9.50	6.30				

(注) 平水位に下流上昇水位を加算するものであるが、旭川及び下流部での降雨状況により異なるため参考値とする。

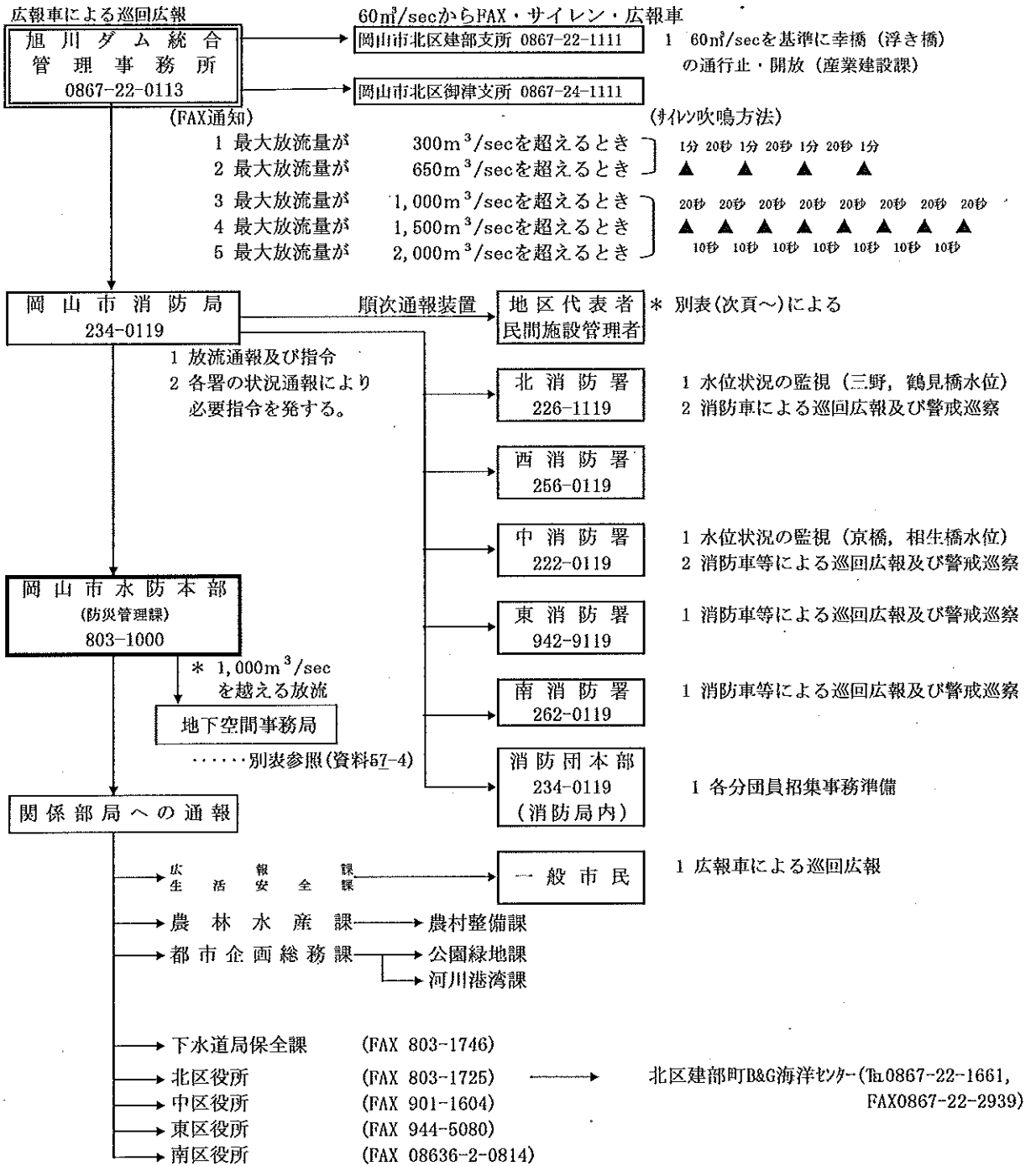
(3) 旭川ダム放流による下流到達時間

(単位=時:分)

位置 放流量	八幡橋	中吉橋	鹿瀬橋	小倉橋	金川 大橋	葛城橋	中牧 測水所	下牧 測水所	大原橋	中原橋	鶴見橋	相生橋
100m ³ /s	0:50	1:15	1:40	2:15	2:40	3:15	4:00	4:30	5:15	5:55	7:10	7:30
150	0:45	1:05	1:30	2:00	2:25	2:55	3:55	4:00	4:40	5:15	6:15	6:30
200	0:40	1:00	1:20	1:45	2:05	2:30	3:10	3:30	4:00	4:30	5:15	5:30
250	0:40	0:55	1:15	1:40	2:00	2:25	3:05	3:25	3:55	4:25	5:10	5:25
300	0:40	0:55	1:15	1:40	2:00	2:25	3:00	3:20	3:50	4:15	5:00	5:15
400	0:35	0:55	1:05	1:30	1:50	2:10	2:40	3:00	3:25	3:50	4:35	4:50
500	0:30	0:45	1:00	1:20	1:35	1:55	2:25	2:40	3:05	3:30	4:10	4:20
700	0:30	0:40	0:55	1:15	1:30	1:50	2:15	2:30	2:55	3:15	3:50	4:00
1,000	0:30	0:35	0:50	1:05	1:25	1:40	2:00	2:15	2:35	2:50	3:20	3:30
1,500	0:25	0:35	0:45	1:00	1:10	1:30	1:50	2:00	2:15	2:30	2:55	3:00
2,000	0:20	0:30	0:40	0:55	1:05	1:20	1:40	1:50	2:00	2:15	2:35	2:40
3,000	0:20	0:30	0:35	0:50	1:00	1:15	1:30	1:40	1:50	2:05	2:25	2:30

(4) 旭川ダム放流時通報連絡系統図

① 放流量が300m³/sec(建部支所は60m³/sec)を超える場合



[各種用排水樋門, 排水機場の操作員への連絡, 及び開閉] 資料7-4参照

- | | |
|-----------------------|---|
| 北区農林水産振興課 | 旭川合同用水伏越樋, 管掛樋門, 玉柏樋門, 玉柏排水樋管
三挺樋用水樋門, 六挺樋用水樋門 |
| 中区農林水産振興課 | 段原用水樋門, 新堰 |
| 北区維持管理課 | 大原排水機場, 金山川樋門, 中原川樋門 |
| 中区維持管理課 | 御成川樋門, 倉安川排水樋門, 市場樋管 |
| 下水道局保全課 (内 4932・4934) | 西川原樋管, 後楽園樋管, 浜樋門, 国富樋門, 新京橋樋管 |

[施設撤去]

- | | |
|---------|--|
| 中区維持管理課 | 百間川緑地, 御幸町地先緑地, 桜橋一丁目緑地, 旭川平井緑地,
旭川平井第2緑地, 旭川平井第3緑地 |
| 南区維持管理課 | 旭川福島緑地 |

※ 広報車による広報は、次の分担図参照(資料7-8)

[別表 1]

●放流量が300m³/sを超える場合の各種用排水樋門, 排水機場等の操作員への連絡, 及び開閉

北区役所農林水産振興課 (内4134・4135)	TEL	旭川合同用水伏越樋	右岸	[操作員]	北区役所職員
		管掛樋門			〃
		玉柏樋門			〃
		玉柏排水樋管			〃
		三挺樋用水樋門			〃

北区役所維持管理課 (内3382, 3383)	TEL	大原排水機場		[操作員]	地元操作員
		金山川樋門			〃
		中原川樋門			中区役所職員

中区農林水産振興課 (901-1623)	TEL	段原用水樋門		[操作員]	地元操作員
		新堰			新堰事務所
		六挺樋用水樋門			

中区役所維持管理課 (901-1633)	TEL	御成川樋門			中区役所職員
		倉安川排水樋門			〃
		市場樋管			地元操作員

下水道局保全課 (内4932・4934)	TEL	西川原樋管		[操作員]	下水道局職員
		後楽園樋管			〃
		浜樋門			〃
		国富樋門			〃
		新京橋樋管			〃

●放流量が300m³/sを超える場合の施設撤去

中区役所維持管理課 (901-1633)		百間川緑地		[施設撤去]	中区役所職員
		御幸町地先緑地			〃
		桜橋1丁目緑地			〃
		旭川平井第2緑地			〃
		旭川平井第3緑地			〃
		旭川平井緑地			〃

南区役所維持管理課 (08636-2-5981)		旭川福島緑地			南区役所職員
-----------------------------	--	--------	--	--	--------

●放流量が1,000m³/sを超える場合の地下空間管理者への連絡

	[地下空間]	[消防署]	[地下空間事務局]	[TEL]	[FAX]	[住所]
岡山市水防本部 (防災管理課)	岡山駅駅前地区	(西署)	岡山一番街防災センター	800-0100	800-0180	北区駅元町一番街
		(北署)	ペオ岡山防災センター	222-7711	222-7712	北区駅元町1-1
		〃	岡山高島屋防災センター	221-3821	無し	北区本町5-20
	表町中央地区	(北署)	岡山都市整備(株)	226-2617	226-2617	北区表町1-10-25
		〃	備天満屋防災センター	231-7291	231-7573	北区表町2-1-1
		〃	城下地下駐車場	225-7110	225-7262	北区表町一丁目 城下地下1号

[別表 2] 放流量が300m³/secを越える場合の順次通報装置による連絡先

<p>順次通報装置 岡山市 消防局 234-0119</p> <p>電話</p> <p>①300m³/s ②650m³/s ③1,000m³/s ④1,500m³/s ⑤2,000m³/s</p>	①②③④⑤を越えるとき (北署管内)		
	中牧町内会	五城地区	農協牧山支所
	郷町内会	葛城地区	農協牧石支所
	上谷町内会		牧石郵便局
	中谷町内会	二日市地区	市宿排水機場
	下谷町内会	内山下学区	旭川荘
	大戸町内会	清輝学区	いずみ寮
	牟佐(林原)	岡南学区	三野浄水場
	牟佐(寿)		クラレ水源地
	牟佐(大久保)	牧山コミュニティー	三野用水事務所
	玉柏大原町内会	牧石学区	新堰事務所
	宿三本松	御野学区	後楽園ボート
	中原(上の原)		
	中原(中の原)	牧石分団	②③④⑤を越えるとき
	中原(下の原)	東牧石分団	旭川岡山漁協
	玉柏宮本町内会	弘西分団	
	玉柏河本町内会	南方分団	③④⑤を越えるとき
	玉柏団地	内山下分団	御野分団
	山浦町内会	清輝分団	
	牧山地区	岡南分団	ペスカ岡山
	宇垣地区		表町中央地区(岡山都市機構)
	金川地区	藤原木材	岡山高島屋
		水利土木員	城下地下駐車場
			表町中央地区(天清屋)
		③④⑤を越えるとき (西署管内)	
	岡山一番街		
	①②③④⑤を越えるとき (中署管内)		
	西中島地区	祇園上町町内会	②③④⑤を越えるとき
	東中島地区	祇園下町町内会	三敷学区連町
	旭東学区	今在家町内会	関西高校ホート部
	三敷学区	東川原町内会	
	富山学区	八幡町内会	
	平井学区	中島町内会	
	旭操学区		③④⑤を越えるとき
	操陽地区	三敷分団	富山分団
	沖田地区	旭東分団	沖田分団
	旭竜学区	平井分団	操陽分団
		三幡分団	九幡漁協
	三幡地区	高島分団	番川漁協
	操明・沖田	宇野分団	
	操明・三幡	幡多分団	宇野学区
		財田分団	財田学区
		岡山ガス	幡多学区
		両備運輸	
	①②③④⑤を越えるとき (東署管内)		
	可知分団		③④⑤を越えるとき
	光政分団		九幡漁協
	津田分団		朝日漁協
			幸島漁協
	①②③④⑤を越えるとき (南署管内)		
	岡山製紙		
	②③④⑤を越えるとき		
	福浜分団	クワ岡山工場	住吉港
	福島分団	同和エレトロクス	小串漁協
			岡山市漁協

旭川ダム放流による下流の水位上昇表

位置 水位	下 牧	三 野	相 生 橋
平 水 位	2.12 m	3.42 m	0.72 m
水防団待機水位 (旧指定水位)	4.30	5.20	2.20
はん濫注意水位 (旧警戒水位)	6.70	6.80	4.30
避難判断水位	7.60	7.10	4.70
はん濫危険水位	8.40	7.60	5.20
計画水位	9.30	9.50	6.31

位置 放流量	下 牧	三 野	相 生 橋
100 m ³ /s		0.70	0.30
150		0.85	0.50
200		1.00	0.75
250		1.20	1.00
300	1.30	1.30	1.25
350	1.45	1.45	1.50
400	1.60	1.60	1.70
450	1.70	1.70	1.90
500	1.80	1.80	2.10
600	2.00	2.00	2.50
700	2.30	2.20	2.80
800	2.60	2.20	3.10
900		2.50	3.40
1,000	3.10	2.60	3.65
1,100	3.40	2.70	3.95
1,200	3.70	2.70	4.15
1,300	4.00	3.00	4.35
1,400	4.30	3.10	4.55
1,500	4.50	3.20	4.75
1,600	4.80	3.30	4.90
1,700	5.00	3.40	5.10
1,800	5.20	3.50	5.25

旭川ダム放流による下流到達時間

位置 放流量	八幡橋		中吉橋		鹿瀬橋		小倉橋		金川大橋		葛城橋		中牧測水所		下牧測水所		大原橋		中原橋		鶴見橋		相生橋	
	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
100 m ³ /s	50	1 15	1 40	2 15	2 40	3 15	4 0	4 30	5 15	5 55	6 30	7 10	7 30											
150	45	1 5	1 30	2 0	2 25	2 55	3 55	4 0	4 40	5 15	6 15	6 30												
200	40	1 0	1 20	1 45	2 5	2 30	3 10	3 30	4 0	4 30	5 15	5 30												
250	40	55	1 15	1 40	2 0	2 25	3 5	3 25	3 55	4 25	5 10	5 25												
300	40	55	1 15	1 40	2 0	2 25	3 0	3 20	3 50	4 15	5 0	5 15												
400	35	55	1 5	1 30	1 50	2 10	2 40	3 0	3 25	3 50	4 35	4 50												
500	30	45	1 0	1 20	1 35	1 55	2 25	2 40	3 5	3 30	4 10	4 20												
700	30	40	55	1 15	1 30	1 50	2 15	2 30	2 55	3 15	3 50	4 0												
1,000	30	35	50	1 5	1 25	1 40	2 0	2 15	2 35	2 50	3 20	3 30												
1,500	25	35	45	1 0	1 10	1 30	1 50	2 0	2 15	2 30	2 55	3 0												
2,000	20	30	40	55	1 5	1 20	1 40	1 50	2 0	2 15	2 35	2 50												
3,000	20	30	35	50	1 0	1 15	1 30	1 40	1 50	2 5	2 25	2 30												

第8 災 害 復 旧

I 施設災害復旧

1 公共土木施設災害復旧事業

災害復旧事業とは、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することを目的とするものである。

また、災害とは、暴風、こう水、高潮、地震、豪雨、風浪、降雪、低温、融雪、なだれ、地すべり、火山噴火その他異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

災害復旧事業は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき実施される事業であり、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担が定められている。

この国庫負担の対象となる施設は、法令（河川法、海岸法、砂防法、森林法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、道路法、港湾法、漁港法、下水道法、及び都市公園法等）の規定によって、地方公共団体又はその機関の維持管理に属する施設のうち、政令で定める公共土木施設である。

(1) 対象施設

- ①河 川：河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法第3条ノ2の規定によつて同法が準用される天然の河岸を除く。
- ②海 岸：国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
- ③砂 防 設 備：砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によつて同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条ノ2の規定によつて同法が準用される天然の河岸
- ④林地 荒 廢 防 止 施 設：山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）
- ⑤地すべり 防 止 施 設：地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
- ⑥急傾斜地崩壊防止施設：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- ⑦道 路：道路法第2条第1項に規定する道路（道路の附属物については、主務大臣の指定するものに限る。）
- ⑧港 湾：港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸若しくは港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設又は同法第55条の3の2第1項に規定する港湾広域防災施設
- ⑨漁 港：漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
- ⑩下 水 道：下水道法第2条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路
- ⑪公 園：都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第二号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

(2) 採択の範囲等

- ① 河川にあっては警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の5割程度の水位）以上の出水により発生した災害。
ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。
- ② 河川以外の公共土木施設にあっては、最大24時間雨量80mm以上の降雨により発生した災害。
ただし、最大24時間雨量80mm未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合（時間雨量が20mm程度以上）を含む。
- ③ 最大風速（10分間平均風速の最大）15m以上の風により発生した災害。
- ④ 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波により発生した災害で、被災の程度が比較的軽微と認められないもの。
- ⑤ 地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあっては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成している場合における災害。

(3) 災害復旧の定義

災害復旧とは、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ）ことを目的と

するものをいう。

また、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とするものをいう。

(4) 適用除外

- ① 一箇所の工事の費用が、指定都市にあつては120万円に満たないもの
- ② 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
- ③ 維持工事とみるべきもの
- ④ 明らかに、設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ⑤ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ⑥ 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの
ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く
- ⑦ 天然の河岸及び海岸の失壊に係るもの
ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く
- ⑧ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- ⑨ 直高1m未満の小堤、幅員2m未満の道路、その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

(5) 復旧期間

原則として災害を受けた年度から3年以内に復旧する。

2 改良復旧事業

改良復旧事業は、全額を災害復旧費で行う一定災と災害復旧費（単災）に改良費を加えて改良復旧を行う災害復旧助成事業、災害関連事業及び特定小川災害関連環境再生事業並びに改良費で再度災害防止の措置を講じる河川等災害特定関連事業、河川災害関連特別対策事業がある。

(1) 一定災

一定災とは、一定計画による災害復旧事業をいい、極めて激甚な被災地において、被災していない区間を含めて、一定区間を一定計画によって、全額災害費で改良復旧することができる。

(採択基準) (要綱三・二・ト、方針三・4)

- ① 被害が広範囲にわたっていること。
- ② 被害状況が激甚であること。

(2) 河川等災害関連事業（関連）

河川等災害関連事業とは、災害復旧事業（補助率2/3以上）に改良事業費（補助率1/2）を加えて行う改良事業である。再度災害防止のため一定計画に基づくものや局部的な改良等、一定計画によらない改良復旧も実施可能である。

(採択基準)

- ① 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下のものであり、かつ、一箇所の災害関連工事費が2400万円以上であること。
- ② 一級・二級河川、都道府県・指定都市管理の海岸は一定計画に基づくもので、改良工事費が6億円以内であること。
- ③ 原則として他の改良計画がないこと。
- ④ 災害関連事業費によって得られる効果が大きいこと。

(3) 河川（海岸）災害復旧助成事業（助成）

河川（海岸）災害復旧助成事業河川とは、河川、海岸において大規模な災害を受けた場合に災害復旧事業費（補助率2/3以上）に改良事業費（補助率1/2）を加えて行う改良復旧事業である。

(採択基準)

- ① 被害激甚であつて災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないこと。
- ② 一級・二級河川、都道府県・指定都市管理の海岸が被災していること。
- ③ 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下にものであつて、助成工事費が6億円を超えること。
- ④ 助成事業費によって得られる効果が大きいこと。
- ⑤ 上下流（前後）に悪影響を与えないもの

※原則災害費：助成費＝1：1であるが、特に被害激甚であり、経済効果が著しく大きくなる場合などは総工事費のうち助成分の割合が5割を越える場合でも採択可となる場合がある。

(4) 河川等災害特定関連事業（特関）

河川等災害特定関連事業とは、河川、砂防、道路において「単災」の被災原因となった障害物を除去又は是正する事業である。

(採択基準)

- ① 他の改良計画のないもので、かつ事業によって得られる効果が大であること。
- ② 関連する災害復旧事業が前年に採択されたものであって、当該災害の発生した年の翌年の4月1日の属する会計年度において採択するもので、当該災害復旧事業箇所との距離が概ね300m以内（堰、橋梁等の工作物の改築等に関わる事業にあつては概ね450m以内）であること。
- ③ 工事費は、原則として災害復旧事業の工事費を超えないものとし、概ね900万円～4500万円未満（堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業について一連の効果を発揮させるため必要がある場合にあつては7000万円未満）であること。

(5) 河川等災害関連特別対策事業（災特）

河川等災害関連特別対策事業とは、河川、砂防において「関連」、「助成」による改良の際に、その上下流で流下能力の確保に支障となる箇所を是正する事業である。

(採択基準)

- ① この事業の上下流において災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること。
- ② 実施箇所は、助成事業又は関連事業による改良復旧効果の確保に支障となる箇所で、この改良復旧事業箇所との距離が概ね200m以内であること。
- ③ 原則として他の改良計画のないものであって、事業によって得られる効果が大きいこと。
- ④ この事業の工事費は、原則として助成事業又は関連事業の親災害の工事費を越えないものとし、概ね1600万円以上1億円未満であること。
- ⑤ 関連する助成事業又は関連事業と同年度に採択すること。

(6) 特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）

特定小川災害関連環境再生事業とは、小規模な河川において、災害復旧事業費（補助率2/3以上）に改良事業費（補助率1/2）を加えて河川の環境機能の改良を図る事業である。

(採択基準)

- ① 川幅が30m未満の河川であつて市街地もしくは市街地周辺部を流下する河川又は現況流下能力が概ね100m³/S以下の河川であること。
- ② 次の地域条件のいずれかが該当すること。
 - ・市街地もしくは市街地周辺部または付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域。
 - ・自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域。
 - ・被災施設付近の河川区間において、絶滅の恐れのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域。
- ③ 関連する災害復旧事業の工事費以内であること。

3 農地等災害復旧事業

農地、農業用施設等の災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」によって農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与することを目的として、その事業費の一部を国が補助することが定められている。

(1) 対象施設

- ① 農地：「耕作の目的に供される土地」をいい、公簿上の地図によって区分するものでなく、現に肥培管理を行なっているもの及び耕作しようとするれば直ちに農地として使用できる休耕地等を対象とする。（構造改善局所管）
- ② 農業用施設：「農地の利用または保全上必要な公共施設」であつて、ため池、頭首工、用排水路、揚水機、堤防等のかんがい排水施設、農業用道路、橋梁及び農地保全施設をいう。（構造改善局所管）
- ③ 林業用施設：「林地の利用または保全上必要な公共的施設」であつて、林地荒廃防止施設（国庫負担法適用を除く。）及び林道をいう。（林野庁所管）
- ④ 漁港施設：漁業の根拠地となる水域及び陸域内にある水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、けい留施設、水域施設をいう。（水産庁所管）
- ⑤ 共同利用施設：農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会または水産漁業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及び農林水産業者の共同利用に供する農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、養殖施設、農機具修理施設、漁船修理施設、通信施設、発電施設、配電施設、充電施設、製氷冷凍冷蔵施設、給水施設、給油施設、木材流送施設、装蹄施設、家畜診療施設をいう。（大臣官房所管）

(2) 対象災害

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害

(3) 復旧内容

災害復旧とは、被災した農地等を原形に復旧することをいうが、次の場合も含む。

- ① 原形に復旧することが不可能な場合、被災農地等の従前の効用を復旧するための施設をすること。
- ② 原形に復旧することが著しく困難または不適当な場合、これに代わるべき必要な施設をすること。また、1カ所の工事は、40万円以上のものに限られている。

(4) 適用除外

- ① 経済効果の小さいもの
- ② 維持工事と見るべきもの
- ③ 明らかに設計の不備または工事の施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの
- ④ 甚だしく維持管理の業務を怠ったことに起因して生じたものと認められるもの
- ⑤ 災害復旧事業以外の事業の施工中に生じたもの
- ⑥ 土砂流入による農地の災害復旧事業で、土砂の粒径が1mm以下の場合、流入土砂の平均厚さが2cm未満のもの。土砂の粒径が0.25mm以下の場合、流入土砂の平均厚さが5cm未満のもの
- ⑦ 耕土流失による農地の災害復旧事業で、流失耕土の平均厚さが10%未満のもの
- ⑧ 災害により搬出不能となった用薪材の量が550㎡に満たない林道その他農地等のうち主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

(5) 復旧期間

原則として3ヵ年

4 農業用施設等災害関連事業

災害復旧事業のみでは、将来復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合に、復旧施設またはこれに関連する施設を改良するため災害復旧事業と併せて行なう事業である。

(1) 対象

農業用施設、林道

(2) 採択基準

- ア 当該関連事業における工事費が200万円以上で、かつ併せて施行する災害復旧事業費の工事費を超えないこと。
- イ 当該施設について他の改良計画がないこと。
- ウ 事業効果が大であること。

(3) 復旧進捗

3ヵ年以内

5 林地荒廃復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法と農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく施設災害復旧事業以外に林地荒廃の復旧・整備事業がある。

(1) 林地崩壊防止事業

激甚法により指定された災害により発生または拡大した林地の崩壊で次の場合

- ① 2戸以上の民家または公共施設に直接被害を与える恐れのあるもの
- ② 1箇所の事業費が80万円以上のもの
- ③ 同一市町村で1月1日から12月31日までに決定された当該事業費の総額が300万円または前年度の標準税収入額の10%以上のもので、復旧期間は3年以内

(2) 林地災害防止事業

国庫補助の対象とならない荒廃地の復旧及び荒廃の恐れのある林地の予防工事並びに治山施設の災害復旧工事であって、公共の利益の保護、林業生産基盤の確保及び民生安定の見地から必要と認められるもののうち、次の場合1箇所の工事費が10万円以上であって、次の各号の1に該当するもの

- ① 1級河川、2級河川の上流域に存し、下流一帯に被害を与えると認められるもの
- ② その他の河川または地区で、次の各号の1に該当するもの
 - ア 市街地、集落の保護
 - イ 主要公共施設(学校、官公署、病院、鉄道、道路等)の保護
 - ウ 耕地、ため池、用排水施設の保護
 - エ 国庫補助事業に関連して行う工事
 - オ その他知事が必要と認めるもの

(3) 災害関連山地災害危険地区対策事業

山地災害危険地区における降雨等により発生した荒廃山地等で、次期降雨等による荒廃の拡大または土砂の流出等により人家、公共施設等に被害を与える恐れがある箇所につき、再度災害の防止と林地の保全上必要な施設の設置等を公共土木施設等の災害復旧事業等と平行して緊急に復旧・整備する必要のあるもののうち、次の各号の1に該当するもの

- ① 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの

- ② 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の各号の1に該当するもの
 - ア 鉄道、道路法の適用を受ける道路、または利用区域面積500ha以上の林道に被害を与えると認められるもの
 - イ 官公署、学校または病院等の公共の用に供する建物に被害を与えると認められるもの
 - ウ その他重要な公共施設に被害を与えると認められるもの
 - エ 人家5戸以上に被害を与えると認められるもの
- ③ その年の1月1日から12月31日までの間に係る事業費が1市町村当たり400万円以上とする

6 林地荒廃防止施設災害関連事業

災害復旧事業の施行のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、災害復旧事業と合併して行う当該被災施設またはこれを含めた一連の施設の改良事業である。

- (1) 対象：林地荒廃防止施設
- (2) 採択基準：災害関連工事費の最高額は当該災害復旧工事費の決定額とし、最低額は200万円とする
- (3) 復旧期間：3年以内

7 森林災害復旧事業

7-1 激甚災害の指定を受けた災害により被災した森林の復旧のため森林災害復旧事業がある。

- (1) 適用地域

激甚災害による森林被害額が1,500万円以上で、かつ要復旧面積が90ha以上で、農林水産大臣が告示する市町村（激甚災害が暴風雨による場合：森林被害額が4,500万円以上、かつ要復旧面積が40ha以上の市町村）
- (2) 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合等
- (3) 事業の種類と実施期間
 - ア 被害木等の伐採及び搬出(被害木等の整理)・・・災害発生年度及びこれに続く3ヵ年度以内
 - イ 被害木等の伐採跡地における造林(跡地造林)・・・災害発生年度及びこれに続く4ヵ年度以内
 - ウ 倒木した造林木の引きこし(倒木起こし)・・・災害発生年度及び翌年度内
 - エ 作業路の開設・・・当該事業の実施期間内
- (4) 事業実施区域

激甚災害を受けた人工林の区域のうち、概ね5ha以上

7-2 気象災、病虫獣害等により被災した人工林について、その復旧のための造林補助事業がある。

- (1) 事業規模

1 施工地0.1ha以上、かつ1事業主体が本事業により施工した面積が0.5ha以上
- (2) 事業区分
 - ① 指定被害地造林

適用地域：次のア、イのいずれかの要件を満たす市町村内の気象災等による人工造林被害跡地で行う人工造林及び倒木起こしで、林野庁長官の指定したもの

 - ア 気象災等による被害が数都道府県にまたがり、当該気象災等による森林被害額が500万円以上であり、かつ被害回復面積が30ha以上である市町村
 - イ 気象災等による森林被害額が3,000万以上であり、かつ被害回復面積が150ha以上である市町村
 - ② 被害地造林

適用地域：特に制限はない。ただし、指定被害地造林に該当するものを除く。

8 公立学校施設災害復旧事業

学校教育の円滑な実施を確保することを目的とし、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」によって、国の負担する割合等が定められている。

- (1) 対象施設

公立学校(小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園)の教育のために使用されているもの。

 - ① 建物

学校教育の用に供するために建築または改造した校舎、屋内運動場、寄宿舎をいい、これらに付属する電力、給排水、ガス等の付帯設備も含まれる。
 - ② 建物以外の工作物

土地に固着した工作物のうち建物以外のものをいい、自転車置場、野球のバックネット等である。
 - ③ 土地

学校教育の用に供されている建物敷地、グラウンド及び実験実習地等の土地をいい、これらに附随する擁壁、排水路、張り芝等の土地造成施設も含む。
 - ④ 設備

教材、教具、工具等をいい、机、椅子、ピアノ、図書等である。

(2) 対象災害

暴風、洪水、高潮、地震、大火その他異常な現象により生ずる災害

(3) 復旧内容

災害復旧とは、被災施設を原形に復旧することをいうが、次の場合も含む。

- ① 原形に復旧することが不可能な場合、被災施設の従前の効果を復旧するための施設をすること。
- ② 原形に復旧することが著しく困難であるかまたは不相当である場合にその施設に代わるべき施設をすること。

(4) 適用除外

- ① 1つの学校ごとに、建物、工作物、土地及び設備の各施設ごとに被害額が市の設置したもので30万円に達しない小規模なもの
- ② 明らかに設計の不備または工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの
- ③ 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの

(5) 復旧期間

原則として1ヵ年(当該年)

9 私立学校施設災害復旧事業

学校教育法第1条に規定する私立学校(各種学校は対象にならない。)の建物、工作物、土地及び設備が、激甚災害を受けた場合に、その復旧事業費について1/2以内の国庫補助がなされる。

補助対象：対象となる学校は、児童1人当たりの被害額が250円以上のもので、かつ復旧所要工事費が1校当たり次表の額以上のもの

区 分	金 額
幼稚園	20万円
盲学校、ろう学校、養護学校	30万円
小学校、中学校	50万円
高等学校	70万円
短期大学	80万円
大 学	100万円

(注) 1 対象となる経費は、災害の復旧に要する工事費と事務費であり、復旧内容、適用除外については、公立学校施設災害復旧事業とおおむね同じである。

2 日本私学振興財団において、私立学校に対して災害復旧資金の融資を行う。

10 その他文教施設の災害復旧事業

(1) 文化財災害復旧事業

文化財等の所有者または管理団体等が行う災害復旧工事、保存修理、防災施設、火除地設定、消防道路設置などについては、その事業費に対し国などの補助が得られる。

① 国宝重要文化財等保存整備費補助金

文化財保護法による重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名称、天然記念物、重要伝統的建造物群の災害復旧等に対し、事業費の最高85%の国庫補助がなされる。

② 文化財保護費等補助金

岡山県文化財保護条例による文化財等(県指定文化財)の災害復旧等に対し、事業費の1/2以内(補助事業者が市町村の場合は1/3以内)の県費補助がなされる。

③ 岡山市指定文化財

岡山市文化財保護条例による文化財等(市指定文化財)の災害復旧等に対し、事業費の最高80%の市の補助がなされる。

(2) 公立学校、教職員住宅の災害復旧事業

公立学校の校長、教員、職員のための住宅、宿舍であって、現に校地内に所在するもの及び機能的に同一校地内とみられる位置にあるもので、教育上、学校管理上の理由により引き続き原位置に存置する必要があるものの災害復旧事業について、公立学校施設の災害復旧事業に準じて国庫補助がなされる。

11 社会福祉施設災害復旧事業

社会福祉施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、国は予算の範囲内で補助する。

社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について (H16. 3. 12 社援発第0312020号)

総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の一部改正について

(H13. 1. 5 会発第7号 厚生省大臣官房会計課長通知)

(1) 対象施設

① 保 護 施 設：救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設

② 老 人 福 祉 施 設：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老

人デイサービス施設、老人短期入所施設、老人介護支援センター

- ③ 身体障害者更生授産施設：身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉ホーム
- ④ 婦人保護施設：婦人保護施設、婦人相談所
- ⑤ 知的障害者援護施設：知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム
- ⑥ 児童福祉施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
- ⑦ 母子福祉施設：母子福祉センター、母子休養ホーム
- ⑧ 母子保健施設：母子健康センター
- その他の社会福祉施設等

社会事業授産施設、隣保館、生活館、盲人ホーム、地域福祉センター、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、へき地保健福祉館、在宅複合型施設、市町村障害者生活支援センター、知的障害者福祉工場、児童相談所、一時保護所、在宅知的障害者デイサービスセンター、職員養成施設、心身障害児総合通園センター、へき地保育所、重症心身障害児通園事業施設

(2) 適用除外

- ① 1つの施設の災害復旧事業費が80万円(保育所については40万円)に満たないものは除外される。
- ② 明らかに設計の不備または工事施工の粗漏に起因して生じたと認められる災害に係るもの
- ③ 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ④ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの
 - ・被災した建物、建物以外の工作物または設備と同種のものに余裕があるもの
 - ・当該年度に整備計画のあるもの
 - ・建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの
- ⑤ 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないものまたは業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの
- ⑥ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認ができないもの
- ⑦ 1品目の復旧額が13,000円未満の社会福祉施設等の整備。

12 水道施設災害復旧事業

水道施設が、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により災害を受けた場合は、国は水道事業または水道用水供給事業に対して予算の範囲内で補助を行う。

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について (H16. 5.25厚生労働事務次官通知)

(1) 対象施設

水道のための施設であって取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設に係る建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備

(2) 適用除外

被害を受けた上水道施設(給水人口が5,000人を超えるもの)並びに簡易水道施設(101人以上5,000人以下)及び飲料水供給施設(50人以上100人以下)を原形に復旧する事業(原型に復旧することが著しく困難な場合、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。)並びに応急的施設を設置する事業であり以下に掲げるものを除外する。

- ① 復旧費の額が次に掲げる限度額または当該事業による現在給水人口に130円(簡易水道については110円)を乗じて得た額以下の場合

区分	上水道事業または水道用水供給事業	簡易水道事業
市	190万円	100万円

- ② 明らかに設計の不備または工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ③ 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ④ 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの

13 保健衛生施設等災害復旧事業

(1) 感染症予防事業

災害その他により感染症流行のおそれがある場合に、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第28条に基づいて、知事が市町村長に行わせるそ族、昆虫などの駆除のために行う薬材散布(清潔保持のための薬材散布または廃棄物処理を行う災害廃棄物処理事業と区別される。)

(2) 保健衛生施設等災害復旧事業

対象施設：地方公共団体が設置したもの(国民健康保健団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会等を含む。)で、次に掲げる施設の災害復旧事業、保健衛生施設、原爆医療等施設、精神衛生施設、食肉衛生検査施設、公的医療期間施設、へき地診療所施設、保健館等養成所施設、理学療法士等養成所施設、看護館共同利用保育施設

14 環境衛生施設等災害復旧事業

(1) 災害廃棄物処理事業

ア 対象事業

- ① 市町村等が災害のために実施した廃棄物の収集運搬及び処分に係る事業
- ② 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの

イ 対象経費

- ① 労務賃
- ② 自動車、船舶、機械器具の借上料、燃料費
- ③ 機械器具の修繕費
- ④ し尿、ごみの処分に必要な薬品費
- ⑤ 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- ⑥ 自動車購入費については、1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額

ウ 適用除外

事業費が40万円未満のものは除外される。

(2) 環境衛生施設等災害復旧事業

ア 対象施設

地方公共団体が設置したもので、次に掲げる施設の災害復旧事業

- ① 廃棄物処理施設
し尿処理施設、地域し尿処理施設、生活配水処理施設、ごみ処理施設
- ② 火葬場
- ③ と畜場

イ 適用除外

1 施設の復旧事業費が次表に掲げる限度未満のもの

施設名	限度額	施設名	限度額
し尿処理施設 地域し尿処理施設 生活排水処理施設 ごみ処理施設	} 150万円	火葬場	} 60万円
		と畜場	

その他の適用除外事項は「11 社会福祉施設災害復旧事業」の場合と同じである。

総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費実地調査要領について (59. 9. 7厚生省大臣官房会計課長通知)

15 公営住宅災害復旧事業 (既設公営住宅)

災害により公営住宅または共同施設が被災した場合、公営住宅法に基づき国が補助するよう定められている。なお、災害の態様によって国は予算の範囲内で補助をすることができるとの規定とされている。

(1) 対象施設

① 公営住宅

公営住宅法により地方公共団体が国の補助を受けて建設、買い取りまたは借上げを行い、低額所得者に賃貸または転貸するための住宅及び附帯施設

② 共同施設

児童遊園、共同浴場、集会所、管理事務所等

(2) 対象災害

一般にいう災害。ただし、火災の場合は、地震による火災に限る。

(3) 復旧内容

(1)の施設で滅失や破損したものの建設、補修またはこれらを建設するために必要な土地を宅地として復旧するための土地の造成

16 都市災害復旧事業

都市計画法による都市計画区域内における都市施設で、地方公共団体が維持管理するものが災害をうけ、または市街地が堆積土砂による災害を受けた場合、特に法令による規定はないが、その災害復旧事業、堆積土砂排除事業に対して、国は予算の範囲内で補助を行う。

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（37. 8. 14建設省都市局長通達）

(1) 対象施設

① 街路

都市計画法により決定された施設である道路及び土地区画整理事業により築造された道路で、道路法第18条第2項の規定による道路供用の開始の告示がなされていないもの

② 公園等

公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園

③ 下水道

④ 都市排水施設

排水路、排水機、樋門及びその付属施設

(2) 適用除外

① 施設ごとの工事費が10万円に満たないもの

② 施工効果が著しく小さいもの

③ 維持工事とみるべきもの

④ 明らかに設計の不備、施工の粗漏、維持管理の不良などに起因したと認められるもの

⑤ 災害復旧事業以外の施設整備の事業の工事施行中に生じたもの

17 激甚災害に関する助成措置

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合は、当該災害を政令で激甚災害として指定し、一般災害に比して各種の事業に国庫補助のかさ上げを行い、また、金融面において特別な優遇措置を講ずることとしている。

Ⅱ 資金確保

各種災害融資制度は、次のようなものである。

1 農業関係災害融資制度

(1) 被害農家の経営資金－天災資金(農協)

天災に因る被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)に基づく天災により、農作物等の減収量が平年収量の30%以上で、かつ減収による損失額が、その農家の平年の農業総収入額の10%以上であるとき。

(2) 農地等の災害

ア 農業基盤整備資金(農林漁業金融公庫)

農地、牧野の保全またはその利用上必要な施設の復旧

(3) 被災施設の復旧

ア 主務大臣指定施設資金(公庫)

被害を受けた農業関係施設(農・畜舎、サイロ、貯蔵庫、農機具等)の復旧、補修

イ 共同利用施設資金(公庫)

農業倉庫その他の共同利用施設の災害復旧

(4) 自作農維持資金(公庫)

天災により自作地、自作採算放牧地を手離さなければ農業経営を維持できない場合

2 林業関係災害融資制度

林業関係災害融資として、被害林業者の経営に関して天災資金、施設関係災害復旧については、林道災害復旧資金、共同利用施設資金、主務大臣指定施設資金が森林組合若しくは公庫から融資されるが、その借入条件は概ね農業関係と同じである。

3 漁業関係災害融資制度

漁業関係災害融資として、被害漁業者の経営に関しては天災資金、施設関係災害復旧については、漁港資金、漁船資金、共同利用施設資金、主務大臣指定施設資金が漁協若しくは公庫から融資されるが、その借入条件等は概ね農業関係と同じである。

4 中小企業関係災害融資制度

中小企業者が災害を受けた場合、政府関係中小企業金融機関としての中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央公庫は、貸付限度額、貸付期間の延長、据置期間の延長等について実情に応じて緩和措置をとるとともに手続の迅速化を図ることとなっている。

		中小企業金融公庫	国民生活金融公庫	商工組合中央金庫	
貸付限度	一般限度	直接 4億 8,000万円 代理 1億 2,000万円	一般限度 直接 4,800万円 代理 2,400万円	一般限度 直接組合 200億円 構成員 20億円	
	災害特別限度加算	直接 1億 5,000万円 代理 7,500万円 (貸付期間10年以内据置 2年以内)	災害特別限度加算 直接 3,000万円 代理 1,500万円 特例 (貸付期間10年以内据置 2年以内)	(貸付期間10年以内)	
貸付期間 (原則)	運転	5年以内	5年以内	組合	10年以内
	設備	10年以内	10年以内	構成	10年以内
据置期間 (原則)	運転	1年以内	6ヶ月以内	組合	15年以内
	設備	1年以内	2年以内	構成	15年以内
手続	代理店で弾力的に		調査の簡素化	調査の簡素化	
迅速化	一般に優先取扱				
貸付利率	通常 金融機関所定の利率 災害融資				

直接～公庫等による直接貸付をいう。

代理～公庫等から市中金融機関へ業務委託した場合に行なわれる代理貸付をいう。

5 個人に対する救済制度

(1) 生活福祉資金(災害援護資金)の貸付

低所得者に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するために必要な資金を貸し付けるものである。

貸付限度額 150万円以内

利 率 年 3 %

据置期間 貸付の日から1年以内(当該災害の状況に応じて2年以内)

償還期限 据置期間経過後7年以内

貸付機関 岡山県社会福祉協議会(窓口は岡山市社会福祉協議会)

(2) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によってその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建する事が困難なものに対し、支援金が支給される。

第9 条例・協定書

1 岡山市防災会議条例

(昭和38年10月8日)
(市条例第41号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、岡山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岡山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市教育委員会教育長
 - (6) 市消防長及び消防団長
 - (7) 市の地域に於いて業務を行う指定公共機関又は指定公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 委員の定数は、50人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため必要に応じ専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にかかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山市防災会議委員名簿

会 長 条例第3条第2項

岡 山 市	市長の職に有る者
-------	----------

委 員 (46名) 条例第3条第5項

第1号委員 (指定地方行政機関のうちから市長が任命する者)

岡山国道事務所	所長の職に有る者又は事務所の職員のうち所長の推薦する者
岡山河川事務所	所長の職に有る者又は事務所の職員のうち所長の推薦する者
玉野海上保安部	部長の職に有る者又は海上保安部の職員のうち部長の推薦する者
岡山地方気象台	次長の職に有る者又は気象台の職員のうち次長の推薦する者

第2号委員 (県の知事部内の職員のうちから市長が任命する者)

岡山県備前県民局	地域防災監の職に有る者又は県民局の職員のうち地域防災監の推薦する者
----------	-----------------------------------

第3号委員 (県警察の警察官のうちから市長が任命する者)

岡山県警察	警備部警備課長の職に有る者又は警察署の職員のうち警備部警備課長の推薦する者
-------	---------------------------------------

第4号委員 (市長がその部内の職員のうちから指名する者)

岡 山 市	副市長の職に有る者
#	副市長の職に有る者
#	総務局長の職に有る者又は総務局の職員のうち局長の推薦する者
#	こども・子育て担当局長の職に有る者又は保健福祉局の職員のうち局長の推薦する者

第5号委員 (市教育委員会教育長)

岡 山 市	教育長の職に有る者
-------	-----------

第6号委員 (市消防長及び消防団長)

岡 山 市	消防局長の職に有る者
岡 山 市 消 防 団	消防団長の職に有る者

第7号委員（指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者）

西日本電信電話(株)岡山支店	支店長の職に有る者又は社員のうち支店長の推薦する者
中国電力(株)岡山営業所	所長の職に有る者又は社員のうち所長の推薦する者
日本赤十字社岡山県支部	事務局長の職に有る者又は職員のうち事務局長の推薦する者
日本放送協会岡山放送局	局長の職に有る者又は職員のうち局長の推薦する者
山陽放送(株)	報道制作局報道部長の職に有る者又は社員のうち部長の推薦する者
岡山放送(株)	報道制作局報道部長の職に有る者又は社員のうち部長の推薦する者
テレビせとうち(株)	制作報道局報道部長の職に有る者又は社員のうち部長の推薦する者
岡山ガス(株)	供給部長の職に有る者又は社員のうち部長の推薦する者
(社)岡山県トラック協会 岡山支所岡山地域協議会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山県貨物運送(株)	総務部長の職に有る者又は社員のうち部長の推薦する者

第8号委員（市長が特に必要と認めて任命する者）

岡山市議会	議長の職に有る者又は市議会議員のうち議長の推薦する者
岡山市連合町内会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市連合婦人会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市内医師会連合会	理事長の職に有る者又は会員のうち理事長の推薦する者
岡山市医師会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市内歯科医師会連合会	理事長の職に有る者又は会員のうち理事長の推薦する者
岡山市薬剤師会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
(社)岡山県看護協会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
(社)岡山県病院協会岡山支部	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山ネットワーク株式会社	報道制作部課長の職に有る者又は会員のうち報道制作部課長の推薦する者
岡山県老人福祉施設協議会	会長の職に有る者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山大学	学長の職に有る者又は教授・准教授のうち学長の推薦する者
就実大学	学長の職に有る者又は教授・准教授のうち学長の推薦する者
ノートルダム清心女子大学	学長の職に有る者又は教授・准教授のうち学長の推薦する者
岡山府婦人防火クラブ連絡協議会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市交通安全母の会連絡協議会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市民生委員児童委員協議会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市赤十字奉仕団	委員長の職にある者又は団員のうち委員長の推薦する者
岡山市老人クラブ連合会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市社会福祉協議会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
岡山市ボランティアグループ 連絡協議会	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
特定非営利活動法人AMDA	理事長の職にある者又は会員のうち理事長の推薦する者
(財)岡山市ふれあい公社	理事長の職にある者又は会員のうち理事長の推薦する者
御津女性学級	会長の職にある者又は会員のうち会長の推薦する者
特定非営利活動法人 まちづくり推進機構岡山	代表理事の職にある者又は会員のうち代表理事の推薦する者

2 岡山市防災会議条例施行規則

(昭和39年9月3日)
(市規則第45号)

(目的)

第1条 この規則は、岡山市防災会議条例(昭和38年市条例第41号)第5条の規定に基づき、岡山市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員は、必要があるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議の招集は、あらかじめ開催日時、場所及び付議事項を示して、書面により委員に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(定足数)

第3条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理者)

第4条 委員は、やむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、その属する機関の職員の中から代理者を選任し、その者を防災会議に出席させることができる。

(会議の議決)

第5条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第6条 会長において防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項に定める場合のほか、会長は、防災会議が処理すべき事項のうちから、軽易な事項について専決することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決したときは、次の防災会議に報告し、承認を得なければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、岡山市総務局防災対策課において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年市規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年市規則第46号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月2日から適用する。

附 則(平成6年市規則第92号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成19年市規則第270号)

この規則は、平成19年5月29日から施行する。

3 岡山市災害対策本部条例

(昭和38年10月8日)
(市条例第42号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、岡山市災害対策本部及び現地災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部及び現地対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部及び現地対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員をおき、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部及び現地対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 岡山市災害対策本部規程

(昭和40年6月1日)
(市告示第20号)

(趣旨)

第1条 この告示は、岡山市災害対策本部条例(昭和38年市条例第42号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、岡山市災害対策本部(以下「市本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市本部は、市内に非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく水防活動、災害救助法(昭和22年法律第193号)に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

(任務)

第3条 市本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 水防その他の緊急災害予防に関すること。
- (2) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (3) 災害の緊急復旧に関すること。
- (4) その他防災に関すること。

(組織)

第4条 条例第3条第1項の規定により、市本部に別表に掲げる部を置く。

- 2 部の事務を分掌するため、別表に掲げる班を置く。
- 3 部に部長及び副部長を置き、班に班長を置く。
- 4 現地本部は必要に応じ本部長が体制を指示する。

(副本部長)

第5条 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

(部長、副部長及び班長)

第6条 部長、副部長及び班長は、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部長は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)の命を受け、別表に掲げる所管事項を掌理する。
- 3 副部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、部長の職務を代理する。
- 4 班長は、部長の命を受け、所掌事務を処理する。

(班員)

第7条 班に別表に掲げる班員を置く。ただし、本部長が必要と認めるときは、職員を指定してその配置を変更することができる。

- 2 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部連絡員)

第8条 部に本部連絡員を置く。

- 2 本部連絡員は、部長が指名する。
- 3 本部連絡員は、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況その他災害活動に必要な情報の取りまとめ及び本部長の指示等を所属の部に伝達する事務に従事する。
- 4 本部連絡員は、必要に応じて本部長の命により所定の場所に常駐するものとする。

(本部会議)

第9条 市本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、本部分及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。

- 2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項に関し施策の調整及び推進について協議する。

(活動開始)

第10条 防災活動業務を開始するため、市本部が設置されたときは、関係の各部、各班は、直ちに別に定める非常執務態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。

(関係機関との連絡及び協力要請)

第11条 部長及び班長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必要があるときは、直ちに本部長に通報しなければならない。ただし、緊急やむ得ない場合は直接関係機関に協力を要請することができる。この場合においては、事後直ちに本部長に報告しなければならない。

(情報、被害状況等の報告)

第12条 部長及び班長は、出先機関の長その他関係機関から災害に関する情報又は被害の状況の報告を受けたときは、総務部総務班長に連絡するものとする。

(班長及び班員の心がまえ)

第13条 班長及び班員は、勤務時間の内外を問わず非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

第14条 各部、各班は、非常災害の場合機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、以下なる緊急事態にも対処できるよう準備しておかなければならない。

(相互協力の義務)

第15条 各部、各班は、任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(市本部の廃止)

第16条 本部長は、災害の危険がなくなつたと認めるとき又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、市本部を廃止する。

附 則

- 1 この規則は、告示の日から施行する。
- 2 岡山市災害救助隊規定(昭和29年市公示第57号)は、廃止する。

附 則(昭和47年市告示第93号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(昭和48年市告示第112号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(昭和48年市告示第118号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(昭和49年市告示第88号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(昭和49年市告示第188号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(昭和57年市告示第250号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年市告示第520号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年市告示第253号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年市告示第16号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年市告示第48号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年市告示第9号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年市告示第471号)

この告示は、公布の日から

5 岡山市災害救助条例

(昭和30年10月17日)
(市条例第27号)

(目的)

第1条 この条例は、非常災害の発生に際して、本市が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けない場合その災害にかかった者に対して応急的に必要な救助を行うとともに社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(適用基準)

第2条 この条例による災害救助の適用基準は、10世帯または40人以上の者が同一災害にかかった場合とする。

2 前項のり災10世帯は、全焼、全壊又は流失等のものを対象とする。ただし、半焼又は半壊の場合は、2世帯をもって1世帯とみなし、床上浸水の場合は、3世帯をもって1世帯とみなして算定する。

(救助の種別その他)

第3条 救助の種別、支出経費、救助期間及び救助範囲等は、別表のとおりとする。

2 救助の実施は、現物給付をもって原則とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(注) 別表は、災害応急対策計画（基本計画編）第7節-2-(1)-ウ「岡山市災害救助条例による救助の種別、期間及び範囲等」参照

6 岡山市救助本部規程

(昭和45年9月18日)
(市告示第123号)

(趣旨)

第1条 この告示は、岡山市災害救助条例(昭和30年市条例第27号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、災害救助に必要な事項を定めるものとする。

(救助本部)

第2条 火災、交通事故、爆発、水害等災害が発生した場合、救助活動を開始する必要があるときは、岡山市救助本部(以下「本部」という。)を設置する。

2 災害現地において本部の事務の一部を行うため、現地救助本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

(組織)

第3条 本部に本部長、副本部長、本部付、部長、副部長及び班長を置く。

2 本部長は、市長をもってあて、本部の位置は、本部長の指定する場所に置く。

3 本部の組織及び所掌事務は、別表の定めるところによる。

4 現地本部に現地本部長を置き、救助本部部員のうちから本部長が指定する者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、救助活動に関する事務を掌理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代理する。

5 班長は、上司の命を受けてその所掌事務を処理し、班員を指揮監督する。

6 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

7 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(本部会議)

第5条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、部長、副部長及び班長をもって構成し、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、救助活動の施策の調整及び推進について協議する。

3 本部の設置に当たっては、保健福祉局長は本部会議を構成する関係者の意見を徴することができる。

(相互協力の義務)

第6条 各班は、任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(本部の解散)

第7条 本部長は、救助活動がおおむね完了したと認めるときは、本部を解散する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、福祉総務課において行う。

附 則

この規定は、告示の日から施行する。

(注) 別表は、災害応急対策計画(基本計画編)第7節-3-(3)「救助本部の組織」参照

7 岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年6月24日)
(市条例第41号)

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行ない、もって市民の福祉及び生活の安定に資する事を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、岡山市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害（第5条から第7条まで、第9条及び第10条において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうちから、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条の規定により災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行なうべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行なうものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定した場合を含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときには、当該市民（次条において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行なうものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行なうものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当する者でなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害

（家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流出した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かっこ書に該当する場合は5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年市条例第71号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年市条例第68号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年市条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岡山市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、昭和53年4月1日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年市条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年市条例第55号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条から第11条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成4年市条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

8 岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和49年6月24日)
(市規則第52号)

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(災害弔慰金の支給に関する必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金の支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷または疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(災害障害見舞金の支給に関する必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

(借入の申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 借入申込者の世帯の被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。）の所得に関する市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属するつきの翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出

しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定及び通知)

第8条 市長は、資金を貸し付けることを決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)により借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、資金を貸し付けないことを決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定の通知を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書(様式第5号)に資金の貸付けの決定を受けた者及び保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

第11条 市長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払い猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認めることを決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めないことを決定したときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、延滞利子の支払を免除した期間及び金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払免除を認めないことを決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号の掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認めることを決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めないことを決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用书に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年市規則第68号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

9 岡山市災害見舞金等支給要綱

(昭和45年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、非常災害の発生に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けない災害の被災者に対して災害見舞金、弔慰金及び障害見舞金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより被害を受けた者の援護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める「災害」とは、震災、風水害等の自然災害並びに火災及び爆発をいう。

(被害の認定)

第3条 この要綱に定める災害見舞金等は、現に自己の生活の本拠として住居の用に供している建物が災害により、全焼、全壊、流失したとき若しくは半焼若しくは半壊したとき、又は居住者が死亡若しくは1か月以上の負傷をしたとき支給する。

(被害の認定)

第4条 被害程度の認定は次の区分による。

- (1) 全焼、全壊及び流失とは、住家の全部若しくは延床面積の70パーセント以上が焼失、損壊若しくは流失した場合又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50パーセント以上に達した場合をいう。
- (2) 半焼及び半壊とは、住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満が焼失若しくは損壊した場合、又は住家の主要構造部の被害額がその時価の20パーセント以上50パーセント未満に達した場合をいう。
- (3) 死亡者とは当該災害が原因で死亡（当該発生の日から起算して90日以内に死亡した場合を含む。）し、又は死亡したと推定されるものをいう。
- (4) 負傷者とは、当該災害が原因で負傷（災害が直接の原因による疾病を含む。）し、医師の診断により1か月以上の治療を受ける必要のある者をいう。

(世帯の認定)

第5条 世帯の認定については同一の住居に居住し生計を一にしている生活単位をもって1世帯とする。

2 学校、工場等の寄宿舎、寮その他これに類する施設等に宿泊するもので共同生活を営み各個人の生計の独立性が認められないものについては「準世帯」とする。

(災害見舞金等の額)

第6条 第3条に定める被害を受けたときは、被害程度により次に掲げる区分に応じて災害見舞金等を支給する。

(1) 災害見舞金

ア 全焼、全壊、流失

(ア) 準世帯の場合	1人	10,000円
(イ) 世帯に属する者が1人の世帯	1世帯	30,000円
(ロ) 世帯に属する者が2人又は3人の世帯	1世帯	40,000円
(ハ) 世帯に属する者が4人以上の世帯	1世帯	50,000円

イ 半焼、半壊

(ア) 準世帯の場合	1人	5,000円
(イ) 世帯に属する者が1人の世帯	1世帯	15,000円
(ロ) 世帯に属する者が2人又は3人の世帯	1世帯	20,000円
(ハ) 世帯に属する者が4人以上の世帯	1世帯	30,000円

(2) 弔慰金

ア 生計中心者が死亡した場合	1人	120,000円
イ 生計中心者以外の者が死亡した場合	1人	60,000円
ウ 準世帯に属する者が死亡した場合	1人	25,000円

(3) 障害見舞金

ア 準世帯に属する者	1人	15,000円
イ 準世帯以外の世帯に属する者	1人	30,000円

- 2 前項第1号に該当する場合は、当該死亡者にかかる災害見舞金は、これを支給しない。ただし、前項第1号及び第3号に該当し災害見舞金及び障害見舞金の支給を受けた後において当該災害が直接の原因となり死亡した場合は前項第2号の弔慰金をあわせて支給する。

(支給の方法)

第7条 この災害見舞金等は、災害を受けた者の世帯主（世帯主が死亡し、又は世帯全員が死亡したときは、その葬祭を行なう者とする。）に支給する。

(支給の制限)

第8条 市長は、当該災害が被災者又は受給資格者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は災害見舞金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(委任)

第9条 この要項の施行に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

10 災害救助法施行細則

(昭和35年4月19日)
(岡山県規則第23号)

(趣旨)

第1条 災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の施行については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(救助の程度、方法及び期間)

第2条 令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

(昭37規則61・昭40規則49・昭61規則61・一部改正、平12規則99・旧第6条繰上・一部改正)

(物資の保管命令、收容等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書)

第3条 規則第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

(1) 公用令書 様式第1号の1から第1号の4まで

(2) 公用変更令書 様式第2号

(3) 公用取消令書 様式第3号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(様式第4号)に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用変更令書又は第3号の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければならない。

(昭61規則61・一部改正、平12規則99・旧第7条繰上・一部改正)

(受領調書)

第4条 規則第2条第2項の規定により取用し、又は使用すべき物資の引渡しを受けた当該職員が、同条第3項の規定により、受領調書(様式第5号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(昭61規則61・一部改正、平12規則99・旧第9条繰上・一部改正、平19規則6・一部改正)

(損失補償請求書)

第5条 規則第3条の規定による損失補償請求書の様式の標準は、様式第6号とする。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(昭61規則61・一部改正、平12規則99・旧第10条繰上・一部改正)

(救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書)

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

(1) 公用令書 様式第7号

(2) 公用取消令書 様式第8号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第9号)に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これをまつ消しなければならない。

(昭61規則61・一部改正、平12規則99・旧第11繰上・一部改正)

第7条 規則第4条第2項の規定による届出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合には、医師の診断書

(2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合には、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(平12規則99・旧第13条繰上)

(実費弁償の程度)

第8条 令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

(昭37規則61・昭61規則61・一部改正、平12規則99・旧第14条繰上・一部改正)

(実費弁償請求書)

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書の様式の標準は、様式第10号とする。

(立入検査証票)

第10条 法第27条第4項の規定により当該職員が立入検査に当たつて携帯しなければならない証票は、様式第11号によるものとする。

(昭61規則61・一部改正、平12規則99・旧第16条繰上・一部改正、平19規則6・一部改正)

(扶助金支給申請書)

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書の様式の標準は、様式第12号とする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金にかかる申請書には、次の区別にしたがい、所要の書類を添付しなければならない。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入の道がない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
- (3) 法第25条の規定により救助に関する業務に協力する者がこれがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第29条の規定による扶助金の支給申請書には、規則第6条及び前項に定める書類のほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

(昭61規則61・一部改正、平12規則99・旧第17条繰上・一部改正)

(市町村長への通知)

第12条 法第30条の規定により救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合における令第23条第1項の規定による通知は、様式第13号によるものとする。

2 前項の場合において通知を受けた市町村長は、第3条から第7条まで(第5条第1項を除く。)に規定するところにより、当該救助に関する事務を行うものとする。

(平12規則99・追加)

(一部繰替支弁の弁償請求)

第13条 市町村長は、法第44条の規定により一時繰替支弁を行つたときは、様式第14号による請求書に支払証ひよう書類の写しを添付して、知事に弁償を請求するものとする。

(昭61規則61・一部改正、平12規則99・旧第19条繰上・一部改正)

別表第1 (第2条関係)

(昭36規則49・昭36規則64・一部改正、昭37規則61・旧別表第2繰上、昭38規則21・昭39規則50・昭40規則49・昭42規則54・昭42規則73・昭43規則40・昭45規則62・昭46規則52・昭47規則63・昭48規則60・昭49規則64・昭50規則2・昭50規則68・昭51規則47・昭52規則46・昭53規則38・昭54規則33・昭55規則21・昭56規則49・昭57規則33・昭58規則45・昭59規則39・昭60規則51・昭61規則61・昭63規則11・昭64規則1・平元規則67・平2規則42・平3規則55・平4規則43・平5規則58・平6規則48・平7規則52・平9規則64・平10規則42・平11規則45・平12規則99・平12規則140・平14規則14・平16規則51・平17規則81・平18規則89・平19規則6・一部改正)

別表第1 (第2条関係)

種別	救助	救助	救助	救助期間	支出	経費	特別措置
(1) 収容施設の供与	1 避難所	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。 避難所の設置は、学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋又はテントを設置することにより実施する。	災害発生の日から7日以内	避難所の設置、維持及び管理に要する賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱費並びに仮設便所の設置費等 100人1日当たり31,000円以内 ただし、冬季(10月から3月まで)については知事が別に定める額を加算する。 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。	やむを得ない事情がある場合は、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。		
	2 応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とする。 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設あたりの規模は別に定めることとする。 高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすいつつ構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できる。(この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。)	災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。 供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第55条第3項に規定する期間内(最高2年以内)とする。	従事させた建築工事関係者の実費弁償を含め設置に要する一切の費用として、2,498,000円以内 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合の居住者の集会等に利用するための施設を設置するためには支出できる費用は、知事が別に定めるところによる。	同上		
(2) 炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給	1 炊出しその他による食品の給与	次に掲げる者に給与する。 イ 避難所に収容された者 ロ 住家に被害を受け、炊事ができない者 ハ 住家に被害を受け、一時緊急対応へ避難する必要がある者 被災者が直ちに食することができている現物によるものとする。	災害発生の日から7日以内とする。ただし、ハの場合には、この期間内に3日分以内を現物支給することができる。	主食、副食及び燃料等の経費 1人1日当たり1,020円以内 この場合、1日とは、3食をもって計算すること。	同上		
	2 飲料水の供給	災害のため、現に飲料水を得ることができない者に供給する。	災害発生の日から7日以内	水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の購入費とし、当該地域における通常の実費とする。	同上		
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は船舶の	災害発生の日から10日以内に完了	(1) 住家の全壊(焼)・流失・世帯別 世帯別 夏期(4月から9月まで) 冬季(10月から3月まで)	やむを得ない事情がある場合は、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。		

<p>避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 被害の喪失に応じて、次の品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料</p>	<p>1人世帯 17,700円以内 2人世帯 22,700円以内 3人世帯 33,500円以内 4人世帯 40,100円以内 5人世帯 50,900円以内 6人以上1人増すごとに 7,400円以内 10,600円以内</p> <p>(2) 住家の半壊(焼)・床上浸水世帯 世帯別 夏期(4月から9月まで) 冬期(10月から3月まで)</p> <p>1人世帯 5,800円以内 2人世帯 7,700円以内 3人世帯 11,600円以内 4人世帯 14,000円以内 5人世帯 18,000円以内 6人以上1人増すごとに 2,400円以内 3,400円以内</p> <p>注 季別は、災害発生の日をもって決定する。</p>	<p>大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長し、季別を変更し、又は金額を増額することができ。</p>	<p>やむを得ない事情がある場合は、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長することができ。</p>	
<p>1 医療</p>	<p>救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 一般の病院又は診療所による場合 国民健康保険診療報酬の額以内 施術者による場合 協定料金の額以内</p>	<p>災害発生の日から14日以内</p>	<p>救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</p>	<p>同 上</p>
<p>2 助産</p>	<p>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で災害のため助産の道を失った者に対して次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>分べんした日から7日以内</p>	<p>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で災害のため助産の道を失った者に対して次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>同 上</p>
<p>(4) 医療及び助産</p>	<p>災害のため医療の道を失った者に対して応急的に措置をする。 医療は、救護班により次の範囲内において行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ぬ場合は、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。</p> <p>イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院又は診療所への収容 ホ 看護</p>	<p>災害発生の日から14日以内</p>	<p>救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</p>	<p>同 上</p>
<p>(5) 災害にかかった者の救出</p>	<p>災害のため、現に、生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を視察し、又は救出する。</p>	<p>災害発生の日から3日以内</p>	<p>舟艇その他救出のための機材、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>同 上</p>

(6) 災害にかかった住宅の応急修理	災害のため住家が半壊又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。 応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して現物をもって行う。	災害発生の日から1箇月以内に完了	原材料費、労務費、輸送費及び修繕事務費等一切の経費を含み 一世帯当たり 531,000円以内	同上
(7) 生業に必要な資金の貸与	災害による生業資金貸付規則（昭和29年岡山県規則第16号）に定めるところによる。 住家が全壊し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯で生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。	災害発生の日から1箇月以内に完了	生業を営むために必要な機械、器具及び資材等を購入するための費用として貸付できる金額 イ 生業費 1件当たり 30,000円以内 ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内 貸与条件 イ 貸与期間 2年以内 ロ 利子 無利子	同上
(8) 学用品の供与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、或学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、聾学校及び養護学校の小学校児童及び中学生部生徒を含む。）に対して供与する。 被害の状況に応じ次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品	(イ) 教科書 災害発生の日から1箇月以内に完了 (ロ) 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内に完了	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 小学校児童 1人当たり 4,100円以内 中学校生徒 1人当たり 4,400円以内	同上
(9) 埋葬	災害の際、死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。 次の範囲内において原則として棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給する。 イ 棺（付風品を含む。） ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ハ 骨つぼ及び骨箱	災害の発生の日から10日以内に完了	一体につき 大人 179,000円以内 小人 143,200円以内	同上
(10) 死体の捜索	災害により既に死亡している状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡している者と推定される者に対して行う。	災害発生の日から10日以内に完了	舟艇その他被災のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	同上
(11) 死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する必要な処理（埋葬を除く。）を次の範囲内において行う。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2 死体の一時保存 3 検案（原則として救護班によって行うこと。）	災害発生の日から10日以内に完了	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり 3,300円以内 2 死体の一時保存 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費その他の場合 (2) 1体当たり5,000円以内 死体の一時保存にドラッグの購入費等の経費が必要な場合	同上

<p>(12) 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去</p>	<p>居室、炊事場等生活に欠くことができない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では障害物を除去することができない者に対して行う。</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>3 被災者は、当該地域における通常の実費を加算できる。被災者救護班によることができなない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	<p>上</p>
<p>(13) 救助のための輸送費及び買金職員等雇上費</p>	<p>次に掲げる場合の輸送費及び買金職員等雇上費を支出する。 イ 被災者の避難 ロ 医療及び助産 ハ 災害にかかった者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の処理 ト 救済物質の整理配分</p>	<p>当該救助の実施が認められる期間以内</p>	<p>当該地域における通常実費</p>	<p>やむを得ない事情がある場合は、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長し、又は救助範囲を拡大することができる。</p>

別表第2 (第8条関係)

職別	種別	日	当	旅費	超過勤務手当
医師及び歯科医師	1人1日	17,900円	岡山県職員給与条例(昭和26年岡山県条例第18号)第2条第1項第1号に規定する行政職給料表による職務の級が8級以下の職員に対して岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和27年岡山県条例第44号)に基づき支給する旅費の相当額	増賃金の例に準じ計算した額	
薬剤師	1人1日	12,300円			
保健師、助産師及び看護師	1人1日	11,800円			
土木技術者及び建築技術者	1人1日	17,800円			
大工、左官及びびと	1人1日	21,300円			
令第10条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者					業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額以内とする。

11 岡山県災害報告規則

〔昭和30年 5月20日〕
岡山県規則第2号
岡山県教育委員会

(目的)

第1条 この規則は、災害の発生した場合において、その被害状況を迅速かつ的確に調査し、災害対策の円滑な実施に資することを目的とする。

(被害状況の報告)

第2条 市町村長（一部事務組合の管理者を含む。以下同じ。）は、災害による被害があったときは、速やかにその状況を調査して次条に定めるところにより県に報告しなければならない。

2 県の出先機関の長等（県立学校の長を含む。以下同じ。）は、災害による被害があったとき又は市町村長から前項の報告を受けたときは、遅滞なくその状況を調査して次条に定めるところにより県の関係機関に報告しなければならない。

(報告の要領)

第3条 前条の報告は、災害発生通報、災害速報、被害概況報告及び災害状況決定報告とし、その名称、報告先及び様式は、別表のとおりとする。

2 前項の報告は、次の各号により行うものとする。

- (1) 災害発生通報は、市町村に災害が発生したとき、直ちに電話、県防災行政無線電話（以下「無線電話」という。）等によりその概況を報告すること。
- (2) 災害速報は、被害状況の判明の都度電話、無線電話等により報告し、その後必要に応じて、文書により報告を行うこと。
- (3) 被害概況報告は、被害の程度がおおむね判明したとき、電話、無線電話等により報告し、その後必要に応じて、文書により報告を行うこと。
- (4) 災害状況決定報告は、被害の程度が確定したとき、直ちに電話、無線電話等により報告し、その後、市町村長にあっては2日以内に、県の出先機関の長等にあっては3日以内に文書により重ねて報告を行うこと。
- (5) 決定報告をした後に報告事項に変更があったときは、直ちに決定報告の例により修正報告をすること。

(災害資料の添付)

第4条 第2条の報告には、災害の実態を把握するために必要な現地写真、図面その他の資料をつとめて添付するものとする。

(相互の情報連絡)

第5条 県の出先機関の長等は、災害による被害があった場合または第2条第1項の規定により、市町村長から報告を受けた場合において、他の出先機関に関係のある事項については、相互に密接な連絡を図り、同条第2項の報告についてそごのないようにつとめなければならない。

(その他)

第6条 前5条に規定する事項のほかこの規則の施行について必要なことは、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

報告の名称		提出先		様式
報	告	提	出	
水	災害発生通報	河川	河川対策室	1
火災, 震災, 海上災害, 特殊災害	"	防	防	"
風災等	"	農	農	"
民生・衛生に関する災害	"	保	保	"
雪害	"	道	道	"
	(附属資料)			
水	災害原因報告	河川	河川対策室	1の2
雪	"	道	道	1の3
一	災害速報	防	防	2
民	住家等一般被害概況(決定)報告	保	保	3
	民生関係被害概況(決定)報告	"	"	3の2
衛	衛生関係被害概況(決定)報告	"	"	3の3
商	商工関係被害概況報告	保	保	3の4
農	観光関係被害概況(決定)報告	商	商	3の5
	農業施設関係被害概況(決定)報告	観	観	3の6
耕	農畜産物等被害概況(決定)報告	農	農	3の7
地	農地農業用施設被害概況(決定)報告	"	"	3の8
産	水産関係被害概況(決定)報告	耕	耕	3の9
業	林地被害状況概況(決定)報告	水	水	3の10
	治山施設被害状況概況(決定)報告	治	治	3の11
	林道被害状況概況(決定)報告	"	"	3の12
	林産物及び林産施設被害状況概況(決定)報告(1)	林	林	3の13
	"(2)	"	"	3の14
	造林地等の被害状況概況(決定)報告	治	治	3の15
林	苗畑被害状況概況(決定)報告	山	山	3の16
業	公共土木施設被害概況(決定)報告	山	山	3の17
木	文教関係施設被害概況(決定)報告	河	河	3の18
教	児童生徒教職員被害概況(決定)報告	教	教	3の19
	学校給食関係被害概況(決定)報告	育	育	3の20
	学校給食用物資被害概況(決定)報告	庁	庁	3の21
	教科用図書等被害概況(決定)報告	教	教	3の22

報 告 名 称		提 出		先	
報 告 名 称	係 属	提 出 するもの	提出先	提出先	様 式
文 教	関	国(県)指定文化財被害概況(決定)報告	教 育 事 務 所	教育庁文化課	3の23
一 般	係	[部内関係] 一般公共施設関係被害概況報告	関 係 出 先 機 関	管 財 課	3の24
商 工	係	商工関係被害決定報告	地方振興局地域振興室	管 商 課	4
農 業	係	農業共同利用施設被害状況決定報告	地方振興局農林事業部	農 政 企 画 課	4の2
	"	農業非共同利用 "	"	"	4の3
	"	放牧地の被害状況決定報告	"	"	4の4
	"	放牧施設の被害状況決定報告	"	"	4の5
	"	地方公共団体施設等被害状況決定報告	"	"	4の6
	"	[農作物関係] 農作物被害決定報告	"	"	4の7
	"	工業作物、園芸農作物等の収穫物被害状況決定報告	"	"	4の8
	"	[家畜、畜産物関係] 家畜の被害状況決定報告	"	"	4の9
	"	畜産物の被害状況決定報告	"	"	4の10
	"	[養蚕関係] 養蚕被害状況決定報告	"	"	4の11
	"	[附属資料] 園芸農作物、工業農作物等種苗(結核粒)被害状況総括表	"	"	4の12
	"	桑園被害状況	地方振興局農林事業部	農 産 課	4の13
	"	桑苗被害状況	"	農 産 課	4の14
	"	家畜の衛生対策	"	"	4の15
	"	被害家畜の家畜保険加入状況	"	"	4の16
	"	飼料作物災害状況	"	"	4の17
水 産	係	水産施設被害決定報告	"	"	4の18
	"	水産物被害決定報告	"	"	4の19
林 業	係	林野関係被害報告書総括表	"	"	4の20
	"	林産物被害決定報告	"	"	4の21
	"	林産施設被害決定報告	"	"	4の22
一 般	係	林産物間接被害決定報告	関 係 出 先 機 関	"	4の23
	"	一般公共施設関係被害決定報告	"	"	4の24

12 緊急消防援助隊要綱

(平成7年10月30日付け消防救第179号消防庁長官通知)

目次	第1章 総則 (第1条・第2条)
	第2章 部隊の編成 (第3条―第8条)
	第3章 部隊の任務及び装備等の基準 (第9条・第10条)
	第4章 出動等 (第11条―第14条)
	第5章 その他 (第15条―第20条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の3の規定に基づく消防庁長官(以下「長官」という。)の求めによる応援出動等の措置が迅速かつ的確に行われるため、緊急消防援助隊の任務、部隊の編成及び出動等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害(当該災害が発生した市町村(以下「被災地」という。)の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。)の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする。

第2章 部隊の編成

(部隊の単位及び部隊の長)

第3条 緊急消防援助隊の部隊の単位は、指揮支援部隊、都道府県隊(大隊)、部隊(中隊)、隊(小隊)とする。

2 前項に規定する単位の部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、都道府県隊長、部隊長、隊長とする。

(指揮支援部隊)

第4条 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。

2 指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部の指揮支援隊をもって編成する。

(指揮支援部隊長)

第5条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地にかかる市町村の長又は当該市町村の長の委任を受けた消防長(以下「指揮者」という)を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

2 指揮支援部隊長の所属する消防本部は、別表第1のとおりとする。

3 指揮支援部隊長は、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊に委任することができる。

4 指揮支援部隊長が、被災等によりその任務を遂行できない場合には、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の職務にあたるものとする。

5 前項の場合において、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の職務につくことができないときには、長官が別に要請するところによるものとする。

(都道府県隊)

第6条 都道府県隊は、当該都道府県の区域内の市町村(東京都特別区及び市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)に設置された救助部隊、救急部隊、消火部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊及び特殊災害部隊並びに当該都道府県に設置された航空部隊のうち被災地において行う消防の応援活動に必要な部隊をもって編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、長官が指定する消防隊を編成に加えることができる。

2 消防機関は、各都道府県ごとに、当該都道府県隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

(都道府県隊長)

第7条 都道府県隊長は、都道府県隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援部隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県隊の活動を管理することを任務とする。

2 都道府県隊長は、前条第2項の代表消防機関の職員をもってこれに充てる。ただし、当該代表消防機関の部隊以外の部隊をもって都道府県隊を編成する場合は、この限りではない。

3 都道府県隊長は、第1項の任務を行うために必要な場合には、指揮隊を設置することができる。

(部隊の登録)

第8条 長官は、部隊の設置に協力する市町村（以下「協力市町村」という。）の長から設置する部隊の登録の申請を受けた場合においては、遅滞なく、部隊の登録を行うとともに、当該協力市町村の属する都道府県の知事にその旨を通知するものとする。

2 長官は、航空部隊の設置に協力する都道府県（以下「航空部隊設置都道府県」という。）の知事から、設置する航空部隊の登録の申請を受けた場合においては、遅滞なく、部隊の登録を行うものとする。

第3章 部隊の任務及び装備等の基準

(部隊の任務)

第9条 救助部隊、救急部隊、消火部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊及び特殊災害部隊の任務は、次に掲げるところによる。

- (1) 救助部隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- (2) 救急部隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- (3) 消火部隊 主として被災地における消火活動を行うこと。
- (4) 後方支援部隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な補給活動等を行うこと
- (5) 航空部隊 主として被災地における航空機を用いた消防活動を行うこと。
- (6) 水上部隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- (7) 特殊災害部隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。

(部隊の装備等の基準)

第10条 救助部隊、救急部隊、消火部隊及び後方支援部隊の装備等の基準は、長官が別に定める。

第4章 出動等

(出動決定のための措置等)

第11条 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第24条の3に基づき適切な措置をとるものとする。

2 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第24条の4の規定により、指揮者の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。

3 災害の規模等に照らし出動が予想される場合又は次の各号のいずれかに該当する場合においては、出動が予想される消防機関の長及び都道府県に設置された航空部隊の隊長は、速やかに緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。

(1) 指揮支援部隊については、震度6弱（東京都特別区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この項において「政令市等」という。）については 震度5強）以上の地震災害が発生した場合又は緊急火山情報が発令された場合

(2) 指揮支援部隊以外の部隊については、震度6強（政令市等については震度6弱）以上の地震災害又は火山の噴火災害が発生した場合

(出動計画)

第12条 長官は、緊急消防援助隊が迅速かつ適切に出動することができるように、予め緊急消防援助隊の基本的な出動計画を策定するものとする。

2 長官は、前項の出動計画の策定に当たっては、関係のある都道府県の知事等と調整を行うものとする。

(実施計画)

第13条 指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、前条の出動計画をふまえて、指揮支援部隊の活動を円滑に行うための実施計画を策定するよう努めるものとする。

2 前項の実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報連絡体制
- (2) ヘリコプターの出動態勢
- (3) その他必要な事項

3 代表消防機関の長は、前条の出動計画をふまえて、都道府県隊が参集し、被災地へ出動するための実施計画を策定するよう努めるものとする。

4 前項の実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 情報連絡体制

- (2) 都道府県隊の部隊編成
- (3) 都道府県内の部隊の集結場所（各隊が個別に被災地に出動することとする場合にあっては、その場合及び定時連絡の方法）
- (4) 都道府県隊の無線運用体制
- (5) 部隊の装備機材
- (6) 後方支援体制
- (7) その他必要な事項

5 代表消防機関の長は、第3項の実施計画の策定及び変更にあたっては、協力市町村の消防長と調整を行うものとする。

(受援計画)

第14条 都道府県の知事は、予め、当該都道府県内の市町村が被災し他都道府県から緊急援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定するよう努めるものとする。

2 受援計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報提供体制
- (2) 応援部隊の集結場所、被災地への到達ルート及び燃料補給体制
- (3) ヘリコプターの離着陸場及び給油体制
- (4) その他必要な事項

3 都道府県の知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、次に定めるところによるものとする。

- (1) 当該都道府県内の消防長と調整を行うこと。
- (2) 地域防災計画の内容を反映すること。

第5章 その他

(医師等との連携)

第15条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師等と連携して行動するよう努めるものとする。

2 都道府県の知事は、都道府県隊の出動にあたり必要と認めるときに被災地に医師を搬送することができるよう都道府県隊の体制の構築等に努めるものとする。

(関係行政機関との連絡調整)

第16条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。

(消防庁職員の派遣)

第17条 長官は、緊急消防援助隊との連絡調整活動の適切な遂行を図るため、必要に応じ消防庁職員を被災地に派遣するものとする。

(訓練及び研修)

第18条 長官は、部隊の技術の向上等を図るため、協力市町村及び航空部隊設置都道府県の協力を得て、緊急消防援

助隊の合同訓練を随時実施するとともに、緊急消防援助隊の活動に必要な知識及び技術を修得させるため必要な研修の場を設定するよう努めるものとする。

2 都道府県の知事及び代表消防機関の長は、部隊の技術の向上を図るため、当該都道府県の部隊又は当該都道府県及び他の都道府県の部隊による合同訓練を随時実施するよう努めるものとする。

(緊急消防援助隊旗)

第19条 長官は、緊急消防援助隊旗を緊急消防援助隊の部隊に交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第20条 その他緊急消防援助隊について必要な事項は、長官が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年12月25日から施行する。

2 緊急消防援助隊の拡充について（平成12年9月18日付消防救第238号）により、平成12年12月25日現在、消防庁に登録の申請がなされている部隊は、第8条の規定による登録の申請がなされたものとみなす。

別表第1（第4条第2項及び第5条第2項関係）

災害発生地域 (都道府県名)	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
北海道（北海道）	札幌市消防局	札幌市消防局，仙台市消防局，東京消防庁，横浜市消防局，千葉市消防局
東北（青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島，新潟）	仙台市消防局	仙台市消防局，札幌市消防局，東京消防庁，横浜市消防局，川崎市消防局
関東（茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨，長野，静岡）	東京消防庁	東京消防庁，横浜市消防局，川崎市消防局，千葉市消防局，名古屋市消防局，大阪市消防局
東海（岐阜，愛知，三重）	名古屋市消防局	名古屋市消防局，京都市消防局，大阪市消防局，神戸市消防局，東京消防庁
東近畿（富山，石川，福井，滋賀，京都，奈良，和歌山）	京都市消防局	京都市消防局，大阪市消防局，神戸市消防局，名古屋市消防局，東京消防庁
近畿（大阪，兵庫）	大阪市消防局	大阪市消防局，神戸市消防局，京都市消防局，名古屋市消防局，東京消防庁
中国・四国（鳥取，島根，岡山，広島，山口，徳島，香川，愛媛，高知）	広島市消防局	広島市消防局，北九州市消防局，福岡市消防局，大阪市消防局，神戸市消防局
九州（福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄）	福岡市消防局	福岡市消防局，北九州市消防局，広島市消防局，大阪市消防局，神戸市消防局

別表第2（第5条第4項関係）

災害発生地域	指揮支援部隊長代行の属する消防本部
北海道	仙台市消防局
東北	札幌市消防局
関東	名古屋市消防局
東海	東京消防庁
東近畿	大阪市消防局
近畿	京都市消防局
中国・四国	広島市消防局
九州	福岡市消防局

参 考

緊急消防援助隊（岡山県隊）の基本編成表

区 分	消 火 隊		救 助 隊	救 急 部 隊	後 方 支 援 部 隊	特殊災害部隊			航空部隊
	消 火 隊	化学消防隊				照 明 隊	はしご隊	水 槽 隊	
岡山市消防局	1		1	1	1	1	1	2	1
倉敷市消防局		1	1	1					
玉野市消防本部	1								
津山圏域消防組合	1								
笠岡地区消防組合	1								
井原地区消防組合 総社市消防本部	1								
高梁市消防本部 新見地区消防本部	1								
東備消防組合 赤磐消防組合 邑久消防組合	1								
真庭消防組合 英田圏域消防組合	1								
計	8	1	2	2	1	1	1	2	1

(注) ・岡山県隊の総括指揮は岡山消防が、部隊毎の指揮は消火部隊は津山消防が、救急部隊は倉敷消防が、救助・後方支援・特殊部隊は岡山消防がそれぞれ行う。

・水槽隊については3消防本部で調整し2隊を編成する。

・消火隊については1隊4名以上、救助隊については1隊5名、救急・後方支援隊については3名とする。

・必要に応じて指揮隊(3名程度)、資機材搬送隊(2名程度)を編成する。

13 岡山県下消防相互応援協定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により、岡山県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は岡山県の区域とし、その区域を別表に定めるブロックに区分するものとする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第2章 相互応援

(事前計画の策定)

第5条 市町村等の消防長（消防本部を置かない町にあっては、町長とする。以下同じ。）は管轄する市町村の長と協議の上、応援隊の派遣及び受け入れについてあらかじめ計画を策定しておくとともに、応援出動が可能な部隊、人員、資機材等について登録しておくものとする。

(応援要請)

第6条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村の消防機関が保有する特殊な車両、資機材等を必要と認める場合

2 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとし、原則として第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合はこの限りでない。

(1) 第1要請

同一ブロック内の市町村等に対する応援要請

(2) 第2要請

隣接するブロック内の市町村等に対する応援要請

(3) 第3要請

その他の市町村等に対する応援要請

3 第4条に規定する県に対する報告及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上行うものとする。

4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊等の派遣について必要な協議を行うものとする。

(応援隊等の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合のほか応援するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第8条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第10条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第11条 発災市町村等の長は、速やかに災害の状況を応援を行っている市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第12条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、協定市町村等の消防機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第13条 連絡会議は次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換等に関すること。
- (3) 市町村等間の消防訓練に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担

(応援に要する経費の負担)

第14条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食糧費及び車両、機械器具の燃料費（現地調達分）

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）。

ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員にかかる賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定められた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第8条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費及び出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）及び応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項の以外の経費又は同項の定めにより難い場合の経費については、発災市町村等、応援市町村等協議の上定めるものとする。

第5章 雑 則

(実施細部)

第15条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

(疑 義)

第16条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第17条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通保管する。

附 則

この協定は、平成2年4月1日から効力を生ずる。

平成2年3月15日

県下78市町村長、9消防組合管理者

記名、押印

別表 (第2条関係)

ブロック	構 成 市 町 村 等
岡 山	岡山市
倉 敷	倉敷市 早島町 船穂町 金光町
津 山	津山圏域消防組合 津山市 加茂町 富村 奥津町 上斎原村 阿波村 鏡野町 勝央町 奈義町 勝北町 中央町 旭町 久米町 久米南町 柘原町
玉 野	玉野市 灘崎町
笠 岡	笠岡地区消防組合 笠岡市 鴨方町 寄島町 里庄町
井 原	井原地区消防組合 井原市 矢掛町 美星町 芳井町
総 社	総社市 山手村 清音村 真備町
高 梁	高梁市 有漢町 賀陽町 成羽町 川上町 備中町
阿 新	阿新広域事務組合 新見市 大佐町 神郷町 哲多町 哲西町
東 備	東備消防組合 備前市 日生町 吉永町 佐伯町 和気町
真 庭	真庭消防組合 北房町 八束村 中和村 勝山町 落合町 湯原町 久世町 美甘村 新庄村 川上村
英 田	英田圏域消防組合 勝田町 大原町 東粟倉村 西粟倉村 美作町 作東町 英田町
赤 磐	赤磐消防組合 瀬戸町 山陽町 赤坂町 熊山町 吉井町
邑 久	邑久消防組合 牛窓町 邑久町 長船町
御 津	御津町 建部町 加茂川町

14 岡山市・総社市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、岡山市および総社市は、消防の相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 岡山市および総社市は、双方の相互に接する境界付近において発生した水火災その他の災害の防除ならびに救護のため、消防の任務遂行上必要があると認めるときは、この協定の定めるところにより、相互に消防の応援を要請し、または応援活動に従事するものとする。

（応援の要請）

第2条 消防の応援を要請しようとする市（以下「乙」という。）は、災害の状況、所要出動車の種類および台数ならびに必要な人員を明らかにして、要請を受けるべき市（以下「甲」という。）に対し応援を要請するものとする。

（応援隊の派遣）

第3条 甲は、乙から前条の要請を受けたときは、その要請事項に基づき、その管理する消防力のうちから応援隊を編成し派遣するものとする。

2 前項の場合において、要請事項と応援隊の内容が相違するときは、甲はただちにその内容を乙に通報しなければならない。

3 両者は、前条の要請がない場合においても、情報等により災害の発生を認めて出動した場合で、管轄外のときは、すみやかに乙へ通報しなければならない。

なお、出動した消防隊は、そのまま乙の要請による甲の応援隊とみなす。

（応援隊の指揮）

第4条 要請により出動した応援隊は、受援地の消防指揮者の指揮のもとに行動しなければならない。

ただし、前条第3項の場合においては、災害地を管轄する消防隊の到着までは、出動した消防隊の指揮者がこれにあたるものとする。

（費用の負担）

第5条 応援のために要した費用は、次の各号に定める区分に従って負担するものとする。

(1) 応援隊の出動に要した諸経費については、甲において負担する。ただし、化学消火のために要した薬剤ならびに応援が長時間にわたることともなう食糧および燃料の補給については、乙の負担とするものとする。

(2) 応援活動中に、応援隊員が死傷した場合における賞じゅつ金等については、甲の定める規定に基づき算定した額を乙が負担するものとする。

(3) 応援活動中に発生した応援隊員の公務災害補償については、甲が行ない、一般協力者の災害補償については、乙が行なうものとする。

(4) 応援隊が乙の指揮下にあつて、事故等により建築物その他の工作物または物件を破損し、また、人畜に被害を与えた場合の補償に要する費用は、乙において負担するものとする。ただし、事故等の原因が甲の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りでない。

(5) 前各号以外の応援活動における事故等により生じた補償に要する費用は、両者協議のうえ決定するものとする。ただし、事故等の原因が当事者の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りでない。

（資料の交換）

第6条 この協定書による協定の円滑なる運営を行なうため、次の各号に掲げる資料を相互に交換し、その内容に変更が生じたときは、そのむねを相手方に通知するものとする。

(1) 消防機関の編成表

(2) 管内の消防施設配置図

(3) 地水利状況図

（裁量）

第7条 前各条に定めるもののほか、相互応援について必要な事項は、そのつど両者協議のうえ決定する。

(発効期日)

第8条 この協定は、昭和46年1月8日から、その効力を発生する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和45年12月26日

岡山市

代表者 岡山市長 岡崎 平夫

総社市

代表者 総社市長 林 徹

覚 書

昭和45年12月26日、岡山市と総社市との間に協定した消防相互応援協定書の内容の解釈について、次の覚書を交換する。

1 境界付近の解釈

第1条「双方の相互に接する境界付近」とは、おおむね双方の境界線から1,000メートル以内の区域をいう。

2 救急業務

第1条中の「その他の災害」には、救急事故を除くものとする。ただし、火災による救急事故は、この限りでない。

3 応援出動車両

第2条および第3条の応援の要請による派遣については、原則的には境界付近を管轄する常備消防の1車両と、消防団の車両とする。

4 応援隊の時点の解釈

(1) 第3条第1項の「応援隊」とは、各署所および消防分団機庫（以下「各署所等」という。）を出発するときから各署所等へ帰着するまでをいう。

(2) 第3条第3項の応援隊とは、双方の境界到着時から、各署所等へ帰着するまでをいう。

5 費用の負担

(1) 第5条第1号中「諸経費」とは、通常消防隊の出動に要する出動手当、旅費、各種消防機械器具の損耗、修繕、燃料および隊員の被服の消耗等による経費をいう。

(2) 第5条第2号、第3号および第5号中「応援活動」とは、本書4「応援隊の時点の解釈」の各号に定める時間内における応援活動をいう。

(3) 第5条第3号中「一般協力者」とは、消防法第29条第5項および水防法第17条ならびに災害対策基本法第65条の規定により協力を求められた者をいう。

(4) 第5条第4項中「乙の指揮下」とは、直接受援地の指揮者の指揮のもとにある場合をいい、第4条ただし書きにおいても乙の指揮のもとにある場合とみなす。

この覚書交換の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和45年12月26日

岡山市

代表者 岡山市長 岡崎 平夫

総社市

代表者 総社市長 林 徹

消防相互応援協定機関

機 関 名	締 結 月 日	機 関 名	締 結 月 日
玉 野 市	昭和 40. 4. 22	早 島 町	昭和 46. 4. 30
邑 久 町	" 44. 7. 1	灘 崎 町	" 46. 4. 30
王野海上保安部	" 45. 12. 9	岡山県(岡山空港)	" 46. 12. 27
総 社 市	" 45. 12. 26	山 陽 町	" 47. 4. 10
山 手 村	" 45. 12. 26		
倉 敷 市	" 46. 4. 30		
瀬 戸 町	" 46. 4. 30		

15 救急業務に関する協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、岡山市と玉野市は、救急業務の相互応援につき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両市が行なう救急業務の円滑な運用をはかるため、救急業務の相互応援につき、必要な事項を定めることを目的とする。

（出動の要請）

第2条 両市の相互に接する境界付近（玉野市が消防事務の委託を受けている灘崎町と岡山市との境界付近を含む。）において発生した救急事故につき、救急隊の出動を要請しようとする市（以下「乙」という。）は、救急隊の出動場所および事故の概要を明らかにして、要請を受けるべき市（以下「甲」という。）に対し、救急隊の出動を要請することができる。

2 大事故等、特殊な救急事故については、前項の規定にかかわらず救急隊の出動を要請することができる。

3 救急事故の発生を覚知し、救急隊が出動した後において、当該出動にかかる場所が乙の区域であることが判明した場合、または、救急業務中（通常の場合、救急隊がその所属する消防署所から当該救急業務のため出発し帰着するまでとする。以下同じ。）乙の区域において救急事故の発生を覚知し、救急業務を行なった場合においては、すみやかにその旨を乙に通報しなければならない。この場合における出動は、乙からの要請があったものとみなす。

（出動）

第3条 甲は、前条第1項および第2項により出動の要請を受けたときは、甲において救急業務に支障がある場合のほか、すみやかに救急隊を出動させなければならない

（救急業務に要する費用の負担）

第4条 前条の規定による救急業務のために要する費用の負担は、次の各号に定める区分に従って負担するものとする。

(1) 救急業務に要する通常の経費（出動手当、旅費、救急車の燃料および維持費）は、甲の負担とする。

(2) 救急業務中の事故により生じた救急車およびその付属機械器具の破損による修理費は、甲の重大な過失による場合を除き、乙の負担とする。

(3) 救急業務中救急隊員が死傷した場合における賞じゅつ金等については、甲の定める規定に基づき算定した額を、乙が負担するものとする。

(4) 救急業務中に発生した救急隊員の公務災害補償については甲が行ない、一般協力者（消防法〔昭利23年法律第186号〕第35条の7第1項の規定により協力を求められた者に限る。）の災害補償については、乙が行なうものとする。

(5) 救急隊が救急業務中において、他に与えた人的、物的損害の賠償費用は、重大な過失による場合を除き乙の負担とする。ただし、多額の負担を必要とする等これにより難い場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

(6) 前各号に定めるもののほか特殊な費用については、そのつど甲、乙協議のうえ負担する。

（報告）

第5条 甲は、救急業務中に前条第2号から第6号までの事項に関係する事故が発生したときは、その日時、場所、発生状況、損害額等について、乙に速報するとともに文書をもって報告しなければならない。

2 甲は、毎月出動した救急業務の内容（出動件数、救急件数、搬送人員等）を翌月5日までに文書で乙に報告するものとする。

（その他）

第6条 前各条に定めるもののほか、相互応援について必要な事項は、そのつど両者協議のうえ決定する。

（実施期日）

第7条 この協定は、昭和47年10月14日から実施する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各1通を保有するものとする。

昭和47年10月14日

岡山市
代表者 岡山市長 岡崎 平夫

玉野市
代表者 玉野市長 井上 澄雄

救急業務相互協定機関

機関名	締結月日	機関名	締結月日
総社市	昭和 45.12.26	玉野市	昭和 47.10.14
倉敷市	" 46. 4.30		

16 船舶消防業務協定書

(目的)

第1条 この協定は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」(昭和43年3月29日)に基づき、船舶等の火災について、岡山市(以下「甲」という。)と、玉野海上保安部(以下「乙」という。)との間の業務責任を明らかにするとともに、相互に協力し、円滑な消防活動を行なうことを目的とする。

(区域)

第2条 この協定における対象区域は、岡山市地先海面及び岡山市内の河川とする。

(業務の調整)

第3条 次の各号に掲げる船舶(消防法第2条に規定する舟を含む。以下同じ。)の消火活動は主として甲の担任とし、乙はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川・湖沼内における船舶

2 前項各号に掲げる以外の船舶の消火活動は、主として乙の担任とし、甲はこれに協力するものとする。

3 甲の担任にかかる船舶を火災発生後ふ頭又は岸壁から離した場合並びに乙の担任にかかる船舶を、海上において火災発生後ふ頭又は岸壁にけい留した場合の担任は、前2項の規定にかかわらず相互に協力して消火活動に努めるものとする。

(協力分担)

第4条 乙の協力事項は次のとおりとする。

(1) 岡山市地先海面に所在する島嶼について、甲の消防隊の海上輸送及び消火作業に協力するものとする。

(2) 甲の担任にかかる火災船舶及び類焼のおそれのある船舶を移動する等の必要があるときは、これに協力するものとする。

2 甲の協力事項は次のとおりとする。

乙の指定する場所又は船舶に必要な消防隊を派遣して、乙の消火作業に協力するものとする。

(火災の通報)

第5条 甲又は乙は、船舶の火災を知った場合は、直ちにその旨を通報するものとする。

(応援の要請)

第6条 乙は、第3条第1項及び第4条第1項の規定により甲に協力する場合は、甲の応援要請に基づき、これを行なうものとする。

2 甲は、第3条第2項及び第4条第2項の規定により乙に協力する場合は、乙の応援要請に基づき、これを行なうものとする。

3 甲は、岡山市地先海面及び河川に接する施設等の火災で必要と認めるときは、乙に応援を要請することができる。

4 乙は、前項の要請を受けた場合は、これに協力するものとする。

(応援職員の責務)

第7条 応援のため出動した職員は、当該要請機関の意見を尊重しなければならない。

(経費の負担)

第8条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関のそれぞれの負担とする。ただし、特に多額の経費を要した場合は、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(火災原因等の調査)

第9条 船舶の火災の原因並びに火災及び消火等により受けた損害の調査は、第3条の規定に基づく担任機関において行なうものとする。

2 甲は、船舶の火災について放火又は失火の犯罪があると認めるとき、又はその疑いのあるときは、直ちに乙に通報するとともに必要な証拠の保全に努めなければならない。(消防てん末の通報)

第10条 甲又は乙は、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を通報するものとする。

(情報交換)

第11条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第12条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため、甲及び乙は地方防災会議等を活用して、次の事項につき連絡調整を行なうものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進
- (4) その他必要事項

(雑則)

第13条 この協定で定めるもののほか必要事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和46年1月1日から実施する。
 - 2 昭和25年5月10日付け岡山市と高松海上保安部との業務協定に関する覚書は、廃止する。
 - 3 この協定書は、本書2通を作成し、各1通を保管する。
 - 4 この協定を改廃する必要があるときは、甲、乙協議のうえ文書で行なうものとする。
- 以上の証拠として、この協定に記名押印する。

昭和45年12月 9日

甲 岡 山 市

代表者 岡山市長

岡 崎 平 夫

乙 玉野海上保安部

代表者 玉野海上保安部長

有 馬 駿

覚 書

昭和45年12月9日岡山市と玉野海上保安部との間に協定した船舶消防業務協定書に基づき、次のとおり覚書を交換する。

1 岡山市地先海面の解釈

「岡山市地先海面」とは、相引港（岡山市境）から西大寺沖竹ノ子島南端及び同点から西大寺沖鼓島南東端を結んだ線の延長線と、東宝伝港（岡山市境）と犬島白石灯標とを結んだ線の延長線が交わる点の各線と、岡山市の陸岸に囲まれた海域をいう。（別紙参照）

2 第3条第1項にいう船舶

第1号に掲げる船舶は、接岸した船舶及びその船舶にけい留しているすべての船舶をいい、第2号に掲げる船舶は、河川の最下橋より上流にあるすべての船舶をいう。

3 火災以外の船舶の災害救助

(1) 火災以外の船舶の災害救助は、乙の責任とする。ただし、甲は船舶及び乗船者（乗組員を含む。）に危険があり、緊急処置の必要があると認めた場合は、乙に通報するとともに自己の責任において応急処置を行なった後、乙に業務を引き継ぐものとする。

(2) 災害救助活動中、職員等が死傷した場合又は機械器具に損傷を生じた場合は、甲又は乙の当該機関が負担するものとする。

4 火災予防に関する相互援助

船舶及び河川に接する施設等の火災予防に関しては、法令その他の定めるところに従い、甲又は乙において実施し必要と認めるときは、相互に援助協力するものとする。

5 火災原因等のでん末の通報

第9条に基づく火災原因等の調査結果及び第10条に規定する消防でん末の通報は、次の事項によるものとする。

- (1) 火災発生日時及び鎮火日時
- (2) 火災発生場所
- (3) 船舶の名称、トン数及び積荷の状況
- (4) 船舶所有者及び乗組員
- (5) 火災発生原因及び経過並びに防御の概要
- (6) 死傷者の状況
- (7) 損害見積額
 焼き損害
 消火損害
- (8) その他参考事項

この覚書の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保管する。

昭和45年12月9日

岡山市

代表者 岡山市長

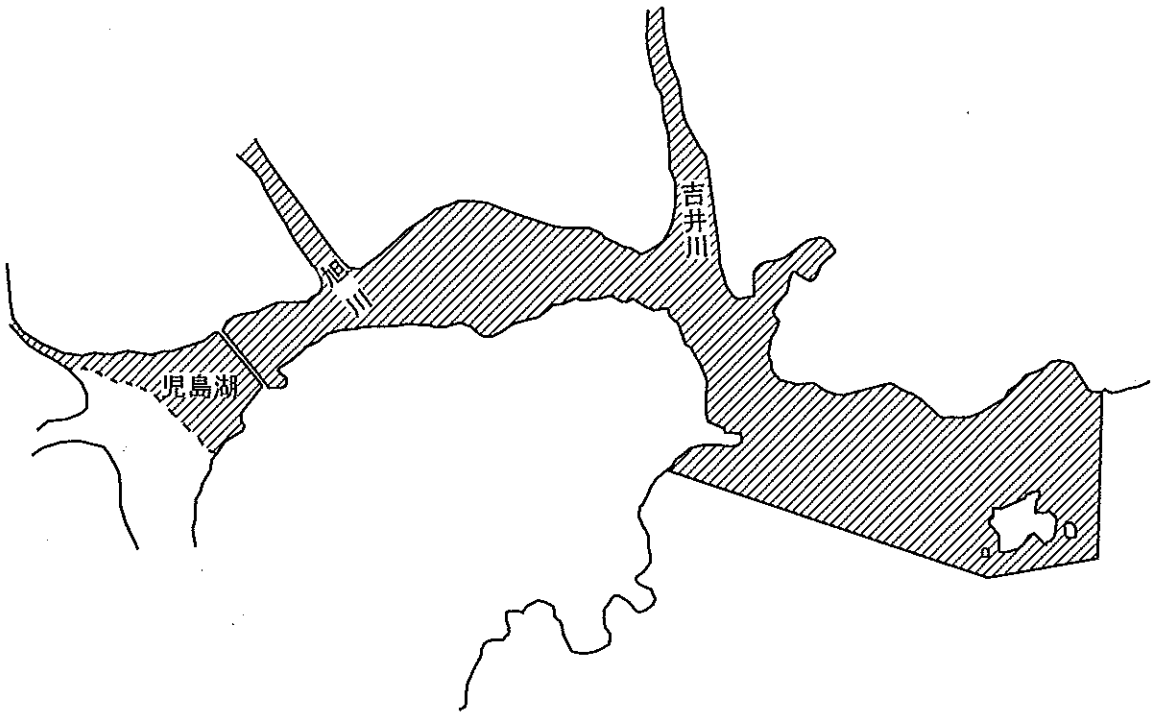
岡崎 平夫

玉野海上保安部

代表者 玉野海上保安部長

有馬 駿

船舶消防業務協定対象区域



17 岡山空港（岡南飛行場）及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

岡山県知事及び岡山市長は、岡山空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災もしくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、岡山県（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（出動区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は甲が第1次的にこれにあたり、乙は覚知と同時に出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙がこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 甲は、空港に緊急事態が発生した場合は、すみやかに乙に通報するものとする。

2 甲又は乙は、空港周辺に緊急事態が発生した場合は、すみやかに相互に通報するものとする。

3 前2項の通報は、次の事項について電話、その他の方法により行うものとする。

（1）緊急事態の種類

（2）航空機の種類及び搭乗人員

（3）緊急事態発生の場所及び時刻

（4）消防隊及び救急隊の到着すべき場所

（5）その他必要事項

4 甲又は乙は、通報に応じて出動し、現場に到着したときは、すみやかに相互に連絡をするものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に甲及び乙が協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲及び乙は、消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（てん末の報告）

第6条 甲又は乙は、単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかに相互にそのてん末を報告するものとする。

（総合訓練の実施）

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和46年12月27日

甲 岡 山 県

代表者 岡山県知事 加藤 武徳

乙 岡 山 市

代表者 岡山市長 岡崎 平夫

覚 書

昭和46年12月27日付け岡山県と岡山市との間に協定した岡山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づく協議事項について、次のとおり覚書を交換する。

1 第1条について

緊急事態とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 空港内及びその周辺において航空機に関する火災その他の事故が発生したとき。
- (2) 空港内及びその周辺において、航空機に関する火災、その他の事故の発生のおそれがあるとき。
- (3) 空港内において航空機火災以外の火災が発生し、もしくは発生のおそれがあるとき。

2 第2条について

- (1) 乙が出動した場合の指揮は、原則として乙がとるものとする。
- (2) 乙が指揮をとる場合においても空港内を通過するにあたっては、指揮者は、管制塔ならびに空港管理事務所と密接な連絡を保持するものとする。
- (3) 乙の出動区分は、次のとおりとする。

一般出動

空港内で建造物火災が発生し、もしくは発生のおそれがあるとき。

第1次出動	消防車	4台
第2次出動	消防車	3台
特命出動	(必要車両)	

特別出動

ア 空港及びその周辺において航空機に関する火災又は事故が発生したとき。

イ 空港管理事務所長から着陸すべき航空機に故障等があり、待機の必要がある旨の連絡を受けたとき。

第1次出動	消防車	3台
	化学車	1台
	救急車	1台
第2次出動	消防車	4台
特命出動	軽化学車, 救急車, 消防車, 救助工作車	

3 第4条について

- (1) 消火救難活動に要した費用は、原則としてそれぞれ出動した機関が負担するものとする。
- (2) 空港内で甲・乙以外のもの(民間・団体等)の保有する化学消火薬剤を使用した場合の費用は、甲が負担するものとする。
- (3) 甲が管理する化学消防車その他消防機器又は化学消火薬剤等の消耗品については、乙の使用に供することができるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保管する。

昭和46年12月27日

甲 岡山県

代表者 岡山県知事 加藤 武徳

乙 岡山市

代表者 岡山市長 岡崎 平夫

18 岡山空港及びその周辺における消火救難活動に関する変更協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）とは、昭和46年12月27日付けで締結した岡山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のように締結する。

- 1 原協定の題名中「岡山空港」を「岡南飛行場」に改める。
- 2 原協定の前文中「岡山空港（以下「空港」という。）」を「岡南飛行場（以下「飛行場」という。）」に改める。
- 3 第1条、第2条、第3条及び第8条中「空港」を「飛行場」に改める。

以上の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、原協定書とともに各自その1通を保有する。

昭和63年6月1日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 長野 士郎

乙 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 松本 一

変 更 覚 書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）とが昭和46年12月27日付けで締結した岡山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づく協議事項についての覚書（以下「原覚書」という。）の一部を変更する覚書を次のように締結する。

- 1 原覚書の前文中「岡山空港」を「岡南飛行場」に改める。
- 2 原覚書の1中「空港内」を「飛行場内」に改める。
- 3 原覚書の22中「空港内」を「飛行場内」に、「管制塔ならびに空港管理事務所」を「岡南飛行場管理事務所」に改め、同(3)中「空港内」を「飛行場内」に改め、同ア中「空港」を「飛行場」に改め、同イ中「空港管理事務所長」を「岡南飛行場管理事務所長」に、「軽化学車、救急車、消防車、救助工作車」を「必要車両」に改める。
- 4 原覚書32中「空港内」を「飛行場内」に改める。

以上の覚書の締結を証するため、この覚書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、原覚書とともに各自その1通を保有する。

昭和63年6月1日

甲 岡山市内山下2丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 長野 士郎

乙 岡山市大供1丁目1番1号
岡山市
岡山市長 松本 一

19 岡山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）は、岡山空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災・事故若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区域の区分指定及び出動）

第2条 空港及びその周辺を次のとおり区分指定するものとする。

(1) 第1種区域

空港区域のうち建物を除く立入制限区域内の区域をいう。

(2) 第2種区域

空港区域のうち第1種区域以外の区域をいう。

(3) 第3種区域

空港区域以外の周辺地域をいう。

2 各区域においては、次に定めるところにより通報し、出動するものとする。

(1) 第1種区域において緊急事態が発生した場合は、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、消火救難活動は甲が第一的にこれに当たり、乙は覚知と同時に必要に応じて出動するものとする。

(2) 第2種区域において緊急事態が発生した場合は、最初に覚知した甲又は乙は速やかに通報し、消火救難活動は、乙が第一的にこれに当たり、甲は必要に応じて出動するものとする。

(3) 第3種区域において緊急事態が発生した場合は、乙は甲に対して速やかに通報するものとし、消火救難活動は、乙が第一的にこれに当たり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（通報要領）

第3条 前条の規定により通報する場合は、次に掲げる事項について、電話その他の方法により行うものとする。

(1) 緊急事態の種類及びその状況概要

(2) 被災物件が航空機の場合は、航空機の種類及び乗員、乗客数

(3) 緊急事態発生の場所及び時刻

(4) 消防隊及び救助、救急隊の到着すべき場所

(5) その他必要事項

2 通報に応じて出動した甲又は乙は、現場に到着したときは、速やかに通報した甲又は乙に連絡をするものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項に定める第1種区域及び第2種区域における消火救難活動のために要した費用は、次に定める区分に従って負担するものとする。

(1) 消火救難活動に要した諸経費については、原則としてそれぞれ出動した機関が負担する。ただし、化学消火のために要した薬剤については甲の負担とする。

(2) 消火救難活動中、事故等により建築物その他の工作物を破損した場合の補償に要する費用は、甲において負担するものとする。ただし、事故等の原因が故意又は重大な過失に起因する場合は、この限りでない。

(3) 前2号以外の消火救難活動において、事故等により生じた補償に要する費用は、両者協議のうえ、決定負担するものとする。ただし、事故等の原因が故意又は重大な過失に起因する場合は、この限りでない。

（調査に対する協力）

第5条 甲及び乙が消火救難活動を実施するに当たっては、航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意し、事後における調査は相互に協力するものとする。

（てん末の通報）

第6条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(各種訓練の実施)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、各種訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、昭和63年3月11日から効力が発生するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

昭和63年3月1日

甲 岡 山 県

岡山県岡山空港管理事務所長 福 田 行

乙 岡 山 市

岡山市長 松 本 一

覚 書

この覚書は、岡山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、岡山県（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）は協定の円滑な実施について、次の条項により覚書を交換する。

(所要図書の作成)

第1条 協定書第2条の規定により指定された区域を明確にするため、甲は所要図書を作成し、乙に提出するものとする。

(進入及び誘導等)

第2条 甲及び乙は協定書第2条に基づく消火救難活動を行う場合における立入制限区域内への進入については、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 乙の進入門は、原則として東門及び西門とする。

(2) 甲は、乙が進入門から立入制限区域内へ進入するときは、乙の指揮者に連絡用無線機を貸与するものとする。

(3) 待機を必要とする場合における甲及び乙の位置は、別図にしめすところによる。

(4) 立入制限区域内の通行にあたっては、乙の指揮者は、連絡用無線機により飛行場管制所並びに岡山県岡山空港管理事務所と緊密な連絡をとり、通行に関する指示をうけて、原則として甲の誘導により安全を確認して行動するものとする。

(消火救難活動の指揮)

第3条 乙が出動した場合の指揮は、原則として乙が行うものとする。

(現場情報の交換)

第4条 甲及び乙は、緊急事態の発生に際し、消火救難活動を円滑に行うため、現場において知り得た情報は相互にこ

れを交換するものとする。

(資器材の運用)

第5条 協定書第2条に定める消火救難活動を行う場合における消火救難資器材の運用については、甲及び乙は、相互に協力するものとする。

(通報の内容)

第6条 協定書第6条に定める通報事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 発生日時及び場所
- (3) 消火救難活動の開始及び終了日時
- (4) 対象物の種別、名称及び責任者名（航空機に関するものにあつては、機種及び乗員、乗客数）
- (5) 被害状況
- (6) 消火救難活動の概要
- (7) 消火救難活動に関する事故の有無
- (8) 出動人員及び主な使用資器材等
- (9) その他必要な事項

(資料の交換)

第7条 協定書第8条に定める必要な資料は、次のとおりとする。

- (1) 甲が乙に提供するもの
 - ア 空港平面図
 - イ 消防水利及び消防設備に関する資料
 - ウ 空港内諸施設の概要に関する資料
 - エ 空港の消防計画及び消防力に関する資料
 - オ 航空機の離着陸の状況並びに就航機種の概要
- (2) 乙が甲に提供するもの
 - ア 空港周辺の平面図（消防水利を表示したもの）
 - イ 空港に対する消防隊・救急隊・救助隊の出動計画並びに消防力に関する資料

(通知)

第8条 甲は、協定書の運用に係る法令等が改正されたときは、乙に速やかに通知するものとする。

2 前条の規定による資料について、内容の変更があつたときは、相互に連絡若しくは提供するものとする。

3 甲は、第1種区域及び第2種区域において次に掲げる工事等を行う場合は、あらかじめ乙に通知するものとする。

- (1) 消防隊・救急隊・救助隊の通行、その他消火救難活動に支障を及ぼすおそれのある通路、空港道路若しくはその他空港施設等の工事
- (2) 水道の断水又は減水
- (3) 消防用水利施設の使用不能又は使用障害
- (4) 施設の新設又は変更
- (5) その他必要があると認められる事項

(その他)

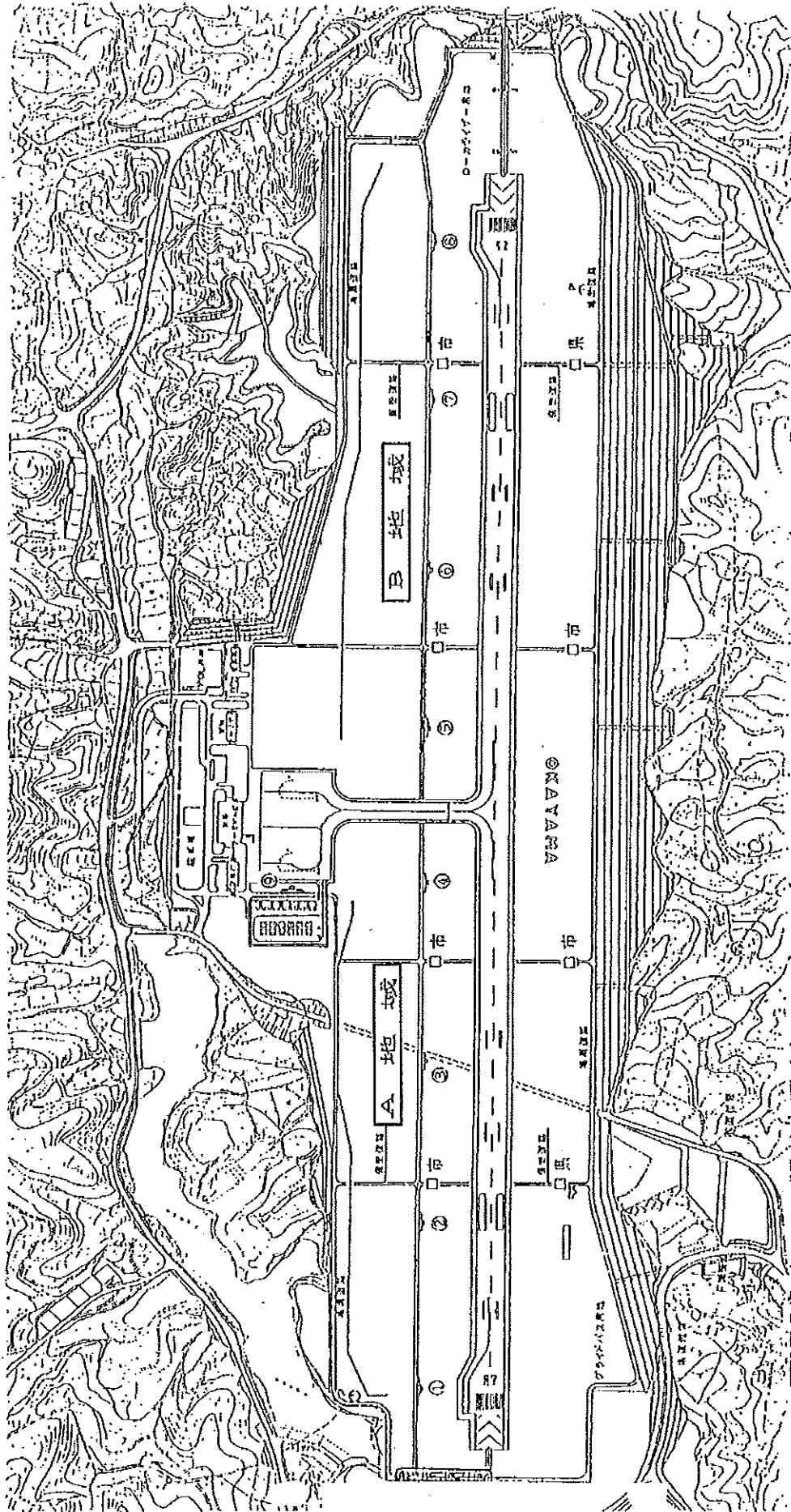
第9条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和63年3月1日

甲 岡 山 県
岡山県岡山空港管理事務所長 福 田 行

乙 岡 山 市
岡 山 市 長 松 本 一



* 1. 航空機が、A 地域へ進入（07 方向から進入）した場合は、A 地域へ特選する。B 地域へ進入（25 方向から進入）した場合は、B 地域へ特選する。

2. ①-⑦は、防火水槽の記号表示

岡山空港及びその周辺における消火救難に関する
協定並びに同覚書締結に伴う統一見解について

- 1 協定第2条第2項各号及び同6条の通報並びに覚書第8条各項に定める通知事務の取扱機関は、次によるものとする。
 - (1) 甲においては、岡山県岡山空港管理事務所
 - (2) 乙においては、岡山市消防局警防課消防情報通信センター
- 2 協定第7条の総合訓練は、甲並びに乙が、関係官公署、航空会社等の参加を求めて行うものとし、状況により参加範囲を決定するものとする。
- 3 協定第8条の資料交換は、別表様式により行うものとする。
- 4 覚書第2条第3号の待機位置に乙が待機するときは、原則として覚書「別図」による。ただし、状況により待機位置を変更することができる。
- 5 覚書第8条第2項は次のことを含むものとする。
 - (1) 甲の配置職員又は保有車両に増減を生じた場合
 - (2) 甲の保有車両が整備又は修理により、7日以上使用できない場合

別 表

協定第8条に基づく資料交換表			
消防機関（空港管理事務所）名			
所在地			
電 話		職員数	

車 両 の 種 別	性 能 内 容	台 数
化学車（代替車）		
タンク車		
ポンプ自動車		
特殊車両		
小型動カポンプ		
その他の車両		
救急車（含救工車）		
消火薬剤及びその他資機材		
水利施設	空港を中心とした 半径 0.5kmまで	
指定救急病院		
その他参考事項		

(注) 水利施設又は車両等に変更のあった場合は本表によらずそのつど通知するものとする。

20 ガス爆発事故等防止対策に関する申し合わせ書

岡山市消防局（以下「消防局」という。）と岡山瓦斯株式会社（以下「岡山ガス」という。）は都市ガスのガス漏れ事故に際し、爆発事故等ガス災害の防止を図るため、次のとおり申し合わせを行い相互にこれを確認する。

（目的）

第1条 この申し合わせは、岡山市における都市ガスのガス漏れ事故の発生に際し、消防局と岡山ガスは協力しガス爆発事故等の災害を未然に防止するとともに、現場活動の円滑化を図り、災害が発生した場合はこれを早期に鎮圧し、被害を最少限度に止めることを目的とする。

（ガス漏れ事故対応区分）

第2条 ガス漏れ事故の対応は、一義的に岡山ガスの対応措置を原則とする。

2 消防局は、岡山ガスの要請に基づくガス漏れ事故又は119通報によるガス漏れ事故について、岡山ガスと協議のうえ二次的災害発生のおそれがあると判断したときは、連携対応するものとする。

（申し合わせ対象）

第3条 本申し合わせに基づき、消防局及び岡山ガスが対象とするものは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地下街
- (2) 地下街に類するもの
- (3) 1,000平方メートル以上の地下階（特定用途に限る。）
- (4) その他消防局及び岡山ガスが防災上必要と認めるもの

（対象となる事故等）

第4条 この申し合わせに基づき、消防局及び岡山ガスが対象とするガス漏れ事故等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発火災事故
- (4) 単なるガス爆発事故
- (5) その他消防局及び岡山ガスの対応を必要とする事故

（ガス災害の予防活動）

第5条 ガス爆発事故等（以下「ガス災害」という。）を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

(1) 連絡会議の開催

消防局及び岡山ガスは、ガス災害の予防上必要な情報を交換するほか必要事項を協議するための連絡会議を随時行うものとする。

(2) 共同点検の実施

消防局及び岡山ガスは第3条に定めるものについて、それぞれの関係法規に基づき、立入検査又は定期点検を実施する場合は、必要により事前に実施計画を提示のうえ、共同して検査点検を行うものとする。

(3) 教育訓練の実施

消防局及び岡山ガスは、それぞれの職員に対しガス漏れ事故防止対策上必要な教育訓練を相互に実施するとともに、消防局が行う市民を対象とした防災訓練等には、岡山ガスは積極的に協力するものとする。

(4) 合同訓練の実施

消防局が行う消防訓練にあわせ、消防局及び岡山ガスは協議のうえ、ガス災害を想定した合同訓練を定期的を実施するものとする。

（ガス災害の防ぎょ活動）

第6条 ガス災害の防ぎょ活動を円滑適正に行うための実施事項は、次のとおりとする。

(1) 通報連絡体制

消防局及び岡山ガスは、第4条に定めるガス漏れ事故等を覚知したときは、あらかじめ定められた通報要領に基づき、相互にすみやかに通報連絡を行わなければならない。

(2) 出動体制の確立

消防局及び岡山ガスは、ガス災害が発生したときの緊急出動体制について、あらかじめ出動基準を定め相互に通知しておかなければならない。

(3) ガス災害現場における消防局と岡山ガスとの連携体制

現場に到着した岡山ガスは、次に掲げる措置を必要に応じ順次行うものとする。この場合現場に消防隊が出動したときは、消防隊現場指揮者と緊密な連携のもとに行うものとする。

ア ガス流動範囲の把握

イ ガス漏れ個所の確認

ウ ガス漏れ経過時間の確認

エ 現場広報の実施

(緊急遮断措置)

第7条 ガス災害の現場における緊急ガス遮断は、岡山ガスが実施することを原則とする。

(1) 消防局が岡山ガスに先行して現場に到着し、かつ、岡山ガスの到着が相当遅れることが予想される場合にあつては、現場の状況を総合的に判断して緊急にガス遮断の必要があると認めるときは、消防局は供給停止措置を行うことができる。

(2) 消防局は、緊急の必要がありガス供給停止措置を実施したときは、すみやかにその状況を岡山ガスに連絡しなければならない。

(3) 緊急時における消防局のガス供給停止後の供給再開は、二次災害発生防止措置を講じ安全確認のうえ、岡山ガスが実施するものとする。

(消防指揮本部)

第8条 岡山ガスは、消防局が設置する消防指揮本部又は現場指揮所に参画し、緊密な連携を保つとともに関係情報の報告及び技術的な協力はもとより、適切なガス災害の防ぎょ活動を行うための措置を講じなければならない。

(実施細目)

第9条 この申し合わせに定めるほか、申し合わせ実施に必要な事項は、消防局及び岡山ガスの両者が協議のうえ定めるものとする。

(申し合わせ書の保管)

第10条 この申し合わせが合意に達したことを証するため、本書2通を作成し消防局及び岡山ガスが記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和56年3月27日

岡山市消防局

消防局長 南石元久

岡山瓦斯株式会社

取締役社長 岡崎 彬

21 高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき高速自動車国道山陽自動車道(以下「山陽道」という。)赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界及び倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間の区域(以下「協定の実施区域」という。)において、この協定を締結した赤穂市、東備消防組合、赤磐消防組合、岡山市、総社市、倉敷市及び笠岡地区消防組合(以下「協定団体」という。)がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を軽減することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、協定の実施区域で発生した火災及び救急、救助業務等を要する事故(以下「災害」という。)をいう。

(応援の種別及び方法)

第3条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

(1) 通常応援

協定団体は、別表1に定める応援区域内に発生した災害を覚知した場合には、応援要請の有無にかかわらず当該災害の状況に応じ消防隊、救急隊又は救助隊(以下「応援隊」という。)を出動させるものとする。

(2) 特別応援

前号の規定による通常応援以外の応援を必要とする場合には、当該災害発生地を管轄する消防長の要請により、協定団体は、別表2の区域に応援隊を出動させるものとする。

(特別応援の要請)

第4条 前条第2号に規定する特別応援の要請は、次に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況

(3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員

(4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所

(5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第5条 第3条第2号の規定により特別応援の要請を受けた協定団体は、特別の理由がない限り応援隊を派遣するものとし、当該応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに災害発生地の協定団体に通報するものとする。

2 協定団体は、通常応援で応援隊を出動(救急、救助出動は除く。)させたとき又は特別応援で応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を選滞なく災害発生地の協定団体に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、応援する協定団体の消防長が行う。ただし、特別応援のために出動した応援隊の指揮は、災害発生地の消防長が行うものとする。

(災害の調査処理)

第7条 災害の調査は、災害発生地の協定団体が行う。ただし、救急、救助業務の処理は、当該業務を実施した協定団体が行うものとする。

2 災害発生地の協定団体は、災害の調査で必要があるときは、応援隊に調査への協力及び活動状況の報告などを求めることができる。

(報告)

第8条 応援した協定団体は、応援の結果を災害の活動終了後速やかに災害発生地の協定団体に報告するものとする。

2 災害発生地の協定団体は、災害の活動終了後速やかに災害の概要を応援した協定団体に報告するものとする。

3 前2項の規定は、通常応援による救急、救助出動には適用しない。

(経費の負担)

第9条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援した協定団体が負担する経費

ア 人件費、消費燃料費等の経費

イ 応援隊員が応援業務及び協定団体への往復の途中において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊が、協定団体への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 災害発生地協定団体が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達に要する経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費

ウ 応援隊員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

ただし、応援隊員の重大な過失による場合は、協定団体間で協議して決定するものとする。

(3) 応援隊員が応援業務及び協定団体への往復の途中において死傷した場合における賞じゅつ金の支給に要する経費については、応援隊員の所属する協定団体の定めた条例の規定に基づき支給する額を、通常応援にあつては応援した協定団体が、特別応援にあつては災害発生地協定団体が負担するものとする。

ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を越える場合にはその越える額を応援した協定団体が負担するものとする。

(4) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度協定団体間で協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度協定団体が協議して定めるものとする。

(委任)

第11条 この協定を実施するに当たり必要な細目については、協定団体の消防長が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書7通を作成し、それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成11年8月1日から実施する。

(旧協定の廃止)

1 この協定の締結に伴い、次の各号の旧協定は廃止する。

(1) 平成5年12月14日東備消防組合、赤磐消防組合及び岡山市において締結した高速自動車国道山陽自動車道の備前インターチェンジから岡山インターチェンジまでの間における消防相互応援協定書に関する協定

(2) 平成3年3月16日岡山市及び総社市において締結した協定

(3) 平成3年3月16日岡山市及び倉敷市において締結した高速自動車国道山陽自動車道岡山総社インターチェンジから倉敷ジャンクションまでの間における消防相互応援協定書に関する協定

(4) 昭和63年2月22日倉敷市及び笠岡地区消防組合において締結した高速自動車国道山陽自動車道玉島インターチェンジから鴨方インターチェンジまでの間における消防相互応援協定書に関する協定

平成11年8月1日

赤穂市長	北爪照夫
東備消防組合 管理者備前市長	栗山志朗
赤磐消防組合	遠藤雅晴

管理者山陽町長
 岡山市長 萩原 誠 司
 総社市長 竹内 洋 二
 倉敷市長 中田 武 志
 笠岡地区消防組合 渡邊 嘉 久
 管理者笠岡市長

別表1 (第3条関係)

通常応援出動区分表

協定団体	応援区域
赤穂市	山陽道下り線のうち赤穂市と備前市の境界から備前インターチェンジまでの区間
東備消防組合	山陽道上り線のうち備前市と赤穂市の境界から赤穂インターチェンジまでの区間及び山陽道下り線のうち和気町と熊山町の境界から山陽インターチェンジまでの区間
赤磐消防組合	山陽道上り線のうち熊山町と和気町の境界から和気インターチェンジまでの区間及び山陽道下り線のうち山陽町と岡山市の境界から岡山インターチェンジまでの区間
岡山市	山陽道上り線のうち岡山市と山陽町の境界から山陽インターチェンジまでの区間及び山陽道下り線のうち岡山市と倉敷市の境界から倉敷ジャンクションまでの区間
総社市	
倉敷市	山陽道上り線のうち倉敷市と岡山市の境界から岡山ジャンクションまでの区間及び山陽道下り線のうち金光町と鴨方町の境界から鴨方インターチェンジまでの区間並びに倉敷インターチェンジと玉島インターチェンジとの間の総社市が消防事務の委託を受けている真備町の町域を含む区間
笠岡地区消防組合	山陽道上り線のうち鴨方町と金光町の境界から玉島インターチェンジまでの区間

特別応援出動区分表

協定団体	応援区域
赤穂市	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界及び倉敷ジャンクションから赤穂市域から早島インターチェンジまでの間のうち、赤穂市消防本部の管轄区域を除く区域
東備消防組合	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界及び倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、東備消防組合消防本部の管轄区域を除く区域
赤磐消防組合	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界及び倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、赤磐消防本部の管轄区域を除く区域
岡山市	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界及び倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、岡山市消防局の管轄区域を除く区域
総社市	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界及び倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、総社市消防本部の管轄区域を除く区域
倉敷市	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界及び倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、倉敷市消防局の管轄区域を除く区域
笠岡地区消防組合	赤穂インターチェンジから岡山県と広島県の境界及び倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの間のうち、笠岡地区消防組合の管轄区域を除く区域

22 高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定に基づく実施細目

平成11年8月1日付けで、赤穂市、東備消防組合、赤磐消防組合、岡山市、総社市、倉敷市及び笠岡地区消防組合との間で山陽自動車道に係る消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づき協定実施上必要な細目を定める。

- 1 この実施細目における用語の意義は、特別の定めがあるもののほか協定書の用語の例によるものとする。
- 2 協定書に基づく相互応援の実施範囲は、協定書の別表1及び別表2に定める応援区域内の道路付属設備及び法面（公団が維持管理上設置しているフェンスの外側は除く。）を含むものとする。
- 3 協定書第3条第1号に規定する通常応援の出動を迅速かつ的確に行うため、協定団体の消防長は、あらかじめ応援隊の出動計画を定めておくものとする。
- 4 協定書第3条第2号に規定する特別応援を必要とする場合とは、山陽道における災害で次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 災害発生地又は通常応援している協定団体の出動消防力によっては災害防ぎよが著しく困難と認める場合
 - (2) その災害を防ぎよするため、協定団体が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
 - (3) その他特別な理由により、特別応援が必要と認める場合
- 5 協定書第4条に規定する特別応援の要請を迅速かつ的確に行うため、協定団体の消防長は、あらかじめ連絡担当課又は係、連絡担当者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を定めておくものとし、特別応援の要請は、別に定める通報指定場所に電話等により応援を要請し、事後速やかに応援要請書（様式第1号）により送付するものとする。
- 6 協定団体の消防長は、応援隊を出動（通常応援による救急、救助活動に係るものを除く。）させたとき又は出動させるときは、出動し又は出動させる人員、車両、資機材等の数量、出発時刻及び応援隊の長等を通報指定場所に電話等により通報するものとする。
- 7 協定書第5条第2項に基づき応援隊を派遣した協定団体の消防長は応援活動の結果を速やかに応援活動結果通知書（様式第2号）により災害発生地の消防長に報告するものとする。
- 8 協定団体の消防長は、傷病者を搬送するためあらかじめ管轄区域内の医療機関のうちから救急医療機関を選定しておくものとし、救急医療機関を選定したときは、その所在地、経路その他必要な事項を協定団体の消防長に通知するものとする。
- 9 無線通信は、次の要領によるものとする。
 - (1) 応援隊の無線通信は、県内共通波又は全国共通波を使用するものとする。
 - (2) 無線統制が必要な場合は、協定書第6条の規定に基づき指揮権を有する協定団体が行うものとする。
- 10 協定書第7条第2項の規定により、災害発生地の消防長は災害の調査の一部又は全部を応援隊に処理するよう要請することができる。この場合、災害の調査が完了したときは、速やかにその内容を災害発生地の消防長に報告するものとする。
- 11 協定団体の長は、協定書第9条第2号又は第3号の規定に基づいて応援に要した経費を請求するときは、応援に要した経費の請求書（様式第3号）により災害発生地の協定団体の長へ行うものとする。
- 12 協定団体の消防長は、次に掲げる情報等を相互に交換するものとする。
 - (1) 連絡担当課又は係、連絡担当者の職、氏名、電話番号、その他連絡に必要な事項
 - (2) 通報指定場所
 - (3) 過常応援の応援隊の出場計画
 - (4) 消防力及び消防事象
 - (5) その他応援に関し必要な事項
- 13 協定団体の消防長は、円滑な応援活動を確保するため、協定団体と協議のうえ合同訓練を実施するよう努めるものとする。
- 14 協定書第10条に定める疑義事項等を協議するほか、協定の適性な運用を図るため協定団体間において必要の都度連

絡会議を開くものとする。

15 この実施細目の実施に関して必要な事項は、消防長が協議して運用するものとする。

16 この実施細目は、協定の施行日から運用する。

この実施細目を確認するため本書7通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成11年8月1日

赤穂市消防本部長	河西	義勝
東備消防組合消防本部長	高坂	昌敏
赤磐消防組合消防本部長	岡崎	彰文
岡山市消防局長	奥田	勝
総社市消防本部長	秋山	利行
倉敷市消防局長	福森	隆之
笠岡地区消防組合長	山本	宏

23 高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間における消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間(以下「岡山自動車道」という。)の区域(以下「協定の実施区域」という。)において、この協定を締結した岡山市、総社市、高梁市、及び真庭消防組合(以下「協定団体」という。)がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を軽減することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、協定の実施区域で発生した火災及び救急、救助業務を要する事故(以下「災害」という。)をいう。

(応援の種別及び方法)

第3条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

(1) 通常応援

協定団体は、別表に定めるそれぞれの応援区域内に発生した災害を覚知した場合には、応援要請の有無にかかわらず当該災害の状況に応じ消防隊、救急隊又は救助隊(以下「応援隊」という。)を出動させるものとする。

(2) 特別応援

前号の規定による通常応援以外の応援を必要とする場合には、災害発生地 of 協定団体の消防(局)長の要請により、協定団体は、別表の区域に応援隊を出動させるものとする。

(特別応援の要請)

第4条 前条第2号に規定する特別応援の要請は、次に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生日時、場所及び被害の状況

(3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員

(4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所

(5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第5条 第3条第2号の規定により特別応援の要請を受けた協定団体は、特別の理由がない限り応援隊を派遣するものとし、当該応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生地 of 協定団体に通報するものとする。

2 協定団体は、通常応援で応援隊を出動(救急、救助出動は除く。)させたとき、又は特別応援で応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく災害発生地 of 協定団体に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、応援する協定団体の消防(局)長が行う。ただし、特別応援のために出動した応援隊の指揮は、災害発生地 of 消防(局)長が行うものとする。

(災害の調査処理)

第7条 災害の調査は、災害発生地 of 協定団体が行う。ただし救急、救助業務の処理は、当該業務を実施した協定団体が行うものとする。

2 災害発生地 of 協定団体は、災害の調査が必要があるときは、応援隊に調査への協力及び活動状況の報告などを求めることができる。

(報告)

第8条 応援した協定団体は、応援の結果を災害の活動終了後速やかに災害発生地 of 協定団体に報告するものとする。

2 災害発生地 of 協定団体は、災害の活動終了後速やかにその概要を応援した協定団体に報告するものとする。

3 前2項の規定は、通常応援による救急、救助出動には適用しない。

(経費の負担)

第9条 応援に要する経費の負担は、次の名号に定めるところによる。

(1) 応援した協定団体が負担する経費

ア 人件費、消費燃料費等に要する経費

イ 応援隊員が応援業務及び協定団体への往復の途中において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊が、協定団体への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償に要する経費

(2) 災害発生地協定団体が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達に要する経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費

ウ 応援隊員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償に要する経費

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

ただし、応援隊員の重大な過失による場合は、協定団体間で協議して決定するものとする。

(3) 応援隊員が応援業務及び協定団体への往復の途中において死傷した場合における賞じゅつ金の支給に要する経費については、応援隊員の所属する協定団体の定めた条例の規定に基づき支給する額を、通常応援にあつては応援した協定団体が、特別応援にあつては災害発生地協定団体が負担するものとする。

ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額を応援した協定団体が負担するものとする。

(4) 前名号に定める経費以外の経費については、その都度協定団体間で協議し定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度協定団体が協議して定めるものとする。

(委任)

第11条 この協定を実施するに当たり必要な細目については、協定団体の消防（局）長が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

この協定は、平成9年3月15日から施行する。

平成9年3月14日

岡 山 市

岡山市長 安 宅 敬 祐

総 社 市

総社市長 本 行 節 夫

高 梁 市

高梁市長 立 木 大 夫

真庭消防組合

管理者 久世町長 水 島 平 八

別表（第3条関係）

協 定 団 体	応 援 区 域	
	通 常 応 援 区 域	特 別 応 援 区 域
岡 山 市 消 防 局		岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間のうち、岡山市消防局の管轄区域を除く区域
総 社 市 消 防 本 部	岡山総社インターチェンジから賀陽インターチェンジまでの間の下り線のうち、岡山市消防局の管轄区域及び総社市消防本部の管轄区域と高梁市消防本部の管轄区域との境界から賀陽インターチェンジまでの間	岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間のうち、総社市消防本部の管轄区域を除く区域
高 梁 市 消 防 本 部	岡山総社インターチェンジから賀陽インターチェンジまでの間の上り線のうち、岡山市消防局の管轄区域及び総社市消防本部の管轄区域と高梁市消防本部の管轄区域との境界から岡山総社インターチェンジまでの間及び有漢インターチェンジから北房ジャンクションまでの下り線のうち、高梁市消防本部の管轄区域と真庭消防組合の管轄区域との境界から北房ジャンクションまでの間	岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間のうち、高梁市消防本部の管轄区域を除く区域
真 庭 消 防 組 合	有漢インターチェンジから北房ジャンクションまでの間の上り線のうち、真庭消防組合の管轄区域と高梁市消防本部の管轄区域との境界から有漢インターチェンジまでの間	岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間のうち、真庭消防組合の管轄区域を除く区域

24 高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間における消防相互応援協定書の一部変更について

平成9年3月14日付け、岡山市、総社市、高梁市、真庭消防組合4者で締結した高速自動車国道中国横断自動車岡山米子線岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間における消防相互応援協定書を平成16年10月1日から吉備中央町の消防事務を岡山市が受託することに伴い、応援区域の一部を別紙のとおり変更するものとする。

この変更事項の締結を証するため、4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

附則

この変更事項は、平成16年10月1日から施行する。

平成16年10月1日

岡山市 岡山市長 萩原 誠司
 総社市 総社市長 竹内 洋二
 高梁市 高梁市長職務執行者 立木 大夫
 真庭広域連合 広域連合長 長綱 壽

別表（第3条関係）

協定団体	応援区域	
	通常応援区域	特別応援区域
岡山市消防局	岡山総社インターチェンジから賀陽インターチェンジまでの間の上り線のうち、総社市消防本部の管轄区域と岡山市消防局の管轄区域との境界から岡山総社インターチェンジまでの間、及び賀陽インターチェンジから有漢インターチェンジの下り線のうち、高梁市消防本部の管轄区域と岡山市消防局の管轄区域との境界から有漢インターチェンジ管轄区域との境界から有漢インターチェンジまでの間	岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間のうち、岡山市消防局の管轄区域を除く区域
総社市消防本部	岡山総社インターチェンジから賀陽インターチェンジまでの間の下り線のうち、岡山市消防局の管轄区域と総社市消防本部の管轄区域との境界から賀陽インターチェンジまでの間	岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間のうち、総社市消防本部の管轄区域を除く区域
高梁市消防本部	賀陽インターチェンジから有漢インターチェンジまでの間の上り線のうち、岡山市消防局の管轄区域と高梁市消防本部の管轄区域との境界から賀陽インターチェンジまでの間、及び有漢インターチェンジから北房ジャンクションまでの下り線のうち、高梁市消防本部の管轄区域と真庭広域連合消防本部の管轄区域との境界から北房ジャンクションまでの間	岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間のうち、高梁市消防本部の管轄区域を除く区域
真庭広域連合消防本部	有漢インターチェンジから北房ジャンクションまでの間の上り線のうち、真庭広域連合消防本部の管轄区域と高梁市消防本部の管轄区域との境界から有漢インターチェンジまでの間	岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間のうち、真庭広域連合消防本部の管轄区域を除く区域

25 高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間の消防相互応援協定実施細目

平成9年3月14日付けで岡山市、総社市、高梁市及び真庭消防組合の間で締結された高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線岡山ジャンクションから北房ジャンクションまでの間（以下「岡山自動車道」という。）に係る消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づき協定実施上必要な細目を定める。

- 1 この実施細目における用語の意義は、特別の定めがあるもののほか協定書の用語の例によるものとする。
- 2 協定書に基づく相互応援の実施範囲は、協定書の別表に定める応援区域内の道路附属設備及び法面（公団が維持管理上設置しているフェンスの外側は除く。）を含むものとする。
- 3 協定書第3条第1号に規定する通常応援の出動を迅速かつ的確に行うため協定団体の消防（局）長は、あらかじめ応援隊の出動計画を定めておくものとする。
- 4 協定書第3条第2号に規定する通常応援以外の応援を必要とする場合とは、岡山自動車道における災害で次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 災害発生地又は通常応援している協定団体の出動消防力によっては災害防ぎょが著しく困難と認める場合。
 - (2) その災害を防ぎよするため、協定団体が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合。
 - (3) その他特別な理由により、特別応援が必要と認める場合。
- 5 協定書第4条に規定する特別応援の要請を迅速かつ的確に行うため、協定団体の消防（局）長は、あらかじめ連絡担当課又は係、連絡担当者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を定めておくものとし、特別応援の要請は、別に定める通報指定場所に電話等により応援を要請し、事後速やかに応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。
- 6 協定団体の消防（局）長は、応援隊を出動（通常応援による救急・救助活動に係るものを除く。）させたとき又は出動させるとききは、出動し又は出動させる人員、車両、資機材等の数量、出発時刻及び応援隊の長等を通報指定場所に電話等により通報するものとする。
- 7 協定書第5条第2項に基づき応援隊を派遣した協定団体の消防（局）長は、応援活動の結果を速やかに応援活動結果通知書（様式第2号）により災害発生地の消防長に通報するものとする。
- 8 協定団体の消防（局）長は、傷病者を搬送するためあらかじめ管轄区域内の医療機関のうちから救急医療機関を選定しておくものとし、救急医療機関を選定したときは、その所在地、経路その他必要な事項を協定団体の消防（局）長に通知するものとする。
- 9 無線通信は、次の要領によるものとする。
 - (1) 応援隊の無線通信は、県内共通波を使用するものとする。
 - (2) 無線統制が必要な場合は、協定書第6条の規定に基づき指揮権を有する協定団体が行うものとする。
- 10 協定書第7条第2項の規定により、災害発生地の消防局（長）は災害の調査の一部又は全部を応援隊に処理するよう要請することができる。この場合、災害の調査が完了したときは、速やか（こその内容を災害発生地の消防（局）長に報告するものとする。
- 11 協定団体の消防（局）長は、協定書第9条第2号又は第3号の規定に基づいて応援に要した経費を請求するときは、応援に要した経費の請求書（様式第3号）により災害発生地の協定団体の消防（局）長へ行うものとする。
- 12 協定団体の消防（局）長は、次に掲げる情報等を相互に交換するものとする。
 - (1) 連絡担当課又は係、連絡担当者の職、氏名、電話番号、その他連絡に必要な事項
 - (2) 通報指定場所
 - (3) 通常応援の応援隊の出動計画
 - (4) 消防力及び消防事象
 - (5) その他応援に関し必要な事項
- 13 協定団体の消防（局）長は、円滑な応援活動を確保するため、協定団体と協議のうえ合同訓練を実施するよう努め

るものとする。

- 14 協定書第10条に定める疑義事項等を協議するほか、協定の適性な運用を図るため協定団体間において必要の都度連絡会議を開くものとする。
- 15 この実施細目の実施に関して必要な事項は、消防（局）長が協議して運用するものとする。
- 16 この実施細目は、協定の施行日から運用する。

この実施細目を確認するため本書4通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年3月14日

岡山市消防局

消防局長 太田 力 男

総社市消防本部

消防長 加藤 琢 士

高梁市消防本部

消防長 森 脇 重 信

真庭消防本部

消防長 松本 隆 雄

26 神戸市岡山市航空機消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、神戸市及び岡山市（以下「協定都市」という。）に属する回転翼航空機及び乗組員（以下「航空隊」という。）に係る消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、協定都市の区域における次の名号に掲げる災害であって、応援要請都市（以下「要請側」という。）の消防長が前条に規定する協定都市の消防長に行うものとする。

- (1) 水火災又は地震等の大規模特殊災害の発生により消防活動を必要とする災害
- (2) 要請側の消防長が消防活動上特に必要と認める災害

(応援)

第3条 応援は、要請側の消防長の要請によるものとする。

2 応援要請があったときは、協定都市は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援するものとする。

3 応援要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに要請側の消防長に通報するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、協定都市の消防長は、応援要請のある前であっても、一方の協定都市において災害が発生したことを覚知し、かつ、その応援が可能なときは、航空隊の出動等必要な措置をとることができるものとする。

(航空隊の指揮)

第4条 出動した航空隊は、要請側の消防長又は消防長が災害現場ごとに指定した者の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の名号に掲げるところによる。

- (1) 乗組員の公務災害補償

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき応援を行った応援都市（以下「応援側」という。）が負担する。

- (2) 回転翼航空機の消費燃料費等

消費燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援側の負担とするが、消費燃料費のうち要請側管轄区域で給油する燃料費については、要請側の負担とする。

- (3) 旅費及び出動手当

乗組員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援側が負担する。

- (4) 空中消火薬剤等の経費

応援に特別必要とした空中消火薬剤等の経費は、要請側が負担する。

- (5) 現場活動中において第三者に生じた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、要請側が負担する。

- (6) 事故による損害賠償等

応援のため要請側への往復途上における事故により自ら損害を蒙り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援側が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援側と要請側が協議のうえ定めるものとする。

(委任)

第6条 この協定の実施要領その他応援に関する必要な事項は、協定都市の消防長が協議して別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定都市が協議のうえ、決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、協定都市の長が記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成10年3月1日から効力を生じる。

平成10年3月1日

神戸市長 笹山 幸俊

岡山市長 安宅 敬祐

神戸市岡山市航空機消防相互応援協定に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、神戸市岡山市航空機消防相互応援協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、神戸市及び岡山市（以下「協定都市」という。）相互間の消防応援について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 対象とする災害は、次に掲げる大規模特殊災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 街区火災、石油コンビナート火災、船舶火災及び高層建築物の火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の多数傷病者発生時の救助救急事故
- (4) その他前名号に掲げる災害に準ずる災害で、協定都市の消防長が特に必要と認めた災害

(応援種別)

第3条 応援の種別及び任務は次の区分とする。

- (1) 火災出動 消火活動のための出動
- (2) 救助出動 人命救助のための出動
- (3) 救急出動 傷病者搬送のための出動
- (4) 情報出動 指揮支援、情報収集及び現場把握のための出動
- (5) 救援出動 救援物資、食器材及び人員の輸送のための出動

(応援要請)

第4条 応援要請都市（以下「要請側」という。）の消防長は、応援要請をする場合、応援都市（以下「応援側」という。）の消防長に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 要請者及び要請日時
- (2) 災害の発生日時、場所及び概要
- (3) 必要とする応援の具体的内容
- (4) 指定する飛行場、飛行場外離着陸場及び緊急離発着場（以下「離着陸場等」という。）
- (5) 応援活動に必要な資器材
- (6) 気象状況
- (7) その他必要な事項

2 協定都市は応援要請を行う場合、別表第1に定める通報指定場所へ電話等で行うものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の消防員は、自己の管轄区域に大規模な火災の発生等、回転翼航空機（以下「航空機」という。）を復帰させるべく特別な事態が発生した場合は、要請側の消防長と協議し、応援側の所掌業務に復帰させることができるものとする。

（応援の始期及び終期）

第6条 応援の始期は、航空隊が定置場所（以下「ヘリポート」という。）を離陸したときとする。ただし、航空隊がヘリポート以外にあるときの始期は、応援出動の命令を受けたときとする。

2 応援の終期は、航空隊がヘリポートに帰隊したときとする。ただし、応援を中断したときはその時点とする。

（応援活動要領）

第7条 航空隊と現場において指揮をとる者との通信連絡は、全国共通波（全共1）とし、他の通信連絡については、別表第2に定めるところによるものとする。

2 要請側の消防長は、応援要請後に離着陸場等を変更するときは、速やかに応援側の消防長へ通報するものとする。

（事前計画）

第8条 協定都市は、応援要請に係る次の事項について計画を作成しておくものとする。

- (1) 航空隊の活動拠点としての離着陸場等
- (2) 離着陸場等への職員等の派遣要領
- (3) その他必要と認める事項

（離着陸場等の措置）

第9条 要請側の消防長は、応援活動中の航空隊が離着陸場等に離着陸する場合は、当該場所へ所要の職員等を派遣し、航空隊の離着陸に必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の措置）

第10条 要請側の消防長は、応援中の航空機に次の事故が発生した場合は、速やかに応援側の消防長に必要な事項を通報するものとする。

- (1) 人身にかかわる事故
- (2) 航空機の重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

（疑義の決定）

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定都市がその都度協議して定めるものとする。

（協議書の保管）

第12条 この覚書を証するため、正本2通を作成し、協定都市の消防長が記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成10年3月1日から効力を生じる。

平成10年3月1日

神戸市消防長 田野 育利

岡山市消防長 太田 力男

27 災害時の医療救護活動についての協定書

岡山市（以下「甲」という）と社団法人岡山市医師会（以下「乙」という）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡山市地域防災計画に基づき甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 乙の代表者は、岡山市医師会災害医療救護計画に基づき、医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、直ちに医療救護班を編成し第3条に定める救護所に派遣し、医療救護活動を実施するものとする。ただし、必要がある場合は、災害現場及び避難所において、その業務の一部を行う。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（救護所の設置）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じ市有施設等に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、乙及び乙の会員の協力を得て、発災地周辺の医療施設に救護所を設置することができる。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 死体の検案及び処置
- (4) その他状況に応じた処置

（指揮命令）

第5条 医療救護班に係る指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により救護所、災害現場及び避難所（以下「救護所等」という）へ直行するものとする。

ただし、災害の状況により必要に応じ、あらかじめ指定した集結場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で救護所等へ行くものとする。

2 傷病者の後方医療施設への転送は、甲が行うものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行又は調達する。ただし、乙から要請があった場合は甲が調達する。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(装備の貸与)

第9条 甲は、乙に対し医療救護活動に必要な個人装備の貸与を行うものとする。

(医療費)

第10条 甲が設置する救護所等における傷病者に対する医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、患者負担とする。

(防災訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に医療救護班を参加させるものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に伴う経費

ア 医療救護班の派遣に要する費用弁償

イ 医療救護班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

ウ 医療救護班が携行した医療材料等が滅失損傷した場合の実費弁償

エ 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償

(2) 第3条第2項の定めにより、医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護活動により医療施設等に損傷が生じたときの修繕費、前号ア、イ、ウに定める経費及び光熱水費等の実費弁償

(3) 防災訓練参加に伴う費用弁償

(災害補償)

第13条 甲の要請を受託した者が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復の途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年市条例第49号）」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第14条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲、乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(未収金の処理)

第15条 後方医療施設において、第10条第2項に係る未収金が生じたとき又は生じるおそれのあるときは、甲は当該医療施設の負担とならないよう適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第16条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第17条 この協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれか一方から解除又は協定事項の変更に
ついて意思表示のないときは、期間満了の際、同一条件で更に1年協定を更新したものとし、

以後も同様とする。

(実施細目)

第18条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 岡 山 市
代表者 岡山市長 高 谷 茂 男

乙 社団法人 岡山市医師会
代表者 会 長 丹 治 康 浩

28 災害時の医療救護活動に係る実施細目

岡山市（以下「甲」という）と社団法人岡山市医師会（以下「乙」という）との間において、平成22年4月1日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という）第18条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（乙の代表者）

第1条 協定書第1条第2項に定める乙の代表者は、岡山市医師会長とする。

（連絡調整の責任者）

第2条 協定書第6条に定める連絡調整の甲の責任者は、岡山市保健福祉局長とする。

（緊急連絡網の整備）

第3条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い、相互に交換する。

（指揮体制）

第4条 乙は、指揮本部の構成等指揮体制に関してあらかじめ定めておく。

（医療救護班の編成）

第5条 医療救護班は、医師1名、看護師2名（帯同）及び補助者若干名で編成する。

2 班長は、医師とする。

3 班長は、必要により甲の消防救急隊員、保健師等の応援を求めることができる。

4 乙は、やむを得ない場合には乙の会員以外の医師、看護師によって医療救護班を編成することができ、その医療救護班が甲の承認を受けた場合は、乙の医療救護班とみなす。

（医療救護活動の実施場所）

第6条 医療救護班は、協定書に定める救護所等において協定書第4条に定める業務を行う。

（傷病者の選別、表示及び応急処置）

第7条 傷病者の選別及び応急処置は、医師の指示により消防救急隊員等が行うことができる。

2 トリアージタグは、医師の指示によりあらかじめ甲が指名する職員が記入する。

（救出、誘導）

第8条 傷病者の救出及び誘導は、消防救急隊員等が関係防災機関と連携して行う。

（要請する災害の程度）

第9条 協定書第2条第1項に定める医療救護活動を実施する必要がある場合とは、集団的に多数の傷病者（おおむね10人以上）が生じた場合をいう。

（要請の方法）

第10条 協定書第2条第1項に定める要請は、岡山市保健福祉局長から岡山市医師会長に対して行う。

2 緊急を要するときは、消防情報通信センターから乙の副会長、災害救急医療委員長又は災害救急医療委員のいずれかに対して要請することができる。

（連絡調整事項）

第11条 甲及び乙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関すること
- (2) 医療救護班の移動に関すること
- (3) 救護所等に関すること

- (4) 死亡に関する事
- (5) 後方医療施設に関する事
- (6) 医薬品及び医療材料に関する事
- (7) その他医療救護に関する事

(装備の貸与)

第12条 協定書第9条に定める個人装備の貸与品の種類及び仕様は甲、乙協議して定める。

(事故の処理)

第13条 甲は、災害時の医療救護活動により生じた事故のため第三者に損害を与えた場合は、責任をもって処理に当たる。

2 甲は、前項の場合において、乙の会員（以下「丙」という）に故意又は重大な過失のない限り丙に対して求償しない。

3 当該業務に従事した丙が事故により第三者から損害賠償請求の訴えを提起された場合は、甲は訴訟参加等により丙に全面的に協力し、丙が損害賠償をしなければならない場合には、丙に故意又は重大な過失がない限り、甲において損害賠償を行う。

4 事故が当該業務に従事した丙の責めに帰すべきでない事由により生じた場合で、丙がその事故に関連して医業上の不利益その他の損失を被ったときは、甲はその損失を補償し、又はそのおそれがあるときは防止するための適切な措置を講じる。

(医療救護活動従事者の費用弁償)

第14条 協定書第12条第1号アに定める医療救護活動の従事者に対する費用弁償は、別表のとおりとする。

(費用弁償等の請求)

第15条 協定書第12条に定める費用弁償等の請求は、次の各号により行う。

(1) 第1号関係

ア アに定める費用弁償は、費用弁償請求書（様式1）に各医療救護班ごとの医療救護活動報告書（様式1の1）を添えて請求する。

イ イに定める実費弁償は、実費弁償請求書（様式2）に医薬品、医療材料等使用報告書（様式2の1）を添えて請求する。

ウ ウに定める実費弁償は、実費弁償請求書に物品損傷報告書（様式2の2）を添えて請求する。

エ エに定める実費弁償は、交通機関等利用実費請求書（様式3）により請求する。

(2) 第2号関係

医療施設等に損傷が生じたときの修繕費は、実費弁償報告書に関係業者の見積書を添付し、その他については前号の区分によって請求する。

(3) 第3号関係

費用弁償請求書により請求する。

2 乙は、医療救護活動等の終了後速やかに前項の請求書等を取りまとめ、甲に請求する。

(災害報告)

第16条 協定書第13条に該当する事故が発生したときは、乙は速やかに医療活動従事者事故報告書（様式4）により報告する。

(合同指揮本部、現場指揮本部)

第17条 甲が合同指揮本部又は現場指揮本部を設置した場合は、乙は必要に応じて合同指揮本部又は現場指揮本部に参加する。

(広報)

第18条 報道機関に対する医療救護活動に関する広報はすべて甲が行う。

(通信施設)

第19条 甲は、通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、救護所等に防災行政無線移動局を配備する。

(医療ボランティア)

第20条 乙は、必要に応じて医療救護活動従事に関する申し出のあった医師・看護師等（以下「医療ボランティア」という）の調整を行う。

2 医療ボランティアの調整に関する具体的事項は別に定める。

(医療救護班派遣の限界)

第21条 乙は、協定第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、医療救護班員及びその周辺に危害がおよび、又はそのおそれがある場合は、派遣の要請に応じないことができる。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 岡山市
代表者 岡山市長 高谷 茂男

乙 社団法人 岡山市医師会
代表者 会長 丹治 康浩

別表 医療救護活動従事者の費用弁償（第14条関係）

職種	出動1回（おおむね3時間） につき	1時間単位
医師	21,470円	6,900円
看護師	4,370円	1,200円
事務者等	3,770円	1,000円

- 1 医療救護活動従事時間が3時間を超える場合は、上表の1時間単価に時間数を乗じた額を加算する。
- 2 超過時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 3 医療救護活動従事時間が、午前5時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時までの間は100分の125を、また午後10時から翌日の午前5時までの間は100分の150を乗じた額とする。
- 4 単価の改正は、甲と乙の代表者が協議して定める。

29 災害時の医療救護活動についての協定書

岡山市（以下「甲」という。）と日本赤十字社岡山県支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡山市地域防災計画に基づき甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護活動の範囲）

第2条 甲が乙の協力により実施する医療救護活動の範囲は、集団的に多数の傷病者（おおむね10人以上）が生じた場合で、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されるまでの災害とする。

ただし、乙の本来の使命により医療救護活動を行った場合はこの協定の対象としない。

（医療救護活動の要請及び実施）

第3条 前条の場合において、災害の状況により必要があると認めるとき、甲は医療救護活動の実施を乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、直ちに救護班を甲が設置する救護所等に派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 傷病者の選別
- (3) 死亡の確認
- (4) 死体の処理
- (5) その他状況に応じた処置

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 救護班に係る指揮命令は、乙が行うものとする。

2 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第6条 救護班の輸送は乙が行うものとする。

2 傷病者の後方医療施設への輸送は、甲、乙協議して行うものとする。

（医薬品等）

第7条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料、物資等は、原則として乙が携行又は調達する。ただし、乙から要請があった場合は甲が調達する。

（医療費）

第8条 甲が設置する救護所等における傷病者に対する医療費は、無料とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動等を実施するため必要な支弁費用は次の各号に定めるところによるものとし、甲が負担する。

(1) 人件費

医療救護活動に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。）時間外手当及び深夜手当とし、日本赤十字社内国旅費規則、同救護規則第26条の規程による費用弁償に関する規程及び同時間外手当、深夜手当支給規程による額

(2) 救護所設置費

救護所設置のために使用した消耗器材費及び建物等の借上料又は損料の実費

(3) 救護諸費

ア 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、消耗器材、医療器具等の破損修理等の実費

イ 死体処理のために使用した死体の洗浄、縫合、消毒等の処置の実費

(4) 輸送費及び人夫費

医療、助産、死体の処理及び救護所設置のために必要な輸送費及び人夫費についての当該地域における通常の実費

(5) その他の費用

前各号に該当しない費用であつて、委託事項の実施のために使用した費用の実費

(6) 扶助金

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡した時、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額

(7) 事務費

委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料、電報料等の実績による費用

(医事紛争の処理)

第10条 乙と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲、乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第11条 災害救助法による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、昭和63年11月7日から昭和65年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれか一方から解除又は協定事項の変更について意思表示のないときは、期間満了の際、同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和63年11月7日

甲 岡山市大供一丁目1番1号

岡山市

代表者 岡山市長 松本 一

乙 岡山市丸の内二丁目7番20号

日本赤十字社岡山県支部

代表者 支部長 長野 士郎

30 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害時における、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、中国・四国地区の県庁所在都市をもって構成する中国・四国地区都市防災連絡協議会（以下「協議会」という。）の会員市が協力して、物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する被災会員市は、原則として、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに、当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第4条 応援を要請された会員市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災会員市以外の会員市は、通信の途絶等により被災会員市と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災会員市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災会員市からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請する会員市の負担とする。

2 応援を要請する会員市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する会員市から要請があった場合は、応援する会員市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、各会員市の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、協議会の会員市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書9通を作成し、各会員市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年3月28日

鳥取市	代表者	鳥取市長	西尾	迢富
松江市	代表者	松江市長	宮岡	寿雄
岡山市	代表者	岡山市長	安宅	敬祐
広島市	代表者	広島市長	平岡	敬
山口市	代表者	山口市長	佐内	正治
徳島市	代表者	徳島市長	小池	正勝
高松市	代表者	高松市長	増田	昌三
松山市	代表者	松山市長	田中	誠一
高知市	代表者	高知市長	松尾	徹人

31 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第6条により会員市は、相互応援のための連絡責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡調整に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(応援職員等)

第3条 協定第4条の応援の実施に伴う経費のうち、協定第2条第6号に定める応援職員の派遣に伴う経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した会員市（以下「応援要請市」という。）が負担する経費の額は、応援をした会員市（以下「応援市」という。）が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に伴う経費については、応援要請市及び応援市が協議して定める。

2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請市は、可能な範囲において応援職員に対する宿舎のあつせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援市は、協定第5条第2項により経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項の規定による請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡責任者を經由して応援要請市の市長に行うものとする。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請市及び応援市が協議して定める。

(幹事市)

第5条 協定の運用に係る庶務は、幹事市において処理し、幹事市は、別表に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事市の次順の会員市を、副幹事市とし、幹事市がその用務を処理することが困難であるときは、用務を代行する。

3 前2項により難しい場合は、会員市が協議して定める。

(幹事市等の用務)

第6条 幹事市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第6条に定める連絡責任者等の会員市への周知

(2) 協定第7条の定めによる会員市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(3) 応援要請市若しくは応援市と他の会員市との情報連絡又は情報の周知

(4) その他被災会員市から要請のあった用務

2 応援市は、その応援内容及び応援により収集した応援要請市の被災状況等の情報を幹事市へ連絡するものとする。

(資料の交換)

第7条 会員市は、協定による応援が円滑に行われるよう、必要な資料を相互に交換するものとする。

平成8年8月7日

別表

順	都市名
1	広島市
2	徳島市
3	山口市
4	高松市
5	鳥取市
6	松江市
7	松山市
8	岡山市
9	高知市

順は、平成8年度を1とする。

32 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書の後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市連絡会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、

協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成17年12月19日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年1月26日

函 館 市	函 館 市 長	井 上	博 司
下 関 市	下 関 市 長	江 島	潔
旭 川 市	旭 川 市 長	菅 原	功 一
秋 田 市	秋 田 市 長	佐 竹	敬 久
郡 山 市	郡 山 市 長	原	正 夫
い わ き 市	い わ き 市 長	櫛 田	一 男
宇 都 宮 市	宇 都 宮 市 長	佐 藤	栄 一
川 越 市	川 越 市 長	舟 橋	功 一
船 橋 市	船 橋 市 長	藤 代	孝 七
横 須 賀 市	横 須 賀 市 長	蒲 谷	亮 一
相 模 原 市	相 模 原 市 長	小 川	勇 夫
新 潟 市	新 潟 市 長	篠 田	昭
富 山 市	富 山 市 長	森	雅 志
金 沢 市	金 沢 市 長	山 出	保
長 野 市	長 野 市 長	鷺 澤	正 一
岐 阜 市	岐 阜 市 長	細 江	茂 光
浜 松 市	浜 松 市 長	北 脇	保 之
豊 橋 市	豊 橋 市 長	早 川	勝
岡 崎 市	岡 崎 市 長	柴 田	紘 一
堺 市	堺 市 長	木 原	敬 介
高 槻 市	高 槻 市 長	奥 本	務 宣
東 大 阪 市	東 大 阪 市 長	松 見	正 宣
姫 路 市	姫 路 市 長	石 見	利 勝
奈 良 市	奈 良 市 長	藤 原	昭
和 歌 山 市	和 歌 山 市 長	大 橋	建 一
岡 山 市	岡 山 市 長	萩 原	誠 司
倉 敷 市	倉 敷 市 長	古 市	健 三
福 山 市	福 山 市 長	羽 田	皓 三
高 松 市	高 松 市 長	増 田	昌 三

松山市	松山市長	中村	時	広
高知市	高知市長	岡崎	誠	也
長崎市	長崎市長	伊藤	一	長
熊本市	熊本市長	幸山	政	史
大分市	大分市長	釘宮		磐
宮崎市	宮崎市長	津村	重	光
鹿児島市	鹿児島市長	森	博	幸

協定締結権者	豊田市	豊田市長	鈴木	公平
--------	-----	------	----	----

33 中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市(以下「応援要請市」という。)の負担とし、その他の経費は応援をした市(以下「応援市」という。)の負担とする。

(1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援(以下「応援業務」という。)に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。)の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難い事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発行)

第6条 この実施細目は、平成17年12月19日から効力を発生するものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書25通を作成し、協定市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年1月26日

函館市 函館市長 井上 博司

下関市 下関市長 江島 潔

旭川市 旭川市長 菅原 功一

秋田市 秋田市長 佐竹 敬久

郡山市 郡山市長 原 正夫

いわき市 いわき市長 櫛田 一男

宇都宮市	宇都宮市長	佐藤	一
川越市	川越市長	舟橋	一
船橋市	船橋市長	藤代	七
横須賀市	横須賀市長	蒲谷	一
相模原市	相模原市長	小川	夫
新潟市	新潟市長	篠田	昭
富山市	富山市長	森	志
金沢市	金沢市長	山出	保
長野市	長野市長	鷺澤	一
岐阜市	岐阜市長	細江	光
浜松市	浜松市長	北脇	之
豊橋市	豊橋市長	早川	勝
岡崎市	岡崎市長	柴田	一
堺市	堺市長	木原	介
高槻市	高槻市長	奥本	務
東大阪市	東大阪市長	松見	宣
姫路市	姫路市長	石見	勝
奈良市	奈良市長	藤原	昭
和歌山市	和歌山市長	大橋	一
岡山市	岡山市長	萩原	司
倉敷市	倉敷市長	古市	三
福山市	福山市長	羽田	皓
高松市	高松市長	増田	三
松山市	松山市長	中村	広
高知市	高知市長	岡崎	也
長崎市	長崎市長	伊藤	長
熊本市	熊本市長	幸山	史
大分市	大分市長	釘宮	磐
宮崎市	宮崎市長	津村	光
鹿児島市	鹿児島市長	森	幸

協定締結権者 豊田市長 鈴木 公平

34 岡山市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定

岡山市及び尼崎市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生し、災害を受けた市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかなる場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成9年1月21日から施行する。

平成9年1月21日

岡 山 市

代表者 岡山市長 安 宅 敬 祐

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 宮 田 良 雄

35 岡山市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成9年1月21日付けで岡山市と尼崎市（以下「協定市」という。）との間で締結した災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条 協定第1条第1号から第3号までに掲げる応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は、応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は、応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号の応援に要する経費については、購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の応援に要する経費については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担等)

第3条 協定第1条第4号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）に伴う経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援要請市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）について応援市が定める規程により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
 - (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市の負担とする。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。
- 2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
 - 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
 - 4 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の市長に対して行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、第2条から前条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第6条 協定第5条の規定により、協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この実施細目により難い事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

第8条 この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

付 則

この実施細目は、平成9年1月21日から施行する。

平成9年1月21日

岡 山 市

代表者 岡山市長 安 宅 敬 祐

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 宮 田 良 雄

36 中国・四国ブロックの災害時支援に関するルール

平成11年5月25日

大規模地震等の災害により、被災自治体では対応がとれない下水道施設の被害が発生した場合に備えて、中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定等を踏まえ、中国・四国地方における災害相互支援体制を整備することとし、その組織及び連用等について、次のとおりルールを定める。

1 災害支援本部の設置

幹事県下水道所管課長（以下「幹事課長」という。）は、次の場合に災害支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

- (1) ブロック内に震度6弱以上の地震発生時
- (2) 震度5強以下の地震、若しくは大規模災害等により被災した自治体（一部事務組合を含む。）を所管する県からの要請時

2 支援本部の組織

- (1) 支援本部の長（以下「本部長」という。）は、幹事課長をもって充てる。ただし、幹事県が被災した場合は、第2順位の幹事県下水道所管課長（以下「第2幹事課長」という。）をもって充てる。
- (2) 本部長は支援本部の事務を総括し、支援について指揮監督するとともに、支援部隊の出動要請を行う。
- (3) 支援本部に、支援副本部長（以下「副本部長」という。）、支援本部員（以下「本部員」という。）及び事務局員を置く。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐する。

3 支援本部の構成員

- (1) 構成員の員数は、本部長1名、副本部長若干名、本部員については支援連絡会議で定める。
- (2) 構成員は別紙1のとおりとする。

4 支援本部の業務

支援本部の業務は次のとおりとする。

ア 支援本部の設置報告等

- (7) 別紙2に掲げる事項について、速やかに建設省、支援本部の構成員（以下「構成員」という。）及び隣接するブロックの幹事府県下水道所管課長に報告する。
- (4) 必要に応じて、(7)以外のブロック幹事都道府県下水道所管課長に通知する。

イ 先遣隊の派遣

- ウ 情報の収集・整理、広報、視察者等の対応
- エ 応急対策、調査（一次、二次等）、本格復旧、設計、査定等の支援計画の策定
- オ 支援部隊の編成及び出動要請
- カ 他ブロック及び13大都市代表幹事都市への支援依頼
- キ 災害査定関係諸調書等の作成について指導及び協力
- ク 必要に応じた支援本部会議の開催

5 支援本部会議の開催

- (1) 本部長は、副本部長、本部員を召集して、支援本部会議を開催し、支援方法等について協議することができる。
- (2) ただし、被災自治体を所管する県、及び災害等により会議の出席が著しく困難な副本部長、本部員は欠席することができる。

6 支援支部の設置

- (1) 本部長は、支援本部の業務が円滑に行われよう支援支部を設置することができる。
- (2) 本部長は、支援支部に事務局員を派遣することができる。

7 支援支部の組織

- (1) 支援支部の長（以下「支部長」という。）は、本部長が指名する。
 - (2) 支援支部に、支部長、支部員を置く。
 - (3) 支部員は支部長が指名する。
- 8 支援支部の業務
- 支援本部の業務の内、本部長からの指示の範囲
- 9 支援要請
- 支援本部の支援を受けようとする被災自治体は、「被害状況の概要」、「支援希望の内容」等を添えて所管の県に支援の要請を行う。
- 10 支援部隊
- (1) 支援部隊は、各自治体若しくは団体ごとに編成することを原則とする。
 - (2) 各県は、支援に参加する自県及び所管する自治体の支援部隊を取りまとめ、本部長に報告を行う。
 - (3) 各団体は、支援に参加する支援部隊を取りまとめ、本部長に報告を行う。
- 11 被災自治体の責務
- 被災自治体は、支援本部の活動が円滑に行われるよう、先遣隊の誘導、調査班等の活動の支援、ヤード、宿泊施設等の積極的な調整を行う。
- 12 費用負担
- (1) 支援本部設置に係わる諸費用及び二次災害等の費用負担方法は、自治体間にあつては災害時相互応援協定等によるものとするが、協定がない場合は、関係自治体間の協議によるものとする。
 - (2) 民間団体の支援に係る費用は、原則要請自治体の負担とする。
- 13 連絡体制
- (1) 各構成員は連絡窓口を定め、すべての連絡はこの窓口を通すものとする。
 - (2) 各構成員は、毎年4月1日現在の連絡窓口を幹事課長に報告するとともに、変更が生じた場合には、速やかに幹事課長に通知することとする。
 - (3) 支援本部設置時等の連絡体制については支援連絡会議で定める。
- 14 政令市が被災自治体の場合
- 政令市が被災自治体の場合の支援は、原則として13大都市間の協定により行うものとする。この場合、大都市の代表幹事都市担当課長は本部員の一人となる。
- 15 他ブロック等からの支援要請
- 他ブロック等からの支援要請を受けた幹事課長は、第2支援本部（仮称）を設置し、支援部隊の編成及び出動要請等を行なう。
- 16 支援本部の解散
- (1) 1(1)の場合は、各県の被害調査等により支援の必要がないと本部長が判断した場合に解散する。
 - (2) 1(2)の場合は、支援を要請した県の解散依頼により解散する。
 - (3) 15の場合は、支援を要請した幹事都道府県の解散依頼により解散する。
- 17 支援連絡会議等
- (1) 年1回（第1四半期中）構成員を召集して支援連絡会議を開催し、支援に必要な連絡調整を行うとともに、運営に関することを協議する。また、構成員の要請に応じて臨時に開催することができる。
 - (2) 支援連絡会議の事務は開催県が所掌する。
 - (3) 幹事課長、第2幹事課長、支援連絡会議開催県下水道所管課長（以下「事務局課長」という。）は、代表者連絡会議に参加し、事務局課長は会議内容を構成員に報告する。
- 18 支援本部構成員の選・解任
- (1) 本部長、副本部長及び本部員は、支援連絡会議で選・解任する。
 - (2) 副本部長の内1つは、第2幹事課長をもって充てる。
 - (3) 支援本部構成員の任期は5年とし、再任を妨げない。
- 19 訓練、机上演習等

幹事課長は必要に応じ支援本部を設置し、災害を想定した訓練、机上演習等を実施することができる。

20 支援資機材

構成員は、支援に係る資機材を整理し、数量及び所在を把握しておくものとする。

21 相互協力

構成員は、支援活動が実効あるものとするため、相互に協力するとともに、平素から連帯、情報交換に努め、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。

22 自治体指導等

(1) 本部員県は、管下の自治体に対し、このルールを周知する。

(2) 本部員県は、管下の自治体に対し、支援を受けるに必要な下水道台帳や管内住宅地図等を複数箇所に保管する等、災害に対する心がけを指導する。

23 その他

本ルールに定めのない事項、及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議し定める。ただし、本ルールに定めのない事項で緊急に措置する必要があるときは、本部長の判断で決定することができる。

別紙 1

支援本部長	幹事県下水道所管課長
支援副本部長	(1) 第2順位の幹事県下水道所管課長 (2) ブロック内の政令指定都市担当課長 (3) 日本下水道事業団の内、中国・四国地区の代表窓口として事業団から指名された者。
支援本部員	(1) 国土交通省都市・地域整備局下水道部公共下水道課の代表窓口として指名された職員 (2) ブロック内の県下水道所管課長 (3) 各県1市の下水道所管部局長 (4) (社)日本下水道協会の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (5) (社)全国上下水道コンサルタント協会の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (6) (社)日本下水道施設業協会の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (7) (社)日本下水道管路維持管理業協会の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (8) (社)日本下水道処理施設管理業協会の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (9) 全国管工事業協同組合連合会の内、中国・四国地区の代表窓口として連合会から指名された者。
事務局員	支援本部長の属する自治体の職員

※ 政令指定都市のある県については、支援本部員の選出は不要とする。

国土交通省都市・地域整備局下水道部公共下水道課長 殿
 災害支援本部構成団体 各位
 隣接ブロック幹事県下水道所管課長 殿

中国・四国ブロック災害支援本部長

中国・四国ブロック災害支援本部設置報告書

次のとおり中国・四国ブロック災害支援本部を設置したので報告します。

支援本部設置日時		平成 年 月 日 :	
支援本部設置場所			
支援本部連絡方法	NTT回線	電話	
		FAX	
	国土交通省 マイクロ回線	電話	
		FAX	
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	
		FAX	
支援の依頼元自治体		県	
被害の状況・概要			
支援希望の内容			
特記事項			

37 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、日本水道協会中国四国地方支部（以下「地方支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。

2 地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援を要請しようとする被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、県支部長都市へ応援を要請する。

(2) 県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。

(3) 地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。

2 応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。（事務局の設置）

第4条 地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 地方支部応援事務局

ア 被災状況の把握及び応援要否の確認

イ 県をまたがる場合の応援派遣についての調整

(2) 県支部応援事務局

ア 被災状況の把握及び応援要否の確認

イ 応援派遣についての調整

(応援要員の派遣)

第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

(応援内容)

第6条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項
(応援要員の受入体制の整備)

第7条 各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

- 2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

第8条 第6条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

- 2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。
- 3 応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。
- 4 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- 5 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第9条 応援都市は、応援要請都市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
(防災関係物資等の情報交換)

第10条 防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年6月末日までに行うものとする。

- (1) 第4条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表(様式1)による。
- (2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表(様式2)による。

(捕則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年10月4日から施行する。
- 2 水道施設の災害に伴う相互応援対策要綱(昭和59年5月23日制定)は、廃止する。

様式1 (第10条関係)

災 害 時 連 絡 表

支部事務局

補 職 名	氏 名	電 話
連絡担当責任者 総務担当課長 ()		勤務先電話 () F A X () 自宅電話 ()
総務担当係長 ()		勤務先電話 () 自宅電話 ()
防災担当者 ()		勤務先電話 () 自宅電話 ()
備 考		

様式2 (第10条関係)

防 災 関 係 物 資 等 の 備 蓄 状 況 調 査 表

(平成 年度末現在)

県支部

項 目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給水車 (m ³)	台	台	
	給水車 (m ³)	台	台	
	ト ラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他			
給水容器	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	給水タンク (l)	基	基	
	給水タンク (l)	基	基	
	給水タンク (l)	基	基	
	ポリ容器 (l)	個	個	
	ポリ容器 (l)	個	個	
	そ の 他			
機 材	応 急 給 水 装 置	基	基	
	ろ 過 機	台	台	
	発 電 機	台	台	
	投 光 機	個	個	
	鉄 管 切 断 機	台	台	
	電 動 ネ ジ 切 機	台	台	
	そ の 他			
管 類	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	継 手 類	個	個	
缶 詰	水 の 缶 詰	缶	缶	
	食 糧	缶	缶	
そ の 他				

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

38 日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱（平成8年10月4日制定、以下「地方支部要綱」という。）に基づき、地震、異常湧水等による災害並びに大規模な重要水道施設事故、水質事故等（以下「災害」という。）において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、日本水道協会岡山県支部（以下「県支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 県支部内に災害が発生した場合は、正会員は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部又は日本水道協会中国四国地方支部（以下「地方支部」という。）から要請があった場合も同様とする。

2 県支部長都市が被災した場合は、各県支部役員都市（以下「役員都市」という。）で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(事務局の設置)

第3条 地方支部要綱第4条に基づき、平常時から、県支部長都市に応援事務局を設置する。

2 応援事務局の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の連絡体制の整備
- (2) 防災関係物資等の備蓄状況の把握
- (3) 被災状況の把握及び応援要否の確認
- (4) 応援派遣についての調整

(本部の設置)

第4条 災害が発生し、応援事務局に要請があった場合は、応援活動を迅速かつ適切に処理するため、災害応援本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部は、応援事務局内に置く。ただし、災害等の状況により移設することができる。

(本部の組織)

第5条 本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、県支部長とする。

3 本部員は、次の各号に掲げる職にあるものとする。

- (1) 岡山市水道事業管理者
- (2) 倉敷市水道事業管理者
- (3) 津山市水道事業管理者

(事務分掌)

第6条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 本部員は、本部長の命を受けて次に掲げる本部の事務を処理するとともに、被災都市の応援の指揮にあたるものとする。

- (1) 被災状況の調査及び把握
- (2) 応援要員等の派遣調整
- (3) 各正会員、地方支部等への報告及び連絡
- (4) その他本部長が必要と認める事務

3 本部の応援体制は、別表第1号のとおりとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援要請の手順は、次に掲げるところによる。

- (1) 応援を要請しようとする被災した正会員（以下「応援要請都市」という。）は、応援要請書（様式第1号）によ

り応援事務局へ応援を要請する。

- (2) 本部長は、必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請しなければならない。
- 2 応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は無線等により応援事務局へ行う。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする応援の種別及び職員の職種別人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) その他必要な事項

- 3 応援要請都市は、本部員から応援要請を受けた正会員（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

（応援要員等の派遣）

第8条 本部長は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮して、直ちに本部員の中から応援の指揮者を任命し、かつ応援要員等の派遣を指示しなければならない。

- 2 前項の規定により、本部長から指示を受けた本部員は、直ちに関係正会員に応援要員の編成を指示し、応援要請都市に派遣しなければならない。

- 3 前項の規定により、応援都市は、直ちに応援体制を整え、応援要員等を派遣し、応援要請都市に全面的に協力しなければならない。

（応援都市の留意事項）

第9条 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ、作業用工具類、衣類、食料その他日用品のほか、野外で宿営できるように、テント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

- 2 応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。

- 3 応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第10条 各応援都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の搬供
- (4) 工事業者のあつ旋
- (5) その他特に要請のあった事項

（応援要員の受入体制の整備）

第11条 各正会員は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、次に掲げる応援受入れに関する必要事項により、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

（防災関係物資等の情報交換）

- (1) 受入場所（宿泊及び食事場所含む。）
- (2) 応援拠点（浄水場等）
- (3) 応援役割分担
- (4) 電話等連絡表、地図及び配管図
- (5) その他受入れに必要な事項

（防災関係物資等の情報交換）

第12条 各正会員は、次の各号に掲げる防災関係物資等の調査について、毎年4月末日までに、応援事務局に報告するものとする。

- (1) 災害時連絡表
- (2) 防災関係物資等の備蓄状況調査表
（費用負担）

第13条 地震、異常洪水等による災害の応援に要した経費は、原則として応援都市の負担とする。ただし、資機材や工事業者等への経費は、応援要請都市の負担とする。

- 2 大規模な重要水道施設事故及び水質事故等の応援に要した費用は、原則として応援要請都市の負担とする。ただし、応援都市の応援要員に係る人件費のうち、通常勤務時間に係る人件費は、応援都市の負担とする。
- 3 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額は、応援都市の収入とする。
- 4 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- 5 応援都市の職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責めに任ずるものとする。
- 6 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が、応援都市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第14条 応援都市は、応援要請都市が前条に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資 当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類 燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等 輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(会員外市町村への応援)

第15条 会員外市町村の被災について応援の要請を受けたときは、この要綱の規定に基づく正会員への応援の例により、応援することができるものとする。

- 2 前項の規定により会員外市町村の応援に要した経費は、原則として応援要請都市の負担とする。ただし、応援都市の応援要員に係る人件費のうち、通常勤務時間に係る人件費は応援都市の負担とする。
- 3 正会員にあっても簡易水道事業地区の被災が明らかな場合においては、前項の規定によるものとし、水道事業と簡易水道事業の地区の区別がつきにくい場合は、水道事業の地区とみなす。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、県支部長都市及び役員都市が協議して定める。

附 則

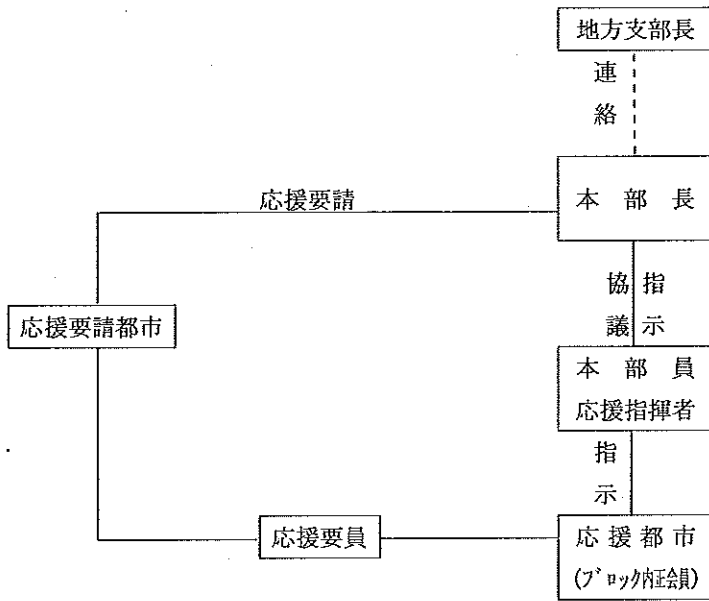
- 1 この要綱は、平成9年3月31日から施行する。
- 2 日本水道協会岡山県支部水道災害相互応援要綱(昭和61年7月1日制定)は、廃止する。

附 則

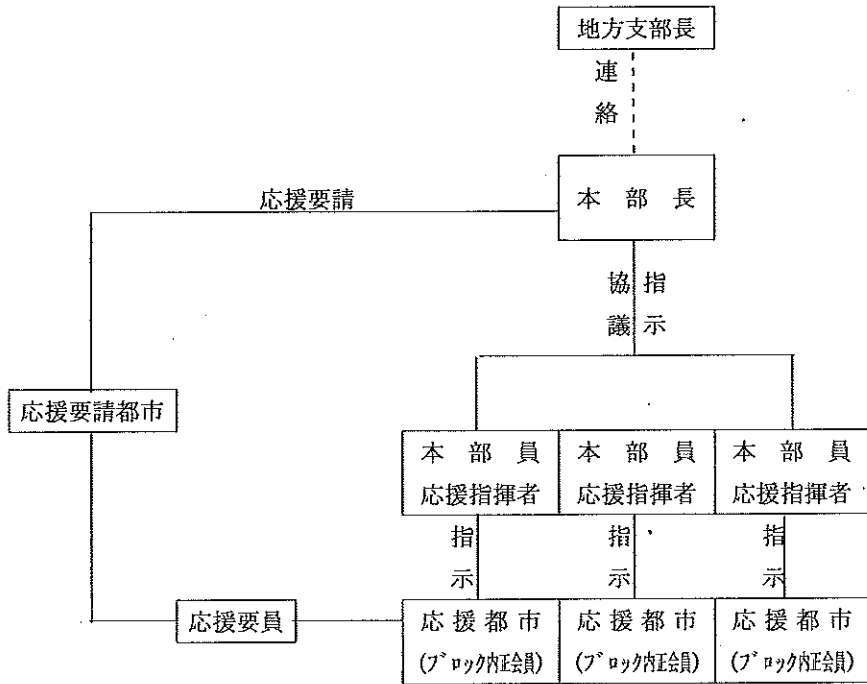
この規定は、平成17年5月20日から施行する。
この規定は、平成18年4月21日から施行する。
この規定は、平成19年4月20日から施行する。
この規定は、平成20年5月27日から施行する。

別表第1号 (第6条関係)

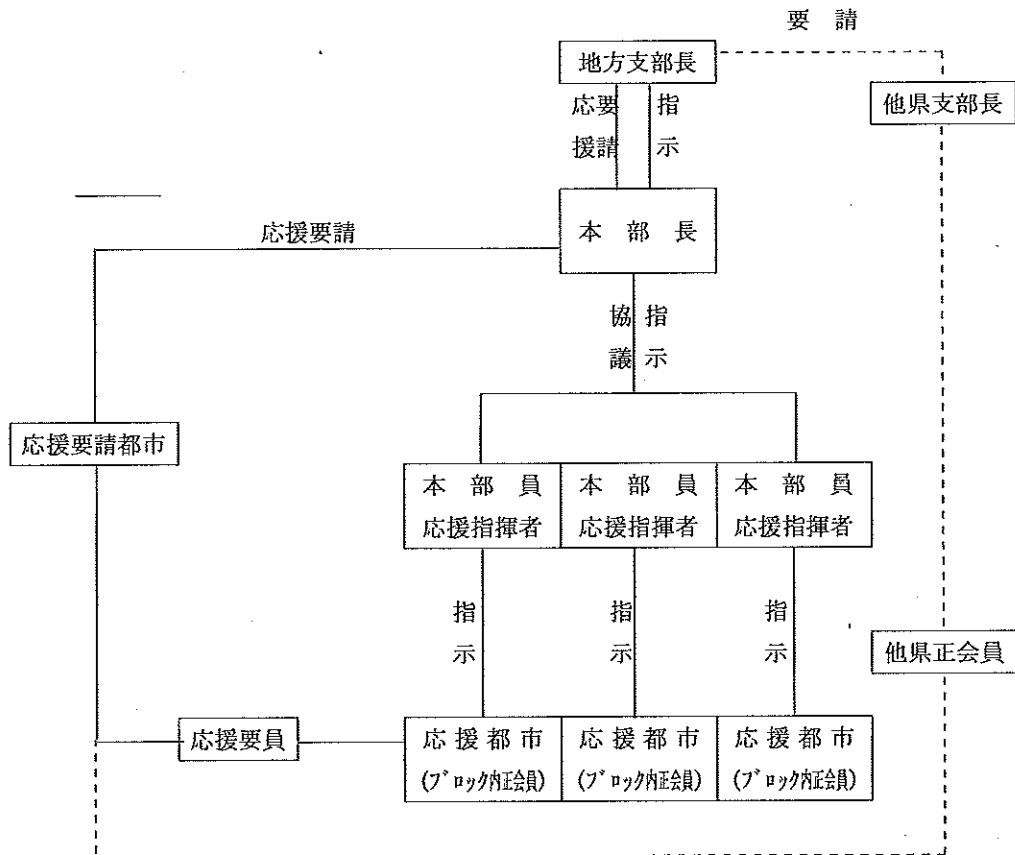
第1次応援体制 (ブロックで応援する場合)



第2次応援体制（県全域で応援する場合）



地方支部応援体制



応援組織分担表

本部長	本部員	ブロック	正 会 員
支 部 長	岡山市 水道事業 管理者	岡 山 ブロック	岡山市 備前市 瀬戸内市 和気町 赤磐市 岡山県広域水道企業団 (6正会員)
	倉敷市 水道事業 管理者	倉 敷 ブロック	倉敷市 玉野市 早島町 新見市 備南水道企業団 岡山県南部水道企業団 笠岡市 総社市 高梁市 井原市 岡山県西南水道企業団 里庄町 浅口市 矢掛町 吉備中央町 (15正会員)
	津山市 水道事業 管理者	津 山 ブロック	津山市 真庭市 美作市 勝央町 鏡野町 奈義町 (6正会員)

応援要請書

第 号
平成 年 月 日

様

都市名
代表者名

印

のため、下記のとおり応援を要請します。

1 災害の状況											
2 必要とする資機材、物資等の品目及び数量	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="598 996 1070 1070">給水ローリー車</td> <td data-bbox="1070 996 1390 1070">台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1070 1070 1144">携行缶</td> <td data-bbox="1070 1070 1390 1144">個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1144 1070 1218">給水スタンド</td> <td data-bbox="1070 1144 1390 1218">脚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1218 1070 1292">非常用飲料水袋</td> <td data-bbox="1070 1218 1390 1292">袋</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1292 1390 1400">その他</td> <td></td> </tr> </table>	給水ローリー車	台	携行缶	個	給水スタンド	脚	非常用飲料水袋	袋	その他	
給水ローリー車	台										
携行缶	個										
給水スタンド	脚										
非常用飲料水袋	袋										
その他											
3 応援の種別及び職員の職種別人員	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="598 1417 1070 1491">(1) 応急給水</td> <td data-bbox="1070 1417 1390 1491">人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1491 1390 1610">(2) 応急復旧 (うち 土木 人, 電気 人, 化学その他 人)</td> <td data-bbox="1070 1491 1390 1610">人</td> </tr> </table>	(1) 応急給水	人	(2) 応急復旧 (うち 土木 人, 電気 人, 化学その他 人)	人						
(1) 応急給水	人										
(2) 応急復旧 (うち 土木 人, 電気 人, 化学その他 人)	人										
4 応援の期間	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="598 1628 1390 1702">(1) 応急給水</td> <td data-bbox="887 1628 1390 1702">開始日 月 日から 日間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1702 1390 1776">(2) 応急復旧</td> <td data-bbox="887 1702 1390 1776">開始日 月 日から 日間</td> </tr> </table>	(1) 応急給水	開始日 月 日から 日間	(2) 応急復旧	開始日 月 日から 日間						
(1) 応急給水	開始日 月 日から 日間										
(2) 応急復旧	開始日 月 日から 日間										
5 応援の場所及び経路											
6 その他											

39 岡山市災害緊急放送に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と株式会社岡山シティエフエム（以下「乙」という。）とは、岡山市災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡山市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲が、乙の放送設備を使用して災害に関する緊急放送を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 甲及び乙は、互いに岡山市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報を提供するように努めるものとする。

（緊急放送の実施）

第3条 災害緊急放送は、乙が管理する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

2 災害緊急放送は、岡山市災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

（費用負担）

第4条 災害緊急情報伝達装置の設置及び修理に要する費用は、甲の負担とする。

2 乙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う乙の人件費その他災害緊急放送に要する一切の費用を甲に請求しないものとする。

3 災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、乙は、自己の責任と負担において、その解決を図るものとする。

（協議）

第5条 災害緊急放送の実施において、この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の効力は、協定締結の日から平成9年3月31日までとする。

2 協定期間満了日の1カ月前までに、甲又は乙から何らの異議申し立てもない場合は、協定期間は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成8年12月27日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡 山 市
岡山市長 安 宅 敬 祐

乙 岡山市表町二丁目1番40号
株式会社岡山シティエフエム
代表取締役社長 今 井 義 昭

40 岡山市災害緊急放送要領

第1 総 則

1 目的

災害緊急放送は、本市における突発的な災害に際し、災害そのものの情報、被害の状況、ライフラインに関する情報、災害救助・支援の状況など災害に関する情報を正確、迅速に報道し、もって市民生活の安定を図るために行うものとする。

2 基本姿勢

災害緊急放送に際しての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報に関しては、可能な限り情報提供に努めるものとする。
- (2) 情報提供において、報道機関の公平性を確保すること。

3 災害緊急放送

災害緊急放送とは、本市において災害が発生したとき、もしくは災害発生のおそれがあるときに、岡山市（以下「甲」という。）が定める災害緊急放送基準に基づき、株式会社岡山シティエフエム（以下「乙」という。）の管理する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して臨時に行う放送をいうものとする。

(1) 災害緊急放送実施者及び災害緊急放送方式

災害緊急放送実施者及び災害緊急放送方式は次のとおりとする。

災害緊急放送実施者	災 害 緊 急 放 送 方 式	
株式会社 岡山シティエフエム	スタジオ放送	災害情報を乙のアナウンサーがスタジオから放送する。
岡 山 市	割り込み放送	災害情報を甲の職員が職場から割り込み放送する。

(2) 災害緊急放送基準

ア 災害の種類及び災害緊急放送基準は次のとおりとする。

災害の種類	災 害 緊 急 放 送 基 準	
	スタジオ放送基準	割り込み放送基準
火 災	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災。	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災。
地 震	震度3（津波注意報を含む。）から放送する。	震度3（津波注意報を含む。）から放送する。
風 水 害 等	警報から放送する。	水防本部が必要と判断したとき。
大規模な事故 その他の災害	突発的な災害が発生又はそのおそれがあるとき。	突発的な災害が発生又はそのおそれがあるとき。

イ アに掲げるものの他、災害等に関する災害緊急放送基準は、第5-2に定めるところによる。

(3) 災害緊急放送時間帯区分

災害緊急放送時間帯区分は次のとおりとする。ただし、乙において放送時間の延長等を行う場合は、事前に甲に連絡するものとする。

区 分	スタジオ放送	割り込み放送
月曜日から金曜日	午前7時から午後10時まで	午後10時から午前7時まで
土曜日及び日曜日	午前7時から午後5時まで	午後5時から午前7時まで

(4) 割り込み放送

ア 割り込み放送は、電話回線を使って、暗証番号により、甲の職員が職場から直接放送するものとする。

イ 割り込み放送の方法は、別に定める。

ウ 次に掲げる者は、割り込み放送に係る電話番号及び暗証番号を管理するものとする。

ア 総務局防災対策課長 b 消防局指令課長 c 秘書広報室審議監（危機管理・広報担当）

(5) 報告

ア 甲担当部署は、割り込み放送を行った場合、事後速やかに、乙に連絡するものとする。

イ 甲と乙は、協力して災害緊急放送実績報告書を毎月作成する。

(6) 試験放送の実施

ア 甲は、乙と協議の上、適宜災害緊急情報伝達装置の機器点検を兼ねて試験放送を行うものとする。

第2 火 災

火災に関する災害緊急放送は次によるものとする。

1 災害緊急放送基準

(1) スタジオ放送

ア スタジオ放送は、乙が行うものとする。

イ 放送は、大規模火災等市民に知らせる必要のある火災が発生したとき行うものとする。

(2) 割り込み放送

ア 割り込み放送は、岡山市消防局（以下「消防局」という。）が行うものとする。

イ 割り込み放送は、大規模火災等市民に知らせる必要のある火災が発生したとき行うものとする。

(3) 手順

ア 火災情報は、消防局から乙へFAX送付するものとする。

FAX送付は、昼間は、その都度行い、夜間は、夜間分をまとめて最後に行うものとする。（昼間、夜間の時間帯は、※1、2のとおり）

（参考）

火災緊急放送の概要は次のとおりとする。

区 分	災 害 緊 急 放 送	
	スタジオ放送	割り込み放送
昼間(※1)	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災	原則放送しない。
夜間(※2)	原則放送しない。	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災

※1 昼間とは、次の時間帯をいうものとする。

- ・月曜日から金曜日まで 午前7時から午後10時まで
- ・土曜日から日曜日まで 午前7時から午後5時まで

※2 夜間とは、次の時間帯をいうものとする。

- ・月曜日から金曜日まで 午後10時から午前7時まで
- ・土曜日から日曜日まで 午後5時から午前7時まで

第3 地 震

地震に関する災害緊急放送は次によるものとする。

1 地震緊急放送基準

(1) スタジオ放送

ア スタジオ放送は、乙が行うものとする。

イ 放送は、震度3及び津波注意報から行うものとする。

(2) 割り込み放送

ア 割り込み放送は、消防局が行うものとする。

イ 割り込み放送は、震度3及び津波注意報から行うものとする。

(3) 手順

- ア 地震及び津波の情報は、昼間の時間帯は、乙が、(株)アース・ウェザーから入手することとする。
 イ ア以外の時間帯の地震及び津波の情報は、岡山市消防局から乙へFAX送付することとする。

(参考)

地震緊急放送の概要は次のとおりとする。

区 分	災 害 緊 急 放 送	
	スタジオ放送	割り込み放送
昼 間	震度3及び津波注意報から放送する。	原則放送しない。
夜 間	原則放送しない。	震度3及び津波注意報から放送する。

第4 風水害等

風水害等（風水害に関連する河川決壊を含む。）に関する災害緊急放送は次によるものとする。

1 風水害等緊急放送基準

(1) スタジオ放送

- ア スタジオ放送は、乙が行うものとする。
 イ 放送は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報から行うものとする。
 ウ その他甲が設置する水防本部からの要請により、放送を行うものとする。

(2) 割り込み放送

- ア 乙の職員が在局しない場合、災害発生等の際に水防本部が必要と判断したときは、水防本部から割り込み放送することができるものとする。

(3) 手順

- ア 風水害に関する情報は、乙が、(株)アース・ウェザーから入手することとする。

(参考)

風水害等緊急放送の概要は次のとおりとする。

区分	災 害 緊 急 放 送	
	スタジオ放送	割り込み放送
昼 間	警報から放送する。	原則放送しない。
夜 間	原則放送しない。	水防本部が必要と判断したときは水防本部から放送する。

第5 その他の災害緊急放送

第2から第4までに定めるもののほか、災害緊急放送は次によるものとする。

- 1 火災、地震及び風水害以外の大規模な事故その他の災害で、突発的に災害が発生又はそのおそれがあるときは、甲は、昼夜にかかわらず割り込み放送することができるものとする。
- 2 甲は、次に掲げる場合で、市民への呼びかけ、周知等が必要なときは、昼夜にかかわらず割り込み放送することができるものとする。

ア 市域に災害による被害が生じ又はそのおそれがあるため市民生活が混乱し又はそのおそれがある場合
 イ その他非常事態が発生し、市民への情報提供又は注意の喚起が必要である場合。

附 則 この要領は、平成8年12月27日から施行する。

41 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、岡山市内に地震・風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、岡山市（以下「甲」という。）と岡山流通情報懇話会会員である棚天満屋ストアほか14社（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が岡山市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に対し、協力して供給に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の主なものは、別表のとおりとする。

2 乙は、甲の要請によりその他応急生活物資等の供給も行うものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第12条 この協定の施行に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第14条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本証16通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年3月3日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 安宅 敬祐

乙 岡山市岡町13番16号
株式会社天満屋ストア
代表取締役社長 三宅 伸一郎

倉敷市水島高砂町5-1
株式会社仁科百貨店
代表取締役 仁科 省吾

岡山市本町2-1-301中鉄商事ビル
中鉄商事株式会社
代表取締役 藤田 鎮也

岡山市大内田812番地
協同組合中国経営合理化チェーン
理事長 三村 弘治

岡山市奉還町四丁目21番15号
株式会社ふじうら
代表取締役 藤浦 和正

岡山市妹尾963-1
株式会社シュフレ
代表取締役 宮野 秀昭

岡山市下伊福一丁目2番7号
両備バス株式会社ストア本部
代表取締役社長 松田 堯

岡山市東古松495番地の1
株式会社トーヨーストア
代表取締役 岡馬 英正

倉敷市上富井522-74
株式会社マツサカ
代表取締役 坂田 忠衛

倉敷市菰池一丁目2番45号
株式会社東久ストア
代表取締役 原 佳男

玉野市玉二丁目5番5号
三井造船生活協同組合
理事長 大山 和夫

岡山県邑久郡邑久町尾張338番地の1
株式会社オクヤマ
代表取締役 奥山 貞夫

岡山市西古松74番1号
株式会社天満屋ハッピーマート
代表取締役社長 有森 誠一郎

津山市津山口243
株式会社アイム天満屋
代表取締役社長 秋山 元義

岡山市奉還町一丁目7番7号
岡山市民生活協同組合
理事長 吉永 紀明

※ 乙の3番目「中鉄商事株式会社」及び8番目「株式会社トーヨーストア」は現在ない。また、13番目の「株式会社天満屋ハッピーマート」と14番目「株式会社アイム天満屋」は合併し、岡山市岡町13番26号「株式会社ハッピーマート」代表取締役社長 土屋 信明 となっている。

42 災害時における岡山市内郵便局、岡山市間の相互協力に関する覚書

岡山市内郵便局（岡山貯金事務センター及び岡山通信診療所を含む。以下同じ。）代表者岡山中央郵便局長（以下「甲」という。）及び岡山市長（以下「乙」という。）は、岡山市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、岡山市及び岡山市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、岡山市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、岡山市内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、岡山市長及び岡山市を管轄する集配郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- (3) 郵便局又は岡山市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (4) 甲は、必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- (5) その他前記(1)～(4)に定めのない事項で協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう務めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議し、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 甲は、岡山市の災害対策本部に情報連絡員を派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 岡山市内の郵便局は、岡山市若しくは岡山市内各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、別に定めるものとする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年10月21日

岡山市内郵便局代表者

岡山中央郵便局長 徳田 進

岡山市

岡山市長 安宅 敬祐

43 災害等における感染症予防活動に関する協定書

岡山市（以下「甲」という）と岡山県ペストコントロール協会（以下「乙」という）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害及び感染症発生時に甲が実施する感染症予防活動（「感染症発生が予測される場合におけるその予防とまん延防止活動」を指す）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 乙は、甲の行う感染症予防活動が迅速かつ円滑に行われるよう最大限の協力を行うものとする。

（感染症予防活動の要請及び実施）

第2条 甲は、感染症予防活動を実施する必要があると判断したときは、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、直ちに、感染症予防活動活動班を編成し、甲の指定した場所に派遣し甲の指示の下、感染症予防活動を実施するものとする。

（感染症予防活動班の任務）

第3条 感染症予防活動班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症罹災のおそれのある区域において、施設等への防疫活動
- (2) その他状況に応じた活動

（防疫に係る薬剤等）

第4条 感染症予防活動に必要な薬剤、器材等は、原則として、甲が携行するものとし、甲から要請があった場合、乙が調達するものとする。

（費用負担等）

第5条 感染症予防活動に要した費用については、別途、甲、乙双方が協議し、定めるところにより、応分の負担をすものとする。

（感染症予防活動における事故等の取扱い）

第6条 感染症予防活動において、乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙は法律上の賠償責任を負うものとし、甲の責に帰すべき事由においても同様とする。

2 その他、甲と乙との間、また第三者との間に紛争が生じたときは、甲、乙から選任された者による専門委員会を組織し、その裁定に従うものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれか一方から解除又は協定事項の変更について、意思表示のないときは、期間満了の際、同一内容で1年協定を更新したものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関し、疑義が生じたときは、甲、乙双方が誠実に協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙、双方が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年4月1日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 萩原 誠 司

乙 岡山市延友454
岡山県ペストコントロール協会
会 長 須 田 正 巳

44 岡山市防災行政無線の管理運用に関する規程

昭和63年4月1日
市告示第63号

(趣旨)

第1条 この告示は、非常時における情報の迅速かつ的確な収集及び伝達並びに平常時の行政事務の効率的な処理を図るため、岡山市防災行政無線の適正な管理運用及び保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 岡山市防災行政無線の通信設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 基地局 陸上移動局と通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 車載型、可搬型及び携帯型の無線設備により移動することのできる無線局をいう。
- (5) 固定局 一定の固定地点の間の無線通信業務を行う無線局をいう。
- (6) 陸上移動中継局 基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

(無線局の種別、呼出名称及び設置場所)

第3条 無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

(組織等)

第4条 無線局に統制管理者、無線管理責任者、無線管理者及び通信責任者を置く。

- 2 統制管理者は、総務局長をもって充てる。
- 3 無線管理責任者は、総務局防災対策課長をもって充てる。
- 4 無線管理者は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 通信責任者は、電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項の資格を有する者のうち統制管理者の指名する者をもって充てる。

(統制管理者等の任務)

第5条 統制管理者は、無線局の運用状況を常に把握し、効率的運用がなされるよう指揮監督する。

- 2 無線管理責任者は、統制管理者の命を受け、無線局の管理運用の総括を行う。
- 3 無線管理者は、無線管理責任者の命を受け、無線設備の管理運用を行う。
- 4 通信責任者は、無線管理責任者の命を受け、無線設備の操作及び整備保全の業務に従事する。

(通信の原則)

第6条 通信は、簡潔明瞭に行い、無線局開局の目的に反することに利用してはならない。

(秘密の保持)

第7条 無線通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(運用時間)

第8条 無線局は、常時運用するものとする。

(通信の種類)

第9条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急通信 普通通信を中断して行う緊急の場合の通信
- (2) 普通通信 平常時に行う通信

(通信の優先順位)

第10条 通信は、緊急通信を優先し、普通通信は、受付順により行う。

(非常時における通信体制)

第11条 統制管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信責任者を待機させる等無線設備が完全に機能し、通信が円滑に運用できるよう必要な措置を採らなければならない。

(通信の制限)

第12条 統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は特別の理由があるときは、通信を制限することができる。

2 統制管理者は、通信を制限しようとするときは、その制限の内容、開始時刻、解除予定時刻等必要な事項を無線管理者に通知しなければならない。

3 統制管理者は、通信を制限する必要がなくなった時は、直ちにその旨を無線管理者に通知しなければならない。

(通信統制)

第13条 統制管理者は、災害発生時その他通信の円滑な運用を確保するために必要と認めるときは、通信を統制することができる。

(通信訓練)

第14条 統制管理者は、災害発生時等に的確な対応をするため、通信訓練を年1回以上行うものとする。

(無線設備の管理)

第15条 無線管理責任者は、無線設備について整備点検を行い、その機能が十分に発揮できるよう維持管理に努めなければならない。

2 無線管理者は、無線設備に故障、破損等が生じた場合には、直ちに無線管理責任者に届け出なければならない。

(業務日誌)

第16条 無線管理責任者は、無線業務日誌(別記様式)を備え付けるものとし、通信責任者は、通信のつど業務日誌に必要な事項を記入しなければならない。

(備付け書類等)

第17条 無線局に備え付ける書類等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 無線局免許状
- (2) 無線局の申請及び届出に係る一切の書類
- (3) 電波法令集
- (4) 正確な時計
- (5) 無線検査簿
- (6) 無線業務日誌
- (7) 無線従事者選(解)任届の写し
- (8) その他必要な書類等

(通信責任者の選(解)任届)

第18条 統制管理者は、通信責任者を選任し、又は解任したときは、電波法第51条の規定により、無線従事者選(解)任届を中国総合通信局長に提出しなければならない。

(災害関係諸機関との連絡)

第19条 統制管理者は、災害関係諸機関と連絡を密にし、円滑な通信の活用に努めるものとする。

(委任)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、昭和63年4月19日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)・・・第4 防災上必要な施設・設備等

4 通信施設・設備等

(1) 岡山市防災行政無線施設

ア 岡山市防災行政無線施設一覧表のとおり

45 岡山市防災行政無線運用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の通信を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(無線通信)

第2条 無線通信を行うときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 必要のない通信は行わないこと。
- (2) 使用する用語は、できる限り簡潔にすること。
- (3) 通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正すること。
- (4) 通信の途中で相手局を1分間以上待たせる必要があるときは、原則としていったん通信を打ち切ること。
- (5) 固有名詞等難解な字句は、必要に応じて字句の説明又は異なった表現を用い、相手方の受信を容易にするよう努めること。

(周波数の運用区分)

第3条 周波数による運用区分は、原則として次のとおりとする。

区 分	周 波 数	運 用 区 分
市 内 波 1	466.1000MH z	本庁各課で通信するとき
市 内 波 2	466.8375MH z	各支所で通信するとき
共 通 波	466.7750MH z	市域を越えて他都市等と相互応援するとき

(一斉呼出しの応答順位)

第4条 一斉呼出しに対する応答順位は、免許状に記載された呼出名称の番号順による。(呼出し)

第5条 呼出しは、次の事項を順次送信して行う。ただし、セレコール解除時又は共通波を使用する場合以外は、第1号を省略することができる。

- (1) 相手局の呼出名称 2回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 1回
- (4) どうぞ 1回

2 2以上の特定の無線局を呼び出す場合は、次の事項を順次送信する。

- (1) 相手局の呼出名称（2以上の呼出名称） 2回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 1回
- (4) どうぞ 1回

3 通信の相手方である無線局を一括して呼び出す場合は、次の事項を順次送信する。

- (1) 各局 2回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 1回
- (4) どうぞ 1回

(応答)

第6条 自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない

2 呼出しに対する応答は、次の事項を順次送信して行う。

- (1) 相手局の呼出名称 2回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 1回

(4) どうぞ 1回

(通報の送信)

第7条 呼出しに対し応答を受けたときは、直ちに通報の送信を開始する。通報の送信は、次の事項を順次送信して行う。ただし、第1号から第3号までを省略することができる。

(1) 相手局の呼出名称 2回

(2) こちらは 1回

(3) 自局の呼出名称 1回

(4) 通報

(5) どうぞ 1回

(送受信の終了)

第8条 送信の終了は、前条第4号の後で「以上です。」を送信する。

2 受信の終了は、送信の終了後「了解」を送信する。

(緊急通信)

第9条 災害の発生等緊急の場合に通報しようとするときは、「緊急、緊急」を前置きして行うものとする。

(訓練通信)

第10条 訓練時において通報を送信しようとするときは、「訓練、訓練」を前置きして行うものとする。

附 則

この細則は、昭和63年4月19日から施行する。

46 岡山地区非常通信協議会会則

(名称)

第1条 この会は、岡山地区非常通信協議会という。

(構成)

第2条 この会は、非常通信（電波法第52条に規定する非常通信及び同法第74条に規定する非常の場合の通信をいう。以下同じ。）に関係のある別表（省略）の機関又は団体をもって構成する。

(目的及び協議事項等)

第3条 この会は、岡山地区における非常通信の円滑なる運用を図ることを目的として次の事項を行う。

- (1) 非常通信の運用計画及び実施に関すること。
- (2) 非常通信の訓練計画及び実施に関すること。
- (3) 非常通信に関する研究
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第4条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 委 員 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会計監事 2 名

第5条 会長は、委員の互選により決める。

2 会長は、この会を代表し委員会を招集し議長となる。

第6条 委員及び幹事は、この会を構成する機関又は団体から選出されたもの各1名をもって充てる。

2 委員は、委員会を構成し第3条に定める事項及び本会則の改廃その他会長が必要と認める事項等について協議又は決定する。

3 幹事は、幹事会を構成し委員会の決定した事項の運営及び会長が必要と認める事項について協議決定するほか委員に事故あるときはその職務を代理する。

4 会計監事は、監事の互選により定めこの会の会計を監査する。

第7条 会長及び会計監事の任期は1年とする。ただし再任を妨げない

(会議)

第8条 委員会は毎年1回以上開催する。

2 幹事会は必要に応じて会長が招集する。

3 委員会及び幹事会は構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の2分の1以上の同意によって決定する。可否同数の場合は議長が決める。

(事務局)

第9条 この会の事務局は会長の所属する場所におく。

(経費)

第10条 この会に要する経費は次により支弁する。

- (1) 非常通信及び同訓練に用する経費等は、それぞれの構成機関又は団体で負担する。
- (2) 運営に要する経費（地区協議会の会議等に参加する者の旅費を除く。）は、構成機関又は団体の分担金及び寄附金による。ただし、委員会の決議により必要がある団体については、分担金は免除することができる。

附 則

この会則は、昭和43年6月12日から施行する。

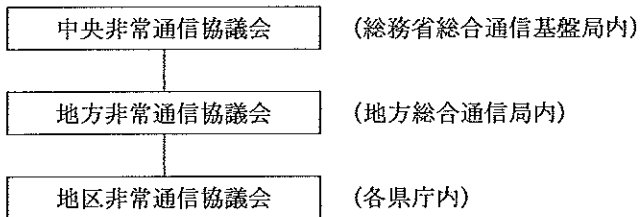
この会則は、平成7年7月12日から施行する。

47 非常通信協議会

第1 非常通信協議会の概要

非常通信協議会は、非常通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備し、非常災害時等における通信計画の作成、通信訓練の実施等の必要な措置を講じておくことを目的として無線局の免許人又は、承認を受けた者及び非常災害について直接責任を有する機関又は、団体並びに救援に関係ある機関又は、団体によって構成している。

(非常通信協議会の組織)



第2 非常通信

非常災害時において、有線通信を利用することができないか、又は著じるしく困難であるときは、次に掲げる通報は非常通報として、いかなる無線局に対しても依頼して伝送。

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 遭難者救護に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊、又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、同事務局、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

① 非常通報の通信資格

無線局を開設している者（免許人）のほか、次に掲げる者は通報の発受人になれるが、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急の措置を要する内容のものは、だれでも通報の発信を依頼することができる。

- (ア) 官庁（公共企業体を含む）及び地方自治体
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ロ) 日本赤十字社
- (ハ) 全国都市消防長会
- (ニ) 電力会社
- (ホ) 地方鉄道会社
- (ヘ) 非常通信協議会構成員

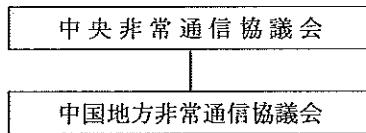
② 非常通報の依頼方法

次の方法により通報を記載し「非常」と表示して、無線局へ差出す。

- (7) 用紙は、頼信紙又は適宜の用紙とし、あて先の住所氏名（電話番号がわかれば記入）、本文及び発信者の住所氏名を記載すること。
- (イ) 本文は、かたかな又は普通の文書形式で、できる限り簡略化し、字数をカタカナでなるべく200字以内にまとめる。

第3 岡山地区非常通信協議会

〔組 織〕



48 岡山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱

(平成16年11月12日)
(市告示第819号)

岡山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱(昭和53年市告示第102号)の全部改正する。

(趣旨)

第1条 国が定めるがけ地近接危険住宅移転事業制度要綱(平成7年建設省住防発第15号)に基づき、がけ地の崩壊等(土石流を含む。以下同じ。)により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の除却及び移転を行う者に対し、予算の範囲内において岡山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この告示において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の第8条の規定に基づき岡山県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する住宅で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 既存不適格であるもの
- (2) 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告等を受けたもの

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとし、その要件については当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険住宅の除却事業 市長が定める事業実施計画により、危険住宅の移転のために当該住宅を除却する事業
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設(購入)事業 市長が定める事業実施計画により、金融機関、その他の機関から資金を借り入れて、危険住宅に代わる住宅を建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)する事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、危険住宅の移転を行う者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(補助の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、同一の危険住宅について第3条各号ごとに1回とする。

2 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表補助事業欄に掲げる補助事業ごとに同表補助対象経費欄に定めるものに限る。

(補助金額)

第7条 補助金額は、前条に定める補助対象経費の全額とし、別表の限度額欄に定める限度額を上限とする。

2 前項によって得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付申請は、規則及びこの告示に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) がけ地近接危険住宅移転事業内訳書(様式第2号)
- (2) 危険住宅の位置図
- (3) 移転先住宅の位置図

(4) 市税を完納していることを証明できる書類

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しない。

(交付の決定)

第9条 規則第8条の通知は、がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事業内容の変更申請)

第10条 規則第12条の補助事業の計画の変更申請は、がけ地近接危険住宅移転事業内容変更申請書(様式第4号)により行うものとする。

(事業内容の変更承認)

第11条 前条の申請に対する規則第12条の承認は、がけ地近接危険住宅移転事業内容変更承認通知書(様式第5号)により行うものとする。

(事業の廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、規則第12条の規定にかかわらず、速やかに市長にがけ地近接危険住宅移転事業廃止届(様式第6号)を提出するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第16条の実績報告は、がけ地近接危険住宅移転事業実績報告書(様式第7号)により行うものとする。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 危険住宅の除却等に要した経費内訳書
- (2) 金融機関の融資契約書の写し
- (3) 移転先に建築又は取得した家屋及び宅地の登記簿謄本

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

49 岡山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、民間の既存建築物の耐震診断等を実施する所有者に対し、耐震診断等に要する経費の一部を予算の範囲内において、岡山市建築物耐震診断等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 交付する補助金は、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断等 既存建築物の耐震性を把握するために行う次に掲げるもの、及びこれに付随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。

ア 次に掲げる方法に基づき行う既存建築物の耐震診断、補強計画、計画後の耐震診断

① 国土交通省が示す技術指針に定める方法

② 岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに掲げる一般診断法、精密診断法

イ 構造計算書等の既存設計図書の内容チェック及び現地調査

ウ 構造計算の再計算及び現地調査

エ 既存住宅性能表示制度に係る性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る）

(2) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、別表の事業区分に応じて次の各号に掲げる耐震診断等を行う民間建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

(1) 木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を、社団法人岡山県建築士事務所協会に委託して実施するもの

(2) 前号以外の事業 建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所に委託し実施するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(補助の対象、補助率等)

第5条 補助金の交付対象建築物，補助対象経費及び補助率等は，別表に定めるところによる。

(交付申請)

第6条 補助事業者は，規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で，岡山市建築物耐震診断事業費補助金交付申請書（様式第1号）に，次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断を受けようとする建築物の位置図
- (2) 耐震診断を受けようとする建築物の所有者及び建築時期がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は，前条の申請があったときは，速やかにこれを審査し適当であると認めたときは，岡山市建築物耐震診断事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 補助事業者は，補助金の交付決定後において，補助事業の内容を変更し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとするときは，岡山市建築物耐震診断等事業費補助金交付変更申請書（様式第3-1号）又は補助事業中止（廃止）申請書（様式第3-2号）に必要書類を添えて，速やかに市長に提出し，その承認を受けなければならない。

2 市長は，前項の申請があったとき，その内容を審査し適当であると認めたときは，これを承認し，その旨を岡山市建築物耐震診断等事業費補助金交付変更通知書（様式第3-3号）又は補助事業中止（廃止）承認書（様式第3-4号）により通知をするものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は，補助事業が完了したときは，当該補助事業が完了した日から起算して10日以内又は補助金の交付決定のあった年度内のいずれか早い期日までに，補助事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果報告書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(評価)

第10条 耐震診断等は，その結果について岡山県知事が指定する耐震診断評価機関の評価を受けたものでなければならない。ただし，既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りではない。

(補助金の交付)

第11条 市長は，第9条の実績報告書の提出があったときは，その内容を審査し，適当と認め

たときは、交付すべき補助金額を確定し、その確定した補助金額を補助金等確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助金の請求は、請求書を市長に提出して行わなければならない。
- 3 市長は、前項の請求により速やかに補助金を交付するものとする。

（公表）

第12条 市長は、本事業の耐震診断の結果を遅滞なく公表するものとする。ただし、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）第5条各号に定める情報は公表してはならない。

（取引上の開示）

第13条 補助事業を完了した者は、当該建築物を譲渡しようとするとき、貸与しているとき、又は貸与しようとするときは、譲受人となる者、賃借人又は賃借人になる者に、耐震診断等の結果を開示しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（旧要綱の廃止）

- 1 岡山市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成17年5月15日施行）は、廃止する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月14日より施行する。
- 2 この要綱は、平成18年6月19日より施行する。
- 3 この要綱は、平成20年7月28日より施行し、平成20年度分補助金から適用する。
- 4 この要綱は、平成21年4月1日より施行し、平成21年度分補助金から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

事業区分	補助の対象		補助率等
	建築物	経費	
木造住宅 耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 本市内に存する民間のもの (2) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅（店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅以外用途の床面積が過半でないもの） (3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの イ 丸太組工法 ロ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法 (4) 地上階数が2以下のもの	次に掲げる経費（1,000円/㎡以内を限度） (1) 耐震診断等の経費 ただし、第3条第1号アに係るものは、岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに掲げる一般診断法によるものに限る、第3条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価に係る費用相当分に限る。 (2) 第10条の評価に係る経費	補助対象経費の3分の2以内 （一住宅につき一般診断法にあっては28千円、精密診断法にあっては100千円を限度とする。）
戸建て住宅 耐震診断事業	木造住宅耐震診断事業の建築物欄に掲げる以外の一戸建て住宅	次に掲げる経費（1,000円/㎡以内を限度） (1) 耐震診断等の経費 ただし、第3条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価に係る費用相当分に限る。 (2) 第10条の評価に係る経費	補助対象経費の3分の2以内 （一住宅につき100千円を限度とする。）
建築物 耐震診断事業	木造住宅耐震診断事業及び戸建て住宅耐震診断事業の建築物欄に掲げる住宅以外の次に掲げる建築物 (1) マンション等一戸建て以外の住宅 (2) 住宅以外の建築物（昭和56年5月31日以前に建築された1,500㎡を超える建築物が2以上存在し、かつ概ね1ha以上の規模を有する地域として市長が指定した地域に存するものに限る。）	次に掲げる経費（1,000㎡以内の部分には2,000円/㎡以内、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分には1,500円/㎡以内、2,000㎡を超える部分には1,000円/㎡以内を限度） (1) 耐震診断等の経費 ただし、第3条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価に係る費用相当分に限る。 (2) 第10条の評価に係る経費	補助対象経費の3分の2以内 （一棟につき3,000千円を限度とする。）

50 岡山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震発生時の住宅の倒壊を防止し市域の減災を図るため、民間の既存木造住宅の耐震改修を実施する所有者に対し、耐震改修に要する経費の一部を予算の範囲内において、岡山市木造住宅耐震改修事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 交付する補助金は、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（ただし、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 既存木造住宅の地震に対する安全性を診断するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 岡山県建築物耐震診断等事業費補助金要綱に基づく補助事業を活用して行われるもの
 - イ 国土交通省が示す技術指針（平成17年国住指第902号）に定める木造住宅の耐震診断と補強方法に基づき行われるものであって、岡山県の指定する評価機関による耐震診断結果の評価を受けたもの
- (3) 耐震化工事 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の耐震改修工事（別表1に定める耐震基準を確保するために行うものに限る。以下同じ。）又は建替工事（従前の敷地外へ移転し行うものを除く。以下同じ。）をいう。
- (4) 既成市街地 住宅の密度が原則として30戸/ha以上となるおおむね5ha以上の区域（区域内住宅戸数が300戸以上の区域に限る。）をいう。
- (5) 収入分位 公営住宅法施行令（昭和26年政令240号）第2条第2項に定める入居者の収入の区分をいう。
- (6) 特に倒壊の危険性が高い住宅 上部構造評点が0.7未満の住宅をいう。

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる既存木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、収入分位40%以下の世帯又は大規模地震発生の可能性の高い地区等に存する特に倒壊の危険性が高い住宅については、第4号から第7号までの要件を適用しない。

- (1) 市内に存する民間の所有で、昭和56年5月31日以前に工事着手され、かつ2階建て以下であること。
- (2) 耐震診断を受け、その診断結果が別表1に定める既存木造住宅の性能であること。

- (3) 特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第2条第33号に規定するもの。）が地震に対して安全な構造となるよう勧告を行ったものであること。
- (4) 既成市街地に存すること。
- (5) 震災時に建築物の倒壊による道路閉塞が生じ、避難や消火活動等が困難となるおそれのある地区（国土交通省住宅局長通達（平成16年国住防第5号，国住市第26-12号）に規定するもの。）に存すること。
- (6) 地震時の避難通路や緊急車両の進入路となる道路沿いに存すること。
- (7) 外壁から前面道路との境界線までの距離が，平屋の場合2m以内，2階建ての場合4m以内に建てられていること。

（補助事業者）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は，前条に規定する補助対象建築物の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者は，補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け，当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

（補助の対象，補助金の交付額等）

第6条 補助金の交付の対象となる補助対象経費及び補助金額は，別表2に定めるところによる。

（交付申請）

第7条 補助事業者は，規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で，耐震化工事に着手する前に岡山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に，必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は，前条の申請があったときは，速やかにこれを審査し適当であると認めるときは，岡山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

2 市長は，前項の審査を行うにあたり，当該申請の耐震化工事の内容が，別表1に掲げる耐震基準を確保できるものであることを確認するものとする。

（事業内容の変更等）

第9条 補助事業者は，補助金の交付決定後において，補助事業の内容を変更し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとするときは，次の各号に定める区分により当該各号に定める書類に必要書類を添えて速やかに市長に提出し，その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額に変更が生じるとき 岡山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更申請書

(様式第3号)

(2) 補助金の額に変更が生じないとき 岡山市木造住宅耐震改修事業変更承認申請書(様式第4号)

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 岡山市木造住宅耐震改修事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)

2 市長は、前項の申請があったとき、その内容を審査し適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を岡山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は岡山市木造住宅耐震改修事業変更・中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により通知をするものとする。

(中間検査)

第10条 補助事業者は、第8条の交付決定を受けた際に市長から指定された中間工程の工事が完了したときは、岡山市木造住宅耐震改修事業中間検査申請書(様式第8号)を市長に提出し、中間検査を受けなければならない。ただし、建替の場合はこの限りではない。

(完了検査)

第11条 補助事業者は、耐震化工事の全てが完了したときは、岡山市木造住宅耐震改修事業完了届(様式第9号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の届出があったとき、完了検査を実施し、耐震化工事の完了を確認するものとする。ただし、耐震化工事について基準法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたものについては、この限りでない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内又は補助金の交付決定のあった年度の内いずれか早い期日までに、岡山市木造住宅耐震改修事業実績報告書(様式第10号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、その確定した補助金額を岡山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付確定通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助金の請求は、岡山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出して行わなければならない。

3 市長は、前項の請求により速やかに補助金を交付するものとする。

(公表)

第14条 市長は、本事業の耐震化工事の結果を遅滞なく公表するものとする。ただし、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第5条各号に定める情報は公表してはならない。

(取引上の開示)

第15条 補助事業を完了した者は、当該木造住宅を譲渡しようとするとき、貸与しているとき、又は貸与しようとするときは、譲受人となる者、借借人又は賃借人になる者に、耐震化工事の結果を開示しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本件事業の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月1日より施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日より施行し、平成21年度分補助金から適用する。

別表1 (第3条、第4条、第8条関係)

既存木造住宅の性能		耐震基準
耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの ただし特に倒壊の危険性が高い住宅は上部構造評点が0.7未満のもの	上部構造評点が1.0以上
既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの	耐震等級が1以上

別表2 (第6条関係)

補助対象経費	耐震化工事に要する費用(32,600円/m ² を限度とする。)の額に0.23を乗じたもの
耐震化工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 (1)収入分位40%以下の世帯については、補助対象経費の全額(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする)の額 その他の者については、補助対象経費の2/3以内(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする)の額 ただし、一住宅につき30万円を限度 (2)租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
補助金額	表中(1)に定める額

51 災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定書

岡山市水道局（以下「甲」という。）と岡山市管工設備協同組合（以下「乙」という。）は、「岡山市水道局指定給水措置工事事業者規程」第3条2項の規定に基づく地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が岡山市内に発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が所管する施設の応急処置に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、岡山市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合で水道施設に関して特に乙の出動を必要とする場合は、乙に対し応急復旧措置の協力を要請するものとする。

（要請手続き）

第2条 前条に定める要請は、甲が災害の状況・場所・活動内容・希望する人員及び機材等について、乙に対して連絡することをもって行うものとする。

（応援）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急措置を行うための体制を確立のうえ必要な人員・機材等を出動させ、甲の応急復旧措置に協力するものとする。

2 前項の規定に基づき出動した乙の組合員は、甲の指示に従い応急措置に従事するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が、この協定に基づき応急復旧措置のために要した経費については、原則として乙が負担するものとする。

（人員・機材等の報告）

第5条 乙が、この協定による応急措置に出動させることができる人員及び諸機材等の状況について、毎年度当初、甲に対し文書で報告するものとする。

（連絡担当者）

第6条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当者に変更が生じたとき、文書を持って相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、この協定は更新されたものとみなし、さらに1年間有効とする。以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定は定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細則については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協議締結の証として、本書第2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年1月31日

甲 岡山市鹿田町二丁目1番1号

岡山市水道局

岡山市水道事業管理者

水道局長 植松 健

岡山市東古松五丁目5番23号

岡山市管工設備協力組合

理事長 妹尾 元三郎

52 災害時における水道施設の応急復旧等に関する実施細則

岡山市水道局（以下「甲」という。）と岡山市管工設備協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（協力要請及び手続き）

第1条 災害における協力要請は、渇水、寒波、震災、水質汚染、その他の災害による。なお、要請手続きは、以下の項目に従い、応急復旧等協約要請書（様式-1）により、協定書第6条に定める甲の連絡担当者が行う。ただし、緊急を要する場合は電話、FAX等により行われたい、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 甲に対策本部が設置され、支援が必要となった場合に行う。なお、岡山市に対策本部が移行した場合も同様とする。
- (2) 翌日の気温が-3℃以下の災害等が予測され、甲が必要とした場合とする。

（要請に対する報告）

第2条 実施細則第1条により要請があった場合は、乙の連絡担当者は、甲の連絡担当者に体制が整った時点で報告し、随時、状況報告も行う。また、寒波にかかわる報告は別紙（様式-2）を用いて下記のとおり行う。

（1）甲に寒波対策本部が設置された場合

報告時刻	報告内容 (以下の時間に受けた破裂等の件数)
9:00	前日から 8時30分まで (2日目から 前日15時30分から8時30分まで)
11:00	8:30分から 10時30分まで
14:00	10:30分から 13時30分まで
16:00	13:30分から 15時30分まで

（2）-3℃以下の気温が予想される場合

報告	報告内容 (以下の時間に受け付けた破裂等の件数)
9:00	前日から 8:30分まで (2日目からは、前日15時30分から8時30分まで)
16:00	13時30分から15時30分まで

（災害の復旧）

第3条 乙は、災害における要請があった場合は、他の業務に優先し積極的に協力する。

（支援活動の内容）

第4条 本細則による支援活動の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 給水支援 甲の行う応急給水活動の支援
- (2) 復旧支援 甲の行う応急復旧活動の支援
- (3) その他 甲の行う情報収集、広報活動等の支援

(支援の体制の報告)

第5条 協定書第5条の人員機材等の報告は、別紙(様式-3)をもって行う。

(連絡担当者の報告)

第6条 協定書第6条の連絡担当者の報告は、別紙(様式-4)をもって行う。

(協議)

第7条 この細則に定めない事項及びこの細則の実施に関して必要な事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この実施細則の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年1月31日

甲 岡山市鹿田町二丁目1番1号
岡山市水道局
岡山市水道事業者管理者
水道局長 植松 健

乙 岡山市東古松五丁目5番23号
岡山市管工設備協同組合
理事長 妹尾 元三郎

応急復旧等協力要請書

岡山市管工設備協同組合
理事長 様岡山水道局
水道事業監理者

このことについて、災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定書第1条に基づき、協力を要請します。

1 災害の状況	湧水・寒波・震災・水質汚染・その他（ ）
	内容
2 災害の場所	
3 応急活動の内容	給水支援・復旧支援・その他（ ）
4 応援を希望する 人員及び機材	班数（ 班）
	内容
5 特記事項	

寒波発生による被害状況調査

岡山市管工設備協同組合

日	付	平成	年	月	日
報	告	時	間		
		<input type="checkbox"/>	9:00		
		<input type="checkbox"/>	11:00		
		<input type="checkbox"/>	14:00		
		<input type="checkbox"/>	16:00		

※寒波対策本部が設置された場合は全ての時刻に報告する。

※-3℃以下が予想される場合の報告は9:00と16:00の2回のみ報告する。

項	目	件	数
凍	結		
メ	ー	タ	ー
破	損		
公	道	破	裂
内	戦	破	裂
そ	の	他	
	計		

年度災害時等の連絡体制表

(作成日 年 月 日)

岡山市管工設備協同組合対策本部
理事長 副理事長 常務理事 理 事 事務局長

エリア名	中工事センター管内		東工事センター管内		西工事センター管内	
	担当理事					
整理番号	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名	会社名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

本表各社は次に示す標準班体制が最低一班の編成が可能である。

一 班	人員	現場責任者1名, 配管工3名, 普通作業員2名
	機材	堀削機械1台, ダンプトラック1台, その他機材1式

連絡担当(変更)通知書

岡山市管工設備協同組合
理事長 様

岡山市水道局
水道事業者管理者

災害時における水道施設の応急復興等に関する協定書第6条に基づき、連絡担当者を下記のとおり定め(変更し)たので通知します。

通知日		年 月 日	
新任	連絡担当者	所 属 職 名 氏 名	
	連絡担当 補助者	所 属 職 名 氏 名	
現任	連絡担当者	所 属 職 名 氏 名	
	連絡担当 補助者	所 属 職 名 氏 名	

53 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い〔中国電力〕

岡山市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社岡山営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み（乙が把握し得る範囲での提供）
- (5) 停電原因（乙が把握し得る範囲での提供）
- (6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災行政無線、ケーブルテレビ、FM放送、自治会等を活用した住民への周知(台風等災害発生前の広報含む)
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所に避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 火災、公共交通機関・水道・ガス・通信網（電話等）に関する情報提供
- (3) その他、停電復旧のための要請事項（交通整理、碍子洗浄等）

（要員派遣）

第5条 大規模災害が発生した場合、前第1条・第3条および第4条の対応を円滑に行うため、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

（防災訓練）

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）

第7条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成17年 9月 1日

甲 岡山市大供一丁目1番1号

岡山市 岡山市長職務代理人 岡山市助役 菱川 公資

乙 岡山市青江二丁目6番51号

中国電力株式会社 岡山営業所長 三浦 公章

54 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱〔中国電力〕

岡山市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社岡山営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第8条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。
なお、甲に対しては、乙の各営業所が各々の電気供給区域について情報提供を行う。

倉敷営業所・・・主に岡山市の西北区域（高松地区、植松の一部）

岡山東営業所・・・主に百間川から東部区域

岡山営業所・・・上記以外の岡山市

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は、電話またはファクシミリによるものとする。電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻について、毎正時の状況を適宜、また必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第5条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第6条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成17年 9月 1日

甲 岡山市大供一丁目1番1号

岡山市 岡山市長職務代理人 岡山市助役 菱川 公資

乙 岡山市青江二丁目6番51号

中国電力株式会社 岡山営業所長 三浦 公章

(別紙)

災害時における連絡体制および協力体制に関する連絡先一覧

※ 本編掲載にあたっては、個人名を伏す。

◇岡山市役所

担当職場名	連絡責任者	電話番号	FAX番号
防災管理課	室長 ----- 担当	086-803-1082	086-234-7066

岡山市の各区役所・支所へは、防災管理課より周知する。

営業所名	連絡責任者・担当者	電話番号	FAX番号
岡山営業所	広報班長 ----- 副班長	086-221-3154	086-224-1374

(上表によらない場合は、体制発令時に連絡責任者・連絡方法を連絡先に通知する。)

*主に百間川から東部区域

営業所名	連絡責任者・担当者	電話番号	FAX番号
岡山東営業所	広報班長 ----- 副班長	086-942-1021	086-942-9700

(上表によらない場合は、体制発令時に連絡責任者・連絡方法を連絡先に通知する。)

*主に岡山市の西北区域(高松地区等、植松の一部)

営業所名	連絡責任者・担当者	電話番号	FAX番号
倉敷営業所	広報班長 ----- 副班長	086-463-6610	086-463-9455

(上表によらない場合は、体制発令時に連絡責任者・連絡方法を連絡先に通知する。)

55 岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約

※ 本規約及び次頁の申し合わせについては岡山県のものであるが、市町村が活用することから掲載する。
また、この実施は、本市においては災害対策本部の指示により広報班が行う。

(目的)

第1条 岡山県避難勧告等情報伝達連絡会（以下「連絡会」という。）は、県、市町村及び放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時において市町村長が行う避難勧告、避難指示及び避難準備情報（以下「避難勧告等」という。）の発令が住民に迅速かつ適切に伝わるようにすることを目的とする。

(構成)

第2条 連絡会は、別表に掲げる機関をもって構成することとし、それぞれ委員及び連絡責任者を定めるものとする。

(会長)

第3条 連絡会に会長を置くものとし、岡山県総務部危機管理課長をもってあてる。

(会長の職務、権限等)

第4条 会長は連絡会を代表し、会務を統轄する。

(連絡会の開催)

第5条 連絡会は、会長が必要があると認めるときに開催する。

(会務)

第6条 連絡会は、第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項の連絡調整を行う。

- (1) 伝達する避難勧告等の内容
- (2) 市町村から放送事業者への情報伝達方法
- (3) 情報伝達に用いる様式
- (4) 関係者連絡先

(情報伝達の方法)

第7条 避難勧告等の伝達方法については別に定める。

(事務局)

第8条 連絡会の事務を処理するため、岡山県総務部危機管理課に事務局を置く。

(付 則)

この規約は、平成17年9月20日から実施する。

避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約第7条に基づき、災害時の避難勧告等の情報伝達について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる情報)

第2条 対象となる情報(以下「情報」とする。)は次のとおりとする。

(1) 避難勧告、避難指示及び避難準備情報の発令

- ① 災害対策基本法(以下「法」という。)第60条第1項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示の発令
- ② ①に準じて行う避難準備情報の発令

(2) 避難勧告、避難指示及び避難準備情報の解除

- ① 法第60条第4項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示の解除
- ② 上記①に準じて行う避難準備情報の解除

(情報の内容)

第3条 前条で定めた情報の内容は下記項目のとおりとする。

(1) 避難勧告、避難指示及び避難準備情報の発令

(2) 避難勧告、避難指示及び避難準備情報の解除

(3) 発表時間

(4) 対象地区

(5) 避難先(指定されている場合)

(伝達手段)

第4条 情報は別紙で定めた様式でFAXにより伝達することを原則とし、必要な場合はFAX送信について電話で確認することとする。

(情報伝達系統)

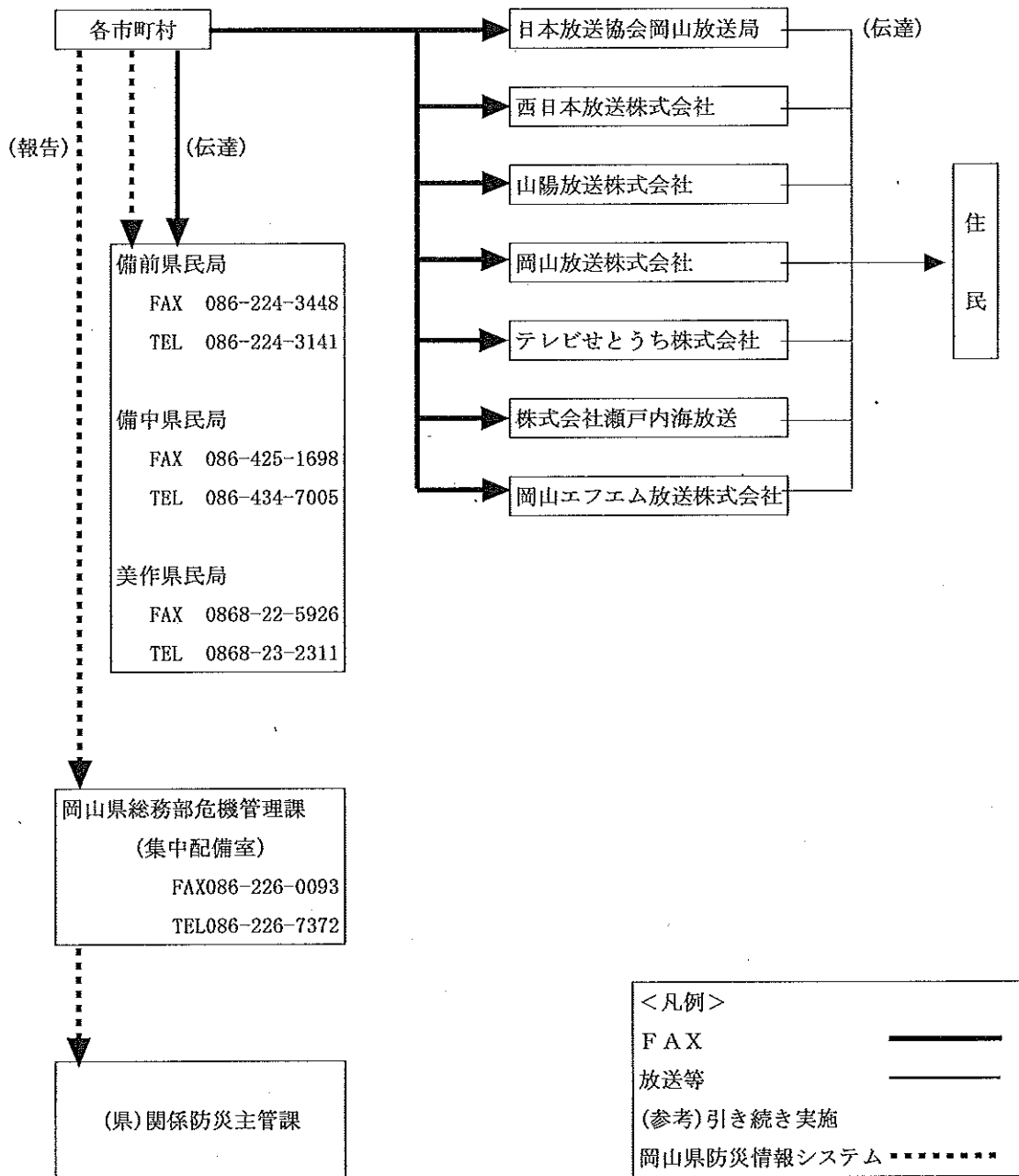
第5条 情報伝達系統は別紙のとおりとする。

(住民への伝達)

第6条 放送事業者は、市町村から情報のFAXを受信した場合は住民に伝達するため、自主的な判断により放送することに努めることとする。

(別紙)

情報伝達系統図



<別紙>

送信日時： 月 日 時 分

各放送事業者 県民局協働推進室 あて

〇〇市（町、村）避難勧告等通知書 第 号

岡山県 市・町・村

担当者： 電話番号：() -

<p>内 容</p> <p>※注1</p>	<p><input type="checkbox"/> 避難準備情報 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)</p> <p><input type="checkbox"/> 避難勧告 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)</p> <p><input type="checkbox"/> 避難指示 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)</p>
<p>発 表 時 間</p>	<p>日 時 分</p>
<p>対 象 地 区 (避難先)</p> <p>※注2</p>	<p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p> <p>地区 ()</p>
<p>備 考</p> <p>※注3</p>	

※ 注1 該当する項目の「□」にはっきりとチェックを入れること。

※ 注2 避難先を決めている場合は()内に記載のこと。

※ 注3 避難勧告等を継続中の地区があれば、当該地区名を備考欄に記載のこと。

56 避難所の指定に関する協定書

大規模な水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保のための避難施設について、岡山市（以下「甲」という。）と学校法人中国学園（以下「乙」という。）とは、乙の所有し管理する施設及び土地の利用に関する協定書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害を基本とするが、特に当該施設の利用にあたっては河川堤防決壊等による浸水災害及び大規模地震発生による家屋の倒壊及び火災等大規模災害とする。

（対象施設及び土地）

第3条 対象とする施設及び土地の範囲は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 大規模地震による家屋の倒壊及び火災等からの地域住民の避難先の確保について、甲は乙の管理する敷地を一時避難地とする。また、浸水災害時においては乙の管理し使用を認める建物の2階以上を浸水時避難所とする。ただし、災害の発生状況等により前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定するものとする。
- (2) 甲は、乙の管理する施設の使用について、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、地域住民に避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて乙に対しあらかじめ連絡をし、前条に掲げる施設を避難所として利用することについて確認するものとする。ただし、突発的な水害又は地震等の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって乙の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

2 甲は、前条に掲げる施設を避難所として開設するとき又は地域住民の緊急避難があったときは、避難所運営のための職員を直ちに乙の施設に派遣するものとする。ただし、突発的な水害又は地震等の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって乙の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

3 使用期間は、原則として避難勧告等発令の場合は発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する必要があるときは甲乙協議して決定する期間とする。また、浸水災害の場合には浸水水位の低下状況等により甲乙協議して決定する期間とする。

4 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難施設としての使用の早期解消に努めるものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において甲が避難者と協働で行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。

3 避難所施設で必要な物品等が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、避難者の収容及び避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 甲は、避難住民が乙の施設及び設備等を破損若しくは汚損又は紛失をしたときは、これに係る経費を負担しなければならない。

3 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議するものとする。

（避難所の終了）

第7条 甲は、乙の管理する施設の使用を終了するときは、その旨を乙に報告するとともに施設を原状に復すものとする。乙は状況に応じてこれに協力するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては学校法人中国学園事務局長とする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年4月25日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂男

乙 岡山市庭瀬83番地
学校法人 中国学園
理事長 中島 博

57 アマチュア無線による災害時応援に関する協定書

大規模な水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、災害時における情報の収集及び伝達（以下「情報の収集等」という。）に関して、岡山市（以下「甲」という。）と社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡山市内において災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合における情報の収集等の体制を充実させるため、甲の要請に乙が協力して実施する情報の収集等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害を基本とする。

（通信活動の性格）

第3条 情報の収集は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第1項第4号に規定する非常通信の範囲において、ボランティア精神に基づいて行う活動とする。

（情報の収集等の要請）

第4条 甲は、災害時において、有線通信を利用することができないとき又は有線通信を利用することが著しく困難なときは、必要に応じて情報の収集等の項目又は内容（以下「要請内容」という。）を明らかにして乙に要請することができることとする。

（要請による活動）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、その指定する役員又はクラブ局を通じて組織的に情報の収集等を行うものとする。

2 乙は、甲の要請内容にかかわらず、特に必要と思われる災害情報については甲に情報提供することができることとする。

3 乙は、情報の収集等のため、必要に応じて、情報連絡員を災害対策本部に派遣することができる。

（情報の収集等の訓練）

第6条 甲及び乙は、情報の収集等を迅速かつ的確に行うため、共同して訓練を行うものとする。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、この避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

（連絡責任者）

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては岡山県支部副支部長（防災担当）とする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

（協議）

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年4月25日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂 男

乙 笠岡市神島4499番地
社団法人 日本アマチュア無線連盟
岡山県支部
支部長 宇根山 竜 二

58 岡山市災害情報の放送に関する協定書

災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送の実施について、岡山市（以下「甲」という。）と岡山ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）とは、岡山市災害情報放送の実施に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡山市域に災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合及び発生箇所が市外であっても影響を被るおそれがあると判断された場合において、市民の生命、身体及び財産を保護するために、乙が災害情報の緊急放送を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 甲及び乙は、互いに岡山市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報を提供しよう努めるものとする。

（放送の実施）

第3条 災害情報の放送は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 甲において、災害対策本部又は水防本部が設置され、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるとき。
- (2) 大規模な火災、事故その他重大な災害及び事件等の発生により、市民に対し緊急に情報を伝達しなければ市民の生命、身体及び財産に被害が及ぶとき、又はそのおそれがあるとき並びに市民が混乱に陥るおそれがあるとき。

（災害情報の発信）

第4条 乙は、甲から提供される情報及び要請により乙の判断で災害情報を直接又はテロップにより放送するものとする。

- 2 乙は、甲の要請を受けたときは、災害規模等から考慮し特にやむを得ない事由のない限り、予定する放送番組を中断するなど他の業務に優先して協力するものとする。

（費用負担）

第5条 災害情報の放送に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 乙は、放送設備の使用料、災害情報の放送の実施に伴う乙の人件費その他災害情報の放送に要する一切の費用を甲に請求しないものとする。
- 3 災害情報の放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、乙は、自己の責任と負担において、その解決を図るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の効力は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

- 2 協定期間満了日の1カ月前までに、甲又は乙から何らの異議申立てのない場合は、協定期間は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成18年4月25日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂男

乙 岡山市新屋敷町一丁目1番18号
岡山ネットワーク株式会社
代表取締役社長 高野 葵

59 災害時における避難所としての指定に関する協定書

水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保のための避難施設について、岡山市（以下「甲」という。）と社会福祉法人旭川荘（以下「乙」という。）は、乙の所有し管理する施設及び土地の利用に関する協定書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象施設及び土地）

第3条 対象とする施設及び土地の範囲は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 対象施設は、厚生専門学院3号館リズム棟とする。ただし、災害の発生状況等により前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。
- (2) 使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までの間とし、地震災害の場合は甲乙協議して決定する期間とする。
- (3) 避難所施設での必要な物品は、甲が準備又は配布するものとする。
- (4) 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、地域住民に避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて乙に対しあらかじめ連絡をし、前条に掲げる施設を避難所として利用することについて確認するものとする。ただし、突発的な水害又は地震等の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって乙の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

2 甲は、前条に掲げる施設を避難所として開設するとき又は地域住民の緊急避難があったときは、避難所運営のための職員を直ちに乙の施設に派遣するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において甲が避難者と協同で行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、避難住民が乙の施設及び設備等を破損若しくは汚損又は紛失をしたときは、これに係る経費を負担しなければならない。

（経費の負担）

第6条 甲は、避難者の収容及び避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（避難所の終了）

第7条 甲は、乙の管理する施設の使用を終了するとき、その旨を乙に報告するとともに施設を原状に復すものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては社会福祉法人旭川荘事務局長とする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年4月25日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂男

乙 岡山市祇園地先
社会福祉法人 旭川荘
理事長 江草 安彦

60 災害時における被災車両の撤去等に関する協定書

大規模な水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、緊急車両等の通行及び地域住民の避難路の確保のための被災車両及び避難者による放置車両等（以下「被災車両」という。）の撤去等について、岡山市（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟（以下「乙」という。）とは、被災車両の撤去等に関する協定書を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡山市内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の要請を行う場合の手続等について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害を基本とする。

（業務内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害対策基本法第64条第2項により甲が実施する応急措置のうち緊急車両等の通行及び地域住民の避難路確保のために必要な被災車両等の撤去業務（以下「業務」という。）とする。

2 甲は、前項により乙に業務を要請することのできる道路及びその区間の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1次緊急輸送道路
- (2) 第2次緊急輸送道路
- (3) 第3次緊急輸送道路
- (4) その他人命救出救助等に必要となる路線及び区間

（支援要請）

第4条 甲は、被災車両の撤去等の必要を認めた場合に、乙に撤去等の業務の要請を行うことができるものとする。

2 甲は、前項の規定により要請を行うとき次の事項を乙に連絡するものとする。

- (1) 被災の態様と要請を必要とする概要（場所及び支援活動概要）
- (2) 招集場所
- (3) 担当者への連絡方法
- (4) その他必要な事項

3 乙は、甲からの要請があった場合は、乙の所有する装備の範囲内で可能な撤去等の作業を行うものとする。ただし、災害の状況により迅速な対応が困難な場合には甲乙双方が協議の上決定するものとする。

（業務費用の負担）

第5条 この協定に基づく業務に要する費用については、乙が負担する。

（災害補償）

第6条 この協定に基づく業務の実施により、出動した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（損害賠償）

第7条 本協定に基づく業務の実施により、損害が発生した場合の賠償については、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この被災車両の撤去等によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

（連絡責任者）

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては社団法人日本自動車連盟中国本部岡山支部事務所長とする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年4月25日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷茂男

乙 岡山市穰155-9
社団法人日本自動車連盟中国本部
岡山支部支部長 有元邦男

61 災害時における避難所の指定に関する協定書

大規模な水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安心安全確保のための広域避難場所及び浸水時避難所について、岡山市（以下「甲」という。）と岡山県立岡山芳泉高等学校（以下「乙」という。）とは、乙の所有し管理する施設及び土地の利用に関する協定書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害を基本とするが、特に当該施設の利用にあたっては河川堤防決壊等による浸水災害及び大規模地震発生による家屋の倒壊及び火災並びに津波等大規模災害とする。

（対象施設及び土地）

第3条 対象とする施設及び土地の範囲は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 大規模地震による家屋の倒壊及び火災等からの地域住民の避難先の確保について、乙が管理するグラウンド等を広域避難場所とする。
- (2) 浸水災害時においては、乙が管理する建物の2階以上であって甲への使用を認める箇所を浸水時避難所とする。
- (3) 災害の発生状況等により前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定するものとする。
- (4) 甲は、乙の管理する施設の使用について、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、地域住民に避難の必要があると判断されるときは、地域住民の受け入れについて乙に対しあらかじめ連絡をし、前条に掲げる施設を避難所として利用することについて確認するものとする。また、乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

- 2 甲は、前項の行為の後、現実として避難所を開設する必要がある場合には、教育財産使用許可申請書を乙に提出して許可を受けるものとする。ただし、事態が急迫し申請書の事前提出が困難な場合においては、電話または口頭により連絡を行い、申請書は事後速やかに提出するものとする。
- 3 甲は、前条に掲げる施設を避難所として開設するとき又は地域住民の緊急避難があったときは、避難所運営のための職員を直ちに乙の施設に派遣するものとする。ただし、突発的な水害又は地震等の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって乙の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。
- 4 使用期間は、原則として避難勧告等発令の場合は発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する必要があるときは甲乙協議して決定する期間とする。また、浸水災害の場合には浸水水位の低下状況等により甲乙協議して決定する期間とする。
- 5 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難施設としての使用の早期解消に努めるものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において甲が避難者との協働で行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

- 2 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。
- 3 避難所施設で必要な物品等が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、避難者の収容及び避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

- 2 甲は避難所の管理運営に関し、止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合には、甲はその対価を負担するものとする。

とする。

3 甲は、避難住民が乙の施設及び設備等を破損若しくは汚損又は紛失をしたときは、これに係る経費を負担しなければならない。

4 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議するものとする。

(避難所の終了)

第7条 甲は、乙の管理する施設の使用を終了するときは、その旨を乙に報告するとともに施設を原状に復すものとし、乙は状況に応じてこれに協力するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

2 甲は、甲の職員及び避難者等に対し、乙の所有する個人情報の保護を徹底しなければならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては教頭とする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年6月20日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂男

乙 岡山市当新田51番地1
岡山県立岡山芳泉高等学校
校長 木口 勉

62 災害時における廃棄物処理の協力に関する協定書

大規模な水害、地震等による非常災害(以下「災害」という。)により大量に発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の処理について、岡山市(以下「甲」という。)と岡山再生資源事業協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岡山市内で災害が発生し、甲が乙に対し、被災地における災害廃棄物処理の協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害により発生した災害廃棄物の処理に関して、乙の協力を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事業(以下「災害廃棄物処理」という。)について、協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の運搬
- (3) 災害廃棄物の破碎・剪断処理
- (4) 前三号に伴い必要な作業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により通知し、後に速やかに文書で通知するものとする。

(協力の内容)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、災害廃棄物処理を実施するものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化のため、分別に配慮すること。

(情報の提供)

第5条 甲は、円滑に災害廃棄物処理が行われるよう、被災の状況、復旧の状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理に関し協力が可能な組合員の状況を甲に報告するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、実施内容その他必要な事項について、文書をもって甲に報告するものとする。

(業務費用の負担)

第7条 乙が第3条の要請により実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担し、その費用の額は、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第3条の要請により実施した災害廃棄物処理に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令によるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙が第3条の要請により実施した災害廃棄物処理において、第三者に損害が発生した場合の賠償については、甲と乙で協議するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この災害廃棄物処理によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(連絡の窓口)

第11条 この協定の実施に関する連絡の窓口は、甲においては岡山市環境局環境事業課、乙においては岡山再生資源事業協同組合事務局とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲と乙で協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方が署名の上各自1通を保有する。

平成18年6月28日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高 谷 茂 男

乙 岡山市豊成三丁目14番20号
岡山再生資源事業協同組合
代表理事 佐 藤 章 夫

63 災害時における廃棄物処理の協力に関する協定書

大規模な水害、地震等による非常災害(以下「災害」という。)により大量に発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の処理について、岡山市(以下「甲」という。)と岡山廃棄物リサイクル協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岡山市内で災害が発生し、甲が乙に対し、被災地における災害廃棄物処理の協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害により発生した災害廃棄物の処理に関して、乙の協力を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事業(以下「災害廃棄物処理」という。)について、協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 前二号に伴い必要な作業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により通知し、後に速やかに文書で通知するものとする。

(協力の内容)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、災害廃棄物処理を実施するものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化のため、分別に配慮すること。

(情報の提供)

第5条 甲は、円滑に災害廃棄物処理が行われるよう、被災の状況、復旧の状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理に関し協力が可能な組合員の状況を甲に報告するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、実施内容その他必要な事項について、文書をもって甲に報告するものとする。

(業務費用の負担)

第7条 乙が第3条の要請により実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担し、その費用の額は、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第3条の要請により実施した災害廃棄物処理に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令によるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙が第3条の要請により実施した災害廃棄物処理において、第三者に損害が発生した場合の賠償については、甲と乙で協議するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この災害廃棄物処理によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(連絡の窓口)

第11条 この協定の実施に関する連絡の窓口は、甲においては岡山市環境局環境事業課、乙においては岡山廃棄物リサイクル協同組合事務局とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲と乙で協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方が署名の上各自1通を保有する。

平成18年6月28日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂男

乙 岡山市福田227番地の7
岡山廃棄物リサイクル協同組合
理事長 惣市 卓久

64 災害時における避難所の指定に関する協定書

大規模な水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安心安全確保のための広域避難場所及び浸水時避難所について、岡山市（以下「甲」という。）と岡山県立西大寺高等学校（以下「乙」という。）とは、乙の所有し管理する施設及び土地の利用に関する協定書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害を基本とするが、特に当該施設の利用にあたっては河川堤防決壊等による浸水災害及び大規模地震発生による家屋の倒壊及び火災並びに津波等大規模災害とする。

（対象施設及び土地）

第3条 対象とする施設及び土地の範囲は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 大規模地震による家屋の倒壊及び火災等からの地域住民の避難先の確保について、乙が管理するグラウンド等を広域避難場所とする。
- (2) 浸水災害時においては、乙が管理する建物の2階以上であって甲への使用を認める箇所を浸水時避難所とする。
- (3) 災害の発生状況等により前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定するものとする。
- (4) 甲は、乙の管理する施設の使用について、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、地域住民に避難の必要があると判断されるときは、地域住民の受け入れについて乙に対しあらかじめ連絡をし、前条に掲げる施設を避難所として利用することについて確認するものとする。また、乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

2 甲は、前項の行為の後、現実として避難所を開設する必要がある場合には、教育財産使用許可申請書を乙に提出して許可を受けるものとする。ただし、事態が急迫し申請書の事前提出が困難な場合においては、電話又は口頭により連絡を行い、申請書は事後速やかに提出するものとする。

3 甲は、前条に掲げる施設を避難所として開設するとき又は地域住民の緊急避難があったときは、避難所運営のための職員を直ちに乙の施設に派遣するものとする。ただし、突発的な水害又は地震等の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって乙の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

4 使用期間は、原則として避難勧告等発令の場合は発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する必要があるときは甲乙協議して決定する期間とする。また、浸水災害の場合には浸水水位の低下状況等により甲乙協議して決定する期間とする。

5 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難施設としての使用の早期解消に努めるものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において甲が避難者との協働で行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。

3 避難所施設で必要な物品等が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、避難者の収容及び避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 甲は避難所の管理運営に関し、止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合には、甲はその対価を負担するものとする。

とする。

3 甲は、避難住民が乙の施設及び設備等を破損若しくは汚損又は紛失をしたときは、これに係る経費を負担しなければならない。

4 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議するものとする。

(避難所の終了)

第7条 甲は、乙の管理する施設の使用を終了するときは、その旨を乙に報告するとともに施設を原状に復すものとし、乙は状況に応じてこれに協力するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

2 甲は、甲の職員及び避難者等に対し、乙の所有する個人情報の保護を徹底しなければならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては事務部長又は教頭とする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年7月18日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂男

乙 岡山市西大寺上二丁目1番17号
岡山県立西大寺高等学校
校長 桜間 建樹

65 災害時における物資供給に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が物資等の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときはその内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年9月1日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂 男

乙 新潟市清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、誘導灯、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、散水ノズル
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、ローソク、マッチ、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、練炭、練炭コンロ
電気用品等	強カライト、懐中電灯、ラジオ、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

66 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と、イオン株式会社西日本カンパニー（以下「乙」という。）とは、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請すること。
- (2) 乙の店舗であるイオン株式会社ジャスコ岡山店の駐車場を、被災者に対し、避難場所として提供すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙の店舗であるイオン株式会社ジャスコ岡山店とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山市総務局長、乙においてはイオン株式会社ジャスコ岡山店店長とする。

（協議）

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書二通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

平成18年9月1日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂 男

乙 大阪市福島区海老江一丁目1番23号
イオン株式会社西日本カンパニー
支社長 築城 政 雄

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <p>おにぎり, パン類, カップ麺, 飲料水, 牛乳, 粉ミルク, 缶詰(イージーオープン)</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布, 紙おむつ, 生理用品, 哺乳瓶, ラジオ, 乾電池, 懐中電灯, 箸, スプーン, 使い捨て食器類, ラップ, 固形燃料, ウェットティッシュ, ゴミ袋, 蚊取り線香(夏季), 使い捨てカイロ(冬季)</p>	<p>食料品</p> <p>精米, 即席麺, 食パン, レトルト食品, 漬物, 梅干, 野菜, 調味料, 肉類, 菓子類, 果物, お茶</p> <p>生活必需品</p> <p>タオル, 肌着, 履物, 作業服, 軍手, 鍋, 炊飯用具, 簡易コンロ, カセットボンベ, 石鹸, 歯ブラシ, ティッシュペーパー, 常備薬, 救急セット, 防水シート</p>

67 災害時における避難所の指定に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と社会福祉法人幸輝会（以下「乙」という。）は、災害時において市民の安全を確保するため、乙の所有し管理する施設の一部を避難場所とする協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡山市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（要請）

第3条 甲は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に対象地区住民に対して避難勧告または避難指示を発令し、あるいは住民自らが自主避難をする場合、乙に対して避難場所の提供を要請することができる。

（避難所の管理）

第4条 避難所の管理運営は、甲の責任において甲が避難者との協働で行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。

3 避難所施設で必要な物品等が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

（費用）

第5条 避難場所の提供にかかる費用は無償とする。

2 甲は避難所の管理運営に関し、止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合には、甲はその対価を負担するものとする。

3 甲は、避難住民が乙の施設及び設備等を破損若しくは汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担しなければならない。

4 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議するものとする。

（備蓄）

第6条 乙はあらかじめ、ライフラインの確保や防災用品の備蓄等、避難場所となった場合を想定して準備に努めるものとする。

（車両使用）

第7条 甲は第3条における協力を要請した場合において、けが人等の搬送や物資の運搬等のために車両を必要とするときには、乙の所有する車両を使用することができる。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

2 甲は、甲の職員及び避難者等に対し、乙の所有する個人情報の保護を徹底しなければならない。

（訓練参加）

第9条 乙は、甲が実施する防災訓練に必要なに応じて参加することができる。

（連絡責任者）

第10条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては事務局長とする。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前ま

で甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以降同様とする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年12月1日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷茂男

乙 岡山市国府市場985-1
社会福祉法人 幸輝会
理事長 白金史郎

68 災害時における防災協力に関する協定書

風水害、地震等による災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保及び市域の保全のための応急措置等について、岡山市（以下「甲」という。）と社団法人岡山県建設業協会岡山東支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において相当規模の地震災害および風水害その他災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置等を速やかに実施するために、建設機械の応援出動等の協力に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲が、乙に出動要請をする場合は、相当規模の災害発生時であって、岡山市災害対策本部の決定によるものとする。

3 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、優先的に甲に協力するものとする。

4 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話連絡または口頭により行い、文書は事後速やかに送付するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携をして応急措置等に従事することができるものとする。

3 乙の具体的な協力内容は、次に掲げるものとする。

(1) 甲の管理する公共土木施設及び農業用施設等における障害物の除去など

(2) 救出救助活動における建設機械等の応援出動など

(3) 被害の未然防止措置のための建設機械等の応援出動など

(4) 所有敷地、社屋等の緊急避難所としての提供

(5) 地域の初期消火活動への応援

(6) 地域の被災者の救出救助活動の応援

(7) 地域住民への防災資機材等の貸与または提供

(8) その他地域の自主防災活動への協力

（費用の請求等）

第5条 前条の応急措置等に要した費用は、甲と乙とが別に契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

ただし、前条第3項（4）から（8）までの乙の協力については無償とし、甲への請求を行わないものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この協定による活動を行うために個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

（報告）

第7条 乙は、この協定による応急措置等について対応が可能な人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては社団

法人岡山県建設業協会岡山東支部事務局長とする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年3月1日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷茂男

乙 岡山市平和町5番10号
社団法人 岡山県建設業協会
岡山東支部
支部長 荒木雷太

69 災害時における防災協力に関する協定書

風水害、地震等による災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保及び市域の保全のための応急措置等について、岡山市（以下「甲」という。）と社団法人岡山県建設業協会岡山西支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において相当規模の地震災害および風水害その他災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置等を速やかに実施するために、建設機械の応援出動等の協力に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲が、乙に出動要請をする場合は、相当規模の災害発生時であって、岡山市災害対策本部の決定によるものとする。

3 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、優先的に甲に協力するものとする。

4 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話連絡または口頭により行い、文書は事後速やかに送付するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携をして応急措置等に従事することができるものとする。

3 乙の具体的な協力内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲の管理する公共土木施設及び農業用施設等における障害物の除去など
- (2) 救出救助活動における建設機械等の応援出動など
- (3) 被害の未然防止措置のための建設機械等の応援出動など
- (4) 所有敷地、社屋等の緊急避難所としての提供
- (5) 地域の初期消火活動への応援
- (6) 地域の被災者の救出救助活動の応援
- (7) 地域住民への防災資機材等の貸与または提供
- (8) その他地域の自主防災活動への協力

（費用の請求等）

第5条 前条の応急措置等に要した費用は、甲と乙とが別に契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。ただし、前条第3項（4）から（8）までの乙の協力については無償とし、甲への請求を行わないものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この協定による活動を行うために個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

（報告）

第7条 乙は、この協定による応急措置等について対応が可能な人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては社団

法人岡山県建設業協会岡山西支部事務局長とする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成 19 年 3 月 1 日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂 男

乙 岡山市平和町5番10号
社団法人 岡山県建設業協会
岡山西支部
支部長 村 社 勝

70 災害時における防災協力に関する協定書

風水害、地震等による災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保及び市域の保全のための応急措置等について、岡山市（以下「甲」という。）と社団法人岡山県建設業協会西大寺支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において相当規模の地震災害および風水害その他災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置等を速やかに実施するために、建設機械の応援出動等の協力に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲が、乙に出動要請をする場合は、相当規模の災害発生時であって、岡山市災害対策本部の決定によるものとする。

3 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、優先的に甲に協力するものとする。

4 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話連絡または口頭により行い、文書は事後速やかに送付するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携をして応急措置等に従事することができるものとする。

3 乙の具体的な協力内容は、次に掲げるものとする。

(1) 甲の管理する公共土木施設及び農業用施設等における障害物の除去など

(2) 救出救助活動における建設機械等の応援出動など

(3) 被害の未然防止措置のための建設機械等の応援出動など

(4) 所有敷地、社屋等の緊急避難所としての提供

(5) 地域の初期消火活動への応援

(6) 地域の被災者の救出救助活動の応援

(7) 地域住民への防災資機材等の貸与または提供

(8) その他地域の自主防災活動への協力

（費用の請求等）

第5条 前条の応急措置等に要した費用は、甲と乙とが別に契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

ただし、前条第3項（4）から（8）までの乙の協力については無償とし、甲への請求を行わないものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この協定による活動を行うために個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

（報告）

第7条 乙は、この協定による応急措置等について対応が可能な人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては社団

法人岡山県建設業協会西大寺支部事務担当とする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年3月1日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂 男

乙 岡山市西大寺東2丁目4番56号
社団法人 岡山県建設業協会
西大寺支部
支部長 石 原 義 明

71 災害時における防災協力に関する協定書

風水害、地震等による災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保及び市域の保全のための応急措置等について、岡山市（以下「甲」という。）と社団法人岡山県建設業協会建部支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において相当規模の地震災害および風水害その他災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置等を速やかに実施するために、建設機械の応援出動等の協力に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲が、乙に出動要請をする場合は、相当規模の災害発生時であって、岡山市災害対策本部の決定によるものとする。

3 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、優先的に甲に協力するものとする。

4 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話連絡または口頭により行い、文書は事後速やかに送付するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携をして応急措置等に従事することができるものとする。

3 乙の具体的な協力内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲の管理する公共土木施設及び農業用施設等における障害物の除去など
- (2) 救出救助活動における建設機械等の応援出動など
- (3) 被害の未然防止措置のための建設機械等の応援出動など
- (4) 所有敷地、社屋等の緊急避難所としての提供
- (5) 地域の初期消火活動への応援
- (6) 地域の被災者の救出救助活動の応援
- (7) 地域住民への防災資機材等の貸与または提供
- (8) その他地域の自主防災活動への協力

（費用の請求等）

第5条 前条の応急措置等に要した費用は、甲と乙とが別に契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

ただし、前条第3項（4）から（8）までの乙の協力については無償とし、甲への請求を行わないものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この協定による活動を行うために個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

（報告）

第7条 乙は、この協定による応急措置等について対応が可能な人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては社団

法人岡山県建設業協会建部支部長とする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年3月1日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷茂男

乙 岡山市建部町福渡491-1
社団法人 岡山県建設業協会
建部支部
支部長 大智嗣義

72 災害時における防災協力に関する協定書

風水害、地震等による災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保及び市域の保全のための応急措置等について、岡山市（以下「甲」という。）と社団法人岡山県建設業協会和気支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において相当規模の地震災害および風水害その他災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置等を速やかに実施するために、建設機械の応援出動等の協力に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲が、乙に出動要請をする場合は、相当規模の災害発生時であって、岡山市災害対策本部の決定によるものとする。

3 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、優先的に甲に協力するものとする。

4 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話連絡または口頭により行い、文書は事後速やかに送付するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携をして応急措置等に従事することができるものとする。

3 乙の具体的な協力内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲の管理する公共土木施設及び農業用施設等における障害物の除去など
- (2) 救出救助活動における建設機械等の応援出動など
- (3) 被害の未然防止措置のための建設機械等の応援出動など
- (4) 所有敷地、社屋等の緊急避難所としての提供
- (5) 地域の初期消火活動への応援
- (6) 地域の被災者の救出救助活動の応援
- (7) 地域住民への防災資機材等の貸与または提供
- (8) その他地域の自主防災活動への協力

（費用の請求等）

第5条 前条の応急措置等に要した費用は、甲と乙とが別に契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

ただし、前条第3項（4）から（8）までの乙の協力については無償とし、甲への請求を行わないものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この協定による活動を行うために個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

（報告）

第7条 乙は、この協定による応急措置等について対応が可能な人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては社団

法人岡山県建設業協会和気支部事務担当とする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年3月1日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂 男

乙 岡山県和気郡和気町大字和気499
社団法人 岡山県建設業協会
和気支部
支部長 岡 優

73 災害時における防災協力に関する協定書

風水害、地震等による災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保及び市域の保全のための応急措置等について、岡山市（以下「甲」という。）と岡山市指定舗装業協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において相当規模の地震災害および風水害その他災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置等を速やかに実施するために、建設機械の応援出動等の協力に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲が、乙に出動要請をする場合は、相当規模の災害発生時であって、岡山市災害対策本部の決定によるものとする。

3 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、優先的に甲に協力するものとする。

4 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話連絡または口頭により行い、文書は事後速やかに送付するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携をして応急措置等に従事することができるものとする。

3 乙の具体的な協力内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲の管理する公共土木施設及び農業用施設等における障害物の除去など
- (2) 救出救助活動における建設機械等の応援出動など
- (3) 被害の未然防止措置のための建設機械等の応援出動など
- (4) 所有敷地、社屋等の緊急避難所としての提供
- (5) 地域の初期消火活動への応援
- (6) 地域の被災者の救出救助活動の応援
- (7) 地域住民への防災資機材等の貸与または提供
- (8) その他地域の自主防災活動への協力

（費用の請求等）

第5条 前条の応急措置等に要した費用は、甲と乙とが別に契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

ただし、前条第3項（4）から（8）までの乙の協力については無償とし、甲への請求を行わないものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この協定による活動を行うために個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

（報告）

第7条 乙は、この協定による応急措置等について対応が可能な人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては岡山

市指定舗装業協議会事務局長とする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年3月1日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂男

乙 岡山市日吉町34-1
岡山市指定舗装業協議会
会長 石原 眞

74 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と、株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請すること。
- （2） 乙の店舗である株式会社イトーヨーカ堂岡山店の駐車場を、臨時的措置で被災者に対し、避難場所として提供すること。この場合、甲が使用可能な期間や場所については、乙が指定できるものとする。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生直前の適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は株式会社イトーヨーカ堂岡山店とし、引渡し後の運搬は甲が行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制ならびに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- （1） 甲及び乙の店舗である株式会社イトーヨーカ堂岡山店とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- （2） 甲が実施する防災啓発事業
- （3） 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山市総務局長、乙においては株式会社イトーヨーカ堂岡山店

店長とする。

(協議)

第 10 条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 19 年 4 月 1 日

甲 岡山市大供一丁目 1 番 1 号
岡山市
岡山市長 高 谷 茂 男

乙 東京都千代田区二番町 8 番地の 8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 亀 井 淳

別表

災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <p>おにぎり、パン類、カップ麺、 飲料水、牛乳、粉ミルク、 缶詰（イージーオープン）</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、紙おむつ、生理用品、ほ乳瓶、 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、 スプーン、使い捨て食器類、ラップ、 固形燃料、ウェットティッシュ、 ごみ袋、蚊取り線香（夏季）、 使い捨てカイロ（冬季）</p>	<p>食料品</p> <p>精米、即席麺、食パン、レトルト食品、 漬物、梅干、野菜、調味料、 肉類、菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品</p> <p>タオル、肌着、履物、作業服、軍手、 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹸、歯ブラシ、 ティッシュペーパー、常備薬、 救急セット、防水シート</p>

75 災害時におけるLPガスの供給に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と社団法人岡山県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、岡山市内において災害が発生した場合に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者等に対して、より速やかかつ円滑にLPガス及びガス機材（以下「LPガス等」という。）を供給できるようにすることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲がLPガス等を必要とするときは、甲は、乙に対して、LPガス等の供給について協力を要請するものとする。

（協力義務）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（費用）

第4条 前条の規定により乙が供給したLPガス等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（引渡し）

第5条 LPガス等の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

2 甲は、災害時において乙がLPガス等を搬送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（支払い）

第6条 費用については、乙からの請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（価格高騰の防止）

第7条 乙は、災害時においてLPガス等の価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第8条 乙は、協会活動を通じて、日常的にLPガス等の備蓄、緊急時対応設備の整理等会員の防災意識の向上に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第10条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては社団法人岡山県エルピーガス協会 専務理事とする。

（協議）

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第 13 条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 19 年 6 月 12 日

甲 岡山市大供一丁目 1 番 1 号
岡山市
岡山市長 高 谷 茂 男

乙 岡山市厚生町三丁目 1 番 15 号
岡山商工会議所 5 F
社団法人 岡山県エルピーガス協会
会 長 浅 野 益 弘

76 災害時における避難所の指定に関する協定書

大規模な水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保のための避難施設について、岡山市（以下「甲」という。）と環太平洋大学（以下「乙」という。）とは、乙の所有し管理する施設及び土地の利用に関する協定書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害を基本とするが、特に当該施設の利用にあたっては河川堤防決壊等による浸水災害及び大規模地震発生による家屋の倒壊及び火災等大規模災害とする。

（対象施設及び土地）

第3条 対象とする施設及び土地の範囲は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 大規模地震による家屋の倒壊及び火災等からの地域住民の避難先の確保について、甲は乙の管理する敷地を一時避難地とする。また、浸水災害時においては乙の管理し使用を認める建物を浸水時避難所とする。ただし、災害の発生状況等により前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定するものとする。
- (2) 甲は、乙の管理する施設の使用について、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、地域住民に避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて乙に対しあらかじめ連絡をし、前条に掲げる施設を避難所として利用することについて確認するものとする。ただし、突発的な水害又は地震等の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって乙の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

2 甲は、前条に掲げる施設を避難所として開設するとき又は地域住民の緊急避難があったときは、避難所運営のための職員を直ちに乙の施設に派遣するものとする。ただし、突発的な水害又は地震等の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって乙の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

3 使用期間は、原則として避難勧告等発令の場合は発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する必要があるときは甲乙協議して決定する期間とする。また、浸水災害の場合には浸水水位の低下状況等により甲乙協議して決定する期間とする。

4 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難施設としての使用の早期解消に努めるものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において甲が避難者と協働で行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。

3 避難所施設で必要な物品等が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、避難者の収容及び避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 甲は、避難住民が乙の施設及び設備等を破損若しくは汚損又は紛失をしたときは、これに係る経費を負担しなければならない。

3 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議するものとする。

（避難所の終了）

第7条 甲は、乙の管理する施設の使用を終了するときは、その旨を乙に報告するとともに施設を原状に復すものとするとし、乙は状況に応じてこれに協力するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては環太平洋大学事務局長とする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成20年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年11月8日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂男

乙 岡山市瀬戸町観音寺721番地
環太平洋大学
学長 大橋 博

77 災害時における避難所の指定に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と対象施設の所有者である両備ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模な水害、地震等による災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合における避難所に関する基本的事項について、次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は岡山市内において災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲乙の相互協力に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの（河川堤防決壊等による浸水被害、大規模地震発生による家屋の倒壊及び火災等大規模災害等）とする。

（対象施設及び土地の範囲）

第3条 対象とする施設は、後記表示建物（以下「本施設」という。）とする。

- (1) 災害が発生した場合の地域住民の避難所として「両備幸町パーキング」、「里丘（両備幸町パーキング屋上庭園）」、「アイステージ幸町」、「健康増進施設」及び「高齢者施設」を対象施設とする。
- (2) 乙は本施設のうち第三者に賃貸する建物について、本協定の有効期間中、その賃借人に本協定に協力すべきことを乙の責任において承諾させなければならない。
- (3) 甲は、本施設の使用について、地域住民等に周知させるために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の使用）

第4条 甲は、地域住民の避難が必要であると予測されるとき、地域住民の受け入れについて乙に対しあらかじめ通知したうえで、本施設を避難所として利用することができる。但し、突発的な災害の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって、乙の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

- 2 甲は本施設を避難所として利用する場合及び地域住民の緊急避難があった場合、避難所の管理運営のための職員を直ちに派遣するものとする。
- 3 使用期間は原則として避難勧告等発令の日から解除される日までの間とする。但し、発生した災害の状況により期間を延長する必要があると判断される場合、甲乙双方が協議の上決定するものとする。
- 4 甲は、乙が早期に業務、営業等を再開できるように配慮するとともに、避難所としての使用の早期解消に努めるものとする。
- 5 甲は本施設の避難所としての使用を終了するときには、その旨を乙に報告することとする。

（管理責任）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において甲が避難者と協働で行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

- 2 甲は本施設を避難所として使用する場合、善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。
- 4 避難所において必要な物品等が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、避難者の収容及び避難所の管理運営に係る水道料及び電気代等の経費について負担するものとする。

- 2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは甲乙双方が協議の上、決定することとする。

（原状回復義務）

第7条 甲が本施設を避難所として使用し、造作、設備の新設、除去、変更等を行った場合及びその使用により施設及び設備を破損若しくは汚損又は紛失した場合、使用が終了した後速やかに、甲の責任と費用負担によりこれを原状に復するものとし、乙は状況に応じてこれに協力するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、避難所としての使用によって個人情報を取り扱う場合及び知りえた場合、その保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては両備ホールディングス株式会社両備不動産カンパニー総務部長とする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結の日から平成20年3月31日までとし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れが無い場合には、さらに1年間更新継続されるものとし、以後同様とする。但し、本協定の有効期間は最長でも西暦2058年(平成70年)3月31日までとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合、甲乙双方が協議のうえ決定するものとする。

(物件の表示)

所在地：岡山市幸町10番101の一部

家屋番号：「両備幸町パーキング」及び「里丘」：10番101の4

「アイステージ幸町」：10番101の3

「健康増進施設」：10番101の2

「高齢者施設」：10番101

以上のとおり合意したので、その証として本協定書を2通作成し、岡山市並びに両備ホールディングス株式会社がそれぞれ記名押印の上、各自1通ずつ保有する。

平成19年11月8日

甲 岡山市大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長 高谷 茂 男

乙 岡山市西大寺上一丁目1番50号

両備ホールディングス株式会社

代表取締役 小嶋 光 信

78 災害時における一時避難所の指定に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と創価学会岡山県事務局（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、乙の所有し管理する岡山文化会館〔岡山市築港栄町31-30〕の一部を一時避難所とする協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡山市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 この協定書において「一時避難所」とは、非常災害時に甲が指定する一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。したがって、災害初動時を過ぎた場合は、避難者は甲が開設する生活避難所等へ移動するものとする。

（要請）

第3条 甲は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に対象地区住民に対して避難勧告または避難指示を発令し、あるいは住民自らが自主避難をする場合、乙に対して一時避難所として岡山文化会館〔岡山市築港栄町31-30〕（以下、「施設」という。）の一部の提供を要請することができる。

2 甲より乙に対して施設提供の要請があった場合、乙は、避難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、甲に連絡するものとする。乙は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、甲は、施設を無許可で使用しない。ただし、突発的な水害又は地震等の発生により被災した地域住民が当該施設に避難してきた場合であって乙の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

第4条 施設の安全な使用のため、施設内で一時避難所として使用する範囲、並びに収容人数を予め以下のとおり定める。甲は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

岡山文化会館 旭日講堂 300名

（一時避難所の管理運営）

第5条 一時避難所の管理運営は、乙が避難者と協議して行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。

3 一時避難所施設で必要な物品等が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

4 乙の会員が施設を使用中に災害が発生した場合は、在館者の一時避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲乙は避難者の収容人数等を協議・調整するものとする。

（費用の負担）

第6条 一時避難所の提供にかかる施設提供費用は無償とする。

2 甲は一時避難所の管理運営に関し、止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合には、甲はその対価を負担するものとする。

3 甲は、乙の許可なく、乙の施設の造作・模様替え等を行わないものとする。また、避難住民が乙の施設及び設備等を破損若しくは汚損又は紛失したとき、または乙に無断で施設の現状を変更したときは、甲は、これに係る経費を負担し、原状回復しなければならない。

4 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議するものとする。

(施設の使用期間)

第7条 施設の使用期間は、原則として避難勧告等発令の場合は発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する等、必要があるときは甲乙協議して決定する期間とする。また、施設の使用期間は7日以内を目途とし、これを超える場合は、甲は避難者に対し、甲が開設する生活避難所等へ移動するよう指示する。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、一時避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部等における総務部長、乙においては事務局長とする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成20年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以降同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年12月1日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷茂男

乙 岡山市築港栄町31-30
創価学会 岡山県事務局
事務局長 網本敏朗

79 災害時における一時避難所の指定に関する協定書

水害、地震等による非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全・安心確保のための避難施設について、岡山市（以下「甲」という。）と社会福祉法人岡山博愛会（以下「乙」という。）は、乙の所有し管理する施設の一部の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定書において「一時避難所」とは、非常災害時に甲が指定する一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。したがって、災害初動時を過ぎた場合は、避難者は甲が開設する生活避難所等へ移動するものとする。

（一時避難所の対象施設、施設の使用範囲、収容可能人数）

第3条 対象とする施設は、特別養護老人ホーム アダムスホーム〔岡山市沖元502番地〕とする。

2 施設の安全な使用のため、施設内で一時避難所として使用する範囲、並びに収容人数を予め以下のとおり定める。甲は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。ただし、災害の発生状況等によりこれ以外の施設等の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

地域交流広場 120名

屋上広場 470名

（一時避難所の開設）

第4条 甲は、地域住民に避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて乙に対し予め連絡をし、前条に掲げる施設の一時的避難所としての利用について確認するものとする。ただし、突発的な水害あるいは地震等の発生により被災した地域住民が施設に避難してきた場合においては、乙の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

（一時避難所の管理）

第5条 一時避難所の管理運営は、乙が避難者と協働で行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。

3 施設の使用期間は、原則として避難勧告等発令の場合はその発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する等、必要があると認められるときはその期間を甲乙協議して決定する。

4 一時避難所施設で必要な物品が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

（経費の負担）

第6条 一時避難所の提供に係る施設提供費用は無償とする。

2 甲は、一時避難所の運営に関して、止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合には、甲はその対価を負担するものとする。

3 甲は、避難住民が乙の施設及び設備等を破損または汚損あるいは紛失をしたときは、これに係る経費を負担しなければならない。

4 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（一時避難所の終了）

第7条 甲は、乙の管理する施設の一時避難所としての使用を終了する際は、乙に報告するとともに施設を原状に復すものとする。

(備蓄等)

第8条 乙は予め、ライフラインの確保や防災用品の備蓄等、一時避難所となった場合を想定して準備に努めるものとする。

(車両使用)

第9条 甲は、一時避難所において、けが人等の搬送や物資の運搬等のために車両を必要とするときは、乙の所有する車両を使用することができる。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、一時避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

2 甲は、甲の職員及び避難者等に対し、乙の所有する個人情報の保護を徹底しなければならない。

(訓練参加)

第11条 乙は、甲が実施する防災訓練に必要な応じて参加することができる。

(連絡責任者)

第12条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部（水防本部を含む）における総務部長、乙においては特別養護老人ホーム アダムスホーム園長とする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成20年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年12月21日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂男

乙 岡山市御幸町4-25
社会福祉法人 岡山博愛会
理事長 更井 哲夫

80 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と、マックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

（1） 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請すること。

（2） 乙の店舗であるマックスバリュ西日本株式会社岡山一宮店及び奥田南店の駐車場の一部を、臨時的措置で被災者に対し、一時避難場所として提供すること。この場合、甲が使用可能な期間や場所については、乙が指定できるものとする。

（要請手続き）

第2条 前条第1号に掲げる要請は、原則として文書（様式第1）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において

要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

（1） 別表に掲げる物資

（2） その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生直前の適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲が指定する者が行うものとする。

2 甲は当該場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第2）により確認の上、物資等を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は物資等の引渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は前項の請求書を受領したときは内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との

広域応援体制ならびに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

（1） 甲及び乙の店舗であるマックスバリュ西日本株式会社岡山一宮店及び奥田南店とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(2) 甲が実施する防災啓発事業

(3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第 10 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山市総務局長、乙においてはマックスバリュ西日本株式会社総務部長とする。

(協議)

第 11 条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 19 年 12 月 26 日

甲 岡山市大供一丁目 1 番 1 号
岡山市
岡山市長 高 谷 茂 男

乙 姫路市北条口 4 丁目 4 番地
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 藤 本 昭

別表

災害時の主な必要物資一覧表

種 類	物 資 名
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸（粉）、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食糧	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、水、お茶

（１） 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

（２） 品目は、上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

81 災害時における一時避難所の指定に関する協定書

地震等による非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全・安心確保のための避難施設について、岡山市（以下「甲」という。）と両備ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、乙の所有し管理する施設の一部の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡山市内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

- 2 この協定書において「一時避難所」とは、非常災害時に甲が指定する一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。したがって、災害初動時を過ぎた場合は、避難者は甲が開設する生活避難所等へ移動するものとする。

（一時避難所の対象施設、施設の使用範囲、有効面積）

第3条 対象とする施設は、乙の店舗であるP.モール藤田〔岡山市藤田560-209〕とする。

- 2 施設の安全な使用のため、施設内で一時避難所として使用する範囲、並びに有効面積を予め以下のとおり定める。甲は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。ただし、災害の発生状況等によりこれ以外の施設等の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

駐車場スペース 14,838㎡

（一時避難所の開設）

第4条 甲は、地域住民に避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて乙に対し予め連絡をし、前条に掲げる施設の一時避難所としての利用について確認するものとする。ただし、突発的な地震等の発生により被災した地域住民が施設に避難してきた場合においては、乙の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

（一時避難所の管理）

第5条 一時避難所の管理運営は、乙が避難者と協働で行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

- 2 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。
- 3 施設の使用期間は、原則として避難勧告等発令の場合はその発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する等、必要があると認められるときはその期間を甲乙協議して決定する。
- 4 一時避難所施設で必要な物品が発生した場合には、甲が準備又は配布するものとする。

（経費の負担）

第6条 一時避難所の提供に係る施設提供費用は無償とする。

- 2 甲は、一時避難所の運営に関して、止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合には、甲はその対価を負担するものとする。
- 3 甲は、避難住民が乙の施設及び設備等を破損または汚損あるいは紛失をしたときは、これに係る経費を負担しなければならない。
- 4 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（一時避難所の終了）

第7条 甲は、乙の管理する施設の一時避難所としての使用を終了する際は、乙に報告するとともに施設を原状

に復すものとする。

(備蓄等)

第8条 乙は予め、ライフラインの確保や防災用品の備蓄等、一時避難所となった場合を想定して準備に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、一時避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

2 甲は、甲の職員及び避難者等に対し、乙の所有する個人情報の保護を徹底しなければならない。

(訓練参加)

第10条 乙は、甲が実施する防災訓練に必要なに応じて参加することができる。

(連絡責任者)

第11条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては岡山市災害対策本部（水防本部を含む）における総務部長、乙においては両備ホールディングス株式会社両備ストアカンパニー総務部部長とする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成20年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年12月26日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷 茂男

乙 岡山市西大寺上一丁目1番50号
両備ホールディングス株式会社
代表取締役 小嶋 光信

82 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と、ダイキ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

（1） 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるとき

は、乙の店舗であるホームセンターダイキEX岡山、ホームセンターダイキ久米店、ホームセンターダイキ西大寺店、ホームセンターダイキ豊浜店、ホームセンターダイキ津高店の保有する物資等の供給を要請すること。

（2） 乙の店舗であるホームセンターダイキEX岡山の駐車場の一部を、臨時的措置で被災者に対し、一時避難場所として提供すること。この場合、甲が使用可能な期間や場所については、乙が指定できるものとする。

駐車場スペース 7,584 平方メートル

（要請手続き）

第2条 前条第1号に掲げる要請は、原則として文書（様式第1）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において

要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

（1） 別表に掲げる物資

（2） その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生直前の適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲が指定する者が行うものとする。

2 甲は当該場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第2）により確認の上、物資等を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は物資等の引渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は前項の請求書を受領したときは内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ内各店舗との広域応援体制ならびに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

（1） 甲及び乙の店舗であるホームセンターダイキEX岡山、ホームセンターダイキ久米店、ホームセンターダイキ

西大寺店、ホームセンターダイキ豊浜店、ホームセンターダイキ津高店とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(2) 甲が実施する防災啓発事業

(3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山市総務局長、乙においてはダイキ株式会社中国店舗運営部部長とする。

(協議)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年12月26日

甲 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 高谷茂男

乙 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
ダイキ株式会社
代表取締役社長 佐藤一郎

別表

災害時の主な必要物資一覧表

種 類	物 資 名
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸（粉）、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
工具等	ロープ、スコップ、バール、かけや等
	清掃用具等

（１） 応急物資等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

（２） 品目は、上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

83 中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ

国土交通省中国地方整備局企画部長（以下、「中国地整」という。）と、鳥取県県土整備部長、島根県土木部長、岡山県土木部長、広島県土木局長、山口県土木建築部長、岡山市都市整備局長及び広島市道路交通局長（以下、「各関係自治体」という。）は、中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下、「災害発生時等」という。）の支援について、次のとおり申し合わせる。

（目的）

第1条 この申し合わせは、中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合、中国地整と各関係自治体が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（支援内容）

第2条 支援の内容は、次の業務の実施に係る災害対策用機械・資材等の利活用、職員の支援及び情報の提供に関するものとする。

- 一 被災状況の把握
- 二 情報通信網の構築
- 三 災害応急対策（被害の拡大や二次災害の防止等に資する応急措置を含む）
- 四 その他必要と認められる事項

（連絡体制）

第3条 中国地整及び各関係自治体は、災害発生時等の連絡体制を確実なものとするため、連絡窓口を定め、相互に通知するものとする。また、連絡窓口を変更する場合は、速やかにその旨を通知するものとする。

2 中国地整は、災害発生時等、必要に応じて当該地域を管轄する各関係自治体の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報交換等にあたるものとする。

なお、この場合、あらかじめその旨を通知するものとする。

（支援の要請）

第4条 各関係自治体は、災害発生時等、必要に応じ中国地整に対して文書により支援を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第5条 中国地整は、前条に基づき、各関係自治体から支援の要請があった場合、災害の発生状況等を総合的に勘案し、実施可能な支援内容を連絡するとともに、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(要請によらない支援)

第6条 災害発生時等、その事態に照らし特に緊急を要し、第4条の支援の要請を待ついとまがないと認められる場合においては、中国地整は自らの判断で支援を行うことができるものとする。

この場合、支援内容等を速やかに通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 この申し合わせにより支援を行う場合の経費負担は、要請の有無にかかわらず、別紙により負担するものとする。

ただし、これによりがたい場合は個々に協議するものとする。

(平常時の連携)

第8条 中国地整及び各関係自治体は、災害時の円滑な対応を可能とするため、必要に応じて行う、防災に関する情報交換の実施や防災担当者会議の開催等を通じて、平常時からの連携に努めるものとする。

2 中国地整は、保有する災害対策用機械等の状況について、毎年度当初に各関係自治体に通知するものとする。

(訓練等の実施)

第9条 中国地整及び各関係自治体は、それぞれが主催する防災訓練等に相互に参加して支援に関する連絡体制を確認するなど、この申し合わせに基づく災害時の支援が円滑に実施されるよう、訓練等の実施に努めるものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この申し合わせの証として、本書 8 通を作成し、それぞれ押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 21 年 6 月 17 日

中国地方整備局	企 画 部 長	山 中 義 之
鳥 取 県	県 土 整 備 部 長	谷 口 真 澄
島 根 県	土 木 部 長	鳥 屋 均
岡 山 県	土 木 部 長	大 塚 俊 介
広 島 県	土 木 局 長	大 野 宏 之
山 口 県	土 木 建 築 部 長	柳 橋 則 夫
岡 山 市	都 市 整 備 局 長	白 神 利 行
広 島 市	道 路 交 通 局 長	木 時 誠

第10 様 式

(様式第1号)

<p>「 職 員 動 員 要 請 書 」</p> <p>総 務 部 長 様</p> <p>〇 〇 部 長</p> <p>月 日</p>	
動 員 期 間	
勤 務 (従 事) 場 所	
作 業 内 容	
応 援 の 職 種	
携 帯 品	
集 合 日 時 ・ 場 所	
そ の 他	
現在の概況および動員要請理由	

(様式第2号-1)

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
 - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
 - (2) 災害派遣を要請する事由

- 2 派遣を必要とする期間

- 3 派遣を希望する勢力
 - (1) 人 員
 - (2) 装備の概要（特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき。）

- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 連絡場所及び連絡職員
 - (3) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）

- 5 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）

(様式第2号-2)

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

2 派遣要請依頼日時

年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

(様式 第3号-1)

災 害 発 生 通 報

* 災害の発生の第一報は、次の様式で速やかに。

報告日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
市町村名	岡 山 市
報告者名	
電話番号	

災害名

(第 報)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 午前・午後 時 分			
被 害 の 状 況	死者	人	重傷者	人	住 家	全 壊	棟	床上浸水	棟	
	不明者	人	軽傷者	人		半 壊	棟	床下浸水	棟	
						一部損壊	棟			
						県 の 対 応				
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部の設置状況			午前 設置						
	○避難の勧告・指示の状況 種 別 : 勧告・指示 勧告等の日時 : 月 日 午前・午後 時 分 対象地区等 : 対象人員 : 世帯 人 ○避難所の設置状況 開設避難所名 : ○活動状況及び県に対する要請 ○その他						県 の 対 応			

(様式第3号-2)

災害発生状況等 (即報・確定報告)

市町村名			区 分		被 害			
災 害 名	災害名		第 報	田	流 失・埋 没	ha		
	確 定 年 月 日	(月 日 時 現 在)			冠 水	ha		
報 告 者 名				畑	流 失・埋 没	ha		
			冠 水		ha			
区 分			被 害		そ	文 教 施 設	箇所	
人 的 被 害	死 者		人			病 院	箇所	
	行 方 不 明 者		人		道 路	箇所		
	負 傷 者	重 傷 者		人		橋 り よ う	箇所	
軽 症 者		人		河 川	箇所			
住 家 の 被 害	全 壊		棟		の	港 湾	箇所	
			世帯			砂 防	箇所	
			人			清 掃 施 設	箇所	
	半 壊		棟			崖 く ず れ	箇所	
			世帯			鉄 道 不 通	箇所	
			人			被 害 船 舶	隻	
	一 部 破 損		棟			水 道	戸	
			世帯			電 話	回線	
			人			電 気	戸	
	床 上 浸 水		棟			他	ガ ス	戸
			世帯				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所
			人					
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯		り 災 者 数	人			
		人		火 災 発 生				
非 住 家	公 共 建 物		棟		建 物	件		
	そ の 他		棟		危 険 物	件		
					そ の 他	件		

この被害状況の情報は、災害の発生に際し、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要について、市町村から県に対して報告されるもの。

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	
公 共 文 教 施 設	千円				市 町 村
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数		団体			
そ の 他	農 産 被 害	千円	災害救助法適用市町村名		
	林 産 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円		計	団体
被 害 総 額		千円		消防職員出動延人員	人
				消防団員出動延人員	人
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 応急対策の状況 ・ 消防,水防,救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告,指示の状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請,応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請,出動状況				

※被害額は省略することができるものとする。

(注) 記入要領(被害判定基準)

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
住家の被害	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付属している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付属しているものは、折半してそれぞれを母屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部(壁、柱、はり、屋根または階段)の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
非住家の被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものであるとする。
	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
公共建物	その他	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかつたものとする。
	畑の流出・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部または一部の損壊、または崩土により通行不能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。	
通行不能	道路の損壊または冠水等により通行が不能になったものとする。	
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部または一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
河川	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは海岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れこむ状態のものとする。
その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。	

被害区分		判定基準
その他	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。	
り	災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り	災者	り災世帯の構成員とする。
火	災発生	地震または火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害	市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避難の勧告・指示の状況		災害対策基本法第60条に基づき、避難の勧告・指示を行った場合、その概況を記入すること。この場合、避難の勧告・指示を行った日時、地区及び避難している人員等を記入すること。

(様式第3号-3)

水防実績状況報告書

(水防工法を実施した場合、水防箇所毎に作成してください)

(作成責任者所属、氏名)

局・支所



管理団体名	岡山市							指定 非指定 の別	指 定			
水防実施時の 台風名 又は豪雨名								報 告 年月日	平成 年 月 日			
水 防 実 施 箇 所	川 左岸 右岸 地先 m							所 件 費	岡山市支出分		県支出分	合 計
	日 時	自 月 日 時 至 月 日 時							人	手当て	円	円
出 動 人 員 数		水防団員	消防団員	その他	計			要 件 費	その他	円	円	円
	人	人	人	人	人				計	円	円	円
水 防 作 業 の 概況及び工法	工法 箇所 m							費	資材費	円	円	円
									器材費	円	円	円
水 防 の 効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	使用 資材	燃料費	円	円	円
									雑費	円	円	円
効 果	m	ha	ha	戸	m	m	人	計	円	円	円	
被 害	m	ha	ha	戸	m	m	人	合 計	円	円	円	
他の団体よりの 応 援 状 況								立退の状況及び それに示した理 由				
居住者出動状況								水防功労者氏名 年令, 所属及び その功績概要				
警察の援助状況								堤防その他の 施設等の異常の 有無及び緊急 工事を要する ものが生じた時 はその場所及び 損傷状況				
現場指揮官公吏 氏 名								水防活動に関す る自己批判				
水 防 関 係 者 の 死 傷								備 考				

(様式第3号-4)

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日	時	分現在	受信時刻	時	分
発信機関				受信機関		
発信者名				受信者名		
内 容						
発 生	日	時	分	日	時	分
	場	所				
	原	因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死 亡 2 行方不明 3 重 傷 4 軽 傷				
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)				
	住 所					
	収容先					
	その他参考事項	(応急処置, 情報源, 確認・未確認の別, 世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全	半	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	
	棟	棟	棟	棟	棟	
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
	人	人	人	人	人	
	応急対策の状況					

(様式第3号-5)

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限		日 時 分現在		受信時刻		時 分	
発信機関				受信機関			
発信者名				受信者名			
内 容							
避 難 状 況	避難先	地区名	避難の勧告, 指示 の種別及び日時	世帯数	人 数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			勧告, 指示, 自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			勧告, 指示, 自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			勧告, 指示, 自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			勧告, 指示, 自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			勧告, 指示, 自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			勧告, 指示, 自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救護所名		設置場所	収容人数		実施機関	
				重傷	軽傷		

(様式第3号-6)

公 共 施 設 被 害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	リ河川 エ海岸 オ貯水池・ため池等 カ砂防 キ治山 ク港湾・漁港 ケ道路 コ鉄軌道 サ電信電話 シ電力 スガス セ水道 ソその他()		
日 時	日 時 分		
場 所			
原 因			
被害区域 区 間			
管 理 者	(電話)		
被害程度 (概要)			
応急対策 の 状 況			
復旧見込			
そ の 他 参 考 事 項			

(様式3号-7)

商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		発信機関	
発信者名		発信者名	

(市長村名：)

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		そ の 他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義(中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金1億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員100人以下又は資本金3千万円以下の事業所
- ③ 小売業・サービス業については、従業員50人以下又は資本金1千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む。)を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は計上しないこと。(様式6に計上すること。)

(様式 3号 - 8)

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		発信機関	
発信者名		発信者名	

区 分	被 害 数	被 害 額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 長 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること

(様式第3号-9)
災害発生受信処理票

整理番号

局 第

号

通 報 者	氏 名					受信日時	年	月	日	午前 午後	時	分			
	住 所	岡山市				受 信 者	所 属	局 部 課							
	電 話					受 信 者	氏 名								
発 生 場 所															
被 害 状 況															
(応急対策に必要なのでできるだけ詳しく具体的に聞くこと)						被害場所の目録又は略図									
						N ↑									
災 害 区 分						受付状況一覧表転記者									
応 急 対 策 実 施 課 ・ 係						局 部 課 係									
被 害 の 明 細	被害発生場所	岡山市 町 丁目 番 番地先													
	人的被害	死者 人 行方不明 人 重傷者 人 軽傷者 人													
	住家被害	全壊	棟	世帯	人	半壊	棟	世帯	人	一部 破損	棟	世帯	人	非住家	棟
	浸水被害	床上浸水	棟 世帯 人				田	流失・埋没 ha 冠水 ha							
		床下浸水	棟 世帯 人				畑	流失・埋没 ha 冠水 ha							
	道路、河川 農地、山林 農業用施設 公共施設 建築物 その他の被害	崩壊 決壊 流失 陥没 埋没 浸水 冠水 溢水 その他() 延長 m 幅 m 高さ m 面積 m ² 土石量 m ³ <被災建築物> 大破・中破・その他 () 用途 () 構造 () 階数 () 備考 ()													
	名 称 ()														
応 急 対 策 措 置 状 況															
使用資材 (品名数量等)						出動延人員 職 員 人 消防団員 人 その他 人									
報 告															
年 月 日 時 分						氏 名									

(様式第3号-10)

態様別による災害状況報告

局・支所での取りまとめ ⇒ 本部 FAX 225-5487へ報告用

(

局・支所)

被害区分		日時	/ 日																		言十	
			: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難	: 難		
人の被害者	死者	人																				
	行方不明者	人																				
	重傷	人																				
	軽症	人																				
住家の被害	全壊	棟																				
	半壊	棟																				
	一部破損	棟																				
	床上浸水	世帯																				
	床下浸水	世帯																				
	非住家損壊	棟																				
非住家	公共建物	棟																				
	その他	棟																				
その他	田	流失	ha																			
		埋没	ha																			
		冠水	ha																			
	畑	流失	ha																			
		埋没	ha																			
		冠水	ha																			
	その他	文教施設	箇所																			
		病院	箇所																			
		道路	損壊	箇所																		
			冠水 通行不能	箇所																		
	その他	橋りょう	箇所																			
		河川	破堤	箇所																		
越水			箇所																			
その他			箇所																			
その他	港湾	箇所																				
	砂防	箇所																				
	崖くずれ	箇所																				
	水道	戸																				
	電話	回線																				
	電気	戸																				
	ガス	戸																				
	ブロック塀等	箇所																				
	地すべり	箇所																				
	土石流	箇所																				
	ため池損壊	箇所																				
	用水路溢水	箇所																				
	農道損壊	箇所																				
	その他																					

災害発生受付状況一覧表 (局・支所)

整理番号	受付月 時	日	災害区分	発生場所	被害発生 被害発生受付担当課の対応状況の概要	応急対策 実施課	被害の 明細	応急対策 担当課	応急対策 担当課からの 被害状況
	月	日							

(様式第4号)

り 災 者 台 帳

り 災 番 区 分 号		(表 面)					
り 災 者 住 所		氏 名	続 柄	性 別	年 齢	学 年	摘 要
職 業, 氏 名							
災 害 の 原 因							
り 災 年 月 日							
り 災 場 所							
り 災 状 況	住 宅						
	そ の 他 の 家 屋						
	家 財						
	生 命						
	そ の 他	備 考					

(注) (1) 本台帳の大きさA4

(2) り災者住所, 職業, 氏名欄の氏名は世帯主名を記載

(3) 負傷者等についてはそれぞれの氏名欄の摘要に記載

(裏 面)

月 日	援 護 状 況 等

(注) 援護状況等欄には救助用支給物資の内訳はもちろん仮設住宅生業資金医療救助等救助内容を記載し
できれば義援金品の内容も明記すること。

(様式第5号)

り 災 証 明 書 (表 面)

第 号		り 災 証 明 書				
世帯主職氏名		家族数				
住 所						
状	災害の原因					
	り 災 年月日時	年 月 日 時 分				
	り 災 場 所					
	況	住 家	自家・借家 全壊, 半壊, 全焼, 流失, 床上浸水, 床下浸水			
家 財		滅失, 流失, 焼失, き損 分の1以上				
生 命		死亡 名, 重傷 名, 軽傷 名, 行方不明 名				
その他						
世帯人員	氏 名	続柄	性別	年令	学年	摘 要
備 考						

上記のとおりり災したことを証明する。

年 月 日

市町村長



- (注) (1) 本証明書の大きさはA4とする。
(2) り災状況の「住家」と「家財」は該当事項「○」印を付する。
(3) 死亡者等は摘要欄に, その旨記載すること。

り 災 証 明 書 (裏 面)

月 日	援 護 状 況 等	認 印
注 意	1 救助物資の受領にあたっては, 本証明書の提示をしないと支給されません。 2 物資等を受領したときは「援護状況等」の記載を確認してください。	

(様式第6号)

仮り災証明書

仮り災証明書	
第 号	
	り災者住所
	世帯主氏名
1	り災の種別
2	被害の状況
3	世帯員 名
	内 大人 男 名, 女 名
	小人 男 名, 女 名
	乳児 名
4	その他
上記のとおりり災したことを証明する。	
年 月 日	
市町村長 ㊟	
注意事項	
1	この証明書は, 月 日 時に において本証明書と切り替えますから必ず持参してください。
2	この証明書では, 救助用の物資の支給その他救助は受けられませんから必ず本証明書に切り替えてください。

(注) 1 この証明書の大きさはA4とする。

2 記載事項のうち, 内容の明確でないときは, 判明事項のみ記載し他は斜線でまっ消する。

災害救助精算関係書類様式

(様式第7号-1)

被害状況調 (確定)

適用地域名 市町村						計	
人的被害	死者						
	行方不明						
	負傷	重傷					
		軽傷					
		小計					
計							
住家の被害	全壊 (焼)	戸数					
		世帯					
		人員					
	流失	戸数					
		世帯					
		人員					
	半壊 (焼)	戸数					
		世帯					
		人員					
	床上 浸水	戸数					
		世帯					
		人員					
被害 計	戸数						
	世帯						
	人員						
発生年月日							

(注) 1 被害状況調は各災害ごとに作成すること。

2 市町村の場合1欄とする。

(様式第7号-2)

救助の実施に要した経費算出内訳表

岡山市

区 分	員数	単 価	金 額	備考
1 救 助 費			円	
(1) 収容施設供与費 避難所設置費 仮設住宅設置費	延人 戸	1人1日当り 1戸当り		
(2) 炊出しその他による食品給与費 炊出しし給与費 その他食品給与費	延人 延人	1人1日当り 1人1日当り		
(3) 飲料水供給費				
(4) 被服寝具その他生活必需品(貸与) 給与費				
(5) 全壊(焼)流失分 半壊(焼)床上浸水分 医療および助産費 医療助産費	世帯 世帯 延人 延人	1世帯当り 1世帯当り 1人当り 1人当り		
(6) 災害者救出費	延人	1人当り		
(7) 住宅の応急修理費	戸	1戸当り		
(8) 生業資金貸与費	件	1人当り		
(9) 学用品給与費 イ 教科書代 小 中学 口 その他の学用品費 (全壊・全焼・流失分) 小 中学 中 学 (半壊・半焼・床上浸水分) 小 中学 中 学	人 人 人 人 人 人 人 人	1人当り 1人当り 1人当り 1人当り 1人当り 1人当り 1人当り 1人当り		
(10) 埋葬費	件 件	1件当り 1件当り		
(11) 死体捜索費	人	1人当り		
(12) 死体処置費	件	1件当り		
(13) 一時障害物除去費	戸	1戸当り		
(14) 輸送費				
(15) 人夫償				
2 実費弁償費				
3 扶助補助償	件			
4 損失補償費				
5 法第34号の補償費				
6 法第35条の求償に対する支払費用				
7 専務				
合 計				

- 備考 1 本調書は各災害ごとに記載し、総括表を添付すること。
 2 「総括表」の合計額と「災害救助費国庫負担交付申請調書」の救助費総額は一致するものであること。
 3 精算の場合には、別紙様式による「救助種目別支弁費用明細書」を添付すること。

(様式第7号-3-1)

避難所設置費

岡山市

避難所名	既存 野外の別	一般基準分				特別基準分				合計 (b+d)	備考
		日数	延人員 (a)	金額 (b)	$\frac{b}{a}$	日数	延人員 (c)	金額 (d)	$\frac{d}{c}$		
		日	人	円	円	日	人	円	円	円	
小計											
~~~~~											
合計											

(注) 1 天幕借上の場合はその旨を備考欄に記入すること。

2 「特別基準分」の欄は、費用の限度額が引き上げられた場合のみ記入するものとし、「備考」の欄に特別基準の承認月日および限度額単価を記入すること。

(様式第7号-3-2)

避難所収容状況

岡山市

避難所名	収容期間および人員							責任者職 氏名	備考
	月/日	月/日	月/日	月/日	月/日	月/日	計		
	人	人	人	人	人	人	人		
~~~~~									
計									

(様式第7号-3-3)

物品および施設使用状況

岡山市

品名	〇〇〇避難所			〇〇〇避難所			〇〇〇避難所			計			備考
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
		円	円		円	円		円	円		円	円	
~~~~~													
計													

(様式第7号-4-1)

炊き出しその他による食品給与費

岡山市

炊出場名	一般基準分				特別基準分				合計 (b+d)	備考
	日数	延人員 (a)	金額 (b)	$\frac{b}{a}$	日数	延人員 (c)	金額 (d)	$\frac{d}{c}$		
	日	人	円	円	日	人	円	円	円	
合計										

- (注) 1 日数は最も長く実施した日数を記入すること。  
 2 「特別基準分」の欄は、費用の限度額が引き上げられた場合にのみ記入するもので、「備考」の欄に、特別基準の承認月日および限度額単価を記入すること。  
 3 炊き出しによらないで、現物を支給したときは、各欄に( )書きで再掲すること。

(様式第7号-4-2)

炊き出し給与状況

岡山市

炊出場名	月日			月日			月日			計				責任者職 氏名	備考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	計		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
計															

(様式第7号-4-3)

物品および施設使用状況

岡山市

品名	〇〇炊き出し場			〇〇炊き出し場			〇〇炊き出し場			計			備考
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
		円	円		円	円		円	円		円	円	
計													

(様式第7号-5-1)

飲料水供給費総括表

岡山市

日 数	供給水量	金 額	対象人員	供給地区	備 考
月 日 日間 月 日					

(注) 日数は最も長く実施した日数を記入すること。特別基準によるときは、「何月何日から何月何日まで特別基準」として「備考」欄に記入すること。

(様式第7号-5-2)

飲料水供給費品目別内訳表

市 町 村 名	品目または種類	数 量	単 位	単 価	金 額	調 達 先 等	備 考
				円	円		
	小 計						
合 計							

(注) 1 修繕費については、修繕内容等を備考欄に具体的に記入すること。  
2 金額の合計は、総括表の金額の計と一致するものであること。



(様式第7号-6-1)

被服,寝具その他生活必需品給与報告総括表

市町 村名	全壊(焼)流失世帯分			半壊(焼)床上浸水分			合計			支給 月日
	支給 世帯	支給 額	限度 額	支給 世帯	支給 額	限度 額	支給 世帯	支給 額	限度 額	
	世帯	円	円	世帯	円	円	世帯	円	円	
計										

- (注) 1 支給月日は、支給最終日を記入すること。  
 2 限度額は、次表により算定した額を記入すること。

(様式第7号-6-2)

給与状況

市町 村名	品名	支給数量			受領 月日	支給 月日	備考
		全壊(焼)流 失	半壊(焼)床 上浸水分	計			
計							

(様式第7号-6-3)

被服等支給明細内訳

区 分	1世帯 当り限 度 額 (a)	市 町 村 ( )				(品名)	合 計
		被害世帯 (b)	限 度 額 (配布数量) (a × b)			( )	
						円	
全 壊 ( 焼 ) 流 失 世 帯 分	1人世帯						
	2人 "						
	3人 "						
	4人 "						
	5人 "						
	6人 "						
	7人 "						
	8人 "						
	9人 "						
	10人 "						
	11人 "						
	12人 "						
	13人 "						
	14人 "						
小計(c)							
半 壊 ( 焼 ) 床 上 浸 水 世 帯 分	1人世帯						
	2人 "						
	3人 "						
	4人 "						
	5人 "						
	6人 "						
	7人 "						
	8人 "						
	9人 "						
	10人 "						
	11人 "						
	12人 "						
	13人 "						
	14人 "						
小計(d)							
合 計 (c + d)							

(注) (1) 世帯当り限界額は、夏期、冬期別、世帯人員別基準額を記入すること。

(2) 市町村等で給与等のみ実施した分については、市町村欄に品名を限度額欄に基準数量を記入のこと。

## (様式第7号-7-1)

## 応急仮設住宅設置費

岡山市

全壊(焼) 流失戸数 (a)	設置戸数 (b)	$\frac{b}{a}$	金額 (c)	1戸当り 経費 $\frac{c}{b}$	着工月日	竣工月日	備考
戸	戸	%	円	円			
合計							

(注) 月日は、最終設置分のものについて記入すること。特別基準によるときは「何月何日まで特別基準」として「備考」欄に記入すること。

## (様式第7号-7-2)

## 設置状況

岡山市

住宅 番号	設置 箇所	敷地 区分	請負 直営 の別	着工 月日	竣工 月日	金額	入居者			備考
							住所	氏名	世帯 人員	
						円				
計										

(注) 直営の場合は費目別内訳表添付のこと。

(工事請負契約書、設計書、仕様書、着工届、竣工届の各写-市町村委託分のみ)

## (様式第7号-7-3)

## 住宅応急修理状況

市町 村名	半壊(焼) 戸数 (a)	修理戸数 (b)	$\frac{b}{a}$	金額	1戸当り金額	完成 月日	備考
	戸	戸	%	円	円		
計							

(様式第7号-7-4)

住宅応急修理内訳

住所	世帯主 氏名	職業	家族数	修理箇所 概要	直営 請負別	着工 年月日	完成 年月日	修理費 円	左の内訳		備考
									救助費 円	市町村 または自 己負担 円	
~~~~~											
計											

(注) 直営の場合は費目別内訳表添付のこと。

(修理請負契約書,仕様書,着工届,竣工届の各写-市町村委託分のみ)

(様式第7号-8-1)

障害物除去状況

市町村名	半壊床上浸 水被害戸数 (a)	除去戸 数 (b)	b — a	経費内訳					1戸当 り平均 経費 円	除去 終了日	備考
				借上料 円	人夫賃 円	資材費 円		計 円			
	戸	戸	%	円	円	円	円	円	円		
~~~~~											
計											

(注) 1 経費内訳欄は、適宜に必要な欄を設けて費目別に記入すること。

2 「除去終了日」欄には、最終の除去終了の月日を記入すること。

(様式第7号-8-2)

障害物除去内訳

被害 区分	住所	氏名	職業	家族数	除去を要 すべき状 態の概要	着工 月日	竣工 月日	金額	直営 請負別	経費の 内訳	備考
~~~~~											
計											

(注) 経費の内訳については、輸送費,人夫賃,借上費等と区分すること。

(様式第7号-9-1)

り 災 者 救 出 総 括 表

市町村名	日数	救 出 人 員	支 出 額					合 計	備 考
			借 上 費	消 耗 品 費	燃 料 費	修 繕 費			
		人	円	円	円	円	円	円	
~~~~~									
計									

(注) 1 日数は、月日から月日まで日間により記入すること。  
 2 「支出額」欄には、適宜必要な欄を設けて記入すること。

(様式第7号-9-2)

救 出 用 機 械 器 具 燃 料 内 訳

品 名	数 量	借 上 期 間 (調 達 月 日)	用 途	単 価	金 額	借 上 (調 達)	備 考
				円	円		
~~~~~							

(様式第7号-9-3)

救 出 用 機 械 器 具 修 繕 内 訳

市町村名	種 類	故 障 年 月 日	修 繕 年 月 日	修 繕 箇 所 概 要	金 額	備 考
~~~~~						
計						

(様式第7号-10-1)

医療および助産総括表

市町村名	医療費				計 (a+b)	助産分		合計	備考
	市民病院班分		医療機関分			実施完了日	金額		
	実施完了日	金額(a)	実施完了日	金額(b)					
	月 日	円	月 日	円	円	月 日	円	円	
計									

(注) 実施完了日は、それぞれ医療および助産の最終に完了した月日を記入すること。

(様式第7号-10-2)

市民病院班医療実施費目別内訳

市町村名	市民病院班	薬品費	治療材料等 消耗品費	借上費	修繕費		合計
		円	円	円	円	円	円
計							

(注) 1 必要な費目欄を適宜設けて記入すること。  
 2 合計欄の計の金額は総括表の「市民病院班分」の欄の計の金額に一致すること。  
 3 市民病院班編成表を添付のこと。

(様式第7号-10-3)

病院または診療所等による医療費内訳

市町村名	医療機関名	入院		入院外		計		備考
		実人員 (人)	金額 (円)	実人員 (人)	金額 (円)	実人員 (人)	金額 (円)	
計								

(注) 計欄の計の金額は総括表「医療機関分」欄の計の金額に一致すること。

(様式第7号-10-4)

助産費内訳

市町村名	助産機関名	人 員	金 額	備 考
		人	円	
計				

(注) 金額欄の計の金額は、総括表「助産費」欄の計の金額に一致すること。

(様式第7号-10-5)

市民病院班等による医療実施状況

市民病院班名	派遣先	取 扱 人 員						金 額	備 考
		月日	月日	月日	月日	月日	計		
		人	人	人	人	人	人	円	
計 班	地 区								

(注) 1 病院または診療所により実施した場合は、派遣先欄に病院または診療所名記入のこと。  
 2 金額欄には薬剤または治療材料の使用金額記入のこと。  
 3 病院、診療所の場合は生活保護区医療券(災)(写)を添付のこと。

(様式第7号-10-6)

医療班の医療品・衛生材料受払簿

年 月 日	品 名	受 払	残	単 価	金 額	備 考
計						

(様式第7号-11-1)

死体の搜索総括表

市町村名	死体数	経費内訳					計	搜索終了日	備考
		借上費	消耗器材費	燃料費					
	体	円	円	円	円	円	円		
計									

(注)「経費内訳欄」は、適宜に必要な欄を設けて費目別に記入すること。

(様式第7号-11-2)

搜索用機械器具燃料受払内訳

品名	期日	用途 明細	受	払	残	単価 (払分)	金額	備考
	月 日 日間 月 日					円	円	
計								

(様式第7号-11-3)

搜索用機械器具修繕内訳

名称	管理者 (所有者)	故障 年月日	修理の 概要	修繕 年月日	単価	金額	備考
					円	円	
計							



(様式第7号-11-4)

死 体 処 理 状 況

市 町 村 名	洗 浄 消 毒 等 処 理		検 案 料		一 時 保 存		合 計	備 考
	件 数	金 額	件 数	金 額	保 存 死 体 数	金 額		
		円		円		円	円	
計								

(注) 死体処理台帳(写)添付のこと。

(様式第7号-11-5)

埋 葬 状 況

市 町 村 名	大 人		小 人		合 計	埋 葬 月 日	備 考
	件 数	金 額	件 数	金 額			
計							

(注) 1 埋葬年月日は、最終のもの月日を記入すること。  
2 埋葬台帳(写)添付のこと。

(様式第7号-12-1)

学用品給与総括表

市町村名	学校名	教科書学用品および通学用品												合計	支出月日 教科書用品
		中学生		小学生		全壊(焼)流失世帯				半壊(焼)床上浸水世帯					
						中学生		小学生		中学生		小学生			
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額		
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円	
	計														

(注) 1 支給日は、最終日の支給日を記入すること。  
 2 県調達分については、市町村において、配分したものについては金額欄に品名および数量記入のこと。

(様式第7号-12-2)

学用品支給基準算出内訳

市町村名	全壊(焼)流失世帯				半壊(焼)床上浸水世帯				限度額合計
	中学生		小学生		中学生		小学生		
	人員	限度額	人員	限度額	人員	限度額	人員	限度額	
	人	円	人	円	人	円	人	円	円
	計								

(注) 県調達分については、市町村は限度額欄に基準品名および数量記入のこと。

(様式第7号-13)

生業資金貸与状況

市町村名	全壊(焼)流失世帯数(a)	貸与世帯数(b)	$\frac{b}{a}$	1世帯当り貸与額	金額	貸付日	備考
	世帯	世帯	%	円	円	日	
	計						

(注) 貸付月日は、最終貸付月日を記入すること。

(様式第7号-14-1)

輸 送 関 係 総 括 表

市町村名	費 目 別 内 訳						合 計
	借上費	燃料費	消 耗 器材費	修繕費			
	円	円	円	円	円	円	円
計							

(注) 費目別内訳欄には、適宜に必要な欄を設けて費目別に記入すること。

(様式第7号-14-2)

運 送 救 助 種 目 別 内 訳

市町村名	種 目	救 助 種 目 別 内 訳					合 計
		炊出し	被服・ 寝 具	飲料水	り災者 救 出	義援物 資	
	借 上 費 燃 料 費 消 耗 品 費 修 繕 費 計	円	円	円	円	円	円
計							

(注) 「救助種目別内訳」欄には、適宜に必要な救助種目欄を設けて費目別に記入すること。

(様式第7号-14-3)

輸 送 費 に 占 め る 修 繕 費 内 訳

市町村名	種 類	故障年月日	修繕年月日	修 理 箇 所 概 要	金 額	備 考
小 計					円	
合 計						

(様式第7号-14-4)

運送費および借上費

目的地	年月日	業者名 (借上先)	種類	輸送 区間	距離	台数	単価	金額	備考
							円	円	
計									

(様式第7号-14-5)

燃料および消耗器材費

品名	数量	単価	金額	調達先	用途	備考
		円	円			
計						

(様式第7号-15)

人夫備上状況

市町村名	救助の 種類	人員	金額	日数	備考
	小計		円	月 日 日間 月 日	
合	計				

(注) 救護班の一員としての事務員、運転手等で、国または公共団体に勤務する者でないときは、「備考」欄に、旅費の額を再掲しておくこと。

(様式第7号-16-1)

法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者に対する実費弁償内訳表

医療班名	目的地別	従事期間	従事人員		実費弁償費				備考
			職種	人数	日当	旅費	超過勤務手当	計	
				人	円	円	円	円	
~~~~~									
計									

(注) 目的別を「備考」欄に記入すること。

(様式第7号-16-2)

法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者に対する実績弁償内訳表

業者		同左の従業者数	従事地域別	従事期間	金額	備考
業種名	人員					
	人	人			円	
~~~~~						
計						

(注) 目的別を「備考」欄に記入する。

(様式第7号-17)

扶 助 金

市町村名	扶助金種類別	件数	金額	扶助金の支給を必要とした原因等の概要
			円	
~~~~~				
計				

(様式第7号-18)

損 失 補 償

市 町 村 名	補 償 金 額	備 考
	円	
計		

(注) 損失補償の概要を「備考」欄に記入すること。

(様式第7号-19)

法 第 3 4 条 の 補 償 費

区 分	金 額	備 考
1 人 件 費 (1) 旅費 (2) 賃金 (3) 謝金	円	
2 救護所設置費 (1) 消耗器材費 (2) 借上料		
3 救助諸費 (1) 薬剤費 (2) 衛生材料費 (3) その他の消耗品費		
4 輸送費 (1) 輸送費 (2) 修繕費 (3) 借上費 (4) 燃料費		
5 人夫賃 (1) 医療費 (2) 助産 (3) 死体処理		
6 扶助金		
7 事務費 (1) 消耗品費 (2) 電話料 (3) 電報料		
合 計		

(注) 「区分」欄には、適宜に必要な欄を設けて費目別に記入すること。

(様式第7号-20-1)

事務費総括表

費目	金額	備考
	円	
計		

(注) 費目は予算費目によるものとする。

(様式第7号-20-2)

超過勤務手当支給内訳

区分	実人員	平均支出額	金額	備考
1 本庁分 部 部 部 小計	人		円	
2 本庁以外の分 小計				
3 市町村分				
合計				

(注) 本庁、福祉事務所、市町村別に分類し部局ごとに記入すること。なお、市町村分については、支弁対象市町村分の総額を記入し、別途費目ごとの明細書を添付のこと。

(様式第7号-20-3)

食糧費内訳

区分	対象人員	単価	金額	備考
	人	円	円	
合計				

(注) 区分欄には救助打合せ、あるいは職員炊出費等に区分して記入すること。

(様式第7号-20-4)

旅 費 内 訳

区 分	実人員	平均支給額	金 額	備 考
	人	円	円	
合 計				

(注) 超過勤務手当支給内訳表に準じて記入すること。

(様式第7号-20-5)

燃 料 費

区 分	品 名	単 価	金 額	備 考
		円	円	
計				

(様式第7号-20-6)

通 信 運 搬 費

区 分	品 名	件 数	単 価	金 額	備 考
			円	円	
計					

(様式第7号-20-7)

修 繕 費

区 分	故障月日	車 名	修繕箇所	単 価	金 額	修理月日	備 考
				円	円		
計							

(様式第7号-20-8)

消 耗 品 費

区 分	品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
		円		円	
計					

(様式第7号-20-9)

印 刷 製 本 費

区 分	品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
		円			
計					

(様式第7号-20-10)

賃

金

区 分	用 務	人 員	単 価	金 額	期 間	備 考
			円	円		
計						

(様式第7号-20-11)

光

熱

水

費

区 分	品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
			円	円	
計					

(様式第7号-20-12)

借

料

損

料

区 分	用 務	品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
				円	円	
計						

(様式第8号)

避難所収容台帳

岡山市〇〇避難所

責任者 認 印	月 日	収 容 人 員	物品使用状況		記 事	備 考
			品 名	数 量		
㊟	9.10	100人	ローソク	50本	9.10 0:50 〇〇寺を 避難所とし〇〇が責任 者となる。	
	9.11	75人	木 炭	1俵	20世帯 100人を収容 16:00 5世帯25人帰宅	
㊟ 計	9.15 (5日間)	25人	薪	4束	13:00 全員帰宅、避難 所を閉鎖する。	後始末のため 人夫1名雇用

- (注) (1) 「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。
 (2) 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 (3) 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名および収容期間を「備考」欄に記入すること。

(様式第9号)

避難所収容者名簿

岡山市〇〇避難所

世 帯 主		世帯 人員	収 容 状 況										
住 所	氏 名		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	計
計													

- (注) (1) この名簿は、開設後できるかぎりすみやかに作成すること。
 (2) この名簿、避難の受付に備え付け、郵便物の受理、来訪者の応待等に利用すること。
 (3) 「収容状況」欄には、その日の収容人員数を記載すること。
 (4) 避難所単位に放出しを配給するような場合においては、一時的に「放出し受給者名簿」を兼ね後日同帳簿に転記してさしつかえないこと。

(様式第10号)

避難所用物品受払簿

岡山市

品名	ローソク	単位 呼称	本				
年月日	摘要		受	払	残	備考	
47. 9. 10	〇〇〇〇商店		100			@8	
	〇〇避難所			30	70		
	〇〇避難所			20	50		
計			100 (800円)	100 (800円)	0		

- (注) (1) 「摘要」欄に購入または受入先および払出し先を記入すること。
(2) 「備考」欄に購入金額を記入すること。
(3) 最終行欄に受・払・残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式第11号)

避難所設置および収容状況

岡山市

避難所の 名称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設 日数	延人員	備考
〇〇 避難所	大字〇〇 字〇〇	既存建物	9月10日から 9月14日まで	50人	5日間	300人	〇〇寺
〇〇 避難所	大字〇〇 字〇〇	野外仮設	9月10日から 9月12日まで	100	3	130	天幕利用
計		既存建物	9月10日から 9月14日まで	500	7	1,900	4箇所
		野外仮設	9月10日から 9月12日まで	100	3	130	1箇所

- (注) (1) 「種別」欄は、既存建物の場合と野外仮設の場合に区分すること。
(2) 「計」欄には、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分別に合計しておくこと。

(様式第12号)

災害応急米申請書(1)

			年	月	日
岡山県知事	殿				
		岡山市長名			㊟
災害用応急米配給割当申請書					
このことについて、下記のとおり申請します。					
記					
1	り災者給食用	延	人		精米キログラム
2	救助作業者および緊急復旧作業者給食用	延	人		精米キログラム
3	理由				

災害応急米申請書(2)

			年	月	日
岡山県知事	殿				
		岡山市長名			㊟
災害用応急米配給申請書					
	月	日の	による災害応急米を下記のとおり申請します。		
記					
1	り災者給食用	延	人		精米キログラム
2	救助作業者および緊急復旧作業従事者給食用	延	人		精米キログラム
3	米穀類販売業者別購入数量				
		米穀類販売業者名	購入数量(精米キログラム)		
4	応急米使用状況	別紙様式123			

(様式第13号)

応急用米穀引受書

年 月 日
岡山県知事 殿
岡山市長名 ㊟
応急用米穀引受報告書
月 日の による災害に際し、政府から引渡しを受けた米穀について、下記のとおり報告します。
記
1 種別等級別数量
2 引渡しを受けた倉庫名および所在地
3 引渡しを受けた者の職氏名
4 倉庫責任者職氏名
5 その他参考事項
(注) 数量単位は玄米キログラムとすること。

(様式第14号)

り災者用応急米使用状況表

岡 山 市

区 分		給 食 人 員	数 量	備 考
月 日	朝			
月 日	朝			単位・精米キログラム
	昼			
	夕			
	朝			
計				

(様式第15号)

救助作業者および緊急復旧作業従事者用応急米使用状況表

岡山市

区分 月 日		給食人員	数 量	備 考
月 日	朝			単位・精米キログラム
	昼			
	夕			
	朝			
計				

(様式第16号)

り災者に対する米穀配給状況表

岡山市

区分 月 日		給与人員	給与日数	数 量	備 考
					単位・精米キログラム 月日は、給与日数別に 分けて記入すること。
計					

(様式第17号)

炊出し受給者名簿

岡山〇〇炊出し場

責任者 氏名

世帯主 氏名	家族 数	給与内						訳				備考
		9月10日			9月11日			9月16日			合計	
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕		
早山太郎	5人	5	5	5	5	5	5				80	
内野三郎	3	3	3	3	3	3	3	3	3		60	
計		200	200	200	200	200	150	50	50		2,000	
品名	単位呼称	日別使用量						合計				
精米	kg	84		768				42		363		

- (注) (1) 「朝」「昼」「夕」欄には、支給食数を記入すること。
 (2) 他町村の住民であるときは、その住所を「備考」に記入しておくこと。

(様式第18号)

食糧品現品給与簿

岡山市

給与 年月日	給与 人数	食数	給与物品内訳			受領者					備考
			米	乾 パン	かん 詰	住所	世帯主 氏名	家族 数	受領 印	避難先 市町村	
47. 9.15	人 4	食 24	kg 336		ヶ 8	字〇〇	春野秋男	人 5	Ⓢ	〇〇町	
計	6	42	58		16						

(様式第19号)

食品給与物品受払簿

岡山市

品名	精米	単位呼称	kg				岡山市
年月日	摘要		受	払	残	備考	
47. 9. 10	〇〇米穀販売所 (または県) 〇〇炊出場 〇〇炊出場		600				@85 51,000円
47. 9. 14	現品給与 (春野秋男外1)			42 21	558 537		
	計		960 (81,600円)	924 (78,540円)	36 (3,060円)		

- (注) (1) 「摘要」欄に購入または受入先および払出先を記入すること。
 (2) 「備考」欄に購入単価および購入金額を記入しておくこと。
 (3) 最終行欄に受、払、残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式第20号)

炊出し(食品給与)物品借用簿

岡山市

品名	数量	期間	金額	所有者 (管理者) 氏名	使用避難所の名称					備考
					〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
釜	5	9.10 9.17 7日間	円 (無償)		2	1			2	
鍋	20	同	"		8	3		2	7	
食器	100	同	1,500		30	20			50	3ヶ1組

(注) 「期間」欄は「〇月〇日から〇月〇日まで〇日間」と記入すること。

(様式第21号)

炊出し(食品給与)協力者、奉仕団名簿

岡山市

年月日	炊出場所	協力奉仕者代表者名	人数	時間	備考
47. 9. 21	〇〇〇〇	〇〇婦人会〇〇〇〇外	28	8~17	

(注) 記載例に準じて記載すること。

(様式第22号)

飲料水供給記録簿

岡山市

供給年月日	供給地区	対象人員	供給内容			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者)氏名		
	〇〇地区	500人	ろ水器 給水車	2 1	(県……)	一円 一円	
	〇〇部落	300人	2石入布製 タンク	2	〇〇〇〇〇	300	
			2石入水槽	1	〇〇〇〇〇	200	

(注) 1 「対象人員」欄の人員数は、概数で記入してさしつかえないこと。
 2 給水用機械器具は借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、「金額」欄に借上額を記入すること。

(様式第23号)

給水用機械器具燃料および浄水用資材受払簿

岡山市

品名	ガソリン	単位呼称	リットル			
年月日	摘要	受	払	残	備考	
47.9.10	給水車 タンク車	50	8 10	42 32	@35 1,750円	
		50	45	5		
計		(1,750円)	(1,575円)	(175円)		

(注) 1 「摘要」欄に購入先または受入先および払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価および購入金額を記入しておくこと。
 3 最終行欄に受払残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式第24号)

給水用機械器具修繕費

岡山市

給水用機械器具の名称	所有者(管理者)氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考

(注) 「故障の概要」欄には、故障の原因および主な故障箇所を記入すること。

(様式第25号)

救 助 日 報

報告機関				受信機関					
発信者				受信者					
報告時限		月	日	時現在	発受時間		月 日 時 分		
避難所開設	開設期間	開設日	時	被必需 服寝具 生活与	県よりの受入または 前日よりの繰越量			点	
		閉鎖 予定日	月		日	本日	全滅失世帯数(世帯)		点
	既存建物	箇所数	箇所		支給	半失, 床上浸 水世帯数(世帯)		点	
		収容 人員	人			翌日への繰越量			点
野外仮設	箇所数	箇所		医療 班 助 産 機 関	医療班出動数		コ班		
	収容 人員	人			救助地区				
炊出期間	開始 年月	月	日		診療 者数	医療	人		
	終了 年月	月	日			助産	人		
炊出箇所数		箇所			医療	施設数	箇所		
炊出人員	朝	人				診療 人員	人		
	昼	人			助産	施設数	箇所		
	夕	人				診療 人員	人		
	計	人			救助終了予定月日 月 日				
給水	供給地区数		地区		り 災 救 出	救出地区			
	供給実人員		人	救出した人員		人			
	供給水量		石	今後救出を要する 人員		人			
	給水開始月日		月 日	救出終了予定月日		月 日			
	期間終了予定日		月 日	救出 の方法					
	給水方法								

学用品支給	県より受入れまたは前日より繰越量点			死体の処理	死亡原因別人員		
	本日	小学生	全失世帯 (人) 点		死体処理	死体洗浄 体	
			半失(床上浸水)世帯 (人) 点			死体縫合 体	
	支給	中学生	全失世帯 (人) 点			死体消毒 体	
			半失(床上浸水)世帯 (人) 点		死体	既存建物利用 箇所	
翌日への繰越量			点	保存	仮設建物 箇所		
埋葬救助	前日までの埋葬		体	死体の処理	死体処理機関		
	本日埋葬	大人	体		今後死体処理を要する死体		
		小人	体		死体処理終了予定月日		
		計	体	障害物除去を要する戸数			
	翌日以降の要埋葬数		体	障害物の除去	本日除去した戸数		
埋葬終了予定月日		月 日	今後除去を要する戸数				
捜索地区			障害物除去の終了予定月日				
死体の捜索	捜索を要する死体		体	輸送	公用車使用		
	本日発見死体		体		借用車使用		
	今後の要捜索死体		体		救助の種類		
	捜索の方法						
	捜索終了予定月日		月 日		人	人夫雇上数	
仮住設宅	着工月日	(戸) 月 日	夫	従事作業			
	竣工月日	(戸) 月 日		その他			
住修宅理	着工月日	(戸) 月 日	備考				
	竣工月日	(戸) 月 日					

(様式第26号)

世帯構成員別被害状況

年 月 日

岡山市

被害別	世帯構成員別	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	計	小学生	中学生
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯			
全焼(焼)														
流失														
半焼(焼)														
床上浸水														

(様式第27号)

物資購入(配分)計画表

〇〇市全壊流失世帯分

岡山市

品名	単価	1人世帯				2人世帯				3人世帯				計				備考
		(基準額) 0,000円				(基準額) 0,000円				(基準額) 0,000円				計				
		数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	
毛布	円 800	1	2	2	1,100	1	4	4	3,200	1	30	30	24,000	58	77	61,600		
布団	1,500	1	2	2	3,000	1	4	4	6,000	2	30	60	90,000	58	98	150,000		
肌着 (上下)	300	1	2	2	600	2	4	3	2,400	3	30	90	27,000	58				
計		1	2		6,300	12	4		15,400	16	30		166,000	58		377,500		

- (注) 1 本表は全壊(焼), 流失世帯分と半壊(焼), 床上浸水世帯分に分けて作成すること。
 2 「品名」欄は, 寝具, 被服, 生活必需品の順に記入すること。
 3 各品目ごとの「備考」欄に, 県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

(様式第28号)

救助用物資引継書

救助用物資引継書

引継者機関名 _____ 職 氏名 _____ ㊟

引継者機関名 _____ 職 氏名 _____ ㊟

救助物資を次のとおり引継ぎました。

記

1 引継日時 _____

2 引継場所 _____

3 引継物資 _____ 次表のとおり _____ (車両番号 _____)

物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由	その他

(注) 本書は2通作成し、授受両機関とも保管する。

(様式第29号)

救助用物資割当台帳

り災 区分	全 失								岡 山 市				
り番 災 台 帳 号	住 所	世 帯 主 氏 名	同 左 内 訳					学 令 児 童		物 資 名			
			大 人		小 人		乳 幼 児	小 学 校	中 学 校				
			男	女	男	女							

(注) 1 本台帳は、全失と半失(床上浸水を含む。)に区分して作成すること。
 2 物資名欄は、品種数に応じ適宜増欄する。

(様式第30号)

物資給与および受領書

岡山市

住家被害程度区分	流失	給与の基礎となった世帯構成人員	5人	災害発生時世帯構成人員	6人	うち死亡者数	1人
----------	----	-----------------	----	-------------	----	--------	----

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所
世帯主 氏名

印

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考
47. 9. 12	毛布	3		33. 9. 14	ふとん	2	
"	肌着上下				茶わん	5	
"	タオル				汁わん	5	

(注) 1 災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とする。

(様式第31号)

救助用物資受払簿

岡山市

品名	毛布	単位呼称	枚			
年月日	摘要		受	払	残	備考
47. 9. 11	県本部より		200			(@800 160,000円)
9. 12	〇〇出張所			100	100	
	〇〇ふとん店		30		130	(@850 25,500円)
<hr/>						
	県調達分		300 (160,000)円	200 (160,000)円		
	市調達分		30 (25,500)円	30 (25,500)円		

(注) (1) 「摘要」欄に、購入先または受入先および払出し先を記入すること。

(2) 市町村の場合においては、最終行欄に県よりの受入分および市町村調達分別に受払、残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式第32号)

応急仮設住宅入居該当世帯調

								岡山市	
番号	り災台帳番号	世帯主氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	摘要	
					人員数	同左中可働者			
1									
2									
3									

- (注) (1) 本調は、住宅対策報告書に添えて(更に本調に地図を付ける。)提出する。
(2) 番号は優先順位を記載し、補欠は補欠1,2とする。
(3) 生活程度は上中下生活保護世帯に記載する。
(4) 身体障害世帯、母子世帯等特殊世帯にあつては摘要欄に記載する。

(様式第33号)

応急仮設住宅入居者台帳

(岡山市)

応急仮設住宅番号	住所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘要
1	字〇〇	甲山太郎	5人	43. 10. 1	市有地	44. 2. 1居室〇平方メートル増築許可
2	字〇〇	乙川次郎	6	同	同	44. 5. 20公営住宅入居, 現在空室
3	字〇〇	丙野三郎	3	43. 9. 28	私有地 (〇平方メートル年〇円)	

- (注) (1) 本台帳は、市町村別とすること。
(2) 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、なお参考として設置箇所を明らかにした簡単な図面を市町村に作成し添付しておくこと。
(3) 「住所」欄は、り災前の住所を記入すること。
(4) 「家族数」欄は、入居前における世帯主を含めての人員数を記入すること。
(5) 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償別を明らかにしておくこと。
(6) 「摘要」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。例えば「昭〇〇, 〇〇〇〇公営住宅に入居現在空室」または「昭〇〇, 〇, 〇増築許可」等

(様式第34号)

住宅応急修理該当世帯調

(岡山市)

番号	り災台 帳番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活 程度	被害 程度	修理 予定 箇所	備考
					人員数	同左中 可働者				
1										
2										
3										
4										
5										

- (注) (1) 本調は、住宅対策報告書に添えて(更に本調に地図を付する。)提出する。
(2) 番号は、優先順位を記載し、補欠は補欠1, 2とする。
(3) 生活程度は、上中下、保護世帯に区分して記載する。
(4) 被害程度は、半壊、半焼、半流失に区分して記載する。
(5) 修理箇所はできるだけ具体的に記載する。
(6) 身体障害世帯、母子世帯等特別世帯にあつては備考欄に記載する。

(様式第35号)

住宅応急修理記録簿

岡山市

住所	世帯主 氏名	職業	家族 数	修理箇所 概要	修理着工 年月日	修理完成 年月日	修理費	備考
〇〇町 〇〇番地	春野秋男	小売商	5人	屋根、壁 炊事場、 便所	47.9.25	47.9.30	18,500円	
〇〇町 〇〇番地	大川 広	無	3人	屋根、居 室、床、 便所	47.9.20	47.9.23	20,000	修理費 22,000円

(様式第36号)

障害物除去該当世帯調

岡山市									
番号	り災台帳番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	障害物の状況	備考
					人員数	同左中可働者			
1									
2									
3									

- (注) (1) 本調は、住宅対策報告書に添えて提出する。
 (2) 番号は、優先順位を記載し、補欠は補欠1, 2とする。
 (3) 生活程度は、上中下、保護世帯に区分して記載する。
 (4) 被害程度は半壊、床上浸水に区分して記載する。
 (5) 障害物の状況はできるだけ具体的に記載する。
 (6) 身体障害世帯、母子世帯等特殊世帯にあつては、備考欄に記載する。

(様式第37号)

障害物除去の状況記録簿

岡山市

住家被害程度区分	住所	氏名	職業	家族数	除去を要すべき状態の概要	除去に要した期間	金額	備考
半壊	字〇〇	月山五郎	農業	4	たい積量高さ〇米約〇立方メートル たい積場所居室炊事場、便所等	2日間	円 2,500	器具借料〇〇〇円 人夫賃 〇〇〇円 転送費 〇〇〇円 その他 〇〇〇円
床上浸水	字〇〇	星川六郎	商業	3	たい積量〇米約〇立方メートル たい積場所、居室、炊事場、玄関	4日間	円 4,500	器具借料〇〇〇円 人夫賃 〇〇〇円 転送費 〇〇〇円 その他 〇〇〇円

(様式第38号)

被害状況報告書

第 報

電話の合場	受信者の氏名 送信者の氏名	受信日時 所属	年	時月	分日
-------	------------------	------------	---	----	----

市名	岡山	市	発生年月日	年	月	日	時現在の状況	災害の原因
----	----	---	-------	---	---	---	--------	-------

被害の概要, 発生患者数等

被害部落名	全戸数	全全	半全	流出	床上浸水	床下浸水	計	被害率	その他の被害				健康診断	発生患者数						
									井戸冠水	橋の流失	田畑の流出	道路の欠陥 ・堤堰		人死	畜負傷	患者	疑似者	保菌者	計	死者
被害部落全部の数																				

報告経路: 市町村～保健所班～県本部～本省

(様式第40号)

災害防疫経費所要額調

岡山市

事 項	区 分	所要見 込 額	見 積 の 概 要
1 予防委員諸費	(1) 委員手当 (2) 委員旅費		延日数 実人員 実人員
2 清潔方法, 消毒方法諸費	(1) 清潔方法 (2) 消毒方法		実施戸数 主な作業の内容別見込額
3 予防救護諸費	(1) 雇 上 費 (2) 旅 費 (3) 物 件 費 (4) 診療委託費		実人員 延人員 薬品等の購入, 借上費 輸送費
4 伝染病院隔離病舎諸費	(1) 雇 上 費 (2) 患者諸費 (3) 管 理 費 建物修理費		収容実人員, 食費薬価収入 修理箇所, 見積の積算基礎
5 委託入院費			収容実人員
6 臨時隔離病舎諸費	(1) 雇 上 費 (2) 患者諸費 (3) 管 理 費		収容実人員 食費薬価収入
7 消毒所費	(1) 雇 上 費 (2) 庁 費		消毒戸数
8 予防救治従事者の手当 等諸費	(1) 特殊勤務手当		延日数 実人員
9 交通遮断隔離等諸費	(1) 交通遮断隔離 (2) 生活補給費		実人員
10 伝染病貧民患者および 死者諸費	(1) 生活補給費 (2) 死体消毒費 (3) 埋火葬費		実人員 実施件数 実施件数
11 そ 昆虫駆除費			実施戸数 実施地域
12 家用水供給費			(村字大字)
13 法19条の2手当金			対象実人員 給水日数
14 予防事務費			支出科目別内訳
15 設備整備費			設備名, 台数, 理由
合 計			

注 食費薬価の収入見込みある場合は, 該当の事項, 区分における支出見積額より控除した所要見積額に計上すること。

(様式第41号)

り災者救出状況記録簿

岡山市

年月日	救出地区	救出人員	救出用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者 (管理者)氏名		
47.9.10	〇〇地区	20	渡船	5	〇〇〇〇	7,500円	1艘 1,500円
			ロープ	5	〇〇〇〇	1,500円	
	〇〇地区	5	ボート	3	〇〇〇〇	1,500円	1艘 500円

(注) 救出用機械器具は借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

(様式第42号)

り災者救出用機械器具燃料受払簿

岡山市

品名	軽油	単位呼称	リットル			
年月日	摘要	受	払	残	備考	
47.9.10	〇〇石油KK	40			@30	1,200円
	〇〇〇(船名)		5	35		
	〇〇〇(船名)		5	30		
	計	42 (1,260円)	42 (1,260円)	0		

(注) (1) 「摘要」欄に購入先または受入先および払出し先を記入すること。
 (2) 「備考」欄に購入単価および購入金額を記入しておくこと。
 (3) 最終行欄に受払残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式第43号)

り災者救出用機械器具修繕簿

岡山市

機械器具 の名称	所有者 (管理者)氏名	故障 年月日	故障の概要	修繕 年月日	修繕費	備考
渡船	〇〇〇〇	47.9.11	岩石に触れて破損舟底 その他	47.9.14	2,500円	

(注) 「故障の概要」欄は、故意の原因および主な故障箇所を記入すること。

(様式第44号)

救護(市民病院)班出動編成表

岡山市

救護(市民病院)班出動報告書						
市民病院班名		市民病院班所属		日	時	
職名氏名		区分	日時			
班長医師		出勤日時		月	日	時分
班員		〇〇地区	自	月	日	時分
		〇〇地区	至	月	日	時分
		解散日時		月	日	時分
		摘	(使用車両の所属等)			
計		名		要		

救護班出動編成表様式<様式第44号附属表>

1 県本部救護班編成状況

岡山市

班名	班長名	班 編 成						備考
		医師	薬剤師	保健師	事務員	運転手	計	

(注) 看護婦のうち1名は婦長とする。

(様式第45号)

救護(市民病院)班診療記録

岡山市〇〇班

医師氏名

㊦

年月日	市町村名	患者氏名	年齢	病名	措置概要	備考
47.9.10	〇〇町	山川一郎	35	骨折		
9.11	〇〇村	村野花子	22	急性腸カタル		

(様式第46号)

救護(市民病院)班医薬品・衛生材料使用簿

岡山市〇〇班

医師氏名

㊦

医薬品衛生材料品名	単位 呼称	単位	摘要	受	払	残	備考
カンポリジン	A	15円		12	8	4	120円
20%サイアジン5cc	A	15		24	12	12	660
ロートエキス散	g	50	(県……)	100	20	80	10
10%塩酸エフェドリン	g	15		10	8	2	120
ほう帯	反	150		3	2	1	300
							計 1,840円 (残品返納)

- (注) (1) 本簿は、救護業務従事期間中における品名ごとの使用状況を明らかにするものであること。
(2) 「摘要」欄に受入先を記入すること。
(3) 「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入しておくこと。

(様式第47号)

救護(市民病院)班の編成, 活動記録

岡山市

期 間	活動地域 市町村名	診療患者数	死体検 案 数	班の編成	班長数氏名	備 考
9月10日から 10日間 9月19日まで		内科 38 外科 300	5	医 師 3 薬剤師 1 看護師 5 その他 2	県立〇〇病院 大山 高	
9月11日から 5日間 9月15日まで		内科 30 外科 25	8	医 師 2 看護師 4 その他 2	市立〇〇病院 谷川 深	
<hr/>						

(様式第48号)

病院診療所医療実施状況記録

岡山市

診療機関 所在地 市町村名	診 療 機関名	診療機関	診療機関		診療報酬 点 数	金 額	備 考
			入院	通院			
〇〇市	〇〇病院	9.10 } 5日間 9.14 }	20	—	1,620	16,200	健保
	〇〇医院	9.10 } 10日間 9.19 }	60	180	8,460	84,600	国保
<hr/>							
計		9.10 } 10日間 9.19 }	100	350	15,100	151,000	

(注) 「診療人員」欄は延人員数を記入すること。

(様式第49号)

医薬品・衛生材料受払簿

岡山市

品名	ほう帯	单位名称	反			
年月日	摘要		受	払	残	備考
47.9.10	〇〇薬品KK		10			@150 1,500円
"	県立〇〇病院救護班			3	7	
47.9.11	市立〇〇病院救護班			5	2	
計			20 (3,000円)	15 (2,250円)	5 (750円)	

- (注) (1) 「摘要」欄に購入先または受入先および払出し先を記入すること。
 (2) 「備考」欄に購入単位および購入金額を記入しておくこと。
 (3) 最終行欄に受、払、残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式第50号)

助産台帳

岡山市

分べん者			分べんの日時 場所	助産 機関名	期間	金額	備考
住	所	氏名 年令					
〇〇町	〇〇番地	夏山 冬子 28	9.12 19.00 〇〇避難所	助産師 〇〇〇〇	9.12 9.15	2,000円	

(様式第51号)

死体捜索状況記録簿

岡山市

年月日	捜索地区	捜索死体	捜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者 (管理者) 氏名		
47.9.12	〇〇海岸一帯	推定数5体	小型発動機船 (〇幅)	10	〇〇〇〇	(無償) 円	
47.9.13	〇〇地区	3	万能 フォーク 担架	30 10 3	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	300 100 300	

- (注) 捜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし有償による場合にのみその借上費「金額」欄に記入すること。

(様式第52号)

死体捜索用機械器具燃料受払簿

岡山市

品名	重油	単位呼称	リットル			
年月日	摘要		受	払	残	備考
47.9.12	〇〇石油KK		1,000			@15,000
	〇〇所属〇〇丸外9隻			200	800	15,000円
	〇〇所属〇〇丸外4隻			125	675	
計			1,100 (16,500円)	1,100 (16,500円)	0	

- (注) (1) 「摘要」欄に購入先または受入先および払出し先を記入すること。
(2) 「備考」欄に購入単価および購入金額を記入しておくこと。
(3) 最終行欄に受、払、残の計およびそれぞれの金額をあきらかにしておくこと。

(様式第53号)

死体捜索用機械器具修繕簿

岡山市

機械器具の 名称	所有者 (管理者) の氏名	故障 年月日	故障の概要	修繕 年月日	修繕費	備考
小型発動機	〇〇〇〇	47.9.13	エンジン オーバーホール	47.9.15	6,500円	
万能	〇〇〇〇	47.9.15	先ガケ, 柄等	47.9.15	600円	

- (注) 「故障の概要」欄は、故障の原因および主な故障箇所を記入すること。

(様式第54号)

死 体 処 理 台 帳

岡 山 市

死 亡 年月日	死亡 原因	死体発見の 日時および場所	死亡者		遺 族		洗浄等の処置費			死体一時保存場所 および保存の期間	備 考
			住 所 氏 名	年 令	住 所 氏 名	死亡者との 関係	品名	数 量	金 額		
47.9.10	溺死	9:10	〇〇町〇 番地	54	〇〇町〇 番地	次女	縫合針	2	35円	〇〇寺 9:10 から	9:15 火葬に 付す
		16:00	〇〇〇〇		〇〇〇〇		アルコ ール	1	100		
		〇〇 地区					ガーゼ	1	100		

(様式第55号)

埋 葬 台 帳

岡 山 市

死 亡 年月日	死 亡 原 因	埋 葬 年月日	死亡者		埋葬を行な つた者		埋 葬 費				備 考
			住 所 氏 名	年 令	死亡者との 関係	住 所 氏 名	棺 (付 属品を 含む。)	埋葬 または 火葬料	骨 箱	計	
47.9.10	溺死	47.9.12	〇〇町 〇番地 〇〇〇	10	伯父	〇〇町 〇番地 〇〇〇	円	円	円	円	埋葬費 1,800円 支給
〃	溺死	47.9.15	〇〇町 〇番地 〇〇〇	54		〇〇 市長	1,000	800	200	1,800	遺族氏名 〇〇〇〇〇

- (注) (1) 埋葬を行なつた者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。
 (2) 市町村長等が棺、骨箱等を現場で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにしておくこと。
 (3) 埋葬を行なつた者に埋葬費を支給したときは、その旨および金額を「備考」欄に記入しておくこと。

(様式第56号)

被災児童・生徒名簿

〇〇小・中学校					岡山市				
番号	学年	児童・生徒名	り災者 台帳 番号	父兄氏名	国語			社会	
					国語	書方	ローマ字	社会	地図

- (注) (1) 学年別に順次記載する。
 (2) 被害区分は全失(全焼・全壊・流失), 半失(半焼・半壊), 床上浸水の区分による。なお、住家の被害が前記に達しないものについては、「なし」とする。
 (3) り災者台帳番号は、市町村で作成する台帳の番号とする。ただし、台帳作成前にあつては、空欄とし、後日照合時に記載する。
 (4) 教科書名は次の区分に準じて記載する。
 (ア) 国語(国語・書き方・ローマ字)
 (イ) 社会(社会・地図)
 (ウ) 算数(数学)
 (エ) 理科
 (オ) 音楽
 (カ) 図工(美術)
 (キ) 保健体育
 (ク) 技家(男子向・女子向)
 (ケ) 選択教科(外国語・農業・工業・商業・家庭)
 (コ) 計
 (5) 被災教科書分のみについて該当欄に「○」印を付ける。

(様式第57号)

被災教科書報告書

区分						岡山市 〇〇小・中学校	
教科	学年	発行所名	教科書 記号番号	教科書名	冊数	単価	金額
計							

- (注) (1) 区分欄は、次の二つに分けて作成する。
 (ア) 適用被災
 災害救助法による支給対象者分
 (イ) 不適用
 災害救助法適用地域ではあるが、住家の被害が適用基準に達しないものおよび災害救助法が適用にならなかった市町村分、いわゆる私費負担分
 (2) 本報告書は、市町村から県本部厚生班へ2部提出するものとする。

(様式第58号)

学用品引継書

岡山市

学用品引継書					
引継者	機関名		職氏名		㊟
引継者	機関名		職氏名		㊟

学用品次のとおり引継ぎました。

記

1 引継日時
2 引継場所
3 引継物資 次表の通り(車両番号)

物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由その他

(注) 2部作成し授受両機関とも保管する。

(様式第59号)

学用品割当台帳

り災区分()

岡山市

番号	学年	児童・生徒名	父兄氏名	割当物資名				

(注) (1) り災区分は全失(全焼・全壊・流失)と半失(半焼・半壊・床上浸水)に区分して作成する。
 (2) 学年別に記載し、必要に応じて学年別に別葉とする。
 (3) 災害救助法によらない教科書のあつせん分は、本様式による割当を省略し様式第56号の被災児童、生徒名簿を利用してさしつかえない。

(様式第60号)

学用品给与券

学用品给与券			
被害区分 番号		〇〇小 中 学校	学年 組
(児童・生徒氏名)			
1	支給物資	次表のとおり	
2	支給場所		
3	支給日時		
岡山市長			㊞
物資名	数	物資名	数
量	量	量	量
~~~~~			
上記学用品受領しました。			
年 月 日			
(父兄氏名)			㊞

(様式第61号)

# 学用品受払簿

品名					岡山市		備考
	年月日	摘要	単価	受	払		
救助法					その他		
~~~~~							
	計						

(注) 救助用物資とあつせん分をあわせて扱うときは、一括して経理してさしつかえない。

(様式第62号)

車 両 等 使 用 書

車籍番号または船(機)名		所属		運転者氏名		所属	
使用月日時	使用者氏名	使用区間	用 務	走行料	輸送人員(量)		
月 日 時～ 時							
品 目	受 入 量	消 費 量 (燃料の場合)		備 考 (修 繕 等)			

(様式第63号)

輸 送 記 録 簿

岡 山 県
岡 山 市

年月日	目的	輸送区間		車 両 等		輸 送 担 当 者	金 額	備 考
		区間	距離	種類	番号または船機名			

- (注) (1) 必要に応じ都道府県または市町村の車両等による場合とその他の場合に区分すること。
 (2) 「目的」欄は主たる目的(または救助の種類名)を記入すること。
 (3) 都道府県または市町村の車両等による場合は「輸送担当者」欄に車両番号を記入すること。
 (4) 借上車両等による場合は、有無償の別を問わず記入すること。「金額」欄は輸送費または車両等の借上費を記入すること。

(様式第64号)

燃 料 等 受 払 簿

岡 山 県
岡 山 市

品 名	単位 呼称					備 考
年 月 日	摘 要	受	払	残		

- (注) (1) 必要に応じ都道府県または市町村有の車両等に対する分とその他の車両等に対する分と別冊または別頁としてさしつかえない。
 (2) 「摘要」欄に購入先または受入先および払出先を記入すること。
 (3) 「備考」欄に購入単価および購入金額を記入しておくこと。
 (4) 最終行欄に受、払、残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式第65号)

修 繕 費 支 払 簿

岡 山 県
岡 山 市

輸 送 年月日	目的	故 障 年月日	故障 場所	故障車両等		故障の 概 要	修 繕 年月日	修繕費	備 考
				名称 番号	所有者 氏 名				

(注) (1) 必要に応じ都道府県または市町村有の車両による分とその他の車両等による分とを別頁として
さしつかえない。

(2) 「故障の概要」欄は、故障の原因および故障箇所を記入すること。

(様式第66号)

輸 送 明 細 書

従事会社名					会社住所			
車籍番号ま たは船機名					運 転 手			
出庫時間	帰庫時間	稼働時間	走行 料	請求金額	備 考			
作 業 内 容								
発 地	着 地	作業内容	料数(回数)	金 額	摘 要			
計								

(様式第67号)

出 役 表

出 役 表			
(雇上げ機関名)			
労 務 者	住 所		
	氏 名	才	
就 労 状 況			
月 日	歩 合	従 事 作 業	監 督 者 認 印
備 考 上記の表は毎日就労前に提出し終了後係員から受け取って下さい。 作業終了後または係員が提出を求めたとき			

(様式第68号)

賃 金 台 帳

(作 業 種 別)			月 分					基本賃金		割増賃金		給与額
住 所	氏 名	日 額	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額	
計	名		名	名	名	名	名					

- (注) (1) 本台帳は作業の種別によつて口座を別にする事。
(2) 各日別就労状況は1日就労者「○」を表示する。また5時間、時間外就労した者は「0.5」と表示すること。
(3) 本様式の日別欄は適宜増加し、さらに所得税等控除を要するときは所要欄を適宜増加すること。

(様式第69号)

拋 出 者 名 簿

岡 山 市

年 月 日	住 所	氏 名	拋出地区	数 量
47.9.10	〇〇町〇〇	〇 〇 〇 〇	現 金	〇〇円
	〇〇町〇〇	〇 〇 〇 〇	衣 類	〇点

- (注) (1) 記載例に準じて記載する。
 (2) 連絡簿であるが、町村単位に別葉等としてさしつかえない。

(様式第70号)

引 継 書

岡 山 市

引 継 書						
引 継 書 機 関 名			職 氏 名	印		
引 継 書 機 関 名			職 氏 名	印		
義援金品次のとおり引継ぎました。						
記						
1	引 継 月 日					
2	引 継 場 所					
3	引 継 金 品	次表のとおり	(車両番号)			
金品区分	単位	輸 送 数 量	引 継 数 量	差引過不足	過不足を生じた理由 そ の 他	
~~~~~						

- (注) (1) 2部作成し、授受両機関とも保管する。  
 (2) 金品区分は衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等で表示する。

(様式第71号)

## 受 領 書

受 領 書		No.
(住所氏名)		
殿		
1	現 金	¥ 〇〇〇
2	物 資	〇〇〇〇梱包
ただし、〇〇災害の義援金として上記のとおり受領しました。		
年 月 日		
機関名 (取扱者 印)		

- (注) (1) 複写式とし、事前に機関別のおしNoを付しておく。  
(2) 控えは義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。  
(3) 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本表式事項をただし書等に付記することとしてさしつかえない。  
(4) 物資区分は実情に即して記載する。

(様式第72号)

## 現 金 出 納 簿

岡 山 市

年 月 日	摘 要	受	払	残

- (注) (1) 各機関の財務規則等の定めにより、取扱う場合は「義援金」の補助口座を設け、義援金についての出納を明確にしておくものとする。  
(2) 預金と現金は区分することなく一括経理してさしつかえない。ただし、区分して経理する必要があるときは、口座を「現金」、「預金」に区分して扱うものとする。  
(3) 公共団体の取扱いで「雑部金」として保管するときは「その他保管金」として財務規則に定める「雑部金受払簿」により現金出納簿と別途に経理する。

(様式第73号)

# 義 援 金 品 受 払 簿

岡 山 市

年 月 日	摘 要	受	払	残	て ん 末
47.9.10	ばけつ 〇〇商店より	100個			9.20 配分
"	衣 料 〇〇会社従業員	10梱			9.20 配分
"	現 金 〇〇中学生徒会	5,450円			9.10 現金出納簿へ転記
<hr/>					
47.9.20	物 資 〇〇町ほか2町村	10個 20梱 50点			550点 } で2梱と 100個 } する。
<hr/>					

(注) (1) この帳簿は、受入れてから配分するまでの受払およびてん末を記録する。ただし、現金については、現金出納簿へ転記し、その時に払出記帳する。

なお、物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用してもさしつかえない。

(2) 記載方法は、記載例に準じて行なう。

第4号様式（その1）

[ 災 害 概 況 速 報 ]

消防庁受信者氏名  災害名 (第 報)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部)	
	報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第 1 1 岡山市大規模地震発生時の防災体制

### 1 防災体制

地震による防災体制及び職員の配備体制は、次のとおり。

防災体制	震度階	勤務時間内	勤務時間外
注意体制 警戒体制	震度 4	風水害対策編、第 3 編 第 2 章 第 3 「配備体制・基準表」の基準による。	緊急初動班員ほか
特別警戒体制	震度 5 弱	※ 必要と認める場合は非常体制に移行する。	
非常体制（災害対策 本部設置の体制）	震度 5 強 以上	市職員全員	市職員全員

### 2 初動体制

地震による突発的な災害発生に対しては、速やかに被災情報の収集を行い、応急対策を実行する体制（災害対策本部体制）への移行に備える。

#### (1) 勤務時間内の初動体制

##### ① 震度 4 の場合（注意体制、警戒体制）

(7) 地震情報の把握は、庁内 LAN 掲示板及び庁内放送等により地震情報を各課に知らせる。出先機関へは各主管課から連絡する。

各課、出先機関は、地震による強い揺れ感じた場合は、テレビ、ラジオにより地震情報の早期把握に努める。

----- [地震速報について] -----

- (1) 地震発生から約 2 分後に、気象台より震度 3 以上の市町村名が発表される。
- (2) 津波避難については、地震発生から約 3 分程度で発表される。
- (3) 各地の震度がその後発表される。

岡山市域では、

「岡山市北区桑田町」「岡山市北区足守」「岡山市北区大供」「岡山市北区御津金川」「岡山市北区建部町福渡」「岡山市北区新屋敷」「岡山市中区浜」「岡山市東区西大寺上」「岡山市東区瀬戸町瀬戸」「岡山市南区片岡」「岡山市南区浦安南町」の 11 地点の震度が発表される。

#### (4) 被災情報の収集、報告

各課、出先機関は、直ちに被災情報の収集にあたり、特に出先機関は災害時優先電話を活用し主管課等への報告に努める。（市有または管理する施設及び設備を含む）各局室主管課は、被災情報を取りまとめて防災管理課に報告する。また、防災管理課は、防災関係機関から情報収集する。消防局長は、被災情報を市長に報告する。

----- [収集する被災情報の種類] -----

- (1) 人的被害情報 (2) 建築物被害情報 (3) 火災情報 (4) 公共施設被害情報
- (5) ライフライン被害情報 (6) 道路等被害情報、交通情報 (7) 避難情報
- (8) 文教施設病院被害情報 (9) 土木農林被害情報 (10) その他

(ウ) 非常体制への移行措置

市長から非常体制への移行の指示があれば、防災管理課は、災害対策本部の設置を庁内LAN及び庁内放送等により各課に知らせる。出先機関へは各主管課から連絡する。

また、防災管理課は本庁3階第3会議室または7階大会議室に災害対策本部室を設置する。

非常体制に移行しない場合でも、被害が相当数ある場合には防災管理課は情報収集及び災害応急対応のため本部室を設置し、また各担当課は応急対策を実施する。

----- [災害対策本部室の電話番号等] -----

災害対策本部室を設置した場合の電話番号等は以下のとおり。

- ・電 話（直通）803-1600, (代表) 803-1000 内線4460～4469（大規模の場合4470～4474を追加）
- ・F A X（防災管理課） 234-7066

② 震度5（弱）の場合（特別警戒体制）

(ア) 地震情報の把握

震度4の場合と同じ。

(イ) 情報収集室の設置

防災管理課は、被災情報の収集のため本庁3階第3会議室に情報収集室を設置する。（情報収集室の電話番号等は、災害対策本部室と同じ）

(ウ) 被災情報の収集、報告

各課、出先機関は、直ちに被災情報の収集（市有または管理する施設及び設備を含む。）にあたり、特に出先機関は災害時優先電話、MCA無線機等を活用し主管課等への報告に努め、被災情報を情報収集室に報告する。また、防災管理課は、防災関係機関から情報収集する。

消防局長は、被災情報を市長に報告する。

(エ) 非常体制への移行措置

震度4の場合と同じ。

③ 震度5（強）以上の場合（非常体制）

(ア) 地震情報の把握

震度4の場合と同じ。

(イ) 災害対策本部室の設置

消防局長は、地震情報を市長に報告する。

防災管理課は、本庁3階第3会議室に災害対策本部室を設置する。

防災管理課は、被災状況により第3会議室が本部室として手狭な場合は、総務企画課庁舎管理室の協力を得て本庁7階大会議室に本部室を移す。また、地震により本庁舎が被災した場合には、分庁舎あるいはほっとプラザ大供等に本部室を設置する。

各局室は、電話応対等のため職員を本部室に派遣する。



## (2) 勤務時間外の初動体制

### ① 緊急初動班員の指名

勤務時間外に震度4～震度5（弱）の地震が発生した場合には、迅速に被災情報の収集を行い、非常体制への移行を検討するため、常勤体制の消防局を除く各局室で緊急初動班を組織する。

ただし、地震はいつ発生するのか予想ができないことから、指名した緊急初動班員の全員がそろわない場合も考慮したうえで対応することとする。

#### (ア) 緊急初動班員の指名

緊急初動班員は、別途指定する参集箇所までの距離が、概ね5km以内に居住する職員の中から本部長が毎年度指名し、合わせて班長及びその代位者を選任する。

ただし、水道局は別に定める。

#### (イ) 市有公共施設等の被災調査職員の指名

市有公共施設を管理する各課は、勤務時間外に震度4以上の地震が発生した場合に、施設の被災状況を調査する職員を事前に指名しておく。調査職員は原則として複数とする。

### ② 震度4の場合（注意体制、警戒体制）

#### (ア) 地震情報の把握

職員は、勤務時間外に地震による強い揺れを感じた場合は、テレビ、ラジオにより地震情報の早期把握に努める。

#### (イ) 緊急初動班員等の参集

震度4と判明した場合、各局室及び各区の緊急初動班員及び市有公共施設等の被災調査職員は速やかに自主参集し、応急対応に当たる。参集途中においては、道路や建物等の被災状況を目視等により把握しながら参集する。

各緊急初動班長等は、適宜参集状況を防災管理課へ報告する。本人または家族等が被災したなど、やむを得ず参集できない職員はその旨を各班長等に連絡する。なお、水道局にあっても緊急初動班員が勤務場所に参集する。

#### (ウ) 被災情報の収集、報告

緊急初動班長等は、収集した被災情報を防災管理課（本部室がある場合は本部室）及び各局室長、各区長に報告する。防災管理課（本部室がある場合は本部室）は、防災関係機関からの情報と合わせ被災情報を取りまとめて市長及び県に報告する。

市有公共施設を管理する各課は、状況により公共施設の被災調査を行い、緊急初動班に報告する。

#### (エ) 非常体制への移行措置

市長から非常体制への移行の指示があれば、防災管理課（本部室がある場合は本部室）は、緊急初動班に連絡する。各緊急初動班は、各局室長、各区長等に連絡する。

また、防災管理課（本部室がある場合は本部室）は本庁3階第3会議室に災害対策本部室を設置する。

非常体制に移行しない場合でも、被害があれば各担当課長等に連絡し、各担当課において応急対策を実施する。

----- [県への報告について] 県の報告先電話番号等は以下のとおり。 -----

- (1) 備前県民局協働推進室 ・電 話 233-9880 ・F A X 224-3448  
・岡山県情報ネットワーク電話 77-6200-681  
・同F A X 6200-571
- (2) 岡山県危機管理課 ・電 話 226-7293 ・F A X 225-4659  
・岡山県情報ネットワーク電話 77-6100-2521 ~2513  
・同F A X 6100-5730~5731

③ 震度5（弱）の場合（特別警戒体制）

(ア) 地震情報の把握

震度4の場合と同じ。

(イ) 緊急初動班員の参集

震度4の場合と同じ。ただし、庁舎が被災により使用できない場合は、代替施設に参集する。なお、消防局にあつては全職員が自主参集する。

(ウ) 幹部職員の参集

消防局、水道局を除く各局室の係長職以上の全幹部職員は、勤務箇所に自主参集する。原則としてバイク・自転車・徒歩で参集し、参集途中においては道路や建物等の被災状況を目視等により把握しながら参集する。

本人または家族等が被災したなど、やむを得ず参集できない職員はその旨を各所属に連絡する。

(エ) 被災情報の収集、報告

各緊急初動班長等は、収集した被災情報を防災管理課（本部室がある場合は本部室）及び各局室長、各区長に報告する。防災管理課（本部室がある場合は本部室）は、防災関係機関からの情報と合わせ被災情報を取りまとめて市長及び県に報告する。

また、市有公共施設を管理する各課の被災調査員は、公共施設の被災調査を行い本庁もしくは支所の緊急初動班に報告する。

(オ) 非常体制への移行措置

震度4の場合と同じ。

④ 震度5（強）以上の場合（非常体制）

(ア) 地震情報の把握

震度4の場合と同じ。

(イ) 全職員の自主参集

全職員は勤務箇所に自主参集する。原則としてバイク・自転車・徒歩で参集し、参集途中においては道路や建物等の被災状況を目視等により把握して参集する。また、職員は出来るかぎり各自で食料飲料水を持参すること。交通事情等により勤務箇所に出勤できない職員は、最寄りの支所等に参集し、所属長に報告し指示を受ける。本人または家族等が被災したなど、やむを得ず参集できない職員はその旨を各所属に連絡する。

(ウ) 災害対策本部室の設置

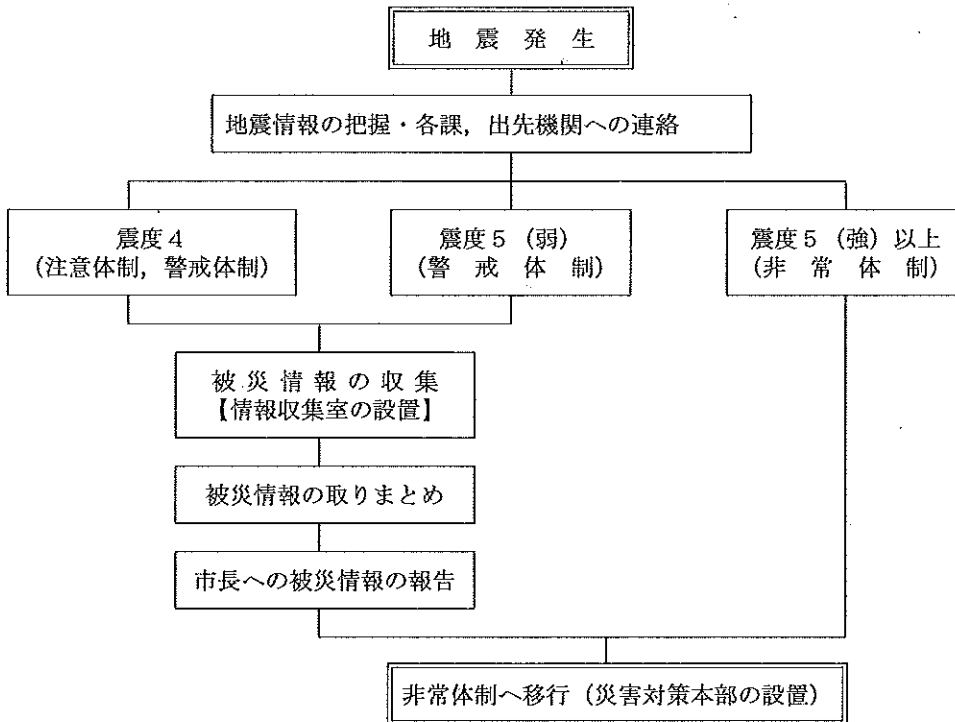
消防局長は、地震情報を市長に報告する。

防災管理課は、本庁3階第3会議室に災害対策本部室を設置する。被災状況により第3会議室が本部室として手狭な場合は、総務企画課庁舎管理室の協力を得て本庁7階大会議室に本部室を移す。また、地震により本庁舎が被災した場合には、分庁舎あるいはほっとプラザ大供等に本部室を設置する。

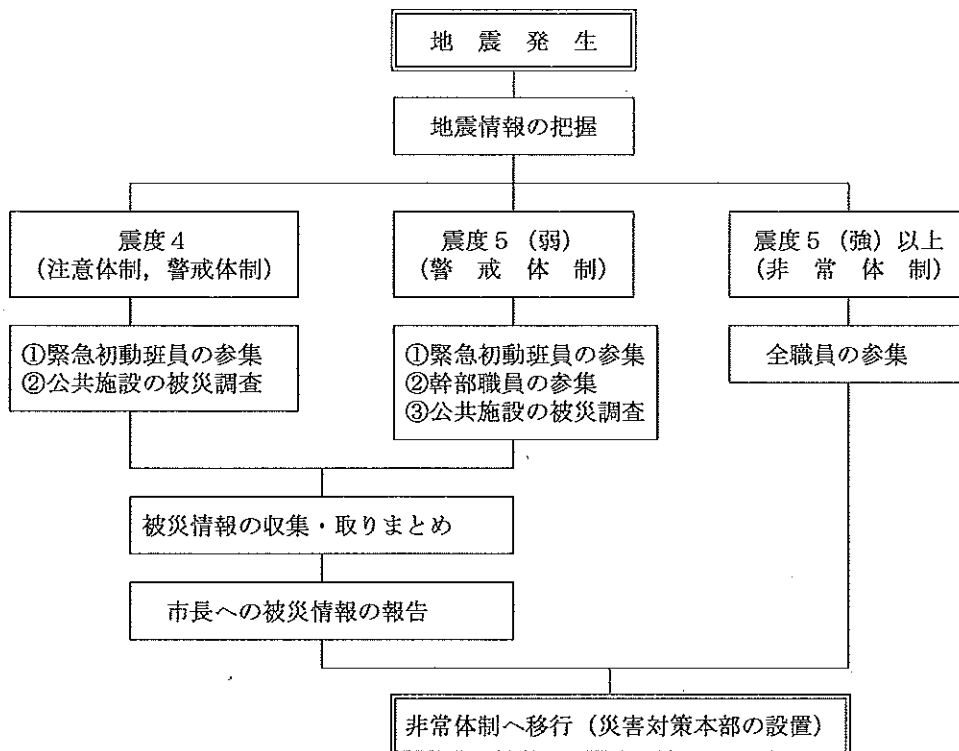
各局室は、電話応対等のための職員を本部室に派遣する。

【地震発生直後の初動体制フロー】

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



## 第12 岡山市災害対策本部の組織

### 1 班の編成及び所掌事務

部	部長担当職	班名	班長担当職	班員の所属課等	事務分掌
秘書広報部	部長 秘書広報室長	秘書班	秘書課長	秘書課	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察者、見舞者の応接に関する事。 3 連絡用自動車の配車に関する事。 4 災害関係労者のほう賞に関する事。 5 秘書広報室所管にかかる被害のとりまとめに関する事。 6 部内各班との連絡調整及び本庁本部連絡に関する事。
		広報班	広報課長	広報課	1 市民に対する災害広報に関する事。 2 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関する事。 3 報道機関に対する災害速報及び連絡に関する事。
安全安心部	部長 安全・安心ネットワーク担当局長	安全・安心ネットワーク推進班	安全・安心ネットワーク推進室長	安全・安心ネットワーク推進室	1 市民組織(安全・安心ネットワーク、町内会等)との連絡及び協力依頼に関する事。 2 ボランティアの受入れ、分野ごとの調整、派遣に関する事。 3 各部、各区本部からの応援要請に対する部内調整に関する事。
総務部	部長 総務局長 副部長 統括審議監 審議監	総務応援班	総務企画課長	総務企画課 (庁舎管理室を除く) 政策法務課 行政行進正化推進課 文書管理公開課 情報公開室	1 消防部防災管理班と共同して防災管理班の事務を実施すること。 2 総務局所管にかかる被害の取りまとめに関する事。 3 部内各班との連絡調整及び本庁本部連絡に関する事。 4 各部、各区本部からの応援要請に対する部内調整に関する事。
		庁舎管理班	庁舎管理担当課長	庁舎管理室	1 市庁舎の防災及び災害の応急復旧に関する事。 2 庁内電話施設の保全及び電話交換業務に関する事。
		人事班	人事課長	人事課 職員研修所	1 職員(市長の事務部局)の非常招集及び各部、各区本部からの応援要請に対する職員の配置に関する事。 2 災害の予防、防除等に従事する職員、協力者の事故についての市としての認定に関する事。
		職員班	職員課長	職員課	1 職員の福利厚生に関する事。 (災害活動職員の食事手配を含む) 2 職員のり災給付に関する事。 3 災害対策に係る時間外勤務手当等諸手当の取りまとめに関する事。
企画部	部長 企画局長 副部長 新市建設計画推進担当局長 審議監、次長	情報班	情報企画課長	情報企画課 情報システム課	1 市民に対する市ホームページを通じての災害広報のサポートに関する事。 2 各部、各区本部からの応援要請に対する部内調整に関する事。
		企画班	企画局審議官	企画局	1 避難所の管理及び避難者の収容、保護の応援協力に関する事。 2 災害復旧における総合企画及び調整に関する事。
		東京事務所班	東京事務所長	東京事務所	1 国会及び中央官庁との連絡調整に関する事。
財政部	部長 財政局長 副部長 統括審議監 審議監	財務班	財政課長	財政課 財産管理課 監理課 契約課 工事検査課	1 災害応急対策費の予算措置に関する事。 2 災害時における応急資材及び応急物資の購入に関する事。 3 災害復旧工事等の請負に関する事。 4 各部、各区本部からの応援要請に対する部内調整に関する事。
		税務班	税制課長	税制課 課税管理課 収納課 料金課	1 避難所の管理及び避難者の収容、保護の応援協力に関する事。 2 り災者に対する市税の減免、徴収猶予措置等に関する事。
市民部	部長 市民局長 副部長 人権担当局長 統括審議監 審議監	市民総務班	市民企画総務課長	市民企画総務課 区政推進課 生活安全課 国際課 男女共同参画課	1 災害に対する要望等の取りまとめ及び民意の把握に関する事。 2 避難所として活用する所管市有施設等との連絡調整に関する事。 3 災害広報の応援に関する事。 4 交通機関による事故における被害者の家族、関係者の対応に関する事。 5 交通誘導その他交通安全対策に関する事。 6 通訳に関する事。 7 各部、各区本部からの応援要請に対する部内調整に関する事。
		文化振興班	文化振興課長	文化振興課	1 文化振興課所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 2 文化振興課所管施設の避難・救助対策に関する事。
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課	1 社会体育施設の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関する事。
		人権推進班	人権推進課長	人権推進課	1 人権推進課所管諸施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 2 福祉交流プラザにおける避難、救助対策の連絡調整に関する事。

部	部長担当職	班名	班長担当職	班員の所属課等	事務分掌
保健福祉部	部長 保健福祉局長	保健福祉総務班	保健福祉企画総務課長	保健福祉企画総務課	1 保健福祉局所管に係る被害の取りまとめに関する事 2 部内各班との連絡調整及び本庁本部連絡に関する事 3 各部、各区本部からの応援要請に対する部内調整に関する事
	副部長 子ども子育て担当局長 統括審議監 審議監	福祉援護班	福祉援護課長	福祉援護課 監査指導課 医療助成課	1 救助物資の調達、保管に関する事 2 救助活動の総合調整に関する事 3 災害救助法及び災害救助条例の運用に関する事 4 り災による人的被害・家屋被害・家財被害に対するり災証明に関する事 5 日用品及び学用品等の支給その他災害救助法または災害救助条例に基づく救助のうち他部班に属しないこと 6 災害弔慰金の支給及び貸付金の貸付に関する事 7 義援金の募集受理及び配布に関する事 8 被災者生活再建支援法に関する事
		各福祉事務所班	各福祉事務所長	各福祉事務所	1 り災者の調査に関する事 2 り災者の生活保護及び被保護者への救助物資の配布に関する事 3 り災地の孤居高齢者及び障害者の状況調査及び保護並びに救助物資の配布に関する事 4 死体の収容及び要救助証明に関する事 5 救助物資の配布に関する事
		福祉救護班	高齢者福祉課長	高齢者福祉課 国民年金課 介護保険課 障害福祉課 障害者更生相談所 子ども企画課 子ども福祉課 保育課 子ども総合相談所 こころの健康センター	1 高齢者、障害者、児童等災害要援護者の救援に関する事 2 救助物資及び見舞金の配布に関する事 3 福祉施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 4 福祉施設入所者の保護及び救助物資の配布に関する事 5 災害要援護者に係る被害の取りまとめに関する事
		保健管理班	保健管理課長	保健管理課 食肉衛生検査所	1 医師会・歯科医師会・薬剤師会との連絡に関する事 2 医療救護班の派遣要請、受入及び配備計画に関する事 3 医療資器材の調達及び輸送に関する事 4 他の医療機関への応援、後方医療施設に収容された傷病者等の把握に関する事 5 保健関係課所管の被害の取りまとめに関する事 6 部内各班との連絡調整及び本部・現場本部連絡に関する事 7 り災地の衛生環境の把握及び防疫の指導に関する事
		保健所班	保健所長	保健課 健康づくり課 各保健センター 障害者生活支援センター 衛生課 検査課	1 救護所の開設、管理及び運営に関する事 2 医療資器材の輸送に関する事 3 り災地における母子保健、老人保健、精神保健、栄養指導及び歯科保健の指導実施に関する事 4 救護所内での死体の検案に関する事 5 り災地の衛生環境の把握及び防疫の指導に関する事 6 埋火葬(手続きを除く)に関する事 7 り災地における環境衛生指導、給水の確保の連絡調整及び食品衛生指導に関する事 8 死亡獣畜の処理の衛生指導に関する事 9 疫学調査及び感染症予防に関する保健指導 10 衛生検査に関する事
環境部	部長 環境局長	環境総務班	環境企画総務課長	環境企画総務課	1 環境局所管に係る被害の取りまとめに関する事 2 部内各班との連絡調整及び本庁本部連絡に関する事 3 各部、各区本部からの応援要請に対する部内調整に関する事
	副部長 統括審議監 審議監	環境保全班	環境保全課長	環境保全課 産業廃棄物対策課	1 災害時における特定物質等による被害の防除に関する事 2 り災地から発生する産業廃棄物の処理対策に関する事 3 り災地における産業廃棄物処理施設の被害調査及び災害の応急対策に関する事
		環境事業班	環境事業課長	環境事業課 第1事業所 野殿事業所 当新田事業所 岡南事業所 粗大事業所 資源事業所 西大寺事業所	1 り災地から発生する一般廃棄物の収集、運搬及び清掃についての指導に関する事 2 仮設トイレ設置の調整に関する事 3 所管諸施設の被害調査及び災害の応急対策に関する事 4 へい死した犬猫等の処理に関する事

部	部長担当職	班名	班長担当職	班員の所属課等	事務分掌
経済部	部長 経済局長 副部長 統括審議監 審議監 次長	環境施設班	環境施設課長	環境施設課 山上埋立管理事務所 東部クリーンセンター 東部リサイクルプラザ 岡南環境センター 当新田環境センター 一宮浄化センター	1 り災地から発生する一般廃棄物(し尿を除く)の中間処理及び最終処分に関する事。 2 所管諸施設の被害調査及び災害の応急対策に関する事。
		経済総務班	経済企画総務課長	経済企画総務課 産業課 雇用対策課 企業立地推進課	1 経済局所管にかかる被害の取りまとめに関する事。 2 部内各班との連絡調整及び本部連絡に関する事。 3 応急救助用生活必需品(主食を除く)の確保及び入手、あっせんに関する事。 4 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 5 り災商工業者の復旧資金のあっせんに関する事。 6 商工業者のり災証明に関する事。 7 各部、各区本部からの応援要請に対する部内調整に関する事。
		観光コンベンション推進班	観光コンベンション推進課長	観光コンベンション推進課	1 観光施設の被害調査及び災害の応急対策に関する事。 2 市域内における旅行中の被災者の家族及び関係者の宿泊施設のあっせん並びに案内等に関する事。
都市整備部	部長 都市整備局長 副部長 都市・交通・公園担当局長 統括審議監 審議監	農林水産班	農林水産課長	農林水産課 農村整備課	1 農林漁業の災害金融に関する事。 2 農林水産物の災害予防、被害調査及び災害の応急対策に関する事。 3 区本部及び部内他班との連絡調整に関する事。 4 下記項目について、各区本部の指導・協力に関する事。 ・農林水産物の災害予防、被害調査及び災害の応急対策。 ・保安林、森林等の災害予防、被害調査及び災害の応急対策。 ・農地、用排水施設、ため池等農業施設の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧。
		都市総務班	都市企画総務課長	都市企画総務課	1 都市整備局所管に係る被害の取りまとめ及び災害復旧計画の調整に関する事。 2 自衛隊その他応援団体受入に対する応援に関する事。 3 部内各班との連絡調整及び本庁本部連絡に関する事。 4 各部、各区本部からの応援要請に対する部内調整に関する事。
		公園緑地班	公園緑地課長	公園緑地課 庭園都市推進課	1 下記項目について、各区本部の指導・協力に関する事。 ・街路樹、緑地帯等の災害予防、被害調査及び災害の応急対策。 ・都市公園、児童遊園地等の被害調査及び災害の応急対策。 ・河川占用施設の撤去等。
都市整備部	部長 都市整備局長 副部長 都市・交通・公園担当局長 統括審議監 審議監	土木班	河川港湾課長	道路計画課 道路管理課 河川港湾課	1 公共土木施設災害の情報収集・取りまとめ、国・県の土木部局との連絡調整に関する事。 2 下記項目について、各区本部の指導・協力に関する事。 ・道路、橋梁、河川、港湾その他土木施設等に関する災害予防、応急対策、被害調査及び災害の応急復旧。 ・水防資材の確保及び輸送。 ・り災地における市管理の国道、県道及び市道の通行の禁止及び制限。 ・災害の除去に要する土木機材の確保及び応援。 ・浸水地区の応急的排水対策。 ・漂流物の保管。 ・応急対策用資器材、物資の緊急輸送。 ・輸送車両の調達及び配車。
		建築指導班	建築指導課長	建築指導課	1 住宅金融支援機構の災害復興住宅貸付及び産業労働者住宅建設資金の特例融資に関する事。 2 建築物の災害情報等の現地確認調査に関する事。 3 各種建築物の災害復旧についての指導及び相談に関する事。 4 被災建築物応急危険度判定に関する事。
		開発指導班	開発指導課長	開発指導課	1 宅地の災害情報等の現地確認調査に関する事。 2 宅地災害の危険防止及び災害復旧の指導に関する事。
		営繕班	営繕課長	営繕課	1 市有建築物の被害調査及び災害復旧に関する事。 2 各種緊急施設及び応急収容施設の建築に関する事。 3 被災建築物応急危険度判定の応援に関する事。 4 応急仮設住宅建築の応援に関する事。
		住宅班	住宅課長	住宅課	1 下記項目について、各区本部の指導・協力に関する事。 ・市営住宅の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関する事。 ・入居者の被害調査及び救援に関する事。 2 り災者の緊急入居に関する事。 3 応急仮設住宅の建築及び管理に関する事。
		応援班	都市計画課長	都市計画課 街路交通課 区画整理課	1 各区本部土木班の応急対策の応援に関する事。
		営繕班	営繕課長	営繕課	1 市有建築物の被害調査及び災害復旧に関する事。 2 各種緊急施設及び応急収容施設の建築に関する事。 3 被災建築物応急危険度判定の応援に関する事。 4 応急仮設住宅建築の応援に関する事。

部	部長担当職	班名	班長相当職	班員の所属課等	事務分掌
下水道部	部長 下水道局長 副部長 統括審議監 審議監	下水道班	下水道経営計画課長	下水道経営計画課 営業経理課 施設管理課 保全課 西部建設課 東部建設課	1 下水管渠、下水ポンプ場等の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関する事。 2 下水管渠、下水ポンプ場等の維持管理に関する事。 3 下水道局所管の雨水排水路の調査、維持管理及び修繕に関する事。 4 浸水地区の応急的排水対策に関する事。 5 下水道局所管にかかる被害の取りまとめに関する事。 6 部内の連絡調整及び本庁本部連絡に関する事。
	部長 会計管理者	会計班	会計課長	会計課	1 応急対策物品(用品会計取扱物品に限る)の出納、保管に関する事。 2 災害に係る金銭出納に関する事。
水道部	部長 水道事業管理者 副部長 統括審議監 審議監 参事 参与 専任次長	水道総務班	企画総務課長	企画総務課 経営管理課 管財課	1 職員の非常呼集及び配置に関する事。 2 被害情報の収集及び把握に関する事。 3 車両の配置に関する事。 4 情報通信網の確保及び運用に関する事。 5 水道部全体の連絡調整に関する事。 6 本部や県等関係機関との連絡調整に関する事。 7 対策活動に係る予算措置に関する事。 8 復旧関連資機材の調達及び物品の購入に関する事。 9 水道部の庶務に関する事。 10 応援要請及び受入の総括に関する事。 11 報道機関との連絡に関する事。 12 市民等への広報に関する事。 13 災害関連の記録に関する事。
		計画班	配水課長	配水課	1 情報の収集とその集約に関する事。 2 被害状況の解析に関する事。 3 復旧計画の計画、立案に関する事。 4 管工設備協同組合との復旧工事の実務調整に関する事。
		浄水対策班	浄水課長	施設課 浄水課	1 取水、浄水及び配水施設の被害状況の把握に関する事。 2 他班との連絡調整に関する事。 3 河川水質事故情報の通報及び連絡に関する事。 4 拠点センターの庶務に関する事。 5 取水、浄水及び配水施設の点検及び復旧に関する事。 6 応急給水用取水可能施設の調査に関する事。 7 緊急浄水処理に関する事。 8 配水コントロールに関する事。 9 配水池の貯水量確保に関する事。 10 配水施設の排水及び洗浄に関する事。
		水質対策班	水質試験所長	水質試験所	1 水質関係被害状況の把握に関する事。 2 原水等の水質検査に関する事。 3 水質の安全確認に関する事。 4 他班との連絡調整に関する事。
		給水対策班	営業課長	営業課 お客様センター 給水工事センター 中水道センター 東水道センター 西水道センター	1 被害状況の把握に関する事。 2 市民からの情報収集に関する事。 3 他班との連絡調整に関する事。 4 エリア対策部の庶務に関する事。 5 応急給水に関する事。 6 断水、濁水、水圧低下等の広報に関する事。 7 市民の問い合わせ、電話受付、苦情処理に関する事。 8 管路の点検に関する事。 9 復旧工事に関する事。
病院部	部長 病院事業管理者 副部長 病院局長 市民病院長 せのお病院長 金川病院長	病院総務班	経営総務課長	経営総務課	1 病院部所管に係る被害の取りまとめに関する事。 2 部内各班との連絡調整及び本部連絡に関する事。
		市民病院班	市民病院長	市民病院	1 医療救護班の編成派遣に関する事。 2 傷病者の応急救護に関する事。 3 感染症患者の収容及び治療に関する事。 4 医薬品等の調達、出納及び保管に関する事。 5 病院施設の応急対策及び入院患者等の避難に関する事。
	せのお病院班 金川病院班	せのお病院長 金川病院長	せのお病院 金川病院	1 傷病者の応急救護に関する事。 2 医薬品等の調達、出納及び保管に関する事。 3 病院施設の応急対策及び入院患者等の避難に関する事。	
市場部	部長 市場事業管理者 副部長 事業長	市場班	事業課長	事業課	1 中央卸売市場の諸施設の災害予防及び災害の応急復旧に関する事。 2 応急救助食糧品(主食を除く)の確保及び入手、あっせんに関する事。

部	部長担当職	班名	班長相当職	班員の所属課等	事務分掌
消防部	部長 消防局長 副部長 消防団長 危機管理監 統括審議監 審議監 次長	消防総務班	消防企画総務課長	消防企画総務課	1 消防職員(団員)の非常招集に関する事。 2 消防局における防災活動の調整に関する事。 3 広域防災活動の連絡調整に関する事。 4 消防職員(団員)及び防災活動協力者の災害補償の手続に関する事。 5 消防局所管に係る被害の取りまとめに関する事。 6 部内各班との連絡調整及び本庁本部連絡に関する事。 7 応援団体の受入れ対応に関する事。
		予防班	予防課長	予防課	1 気象情報、雨量、水位、ダム放流量等の情報収集、伝達及び記録に関する事。 2 災害時における危険物の警戒、指導に関する事。 3 市民に対する災害広報の応援に関する事。
		防災管理班	防災管理課長	防災管理課	1 本部会議に関する事。 2 本庁本部事務及び活動の総合調整に関する事。 3 県災害対策本部等との連絡に関する事。 4 災害状況の総合取りまとめに関する事。 5 防災活動等の実施状況の掌握及び記録に関する事。 6 避難の指示に関する事。 7 自衛隊その他応援団体の派遣要請受入れ及び配備計画に関する事。 8 各部及び区本部に対する連絡調整に関する事。
		警防班	警防課長	警防課	1 消防署間の連絡、調整に関する事。 2 消防車両及び消防資機材の確保、整備及び輸送に関する事。 3 災害情報、被害状況の収集、記録に関する事。 4 消防署において実施した災害予防及び災害応急対策活動並びに被害の取りまとめに関する事。 5 消防局に係るり災証明に関する事。 6 自衛隊その他応援団体受入に対する応援に関する事。
		航空班	航空隊長	航空隊(警防課)	1 情報収集に関する事。 2 空中消火に関する事。 3 災害対策用資機材等の物資輸送に関する事。 4 被災者に対する食料等の輸送に関する事。 5 人員の輸送に関する事。
		救急班	救急課長	救急課	1 病院、医師との連絡、調整に関する事。 2 被災患者の収容体制に関する事。
		情報指令班	情報指令課長	情報指令課	1 通信施設の保全及び運用に関する事。 2 防災活動に関する情報収集の補助及び被害通報等の処理に関する事。 3 防災体制配備連絡の補助に関する事。
		北消防署班 西消防署班 中消防署班 東消防署班 南消防署班	北消防署長 西消防署長 中消防署長 東消防署長 南消防署長	北消防署 西消防署 中消防署 東消防署 南消防署 消防団	1 災害の警戒及び防御に関する事。 2 警戒区域の設定に関する事。 3 避難の指揮及び誘導に関する事。 4 行方不明者の捜索に関する事。 5 災害現地における救助、障害物の除去及び応急対策に関する事。 6 所管区域の被害調査に関する事。
教育部	部長 教育長 副部長 教育次長 統括審議監 審議監	教育総務班	教育企画総務課長	教育企画総務課 人事財務課	1 教育委員会事務局職員の非常招集及び配置に関する事。 2 教育委員会関係の被害状況の取りまとめ、記録及び連絡に関する事。 3 部内各班との連絡調整及び本庁本部連絡に関する事。 4 避難所となった学校その他教育施設との連絡調整に関する事。 5 災害の応急復旧の予算措置に関する事。
		学校施設班	学校施設課長	学校施設課	1 市立学校、幼稚園の災害予防、被害調査及び災害応急復旧に関する事。
		学校班	学事課長	学事課 就学課 指導課	1 災児・生徒の就学等に関する事。 2 災児・児童・生徒及び教職員の被害調査、救済に関する事。 3 災児・児童・生徒に対する教科書等の供給に関する事。 4 学校施設の使用、協力に関する事。 5 災児・生徒の授業料等の減免に関する事。 6 教育集会所等の災害予防・被害調査及び災害の応急復旧に関する事。
		保健体育班	保健体育課長	保健体育課	1 災地の市立学校、幼稚園の幼児・児童・生徒及び教職員の応急救護並びに保健衛生に関する事。
		生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課 文化財課	1 図書館、公民館、青年の家等の社会教育施設及び文化財の災害予防、被害調査並びに災害応急復旧に関する事。 2 婦人会等の社会教育団体との災害救助活動についての連絡及び協力依頼に関する事。



職	部長担当職	班名	班長相当職	班員の所属課等	事務分掌
応援部	部長 行政改革担当 局長 副部長 各事務局の 長	行政改革推進 班 議会班 選管班 監査班 人事班 農業班	行政改革推進 室長 各事務局の長	行政改革推進室 議会事務局 選挙管理 委員会事務局 監査事務局 人事委員会事務局 農業委員会事務局	1 各部、各区本部の応援に関する事。
各区本部	区本部長 区長 区副本部長 区長代理	総務班	総務・地域振興 課長	総務・地域振興 課	1 区本部事務の総合調整に関する事。 2 管内の被害状況の取りまとめに関する事。 3 本庁本部その他管内関係機関との連絡等に関する事。 4 管内市民組織（町内会等）との連絡及び協力依頼に関する事。 5 管内住民への気象予・警報等災害情報の通報及び避難の指示に関する事。 6 区役所庁舎の防災及び応急復旧に関する事。 7 通信施設の保全及び運用に関する事。 8 各部、各区本部からの応援要請に対する部内調整に関する事。
		土木班	建設課長 維持管理課長	建設課 維持管理課	1 道路、橋梁、河川、港湾その他土木施設、街路樹、緑地帯、都市公園、児童遊園地及び市営住宅等に関する災害予防、応急対策、被害調査及び災害の応急復旧に関する事。 2 防災資機材の確保及び輸送に関する事。 3 被災地における市管理の国道、県道及び市道の通行禁止及び制限に関する事。 4 輸送車両の調達及び配車に関する事。 5 公共土木施設災害の情報整理と被害報告に関する事。
		農林水産班	農林水産振興 課長	農林水産振興課	1 農林水産物の災害予防、被害調査及び災害の応急対策に関する事。 2 保安林、森林等の災害予防、被害調査及び災害の応急対策に関する事。 3 農地、用排水施設、ため池等、農業用施設、水産林務施設の災害予防、被害調査、報告及び災害の応急復旧に関する事。
		市民保険年金 班	市民保険年金 課長	市民保険年金課	1 食糧(主食)の調達、保管及び非常炊き出しに関する事。 2 避難所の開設、運営及び避難者の収容、保護に関する事。 3 災害による犠牲者の埋葬手続きに関する事。
		税務班	税務課長	税務課	1 食糧(主食)の調達、保管及び非常炊出しの応援協力に関する事。 2 避難所の開設、運営及び避難者の収容、保護の応援協力に関する事。 3 災者に対する市税の減免、徴収猶予措置等に関する事。
		各支所班	各支所長	各支所	1 管内の災害予防、応急対策、被害調査及び災害の応急復旧に関する事。 2 避難所の開設、運営及び避難者の収容、保護の応援協力に関する事。 3 区本部への連絡に関する事。 4 管内関係機関との連絡調整に関する事。 5 支所庁舎の防災及び応急復旧に関する事。 6 通信施設の保全及び運用に関する事。1 区本部への連絡に関する事。
		各地域センタ ー班	各地域センタ ー長	各地域センタ ー	2 その他関係機関との連絡調整に関する事。 3 地域センター庁舎の防災及び応急復旧に関する事。 4 通信施設の保全及び運用に関する事。
※ 各区本部の班員には、第7条第1項ただし書きの規定に基づき指定された職員を含む。					

## 2 本部室の事務分担

係名	担当班	事務分担
電話対応係	市民総務班、 関係係 保健福祉総務班、 環境部各班、農林水産 班、土木班、 下水道班、警防班 等	1 住民、関係機関等からの災害情報、被害情報、応急対策の要請等についての総括的な聴取に関する事。
情報収集係	各部主管班	1 気象情報及び観測値、河川水位観測値及びダム放流情報、災害発生状況、応急対策活動の実施状況等各種情報の最新情報の収集及び整理に関する事。
記録係	各部主管班	1 本部長に対する被害状況及び応急対策実施状況の報告に関する事。 2 災害発生被害状況及び応急対策活動の実施状況等の市域図上での把握 整理に関する事。
連絡係	関係各班	1 本部長命令の伝達に関する事。 2 本部室と各部主管班、関係各班に対する連絡に関する事。 3 各種情報の全庁への周知に関する事。 4 国、県等関係防災機関との相互連絡に関する事。
調整係	総務部、防災管理班	1 本部室事務の円滑な運営に関する事。 2 本部活動の総合調整に関する事。 3 本部会議の開催及び運営に関する事。
庶務係	総務部、防災管理班	1 本部室事務に必要な用品等の確保に関する事。 2 防災行政無線に関する事。 3 その他庶務に関する事。
避難調整係	関係各班 ※避難勧告・指示のとき配置	1 避難所開設の総合調整に関する事。 2 各避難所への避難者数の把握に関する事。 3 救援物資等の配布の総合調整に関する事。

### 3 本部事務取扱要領

本部における災害に関する情報の収集・部内相互の連絡・調整及び指揮についての事務取扱は、次の要領によるものとする。

#### ① 災害通報の受信

市民から災害についての、電話連絡を受けたときは「災害発生受信処理票」様式第3号9に、所用の事項災害発生場所・被害状況・被害場所の目標・通報者の氏名連絡先等を具体的に記載するとともに、適切な応答をするように努める。

「災害発生受信処理票」は、本部控(白色)・本部報告用(黄色)・担当課控(青色)の3部複写とする。

#### ② 受信者

災害通報の受信は、現地の事情に詳しく、責任と権限に基づく判断と、対応のできることが必要のため、各部班に配備された可能な限りベテランの職員が当たるものとする。

#### ③ 応急対策の決定

災害通報に対しとるべき対応策は、各部長若しくは副部長及び各班長が決定する。

#### ④ 応急対策の指示

各部長・副部長及び班長は、決定された対応策に基づき、「災害発生受信処理票」の写しを交付して、各班員に対し災害応急対策を指示しなければならない。

#### ⑤ 応急対策の報告

班長の指示により、災害応急対策に出動した班員は、各部主管班に対し応急対策活動の経過を随時連絡するとともに、「災害発生受信処理票」により、実施結果を本部室に報告するものとする。

各部主管班は、部内の応急対策活動状況・被害状況・その他の諸情報を「災害発生受付状況一覧表」(様式第3号-11)等により、収集整理し、防災管理班に報告するものとする。

各区本部は、災害発生状況及び被害状況等を1時間ごとに「態様別による災害状況報告」(様式第3号-10)等により集計し、必要に応じて、防災管理班及び、各担当班に報告するものとする。

#### ⑥ 応急対策処理経過の総括

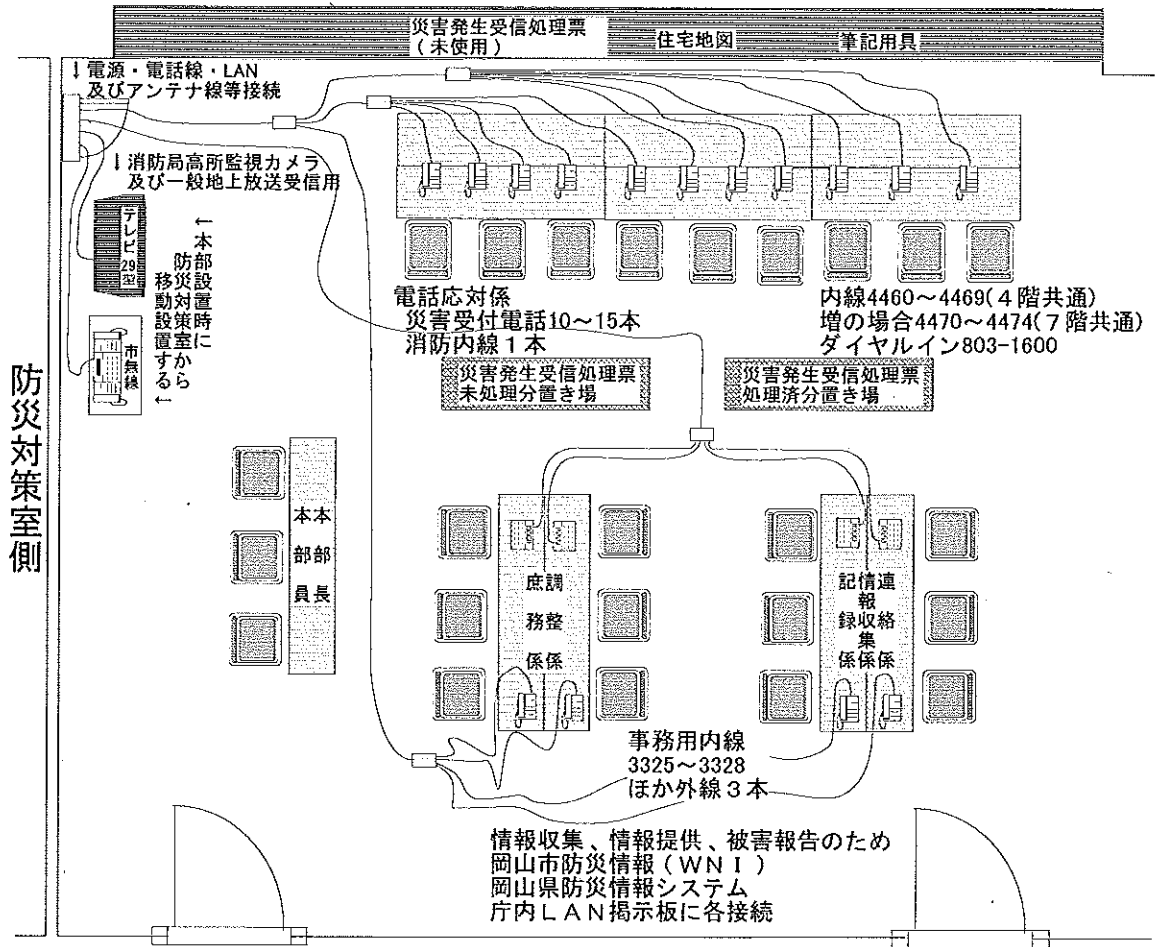
災害発生受信処理票の整理・応急対策の結果の聴取は、本部設置中においては本部室各係が、本部解散後においては、防災管理班が担当し、その整理の結果を広報班に連絡するものとする。また、各部主管班においても部内各班が現地確認及び、応急対策を担当したものについて、とりまとめるものとする。

#### ⑦ 災害応急対策に関する広報

災害発生状況及び、応急対策状況の報道機関に対する広報は、広報班が当たるものとする。

# 災害対策本部（水防本部） 第3会議室（東）配置例

災害規模拡大の場合  
第3会議室（西）も



↑ 『本部設置』標識掲示場所

岡山市地域防災計画（資料編）

昭和40年6月18日	制 定
昭和47年4月	全面修正
平成2年3月	全面修正
平成9年1月	一部修正

（震災対策編を策定）

平成10年2月	一部修正
平成11年2月	一部修正
平成12年2月	一部修正
平成13年5月	一部修正
平成14年6月	一部修正
平成15年6月	一部修正
平成17年2月	一部修正
平成18年2月	一部修正
平成19年6月	一部修正
平成23年3月	全面修正

編集発行 岡山市防災会議

（事務局担当）

岡山市消防局防災管理課

岡山市北区大供一丁目1番1号

直通電話 (086)803-1082

F A X (086)234-7066

E-mail bousai@city.okayama.okayama.jp